

## 新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に向けた 法令類の制定及び改正とこれらに対する意見募集の結果について （実用発電用原子炉施設関係以外）（案）

令和 2 年 2 月 5 日  
原子力規制庁

### 1. 経緯

新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に向け、法施行に必要となる規則、規則の解釈等の案（経過措置等を含む。）について、令和元年 9 月 25 日の第 31 回原子力規制委員会での了承に基づき意見公募手続を実施した。

今回は、上記の意見公募手続の対象としたもののうち実用発電用原子炉施設以外に関する法令類（別紙 1 の 1. に掲げるもの）について、当該意見募集の実施結果を以下に示す。

### 2. 意見募集の実施結果

- (1) 意見募集の対象：別紙 1 の 1. に掲げる法令類
- (2) 意見募集の期間：令和元年 9 月 26 日から同年 10 月 25 日（30 日間）
- (3) 意見募集の方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送及び F A X
- (4) 御意見数<sup>1</sup>：基準規則及びその解釈 8 件、施行規則、保安規定審査基準及び経過措置等 35 件、命令 1 件
- (5) 提出意見及びこれに対する考え方は、別紙 4 のとおりとしたい。

### 3. 主な修正点

上記 2. の意見募集等を踏まえた修正や誤記の訂正のうち、主要なものは以下のとおり。

- (1) 各事業等の技術基準規則及び解釈
  - 1) 規則で定義していた溶接の対象について、各規則において主要な溶接部等と規定するとともに、具体的な範囲を解釈において規定する。  
（対象：試験炉、加工、貯蔵、再処理、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準）  
【加工規則の例：意見 1～3。規則第 1 条第 2 項、第 15 条第 1 項及び第 31 条第 1 項  
解釈別記（加工施設の溶接の方法について）】
  - 2) 規則間の整合を図るため、試験炉施設が通常運転時に工場等<sup>2</sup>の周辺に及ぼす空間線量率について、「十分に低減できる」旨の規定を改め、「原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回る」旨の規定に変更する。  
（対象：試験炉の技術基準）【試験炉規則第 16 条第 1 項】

<sup>1</sup> 総務省が実施する行政手続法の施行状況調査で指定された算出方法に基づくもので、別紙 4 にある意見の数とは一致しない。

<sup>2</sup> 「工場等」とは試験研究炉を設置する工場又は事業所を意味する。

(2) 各事業等の施行規則等における共通事項

- 1) 品質マネジメントシステムのみを変更する場合には、設計及び工事の計画の認可・使用前確認を要しないこととする。

(対象：試験炉、船舶、加工、貯蔵、再処理、第一種埋設、廃棄物管理 の施行規則)

【貯蔵規則の例：第3条の2第1項及び第3項、第8条第5号】

- 2) 溶接に係る使用前事業者検査（核燃料使用については使用前検査）を行った旨の表示をすべき容器等について、従来溶接検査の対象であった主要な溶接部を有するもの等に限定する。（実用炉則と同様）

(対象：試験炉、加工、貯蔵、再処理、第一種埋設、廃棄物管理、核燃料使用 の施行規則)

【試験炉規則の例：第3条の2の5】

- 3) 廃止措置段階の施設では、認可を受けた廃止措置計画に基づき保安活動が実施されることから、従来どおり運転又は操作に関する措置の適用を除外する。（実用炉則と同様）

(対象：研開炉、加工 の施行規則) 【研開炉規則の例：第82条第1項柱書き】

- 4) 廃止措置段階における措置内容は変更しないことから、これら措置の記録保存要求も変更しないこととする。

(対象：試験炉、船舶、加工、貯蔵、第一種埋設、廃棄物管理 の施行規則)

【貯蔵規則の例：第27条第1項の表第2号】

- 5) 規則間の整合を図るため、設計想定事象に係る教育及び訓練の頻度について、「毎年一回以上定期」を「定期」に修正する。（実用炉則と同様）

(対象：貯蔵、第一種埋設、廃棄物管理 の施行規則)

【貯蔵規則の例：意見8。第32条第2号】

- 6) 型式証明の申請内容について、品質管理関連事項の追加を取りやめる（法律上型式証明の判断基準は設備の技術基準適合のみを要求し、品質管理に関する基準適合を要求していないため）。（実用炉則と同様）

(対象：研開炉、貯蔵 の施行規則)

【貯蔵規則の例：第43条の2の2第1項第5号及び第2項第3号、第43条の2の3第2項第3号】

- 7) 旧事業者等<sup>3</sup>に係る廃止措置中の施設の維持を要する場合の規定を事業者等と同様に整備する。（実用炉則と同様）

(対象：研開炉、試験炉、船舶、加工、貯蔵、再処理、第一種埋設、廃棄物管理 の施行規則) 【貯蔵規則の例：意見10。第43条の12の2】

(3) 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則

- 1) 平成25年改正時に原子力規制委員会決定の内容の一部を誤って公布していた第78条

<sup>3</sup> 指定や許可を取り消された事業者等又は事業者等が解散、死亡した場合に承継がなかったときの清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代わって相続財産を管理する者のことをいう。

第1号口(3)及び(4)の「燃料体の損傷」を「燃料体の著しい損傷」に改める。(実用炉則と同様)

(4) 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則

1) 令和元年10月23日原子力規制委員会決定による改正内容(ピット処分及びトレンチ処分に係る改正)のうち、廃止措置段階の保安規定について、①放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置に関する事、②廃棄物埋設施設の定期的な評価等に必要な情報を把握するための廃棄物埋設地及びその周辺の状況の監視に関する事、③廃棄物埋設施設の定期的な評価等に関する事を、廃止措置段階で要求しない措置であることから削除する。

【第20条第2項本文、第8号、第12号及び第19号】

2) 第二種廃棄物埋設施設においては廃止措置段階において性能を維持すべき施設が想定されないことから、性能維持施設に係る規定を削除する。

【意見10。第16条第2号、第22条の6の2、第22条の7及び第22条の13】

(5) 核燃料物質の使用等に関する規則

1) 令<sup>4</sup>第41条非該当施設に係る記録の保存期限(1年、3年又は5年)を原子力規制検査の頻度(10年ごとに1回)に合わせる改正を取りやめる。

【第2条の11第1項の表第1号、第2号及び第5号】

2) 使用施設等の安全上重要な施設に係る操作記録について、令第41条非該当施設には安全上重要な施設はないため、令第41条非該当施設に対する保存期限の例外規定を削除する。

【意見8。第2条の11第1項の表第3号】

(6) 製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則

1) 放射能濃度の測定及び評価の方法の認可申請について、本文記載事項の「放射能濃度確認対象物の管理方法」を説明する資料を、これまでどおり求めることができるよう、「放射能濃度確認対象物の管理方法に関する事」を添付することを求める<sup>5</sup>。

なお、試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則についても同様に修正する。

【意見1、第5条第2項第7号】

(7) 各事業等の保安規定の審査基準

1) 内部監査や事業者検査における独立性に関するグレーデットアプローチの適用<sup>6</sup>について

<sup>4</sup> 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和32年政令第324号)

<sup>5</sup> 今回の改正では当該説明資料を添付する根拠としていた第5条第2項第7号を「放射能濃度の測定及び評価に係る品質マネジメントシステムに関する事」に変更する予定であることから、根拠規定として不十分となり、追加規定が必要になった。

<sup>6</sup> 本修正は、各事業の保安規定審査基準に対する意見ではなく、品質管理基準規則に対する意見として提出された内容を関連する事業の保安規定審査基準に反映したものの。

て追記する。

(対象：試験炉、加工、貯蔵、第二種埋設、廃棄物管理、核燃料使用、試験炉（廃止措置段階）)

【試験炉の例：第15条第1項第2号及び第17号】

- 2) 令和元年10月23日原子力規制委員会決定による改正内容（第二種埋設（ピット処分及びトレンチ処分））及び同年11月13日原子力規制委員会決定による改正内容（試験炉（定期的な評価））を反映する。

【試験炉の例：第15条第1項第18号】

- 3) 再処理施設における放射性液体廃棄物の海洋放出について、重複する規定を整理する。

【意見4、第17条第1項第8号及び第13号】

修正後	修正前
再処理規則第17条第1項第8号 排気監視設備及び海洋放出監視設備 (変更なし)	再処理規則第17条第1項第8号 排気監視設備及び海洋放出監視設備 2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第17号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第10号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。
再処理規則第17条第1項第13号 海洋放出口周辺海域等の放射線管理 (削除)	再処理規則第17条第1項第13号 海洋放出口周辺海域等の放射線管理 2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体での管理方法の一部として、第16号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体での管理方法の一部として、第17号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。

#### 4. 関係規則の経過措置

令和元年9月25日第31回原子力規制委員会の資料3別紙1にあるように、関係規則の附則において経過措置等を規定することとした。

今般、提出された意見を含めて検討を行い、実用発電用原子炉施設以外に関し、別紙2のとおり、経過措置を定めることとしたい。



## 5. 関係法令類の改正に伴う形式的な変更

新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に向けた法令類の改正に伴い、別紙1の2. に掲げる規則、告示等に形式的な変更を加える必要がある。これらは、行政手続法第39条第4項各号に掲げる意見公募手続を実施することを要しない命令等に該当することから、この手続を実施せず、必要な変更を行うこととしたい。

## 6. 関係法令類の決定

上記2. から5. までを踏まえ、別紙1に掲げる法令類について、別紙5のとおり制定又は一部改正したい。その際、これらの法令類の経過措置等のうち運用に関するものは別紙3のとおりとしたい。

なお、上記3. を含めた意見募集実施時からの変更点は赤文字で示している。

これらの法令類は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の原子力規制検査関係部分の施行期日に合わせ、令和2年4月1日から施行する。

（添付資料）

- 別紙1 今回の決定の対象とする法令類の一覧
- 別紙2 新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に係る規則の経過措置について（実用発電用原子炉施設関係以外）（案）
- 別紙3 新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に係る法令類の規定の運用について（実用発電用原子炉施設関係以外）（案）
- 別紙4 提出意見とこれに対する考え方（案）
- 別紙5 今回の決定の対象とする法令類の制定又は一部改正案

## 今回の決定の対象とする法令類の一覧

## 1. 第二段階の意見募集に関するもの

## (1) 技術基準規則

- ・ 試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則（案）
- ・ 加工施設の技術基準に関する規則（案）
- ・ 使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則（案）
- ・ 再処理施設の技術基準に関する規則（案）
- ・ 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則（案）
- ・ 使用施設等の技術基準に関する規則（案）

## (2) 技術基準規則の解釈

- ・ 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 一部改正案
- ・ 試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則の解釈（案）
- ・ 加工施設の技術基準に関する規則の解釈（案）
- ・ 使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則の解釈（案）
- ・ 再処理施設の技術基準に関する規則の解釈（案）
- ・ 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則の解釈（案）
- ・ 使用施設等の技術基準に関する規則の解釈（案）

## (3) 各事業等の施行規則等（経過措置を含む。）

- ・ 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 一部改正案
- ・ 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 一部改正案
- ・ 船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則 一部改正案
- ・ 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則 一部改正案
- ・ 核燃料物質の加工の事業に関する規則 一部改正案
- ・ 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則 一部改正案
- ・ 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 一部改正案
- ・ 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則 一部改正案
- ・ 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則 一部改正案
- ・ 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則 一部改正案
- ・ 核燃料物質の使用等に関する規則 一部改正案
- ・ 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則 一部改正案
- ・ 核原料物質の使用に関する規則 一部改正案
- ・ 核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則 一部改正案
- ・ 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則 一部改正案
- ・ 製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能

濃度についての確認等に関する規則 一部改正案

- ・試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則 一部改正案

(4) 命令

- ・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令 一部改正案

(5) 保安規定審査基準

- ・研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準 一部改正案
- ・試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準 一部改正案
- ・加工施設における保安規定の審査基準 一部改正案
- ・使用済燃料貯蔵施設保安規定の審査基準 一部改正案
- ・再処理施設における保安規定の審査基準 一部改正案
- ・第二種廃棄物埋設事業に係る廃棄物埋設施設における保安規定の審査基準 一部改正案
- ・廃棄物管理施設における保安規定の審査基準 一部改正案
- ・使用施設等における保安規定の審査基準 一部改正案
- ・廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 一部改正案

## 2. 関係法令類の改正に伴い、形式的な変更を行うもの

- ・国際規制物資の使用等に関する規則
- ・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則

※このほか、関係法令類の改正に伴う以下の告示等の形式的な変更について、専決決裁により対応予定。

- ・核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する措置等に係る技術的細目を定める告示
- ・核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示
- ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の規定に基づき国家公安委員会等との関係を定める告示
- ・実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第四十八条第一項の表各号の規定に基づき特定重要発電用原子炉施設を定める告示
- ・核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示
- ・試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十四条の三第二項第二十三号イ(2)等の規定に基づき申告書に記載する事項等を定める告示
- ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等を始めとした内規類

## 新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に係る規則の経過措置について （実用発電用原子炉施設関係以外） （案）

令和2年2月5日  
原子力規制庁

令和元年12月25日第50回原子力規制委員会・資料3別紙2において、新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に係る規則の経過措置のうち、実用発電用原子炉施設に関する規則について提示した。今回それ以外の原子力施設等（加工、試験炉、研開炉、貯蔵、再処理、第二種埋設、廃棄物管理、核燃料物質使用、核原料物質使用、事業所外廃棄及び事業所外運搬）の規則に関し、以下の内容の規定を定めることとしたい。

### <整備規則関係（別紙5-13）>

#### 1. 施行後最初の定期事業者検査の実施時期（附則第3条～第5条）

施行後最初の定期事業者検査の実施時期については、以下のとおりとする。

- （1）新規基準に適合している原子力施設であって、施行日において施設定期検査を終了しているもの：施設定期検査が終了した日以降12月を超えない時期
- （2）新規基準に適合している原子力施設であって、施行日前日において施設定期検査を実施中のもの：施行日以降12月を超えない時期
- （3）新規基準に適合していない原子力施設（施行日前日において施設定期検査を実施中のもの）：施行日において定期事業者検査を開始
- （4）廃止措置段階の原子力施設のうち施設定期検査を要するものであって、施行日において施設定期検査を終了しているもの：施設定期検査が終了した日以降13月を超えない時期
- （5）廃止措置段階の原子力施設のうち施設定期検査を要するものであって、施行日前日において施設定期検査を実施中のもの：施行日において定期事業者検査を開始
- （6）廃止措置段階の原子力施設のうち施設定期検査を要しないもの：施行日以降12月を超えない時期

#### 2. 施行日直後の定期事業者検査の報告（附則第6条）

定期事業者検査を開始しようとするときは1月前までに報告を行うこととされているところ、施行日から1月以内に定期事業者検査を開始しようとする場合には施行日までに報告を行うものとする（保安規定の変更認可までの間に定期事業者検査が開始される場合の報告については、別紙3の4.参照）。

また、1.（3）及び（5）に該当する施行日前日において施設定期検査を実施中の施設の場合には、定期事業者検査を開始しようとするときにおける報告は不要とする。

#### 3. 記録の保存期限（附則第7条）

- （1）今回の規則改正に伴い削除される記録の保存期限については、従前の保存期限まで保存を求める（例えば、加工施設の設備等の点検・巡視の記録は、1年の期間の保存を求めている。）。

この場合、使用前検査及び施設定期検査の結果は、それぞれ次の使用前検査又は施設定期検査の時まで保存を求めているが、施行後の最初の同一事項に関する使用前確認又は定期事業者検査まで保存を求めることとする。

また、施設定期自主検査の結果については、加工規則、再処理規則及び廃棄物管理規則において「検査終了後5年が経過するまでの期間」、試験炉規則及び核燃料物質使用規則においては「同一事項に関する次の検査のときまでの期間」まで保存を求めているが、施行後の最初の同一事項に関する定期事業者検査まで保存を求めることとする。

さらに、核燃料物質使用規則（令41条該当使用者のみ）の施設検査の結果は、次の施設検査のときまで保存を求めているが、施行後の最初の同一事項に関する使用前確認まで保存を求めることとする。

- (2) 試験炉規則及び核燃料物質使用規則（令41条該当使用者のみ）の品質保証計画に関する記録の保存期限は、現行の規則において「次の改定後の3年間」の保存が求められているため、「品質マネジメント文書又は品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録の作成後3年が経過するまでの期間」保存を求めることとする。

#### 4. 保安規定の（変更）認可申請（附則第8条第1項及び第2項）

- (1) 施行日において保安規定の変更認可を受けている施設に対し、新たに要求することとする品質マネジメントシステム等に関し、施行日から6月以内に保安規定の変更の認可申請を求める。
- (2) 施行日において建設段階で、保安規定の認可を受けていない施設に対し、施行日から6月以内に保安規定の認可申請を求める。
- (3) 上記(1)及び(2)に係る処分までは、従前の保安規定に基づき保安措置を講ずることによりよいこととする。なお、今回の制度改正により廃止される法定検査（使用前検査、施設定期検査、溶接検査等）については、法律上の根拠がなくなり、事業者等がこれに対応すべき義務もなくなる。

#### 5. 事業所外廃棄規則及び事業所外運搬規則の保安措置（附則第8条第3項）

品質マネジメントシステム等を保安措置として新たに要求した事業所外廃棄規則の廃棄及び事業所外運搬規則の運搬を行おうとする事業者等（実用発電用原子炉設置者を含む。）のうち保安規定認可を受けなければならない者は、当該事業者等の品質マネジメントシステムに関する保安規定変更認可が処分されるまでは、従前の保安措置を講ずることによりよいこととする。

#### 6. 保安規定を定めない事業者の保安措置（附則第8条第4項及び第5項）

保安措置の改正事項について、核燃料物質使用規則の令41条非該当使用者については、核燃料物質使用規則、事業所外廃棄規則及び事業所外運搬規則に関して、施行日から6月までの間は、従前の保安措置を講ずることによりよいこととする。

また、事業所外運搬規則の運搬を委託された者についても事業所外運搬規則に関して、施行日から6月までの間は、従前の保安措置を講ずることによりよいこととする。

#### 7. 施行日前に申請された容器承認（附則第9条）

施行日前に申請された事業所外運搬規則の容器承認（使用期間の更新を含む。）については、改正後の事業所外運搬規則の規定による申請とみなす。

## 8. 経年劣化技術評価（附則第10条）

経年劣化に関する技術評価を新たに規定する4つの規則（加工、試験炉、再処理、廃棄物管理）において、改正前の「経年変化に関する技術的な評価」を「経年劣化に関する技術的な評価」と、「～施設の保全のために実施すべき措置に関する十年間（試験炉にあっては、十箇年）の計画」を「長期施設管理方針」<sup>1</sup>とそれぞれみなす。

## 9. 廃止措置計画の変更認可申請（附則第11条）

施行日において廃止措置計画認可を受けている施設に対し、新たに要求することとする品質マネジメントシステム及び性能維持施設に関し、施行日から6月以内に廃止措置計画の変更の認可申請を求める。当該申請に係る処分までは、従前の廃止措置計画に基づき廃止措置を講ずることとよいこととする。

## 10. その他（附則第12条～第15条）

（1）保安規定変更認可の申請中の者に対して適用が猶予される各事業規則の条文を以下のとおり改正する。

### ①研開炉規則

現行	改正後
第78条、第79条、第80条、第81条	第78条
第87条第1項第20号、第21号、第22号、第23号及び第3項第17号、第18号、第19号、第20号	第87条第1項第16号及び第3項第16号

### ②試験炉規則

現行	改正後
—	第10条
第15条第1項第15号	第15条第1項第15号及び第2項第15号

### ③核燃料物質使用規則

現行	改正後
—	第2条の11の8
第2条の12第1項第11号	第2条の12第1項第13号及び第2項第15号

### ④加工規則

現行	改正後
第7条の4の4、第7条の4の5	第7条の4の3
第8条第1項第17号、第18号及び第2項第19号、第20号	第8条第1項第14号及び第2項第16号

### ⑤再処理規則

現行	改正後
第12条の4、第12条の5	第12条
第17条第1項第20号、第21号及び第2項第22号、第23号	第17条第1項第15号及び第2項第17号

対象規則：①原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第4号）附則第12条第2項の

<sup>1</sup>「長期施設管理方針」とみなすに当たり、従前の10年間の期間について変更するものではない。

一部改正（研開炉規則関係）

- ②原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 16 号）附則第 2 条第 2 項の一部改正（試験炉規則関係）
- ③同第 4 条第 2 項の一部改正（核燃料物質使用規則関係）
- ④同第 7 条第 2 項の一部改正（加工規則関係）
- ⑤同第 11 条第 2 項の一部改正（再処理規則関係）

- (2) 施行日までに安全性向上評価を行っていない加工施設については、安全性向上評価の実施時期について「最初に行う施設定期検査の次の施設定期検査が終了した日以降 6 月を超えない時期」を「最初に行う定期事業者検査の次の定期事業者検査が終了した日以降 6 月を超えない時期」に改める。

対象規則：原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 16 号）附則第 8 条の一部改正（加工規則関係）

- (3) 廃止措置段階にある核燃料施設等に施設の性能維持を要求することに合わせて、新型転換炉原型炉ふげんに関し、当該要求を適用しないことを規定した経過措置（平成 29 年原子力規制委員会規則第 5 号附則第 2 条第 3 項及び第 4 項並びに第 3 条）を削除する。
- (4) 核燃料物質使用規則の改正に伴い、試験研究用等原子炉施設等に対する妨害破壊行為等への対策の強化等のための試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則（平成 31 年原子力規制委員会規則第 1 号）附則で引用する核燃料物質使用規則の条項番号を整理する。

<再処理施設の技術基準に関する規則関係（別紙 5 - 4）>

**バックフィット対策に係る措置（附則第 3 条及び第 4 条）**

バックフィット対策に係る措置（①有毒ガス対策、②高エネルギーアーク対策）について、以下のとおり規定する。

- (1) 経過措置期間の起点について「施設定期検査を終了した日」を「定期事業者検査を終了した日」とする。
- (2) 経過措置期間を適用しない対象について「当該期間中における使用前検査及び当該検査を受けた再処理施設」を「当該期間中における使用前事業者検査の確認及び当該確認を受けた再処理施設」とする。

対象規則：①再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則等の一部を改正する規則（平成 29 年原子力規制委員会規則第 6 号）附則第 2 条第 2 項（再処理指定基準規則及び再処理技術基準規則関係）  
②再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則等の一部を改正する規則（平成 29 年原子力規制委員会規則第 12 号）附則第 2 条第 1 項及び第 2 項（再処理技術基準規則関係）

**新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に係る法令類の  
規定の運用について  
（実用発電用原子炉施設関係以外）  
（案）**

令和 2 年 2 月 5 日  
原子力規制庁

令和元年 9 月 25 日第 31 回原子力規制委員会・資料 3 別紙 1 において、新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に向けた法令類の整備において、各規則の附則において経過措置等を規定するほか、必要に応じて、運用上の取扱いを明確化することとした。

今般、提出された意見を含めて検討を行い、実用発電用原子炉施設以外の原子力施設（加工、試験炉、研開炉、貯蔵、再処理、第二種埋設、廃棄物管理、核燃料物質使用）の規則に関し、以下のとおり、法令類の規定を運用することとしたい。

**1. 新制度に対応した申請の施行日前の受理について**

下記の処分については、施行日（令和 2 年 4 月 1 日）以降に事業者等からの多くの申請が集中することが予想されることから、新制度への円滑な移行及び審査業務量の平準化を図るため、施行日前においても申請を受理し、審査を開始する。認可又は認可の拒否の処分は施行日以降に行う。

（1）保安規定の変更の認可（品質マネジメントシステム及び施設管理実施計画関係）

（2）廃止措置計画の変更の認可（品質マネジメントシステム及び性能維持施設関係）

注）品質マネジメントシステム関係に係る設置許可等の変更の届出は、その内容が上記の認可の基準となるものであり、施行日前においても、届出を予定する内容について事前に聴取を行うこととする。

**2. 設計及び工事の方法の認可を受けずに行われている工事の取扱い**

使用前事業者検査の確認の基準は、①認可を受けた設計及び工事の計画に従って行われたものであること、及び②技術上の基準に適合するものであること、と規定されている。

したがって、施行の際現に設計及び工事の方法の認可を受けことなく行われている工事（溶接検査が行われていた工事や、新規基準に適合するため設計及び工事の方法の認可前に着手を認められている工事）についても、基本的には、施行日以降に設計及び工事の計画の認可を得た上で使用前事業者検査を行う必要があるが、制度の円滑な移行のため、当該認可前においても使用前事業者検査を行うことができることとし、その際、上記①については、事業者等が認可申請中の設計及び工事の計画に従って実施すれば足りることとする。ただし、事業者等は施行日以降に当該認可を受けた後、使用前確認の申請を行うものとする。

核燃料物質使用規則では、設計及び工事の計画の認可の制度がなく、使用許可の後に使用者が使用前検査を行うこととなるが、上記の考え方と同様に当該許可前においても使用前検査を行うことができることとする。



なお、分割して認可の申請がされた工事を含めて、施行日前に設計及び工事の方法の認可を受けている工事については、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第7条第1項の規定に基づき、現行の使用前検査を行うこととされている。

### 3. 廃止される検査及び審査の記録の取扱い

令和2年4月1日以降廃止される以下の審査又は検査について、施行日前日までに終了に至らないものは、施行日前日にその事務を終了してそれまでに作成した審査又は検査の記録を保管し、必要に応じて原子力規制検査及び使用前確認に活用する。

- 施設定期検査
- 溶接の方法の認可の審査

### 4. 施設管理目標及び施設管理実施計画

保安規定の変更認可までの間に定期事業者検査が開始される場合、事業者等が当該検査開始前に報告する施設管理目標及び施設管理実施計画については、その認可後の保安規定に基づき策定されるものに代えて、これらの案又はこれらに相当する内容（従前の保安規定に基づき策定された施設定期自主検査の保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画等であって、次回及び次々回の定期事業者検査の主な事項、開始予定日、当該施設の工事の方法及び時期、点検等の方法、実施頻度及び時期、工事及び点検等を実施する際に行う保安措置を含むもの。）を報告すればよいものとする。

## 提出意見とこれに対する考え方（案）

### 1. 技術基準規則

- 1-1. 試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則（案）に関するもの
- 1-2. 加工施設の技術基準に関する規則（案）に関するもの
- 1-3. 使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則（案）に関するもの
- 1-4. 再処理施設の技術基準に関する規則（案）に関するもの
- 1-5. 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則（案）に関するもの
- 1-6. 使用施設等の技術基準に関する規則（案）に関するもの

### 2. 技術基準規則の解釈

- 2-1. 試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則の解釈（案）に関するもの
- 2-2. 加工施設の技術基準に関する規則の解釈（案）に関するもの
- 2-3. 使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則の解釈（案）に関するもの
- 2-4. 再処理施設の技術基準に関する規則の解釈（案）に関するもの
- 2-5. 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則の解釈（案）に関するもの
- 2-6. 使用施設等の技術基準に関する規則の解釈（案）に関するもの

### 3. 施行規則等

- 3-1. 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 一部改正案に関するもの
- 3-2. 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 一部改正案に関するもの
- 3-3. 船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則 一部改正案に関するもの
- 3-4. 核燃料物質の加工の事業に関する規則 一部改正案に関するもの
- 3-5. 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則 一部改正案に関するもの
- 3-6. 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 一部改正案に関するもの
- 3-7. 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則 一部改正案に関するもの
- 3-8. 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則 一部改正案に関するもの
- 3-9. 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則 一部改正案に関するもの
- 3-10. 核燃料物質の使用等に関する規則 一部改正案に関するもの
- 3-11. 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則 一部改正案に関するもの

るもの

- 3-12. 製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則 一部改正案に関するもの

#### 4. 命令

4. 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令 一部改正案に関するもの

#### 5. 保安規定審査基準

- 5-1. 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準 一部改正案に関するもの
- 5-2. 試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準 一部改正案に関するもの
- 5-3. 加工施設における保安規定の審査基準 一部改正案に関するもの
- 5-4. 再処理施設における保安規定の審査基準 一部改正案に関するもの
- 5-5. 第二種廃棄物埋設事業に係る廃棄物埋設施設における保安規定の審査基準 一部改正案に関するもの
- 5-6. 廃棄物管理施設における保安規定の審査基準 一部改正案に関するもの
- 5-7. 使用施設等における保安規定の審査基準 一部改正案に関するもの
- 5-8. 廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 一部改正案に関するもの

#### 6. 経過措置等に関するもの

※なお、以下の法令類については特段の御意見がなかった。

- ・ 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 一部改正案
- ・ 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則 一部改正案
- ・ 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則 一部改正案
- ・ 核原料物質の使用に関する規則 一部改正案
- ・ 核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則 一部改正案
- ・ 試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則 一部改正案
- ・ 使用済燃料貯蔵施設保安規定の審査基準 一部改正案

## 提出意見とこれに対する考え方（案）

### 1-1. 試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則（案）に関するもの

番号	提出意見	考え方
1	第61条第1項第3号において「設けられていあること。」とあるが、「設けられていること。」の誤りではないか。	御意見のとおり修正します。
2	第67条において「第2条第2項」（定義）を指しているが、「第3条第2項」（特殊な方法による試験炉施設）の誤りではないか。	御意見のとおり修正します。

## 1-2. 加工施設の技術基準に関する規則（案）に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>第1条 第2項 第12号から第20号に記載された加工施設の容器及び管の機種区分は、現行「加工施設、再処理施設、特定第一種廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接の技術基準に関する規則」に規定されているものである。これら機種区分は、現行「核燃料物質の加工の事業に関する規則」第3条の8（溶接検査を受ける加工施設）に規定されている溶接検査の対象範囲に対して、溶接検査内容等の区分けのために設けられている。第12号から第20号に記載された機種区分の位置付け・対象範囲を現行と同じとするため、第15号および第18号の記載が次のように変更されるべきではないか。（2.、3.と関連）</p> <p>十五 「加工第二種機器」とは、加工施設に属する容器又は管のうち、加工第一種機器及び第十八号に規定する加工第三種機器以外のもの（その溶接部が、第十五条第一項第三号及び第三十一条第一項第二号に規定する主要な容器等の溶接部に該当する容器及び管に限る。）をいう。</p> <p>十八 「加工第三種機器」とは、加工施設に属する容器又は管のうち、次に掲げるもの（その溶接部が、第十五条第一項第三号及び第三十一条第一項第二号に規定する主要な容器等の溶接部に該当する容器及び管に限る。）をいう。</p>	<p>御意見のとおり、加工施設の機器の規定は、加工施設、再処理施設、特定第一種廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接の技術基準に関する規則に定義されており、溶接検査の対象範囲に対して区分けされたものです。当該規則の技術的内容は、溶接の認可の廃止に伴い加工施設の技術基準に関する規則の解釈に規定することとしましたので、御意見を踏まえ、第1条第2項第12号から第20号までの規定は、同解釈の別記に規定します。</p>
2	<p>第15条 第1項 上記1.により、第3号の記載が次のように変更されるべきではないか。（1.と関連）</p> <p>三 容器等のうち、第一条第二項第十二号から第二十号までに掲げるものの主要な容器等の溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。）は、次に掲げるところによるものであること。</p>	<p>上記1.に示した考え及び本御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 三 容器等のうち、第1条第2項第12号から第20号までに掲げるものの溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。）は、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>【修正後】 三 容器等の主要な溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。）は、次に掲げるところによるものであること。</p>
3	<p>第31条 第1項 上記1.により、第2号の記載が次のように変更されるべきではないか。（1.と関連）</p>	<p>上記1.に示した考え及び本御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 二 容器等のうち、第1条第2項第12号から第20号までに</p>

	<p>二 容器等のうち、第一条第二項第十二号から第二十号までに掲げるものの主要な容器等の溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。）は、次に掲げるところによるものであること。</p>	<p>掲げるものの溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。）は、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>【修正後】 二 容器等の主要な溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。）は、次に掲げるところによるものであること。</p>
4	<p>第31条 第2項 第31条第1項第1号は材料及び構造に対する要求であり、このうち材料に対する要求は使用前に適用されることを考えると、第2項の記載は、別紙4-2-5解釈の規則側の記載と同じく次のように変更されるべきではないか。</p> <p>2 加工事業者が容器等の材料及び構造を検査又は維持する場合においては、前項第二号の規定は、法第十六条の三第三項に定める使用前事業者検査の確認を受けるまでの間適用する。</p>	<p>御指摘のとおり、第31条第1項第1号は、材料及び構造に対する要求であることから、同号に係る材料についても第2項に含める必要があります。</p> <p>したがいまして、御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 なお、記載の適正化の観点から、第2項は、第1項柱書き後段に移行します。</p> <p>【修正前】 第31条（略） 2 前項第2号の規定は、法第16条の3第3項に定める使用前事業者検査の確認を受けるまでの間適用する。</p> <p>【修正後】 第31条（略）この場合において、第1号（容器等の材料に係る部分に限る。）及び第2号の規定については、法第16条の3第2項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。</p>

### 1-3. 使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則（案）に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則            第四条 第四条の最終行「・・・この規則の規定にかかわらず当該施設を維持しなければならない。」の「施設を維持」とは施設・設備の保全・保守等を実施することで要求・期待する機能が満たされる事という意味合いで記載されているという理解で良いか確認したい。なお、規制委員会で「施設を維持」を「保全」の意味合いという説明をされていたが、この「維持」について当該技術基準の解釈等にその内容を記載して頂きたい。</p>	<p>「維持」についての内容は、廃止措置計画の認可申請の際の審査において確認されるべき事項と考えます。認可を受けた廃止措置計画により性能維持施設が抽出されますので、「維持」についての内容を技術基準規則の解釈に記載することは予定していません。</p> <p>なお、性能維持施設については、「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置計画の認可の審査に関する考え方（平成29年4月19日原子力規制委員会決定）」等を御参考下さい。</p>
2	<p>使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則            第十四条第一項第二号            支持構造物であって、密封容器に溶接により取り付けられ、その損壊により、密封容器の損壊を生じさせるおそれがあるものについて、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の第十七条第八号と同様の規定が必要ではないか。</p>	<p>これまでに申請された使用済燃料貯蔵施設では、金属キャスクの支持構造物で御指摘の規定にあるような密封容器に溶接により取り付けられたものは、ありません。</p> <p>したがって、原案のとおりとします。</p>
3	<p>使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則            第十四条第一項第三号ニ 第十四条第一項第三号ニの「・・・あらかじめ確認したものにより溶接したものであること。」は、あらかじめ確認する内容は「溶接施工法」と「溶接資格者」で良いか確認したい。なお、当該の記載では「・・・あらかじめ確認したもの・・・」の「もの」が「・・・あらかじめ確認を実施した（溶接の資格が有るかかわからない）者が溶接をする」場合の「者」という意味合いに取られる可能性がある。このため当該記載は「あらかじめ確認」した「溶接施工法」、「溶接設備及び技能を有する溶接士」によって溶接が実施されることが明確に解る文章（「・・・あらかじめ確認し、あらかじめ確認した工法、設備、溶接士により溶接されていること。」等）に修正していただきたい。</p>	<p>御意見のとおり、「あらかじめ確認したもの」の「もの」は、溶接施工法、溶接設備及び技能を有する溶接士を指しています。</p> <p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p><b>【修正前】</b>            ニ 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法、溶接設備及び適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものにより溶接したものであること。</p> <p><b>【修正後】</b>            ニ 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法、<u>及び溶接設備及び並びに適切な技能</u>を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものにより溶接したものであること。</p>

#### 1-4. 再処理施設の技術基準に関する規則（案）に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>第1条 第2項 第15号から第29号に記載された再処理施設の容器及び管の機種区分は、現行「加工施設、再処理施設、特定第一種廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接の技術基準に関する規則」に規定されているものである。これら機種区分は、現行「使用済燃料の再処理の事業に関する規則」第7条の2（溶接検査を受ける再処理施設）に規定されている溶接検査の対象範囲に対して、溶接検査内容等の分け分けのために設けられている。第15号から第29号に記載された機種区分の位置付け・対象範囲を現行と同じとするため、第24号および第27号の記載が次のように変更されるべきではないか。（2.、3.と関連）</p> <p>二十四 「再処理第四種機器」とは、再処理施設に属する容器又は管のうち、再処理第一種機器、再処理第二種機器、再処理第三種機器及び第二十七号に規定する再処理第五種機器以外のもの（その溶接部が、第十七条第一項第三号及び第三十七条第一項第二号に規定する主要な容器等の溶接部に該当する容器及び管に限る。）をいう。</p> <p>二十七 「再処理第五種機器」とは、再処理施設に属する容器又は管のうち、次に掲げるもの（その溶接部が、第十七条第一項第三号及び第三十七条第一項第二号に規定する主要な容器等の溶接部に該当する容器及び管に限る。）をいう。</p>	<p>御意見のとおり、再処理施設の機器の規定は、加工施設、再処理施設、特定第一種廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接の技術基準に関する規則に定義されており、溶接検査の対象範囲に対して分けされたものです。当該規則の技術的内容は、溶接の認可の廃止に伴い再処理施設の技術基準に関する規則の解釈に規定することとしましたので、御意見を踏まえ、第1条第2項第15号から第29号までの規定は、同解釈の別記に規定します。</p>
2	<p>第1条第2項第3号について、誤記と思われるため、次のとおり修正すべきである。</p> <p>（現 状）：三 「周辺監視区域」とは、再処理規則第一条第二項第六号に規定する周辺監視区域をいう。</p> <p>（修正案）：三 「周辺監視区域」とは、再処理規則第一条第二項第四号に規定する周辺監視区域をいう。</p>	<p>御意見のとおり修正します。</p>
3	<p>第1条第2項第4号について、誤記と思われるため、次のとおり修正すべきである。</p> <p>（現 状）：四 「放射性廃棄物」とは、再処理規則第一条第二項第八号に規定する放射性廃棄物をいう。</p> <p>（修正案）：四 「放射性廃棄物」とは、再処理規則第一条第二項第六号に規定する放射性廃棄物をいう。</p>	<p>御意見のとおり修正します。</p>
4	<p>第17条 第1項</p>	<p>上記1. に示した考え及び本御意見を踏まえ、以下のとおり</p>



	<p>上記1.により、第3号の記載が次のように変更されるべきではないか。(1.と関連)</p> <p>三 容器等のうち、第一条第二項第十五号から第二十九号までに掲げるものの主要な容器等の溶接部(溶接金属部及び熱影響部をいう。)は、次に掲げるところによるものであること。</p>	<p>修正します。</p> <p>【修正前】 三 容器等のうち、第1条第2項第15号から第29号までに掲げるものの溶接部(溶接金属部及び熱影響部をいう。)は、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>【修正後】 三 容器等の<u>主要な溶接部</u>(溶接金属部及び熱影響部をいう。)は、次に掲げるところによるものであること。</p>
5	<p>第37条 第1項 上記1.により、第2号の記載が次のように変更されるべきではないか。(1.と関連)</p> <p>二 容器等のうち、第一条第二項第十五号から第二十九号までに掲げるものの主要な容器等の溶接部(溶接金属部及び熱影響部をいう。)は、次に掲げるところによるものであること。</p>	<p>上記1.に示した考え及び本御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 二 容器等のうち、第1条第2項第15号から第29号までに掲げるものの溶接部(溶接金属部及び熱影響部をいう。)は、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>【修正後】 二 容器等の<u>主要な溶接部</u>(溶接金属部及び熱影響部をいう。)は、次に掲げるところによるものであること。</p>

6	<p>第37条 第2項  第37条第1項第1号は材料及び構造に対する要求であり、このうち材料に対する要求は使用前に適用されることを考えると、第2項の記載は、別紙4-2-4解釈の規則側の記載と同じく次のように変更されるべきではないか。</p> <p>2 再処理事業者が容器等の材料及び構造を検査又は維持する場合においては、前項第二号の規定は、法第四十六条第三項に定める使用前事業者検査の確認を受けるまでの間適用する。</p>	<p>御指摘のとおり、第37条第1項第1号は、材料及び構造に対する要求であることから、同号に係る材料についても第2項に含める必要があります。</p> <p>したがって、御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>なお、記載の適正化の観点から、第2項は、第1項柱書き後段に移行します。</p> <p><b>【修正前】</b>  第37条（略）  2 前項第2号の規定は、法第46条第3項に定める使用前事業者検査の確認を受けるまでの間適用する。</p> <p><b>【修正後】</b>  第37条（略）この場合において、第一号（容器等の材料に係る部分に限る。）及び第二号の規定については、法第46条第2項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。</p>
---	---	--

1-5. 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則（案）に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>第1条 第2項 第7号から第10号に記載された特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の容器及び管の機種区分は、現行「加工施設、再処理施設、特定第一種廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接の技術基準に関する規則」に規定されているものである。これら機種区分は、現行「核燃料物質又は核燃料物質に汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則」第11条（溶接検査を受ける特定廃棄物管理施設）に規定されている溶接検査の対象範囲に対して、溶接検査内容等の分け分けのために設けられている。第7号から第10号に記載された機種区分の位置付け・対象範囲を現行と同じとするため、第7号および第10号の記載が次のように変更されるべきではないか。（2. と関連）</p> <p>七 「廃棄第一種機器」とは、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に属する容器又は管であって、ダクト以外のもの（その溶接部が、第十三条第一項第二号に規定する主要な容器等の溶接部に該当する容器及び管に限る。）をいう。</p> <p>十 「廃棄第二種管」とは、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に属する管のうち、ダクト（その溶接部が、第十三条第一項第二号に規定する主要な容器等の溶接部に該当する管に限る。）をいう。</p>	<p>御意見のとおり、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の機器の規定は、加工施設、再処理施設、特定第一種廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接の技術基準に関する規則に定義されており、溶接検査の対象範囲に対して分けされたものです。当該規則の技術的内容は、溶接の認可の廃止に伴い特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則の解釈に規定することとしましたので、御意見を踏まえ、第1条第2項第7号から第10号までの規定は、同解釈の別記に規定します。</p>
2	<p>第13条 第1項 上記1.により、第2号の記載が次のように変更されるべきではないか。（1. と関連）</p> <p>二 容器等のうち、第一条第二項第七号から第十号までに掲げるものの主要な容器等の溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。）は、次に掲げるところによるものであること。</p>	<p>上記1. に示した考え及び本御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 二 容器等のうち、第1条第2項第7号から第10号までに掲げるものの溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。）は、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>【修正後】 二 容器等の<u>主要な溶接部</u>（溶接金属部及び熱影響部をいう。）は、次に掲げるところによるものであること。</p>
3	<p>第13条 第2項 第13条第1項第1号は材料及び構造に対する要求であり、このうち材料に対する要求は使用前に適用されることを考えると、第2項の記載は次のように変更されるべきではないか。</p>	<p>御指摘のとおり、第13条第1項第1号は、材料及び構造に対する要求であることから、同号に係る材料についても第2項に含める必要があります。</p> <p>したがって、御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 なお、記載の適正化の観点から、第2項は、第1項柱書き後</p>

	<p>2 廃棄事業者が容器等の材料及び構造を検査又は維持する場合においては、前項第二号の規定は、法第五十一条の八第三項に定める使用前事業者検査の確認を受けるまでの間適用する。</p>	<p>段に移行します。</p> <p><b>【修正前】</b>  第13条（略）  2 前項第2号の規定は、法第51条の8第3項に定める使用前事業者検査の確認を受けるまでの間適用する。</p> <p><b>【修正後】</b>  第13条（略）この場合において、第1号（容器等の材料に係る部分に限る。）及び第2号の規定については、法第51条の8第2項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。</p>
4	<p>第13条 第2項  別紙4-1-3 廃棄物技術基準規則に対する意見のとおり、第2項の記載が次のように変更されるべきではないか。  2 廃棄事業者が容器等の材料及び構造を検査又は維持する場合においては、前項第二号の規定は、法第五十一条の八第三項に定める使用前事業者検査の確認を受けるまでの間適用する。</p>	<p>上記3で示した考え方を参照下さい。</p>

## 1-6. 使用施設等の技術基準に関する規則（案）に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>第2条 第2項 第9号から第17号に記載された使用施設等の容器及び管の機種区分は、現行「使用施設等の溶接の技術基準に関する規則」に規定されているものである。これら機種区分は、現行「核燃料物質の使用等に関する規則」第2条の6（溶接検査を受ける使用施設等）に規定されている溶接検査の対象範囲に対して、溶接検査内容等の分け分けのために設けられている。第9号から第17号に記載された機種区分の位置付け・対象範囲を現行と同じとするため、第12号および第15号の記載が次のように変更されるべきではないか。（2. と関連）</p> <p>十二 「使用第二種機器」とは、使用施設等に属する容器又は管のうち、使用第一種機器及び第十五号に規定する使用第三種機器以外のもの（その溶接部が、第十七条第一項第二号に規定する主要な容器等の溶接部に該当する容器及び管に限る。）をいう。</p> <p>十五 「使用第三種機器」とは、使用施設等に属する容器又は管のうち、次に掲げるもの（その溶接部が、第十七条第一項第二号に規定する主要な容器等の溶接部に該当する容器及び管に限る。）をいう。</p>	<p>御意見のとおり、使用施設等の機器の規定は、核燃料物質の使用等に関する規則に定義されており、溶接検査の対象範囲に対して分けられたものです。当該規則の技術的内容は、溶接の認可の廃止に伴い使用施設等の技術基準に関する規則の解釈に規定することとしましたので、御意見を踏まえ、第2条第2項第9号から第17号までの規定は、同解釈の別記に規定します。</p>
2	<p>規則第6条第1項の二重（ ）書きは、先に使用規則第2条第2項第5号にて「使用許可基準規則」が定義されているため、次のとおり修正する。</p> <p>（誤）「使用施設等は、これに作用する地震力（使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第34号。以下「使用許可基準規則」という。）第9条第2項の規定により算定する地震力をいう。）による・・・」</p> <p>（正）「使用施設等は、これに作用する地震力（使用許可基準規則第9条第2項の規定により算定する地震力をいう。）による・・・」</p>	<p>御意見のとおり修正します。</p>
3	<p>第17条 第1項 上記1.により、第2号の記載が次のように変更されるべきではないか。（1. と関連）</p> <p>二 容器等のうち、第二条第二項第九号から第十七号までに掲げるものの主要な容器等の溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。）は、次に掲げるところによるものであること。</p>	<p>上記1. に示した考え及び本御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>修正前 二 容器等のうち、第2条第2項第9号から第17号までに掲げるものの溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。）は、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>【修正後】</p>

		二 容器等の <u>主要な溶接部</u> （溶接金属部及び熱影響部をいう。）は、次に掲げるところによるものであること。
--	--	---

## 提出意見とこれに対する考え方（案）

### 2-1. 試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則の解釈（案）に関するもの

番号	提出意見	考え方
1	<p>別記 2. 溶接施工法 4～9行目 「第3条改正前」の「第3条」は、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）」の第3条を指していると思われませんが、そうであればそれを明示するのが望ましいのではないのでしょうか。もしくは、「核原料物質、核燃料物質及び～以下「法」という。）の第3条改正前」を「技術基準規則の施行前」などに改めてはいかがでしょうか。</p> <p>また、溶接安全管理審査及び評定を受けたものとの記述がございますが、審査及び評定は「発電用原子炉設置者の溶接事業者検査の実施に係る体制」に対し行われるものであり、溶接施工法に対し行われるものではないため、「法第43条の3の13に基づく溶接事業者検査において技術基準への適合性が確認されたもの」などに改めてはいかがでしょうか。</p> <p>「同等と認められる溶接施工法」として挙げられているものは、末尾が「等」となっているとおり、あくまでも一例であると解釈できますが、その趣旨は、改正法第3条の施行の前後を問わず、炉規制法に基づき、いずれかの技術基準（原子力施設の種類の問わない）への適合性が確認されたものは同等と認められる、との理解で間違いないのでしょうか。</p> <p>また、「4. 溶接を行う者」には「第3条改正前」の記述がなく、溶接施工法と溶接士技能とで「同等と認められるもの」の基本的な考え方（技術基準適合確認が行われた時期、確認に用いられた技術基準の種類）に意図的な差異が存在するのでしょうか。</p>	<p>御意見を踏まえ、「第3条改正前」は「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）第3条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行前」に修正します。</p> <p>「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第39条溶接安全管理審査の申請を行い、法第43条の3の13溶接安全管理検査の第3項の審査、第5項の評定を受けたもの等をいう。」については、同等の例示として記載しましたが、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号）における同等を例示することとし削除します。</p> <p>同等と認められる溶接施工法に関しては、御意見のとおり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定される原子力施設のいずれかにおいて、各々の技術基準に適合すると認められた溶接施工法及び溶接士の技量は、同法が規定する他の施設においても「同等」と認められます。ただし、ある施設について既に取得した施工法及び溶接士の技量に関する試験における確認項目が、それを適用しようとする施設におけるそれらの確認項目に適合していることが必要です。</p> <p>溶接を行う者については改正法第3条の施行前でも後でも取得した資格の作業範囲が決まっているため、その範囲での作業を認められていることから条件の設定は不要です。</p>
2	<p>別紙4-2-3 16頁 別記 4. 溶接を行う者 3～6行目 「同等と認められる者」として挙げられているものは、末尾が「等」となっているとおり、あくまでも一例であると解釈できますが、その趣旨は、改正法第3条の施行の前後を問わず、炉規制法に基づき、いずれかの技術基準（原子力施設の種類の問わない）への整合性が確認されたものは同等と認められる、との理解で間違いないのでしょうか。</p> <p>また「2. 溶接施工法」には「第3条改正前」の記述があり、溶接施工法と溶接士技能とで「同等と認められるもの」の基本的な考え方（技術基準適合</p>	<p>上記1で示した考え方を参照下さい。</p>

確認が行われた時期、確認に用いられた技術基準の種類) に意図的な差異が存在するのでしょうか。	
--	--



## 提出意見とこれに対する考え方（案）

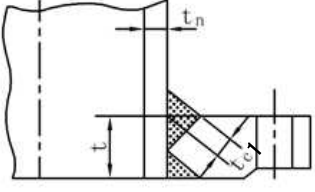
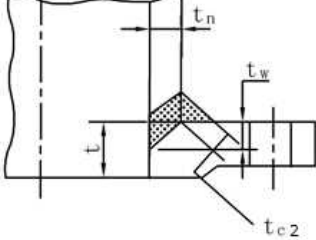
### 2-2. 加工施設の技術基準に関する規則の解釈（案）に関するもの

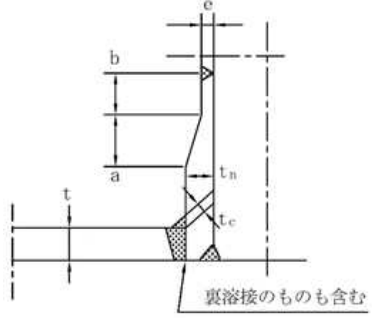
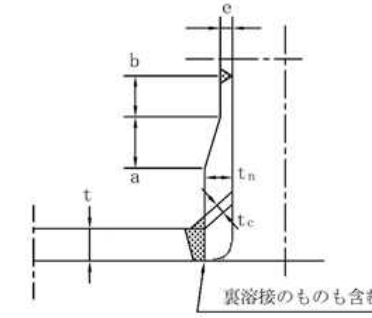
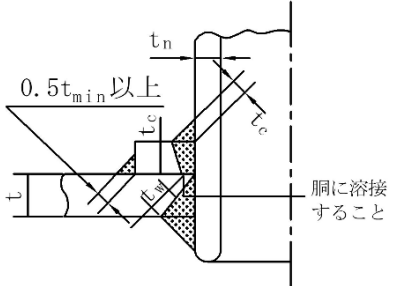
番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>第15条 第1項 別紙4-1-3加工技術基準規則に対する意見のとおり、第3号の記載が次のように変更されるべきではないか。（2. と関連）</p> <p>三 容器等のうち、第一条第二項第十二号から第二十号までに掲げるものの主要な容器等の溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。）は、次に掲げるところによるものであること。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>（規則第15条第1項） 【修正前】 三 容器等のうち、<u>第一条第二項第十二号から第二十号までに掲げるものの溶接部</u>（溶接金属部及び熱影響部をいう。）は、次に掲げるところによるものであること。 【修正後】 三 容器等の<u>主要な溶接部</u>（溶接金属部及び熱影響部をいう。）は、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>（解釈第15条2） 【修正前】 2 第1項第3号に規定する「<u>容器等のうち、第一条第二項第十二号から第二十号までに掲げるものの溶接部</u>」とは、次に掲げる容器又は管の溶接部をいう。 【修正後】 2 第1項第3号に規定する「<u>容器等の主要な溶接部</u>」とは、次に掲げる容器又は管の溶接部をいう。</p>
2	<p>第15条 第1項 上記1. により、解釈2の記載が次のように変更されるべきではないか。（1. と関連）</p> <p>2 第1項第3号に規定する「<u>主要な容器等の溶接部</u>」とは、次に掲げる容器又は管の溶接部をいう。</p>	<p>上記1で示したとおり修正します。</p>
3	<p>第15条 第1項 解釈2(3)イの「500g」は「500kg」に訂正されるべきではないか。</p>	<p>核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年総理府令第37号）の第3条の8（溶接検査を受ける加工施設）には、「三 ウラン又はウランの化合物を含む液体状の物質を内包する容器又は管（第一号に規定するものを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの イ その内包するウランの量が五百キログラム以上の容器」とありますので、御意見のとおり修正します。</p>

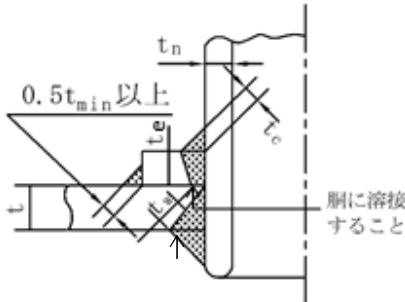
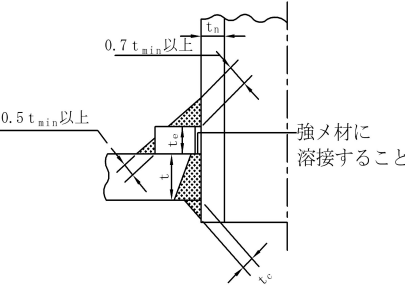
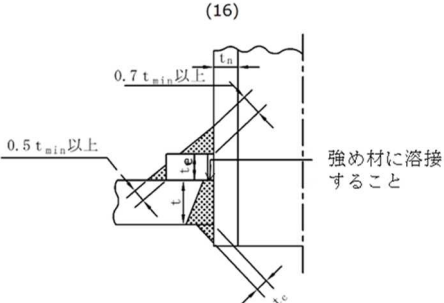
4	<p>第十五条（材料及び構造）  2 第1項第3号に規定する「容器等のうち、第一条第二項第十二号から第二十号までに掲げるものの溶接部」とは、次に掲げる容器又は管の溶接部をいう。  (3) ウラン又はウランの化合物を含む液体状の物質を内包する容器又は管（(1)に規定するものを除く。）であって、次のいずれかに該当するもの  イ その内包するウランの量が500g以上の容器</p> <p>現行の溶接技術基準の同項の規定では、「500kg以上の容器」となっているため、誤記との理解でよいか。</p>	<p>上記3で示したとおり修正します。</p>
5	<p>第15条第2項(3)イ  解釈第十五条第2項(3)イの「その内包するウランの量が500g以上の容器」とあるが、解釈第十五条第2項(3)ロの記載及び現行の加工規則の記載を踏まえると、「その内包するウランの量が500kg以上の容器」となるのではないか。</p>	<p>上記3で示したとおり修正します。</p>
6	<p>第15条（材料及び構造）第2項（3）イにおいて「その内包するウランの量が500g以上の容器」となっているが、従来の加工規則（第三条の八）では「500kg」となっており、誤記ではないか？</p>	<p>上記3で示したとおり修正します。</p>
7	<p>第31条 第1項  別紙4-1-3加工技術基準規則に対する意見のとおり、第2号の記載が次のように変更されるべきではないか。（5.と関連）</p> <p>二 容器等のうち、第一条第二項第十二号から第二十号までに掲げるものの主要な容器等の溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。）は、次に掲げるところによるものであること。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】  二 <u>容器等のうち、第一条第二項第十二号から第二十号までに掲げるものの溶接部</u>（溶接金属部及び熱影響部をいう。）は、次に<u>定めるところ</u>によるものであること。</p> <p>【修正後】  二 容器等の<u>主要な溶接部</u>（溶接金属部及び熱影響部をいう。）は、次に<u>掲げる</u>ところによるものであること。</p>
8	<p>第31条 第1項  上記4.により、解釈1の記載が次のように変更されるべきではないか。（4.と関連）</p> <p>1 第1項第2号に規定する「主要な容器等の溶接部」とは、本規程第15条2を準用するものをいう。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】  1 第1項第2号に規定する「<u>容器等のうち、第一条第二項第十二号から第二十号までに掲げるものの溶接部</u>」とは、本規程第15条2を準用するものをいう。</p> <p>【修正後】  1 第1項第2号に規定する「容器等の<u>主要な溶接部</u>」とは、本規程第15条2を準用するものをいう。</p>

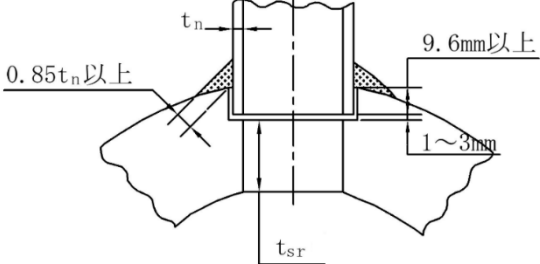
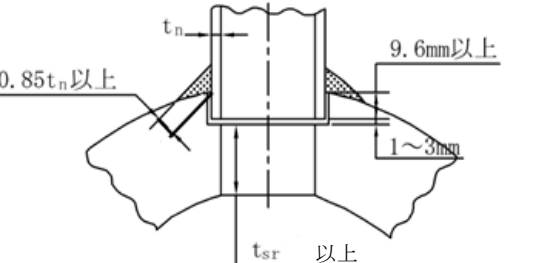
9	<p>第三十一条 第一項第一号、第二号          解釈表中の「加工施設の技術基準に関する規則」の第三十一条第一項第一号、第二号の文章が、サイクル施設技術基準比較表の「加工施設の技術基準に関する規則」の同条同項同号の文章と相違しているため、合致するよう解釈表中の記載を修正したほうがよい。</p> <p>一 容器等の設計上要求される強度及び耐食性が確保されたものでなければならない。          →（修正案） 一 当該容器等のその設計上要求される強度及び耐食性が確保できるものであること。</p> <p>二（略）、次に定めるところによるものであること。 →（修正案） 二（略）、次に掲げるところによるものであること。</p>	<p>上記8で示したとおり修正します。</p>
10	<p>第31条 第1項          解釈4として、次の記載が追加されるべきではないか。</p> <p>4 第1項第2号ロに規定する「非破壊試験」とは、本規程第15条5を準用するものをいう。</p>	<p>非破壊試験に係る規定については、再処理施設の技術基準に関する規則の解釈等に規定しており、御意見を踏まえ、加工施設についても同様に、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】</p> <p><u>4</u> 第1項第2号ハに規定する「適切な強度を有する」とは、本規程第15条<u>5</u>を準用するものをいう。</p> <p><u>5</u> 第1項第2号の規定に適合する溶接部は、本規程第15条<u>6</u>を準用するものをいう。</p> <p><u>6</u> 第3項に規定する「適切な耐圧試験及び漏えい試験」は、本規程第15条<u>7</u>を準用するものをいう。</p> <p>【修正後】</p> <p><u>4</u> 第1項第2号ロに規定する「非破壊試験」とは、本規程第15条<u>5</u>を準用するものをいう。</p> <p><u>5</u> 第1項第2号ハに規定する「適切な強度を有する」とは、本規程第15条<u>6</u>を準用するものをいう。</p> <p><u>6</u> 第1項第2号の規定に適合する溶接部は、本規程第15条<u>7</u>を準用するものをいう。</p> <p><u>7</u> 第3項に規定する「適切な耐圧試験及び漏えい試験」は、本規程第15条<u>8</u>を準用するものをいう。</p>
11	<p>別記 加工施設の溶接の方法について          序文「加工施設の技術基準に関する規則（略）第15条第1項第3号及び第2項の規定に対応する溶接部に関する要求事項については、・・・」の下線部の”及び第2項”は削除いただきたい。第15条第2項は、本別記とは関係がないため。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】          加工施設の技術基準に関する規則（令和 年 月 日 原子力規制委員会規則第 号）（以下「技術基準規則」という。）第</p>

		<p>15条第1項第3号及び第2項の規定に対応する<u>溶接部</u>に関する要求事項については、以下のとおりとする。</p> <p>【修正後】</p> <p>加工施設の技術基準に関する規則（令和 年 月 日 原子力規制委員会規則第 号）（以下「技術基準規則」という。）第15条第1項第3号及び第2項の規定に対応する<u>主要な溶接部</u>に関する要求事項については、以下のとおりとする。</p>
12	<p>別記 2. 溶接施工法 3～8行目</p> <p>「第3条改正前」の「第3条」は、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）」の第3条を指していると思われませんが、そうであればそれを明示するのが望ましいのではないのでしょうか。もしくは、「核原料物質、核燃料物質及び～以下「法」という。）の第3条改正前」を「技術基準規則の施行前」などに改めてはいかがでしょうか。</p> <p>また、溶接安全管理審査及び評価を受けたものとの記述がございましたが、審査及び評価は「発電用原子炉設置者の溶接事業者検査の実施に係る体制」に対し行われるものであり、溶接施工法に対し行われるものではないため、「法第43条の3の13に基づく溶接事業者検査において技術基準への適合性が確認されたもの」などに改めてはいかがでしょうか。</p> <p>「同等と認められる溶接施工法」として挙げられているものは、末尾が「等」となっているとおり、あくまでも一例であると解釈できますが、その趣旨は、改正法第3条の施行の前後を問わず、炉規制法に基づき、いずれかの技術基準（原子力施設の種類は問わない）への適合性が確認されたものは同等と認められる、との理解で間違いないのでしょうか。</p> <p>また、「4. 溶接を行う者」には「第3条改正前」の記述がなく、溶接施工法と溶接士技能とで「同等と認められるもの」の基本的な考え方（技術基準適合確認が行われた時期、確認に用いられ技術基準の種類）に意図的な差異が存在するのでしょうか。</p>	<p>御意見を踏まえ「第3条改正前」は「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。以下「改正法」という。）第3条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行前」に修正します。</p> <p>「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第39条溶接安全管理審査の申請を行い、法第43条の3の13溶接安全管理検査の第3項の審査、第5項の評価を受けた物等をいう。」については、同等の例示として記載しましたが、加工規則における同等を例示することとし、当該記載は削除します。</p> <p>同等と認められる溶接施工法に関しては、御意見のとおり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定される原子力施設のいずれかにおいて、各々の技術基準に適合すると認められた溶接施工法及び溶接士の技能は、同法が規定する他の施設においても「同等」と認められます。ただし、改正法第3条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「改正原子炉等規制法」という。）施行前に認可された溶接施工法及び溶接士の技能又は改正原子炉等規制法施行後に設計及び工事の計画において認可された溶接施工法及び溶接士の技能における確認事項が、それを適用しようとする原子力施設における確認項目と同等であることが必要です。</p> <p>溶接を行う者については改正原子炉等規制法施行前後に係わらず取得した資格の作業範囲が決まっているため、その範囲での作業を認められていることから条件の設定は不要です。</p>
13	<p>別記 2.</p> <p>適用する法律が認識しやすいように修正いただきたい。</p> <p>原文) 同等と認められる溶接施工法とは、核原料物質、核燃料物質及び原</p>	<p>上記12で示した考え方を参照下さい。</p>

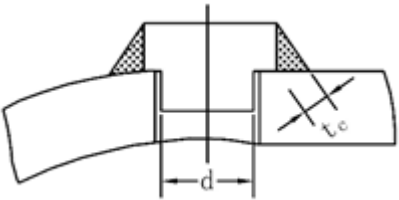
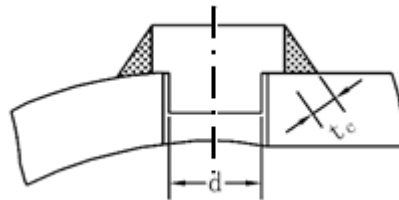
	<p>子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下 「法」という。）の第 3 条改正前に・・・</p> <p>修正案）同等と認められる溶接施工法とは、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 15 号）の第 3 条改正前に・・・</p>	
<p>1 4</p>	<p>別記 4. 溶接を行う者 3～6 行目</p> <p>「同等と認められる者」として挙げられているものは、末尾が「等」となっているとおり、あくまでも一例であると解釈できますが、その趣旨は、改正法第 3 条の施行の前後を問わず、炉規制法に基づき、いずれかの技術基準（原子力施設の種類は問わない）への適合性が確認されたものは同等と認められる、との理解で間違いありませんでしょうか。</p> <p>また「2. 溶接施工法」には「第 3 条改正前」の記述があり、溶接施工法と溶接士技能とで「同等と認められるもの」の基本的な考え方（技術基準適合確認が行われた時期、確認に用いられた技術基準の種類）に意図的な差異が存在するのでしょうか。</p>	<p>上記 1 2 で示した考え方を参照下さい。</p>
<p>1 5</p>	<p>別図第 2(1)および(2)</p> <p>誤った図が使用されているため適切に修正する。</p> <p>補足：（1）、(2)の図は(3)、(4)と同一である。</p>	<p>御意見を踏まえ、別図第 2（1）及び（2）は以下のとおり修正します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p>(1)</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>(2)</p>  </div> </div>
<p>1 6</p>	<p>別図第 4（4）</p> <p>管台内面の角部について、溶接ではなく丸みがあるよう修正する（再処理設備規格 設計規格 8－21 参照）（2019 年 8 月 5 日面談資料にて提示）</p>	<p>御意見を踏まえ、別図第 4 の(4)を以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】</p>

		 <p>裏溶接のものも含む</p> <p>【修正後】</p>  <p>裏溶接のものも含む</p>
1 7	別図第 4 (11) 管台と容器又は管の間にすき間を設けるよう図示する	加工施設及び再処理施設の溶接の方法の認可について（平成 1 2 年 1 2 月科学技術庁原子力安全局長通知）（以下「溶接の方法の認可について」という。）の別図第 4 (1 1) をそのまま取り込んだものであり、原案のとおりとします。
1 8	別図第 4 (12) 「胴に溶接すること」が示す箇所を明確に図示する。	御意見を踏まえ、別図第 4 の(12)を以下のとおり修正します。 【修正前】  <p>0.5<math>t_{min}</math> 以上</p> <p>胴に溶接すること</p> <p>【修正後】</p>

		
19	別図第4(12)、(13)、(14)、(15) 「tc」を「te」に修正する。	御意見を踏まえ、強め材厚さはteに修正します。
20	別図第4(16) 「強メ材に溶接すること」が示す箇所を明確に図示する。	<p>御意見を踏まえ、別図第4の(16)を以下のとおり修正します。</p> <p><b>【修正前】</b></p>  <p><b>【修正後】</b></p> <p>(16)</p> 
21	別図第4(12)、(13)、(14)、(15)、(16)の注記 「tminは、t、t_n、t_e又は19mmのうちいずれか小さいほう。」のteは再処理規格にはなく、緑本にはある	溶接の方法の認可についての別図第4(12)～(16)をそのまま取り込んだものであり、原案のとおりとします。

2 2	別図第 4(19) t c の示す箇所 (のど厚) が、A-A 断面図と異なる箇所を示しているため、A-A 断面と一致するよう修正する。	溶接の方法の認可についての別図第 4(19)をそのまま取り込んだものであり、原案のとおりとします。
2 3	別図第 4(18)、(19)の注記 「t w は、t n 又は 1.5mm のうち・・・」を「t w は、t n 又は 6mm のうち・・・」に修正する。	御意見のとおり修正します。
2 4	別図第 4(22) 「0.85 t n 以上」が示す箇所が、のど厚を示すよう修正する。	御意見を踏まえ、別図 4(22)を以下のとおり修正します。 【修正前】  【修正後】 
2 5	別図第 4(22) 図中、t sr → t sr 以上に修正いただきたい。計算上必要な厚さ=実厚とは限らないため。(2019/8/5 面談で提示されたイメージでは、” t sr (管台が取り付けられる部分の計算上必要な厚さ) 以上” の記載があったが、本案で消えていた。)	御意見のとおり修正します。
2 6	別図第 4(24) 「0.75 t n 以上」が示す箇所が、2 箇所 (脚長、溶け込み深さ) に対して示していることがわかるよう図示する。	別図第 4(24)において、厚さ「0.75 t n 以上」とすること示す部位が 2 箇所であることは、図注の矢印で示されているため、原案のとおりとします。
2 7	別図第 5(3)~(9)の注記 「t 1、t 2、l の単位は mm とする。」を追記する。ならびに、「(9)の場合は、S は t 以上」を追記する。	「単位を mm とする。」旨の記載がなくても、同図の意図 (l、t、t1、t2、の寸法の大小関係) は明確です。また、S と t



		の関係については(9)図中に「 $S > t$ 」と記してあります。したがって、原案のとおりとします。
28	別図第6(4) 中央の実線を一点鎖線に修正する。	御意見を踏まえ、別図第6(4)は以下のとおり修正します。  【修正前】   【修正後】 
29	別紙-1、別紙-2、別紙-3 198～219頁中に記載された「溶接規格」に付された注釈番号「2」は記載不要ではないでしょうか。	御意見のとおり修正します。
30	別紙-1 2. 材料の制限 『「材料の制限は、日本機械学会 発電用原子力設備規格 溶接規格 2012年版（2013年追補を含む。）に別記-5の規定の要件を付したものと（以下「溶接規格2」という。）「N-4020 溶接の制限」によること。』を追記する。 追伸：以降、「溶接規格2」の略称を定義している箇所がないことから、本コメントを採用しない場合、別途、定義を記載する必要がある。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。  2. 材料の制限 【修正前】 再処理施設の技術基準解釈の別紙-1 「2. 材料の制限」に規定する再処理第1種機器及び腐食環境の厳しい再処理第2種機器の接液側に使用する溶接材料を加工施設等に使用する場合は、表1-3～表1-5に適合する材料と <u>すること。</u>  【修正後】 材料の制限は、日本機械学会発電用原子力設備規格「溶接規格2012年版（2013年追補を含む。）」（以下「溶接規格」という。）「N-4020 溶接の制限」によること。ま

た、再処理施設の技術基準に関する規則の解釈（令和2年 月 日 原規技発第 号 原子力規制委員会決定）の別紙-1「2. 材料の制限」に規定する再処理第1種機器及び腐食環境の厳しい再処理第2種機器の接液側に使用する溶接材料を加工施設等に使用する場合は、表1-3～表1-6に適合する材料とすること。ただし、十分な強度及び耐食性を有することが確認された場合はこの限りではない。

表1-3～表1-5（略）

表1-6 母材（ジルコニウム）と溶接材料の組合せ

	母材	R-Zr
母材	R-Zr	ERZr2

（注1） R-Zr の化学成分及び機械的性質は、次表による。

種類 の記号	化学成分 (%)							機械的性質		
	Zr ± Hf	Hf	Fe ± Cr	H	N	C	O	引張 強さ (MP a)	耐力 (MP a)	伸び (%)
R- Zr	99 .2 以 上	4. 5 以 下	0. 2 以 下	0. 00 5 以 下	0. 02 5 以 下	0. 05 以 下	0. 16 以 下	380 以 上	205 以 上	16 以 上

（注2） ERZr2 の化学成分は、次表による。

種類 の記号	化 学 成 分 (%)						
	Zr +Hf	Hf	Fe+C r	H	N	C	O
ERZr2	99.2 以 上	4.5 以 下	0.20 以 下	0.005 以 下	0.025 以 下	0.05 以 下	0.16 以 下

御意見の記載は不要であったため削除しました。

3 1 別紙-1 2. 材料の制限  
「再処理施設の技術基準解釈の別紙-1・・・」を「再処理施設の技術基準

	に関する規則（令和 年 月 日 原子力規制委員会規則第 号）の解釈の別紙－１・・・」に修正する。							
3 2	別紙－１ 表１－３ 注記 「対応する日本工業規格の・・・」を「対応する日本産業規格の・・・」に修正する。	御意見のとおり修正します。						
3 3	別紙－１ ５．溶接部の非破壊試験及び機械試験 「５．溶接部の非破壊試験及び機械試験」の３)の長手継手及び周継手の区分は、継手の位置によって分類しており応力による分類ではないことから削除いただきたい。（JSME 溶接規格 N-0020 定義による）	御意見を踏まえ、削除します。						
3 4	別紙－１ ６．突合せ溶接による継手面の食い違い 「（技術基準規則第 1 条第 2 項第 7 号ロに規定するものに限る。）」について、第 1 条第 2 項第 7 号ロは存在せず、単に「加工第 1 種機器、加工第 2 種機器」を示すものと考えことから、（ ）の記載は削除いただきたい。	御意見のとおり修正します。						
3 5	別紙－１ 10．非破壊試験の方法と判定基準 「・・・次の 1～4 のとおりとする。」を「・・・次の 1～3 のとおりとする。」に修正する。	非破壊試験の方法と判定基準については、再処理施設の技術基準に関する規則の解釈等と同様に増感紙に関する以下の規定を追加します。これにより、あわせて 4 件となったことから、原案のとおりとします。 ① 増感紙を使用する場合の項の「（クラス 1 容器及びクラス 1 配管以外のものにあつては、金属蛍光増感紙を除く。）」を削除する。						
3 6	別紙 2 2. (1) 溶接規格の年版の記載は不要ではないでしょうか。	御意見のとおり修正します。						
3 7	別紙 2 2. (2) 「溶接方法は、溶接規格 2「WP-302 母材」に次の要件を付したものであること。表 WP-302-1 中 P-52 の項の次のように加えること。【P-61 ジルコニウム】」に修正いただきたい。 (補足：2019 年 8 月 5 日面談時において、「ジルコニウムに関する記載は他の加工施設が使用する可能性があることから、保守的に残して記載する」方針になったと認識しており、それに基づくコメント) (2019 年 8 月 5 日面談時提示)	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。  【修正前】 溶接方法は、溶接規格 <sup>2</sup> 「WP-302 母材」によること。  【修正後】 母材は、溶接規格「WP-302 母材」によること。この場合において、「表 WP-302-1 母材の区分」の「母材」欄に「P-61」を、同表「種類」欄に「ジルコニウム」を加える。 <table border="1" data-bbox="1330 1350 1989 1426"> <thead> <tr> <th>母材の区分</th> <th>グループ</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>P-61</td> <td>二</td> <td>ジルコニウム</td> </tr> </tbody> </table>	母材の区分	グループ	種類	P-61	二	ジルコニウム
母材の区分	グループ	種類						
P-61	二	ジルコニウム						
3 8	別紙 2 2. (9) 「溶加材は、溶接規格 2「WP-309 溶加材」に、次の要件を付したものに	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。						

	<p>ること。表 WP-309-1 中 R-51 の項の次のように加えること。 【R-61 E-61 ジルコニウム】」に修正いただきたい。</p>	<p>【修正前】 溶加材は、<u>溶接規格</u><sup>2</sup>「WP-309 溶加材」によること。 【修正後】 (9) 溶加材 溶加材は、<u>溶接規格</u>「WP-309 溶加材」によること。 この場合において、「表WP-309-1 溶加材もしくはウェルドインサート又は心線の区分」の「溶加材又はウェルドインサート」欄に「R-61」を、「心線の区分」欄に「E-61」を、また、「種類」の欄に「ジルコニウム」を加える。</p> <table border="1" data-bbox="1272 459 2024 587"> <thead> <tr> <th>溶加材又は ウェルドインサート</th> <th>心線の区分</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R-61</td> <td>E-61</td> <td>ジルコニウム</td> </tr> </tbody> </table>	溶加材又は ウェルドインサート	心線の区分	種類	R-61	E-61	ジルコニウム
溶加材又は ウェルドインサート	心線の区分	種類						
R-61	E-61	ジルコニウム						
39	<p>別紙2 2. (9) 「ウェルドインサートは、溶接規格2「WP-301 ウェルドインサート」に、次の要件を付したのものによること。表 WP-309-1 中 R-51 の項の次のように加えること。 【R-61 E-61 ジルコニウム】」に修正いただきたい。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 ウェルドインサートは、<u>溶接規格</u><sup>2</sup>「WP-310 ウェルドインサート」によること。 【修正後】 ウェルドインサートは、<u>溶接規格</u>「WP-310 ウェルドインサート」によること。この場合において、「表WP-309-1 溶加材もしくはウェルドインサート又は心線の区分」の「溶加材又はウェルドインサート」欄に「R-61」を、「心線の区分」欄に「E-61」を、また、「種類」の欄に「ジルコニウム」を加える。</p> <table border="1" data-bbox="1272 1050 2002 1169"> <thead> <tr> <th>溶加材又は ウェルドインサート</th> <th>心線の区分</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R-61</td> <td>E-61</td> <td>ジルコニウム</td> </tr> </tbody> </table>	溶加材又は ウェルドインサート	心線の区分	種類	R-61	E-61	ジルコニウム
溶加材又は ウェルドインサート	心線の区分	種類						
R-61	E-61	ジルコニウム						
40	<p>別紙2 2. (13) 「心線は、溶接規格2「WP-313 心線」に次の要件を付したのものによること。表 WP-309-1 中 R-51 の項の次のように加えること。 【R-61 E-61 ジルコニウム】」に修正いただきたい。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 心線は、<u>溶接規格</u><sup>2</sup>「WP-313 心線」によること。 【修正後】 心線は、<u>溶接規格</u>「WP-313 心線」によること。 この場合において、「表WP-309-1 溶加材もしくはウェルドインサート又は心線の区分」の「溶加材又はウエ</p>						

		<p>「<u>ルドインサート</u>」欄に「R-61」を、「<u>心線の区分</u>」欄に「E-61」を、また、「<u>種類</u>」の欄に「<u>ジルコニウム</u>」を加える。</p> <table border="1" data-bbox="1290 229 2024 352"> <thead> <tr> <th data-bbox="1290 229 1644 304">溶加材又は ウェルドインサート</th> <th data-bbox="1644 229 1816 304">心線の区分</th> <th data-bbox="1816 229 2024 304">種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1290 304 1644 352">R-61</td> <td data-bbox="1644 304 1816 352">E-61</td> <td data-bbox="1816 304 2024 352">ジルコニウム</td> </tr> </tbody> </table>	溶加材又は ウェルドインサート	心線の区分	種類	R-61	E-61	ジルコニウム
溶加材又は ウェルドインサート	心線の区分	種類						
R-61	E-61	ジルコニウム						
4 1	<p>別紙2 4. 1 1) の要件は記載不要ではないでしょうか。(P-61区分は規定されていないため。)</p>	<p>上記37で示した考え方のおり、溶接規格の表WP-302-1に、ジルコニウムをP-61として追加することとしますので、原案のおりとします。</p>						
4 2	<p>別紙2 4. 2判定基準 1) ジルコニウムについて、追記いただきたい。(記載内容は、「再処理の技術基準に関する規則の解釈 別紙-2 4.2 判定基準 表2-4 溶接部の変色程度と判定基準 (ジルコニウムの場合)」による。)</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>4. 1 試験片の形状・寸法及び試験方法 【修正前】 2) チタン又はチタン合金については、溶接終了後に溶接部の色調検査を行う。 【修正後】 2) チタン又はチタン合金及びジルコニウムについては、溶接終了後に溶接部の色調検査を行う。</p> <p>4. 2 判定基準 【修正前】 1) <u>チタン又はチタン合金</u>の色調検査の判定基準については、<u>表2-1</u>のおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-1 (略)</p> <p>【修正後】 2) <u>チタン又はチタン合金及びジルコニウム</u>の色調検査の判定基準については、<u>表2-1</u>及び<u>表2-2</u>のおりとする。 <u>ジルコニウムの場合には、紫又は青から青白又は灰色の間の色調については、明らかに紫又は青と同等の延性を有すると確認できた場合にのみ、合格とする。</u></p> <p style="text-align: center;">表2-1 (略)</p> <p style="text-align: center;">表2-2 溶接部の変色程度と判定基準</p>						

		<p style="text-align: center;">(ジルコニウムの場合)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">溶接部の変色程度</td> <td style="text-align: center;">合否</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">銀色 金色又は麦色 紫又は青</td> <td style="text-align: center;">合格</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">青白又は灰色 白又は黄白</td> <td style="text-align: center;">不合格</td> </tr> </table>	溶接部の変色程度	合否	銀色 金色又は麦色 紫又は青	合格	青白又は灰色 白又は黄白	不合格																																										
溶接部の変色程度	合否																																																	
銀色 金色又は麦色 紫又は青	合格																																																	
青白又は灰色 白又は黄白	不合格																																																	
43	<p>別紙-3 溶接士技能認証標準 2.1 確認事項(2) 「表3-1 試験材及び溶接姿勢の区分」にジルコニウムについて、追記いただきたい。(記載内容は、「再処理の技術基準に関する規則の解釈 別紙-3 2.1 表3-1)」による。)</p>	<p>御意見を踏まえ、別紙-3の表3-1に次表を追加します。 次表はジルコニウムに限る。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">試験材の区分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">溶接姿勢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">W-0 (厚さ3~3.2mmの板)</td> <td style="text-align: center;">f</td> <td style="text-align: center;">下向</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">v</td> <td style="text-align: center;">立向</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">h</td> <td style="text-align: center;">横向</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">o</td> <td style="text-align: center;">上向</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">W-1 (厚さ9mmの板)</td> <td style="text-align: center;">f</td> <td style="text-align: center;">下向</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">v</td> <td style="text-align: center;">立向</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">h</td> <td style="text-align: center;">横向</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">o</td> <td style="text-align: center;">上向</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">W-2 (厚さ25mm以上の板)</td> <td style="text-align: center;">f</td> <td style="text-align: center;">下向</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">v</td> <td style="text-align: center;">立向</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">h</td> <td style="text-align: center;">横向</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">o</td> <td style="text-align: center;">上向</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">W-3-00 (外径100~120mmで 厚さ4~5.3mmの管及び外 径27.2~48.6mmで厚さ 2.5~3.7mmの管)</td> <td style="text-align: center;">r</td> <td style="text-align: center;">有壁水平固定及び 有壁鉛直固定</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">e</td> <td style="text-align: center;">水平固定及び 鉛直固定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">W-3-0 (外径100~120mmで 厚さ4~5.3mmの管)</td> <td style="text-align: center;">r</td> <td style="text-align: center;">有壁水平固定及び 有壁鉛直固定</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">e</td> <td style="text-align: center;">水平固定及び 鉛直固定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">W-4 (外径200~300mmで厚さ 20mm以上の管)</td> <td style="text-align: center;">r</td> <td style="text-align: center;">有壁水平固定及び 有壁鉛直固定</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">e</td> <td style="text-align: center;">水平固定及び 鉛直固定</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">W-5</td> <td style="text-align: center;">f</td> <td style="text-align: center;">下向</td> </tr> </tbody> </table>	試験材の区分	溶接姿勢		W-0 (厚さ3~3.2mmの板)	f	下向	v	立向	h	横向	o	上向	W-1 (厚さ9mmの板)	f	下向	v	立向	h	横向	o	上向	W-2 (厚さ25mm以上の板)	f	下向	v	立向	h	横向	o	上向	W-3-00 (外径100~120mmで 厚さ4~5.3mmの管及び外 径27.2~48.6mmで厚さ 2.5~3.7mmの管)	r	有壁水平固定及び 有壁鉛直固定	e	水平固定及び 鉛直固定	W-3-0 (外径100~120mmで 厚さ4~5.3mmの管)	r	有壁水平固定及び 有壁鉛直固定	e	水平固定及び 鉛直固定	W-4 (外径200~300mmで厚さ 20mm以上の管)	r	有壁水平固定及び 有壁鉛直固定	e	水平固定及び 鉛直固定	W-5	f	下向
試験材の区分	溶接姿勢																																																	
W-0 (厚さ3~3.2mmの板)	f	下向																																																
	v	立向																																																
	h	横向																																																
	o	上向																																																
W-1 (厚さ9mmの板)	f	下向																																																
	v	立向																																																
	h	横向																																																
	o	上向																																																
W-2 (厚さ25mm以上の板)	f	下向																																																
	v	立向																																																
	h	横向																																																
	o	上向																																																
W-3-00 (外径100~120mmで 厚さ4~5.3mmの管及び外 径27.2~48.6mmで厚さ 2.5~3.7mmの管)	r	有壁水平固定及び 有壁鉛直固定																																																
	e	水平固定及び 鉛直固定																																																
W-3-0 (外径100~120mmで 厚さ4~5.3mmの管)	r	有壁水平固定及び 有壁鉛直固定																																																
	e	水平固定及び 鉛直固定																																																
W-4 (外径200~300mmで厚さ 20mm以上の管)	r	有壁水平固定及び 有壁鉛直固定																																																
	e	水平固定及び 鉛直固定																																																
W-5	f	下向																																																

		(管と管板の 取り付け溶接)		vh	立向及び横向
				o	上向
4 4	別紙-3 溶接士技能認証標準 2.1 確認事項(3) 「溶接棒、溶加材(ウェルドインサートを含む)又は心線は、溶接規格2「WQ-313 溶接棒、溶加材(ウェルドインサート含む)又は心線に、次の要件を付したのものによること。」「表WQ-313-2 溶加材(ウェルドインサート含む)又は心線の区分」中R-51の項の次に次のように加える。【R-61 E-61 ジルコニウム】」に修正いただきたい。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。  【修正前】 溶接棒、溶加材(ウェルドインサートを含む。)又は心線は、溶接規格「WQ-313 溶接棒、溶加材(ウェルドインサートを含む)又は心線」によること。  【修正後】 溶接棒、溶加材(ウェルドインサートを含む。)又は心線は、溶接規格「WQ-313 溶接棒、溶加材(ウェルドインサートを含む)又は心線」によること。この場合において、「表WQ-313-2 溶加材(ウェルドインサート含む)又は心線の区分」の「溶加材の区分」の欄に「R-61」を「心線の区分」の欄に「E-61」を「種類」の欄に「ジルコニウム」を加える。			
		溶加材の区分		心線の区分	種類
		R-61		E-61	ジルコニウム
4 5	別紙-3 2.1(4) 「母材の区分は、溶接規格2「WQ-314 母材に、次の要件を付したのものによること。」「表WQ-314-1 母材の区分」中P-51X(チタン)の項の次に次のように加える。【P-61(ジルコニウム) P-61】」に修正いただきたい。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。  【修正前】 母材の区分は、溶接規格 <sup>2</sup> 「WQ-314 母材」によること。  【修正後】 母材の区分は、溶接規格「WQ-314 母材」によること。この場合において、「表WQ-314-1 母材の区分」の「母材のグループ区分」の欄に「P-61(ジルコニウム)」を、「母材の区分」の欄に「P-61」を加える。			
		母材のグループ区分		母材の区分	
		P-61(ジルコニウム)		P-61	
4 6	別紙-3 図3-2 a) 天井の右側の図中、「水平管では壁、鉛直管では天井」は「水平管では壁、鉛直管では床」が正しいと思われます。また、外径の記載に単位(mm)	御意見を踏まえ、別紙-3 図3-2の(1)a)において「水平管では壁、鉛直管では天井」は「水平管では壁、鉛直管では床」に修正し、同図(2)に「(単位:mm)」を追加します。			

	の記載が抜けております。W-33-00rの記載も不要ではないでしょうか。	また、解釈の内容は、日本機械学会発電用原子力設備規格溶接規格2012年版（2013年追補を含む。）（以下「溶接規格」という。）及び「加工施設及び再処理施設の溶接の方法の認可について 科学技術庁原子力安全局長通知 平成12年12月」を踏まえて制定することとし、これらに規定されていない試験材の区分「W-13-00r」、「W-23-00r」、「W-33-00r」は削除します。
47	別紙-3 2.2.1(3)2 2行目の「図WQ-321～図WQ-321-6～」は「図WQ-321-1～図WQ-321-6～」が正しいと思われま	御意見のとおり修正します。
48	別紙-3 2.2.1(5) 『「表3-1 試験材及び用背う姿勢の区分・・・』を『「表3-1 試験材及び溶接姿勢の区分・・・』に修正する。	御意見のとおり修正します。
49	別紙-3 2.2.2(5) 「・・・管と管台の取り付け溶接・・・」を「・・・管と管板の取り付け溶接・・・」に修正する。	「2.2.2 試験材の種類がアルミニウム又はアルミニウム合金のものの場合」は、「加工施設及び再処理施設の溶接の方法の認可について 科学技術庁原子力安全局長通知 平成12年12月」には規定されていない材料であることから削除します。
50	別紙-3 2.2.3(3) 「WQ-322(3)～」は「WQ-323(3)～」が正しいと思われま	御意見のとおり修正します。
51	別紙-3 2.2.4 別紙-1、別紙2においては、再処理施設とは異なりジルコニウムに関する規定が存在せず、本規定(2.2.4)の存在と齟齬があります。	上記37で示したとおり、ジルコニウムに関する規定を追加します。
52	別紙-3 2.3 作業範囲について、「再処理の技術基準に関する規則の解釈 別紙-3 2.3 作業範囲」と記載内容が異なるため、左記に合わせて修正いただきたい。	御意見のとおり修正します。
53	別紙-3 表3-5 W-13-00小径管試験材の寸法について、他の記載箇所と齟齬がございます。	上記46で示したとおり、W-13-00に関する規定は削除します。



## 提出意見とこれに対する考え方（案）

### 2-3. 使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則の解釈（案）に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>別記（1）1） 「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則の解釈」の別記（1）1）のただし書きについて、「ただし、次の(1)（丸数字1）から(3)（丸数字3）については、金属キャスク構造規格によること。」との記載は、「ただし、次の(1)（丸数字1）から(2)（丸数字2）については、金属キャスク構造規格によること。」が適切ではないか。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p><b>【修正前】</b> ただし、次の①から③については、</p> <p><b>【修正後】</b> ただし、次の①及び②については、</p>
2	<p>2. 別記（1）1）の7行目 「次の(1)から(3)」は「次の(1)及び(2)」が適切ではないか。 (上記の(1)～(3)は○囲み文字を示す)</p>	<p>上記1で示したとおり修正します。</p>
3	<p>3. 別記（1）4） 金属キャスク構造規格の適用範囲は1）の(1)及び(2)のみであることから「NCN-2700 溶接施工法，溶接士」は適用範囲外なので、記載が不適切ではないか。 修正案として、「「NCN-2700 溶接施工法，溶接士」は、次によること。」を削除し、現行の4）の(1)と(2)を（1）の4）5）としてはどうか。 (上記の(1)(2)は○囲み文字を示す)</p>	<p>金属キャスク構造規格の適用範囲は、御意見のとおりですので、（1）4）は、以下のとおり修正します。</p> <p><b>【修正前】</b> 4) 「<u>MCN-2700 溶接施工法、溶接士</u>」は、次によること。 ① <u>溶接規格（2012年版（2013年版を含む。）「N-0030 溶接施工法」（1）及び「N-0050 溶接士」（1）の「又はこれと同等と認められるもの」とは、技術基準規則の施行前に法において適用する他の規則により認可を受けたもの又は溶接安全管理審査等で確認を受けたもの等をいう。なお、技術基準規則の施行前に法において適用する他の規則により認可を受けたもので、有効期限の制約が無い自動溶接機を用いる溶接士の有効期限は、技術基準規則の施行日から10年とする。</u> ② <u>溶接規格（2012年版（2013年版を含む。）「N-0030 溶接施工法」（2）の「クラス1機器」とあるのは「密封容器」に読み替える。</u></p> <p><b>【修正後】</b> 4) <u>溶接規格「N-0030 溶接施工法」（1）及び「N-0050 溶接士」（1）の「又はこれと同等と認められるもの」とは、技術基準規則の施行前に法において適用する他の規則により認可を受けたもの又は溶接安全管理審査</u></p>

		<p>等で確認を受けたもの等をいう。なお、技術基準規則の施行前に法において適用する他の規則で認可を受けたもので、有効期限の制約がない自動溶接機を用いる溶接士の有効期限は、技術基準規則の施行日から10年とする。</p> <p>5) 溶接規格「N-0030 溶接施工法」(2)の「クラス1 機器」とあるのは「密封容器」に読み替える。</p> <p>また、(2)2)についても同様に修正します。</p>
4	<p>4. 別記(2)2)  (3)(4)(5)の記載は、(1)(2)(3)が適切ではないか。  (上記の(1)~(5)は○囲み文字を示す)</p>	<p>御意見を踏まえ、番号を振り直します。</p>
5	<p>使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則の解釈 別記(2)2)  「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則の解釈」の別記(2)2)について、  (3)(丸数字の3)「溶接規格 N-0030…  (4)(丸数字の4)「溶接規格 (2012 年版)…  (5)(丸数字の5)「溶接規格 (2012 年版)…  との記載は、  (1)(丸数字の1)「溶接規格 N-0030…  (2)(丸数字の2)「溶接規格 (2012 年版)…  (3)(丸数字の3)「溶接規格 (2012 年版)…  が適切ではないか。”</p>	<p>上記4に示したとおり修正します。</p>

## 提出意見とこれに対する考え方（案）

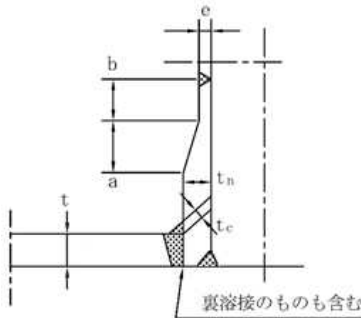
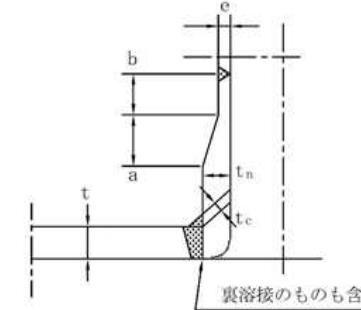
### 2-4. 再処理施設の技術基準に関する規則の解釈（案）に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>第17条 第1項 別紙4-1-3再処理技術基準規則に対する意見のとおり、第3号の記載が次のように変更されるべきではないか。</p> <p>三 容器等のうち、第一条第二項第十五号から第二十九号までに掲げるものの主要な容器等の溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。）は、次に掲げるところによるものであること。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 三 容器等のうち、<u>第一条第二項第十五号から第二十九号までに掲げるものの溶接部</u>（溶接金属部及び熱影響部をいう。）は、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>【修正後】 三 容器等の<u>主要な溶接部</u>（溶接金属部及び熱影響部をいう。）は、次に掲げるところによるものであること。</p>
2	<p>第17条第2項の解釈として「主要な容器等の溶接部」と記載されているが、第2項中に「主要な容器等の溶接部」の記載がない。本記載は「溶接部」（旧再処理規則第7条の2（溶接検査を受ける再処理施設）と同様の事項）を解釈として定めたものと思われるため、次のとおり修正すべきである。</p> <p>（現 状）：2 第1項第3号に規定する「主要な容器等の溶接部」とは、次に掲げる容器又は管の溶接部をいう。</p> <p>（修正案）：2 第1項第3号に規定する「溶接部」とは、次に掲げる容器又は管の溶接部をいう。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 2 第1項第3号に規定する「<u>主要な容器等の溶接部</u>」とは、次に掲げる容器又は管の溶接部をいう。</p> <p>【修正後】 2 第1項第3号に規定する「<u>容器等の主要な溶接部</u>」とは、次に掲げる容器又は管の溶接部をいう。</p>
3	<p>第37条 第1項 別紙4-1-3再処理技術基準規則に対する意見のとおり、第2号の記載が次のように変更されるべきではないか。（3. と関連）</p> <p>二 容器等のうち、第一条第二項第十五号から第二十九号までに掲げるものの主要な容器等の溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。）は、次に掲げるところによるものであること。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 二 容器等のうち、<u>第一条第二項第十五号から第二十九号までに掲げるものの溶接部</u>（溶接金属部及び熱影響部をいう。）は、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>【修正後】 二 容器等の<u>主要な溶接部</u>（溶接金属部及び熱影響部をいう。）は、次に掲げるところによるものであること。</p>
4	<p>第37条 第1項 上記2. により、解釈1の記載が次のように変更されるべきではないか。（2. と関連）</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 1 第1項第2号に規定する「<u>容器等のうち、第一条第二項第十五号から第二十九号までに掲げるものの溶接部</u>」とは、本</p>

	1 第1項第2号に規定する「主要な容器等の溶接部」とは、本規程第17条2を準用するものをいう。	規程第17条2を準用するものをいう。 【修正後】 1 第1項第2号に規定する「容器等の <u>主要な溶接部</u> 」とは、本規程第17条2を準用するものをいう。
5	第37条 第1項 解釈5 第1項2号ハに規定する「適切な強度を有する」とは、本規程第17条5を準用するものをいう。→下線部”第17条5”は誤記のため、”第17条6”に修正いただきたい。	御意見のとおり修正します。
6	第37条第1項第3号ハの解釈について、本規程第17条5を準用することを記載しているが、誤記と思われるため、次のとおり修正すべきである。 (現 状) : 5 第1項第2号ハに規定する「適切な強度を有する」とは、本規程第17条5を準用するものをいう。 (修正案) : 5 第1項第2号ハに規定する「適切な強度を有する」とは、本規程第17条6を準用するものをいう。	上記5で示したとおり修正します。
7	第37条 第1項 解釈6 第1項第2号に適合する溶接部とは、本規程第17条6を準用するものをいう。 →下線部”第17条6”は誤記のため、”第17条7”に修正いただきたい。	御意見のとおり修正します。
8	第37条 第1項 解釈6 第3項に規定する適切な耐圧試験及び漏えい試験とは、本規程第17条7を準用するものをいう。 →下線部”6”、”第17条7”は誤記のため、それぞれ”7”、”第17条8”に修正いただきたい。	上記7で示したとおり修正します。
9	第37条第1項第2号の解釈について、本規程第17条6を準用することを記載しているが、誤記と思われるため、次のとおり修正すべきである。 (現 状) : 6 第1項第2号に適合する溶接部とは、本規程第17条6を準用するものをいう。 (修正案) : 6 第1項第2号に適合する溶接部とは、本規程第17条7を準用するものをいう。	上記7で示したとおり修正します。
10	第37条第3項の解釈について、本規程第17条7を準用することなどを記載しているが、誤記と思われるため、次のとおり修正すべきである。 (現 状) : 6 第3項に規定する適切な耐圧試験及び漏えい試験とは、本規程第17条7を準用するものをいう。 (修正案) : 7 第3項に規定する適切な耐圧試験及び漏えい試験とは、本規程第17条8を準用するものをいう。	上記7で示したとおり修正します。

1 1	<p>別記 再処理施設の溶接方法について 日本産業協会規格（JIS）の材料を使用するにあたって、原子力規制庁がエンドースしている「発電用原子力設備規格 材料規格（2012年版）」に規定されている年度の材料が使用可能であることを明記していただきたい。 （2019年8月20日面談資料にて提示）</p>	<p>「発電用原子力設備規格 材料規格（2012年版）」は実用発電用原子炉及びその附属施設へ適用するために技術評価を行い、適用するに当たっての条件等を付しています。従って、再処理施設に無条件に適用できるものではないため、原案のとおりとします。</p>
1 2	<p>別記 2. 溶接施工法 3～10行目 「第3条改正前」の「第3条」は、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）」の第3条を指していると思われませんが、そうであればそれを明示するのが望ましいのではないのでしょうか。もしくは、「核原料物質、核燃料物質及び～以下「法」という。）の第3条改正前」を「技術基準規則の施行前」などに改めてはいかがでしょうか。</p> <p>また、溶接安全管理審査及び評価を受けたものとの記述がございますが、審査及び評価は「発電用原子炉設置者の溶接事業者検査の実施に係る体制」に対し行われるものであり、溶接施工法に対し行われるものではないため、「法第43条の3の13に基づく溶接事業者検査において技術基準への適合性が確認されたもの」などに改めてはいかがでしょうか。</p> <p>「同等と認められる溶接施工法」として挙げられているものは、末尾が「等」となっているとおり、あくまでも一例であると解釈できますが、その趣旨は、改正法第3条の施行の前後を問わず、炉規制法に基づき、いずれかの技術基準（原子力施設の種類の問わない）への適合性が確認されたものは同等と認められる、との理解で間違いないのでしょうか。</p> <p>また、「4. 溶接を行う者」には「第3条改正前」の記述がなく、溶接施工法と溶接士技能とで「同等と認められるもの」の基本的な考え方（技術基準適合確認が行われた時期、確認に用いられた技術基準の種類）に意図的な差異が存在するのでしょうか。</p>	<p>御意見を踏まえ「第3条改正前」は「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。以下「改正法」という。）第3条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行前」に修正します。</p> <p>「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第39条溶接安全管理審査の申請を行い、法第43条の3の13溶接安全管理検査の第3項の審査、第5項の評価を受けた者等をいう。」については、同等の例示として記載しましたが、再処理規則における同等を例示することとし削除します。</p> <p><b>【修正前】</b> 核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年総理府令第37号）第3条の12溶接の方法の認可を受けたもの、<u>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第39条溶接安全管理審査の申請を行い、法第43条の3の13溶接安全管理検査の第3項の審査、第5項の評価を受けたもの等をいう。</u></p> <p><b>【修正後】</b> <u>核燃料物質の再処理の事業に関する規則（昭和46年総理府令第10号）第7条の6の溶接の方法の認可を受けたもの、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年総理府令第37号）第3条の12の溶接の方法の認可を受けたもの等をいう。</u></p> <p>同等と認められる溶接施工法に関しては、御意見のとおり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定される原子力施設のいずれかにおいて、各々の技術基準に適合すると認められた溶接施工法及び溶接士の技能は、同法が規定する他の施設においても「同等」と認められます。ただし、改正法第3条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「改正原子炉等規制法」とい</p>

		う。) 施行前に認可された溶接施工法及び溶接士の技能又は改正原子炉等規制法施行後に設計及び工事の計画において認可された溶接施工法及び溶接士の技能における確認事項が、それを適用しようとする原子力施設における確認項目と同等であることが必要です。 溶接を行う者については改正原子炉等規制法施行前後に係わらず取得した資格の作業範囲が決まっているため、その範囲での作業を認められていることから条件の設定は不要です。
1 3	別記 4. 溶接を行う者 3～7行目 「同等と認められる者」として挙げられているものは、末尾が「等」となっているとおり、あくまでも一例であると解釈できますが、その趣旨は、改正法第3条の施行の前後を問わず、炉規制法に基づき、いずれかの技術基準（原子力施設の種類の問わない）への適合性が確認されたものは同等と認められる、との理解で間違いはないでしょうか。 また「2. 溶接施工法」には「第3条改正前」の記述があり、溶接施工法と溶接士技能とで「同等と認められるもの」の基本的な考え方（技術基準適合確認が行われた時期、確認に用いられた技術基準の種類）に意図的な差異が存在するのでしょうか。	上記1 2で示した考え方を参照ください。
1 4	上記解釈の別紙-1「再処理施設の溶接の方法」の別図第2（3）、（4）において「t」の説明が記載されていないため、「t」の説明を追記すべきである。（他の別図では、使用している全ての記号の説明を記載している。）	御意見を踏まえ、図中の「t」及びその先にある「両矢印」は削除します。
1 5	別紙-1 再処理の溶接の方法 別図第4（1）～（3）の「（注）～本別記に定める検査が実施できるような溶接部の位置並びに中心線と溶接線の角度とし、～」において、下線部の”並びに”は、加工施設の同解釈では”又は”となっており、相違しているが考え方に違いがあるか提示いただきたい。（2019年8月20日面談資料にて提示）	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。  【修正前】 （注）溶接作業が支障なく行え、かつ、本別記に定める検査が実施できるような溶接部の位置並びに中心線及び溶接線の角度とし、溶接部の位置は管台から十分な距離を取らなければならない。  【修正後】 （注）溶接作業が支障なく行え、かつ、本別記に定める検査が実施できるような溶接部の位置又は中心線及び溶接線の角度とし、溶接部の位置は管台から十分な距離を取らなければならない。
1 6	別紙-1 再処理の溶接の方法	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。

	<p>別図第4 (4)の管台の内面に溶接部の図示(点塗りつぶし)は不要のため、削除いただきたい。(丸みの図示コメントに対し、溶接部の図示に修正されていた)(2019年8月20日面談資料にて提示)</p>	<p>【修正前】</p>  <p>【修正後】</p> 
<p>17</p>	<p>別紙-1 別図第4 (22)      図中、<math>t_{sr} \rightarrow t_{sr}</math> 以上に修正いただきたい。計算上必要な厚さ=実厚とは限らないため。(2019/8/5面談で提示されたイメージでは、”<math>t_{sr}</math>(管台が取り付けられる部分の計算上必要な厚さ)以上”の記載があったが、本案で消えていた。)</p>	<p>御意見を踏まえ、「<math>t_{sr}</math>」は「<math>t_{sr}</math>以上」に修正します。</p>
<p>18</p>	<p>上記解釈の別紙-1「再処理施設の溶接の方法」の別図第5(1)において「<math>t</math>」の説明が記載されていないため、「<math>t</math>」の説明を追記すべきである。(他の別図では、使用している全ての記号の説明を記載している。)</p>	<p>御意見を踏まえ、図中の「(両矢印)」と「<math>t</math>」は削除します。</p>
<p>19</p>	<p>別記 再処理施設の溶接方法について      3. 開先面 開先面は、溶接規格3「N-4030 開先面」によること。→下線部の上付き3は誤記のため、修正いただきたい。(複数箇所あり)      「2. 材料の制限」に「日本機械学会 発電用原子力設備規格6「溶接規格2012年版(2013年追補含む。)」(以下、「溶接規格」という。)」の記載があるため、上付き6も含め、上付き3も不要である。</p>	<p>御意見のとおり修正します。</p>
<p>20</p>	<p>別紙-1 再処理の溶接の方法</p>	<p>上記19で示したとおり修正します。</p>

	<p>3. 開先面 開先面は、溶接規格 3「N-4030 開先面」によること。 →下線部の上付き 3 は誤記のため、修正いただきたい。(複数箇所あり)</p> <p>「2. 材料の制限」に「日本機械学会 発電用原子力設備規格 6「溶接規格 2012 年版(2013 年追補含む。)」(以下、「溶接規格」という。)」の記載があるため、上付き 6 も含め、上付き 3 も不要である。</p>	
2 1	<p>別紙-1、別紙-2、別紙-3</p> <p>1 1 1 頁にある注釈 6 は本文中の記載と重複しており記載不要ではないでしょうか。</p> <p>また、1 1 7～1 5 9 頁中に記載された「溶接規格」に付された注釈番号「3」も記載不要ではないでしょうか。</p>	<p>上記 1 9 で示したとおり修正します。</p>
2 2	<p>別紙-1 再処理の溶接の方法</p> <p>11. 非破壊試験の方法と判定基準 1) 1 の規定では、金属蛍光増感紙を使用してもよいこととなり、現行の「加工施設、再処理施設、特定廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接の技術基準に関する規則」の別表第 8 放射線透過試験(第 1 1 条関係)と相違するため、1 の規定は削除いただきたい。</p>	<p>放射線透過試験における増感紙の使用については、加工施設、再処理施設、特定第一種廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接の技術基準に関する規則において、「増感紙にあつては蛍光性のものでないこと」としていますので、御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】</p> <p>①増感紙を使用する場合の欄の「<u>クラス 1 容器及びクラス 1 配管以外のものにあつては、</u>」を削除する。</p> <p>【修正後】</p> <p>①増感紙を使用する場合の欄の「<u>(クラス 1 容器及びクラス 1 配管以外のものにあつては、金属蛍光増感紙を除く。)</u>」を削除する。</p>
2 3	<p>別紙-1 再処理の溶接の方法</p> <p>「図 3-2 W-3-00r、W-13-00r、W-23-00r、W-33-00r の溶接上の注意、試験材の寸法、取付方法及び試験片採取位置」を参照している下記に示す項において、下線部”W-33-00r”の記載漏れがあるため、追記いただきたい。</p> <p>→ 2.2.1 (1) 5)、2.2.2 (1) 5)、2.2.3 (1) 4)</p>	<p>解釈の内容は、日本機械学会発電用原子力設備規格溶接規格 2 0 1 2 年版(2 0 1 3 年追補を含む。)(以下「溶接規格」という。)及び「加工施設及び再処理施設の溶接の方法の認可について 科学技術庁原子力安全局長通知 平成 1 2 年 1 2 月」を踏まえて制定することとしており、これらに規定されていない試験材の区分「W-13-00r」、「W-23-00r」、「W-33-00r」は削除します。</p> <p>(別紙-3 溶接士技能認証標準 2. 2. 1 (1) 5) 及び 図 3-2)</p> <p>【修正前】</p>



		<p>W-3-00rは「図3-2 W-3-00r、W-13-00r、W-23-00r の溶接上の注意、試験材の寸法、<u>取付け方法及び試験片採取位置</u>」によること。</p> <p>【修正後】</p> <p>W-3-00rは「図3-2 W-3-00r の溶接上の注意、試験材の寸法、<u>取付方法及び試験片採取位置</u>」によること。</p> <p>また、別紙-3において、W-13、W-23、W-33に関する記載は削除します。</p> <p>なお、本解釈に記載のないものについても、再処理施設の技術基準に関する規則に定める技術的要件を満足する技術的内容は、同規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、同規則に適合するものと判断することとしています。</p>
24	<p>別紙-3 溶接士技能認証標準</p> <p>「2.2.4 (1) 確認試験要領」の記載中に、他の試験材の種類と同様に、「なお、W-33-00は、図3-2 W-3-00r、W-13-00r、W-23-00r、W-33-00rの注意上の注意、試験材の寸法、取付け方法及び試験片採取位置によること。」を追記いただきたい。</p>	<p>上記23で示したとおり修正します。</p>
25	<p>別紙-3 2.2.2(1)</p> <p>5)に記載の図3-2のタイトル中、「W-33-00r」の記載が抜けております。</p>	<p>上記23で示したとおり修正します。</p>
26	<p>別紙-3 図3-3</p> <p>D及びt寸法について、141頁の表3-1と齟齬があります。</p>	<p>上記23で示したとおり修正します。</p>
27	<p>別紙-3 2.2.3(1)</p> <p>4)に記載の図3-2のタイトル中、「W-33-00r」の記載が抜けております。</p>	<p>上記23で示したとおり修正します。</p>
28	<p>別紙-3 2.2.4(5)</p> <p>2.2.1(5)、2.2.2(5)及び2.2.3(5)と同様に、小径管試験材に関する記述が必要ではないでしょうか。</p>	<p>上記23で示したとおり修正します。</p>
29	<p>別紙-3、表3-1、表3-5</p> <p>表3-1と表3-5の「試験材の区分」欄の記載に齟齬があります。</p>	<p>上記23で示したとおり修正します。</p> <p>また、別紙-3の表3-1の「次表はジルコニウムに限る。」は、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】</p> <p>W-3-00 (外径100~120mmで厚さ4~5.3mmの管)</p>

		<p>W-3-0 (外径 150~170mm で厚さ 9~11mm の管)</p> <p>【修正後】</p> <p>W-3-00 (外径 100~120mm で厚さ 4~5.3mm の管及び外径 27.2~48.6mm で厚さ 2.5~3.7mm の管)</p> <p>W-3-0 (外径 100~120mm で厚さ 4~5.3mm の管)</p>
3 0	<p>別紙-3 溶接士技能認証標準</p> <p>「表-4 母材 (オーステナイト系ステンレス鋼) と溶接材料の組合せ」の下表中、下記に修正いただきたい</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ SUS304L の鋳造の欄において” - ” を” SCS19 ” に修正。</li> <li>・ R-SUS304ULC の鋳造の欄において、” SCS 1 9 ” を” - ” に修正。</li> <li>・ SUS 3 1 6 L の鋳造の欄において、” SCS19 ” を” SCS16 ” に修正。</li> </ul>	<p>御意見のとおり「表 1-4 母材 (オーステナイト系ステンレス鋼) と溶接材料の組合せ」を修正します。</p>
3 1	<p>別紙-3</p> <p>自動溶接士に係る規定がございません。「3. 自動溶接機を用いる溶接士」として規定を設ける必要はございませんでしょうか。</p>	<p>自動溶接士に係る規定については、加工施設の技術基準に関する規則の解釈等に規定しており、御意見を踏まえ、再処理施設についても同様に、別紙-3に「3. 自動溶接機を用いる溶接士」の項目を以下のとおり追加します。</p> <p>3. 自動溶接機を用いる溶接士</p> <p>自動溶接機を用いる溶接士の技能の確認は溶接規格「WQ-400 自動溶接機を用いる溶接士によること。</p> <p>3. 1 確認事項</p> <p>自動溶接機を用いる溶接士の技能の確認は、次に掲げる事項について、それぞれ定める事項の区分の組合せが異なるごとに行うものとする。</p> <p>(1) 溶接の方法</p> <p>溶接の方法は、溶接規格「WQ-411 溶接の方法」によること。</p> <p>3. 2 確認試験の方法及びその判定基準</p> <p>確認試験の方法 (要領や溶接上の注意事項など) 及び判定基準は溶接規格「WQ-420 確認試験の方法と判定基準」によること。</p> <p>3. 3 作業範囲</p> <p>自動溶接機を用いる溶接士の作業範囲は、溶接規格「WQ-430 作業範囲」に、別紙-5の3. (1)④の要件を付したものであること。</p> <p>3. 4 資格表示</p>

		本試験に合格した溶接士技能の資格表示は、溶接規格「WQ-440 資格表示」によること。
3 2	別紙-3 2. 2. 1 (1) 3)の末尾「と読み替える。」は「に読み替える。」が適切ではないでしょうか。 また、5)に記載の図3-2のタイトル中、「、W-33-00r」の記載が抜けております。	御意見を踏まえ、別紙-3の2. 2. 1 (1)の3)等において「と読み替える。」は「に読み替える。」に修正します。 また、同5)の図3-2のタイトルについては上記19で示したとおり修正します。
3 3	別紙-3 図3-2 a)天井の右側の図中、「水平管では壁、鉛直管では天井」は「水平管では壁、鉛直管では床」が正しいと思われます。また、外径の記載に単位(mm)の記載が抜けております。 (2)の記載中、W-33-00rの外径が「26.6～」とあり、その他の区分の「27.2～」と異なりますが、ジルコニウムのみ若干下限が低いことに理由があるのでしょうか。	別紙-3図3-2a)については、御意見のとおり修正します。 また、図中の「1. 寸法の単位は、mmとする。」は図3-2のタイトルの後に記載し、図全体にかかるように修正します。 同図中の(2)のW-33-00rについての記載については、上記23のとおり修正します。
3 4	別紙-3 2. 2. 1 (3) 2) 2行目の「図WQ-321～図WQ-321-6～」は「図WQ-321-1～図WQ-321-6～」が正しいと思われます。	御意見のとおり修正します。
3 5	別紙-3 2. 2. 3 (3) 「WQ-322 (3)～」は「WQ-323 (3)～」が正しいと思われます。	御意見のとおり修正します。
3 6	別紙-3 表3-5 (注) 2. 及び3. の溶接規格の年版の記載は不要ではないでしょうか。	御意見のとおり修正します。

## 提出意見とこれに対する考え方（案）

### 2-5. 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則の解釈（案）に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>第13条 第1項 別紙4-1-3 廃棄物技術基準規則に対する意見のとおり、第2号の記載が次のように変更されるべきではないか。（2. と関連）</p> <p>二 容器等のうち、第一条第二項第七号から第十号までに掲げるものの主要な容器等の溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。）は、次に掲げるところによるものであること。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 二 容器等のうち、<u>第一条第二項第七号から第十号までに掲げるものの溶接部</u>（溶接金属部及び熱影響部をいう。）は、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>【修正後】 二 容器等の<u>主要な溶接部</u>（溶接金属部及び熱影響部をいう。）は、次に掲げるところによるものであること。</p>
2	<p>第13条 第1項 上記1. により、解釈1の記載が次のように変更されるべきではないか。（1. と関連）</p> <p>1 第1項第2号に規定する「主要な容器等の溶接部」とは、次に掲げる容器又は管の溶接部をいう。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 1 第1項第2号に規定する「<u>容器等のうち、第一条第二項第七号から第十号までに掲げるものの溶接部</u>」とは、次に掲げる容器又は管の溶接部をいう。</p> <p>【修正後】 1 第1項第2号に規定する「<u>容器等の主要な溶接部</u>」とは、次に掲げる容器又は管の溶接部をいう。</p>
3	<p>第13条 第3項 解釈7は、別紙4-2-4 再処理技術基準規則の解釈および別紙4-2-5 加工技術基準規則の解釈と同様、記載が次のように変更されるべきではないか。</p> <p>7 第3項に規定する適切な耐圧試験及び漏えい試験は、「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の溶接方法について（別記）」によるほか、維持段階における各機器の状態に対応する漏えい等の確認を含む。</p>	<p>溶接に関する要求事項は、使用前事業者検査の確認を受ける前の間適用することとしており、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設については、従来、維持段階において漏えい試験等を要求していないことから、原案のとおりとします。なお、再処理施設と加工施設については、維持段階において、漏えい試験を実施しているため、維持段階における確認を規定しています。</p>
4	<p>別紙4-2-7 231頁 別記 2. 溶接施工法 4～9行目 「第3条改正前」の「第3条」は、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）」の第3条を指していると思われませんが、そうであればそれを明示するのが望ましいのではないのでしょうか。もしくは、「核原料物質、核燃料物質及び～以下「法」という。）の第3条改正前」を「技術基準規則の施行前」などに改めてはいかがでしょうか。</p>	<p>御意見を踏まえ「第3条改正前」は「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。以下「改正法」という。）第3条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行前」に修正します。</p>

	<p>また、溶接安全管理審査及び評定を受けたものとの記述がごございますが、審査及び評定は「発電用原子炉設置者の溶接事業者検査の実施に係る体制」に対し行われるものであり、溶接施工法に対し行われるものではないため、「法第43条の3の13に基づく溶接事業者検査において技術基準への適合性が確認されたもの」などに改めたいかがでしょうか。</p> <p>「同等と認められる溶接施工法」として挙げられているものは、末尾が「等」となっているとおり、あくまでも一例であると解釈できますが、その趣旨は、改正法第3条の施行の前後を問わず、炉規制法に基づき、いずれかの技術基準（原子力施設の種類の問わない）への適合性が確認されたものは同等と認められる、との理解で間違いありませんでしょうか。</p> <p>また、「4. 溶接を行う者」には「第3条改正前」の記述がなく、溶接施工法と溶接士技能とで「同等と認められるもの」の基本的な考え方（技術基準適合確認が行われた時期、確認に用いられた技術基準の種類）に意図的な差異が存在するのでしょうか。</p>	<p>「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第39条溶接安全管理審査の申請を行い、法第43条の3の13溶接安全管理検査の第3項の審査、第5項の評定を受けた者等をいう。」については、同等の例示として記載しましたが、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則に関する規則における同等を例示していることから削除します。</p> <p>同等と認められる溶接施工法に関しては、御意見のとおり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定される原子力施設のいずれかにおいて、各々の技術基準に適合すると認められた溶接施工法及び溶接士の技能は、同法が規定する他の施設においても「同等」と認められます。ただし、改正法第3条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「改正原子炉等規制法」という。）施行前に認可された溶接施工法及び溶接士の技能又は改正原子炉等規制法施行後に設計及び工事の計画において認可された溶接施工法及び溶接士の技能における確認事項が、それを適用しようとする原子力施設における確認項目と同等であることが必要です。</p> <p>溶接を行う者については改正原子炉等規制法施行前後に係わらず取得した資格の作業範囲が決まっているため、その範囲での作業を認められていることから条件の設定は不要です。</p>
5	<p>別紙4-2-7 231頁 別記 4. 溶接を行う者 3～6行目</p> <p>「同等と認められる者」として挙げられているものは、末尾が「等」となっているとおり、あくまでも一例であると解釈できますが、その趣旨は、改正法第3条の施行の前後を問わず、炉規制法に基づき、いずれかの技術基準（原子力施設の種類の問わない）への適合性が確認されたものは同等と認められる、との理解で間違いありませんでしょうか。</p> <p>また「2. 溶接施工法」には「第3条改正前」の記述があり、溶接施工法と溶接士技能とで「同等と認められるもの」の基本的な考え方（技術基準適合確認が行われた時期、確認に用いられた技術基準の種類）に意図的な差異が存在するのでしょうか。</p>	<p>上記4で示した考え方を参照下さい。</p>
6	<p>別紙 4. 溶接部の強度等</p> <p>2)の規定は、引用している溶接規格 N-4040 に規定されており、重複するため削除いただきたい。</p>	<p>別記の別紙4. 2)では、「溶接部の強度及び耐食性を確保するうえで」としており、1)で耐食性を向上させたオーステナイトステンレス鋼を使用する場合の規定があり、これは溶接</p>

		規格 N-4040 には規定されていないため、原案のとおりとします。
7	別紙 5. 溶接部の非破壊試験及び機械試験 3) 長手継手及び周継手の区分は、継手の位置によって分類しており、応力による分類ではないことから削除いただきたい。(JSME 溶接規格 N-0020 定義による)	御意見を踏まえ、3) は削除し、別紙の「1.1. 機械試験」に、以下を加えます。  この場合において、「継手区分 A」は「長手継手」に、「継手区分 B」、「継手区分 C」及び「継手区分 C」は「周継手」に読み替える。
8	別紙 10. 非破壊試験の方法と判定基準 1 規定では、金属蛍光増感紙を使用してもよいこととなり、現行の「加工施設、再処理施設、特定廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接の技術基準に関する規則」の別表第 8 放射線透過試験(第 1.1 条関係)と相違するため、1 の規定は削除いただきたい。(2019 年 7 月 18 日の面談資料と同様意見)	放射線透過試験における増感紙の使用については、加工施設、再処理施設、特定第一種廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接の技術基準に関する規則において、「増感紙にあつては蛍光性のものでないこと」としていますので、御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。  【修正前】 ① 増感紙を使用する場合の欄の「 <u>クラス 1 容器及びクラス 1 配管以外のものにあつては、</u> 」を削除する。 【修正後】 ① 増感紙を使用する場合の項の「 <u>(クラス 1 容器及びクラス 1 配管以外のものにあつては、金属蛍光増感紙を除く。)</u> 」を削除する。
9	別紙 10. 非破壊試験の方法と判定基準 「表 1-2 放射線透過試験(針金形透過度計を使用する場合)」において、「針金形透過度計の透過度計識別度の炭素鋼又はステンレス鋼等」の規定において、「(略) F 級に適合すること。」の後に、「ただし、構造上やむを得ない場合であつて、材厚 1.6mm 以下で γ 線を用いた場合は、0.32mm の線が識別できること。」を追記いただきたい。(「解説 核燃料施設の技術基準」に合わせる。)(2019 年 7 月 18 日の面談資料と同様意見)	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。  「表 1-2 放射線透過試験(針金形透過度計を使用する場合)」の「透過度計識別度」欄の「炭素鋼又はステンレス鋼等」 【修正前】 JIS Z3104 又は JIS Z3106 の「附属書 1, 2 又は 3 の透過写真の必要条件」A 級、P1 級、P2 級又は F 級に <u>適合すること。</u> 【修正後】 JIS Z3104 又は JIS Z3106 の「附属書 1, 2 又は 3 の透過写真の必要条件」A 級、P1 級、P2 級又は F 級に <u>適合すること。ただし、構造上やむを得ない場合であつて、材厚 1.6mm 以下で γ 線を用いた場合は、0.32mm の線が識別できること。</u>

1 0	別紙 10. 非破壊試験の方法と判定基準 「表 1-2 放射線透過試験（針金形透過度計を使用する場合）」の判定基準において、「欠陥」を「きず」に修正いただきたい。（JIS 鋼溶接継手の放射線透過試験方法の記載に合わせる。）（2019年7月18日の面談資料と同様意見）	御意見のとおり修正します。
1 1	別紙 12. 再試験 別記-5 1. 11 参照は誤記のため、12に修正いただきたい。	御意見のとおり修正します。
1 2	別紙 13. 溶接部の耐圧試験等  「表 1-5 漏えい試験の方法と判定基準」の試験の方法に記載の” 20kPa 以下” は” -20 k Pa 以下” に修正いただきたい。	御意見のとおり修正します。

## 提出意見とこれに対する考え方（案）

### 2-6. 使用施設等の技術基準に関する規則の解釈（案）に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>第17条 第1項 別紙4-1-3 使用等技術基準規則に対する意見のとおり、第2号の記載が次のように変更されるべきではないか。（2. と関連）</p> <p>二 容器等のうち、第二条第二項第九号から第十七号までに掲げるものの主要な容器等の溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。）は、次に掲げるところによるものであること。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 二 容器等のうち、第二条第二項第九号から第十七号までに掲げるものの溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。）は、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>【修正後】 二 容器等の主要な溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。）は、次に掲げるところによるものであること。</p>
2	<p>第17条 第1項 上記1. により、解釈1の記載が次のように変更されるべきではないか。（1. と関連）</p> <p>1 第1項第2号に規定する「主要な容器等の溶接部」とは、次に掲げる容器又は管の溶接部をいう。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 1 第1項第2号に規定する「容器等のうち、第二条第二項第九号から第十七号までに掲げるものの溶接部」とは、次に掲げる容器又は管の溶接部をいう。</p> <p>【修正後】 1 第1項第2号に規定する「容器等の主要な溶接部」とは、次に掲げる容器又は管の溶接部をいう。</p>
3	<p>第17条 第1項 解釈1(2)イの「37mBq/cm<sup>3</sup>」は「37MBq/cm<sup>3</sup>」に訂正されるべきではないか。</p>	<p>核燃料物質の使用等に関する規則（昭和32年総理府令第84号）には、第2条の6第2号イに「その内包する放射性物質の濃度が三十七ベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七メガベクレル毎立方センチメートル）以上のもの」とありますので、御意見のとおり修正します。</p>
4	<p>（当該箇所）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙4-2-4 再処理施設の技術基準に関する規則の解釈 第17条（材料及び構造）</li> <li>・別紙4-2-5 加工施設の技術基準に関する規則の解釈 第31条（材料及び構造）</li> <li>・別紙4-2-8 使用施設等の技術基準に関する規則の解釈 第18条（耐圧試験等）</li> </ul> <p>（意見）</p>	<p>御意見の耐圧試験等については、例えば使用施設の場合、表1-6 耐圧試験において使用第1種機器に対しての要求等が規定されています。同表おける開放容器等が具体的にはどの機器に当たるのか等については、施設により異なることから適用対象物は具体的に規定されておりましたが、具体的な機器については、それぞれの原子力施設の審査において明確にされていることから、原案のとおりとします。</p>



	<p>技術基準の解釈を制定することとなったようであるが、第18条の適用を受ける「使用施設等に属する容器及び管のうち、使用施設等の安全性を確保する上で重要なもの」を具体的に記載すべきである。使用施設等の技術基準に関する規則の解釈についての記載は再処理施設の技術基準に関する規則の解釈および加工施設の技術基準に関する規則の解釈も同様である。</p> <p>(理由)</p> <p>解釈には『耐圧試験及び漏えい試験は、「使用施設等の溶接方法について(別記)」によること。』と記載されているが、対象となる容器及び管が何であるか不明確である。別記中には「使用第1種容器」などの記載があり、それらが対象であると思われるが、適用対象物が具体化されていないことから、解釈内に列挙すべき。</p>	
5	<p>別記 使用施設等の溶接の方法について</p> <p>序文 「使用施設等の技術基準に関する規則(省略)第16条第1項第2号及び第17条の規定に対応する溶接部に関する要求事項については、・・・」の下線部は第17条第1項第2号に修正いただきたい。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 使用施設等の技術基準に関する規則(令和 年原子力規制委員会規則第 号。以下「技術基準規則」という。)第16条第1項第2号及び第17条の規定に対応する溶接部に関する要求事項については、以下のとおりとする。</p> <p>【修正後】 使用施設等の技術基準に関する規則(令和 年原子力規制委員会規則第 号。以下「技術基準規則」という。)第17条第1項第2号及び第18条の規定に対応する溶接部に関する要求事項については、以下のとおりとする。</p>
6	<p>別紙 使用施設等の溶接の方法について</p> <p>「5. 溶接部の非破壊試験及び機械試験」の3)の長手継手及び周継手の区分は、継手の位置によって分類しており応力による分類ではないことから削除いただきたい。(JSME 溶接規格 N-0020 定義による)</p>	<p>御意見のとおり、「5. 溶接部の非破壊試験及び機械試験」の3)は削除します。</p>
7	<p>別紙 使用施設等の溶接の方法について</p> <p>「表1-1 溶接部の非破壊試験(1/3)」の「区分 使用第1種機器 溶接部」の1.(1)に「管板に管を取り付ける溶接部及び栓等を取り付ける溶接部」を追記いただきたい。(使用施設等の溶接の技術基準に関する規則(総理府令第73号)の規定に合わせる)</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>「表1-1 溶接部の非破壊試験(1/3)」の「使用第1種機器の溶接部の区分」の1.(1)</p> <p>【修正前】 突合せ溶接以外の管台を取り付ける溶接部</p> <p>【修正後】 突合せ溶接以外の管台を取り付ける溶接部、管板に管を取り付ける溶接部及び栓等を取り付ける溶接部</p>

8	別紙 使用施設等の溶接の方法について 「表 1-1 溶接部の非破壊試験 (2/3)」の「区分 機器 使用第 1 種機器」を「区分 機器 使用第 2 種機器」に修正いただきたい。	御意見のとおり修正します。
9	別紙 使用施設等の溶接の方法について 「表 1-1 溶接部の非破壊試験 (2/3)」の「区分 溶接部」 1. (4) において、放射性物質を内包するものが記載ないため、「内包するプルトニウムの濃度が $37 \mu\text{Bq}/\text{cm}^3$ (内包するプルトニウムが液体中にある場合は $37\text{Bq}/\text{cm}^3$ ) 以上の容器若しくは管又は内包する放射性物質の濃度が $37 \text{mBq}/\text{cm}^3$ (内包する放射性物質が液体中にある場合は $37 \text{kBq}/\text{cm}^3$ ) 以上の容器若しくは管の溶接部 ( (1) から (3) までに掲げるものを除く。) であつて次の a. から c. までのいずれかに掲げるもの以外のもの」に修正いただきたい。(使用施設等の溶接の技術基準に関する規則 (総理府令第 73 号) の規定に合わせる)	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。  「表 1-1 溶接部の非破壊試験 (2/3)」の「使用第 2 種機器」の「溶接部の区分」の 1. (4) 【修正前】 内包するプルトニウムの濃度が $37 \mu\text{Bq}/\text{cm}^3$ (内包するプルトニウムが液体中にある場合は、 $37 \text{Bq}/\text{cm}^3$ ) 以上の容器若しくは管の溶接部 ( (1) ~ (3) までを除く) 【修正後】 内包するプルトニウムの濃度が $37 \mu\text{Bq}/\text{cm}^3$ (内包するプルトニウムが液体中にある場合は $37 \text{Bq}/\text{cm}^3$ ) 以上の容器若しくは管又は内包する放射性物質の濃度が <u><math>37 \text{mBq}/\text{cm}^3</math> (内包する放射性物質が液体中にある場合は <math>37 \text{kBq}/\text{cm}^3</math>)</u> 以上の容器若しくは管の溶接部 ( (1) から (3) までに掲げるものを除く。) であつて次の a. から c. までのいずれかに掲げるもの以外のもの
10	別紙 使用施設等の溶接の方法について 「10. 非破壊試験の方法と判定基準」1 の規定では、金属蛍光増感紙を使用してもよいこととなり、現行の「使用施設等の溶接の技術基準に関する規則 (総理府令第 73 号)」の別表第 8 放射線透過試験 (第 12 条関係) と相違するため、1 の規定は削除いただきたい。	放射線透過試験における増感紙の使用については、使用施設等の溶接の技術基準に関する規則において「増感紙にあつては蛍光性のものでないこと」としてありますので、御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。  「10. 非破壊試験の方法と判定基準」 【修正前】 ① 増感紙を使用する場合の欄の「 <u>クラス 1 容器及びクラス 1 配管以外のもの</u> にあつては、」を削る。 【修正後】 ① 増感紙を使用する場合の欄の「 <u>(クラス 1 容器及びクラス 1 配管以外のもの)にあつては、金属蛍光増感紙を除く。</u> 」を削る。

1 1	<p>別紙 使用施設等の溶接の方法について  「表 1-4 放射線透過試験（針金形透過度計を使用する場合）」において、  「針金形透過度計の透過度計識別度の炭素鋼又はステンレス鋼等」の規定において、「（略）F 級に適合すること。」の後に、「ただし、構造上やむを得ない場合であって、材厚 1.6mm 以下でγ線を用いた場合は、0.32mm の線が識別できること。」を追記いただきたい。（「解説 核燃料施設の技術基準」に合わせる。）</p>	御意見のとおり修正します。
1 2	<p>別紙 使用施設等の溶接の方法について  「表 1-4 放射線透過試験（針金形透過度計を使用する場合）」の判定基準において、「欠陥」を「きず」に修正いただきたい。（JIS Z 3104 鋼溶接継手の放射線透過試験方法の記載に合わせる。）</p>	御意見のとおり修正します。
1 3	<p>別紙 使用施設等の溶接の方法について  「13. 溶接部の耐圧試験等」の「表 1-7 漏えい試験の方法と判定基準」、発泡試験（減圧法）の「試験の方法」において” 20kPa 以下” を” -20kPa 以下” に修正いただきたい。</p>	御意見のとおり修正します。

## 提出意見とこれに対する考え方（案）

### 3-1. 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 一部改正案に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	第 78 条について 「ロ 火山現象による影響」は実用炉のみの要求事項であり、規制委員会において特段の議論が行われていないことから、削除すべき。	御指摘のとおり、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）のみに要求する事項であることから、削除することとします。
2	第 121 条関係 「廃止措置対象施設についての定期事業者検査を要する場合」の規定に加えて、第 40 条の 2 と同様に、廃止措置中の施設の維持を要する場合についても規定を置く必要があるのではないか。	御指摘を踏まえ、旧発電用原子炉設置者等に係る廃止措置対象施設の維持に係る規定を追加することとします。

### 3-2. 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 一部改正案に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>(新)第1条の3第1項第2号ハ(1)ii「燃料体の最高燃焼度」との記載については、(旧)第1条の3第1項第2号ハ(2)vの記載場所が変更となっただけであり、新法施行後に直ちに設置変更許可申請を行う必要は無く、次回設置変更申請の時に適正化すれば足りると理解してよいか。</p>	<p>御理解のとおりです。            なお、御意見の「記載の適正化」の時期については、施行後の原子炉設置(変更)許可申請に併せて実施するなど、なるべく早期に行うことが望ましいと考えます。</p>
2	<p>第一条の三二            &lt;コメント内容&gt;            「十一～体制の整備に備に関する説明書」は「十一～体制の整備に関する説明書」ではないでしょうか。(「備に」を削除)</p>	<p>御指摘のとおり修正します。            なお、御指摘の内容は、第2条第2項第11号に当たるものです。</p>
3	<p>試験炉規則第二条の二で定める「設計及び工事の計画の認可を要しない工事等」ですが、認可を要するか否かは個別に原子力規制庁担当部局が判断するということでしょうか。クライテリアが不明確なため分かりません。また、判断結果については、他の原子炉施設との公平を期す(同様の設備であるにも関わらず、ある原子炉施設では認可は不要だが、別の原子炉施設では要となることを防止する)ため、原子力規制庁が該当する工事等をリストにして、要否の理由とともに事業者に公開していただけるのでしょうか。</p>	<p>第2条の2第1項及び第3項については、第3条第1項第3号に掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事又は場合以外の場合と規定しています。            また、第2条の2第2項については、現行の第3条の2の2の規定と同一であり、認可の要否は従前どおり個別に判断を行うこととなりますが、例えば、液体廃棄物の廃棄施設である排水管の配置の変更は届出の対象となります。            透明性及び公平性を確保するため、届出があった変更については原子力規制委員会ウェブページにおいて公開することとしています。加えて、許認可の運用に関し、委員会決定文書や原子力規制委員会ウェブページにおいて公開している過去の事例から判断が難しい場合等は、設置者からの行政相談により個別に対応することとしています。</p>
4	<p>今般改正により原子炉等規制法におけるQMSについては、品質管理に必要な体制の整備に関する事項が許可事項となり、工事の着手前に認可される保安規定において品質マネジメントシステムに関することが認可事項となっている。さらに、原子炉等規制法におけるQMSの基準は「品質管理基準規則」に統一されていることから、原子炉施設の設置又は変更の工事に係る品質マネジメントシステムは、工事の着手前に保安規定において明確となっている。このため、設計及び工事の計画の認可において個別に認可する品質マネジメントシステムに関する事項は無いと考えられる。            よって、(新)試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第3条第1項第5号の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」は不要と思われる。</p>	<p>第3条第1項第5号に規定する設計及び工事に係る品質マネジメントシステムは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の規定に適合するとして許可を受けた保安活動に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を踏まえて、設計及び工事に係る具体的な品質管理の方法、組織等の計画された事項を確認するために提出を求めるものであることから、原案のとおりとします。詳細については、発電用原子炉施設の工事計画に係る手続ガイドを参照ください。</p>
5	<p>(新)第3条の2の4第2項の「存続する期間」とは、「廃止措置計画の認可まで」又は「廃止措置の終了確認まで」のどちらか。(加工施設、再処理施設等</p>	<p>存続する期間とは、廃止措置の終了確認までの期間を指します。</p>

	も同様)	
6	(新)第3条の8第5項第2号の「試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所の名称及び所在地」の後に「(船舶にあつては、その船舶の名称)」が必要ではないか。	御指摘のとおり修正します。
7	第三条の十二 〈コメント内容〉 定期事業者検査の報告は、本条で開始しようとするときとあるが、法第二十九第三項には、終了後と記載がある、どちらが正しいか教示をお願いします。 *1・・・「法」は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」のことを言う。	法第29条第3項において、「定期事業者検査が終了したときその他原子力規制委員会規則で定めるとき」と規定しており、本規則第3条の12第2項において、定期事業者検査が終了したときに加えて、定期事業者検査を開始しようとするときを規定しています。
8	(新)第6条第1項の表のうち「五 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる使用施設等の設備の名称」は「五 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる試験研究用等原子炉施設の設備の名称」ではないか。	御指摘のとおり修正します。 なお、第5号ではなく第9号として規定します。
9	第六条次の表 〈コメント内容〉 「五 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる使用施設等の設備の名称」の使用施設等は、試験研究用等原子炉施設に変更すべきではないか。	上記8で示したとおり修正します。
10	(新)試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第6条第1項第1号ロ号において保存期間が解体又は廃棄をした後5年となっているが、廃止措置の確認が終了した場合、設置者では無くなるため、保存の責務はなくなるのでは無いか。除外規定を設けていただきたい。	本規定は、改造工事などに伴う施設の一部の解体又は廃棄を主に対象としたものであり、現行の実用炉規則第67条第1項の表第1号ニの規定を参考として規定したものです。 なお、法第34条及び第43条の3の3に規定するとおり、記録の義務を有する者は試験研究用等原子炉設置者及び旧試験研究用等原子炉設置者等であり、廃止措置の終了の確認を受けた者には記録の義務はありません。
11	第六条次の表 〈コメント内容〉 「十一 品質管理規則第三条第三項」が品質管理規則自体に記載がないので、誤記かどうか、教示をお願いします。	パブリックコメント版では、「十一 品質管理基準規則第四条第三項」と規定しており、誤記はありませんので、原案のとおりとします。
12	実用発電炉規則の当該条文(第81条第2項)と同様の記載で、第9条第2項に「長期施設管理方針」とあるが、それを呼び出している次条(第9条の2)の第1項及び第2項に「長期施設管理方針」はなく、その次の(第9条の2)第3項で初めて定義されている。その第3項では「前二項の施設管理に関する方針(以下「長期施設管理方針」という。）」とあるとおり、第1項又は第2項にて「・・・施設管理に関する方針(以下「長期施設管理方針」という。）」と定義すればよいのではないか。(定義が現れる順番が逆転及び分散しており、分かりにくい。併せて、再処理規則の当該条文(第11条の2)の修正提	本規定は、第1項及び第2項に規定する施設管理に関する方針の対象期間がそれぞれ異なるために第3項においてそれらの総称として略称を置いているものであることから、原案のとおりとします。

	案も参照していただきたい。)	
1 3	試験炉規則第十条第 1 項第 1 号に「設計想定事象に係る又は多量の放射性物質等を放出する事故試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画」とありますが、「設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画」の誤植ではないでしょうか。	御指摘を踏まえ、「設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画」に修正します。
1 4	第十一条 〈コメント内容〉 廃止措置中の施設における運転の範囲・定義はどこまでか、教示ください。	第 11 条は、供用期間中の試験研究用等原子炉の運転に対する要求を規定したものであり、廃止措置中の施設を対象としたものではありません。
1 5	第十五条 2 項 〈コメント内容〉 「七」の運転および利用は、廃止措置ではないでしょうか。	第 15 条第 2 項第 7 号は、廃止措置中の原子炉施設の保安及び保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置等に係る要求を規定したものです。御指摘の「運転及び利用」は、廃止措置中の原子炉施設の保安のために必要な設備の運転及び利用を意味しており、誤記ではありません。 よって、原案のとおりとします。
1 6	第十五条 2 項 〈コメント内容〉 保安規定に記載すべき内容に対して、 グレーテッドアプローチを考慮し、記載内容の選択をすることはできないか、 教示ください。	第 15 条第 2 項各号に定める事項は、廃止措置計画に定める廃止措置を確実に実施するため、いずれも保安規定に記載する必要がありますが、これらの事項の選択や省略はできません。 なお、これらの事項の実施の程度については、廃止措置の進捗状況に応じて変更可能ですが、その内容は保安規定に定める必要がありますが、その妥当性について審査で確認をすることとなります。
1 7	第十六条の五の二 〈コメント内容〉 第十六条の六を反映して、廃止措置実施方針の十一を性能維持施設と記載を統一したほうがよいかと、考えます。	御指摘を踏まえ、第 16 条の 5 の 2 において性能維持施設を定義することとし、第 3 条の 7 及び第 16 条の 6 を修正します。なお、他の規則についても同様に修正することとします。
1 8	今般改正により原子炉等規制法における QMS については、品質管理に必要な体制の整備に関する事項が許可事項となり、廃止措置計画の認可日までに認可される保安規定において品質マネジメントシステムに関することが認可事項となっている。さらに、原子炉等規制法における QMS の基準は「品質管理基準規則」に統一されていることから、原子炉施設の廃止措置に係る品質マネジメントシステムは、保安規定において明確となっている。 このため、廃止措置計画の認可において保安規定の記載事項とは別に認可する品質マネジメントシステムに関する事項は無いと考えている。 よって、(新)試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第 16 条の 6 第 1 項第 12 号の「廃止措置に係る品質マネジメントシステム」は不要と思われる。	第 16 条の 6 第 1 項第 12 号に規定する廃止措置に係る品質マネジメントシステムは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則を踏まえ、設置許可申請書等に記載された方針に従って構築された品質マネジメントシステムに基づく廃止措置に関する一連のプロセスが示されていること及び当該品質マネジメントシステムに基づき廃止措置を実施することが定められていることを確認するために提出を求めるものであることから、原案のとおりとします。 なお、詳細については、発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準を参照ください。

19	<p>第16条の13の2関係 「廃止措置対象施設についての定期事業者検査を要する場合」の規定に加えて、試験炉則第3条の7と同様に、廃止措置中の施設の維持を要する場合についても規定を置く必要があるのではないか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、旧試験研究用等原子炉設置者等に係る廃止措置対象施設の維持に係る規定を追加することとします。</p>
20	<p>試験研究用原子炉施設の設置許可証に、保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を記載すること、また、添付書類にはその説明書を付けることとなりましたが、その届出は平成29年4月14日に公布された「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）」の施行日を令和2年4月1日と想定すると、その施行日の3ヶ月以内とされています。</p> <p>一方、経過措置等（案）では同様の品質マネジメントシステムを新たに加える保安規定並びに廃止措置計画の届出はその施行日の6ヶ月以内とされています。</p> <p>これら設置許可証、保安規定並びに廃止措置計画について、経過措置における品質マネジメントシステムの届出期限が異なること、また三ヶ月間の違いがあることの方や理由について、また、これらの経過措置の期間設定の方や理由について教えていただきたく願います。</p>	<p>改正法の附則において、施行日から3月以内に品質管理に必要な体制の整備に関する事項について届け出ること及び施行日から6月以内に保安規定の変更認可申請を行うことを求めています。</p> <p>廃止措置計画の変更認可申請については、保安規定の変更認可申請と同様に施行日から6月以内に申請を行うことを求めることとしていますが、これらの申請は品質管理に必要な体制の整備に関する事項についての届出を踏まえて行うことが必要であることから、その準備に要する期間を考慮して定めているものです。</p>



### 3-3. 船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則 一部改正案に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	第34条の2関係 「廃止措置対象施設についての定期事業者検査を要する場合」の規定に加えて、第11条の2と同様に、廃止措置中の施設の維持を要する場合についても規定を置く必要があるのではないか。	御指摘を踏まえ、旧試験研究用等原子炉設置者等に係る廃止措置対象施設の維持に係る規定を追加することとします。

### 3-4. 核燃料物質の加工の事業に関する規則 一部改正案に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>第3条の2第1項                      &lt;内容&gt;                      実用炉では、設計及び工事の計画の認可を要する変更の工事として、実用炉規則第8条第1項にて別表第一の中欄に掲げる工事をあげている。別表第一の中欄に掲げる工事について、「工事の方法の変更を伴うもの」は該当し、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムの変更を伴うもの」は該当しない。</p> <p>加工施設においても実用炉と同様に扱うべきであり、第3条の2第1項「次条第1項第3号又は第5号に掲げる事項の変更を伴う工事」と記載されている文章のうち「又は第5号」の記載(文言)は削除されるべきではないか。(6.と関連)</p>	<p>御指摘を踏まえ、設計及び工事の計画の認可を要さない工事において品質マネジメントシステムのみを変更する場合には、設計及び工事の計画の認可を要しないこととし、「又は第5号」の文言を削除します。他の規則についても同様に修正します。</p>
2	<p>第3条の4の3第1項第6号                      検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときには、その内容を記載することになっているが、その際の検査の結果(第4号)他は、補修等の前後の結果他を併記するののか。</p>	<p>御理解のとおりです。例えば、容器等に溶接施工を行う工事に係る使用前事業者検査において、溶接施工後の非破壊検査等で溶接部に欠陥等が検出され、当該欠陥を除去した後、当該部分に補修のための溶接を行う場合は、補修溶接の記録及び当該補修溶接を実施した前後の検査の記録が必要となります。</p>
3	<p>第3条の4の3第1項第9号                      検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項を記録しないとしないが、具体的に何の管理なのか(例えば、調達管理、力量管理、等々)明確にして頂きたい。</p>	<p>原子力事業者等が使用前事業者検査に係る役務を調達する場合においては、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則第35条各号に掲げる調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備、要員の力量等の調達物品等要求事項を明確にし、管理を行う必要があります。</p>
4	<p>第3条の4の4                      溶接検査を行った容器類に対しては使用前事業者検査を行ったことを示す記号等を付与しなければならないが、現物に付与するという意味か。付与の保護の程度、付与を維持する期間はどの程度か？</p>	<p>溶接に係る使用前事業者検査を行った旨の記号その他表示は、必ずしも現物に刻印等で表示することを求めているものではありませんが、設備の状態や使用環境等を考慮し、現物への表示と同等に識別が可能な状態とすることが必要です。</p> <p>また、当該表示は、使用前事業者検査の結果を記録するためのものであることから、第3条の4の3第2項で規定するとおり、当該施設の存続する期間において識別が可能な状態を維持することが必要です。</p> <p>こうした考え方は、現行の溶接検査の場合と同様です。</p>
5	<p>第3条の6第2号                      「加工施設を試験のために使用する場合」と記載されているが、「試験」とは具体的にどのようなものか。</p>	<p>第3条の6第2号は、同条第1号に規定する加工施設を核燃料物質を用いた試験のために使用する場合以外の加工施設を試験のために使用する場合を規定しており、例えば、非常用照明設備のバックアップ電源として非常用発電設備が設置される場</p>

		合において当該設備の性能等を確認する試験が該当します。
6	<p>第3条の6  &lt;内容&gt;  上記1.にあわせて、設計及び工事の計画の認可手続きを受けた使用前確認において、使用前確認を要しない場合を定める第3条の6第5号「第3条の2の2第1項第3号又は第5号に掲げる事項の変更を伴う工事」とある「又は第5号」は削除されるべきではないか。</p>	<p>上記1で示した考え方とおおり、修正します。</p>
7	<p>現行の「核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の十一第一号、第二号」において溶接検査を要しない場合の規定があるが、本案では示されていないが、現行の規定を準用することによいか。</p>	<p>改正法により、現行の溶接検査は使用前事業者検査に移行します。その際、現行規則に規定する溶接検査を要しない場合については、加工施設の技術基準解釈に規定する「主要な溶接部」に該当しないため、技術基準の適合性を使用前事業者検査において確認する必要はありません。</p> <p>なお、溶接に係る使用前事業者検査を行った旨を表示すべき容器等を規定した第3条の4の4について、主要な溶接部を有するものに限定するよう修正し、他の規則についても同様に修正します。</p>
8	<p>第7条第1項1ロ  施設管理の実施の都度、施設管理の実施状況及びその担当者の氏名を記録することとあるが、設計や工事における施設管理の実施の都度とは、具体的に何か。また、担当者（設計者、工事者）は全ての従事者を記録せよとの意味か。</p> <p>第7条の4において、「加工事業者は、加工施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理(以下「施設管理」という。)に関し、・・・」と記載があることを踏まえた質問。</p>	<p>前段の記録すべき施設管理の実施については、第7条の4第1項第4号に規定する「施設管理実施計画」に含まれるものであり、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」を参照し、事業者自らが判断し規定することが求められます。</p> <p>後段の担当者とは、実施した施設管理の責任者を指しますが、その範囲は工事及び設計等の規模や内容に応じて事業者が適切に判断することが求められます。</p>
9	<p>第7条の4  本項において保全は「設計」、「工事」、「巡視」、「点検」、「検査」、その他の施設の管理に関し、実施する措置によって行われると解釈できる。</p> <p>一方、保安のための措置等に係る運用ガイドでは、「4. 施設管理」において施設管理全般を保全活動を定義しており、混乱を生じるために、保全の定義を明確にして頂きたい。</p>	<p>御指摘を踏まえ、保安のための措置等に係る運用ガイドの「施設管理」の定義を事業規則と整合するよう修正しました。</p>
10	<p>第7条の4第4項ハ  加工施設の巡視について、保全のために実施するものに限るとあるが、実務上、加工設備の操作に係わる巡視と兼ねても良いか。</p>	<p>「施設の保全のために実施するものに限る。」とは、要求する範囲を法第21条の2第1項第1号に規定する加工施設の保全に限定するための規定ですので、加工施設の保全に必要な措置が講じられていれば良く、実態として同項第2号に規定する加工設備の操作に係る措置と同時に実施することを妨げるもので</p>

		はありません。
1 1	<p>第 8 条</p> <p>工事の段階の施設に対しては、核燃料物質の取扱等に関する記載は不要である。</p> <p>核燃料物質を取り扱う項目に関しては、核燃料物質を取り扱う前に定めるても問題がないことについて記載頂きたい。</p>	<p>御意見のとおり、保安規定の記載事項の中には、設置の工事に着手する段階で定めることが困難であり、かつ、それらをその段階で決めていなくても災害の防止上支障がない事項が存在することから、保安規定の審査においては、それらの事項を定める時期が設定されていること及びその時期までにそれらの事項を定めることにより災害の防止上支障がないことを確認することとしています。詳細については、保安規定の審査基準を参照してください。</p>
1 2	<p>第八条第一項第一号</p> <p>&lt;内容&gt;</p> <p>保安規定に定める事項として、これまで第二号にあった「安全文化を醸成するための体制」は、今回の改正で「品質マネジメントに関すること」と統合され、重複を避ける意味から削除されるものと理解している。そういう意味では、第一号の「関係法令及び保安規定の遵守のための体制」も同様と考えられ、そうであれば「安全文化の醸成」と同様削除した方が適切と考える。</p>	<p>関係法令及び保安規定の遵守のための体制については、引き続き保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うためにコンプライアンスに係る体制（特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること）が確実に構築されていることについて記載を求めるものです。</p> <p>したがって、本規定については原案のとおりとします。</p>
1 3	<p>第 9 条の 13 関係</p> <p>「廃止措置対象施設についての定期事業者検査を要する場合」の規定に加えて、第 3 条の 8 と同様に、廃止措置中の施設の維持を要する場合についても規定を置く必要があるのではないか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、旧加工事業者等に係る廃止措置対象施設の維持に係る規定を追加することとします。</p>

### 3-5. 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則 一部改正案に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>第四条第一項三号                      第四条第一項三号は略となっているが、この条文で記載されている「・・・工事の方法」の「方法」は「計画」に変更になると考えて良いか確認したい。</p>	<p>第3号の「使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法」について変更はありません。                      法改正により、法第43条の8第1項の「設計及び工事の方法」が「設計及び工事の方法その他の工事の計画」に改正されました。これは、従来、使用前検査の申請時に工事工程表の提出を求めていたところ、法改正により原子力規制委員会が実施する使用前検査が事業者が実施する使用前事業者検査に移行することに伴い、設計及び工事の方法の認可の際においても品質管理の方法として工事工程を踏まえた検査時期の設定について確認を行うことを求めることとしたためであり、第4号の工事工程表が工事の計画を示す申請事項となります。</p>
2	<p>第四条第一項第三号                      実用炉規則第九条第一項二号で要求している「工事計画」が、貯蔵規則の第四条には記載が無い（要求されていない）。貯蔵規則の第四条で「工事計画」の要求が無いにも関わらず、第四条のタイトルを「設計及び工事の方法」から「設計及び工事の計画」に変更する意図（理由）を教えてください。</p>	<p>上記1の考え方を参照してください。</p>
3	<p>第四条第一項第五号                      第四条第一項第五号で記載要求のある「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」があるが、具体的な方法・手順を申請書本文に申請する都度同じ内容を記載する必要が有るか確認したい。                      （第四条第二項で添付書類に品質マネジメントシステムが呼び込まれていないため、設工認本文に従来の品質管理の方法も記載する必要が有ると思われるため。）                      また、第五条第一項第五号でも記載の要求があるので、変更申請の都度、申請書の本文に同じ内容の品質マネジメントシステムの説明を記載しなければならないような要求は不合理であるため、変更が無い場合は記載を省略できることを解釈等に明記して頂きたい。</p>	<p>第4条第1項第5号及び第5条第1項第5号に規定する設計及び工事に係る品質マネジメントシステムは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の規定に適合するとして許可を受けた保安活動に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を踏まえて、設計及び工事に係る具体的な品質管理の方法、組織等の計画された事項を確認するために提出を求めるものです。                      したがって、認可又は変更認可の申請の都度記載する必要があるので、原案のとおりとします。詳細については、発電用原子炉施設の工事計画に係る手続ガイドを参照ください。</p>
4	<p>第四条第二項                      第四条第二項において、旧記載では「設計及び管理に係る品質管理の方法」の添付が記載されていたが、新記載では実用炉規則第九条第三項に要求のある『「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」を説明した書類の添付』に相当する要求が無い。貯蔵事業規則としては、設工認の添付書類に『「品質マネジメントシステム」の説明』は不要という理解で良いか確認したい（第五条について同様）。</p>	<p>本条では、設計及び工事の計画が許可を受けたところによるものであることを説明した書類を求めており、品質マネジメントシステムについて説明した添付書類が必要となります。</p>

5	<p>第六条の二第一項第一の「使用前事業者検査」はどのような条件の場合必要となるのか確認したい（旧貯蔵規則第八条には使用前検査が必要となる条件が記載されていたため）。</p>	<p>法第43条の9第1項に基づき、使用済燃料貯蔵施設の設置又は変更の工事全般が使用前事業者検査の対象となります。</p>
6	<p>第六条の二第一項第一～三号の「十分な方法」の基準（定義）は何か確認したい。</p>	<p>原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドのⅡ. 1. 使用前事業者検査又は使用前検査の実施に記載する「十分な方法」を参照してください。</p>
7	<p>第六条の三第一項第十一号の「検査に係る教育訓練に関する事項」の「教育訓練」とは何か確認したい（検査に係る要員の資格、検査の実施要領書についての教育が考えられるが、両方か？）。</p>	<p>検査に係る教育訓練に関する事項は、使用前事業者検査に従事する要員の力量を客観的に確認することができるように、要員の力量を評価した記録や要員に対して実施した教育訓練の記録等を求めるものです。</p>
8	<p>第32条第2号関係 設計想定事象に係る教育及び訓練の頻度については、他の規則と横並びをとり、「毎年一回以上定期的に」を「定期的に」と修正すべきではないか？</p>	<p>御意見のとおり修正します。</p>
9	<p>第三十三条第1項の三 ハ 条文内において「異状」という文言が使用されているが、一般的に使用される「異常」を用いない意図を確認したい。特段の理由がない場合は「異常」に修正していただきたい。</p>	<p>異状とは、異常とは言えないまでも通常の状態とは異なる状態であることを指しており、異常とは使い分けていることから、本記載は、原案のとおりとします。</p>
10	<p>第43条の12の2関係 「廃止措置対象施設についての定期事業者検査を要する場合」の規定に加えて、貯蔵規則第11条と同様に、廃止措置中の施設の維持を要する場合についても規定を置く必要があるのではないか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、旧使用済燃料貯蔵事業者等に係る廃止措置対象施設の維持に係る規定を追加することとします。</p>

### 3-6. 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 一部改正案に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>第1条の2第2項第11号（「改正前」欄に記載）について、同11号は現行規則に記載がないため、以下のとおり修正すべきである。</p> <p>（昭和54年12月26日に改正公布（官報第15882号）により、「第一条の2第1項、第2項（第1号～第10号）、第3項」が追加され、その後改正されていない。）</p> <p>（現 状）： 改正前 十一〔同上〕                      改正後 十二〔略〕</p> <p>（修正案）： 改正前（空欄（削除））              改正後（空欄（削除））</p>	<p>成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整理に関する規則（令和元年原子力規制委員会規則第4号）の制定に伴い第11号が追加されましたので、本記載は、原案のとおりとします。</p>
2	<p>・意見／理由          &lt;該当箇所&gt; 3頁 10行目          &lt;内容&gt;          第1条の2第4項（「改正前」欄に記載）について、同4項は、現行規則に記載がないため、追加するのであれば、以下のとおり修正すべきである。</p> <p>（昭和54年12月26日に改正公布（官報第15882号）により、「第一条の2第1項、第2項（第1号～第10号）、第3項」が追加され、その後改正されていない。）</p> <p>（現 状）： 4 法第四十四条第一項の指定を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断し・・・（略）とを疎明する書類を提出することができる。</p> <p>（修正案）：〔項を加える。〕</p>	<p>上記1で示した考え方を参照してください。</p>
3	<p>第1条の5 第1項          &lt;内容&gt;          実用炉では、設計及び工事の計画の認可を要する変更の工事として、実用炉規則第8条第1項にて別表第一の中欄に掲げる工事をあげている。別表第一の中欄に掲げる工事について、「工事の方法の変更を伴うもの」は該当し、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムの変更を伴うもの」は該当しない。</p> <p>再処理施設においても実用炉と同様に扱うべきであり、第1条の5第1項「次条第1項第3号又は第5号に掲げる事項の変更を伴う工事」と記載されている文章のうち「又は第5号」の記載（文言）は削除されるべきではないか。（5と関連）</p>	<p>御指摘を踏まえ、設計及び工事の計画の認可を要さない工事において品質マネジメントシステムのみを変更する場合には、設計及び工事の計画の認可を要しないこととし、「又は第5号」の文言を削除します。他の規則についても同様に修正します。</p>

4	<p>・第4条  &lt;内容&gt;  法第45条第4項（平成29年4月14日付改正公布、令和2年4月1日施行予定）において、「4 再処理事業者は、第1項ただし書きの規定によりやむを得ない一時的な工事をする場合は、工事の開始の後、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。」が追加されたが、この届出に対応する再処理規則の条文が記載されていない。このため、同届出手続きを明確化するため、関連する条文を追加すべきである。  （修正案作成の例：再処理規則第4条（設計及び工事の計画の認可に係る軽微な変更の届出）或いは別に規定する。）  （現案）第四条（設計及び工事の計画に係る軽微な変更の届出）  法第四十五条第五項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。  （修正案）第四条（設計及び工事の計画に係る届出）  法第四十五条第四項又は第五項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p>	<p>法第45条第4項においては「遅滞なく、その旨を」と届出の時期及び内容について規定していることから、法第44条の4第2項等と同様に、届出の時期及び内容を規則に定める必要はありません。  他方、届出書類の提出部数については改めて規定する必要があることから、第21条の2を改正し、「第45条第4項」を追加することとし、他の規則についても同様に修正を行います。</p>
5	<p>第6条  &lt;内容&gt;  上記3にあわせて、設計及び工事の計画の認可手続きを受けた使用前確認において、使用前確認を要しない場合を定める第6条第5号「第2条第1項第3号又は第5号に掲げる事項の変更を伴う工事」「又は第5号」は削除されるべきではないか。</p>	<p>上記3で示した考え方のとおり、修正します。</p>
6	<p>現行の「使用済燃料の再処理の事業に関する規則の第七条の五第一号、第二号」において溶接検査を要しない場合の規定があるが、本案では示されていないが、現行の規定を準用することによいか。</p>	<p>改正法により、現行の溶接検査は使用前事業者検査に移行します。その際、現行規則に規定する溶接検査を要しない場合については、再処理施設の技術基準解釈に規定する「主要な溶接部」に該当しないため、技術基準の適合性を使用前事業者検査において確認する必要はありません。  なお、溶接に係る使用前事業者検査を行った旨を表示すべき容器等を規定した第4条の4について、主要な溶接部を有するものに限定するよう修正し、他の規則についても同様に修正します。</p>
7	<p>実用発電炉規則の当該条文（第81条第2項）と同様の記載で、第11条第2項に「長期施設管理方針」とあるが、それを呼び出している次条（第11条の2）の第1項及び第2項に「長期施設管理方針」はなく、その次の（第11条の2）第3項で初めて定義されている。その第3項の括弧内で呼び出している第17条第1項第17号においても「長期施設管理方針」と記載しており、</p>	<p>本規定は、第1項及び第2項に規定する施設管理に関する方針の対象期間がそれぞれ異なるために第3項においてそれらの総称として略称を置いているものであることから、原案のとおりとします。  なお、御指摘の修正案については、略称が1回のみ用いられ</p>



	<p>以下のとおり、修正すればよいのではないか。(定義が現れる順番が逆転及び分散しており、分かりにくい。併せて、試験炉規則の当該条文(第9条の2)の修正提案も参照していただきたい。)</p> <p>(現 状)：3 再処理事業者は、前二項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、前二項の施設管理に関する方針(第十七条第一項第十七号において「長期施設管理方針」という。)を変更しなければならない。</p> <p>(修正案)：3 再処理事業者は、前二項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、前二項の施設管理に関する方針(以下「長期施設管理方針」という。)を変更しなければならない。</p>	<p>ているため、「以下」ではなく、「第17条第1項第17号」と特定して規定しているものです。</p>
8	<p>第十七条 第一項 第一号  &lt;内容&gt;  保安規定に定める事項として、これまで第二号にあった「安全文化を醸成するための体制」は、今回の改正で「品質マネジメントに関すること」と統合され、重複を避ける意味から削除されるものと理解している。そういう意味では、第一号の「関係法令及び保安規定の遵守のための体制」も同様と考えられ、そうであれば「安全文化の醸成」と同様削除した方が適切と考える。</p>	<p>関係法令及び保安規定の遵守のための体制については、引き続き保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うためにコンプライアンスに係る体制(特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること)が確実に構築されていることについて記載を求めるものです。</p> <p>したがって、本規定については原案のとおりとします。</p>
9	<p>第19条の15 関係  「廃止措置対象施設についての定期事業者検査を要する場合」の規定に加えて、第7条の8と同様に、廃止措置中の施設の維持を要する場合についても規定を置く必要があるのではないか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、旧再処理事業者等に係る廃止措置対象施設の維持に係る規定を追加することとします。</p>

3-7. 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則 一部改正案に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>第 58 条の 2 第 2 号関係            設計想定事象に係る教育及び訓練の頻度については、他の規則と横並びをとり、「毎年一回以上定期的に」を「定期的に」と修正すべきではないか？</p>	<p>御意見のとおり修正します。</p>
2	<p>第 88 条の 2 関係            「廃止措置対象施設についての定期事業者検査を要する場合」の規定に加えて、一種埋則第 25 条と同様に、廃止措置中の施設の維持を要する場合についても規定を置く必要があるのではないか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、旧廃棄事業者等に係る廃止措置対象附属施設の維持に係る規定を追加することとします。</p>

### 3-8. 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則 一部改正案に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>第1条の二 新たに「設計想定事象」が定義されましたが、「第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」には「設計想定事象」の定義はない。「第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」との整合性に対する考え方を示していただきたい。また、「設計想定事象」としてイ、ロ及びハで定義される事象となった考え方を示していただきたい。</p>	<p>前段については、令和元年原子力規制委員会規則第5号による改正後の第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「許可基準規則」という。）第2条第2項第2号に安全機能を有する施設が規定されたことを踏まえ、以下のとおり「設計想定事象」の定義を追記します。</p> <p>十五 「設計想定事象」とは、次に掲げる事象であつて、第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第三十号）第二条第二項第二号に規定する安全機能を有する施設の設計において発生を想定しているものをいう。</p> <p>また、後段については、実用炉則第2条第2項第11号に規定する「設計想定事象」に整合させ規定したものです。</p>
2	<p>新たに第一条の二第2項第十五号として、「設計想定事象」の定義が追加されましたが、“廃棄物埋設施設の設計”と記載されていることから、廃棄物埋設施設に対する全ての設計と解釈されます。</p> <p>一方で、本規則と同時に意見募集を行っている他の規則、例えば、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」における「設計想定事象」の定義では、“発電用原子炉施設の設計”ではなく、“設計基準対象施設の設計”又は“重大事故等対処施設の設計”である旨の記載がされており、設計の対象が施設の安全性を確保する上で重要なものが対象となつていきます。</p> <p>このことから、本規則では“廃棄物埋設施設の設計”は、“安全機能を有する施設（廃棄物埋設施設のうち安全機能を有するもの）の設計”を指すものであると推察しますので、“廃棄物埋設施設の設計”との記載は誤記ではないかと考えます。修正案を以下に示します。</p> <p>→十五 「設計想定事象」とは、次に掲げる事象であつて、安全機能を有する施設（廃棄物埋設施設のうち安全機能を有するもの）の設計において発生を想定しているものをいう。</p>	<p>上記1の考え方を参照してください。</p>
3	<p>第4条第1項に新たに第四号として、廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の申請書に「廃棄物埋設施設に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」を添付することが追加されましたが、“廃棄物埋設施設に係る品質マネジメントシステム”とすると、対象が限定されていないため、廃棄物埋設施設に係る全ての品質マネジメントシステムになると解釈されますが、本条項は、第二種廃棄物埋設に関する確認の申請に係る条項であり、範</p>	<p>御認識のとおり、本条項は、廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の申請に係る条項であり、廃棄物埋設施設に係る全ての品質マネジメントシステムに関する説明書を求めているものではなく、当該確認の申請に係る品質マネジメントシステムに関する説明書を求めています。</p> <p>御指摘を踏まえ、「廃棄物埋設施設等に係る品質マネジメント</p>

	<p>囲が限定されたものです。</p> <p>このことから、廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の申請書に添付する書類は「廃棄物埋設施設の確認に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」など、対象とする品質マネジメントシステムを限定するのが適切かと考えます。</p>	システムに関する説明書」に修正します。
4	<p><b>【意見】</b></p> <p>第六条1項7号に、「許可を受けたところによる・・・」とある。改正前は「許可に係る申請書及び許可の際に付された条件(「申請書等」)」とされていたが、「許可を受けたところ」は、付された条件を含むという理解で良いか。</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>後段の廃棄物埋設確認に際しての対象範囲にかかわるため。</p>	御理解のとおりです。
5	<p>第7条第2項についてのコメントです。</p> <p>埋設しようとする放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の申請においてコンクリート等廃棄物を埋設する場合は、第一号及び第四号から第六号の書類を添付することが定められているが、第五号の書類については、廃棄体に係る説明書であるため、コンクリート等廃棄物は対象外であると考えられる。</p> <p>従来規則においてもコンクリート等廃棄物に必要な書類としては定められておらず誤記と思われるため、以下のとおり修正すべきと考える。</p> <p>&lt;修正案&gt;</p> <p>2 前項各号の申請書には、廃棄体を埋設する場合にあつては次に掲げる書類、コンクリート等廃棄物を埋設する場合にあつては第一号、第四号及び第六号に掲げる書類を添付しなければならない。</p>	<p>御指摘及び令和元年原子力規制委員会規則第5号による改正を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p><b>【修文】</b></p> <p>第7条</p> <p>2 前項各号の申請書には、廃棄体を埋設する場合にあつては次に掲げる書類、コンクリート等廃棄物を埋設する場合にあつては第一号、第四号、第七号及び第八号に掲げる書類を添付しなければならない。</p>
6	<p>・第7条第2項について</p> <p>新たに第六号として、埋設しようとする放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の申請書に「埋設しようとする放射性廃棄物に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」を添付することが追加されましたが、“埋設しようとする放射性廃棄物に係る品質マネジメントシステム”とすると、対象が限定されていないため、埋設しようとする放射性廃棄物に係る全ての品質マネジメントシステムになると解釈されますが、本条項は、埋設しようとする放射性廃棄物に関する確認の申請に係る条項であり、範囲が限定されたものです。</p> <p>このことから、埋設しようとする放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の申請書は「埋設しようとする放射性廃棄物等の確認に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」など、対象とする品質マネジメントシステムを限定するのが適切かと考えます。</p>	<p>御認識のとおり、本条項は、放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の申請に係る条項であり、廃棄物埋設施設に係る全ての品質マネジメントシステムに関する説明書を求めているものではなく、当該確認の申請に係る品質マネジメントシステムに関する説明書を求めています。</p> <p>御指摘を踏まえ、「放射性廃棄物等に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」に修正します。</p>

7	<p>第八条の二 「埋設しようとする放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の実施要領書」が削除されるのは、今後は「個別検査項目に係る検査ガイド」で対応するためとの解釈でよいか。</p>	<p>御理解のとおりであり、詳細については、令和2年3月中の策定を予定している「廃棄物埋設に関する原子力規制委員会の確認等に係る運用ガイド(廃棄物確認)」において定めることとされています。</p>
8	<p>・第9条 “第四条第一項の規定による申請に係る廃棄物埋設施設に関する保安のための措置”と“第七条第一項の規定による申請に係る埋設しようとする放射性廃棄物に関する保安のための措置”も、第六条又は第八条の技術上の基準への適合の確認対象になっているように読めますが、第六条及び第八条には“保安のための措置”が、技術上に基準として記載されていません。 また、第四条及び第七条では“保安のための措置”が申請対象であることが明記されておりません。 これらのことから、“保安のための措置”との記載は誤記ではないかと考えます。修正案を以下に示します。 →第九条 原子力規制委員会は、原子力規制検査により、第四条第一項又は第七条第一項の規定による申請に係る廃棄物埋設施設又は埋設しようとする放射性廃棄物が第六条又は前条の技術上の基準に適合していることについて確認(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)をしたときは、第二種廃棄物埋設確認証を交付する。</p>	<p>御指摘を踏まえ、第4条第1項を以下のとおり修正します。</p> <p>(現行) ※本現行案は、9/25のパブリックコメント募集時の内容とは異なり、10/2の委員会決定の内容を踏まえたものです。 第四条 法第五十一条の六第一項の規定により、廃棄物埋設施設及びこれに関する保安のための措置に係る第二種廃棄物埋設に関する確認を受けようとする者は、別記様式第一による申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>(修正案) 第四条 法第五十一条の六第一項の規定により、廃棄物埋設施設及びこれに関する保安のための措置(以下「<u>廃棄物埋設施設等</u>」という。)に係る第二種廃棄物埋設に関する確認を受けようとする者は、別記様式第一による申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>その上で、上記修正を踏まえて、第9条について「保安のための措置」が申請対象であることから、その点が明確になるように「第4条第1項又は第7条第1項の規定による申請に係る廃棄物埋設施設等又は放射性廃棄物等が第6条又は前条の技術上の基準に適合していること」と修正します。</p>
9	<p>第16条 ・第十六条第1項に示す「設計」、「工事」及び「検査」とは、実用炉等における設工認や定期事業者検査の要求がない第二種廃棄物埋設において具体的に何を指すのか明示いただきたい。 ・廃棄物埋設施設の保全において設計や工事に該当する場合は事業許可の変更になると考えられる。第十六条に示す要求は実用炉等と比較してリスクが低く、設工認や定期事業者検査の要求がない第二種廃棄物埋設施設に対して過剰な要求となるため、記載を削除すべきと考える。</p>	<p>施設管理については、原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドのVI.施設管理を参照し、法令上の要求事項を満たす範囲内において、それぞれの原子力施設のリスクに応じて事業者自ら判断することが求められます。</p>
10	<p>・第十六条第1項第二号に示す「性能維持施設」とは附属施設の廃止措置にあたり性能を維持するための施設のことか。廃棄物埋設他の廃止措置にあたっては性能維持施設は該当しないと考えるが、想定する施設を明示いただき</p>	<p>御指摘を踏まえて、第16条第2号、第22条の6の2、第22条の7及び第22条の13における性能維持施設に係る規定を削除することとします。</p>

	たい。	
1 1	<p>・第十六条第1項第四号ロに示す「廃棄物埋設施設の設計及び工事に関すること」とは具体的に何を指し、施設管理実施計画に何を定めるのか不明となっています。</p> <p>「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの制定について(案)ローマ数字6.施設管理 4.施設管理の実施に関する計画 イ.設計及び工事の計画及び実施(第4号ロ)において、設計及び工事の計画及び実施とされていることから、定めるべき内容を明確化するため以下のような記載にすべきと考えます。</p> <p>ロ 廃棄物埋設施設の設計及び工事の計画及び実施に関すること。</p>	<p>第16条第3号(上記10で示した考え方のおり、第2号を削除することにより、第4号を第3号に修正します)は「次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画」と規定しているため、各号に重ねて「計画及び実施」と規定する必要はないことから、原案のおりとしします。</p>
1 2	<p>・第十六条第1項第四号ハ及びニに示す「巡視」及び「点検等」に関して、現行の第十六条に示す「週一回以上」の頻度が削除されているが、改正後はそれぞれに対して事業者が施設管理実施計画に実施頻度及び時期を規定するという点で間違いはないか。</p> <p>上記の通りであれば、第四号ハについては定めるべき内容を明確化するため以下の記載にすべきと考えます。</p> <p>ハ 廃棄物埋設施設の巡視(廃棄物埋設施設の保全のために実施するものに限る。)の方法、実施頻度及び時期に関すること。</p>	<p>巡視及び点検等については、その行為の性質上、実施頻度及び時期が含まれており、事業者自らが施設管理実施計画に基づきこれらを定めることになるため、原案のおりとしします。</p> <p>なお、実施頻度及び時期の設定にあたっては、原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドのVI.4.ウ.巡視の計画及び実施及びエ.点検等の計画及び実施を参照してください。</p>
1 3	<p>「第16条」では、施設管理計画に定める内容として、廃棄物埋設施設の操作中及び操作停止中の区分を含めた施設の点検等の方法、実施頻度及び時期が挙げられているが「廃棄物埋設施設の操作中及び操作停止中の区分」とは具体的にどのような状態を想定しているのか示していただきたい。</p> <p>埋設施設は、原子炉施設と異なり、廃棄物の埋設後は作業が発生しない静的な施設であり、操作中及び操作停止中の区分は適切でないと考えます。</p>	<p>廃棄物埋設施設の操作中及び操作停止中の区分とは、廃棄物の埋設に伴うクレーン設備等の操作が実施されているか否かで区分されることを想定しています。</p>
1 4	<p>本規則第十六条第1項第四号ニに示されている「廃棄物埋設施設の操作中及び操作停止中の区別」とは付属施設の操作を想定して記載されているのでしょうか。本記載について何を想定して記載されているのか具体的に明示いただきたい。</p>	<p>上記13で示した考え方を参照してください。</p>
1 5	<p>・第16条</p> <p>施設管理方針及び施設管理目標について、「一定期間」ごとに評価することが規定されているが、「一定期間」を具体的に示していただきたい。また、施設管理実施計画は、前号イに規定する期間で評価することが規定されているが、前号イで規定される期間は「施設管理実施計画の始期及び期間に関すること」と記載されており、評価の期間は示されておらず、具体的に評価する期間を</p>	<p>施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の期間については、法令上の要求事項を満たす範囲内において、それぞれの原子力施設のリスクに応じて事業者自らの判断により設定することが求められます。</p> <p>その際、施設管理実施計画の評価の期間については、原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安の</p>

	示していただきたい。	ための措置等に係る運用ガイドのVI. 4. ア. 計画の始期及び期間を参照してください。
1 6	<p>第16条 七 に「廃棄物埋設施設の操作を相当期間停止する場合」との記載がありますが、廃棄物埋設施設は静的な施設であることから「操作を相当期間停止する場合」は適さないと考えられる。</p> <p>ここで規定する「操作を相当期間停止する場合」とは、具体的に何を指すかを示していただきたい。</p> <p>また、「施設管理を行う観点から特別な状態にある場合」は、廃棄物埋設施設においてどのような状態を指すかを示していただきたい。</p>	<p>前段の操作を相当期間停止する場合とは、例えば、地震や火災の影響などで埋設の作業が実施できずに相当期間停止する場合が想定されます。</p> <p>後段の施設管理を行う観点から特別な状態にある場合とは、例えば、地震や火災の影響などで施設が損壊して、放射性物質が施設の外へ放出されるおそれがある場合などが想定されます。</p>
1 7	<p>第十七条の二において、廃棄物埋設施設を設置した事業所における火災に関する事項が定められていますが、期間に関する記載が無いため、これらの事項が廃止措置を開始するまで求められていると考えます。</p> <p>しかし、第二種廃棄物埋設の事業では、放射性廃棄物を埋設した後は、火災を生じさせるような設備が無い状態も想定されると共に、この状態が廃止措置を開始するまで数十年から数百年間継続することが想定されます。</p> <p>このため、火災が生じない状態であっても火災に対する設備や体制等を数十年から数百年間維持することが想定され、合理的ではないと考えます。</p> <p>よって、“(設計想定事故に係る廃棄物埋設施設の保全に関する措置) 第十七条の二” は、廃棄物埋設施設の状態や火災発生の可能性の有無を考慮した記載にすべきではないでしょうか？</p>	<p>第17条の2に規定するとおり、許可を受けたところ又は廃止措置計画の認可を受けたところにより、施設の状況に応じた保全に関する措置を講ずることが求められます。</p> <p>火災防護に係る措置についても、火災発生の可能性など施設の状況に応じて廃止措置計画等を変更することにより合理的な措置内容とすることが可能であるため、原案のとおりとします。</p>
1 8	<p>第十七条の二第一号において「設計想定事象に係る廃棄物埋設施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画（廃棄物埋設施設を設置した事業所における火災に係る次に掲げる事項を含む。）を定めるとともに、」となっているが、同項のイ、ロ、ハに記載された事項は、設計想定事象ではなく、火災に関する事項である。このことから、“設計想定事象に係る”は誤記であり、“火災発生時に対する”の誤記ではないでしょうか。</p>	<p>火災に係るイからハまでに掲げる事項を含めて設計想定事象に係る廃棄物埋設施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画の策定及び実施を求めるものであることから、原案のとおりとします。</p>
1 9	<p><b>【意見】</b>          第十七条の二1項1号ロ～ハは、「ロ. 消防吏員への通報に関すること。ハ. 消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。」について、消防法と重複しており、記載を削除すべき。</p> <p><b>【理由】</b>          消防法等の要件と重複している感があり、埋設の規則としては違和感を覚えるため。</p>	<p>第23条第1号の「廃棄物埋設施設に火災が起こり、又は廃棄物埋設施設に延焼するおそれがある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに直ちにその旨を消防吏員に通報すること。」との規定に対応した計画の策定等を求めるものであり、原子炉等規制法において必要と判断し要求していることから、原案のとおりとします。</p>

2 0	<p>・第十七条の二第1項第二号に示す「定期に実施」とは、実用炉の重大事故等又は大規模損壊の発生時に関する教育訓練は1回/年以上とされているが、廃棄物埋施設は、重大事故や大規模損壊の発生自体を想定していないリスクの低い静的な施設である。また、想定する事象、対象期間と頻度を明示いただきたい。</p>	<p>それぞれの原子力施設のリスクに応じて事業者自らの判断により設定することが求められます。</p>
2 1	<p>・第十七条の二第1項第三号に示す「照明器具」及び「無線機器」の必要性は設計想定事象として想定する内容によって異なると思われるが、どのような事象を想定して必要な設備として挙げているのか明示いただきたい。</p>	<p>照明器具及び無線機器は、停電時や夜間等の活動の実施や緊急時の連絡手段の確保のために一般的に必要と考えられる資機材として例示しているものであり、それぞれの原子力施設の設計想定事象に応じて事業者自らが資機材を備え付けることが求められます。</p>
2 2	<p>・第十七条の二第1項第三号に示す「無線機器」は、「第二種廃棄物埋施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第十五条（通信連絡設備等）において、廃棄物埋施設に異常が発生した場合に事業所内の人に対して必要な指示ができるよう、事業所に設置する「通信連絡設備等」と同一と考えられる。</p> <p>同一の対象に対して規則によって「資機材」「設備」と扱いが異なっており、また他規則において設備として設置が要求されているものに対するの二重規制となることから、削除すべきと考える。</p>	<p>本規定は、許可の際の基準である許可基準規則に基づき、許可を受けた内容により保安措置を講ずることを求めるものです。</p> <p>また、上記21の考え方のとおり、無線機器は例示であり、かつ、本規定は許可基準規則第15条に限定した規定ではないことから、原案のとおりとします。</p>
2 3	<p><b>【意見】</b> 第十八条（事業所内において行われる運搬）「・・・次号の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの実施状況を確認しなければならない。」について、確認申請した廃棄体を確認後、専用の運搬車両を使用して運搬する場合は、当日初回の運搬を始める前に措置が講じられることを確認すれば、「運搬前にこれらの実施状況を確認している」との理解で良いか。</p> <p><b>【理由】</b> 既知の廃棄体、数量を同様のプロセスで構内運搬する場合は、講ずべき措置が全て実施され、表面およびa t 1 mも満足することが確認できていれば、都度確認する必要がないと考える。（考えを確認したい。合理的な操業ができないおそれがある。）</p>	<p>御理解のとおり、一日に複数回同様の運搬を行う場合には、全体の運搬を開始する前に各号に掲げる措置が講じられていることを確認することをもって、運搬前の確認とすることとします。</p>
2 4	<p><b>【意見】</b> 第十八条（事業所内において行われる運搬）「・・・次号の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの実施状況を確認しなければならない。」とあるが、七号においては「車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車両を伴走させること。」としている。</p> <p>「当該車両を徐行させる」は運搬中の確認のようにも思われるが、運搬前に実施状況を確認する場合、運転手の教育実施または速度制限の道路標識が設</p>	<p>御理解のとおり、保安のために車両を徐行させる場合には、運転手の教育実施又は速度制限の道路標識が設置されていること等の措置が講じられていることを確認することにより、運搬前の確認とすることとします。</p>



	置されていること等の措置の確認をもって、運搬前の確認とすることで良いか。 【理由】 運用管理にかかわるため、確認したい。	
25	第二十条第一項第一号 <内容> 保安規定に定める事項として、これまで第二号にあった「安全文化を醸成するための体制」は、今回の改正で「品質マネジメントに関すること」と統合され、重複を避ける意味から削除されるものと理解している。そういう意味では、第一号の「関係法令及び保安規定の遵守のための体制」も同様と考えられ、そうであれば「安全文化の醸成」と同様削除した方が適切と考える。	関係法令及び保安規定の遵守のための体制については、引き続き保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うためにコンプライアンスに係る体制（特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること）が確実に構築されていることについて記載を求めるものです。 したがって、本規定については原案のとおりとします。
26	○別紙5-10 15ページ 【意見】 第二十条（保安規定）第一項5号に「廃棄物埋設施設の管理を行う者に対する」とされているが、「放射線業務従事者」から変わった理由を教えてください。また、「管理を行う者」を定義していただきたい。 【理由】 保安教育対象者の範囲に係る事項のため、確認したい。	設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理のために施設に立ち入る者全員が「管理を行う者」に該当し、これを明確化するために改正を行うものです。

### 3-9. 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則 一部改正案に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>第3条の2 第1項                      &lt;内容&gt;                      実用炉では、設計及び工事の計画の認可を要する変更の工事として、実用炉規則第8条第1項にて別表第一の中欄に掲げる工事をあげている。別表第一の中欄に掲げる工事について、「工事の方法の変更を伴うもの」は該当し、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムの変更を伴うもの」は該当しない。</p> <p>特定廃棄物管理施設においても実用炉と同様に扱うべきであり、第3条の2第1項「次条第1項第3号又は第5号に掲げる事項の変更を伴う工事」と記載されている文章のうち「又は第5号」の記載(文言)は削除されるべきではないか。(2. と関連)</p>	<p>御指摘を踏まえ、設計及び工事の計画の認可を要さない工事において品質マネジメントシステムのみを変更する場合には、設計及び工事の計画の認可を要しないこととし、「又は第5号」の文言を削除します。他の規則についても同様に修正します。</p>
2	<p>第8条                      &lt;内容&gt;                      上記1. にあわせて、設計及び工事の計画の認可手続きを受けた使用前確認において、使用前確認を要しない場合を定める第8条第5号「第4条第1項第3号又は第5号に掲げる事項の変更を伴う工事」とある「又は第5号」は削除されるべきではないか。</p>	<p>上記1で示した考え方とおおり、修正します。</p>
3	<p>現行の「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則」の第十四条において、溶接検査を要しない場合の規定があるが、本案では示されていないが、現行の規定を準用することでよいか。</p>	<p>改正法により、現行の溶接検査は使用前事業者検査に移行します。その際、現行規則に規定する溶接検査を要しない場合については、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準解釈に規定する「主要な溶接部」に該当しないため、技術基準の適合性を使用前事業者検査において確認する必要はありません。</p> <p>なお、溶接に係る使用前事業者検査を行つた旨を表示すべき容器等を規定した第6条の4について、主要な溶接部を有するものに限定するよう修正し、他の規則についても同様に修正します。</p>
4	<p>・第31条                      講じなければならない操作に関する措置として、各号に掲げるもののうち第6号「廃棄物の管理は、廃棄物管理設備本体で行うこと。」については、その他廃棄物管理設備の附属施設である”固体廃棄物の廃棄施設”での放射性廃棄物の管理※を禁じるものでないのであれば                      原子炉等規制法第51条の2第1項第3号                      「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物についての第一種廃棄物埋設及び第二種廃棄物埋設(以下「廃棄物埋設」という。)その他の最終的な</p>	<p>御指摘のとおり、修正します。</p>

	<p>処分がされるまでの間において行われる放射線による障害の防止を目的とした管理その他の管理又は処理であつて政令で定めるもの（以下「廃棄物管理」という。）」 と整合を図り 第6号「廃棄物管理は、廃棄物管理設備本体で行うこと。」 に修正すべきではないか。 ※第33条（事業所内の廃棄）第1項第9号ハでは「当該廃棄施設には、その目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示すること。」としている。</p>	
5	<p>第31条第1項第6号に追加された「廃棄物の管理は、廃棄物管理設備本体で行うこと。」は当然のことと思われるが、追加した狙いは何か。具体的にどのような状況をイメージしたものか。</p>	<p>使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第33条第7号(改正前の同条第8号)の規定を参考に、明確化を図ったものです。</p>
6	<p>第三十四条第一項第一号 ＜内容＞ 保安規定に定める事項として、これまで第二号にあった「安全文化を醸成するための体制」は、今回の改正で「品質マネジメントに関すること」と統合され、重複を避ける意味から削除されるものと理解している。そういう意味では、第一号の「関係法令及び保安規定の遵守のための体制」も同様と考えられ、そうであれば「安全文化の醸成」と同様削除した方が適切と考える。</p>	<p>関係法令及び保安規定の遵守のための体制については、引き続き保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うためにコンプライアンスに係る体制（特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること）が確実に構築されていることについて記載を求めるものです。 したがって、本規定については原案のとおりとします。</p>
7	<p>第35条の15の2 関係 「廃止措置対象施設についての定期事業者検査を要する場合」の規定に加えて、第11条と同様に、廃止措置中の施設の維持を要する場合についても規定を置く必要があるのではないか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、旧廃棄事業者等に係る廃止措置対象施設の維持に係る規定を追加することとします。</p>

### 3-10. 核燃料物質の使用等に関する規則 一部改正案に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>第2条第1項 コメント：「～第一条の二前条～」について、「第一条の二」と「前条」は同じことを重複して記載されているため、どちらか一方を削除されるのが適切であると思われます。</p>	<p>御指摘を踏まえ、「前条」を削除します。</p>
2	<p>第2条の3第1項第10号「検査記録の管理に関する事項」とは具体的にどのようなことを記載すればよいのか。「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」で明確にされたい。</p>	<p>「検査記録の管理に関する事項」とは、当該検査に関する記録類のことであり、例えば検査要領書や検査記録の一覧表などが挙げられます。詳細については「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」を参照してください。</p>
3	<p>第2条の3第1項第11号「検査に係る教育訓練に関する事項」とは具体的にどのようなことか。例えば、非破壊検査の技量認定のようなものを指すのか、それとも検査を行った者に対する一般的な教育訓練を指すのか。また、「検査に係る」は「検査員に係る」が適切ではないか。「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」で明確にされたい。</p>	<p>検査に係る教育訓練に関する事項は、使用前事業者検査に従事する要員の力量を客観的に確認することができるように、要員の力量を評価した記録や要員に対して実施した教育訓練の記録等を求めるものです。</p>
4	<p>第2条の5第1項第7号において、使用前検査の確認の申請書に品質マネジメントシステムを記載することが求められている。また、同条第2項第5号では、使用前検査の確認の申請書に品質マネジメントシステムに関する説明書を添付することが求められている。これは要求事項が重複していると考えられる。他の核燃料施設に関する規則、例えば加工規則の設計及び工事の方法の認可申請では、品質マネジメントシステムを本文に記載しますが、添付書類として品質マネジメントシステムに対する要求はない。また、使用前事業者検査の確認の申請では、品質マネジメントシステムに関する要求はない。他の核燃料施設との関連も考慮すると、添付書類として品質マネジメントシステムに関する説明書を求める必要性はないと考える。</p>	<p>本規則には、設計及び工事の計画の認可の制度はありませんが、使用の許可の後段の手続である使用前確認において、設計及び工事の方法について確認を行うことから、当該工事の品質マネジメントシステムを確認するために申請書への記載及び添付書類の提出を求めているものです。</p> <p>なお、他の核燃料施設に関する規則においても、設計及び工事の計画が許可を受けたところによるものであることを説明した書類において品質マネジメントシステムに関する説明を求めています。</p> <p>申請書及び添付書類において記載する内容については、発電用原子炉施設の工事計画に係る手続ガイドを参照してください。</p>
5	<p>現行の「核燃料物質の使用等に関する規則の第二条の九第一号、第二号」において溶接検査を要しない場合の規定があるが、本案では示されていないが、現行の規定を準用することでよいか。</p>	<p>改正法により、現行の溶接検査は使用前検査に移行します。その際、現行規則に規定する溶接検査を要しない場合については、使用施設等の技術基準解釈に規定する「主要な溶接部」に該当しないため、技術基準の適合性を使用前検査において確認する必要はありません。</p> <p>なお、溶接に係る使用前検査を行った旨を表示すべき容器等を規定した第2条の4について、主要な溶接部を有するものに</p>

		限定するよう修正し、他の規則についても同様に修正します。
6	第2条の11の表中の「三 操作記録」について、「安全上重要な施設（使用許可基準規則第一条第二項第四号に規定するものをいう。）に係るものに限る（ニを除く。）。」とあるが、「ハを除く。」の誤りではないか。	御指摘を踏まえ、「ハを除く。」に修正します。 また、第2条の11の9の規定と整合を図るため、「（法第五十七条の五第二項の認可を受けた使用施設等に係るものを除く。）」を削除します。
7	第二条の十一の三 操作記録の項目 イの記録すべき場合欄の「挿入の都度」は炉施設をイメージしますので、使用施設等にはそぐわない表現のように思います。	御指摘を踏まえ、「挿入の都度」を「使用の都度」に修正します。
8	第二条の十一の三 操作記録の項目 令41条非該当施設には安全上重要な施設がないので、イ及びロの保存期間欄に記載の（令41条各号に掲げる核燃料物質を使用しない場合にあつては、10年間）を削除し、ハの記録事項欄に記載の（令41条各号に掲げる核燃料物質に係るものに限る。）をイ及びロの記録事項欄に記載してはいかがでしょうか。	御指摘を踏まえ、イ、ロ及びニの規定の適用は安全上重要な施設に係るものに限定されていることから、下欄の「（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない場合にあつては、10年間）」を削除します。 なお、上記6の前段の考え方とおおり、「ニを除く」を「ハを除く」に修正し、ハについては、安全上重要な施設であるか否かにかかわらず対象とした上で、従前どおり令第41条各号に掲げる核燃料物質に係るものに限って適用するものであることから、原案のとおりとします。
9	第二条の十一第1項第3号 ロ 「使用施設等の操作開始及び操作停止の時刻」はどこまでか。設備単位の起動、停止を意味しているのか。具体的にどこまでの機器に対しての要求か。	例えば、セル・グローブボックス等の中で核燃料物質の取扱いを行った開始時刻及び終了時刻です。記録の単位とする設備等については、主に事故故障等が発生した場合に、これまでの使用状況を確認するために保存を義務化するものであり、法第52条又は法第55条に基づく申請書及びその添付書類に記載された設備が対象となります。 また、当該記録は、安全機能が喪失すると従事者等に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの等として、例えば使用済燃料を使用のために取り扱うセルであつて安全上重要な施設に該当するものにおける操作を対象としています。この場合の操作は、許可基準規則第20条の操作と同義です。 したがって、少量の燃料を使用する試験装置を含め、安全上重要な施設がない使用施設等は、当該記録義務の対象ではありません（ただし、ハの警報装置については令第41条該当施設が対象となります。）。
10	第二条の十一第1項第3号 ハ 他の規則等では「警報装置から発せられた警報の内容」の対象に『安全上重要な施設』を特記していないが、本規則だけ、新たに『安全上重要な施設』を対象としているのはどういった意図か。	上記6の前段の考え方とおおり、「ニを除く」を「ハを除く」に修正し、ハについては、従前どおり安全上重要な施設であるか否かにかかわらず対象とすることとします。
11	第二条の十一の三 操作記録の項目	上記6のとおり、「ニを除く」を「ハを除く」に修正します。

	<p>二に記載の「使用施設等の操作」とは具体的にどのような設備の操作をいうのでしょうか。少量の燃料を使用する試験装置も全て対象でしょうか。</p>	<p>また、制度上対象となる使用施設等の範囲については、上記9で示した考え方を参照してください。</p>
1 2	<p>第2条の11表第5号          コメント：保安教育の記録 イ．（保安教育の実施計画）ロ．（保安教育の実施日時及び項目）ハ．（保安教育を受けた者の氏名）の保存期間は、「（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない場合にあつては、十年間）」と記載されておりますが、令四十一条に該当しない施設は保安規定自体の作成が要求されていないことから、それに基づく保安教育の要求もないため、「（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない場合にあつては、十年間）」の記載は齟齬が生じていると思われるため削除すべきと考えます。（計3ヶ所）</p>	<p>保安規定を作成しない使用者（核燃料物質の使用者であつて、令41条各号に掲げる核燃料物質を使用しないもの）に対しては、使用（変更）許可の審査において、法第53条第3号（技術的能力）への適合性の観点から、保安教育を行う方針であることを確認することとしています。</p> <p>そのため、保安規定を作成するか否かに関わらず、保安教育の記録をする必要があります。</p> <p>なお、令第41条に該当しない施設に係る記録の保存期限については、現行の3年間の保存期間を維持することとし、原子力規制検査の頻度（10年ごとに1回）に合わせる改正（10年）を取りやめます。</p>
1 3	<p>第2条の12第1項第5号の「ロ 使用施設等の操作に当たつて確認すべき事項、操作に必要な事項及び異状があつた場合の措置に関すること。」とあるが、追加された「ハ 異状があつた場合の措置に関すること（第十三号に掲げるものを除く。）」と重複しているため、「及び異状があつた場合の措置に関すること」を削除すべきである。</p>	<p>御指摘を踏まえ、「使用施設等の操作に当たつて確認すべき事項及び操作に必要な事項」と修正します。</p>

### 3-1-1. 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則 一部改正案に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>「原子力発電所敷地内での輸送・貯蔵兼用乾式キャスクによる使用済燃料の貯蔵に関する審査ガイド」に係るパブリックコメントにおいて、「既に容器承認を受けた兼用キャスクについて使用前検査を受ける場合には、容器承認に係る検査の内容を考慮した使用前検査を行うこととします。溶接についても、同様の考え方で実用炉規則に基づき溶接事業者検査を実施する必要があります。なお、使用前検査に合格するためには容器承認を受けておく必要がありますが、使用前検査を申請する前にあらかじめ容器承認を受けていることまでは求めていません。」との回答がありましたが、この考え方は法改正後も同様という理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、容器承認を受ける前の兼用キャスクについて使用前確認を申請し確認を受ける場合であっても、並行して実施することになる容器承認に係る検査の内容を考慮した使用前確認を行っていただけるとはでしょうか。</p>	<p>御理解のとおり、法改正後も、使用前確認を申請する前にあらかじめ容器承認を受けていることまでは求めていません。</p> <p>また、兼用キャスクの使用前確認は、当該確認に必要な事項を記載した申請に基づき確認をするものですが、並行して実施されている容器承認に係る検査において当該確認に必要な事項を満たす記録等があれば、これを参照することは可能です。</p>

### 3-1-2. 製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則 一部改正案に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>現在の規則では、第五条第1項第9号の「放射能濃度確認対象物の管理方法」について説明する書類が、第五条第2項第7号の「放射能濃度の測定及び評価のための品質保証に関すること」に該当します。</p> <p>今回の改正案では、第五条第1項第10号として「放射能濃度の測定及び評価に係る品質マネジメントシステム」が追加され、第五条第2項第7号が「放射能濃度の測定及び評価に係る品質マネジメントシステムに関すること」に変わることにより、第五条第1項第10号について説明する書類が第五条第2項第7号になると考えられます。</p> <p>そうしますと、第五条第1項第9号の「放射能濃度確認対象物の管理方法」について説明する書類に該当する項目が第五条第2項に無くなってしまいます。</p> <p>第五条第1項第9号の「放射能濃度確認対象物の管理方法」について説明する書類に該当する項目を第五条第2項に追加する必要があります。</p>	<p>御指摘を踏まえ、新たに第5条第2項第7号として「放射能濃度確認対象物の管理方法に関すること。」を加え、「放射能濃度の測定及び評価に係る品質マネジメントシステムに関すること。」については新第8号として加えるよう修正します。</p> <p>これに併せて、試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則第5条第2項も同様に修正します。</p>

## 提出意見とこれに対する考え方（案）

### 4. 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令 一部改正案 に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	改正後欄の第2条第5項の「核燃料物質」については、原子炉等規制法第24条第1項第3号の条文と同様に、「使用済燃料を含む」ことを明示的に規定したほうがよいと思います。同法第43条の3の5第2項第7号で規定する使用済燃料を含まない核燃料物質を指していないのであれば、	御指摘を踏まえ、「第二条第二項に規定する核燃料物質をいう。」を「第二条第二項に規定する核燃料物質をいい、同条第十項に規定する使用済燃料を含む。」に修正します。



## 提出意見とこれに対する考え方（案）

### 5-1. 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準 一部改正案に関するもの

番号	提出意見	考え方
1	新旧対照表の9ページの改正後欄の12行目「Rick」は「Risk」の誤記ではないか。	御指摘のとおり、「Rick」を「Risk」に修正します。
2	28頁 16行目 ＜内容＞ 「技術情報を BWR 事業者協議会、PWR 事業者連絡会等の事業者の情報共有の場を活用し、」とあるが、JAEA はそれら協議会、連絡会等には未加入であることから、現状のままの記載「技術情報を他の事業者の情報共有の場を活用し、」としてほしい。	御指摘を踏まえ、「BWR事業者協議会、PWR事業者連絡会等の事業者の情報共有の場」を「他の事業者の情報共有の場」に修正します。
3	29頁 3行目 ＜内容＞ 研開発電炉規則第87条第1項第20号「不適合発生時の情報の公開」の第2項「情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要事項が定められていること。」において、情報公開先として「原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等」としていることから、「原子力施設情報公開ライブラリー」以外の活用として、当機構のホームページによる公開も可能という理解でよいか。	御理解のとおり、当該規定は、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録以外の方法による情報の公開を妨げるものではありません。ウェブサイトでの公開等の方法を通じて、事業者自らが積極的に情報公開を行うことが期待されます。

5-2. 試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準 一部改正案に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	64 頁 7 行目 (別紙 7-3 試験炉規則第 15 条第 1 項第 2 号) 意見:「定められた内容が、」と「が」が重複して記載されています。	御指摘のとおり、「定められた内容が、」を「定められた内容が、」に修正します。
2	77 頁 19 行目 (別紙 7-3 試験炉規則第 15 条第 1 項第 13 号) 意見:放射性液体廃棄物では「管理目標値」、次号の放射性気体廃棄物では「放出管理目標値」となっていますが、使い分けしている理由をご教示ください。明確な理由がないのであれば、どちらかに統一した方が良いと考えます。	御指摘のとおり、「管理目標値」を「放出管理目標値」に修正します。
3	18 頁 下から 3 行目 <内容> (新)保安規定審査基準の「4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法 (平成 11 年法律第 156 号) 第 7 条第 1 項原子力事業者防災業務計画によること」が定められていること。」について、他事業規則 (発電炉、加工施設、再処理施設等) の当該条項では「・・・第 7 条第 1 項の原子力事業者防災業務計画・・・」となっており、後者下線部「の」を追記した方がよい。(第二種廃棄物埋設施設、廃止措置段階の発電炉及び試験炉も同様) また、加工施設、再処理施設、第二種廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、使用施設、廃止措置段階の発電炉及び試験炉の当該条項の冒頭では「4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は原子力災害・・・」に読点「、」がないので、「・・・その後の措置は、原子力災害・・・」に修正してはどうか。	御指摘のとおり、「第 7 条第 1 項原子力事業者防災業務計画」を「第 7 条第 1 項の原子力事業者防災業務計画」に修正します。また、「その後の措置は」を「その後の措置は、」に修正します。
4	23 頁 22 行目 <内容> (新)試験炉規則第 15 条第 1 項第 18 号 (試験研究用等原子炉施設の定期的な評価) 第 2 項の「保安活動の計画、実施、評価及び改善並びに QMS の改善を行うこと」については、何を差しているか不明確なため、「必要に応じて保安活動及び QMS の改善を行うこと。」と修正すべきである。	御指摘の「保安活動の計画、実施、評価及び改善並びに品質保証計画の改善を行うこと。」とは、保安活動について、いわゆる PDCA の一連の活動を行い、この一連の活動の結果、保安活動の改善があれば、品質マネジメントシステムに反映し、その改善を行うことを求めるものです。 本要求事項は、設置者のこうした一連の活動の結果、現状、保安活動が十分有効に機能していると判断することを否定するものではないことから、原案のとおりとします。
5	(新)試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準第 15 条第 1 項第 18 号については、10 月 4 日締切のパブコメ (案件番号 198019114) においても改正案が示されていたが、その改正内容と今回示された改正内容に異なっているため、コメントをすることが困難である。行政としてどのように運用したいのか示していただきたい。	いずれも、試験炉規則第 15 条第 1 号第 18 号 (試験研究用等原子炉施設の定期的な評価) の審査基準に関する改正案ですが、御指摘の意見募集 (案件番号 198019114) は、試験研究用等原子炉施設の定期安全レビューに係る運用ガイドの見直しに伴うものである一方、今回の意見募集は、新たな検査制度の実施に向け試験炉規則の保安のために必要な措置等を整備したことに伴うものであり、改正の趣旨や施行日が異なるため、それぞれ意見募集を実施したものです。

		<p>御指摘の意見募集の結果は令和元年度第42回原子力規制委員会において決定されており、また今回の意見募集と内容が矛盾するものではないため、それぞれの改正の趣旨を変更しない範囲で表現を適正化します。</p>
--	--	---

### 5-3. 加工施設における保安規定の審査基準 一部改正案に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>92頁 4行目            〈内容〉            冒頭文において「加工施設の工事に着手する前に原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている」となっているが、炉規法第22条第1項の同様部分では「加工施設」のあとに「設置の」が記載されている。整合と取るべきではないか？</p>	<p>御指摘のとおり、「加工施設の工事に着手する前に」を「加工施設の設置の工事に着手する前に」に修正します。</p>
2	<p>11頁 9行目及び13行目            〈内容〉            改正案では、「新燃料」の運搬、貯蔵という記載になっており、加工施設の製品である集合体に限定されていると読めるが、加工施設では製品のみでなく、粉末、ペレット、燃料棒等の運搬、貯蔵も行うため、施設の安全の確保の観点からは、改正前の「核燃料物質」を用いる方が適切と考える。</p>	<p>御指摘のとおり、「新燃料」を「核燃料物質」に修正します。</p>
3	<p>11頁 2行目            加工規則第8条第1項第11号 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等            1. 工場又は事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵に際して保安のために講ずべき措置として、運搬する場合には臨界に達しないようにする措置その他保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設等が定められていること。            2. 新燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所外の外での運搬中に関するものを除く。）にすることが定められていること。なお、この事項は、第9号又は第12号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。            〈内容〉            「新燃料」とは、条文の見出しに記載されているとおり「核燃料物質」を指すとの理解でよいか。            現行の加工規則上、「新燃料」についての定義はなく、ウラン濃縮工場で取り扱うのは、核燃料物質であるUF6（六フッ化ウラン）のみであり、ペレットや燃料集合体（新燃料）は取扱わないため、従来のとおり「核燃料物質」として頂きたい。</p>	<p>上記2で示した考え方を参照してください。</p>
4	<p>104頁 下から5行目            〈内容〉            緊急作業の申し出先が、「加工事業者」から「原子力防災管理者」へ変更となっているが、本来は雇用者と従業員の対比で書くべきところであり、従来のままとすべきではないか。</p>	<p>御指摘のとおり、「原子力防災管理者」を「加工事業者」に修正します。</p>

#### 5-4. 再処理施設における保安規定の審査基準 一部改正案に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>2 頁 10 行目            &lt;内容&gt;            誤記のため、以下のとおり、修正すべきである。            (現 案)「改正前」欄、「再処理規則第 17 号第 1 項第 1 号」            (修正案)「改正後」欄、「再処理規則第 17 条第 1 項第 1 号」</p>	<p>御指摘のとおり、「第 17 号」を「第 17 条」に修正します。</p>
2	<p>別紙 7-6 10 頁 改正後欄下から 7~6 行目            再処理規則第 17 条第 1 項第 10 号 1.            &lt;内容&gt;            「放射線測定器の使用方法(測定及び評価の方法を含む。)が定められていること」としているが、サーベイメータ等も含め、放射線測定器の使用方法も保安規定に記載し審査の対象とするのか。            具体的な放射線測定器の使用方法は、それぞれの放射線測定器の説明書等を参照するものではないか。</p>	<p>当該規定は、放射線の測定に係る保安活動を行う際に必要となる体制、手順等を保安規定に定めることを求めており、必ずしも、測定器の個別具体的な操作方法等を定めることを求めているものではありません。</p>
3	<p>1 2 頁 6 行目            &lt;内容&gt;            「再処理規則第 17 条第 1 項第 12 号」の審査基準について、他記載の整合を図るため、以下のとおり、修正してはどうか。(或いは他記載を修正)            (現 状)：3. 放射性固体廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、第 9 号及び第 11 号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。            (修正案)：3. 放射性固体廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第 9 号及び第 11 号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。            (他の記載例)            (再処理規則第 17 条第 1 項第 11 号)            2. 核燃料物質の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に関することが定められていること。なお、この事項は、第 9 号又は第 12 号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>御指摘のとおり、「なお、」を「なお、この事項は、」に修正します。</p>
4	<p>1 3 頁 6 行目            &lt;内容&gt;            「再処理規則第 17 条第 1 項第 13 号」の審査基準について、「第 16 号におけ</p>	<p>御指摘を踏まえて規定の内容を精査した結果、意見募集の際に示した規則第 17 条第 1 項第 13 号の 2. の項目は、規則第 17 条第 1 項第 8 号の 2. の項目と重複していると判断としたため、</p>

<p>る施設管理」と記載しているが、第 16 号は記録及び報告であり、以下のとおり修正すべきである。また、第 17 号に修正した場合、「また書き」の放射線測定に係る号は第 10 号であり、修正すべきである。(第 8 号の記載と同様)</p> <p>(現 状)： 2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体での管理方法の一部として、第 16 号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体での管理方法の一部として、第 17 号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>(修正案)： 2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体での管理方法の一部として、第 17 号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体での管理方法の一部として、第 10 号における放射線測定の管理及び放射線測定に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>以下に示す当該規定を削除します。</p> <p><b>【削除する規定】</b> 再処理規則第17条第 1 項第13号 海洋放出口周辺海域等の放射線管理</p> <p>2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体での管理方法の一部として、第16号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体での管理方法の一部として、第17号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>
---	---

5-5. 第二種廃棄物埋設事業に係る廃棄物埋設施設における保安規定の審査基準 一部改正案に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>(第20条第1項第8号)</p> <p>・現行の条文は「放射性気体廃棄物が発生する場合は、・・・」「放射性液体廃棄物が発生する場合は、・・・」という記載であったが、「発生する場合」という文言が削除されている。</p> <p>このため放射性気体(液体)廃棄物が発生しない場合でも放出管理に係る設備の設置及び機能の維持が必要と解釈され、不合理な規制となることから以下の条文に修正すべきである。</p> <p>1. 放射性気体廃棄物または放射性液体廃棄物が発生する場合は、その放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。</p> <p>・「放出物質濃度」とは放出する放射性物質の濃度と考えられるため、以下の通り修正すべきである。</p> <p>「放出物質濃度」→「放出放射性物質濃度」</p>	<p>事業許可において放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物が発生しないことが明確にされている廃棄物埋設施設において、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出管理に係る措置を保安規定に規定する必要がないことは自明であるため、原案のとおりとします。</p> <p>また、当該規定は放射性廃棄物の放出管理に関する規定であり、「その放出物質濃度」が、放出する放射性物質の濃度を示すことは明確であるため、原案のとおりとします。</p>
2	<p>(第20条第1項第11号)</p> <p>・1. に示す放射線測定器と放射線計測器の違いが分からないため定義を明確にしていきたい。</p> <p>・2. に示す「放射線測定器」は1. の「放射線測定器(放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。)」と同一であると考えられるため、1. は以下の表現に修正すべきである。</p> <p>1. 放射線測定器(放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。)の種類、所管箇所、数量、機能の維持の方法及び使用方法(測定及び評価の方法を含む。)が定められていること。</p>	<p>前者について、放射線測定器は、放出管理用計測器、放射線計測器、個人線量計等、放射線測定に係る保安活動に用いる機器を指します。</p> <p>後者については、御指摘のとおり、「放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。」を「放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。」に修正します。</p>
3	<p>【意見】</p> <p>「第二種埋設規則第二十条第1項第12号 放射性廃棄物の受入れ、運搬、貯蔵その他の取り扱い 2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること」とされているが、少なくとも現行の第二種廃棄物埋設施設では廃棄物の外廃棄、輸入は考え難いので、該当しない場合は定めなくて良いか。</p> <p>【理由】</p> <p>実施する予定のない行為に対する規定は不要と考えるため。</p>	<p>事業許可において事業所の外への廃棄又は放射性廃棄物の輸入を行わないことが明確にされている第二種廃棄物埋設施設の保安規定では、当該行為に係る内容を規定する必要はありません。</p>
4	<p>【意見】</p> <p>「第二種埋設規則第二十条第1項第12号 放射性廃棄物の受入れ、運搬、貯蔵その他の取り扱い」とあるが、第二種廃棄物埋設規則の改正案では第1</p>	<p>前段については、御指摘を踏まえ「放射性廃棄物の受入れ、運搬、貯蔵その他の取扱い」を「放射性廃棄物の受入れ、運搬、</p>

	<p>2号は「放射性廃棄物の運搬、廃棄その他取り扱いに関する事」となっており整合させていただきたい。（「貯蔵」は廃棄物管理事業での行為を指すと思われる。）</p> <p>その他にも規則の改正案と保安規定審査基準の各号の番号と内容が整合していない箇所があるため整合させていただきたい。</p> <p>【理由】 整合させていただきたい。</p>	<p>廃棄その他の取扱い」に修正します。</p> <p>後段についても、御指摘のとおり整合させます。</p>
5	<p>【意見】 「第二種埋設規則第二十条第1項第12号 放射性廃棄物の受入れ、運搬、貯蔵その他の取り扱い 3. 放射性物質の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に掛かる体制が構築されていること」とされているが、埋設規則改正案の第二十条第12号では「放射性廃棄物の運搬、廃棄その他の取り扱い（事業所の外において行う場合を含む。）に関する事」となっており、矛盾している。</p> <p>【理由】 整合させていただきたい。</p>	<p>事業所の外における運搬中に関する行為は「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」等において規定しています。このため、第二種埋設規則では事業所の外における運搬に際して必要となる事業所の中における行為に係る体制が構築されていることを保安規定に定めることを求めています。</p> <p>上記のとおり、第二種埋設規則の要求に矛盾は生じていないことから、原案のとおりとします。</p>
6	<p>11頁 12行目 &lt;内容&gt; 保全段階のトレンチ処分施設においては、原子力災害対策特別措置法第15条に規定する緊急事態の発生が想定されない場合は、(新)第20条第1項第13号の「非常の場合に講ずべき措置」の1.～9.の記載について除外できることを明記して頂きたい。</p>	<p>事業許可において原子力災害対策特別措置法第15条に規定する原子力緊急事態に相当する事象が発生しないことが明確にされている第二種廃棄物埋設施設の保安規定では、当該措置に係る内容を規定する必要はありません。</p>
7	<p>第20条第1項第14号(2) ・本条は、本基準と同時に意見募集が行われている「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」（以下「事業規則」という。）の第十七条の二（設計想定事象に係る廃棄物埋設施設の保全に関する措置）に対する具体的な内容を保安規定に示すための条であると考えます。</p> <p>このため、事業規則の第十七条の二で要求している事項について、保安規定において具体化が図られているかについて審査されるものと考えます。</p> <p>しかし、本審査基準では、事業規則の第十七条の二で要求されていない、要員に対する教育訓練の頻度が審査基準とされているため、不整合が生じていると考えますので、以下のように修文すべきである。</p> <p>→(2)保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関する事。</p> <p>なお、本基準と同時に意見募集が行われている他の例、例えば「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」と「実用発電用原子炉及びその附属施設に</p>	<p>御指摘を踏まえ、「(2) 保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関する事。特に要員に対する教育訓練は、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること。」を「(2) 保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を定期に実施すること。」に修正します。</p>



	<p>おける発電用原子炉施設保安規定の審査基準」であれば、当該審査基準に「特に重大事故等発生時及び大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の機能の保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること。」となっていますが、当該規則において、「(重大事故等又は大規模損壊の発生時における措置に関する教育及び訓練にあつては、それぞれ毎年一回以上定期的に)」との要求があるため、整合は図られていると考えます。</p>	
8	<p><b>【意見】</b>  「第二種埋設規則第二十条第1項第16号 廃棄物埋設施設の施設管理  3. 廃棄物埋設施設の確認の実施に関することが定められていること」とされており、他の事業において使用前事業者検査や定期事業者検査に関する規定を求めていることとの横並びをとったものと推察するが、第二種埋設事業においては該当する事業者検査はないためこの項目は削除すべき考える。</p> <p><b>【理由】</b>  廃棄物埋設施設確認は法定確認として規制側が実施する行為であるため、事業者の保安規定に定めるのはふさわしくないと考える。自主検査については使用前事業者検査や定期事業者検査とはグレードが異なり、例えば品質マネジメントシステムで規定（「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」案の第四十八条（機器等の検査）で行う自主検査との位置づけ）すればよいと考える。</p>	<p>御指摘のとおり、当該項目は削除いたします。</p>

5-6. 廃棄物管理施設における保安規定の審査基準 一部改正案に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>別紙7-8 9頁 改正後欄下から7~6 行目                      廃棄物管理規則第34条第1項第10号 1.                      &lt;内容&gt;                      「放射線測定器の使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること」としているが、サーベイメータ等も含め、放射線測定器の使用方法も保安規定に記載し審査の対象とするのか。                      具体的な放射線測定器の使用方法は、それぞれの放射線測定器の説明書等を参照するものではないか。</p>	<p>当該規定は、放射線の測定に係る保安活動を行う際に必要となる体制、手順等を保安規定に定めることを求めており、必ずしも、測定器の個別具体的な操作方法等を定めることを求めているものではありません。</p>

5-7. 使用施設等における保安規定の審査基準 一部改正案に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>使用規則第2条の12第1項第2号 品質マネジメントシステム 品質マネジメントシステムに関する詳細な記載は2次文書とし、保安規定ではこの概略を記載すればよろしいでしょうか。</p>	<p>品質マネジメントシステムに係る文書については、その遵守のために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といった文書の階層的な体系とし、またその位置付けを保安規定において明確に定めている必要があります。</p>
2	<p>使用規則第2条の12第1項第5号（使用施設等の操作）4 （意見） 「従業員の引継時に実施すべき事項」との記載があるが、「引継」の定義が不明確である。交替勤務等において行なわれる業務の引継ぎのケースや業務所掌を移管する場合の引継が考えられる。後者であると思慮するが、この場合は「従業員」ではなく「組織間」とすべき。また、引継時に実施すべき事項の範囲を明確にすべき。 （理由） 業務の引継ぎは組織から組織（例えばA課からB課）となるものであり、「組織」との記載がふさわしいため。また、保安規定に明記された引継の内容が不明確になってしまうため。</p>	<p>従業員の引継ぎとは、核燃料物質の使用等に必要となる従業員が交替する際に必要となる情報等の伝達を指し、したがって、組織間の業務移管を指しているものではないことから、原案のとおりとします。</p>
3	<p>使用規則第2条の12第1項第8号 線量、線量当量、汚染の除去等 「6. 核燃料物質等（核燃料物質及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所外への運搬に関する行為（工場又は事業所外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。 なお、第10号又は第11号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。」について、核燃料物質等（核燃料物質及び放射性固体廃棄物を除く。）は核燃料物質で汚染されたものと考えてよいでしょうか。その場合、本項は、「6. 核燃料物質等（核燃料物質及び放射性廃棄物を除く。）・・・」としてはいかがでしょうか。</p>	<p>核燃料物質等（核燃料物質及び放射性固体廃棄物を除く。）は核燃料物質によって汚染されたものから放射性固体廃棄物を除いたものが該当します。 当該規定は、工場又は事務所の外への運搬に関する行為を定める対象として、別の号で要求している核燃料物質及び放射性固体廃棄物以外のものについて定めることを求めているものであり、また、これらは他のものと併せて定められてもよいことから、原案のとおりとします。</p>
4	<p>使用規則第2条の12第1項第11号 放射性廃棄物の廃棄 放射性液体廃棄物の運搬もあることから、「1. 放射性固体廃棄物の保管廃棄に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。」について、「運搬」を削除し、「3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていること。」について、「放射性固体廃棄物」を、液体廃棄物を含むことを示す「放射性廃棄物」としてはいかがでしょうか。</p>	<p>放射性廃棄物の状態（気体、液体又は固体）の別に応じ、実態に即した規定としていることから、原案のとおりとします。</p>

5	<p>14頁 12行目          &lt; 内容 &gt;          使用規則第2条の12第1項第12号の説明が「非常の場合に採るべき処置」となっているが、同条「非常の場合に講ずべき処置」に合わせ、前者下線部を後者下線部に修正すべきである。</p>	<p>御指摘を踏まえ、「非常の場合に採るべき処置」を「非常の場合に講ずべき処置」に修正します。</p>
6	<p>使用規則第2条の12第1項第16号（技術情報の共有）          （意見）          メーカーなどの保守点検により報告された情報は、当該使用施設を設置する法人としての機微情報を含むものもあると考えられる。他の使用者との共有には一定の制限を設けるべきであり、「・・・場を活用し、他の使用者と共有（機微情報を含むものは除く）し、・・・」とするべきである。また、類似の事案の共有という観点から、加工事業者や再処理事業者も考えられることから、「使用者等」としてはいかがか。          （理由）          機微情報を有して公開できない内容もあると考えられることから、他の使用者に対して公開する範囲は制限するべきである。また、共有可能な技術情報は、使用者以外にも共有すべきものもあると考えられるため。</p>	<p>前段について、機微情報の定義及び共有する情報の程度については事業者において検討及び設定されるべきものであることから、原案のとおりとします。          後段について、御指摘のとおり、「使用者」を「使用者等」と修正します。</p>

### 5-8. 廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 一部改正案に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>2. 個々の事項に対する審査                      &lt;コメント内容&gt;                      試験研究炉は多種多様で、リスクの大小も施設毎に様々です。                      保安規定は、施設に応じた必要な管理項目について認可いただくものと認識しますが、現状の記載は施設に拠らず一律に記載事項を求めているように読めます。                      記載すべき内容に対して、グレーテッドアプローチの考え方を適用可能であるのなら、その旨、本審査基準に明記すべきではないでしょうか。                      それとも、保安規定に記載すべき内容に対しては、グレーテッドアプローチが適用されないのでしょうか。</p>	<p>試験炉規則第15条第2項各号に定める事項は、廃止措置計画に定める廃止措置を確実に実施するため、いずれも保安規定に記載する必要があり、これらの事項の選択や省略はできません。                      しかしながら、これらの事項の実施の程度については、設置者が、廃止措置の進捗状況に応じて保安規定に定めるべきものであることは明らかですので、本審査基準の記載は原案のとおりとします。                      なお、設置者が保安規定に定めた事項の妥当性については、審査で確認をすることとなります。</p>
2	<p>8頁 左側10行目                      &lt;内容&gt;                      「廃止措置を行う者に対する保安教育」について、(新)保安規定審査基準のa)が「略」となっているが、略されている(旧)保安規定審査基準のa)が「関係法令及び保安規定に関すること。」となっており、試験炉規則第15条第2項第5号ロ(1)の記載「関係法令及び保安規定の遵守に関すること。」に合わせ、前者を後者に修正すべきである。</p>	<p>御指摘のとおり、「関係法令及び保安規定に関すること」を「関係法令及び保安規定の遵守に関すること」に修正します。</p>
3	<p>2. 個々の事項に対する審査                      &lt;コメント内容&gt;                      (7)原子炉施設の運転及び利用の安全審査は、廃止措置中なので、運転、利用はないので、記載としては、廃止措置の安全審査ではないかと考える。</p>	<p>第15条第2項第7号は、廃止措置中の原子炉施設の保安及び保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置等に係る要求を規定したものです。御指摘の「運転及び利用」は、廃止措置中の原子炉施設の保安のために必要な設備の運転及び利用を意味しており、誤記ではありません。                      よって、原案のとおりとします。</p>
4	<p>2. 個々の事項に対する審査(13) 1)                      &lt;コメント内容&gt;                      運搬の範囲は、事業所外か、事業所内か、それとも、両方のことを示しているのでしょうか。</p>	<p>事業所内を範囲としています。</p>
5	<p>2. 個々の事項に対する審査(17)                      &lt;コメント内容&gt;                      本条について保全計画という言葉は施設管理計画ではないか。</p>	<p>改正案の「2. 個々の事項に対する審査 (17) 施設管理」においては「施設管理実施計画」と記載しており、原案のとおりとします。</p>

## 提出意見とこれに対する考え方（案）

### 6. 経過措置等に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>(3) 1 オ)                      &lt;内容&gt;                      平成 25 年 11 月 6 日原子力規制庁文書「核燃料施設等における新規制基準の適用の考え方」には、施設の適合確認に係る完了日の考え方が示されている。</p> <p>この考え方を踏まえれば、新規制基準への適合確認が完了していない核燃料施設については、全てが「経過措置等(案)」でいう「(新検査制度) 施行日前日において定期施設検査を実施中のもの：施行日において定期事業者検査に移行」に該当する。</p> <p>施設定期検査は、保安規定に規定する年 1 回の施設定期自主検査を実施した上で概ね 1 年ごとのサイクルで受検しており、新検査制度施行日においては、(1)「1 年ごと」の括りの施設定期自主検査を終了している施設 と (2)「1 年ごと」の括りの施設定期自主検査を実施中の施設の 2 パターンが存在する。</p> <p>「経過措置等(案)」に記載されている「(新検査制度) 施行日前日において定期施設検査を実施中のもの：施行日において定期事業者検査に移行」との記載だけでは、前述の 2 パターンに対する具体的な対応が理解しにくいと考えられる。</p> <p>以上のことから、明文化のために下記について追記いただきたい。</p> <p>前述 (1) について、「前回の「1 年ごと」の括りの施設定期検査が終了した日以降 12 月を超えない時期」等適正な定期事業者検査の実施時期について規定。</p> <p>前述 (2) の定期事業者検査への移行に際し、「施設定期検査の申請を定期事業者検査の開始前の報告とみなす」のような経過措置を規定。</p>	<p>前段について、整備規則附則第 3 条第 3 項に規定するとおり、新規制基準に適合していない核燃料施設等については、施行日において定期事業者検査を開始することにします。</p> <p>後段について、整備規則第 6 条第 2 項に規定するとおり、施行日前日において施設定期検査を実施中の者については、定期事業者検査を開始しようとするときにおける報告は不要とします。</p>
2	<p>(13)経過措置等 (2)マル2                      保安規定の改正事項に係る猶予期間については、施行日から 6 ヶ月以内の申請とされている。</p> <p>しかし、現在、保安規定がない建設中のサイクル施設に対する経過措置は明確になっていない。</p> <p>保安規定の申請は、法体系上、改正法施行前でも可能であると認識している。現行法で保安規定がないサイクル施設が、改正炉規制法施行前に、当該保安措置の改正を踏まえた保安規定を申請する場合においても、審査が実施でき</p>	<p>整備規則附則第 8 条第 1 項及び第 2 項において、保安規定の認可を受けていない建設段階の施設について、施行日から 6 月以内に保安規定の認可申請を求めることとしています。</p> <p>また、保安規定の変更認可については、施行日前日においても変更認可申請を受理することとしますが、施行日前日において保安規定の認可を受けていない建設段階の施設については、審査業務量の平準化を図るため、施行日以後に認可申請を受理することとします。</p>

	るよう経過措置を講じて頂く必要がある。	
3	<p>●使用施設のうち政令 41 条非該当の場合は保安規定を有さないため、「従前の保安措置」を講ずることで良い期間は設けられないように見えます。使用許可申請書の記載事項として法律第 52 条第 2 項第 10 号に新たに規定される品質管理体制整備に係る事項は、猶予期間を持った届出であることを踏まえると、使用施設においても「従前の保安措置」を講ずることで良い期間が設けられるべきであると考えます。</p>	<p>整備規則附則第 8 条第 4 項に規定するとおり、政令第 4 1 条非該当の利用者については、保安規定の認可を必要としないものの、核燃料物質の使用等に関する規則に規定する保安措置を講ずる必要があることから、施行日から 6 月までの間は従前の保安措置を講ずることでよいこととします。</p>
4	<p>○別紙 5-10 2～3 ページ</p> <p>【意見】 廃棄物埋設は規則改正等のバックフィットが求められない事業であるため、第二条〔事業許可申請〕、第三条〔事業変更許可申請〕及び第四条〔施設確認申請〕の追加事項について、既許可の施設に対する経過措置を考慮いただきたい。</p> <p>【理由】 当社では事業変更許可申請中であり、今後の審査状況を踏まえた補正時期によっては、新検査制度対応の変更申請との時期的重複が考えられるため。</p>	<p>核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第 2 条及び第 3 条の改正事項については、改正法附則第 5 条第 7 項において、施行日から 3 月以内に品質管理体制の整備に関する事項について届出を行うことが規定されていますので、同法の規定に基づき届出が必要です。</p> <p>同規則第 4 条の改正事項については、施行後に補正申請を行うことが求められます。</p>
5	<p>「新規制基準未適合施設の設置工事認可等については、必要に応じて、今後運用上の取扱いを明確化する」とあるが、この点について以下確認したい。大洗研究所廃棄物管理施設は、供用中（震災以降長期間の施設定期検査中）の既存施設と建設中（増設に係る使用前検査中）の新規施設（OWTF）で構成される。この廃棄物管理施設（新規制基準適合確認に係る事業変更許可は平成 30 年 8 月 22 日取得）に対し、「核燃料施設等における新規制基準の適用の考え方」（平成 25 年 11 月 6 日 原子力規制庁）の「2. 施設の種類毎の対応方針」 「(2) 供用中の核燃料施設（ウラン加工施設、使用済燃料再処理施設、廃棄物管理施設）」の図（p.3）に基づき「（新規制基準）適合確認完了は、（新規制基準）施行後初回の施設定期検査の合格をもってなされる。」とされ、「事業許可～設工認～使用前検査に係る手続きは大洗研究所廃棄物管理事業として一本であり、その一本の新規制基準適合確認に係る使用前検査の合格後に改めて廃棄物管理施設の施設定期検査を受検し、それに合格しなければ、新規制基準適合確認を完了したことにはならない。」との解釈となる。この場合、新検査制度移行に当たり、既設施設及び建設中施設で一本の使用前検査は、（新）炉規法の附則第 7 条のとおり「従前の例」による使用前検査との理解でよろしいか。また、その使用前検査合格後の施設定期検査は、（新）定期事業者検査として実施するとの理解でよろしいか。</p>	<p>大洗研究所廃棄物管理施設については、既存施設及び建設中の新規施設（OWTF）ともに、新規制基準適合性確認のための設計及び工事の方法の認可の審査中です。</p> <p>施行日前日までに設計及び工事の方法の認可がされた場合には、改正法附則第 7 条第 1 項の規定により「なお従前の例」による使用前検査の対象となり、既に提出されている使用前検査申請の記載事項の変更の届出で対応することも可能です。</p> <p>施行日以降に設計及び工事の方法の認可がされた場合は、新検査制度により使用前確認の対象となり、改めて使用前確認申請が必要です。</p> <p>具体的な手続等については、個別に面談等で説明します。</p>
6	核燃料物質の使用施設について、2020 年 4 月 1 日以前に変更の許可を受けた施設の工事については、2020 年 4 月 1 日時点の状況として次の 2 通りがある。	核燃料物質の使用施設には設計及び工事の方法の認可の制度がないため、施行日前日まで施設検査申請が行われているもの

	<p>1 変更許可を取得しているが工事に着手していない。</p> <p>2 変更許可を取得し工事にも着手している。</p> <p>使用施設では、設計及び工事の方法の認可の手続きがないことから、法手続き上で工事の開始時期を明記することができない。この場合、使用変更許可を取得したことをもって工事の開始と解釈して、改正法附則による従前の例（施設検査）となるのか。あるいは、実際の工事開始時期に合わせて、事業者が施設検査申請又は使用前確認申請のどちらかを選択すればよいのか。</p> <p>仮に、前者（使用変更許可を取得したこと）をもって工事の開始と解釈する場合、施設検査申請まで長期間を要することも想定されるが、そのような場合でも施設検査で問題ないのか。あるいは、経過措置（移行期間）を設けるのか。</p>	<p>については、改正法附則第7条第1項の規定により「なお従前の例」による施設検査の対象とし、施行日前日までに施設検査申請がされていないものについては、使用前確認が必要です。</p>
7	<p>&lt;該当箇所&gt; 2 頁 29 行目</p> <p>&lt;内容&gt;</p> <p>(新) 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第1条の3第1項第2号ハ(1) ii 「燃料体の最高燃焼度」との記載については、(旧)第1条の3第1項第2号ハ(2) v の記載場所が変更となっただけであり、新法施行後に直ちに設置変更許可申請を行う必要は無く、次回の設置変更申請の時に適正化すれば足りると理解してよいか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p> <p>なお、御意見の「記載の適正化」の時期については、施行後の原子炉設置（変更）許可申請に併せて実施するなど、なるべく早期に行うことが望ましいです。</p>
8	<p>&lt;該当箇所&gt; 8 頁 22 行目</p> <p>&lt;内容&gt;</p> <p>(新) 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第3条の2の4第2項の「存続する期間」とは、「廃止措置計画の認可まで」又は「廃止措置の終了確認まで」のどちらか。(加工施設、再処理施設等も同様)</p>	<p>改正後の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号）第3条の2の4第2項の施設の存続する期間とは、廃止措置の終了確認までを指します。</p>



**今回の決定の対象とする法令類の制定又は一部改正案**

- 別紙 5-1 加工施設の技術基準に関する規則
- 別紙 5-2 試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則
- 別紙 5-3 使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則
- 別紙 5-4 再処理施設の技術基準に関する規則
- 別紙 5-5 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則
- 別紙 5-6 使用施設等の技術基準に関する規則
- 別紙 5-7 加工施設の技術基準に関する規則の解釈
- 別紙 5-8 試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則の解釈
- 別紙 5-9 使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則の解釈
- 別紙 5-10 再処理施設の技術基準に関する規則の解釈
- 別紙 5-11 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則の解釈
- 別紙 5-12 使用施設等の技術基準に関する規則の解釈
- 別紙 5-13 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則
- 別紙 5-14 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令の一部を改正する命令
- 別紙 5-15 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈等の一部改正について

## ○原子力規制委員会規則第 号

原子力利用における安全対策加工施設の技術基準強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する規則法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行に伴い、及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第十六条の四の規定に基づき、加工施設の技術基準に関する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

## 加工施設の技術基準に関する規則

## 目次

- 第一章 総則（第一条―第三条）
- 第二章 安全機能を有する施設（第四条―第二十五条）
- 第三章 重大事故等対処施設（第二十六条―第三十九条）
- 第四章 雑則（第四十条）

## 附則

### 第一章 総則

#### (定義)

第一条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 「放射線」とは、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号。以下「加工規則」という。）第一条第二項第一号に規定する放射線をいう。

二 「管理区域」とは、加工規則第一条第二項第二号に規定する管理区域をいう。

三 「周辺監視区域」とは、加工規則第一条第二項第三号第四号に規定する周辺管理監視区域をいう。

四 「放射性廃棄物」とは、加工規則第一条第二項第五号第六号に規定する放射性廃棄物をいう。

五 「設計基準事故」とは、加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力

規制委員会規則第十七号。以下「事業許可基準規則」という。）第一条第二項第一号に規定する設計基

準事故をいう。

六 「安全機能」とは、「事業許可基準規則第一条第二項第二号に規定する安全機能をいう。

七 「安全機能を有する施設」とは、「事業許可基準規則第一条第二項第三号に規定する安全機能を有する施設をいう。

八 「安全上重要な施設」とは、「事業許可基準規則第一条第二項第四号に規定する安全上重要な施設をいう。

九 「重大事故等対処施設」とは、「事業許可基準規則第一条第二項第五号に規定する重大事故等対処施設をいう。

十 「重大事故等対処設備」とは、「事業許可基準規則第一条第二項第六号に規定する重大事故等対処施設設備をいう。

十一 「多様性」とは、「事業許可基準規則第一条第二項第七号に規定する多様性をいう。

十二 「加工第一種機器」とは、加工施設の化学処理施設、核燃料物質の貯蔵施設又は放射性廃棄物の廃棄施設に属する容器又は管のうち、プルトニウムの放射能濃度が三十七キロボケレル毎立方センチメー

トル以上の液体（以下「プルトニウム溶液」という。）を内包するものをいう。

十三 「加工第一種容器」とは、加工第一種機器に属する容器をいう。

十四 「加工第一種管」とは、加工第一種機器に属する管をいう。

十五 「加工第二種機器」とは、加工施設に属する容器又は管のうち、加工第一種機器及び第十八号に規

定する加工第三種機器以外の容器又は管をいう。

十六 「加工第二種容器」とは、加工第二種機器に属する容器をいう。

十七 「加工第二種管」とは、加工第二種機器に属する管をいう。

十八 「加工第三種機器」とは、加工施設に属する容器又は管のうち、次に掲げるものをいう。

イ プルトニウム溶液の漏えいの拡大防止のために設置されるドリフトレイその他の容器

ロ 木ふっ化ウランの加熱容器

ハ ダクト

十九 「加工第三種容器」とは、加工第三種機器に属する容器をいう。

二十 「加工第三種管」とは、加工第三種機器に属する管をいう。

(特殊な設計による加工施設)

第二条 特別の理由により原子力規制委員会の認可を受けた場合は、この規則の規定によらないで加工施設を設置することができる。

2 前項の認可を受けようとする者は、その理由及び設置方法を記載した申請書に係る図面を添付して申請しなければならない。

(廃止措置中の加工施設の維持)

第三条 法第二十二条の八第二項の認可を受けた場合には、当該認可に係る廃止措置計画(同条第三項において準用する法第十二条の六第三項又は同条第五項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの。以下この条において同じ。)で定める性能維持施設(加工規則第九条の五第十項第五号四の二第十号の性能維持施設をいう。)については、第二章次章及び第三章の規定にかかわらず、当該認可に係る廃止措置計画に定めるところにより、当該施設を維持しなければならない。

第二章 安全機能を有する施設

(核燃料物質の臨界防止)

第四条 安全機能を有する施設は、核燃料物質の取扱い上の一つの単位（以下次項において「単一ユニット」という。）において、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、核燃料物質を収納する機器の形状寸法の管理、核燃料物質の濃度、質量若しくは同位体の組成の管理若しくは中性子吸収材の形状寸法、濃度若しくは材質の管理又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

2 安全機能を有する施設は、単一ユニットが二つ以上存在する場合において、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、単一ユニット相互間の適切な配置の維持若しくは単一ユニットの相互間における中性子の遮蔽材の使用又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置が講じられたものでなければならない。

3 臨界質量以上のウラン（ウラン二三五の量のウランの総量に対する比率が百分の五を超えるものに限る。）又はプルトニウムを取り扱う加工施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な

設備が設けられていなければならない。

(安全機能を有する施設の地盤)

第五条 安全機能を有する施設は、事業許可基準規則第六条第一項の地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。

(地震による損傷の防止)

第六条 安全機能を有する施設は、これに作用する地震力(事業許可基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力をいう。)による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。

2 耐震重要施設(事業許可基準規則第六条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。)は、基準地震動による地震力(事業許可基準規則第七条第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。)に対してその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。

3 耐震重要施設は、事業許可基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。



(津波による損傷の防止)

第七条 安全機能を有する施設は、基準津波（事業許可基準規則第八条に規定する基準津波をいう。以下第

二十八条において同じ。）によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第八条 安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合ははにおいて、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

2 安全機能を有する施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）により加工施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

3 安全機能を有する施設は、航空機の墜落により加工施設の安全性を損なうおそれがある場合において、

防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならぬ。

(加工施設への人の不法な侵入等の防止)

第九条 加工施設を設置する工場又は事業所（以下この章において「工場等」という。）には、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置が講じられたものでなければならぬ。

(閉じ込めの機能)

第十条 安全機能を有する施設は、次に掲げるところにより、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように設置されたものでなければならぬ。

一 流体状の核燃料物質等を内包する容器又は管に核燃料物質等を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の核燃料物質等が核燃料物質等を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であ

ること。

二 六ふつ化ウランを取り扱う設備であつて、六ふつ化ウランが著しく漏えいするおそれがあるものは、漏えいの拡大を適切に防止し得る構造であること。

三 プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質（以下この条において「プルトニウム等」という。）を取り扱うグローブボックスは、その内部を常時負圧状態に維持し得るものであり、かつ、給気口及び排気口を除き、密閉することができる構造であること。

四 液体状のプルトニウム等を取り扱うグローブボックスは、当該物質がグローブボックス外に漏えいするおそれがない構造であること。

五 密封されていない核燃料物質等を取り扱うフードは、その開口部の風速を適切に維持し得るものであること。

六 プルトニウム等を取り扱う室（保管廃棄する室を除く。）及び核燃料物質等による汚染の発生のおそれがある室は、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。

七 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備が設置される施設（液体状の核燃料物質等の漏えいが拡大する

おそれがある部分に限る。)は、次に掲げるところによるものであること。

イ 施設内部の床面及び壁面は、液体状の核燃料物質等が漏えいし難いものであること。

ロ 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通じずる出入口若しくはその周辺部には、液体状の核燃料物質等が施設外へ漏えいすることを防止するための堰<sup>せき</sup>が設置されていること。

ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であつて、液体状の核燃料物質等が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。

ハ 工場等の外に排水を排出する排水路(湧水に係るものであつて核燃料物質等により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。)の上に施設の床面がないようにすること。ただし、当該排水路に核燃料物質等により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び第十九条第二号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。

(火災等による損傷の防止)

第十一条 安全機能を有する施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより加工施設の安全性に著しい支

障が生じも生ずるおそれがある場合において、消火設備(事業許可基準規則第五条第一項に規定する消火

設備をいう。以下同じ。) 及び警報設備(警報設備にあつては自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災の発生を自動的に検知し、警報を発する設備)に限る。以下同じ。)が設置されたものでなければならぬ。

2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により安全上重要な施設の安全機能に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならぬ。

3 安全機能を有する施設であつて、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り可燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならぬ。

4 水素を取り扱う設備(爆発の危険性がないものを除く。)は、適切に接地されているものでなければならぬ。

5 水素その他の可燃性ガスを取り扱う設備(爆発の危険性がないものを除く。)を設置するグローブボックス及び室は、当該設備から可燃性ガスが漏えいした場合においてもそれこれに滞留しない構造とすることその他の爆発を防止するための適切な措置が講じられたものでなければならぬ。

6 焼結設備その他の加熱を行う設備（以下次項において「焼結設備等」という。）は、当該設備の熱的制限値を超えて加熱されるおそれがないものでなければならぬ。

7 水素その他の可燃性ガスを使用する焼結設備等（爆発の危険性がないものを除く。）は、前三項に定めるところによるほか、次に掲げるところによらなければならない。

一 焼結設備等の内部において空気の混入により可燃性ガスが爆発することを防止するための適切な措置を講ずること。

二 焼結設備等から排出される可燃性ガスを滞留することなく安全に排出するための適切な措置を講ずること。

三 焼結設備等の内部で可燃性ガスを燃焼させるものは、燃焼が停止した場合に可燃性ガスの供給を自動的に停止する構造とすること。

（加工施設内における溢水による損傷の防止）

第十二条 安全機能を有する施設は、加工施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

(安全避難通路等)

第十三条 加工施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。

- 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路
- 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明
- 三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源  
（安全機能を有する施設）

第十四条 安全機能を有する施設は、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるように設置されたものでなければならない。

2 安全機能を有する施設は、**当該施設当該安全機能を有する施設**の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならない。

3 安全機能を有する施設に属する設備であつて、クレーンその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、加工施設の安全性を損なうことが想定されるものは、防護措置その他の適切な措置が講じ



られたものでなければならぬ。

4 安全機能を有する施設は、他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を一の加工施設において共用する場合には、加工施設の安全性が損なわれないように設置されたものでなければならぬ。

(材料及び構造)

第十五条 安全機能を有する施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、加工施設の安全性を確保する上で重要なもの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならぬ。この場合において、第一号及び第三号の規定については、法第十六条の三第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。

一 容器等に使用する材料は、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。

二 容器等の構造及び強度は、次に掲げるところによるものであること。

イ 設計上定める条件において、全体的な変形を弾性域に抑えること。



ロ 容器等に属する伸縮継手にあつては、設計上定める条件で応力が繰り返し加わる場合において、疲労破壊が生じないこと。

ハ 設計上定める条件において、座屈が生じないこと。

三 容器等のもち、第一条第二項第十二号から第二十号までに掲げるものの主要な溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。以下同じ。）は、次に掲げるところによるものであること。

イ 不連続で特異な形状でないものであること。

ロ 溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。

ハ 適切な強度を有するものであること。

ニ 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備及び並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものにより溶接したものであること。

2 前項第十号及び第三号の規定は、法第十六条の三第三項に定める使用前事業者検査の確認を受けるまでの間適用する。

2) 安全機能を有する施設に属する容器及び管のうち、加工施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように設置されたものでなければならない。

(搬送設備)

第十六条 核燃料物質を搬送する設備（人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く。）は、次に掲げるところによるものでなければならない。

- 一 通常搬送する必要がある核燃料物質を搬送する能力を有するものであること。
- 二 核燃料物質を搬送するための動力の供給が停止した場合に、核燃料物質を安全に保持しているものであること。

(核燃料物質の貯蔵施設)

第十七条 核燃料物質を貯蔵する設備には、必要に応じて核燃料物質の崩壊熱を安全に除去できる設備が設けられていなければならない。

(警報設備等)

第十八条 加工施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、次条第一号の放射性物質の濃度が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備が設けられていなければならない。

2 加工施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める能力の維持、熱的、化学的若しくは核的制限値の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路が設けられていなければならない。

(放射線管理施設)

第十九条 工場等には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって代えることができる。

一 放射性廃棄物の排気口又はそれこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度

二 放射性廃棄物の排水口又は~~それ~~これに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度

三 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度

(廃棄施設)

第二十条 放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）は、次に掲げるところによるものでなければならない。

一 周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度以下になるように加工施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。

二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して設置すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。

三 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出す

ることがないものであること。

四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。

五 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。

(核燃料物質等による汚染の防止)

第二十一条 加工施設のうち人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であつて、核燃料物質等により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、核燃料物質等による汚染を除去しやすいものでなければならぬ。

(遮蔽)

第二十二条 安全機能を有する施設は、通常時において加工施設からの直接線及びスカイライン線による工場等周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されたものでなければな

らない。

2 工場等内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備が設けられたものでなければならない。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であつて放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられたものでなければならない。

(換気設備)

第二十三条 加工施設内の核燃料物質等により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備が設けられていなければならない。

- 一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。
- 二 核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造であること。
- 三 ろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。

(非常用電源設備)

第二十四条 加工施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、加工施設の安全性を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備が設けられていなければならない。

2 加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備には、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備が設けられていなければならない。

(通信連絡設備)

第二十五条 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備が設けられていなければならない。

2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において加工施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線が設けられていなければならない。

第三章 重大事故等対処施設

(重大事故等対処施設の地盤)

第二十六条 重大事故等対処施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次当該各号に定める地

盤に設置されたものでなければならない。

一 重大事故等対処設備のうち常設のもの（重大事故等対処設備のうち可搬型のもの（以下「可搬型重大事故等対処設備」という。）と接続するものにあつては、当該可搬型重大事故等対処設備と接続するために必要なプルトニウムを取り扱う加工施設内の常設のケーブルその他の機器を含む。以下「常設重大事故等対処設備」という。）であつて、耐震重要施設に属する設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替するもの（以下「常設耐震重要重大事故等対処設備」という。）が設置される重大事故等対処施設 基準地震動による地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤

二 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 事業許可基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤

（地震による損傷の防止）

第二十七条 重大事故等対処施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところ



るにより設置されたものでなければならない。

一 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 基準地震動による地震力に対して重大事故に至るおそれがある事故（設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。

二 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 事業許可基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力に十分に耐えるものであること。

2 前項第一号の重大事故等対処施設は、事業許可基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

（津波による損傷の防止）

第二十八条 重大事故等対処施設は、基準津波によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

（火災等による損傷の防止）

第二十九条 重大事故等対処施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより重大事故に至るおそれがある事故（設計基準事故を除く。）等又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがある場合において、消火設備及び警報設備が設置されたものでなければならぬ。

2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により重大事故等に対処するために必要な機能に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、適切な措置が講じられたものでなければならない。

3 重大事故等対処施設であつて、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならない。

（重大事故等対処設備）

第三十条 重大事故等対処設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。

- 一 想定される重大事故等の収束に必要な個数及び容量を有すること。
- 二 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大

事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮すること。

三 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できること。

四 重大事故等に対処するために必要な機能を確認するための検査又は試験及び当該機能を健全に維持するための保守又は修理ができること。

五 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えること。

六 プルトニウムを取り扱う加工施設を設置する工場又は事業所（以下この章において「工場等」という。）内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないこと。

七 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じること。

2 常設重大事故等対処設備は、前項に掲げるもののほか、共通要因（事業許可基準規則第一条第二項第七号に規定する共通要因をいう。次項において同じ。）によって設計基準事故に対処するための設備の安全

機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置が講じられたものでなければならぬ。

3 可搬型重大事故等対処設備に関しては、第一項の規定によるほか、次に掲げるところによるものでなければならぬ。

一 常設設備（プルトニウムを取り扱う加工施設と接続されている設備又はプルトニウムを取り扱う加工施設と短時間に接続することができる常設の設備をいう。以下この項において同じ。）と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講ずること。

二 常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（プルトニウムを取り扱う加工施設の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けること。

三 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所へ

の遮蔽物の設置その他の適切な措置を講ずること。

四 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。

五 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。

六 共通要因によって、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時に可搬型重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。

(材料及び構造)

第三十一条 重大事故等対処設備に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、加工施設の安全性を確保する上で重要なもの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号（容器等の材料に係る部分に限る。）及び

第二号の規定については、法第十六条の三第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。

一 当該容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものであること。

二 容器等のうち、第一条第二項第十二号から第二十号までに掲げるものの主要な溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。）は、次に掲げるところによるものであること。

イ 不連続で特異な形状でないものであること。

ロ 溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。

ハ 適切な強度を有するものであること。

ニ 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法<sub>ト</sub>及び溶接設備及び並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものにより溶接したものであること。

2 前項第二号の規定は、法第十六条の三第三項に定める使用前事業者検査の確認を受けるまでの間適用する。

2) 重大事故等対処設備に属する容器及び管のうち、加工施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように設置されたものでなければならぬ。

(臨界事故の拡大を防止するための設備)

第三十二条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、加工規則第二条の二第一号に規定する掲げる重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられていなければならない。

- 一 未臨界に移行し、及び未臨界を維持するために必要な設備
- 二 臨界事故の影響を緩和するために必要な設備

(閉じ込める機能の喪失に対処するための設備)

第三十三条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、加工規則第二条の二第二号に規定する掲げる重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられていなければならない。

- 一 核燃料物質等の飛散又は漏えいを防止し、飛散又は漏えいした核燃料物質等を回収するために必要な

設備

二 核燃料物質等を閉じ込める機能を回復するために必要な設備

(工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備)

第三十四条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故が発生した場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備が設けられていなければならない。

(重大事故等への対処に必要な水の供給設備)

第三十五条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等への対処に必要な量の水を有する水源を確保することに加えて、重大事故等への対処に必要な量の水を供給するために必要な設備が設けられていなければならない。

(電源設備)

第三十六条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、外部電源系~~系統~~からの電気の供給が停止し、第二十四条の規定により設置される非常用電源設備からの電源が喪失した場合において、重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な設備が設けられていなければならない。

(監視測定設備)



第三十七条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）において、当該加工施設から放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備が設けられていなければならない。

2 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合に工場等において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができる設備が設けられていなければならない。

（緊急時対策所）

第三十八条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合において当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるところにより緊急時対策所が設けられていなければならない。

一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること。

二 プルトニウムを取り扱う加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けること。

2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を收容することができる措置が講じられたものでなければならない。

(通信連絡を行うために必要な設備)

第三十九条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合において当該加工施設の内  
外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備が設けられていなければならない。  
。

#### 第四章 雑則

(電磁的記録媒体による手続)

第四十条 第二条第二項に掲げる書類の申請書の提出については、当該書類申請書の提出に代えて、当該書類申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電磁的電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))に係る記録媒体をいう。以下同じ。)及び別記様式第十の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

## 附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

(加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則等の廃止)

第二条 次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十号）
- 二 加工施設、再処理施設、特定第一種廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接の技術基準に関する規則（平成十二年総理府令第二百二十三号）
- 三 加工施設の性能に係る技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十九号）

別記様式第一—(略)—(第 40 条関係)

電磁的記録媒体提出票

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所

氏 名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

加工施設の技術基準に関する規則第 2 条第 2 項の規定により提出すべき申請書に記載すべきこととされて  
いる事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実と相違ありません。

- 1 電磁的記録媒体に記録された事項
- 2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

3 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。

4 該当事項のない欄は、省略すること。

## ○原子力規制委員会規則第 号

原子力利用における安全対策試験研究の用に供する強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉等の技術基準規制に関する規則法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行に伴い、及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二十八条の二の規定に基づき、試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則

## 目次

第一章 総則（第一条―第十七条）

第二章 試験研究用原子炉に係る試験研究用等原子炉施設（第十八条―第四十条第四十二条）

第三章 研究開発段階原子炉に係る試験研究用等原子炉施設（第四十二条―第五十条第四十三条―第五十

二条）

第四章 ガス冷却型原子炉に係る試験研究用等原子炉施設（[第五十一条](#)—[第五十六条](#)[第五十三条](#)—[第五十九条](#)）

第五章 ナトリウム冷却型高速炉に係る試験研究用等原子炉施設（[第五十七条](#)—[第六十六条](#)[第六十条](#)—[第七十条](#)）

第六章 雑則（[第六十七条](#)[第七十一条](#)）

附則

第一章 総則

（適用範囲）

第一条 この規則は、次に掲げる試験研究用等原子炉及びその附属施設について適用する。

一 試験研究の用に供する試験研究用等原子炉（船舶に設置するものを除く。）

二 船舶に設置する軽水減速加圧軽水冷却型原子炉（減速材及び冷却材として加圧軽水を使用する原子炉であつて蒸気発生器が構造上原子炉圧力容器的外部にあるものをいう。）であつて研究開発段階にある

試験研究用等原子炉

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 「放射線」とは、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号。以下この条において「試験炉規則」という。）第一条の二第二項第一号に規定する放射線をいう。

二 「放射性廃棄物」とは、試験炉規則第一条の二第二項第二号に規定する放射性廃棄物をいう。

三 「管理区域」とは、試験炉規則第一条の二第二項第四号に規定する管理区域をいう。

四 「保全区域」とは、試験炉規則第一条の二第二項第五号に規定する保全区域をいう。

五 「周辺監視区域」とは、試験炉規則第一条の二第二項第六号に規定する周辺監視区域をいう。

六 「五」試験研究用原子炉とは、前条第一号に規定する掲げる試験研究用等原子炉（第九号に掲げるガス冷却型原子炉及び第十号及び第十一号に規定するものに掲げるナトリウム冷却型高速炉を除く。



）をいう。

七 「六」 研究開発段階原子炉」とは、「前条第二号に規定する掲げる試験研究用等原子炉をいう。

八 「七」 中出力炉」とは、「試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則

（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十一号。以下「試験炉許可基準規則」という。）第二条第二項第八号に規定する中出力炉をいう。

九 「八」 高出力炉」とは、「試験炉許可基準規則第二条第二項第九号に規定する高出力炉をいう。

十 「九」 ガス冷却型原子炉」とは、「試験炉許可基準規則第二条第二項第十号に規定するガス冷却型原子炉をいう。

十一 「十」 ナトリウム冷却型高速炉」とは、「試験炉許可基準規則第二条第二項第十一号に規定するナトリウム冷却型高速炉をいう。

十二 「十一」 安全機能」とは、「試験炉許可基準規則第二条第二項第十二号に規定する安全機能をいう。

十三 「十二」 安全機能の重要度」とは、「試験炉許可基準規則第二条第二項第十三号に規定する安全機

能の重要度をいう。

十四 「十三」 通常運転」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第十四号に規定する通常運転をいう。

十五 「十四」 運転時の異常な過渡変化」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第十五号に規定する

運転時の異常な過渡変化をいう。

十六 「十五」 設計基準事故」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第十六号に規定する設計基準事

故をいう。

十七 「十六」 多重性」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第十七号に規定する多重性をいう。

十八 「十七」 多様性」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第十八号に規定する多様性をいう。

十九 「十八」 独立性」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第十九号に規定する独立性をいう。

二十 「十九」 燃料体」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第二十号に規定する燃料体をいう。

二十一 「二十」 燃料材」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第二十一号に規定する燃料材をいう。

七十一 「二十一」 燃料の許容設計限界とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第二十三号に規定する燃料の許容設計限界をいう。

七十二 「二十二」 反応度価値とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第二十四号に規定する反応度価値をいう。

七十三 「二十三」 制御棒の最大反応度価値とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第二十五号に規定する制御棒の最大反応度価値をいう。

七十四 「二十四」 反応度添加率とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第二十六号に規定する反応度添加率をいう。

七十五 「二十五」 原子炉停止系統とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第二十七号に規定する原子炉停止系統をいう。

七十六 「二十六」 反応度制御系統とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第二十八号に規定する反応度制御系統をいう。

七十七 「二十七」 安全保護回路とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第二十九号に規定する安全

保護回路をいう。

「二十九」「二十八」安全設備とは、「設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される環境条件において、その損壊又は故障その他の異常により公衆に放射線障害を及ぼすおそれを直接又は間接に生じさせる設備であつて次に掲げるものをいう。

イ 一次冷却系統設備その他の運転時において試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な設備及びこれらの附属設備（原子炉容器を除く。）

ロ 非常用冷却設備（非常用炉心冷却設備を含む。以下同じ。）、安全保護回路、非常用電源設備その他の試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な設備及びこれらの附属設備

ハ 原子炉格納容器及びその附属設備

「三十」「二十九」一次冷却材とは、「試験炉許可基準規則第二条第二項第三十三号に規定する一次冷却材をいう。

「三十一」「三十」一次冷却系統設備とは、「試験炉許可基準規則第二条第二項第三十四号に規定する一

次冷却系統設備をいう。

三十二 三十一 最終ヒートシンクとは、試験炉許可基準規則第二条第二項第三十五号に規定する

最終ヒートシンクをいう。

三十三 三十二 冠水維持設備とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第三十六号に規定する冠水

維持設備をいう。

三十四 三十三 試験用燃料体とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第三十七号に規定する試験

用燃料体をいう。

三十五 三十四 カバーガスとは、試験炉許可基準規則第二条第二項第三十八号に規定するカバ

ーガスをいう。

三十六 三十五 原子炉カバーガスとは、試験炉許可基準規則第二条第二項第三十九号に規定する

原子炉カバーガスをいう。

三十七 三十六 炉心冠水維持バウンダリとは、試験炉許可基準規則第二条第二項第四十号に規定

する炉心冠水維持バウンダリをいう。

三十八 「三十七」 原子炉冷却材圧力バウンダリとは、試験炉許可基準規則第二条第二項第四十二号に規定する原子炉冷却材圧力バウンダリをいう。

三十九 「三十八」 原子炉冷却材バウンダリとは、試験炉許可基準規則第二条第二項第四十三号に規定する原子炉冷却材バウンダリをいう。

四十 「三十九」 原子炉カバーガス等のバウンダリとは、試験炉許可基準規則第二条第二項第四十四号に規定する原子炉カバーガス等のバウンダリをいう。

四十一 「第一種機器」とは、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する容器又は管をいう。

四十二 「第一種容器」とは、第一種機器に属する容器をいう。

四十三 「第一種管」とは、第一種機器に属する管をいう。

四十四 「第二種容器」とは、原子炉格納容器並びにこれに接続する容器であつて原子炉格納容器及びこれに接続する容器内の設備から放出される放射性物質等の有害な物質の漏えいを防止するために設けられるものをいう。

四十五 「第三種機器」とは、次に掲げる容器又は管をいう。

イ 試験研究用等原子炉を安全に停止するために必要な設備又は非常時に安全を確保するために必要な設備であつて、その故障、損壞等により公衆に放射線障害を及ぼすおそれを間接に生じさせるものに属する容器又は管（放射線管理の用に供するダクトにあつては、原子炉格納容器の貫通部から外側隔離弁までの部分に限る。）

ロ タービンを駆動させることを主たる目的とする流体が循環する回路に係る設備に属する容器又は管であつて、第一種機器からこれらに最も近い止め弁までのもの

ハ イ及びロに掲げるもの以外の容器又は管であつて、原子炉格納容器の貫通部から最も近い隔離弁までのもの

ニ 原子炉カバーガス等のバウンダリを構成する容器又は管

ホ ナトリウムを内包し、かつ、多量の放射性物質を内包している容器又は管（第一種機器を除く。）

ハ 試験研究用原子炉（二次冷却材として軽水又は重水を用いるものに限る。）の通常運転時に二次冷却材を内包する機器及びこれに附属する機器であつて、原子炉容器内の水位の過度の低下を防止し、炉心を冠水状態に保持するためのものに属する容器又は管（第一種機器を除く。）

ト試験研究用原子炉の炉心に近接する設備であつて、その故障、損壞等により放射性物質の漏えいを生じさせるおそれのあるものに属する容器又は管

四十六 「第三種容器」とは、第三種機器に属する容器をいう。

四十七 「第三種管」とは、第三種機器に属する管をいう。

四十八 「第四種機器」とは、第一種機器、第二種容器、第三種機器及び第五十号に規定する第五種管以外の容器又は管をいう。

四十九 「第四種容器」とは、第四種機器に属する容器をいう。

五十 「第四種管」とは、第四種機器に属する管をいう。

五十一 「第五種管」とは、放射線管理の用に供するダクト（第三種管を除く。）をいう。

五十二 「第一種継手」とは、容器の胴、管又は管台の長手継手、球形容器、鏡板又は平板の継手及び容器の胴、管又は管台に半球形鏡板を取り付ける継手をいう。

五十三 「第二種継手」とは、容器の胴、管又は管台の周継手及び容器の胴、管又は管台に半球形鏡板以外の鏡板を取り付ける継手をいう。



五十四 「第三種継手」とは、容器の胴、管又は管台にフランジ、平板又は管板を取り付ける継手をいう。

五十五 「第四種継手」とは、容器の胴、管、管台、鏡板又は平板に管台を取り付ける継手をいう。

(特殊な方法設計による試験研究用等原子炉施設)

第三条 特別の理由により原子力規制委員会の認可を受けた場合は、この規則の規定によらないで試験研究用等原子炉施設を設置することができる。

2 前項の認可を受けようとする者は、その理由及び施設設置方法を記載した申請書に係る関係図面を添付して申請しなければならない。

(廃止措置中の試験研究用等原子炉施設の維持)

第四条 法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた場合には、当該認可に係る廃止措置計画(同条第三項において準用する法第十二条の六第三項又は同条第五項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの。以下この条において同じ。)で定める性能維持施設(試験炉規則第十六条の六第十項第六号五の二第十一号の性能維持施設をいう。)については、この規則の規定にかかわらず、当該認可

に係る廃止措置計画に定めるところにより、当該施設を維持しなければならない。

(試験研究用等原子炉施設の地盤)

第五条 試験研究用等原子炉施設（船舶に施設設置するものを除く。第六条、第七条及び第八条第一項において同じ。）は、試験炉許可基準規則第三条第一項の地震力が作用した場合においても当該試験研究用等原子炉施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。

(地震による損傷の防止)

第六条 試験研究用等原子炉施設は、これに作用する地震力（試験炉許可基準規則第四条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。

2 耐震重要施設（試験炉許可基準規則第三条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下この条において同じ。）は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力（試験炉許可基準規則第四条第三項に規定する地震力をいう。）に対してその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。

3 耐震重要施設は、試験炉許可基準規則第四条第三項の地震により生じる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。

(津波による損傷の防止)

第七条 試験研究用等原子炉施設は、その供用中に当該試験研究用等原子炉施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（試験炉許可基準規則第五条に規定する津波をいう。）によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第八条 試験研究用等原子炉施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならぬ。

2 試験研究用等原子炉施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある場合には、において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であつて人為によ

るもの（故意によるものを除く。）により試験研究用等原子炉施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならぬ。

3 試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合には、原子炉格納容器に近接する船体の部分は、衝突、座礁その他の要因による原子炉格納容器の機能の喪失を防止できる構造でなければならぬ。

4 **試験研究用等原子炉施設は、**航空機の墜落により試験研究用等原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならぬ。

（試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止）

第九条 試験研究用等原子炉を設置する工場又は事業所（以下「工場等」という。）には、試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入、試験研究用等原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。**第三十条第三十二条**第六号において同じ。）を防止するため、適切な措置が講じられたものでなければならぬ。

(試験研究用等原子炉施設の機能)

第十条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において試験研究用等原子炉の反応度を安全かつ安定的に制御でき、かつ、運転時の異常な過渡変化時においても試験研究用等原子炉固有の出力抑制特性を有するとともに、当該試験研究用等原子炉の反応度を制御することにより原子核分裂の連鎖反応を制御できる能力を有するものでなければならない。

2 船舶に施設設置する試験研究用等原子炉施設は、波浪により生じる生ずる動揺、傾斜その他の要因により機能が損なわれることがないものでなければならない。

(機能の確認等)

第十一条 試験研究用等原子炉施設は、原子炉容器その他の試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な設備の機能の確認をするための試験又は検査及びこれらの機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。

(材料及び構造)

第十二条 試験研究用等原子炉施設に属する容器、管、弁及びポンプ並びにこれらを支持する構造物並びに

炉心支持構造物のうち、試験研究用等原子炉施設の安全性を確保する上で重要なもの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号（容器等の材料に係る部分に限る。）及び第二号の規定については、法第二十八条第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。

一 当該容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものであること。

二 容器等のうち、第一条第二項第四十号から第五十五号までに掲げるものの耐圧部分主要な耐圧部の溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。以下この号において同じ。）は、次に掲げるところによるものであること。

イ 不連続で特異な形状でないものであること。

ロ 溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。

ハ 適切な強度を有するものであること。

ニ 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法<sub>ト</sub>及び溶接設備及び並びに適切な技能を有す

る溶接士であることをあらかじめ確認したものにより溶接したものであること。

2 前項第二号の規定は、法第二十八条第三項に定める使用前事業者検査の確認を受けるまでの間適用する

1。

3 2 試験研究用等原子炉施設に属する機器は、その安全機能の重要度に応じて、適切な耐圧試験又は漏え

い試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないものでなければならぬ。

4 3 試験研究用等原子炉施設に属する容器であつて、その材料が中性子照射を受けることにより著しく劣

化するおそれがあるものの内部は、監視試験片を備えたものでなければならぬ。

(安全弁等)

第十三条 試験研究用等原子炉施設には、その安全機能の重要度に応じて、機器に作用する圧力の過度の上

昇を適切に防止する性能を有する安全弁、逃がし弁、安全弁、破壊板又は真空破壊弁(第十五条第二項に

おいて「安全弁等」という。)が必要な箇所に設けられていなければならない。

(逆止め弁)

第十四条 放射性物質を含む一次冷却材その他の流体を内包する容器若しくは管又は放射性廃棄物を廃棄す



る設備（排気筒並びに第十七条及び第三十五条第三十六条（第五十二条、第五十九条及び第七十条において準用する場合を含む。）に規定するものを除く。）へ放射性物質を含まない流体を導く管には、逆止め弁が設けられていなければならない。ただし、放射性物質を含む流体が放射性物質を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない場合は、この限りでない。

（放射性物質による汚染の防止）

第十五条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において機器から放射性物質を含む流体が漏えいする場合において、これを安全に廃棄し得るように設置されたものでなければならない。

2 試験研究用等原子炉施設は、安全弁等から排出される流体が放射性物質を含む場合において、これを安全に廃棄し得るように設置されたものでなければならない。

3 試験研究用等原子炉施設は、工場等の外に排水を排出する排水路（湧水に係るものであって、放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。以下この項において同じ。）の上

に、当該施設の放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内の床面がないものでなければならない。

。ただし、液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備が設置される施設（液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡



大するおそれがある部分に限る。) 以外の施設であつて当該施設の放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に当該排水路の開口部がない場合並びに当該排水路に放射性物質を含む排水を安全に廃棄する設備及び第三十条第二号第三十一条第二号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。

4 試験研究用等原子炉施設のうち、人が頻繁に出入りする建物又は船舶の内部の壁、床その他の部分であつて、放射性物質により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、放射性物質による汚染を除去しやすいものでなければならぬ。

(遮蔽等)

第十六条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において当該試験研究用等原子炉施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の空間線量率が十分に低減できるものでなければならぬ原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されたものでなければならぬ。

2 工場等(原子力船を含む。)内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより遮蔽設備が設けられていなければならない。

- 一 放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有するものであること。
- 二 開口部又は配管その他の貫通部がある場合であつて放射線障害を防止するために必要がある場合は、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられていること。
- 三 自重、熱応力その他の荷重に耐えるものであること。

(換気設備)

第十七条 試験研究用等原子炉施設内の放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備が設けられなければならない。

- 一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。
- 二 放射性物質により汚染された空気が漏えい及び逆流のし難い構造であるものであること。
- 三 ろ過装置を有する場合にあつては、ろ過装置の放射性物質による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。
- 四 吸気口は、放射性物質により汚染された空気を吸入し難いように設置されたものであること。

第二章 試験研究用原子炉に係る試験研究用等原子炉施設

(溢水による損傷の防止適用)

第十八条 この章の規定は、試験研究用原子炉に係る試験研究用等原子炉施設について適用する。

(溢水による損傷の防止)

第十九条 試験研究用等原子炉施設は、当該試験研究用等原子炉施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならぬ。

2 試験研究用等原子炉施設は、当該試験研究用等原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器又は配管の破損により当該容器又は配管から放射性物質を含む液体があふれ出るおそれがある場合は、当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するために必要な措置が講じられたものでなければならぬ。

(安全避難通路等)

第十九条第二十条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。

- 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路
- 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明

三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源（安全設備）

第七十条第二十一条 安全設備は、次に掲げるところにより設置されたものでなければならない。

一 第二条第二項第十九号第二十八号口に掲げる安全設備は、二以上の原子力施設において共用し、又は相互に接続するものであってはならない。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあつては、この限りでない。

二 第二条第二項第十九号第二十八号口に掲げる安全設備は、当該安全設備を構成する機械又は器具の単一故障（試験炉許可基準規則第十二条第二項に規定する単一故障をいう。以下第三十二条第三号において同じ。）が発生した場合であつて、外部電源が利用できない場合においても機能できるよう、当該系統を構成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するものであること。ただし、原子炉格納容器その他多重性、多様性及び独立性を有することなく試験研究用等原子炉（試験研究用原子炉に係る試験研究用等原子炉に限る。以下この章において同じ。）の安全を確保する機能を維持し得る設備にあつては、この限りでない。

- 三 安全設備は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮することができるものであること。
- 四 火災により損傷を受けるおそれがある場合においては、次に掲げるところによること。
  - イ 火災の発生を防止するために可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用すること。
  - ロ 必要に応じて火災の発生を感知する設備及び消火を行う設備が設けられていること。
  - ハ 火災の影響を軽減するため、必要に応じて、防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずること。
  - 五 前号ロの消火を行う設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても試験研究用等原子炉を安全に停止させるための機能を損なわないものであること。
  - 六 蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、試験研究用等原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合には、防護施設の設置その他の適切な損傷防止措置が講じられていること。

(炉心等)

第二十一条第二十二條

燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物の材料は、運転時における圧力、

温度及び放射線につき想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。

2 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物は、最高使用圧力、自重、附加荷重その他の燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物に加わる負荷に耐えられるものでなければならない。

3 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物は、冷却材の循環その他の要因により生じる振動により損傷を受けることがないように設置されたものでなければならない。

(熱遮蔽材)

第二十二條第二十三條 試験研究用等原子炉施設には、原子炉容器の材料が中性子照射を受けることにより

著しく劣化するおそれがある場合において、これを防止するため、次に掲げるところにより熱遮蔽材が設けられていなければならない。

- 一 熱応力による変形により試験研究用等原子炉の安全に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 二 冷却材の循環その他の要因により生じる振動により損傷を受けることがないこと。

(二次冷却材)

**第二十三條第二十四條** 一次冷却材は、運転時における圧力、温度及び放射線に**つきついで**想定される最も

厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。

(核燃料物質取扱設備)

**第二十四條第二十五條** 核燃料物質取扱設備は、次に掲げるところにより設置されていなければならない。

一 通常運転時において取り扱う必要がある燃料体又は使用済燃料（以下**上の條及び次條において**「燃料体等」と総称する。）を取り扱う能力を有するものであること。

二 燃料体等が臨界に達するおそれがないこと。

三 燃料体等の崩壊熱を安全に除去することにより燃料体等が溶融しないものであること。

四 取扱中に燃料体等が破損するおそれがないものであること。

五 燃料体等を封入する容器は、取扱中における衝撃及び熱に耐え、かつ、容易に破損しないものであること。

六 前号の容器は、燃料体等を封入した場合に、その表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないものであること。ただし、管理区域内

においてのみ使用されるものについては、この限りでない。

七 燃料体等の取扱中に燃料体等を取り扱うための動力の供給が停止した場合に、燃料体等を保持する構造を有する機器により燃料体等の落下を防止できること。

八 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。

イ 燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、及び警報を発することができものであること。

ロ 崩壊熱を除去する機能の喪失を検知する必要がある場合には、燃料取扱場所の温度の異常を検知し及び警報を発することができものであること。

(核燃料物質貯蔵設備)

**第十五条第二十六条** 核燃料物質貯蔵設備は、次に掲げるところにより設置されたのものでなければならない。

一 燃料体等が臨界に達するおそれがないこと。

二 燃料体等を貯蔵することができる容量を有すること。



- 三 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。
  - イ 燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し及び警報を発することができるものであること。
  - ロ 崩壊熱を除去する機能の喪失を検知する必要がある場合には、燃料取扱場所の温度の異常を検知し及び警報を発することができるものであること。
- 2 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する核燃料物質貯蔵設備は、前項に定めるところによるほか、次に掲げるところにより設置されていなければならない。
- 一 使用済燃料その他高放射性の燃料体の被覆が著しく腐食することを防止し得るものであること。
  - 二 使用済燃料その他高放射性の燃料体からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものであること。
  - 三 使用済燃料その他高放射性の燃料体の崩壊熱を安全に除去し得るものであること。
  - 四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を液体中で貯蔵する場合は、前号に掲げるところによるほか、次に掲げるところによること。
- イ 液体があふれ、又は漏えいするおそれがないものであること。

ロ 液位を測定でき、かつ、液体の漏えいその他の異常を適切に検知し得るものであること。

(二次冷却材処理装置)

**第二十六条第二十七条** 試験研究用等原子炉施設は、放射性物質を含む一次冷却材（次条第一項第四号に

**掲げる**設備から排出される放射性物質を含む流体を含む。）を通常運転時において系統外に排出する場合

は、これを安全に廃棄し得るように設置されたものでなければならない。

(冷却設備等)

**第二十七条第二十八条** 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。

ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあつては、この限りでない。

一 原子炉容器内において発生した熱を除去することができる容量の冷却材その他の流体を循環させる設備

二 液体の一次冷却材を用いる試験研究用等原子炉にあつては、運転時における原子炉容器内の液位を自動的に調整する設備

三 密閉容器型原子炉（燃料体及び一次冷却材が容器（原子炉格納施設を除く。）内に密閉されている試

験研究用等原子炉をいう。)にあつては、原子炉容器内の圧力を自動的に調整する設備

四 一次冷却材に含まれる放射性物質及び不純物の濃度を試験研究用等原子炉の安全に支障を及ぼさない値以下に保つ設備

五 試験研究用等原子炉停止時における原子炉容器内の残留熱を除去する設備

六 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が生じた発生したときに想定される最も厳しい条件の下において原子炉容器内において発生した熱を除去できる非常用冷却設備

七 前二号の設備により除去された熱を最終ヒートシンクへ輸送することができる設備

2 前項の設備は、冷却材の循環その他の要因により生じる生ずる振動により損傷を受けることがないように設置されたものでなければならない。

3 試験研究用等原子炉施設には、一次冷却系統設備からの一次冷却材の漏えいを検出する装置が設けられていなければならない。

(液位の保持等)

**第二十八條第二十九條**

液体の一次冷却材を用いる試験研究用等原子炉施設にあつては、一次冷却材の流出

を伴う異常が発生した場合において原子炉容器内の液位の過度の低下を防止し、炉心全体を冷却材中に保持する機能を有する設備は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常に伴う温度の変化による荷重の増加その他の当該設備に加わる負荷に耐えるものでなければならない。

- 2 試験研究用等原子炉施設のうち、冠水維持設備を設けるものにあつては、前項に掲げるものの定めるところによるほか、原子炉容器内の設計水位を確保できるものでなければならない。

(計測設備)

**第七十九条第三十条**

試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する設備が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する設備をもって代えることができる。

- 一 熱出力及び炉心における中性子束密度
- 二 炉周期
- 三 制御棒（固体の制御材をいう。以下同じ。）の位置
- 四 一次冷却材に関する次の事項

イ 含有する放射性物質及び不純物の濃度

ロ 原子炉容器内における温度、圧力、流量及び液位

- 2 試験研究用等原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合の状況を把握し及び対策を講ずるために必要な試験研究用等原子炉の停止後の温度、液位その他の試験研究用等原子炉施設の状態を示す事項（以下「パラメータ」（試験炉許可基準規則第十四条第二項に規定するパラメータをいう。以下同じ。））」とすることを、設計基準事故時に想定される環境下において、十分な測定範囲及び期間にわたり監視し及び記録することができる設備が設けられていなければならない。

（放射線管理施設）

**第三十条第三十一条** 工場等には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって代えることができる。

一 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度

二 放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度

三 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量及び空気中の放射性物質の濃度

(安全保護回路)

**第三十一条第三十二条**

試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより安全保護回路が設けられて

いなければならない。

一 運転時の異常な過渡変化が発生する場合又は地震の発生により試験研究用等原子炉の運転に支障が生じも生ずる場合において、原子炉停止系統その他系統と併せて機能することにより、燃料の許容設計限界を超えないようにできるものであること。

二 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常により多量の放射性物質が漏えいするおそれがある場合において、これを抑制し又は防止するための設備を速やかに作動させる必要があるときは、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させるものであること。

三 安全保護回路を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、単一故障が起きた場合又は使用状態からの単一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、多重性又は多様性を確保す

るものであること。

四 安全保護回路を構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離し、それぞれのチャンネル間において安全保護機能を失わないように独立性を確保するものであること。

五 駆動源の喪失、系統の遮断その他の試験研究用等原子炉施設の運転に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合においても、試験研究用等原子炉施設への影響が緩和される状態に移行する~~か~~し、又は当該事象が進展しない状態~~に~~を維持することにより、試験研究用等原子炉施設の安全上支障がない状態を維持できるものであること。

六 不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止するために必要な措置が講じられているものであること。

七 計測制御系統施設の一部を安全保護回路と共用する場合において、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系統施設から機能的に分離されたものであること。

八 試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な場合には、運転条件に応じてその作動設定値を変更できるものであること。

(反応度制御系統及び原子炉停止系統)

**第三十二條第三十三條**

試験研究用等原子炉施設には、通常運転時において、燃料の許容設計限界を超えることがないように反応度を制御できるよう、次に掲げるところにより反応度制御系統が設けられたものでなければ設けられていなければならない。

一 通常運転時に予想される温度変化、キセノンの濃度変化、実験物（試験炉許可基準規則第十九条第一号に規定する実験物をいう。以下同じ。）の移動その他の要因による反応度変化を制御できるものであること。

二 制御棒を用いる場合にあつては、次のとおりとすること。

イ 炉心からの飛び出し又は落下を防止するものであること。

ロ 当該制御棒の反応度添加率は、原子炉停止系統の停止能力と併せて、想定される制御棒の異常な引き抜きが発生しても、燃料の許容設計限界を超えないものであること。

2 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより原子炉停止系統が設けられていなければならない。



一 制御棒その他の反応度を制御する設備による二以上の独立した系統を有するものであること。ただし、当該系統が制御棒のみから構成される場合であつて、次に掲げるときは、この限りでない。

イ 試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、未臨界を維持することができる制御棒の数に比し当該系統の能力に十分な余裕があるとき。

ロ 原子炉固有の出力抑制特性が優れているとき。

二 運転時において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、燃料の許容設計限界を超えることなく試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、少なくとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものであること。

三 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が生じた発生した場合において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、速やかに試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、少なくとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものであること。

四 制御棒を用いる場合にあつては、一本の制御棒が固着した場合においても、前二号の機能を有するものであること。

3 制御材は、運転時における圧力、温度及び放射線につきついて想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。

4 制御材を駆動する設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。

一 試験研究用等原子炉の特性に適合した速度で制御材を駆動し得るものであること。

二 制御材を駆動するための動力の供給が停止した場合に、制御材が反応度を増加させる方向に動かないものであること。

三 制御棒の落下その他の衝撃により燃料体、制御棒その他の設備を損壊することがないものであること。

5 制御棒の最大反応度価値及び反応度添加率は、想定される反応度投入事象（試験研究用等原子炉に反応度が異常に投入される事象をいう。以下第六十四条第五項において同じ。）に対して炉心冠水維持バウンダリを破損せず、かつ、炉心の冷却機能を損なうような炉心又は炉心支持構造物の損壊を起こさないものでなければならない。

6 原子炉停止系統は、反応度制御系統と共用する場合には、反応度制御系統を構成する設備の故障が発生

した場合においても通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、低温状態において未臨界を維持できるものでなければならない。

(原子炉制御室等)

**第三十三条第三十四条** 試験研究用等原子炉施設には、原子炉制御室が**設けられたものでなければ設けられ**

**ていなければならない。**

2 原子炉制御室は、試験研究用等原子炉の運転状態を表示する装置、試験研究用等原子炉の安全を確保するための設備を操作する装置、異常を表示する警報装置その他の試験研究用等原子炉の安全を確保するための主要な装置が集中し、かつ、誤操作することなく適切に運転操作することができるよう設置されたものでなければならない。

3 原子炉制御室は、従事者が**↓**設計基準事故時に**↓**容易に避難できる構造でなければならない。

4 原子炉制御室及びこれに連絡する通路は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が**生じた発生した**場合において、試験研究用等原子炉の運転の停止その他の試験研究用等原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、かつ、一定期間とどまることが

できるように、遮蔽設備の設置その他の適切な放射線防護措置を講じられたものでなければならない。

5 試験研究用等原子炉施設には、火災その他の要因により原子炉制御室が使用できない場合に、原子炉制御室以外の場所から試験研究用等原子炉の運転を停止し、かつ、安全な状態を維持することができる設備が設けられていなければならない。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあっては、この限りでない。

(廃棄物処理設備)

第三十四条第三十五条

工場等には、次に掲げるところにより放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）が設けられていなければならない。

一 周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないように、試験研究用等原子炉施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。

二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄

物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。

三 放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響その他の要因により著しく腐食するおそれがないものであること。

四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。

五 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の放射性物質による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。

六 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。

七 固体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、放射性廃棄物を廃棄する過程において放射性物質が散逸し難いものであること。

2 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備（液体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。以下この項において同じ。）が設置される施設（液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る

。は、次に掲げるところにより設置されていなければならない。

一 施設内部の床面及び壁面は、液体状の放射性廃棄物が漏えいし難いものであること。

二 施設内部の床面は、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により液体状の放射性廃棄物はその受け口に導かれる構造であり、かつ、液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備の周辺部には、液体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するための堰堰せきが設けて設けられていること。

三 施設外に通じも通ずる出入口又はその周辺部には、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止するための堰堰せきが設けられたものであつて、設けられていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であつて液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。

#### (保管廃棄設備)

**第三十五条第三十六条** 放射性廃棄物を保管廃棄する設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。

一 通常運転時に発生する放射性廃棄物を保管廃棄する容量を有すること。

- 二 放射性廃棄物が漏えいし難い構造であること。
- 三 崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱に耐え、かつ、放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響その他の要因により著しく腐食するおそれがないこと。
- 2 固体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備が設置される施設は、放射性廃棄物による汚染が広がらないように設置されたものでなければならない。
- 3 前条第二項の規定は、流体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備が設置されている施設について準用する。

(原子炉格納施設)

**第三十六条第三十七条** 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉格納施設が設けられたものでなければ設けられていなければならない。

- 一 通常運転時に、その内部を負圧状態に維持し得るものであり、かつ、所定の漏えい率を超えることがないものであること。ただし、公衆に放射線障害を及ぼすおそれがない場合にあつては、この限りでない。

二 設計基準事故時において、公衆に放射線障害を及ぼさないようにするため、原子炉格納施設から放出される放射性物質を低減するものであること。ただし、公衆に放射線障害を及ぼすおそれがない場合にあっては、この限りでない。

(実験設備等)

**第三十七条第三十八条** 試験研究用等原子炉施設に設置される実験設備等（試験炉許可基準規則第二十九条に規定する実験設備等をいう。以下この条において同じ。）は、次に掲げるものでなければならない。

一 実験設備等の損傷その他の実験設備等の異常が発生した場合においても、試験研究用等原子炉の安全性を損なうおそれがないものであること。

二 実験物の移動又は状態の変化が生じた場合においても、運転中の試験研究用等原子炉に反応度が異常に投入されないものであること。

三 放射線又は放射性物質の著しい漏えいのおそれがないものであること。

四 試験研究用等原子炉施設の健全性を確保するために実験設備等の動作状況、異常の発生状況、周辺の環境の状況その他の試験研究用等原子炉の安全上必要なパラメータを原子炉制御室に表示できるもので



あること。

五 実験設備等が設置されている場所は、原子炉制御室と相互に連絡することができる場所であること。

(多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止)

**第三十八条第三十九条** 中出力炉又は高出力炉に係る試験研究用等原子炉施設は、発生頻度が設計基準事故

より低い事故であつて、当該**試験研究用等原子炉施設**から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を**講じられたもの**でなければならぬ。

(保安電源設備)

**第三十九条第四十条** 試験研究用等原子炉施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合におい

て、試験研究用等原子炉施設の安全を確保**するため**に**し**必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備を**設けられたものでなければが****設けられていなければならぬ**。ただし、試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で支障がない場合にあっては、この限りでない。

2 試験研究用等原子炉の安全を確保する上で特に必要な設備は、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備に接続されているものでなければならない。

3 試験研究用等原子炉施設には、必要に応じ、全交流動力電源喪失時に試験研究用等原子炉を安全に停止し、又はパラメータを監視する設備の動作に必要な容量を有する蓄電池その他の非常用電源設備が設けられていなければならない。

(警報装置)

**第四十条第四十一条** 試験研究用等原子炉施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により試験研究用等原子炉の安全を著しく損なうおそれが生じたとき、**第三十条第十号第三十一条第一号**の放射性物質の濃度若しくは同条第三号の線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備から液体状の放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する装置が設けられていなければならない。

(通信連絡設備等)

**第四十条第四十二条** 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示

ができるよう、通信連絡設備が設けられていなければならない。

2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該試験研究用等原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多重性又は多様性を確保した通信回線が設けられていなければならない。

第三章 研究開発段階原子炉に係る試験研究用等原子炉施設

(適用)

第四十三条 この章の規定は、研究開発段階原子炉に係る試験研究用等原子炉施設について適用する。

(原子炉冷却材圧力バウンダリ)

第四十二条第四十四条 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常による衝撃、反応度の変化その他の原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器に加わる負荷に耐えるものでなければならない。

(蒸気タービン)

第四十三条第四十五条 蒸気タービン及びその附属設備は、その損壊又は故障その他の異常により試験研究

用等原子炉施設の安全を損なうことがないものでなければならない。

(非常用炉心冷却設備)

**第四十四条第四十六条** 試験研究用等原子炉施設には、**非常用炉心冷却設備**(一次冷却系統設備がその機能を喪失した場合に原子炉容器内において発生した熱を除去する**非常用炉心冷却設備をいう。)**が設けられていなければならない。

2 非常用炉心冷却設備は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が**生じた発生した**ときに想定される最も厳しい条件の下において、燃料材の熔融及び燃料体の著しい破損を防止し得るものであり、かつ、被覆材と冷却材との反応により著しく多量の水素を**生じる生ずる**ことがないものでなければならない。

(循環設備等)

**第四十五条第四十七条** 試験研究用等原子炉施設**(研究開発段階原子炉に係る試験研究用等原子炉施設に限る。以下この章において同じ。)**には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。

一 原子炉容器内において発生した熱を除去することができる容量の冷却材を循環させる設備

二 運転時において一次冷却材が減少した場合に、これを自動的に補給する設備

三 原子炉容器内の圧力を自動的に調整する設備

四 一次冷却材に含まれる放射性物質及び不純物の濃度を試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障を及ぼさない値以下に保つ設備

五 試験研究用等原子炉停止時における原子炉容器内の残留熱を除去する設備

2 前項の設備は、冷却材の循環、沸騰その他の要因により生じる振動により損傷を受けることがないように設置されたものでなければならない。

(計測設備)

**第四十六条第四十八条**

試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する設備が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する設備をもって代えることができる。

一 熱出力及び炉心における中性子束密度

二 炉周期

三 制御棒の位置及び液体の制御材を使用する場合にあつては、その濃度

四 一次冷却材に関する次の事項

イ 含有する放射性物質及び不純物の濃度

ロ 原子炉容器の入口及び出口における温度、圧力及び流量

ハ 原子炉容器（加圧器がある場合は加圧器）内又は蒸気ドラム内における水位

五 二次冷却材に関する次の事項

イ 含有する放射性物質の濃度

ロ 蒸気発生器の出口における温度、圧力及び流量

ハ 蒸気発生器内における水位

（反応度制御系統及び原子炉停止系統）

**第四十七条第四十九条**

試験研究用等原子炉施設には、通常運転時において、燃料の許容設計限界を超えることがないように反応度を制御できるよう、反応度制御系統が設けられていなければならない。

2 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより原子炉停止系統が設けられていなければならない

い。

一 制御棒その他の反応度を制御する設備による二以上の独立した系統を有するものであること。

二 通常運転時の高温状態において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、燃料の許容設計限界を超えることなく試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、少なくとも一つは、高温状態において未臨界を維持できるものであること。

三 運転時において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、燃料の許容設計限界を超えることなく試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、少なくとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものであること。

四 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が生じた発生した場合において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、非常用炉心冷却設備と併せて又は単独で、速やかに試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、少なくとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものであること。

五 制御棒を用いる場合にあつては、一本の制御棒が固着した場合においても、前二号の機能を有するも

のであること。

3 制御材は、運転時における圧力、温度及び放射線にわきついて想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならぬ。

4 制御材を駆動する設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。

一 試験研究用等原子炉の特性に適合した速度で制御材を駆動し得るものであること。

二 制御材を駆動するための動力の供給が停止した場合に、制御材が反応度を増加させる方向に動かないものであること。

三 制御棒の落下その他の衝撃により燃料体、制御棒その他の設備を損壊することがないものであること。

四 試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、当該船舶が沈没した場合においても、制御棒を挿入した状態で保持できるものであること。

(原子炉格納施設)

第四十八条第五十条 原子炉格納施設は、第五十三条第十項第十号から第三号までに定めるところによるほ



か、次に掲げるところにより設置されたものでなければならない。

一 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に生じる生ずる原子炉格納容器内の圧力及び温度の上昇により原子炉格納施設の安全に支障が生じることを防止するため、原子炉格納容器内において発生した熱を除去する設備（以下次号において「格納容器熱除去設備」という。）が設けられていること。

二 格納容器熱除去設備は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に生じる生ずる原子炉格納容器内の圧力及び温度にわきついて想定される最も厳しい条件の下においても機能が損なわれないものであること。

三 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に生じる生ずる水素及び酸素により原子炉格納施設の安全に支障が生じることがある場合は、当該水素及び酸素の濃度を低下させる設備が設けられていること。

2 試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、原子炉格納容器には、船舶が沈没した場合に水圧により当該容器が損壊することを防止するための圧力平衡装置が設けられていなければならない。

(保安電源設備)

第四十九條第五十一條 試験研究用等原子炉施設（船舶に施設設置するものを除く。）には、外部電源系統

及び当該試験研究用等原子炉施設において常時使用されている発電設備からの電気の供給が停止した場合において、試験研究用等原子炉施設の安全を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する設備も設けられたものでなければ設けられなければならない。

2 船舶に施設設置する試験研究用等原子炉施設には、主電源からの電気の供給が停止した場合において安全を確保するため、必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する設備が設けられたものでなければ設けられていなければならない。

3 試験研究用等原子炉の安全を確保する上で特に必要な設備には、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備を設けなければ設けられていなければならない。

(準用)

第五十條 第十八條第五十二條 第十九條から第二十六條第二十七條まで、第三十條、第三十一條、第三十

「主条第三十二条、第三十四条（第五項ただし書を除く。）、「第三十四条、第三十五条、第四十条第三十六条、第四十一条、第四十二条及び第五十三条第二項から第五十六条（第一項第四号を除く。）の規定は、研究開発段階原子炉に係る試験研究用等原子炉施設について準用する。この場合において、第七十条第二十二條第三項及び第七十二条第二十三條第二号中「循環」とあるのは「循環、沸騰」と、第七十六条第二十七條中「次条第一項第四号」とあるのは「第四十五条第四十七條第一項第四号」と、第三十条第三十一條中「工場等」とあるのは「工場等（原子力船を含む。）」と、第五十三条第五十六條第五項中「原子炉格納施設」とあるのは「非常用炉心冷却設備に係る管、原子炉格納施設」と、「おそれがある管又は試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で支障がない管」とあるのは「おそれがある管」と読み替えるものとする。

#### 第四章 ガス冷却型原子炉に係る試験研究用等原子炉施設

(適用)

第五十三条 この章の規定は、ガス冷却型原子炉に係る試験研究用等原子炉施設について適用する。

(原子炉冷却材圧力バウンダリ)

第五十一条第五十四条 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器は、試験研究用等原子炉施設（ガス冷

却型原子炉に係る試験研究用等原子炉施設に限る。以下この章において同じ。）の損壊又は故障に伴う衝

撃、反応度の変化その他の要因による荷重の増加その他の原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器に加わる負荷に耐えるものでなければならない。

2 原子炉冷却材圧力バウンダリには、原子炉冷却材の流出を制限するため隔離装置が設けられたものでなければならない。

3 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に瞬間的破壊が生じないように、十分な破壊じん性を有するものでなければならない。

4 試験研究用等原子炉施設には、原子炉冷却材圧力バウンダリからの一次冷却材の漏えいを検出する装置が設けられていなければならない。

(計測設備)

第五十二条第五十五条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する設備が設けられたもので

なければ設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合

は、これを間接的に計測する設備をもって代えることができる。

一 熱出力及び炉心における中性子束密度

二 炉周期

三 制御棒の位置

四 一次冷却材に関する次の事項

イ 含有する放射性物質及び不純物の濃度

ロ 原子炉容器内の入口及び出口における温度、圧力及び流量

五 二次冷却材に関する次の事項

イ 含有する放射性物質及び不純物の濃度

ロ 一次冷却材の熱を取り出す熱交換器の入口及び出口における温度並びに入口における圧力及び流量

2 試験研究用等原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合の状況を把握し、及び対策を講ずるために

必要なパラメータを、設計基準事故時に想定される環境下において、十分な測定範囲及び期間にわたり監視し及び記録することができる設備が設けられていなければならない。

(原子炉格納施設)

**第五十三條第五十六條** 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより原子炉格納施設が設けられていなければならない。

一 原子炉格納施設の内部における試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際の漏えい率が公衆に放射線障害を及ぼすおそれがないものであり、かつ、その際に**生じる**ものと想定される最大の荷重に耐えるものであること。

二 原子炉格納施設の開口部には、気密性の扉**を**設けていること。

三 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に原子炉格納施設から気体状の放射性物質が漏えいすることにより公衆に放射線障害を及ぼすおそれがないように、当該放射性物質の濃度を低下させる設備**を**設けていること。

四 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に**生じる**可燃性ガス及び酸素により原子炉格納施設の安全に支障が生**じ**るおそれがある場合において、当該可燃性ガス及び酸素の濃度を低下させる設備**を**設けていること。

2 前項の試験研究用等原子炉施設に属する原子炉格納容器は、定期的に漏えい率試験ができるものでなければならぬ。

3 第一項の試験研究用等原子炉施設に属する原子炉格納容器を貫通する管には、当該貫通箇所の内側及び外側の当該貫通箇所に近接した箇所にそれぞれ一個の閉鎖隔離弁（ロック装置が付されているものに限る。）又は自動隔離弁（隔離機能がない逆止め弁を除く。）（以下この条及び第六十条において「隔離弁」と総称する。）が設けられたものでなければ設けられていなければならない。ただし、当該貫通箇所の内側又は外側において、湿気その他の要因により隔離弁の機能が著しく低下するおそれがある場合は、当該貫通箇所の内側及び外側に代え、当該貫通箇所の他方の側の当該貫通箇所に近接した箇所に二個の隔離弁が設けられていなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、原子炉格納容器を貫通する管であつて、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に損壊するおそれがないもの（一次冷却系統設備に係る設備に接続するもの並びに原子炉格納容器の内側及び外側に開口部があるものを除く。）及び試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に構造上内部に液体が滞留することにより原子炉格納容器内の放射性物質が外部へ漏



えいするおそれがないものには、当該貫通箇所の内側又は外側の当該貫通箇所に近接した箇所に一個の隔離弁が設けられたものでなければ設けられていなければならない。ただし、当該貫通箇所の内側又は外側において、湿気その他の要因により隔離弁の機能が著しく低下するおそれがある場合は、当該貫通箇所の他方の側の当該貫通箇所に近接した箇所に一個の隔離弁が設けられていなければならない。

5 前二項の規定にかかわらず、原子炉格納施設に属する安全設備に係る管その他隔離弁を設けることにより安全に支障が生じも生ずるおそれがある管又は試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で支障がない管には、隔離弁を設けることを要しない。

(試験用燃料体)

**第五十四条第五十七条** 試験用燃料体は、次に掲げるところによらなければならない。

- 一 試験計画の範囲内において、試験用燃料体の健全性を維持できない場合においても、燃料体の性状又は性能に悪影響を与えないものであること。
- 二 設計基準事故時において、試験用燃料体が破損した場合においても、試験研究用等原子炉を安全に停止するために必要な機能及び炉心の冷却機能を損なうおそれがないものであること。



三 放射性物質の漏えい量を抑制するための措置が講じられているものであること。

四 輸送中又は取扱中において、著しい変形が生じないものであること。

(多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止)

第五十五条第五十八条 試験研究用等原子炉施設は、発生頻度が設計基準事故より低い事故であつて、当該

施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じられたものでなければならない。

(準用)

第五十六条 第十八条第五十九条 第十九条から第二十七条第二十八条まで、第三十条第三十一条から第三十五条第三十六条まで、第三十七条、第三十九条第三十八条、第四十条(第一項ただし書きただし書を除く。)第四十条及び、第四十一条及び第四十二条の規定は、ガス冷却型原子炉に係る試験研究用等原子炉施設について準用する。この場合において、第二十四条第二十五条第一号中「燃料体又は」とあるのは「燃料体、試験用燃料体又は」と読み替えるものとする。

第五章 ナトリウム冷却型高速炉に係る試験研究用等原子炉施設

(適用)

第六十条 この章の規定は、ナトリウム冷却型高速炉に係る試験研究用等原子炉施設について適用する。

(炉心等)

第五十七条第六十一条

燃料体及び反射材並びに炉心支持構造物の材料は、運転時における圧力、温度及び

放射線にわきついて想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならぬ。

2 燃料体及び反射材並びに炉心支持構造物は、最高使用圧力、自重、附加荷重その他の燃料体及び反射材並びに炉心支持構造物に加わる負荷に耐えるものであり、かつ、冷却材による炉心の冷却機能を損なうおそれがないものでなければならぬ。

3 反射材は、原子炉容器の材料が中性子照射を受けることにより著しく劣化するおそれがある場合には、これを防止できるように設置されていなければならない。

4 燃料体及び反射材並びに炉心支持構造物は、冷却材の循環その他の要因により生じる生ずる振動により損傷を受けることがないように設置されたものでなければならない。

(原子炉冷却材バウンダリ等)

**第五十八條第六十二條**

原子炉冷却材バウンダリを構成する機器は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常に伴う温度の変化による荷重の増加その他の原子炉冷却材バウンダリを構成する機器に加わる負荷に耐えるものでなければならない。

2 原子炉冷却材バウンダリを構成する機器は、原子炉冷却材バウンダリの破損が生じた場合においても冷却材の液位を必要な高さに保持するための措置が講じられたものでなければならない。

3 原子炉冷却材バウンダリを構成する機器は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に瞬時的破壊が生じないように、十分な破壊じん性を有するものでなければならない。

4 原子炉カバーガス等のバウンダリを構成する機器は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常に伴う温度の変化による荷重の増加その他の負荷に耐えるものでなければならない。

5 試験研究用等原子炉施設には、原子炉冷却材バウンダリからの一次冷却材の漏えいを検出する装置及び原子炉カバーガス等のバウンダリからの原子炉カバーガスの漏えいを検出する装置が設けられていなければならない。

6 試験研究用等原子炉施設の原子炉冷却材バウンダリ及び原子炉カバーガス等のバウンダリの必要な箇所には、ナトリウムを液体の状態に保つことができる設備が設けられていなければならない。

(計測設備)

**第五十九条第六十三条**

試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する設備が設けられていなければならない。この場合において、直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する設備をもつて代えることができる。

- 一 熱出力及び炉心における中性子束密度
- 二 炉周期
- 三 制御棒の位置
- 四 一次冷却材に関する次の事項
  - イ 含有する放射性物質及び不純物の濃度
  - ロ 原子炉容器の入口及び出口における温度及び流量
  - ハ 原子炉容器内及び主要な機器内における液位

五 二次冷却材に関する次の事項

イ 含有する放射性物質及び不純物の濃度

ロ 一次冷却材の熱を取り出す熱交換器の入口における温度及び流量

ハ 主要な機器内における液位

六 原子炉カバーガスに関する次の事項

イ 含有する放射性物質の濃度

ロ 圧力

2 試験研究用等原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合の状況を把握し及び対策を講ずるために必要なパラメータを、設計基準事故時に想定される環境下において、十分な測定範囲及び期間にわたり監視し及び記録することができる設備が設けられていなければならない。

(反応度制御系統及び原子炉停止系統)

第六十條第六十四條

試験研究用等原子炉施設には、通常運転時において、燃料の許容設計限界を超えるこ

とがないように反応度を制御できるよう、次に掲げるところにより反応度制御系統が設けられていなければならぬ。

一 制御棒を用いるものであること。

二 制御棒の炉心からの飛び出し又は落下を防止するものであること。

三 制御棒の反応度添加率は、原子炉停止系統の停止能力と併せて、想定される制御棒の異常な引き抜きが発生しても、燃料の許容設計限界を超えないものであること。

四 通常運転時に予想される温度変化、キセノンの濃度変化、実験物の移動その他の要因による反応度変化を制御できるものであること。

2 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより原子炉停止系統が設けられていなければならぬ。

一 制御棒による二以上の独立した系統を有するものであること。ただし、次に掲げるときは、この限りでない。

イ 試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、未臨界を維持することができる制御棒

の数に比し当該系統の能力に十分な余裕があるとき。

ロ 原子炉固有の出力抑制特性が優れているとき。

二 運転時において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、燃料の許容設計限界を超えることなく試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、少なくとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものであること。

三 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が生じた発生した場合において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、速やかに試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、少なくとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものであること。

四 一本の制御棒が固着した場合においても、前二号の機能を有するものであること。

3 制御棒は、運転時における圧力、温度及び放射線によきついで想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。

4 制御棒を駆動する設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。

一 試験研究用等原子炉の特性に適合した速度で制御棒を駆動し得るものであること。

二 制御棒を駆動するための動力の供給が停止した場合に、制御棒が反応度を増加させる方向に動かないものであること。

三 制御棒の落下その他の衝撃により燃料体、制御棒その他の設備を損壊することがないものであること。

5 制御棒の最大反応度価値及び反応度添加率は、想定される反応度投入事象に対して原子炉冷却材バウナリ及び原子炉カバーガス等のバウナリを破損せず、かつ、炉心の冷却機能を損なうような炉心、炉心支持構造物又は原子炉容器内部の構造物の損壊を起こさないものでなければならない。

6 原子炉停止系統は、反応度制御系統と共用する場合には、反応度制御系統を構成する設備の故障が発生した場合においても通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、低温状態において未臨界を維持できるものでなければならない。

(原子炉格納施設)

第六十一条第六十五条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより原子炉格納施設が設けられ

たものでなければ設けられていなければならない。



一 原子炉格納施設の内部における試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際の漏えい率が公衆に放射線障害を及ぼすおそれなくばすおそれがないものであり、かつ、その際に生じる生ずるものと想定される最大の荷重に耐えるものであること。

二 原子炉格納施設の開口部には、気密性の扉が設けていること。

三 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に原子炉格納施設から気体状の放射性物質が漏えいすることにより公衆に放射線障害を及ぼすおそれがないように、当該放射性物質の濃度を低下させる設備が設けられていあるを設けていること。

2 前項の試験研究用等原子炉施設に属する原子炉格納容器は、定期的に漏えい率試験ができるものでなければならぬ。

3 第一項の試験研究用等原子炉施設に属する原子炉格納容器を貫通する管には、隔離弁を設けなければ設けられていなければならぬ。ただし、当該貫通箇所の内側又は外側において、湿気その他の要因により隔離弁の機能が著しく低下するおそれがある場合は、当該貫通箇所の内側及び外側に代え、当該貫通箇所他方の側の当該貫通箇所に近接した箇所に二個の隔離弁が設けられていなければならぬ。

4 前項の規定にかかわらず、原子炉格納容器を貫通する管であつて、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に損壊するおそれがないもの（一次冷却系統設備に係る設備に接続するもの並びに原子炉格納容器の内側及び外側に開口部があるものを除く。）には、当該貫通箇所の内側又は外側の当該貫通箇所に近接した箇所に一個の隔離弁が設けられたものでなければならない。ただし、当該貫通箇所の内側又は外側において、湿気その他の要因により隔離弁の機能が著しく低下するおそれがある場合は、当該貫通箇所の他方の側の当該貫通箇所に近接した箇所に一個の隔離弁が設けられていなければならない。

5 前二項の規定にかかわらず、原子炉格納施設に属する安全設備に係る管その他隔離弁を設けることにより安全に支障が**生じる生ずる**おそれがある管又は試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で支障がない管には、隔離弁を設けることを要しない。

（ナトリウムの漏えいによる影響の防止）

**第六十二条第六十六条** 試験研究用等原子炉施設**（ナトリウム冷却型高速炉に係る試験研究用等原子炉施設**

**に限る。以下この章において同じ。）**は、ナトリウムの漏えいによる物理的又は化学的影響（ナトリウム及びナトリウム化合物が関与する腐食が構造物及び機器に及ぼす影響を含む。）を受けることにより、当

該試験研究用等原子炉施設の安全に支障が**生じも生ずる**おそれがある場合において、その影響を抑制するための適切な措置が講じられたものでなければならぬ。

(ナトリウムの取扱い)

**第六十三条第六十七条** ナトリウムを取り扱う機器は、ナトリウムとの共存性を考慮して適切な材料を使用

したものでなければならぬ。

2 ナトリウムを取り扱う系統は原則として密閉したものとするとともに、当該系統に属する機器のうち内部に液面を有するものは、その液面上をカバーガスで覆う構造でなければならぬ。

3 試験研究用等原子炉施設は、放射性物質を含むナトリウムを通常運転時において系統外に排出する場合には、これを安全に廃棄し得るように設置された**もの**でなければならぬ。

(カバーガスの取扱い)

**第六十四条第六十八条** カバーガスは、ナトリウムに対して化学的に安定な性質を有し、かつ、運転時にお

ける放射線に**つきついて**想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならぬ。

2 カバーガスを取り扱う系統には、圧力が過度に上昇することを防止し得る設備も設けられたものでなければ設けられていなければならない。

3 試験研究用等原子炉施設は、放射性物質を含むカバーガスを通常運転時において系統外に排出する場合において、これを安全に廃棄し得るように設置されたものでなければならない。

(冷却設備等)

**第六十五条第六十九条** 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。

- 一 原子炉容器内において発生した熱を除去することができる容量の冷却材を循環させる設備
- 二 運転時における原子炉容器内の液位を調整する設備
- 三 一次冷却材及び原子炉カバーガスに含まれる放射性物質及び不純物の濃度並びに二次冷却材に含まれる不純物の濃度を試験研究用等原子炉の運転に支障を及ぼさない値以下に保つ設備
- 四 一次冷却材及び二次冷却材の温度を試験研究用等原子炉の運転に支障を及ぼさない値以上に保つ設備
- 五 試験研究用等原子炉停止時における原子炉容器内の残留熱を除去する設備
- 六 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が**生じた発生した**ときに想定される最も厳しい

条件の下において原子炉容器内において発生した熱を除去できる非常用冷却設備。ただし、第一号又は前号に掲げる設備がこれと同等以上の機能を有する場合にあつては、この限りでない。

七 前二号の設備により除去された熱を最終ヒートシンクへ輸送することができる設備

2 前項の設備は、冷却材の循環その他の要因により生じる振動により損傷を受けることがないように設置されたものでなければならない。

(準用)

第六十六条 第十八条第七十条 第十九条から第二十条第二十一条まで、第二十一条第二十三条から第二十五条第二十六条まで、第三十条、第三十一条、第三十二条第三十二条、第三十四条から第三十五条第三十六条まで、第三十七条、第三十九条第三十八条、第四十条（第一項ただし書きただし書を除く。）、第四十一条、第五十四条第四十二条、第五十七条及び第五十五条第五十八条の規定は、ナトリウム冷却型高速炉に係る試験研究用等原子炉施設について準用する。この場合において、第二十四条第二十五条第一号中「燃料体又は」とあるのは「燃料体、試験用燃料体又は」と読み替えるものとする。

(電磁的記録媒体による手続)

第六十七条 第二条第七十一条 第三条第二項に掲げるの申請書の提出については、当該書類申請書の提出に代えて、当該書類申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電磁的電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。以下同じ。)及び別記様式第十の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

#### 附則

(施行期日)

第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。

(試験研究の用に供する原子炉等の溶接の技術基準に関する規則等の廃止)

第二条 次に掲げる規則は、廃止する。

一 試験研究の用に供する原子炉等の溶接の技術基準に関する規則(昭和三十二年総理府令第七十四号)

二 試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十一号）

三 試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十三号）

別記様式—(略)—（第 71 条関係）

電磁的記録媒体提出票

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所

氏 名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則第 3 条第 2 項の規定により提出すべき申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実と相違ありません。

- 1 電磁的記録媒体に記録された事項
- 2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類



備考1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

2 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

3 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。

4 該当事項のない欄は、省略すること。

## ○原子力規制委員会規則第 号

原子力利用における安全対策使用済燃料貯蔵施設の技術基準強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する規則法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行に伴い、及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三条の第十項の規定に基づき、使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則

## 目次

第一章 総則（第一条―第四条）

第二章 使用済燃料貯蔵施設の基準（第五条―第二十四条）

第三章 雑則（第二十五条）

## 附則

## 第一章 総則

### (適用範囲)

第一条 この規則は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第四十三條の四第二項第二号に規定する使用済燃料貯蔵施設（金属キャスクによつて使用済燃料を貯蔵するものに限る。）について適用する。

### (定義)

第二条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「放射線」とは、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十二号。以下「燃料貯蔵規則」という。）第一条第二項第一号に規定する放射線をいう。
- 二 「管理区域」とは、燃料貯蔵規則第一条第二項第二号に規定する管理区域をいう。
- 三 「周辺監視区域」とは、燃料貯蔵規則第一条第二項第三号に規定する周辺監視区域をいう。
- 四 「放射性廃棄物」とは、燃料貯蔵規則第一条第二項第五号に規定する放射性廃棄物をいう。

五 「金属キャスク」とは、使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十四号。以下「事業許可基準規則」という。）第二条第二項第一号に規定する金属キャスクをいう。

六 「安全機能」とは、事業許可基準規則第二条第二項第二号に規定する安全機能をいう。

七 「基本的安全機能」とは、事業許可基準規則第二条第二項第三号に規定する基本的安全機能をいう。

（特殊な設計による使用済燃料貯蔵施設）

第三条 特別の理由により原子力規制委員会の認可を受けた場合は、この規則の規定によらないで使用済燃料貯蔵施設を設置することができる。

2 前項の認可を受けようとする者は、その理由及び設置方法を記載した申請書に關係図面を添付して申請しなければならない。

（廃止措置中の使用済燃料貯蔵施設の維持）

第四条 法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合には、当該認可に係る廃止措置計画（同条第三項

において準用する法第十二条の六第三項又は同条第五項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの。以下この条において同じ。）で定める性能維持施設（燃料貯蔵規則第四十三条の三の第五十項第五号二第九号の性能維持施設をいう。）については、この規則の規定にかかわらず、当該認可に係る廃止措置計画に定めるところにより、当該施設を維持しなければならない。

## 第二章 使用済燃料貯蔵施設の基準

### （使用済燃料の臨界防止）

第五条 使用済燃料貯蔵施設は、使用済燃料が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

### （使用済燃料貯蔵施設の地盤）

第六条 使用済燃料貯蔵施設は、事業許可基準規則第八条第一項の地震力が作用した場合においても当該使用済燃料貯蔵施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。

### （地震による損傷の防止）

第七条 使用済燃料貯蔵施設は、これに作用する地震力（事業許可基準規則第九条第二項の規定により算定

する地震力をいう。)による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。

2 使用済燃料貯蔵施設は、事業許可基準規則第九条第三項の地震力に対してその基本的安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

3 使用済燃料貯蔵施設がは、事業許可基準規則第九条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその基本的安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

(津波による損傷の防止)

第八条 使用済燃料貯蔵施設は、事業許可基準規則第十条の津波によりその基本的安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第九条 使用済燃料貯蔵施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)によりその基本的安全機能を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

2 **使用済燃料貯蔵施設は、**周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が

発生するおそれがある要因がある場合にはおいて、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であつて人によるもの（故意によるものを除く。）により使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

（使用済燃料貯蔵施設への人の不法な侵入等の防止）

第十条 使用済燃料貯蔵施設を設置する事業所（以下単に「事業所」という。）には、使用済燃料貯蔵施設への人の不法な侵入、使用済燃料貯蔵施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置が講じられたものでなければならない。

（閉じ込めの機能）

第十一条 使用済燃料貯蔵施設は、次に掲げるところにより、使用済燃料等又は使用済燃料によつて汚染された物（以下「使用済燃料等」という。）を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように設置され

たものでなければならぬ。

一 金属キャスクは、使用済燃料等が外部に漏えいするおそれがない構造であること。

二 流体状の使用済燃料によって汚染された物を内包する容器又は管に使用済燃料によって汚染された物を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の使用済燃料によって汚染された物が使用済燃料によって汚染された物を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であること。

三 液体状の使用済燃料によって汚染された物を取り扱う設備が設置される施設（液体状の使用済燃料によって汚染された物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところによるものであること。

イ 施設内部の床面及び壁面は、液体状の使用済燃料によって汚染された物が漏えいし難いものであること。

ロ 液体状の使用済燃料によって汚染された物を取り扱う施設の周辺部又は施設外に通じも通ずる出入

口若しくはその周辺部には、液体状の使用済燃料によって汚染された物が施設外へ漏えいすることを防止するための堰<sup>せき</sup>が設置されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表



面より低い場合であつて、液体状の使用済燃料によつて汚染された物が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。

ハ 事業所の外に排水を排出する排水路（湧水に係るものであつて使用済燃料によつて汚染された物により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。）の上に施設の床面がないものであつてもよいこと。ただし、当該排水路に使用済燃料によつて汚染された物により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び第十八条第一項第三号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。

（火災等による損傷の防止）

第十二条 使用済燃料貯蔵施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより当該使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能が損なわれるおそれがある場合において、必要に応じて消火設備及び警報設備（自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災及び爆発の発生を自動的に検知し、警報を発する設備）に限る。）が設置されたものでなければならない。

2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により使用済燃料貯蔵施設の基本的安

全機能に支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。

3 安全機能を有する施設であつて、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるもの**については**、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならない。

(安全機能を有する施設)

第十三条 安全機能を有する施設は、**当該施設当該安全機能を有する施設**の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置された**ものもでなければならない**。

2 安全機能を有する施設**を**は、他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を一の使用済燃料貯蔵施設において共用する場合には、使用済燃料貯蔵施設の安全性を損なわないように設置されたものでなければならない。

(材料及び構造)

第十四条 使用済燃料貯蔵施設に属する容器、管及びこれらの支持構造物のうち、使用済燃料貯蔵施設の基

本的安全機能を確保する上で必要なもの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号及び第三号の規定については、法

**第四十三条の九第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。**

一 容器等に使用する材料は、次に掲げるところによるものであること。

イ 容器等が、その使用される圧力、温度、水質、放射線、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分（使用中の応力その他の使用条件に対する適切な耐食性を含む。）を有すること。

ロ **放射性物質使用済燃料等**を閉じ込めるための容器（以下この項において「密封容器」という。）**に使用する材料**にあつては、当該密封容器が使用される圧力、温度、放射線、荷重その他の使用条件に対して適切な破壊じん性を有することを機械試験その他の評価方法により確認したものであること。

ハ 管及び支持構造物**に使用する材料**にあつては、当該管及び支持構造物の最低使用温度に対して適切な破壊じん性を有することを機械試験その他の評価方法により確認したものであること。

ニ 容器等に使用する材料にあつては、有害な欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。

二 容器等の構造及び強度は、次に掲げるところによるものであること。

イ 容器等にあっては、取扱い時及び貯蔵時において、全体的な変形を弾性域に抑えること。

ロ 密封容器にあつては、破断延性限界に十分な余裕を有し、当該金属キャスクに要求される機能に影響を及ぼさないこと。ただしまた、閉じ込め機能（事業許可基準規則第二条第二項第三号ハに規定する閉じ込め機能をいう。）を担保する部位（以下ハにおいて「密封シール部」という。）については

、変形を弾性域に抑えること。

ハ 密封容器にあつては、試験状態において、全体的な塑性変形が生じないこと。ただしまた、密封シール部については、変形を弾性域に抑えること。

ニ 密封容器及び支持構造物にあつては、取扱い時及び貯蔵時において、疲労破壊が生じないこと。  
ホ 容器等にあっては、取扱い時及び貯蔵時において、座屈が生じないこと。

三 密封容器の主要な耐圧部分部の溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。以下この号において同じ。）

ハ は、次に掲げるところによるものであること。

イ 不連続で特異な形状でないものであること。

ロ 溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを、非破壊試験により確認したものであること。

ハ 適切な強度を有するものであること。

ニ 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法、及び溶接設備及び並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものにより溶接したものであること。

2 前項第一号及び第三号の規定は、法第四十三条の九第三項に定める使用前事業者検査の確認を受けるまでの間適用する。

3 使用済燃料貯蔵施設に属する容器及び管のうち、使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように設置されたものでなければならない。

(搬送設備及び受入設備)

第十五条 使用済燃料を封入した金属キャスクの搬送及び受入れのために使用する設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。

一 使用済燃料を封入した金属キャスクの搬送及び受入れを行う設備は、当該金属キャスクを安全に取り扱う能力を有するものであること。

二 使用済燃料を封入した金属キャスクの搬送及び受入れをするための動力の供給が停止した場合に、当該金属キャスクを安全に保持しているものであること。

(除熱)

第十六条 使用済燃料貯蔵施設は、使用済燃料又は使用済燃料によって汚染された物(以下「使用済燃料等」という。)の崩壊熱を適切に除去するように設置されたものであること。

(計測監視設備等制御系統施設)

第十七条 使用済燃料貯蔵施設には、次に掲げる事項を計測する設備が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を計測する設備については、直接計測することが困難な場合は間接的に計測する設備をもって代えることができる。

一 使用済燃料を封入した金属キャスクの表面温度

二 使用済燃料を封入した金属キャスク蓋部の密封性の監視のための当該金属キャスク蓋部（ただし、蓋を溶接する場合を除く。）の圧力

三 使用済燃料を貯蔵する建物の給排気温度

2 使用済燃料貯蔵施設には、その設備の機能の喪失、誤動作その他の要因により使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能を損なうおそれが生じたとき、次条第一項第二号の放射性物質の濃度若しくは同項第四号の外部放射線に係る線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備が設けられていなければならない。

（放射線管理施設）

第十八条 事業所には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって代えることができる。

- 一 使用済燃料貯蔵施設の放射線遮蔽物の側壁における原子力規制委員会の定める線量当量率
  - 二 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度
  - 三 放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度
  - 四 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度
  - 五 周辺監視区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量
- 2 放射線管理施設は、前項各号に掲げる事項のうち、必要な情報を、適切な場所に表示できるように設置されたのもでなければならない。

(廃棄施設)

第十九条 放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）は、次に掲げるところによるものでなければならない。

- 一 周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度以下になるように使用済燃料貯蔵施設において発生する放射性廃棄物



を廃棄する能力を有するものであること。

二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して設置されたものであること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。

三 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。

四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の使用済燃料等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。

五 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。

(使用済燃料によって汚染された物による汚染の防止)

第二十条 使用済燃料貯蔵施設のうち人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であつて、使用済燃料によつて汚染された物により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、使用済燃料によつて汚染された物による汚染を除去しやすいものでなければならぬ。

(遮蔽)

第二十一条 使用済燃料貯蔵施設は、当該使用済燃料貯蔵施設からの直接線及びスカイシャイン線による事業所周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されたものでなければならぬ。

2 事業所内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備が設けられたものでなければ設けられていなければならない。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であつて放射線障害を防止するためには、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられたものでなければならぬ。

(換気設備)

第二十二條 使用済燃料貯蔵施設内の使用済燃料等により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場合には、次に掲げるところにより換気設備が設けられていなければならない。

一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。

二 使用済燃料等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造であること。

三 ろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の使用済燃料等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。

四 吸気口は、使用済燃料等により汚染された空気を吸入し難いように設置すること。

(予備電源)

第二十三條 使用済燃料貯蔵施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源が設けられていなければならない。

(通信連絡設備等)

第二十四條 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備が設けられていなければならない。

2 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信連絡設備が設けられていなければならない。

3 使用済燃料貯蔵施設には、事業所内の人の退避のための設備が設けられていなければならない。

### 第三章 雑則

(電磁的記録媒体による手続)

第二十五条 第三条第十号に掲げる書類第二項の申請書の提出については、当該書類申請書の提出に代えて、当該書類申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。以下同じ。)及び別記様式第十の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

### 附則

(施行期日)

第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規

制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

（使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則等の廃止）

第二条 次に掲げる規則は、廃止する。

一 使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十

三号）

二 使用済燃料貯蔵施設の溶接に関する技術基準を定める規則（平成十二年通商産業省令第百十四号）

三 使用済燃料貯蔵施設の性能に係る技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十

六号）

別記様式第一——(略)——(第 25 条関係)

電磁的記録媒体提出票

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所

氏 名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則第 3 条第 2 項の規定により提出すべき申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実と相違ありません。

- 1 電磁的記録媒体に記録された事項
- 2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

2 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載する

とともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

3 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合には、その書類名を記載すること。

4 該当事項のない欄は、省略すること。

○原子力規制委員会規則第 号

原子力利用における安全対策再処理施設の技術基準強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する規則法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行に伴い、及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十六条の二の規定に基づき、再処理施設の技術基準に関する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

再処理施設の技術基準に関する規則

目次

- 第一章 総則（第一条―第三条）
- 第二章 安全機能を有する施設（第四条―第三十一条）
- 第三章 重大事故等対処施設（第三十二条―第五十一条）
- 第四章 雑則（第五十二条）



## 附則

### 第一章 総則

#### (定義)

第一条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 「放射線」とは、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号。以下「再処理規則」という。）第一条第二項第一号に規定する放射線をいう。

二 「管理区域」とは、再処理規則第一条第二項第二号に規定する管理区域をいう。

三 「周辺監視区域」とは、再処理規則第一条第二項第六号第四号に規定する周辺監視区域をいう。

四 「放射性廃棄物」とは、再処理規則第一条第二項第八号第六号に規定する放射性廃棄物をいう。

五 「運転時の異常な過渡変化」とは、再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十七号。以下「事業指定基準規則」という。）第一条第二項第一号に

規定する運転時の異常な過渡変化をいう。

六 「設計基準事故」とは、「事業指定基準規則第一条第二項第二号に規定する設計基準事故をいう。

七 「安全機能」とは、「事業指定基準規則第一条第二項第三号に規定する安全機能をいう。

八 「安全機能を有する施設」とは、「事業指定基準規則第一条第二項第四号に規定する安全機能を有する施設をいう。

九 「安全上重要な施設」とは、「事業指定基準規則第一条第二項第五号に規定する安全上重要な施設をいう。

十 第十条第二項第五号に規定する安全上重要な施設をいう。

十 「重大事故等対処施設」とは、「事業指定基準規則第一条第二項第六号に規定する重大事故等対処施設をいう。

十一 「重大事故等対処設備」とは、「事業指定基準規則第一条第二項第七号に規定する重大事故等対処設備をいう。

十二 「多重性」とは、「事業指定基準規則第一条第二項第八号に規定する多重性をいう。

- 十三 「独立性」とは、事業指定基準規則第一条第二項第九号に規定する独立性をいう。
- 十四 「多様性」とは、事業指定基準規則第一条第二項第十号に規定する多様性をいう。
- 十五 「再処理第一種機器」とは、再処理施設の再処理設備本体又は放射性廃棄物の廃棄施設に属する容器又は管のうち、次に掲げるものをいう。
- イ 使用済燃料溶解槽
- ロ プルトニウム溶液蒸発缶
- ハ 高放射性廃液蒸発缶
- ニ 高放射性廃液貯槽
- ホ イからエまでに定める容器に附属する管
- ヘ 「再処理第一種容器」とは、再処理第一種機器に属する容器をいう。
- ヘ 「再処理第一種管」とは、再処理第一種機器に属する管をいう。
- コ 「再処理第二種機器」とは、再処理施設に属する容器又は管のうち、次に掲げるものをいう。
- ク 使用済燃料を溶解した液体（以下「使用済燃料溶解液」という。）、プルトニウムの放射能濃度が主

十七キロボケレル毎立方センチメートル以上の液体又は使用済燃料溶解液から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体であつて放射性物質の濃度が三十七メガベケレル毎立方センチメートル以上のもの（以下「使用済燃料溶解液等」という。）を内包する容器又は管（再処理第一種機器を除く。）

中 使用済燃料溶解液等を内包する容器の排気処理系統に属する容器又は管であつて、プルトニウムの放射能濃度が三十七ミリベケレル毎立方センチメートル以上の気体又は放射性物質の濃度が三十七ボケレル毎立方センチメートル以上の気体を内包するもの

十九 「再処理第二種容器」とは、再処理第二種機器に属する容器をいう。

二十 「再処理第二種管」とは、再処理第二種機器に属する管をいう。

二十一 「再処理第三種機器」とは、再処理施設の再処理設備本体、製品貯蔵施設又は放射性廃棄物の廃棄施設のうち次に掲げる設備に属する容器又は管であつて、セル内に設置されるもの（再処理第一種機器及び再処理第二種機器を除く。）をいう。

イ 崩壊熱又は化学反応による再処理第一種容器の内部の温度の過度の上昇を抑制するための冷却に必

## 要な設備

中 放射線分解によって再処理第一種容器又は再処理第二種容器の内部で発生する水素の滞留の防止に必要な設備

二十二 「再処理第三種容器」とは、再処理第三種機器に属する容器をいう。二十三 「再処理第三種管」とは、再処理第三種機器に属する管をいう。

二十四 「再処理第四種機器」とは、再処理施設に属する容器又は管のうち、再処理第一種機器、再処理第二種機器、再処理第三種機器及び第二十七号に規定する再処理第五種機器以外のものをいう。

二十五 「再処理第四種容器」とは、再処理第四種機器に属する容器をいう。

二十六 「再処理第四種管」とは、再処理第四種機器に属する管をいう。二十七 「再処理第五種機器」とは、再処理施設に属する容器又は管のうち、次に掲げるものをいう。

イ 使用済燃料溶解液等の漏えいの拡大防止のために設置されるドリフトレイその他の容器

中 ダクト

二十八 「再処理第五種容器」とは、再処理第五種機器に属する容器をいう。

二十九 「再処理第五種管」とは、再処理第五種機器に属する管をいう。

(特殊な設計による再処理施設)

第二条 特別の理由により原子力規制委員会の認可を受けた場合は、この規則の規定によらないで再処理施設を設置することができる。

2 前項の認可を受けようとする者は、その理由及び設置方法を記載した申請書に係関係図面を添付して申請しなければならない。

(廃止措置中の再処理施設の維持)

第三条 法第五十条の五第二項の認可を受けた場合には、当該認可に係る廃止措置計画(同条第三項において準用する法第十二条の六第三項又は同条第五項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの。以下この条において同じ。)で定める性能維持施設(再処理規則第十九条の五第十項第五号の二第十号)の性能維持施設をいう。)については、第二章次章及び第三章の規定にかかわらず、当該認可に係る廃止措置計画に定めるところにより、当該施設を維持しなければならない。

第二章 安全機能を有する施設

(核燃料物質の臨界防止)

第四条 安全機能を有する施設は、核燃料物質の取扱い上の一つの単位（以下次項において「単一ユニット」という。）において、運転時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、核燃料物質を収納する機器の形状寸法の管理、核燃料物質の濃度、質量若しくは同位体の組成の管理若しくは中性子吸収材の形状寸法、濃度若しくは材質の管理又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

2 安全機能を有する施設は、単一ユニットが二つ以上存在する場合において、運転時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、単一ユニット相互間の適切な配置の維持若しくは単一ユニットの相互間における中性子の遮蔽材の使用又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置が講じられたものでなければならない。

3 再処理施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備が設けられていなければ

ならない。

(安全機能を有する施設の地盤)

第五条 安全機能を有する施設は、事業指定基準規則第六条第一項の地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。

(地震による損傷の防止)

第六条 安全機能を有する施設は、これに作用する地震力(事業指定基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力をいう。)による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。

2 耐震重要施設(事業指定基準規則第六条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。)は、基準地震動による地震力(事業指定基準規則第七条第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。)に対してその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。

3 耐震重要施設は、事業指定基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。



(津波による損傷の防止)

第七条 安全機能を有する施設は、基準津波（事業指定基準規則第八条に規定する基準津波をいう。以下第

三十四条において同じ。）によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第八条 安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

2 安全機能を有する施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）により再処理施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

3 安全機能を有する施設は、航空機の墜落により再処理施設の安全性を損なうおそれがある場合において

、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

(再処理施設への人の不法な侵入等の防止)

第九条 再処理施設を設置する工場又は事業所（以下「工場等」という。）には、再処理施設への人の不法な侵入、再処理施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第二十二條第二項第五号において同じ。）を防止するため、適切な措置が講じられたものでなければならない。

(閉じ込めの機能)

第十条 安全機能を有する施設は、次に掲げるところにより、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物（以下「使用済燃料等」という。）を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように設置されたものでなければならない。

一 流体状の使用済燃料等を内包する容器又は管に使用済燃料等を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の使用済燃料等が使用済燃料等を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であ

ること。

二 セルは、その内部を常時負圧状態に維持し得るものであること。

三 液体状の使用済燃料等を取り扱う設備をその内部に設置するセルは、当該設備からの当該物質の漏えいを監視し得る構造であり、かつ、当該物質が漏えいした場合にこれを安全に処理し得る構造であるとともに当該物質がセル外に漏えいするおそれがない構造であること。

四 セル内に設置された流体状の使用済燃料等を内包する設備から、使用済燃料等が当該設備の冷却水、加熱蒸気その他の熱媒中に漏えいするおそれがある場合は、当該熱媒の系統は、必要に応じて、漏えい監視設備を備えるとともに、汚染した熱媒を安全に処理し得るように設置すること。

五 プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質（以下この条において「プルトニウム等」という。）を取り扱うグローブボックスは、その内部を常時負圧状態に維持し得るものであり、かつ、給気口及び排気口を除き、密閉することができる構造であること。

六 液体状のプルトニウム等を取り扱うグローブボックスは、当該物質がグローブボックス外に漏えいするおそれがない構造であること。

七 密封されていない使用済燃料等を取り扱うフードは、その開口部の風速を適切に維持し得るものであること。

八 プルトニウム等を取り扱う室（保管廃棄する室を除く。）及び使用済燃料等による汚染の発生のおそれがある室は、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。

九 液体状の使用済燃料等を取り扱う設備が設置される施設（液体状の使用済燃料等の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところによるものであること。

イ 施設内部の床面及び壁面は、液体状の使用済燃料等が漏えいし難いものであること。

ロ 液体状の使用済燃料等を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通じも通ずる出入口若しくはその周辺部には、液体状の使用済燃料等が施設外へ漏えいすることを防止するための堰堰<sup>せき</sup>が設置されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であつて、液体状の使用済燃料等が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。

ハ 工場等の外に排水を排出する排水路（湧水に係るものであつて使用済燃料等により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。）の上に施設の床面がないようにすること。ただし、

当該排水路に使用済燃料等により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び第二十一条第三号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。

(火災等による損傷の防止)

第十一条 安全機能を有する施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより再処理施設の安全性に著しい

支障が生じるおそれがある場合において、消火設備（事業指定基準規則第五条第一項に規定する消

火設備をいう。以下同じ。）及び警報設備（警報設備にあつては自動火災報知設備、漏電火災警報器その

他の火災の発生を自動的に検知し、警報を発する設備）に限る。以下同じ。）が設置されたものでなければならぬ。

2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により安全上重要な施設の安全機能に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならぬ。

3 安全機能を有する施設であつて、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り可燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならぬ。

4 有機溶媒その他の可燃性の液体（以下この条において「有機溶媒等」という。）を取り扱う設備は、有機溶媒等の温度をその引火点以下に維持すること、不活性ガス雰囲気中有機溶媒等を取り扱うことその他の火災及び爆発の発生を防止するための措置が講じられたものでなければならぬ。

5 有機溶媒等を取り扱う設備であつて、静電気により着火するおそれがあるものは、適切に接地されていなければならない。

6 有機溶媒等を取り扱う設備をその内部に設置するセル、グローブボックス及び室のうち、当該設備から有機溶媒等が漏えいした場合において爆発の危険性があるものは、換気その他の爆発を防止するための適切な措置が講じられたものでなければならない。

7 硝酸を含む溶液を内包する蒸発缶のうち、リン酸トリブチルその他の硝酸と反応するおそれがある有機溶媒（爆発の危険性がないものを除く。次項において「リン酸トリブチル等」という。）が混入するおそれがあるものは、当該設備の熱的制限値を超えて加熱されるおそれがないものでなければならない。

8 再処理施設には、前項の蒸発缶に供給する溶液中のリン酸トリブチル等を十分に除去し得る設備が設けられていなければならない。

9 水素を取り扱う設備（爆発の危険性がないものを除く。）は、適切に接地されているものでなければならぬ。

10 **ホ** 水素の発生のおそれがある設備は、発生した水素が滞留しない構造でなければならない。

11 **ハ** 水素を取り扱い、又は水素の発生のおそれがある設備（爆発の危険性がないものを除く。）をその内部に設置するセル、グローブボックス及び室は、当該設備から水素が漏えいした場合においても**それこれ**が滞留しない構造とすることその他の爆発を防止するための適切な措置が講じられたものでなければならぬ。

12 **ホ** ジルコニウム金属粉末その他の著しく酸化しやすい固体廃棄物を保管廃棄する設備は、水中における保管廃棄その他の火災及び爆発のおそれがない保管廃棄をし得る構造でなければならない。

（再処理施設内における**溢水**による損傷の防止）

第十二条 安全機能を有する施設は、再処理施設内における**溢水**の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

（再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止）

第十三条 安全機能を有する施設は、再処理施設内における化学薬品の漏えいによりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならぬ。

(安全避難通路等)

第十四条 再処理施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。

- 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路
  - 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明
  - 三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源
- (安全上重要な施設)

第十五条 非常用電源設備その他の安全上重要な施設は、再処理施設の安全性を確保する機能を維持するために必要がある場合において、当該施設自体又は当該施設が属する系統として多重性を有するものでなければならぬ。

(安全機能を有する施設)

第十六条 安全機能を有する施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての



環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置されたものでなければならない。

2 安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができるように設置されたものでなければならない。

3 安全機能を有する施設は、その安全機能を維持するため、適切な保守及び修理ができるように設置されたものでなければならない。

4 安全機能を有する施設に属する設備であつて、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、再処理施設の安全性を損なうことが想定されるものは、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

5 安全機能を有する施設は、二以上の原子力施設と共用する場合には、再処理施設の安全性が損なわれないうように設置されたものでなければならない。

(材料及び構造)

第十七条 安全機能を有する施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なもの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、次に掲

げるところによらなければならない。この場合において、第一号及び第三号の規定については、法第四十  
六条第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。

一 容器等に使用する材料は、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的  
強度及び化学的成分を有すること。

二 容器等の構造及び強度は、次に掲げるところによるものであること。

イ 設計上定める条件において、全体的な変形を弾性域に抑えること。

ロ 容器等に属する伸縮継手にあつては、設計上定める条件で応力が繰り返し加わる場合において、疲  
労破壊が生じないこと。

ハ 設計上定める条件において、座屈が生じないこと。

三 容器等のうち、第一条第二項第十五号から第十九号までに掲げるものの主要な溶接部（溶接金属部  
及び熱影響部をいう。以下同じ。）は、次に掲げるところによるものであること。

イ 不連続で特異な形状でないものであること。

ロ 溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の

欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。

ハ 適切な強度を有するものであること。

ニ 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法、及び溶接設備及び並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものにより溶接したものであること。

~~ロ 前項第一号及び第三号の規定は、法第四十六条第三項に定める使用前事業者検査の確認を受けるまでの間適用する。~~

ロ 安全機能を有する施設に属する容器及び管のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように設置されたものでなければならない。

(搬送設備)

第十八条 使用済燃料等を搬送する設備（人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く。）は、次に掲げるところによるものでなければならない。

一 通常搬送する必要がある使用済燃料等を搬送する能力を有するものであること。

二 搬送中の使用済燃料が破損するおそれがないこと。

三 使用済燃料等を搬送するための動力の供給が停止した場合に、使用済燃料等を安全に保持しているものであること。

(使用済燃料の貯蔵施設等)

第十九条 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設は、次に掲げるところによるものでなければならない。

一 使用済燃料の崩壊熱を安全に除去し得るものであること。

二 使用済燃料を受け入れ、又は貯蔵する水槽は、次に掲げるところによるものであること。

イ 水があふれ、又は漏えいするおそれがないものであること。

ロ 水が使用済燃料によって汚染されるおそれがある場合には、浄化装置を設けること。

ハ 水の漏えいを適切に検知し得るものであること。

2 製品貯蔵施設は、製品の崩壊熱を安全に除去し得るように設置されていなければならない。

(計測制御系統施設)

第二十条 再処理施設には、次に掲げる事項その他必要な事項を計測し、制御する設備が設けられていなく

ればならない。この場合において、当該事項を計測する設備については、直接計測することが困難な場合は間接的に計測する設備をもって代えることができる。

- 一 ウランの精製施設に供給される溶液中のプルトニウムの濃度
- 二 液体状の中性子吸収材を使用する場合にあつては、その濃度
- 三 使用済燃料溶解槽内の温度
- 四 蒸発缶内の温度及び圧力
- 五 廃液槽の冷却水の流量及び温度

2 再処理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により再処理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、第二十一条第二十号次条第二号の放射性物質の濃度若しくは同条第四号の外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備が設けられていなければならない。

(放射線管理施設)

第二十一条 工場等には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって代えることができる。

一 再処理施設の放射線遮蔽物の側壁における原子力規制委員会の定める線量当量率

二 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度

三 放射性廃棄物の海洋放出口又はこれに近接する箇所における放出水中の放射性物質の種類別の量及び濃度

四 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度

五 周辺監視区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量

(安全保護回路)

第二十二条 再処理施設には、安全保護回路が設けられていなければならない。

2 安全保護回路は、次に掲げるところによるものであることなければならない。

一 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した場合において、これらの異常な状態を検知し、これらの核的、熱的及び化学的制限値を超えないようにするための設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させるものとする。

二 火災、爆発その他の再処理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、これらを抑制し、又は防止するための設備（前号に規定するものを除く。）の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させるものとする。

三 系統を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、単一故障（事業指定基準規則第十五条第二項に規定する単一故障をいう。第二十九条第五項において同じ。）が起きた場合又は使用状態からの単一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、多重性を確保すること。

四 駆動源の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が生じた場合においても、再処理施設をより安全な状態に移行し、又は当該状態を維持することにより、再処理施設の安全上支障がない状態を維持できるものであること。

五 不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動

作をさせる行為による被害を防止するために必要な措置を講ずること。

六 計測制御系統を安全保護回路と共用する場合には、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系統から機能的に分離されたものであること。

(制御室等)

第二十三条 再処理施設には、制御室が設けられていなければならない。

2 制御室は、当該制御室において制御する工程の設備の運転状態を表示する装置、当該工程の安全性を確保するための設備を操作する装置、当該工程の異常を表示する警報装置その他の当該工程の安全性を確保するための主要な装置を集中し、かつ、誤操作することなく適切に運転操作することができるように設置されたものでなければならない。

3 制御室には、再処理施設の外部の状況を把握するための装置が設けられていなければならない。

4 分離施設、精製施設その他必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために必要な温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項（以下第四十七条第一項において「パラメータ」という。）を監視するための設備及び再処理施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる



設備が設けられていなければならない。

5 設計基準事故が発生した場合に再処理施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、**それぞれ**当該各号に定める**装置又は**設備が設けられていなければならない。

- 一 制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍 工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に制御室において自動的に警報するための装置
- 二 制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域 遮蔽壁その他の適切に放射線から防護するための設備、気体状の放射性物質及び制御室外の火災又は爆発により発生する有毒ガスに対し換気設備を隔離するための設備その他の従事者を適切に防護するための設備

(廃棄施設)

第二十四条 放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）は、次に掲げると

ころによるものでなければならない。

一 周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度及び液体状の放射性物質の海洋放出に起因する線量がそれぞれが、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度及び線量限度以下になるように再処理施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。

二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して設置すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。

三 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。

四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の使用済燃料等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。

五 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、海洋放出口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排

出ることがないものであること。 1

(保管廃棄施設)

第二十五条 放射性廃棄物を保管廃棄する設備であつて、放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によつて過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置を講じ得るように設置されたものでなければならぬ。

(使用済燃料等による汚染の防止)

第二十六条 再処理施設のうち人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であつて、使用済燃料等により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、使用済燃料等による汚染を除去しやすいものでなければならぬ。

2 再処理施設には、人が触れるおそれがある器材その他の物が使用済燃料等により汚染された場合に当該汚染を除去するための設備が設けられていなければならない。

(遮蔽)

第二十七条 安全機能を有する施設は、運転時及び停止時において再処理施設からの直接線及びスカイシャ

イン線による工場等周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されたものでなければならぬ。

- 2 工場等内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備が設けられたものでなければ設けられていなければならない。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であつて放射線障害を防止するため必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられたものでなければならぬ。

(換気設備)

第二十八条 再処理施設内の使用済燃料等により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備が設けられていなければならない。

- 一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。
- 二 使用済燃料等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造であること。
- 三 ろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置

の使用済燃料等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。

四 吸気口は、使用済燃料等により汚染された空気を吸入し難いように設置すること。

(保安電源設備)

第二十九条 再処理施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、再処理施設の安全性を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備が設けられていなければならない。

2 再処理施設の安全性を確保するために特に必要な設備には、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備が設けられていなければならない。

3 保安電源設備（事業指定基準規則第二十五条第三項に規定する保安電源設備をいう。）は、外部電源系統及び非常用電源設備から再処理施設の安全性を確保するために必要な設備への電力の供給が停止するこ  
とがないよう、次に、機器の損壊、故障その他の異常を検知するとともに、その拡大を防止するために必  
要な掲げる措置が講じられたものでなければならない。

一 高エネルギーのアーケ放電による電気盤の損壊の拡大を防止するために必要な措置

二 前号に掲げるもののほか、機器の損壊、故障その他の異常を検知し、及びその拡大を防止するために必要な措置

4 再処理施設に接続する電線路のうち少なくとも二回線は、当該再処理施設において受電可能なものであり、かつ、**それこれら**により当該再処理施設を電力系統に連系するものでなければならない。

5 非常用電源設備及びその附属設備は、多重性を確保し、及び独立性を確保し、その系統を構成する機械又は器具の単一故障が発生した場合であっても、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において安全上重要な施設及び設計基準事故に対処するための設備がその機能を確保するために十分な容量を有するものでなければならない。

(緊急時対策所)

第三十条 工場等には、設計基準事故が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所**を**制御室以外の場所に設けられていなければならない。

2 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置**及び**、当該装置が有毒ガスの発生を

検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に有毒ガスから防護するための設備が設けられていなければならない。

(通信連絡設備)

第三十一条 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備が設けられていなければならない。

2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において再処理施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線が設けられていなければならない。

第三章 重大事故等対処施設

(重大事故等対処施設の地盤)

第三十二条 重大事故等対処施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次当該各号に定める地盤に設置されたものでなければならない。

一 重大事故等対処設備のうち常設のもの（重大事故等対処設備のうち可搬型のもの（以下「可搬型重大事故等対処設備」という。）と接続するものにあつては、当該可搬型重大事故等対処設備と接続するた



めに必要な再処理施設内の常設の配管、弁、ケーブルその他の機器を含む。以下「常設重大事故等対処設備」という。）であつて、耐震重要施設に属する設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替するもの（以下「常設耐震重要重大事故等対処設備」という。）が設置される重大事故等対処施設基準地震動による地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤

二 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設事業指定基準規則**第五条の上第七条**第二項の規定により算定する地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤

（地震による損傷の防止）

第三十三条 重大事故等対処施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより設置されたものでなければならない。

一 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 基準地震動による地震力に対して**重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）**又は**重大事**



故（以下「重大事故等」と総称する。）等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。

二 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設  
事業指定基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力に十分に耐えるものであること。

2 前項第一号の重大事故等対処施設は、事業指定基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

（津波による損傷の防止）

第三十四条 重大事故等対処施設は、基準津波によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

（火災等による損傷の防止）

第三十五条 重大事故等対処施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）等又は重大事故（以下「重大事故等」と総称

す。に) に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがある場合は、消火設備及び警報設備が設置されたものでなければならない。

2 前項の消火設備及び警報設備は、**その**故障、損壊又は異常な作動により重大事故等に対処するために必要な機能に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、適切な措置が講じられたものでなければならない。

3 重大事故等対処施設であつて、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるもの**に**ついで、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならない。

4 重大事故等対処施設は、火災又は爆発により**その**重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないうよう、次に掲げる措置が講じられたものでなければならない。

一 発火性又は引火性の物質を内包する系統の漏えい防止その他の措置を講ずること。

二 避雷設備その他の自然現象による火災の発生を防止するための設備をの設置すること。

(重大事故等対処設備)

第三十六条 重大事故等対処設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。

- 一 想定される重大事故等の収束に必要な個数及び容量を有すること。
- 二 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮すること。
- 三 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できること。
- 四 健全性及び能力を確認するため、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができること。
- 五 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えること。
- 六 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないこと。
- 七 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講ずること。

2 常設重大事故等対処設備は、前項各号に掲げるもののほか、共通要因（事業指定基準規則第一条第二項第九号に規定する共通要因をいう。以下この条において同じ。）によって設計基準事故に対処するための

設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置が講じられたものでなければならぬ。

3 可搬型重大事故等対処設備に関しては、第一項の規定によるほか、次に掲げるところによるものでなければならぬ。

一 常設設備（再処理施設と接続されている設備又は短時間に再処理施設と接続することができる常設の設備をいう。以下この項において同じ。）と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講ずること。

二 常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（再処理施設の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けること。

三 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所へ

の遮蔽物の設置その他の適切な措置を講ずること。

四 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。

五 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。

六 共通要因によって、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時に可搬型重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。

#### (材料及び構造)

第三十七条 重大事故等対処設備に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なもの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号（容器等の材料に係る部分に限る。）及び

び第二号の規定については、法第四十六条第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。

一 当該容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものであること。

二 容器等のうち、第一条第二項第十五号から第二十九号までに掲げるものの溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいり。）は、次に掲げるところによるものであること。

イ 不連続で特異な形状でないものであること。

ロ 溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。

ハ 適切な強度を有するものであること。

ニ 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法、及び溶接設備及び並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものにより溶接したものであること。

2 前項第二号の規定は、法第四十六条第三項に定める使用前事業者検査の確認を受けるまでの間適用する。

2) 重大事故等対処設備に属する容器及び管のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように設置されたものでなければならない。

(臨界事故の拡大を防止するための設備)

第三十八条 セル内において核燃料物質が臨界に達することを防止するための機能を有する施設には、再処理規則第一条の三第一号に規定する掲げる重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられていなければならない。

一 未臨界に移行し、及び未臨界を維持するために必要な設備

二 臨界事故が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備

三 臨界事故が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備  
(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備)



第三十九条 セル内において使用済燃料から分離された物であつて液体状のもの又は液体状の放射性廃棄物を冷却する機能を有する施設には、再処理規則第一条の三第二号に規定する掲げる重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられていなければならない。

一 蒸発乾固の発生を未然に防止するために必要な設備

二 蒸発乾固が発生した場合において、放射性物質の発生を抑制し、及び蒸発乾固の進行を緩和するために必要な設備

三 蒸発乾固が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備

四 蒸発乾固が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備  
(放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備)

第四十条 セル内において放射線分解によつて発生する水素が再処理設備の内部に滞留することを防止する機能を有する施設には、再処理規則第一条の三第三号に規定する掲げる重大事故の発生又は拡大を防止す



るために必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられていなければならない。

一 放射線分解により発生する水素による爆発（以下この条において「水素爆発」という。）の発生を未然に防止するために必要な設備

二 水素爆発が発生した場合において水素爆発が続けて**生じる生ずる**おそれがない状態を維持するために必要な設備

三 水素爆発が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備

四 水素爆発が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備（有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）

第四十一条 セル内において有機溶媒その他の物質を内包する施設には、再処理規則第一条の三第四号に**規定する掲げる**重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられていなければならない。

一 火災又は爆発の発生（リン酸トリブチルの混入による急激な分解反応により発生するものを除く。）を未然に防止するために必要な設備

二 火災又は爆発が発生した場合において火災又は爆発を収束させるために必要な設備

三 火災又は爆発が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備

四 火災又は爆発が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備（使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）

第四十二条 再処理施設には、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の使用済燃料を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な設備が設けられていないなければならない。

2 再処理施設には、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽

の水位が異常に低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な設備が設けられていなければならない。

（放射性物質の漏えいに対処するための設備）

第四十三条 セル内又は建屋内（セル内を除く。以下この条において同じ。）において系統又は機器からの放射性物質の漏えいを防止するための機能を有する施設には、必要に応じ、再処理規則第一条の三第六号に規定する掲げる重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備（建屋内において系統又は機器からの放射性物質の漏えいを防止するための機能を有する施設にあっては、第三号に掲げる設備を除く。）が設けられていなければならない。

一 系統又は機器からの放射性物質の漏えいを未然に防止するために必要な設備

二 系統又は機器から放射性物質の漏えいが発生した場合において当該系統又は機器の周辺における放射性物質の漏えいの拡大を防止するために必要な設備

三 系統又は機器から放射性物質の漏えいが発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射

性物質を排出するために必要な設備

四 系統又は機器から放射性物質の漏えいが発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備

(工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備)

第四十四条 再処理施設には、重大事故が発生した場合において工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するために必要な設備が設けられていなければならない。

(重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備)

第四十五条 **再処理施設には、**設計基準事故への対処に必要な水源とは別に、重大事故等への対処に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、**再処理施設には、**設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等への対処に必要な十分な量の水を供給するために必要な設備が設けられていなければならない。

(電源設備)

第四十六条 再処理施設には、設計基準事故に対処するための設備の電源が喪失したことにより重大事故等

が発生した場合において当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な設備が設けられていなければならない。

(計装設備)

第四十七条 再処理施設には、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の直流電源の喪失その他故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握できる設備が設けられていなければならない。

2 再処理施設には、再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合においても必要な情報を把握できる設備が設けられていなければならない。

3 前項の設備は、共通要因によって制御室と同時にその機能が損なわれなものでなければならない。

(制御室)

第四十八条 第二十三条第一項の規定により設置される制御室には、重大事故が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な設備が設けられていなければならない。

(監視測定設備)

第四十九条 再処理施設には、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）において、当該再処理施設から放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備が設けられていなければならない。

2 再処理施設には、重大事故等が発生した場合に工場等において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができる設備が設けられていなければならない。

(緊急時対策所)

第五十条 第三十条第一項の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるところによるものでなければならない。

一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること。

二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把

握できる設備を設けること。

三 再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けること。

2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる措置が講じられたものでなければならぬ。

(通信連絡を行うために必要な設備)

第五十一条 再処理施設には、重大事故等が発生した場合において当該再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備が設けられていなければならない。

#### 第四章 雑則

(電磁的記録媒体による手続)

第五十二条 第二条第二項に掲げる申請書の提出については、当該書類申請書の提出に代えて、当該書類

申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電磁的電子的方法、

磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法で作られる記録であつて、電子計算機

による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。以下同じ。)及び別記様式第十の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。

(再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則等の廃止)

第二条 次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則(昭和六十二年総理府令第十二号)
- 二 再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第二十九号)

### (経過措置)

第三条 再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則等の一部を改正する規則(平成二十九年原子力規制委員会規則第六号)附則第二条第二項の規定は、この規則の施行後も、なお効力を有する。こ



の場合において、同項中「第四十六条の二の三第一項の検査」とあるのは「第四十六条の二の二第一項の検査」と、同項第一号中「及び検査」とあるのは「及び確認」と、同号口中「この規則による改正後の再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第十五条第五項及び第二十条第二項」とあるのは「再処理施設の技術基準に関する規則（令和 年原子力規制委員会規則第 号）第二十三条第五項及び第三十条第二項」と、同号ハ中「第四十六条第一項の検査」とあるのは「第四十六条第三項の確認」と、「方法」とあるのは「計画」と、同項第二号中「検査に合格した」とあるのは「確認を受けた」とする。

第四条 再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十九年原子力規制委員会規則第十二号）附則第二条第一項及び第二項の規定は、この規則の施行後も、なお効力を有する。この場合において、同条第一項中「第一条の規定による改正後の再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（以下「新再処理設工規則」という。）第十九条第三項（非常用発電機に接続される電気盤に関する措置に係る部分を除く。以下この項において同じ。）及び第一条の規定による改正後の再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則（以下「新再処理性能規則」という。）第二十八条

第三項（非常用発電機に接続される電気盤に関する措置に係る部分を除く。）とあるのは「再処理施設の技術基準に関する規則（令和 年原子力規制委員会規則第 号。以下「再処理技術基準規則」という。）第二十九条第三項（非常用発電機に接続される電気盤に関する措置に係る部分を除く。以下この項において同じ。）と、「第四十六条の二の三第一項の検査」とあるのは「第四十六条の二の二第一項の検査」と、同項第一号中「及び検査」とあるのは「第四十六条第一項の検査」と、同号口中「第四十六条第一項の検査」とあるのは「第四十六条第三項の確認」とあるのは「第四十六条第三項の確認」と、「方法」とあるのは「計画」と、同項第二号中「検査に合格した」とあるのは「確認を受けた」と、同条第二項中「新再処理設工規則第十九条第三項（非常用発電機に接続される電気盤に関する措置に係る部分に限る。）及び新再処理性能規則第二十八条第三項（非常用発電機に接続される電気盤に関する措置に係る部分に限る。）とあるのは「再処理技術基準規則第二十九条第三項（非常用発電機に接続される電気盤に関する措置に係る部分に限る。）と、「第四十六条の二の三第一項の検査」とあるのは「第四十六条の二の二第一項の検査」と、同項第一号中「及び検査」とあるのは「及び確認」と、同号口中「第四十六条第一項の検査」とあるのは「第四十六条第三項の確認」と

と、同項第二号中「検査に合格した」とあるのは「確認を受けた」とする。

別記様式第一—(略)—(第 52 条関係)

電磁的記録媒体提出票

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所

氏 名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

再処理施設の技術基準に関する規則第 2 条第 2 項の規定により提出すべき申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実と相違ありません。

- 1 電磁的記録媒体に記録された事項
- 2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

2 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

3 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。

4 該当事項のない欄は、省略すること。

○原子力規制委員会規則第 号

原子力利用における安全対策特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する規則法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行に伴い、及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第五十一条の九第十項の規定に基づき、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の基準（第四条―第二十三条）

第三章 雑則（第二十四条）

## 附則

### 第一章 総則

#### (定義)

第一条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 「放射線」とは、「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設施設」の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号。以下「第一種埋設規則」という。）第二条第二項第一号に規定する放射線又は核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号。以下「廃棄物管理規則」という。）第一条第二項第一号に規定する放射線をいう。

二 「放射性廃棄物 第一種埋設規則第二条第二項第二号に規定する放射性廃棄物又は廃棄物管理規則第一条第二項第二号に規定する放射性廃棄物をいう。」

三 「管理区域」とは、第一種埋設規則第二条第二項第三号に規定する管理区域又は廃棄物管理規則第一条第二項第三号に規定する管理区域をいう。

三 「四」 周辺監視区域」とは、第一種埋設規則第二条第二項第四号に規定する周辺監視区域又は廃棄物管理規則第一条第二項第四号に規定する周辺監視区域をいう。

四 「放射性廃棄物」とは、第一種埋設規則第二条第二項第五号又は廃棄物管理規則第一条第二項第五号に規定する放射性廃棄物をいう。

五 「安全機能」とは、廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第三十号。以下「事業許可基準規則」という。）第一条第二項第十号に規定する安全機能をいう。

六 「安全上重要な施設」とは、事業許可基準規則第一条第二項第十一号に規定する安全上重要な施設をいう。

七 「廃棄物第一種機器」とは、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に属する容器又は管であつて、ダクト以外のものの安全性を確保するために必要な機能をいう。



八 「廃棄第一種容器」とは、廃棄第一種機器に属する容器をいう。

九 「廃棄第一種管」とは、廃棄第一種機器に属する管をいう。

十 「廃棄第二種管」とは、特定第一種廃棄物埋設施又は特定廃棄物管理施設に属する管のうち、ダクトをいう。

六 安全上重要な施設 安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び安全設計上想定される事故が発生した場合に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が廃棄物埋設施又は廃棄物管理施設を設置する事業所外へ放出されることを抑制し、又は防止するものをいう。

(特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施又は特定廃棄物管理施設)

第二条 特別の理由により原子力規制委員会の認可を受けた場合は、この規則の規定によらないで特定第一種廃棄物埋設施又は特定廃棄物管理施設を設置することができる。

2 前項の認可を受けようとする者は、その理由及び設置方法を記載した申請書に関係図面を添付して申請しなければならない。

(廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持)

第三条 法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合には、当該認可に係る廃止措置計画（同条第三項において準用する法第十二条の六第三項又は同条第五項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの。以下この条において同じ。）で定める廃止措置期間性能維持施設（第一種埋設規則

第七十九条第十項第五号第七十八条の二第九号の廃止措置期間性能維持施設をいう。）又は性能維持施設（廃棄物管理規則第三十五条の木第十項第五号五の二第九号の性能維持施設をいう。）については、この規則の規定にかかわらず、当該認可に係る廃止措置計画に定めるところにより、それぞれ当該施設を維持しなければならない。

## 第二章 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の基準

(核燃料物質の臨界防止)

第四条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがある場合において、臨界を防止するために必要な措置が講じられたものでなければならぬ。

(特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤)

第五条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、次条第一項の地震力が作用した場合においても当該施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。

(地震による損傷の防止)

第六条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、地震の発生によって生ずるおそれがある当該施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定する地震力(安全上重要な施設にあつては、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力を含む。)による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。

2 安全上重要な施設は、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対してその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。

3 安全上重要な施設は、前項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。

(津波による損傷の防止)

第七条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、その供用中に当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならぬ。

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第八条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。 )によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

2 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であつて人為によるもの(故意によるものを除く。)により当該施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

(特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止)

第九条 特定第一種廃棄物埋設施又は特定廃棄物管理施設を設置する事業所（以下単に「事業所」という。）には、特定第一種廃棄物埋設施又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入、特定第一種廃棄物埋設施又は特定廃棄物管理施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置が講じられたものでなければならない。

（閉じ込めの機能）

第十条 特定第一種廃棄物埋設施又は特定廃棄物管理施設は、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように設置されたものでなければならない。

一 流体状の放射性廃棄物を内包する容器又は管に放射性廃棄物を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であること。

二 密封されていない放射性廃棄物を取り扱うフードは、その開口部の風速を適切に維持し得るものであ

ること。

三 放射性廃棄物による汚染の発生のおそれのある室は、必要に応じ、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。

四 液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備が設置される施設（液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところによるものであること。

イ 施設内部の床面及び壁面は、液体状の放射性廃棄物が漏えいし難いものであること。

ロ 液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通じも通ずる出入口若しくはその周辺部には、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止するための堰堰<sup>せき</sup>が設置されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であって、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。

ハ 事業所の外に排水を排出する排水路（湧水に係るものであって放射性廃棄物により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。）の上に施設の床面がないものであるようにすること。ただし、当該排水路に放射性廃棄物により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び第十六条第一

項第三号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。

(火災等による損傷の防止)

第十一条 特定第一種廃棄物埋設施又は特定廃棄物管理施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより当該施設の安全性に著しい支障が**生じも生ずる**おそれがある場合において、必要に応じて消火設備及び警報設備(自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災及び爆発の発生を自動的に検知し、警報を発する**設備もの**に限る。)が設置されたものでなければならない。

2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により特定第一種廃棄物埋設施又は特定廃棄物管理施設の安全性に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。

3 安全機能を有する施設であつて、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り可燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならない。

4 水素の発生のおそれがある放射性廃棄物を取り扱い、又は管理する設備は、発生した水素が滞留しない構造でなければならない。

5 水素の発生のおそれがある放射性廃棄物を取り扱い、又は管理する設備（爆発の危険性がないものを除く。）をその内部に設置するセル及び室は、当該設備から水素が漏えいした場合においても、それが滞留しない構造とすることその他の爆発を防止するための適切な措置が講じられたものでなければならぬ。

（安全機能を有する施設）

第十二条 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならぬ。

2 安全上重要な施設又は当該施設が属する系統は、前項の規定によるほか、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する機能を維持するために必要がある場合において、多重性を有するものでなければならない。

3 安全機能を有する施設は、当該施設を他の原子力施設と共用し、又は当該施設に属する設備を一の特定第一種廃棄物埋設施設又は一の特定廃棄物管理施設において共用する場合には、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を損なわないように設置されたものでなければならない。



(材料及び構造)

第十三条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の基本的な安全機能安全性を確保する上で必要なもの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならぬ。この場合において、第一号（容器等の材料に係る部分に限る。）及び第二号の規定については、法第五十一条の八第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。

一 当該容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものであること。

二 容器等のうち、第一条第二項第七号から第十号までに掲げるものの主要な溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。以下この号において同じ。）は、次に掲げるところによるものであること。

イ 不連続で特異な形状でないものであること。

ロ 溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。

ハ 適切な強度を有するものであること。

二 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法、溶接設備及び技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものであり溶接したものであること。二 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものであり溶接したものであること。

2 前項第二号の規定は、法第五十一条の八第三項に定める使用前事業者検査の確認を受けるまでの間適用する。

b2 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に属する容器及び管のうち、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように設置されたものでなければならない。

(搬送設備)

第十四条 放射性廃棄物を搬送する設備（人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く。）は、次に掲げるところによるものでなければならない。

一 通常搬送する必要がある放射性廃棄物を搬送する能力を有するものであること。

二 放射性廃棄物を搬送するための動力の供給が停止した場合に、放射性廃棄物を安全に保持しているものであること。

(計測制御系統施設)

第十五条 特定第一種廃棄物埋設施又は特定廃棄物管理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により特定第一種廃棄物埋設施又は特定廃棄物管理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、次条第一項第二号の放射性物質の濃度若しくは同項第四号に規定するの線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたとき、これらを確実に検知して速やかに警報する設備が設けられていなければならない。

2 特定第一種廃棄物埋設施又は特定廃棄物管理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により特定第一種廃棄物埋設施又は特定廃棄物管理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める能力の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備を速やかに作動させる必要がある場合には、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路が設けられていなければならない。

(放射線管理施設)

第十六条 事業所には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられたものでなければ設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって代えることができる。

一 廃棄物管理設備本体、放射性廃棄物の受入施設等の放射線遮蔽物の側壁における原子力規制委員会の定める線量当量率

二 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度

三 放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度

四 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度

五 周辺監視区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量

2 放射線管理施設は、前項各号に掲げる事項のうち、必要な情報を適切な場所に表示できるように設置されていなければならない。

(受入施設又は管理施設)

第十七条 特定第一種廃棄物埋設施設のうち放射性廃棄物を受け入れる設備であつて、放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によつて過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置が講じられたものでなければならぬ。

2 特定廃棄物管理施設のうち放射性廃棄物を管理する施設は、次に掲げるところによらなければよるものでなければならない。

- 一 放射性廃棄物を管理するために必要な容量を有するものであること。
- 二 管理する放射性廃棄物の性状を考慮し、適切な方法により当該放射性廃棄物を保管するものであること。
- 三 放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によつて過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置を講じたものであること。

(処理施設及び廃棄施設)

第十八条 放射性廃棄物を廃棄する設備(放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。)は、次に掲げるところ

るによるものでなければならない。

一 周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度以下になるように特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。

二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して設置すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。

三 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。

四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の放射性廃棄物による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。

五 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出す

ることがないものであること。

2 放射性廃棄物を処理する設備は、受け入れる放射性廃棄物を処理するために必要な能力を有するものでなければならない。

(放射性廃棄物による汚染の防止)

第十九条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設のうち人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であつて、放射性廃棄物により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、放射性廃棄物による汚染を除去しやすいものでなければならない。

(遮蔽)

第二十条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、当該施設からの直接線及びスカイシャイン線による事業所周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されたものでなければならない。

2 事業所内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備が設けられたものでなければ設けられていなければならない。こ

の場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であつて放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられたものでなければならぬ。

(換気設備)

第二十一条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設内の放射性廃棄物により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備が設けられていなければならない。

- 一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。
- 二 放射性廃棄物により汚染された空気が逆流するおそれがない構造であること。
- 三 ろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の放射性廃棄物による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。
- 四 吸気口は、放射性廃棄物により汚染された空気を吸入し難いように設置すること。

(予備電源)



第二十二条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源が設けられていなければならない。

(通信連絡設備等)

第二十三条 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所内の人に対し必要な指し示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備が設けられていなければならない。

2 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信連絡設備が設けられていなければならない。

3 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、事業所内の人の退避のための設備が設けられていなければならない。

### 第三章 雑則

(電磁的記録媒体による手続)

第二十四条 第二条第二項に掲げる書類の申請書の提出については、当該書類申請書の提出に代えて、当該

書類申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び別記様式第十の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

（特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則等の廃止）

第二条 次に掲げる規則は、廃止する。

一 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（

平成四年総理府令第四号）

二 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の性能に係る技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第三十三号）

別記様式第一—(略)—（第 24 条関係）

電磁的記録媒体提出票

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所

氏 名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則第 2 条第 2 項の規定により提出すべき申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実と相違ありません。

1 電磁的記録媒体に記録された事項

## 2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

2 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

3 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。

4 該当事項のない欄は、省略すること。

○原子力規制委員会規則第 号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制使用施設等の技術基準に関する規則法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行に伴い、及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十五条の二第二項第二号の規定に基づき、使用施設等の技術基準に関する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

使用施設等の技術基準に関する規則

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 使用施設等の基準（第四条―第二十九条第二十七条）

第三章 雑則（第三十条第二十八条）

附則

## 第一章 総則

### (適用範囲)

第一条 この規則は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第十五条の二第一項に規定するの検査の対象となる使用施設等について適用する。

### (定義)

第二条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 「放射線」とは、「核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号。以下この条項において「使用規則」という。）第一条第二項第一号に規定する放射線をいう。

二 「管理区域」とは、「使用規則第一条第二項第四号第二号に規定する管理区域をいう。

三 「周辺監視区域」とは、「使用規則第一条第二項第五号第三号に規定する周辺監視区域をいう。

四 「放射性廃棄物」とは、「使用規則第一条第二項第七号で第五号に規定する放射性廃棄物をいう。

五 「設計評価事故」とは、「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子

力規制委員会規則第三十四号。以下「使用許可基準規則」という。）第一条第二項第二号に規定する設計評価事故をいう。

六 「安全機能」とは、使用許可基準規則第一条第二項第三号に規定する安全機能をいう。

七 「安全上重要な施設」とは、使用許可基準規則第一条第二項第四号に規定する安全上重要な施設をいう。

八 「多様性」とは、使用許可基準規則第一条第二項第五号に規定する多様性をいう。

九 「使用第一種機器」とは、使用施設等に属する容器又は管のうち、次に掲げるものをいう。

イ 使用済燃料を溶解した液体（以下「使用済燃料溶解液」という。）、プルトニウムの放射能濃度が三十七キロボタレル毎立方センチメートル以上の液体又は使用済燃料溶解液から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体であつて放射性物質の濃度が三十七メガボタレル毎立方センチメートル以上のもの（以下「使用済燃料溶解液等」という。）を内包する容器又は管

ロ 使用済燃料溶解液等を内包する容器の排気処理系統に属する容器又は管であつて、プルトニウムの放射能濃度が三十七ミリボタレル毎立方センチメートル以上の気体又は放射性物質の濃度が三十七ド



クレル毎立方センチメートル以上の気体を内包するもの

十 「使用第一種容器」とは、使用第一種機器に属する容器をいう。

十一 「使用第一種管」とは、使用第一種機器に属する管をいう。

十二 「使用第二種機器」とは、使用施設等に属する容器又は管のうち、使用第一種機器及び第七号に規

定する使用第三種機器以外のものをいう。

十三 「使用第二種容器」とは、使用第二種機器に属する容器をいう。

十四 「使用第二種管」とは、使用第二種機器に属する管をいう。

十五 「使用第三種機器」とは、使用施設等に属する容器又は管のうち、次に掲げるものをいう。

イ 使用済燃料溶解液等の漏えいの拡大防止のために設置されるドリフトレイその他の容器

ロ 六ふっ化ウランの加熱容器

ハ ダクト

十六 「使用第三種容器」とは、使用第三種機器に属する容器をいう。

十七 「使用第三種管」とは、使用第三種機器に属する管をいう。

(特殊な設計による使用施設等)

第三条 特別の理由により原子力規制委員会の認可を受けた場合は、この規則の規定によらないで使用施設等を設置することができる。

2 前項の認可を受けようとする者は、その理由及び設置方法を記載した申請書に係る図面を添付して申請しなければならない。

## 第二章 使用施設等の基準

(核燃料物質の臨界防止)

第四条 「使用施設等は、核燃料物質の臨界を防止するため、次に掲げる要件を備えていること措置が講じられたものでなければならない。」

一 核燃料物質の取扱い上の一つの単位（以下本条この条において「単一ユニット」という。）において、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、核燃料物質を収納する機器の形状寸法の管理、核燃料物質の濃度、質量若しくは同位体の組成の管理若しくは中性子吸収材の形状寸法、濃度若

しくは材質の管理又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置その他の適切な措置を講じられて  
ているものであること。

二 単一ユニットが二つ以上存在する場合において、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、単一ユニット相互間の適切な配置の維持若しくは単一ユニットの相互間における中性子の遮蔽材の使用又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置を講じられているものであること。

三 臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けるが設けられていること。

(使用施設等の地盤)

第五条 使用施設等は、使用許可基準規則第八条第一項の地震力が作用した場合においても当該使用施設等を十分に支持することができる地盤に設けることと設置されたものでなければならぬ。

(地震による損傷の防止)

第六条 使用施設等は、これに作用する地震力（使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則）（平成二十五年原子力規制委員会規則第三十四号。以下「使用許可基準規則」という。）（第九条第二項の規定

により算定する地震力をいう。)による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように設ける及ぼすことがないものでなければならない。

2 耐震重要施設（使用許可基準規則第八条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下この条において同じ。）は、使用許可基準規則第九条第三項の地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがないように設けることとものではない。

3 耐震重要施設がは、使用許可基準規則第九条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられていない講じられたものであることとなければならない。

（津波による損傷の防止）

第七条 使用施設等は、その供用中に当該使用施設等に大きな影響を及ぼすおそれがある津波によりその安全機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられていない講じられたものであることとなければならない。

十（外部からの衝撃による損傷の防止）

第八条 使用施設等は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全機能を損なうおそれがある場合には、防護措置その他の適切な措置が講じられている講じられたものであることなければならない。

2 使用施設等は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）により使用施設等の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられている講じられたものであること。なければならない。

（立入りの防止）

第九条 使用施設等は、次に掲げるところより、人がみだりに管理区域内及び周辺監視区域内に立ち入らないような次に掲げる措置を講じられているが講じられたものであることなければならない。

- 一 管理区域の境界には、壁、柵その他の区画物及び標識が設けられていること。
- 二 周辺監視区域には、当該区域の境界には、柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設け

ものが設けられていること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。

(使用施設等への人の不法な侵入等の防止)

第十条 使用施設等を設置する工場又は事業所に (以下「工場等」という。) は、使用施設等への人の不法な侵入、使用施設等に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するため、適切な措置が講じられている講じられたものであることなければならない。

2 工場又は事業所に等は、必要に応じて、不正アクセス行為 (不正アクセス行為の禁止等に関する法律 (平成十一年法律第二百二十八号) 第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。) を防止するため、適切な措置が講じられている講じられたものであることなければならない。

(閉じ込めの機能)

第十一条 使用施設等は、次に掲げるところにより、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物 (以下「核燃料物質等」という。) を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように設けらるること設置され

たものでなければならない。

一 流体状の核燃料物質等を内包する容器又は管に核燃料物質等を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の核燃料物質等が核燃料物質等を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であること。

二 六ふつ化ウランを取り扱う設備であつて、六ふつ化ウランが著しく漏えいするおそれがあるものは、漏えいの拡大を適切に防止し得る構造であること。

三 プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質（使用済燃料を除く。）を使用し、貯蔵し、又は廃棄する（保管廃棄する場合を除く。）するセル、グローブボックスその他の

気密設備（以下「セル等」という。）又は再処理研究設備（再処理の研究の用に供する設備であつて、気密又は水密を要するものをいう。）をその内部に設置するセル等は、給気口及び排気口を除き、密閉することができる構造であること。

四 液体状の核燃料物質等を使用し、貯蔵し、又は廃棄するセル等は、当該物質がセル等外等の外に漏えいするおそれがない構造であること。

五 密封されていない核燃料物質等を取り扱うフードは、その開口部の風速を適切に維持し得るものであること。

六 プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質を使用し、貯蔵し、又は廃棄する（保管廃棄する場合を除く。）する室並びに核燃料物質による汚染の発生のおそれがある室は、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。

七 セル等がその内部を負圧状態に保つ必要があるものときは、当該セル等は、その内部を常時負圧状態に維持し得るものであること。

八 液体状の核燃料物質等を使用し、貯蔵し、又は廃棄する設備が設置される施設（液体状の核燃料物質等の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、当該物質が当該施設内に漏えいした場合にも、これが施設外に漏えいするおそれがない構造であること。

（火災等による損傷の防止）

第十二条 使用施設等は、次に掲げるところにより、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するため次に掲げる措置が講じられている講じられたものであることなけれ



ばならない。

一 火災又は爆発の影響を受けることにより使用施設等の安全性に著しい支障が生じるおそれがある場合は、消火設備及び警報設備（警報設備にあつては、自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災の発生を自動的に検知し、警報を発する設備）に限る。）を設けるが設けられていること。

二 十前号の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により安全上重要な施設の安全機能に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものについては、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられている講じられたものであること。

四 水素を取り扱う設備（爆発の危険性がないものを除く。）は、適切に接地されているものであること。

五 水素その他の可燃性ガスを取り扱う設備（爆発の危険性がないものを除く。）を設置するセル等及び室は、当該設備から可燃性ガスが漏えいした場合においてもそれこれが滞留しない構造とすることその

他の爆発を防止するための適切な措置が講じられているものであること。

(溢<sup>い</sup>水水による損傷の防止)

第十三条 使用施設等がは、その施設内における溢<sup>い</sup>水水の発生によりその安全機能を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置が講じられている講じられたものであることなければならない。

(化学薬品の漏えいによる損傷の防止)

第十四条 使用施設等がは、その施設内における化学薬品の漏えいによりその安全機能を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置が講じられている講じられたものであることなければならない。

(安全避難通路等)

第十五条 使用施設等には、次に掲げる設備を設けることが設けられていなければならない。

- 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路
- 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明
- 三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源（使用施設等の機能）

第十六条 使用施設等は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるように設けらるゝと設置されたものでなければならぬ。

2 使用施設等は、当該使用施設等の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設けらるゝと設置されたものでなければならぬ。

3 使用施設等に属する設備であつて、機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、使用施設等の安全機能を損なうことが想定されるものには、防護措置その他の適切な措置が講じられてゐる講じられたものであることなければならぬ。

4 使用施設等は、他の原子力施設又は同一の工場又は事業所内等内の他の使用施設等と共用する場合には、使用施設等の安全性を損なわぬように設けらるゝと設置されたものでなければならぬ。

(材料及び構造)

第十七条 使用施設等に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、使用施設等の安全性を確保する上で重要なもの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならぬ。

一 当該容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものであること。

二 容器等のうち、第二条第二項第九号から第十七号までに掲げるものの主要な溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。以下この号において同じ。）は、次に掲げるところによるものであること。

イ 不連続で特異な形状でないものであること。

ロ 溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。

ハ 適切な強度を有するものであること。

ニ 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備及び並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものにより溶接したものであること。

#### （耐圧試験等）

第十八条 2 使用施設等に属する容器及び管のうち、使用施設等の安全性を確保する上で重要なものは、適

切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように設けることと設置されたものでなければならぬ。

(貯蔵施設)

**第十九条第十八条** 貯蔵施設は、次に掲げる要件を備えていることとところにより設置されたものでなければならない。

- 一 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置が講じられていない講じられたものであること。
- 二 標識が設けられていること。
- 三 核燃料物質の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱（以下この条及び**第二十三条第二十一条第八号**において「崩壊熱等」という。）により過熱するおそれがあるものは、必要に応じて冷却のための必要な措置が講じられている講じられたものであること。

(汚染を検査するための設備)

**第二十条第十九条 使用施設等**には、密封されていない核燃料物質を使用する場合にあつては、**使用施設等**には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備が備えられていることとえられていなければならない。

(放射線管理設備)

**第二十条** 工場又は事業所等には、次に掲げる事項を計測する放射線管理設備が備えられている

**とと**いなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する設備をもって代えることができる。

- 一 放射性廃棄物の排気口又は**それこれ**に近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度
- 二 放射性廃棄物の排水口又は**それこれ**に近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度
- 三 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量、空气中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度

(安全回路)

**第二十一条** 使用施設等には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により使用施設等の

安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める能力の維持、熱的、化学的若しくは核的制限値の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備を速やかに作動させる必要がある場合には、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路を**設けること**が**設けら**

れていなければならない。

(廃棄施設)

第二十三条 第二十二条 廃棄施設は、次に掲げる要件を備えていることいなければならない。

一 管理区域内の人が常時立ち入る場所の空气中、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度以下になるように使用施設等において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。

二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して設ける設けられていること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。

三 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。

四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に

維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。

五 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。 ー

六 放射性廃棄物を保管廃棄する施設は、外部と区画されたものであること。

七 放射性廃棄物を保管廃棄する施設は、放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施設又は立入制限の措置が講じられていない講じられたものであること。

八 放射性廃棄物を保管廃棄する施設であつて、放射性廃棄物の崩壊熱等により過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置が講じられていない講じられたものであること。

九 標識が設けられていること。

(核燃料物質等による汚染の防止)

**第二十四條第二十三條** 使用施設等のうち人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であつて、

核燃料物質等により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、核燃料物質



等による汚染を除去しやすいものであること。なければならない。

(遮蔽)

第二十五条第二十四条 使用施設等は、放射線障害を防止するため、次に掲げる要件を備えていること措置が講じられたものでなければならない。

一 通常時において使用施設等からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度以下となるように設けること設置されたものであること。

二 工場又は事業所内等内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備を設けるが設けられているものであること。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であつて放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられている講じられたものであること。

(非常用電源設備)

第二十六条第二十五条 使用施設等には、次に掲げる非常用電源設備を設けることが設けられていなければならない。

ならない。

一 外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、使用施設等の安全性を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する設備を設けること。

二 使用施設等の安全性を確保するために特に必要な設備には、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備を設けること。

(警報装置等)

**第二十七条第二十六条** 使用施設等には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により使用施設等の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、**第二十三条第十号第二十二条第一号**の放射性物質の濃度が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備を設けることが設けられていなければならぬ。

2 工場又は事業所等には、設計評価事故が発生した場合において工場又は事業所内等内の人に対し必要な

指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けることが設けられていなければならない。

3 工場又は事業所等には、設計評価事故が発生した場合において使用施設等の外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けることが設けられていなければならない。

4 前項の専用通信回線は、必要に応じて多様性を有するものでなければならない。

(多量の放射性物質等を放出する―事故の拡大の防止)

第二十八條第二十七條 使用施設等は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であつて、当該使用施設等から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じられているが講じられたものであること。

(許可等に基づく基準)

第二十九條 使用施設等は、前各号に定めるもののほか、法第五十二條第一項又は法第五十五條第一項の使用又は変更の許可の申請書及びこれらの許可の際に付された条件を記載した書類に記載したところによるものであることなければならない。

(電磁的記録媒体による手続)

**第三十条第二十八条** 第三条第二項に掲げる書類の申請書の提出については、当該書類申請書の提出に代えて、当該書類申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電磁的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))に係る記録媒体をいう。以下同じ。)及び別記様式第十の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

## 附則

(施行期日)

**第一条** この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。

(使用施設等の溶接の技術基準に関する規則の廃止)

**第二条** 使用施設等の溶接の技術基準に関する規則(昭和六十一年総理府令第七十三号)は、廃止する。

別記様式第一—(略)— (第 28 条関係)

電磁的記録媒体提出票

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所

氏 名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

使用施設等の技術基準に関する規則第 3 条第 2 項の規定により提出すべき申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実と相違ありません。

1 電磁的記録媒体に記録された事項

2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

2 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載する

とともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

3 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。

4 該当事項のない欄は、省略すること。

制定 令和 2 年 月 日 原規規発第 号 原子力規制委員会決定

令和 2 年 月 日

原子力規制委員会

加工施設の技術基準に関する規則の解釈の制定について

加工施設の技術基準に関する規則の解釈を別添のとおり定める。

附 則

- 1 この規程は、加工施設の技術基準に関する規則の施行の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 15 号）第 3 条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 16 条の 4 第 2 項、第 28 条の 2 第 2 項又は第 46 条の 2 第 2 項の規定に基づき認可を受けた溶接の方法において、溶接をする者として確認を受けた者は、別紙一 3（溶接士技能認証標準）2. 又は 3. の溶接士の技能の確認を受けた者とみなす。
- 3 加工施設及び再処理施設の溶接の方法の認可について（12 安局第 212 号（平成 12 年 12 月 27 日科学技術庁原子力安全局長通知））は、以後用いない。

○加工施設の技術基準に関する規則の解釈

加工施設の技術基準に関する規則に定める技術的要件を満足する技術的内容は、この解釈に限定されるものではなく、同規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、同規則に適合するものと判断する。

加工施設の技術基準に関する規則	加工施設の技術基準に関する規則の解釈
<p>(材料及び構造)</p> <p>第十五条 安全機能を有する施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、加工施設の安全性を確保する上で重要なもの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号及び第三号の規定については、法第十六条の三第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。</p> <p>一 容器等に使用する材料は、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。</p> <p>二 容器等の構造及び強度は、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>イ 設計上定める条件において、全体的な変形を弾性域に抑えること。</p> <p>ロ 容器等に属する伸縮継手にあつては、設計上定める条件で応力が繰り返し加わる場合において、疲労破壊が生じないこと。</p> <p>ハ 設計上定める条件において、座屈が生じないこと。</p> <p>三 容器等の<b>主要な溶接部</b>（溶接金属部及び熱影響部をいう。<b>以下同じ。</b>）は、次に掲げるところによるものであること。</p>	<p>第15条 (材料及び構造)</p> <p>1 第1項第2号イの「全体的な変形を弾性域に抑えること」とは、構造上の全体的な変形を弾性域に抑えることに加え、材料の引張り強さに対しても十分な構造強度を有することをいう。</p> <p>2 第1項第3号に規定する「容器等の<b>主要な溶接部</b>」とは、次に掲げる容器又は管の溶接部をいう。</p> <p>(1) プルトニウム又はプルトニウム化合物を含む液体状又は気体状の物質を内包する容器又は管であつて、次のいずれかに該当するもの</p>



加工施設の技術基準に関する規則	加工施設の技術基準に関する規則の解釈
	<p>イ その内包するプルトニウムの放射能濃度が <math>37\text{mBq}/\text{cm}^3</math>（液体状の物質を内包する場合は、<math>37\text{kBq}/\text{cm}^3</math>）以上のもの</p> <p>ロ その内包するプルトニウムの放射能濃度が <math>37\mu\text{Bq}/\text{cm}^3</math>（液体状の物質を内包する場合は、<math>37\text{Bq}/\text{cm}^3</math>）以上の容器（イに規定するものを除く。）であって、最高使用圧力が <math>98\text{kPa}</math> 以上のもの又は内容積が <math>0.04\text{m}^3</math> を超えるもの</p> <p>ハ その内包するプルトニウムの放射能濃度が <math>37\mu\text{Bq}/\text{cm}^3</math>（液体状の物質を内包する場合は、<math>37\text{Bq}/\text{cm}^3</math>）以上の管（イに規定するものを除く。）であって、外径 <math>61\text{mm}</math>（最高使用圧力が <math>98\text{kPa}</math> 未満の管にあっては、<math>100\text{mm}</math>）を超えるもの（放射性物質の閉じ込め区域内にあって内部の圧力が外部の圧力より低く維持されているダクトを除く。）</p> <p>(2) ウラン又はウランの化合物を含む気体状の物質を内包する容器又は管（その容器又は管の内部の圧力が外部の圧力より低く維持されているもの及び(1)に規定するものを除く。）であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ その内包するウランの放射能濃度が <math>37\text{mBq}/\text{cm}^3</math> 以上の容器であって、最高使用圧力が <math>98\text{kPa}</math> 以上のもの又は内容積が <math>0.04\text{m}^3</math> を超えるもの</p> <p>ロ その内包するウランの放射能濃度が <math>37\text{mBq}/\text{cm}^3</math> 以上の管であって、外径 <math>61\text{mm}</math>（最高使用圧力が <math>98\text{kPa}</math> 未満の管にあっては、<math>100\text{mm}</math>）を超えるもの</p>

加工施設の技術基準に関する規則	加工施設の技術基準に関する規則の解釈
	<p>(3) ウラン又はウランの化合物を含む液体状の物質を内包する容器又は管 ((1)に規定するものを除く。) であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ その内包するウランの量が 500kg 以上の容器</p> <p>ロ その内包するウランの放射能濃度が 37kBq/cm<sup>3</sup> 以上の容器 (イに規定するもの及びその内包するウランの量が 5kg 未満の容器を除く。)</p> <p>ハ その内包するウランの放射能濃度が 37kBq/cm<sup>3</sup> 以上の管 (その内包するウランの量が 5kg 未満の容器に附属する管を除く。) であって、液体状の六ふっ化ウランを内包するもの又は外径 61mm (最高使用圧力が 98kPa 未満の管にあつては、100mm) を超えるもの</p> <p>(4) 六ふっ化ウランの加熱容器であって、液体状の六ふっ化ウラン又は大気圧を超える圧力の気体状の六ふっ化ウランを内包する容器からの漏えいの拡大を防止する機能を有するもの (加熱するウランの量が 5kg 未満のものを除く。)</p> <p>(5) プルトニウムの放射能濃度が 37kBq/cm<sup>3</sup> 以上の液体状の物質を内包する容器又は管からの漏えいの拡大を防止するために設置されるドリフトトレイその他の容器</p> <p>(6) 胴の外径が 150mm 以上の容器又は外径 150mm 以上の管 ((1)から(5)に規定する容器又は管を除く。) であって、プルトニウム、ウラン若しくはそれらの化合物を含む液体状若しくは気体状の物質を内包し、又は非常用電源設備その他の安全上重要な施設に属するもののうち、次に定める圧力以上の圧力を加えられる部分について溶接をするもの</p>

加工施設の技術基準に関する規則	加工施設の技術基準に関する規則の解釈
<p>イ 不連続で特異な形状でないものであること。</p> <p>ロ 溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。</p> <p>ハ 適切な強度を有するものであること。</p> <p>ニ 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものであり溶接したものであること。</p>	<p>イ 液体用の容器又は管であって、最高使用温度がその液体の沸点未満のものについては、最高使用圧力 1,960kPa</p> <p>ロ イに規定する容器以外の容器については、最高使用圧力 98kPa</p> <p>ハ イに規定する管以外の管については、最高使用圧力 980kPa（長手継手の部分にあつては、490kPa）</p> <p>3 第1項第3号イに規定する「不連続で特異な形状でないもの」とは、溶接部の設計において、溶接部の開先等の形状に配慮し、鋭い切欠き等の不連続で特異な形状でないものをいう。</p> <p>4 第1項第3号ロに規定する「溶接による割れが生ずるおそれなく」とは、溶接後の非破壊試験において割れないことに加え、溶接時の有害な欠陥により割れが生ずるおそれがないことをいい、「健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないこと」とは、溶接部の設計及び形状が溶込み不足を生じがたいものであり、溶接部の表面及び内部に有害な欠陥がないことをいう。</p> <p>5 第1項第3号ロに規定する「非破壊試験」とは、放射線透過試験、超音波探傷試験、磁粉探傷試験、浸透探傷試験、目視試験等をいう。</p> <p>6 第1項第3号ハに規定する「適切な強度を有する」とは、母材と同等以上の機械的強度を有するものであることをいう。</p> <p>7 第1項第3号の規定に適合する溶接部は、「加工施設の溶接方法等」について（別記）」に適合したものをいう。</p>

加工施設の技術基準に関する規則	加工施設の技術基準に関する規則の解釈
<p>2 安全機能を有する施設に属する容器及び管のうち、加工施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように設置されたものでなければならない。</p> <p>(材料及び構造)</p> <p>第三十一条 重大事故等対処設備に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、加工施設の安全性を確保する上で重要なもの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、<b>第一号（容器等の材料に係る部分に限る。）及び第二号の規定については、法第十六条の三第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。</b></p> <p>一 容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものであること。</p> <p>二 容器等の<b>主要な</b>溶接部は、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>イ 不連続で特異な形状でないものであること。</p> <p>ロ 溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。</p> <p>ハ 適切な強度を有するものであること。</p>	<p>8 第2項に規定する「適切な耐圧試験及び漏えい試験」は、「加工施設の溶接の方法等について（別記）」によるほか、維持段階における各機器の状態に対応する漏えい等の確認を含む。</p> <p>第31条（材料及び構造）</p> <p>1 第1項第2号に規定する「容器等の<b>主要な</b>溶接部」とは、本規程第15条2を準用するものをいう。</p> <p>2 第1項第2号イに規定する「不連続で特異な形状でないもの」とは、本規程第15条3を準用するものをいう。</p> <p>3 第1項第2号ロに規定する「溶接による割れが生ずるおそれがなく」とは、本規程第15条4を準用するものをいう。</p> <p>4 第1項第2号ロに規定する「<b>非破壊試験</b>」とは、本規程第15条5を準用するものをいう。</p>

加工施設の技術基準に関する規則	加工施設の技術基準に関する規則の解釈
<p>ニ 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したもにより溶接したものであること。</p> <p>2 重大事故等対処設備に属する容器及び管のうち、加工施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように設置されたものでなければならない。</p>	<p>5 第1項第2号ハに規定する「適切な強度を有する」とは、本規程第15条6を準用するものをいう。</p> <p>6 第1項第2号の規定に適合する溶接部は、本規程第15条7を準用するものをいう。</p> <p>7 第2項に規定する「適切な耐圧試験及び漏えい試験」は、本規程第15条8を準用するものをいう。</p>

## 加工施設の溶接の方法等について

加工施設の技術基準に関する規則（令和 年原子力規制委員会規則第 号）（以下「技術基準規則」という。）第 15 条第 1 項第 3 号及び第 2 項の規定に対応する主要な溶接部に関する要求事項については、以下のとおりとする。

## 1. 溶接の方法

溶接の方法は、別紙－ 1 に規定する方法によること。

## 2. 溶接施工法

溶接施工法は、別紙－ 2 に規定する溶接施工法認証標準により確認されたもの又はこれと同等と認められるものでなければならない。

同等と認められる溶接施工法とは、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 15 号。以下「改正法」という。）第 3 条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）の施行前に核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和 41 年総理府令第 37 号）第 3 条の 1 2 の溶接の方法の認可を受けたもの、核燃料物質の再処理の事業に関する規則（昭和 46 年総理府令第 10 号）第 7 条の 6 の溶接の方法の認可を受けたもの等をいう。

## 3. 溶接設備

溶接機の種類並びに溶接後熱処理設備及び試験設備の種類及び容量は、その溶接方法に適したものであること。

## 4. 溶接を行う者

溶接を行う者は、別紙－ 3 に規定する溶接士技能認証標準によって認証された者又はこれと同等と認められる者でなければならない。

同等と認められる者とは、溶接士技能の確認を受けた者又は実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（平成 25 年 6 月 19 日原規技発第 1306194 号原子力規制委員会決定）別記－ 5（以下単に「別記－ 5」という。） 3. 第 3 部溶接士技能認証標準（3）により同等と認められた者をいう。

## 5. 用語の定義

- (1) 「加工第 1 種機器」とは、加工施設の化学処理施設、核燃料物質の貯蔵施設又は放射性廃棄物の廃棄施設に属する容器又は管のうち、プルトニウムの放射能濃度が  $37\text{kBq/cm}^3$  以上の液体（以下「プルトニウム溶液」という。）を内包するものをいう。
- (2) 「加工第 1 種容器」とは、加工第 1 種機器に属する容器をいう。
- (3) 「加工第 1 種管」とは、加工第 1 種機器に属する管をいう。

- (4) 「加工第2種機器」とは、加工施設に属する容器又は管のうち、加工第1種機器及び第七号に規定する加工第3種機器以外の容器又は管をいう。
- (5) 「加工第2種容器」とは、加工第2種機器に属する容器をいう。
- (6) 「加工第2種管」とは、加工第2種機器に属する管をいう。
- (7) 「加工第3種機器」とは、加工施設に属する容器又は管のうち、次に掲げるものをいう。
- イ プルトニウム溶液の漏えいの拡大防止のために設置されるドリフトレイその他の容器
  - ロ 六ふっ化ウランの加熱容器
  - ハ ダクト
- (8) 「加工第3種容器」とは、加工第3種機器に属する容器をいう。
- (9) 「加工第3種管」とは、加工第3種機器に属する管をいう。

## 加工施設の溶接の方法

## 1. 溶接部の設計

溶接部の設計は、次に適合するものでなければならない。ただし、十分な強度及び耐食性を有することが確認された場合は、この限りではない。

継手の溶接は、「表1－1 溶接設計（突合せ溶接以外の場合）」の溶接区分の欄に掲げる区分に応じ、溶接設計の欄に掲げる方法によって行う場合を除き、突合せ両側溶接、裏あて金を使用する突合せ片側溶接（溶接後裏あて金を取り除くものに限る。）、初層イナートガスアーク溶接による突合せ片側溶接設計又はこれらと同等以上の効果が得られる方法によって行うこと。この場合において、「表1－2 溶接設計（突合せ溶接の場合）」の溶接区分の欄に掲げる区分に適合する場合は、同表の溶接設計の欄に掲げる方法によって行うこと。

表1－1 溶接設計（突合せ溶接以外の場合）

溶接区分		溶接設計	備考
機器区分	継手区分		
加工第1種 機器	管台を取り付ける継手の溶接	別図第4（4）、（5）、（6）、（7）	
	管に枝管を取り付ける継手の溶接	完全溶込み溶接	工場製作に限る。
	管板に管を取り付ける継手の溶接	別図第6（1）、（2）	別図第6（2）は、加工第1種機器に限る。
	閉じ込め部 <sup>1</sup> にジャケット等の耐圧部材を取り付ける継手の溶接	完全溶込み溶接	
	閉じ込め部に上記以外の非閉じ込め部材を取り付ける継手の溶接	連続すみ肉溶接又はこれと同等以上の効果が得られる方法。ただし、機器の外側の非接液面にあつては、この限りではない。	
	栓等を取り付ける継手の溶接	別図第7	非接液部であつて構造上やむを得ない場合に限る。
加工第2種 機器 加工第3種 機器	管台を取り付ける継手の溶接	別図第4（4）、（5）、（6）、（7）、（8）、（9）、（10）、（11）、（12）、（13）、（14）、（15）、（16）、（17）、（18）、（19）、（20）、（21）、（22）、（23）、（24）	別図第4の（18）、（19）、（22）、（23）及び（24）にあつては腐食性の強い硝酸液を扱う機器の接液部を除き、加工第3種機器にあつては六ふっ化ウランの加熱容器又はダクトに限る。

<sup>1</sup> 内包する液体又は気体の閉じ込め障壁を構成する部分

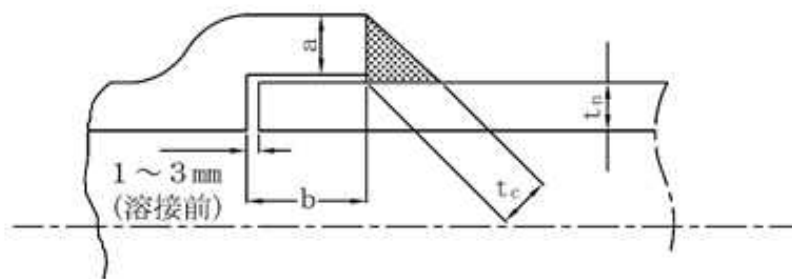


管に枝管を取り付ける継手の溶接	別図第1又は完全溶込み溶接	別図第1は、外径が90mm以下の管（腐食性の強い硝酸液を扱う機器の接液部を除く。）に限る。
フランジ、平板又は管板を取り付ける継手の溶接	別図第2（1）、（2）、（3）、（4）、（5）、（6）、（7）、（8）、（9）、（10）、（11） 別図第3（4）、（5）、（6）、（7）、（8）、（9）、（10）、（11）、（12）、（13）、（14）、（15）	別図第2の（6）は外径が90mm以下のフランジ継手（腐食性の強い硝酸液を扱う機器の接液部を除く。）に限る。 別図第2（10）、（11）はダクトに限る。 別図第3（13）、（14）は腐食性の強い硝酸液を扱う機器の接液部を除く。
管板に管を取り付ける継手の溶接	別図第6（1）、（2）、（3）	
管と管又は管台を取り付ける継手の溶接	別図第1	外径が90mm以下の管（腐食性の強い硝酸液を扱う機器の接液部を除く。）に限る。
閉じ込め部にジャケット等の耐圧部材を取り付ける継手の溶接	連続すみ肉溶接又はこれと同等以上の効果が得られる方法	
閉じ込め部に上記以外の非閉じ込め部材を取り付ける継手の溶接	連続すみ肉溶接又はこれと同等以上の効果が得られる方法。ただし、機器の外側の非接液面にあつては、この限りではない。	
側板と底板との継手の溶接	別図第5（1）、（2）	大気に開放の容器に限る。当該継手と側板相互又は底板相互の継手との交点の距離は、300mm以上とすること。
側板相互又は底板相互の継手の溶接	別図第5（3）、（4）、（5）又はこれと同等以上の効果が得られる方法	大気に開放の容器に限る。当該継手と交点の距離は、300mm以上とすること。
内張り相互の継手の溶接	別図第5（3）、（4）、（5）、（6）、（7）、（8）、（9）、（10）、（11）、（12）又はこれと同等以上の効果が得られる方法	大気に開放のライニング型貯槽に限る。内張り材としてオーステナイト系ステンレス鋼以外の材料を使用する場合は、当該継手と交点の距離は、300mm以上とすること。
栓等を取り付ける継手の溶接	別図第7	

表1－2 溶接設計（突合せ溶接の場合）

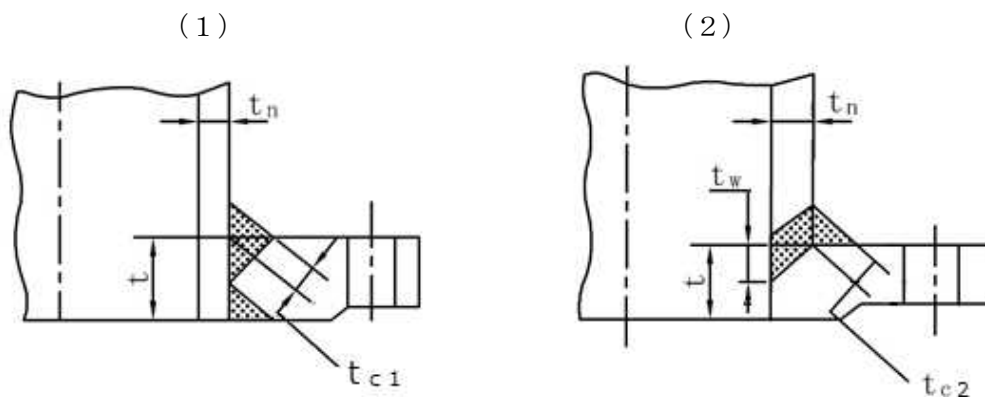
溶接区分		溶接設計	備考
機器区分	継手区分		
加工第1種機器 加工第2種機器 加工第3種機器	管台を取り付ける継手の溶接	別図第4(1)、(2)、(3)	
	フランジ、平板又は管板を取り付ける継手の溶接	別図第3(1)、(2)、(3)	

別図第 1



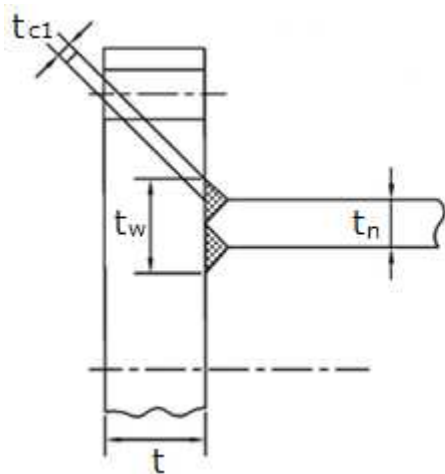
- (注)  $t_n$  は、容器又は管の厚さ (mm を単位とする。)  
 $t_c$  は、 $0.85t_n$  以上  
 $a$  は、 $1.25t_n$  以上  
 $b$  は、 $9.5 \text{ mm}$  以上

別図第 2

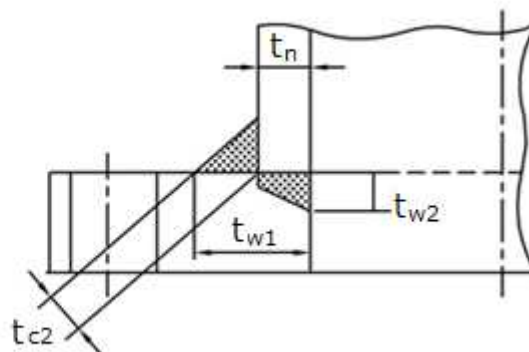


- (注)  $t$  は、フランジの厚さ (mm を単位とする。)
- $t_n$  は、容器又は管の厚さ (mm を単位とする。)
- $t_{c1}$  は、 $0.25t_n$  又は  $6\text{mm}$  のうちいずれか小さい方以上
- $t_{c2}$  は、 $0.7t_n$  又は  $6\text{mm}$  のうちいずれか小さい方以上
- $t_w$  は、フランジが鍛造品の場合にあつては、 $0.5t_n$  又は  $0.25t$  のうちいずれか小さい方以上  
フランジが鍛造品以外の場合にあつては、 $t_n$  又は  $0.5t$  のうちいずれか小さい方以上

(3)

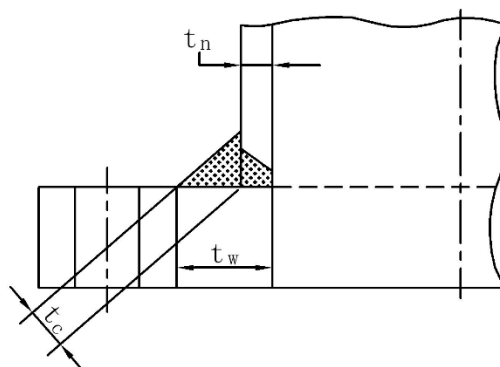


(4)



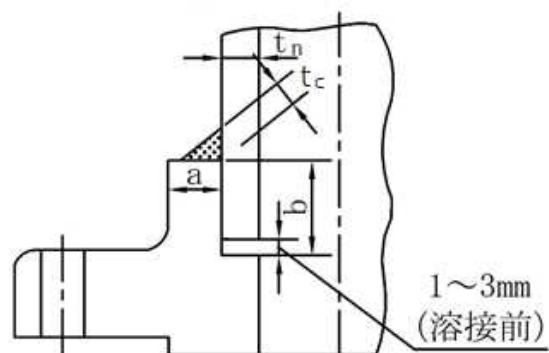
- (注)  $t_n$ は、容器又は管の厚さ (mmを単位とする。)  
 $t_{c1}$ は、 $t_n$ 又は $2t_r$  ( $t_r$ は、継目のない容器又は管の計算上必要な厚さ) のうちいずれか小さい方以上  
 $t_{c2}$ は、 $t_n$ 以上  
 $t_w$ は、 $3t_n$ 以上  
 $t_{w1}+t_{w2}$ は、 $3t_n$ 以上

(5)

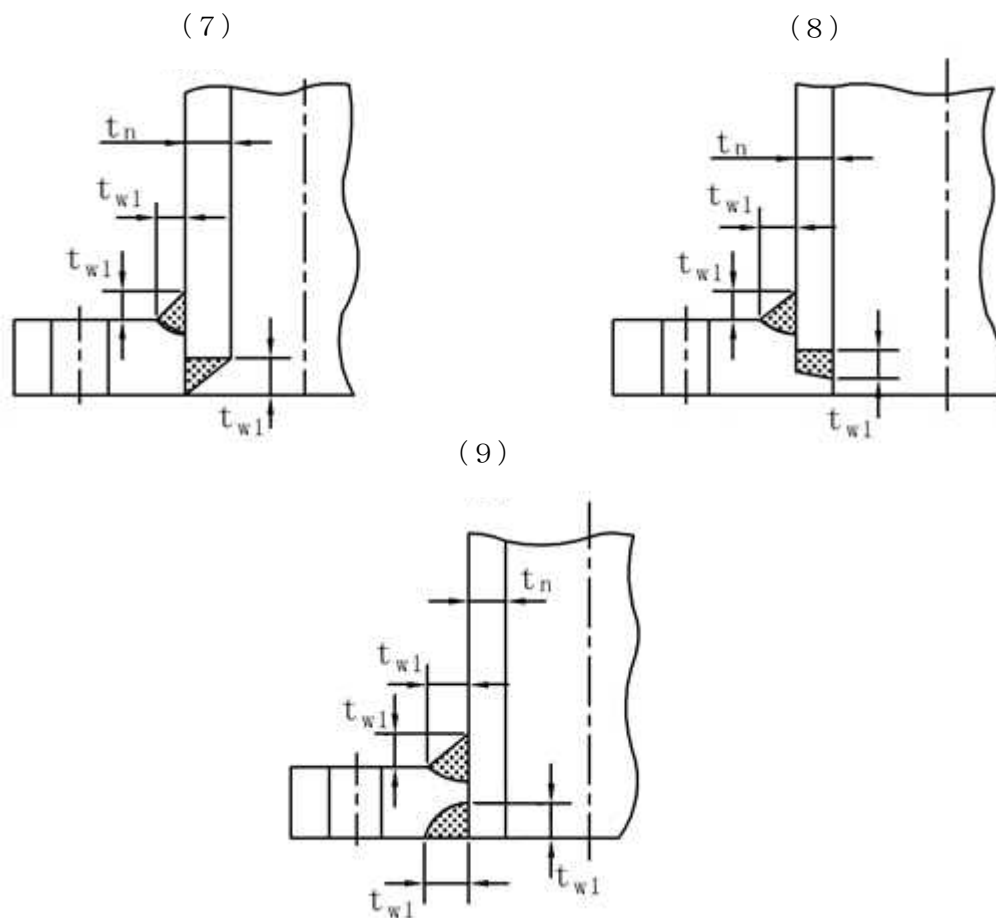


- (注)  $t_n$ は、容器又は管の厚さ (mmを単位とする。)  
 $t_c$ は、 $t_n$ 又は $2t_r$  ( $t_r$ は、継目のない容器又は管の計算上必要な厚さ) のうちいずれか小さい方以上  
 $t_w$ は、 $3t_n$ 以上

(6)

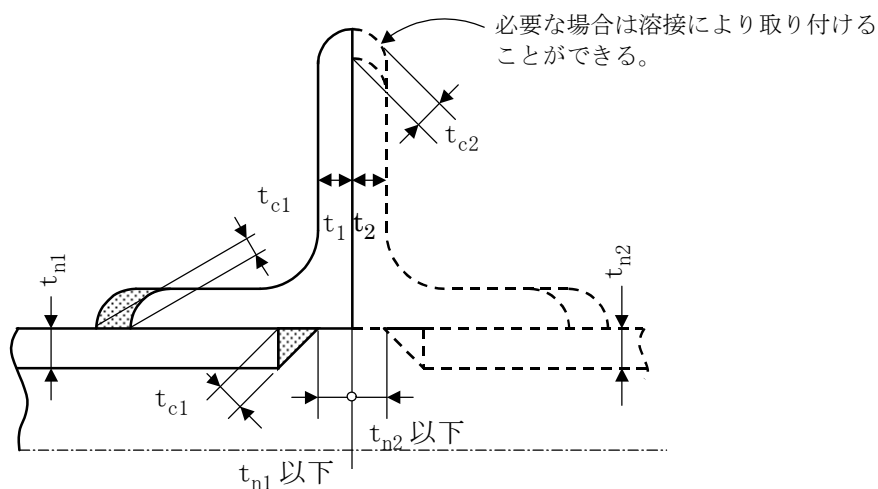


- (注)  $t_n$  は、容器又は管の厚さ (mm を単位とする。)  
 $t_c$  は、 $t_n$  以上  
 $a$  は、 $1.4t_r$  以上  
 $b$  は、10mm (外径が 61mm 以下の場合は 9.6mm) 以上



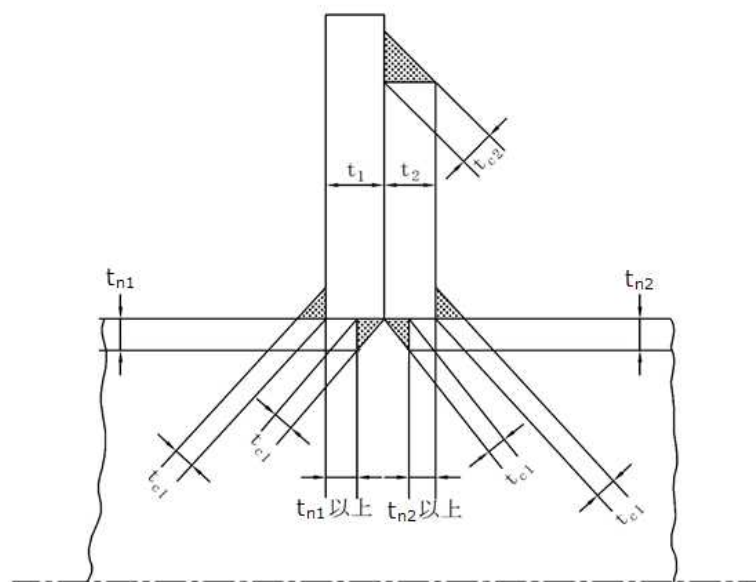
(注)  $t_n$ は、容器又は管の厚さ (mmを単位とする。)  
 $t_{w1}$ は、 $t_n$ 以上  
 ただし、(7)にあつては最高使用圧力が 1,570kPa 以下で、かつ、最高使用温度が 350℃以下のものに限る。(8)及び(9)にあつては最高使用温度が 450℃以下のものに限る。

(10)



- (注)  $t_1$ 、 $t_2$ は、フランジの厚さ (mmを単位とする。)  
 $t_{n1}$ 、 $t_{n2}$ は、ダクトの厚さ (mmを単位とする。)  
 $t_{c1}$ は、 $t_1$ 又は $t_{n1}$ のうちいずれか小さい方の厚さの0.7倍以上  
 $t_{c2}$ は、 $t_1$ 又は $t_2$ のうちいずれか小さい方の厚さの0.7倍以上

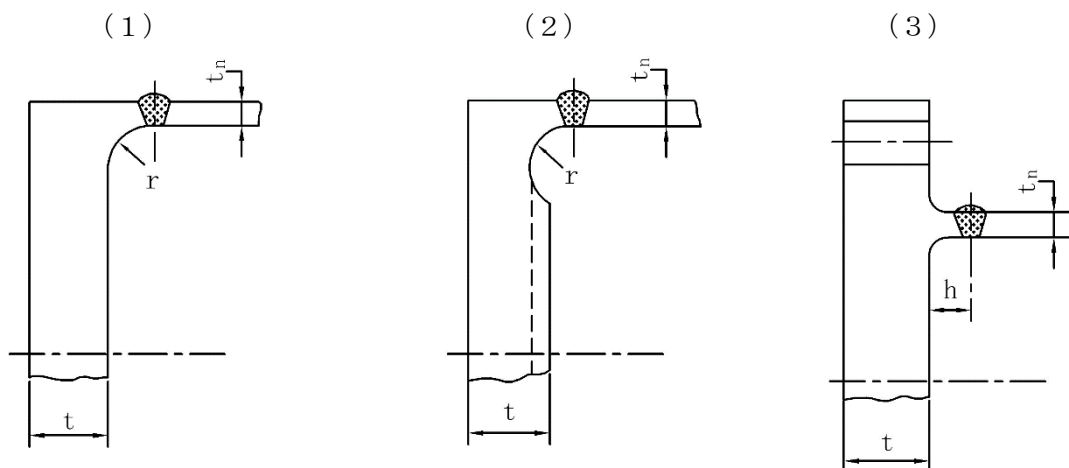
(11)



- (注)  $t_1$ 、 $t_2$ は、フランジの厚さ (mmを単位とする。)  
 $t_{n1}$ 、 $t_{n2}$ は、ダクトの厚さ (mmを単位とする。)  
 $t_{c1}$ は、 $t_1$ 若しくは $t_2$ 又は $t_{n1}$ 若しくは $t_{n2}$ のうちいずれか小さい方の厚さの0.7倍以上  
 $t_{c2}$ は、 $t_1$ 又は $t_2$ のうちいずれか小さい方の厚さの0.7倍以上

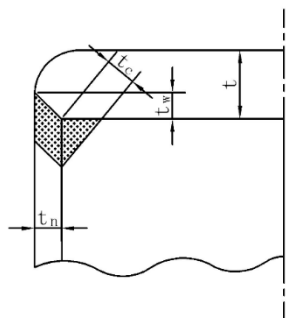


別図第3

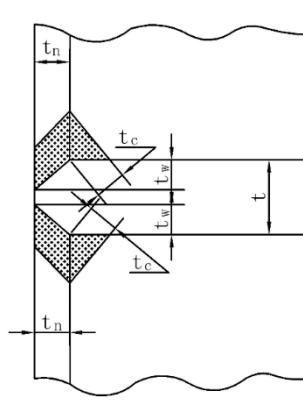


(注)  $t$  は、平板又は管板の厚さ (mm を単位とする。)  
 $t_n$  は、容器又は管の厚さ (mm を単位とする。)  
 $r$  は、 $t$  又は  $t_n$  のうちいずれか小さい方以上  
 $h$  は、 $1.5t_n$  以上

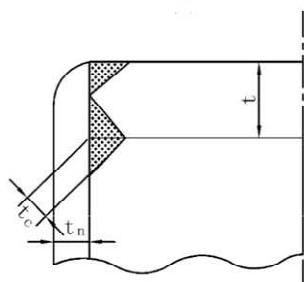
(4)



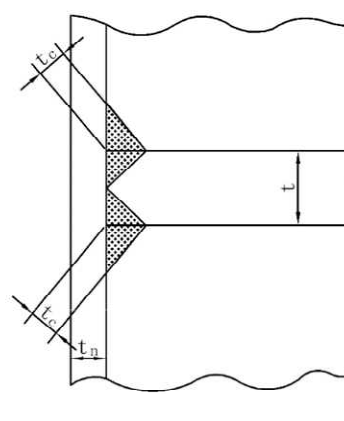
(5)



(6)

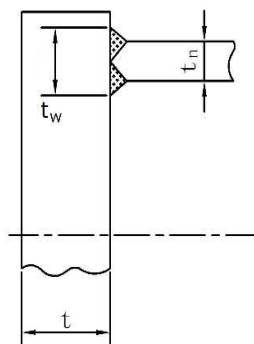


(7)

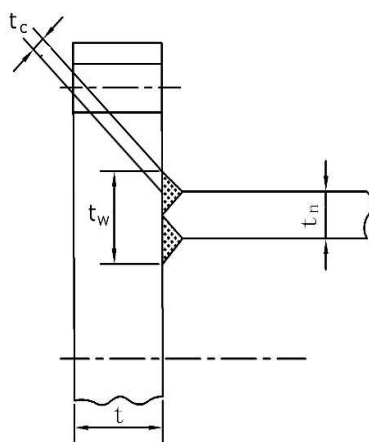


- (注)  $t$  は、平板又は管板の厚さ (mm を単位とする。)  
 $t_n$  は、容器又は管の厚さ (mm を単位とする。)  
 $t_c$  は、 $0.7t_n$  又は  $6\text{mm}$  のうちいずれか小さい方以上  
 $t_w$  は、平板又は管板が鍛造品の場合で、かつ、開先角度が  $45^\circ$  未満の場合にあっては、 $0.5t_n$  又は  $0.25t$  のうちいずれか小さい方以上  
 平板又は管板が鍛造品以外の場合又は開先角度が  $45^\circ$  以上の場合にあっては、 $t_n$  又は  $0.5t$  のうちいずれか小さい方以上

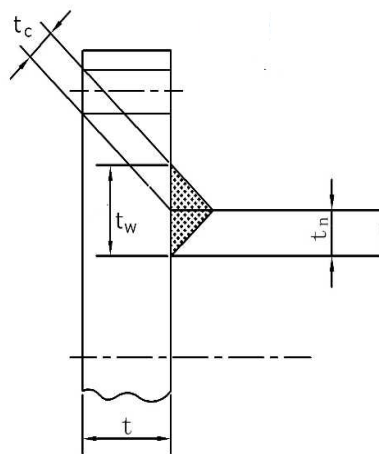
(8)



(9)



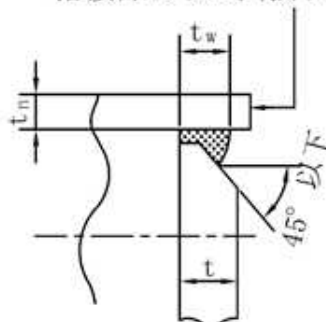
(10)



- (注)  $t$  は、平板又は管板の厚さ (mm を単位とする。)  
 $t_n$  は、容器又は管の厚さ (mm を単位とする。)  
 $t_c$  は、ステーで支えられる管板の場合にあっては、 $0.7t_n$  又は  $1.4t_r$  ( $t_r$  は、継目のない容器又は管の計算上必要な厚さ) のうちいずれか小さい方以上  
 平板又はステーで支えられない管板の場合にあっては、 $t_n$  又は  $2t_r$  ( $t_r$  は、継目のない容器又は管の計算上必要な厚さ) のうちいずれか小さい方以上  
 $t_w$  は、(8) にあっては、 $2t_n$  以上  
 (9) 及び(10) のステーで支えられる管板にあっては、 $2t_n$  以上  
 (9) 及び(10) の平板又はステーで支えられない管板にあっては、 $3t_n$  以上

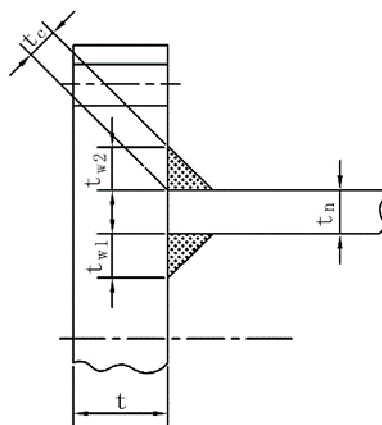
(11)

溶接部よりの出張りは任意



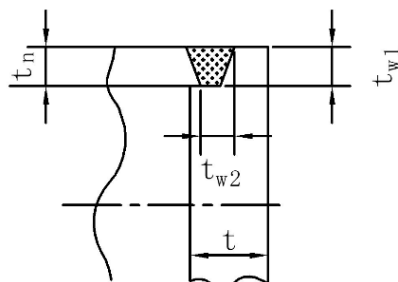
- (注)  $t$  は、平板又は管板の厚さ (mm を単位とする。)  
 $t_n$  は、容器又は管の厚さ (mm を単位とする。)  
 $t_w$  は、 $2t_r$  ( $t_r$  は、継目のない容器又は管の計算上必要な厚さ) 又は  $1.25t_n$  のうちいずれか大きい方以上。ただし、 $t$  より大きくする必要はない。

(12)



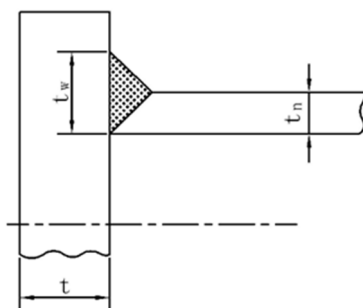
- (注)  $t$  は、平板又は管板の厚さ (mm を単位とする。)  
 $t_n$  は、容器又は管の厚さ (mm を単位とする。)  
 $t_c$  は、ステーで支えられる管板の場合にあつては、 $0.7t_n$  又は  $1.4t_r$  ( $t_r$  は、継目のない容器又は管の計算上必要な厚さ) のうちいずれか小さい方以上  
 平板又はステーで支えられない管板の場合にあつては、 $t_n$  又は  $2t_r$  ( $t_r$  は、継目のない容器又は管の計算上必要な厚さ) のうちいずれか小さい方以上  
 $t_{w1} + t_{w2}$  は、ステーで支えられる管板にあつては、 $2t_n$  以上  
 平板又はステーで支えられない管板にあつては、 $3t_n$  以上  
 $t_{w1}$  は、 $0.5t_{w2}$  以上

(13)



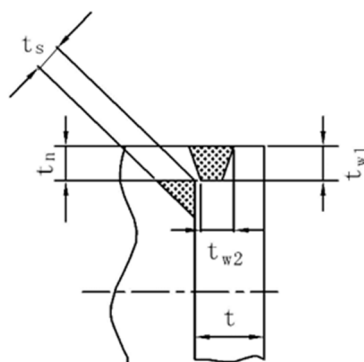
- (注)  $t$  は、平板又は管板の厚さ (mm を単位とする。)  
 $t_n$  は、容器又は管の厚さ (mm を単位とする。)  
 $t_{w1}$  は、 $t_n$  以上  
 $t_{w1} + t_{w2}$  は、 $2t_n$  以上

(14)



- (注)  $t$  は、平板又は管板の厚さ (mm を単位とする。)  
 $t_n$  は、容器又は管の厚さ (mm を単位とする。)  
 $t_w$  は、 $2t_n$  以上

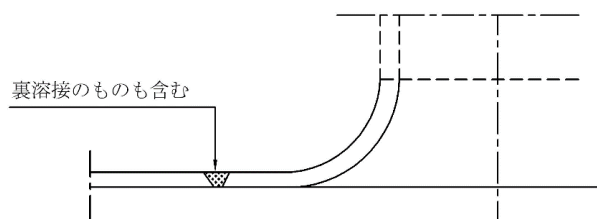
(15)



- (注)  $t$  は、平板又は管板の厚さ (mm を単位とする。)  
 $t_n$  は、容器又は管の厚さ (mm を単位とする。)  
 $t_{w1}$  は、 $t_n$  以上  
 $t_{w1} + t_{w2}$  は、 $2t_n$  以上  
 $t_s$  は、3mm 以上 (漏止め溶接)

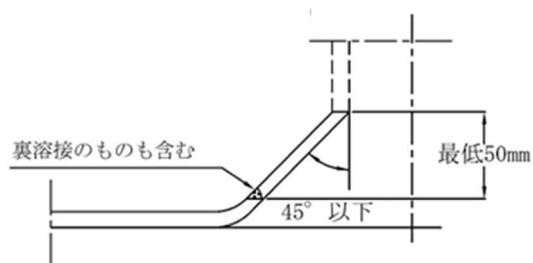
別図第4

(1)



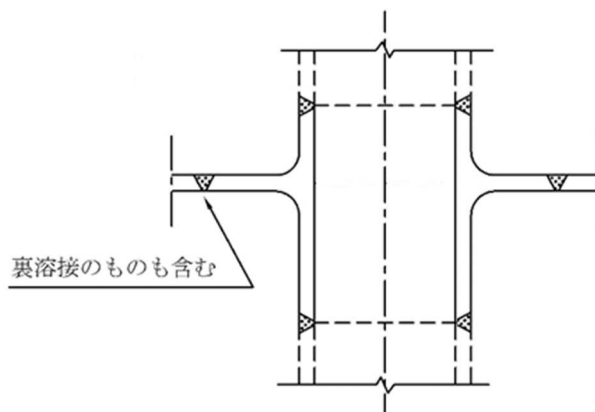
(注) 溶接作業が支障なく行え、かつ、本別記に定める検査が実施できるような溶接部の位置又は中心線と溶接線の角度とし、溶接部の位置は管台から十分な距離を取らなければならない。

(2)

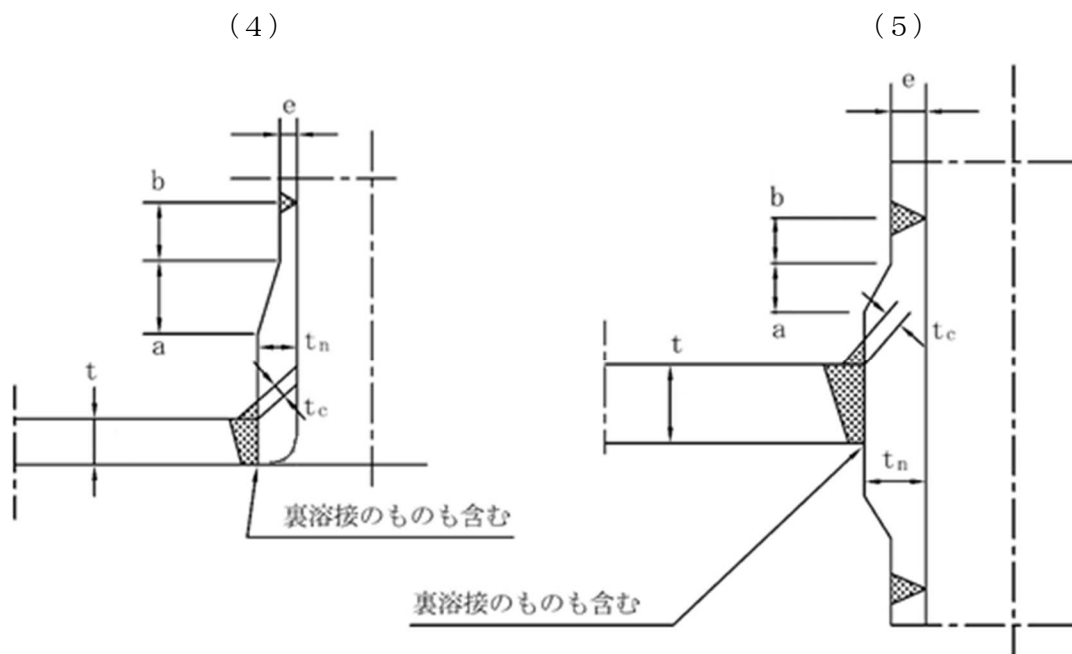


(注) 溶接作業が支障なく行え、かつ、本別記に定める検査が実施できるような溶接部の位置又は中心線と溶接線の角度とし、溶接部の位置は管台から十分な距離を取らなければならない。  
(1)を優先するが、(1)の加工が適当でない場合に使用する。

(3)

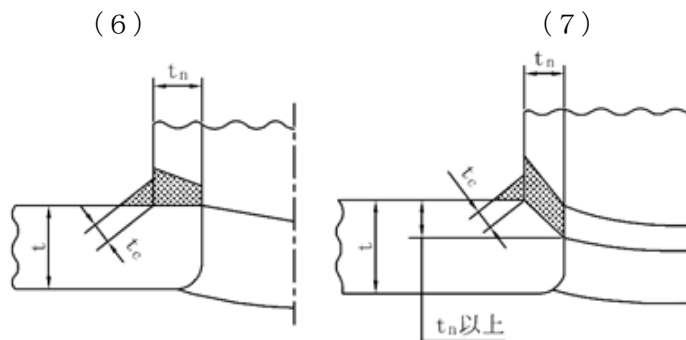


(注) 溶接作業が支障なく行え、かつ、本別記に定める検査が実施できるような溶接部の位置又は中心線と溶接線の角度とし、溶接部の位置は管台から十分な距離を取らなければならない。

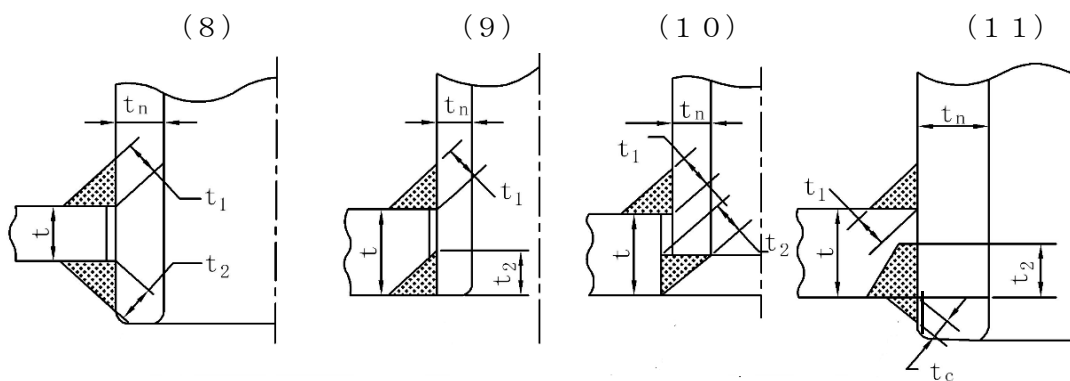


(注) 溶接作業が支障なく行え、かつ、本別紙に定める検査が実施できるような溶接部の位置及び中心線と溶接線の角度とし、管台の取付け角度はおおむね  $45^\circ$  以上としなければならない。

- $t$  は、容器又は管の厚さ (mm を単位とする。)
- $t_n$  は、管台の厚さ (mm を単位とする。)
- $e$  は、管の厚さ (mm を単位とする。)
- $t_c$  は、 $0.7t_n$  又は  $6\text{mm}$  のいずれか小さい方以上
- $t_n$  は、 $0.5t$  以上
- $b$  は、 $e$  以上
- $a$  は、 $(t_n - e)$  以上

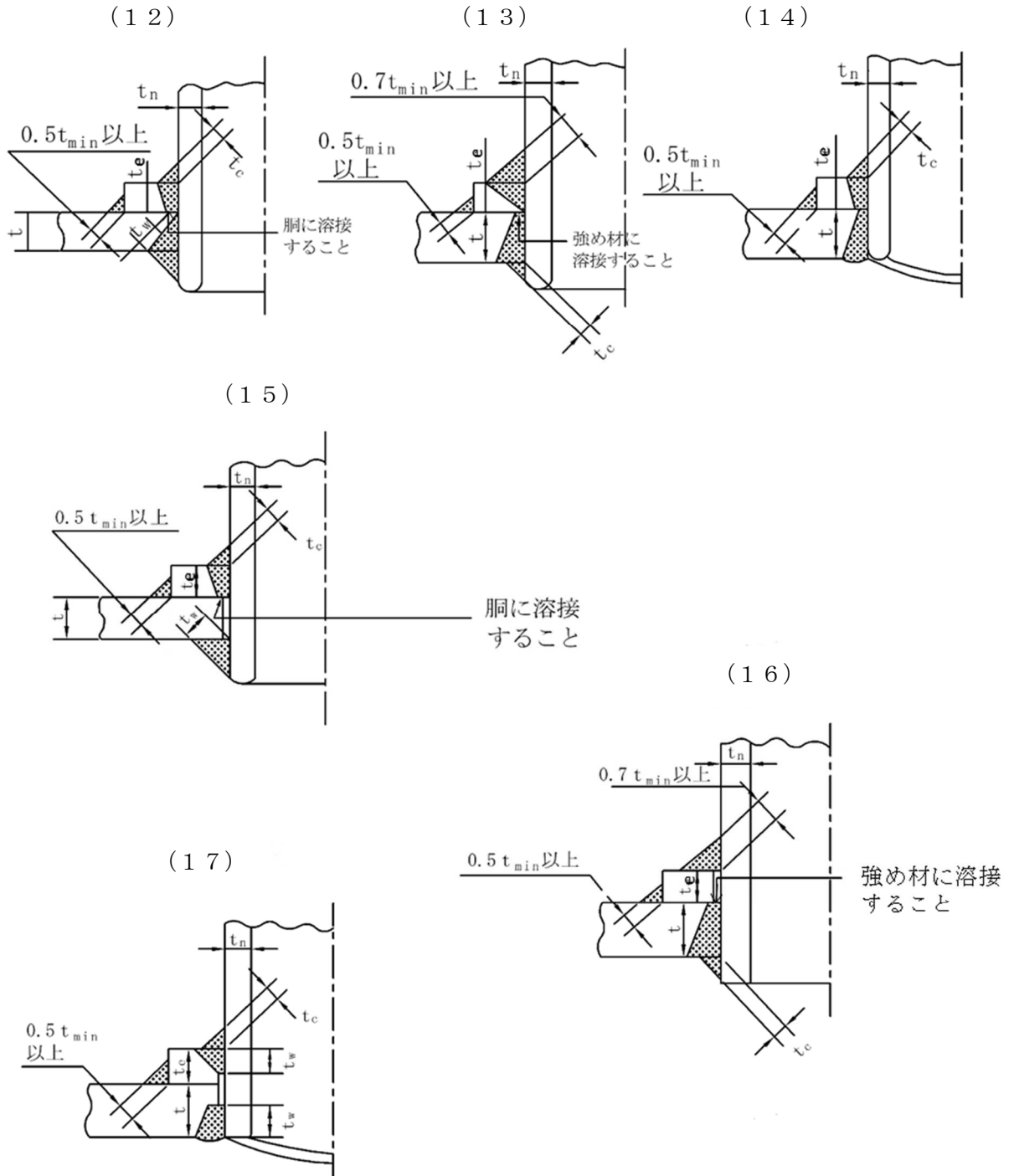


(注)  $t$  は、容器又は管の厚さ (mm を単位とする。)  
 $t_n$  は、管台の厚さ (mm を単位とする。)  
 $t_c$  は、 $0.7t_n$  又は  $6\text{mm}$  のうちいずれか小さい方以上

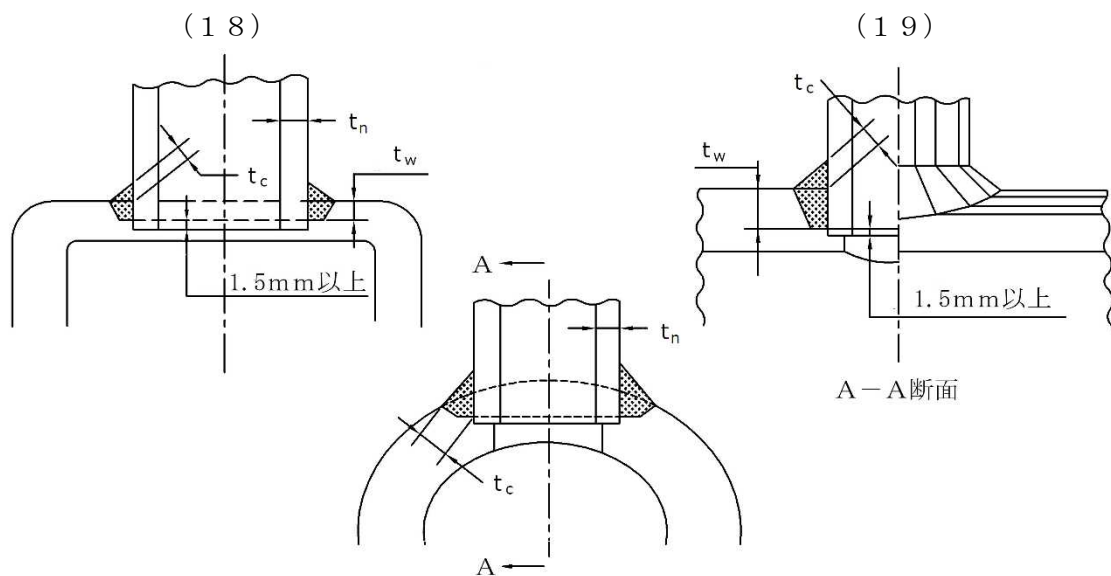


(注)  $t$  は、容器又は管の厚さ (mm を単位とする。)  
 $t_n$  は、管台の厚さ (mm を単位とする。)  
 $t_1+t_2$  は、 $1.25t_{\min}$  以上、 $t_1$  又は  $t_2$  は、 $0.7t_{\min}$  又は  $6\text{mm}$  のうちいずれか小さい方以上  
 $t_{\min}$  は、 $t$ 、 $t_n$  又は  $19\text{mm}$  のうちいずれか小さいもの。  
 $t_n$  は、 $2.2\text{mm}$  以上  
 $t_c$  は、 $0.7t_n$  又は  $6\text{mm}$  のうちいずれか小さい方以上。ただし、管台の胴内面への突出し量がこれ以下の場合、この限りでない。



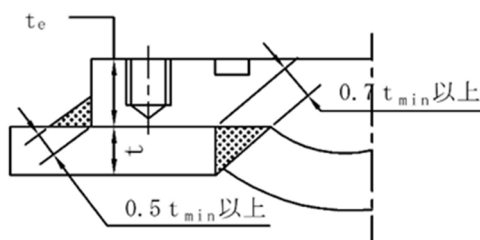


(注)  $t$  は、容器又は管の厚さ (mm を単位とする。)  
 $t_n$  は、管台の厚さ (mm を単位とする。)  
 $t_e$  は、強め材の厚さ (mm を単位とする。)  
 $t_c$  は、 $0.7t_n$  又は  $6\text{mm}$  のうちいずれか小さい方以上。ただし、管台の洞内面への突出し量がこれ以下の場合はこの限りでない。  
 $t_w$  は、部分溶接の場合における深さ (mm を単位とする。) で  $0.7t_{\min}$  以上  
 $t_{\min}$  は、 $t$ 、 $t_n$ 、 $t_e$  又は  $19\text{mm}$  のうちいずれか小さいもの。



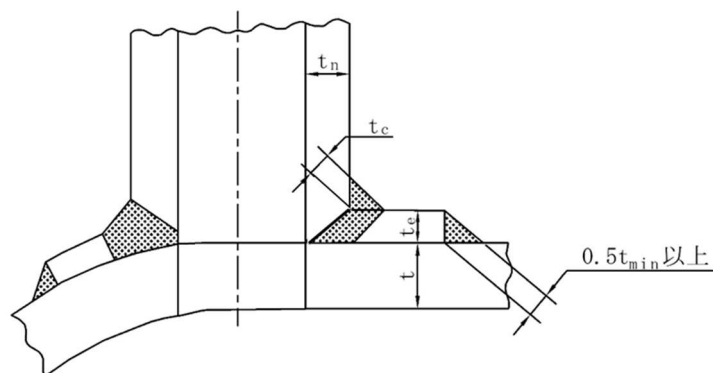
(注)  $t_n$ は、管台の厚さ (mm を単位とする。)  
 $t_c$ は、 $0.7t_n$ 又は6mmのうちいずれか小さい方以上  
 $t_w$ は、 $t_n$ 又は6mmのうちいずれか大きい方以上

(20)



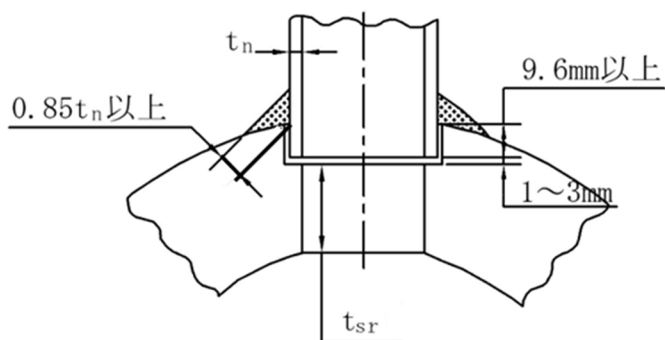
(注)  $t$ は、容器又は管の厚さ (mm を単位とする。)  
 $t_e$ は、強め材の厚さ (mm を単位とする。)  
 $t_{min}$ は、 $t$ 、 $t_e$ 又は19mmのうちいずれか小さいもの。

(21)



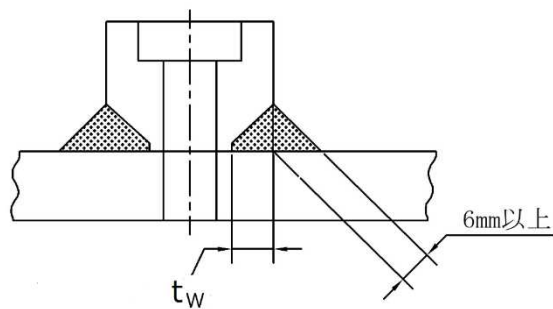
- (注)  $t$  は、容器又は管の厚さ (mm を単位とする。)  
 $t_n$  は、管台の厚さ (mm を単位とする。)  
 $t_e$  は、強め材の厚さ (mm を単位とする。)  
 $t_c$  は、 $0.7t_n$  又は  $6\text{mm}$  のうちいずれか小さい方以上  
 $t_{\min}$  は、 $t$ 、 $t_n$ 、 $t_e$  又は  $19\text{mm}$  のうちいずれか小さいもの。

(22)



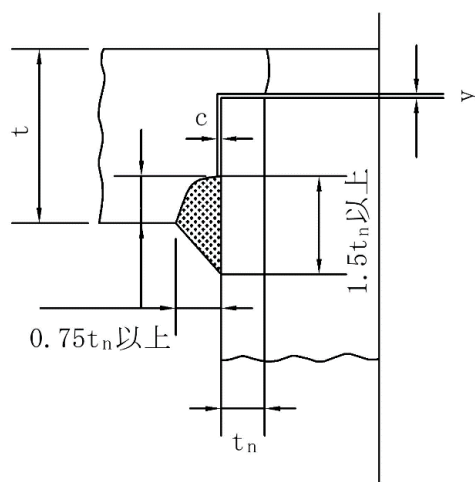
- (注)  $t_n$  は、管台の厚さ (mm を単位とする。)  
 $t_{sr}$  は、管台が取り付けられる部分の計算上必要な厚さ  
 ただし、取り付けられる管の外径が  $90\text{mm}$  以下のものに限る。

(23)



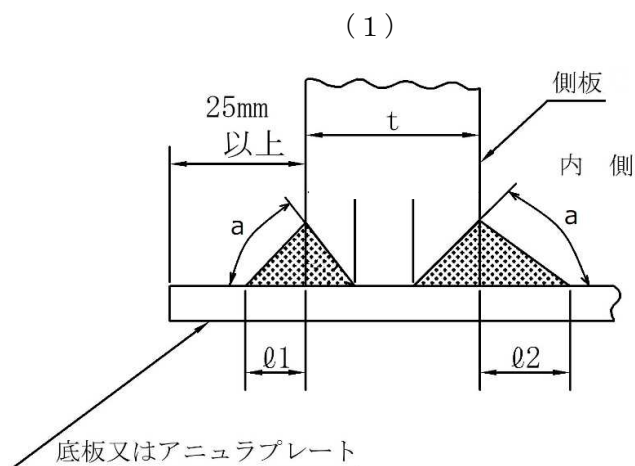
(注)  $t_w$ は、取り付けられる管の外径の Sch160 に対する厚さ以上  
ただし、取り付けられる管の外径が 61mm 以下のものに限る。

(24)

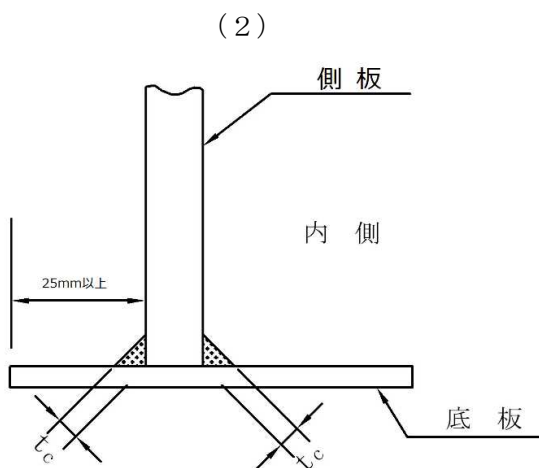


(注)  $t$ は、容器又は管の厚さ (mm を単位とする。)  
 $t_n$ は、管台の厚さ (mm を単位とする。)  
 $c$ は、管台の外径が 34mm 以下の場合 0.25mm 以下  
 $c$ は、管台の外径が 34mm を超え 115mm 以下の場合 0.5mm 以下  
 $c$ は、管台の外径が 115mm を超える場合 0.8mm 以下  
 $y$ は、1.6mm 又は  $t_n$  のうちいずれか小さい方以上

別図第 5

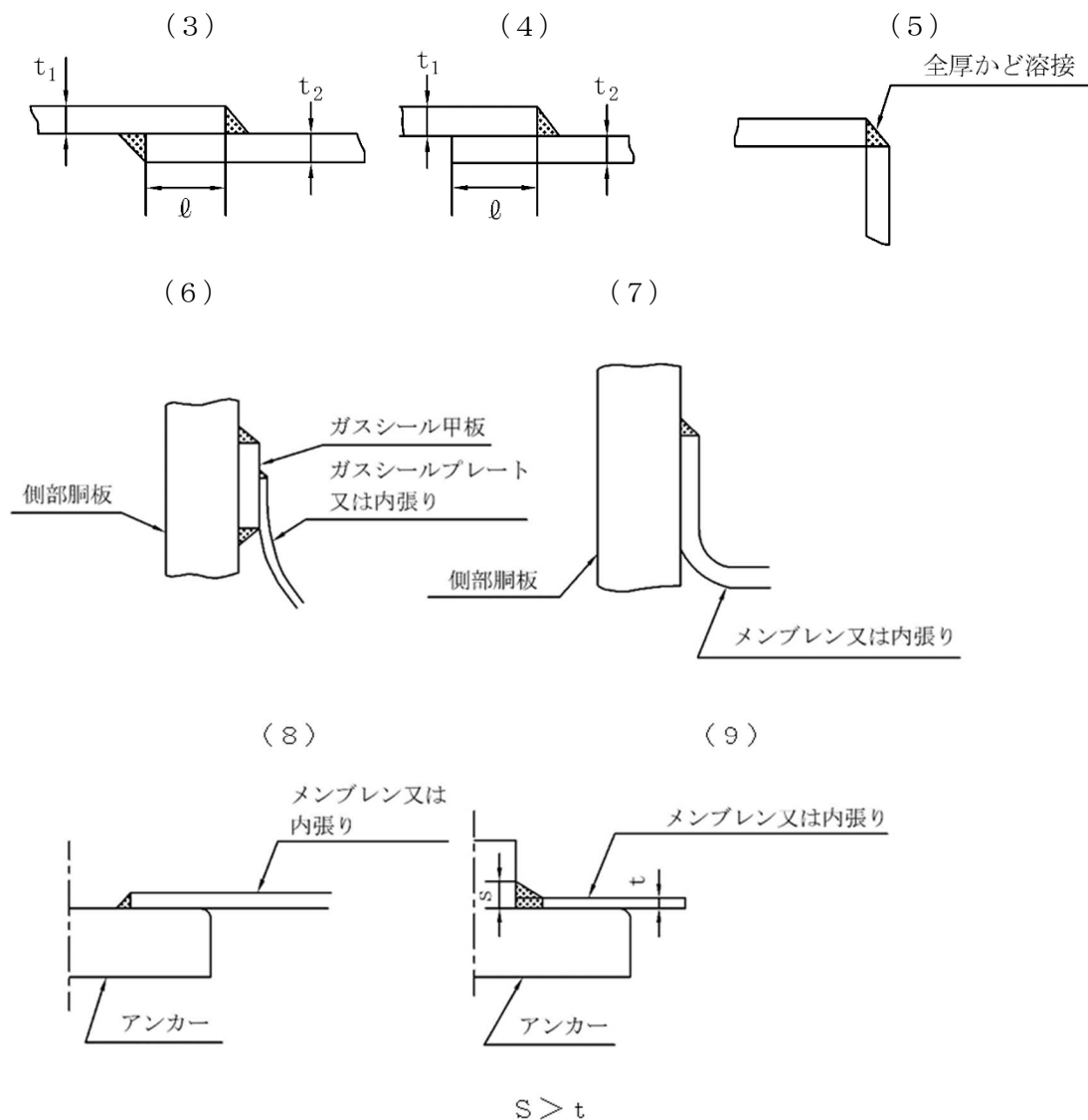


- (注)  $t_{w1} \geq 0.3t$   
 $t_{w2} \geq t_{w1}$   
 $a \geq 50^\circ$   
 $l_1 \geq t_{w1} \tan(a)$   
 $l_2 \geq 1.3 t_{w2} \tan(a)$



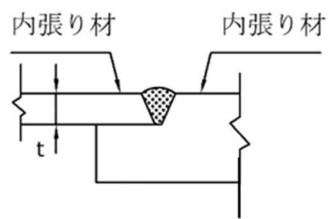
- (注)  $t_c$  は、側板若しくは底板のうちいずれか小さい方の値又は次の表に掲げる値のいずれか小さい方以上の値とする。(mm を単位とする。)

底板の厚さ (mm)	$t_c$ (mm)
4.5 未満	4.5
4.5 以上 19 未満	6
19 以上 32 未満	8
32 以上	10

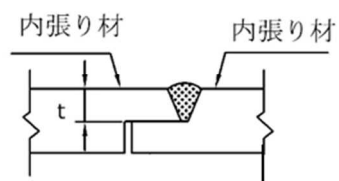


(注) 側板相互又は底板相互の場合、 $l$ は $5t$  ( $t_1$ 又は $t_2$ のうちいずれか小さい方)又は $25\text{mm}$ のうちいずれか大きい方以上  
 内張り相互の継手の場合、 $l$ は $2t$  ( $t_1$ 又は $t_2$ のうちいずれか小さい方)又は $13\text{mm}$ のうちいずれか小さい方以上  
 (3)、(4)、(6)、(7)及び(8)の場合は、全厚すみ肉溶接とする。

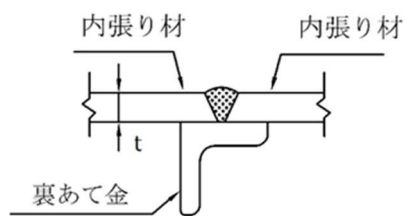
(10)



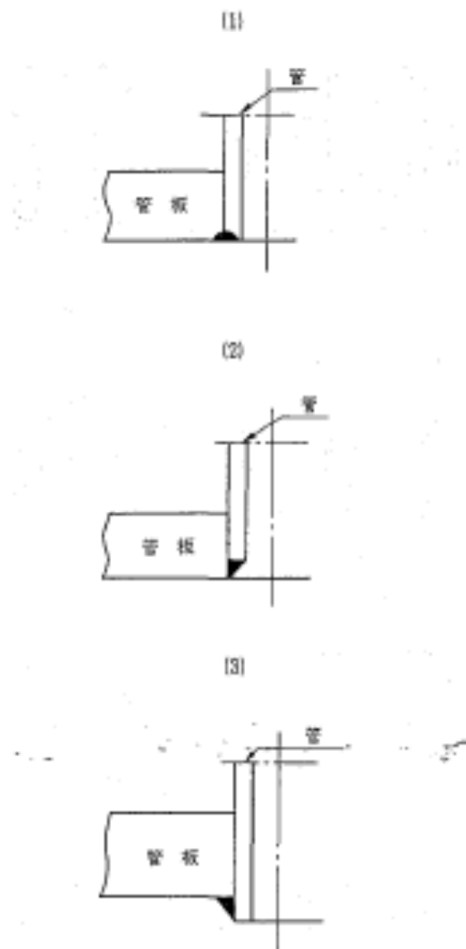
(11)



(12)

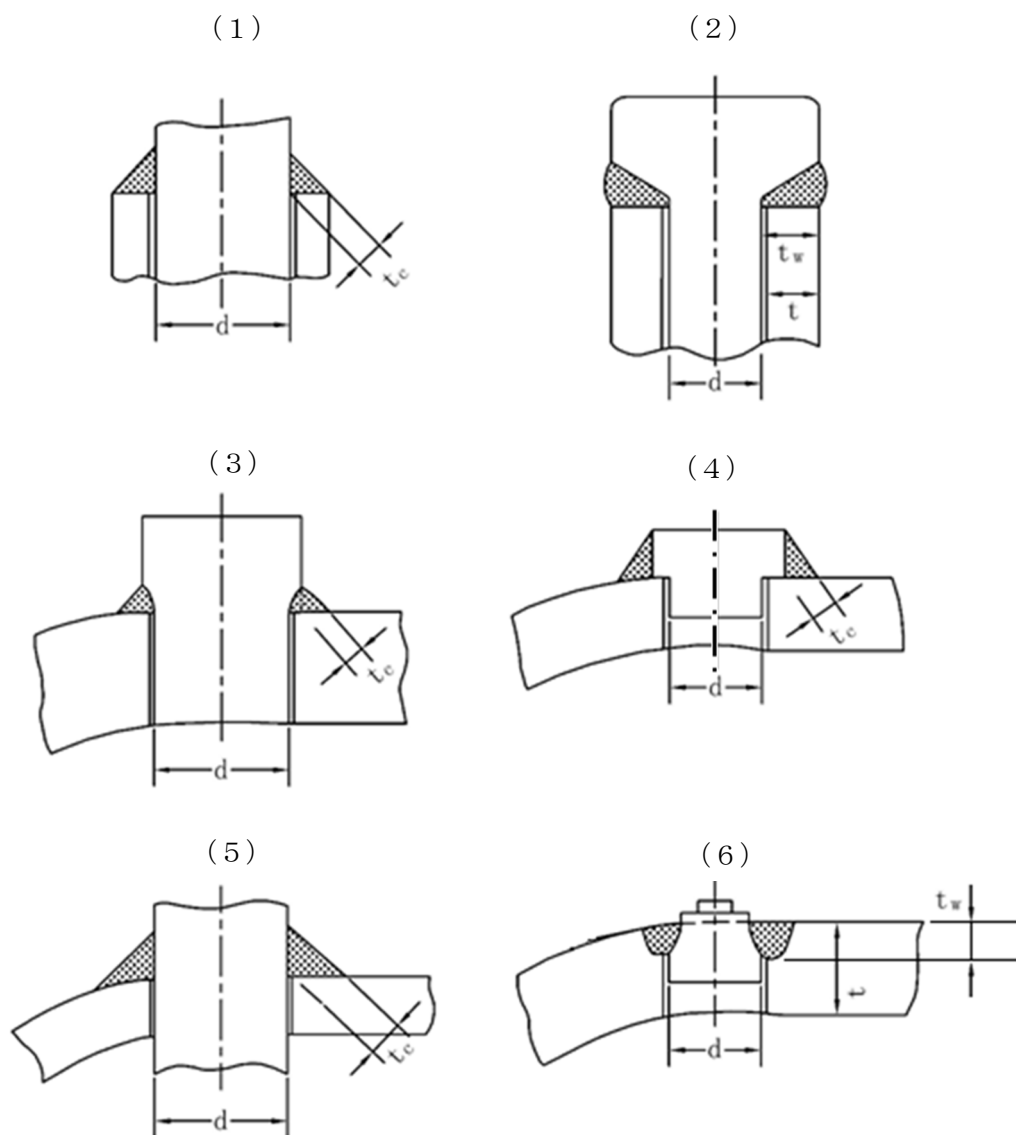


別図第 6





別図第 7



(注)  $d$  は、栓等の径で 61mm 以下のものに限る。  
 $t_c$  は、 $0.85t_{r1}$  ( $t_{r1}$  は、 $d$  を外径とした継目のない容器又は管の計算上必要な厚さ) 以上  
 $t_w$  は、 $1.25t_{r2}$  ( $t_{r2}$  は、 $t$  の部分の計算上必要な厚さ) 以上

## 2. 材料の制限

材料の制限は、日本機械学会発電用原子力設備規格「溶接規格2012年版（2013年追補を含む。）」（以下「溶接規格」という。）「N-4020 溶接の制限」によること。

また、再処理第1種機器及び腐食環境の厳しい再処理第2種機器の接液側に使用する溶接材料を加工施設等に使用する場合は、表1-3～表1-6に適合する材料とすること。ただし、十分な強度及び耐食性を有することが確認された場合はこの限りではない。

表 1－3 母材（オーステナイト系ステンレス鋼）と溶接材料の組合せ

母材	SUS304	SUS304L	R-SUS304 ULC	R-SUS304 ULC(SA)	SUS316	SUS316L	R-SUS316 ULC	R-SUS310 ULC	R-SUS310 Nb
SUS304	YS308	YS308L	RY308 ULC	RY308ULC (SA)	YS316	YS316L	RY316 ULC	YS308	YS308
SUS304L	－	YS308L	RY308ULC	RY308ULC (SA)	YS316L	YS316L	RY316ULC	YS308L	YS308L
R-SUS304 ULC	－	－	RY308ULC	RY308ULC (SA)	RY316 ULC	RY316 ULC	RY316 ULC	RY308 ULC	RY308 ULC
R-SUS304 ULC(SA)	－	－	－	RY308ULC (SA)	RY316 ULC	RY316 ULC	RY316 ULC	RY308ULC (SA)	RY308ULC (SA)
SUS316	－	－	－	－	YS316	YS316L	RY316ULC	YS316	YS316
SUS316L	－	－	－	－	－	YS316L	RY316ULC	YS316L	YS316L
R-SUS316 ULC	－	－	－	－	－	－	RY316ULC	RY316ULC	RY316ULC
R-SUS310 ULC	－	－	－	－	－	－	－	RY310ULC	RY310ULC
R-SUS310 Nb	－	－	－	－	－	－	－	－	RY310ULC

(注 1) 母材の区分に対応する日本産業規格の同等の鋼種は、下表のとおり

母材の区分	鍛造	鋼管	熱交換用管	板	鋳造
SUS304	SUSF304	SUS304TP	SUS304TB	SUS304	SCS13
SUS304L	SUSF304L	SUS304LTP	SUS304LTB	SUS304L	SCS19
R-SUS304ULC	R-SUSF304ULC	R-SUS304ULCTP	R-SUS304ULCTB	R-SUS304ULC	—
R-SUS304ULC(SA)	R-SUSF304ULC(SA)	R-SUS304ULC(SA)TP	R-SUS304ULC(SA)TB	R-SUS304ULC(SA)	—
SUS316	SUSF316	SUS316TP	SUS316TB	SUS316	SCS14
SUS316L	SUSF316L	SUS316LTP	SUS316LTB	SUS316L	SCS16
R-SUS316ULC	R-SUSF316ULC	R-SUS316ULCTP	R-SUS316ULCTB	R-SUS316ULC	—
R-SUS310ULC	R-SUSF310ULC	R-SUS310ULCTP	R-SUS310ULCTB	R-SUS310ULC	—
R-SUS310Nb	R-SUSF310Nb	R-SUS310NbTP	R-SUS310NbTB	R-SUS310Nb	—

(注 2) 母材の R-SUS304ULC、R-SUS304ULC(SA)、R-SUS316ULC、R-SUS310ULC 及び R-SUS310Nb の化学成分及び機械的性質は、表 1-5（上表）による。

(注 3) RY308ULC、RY308ULC(SA)、RY316ULC 及び RY310ULC の溶加材の化学成分及び溶着金属の機械的性質は表 1-5（下表続き）による。

表1-4 主なステンレス材料の化学成分及び機械的性質(上表)

種類の記号	化学成分 (%)									機械的性質 (注 1)		
	C	Si	Mn	P	S	Ni	Cr	Mo	Nb	耐力 (MPa)	引張強さ (MPa)	伸び (%)
R-SUS304 ULC	0.020 以下	1.00 以下	2.00 以下	0.045 以下	0.030 以下	9.00～ 13.00	18.00～ 20.00	—	—	175 以上 175 以上	480 以上 450 以上	40 以上 29 以上
R-SUS304 ULC (SA)	0.020 以下	1.00 以下	2.00 以下	0.045 以下	0.030 以下	9.00～ 13.00	18.00～ 20.00	—	—	175 以上 175 以上	480 以上 450 以上	40 以上 29 以上
R-SUS316 ULC	0.020 以下	1.00 以下	2.00 以下	0.045 以下	0.030 以下	12.00～ 15.00	16.00～ 18.00	2.00～ 3.00	—	175 以上 175 以上	480 以上 450 以上	40 以上 29 以上
R-SUS310 ULC	0.020 以下	1.50 以下	2.00 以下	0.045 以下	0.030 以下	19.00～ 22.00	24.00～ 26.00	—	—	175 以上 175 以上	480 以上 450 以上	40 以上 29 以上
R-SUS310 Nb	0.020 以下	0.30 以下	1.00 以下	0.020 以下	0.020 以下	19.00～ 22.00	24.00～ 26.00	—	0.15～ 0.30	215 以上 195 以上	490 以上 490 以上	35 以上 30 以上

(注1) 機械的性質の中で上欄に掲げる値は、板材、下欄に掲げる値は、鍛造材及び棒材の値である。

表1-4 主なステンレス材料の化学成分及び機械的性質(下表)

種類の記号	鋼管における伸び (%)							腐食度 (g/m <sup>2</sup> h)
	ボイラー・熱交換器用ステンレス鋼鋼管			配管用ステンレス鋼鋼管				
	外径 20mm 以上	外径 20mm 未満 10mm 以上	外径 10mm 未満	1 1号及び 1 2号試験片	5号試験片	4号試験片		
	1 1号及び 1 2号試験片	1 1号試験片	1 1号試験片	縦方向	横方向	縦方向	横方向	
R-SUS304 ULC	35 以上	30 以上	27 以上	35 以上	25 以上	30 以上	22 以上	—
R-SUS304 ULC (SA)	35 以上	30 以上	27 以上	35 以上	25 以上	30 以上	22 以上	1.8×10 <sup>-1</sup> 以下
R-SUS316 ULC	35 以上	30 以上	27 以上	35 以上	25 以上	30 以上	22 以上	—
R-SUS310 ULC	35 以上	30 以上	27 以上	35 以上	25 以上	30 以上	22 以上	—
R-SUS310 Nb	35 以上	30 以上	27 以上	35 以上	25 以上	30 以上	22 以上	—

表1－4 主なステンレス材料の化学成分及び機械的性質(下表続き)

種類の記号	化学成分 (%)								機械的性質	
	C	Si	Mn	P	S	Ni	Cr	Mo	引張強さ (MPa)	伸び (%)
RY308ULC	0.020 以下	0.65 以下 (注3)	1.0 ～2.5	0.03 以下	0.03 以下	9.0 ～11.0	19.5 ～22.0	—	480 以上	35 以上
RY308ULC (SA)	0.020 以下	0.65 以下 (注3)	1.0 ～2.5	0.03 以下	0.03 以下	9.0 ～11.0	19.5 ～22.0	—	480 以上	35 以上
RY316ULC	0.020 以下	0.65 以下 (注3)	1.0 ～2.5	0.03 以下	0.03 以下	11.0 ～14.0	18.0 ～20.0	2.0 ～3.0	480 以上	35 以上
RY310ULC (低 Mn)	0.020 以下	0.65 以下	1.0 ～2.5	0.020 以下	0.015 以下	20.0 ～22.5	25.0 ～28.0	—	480 以上	25 以上
RY310ULC (高 Mn)	0.015 以下	0.30 以下	6.0 ～8.0	0.020 以下	0.015 以下	19.0 ～21.0	24.0 ～27.0	—	480 以上	30 以上

(注3) Si は、0.65～1.00%にすることにより高 Si の規格とすることができる。この場合の表示は、標準の種類に Si を付加して表示する。(例：RY308ULCSi)

(注4) 試験要領は、JIS Z 3321 (2003) 「溶接用ステンレス鋼溶加棒及びソリッドワイヤ及び鋼帯」及びJIS Z 3221 (2008) 「ステンレス鋼被覆アーク溶接棒」に準ずる。

表1－5 母材(チタン及びチタン合金)と溶接材料の組合せ

母材	工業用純チタン (JIS H 4600 (2007) 「チタン及びチタン合金－板及び条」に規定されるもの)	R-Ti-5Ta
工業用純チタン (JIS H 4600 (2007) 「チタン及びチタン合金－板及び条」に規定されるもの)	母材と同等以上の強度及び純度を有するチタン (JIS H 4600 (2007) 「チタン及びチタン合金－板及び条」 JIS H 4670 (2007) 「チタン及びチタン合金－線及び線材」、JIS Z 3331 「チタン及びチタン合金溶接用の溶加棒及びソリッドワイヤ」に規定されるもの)	R-Ti-5Ta
R-Ti-5Ta (注1)	—	R-Ti-5Ta

(注1) R-Ti-5Ta の化学成分及び機械的性質は、次表による。

種類の記号	化学成分 (%)						機械的性質			
	Ta	Fe	O	N	H	Ti	引張強さ (MPa)	耐力 (MPa)	伸び (%)	絞り (%)
R-Ti-5Ta	4.0～6.0	0.15 以下	0.15 以下	0.03 以下	0.010 以下	残り	340～480	215～440	25 以上	40 以上

表 1－6 母材（ジルコニウム）と溶接材料の組合せ

	母材	R-Zr
母材	R-Zr	ERZr2

(注 1) R-Zr の化学成分及び機械的性質は、次表による。

種類の記号	化学成分 (%)							機械的性質		
	Zr+Hf	Hf	Fe+Cr	H	N	C	O	引張強さ (MPa)	耐力 (MPa)	伸び (%)
R-Zr	99.2 以上	4.5 以下	0.2 以下	0.005 以下	0.025 以下	0.05 以下	0.16 以下	380 以上	205 以上	16 以上

(注 2) ERZr2 の化学成分は、次表による。

種類の記号	化学成分 (%)						
	Zr +Hf	Hf	Fe+Cr	H	N	C	O
ERZr2	99.2 以上	4.5 以下	0.2 以下	0.005 以下	0.025 以下	0.05 以下	0.16 以下

## 3. 開先面

開先面は、溶接規格「N－4030 開先面」によること。

## 4. 溶接部の強度等

溶接部の強度等は、溶接規格「N－4040 溶接部の強度等」（別記－5 1. ⑤参照）に、次の要件を付したのものによること。

- 1) (1)に「ただし、母材及び溶接材料に耐食性を向上させたオーステナイト系ステンレス鋼を使用する溶接部であって、最高使用圧力が98kPa未満のものにあつては、設計上要求される強度以上の強度を有するものとする事ができる。」を加える。

## 5. 溶接部の非破壊試験及び機械試験

溶接部の非破壊試験及び機械試験は、溶接規格「N－4050 溶接部の非破壊試験及び機械試験」（別記－5 1. ⑥及び⑧参照）に次の要件を付したのものによること。

- 1) 「表N－X050－1 溶接部の非破壊試験」は適用除外とし、「表1－7 溶接部の非破壊試験」を適用する。
- 2) 「表N－X050－2 溶接部の機械試験板」において、「機器の区分」の欄の「クラス1容器、クラスMC容器」は「加工第1種容器、加工第2種容器」に、「クラス2容器、クラス3容器及びクラス3相当容器（安全設備以外の開放容器を除く。）、クラス1配管、クラス2配管、クラス3配管及びクラス3相当管（安全設備以外の開放容器に接続される当該容器に最も近い止め弁までのものを除く。）」は「加工第1種管、加工第2種管」に、「溶接部の区分」の欄の「継手区分A」は「長手継手」に、「継手区分B, 継手区分C及び継手区分D」は「周継手」に読み替える。この場合において、「加工第1種管、加工第2種管」については、「継手区分B、溶接継手C及び溶接継手D」は「周継手（管台を取り付ける継手を除く。）」に読み替える。また、(注)4.及び5.は削る。この場合において、加工第1種機器及び加工第2種機器にあつては、最高使用圧力が次の①～③に定める値以上のものに限る。
- ① 液体用の容器又は管であつて、最高使用温度がその液体の沸点未満のものについては、1,960kPa
- ② ①に規定する容器以外の容器にあつては、98kPa
- ③ ①に規定する管以外の管にあつては、980kPa（長手継手の部分にあつては、490kPa）

表1－7 溶接部の非破壊試験

区分		規定試験	代替試験
機器	溶接部		
加工第1種機器	1. 閉じ込め部（内包する液体又は気体の閉じ込め障壁を構成する部分をいう。以下同じ。）の溶接部であつて次のイ又はロのいずれかに掲げるもの以外のもの	放射線透過試験及び溶接金属部に隣接する幅13mmの範囲内	溶接深さの1/2（溶接深さの1/2が13mmを超える場合は

	<p>イ 突合せ溶接以外の管台を取り付ける溶接部、管板に管を取り付ける溶接部及び栓等を取り付ける溶接部</p> <p>ロ 最高使用温度 100℃未満の開放容器（開放部により内気と外気が通じている容器をいう。以下同じ。）及びこれに接続される管のうち当該容器から最も近い止め弁までの部分並びに外径 61mm 以下の管の溶接部</p>	の母材を含めた部分における浸透探傷試験	13mm) ごとの浸透探傷試験（ただし、最終層は溶接金属部に隣接する幅 13mm の範囲内の母材の部分を含むこと。）又は超音波探傷試験 及び溶接金属部に隣接する幅 13mm の範囲内の母材を含めた部分における浸透探傷試験
	2. 閉じ込め部の溶接部のうち突合せ溶接による溶接部であって、長手継手を有する母材相互又は周継手を有する母材相互を取り付ける継手と長手継手又は周継手とが接する箇所（以下「継手接続箇所」という。）から 100mm 以内の溶接部（1 に掲げるものを除く。）		
	3. 閉じ込め部の溶接部のうち突合せ溶接以外の管台を取り付ける溶接部（最高使用温度 100℃未満の開放容器及びこれに接続される管であって、当該容器から最も近い止め弁までの部分並びに外径 61mm 以下の管の溶接部を除く。）	溶接深さの 1/2（溶接深さの 1/2 が 13mm を超える場合は 13mm）ごとの浸透探傷試験。ただし、最終層は溶接金属部に隣接する幅 13mm の範囲内の母材の部分を含むこと。	放射線透過試験又は超音波探傷試験及び溶接金属部に隣接する幅 13mm の範囲内の母材を含めた部分における浸透探傷試験
	4. 閉じ込め部の溶接部のうち突合せ溶接以外の管板に管を取り付ける溶接部	浸透探傷試験	—
	5. 閉じ込め部の溶接部（1 から 4 までに掲げるものを除く。）	浸透探傷試験	放射線透過試験又は超音波探傷試験
	6. クラッド溶接による溶接部	浸透探傷試験	—
	7. ラグ、ブラケット、強め材、控え、強め輪等であって、重要なものを取り付ける溶接部	浸透探傷試験	放射線透過試験又は超音波探傷試験
加工 第 2 種 機器	<p>1. 閉じ込め部の溶接部のうち突合せ溶接による溶接部であって、次のイからホまでのいずれかに掲げるもの（最高使用温度 100℃未満の開放容器及びこれに接続される管のうち当該容器から最も近い止め弁までの部分並びに外径 61mm 以下の管の溶接部を除く。）</p> <p>イ 次の(1)又は(2)のいずれかに掲げるもの</p> <p>(1) オーステナイト系ステンレス鋼で作られた容器であって、厚さが 38mm を超えるものの溶接部</p> <p>(2) 炭素鋼で作られた容器であって、厚さが 32mm を超えるものの溶接部</p>	放射線透過試験	超音波探傷試験又は溶接深さの 1/2（溶接深さの 1/2 が 13mm を超える場合は 13mm）ごとの浸透探傷試験



	<p>ロ 管の長手継手の溶接部であって、厚さが 19mm を超えるもの</p> <p>ハ 管の周継手（管台を取り付ける継手を除く。）の溶接部であって、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げるもの</p> <p>(1) 外径が 410mm（液体用のものにあつては、275mm）を超え、かつ、厚さが 19mm を超える管の溶接部</p> <p>(2) 厚さが 41mm（液体用のものにあつては、29mm）を超え、かつ、厚さが 19mm を超える管の溶接部（(1)に掲げるものを除く。）</p> <p>ニ 内包するプルトニウムの濃度が <math>37\mu\text{Bq}/\text{cm}^3</math>（内包するプルトニウムが液体中にある場合は、<math>37\text{Bq}/\text{cm}^3</math>）以上の容器若しくは管又は内包する放射性物質の濃度が <math>37\text{mBq}/\text{cm}^3</math>（内包する放射性物質が液体中にある場合は <math>37\text{kBq}/\text{cm}^3</math>）以上の容器若しくは管の溶接部（イからハマまでに掲げるものを除く。）であつて次の(1)から(3)までのいずれかに掲げるもの以外のもの</p> <p>(1) 液体用の容器又は管であつて、最高使用温度がその液体の沸点未満であり、かつ、最高使用圧力が 1,960kPa 未満のものの溶接部</p> <p>(2) 最高使用圧力が 98kPa 未満の容器の溶接部（(1)に掲げるものを除く。）</p> <p>(3) 最高使用圧力が 980kPa（長手継手の場合は 490kPa）未満の管の溶接部（(1)に掲げるものを除く。）</p> <p>ホ 継手接続箇所から 100mm 以内の溶接部（イからニまでに掲げるもの及びライニング型貯槽の溶接部を除く。）</p>		
	2. 閉じ込め部の溶接部（1 に掲げるものを除く。）	浸透探傷試験又は磁粉探傷試験	放射線透過試験又は超音波探傷試験
	3. ラグ、ブラケット、強め材、控え、強め輪等であつて、重要なものを取り付ける溶接部	浸透探傷試験又は磁粉探傷試験	放射線透過試験又は超音波探傷試験
加工 第3種 機器	1. 閉じ込め部の溶接部	浸透探傷試験又は磁粉探傷試験	放射線透過試験又は超音波探傷試験
	2. ラグ、ブラケット、強め材、控え、強め輪等であつて、重要なものを取り付ける溶接部	浸透探傷試験又は磁粉探傷試験	放射線透過試験又は超音波探傷試験

## 6. 突合せ溶接による継手面の食い違い

加工第1種機器及び加工第2種機器の突合せ溶接による継手面の食い違いは、溶接規格「N-4060 突合せ溶接による継手面の食い違い」に次の要件を付したものであること。

- 1) 「表N－4060－1 継手面の食い違いの許容値」の「継手区分A」は「長手継手」に、「継手区分B、継手区分C、継手区分D」は「周継手」に読み替える。
- 2) 加工第3種機器（六ふっ化ウランの加熱容器に限る。）の突合せ溶接による継手面の食い違いについては、「表1－8 加工第3種機器（六ふっ化ウランの加熱容器に限る。）の継手面の食違いの許容値」によること。ただし、応力計算を行って構造上要求される強度を有することが明らかである場合は、この限りでない。

表1－8 加工第3種機器（六ふっ化ウランの加熱容器に限る。）の  
継手面の食違いの許容値

継手の種類	母材の厚さ	食違いの値
長手継手	6mm 以下	1.5mm
	6mm を超え 24mm 以下	母材の厚さの 25%
	24mm を超えるもの	6mm
周継手	6mm 以下	1.5mm
	6mm を超え 48mm 以下	母材の厚さの 25%
	48mm を超えるもの	12mm

#### 7. 厚さの異なる母材の突合せ溶接

厚さの異なる母材の突合せ溶接は、溶接規格「N－4070 厚さの異なる母材の突合せ溶接」に、次の要件を付したものによること。ただし、機器等の構造上これによることが困難な場合であって、十分な強度を有することが確認できる場合は、この限りではない。

- 1) 「継手区分C又は継手区分D」は「別図第3 (1)、(2)、(3)」に読み替える。

#### 8. 継手の仕上げ

溶接部の表面は、溶接規格「N－4080 継手の仕上げ」に、次の要件を付したものによること。

- 1) 加工第1種機器の溶接部の接液面であって、耐食性を著しく損なうおそれがあるものは、表面の仕上げを行ってはならない。
- 2) 上記1)の溶接部の接液面は、「表1－9 溶接部の接液面の余盛高さ及び裏波高さの許容値」の左欄に掲げる項目について、それぞれ同表の右欄に掲げる判定基準に適合するものでなければならない。ただし、構造上当該判定基準によることが著しく困難である場合は、この限りでない。

表1－9 溶接部の接液面の余盛高さ及び裏波高さの許容値

項目	判定基準
余盛の高さ	1 母材の厚さが 3mm 未満のとき 2mm 以下 2 母材の厚さが 3mm 以上のとき 2.5mm 以下
裏波の高さ	1 母材の厚さが 3mm 未満のとき 1.5mm 以下 2 母材の厚さが 3mm 以上で 7.5mm 未満のとき 2mm 以下 3 母材の厚さが 7.5mm 以上のとき 3.5mm 以下 ただし、部分的なたれ落ちについてはこの限りではない。
アンダーカット及びオーバーラップ	0.5mm 以下

その他	溶込み不良、ピット、クレータ及び割れがないこと。
-----	--------------------------

9. 溶接後熱処理

溶接部は、次に規定するところにより溶接後熱処理を行うこと。ただし、十分な強度及び耐食性を有することが確認された場合は、この限りでない。

- 1) オーステナイト系ステンレス鋼で作られた機器の溶接部であって、溶接後に熱間加工を行うものは、加工後に日本産業規格等の適切な規格により固溶化熱処理を行うこと。
- 2) 溶接後熱処理は、溶接規格「N-4090 溶接後熱処理」によること（別記-5 1. ⑨及び⑩参照）。この場合において、「表N-X090-3 溶接後熱処理を要しないもの（1/3）」及び同表（2/3）は適用除外とし、同表（3/3）「2. クラス1機器以外」を適用する。この場合において、「継手区分B」及び「継手区分C」は「周継手」に読み替える。

10. 非破壊試験の方法と判定基準

溶接部の非破壊試験は、溶接規格「N-4100 非破壊試験」に、次の要件を付したものであること。

- 1) 「表N-X100-1 放射線透過試験」については、次の①～④のとおりとする。
  - ① 「増感紙を使用する場合の項の「(クラス1容器及びクラス1配管以外のもの) については、金属蛍光増感紙を除く。」」を削除する。
  - ② 「撮影原則」の項の「継手区分B, 継手区分C又は継手区分D」は「周継手」に読み替える。
  - ③ 「放射線源と溶接部の線源側との距離」の項の「クラス1容器・クラス1配管」は適用除外とし、「クラスMC容器、クラス2容器、クラス3容器、クラス3相当容器、クラス2配管、クラス3配管、クラス3相当管、クラス4配管」を適用する。
  - ④ 同表において規定のない針金形透過度計を使用する場合及び判定基準については、「表1-10 放射線透過試験」による。

表1-10 放射線透過試験

場合 針金形透過度計を使用する	透過度計の配置	JIS Z3104「鋼溶接継手の放射線透過試験方法」の「附属書1、2、又は3の撮影配置」、JIS Z3106「ステンレス鋼溶接継手の放射線透過試験方法」の「附属書1、2、又は3の撮影配置」又はJIS Z3107「チタン溶接部の放射線透過試験方法」の「5.4 撮影配置」によること。この場合において、透過度計を溶接部の線源側に置くことが困難な場合は、記号「F」を付してフィルム側に置くことができる。また、全周を同時に撮影する場合は、透過度計を等間隔に4個以上写るように置くこと。	
	の階調計の使用	炭素鋼又はステンレス鋼等の撮影において、JIS Z3104又はJIS Z3106の規定により階調計を使用する場合には、当該JISに従い撮影すること。	
過度計 針金形透	透過度計 使用すべき	透過度計の構造	JIS Z2306「放射線透過試験用透過度計」によるものであること。
		階調計の構造	JIS Z3104又はJIS Z3106に規定された階調計を使用すること。

	度透 過 度 計 識 別	炭素鋼又はス テンレス鋼等	JIS Z3104 又は JIS Z3106 の「附属書 1、2、又は 3 の透過写真の必要条件」A 級、P 1 級、P 2 級又 は F 級に適合すること。ただし、構造上やむを得な い場合であって、材厚 1.6mm 以下でγ線を用いた場 合は、0.32mm の線が識別できること。
		チタン等	JIS Z3107 の「透過写真の必要条件」に適合すること。
判 定 基 準	<p>次の 1 から 3 までのいずれにも適合すること。</p> <p>1 JIS Z3104-1995 の附属書 4 「透過写真によるきずの像の分類方法」の 1 類、 JIS Z3106-2001 の附属書 4 「透過写真によるきずの像の分類方法」の 1 類又 は JIS Z3107-1993 の附属書 「透過写真によるきずの像の分類方法」の 1 類で あること。ただし、ステンレス鋼等における第 1 種及び第 4 種のきずのきず点 数として算定しないきずの長径は、母材の厚さが 5mm 以下の場合にあっては、 母材の厚さの 0.1 倍とする。また、炭素鋼におけるタングステン巻込みは、第 1 種のきずとみなし、そのきず点数を 2 分の 1 として判定するものとする。加 工第 2 種機器、加工第 3 種機器の場合にあっては、炭素鋼における第 1 種のき ず、ステンレス鋼等における第 1 種及び第 4 種のきず並びにチタン等における ブローホール及びタングステン巻込み（以下この表において「第 1 種のきず 等」という。）については、試験視野を 3 倍に拡大してきず点数を求め、その 3 分の 1 の値をきず点数とすることができる。</p> <p>2 第 1 種のきず等がある場合には、その長径は、それぞれのきずの隣接する他 の第 1 種のきず等との間の距離が 25mm 未満の場合にあっては母材の厚さの 0.2 倍(3.2mm を超える場合は、3.2mm)、隣接する他の第 1 種のきず等との間の 距離が 25mm 以上の場合にあっては母材の厚さの 0.3 倍 (6.4mm を超える場合 は 6.4mm) の値を超えないこと。この場合において、1 においてきず点数とし て算定しないきずについては、きずとみなさない。</p> <p>3 炭素鋼又はステンレス鋼等においては、母材の厚さの 12 倍の長さの範囲内に 連続して直線的に並んでいる第 2 種のきずであって、隣接する第 2 種のきずの 間の距離が長い方の第 2 種のきずの長さの 6 倍未満であるものの長さの合計が 母材の厚さを超えないこと。</p>		

### 1 1. 機械試験

機械試験は、溶接規格「N-4110 機械試験」(別記-5 1. ⑪参照)に次の要件を付したのものによること。この場合において、「継手区分 A」は「長手継手」に、「継手区分 B, 継手区分 C 及び継手区分 D」は「周継手」に読み替える。

- 1) 「表 N-X 1 1 0-1 機械試験」において、「機器の区分」の欄の「クラス 1 容器、クラス MC 容器」は「加工第 1 種容器」に、「クラス 1 配管」は「加工第 1 種管」に読み替え、「クラス 2 容器」、「クラス 3 容器、クラス 3 相当容器」及び「クラス 3 配管、クラス 3 相当管」は適用除外とする。この場合において、「クラス 1 配管」の「継手区分 B, 継手区分 C 及び継手区分 D」は「周継手(管台を取り付ける継手を除く。）」に読み替える。また、(注) 5 において、「発電用原子力機器に関する容器又は管の破壊靱性試験であって、」は削る。
- 2) 「表 N-X 1 1 0-1 機械試験」に、「表 1-1 1 加工第 2 種容器及び加工第 2 種管の機械試験」を加える。
- 3) 「表 N-X 1 1 0-2 継手引張試験、型曲げ試験及びローラ曲げ試験」の「型曲げ試験」及び「ローラ曲げ試験」の項中の表の「母材の区分」欄の「P-5 2」は「P-5 2 又は P-6 1」に読み替える。
- 4) 「表 N-X 1 1 0-3 破壊靱性試験」において、「機器の区分」の欄の「クラス 1 容器」、「クラス 1 配管」、「クラス MC 容器」は適用除外とする。また、「クラス 2 容

器、クラス3容器、クラス3相当容器、クラス2配管、クラス3配管及びクラス3相当管」は「加工第1種容器及び加工第1種管」に読み替える。

表1－1 1 加工第2種容器及び加工第2種管の機械試験

区分			試験の種類
機器の区分		溶接部の区分	
加工第2種容器	胴の内径600mmを超えるもの	胴	継手引張試験、型曲げ試験
		管台及び管	
胴の内径が600mm以下のもの		長手継手の溶接部	
加工第2種管			継手引張試験、型曲げ試験

### 1 2. 再試験

再試験は、溶接規格「N－4 1 2 0 再試験」（別記－5 1. ⑫参照）に次の要件を付したものであること。

- 1) 「表N－X 1 2 0－1 再試験」における破壊靱性試験の項の「クラス1容器」、「クラス1配管」、「クラスMC容器」は適用除外とする。
- 2) 同表中「クラス2容器、クラス3容器、クラス3相当容器、クラス2配管、クラス3配管及びクラス3相当管」は「加工第1種容器及び加工第1種管」に読み替える。

### 1 3. 溶接部の耐圧試験等

溶接部の耐圧試験等については、次によること。

- 1) 「表1－1 2 耐圧試験」の機器の欄に掲げる容器又は管の溶接部（ライニング型貯槽（コンクリート製の貯槽にステンレス鋼等の内張りを施した容器をいう。以下同じ。）の溶接部を除く。）は、同欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の試験圧力の欄に掲げる圧力で耐圧試験を行い、これに耐え、かつ、漏えいがないものでなければならない。ただし、容器又は管の構造上当該圧力で試験を行うことが著しく困難である場合であって、可能な限り高い圧力で試験を行い、これに耐え、かつ、漏えいがなく、放射線透過試験、超音波探傷試験、磁粉探傷試験又は浸透探傷試験のうちいずれか適当な非破壊試験を行い、これに合格するときは、この限りでない。
- 2) ライニング型貯槽の溶接部は、発泡試験（真空法）による漏えい試験を行い、これに合格するものでなければならない。ただし、構造上漏えい試験を行うことが著しく困難である場合は、浸透探傷試験を行い、これに合格するときは、この限りでない。
- 3) 上記2)の漏えい試験は、「表1－1 3 漏えい試験」の発泡試験（真空法）の項の試験の方法の欄に掲げる方法によって行うこととし、同項の判定基準の欄に掲げる基準に適合するときは、これを合格とする。

表1－1 2 耐圧試験

機器	試験圧力
----	------

加工第1種容器・加工第2種容器	内圧を受けるもの	開放容器	胴板の頂部（屋根がない場合は、頂部の山形鋼の下部）より 50mm 下部（いっ出口がある場合は、いっ出口の下部）まで液体を満たしたときの圧力
		その他のもの	最高使用圧力の 1.5 倍以上の水圧（水圧で試験を行うことが困難である場合は、最高使用圧力の 1.25 倍以上の気圧）
	外圧を受けるもの	内部が大気圧未満になることにより大気圧により外圧を受けるもの（開放容器を除く。）	大気圧と内面に受ける圧力との最高の差の 1.5 倍以上の水圧又は気圧
		その他のもの	外圧と内面に受ける圧力との最高の差の 1.5 倍以上の水圧（水圧で試験を行うことが困難である場合は、当該差の 1.25 倍以上の気圧）
加工第1種管・加工第2種管	内圧を受けるもの	試験圧力の異なる容器又は管と一体で試験を行う必要のあるもの（当該容器又は管と直接接続される継手の溶接部に限る。）	低い方の試験圧力による水圧（水圧で試験を行うことが困難である場合は、気圧）
		開放容器に接続されるもの（当該容器の静水頭圧以外の圧力が加わらない部分に限る。）	当該容器の胴板の頂部（当該容器に屋根がない場合は、頂部の山形鋼の下部）より 50mm 下部（いっ出口がある場合は、いっ出口の下部）まで液体を満たしたときの圧力
		その他のもの	最高使用圧力の 1.5 倍以上の水圧（水圧で試験を行うことが困難である場合は、最高使用圧力の 1.25 倍の気圧）
	外圧を受けるもの	内部が大気圧未満になることにより、大気圧により外圧を受けるもの（開放容器に接続されるものであって、当該容器の静水頭圧以外の圧力が加わらない部分を除く。）	大気圧と内面に受ける圧力との最高の差の 1.5 倍以上の水圧又は気圧
その他のもの		外圧と内面に受ける圧力との最高の差の 1.5 倍以上の水圧（水圧で試験を行うことが困難である場合は、当該差の 1.25 倍以上の気圧）	
加工第3種管	内圧を受けるもの		最高使用圧力の 1.25 倍以上の気圧又は水圧
	外圧を受けるもの	内部が大気圧未満になることにより、大気圧により外圧を受けるもの（開放部により内部と外部が通じている管を除く。）	大気圧と内面に受ける圧力との最高の差の 1.5 倍以上の気圧又は水圧
		その他のもの	外圧と内面に受ける圧力との最高の差の 1.25 倍以上の気圧又は水圧

(備考)

- 1 外圧を受けるものの試験圧力については、容器又は管の内部から加える圧力とすることができる。
- 2 最高使用圧力が 98kPa 未満の容器又は管にあっては、水圧による試験を気圧で行うことができる。この場合における試験圧力は、水圧による試験の場合と同じ圧力とする。

表 1－1 3 漏えい試験の方法と判定基準

試験の種類	試験の方法	判定基準
発泡試験 (減圧法)	試験圧力は大気圧より-20kPa 以上低い圧力とすること。	溶接部の欠陥からの漏えいによる発泡が認められないこと。



## 溶接施工法認証標準

## 1. 溶接施工法の種類

溶接施工法の種類は、溶接規格「WP－200 溶接施工法の種類」（別記－5 2. ③及び④参照）によること。

## 2. 確認事項

溶接施工法における確認事項は、溶接規格「WP－300 確認事項」及び次の（1）～（22）によること。この場合において、再処理第1種機器及び腐食環境の厳しい再処理第2種機器の接液側に使用する溶接材料を加工施設等に使用する場合は、表1－3～表1－6に適合する材料とすること。ただし、十分な強度及び耐食性を有することが確認された場合はこの限りではない。

## （1）溶接方法

溶接方法の区分は、溶接規格「WP－301 溶接方法」に次の要件を付したものであること。

1) 「クラス1容器及びクラス2容器」とあるのは「加工第1種機器」に読み替える。

## （2）母材

母材は、溶接規格「WP－302 母材」によること。この場合において、「表WP－302－1 母材の区分」の「母材」欄に「P－61」を、同表「種類」欄に「ジルコニウム」を加える。

母材の区分	グループ	種類
P－61	－	ジルコニウム

## （3）溶接棒

溶接棒は、溶接規格「WP－303 溶接棒」によること。

## （4）溶接金属

溶接金属は、溶接規格「WP－304 溶接金属」によること。

## （5）予熱

予熱は、溶接規格「WP－305 予熱」によること。

## （6）溶接後熱処理

溶接後熱処理は、溶接規格「WP－306 溶接後熱処理」（別記－5 2. ②参照）によること。



## (7) シールドガス

シールドガスは、溶接規格「WP－307 シールドガス」によること。

## (8) 裏面からのガス保護

裏面からのガス保護は、溶接規格「WP－308 裏面からのガス保護」によること。

## (9) 溶加材

溶加材は、溶接規格「WP－309 溶加材」によること。この場合において、「表WP－309－1 溶加材もしくはウェルドインサート又は心線の区分」の「溶加材又はウェルドインサート」欄に「R－61」を、「心線の区分」欄に「E－61」を、また、「種類」の欄に「ジルコニウム」を加える。

溶加材又はウェルドインサート	心線の区分	種類
R－61	E－61	ジルコニウム

## (10) ウェルドインサート

ウェルドインサートは、溶接規格「WP－310 ウェルドインサート」によること。この場合において、「表WP－309－1 溶加材もしくはウェルドインサート又は心線の区分」の「溶加材又はウェルドインサート」欄に「R－61」を、「心線の区分」欄に「E－61」を、また、「種類」の欄に「ジルコニウム」を加える。

溶加材又はウェルドインサート	心線の区分	種類
R－61	E－61	ジルコニウム

## (11) 電極

電極は、溶接規格「WP－311 電極」によること。

## (12) フラックス

フラックスは、溶接規格「WP－312 フラックス」によること。

## (13) 心線

心線は、溶接規格「WP－313 心線」によること。この場合において、「表WP－309－1 溶加材もしくはウェルドインサート又は心線の区分」の「溶加材又はウェルドインサート」欄に「R－61」を、「心線の区分」欄に「E－61」を、また、「種類」の欄に「ジルコニウム」を加える。

溶加材又はウェルドインサート	心線の区分	種類
R－61	E－61	ジルコニウム

## (14) 溶接機

溶接機は、溶接規格「WP－314 溶接機」によること。

## (15) 層

層は、溶接規格「WP－315 層」によること。

## (16) 母材の厚さ

母材の厚さは、溶接規格「WP－316 母材の厚さ」によること。

## (17) ノズル

ノズルは、溶接規格「WP－317 ノズル」によること。

## (18) 電圧及び電流

電圧及び電流は、溶接規格「WP－318 電圧及び電流」によること。

## (19) 揺動

揺動は、溶接規格「WP－319 揺動」によること。

## (20) あて金

あて金は、溶接規格「WP－320 あて金」によること。

## (21) リガメントの幅

リガメントの幅は、溶接規格「WP－321 リガメントの幅」によること

## (22) 衝撃試験

衝撃試験は、溶接規格「WP－322 衝撃試験」によること。ただし、「各機器における衝撃試験温度は次の通りとする。」は適用除外とする。

## 3. 確認試験

## 3. 1 試験材の厚さ及びその取付け方法

## (1) 試験材の厚さ

試験材の厚さの区分は、溶接規格「WP－411 試験材の厚さ」によること。

## (2) 試験材の取付方法

試験材の取付方法の区分は、溶接規格「WP－412 試験材の取付け方法」によること。

## 3. 2 試験片の種類、数及び採取位置

試験片の種類、数及び採取位置の区分は、溶接規格「WP－420 試験片の種類・数及び採取位置」によること。

## 4. 試験片の形状・寸法及び試験方法並びに試験結果の判定基準

## 4. 1 試験片の形状・寸法及び試験方法

試験片の形状・寸法及び試験方法は、溶接規格「WP－510 試験片の形状・寸法及び試験方法」に次の要件を付したものであること。

- 1) 「表WP－400－1 継手引張試験、型曲げ試験、ローラ曲げ試験方法及び衝撃試験」の「試験の方法」の欄の表中の「P－52」は、「P－52及びP－61」に読み替える。
- 2) チタン又はチタン合金及びジルコニウムについては、溶接終了後に溶接部の色調検査を行う。

#### 4. 2 判定基準

判定基準は、溶接規格「WP－520 判定基準」に、次の要件を付したものであること。

- 1) 「表WP－400－1 継手引張試験、型曲げ試験、ローラ曲げ試験方法及び衝撃試験(1/3)」の「継手引張試験」項の「判定基準」欄の「材料規格Part 3 第1章表4又は表7」は「母材の規格」に読み替える。
- 2) チタン又はチタン合金及びジルコニウムの色調検査の判定基準については、表2－1及び表2－2のとおりとする。ジルコニウムの場合には、紫又は青から青白又は灰色の間の色調については、明らかに紫又は青と同等の延性を有すると確認できた場合にのみ、合格とする。

表2－1 溶接部の変色程度と判定基準（チタン及びチタン合金の場合）

溶接部の変色程度	合否
銀色 金色又は麦色 紫 青	合格
青白 暗灰色 白 黄白	不合格

表2－2 溶接部の変色程度と判定基準（ジルコニウムの場合）

溶接部の変色程度	合否
銀色 金色又は麦色 紫又は青	合格
青白又は灰色 白又は黄白	不合格

## 溶接士技能認証標準

## 1. 溶接士の種類及び有効期間

溶接士の種類は、自動溶接機を用いない溶接士（手溶接士及び半自動溶接士）及び自動溶接機を用いる溶接士（自動溶接士）とし、資格の有効期限は「別記－5 3.（4）溶接士技能認証標準に適合する溶接士技能の有効期間」によること。

## 2. 自動溶接機を用いない溶接士

## 2. 1 確認事項

自動溶接機を用いない溶接士の技能の確認は、次に掲げる事項について、それぞれ定める事項の区分の組合せが異なるごとに行うものとする。

## (1) 溶接方法

溶接方法は、溶接規格「WQ－3 1 1 溶接方法」によること。

## (2) 試験材及び溶接姿勢

試験材及び溶接姿勢は、溶接規格「WQ－3 1 2 試験材及び溶接姿勢」（別記－5 3.（1）①参照）に、次の要件を付したものによること。

1) 別記－5「別表第1 試験材及び溶接姿勢の区分」に「表3－1 試験材及び溶接姿勢の区分（自動溶接機を用いない溶接士）」を追加する。

2) 別記－5「別表第1 試験材及び溶接姿勢の区分」において、「アルミニウム又はアルミニウム合金以外」の項の「W－3（外径150～170mmで厚さ10～12mmの管）」は「W－3（外径150～170mmで厚さ9～11mmの管）」に読み替え、「アルミニウム又はアルミニウム合金」の項を削る。

表3－1 試験材及び溶接姿勢の区分（自動溶接機を用いない溶接士）

試験材の区分	溶接姿勢	
W－3－00 (外径100～120mmで厚さ4～5.3mmの管及び 外径27.2～48.6mmで厚さ2.5～3.7mmの管)	r	有壁水平固定及び 有壁鉛直固定
	e	水平固定及び 鉛直固定

次表はジルコニウムに限る。

試験材の区分	溶接姿勢	
W－0 (厚さ3～3.2mmの板)	f	下向
	v	立向
	h	横向
	o	上向
W－1 (厚さ9mmの板)	f	下向
	v	立向

	h	横向
	o	上向
W-2 (厚さ 25mm 以上の板)	f	下向
	v	立向
	h	横向
	o	上向
W-3-00 (外径 100~120mm で 厚さ 4~5.3mm の管及び外 径 27.2~48.6mm で厚さ 2.5~3.7mm の管)	r	有壁水平固定及び 有壁鉛直固定
	e	水平固定及び 鉛直固定
W-3-0 (外径 100~120mm で 厚さ 4~5.3mm の管)	r	有壁水平固定及び 有壁鉛直固定
	e	水平固定及び 鉛直固定
W-4 (外径 200~300mm で厚さ 20mm 以上の管)	r	有壁水平固定及び 有壁鉛直固定
	e	水平固定及び 鉛直固定
W-5 (管と管板の 取り付け溶接)	f	下向
	vh	立向及び横向
	o	上向

## (3) 溶接棒、溶加材（ウェルドインサートを含む。）又は心線

溶接棒、溶加材（ウェルドインサートを含む。）又は心線は、溶接規格「WQ-3 1 3 溶接棒、溶加材（ウェルドインサートを含む。）又は心線」によること。この場合において、「表WQ-3 1 3-2 溶加材（ウェルドインサート含む）又は心線の区分」の「溶加材の区分」の欄に「R-6 1」を「心線の区分」の欄に「E-6 1」を「種類」の欄に「ジルコニウム」を加える。

溶加材の区分	心線の区分	種類
R-6 1	E-6 1	ジルコニウム

## (4) 母材

母材の区分は、溶接規格「WQ-3 1 4 母材」によること。この場合において、「表WQ-3 1 4-1 母材の区分」の「母材のグループ区分」の欄に「P-6 1（ジルコニウム）」を、「母材の区分」の欄に「P-6 1」を加える。

母材のグループ区分	母材の区分
P-6 1（ジルコニウム）	P-6 1

## 2. 2 確認試験の方法及びその判定基準

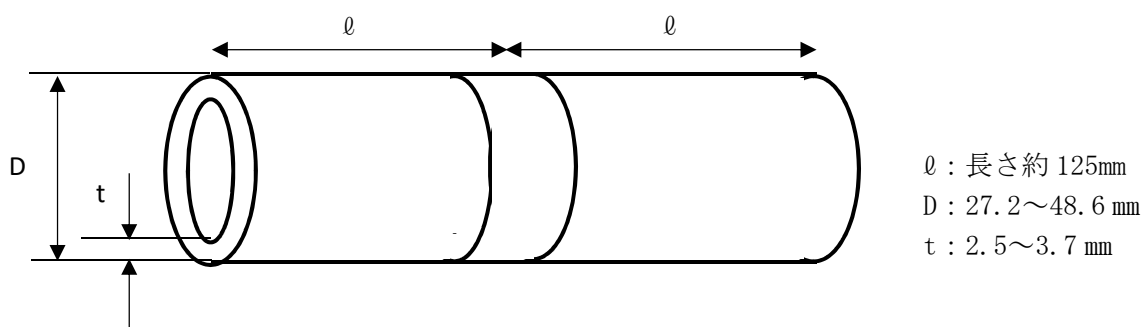
確認試験の方法（要領や溶接上の注意事項など）及び判定基準は次によること。

## 2. 2. 1 試験材の種類がアルミニウム、アルミニウム合金又はチタン以外のものの場合

## (1) 確認試験要領

確認試験要領は、溶接規格「WQ－321（1）確認試験要領」に次の要件を付したものであること。

- 1) 図WQ－321－4中「W－3－0」は「W－3－0e」に読み替える。
- 2) 図WQ－321－5中「W－3」は「W－3e」に読み替える。
- 3) 図WQ－321－6中「W－4」は「W－4e」に読み替える。
- 4) 「W－3－00e」は「W－3－0e」の試験材料に加えて、図3－1 W-3-00e試験材の試験材料を追加して試験を行う。
- 5) 「W－3－00r」は「図3－2 W-3-00rの溶接上の注意、試験材の寸法、取り付け方法及び試験片採取位置」によること。



$l$  : 長さ約 125mm  
 $D$  : 27.2～48.6 mm  
 $t$  : 2.5～3.7 mm

図3－1 W-3-00e 試験材

## (2) 溶接上の注意

溶接上の注意は、溶接規格「WQ－321（2）溶接上の注意」による。この場合において、次の6)及び7)を追加する。

### 6) W－3－00eの場合

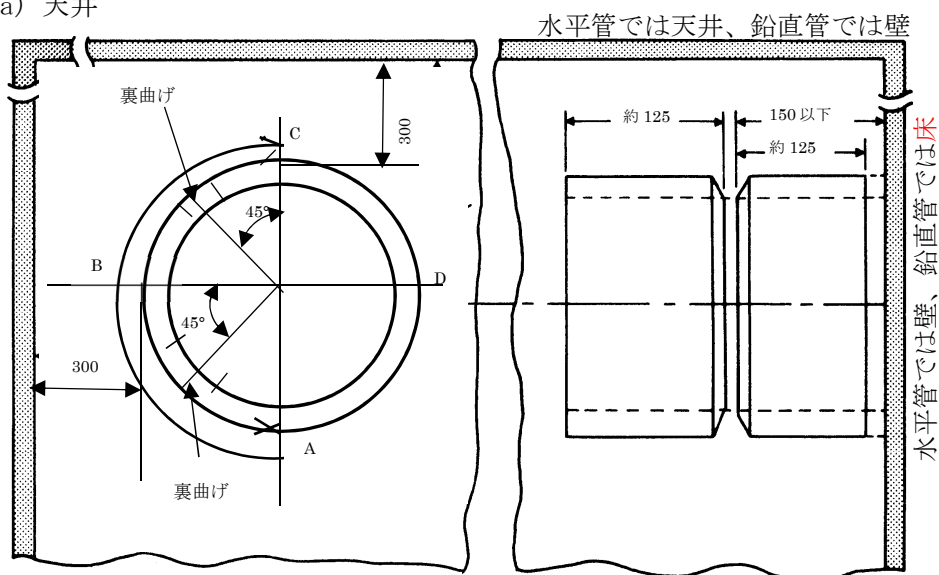
溶接材料を適切な方法を用いて、「図 WQ－312－2 管の溶接姿勢」のように水平に固定し水平固定全姿勢で溶接する。

### 7) W－3－0r、W－3r又はW－4rの場合

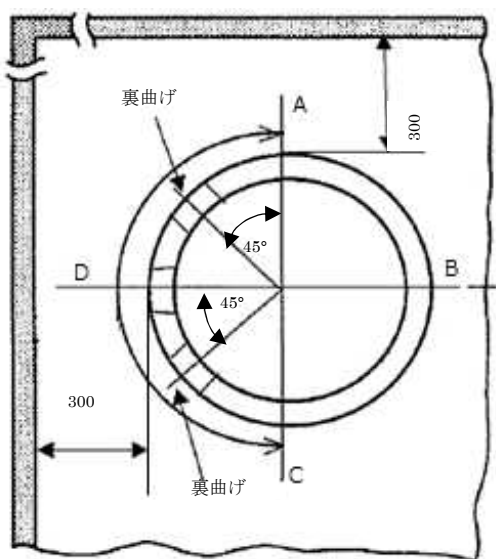
試験材の種類、溶接姿勢及び試験片採取位置は、別記－5 別図によること。

(1) 外径 100~120 (W-3-00r) の管

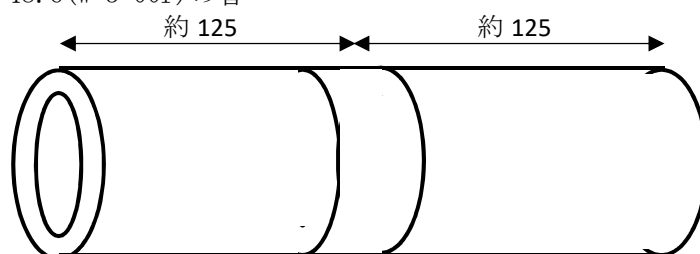
a) 天井



b) 壁



(2) 外径 27.2~48.6 (W-3-00r) の管



溶接姿勢は、水平固定全姿勢とする。

図 3-2 W-3-00r の溶接上の注意、試験材の寸法、取付け方法及び試験片採取位置

1. 寸法の単位は、mmとする。
2. 試験材は、適当な方法を用いて図 a) のように水平に固定して BC 及び BA 間を溶接する。  
次に図 b) のように試験材を鉛直に固定して ADC 間を溶接する。

## (3) 試験片の準備

試験片の準備は、溶接規格「WQ－321（3）試験片の準備」に次の要件を付したものである。

- 1) 「1) 曲げ試験片」の「図 WQ－321－1、図 WQ－321－2、WQ－321－3、図 WQ－321－4、WQ－321－5又は図－WQ－321－6」とあるのは「図 WQ－321－1～図 WQ－321－6又は「図3－1 W-3-00e 試験材」に読み替える。
- 2) 「2) 試験片の仕上げ」において「図 WQ－321－1～図 WQ－321－6」とあるのは「図 WQ－321－1～図 WQ－321－6及び図3－1 W-3-00e 試験材」に読み替える。

## (4) 試験方法

試験方法は、溶接規格「WQ－321（4）試験方法」によること。

## (5) 合否判定基準

合否判定基準は、溶接規格「WQ－321（5）合否判定基準」に次の要件を付したものである。

- 1) 試験材の区分が、「表3－1 試験材及び溶接姿勢の区分（自動溶接機を用いない溶接士）」に掲げるW－3－00（小径管27.2mm～48.6mm）にあつては、次の①及び②によること。
  - ① 外観検査において裏波ビードが正常であること。
  - ② 浸透探傷試験を行い、これに合格すること。浸透探傷試験の方法及び判定基準は管と管板の取付け溶接の場合の浸透探傷試験によること。

## 2. 2. 2 試験材の種類がチタンのものの場合

## (1) 確認試験要領

確認試験要領は、溶接規格「WQ－323（1）確認試験要領」に、次の要件を付したものであること。

- 1) 「図WQ－323－3」の「W－23」は「W－23e」に読み替える。
- 2) 「図WQ－323－4」の「W－24」は「W－24e」に読み替える。

## (2) 溶接上の注意

溶接上の注意は、溶接規格「WQ－323（2）溶接上の注意」による。

この場合において、W－23r及びW－24rの場合は、試験材の種類、溶接姿勢及び試験材採取位置は、別記－5 別図のとおりとすること。

## (3) 試験片の準備

試験片の準備は、溶接規格「WQ－323（3）試験片の準備」による。

## (4) 試験方法



試験方法は、溶接規格「WQ－3 2 3（4）試験方法」による。

(5) 合否判定基準

合否判定基準は、溶接規格「WQ－3 2 3（5）合否判定基準」による。

2. 2. 3 試験材の種類がジルコニウムのものの場合

(1) 確認試験要領

確認試験要領は、溶接規格「WQ－3 2 1（1）確認試験要領」を参考とするか又は適切な確認試験要領にて実施すること。

(2) 溶接上の注意

溶接上の注意、試験材の種類、溶接姿勢及び試験片採取位置は、溶接施工方法に適した要領で実施すること。

(3) 試験片の準備

試験片の準備は、溶接規格「WQ－3 2 1（3）試験片の準備」の1～3を参考とするか又は適切な方法にて実施すること。

(4) 試験方法

試験方法は、溶接規格「WQ－3 2 3（4）試験方法」を参考とするか又は適切な方法にて実施すること。

(5) 合否判定基準

合否判定基準は、溶接規格に準拠した場合は、溶接規格「WQ－3 2 3（5）合否判定基準」による。なお、ジルコニウムの色調検査については、「表2－4 溶接部の変色程度と判定基準（ジルコニウムの場合）」による。

2. 3 作業範囲

自動溶接機を用いない作業範囲は、別記－5「別表第2 試験材及び溶接姿勢の区分と作業範囲」によること。この場合において、同表（1／2）の「アルミニウム又はアルミニウム合金以外」は適用除外とし「表3－5 作業範囲」を適用する。

表3-5 作業範囲

試験材の区分		溶接姿勢の区分		作業範囲
アルミニウム、アルミニウム合金、チタン又はジルコニウム以外	W-0 (厚さ 3.0~3.2mmの板)	f	下 向	下向き姿勢で母材の厚さが 7mm 未満
		v	立 向	板についての立向き姿勢で母材の厚さが 7mm 未満
		h	横 向	板についての横向き姿勢で母材の厚さが 7mm 未満
		o	上 向	板についての上向き姿勢で母材の厚さが 7mm 未満
	W-1 (厚さ 9mmの板)	f	下 向	下向き姿勢で母材の厚さが 4mm 以上 19mm 未満
		v	立 向	板についての立向き姿勢で母材の厚さが 4mm 以上 19mm 未満
		h	横 向	板についての横向き姿勢で母材の厚さが 4mm 以上 19mm 未満
		o	上 向	板についての上向き姿勢で母材の厚さが 4mm 以上 19mm 未満
	W-2 (厚さ 25mm 以上の板)	f	下 向	下向き姿勢で母材の厚さが 4mm 以上
		v	立 向	板についての立向き姿勢で母材の厚さが 4mm 以上
		h	横 向	板についての横向き姿勢で母材の厚さが 4mm 以上
		o	上 向	板についての上向き姿勢で母材の厚さが 4mm 以上
	W-3-00 (外径 100 ~ 120mm で厚さ 4.0 ~ 5.3mm の管及び 外径 27.2 ~ 48.6mm で厚さ 2.5~3.7mm の管)	r	有壁水平固定及び 有壁鉛直固定	姿勢の制限がなく、母材の厚さが 11mm 未満
		e	水平固定 及び鉛直固定	姿勢の制限がなく、母材の厚さが 11mm 未満 (拘束のある場合を除く。)
	W-3-0 (外径 100 ~ 120mm で厚さ 4.0 ~ 5.3mm の管)	r	有壁水平固定及び 有壁鉛直固定	姿勢の制限がなく、外径 50mm 未満の管 (再処理第 1 種機器及び再処理第 2 種機器に限る。) を除き、母材の厚さが 11mm 未満
		e	水平固定 及び 鉛直固定	姿勢の制限がなく、外径 50mm 未満の管 (再処理第 1 種機器及び再処理第 2 種機器に限る。) を除き、母材の厚さが 11mm 未満 (拘束のある場合を除く。)
	W-3 (外径 150 ~ 170mm で厚さ 9~ 11mm の管)	r	有壁水平固定 及び有壁鉛直固定	姿勢の制限がなく、母材の厚さが 4mm 以上 19mm 未満
		e	水平固定 及び鉛直固定	姿勢の制限がなく、母材の厚さが 4mm 以上 19mm 未満 (拘束のある場合を除く。)
	W-4 (外径 200 ~ 300mm で厚さ 20mm 以上の管)	r	有壁水平固定 及び有壁鉛直固定	姿勢の制限がなく、母材の厚さが 4mm 以上
		e	水平固定 及び鉛直固定	姿勢の制限がなく、母材の厚さが 4mm 以上 (拘束のある場合を除く。)
W-5	f	下 向	下向き姿勢で母材の厚さに制限なし	

(管と管板の取り付け溶接)	v	立向及び横向	管板を立てて溶接する姿勢で母材の厚さに制限なし
	h		
W-6 (クラッド溶接)	o	上 向	上向き姿勢で母材の厚さに制限なし
	f	下 向	下向き姿勢で母材の厚さに制限なし
	v	立 向	立向き姿勢で母材の厚さに制限なし
	h	横 向	横向き姿勢で母材の厚さに制限なし
	o	上 向	上向き姿勢で母材の厚さに制限なし

## 2. 4 資格表示

本試験に合格した溶接士技能の資格表示は、溶接規格「WQ-440 資格表示」によること。

## 3. 自動溶接機を用いる溶接士

自動溶接機を用いる溶接士の技能の確認は溶接規格「WQ-400 自動溶接機を用いる溶接士」によること。

### 3. 1 確認事項

自動溶接機を用いる溶接士の技能の確認は、次に掲げる事項について、それぞれ定める事項の区分の組合せが異なるごとに行うものとする。

#### (1) 溶接の方法

溶接方法は、溶接規格「WQ-411 溶接の方法」によること。

#### 3. 2 確認試験の方法及びその判定基準

確認試験の方法（要領や溶接上の注意事項など）及び判定基準は溶接規格「WQ-420 確認試験の方法と判定基準」によること。

#### 3. 3 作業範囲

自動溶接機を用いる溶接士の作業範囲は、溶接規格「WQ-430 作業範囲」による（別記-5 3. (1) ④参照）。

#### 3. 4 資格表示

本試験に合格した溶接士技能の資格表示は、溶接規格「WQ-440 資格表示」によること。

制定 令和 2 年 月 日 原規規発第 号 原子力規制委員会決定

令和 2 年 月 日

原子力規制委員会

試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則の解釈の制定について

試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則の解釈を別添のとおり定める。

附 則

- 1 この規程は、試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則の施行の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 15 号）第 3 条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 16 条の 4 第 2 項、第 28 条の 2 第 2 項又は第 46 条の 2 第 2 項の規定に基づく認可又は第 55 条の 3 第 1 項の規定に基づく検査を受けた溶接の方法において、溶接をする者として確認を受けた者は、別記（試験研究の用に供する原子炉等に係る施設の溶接の方法等について）4. の要求事項に適合している者とみなす。
- 3 試験研究の用に供する原子炉等の溶接の方法の認可について（12 安局第 211 号（平成 12 年 12 月 27 日科学技術庁原子力安全局長通知）は、以後用いない。

○試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則の解釈

試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則に定める技術的要件を満足する技術的内容は、この解釈に限定されるものではなく、同規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、同規則に適合するものと判断する。

試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則	試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則の解釈
<p>(材料及び構造)</p> <p>第十二条 試験研究用等原子炉施設に属する容器、管、弁及びポンプ並びにこれらを支持する構造物並びにこれらを支持する構造物並びに炉心支持構造物のうち、試験研究用等原子炉施設の安全性を確保する上で重要なもの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号（容器等の材料に係る部分に限る。）及び第二号の規定については、法第二十八条第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。</p> <p>一 容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものであること。</p> <p>二 容器等の主要な耐圧部の溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。以下この号において同じ。）は、次に掲げるところによるものであること。</p>	<p>第12条（材料、構造等）</p> <p>1 第1項第2号に規定する「容器等の主要な耐圧部分の溶接部」とは、以下に掲げる容器又は管の溶接部をいう。</p> <p>(1) 原子炉本体又は原子炉格納施設に属する容器</p> <p>(2) 原子炉冷却系統施設（蒸気タービン及びその附属設備を除く。以下この解釈において同じ。）、計測制御系統施設、放射線管理施設又は試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則（昭和32年総理府令第83号）第1条の3第1項第2号次に規定する試験研究用等原子炉の附属施設（非常用電源設備を除く。以下「主要実験設備等」という。）に属する容器であって非常時に安全装置として使用されるもの</p> <p>(3) 原子炉本体に属する容器又は原子炉格納容器に取り付けられる管のうち、これが取り付けられる当該容器から最も近い止め弁までの部分</p>

試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則	試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則の解釈
	<p>(4) 原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射線管理施設又は主要実験設備等に属する管であって、非常時に安全装置として使用されるもの（(3)に規定するものを除く。）</p> <p>(5) 核燃料物質の取扱施設若しくは貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設若しくは主要実験設備等に属する容器（(2)に規定するものを除く。）又はこれらの施設に属する外径 61mm（最高使用圧力 98kPa 未満の管にあっては、100mm）を超える管（(3)及び(4)に規定するものを除く。）であって、その内包する放射性物質の濃度が <math>37\text{mBq/cm}^3</math>（その内包する放射性物質が液体中にある場合は、<math>37\text{kBq/cm}^3</math>）以上のもの</p> <p>(6) 核燃料物質の取扱施設若しくは貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設若しくは主要実験設備等に属する容器（(2)に規定するものを除く。）又はこれらの施設に属する外径 150mm 以上の管（(3)及び(4)に規定するものを除く。）であって、その内包する放射性物質の濃度が <math>37\text{mBq/cm}^3</math>（その内包する放射性物質が液体中にある場合は、<math>37\text{kBq/cm}^3</math>）未満のもののうち、次に定める圧力以上の圧力を加えられる部分について溶接をするもの</p> <p>イ 水用の容器又は管であって、最高使用温度 <math>100^\circ\text{C}</math> 未満のものについては、最高使用圧力 1,960kPa</p> <p>ロ イに規定する容器以外の容器については、最高使用圧力 98kPa</p> <p>ハ イに規定する管以外の管については、最高使用圧力 980kPa（長手継手の部分にあっては、490kPa）</p> <p>(7) 蒸気タービンに係る蒸気だめ若しくは熱交換器又は非常用電源設備に属する容器のうち、耐圧部分について溶接をするもの</p>

試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則	試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則の解釈
<p>イ 不連続で特異な形状でないものであること。</p> <p>ロ 溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。</p> <p>ハ 適切な強度を有するものであること。</p> <p>ニ 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものにより溶接したものであること。</p> <p>2 試験研究用等原子炉施設に属する機器は、その安全機能の重要度に応じて、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないものでなければならない。</p> <p>3 試験研究用等原子炉施設に属する容器であって、その材料が中性子照射を受けることにより著しく劣化するおそれがあるものの内部は、監視試験片を備えたものでなければならない。</p>	<p>(8) 蒸気タービンに係る外径百五十ミリメートル以上の管のうち、耐圧部分について溶接をするもの</p> <p>3 第1項第2号イに規定する「不連続で特異な形状でないもの」とは、溶接部の設計において、溶接部の開先等の形状に配慮し、鋭い切欠き等の不連続で特異な形状でないものをいう。</p> <p>4 第1項第2号ロに規定する「溶接による割れが生ずるおそれがなく」とは、溶接後の非破壊試験において割れないことに加え、溶接時の有害な欠陥により割れが生ずるおそれがないことをいい、「健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないこと」とは、溶接部の設計及び形状が溶込み不足を生じがたいものであり、溶接部の表面及び内部に有害な欠陥がないことをいう。</p> <p>5 第1項第2号ロに規定する「非破壊試験」は、放射線透過試験、超音波探傷試験、磁粉探傷試験、浸透探傷試験、目視試験等をいう。</p> <p>6 第1項第2号ハに規定する「適切な強度を有する」とは、母材と同等以上の機械的強度を有するものであることをいう。</p> <p>7 第1項第2号の規定に適合する溶接部は、「試験研究の用に供する原子炉施設等の溶接方法等について（別記）」に適合したものをいう。</p> <p>8 第2項に規定する適切な耐圧試験は「試験研究の用に供する原子炉施設等の溶接方法等について（別記）」によること。</p>

試験研究の用に供する原子炉等に係る施設の溶接の方法等について

試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則（令和 年原子力規制委員会規則第 号。以下「技術基準規則」という。）第 12 条第 1 項第 2 号及び第 2 項の規定に対応する溶接部に関する要求事項については、以下のとおりとする。

1. 溶接の方法

溶接の方法は、別紙に規定する方法によること。

2. 溶接施工法

溶接施工法は、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 6 号。以下「実用炉技術基準規則」という。）第 17 条第 15 号の規定により確認されたもの又はこれと同等と認められるものでなければならない。

同等と認められる溶接施工法とは、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 15 号）第 3 条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の施行（令和 2 年 4 月 1 日）前に試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和 32 年総理府令第 83 号）第 3 条の 11 の溶接の方法の認可を受けたもの等をいう。

3. 溶接設備

溶接機の種類並びに溶接後熱処理設備及び試験設備の種類及び容量は、その溶接方法に適したものであること。

4. 溶接を行う者

実用炉技術基準規則第 17 条第 15 号に規定する技能を有する溶接士であることを認証された者又はこれと同等と認められる者でなければならない。

同等と認められる者とは、溶接士技能の確認を受けた者又は実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（平成 25 年 6 月 19 日 原規技発第 1306194 号 原子力規制委員会決定）別記－5（以下単に「別記－5」という。） 3. 第 3 部溶接士技能認証標準(3)により同等と認められた者等をいう。

5. 用語の定義

(1) 「第 1 種機器」とは、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する容器又は管をいう。



- (2) 「第1種容器」とは、第1種機器に属する容器をいう。
- (3) 「第1種管」とは、第1種機器に属する管をいう。
- (4) 「第2種容器」とは、原子炉格納容器並びにこれに接続する容器であって原子炉格納容器及びこれに接続する容器内の設備から放出される放射性物質等の有害な物質の漏えいを防止するために設けられるものをいう。
- (5) 「第3種機器」とは、次に掲げる容器又は管をいう。
- イ 試験研究用等原子炉を安全に停止するために必要な設備又は非常時に安全を確保するために必要な設備であって、その故障、損壊等により公衆に放射線障害を及ぼすおそれを間接に生じさせるものに属する容器又は管（放射線管理の用に供するダクトにあつては、原子炉格納容器の貫通部から外側隔離弁までの部分に限る。）
- ロ タービンを駆動させることを主たる目的とする流体が循環する回路に係る設備に属する容器又は管であつて、第1種機器からこれらに最も近い止め弁までのもの
- ハ イ及びロに掲げるもの以外の容器又は管であつて、原子炉格納容器の貫通部から最も近い隔離弁までのもの
- ニ 原子炉カバーガス等のバウンダリを構成する容器又は管
- ホ ナトリウムを内包し、かつ、多量の放射性物質を内包している容器又は管（第1種機器を除く。）
- ヘ 試験研究用原子炉（一次冷却材として軽水又は重水を用いるものに限る。）の通常運転時に一次冷却材を内包する機器及びこれに附属する機器であつて、原子炉容器内の水位の過度の低下を防止し、炉心を冠水状態に保持するためのものに属する容器又は管（第1種機器を除く。）
- ト 試験研究用原子炉の炉心に近接する設備であつて、その故障、損壊等により放射性物質の漏えいを生じさせるおそれのあるものに属する容器又は管
- (6) 「第3種容器」とは、第3種機器に属する容器をいう。
- (7) 「第3種管」とは、第3種機器に属する管をいう。
- (8) 「第4種機器」とは、第1種機器、第2種容器、第3種機器及び第15号に規定する第5種管以外の容器又は管をいう。
- (9) 「第4種容器」とは、第4種機器に属する容器をいう。
- (10) 「第4種管」とは、第4種機器に属する管をいう。
- (11) 「第5種管」とは、放射線管理の用に供するダクト（第3種管を除く。）をいう。
- (12) 「第1種継手」とは、容器の胴、管又は管台の長手継手、球形容器、鏡板又は平板の継手及び容器の胴、管又は管台に半球形鏡板を取り付ける継手をいう。
- (13) 「第2種継手」とは、容器の胴、管又は管台の周継手及び容器の胴、管又は管台に半球形鏡板以外の鏡板を取り付ける継手をいう。
- (14) 「第3種継手」とは、容器の胴、管又は管台にフランジ、平板又は管板を取り付ける継手をいう。

- (15) 「第4種継手」とは、容器の胴、管、管台、鏡板又は平板に管台を取り付ける継手をいう。

## 試験研究の用に供する原子炉等に係る施設の溶接の方法

## 1. 溶接部の設計

第1種容器、第2種容器、第3種容器、第4種容器、第1種管、第3種管及び第4種管の溶接部の設計は、次表に掲げる場合を除き、突合せ両側溶接によって行うこと。また、第3種容器及び第4種容器の開放容器並びに第5種管の溶接部の設計は、次表に掲げる場合を除き、突合せ片側溶接又はこれと同等以上の効果が得られる方法によって行うこと。ただし、十分な強度及び耐食性を有することが確認された場合は、この限りではない。

表1-1 溶接設計（突合せ溶接以外の場合）

溶接区分		溶接設計	備考
機器区分	継手区分		
第1種容器	内径が600mm以下のものの継手の溶接	裏あて金を使用する突合せ片側溶接（第1種継手又は熱荷重により著しい応力が生ずる部分にあっては溶接後裏あて金を取り除いたものに限る。）、初層イナートガスアーク溶接又はこれらと同等以上の効果が得られる方法	
	第3種継手の溶接	別図第2(1)から(3)まで 別図第3(1)から(4)まで	熱加重により著しい応力が生ずる部分であって、別図第2(2)若しくは(3)又は別図第3(1)から(4)までのいずれかによる場合は、外径が115mm以下のものに限る。
	第4種継手の溶接	別図第4(1)から(16)まで	別図第4(13)から(16)までによる場合にあつては、著しい反力を受けないものに限る。また、熱加重により著しい応力が生ずる部分であつて、別図第4(6)から(12)までによる場合は、接続される管の外径が115mm以下のものに限る。別図第4(13)から(16)までによる場合は、接続される管の外径が34mm以下のものに限る。）
	管台に制御棒駆動機構ハウジングを取り付ける継手の溶接	別図第6	
	加圧器の管台に加圧器用加熱器を取り付ける継手の溶接	別図第7-1	

	栓等を取り付ける継手の溶接	別図第8(1)又は(2)	
	管板に管又はスリーブを取り付ける継手(管とスリーブとの継手を含む。)の溶接	全厚すみ肉溶接又はこれらと同等以上の効果が得られる方法	
	耐圧部に非耐圧部材を取り付ける継手の溶接	連続すみ肉溶接又はこれらと同等以上の効果が得られる方法	
第2種容器	内径が600mm以下のものの継手の溶接	裏あて金を使用する突合せ片側溶接(第1種継手又は熱荷重により著しい応力が生ずる部分にあっては、溶接後裏あて金を取り除いたものに限る。)、初層イナートガスアーク溶接又はこれらと同等の効果が得られる方法	
	第3種継手の溶接	別図第2(1)から(8)まで及び(11)又は別図第3(1)から(10)まで	別図第2(7)による場合にあつては、差し込まれる部分の外径が61mm以下の場合に限る。また、熱加重により著しい応力が生ずる部分であつて、別図第2(2)、(3)若しくは(8)又は別図第3(1)から(6)まで、(8)若しくは(9)による場合は、容器の外径が115mm以下のもの限り、別図2(4)から(7)まで又は別図3(7)若しくは(10)による場合は、容器の外径が34mm以下のものに限る。
	第4種継手の溶接	別図第4(1)から(31)まで又は(38)	別図第4(13)から(16)までによる場合にあつては、著しい反力を受けないものに限る。また、熱加重により著しい応力が生ずる部分であつて、別図第4(6)から(12)までによる場合は、接続される管の外径が115mm以下のもの限り、別図第4(13)から(31)までによる場合は、接続される管の外径が34mm以下のものに限る。
	電線貫通部のボディとアダプタとの継手の溶接	別図第6	
	電線貫通部の平板に外径61mm以下の管を取り付ける継手の溶接	のど厚が管の厚さの0.7倍以上の連続すみ肉溶接又はこれと同等以上の効果が得られる方法	

	栓等を取り付ける継手の溶接	別図第8(1)又は(2)	
	漏れ止め溶接による継手又は耐圧部に非耐圧部材を取り付ける継手の溶接	連続すみ肉溶接又はこれと同等以上の効果が得られる方法	
第3種容器	1 開放容器以外のもの又はガードベッセルの継手の溶接を次によって行う場合 (1) 裏から溶接ができないものの継手(最低使用温度が $-30^{\circ}\text{C}$ 以下となる場合を除く。)及び最低使用温度が $-30^{\circ}\text{C}$ 以下となる場合であって内径が600 mm以下のものの継手の溶接	裏あて金を使用する突合せ片側溶接(最低使用温度が $-30^{\circ}\text{C}$ 以下となる場合の第1種継手又は熱荷重により著しい応力が生ずる部分にあつては、溶接後裏あて金を取り除いたものに限る。)、初層イナートガスアーク溶接又はこれらと同等以上の効果が得られる方法	
	(2) 次に適合するものの継手の溶接 a. 液体用のものであつて、最高使用温度が当該液体の大気圧における沸点未満であり、かつ、最高使用圧力が1,960kPa 未満のもの b. a. 以外のものであつて、最高使用圧力が98kPa 未満のもの	裏あて金を使用する突合せ片側溶接(最低使用温度が $-30^{\circ}\text{C}$ 以下となる場合の第1種継手又は熱荷重により著しい応力が生ずる部分にあつては、溶接後裏あて金を取り除いたものに限る。)、初層イナートガスアーク溶接又はこれらと同等以上の効果が得られる方法	
	(3) 第3種継手の溶接	別図第2(1)から(8)若しくは(11)又は別図第3(1)から(8)	別図第2(7)による場合にあつては、差し込まれる部分の外径が61 mm以下のものに限る。また、熱加重により著しい応力が生ずる部分であつて、別図第2(2)、(3)若しくは(8)又は別図第3(1)から(6)まで若しくは(8)による場合は、容器の外径が115 mm以下のもの限り、別図第2(4)から(7)まで又は別図第3(7)による場合は、

			容器の外径が 34 mm以下のものに限る。
(4) 第4種継手の溶接	別図第4(1)から(28)	別図第4(13)から(16)までによる場合にあつては、著しい反力を受けないものに限る。また、熱荷重により著しい応力が生ずる部分であつて、別図第4(6)から(12)までによる場合は、接続される管の外径が 115 mm以下のもの <span style="color:red">に限り</span> 、別図第4(13)から(28)までによるものにあつては、接続される管の外径が 34 mm以下のものに限る。	
(5) 管台に制御棒駆動機構ハウジングを取り付ける継手の溶接	別図第6		
(6) 容器の管台に管等を取り付ける継手の溶接	別図第7-2		
(7) 栓等を取り付ける継手の溶接 を取り付ける継手の溶接	別図第8(1)から(6)		
(8) 管板に管又はスリーブを取り付ける継手(管とスリーブとの継手を含む。)の溶接	全厚すみ肉溶接又はこれと同等 <span style="color:red">以上</span> の効果が得られる方法		
(9) 漏止め溶接による継手の溶接	連続すみ肉溶接又はこれと同等以上の効果が得られる方法		
(10) 耐圧部に非耐圧部材を取り付ける継手の溶接	連続すみ肉溶接若しくはこれと同等 <span style="color:red">以上</span> の効果が得られる方法又は外圧を受ける容器に強め輪を取り付ける継手の溶接を別		

		図第5(4)によって行う場合	
(1) 制御棒駆動機構ハウジングの継手の溶接	別図第9		
(12) 原子炉容器据付ボルトキャップシール部の継手	別図第10		
2 開放容器(ガードベッセルを除く。)の継手の溶接を次に掲げる場合を除き、突合せ片側溶接又はこれと同等以上の効果を得られる方法によって行う場合			
(1) 平底容器の胴板と底板との第3種継手の溶接	別図第5(1)又は(2)		胴板相互の第1種継手と底板相互の継手との距離は、300 mm以上であること。
(2) 内張り相互の継手及び内張りを埋込み金物に取り付ける継手の溶接	a. 全厚かど溶接又はこれと同等以上の効果が得られる方法 b. 重ね継手の溶接を右欄に適合する全厚すみ肉溶接 c. へり溶接を別図第5(3)によって行う場合		b. の場合 ・母材の重ね部の長さは、母材の厚さ(母材の厚さが異なる場合は、薄い方の厚さ。次の事項において同じ。)の2倍以上(13 mmを超える必要はない。)であること。 ・内張り相互の継手の交点の距離は、300 mm(相接する母材の厚さが6 mm未満の場合は、当該母材の厚さの10倍)以上であること。
(3) 第3種継手の溶接	別図第2(1)から(10)まで又は別図第3		別図第2(7)による場合にあつては、差し込まれる部分の外径が90 mm以下のものに限る。
(4) 第4種継手の溶接	別図第4(1)から(37)まで		
(5) 容器の管台に管等を取り付ける継手の溶接	別図第7-2		
(6) 栓等を取り付ける継手の溶接	別図第8(1)から(6)まで		
(7) 漏止め溶接による継手の溶接	連続すみ肉溶接又はこれと同等以上の効果が得られる方法		

	(8) 耐圧部に非耐圧部材を取り付ける継手の溶接	すみ肉溶接又はこれと同等以上の効果が得られる方法	
第4種 容器	1 開放容器以外のものの継手の溶接を次によって行う場合 (1) 裏から溶接ができないものの継手(最低使用温度が $-30^{\circ}\text{C}$ 以下となる場合を除く。)及び最低使用温度が $-30^{\circ}\text{C}$ 以下となる場合であって内径が600mm以下のものの溶接	裏あて金を使用する突合せ片側溶接(最低使用温度が $-30^{\circ}\text{C}$ 以下となる場合の第1種継手又は熱荷重により著しい応力が生ずる部分にあつては、溶接後裏あて金を取り除いたものに限る。)、初層イナートガスアーク溶接又はこれらと同等以上の効果が得られる方法によって行う場合	
	(2) 内径が600mm以下で、かつ、母材の厚さ(母材の厚さが異なる場合は、厚い方の厚さ)が16mm以下のもの(内包する放射性物質の濃度が $37\text{mBq}/\text{cm}^3$ (内包する放射性物質が液体中にある場合にあつては、 $37\text{kBq}/\text{cm}^3$ )以上又は最低使用温度が $-30^{\circ}\text{C}$ 以下となる場合を除く。)の継手(母材の区分がP-1又はP-3(規格による最小引張強さが $548.8\text{MPa}$ 未満のものに限る。)以外のもので作られたものの第1種継手の場合を除く。)の溶接	突合せ片側溶接(熱荷重により著しい応力が生ずる部分であつて、裏あて金を使用する突合せ片側溶接によって行う場合は、溶接後裏あて金を取り除いたものに限る。)	
	(3) 内包する放射性物質の濃度が $37\text{mBq}/\text{cm}^3$ (内包する放射性物質が液体中にある場合にあつては、 $37\text{kBq}/\text{cm}^3$ )以上のものであつて、右欄に適	裏あて金を使用する突合せ片側溶接(最低使用温度が $-30^{\circ}\text{C}$ 以下となる場合の第1種継手又は熱荷重により著しい応力が生ずる部分にあつては、溶接後裏あて金を取り除いたものに限る。)、初層イナートガスアーク溶接又はこれら	a. 液体用のものであつて、最高使用温度が当該液体の大気圧における沸点未満であり、かつ、最高使用圧力が $1,960\text{kPa}$ 未満のもの b. a. 以外のものであつて、最高使用圧力が $98\text{kPa}$ 未満のもの



	合するものの継手の溶接	と同等以上の効果が得られる方法によって行う場合	
(4) 第3種継手の溶接	別図第2(1)から(9)又は別図第3	別図第2(7)による場合にあつては、差し込まれる部分の外径が90mm以下のものに限る。また、熱荷重により著しい応力が生ずる部分であつて、別図第2(2)、(3)、(8)若しくは(9)又は別図第3(1)から(6)、(8)、(9)若しくは(11)による場合は、容器の外径が115mm以下のものに、別図第2(4)から(7)又は別図第3(7)、(10)若しくは(12)による場合は、容器の外径が34mm以下のものに限る。	
(5) 第4種継手の溶接	別図第4(1)から(37)まで	熱荷重により著しい応力が生ずる部分であつて、別図第4(6)から(12)までによる場合は、接続される管の外径が115mm以下のものに、別図第4(13)から(37)までによる場合は、接続される管の外径が34mm以下のものに限る。	
(6) 容器の管台に管等を取り付ける継手の溶接	別図7-2		
(7) 栓等を取り付ける継手の溶接	別図第8(1)から(6)まで		
(8) 管板に管又はスリーブを取り付ける継手(管とスリーブとの継手を含む。)の溶接	全厚すみ肉溶接又はこれと同等以上の効果が得られる方法によって行う場合		
(9) 漏止め溶接による継手の溶接	連続すみ肉溶接又はこれと同等以上の効果が得られる方法		
(10) 耐圧部に非耐圧部材を取り付ける継手の溶接	すみ肉溶接又はこれと同等以上の効果が得られる方法		

	2 開放容器の継手の溶接を次に掲げる場合を除き、突合せ片側溶接又はこれと同等以上の効果が得られる方法によって行う場合 (1) 平底容器の胴板と底板との第3種継手の溶接	別図第5(1)又は(2)	胴板相互の第1種継手と底板相互の継手との距離は、300 mm以上であること。
	(2) 平底容器の底板相互の継手(底板の厚さが6 mm以下のものに限る。)の溶接	全厚すみ肉溶接	母材の重ね部の長さは、母材の厚さ(母材の厚さが異なる場合は、薄い方の厚さ。以下(3)b.において同じ。)の5倍(25 mm以下となる場合は、25 mm)以上とし、かつ、当該継手の交点の距離は、300 mm以上とすること。
	(3) 内張り相互の継手及び内張りを埋込み金物に取り付ける継手の溶接	a. 全厚かど溶接又はこれと同等以上の効果が得られる方法 b. 重ね継手の溶接を右欄に適合する全厚すみ肉溶接によって行う場合 c. へり溶接を別図第5(3)によって行う場合	(a) 母材の重ね部の長さは、母材の厚さの2倍以上(13 mmを超える必要はない。)であること。 (b) 内張り相互の継手の交点の距離は、300 mm(相接する母材の厚さが6 mm未満の場合は、当該母材の厚さの10倍)以上であること。
	(4) 第3種継手の溶接	別図第2(1)から(10)まで又は別図第3	別図第2(7)による場合にあっては、差し込まれる部分の外径が90 mm以下のものに限る。
	(5) 第4種継手の溶接	別図第4(1)から(37)まで	
	(6) 容器の管台に管等を取り付ける継手の溶接	別図第7-2	
	(7) 栓等を取り付ける継手の溶接	別図第8(1)から(6)まで	
	(8) 漏止め溶接による継手の溶接	連続すみ肉溶接又はこれと同等以上の効果が得られる方法	
	(9) 耐圧部に非耐圧部材を取り付ける継手の溶接	すみ肉溶接又はこれと同等以上の効果が得られる方法	
第1種管	1 内径が600 mm以下のものの継手の溶接	裏あて金を使用する突合せ片側溶接(第1種継手又は熱荷重により著しい応力が生ずる部分にあっては、溶接後裏あて金を取り除いたものに限る。)、初層イナートガスアーク溶接又はこれらと同等以上の	

		効果が得られる方法によって行う場合	
	2 管台又は管とポンプ、弁その他これらに類するもの又は突合せ溶接式管継手との継手の溶接	別図第1(1)	
	3 外径が61mm(熱荷重により著しい応力が生ずる部分にあつては、34mm)以下の管と管台、ポンプ、弁その他これらに類するもの又は差し込み溶接式管継手との継手の溶接	別図第1(2)	
	4 第3種継手の溶接	別図第2(1)から(3)まで若しくは(7)又は別図第3(1)から(4)まで	別図第2(7)による場合にあつては、管の外径が61mm以下のものに限る。ただし、熱荷重により著しい応力が生ずる部分であつて、別図第2(2)若しくは(3)又は別図第3(1)から(4)までによる場合は、管の外径が115mm以下のものに、別図第2(7)による場合は、管の外径が34mm以下のものに限る。
	5 第4種継手の溶接	別図第4(1)から(16)まで	別図第4(13)から(16)までによる場合は、著しい反力を受けないものに限る。また、熱荷重により著しい応力が生ずる部分であつて、別図第4(6)から(12)までによる場合は、接続される管の外径が115mm以下のものに、別図第4(13)から(16)までによる場合は、接続される管の外径が34mm以下のものに限る。
	6 栓等を取り付ける継手の溶接	別図第8(1)、(2)又は(7)	
	7 漏止め溶接による継手又は耐圧部に非耐圧部材を取り付ける継手の溶接	連続すみ肉溶接又はこれと同等以上の効果が得られる方法	
第3種管	1 裏から溶接ができないものの継手(最低使用温度が-30℃以下となる場合を除く。)及び	裏あて金を使用する突合せ片側溶接(最低使用温度が-30℃以下となる場合の第1種継手又は熱荷重により著しい応力が生ずる	

	最低使用温度が-30℃以下となる場合で内径が 600 mm 以下のものの溶接	部分は、溶接後裏あて金を取り除いたものに限る。)、初層イナートガスアーク溶接又はこれらと同等以上の効果が得られる方法	
	2 次に適合するものの継手の溶接 (1) 液体用のものであって、最高使用温度が当該液体の大気圧における沸点未満であり、かつ、最高使用圧力が 1,960kPa 未満のもの (2) (1)以外のものであって、最高使用圧力が 980kPa (第 1 種継手の場合にあつては、490kPa) 未満のもの	裏あて金を使用する突合せ片側溶接 (最低使用温度が-30℃以下となる場合の第 1 種継手又は熱荷重により著しい応力が生ずる部分にあつては、溶接後裏あて金を取り除いたものに限る。)、初層イナートガスアーク溶接又これらと同等以上の効果が得られる方法	
	(3) 管台又は管とポンプ、弁その他これらに類するもの又は突合せ溶接式管継手との継手の溶接	別図第 1 (1)	
	(4) 外径が 61 mm (熱荷重により著しい応力が生ずる部分にあつては、34 mm) 以下の管と管台、ポンプ、弁その他これらに類するもの又は差し込み溶接式管継手との継手の溶接	別図第 1 (2)	
	(5) 第 3 種継手の溶接	別図第 2 (1)から(8)まで又は別図第 3 (1)から(8)まで	別図第 2 (7)による場合は、管の外径が 61 mm 以下のものに限る。また、熱荷重により著しい応力が生ずる部分で、別図第 2 (2)、(3)若しくは(3)又は別図第 3 (1)から(6)まで若しくは(8)による場合は、管の外径が 115 mm 以下のものに、別図第 2 (4)から(7)まで又は別図第 3 (7)による場合は、管の外径が 34 mm 以下のものに限る。

	(6) 第4種継手の溶接	別図第4(1)から(28)まで	別図第4(13)から(16)までによる場合は、著しい反力を受けないものに限る。また、熱荷重により著しい応力が生ずる部分で、別図第4(6)から(12)までによる場合は、接続される管の外径が115mm以下のものに、別図第4(13)から(28)までによるものにあつては、接続される管の外径が34mm以下のものに限る。
	(7) 栓等を取り付ける継手の溶接	別図第8(1)から(6)まで	
	(8) 漏止め溶接による継手又は耐圧部に非耐圧部材を取り付ける継手の溶接	連続すみ肉溶接又はこれと同等以上の効果が得られる方法	
	(9) 制御棒駆動機構ハウジングの継手の溶接	別図第9	
第4種管	(1) 裏から溶接ができないものの継手(最低使用温度が $-30^{\circ}\text{C}$ 以下となる場合を除く。)及び最低使用温度が $-30^{\circ}\text{C}$ 以下となる場合であつて内径が600mm以下のものの溶接	裏あて金を使用する突合せ片側溶接(最低使用温度が $-30^{\circ}\text{C}$ 以下となる場合の第1種継手又は熱荷重により著しい応力が生ずる部分は、溶接後裏あて金を取り除いたものに限る。)、初層イナートガスアーク溶接又はこれらと同等以上の効果が得られる方法	
	(2) 内径が600mm以下で、かつ、厚さ(厚さが異なる場合は、厚い方の厚さ)が16mm以下のもの(内包する放射性物質の濃度が $37\text{mBq}/\text{cm}^3$ ) (内包する放射性物質が液体中にある場合にあつては、 $37\text{kBq}/\text{cm}^3$ 以上又は最低使用温度が $-30^{\circ}\text{C}$ 以下となる場合を除く。)の継手(母材の区分がP-1又はP-3(規格による最小引張強さが	突合せ片側溶接	熱荷重により著しい応力が生ずる部分で、裏あて金を使用する突合せ片側溶接によって行う場合は、溶接後裏あて金を取り除いたものに限る。

	548.8MPa 未満のものに限る。) 以外のもので作られたものの第1種継手の場合を除く。)の溶接		
(3)	内包する放射性物質の濃度が37mBq/cm <sup>3</sup> (内包する放射性物資が液体中にある場合は、37kBq/cm <sup>3</sup> 以上のもの)で、次に適合するものの継手の溶接 a. 液体用のものであって、最高使用温度が当該液体の大気圧における沸点未満であり、かつ、最高使用圧力が1,960kPa 未満のもの b. a 以外のものであって、最高使用圧力が980kPa (第1種継手の場合にあっては、490kPa) 未満のもの	裏あて金を使用する突合せ片側溶接 (最低使用温度が-30℃以下となる場合の第1種継手又は熱荷重により著しい応力が生ずる部分は、溶接後裏あて金を取り除いたものに限る。)、初層イナータガスアーク溶接又はこれらと同等以上の効果が得られる方法	
(4)	管台又は管とポンプ、弁その他これらに類するもの又は突合せ溶接式管継手との継手の溶接	別図第1(1)	
(5)	外径が90mm (熱荷重により著しい応力が生ずる部分は、34mm) 以下の管と管台、ポンプ、弁その他これらに類するもの又は差し込み溶接式管継手との継手の溶接	別図第1(2)	
(6)	第3種継手の溶接	別図第2(1)から(9)まで又は別図第3	別図第2(7)による場合は、管の外径が90mm以下のものに限る。また、熱荷重により著しい応力が

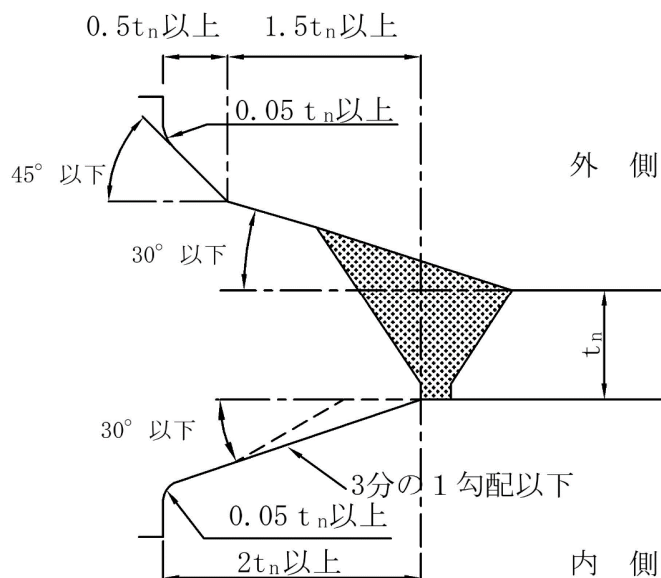
			生ずる部分であって、別図第2(2)、(3)、(8)若しくは(9)又は別図第3(1)から(6)、(8)、(9)若しくは(11)による場合は、管の外径が115 mm以下のものに、別図第2(4)から(7)まで又は別図第3(7)、(10)若しくは(12)による場合は、管の外径が34 mm以下のものに限る。
	(7) 第4種継手の溶接	別図第4(1)から(37)まで	熱荷重により著しい応力が生ずる部分であって、別図第4(6)から(12)までによる場合は、接続される管の外径が115 mm以下のものに、別図第4(13)から(37)までによる場合は、接続される管の外径が34 mm以下のものに限る。
	(8) 栓等を取り付ける継手の溶接	別図第8(1)から(6)まで	
	(9) 漏止め溶接による継手の溶接	連続すみ肉溶接又はこれと同等以上の効果が得られる方法	
	(10) 耐圧部に非耐圧部材を取り付ける継手の溶接	すみ肉溶接又はこれと同等以上の効果が得られる方法	
第5種管	(1) 第1種継手及び第2種継手のかど部の溶接	全厚かど溶接又はフレア溶接	
	(2) 第1種継手及び第2種継手の重ね継手の溶接	全厚すみ肉溶接	全厚すみ肉溶接の母材の重ね部の長さは、母材の厚さ(母材の厚さが異なる場合は、薄い方の厚さ)の2倍以上であること。
	(3) 管台又は管と弁その他これらに類するもの又は突合せ溶接式管継手との継手の溶接	別図第1(1)	
	(4) 外径が90 mm以下の管と管台、弁その他これらに類するもの又は差し込み溶接式管継手との継手の溶接	別図第1(2)	
	(5) 第3種継手の溶接	別図第2(1)から(10)まで又は別図第3	別図第2(7)による場合は、管の外径が90 mm以下のものに限る。
	(6) 第4種継手の溶接	別図第4(1)から(37)まで又は(39)	

	(7) 栓等を取り付ける継手の溶接	別図第8(1)から(6)まで	
	(8) 漏止め溶接による継手の溶接	連続すみ肉溶接又はこれと同等以上の効果が得られる方法	
	(9) 耐圧部に非耐圧部材を取り付ける継手の溶接	すみ肉溶接又はこれと同等以上の効果が得られる方法	



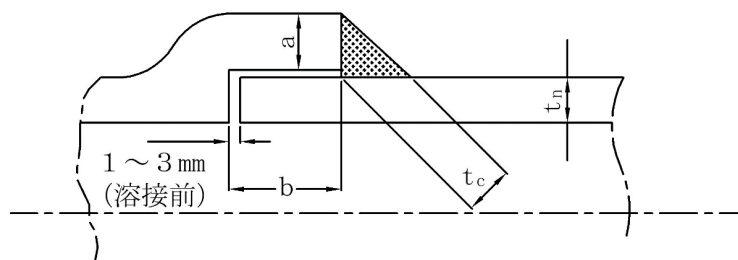
別図第1

(1)



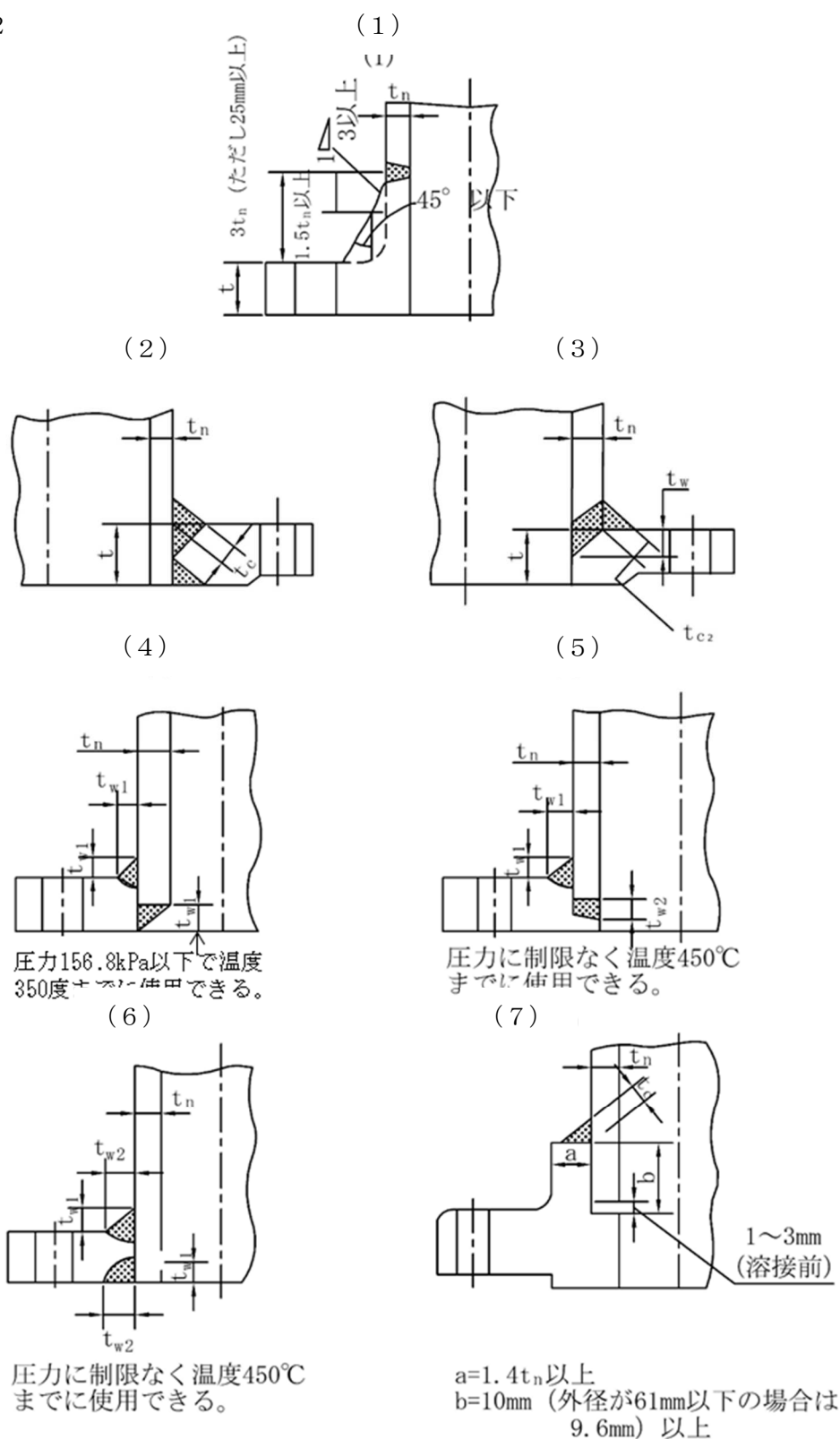
注  $t_n$ は、容器の管の厚さ (mmを単位とする。)

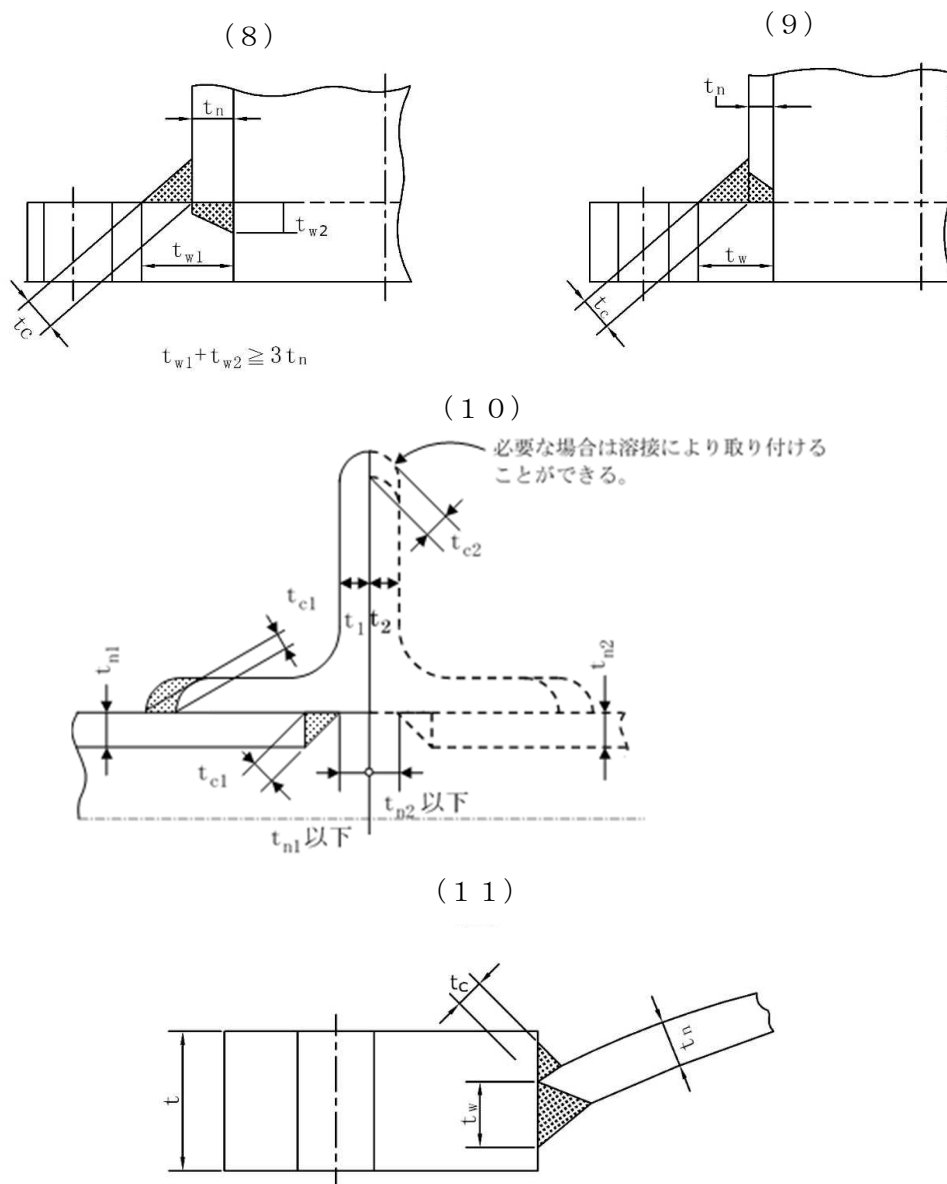
(2)



注  $t_n$ は、容器又は管の厚さ (mmを単位とする。)  
 $t_c$ は、 $0.85t_n$ 以上  
 $a$ は、 $1.25t_n$ 以上  
 $b$ は、 $10 \text{ mm}$  (外径が  $61 \text{ mm}$ 以下の場合には  $9.6 \text{ mm}$ ) 以上

別図第2

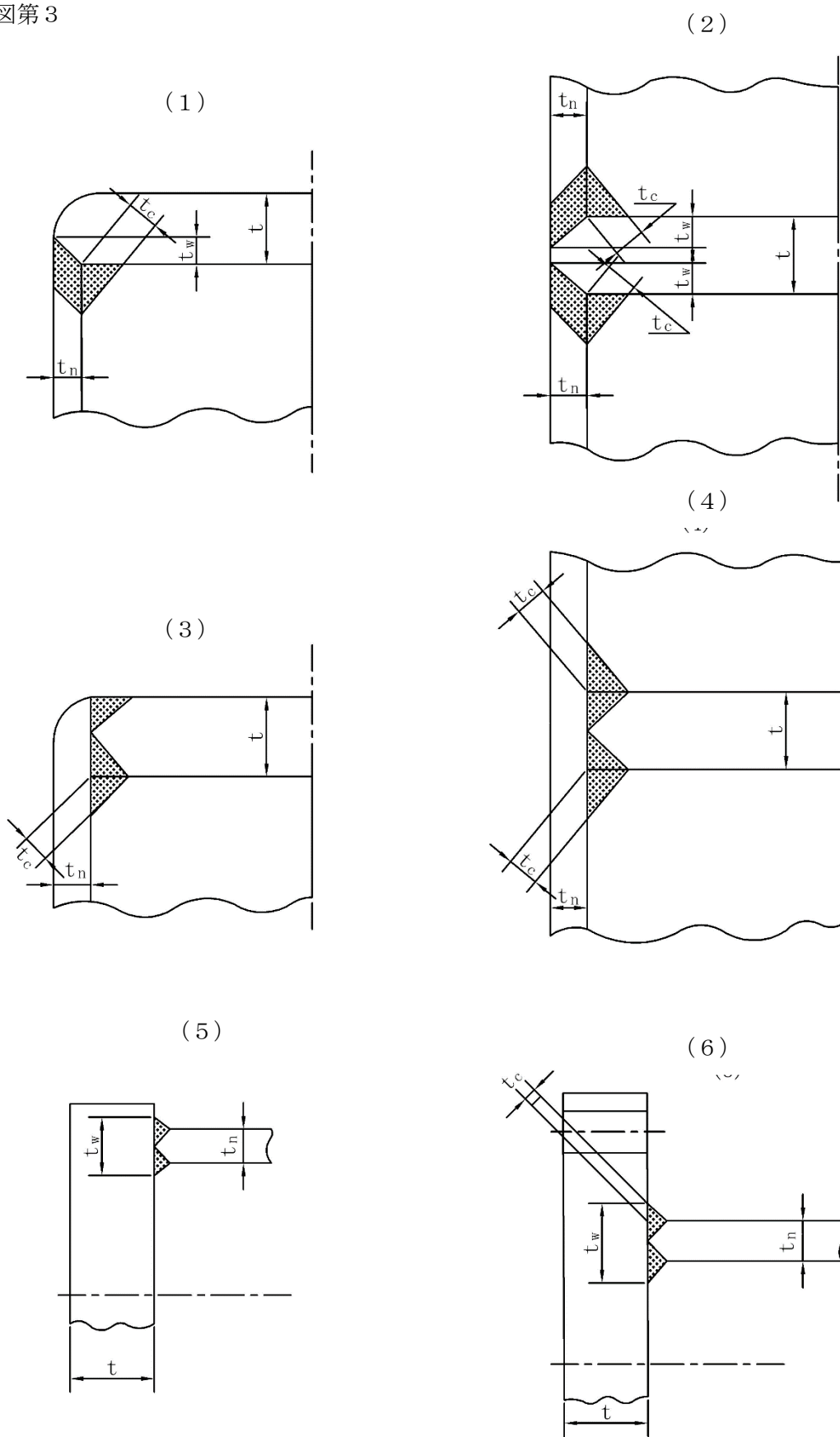




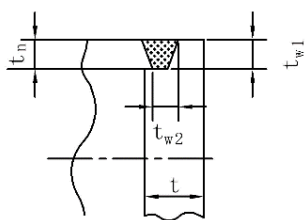
注

- $t, t_1$  及び  $t_2$  は、フランジの厚さ (mm単位とする。)
- $t_n, t_{n1}$  及び  $t_{n2}$  は、容器又は管の厚さ (mmを単位とする。)
- $t_r$  は、継目のない容器又は管の計算上必要な厚さ (mmを単位とする。)
- $t_c$  は、(2) にあつては、 $0.25t_n$  又は  $6\text{ mm}$  のうちいずれか小さい方以上
- (3) 及び (11) にあつては、 $0.7t_n$  又は  $6\text{ mm}$  のうちいずれか小さい方以上
- (7) 及び (8) にあつては、 $t_n$  以上
- (9) にあつては、 $t_n$  又は  $2t_r$  のうちいずれか小さい方以上
- $t_{c1}$  は、(10) にあつては、 $t_1$  又は  $t_{n1}$  のうちいずれか小さい方の厚さの  $0.7$  倍以上
- $t_{c2}$  は、(10) にあつては、 $t_1$  又は  $t_2$  のうちいずれか小さい方の厚さの  $0.7$  倍以上
- $t_w$  は、(3) の鍛造品の場合にあつては、 $0.5t_n$  又は  $0.25t$  のうちいずれか小さい方以上
- (3) の鍛造品以外の場合及び (11) にあつては、 $t_n$  又は  $0.5t$  のうちいずれか小さい方以上
- (9) にあつては、 $3t_n$  以上
- $t_{w1}$  は、(4) から (6) までにあつては  $t_n$  以上

別図第3



(7)

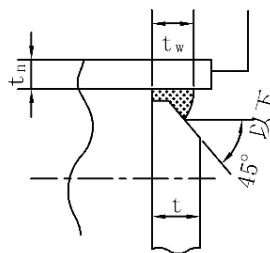


$$t_{w1} + t_{w2} \geq 2t_n$$

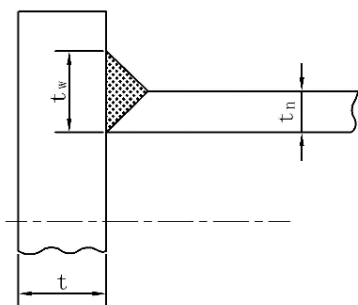
$$t_{w1} \geq t_n$$

(8)

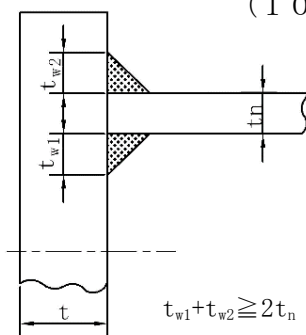
溶接部よりの出張りは任意



(9)



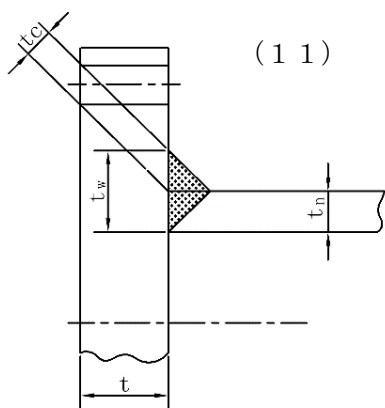
(10)



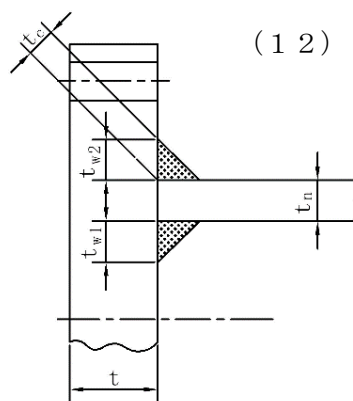
$$t_{w1} + t_{w2} \geq 2t_n$$

$$0.5t_{w2} \leq t_{w1} \leq 2t_n$$

(11)



(12)



$$t_{w1} + t_{w2} \geq 2t_n \text{ (ステーで支えられる管板)}$$

$$t_{w1} + t_{w2} \geq 3t_n \text{ (ステーで支えられない管板)}$$

$$t_{w1} \geq 0.5t_{w2}$$

注1

t は、平板又は管板の厚さ (mmを単位とする。)

t<sub>n</sub> は、容器又は管の厚さ (mmを単位とする。)

t<sub>r</sub> は、継目のない容器又は管の計算上必要な厚さ (mmを単位とする。)

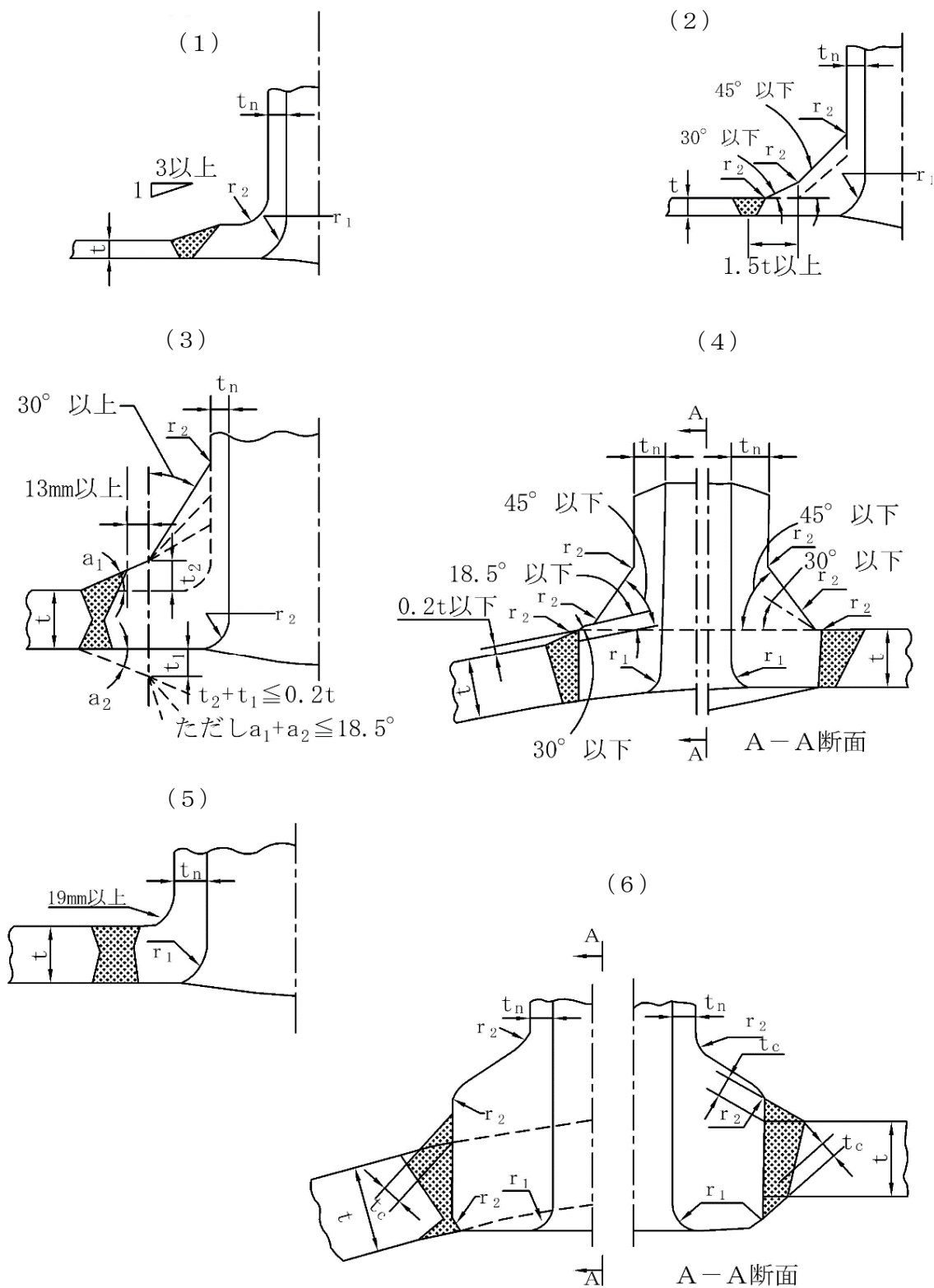
t<sub>c</sub> は、(1) から (4) は、0.7t<sub>n</sub> 又は 6mm のうちいずれか小さい方以上

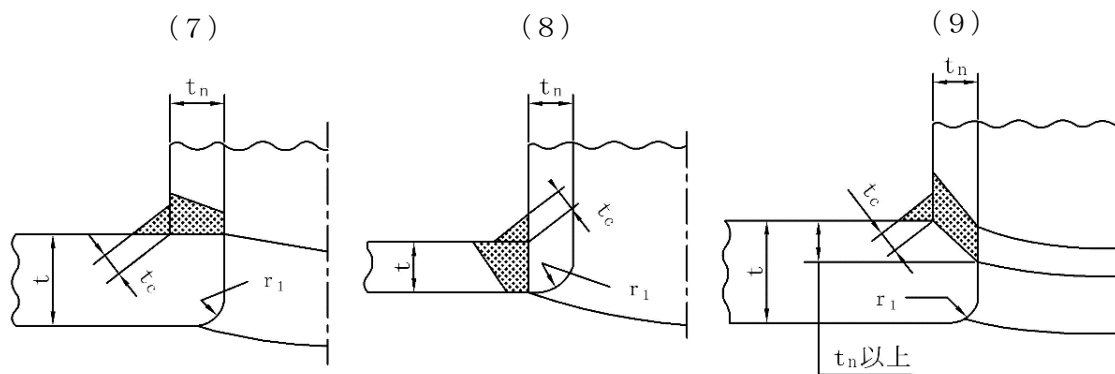
(6) , (11) 及び (12) のステーで支えられるもの (管板に限る。) は、0.7t<sub>n</sub> 又は 1.4t<sub>r</sub> のうちいずれか小さい方以上

(6) , (11) 及び (12) のステーで支えられないものは、t<sub>n</sub> 又は 2t<sub>r</sub> のうちいずれか小さい方以上

- $t_w$ は、(1) 及び (2) の鍛造品で、かつ、開先角度が  $45^\circ$  未満の場合は、 $0.5t_n$  又は  $0.25t$  のうちいずれか小さい方以上
- (1) 及び (2) の鍛造品で、かつ、開先角度が  $45^\circ$  以上の場合及び鍛造品以外のものは、 $t_n$  又は  $0.5t$  のうちいずれか小さい方以上
- (6) 及び (11) のステーで支えられるもの（管板に限る。）並びに (5) 及び (9) は、 $2t_n$  以上
- (6) 及び (11) のステーで支えられないものは、 $3t_n$  以上
- (8) は、 $1.25t_n$  又は  $2t_r$  のうちいずれか大きい方以上  
ただし、 $t$  より大きくする必要はない。
- 注2 第1種容器、第2種容器、第3種容器、第1種管及び第3種管で、片側溶接による場合は、裏あて金を使用する片側溶接（第1種容器及び第1種管は、溶接後裏あて金を取り除いたものに限る。）又は初層イナートガスアーク溶接によって行うこと。

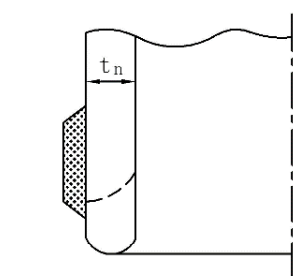
別図第4



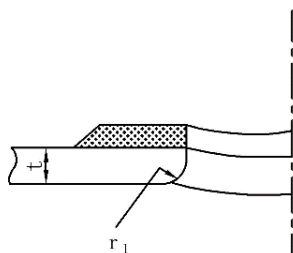
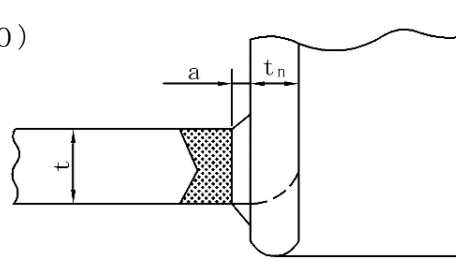


第 1 段階

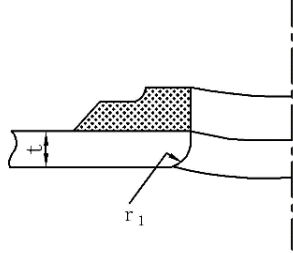
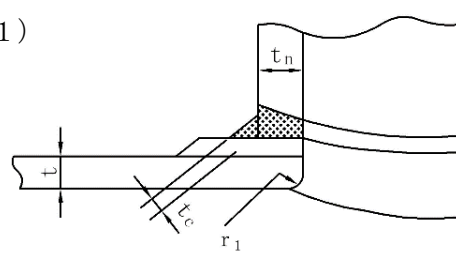
第 2 段階



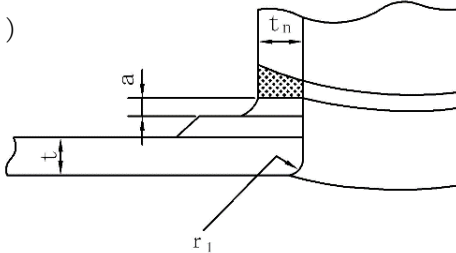
(10)



(11)

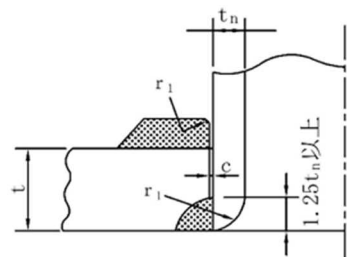


(12)

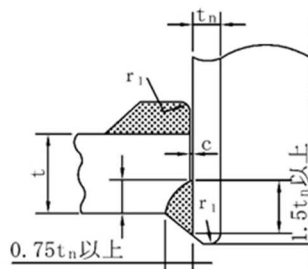




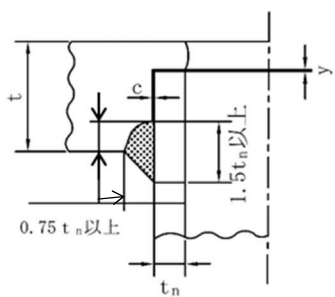
(13)



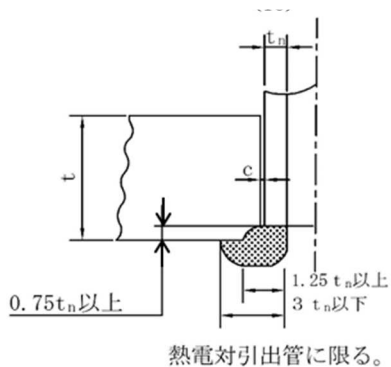
(14)



(15)



(16)

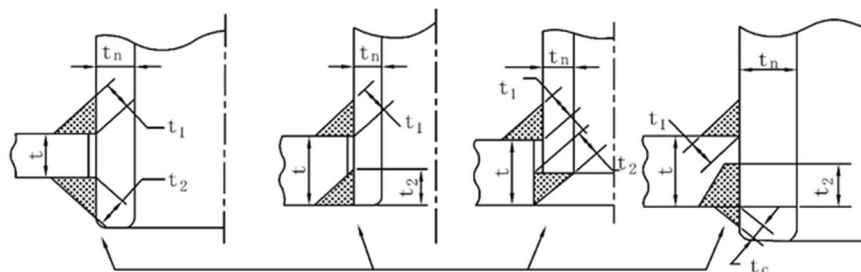


(17)

(18)

(19)

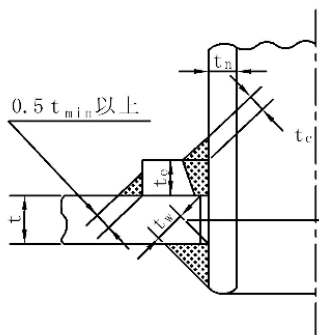
(20)



$$t_1 + t_2 \geq 1.25 t_{\min}$$

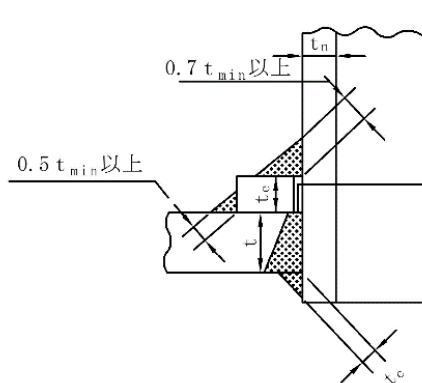
$t_1$  又は  $t_2$  は、 $0.7 t_{\min}$  又は 6mm のうちいずれか小さい方以上

(21)



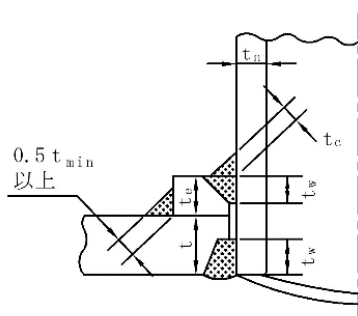
胴に溶接  
すること

(22)

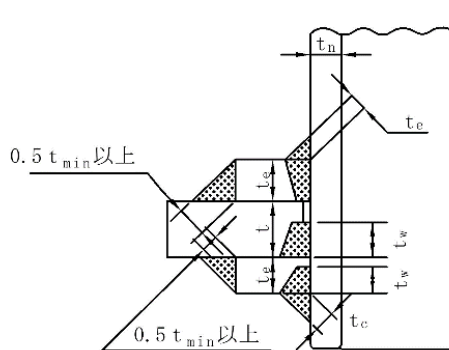


強メ材に  
溶接すること

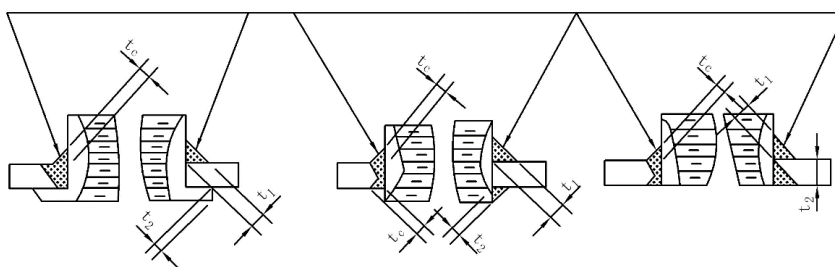
(23)



(24)



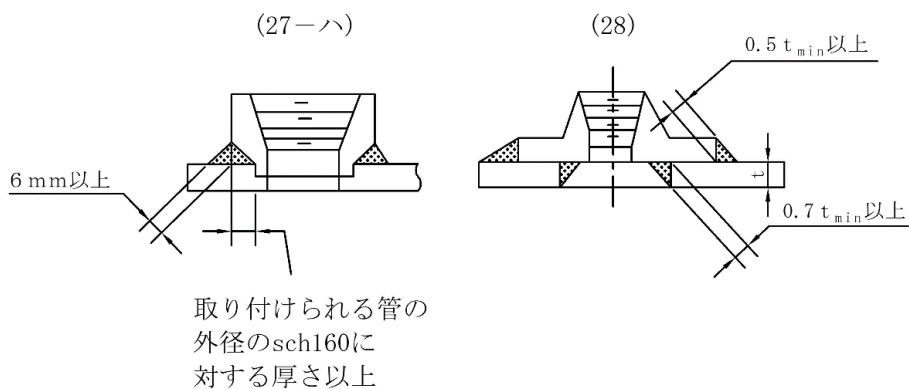
(25-イ) (25-ロ) (26-イ) (26-ロ) (27-イ) (27-ロ)  
いずれの方法でもよい



$t_1 + t_2 \geq 1.25 t_{min}$   
 $t_1$  又は  $t_2$  は、 $0.7 t_{min}$  又は  $6\text{mm}$  のうちいずれか小さい方以上

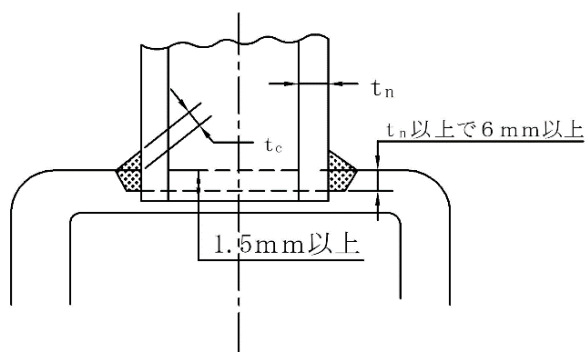
(27-ハ)

(28)

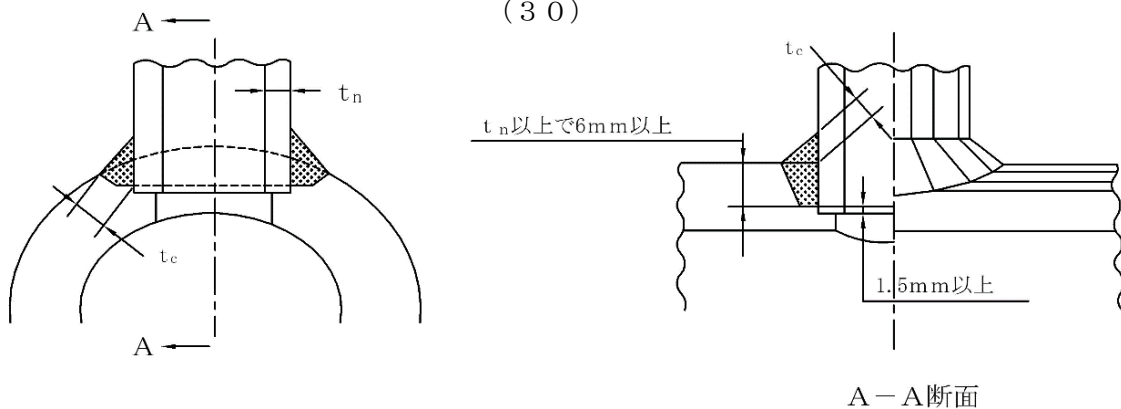


(27-ハ) による場合は、取り付けられる管の外径が90mm以下のものに限る。

(29)



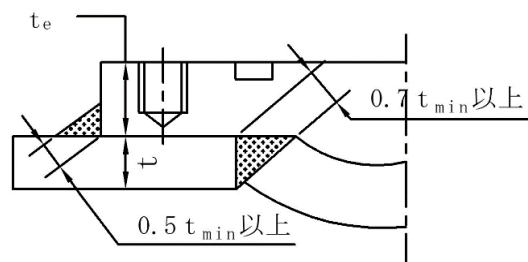
(30)



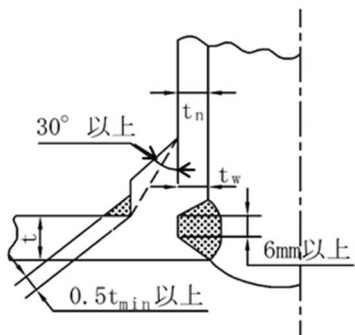
(29) 及び (30) による場合は、水管、加熱管等の溶接に限る。

(31)

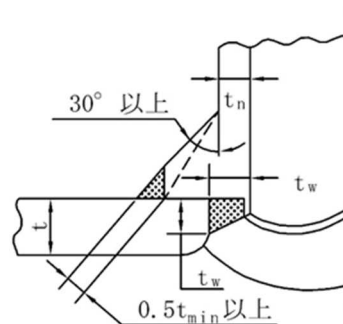
(31)



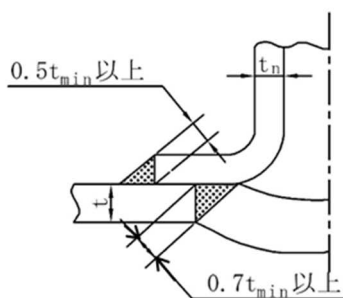
(32)



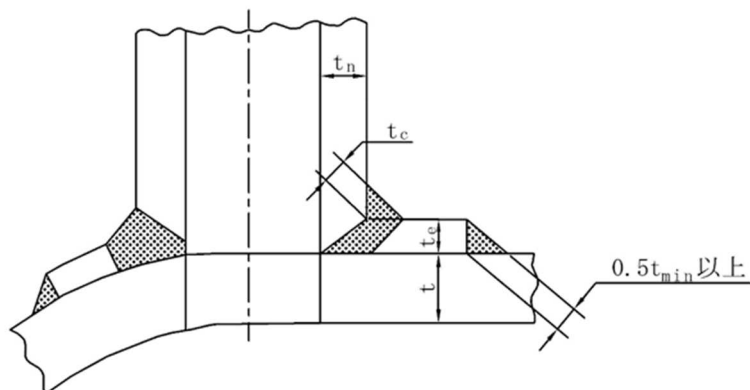
(33)



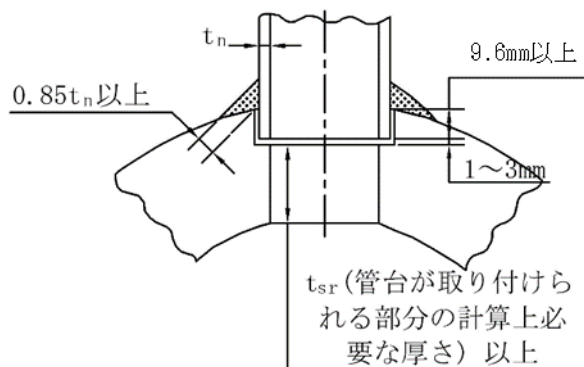
(34)



(35)

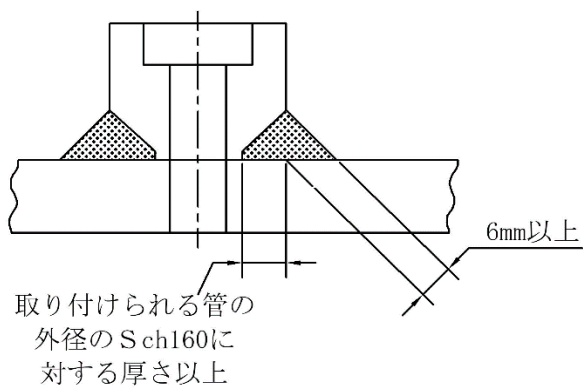


(36)



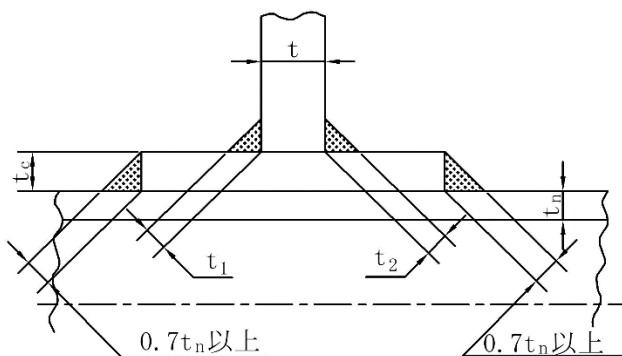
取り付けられる管の外径が 90mm 以下のものに限る。

(37)



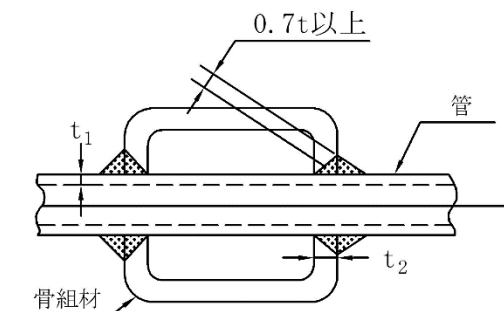
取り付けられる管の外径が 61mm 以下のもの

(38)



$t_1 + t_2 \geq 1.25t_{min}$   
 $t_1$  又は  $t_2$  は、 $0.7t_{min}$  又は 6mm のうちいずれか小さい方以上  
 原子炉格納容器貫通配管部に限る。

(39)



$t$  は、 $t_1$  又は  $t_2$  のうちいずれか小さい方以上

## 注1

$t$  は、容器又は管の厚さ (mmを単位とする。)

$t_n$  は、管台の厚さ (mmを単位とする)

$t_e$  は、強め材の厚さ (mmを単位とする)

$t_c$  は、(6) から (9) まで、(11)、(20) から (24) まで、(29)、(30) 及び (35) は、 $0.7t_n$  又は  $6\text{ mm}$  のうちいずれか小さい方以上。ただし、管台の胴内面への突出し量がこれ以下の場合には、この限りではない。

(25) から (27) までは、 $6\text{ mm}$  以上

$t_w$  は、部分溶接の場合における深さ (mmを単位とする。) で  $0.7t_{\min}$  以上

$t_{\min}$  は、(17) から (24) まで、(31) から (35) まで及び (38) は、 $t$ 、 $t_n$  又は  $t_e$  のうちの小さいもの。ただし、 $19\text{ mm}$  以上とする必要はない。

(25) から (28) までは、管台が取り付けられる部分の厚さ。ただし、 $19\text{ mm}$  以上とする必要はない。

$r_1$  は、(1) から (9) までは、 $0.25t$  又は  $19\text{ mm}$  のうちのいずれか小さい方以上 (応力計算を行って必要な強度を有することが明らかである場合は、この限りではない。)

(11) から (14) までは、 $0.25t_n$  又は  $19\text{ mm}$  のうちいずれか小さい方以上 (応力計算を行って必要な強度を有することが明らかである場合は、この限りではない。)

$r_2$  は、 $6\text{ mm}$  以上

$a$  は、第2段階の溶接部に対して放射線透過試験を行う場合は、 $19\text{ mm}$  以上とする。

$c$  は、管台の外径が  $34\text{ mm}$  以下の場合  $0.25\text{ mm}$  以下

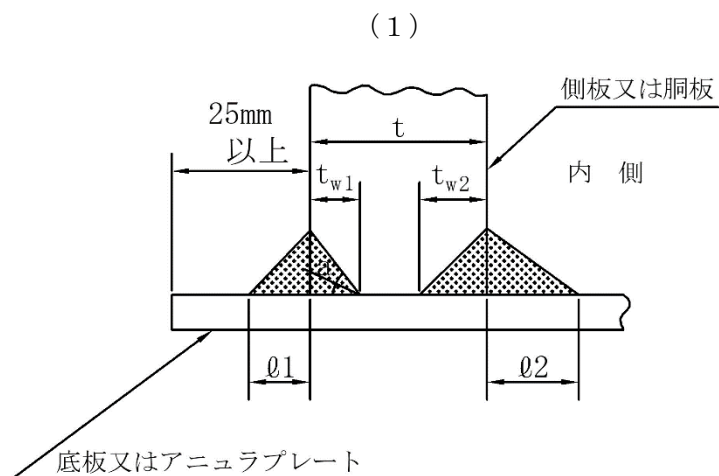
管台の外径が  $34\text{ mm}$  を超え  $115\text{ mm}$  以下の場合  $0.5\text{ mm}$  以下とし、管台の外径が  $115\text{ mm}$  を超える場合は  $0.8\text{ mm}$  以下とする。

$y$  は、 $1.6\text{ mm}$  又は  $t_n$  のうちいずれか小さい方以上

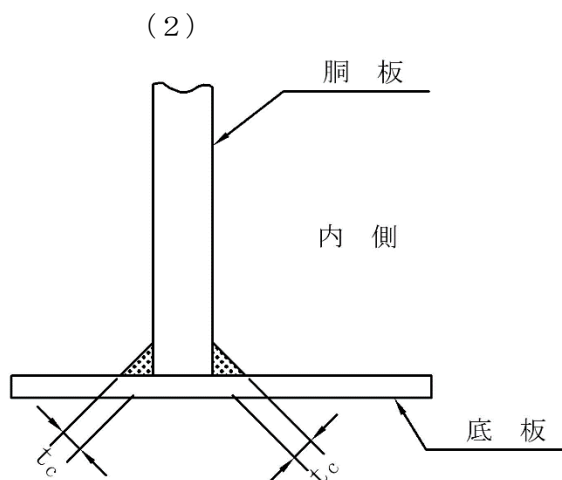
2. (13) 及び (14) における強め材としての肉盛り溶接部は、その必要がなければ肉盛り溶接を行う必要はない。

3. 第1種容器、第2種容器、第3種容器、第1種管及び第3種管であって、片側溶接による場合は、裏あて金を使用する片側溶接 (溶接後裏あて金を取り除いたものに限る。) 又は初層イナートガスアーク溶接によって行うこと。

別図第5



$t_{w1} = 0.3t$  以上  
 $t_{w2} = t_{w1}$  以上  
 $a = 50^\circ$  以上  
 $l_1 = t_{w1} \tan a$  以上  
 $l_2 = 1.3 t_{w2} \tan a$  以上

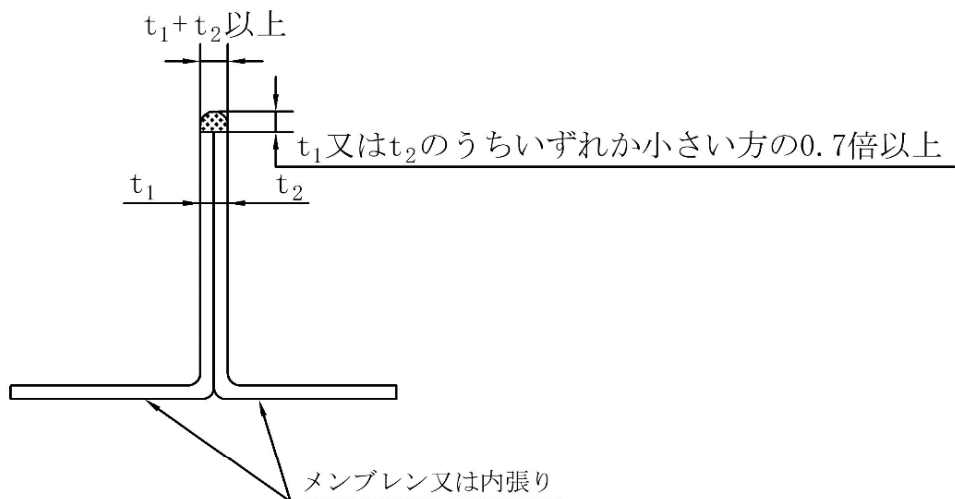


$t_c$ は、胴板若しくは底板のうちいずれか小さい方の値又は次の表に掲げる値のいずれか小さい方以上の値とする（mmを単位とする。）

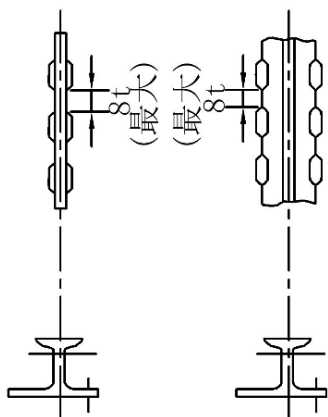
銅板の厚さ (mm)	$T_c$ (mm)
4.5 未満	4.5
4.5 以上 19 未満	6
19 以上 32 未満	8
32 以上	10



(3)

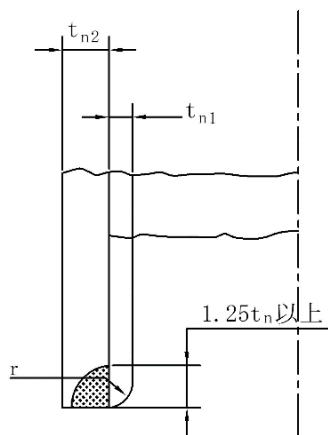


(4)  
(4)

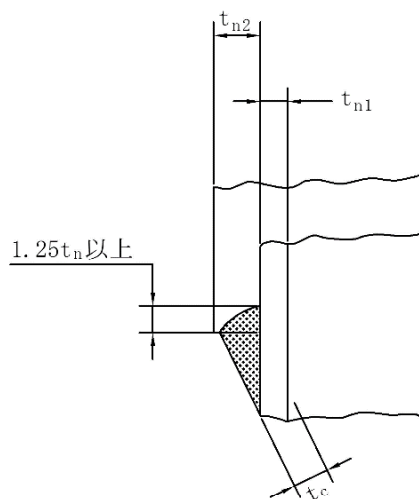


$t$ は、胴板の厚さ  
 溶接の全長は、強め輪を胸の外部に取り付けるときは、胴の外側の全周の2分の1以上  
 強め輪を胴の内部に取り付けるときは、胴の内側の全周の3分の1以上

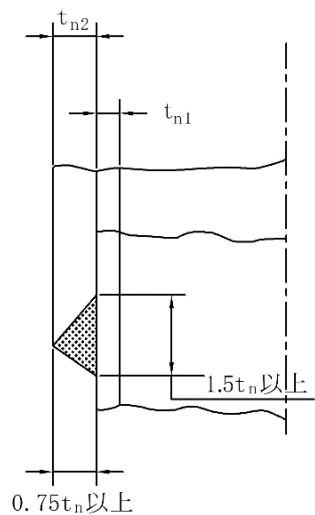
(1)



(2)



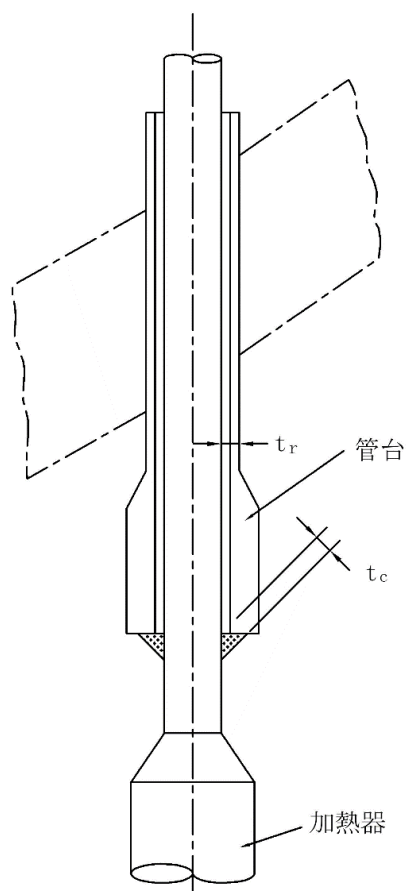
(3)



- 注1  $t_{n1}$  は、ハウジング又はアダプタの厚さ (mmを単位とする。)  
 $t_{n2}$  は、管台又はボディの厚さ (mmを単位とする。)  
 $t_n$  は、 $t_{n1}$  又は  $t_{n2}$  のうち小さいもの  
 $t_c$  は、 $0.7t_n$  又は  $6\text{mm}$  のうち小さいもの以上  
 $r$  は、 $0.25t_n$  又は  $19\text{mm}$  のうち小さいもの以上  
 (第1種機器に限る。)

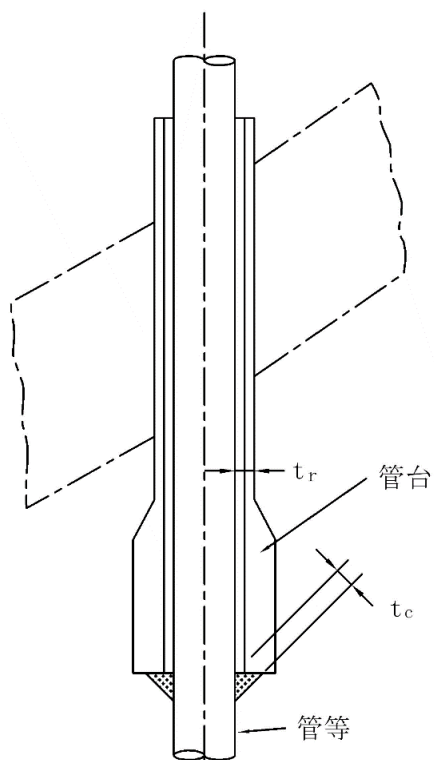
- 2 管台又はボディとハウジング又はアダプタとの間隔は、直径においてハウジングの外径が $34\text{mm}$ 以下の場合には $0.25\text{mm}$ 以下、ハウジングの径が $34\text{mm}$ を超え $115\text{mm}$ 以下の場合には $0.5\text{mm}$ 以下、ハウジングの径が $115\text{mm}$ を超える場合は $0.8\text{mm}$ 以下とする。

別図第7-1



注  $t_r$ は、管台の計算上必要な厚さ  
 $t_c$ は、 $t_r$ 以上

別図第7-2

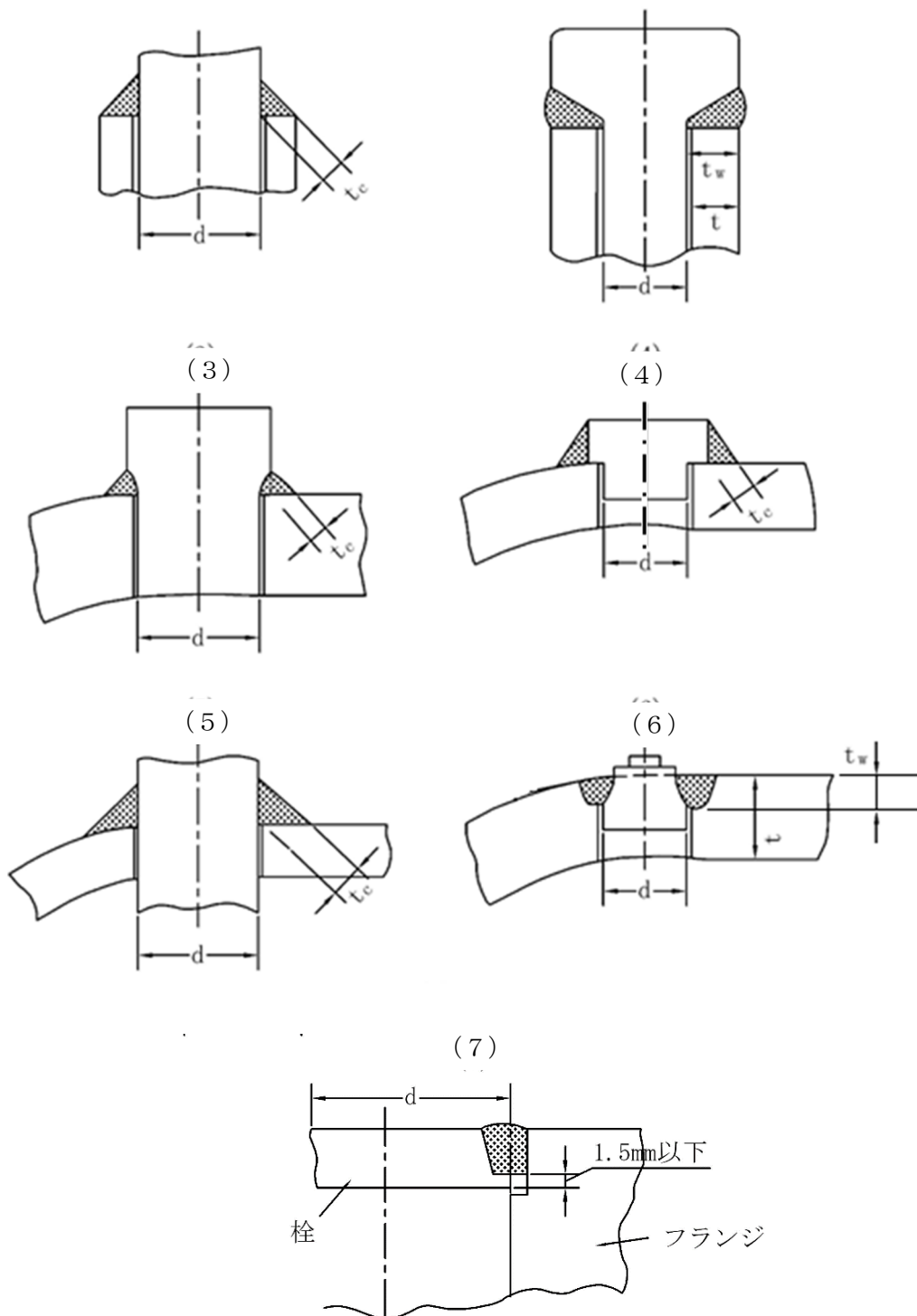


注  $t_r$ は、管台の計算上必要な厚さ  
 $t_c$ は、 $t_r$ 以上

別図第8

(1)

(2)



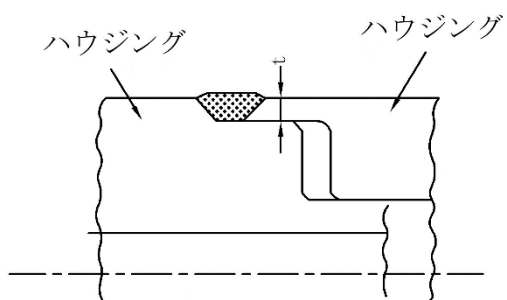
制御棒駆動機構のフランジに栓を取り付ける継手に限る。

注 d は、栓等の径で 61 mm 以下のものに限る。

$t_c$  は、 $0.85t_{r1}$  ( $t_{r1}$  は、 $d$  を外径とした継目のない容器又は管の計算上必要な厚さ) 以上

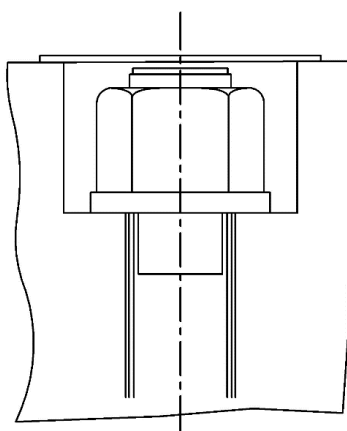
$t_w$  は、 $1.25t_{r2}$  ( $t_{r2}$  は、 $t$  の部分の計算上必要な厚さ)

別図第 9



注 tはハウジング差込み部の厚さ (mmを単位とする)

別図第10



## 2. 材料の制限

材料の制限は、日本機械学会発電用原子力設備規格「溶接規格2012年版(2013年追補を含む。)」(以下「溶接規格」という。)[N-4020 溶接の制限]によること。

## 3. 開先面

開先面は、溶接規格「N-4030 開先面」に次の要件を付したのものによること。

- 1) (1)、(2)の後に「(3) 第1種機器、第2種容器及び第3種機器(第3種機器にあっては、原子炉格納容器の貫通部から最も近い隔離弁までのものに限る。)に係る第1種継手、第2種継手、第3種継手及び第4種継手並びに肉盛り溶接部及びクラッド溶接による溶接部の開先面は、磁粉探傷試験又は浸透探傷試験を行い、これに合格するものでなければならない。ただし、母材が圧延又は鍛造によって作られたものであり、その厚さが50mm(熱荷重により著しい応力が生ずる部分にあっては、25mm)以下である場合は、この限りでない。」を加える。

## 4. 溶接部の強度等

溶接部の強度は、溶接規格「N-4040 溶接部の強度等」(別記-5 1. ⑤参照)に、次の要件を付したのものによること。

- 1) (1)に「ただし、第2部溶接施工法認証標準 「表WP-302-1 母材の区分」に掲げるP-11A(グループ番号1に限る。)及びP-21からP-25までのいずれかに属する母材の溶接部であって、最高使用圧力が98kPa未滿のものにあっては、設計上要求される強度以上の強度を有するものとする事ができる。」を追加する。
- 2) (2)の「ブローホール等で」の後に「溶接部の強度を確保する上で」を追加する。

## 5. 溶接部の非破壊試験及び機械試験

溶接部の非破壊試験及び機械試験は、溶接規格「N-4050 溶接部の非破壊試験及び機械試験」(別記-5 1. ⑥及び⑧参照)に、次の要件を付したのものによること。

この場合において、次の(1)～(3)のとおりとする。

- 1) 「表N-X050-1 溶接部の非破壊試験」は「表1-2 溶接部の非破壊試験」に読み替える。
- 2) 「表N-X050-2 溶接部の機械試験板」において、機器の区分の欄の「クラス1容器、クラスMC容器」は「第1種容器、使用第2種容器、第3種容器及び第4種容器(安全設備以外の開放容器を除く。)」に、「クラス2容器、クラス3容器及びクラス3相当容器(安全設備以外の開放容器を除く。)、クラス1配管、クラス2配管、クラス3配管及びクラス3相当管(安全設備以外の開放容器に接続される当該容器に最も近い止め弁までのものを除く。)」は「第1種管、第3種管及び第4種管(安全設備以外の開放容器に接続される管のうち当該容器から最も近い止め弁までのものを除く。)」に、同項の試験版の作成方法の欄中の「容器又は管」を「管」に読み替える。


3) 「表N-X050-2 溶接部の機械試験板」において、溶接部の区分の欄の「継手区分A」は「第1種継手」に、「継手区分B」は「第2種継手」に、「継手区分C」は「第3種継手」に、「継手区分D」は「第4種継手」に、読み替える。

また、(注) 4. の「クラス1容器、クラスMC容器又はクラス1配管」は「第1種容器、第2種容器又は第1種管」と読み替える。

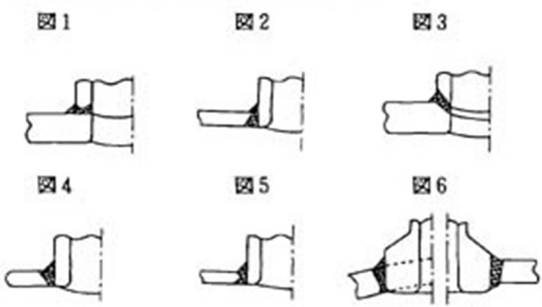
4) (注) 5. の (1) から (3) までは次の①から④までに読み替える。

- ① 制御設備の附属設備
- ② 一次冷却設備その他の通常時において原子炉を安全に運転するために必要な設備の附属設備
- ③ 非常用炉心冷却装置、安全保護回路その他の非常時に原子炉の安全を確保するために必要な設備の附属設備
- ④ 非常用電源設備及びその附属設備

表1-2 溶接部の非破壊試験 (1/3)


機器	区分 溶接部	規定試験	代替試験
第1種機器	1 次の(1)から(4)までのいずれかに掲げるもの (1) 第1種継手の溶接部 (2) 第2種継手の溶接部 (熱交換器用管の溶接部を除く。) (3) 第3種継手の溶接部 (2に掲げるものを除く。) (4) 第4種継手の完全溶込み溶接部 (3に掲げるものを除く。) であって、当該管台又は溶接部が次の(1)から(5)までに適合するもの以外のもの ① 管台内径が153mm以下のものであること。 ② 管台軸が容器壁となす角度が40度以上のものであること。 ③ 容器の穴が容器壁の強め材のみで補強されているものであること。 ④ 管台は著しい配管反力を受けないものであること。 ⑤ 裏あて金を使用する場合は、溶接完了後にこれを取り除くものであること。	放射線透過試験及び溶接金属部に隣接する幅13mmの範囲内の母材を含めた部分における磁粉探傷試験(磁粉探傷試験が不適当な場合は浸透探傷試験)	—
	2 第3種継手の溶接部であって、次の図1から図3までに示すもの 	放射線透過試験、超音波探傷試験 (超音波探傷試験が不適当な場合は、溶接深さの1/2 (溶接深さの1/2が13mmを超える場合は、13mm) ごとに磁粉探傷試験(磁粉探	—



	<p>3 第4種継手の完全溶込み溶接による溶接部（当該管台又は溶接部が1(4)①から⑤までに適合するものを除く。）であって、かつ、次の図1から図6までに示すもの</p> 	<p>傷試験が不適当な場合は、浸透探傷試験）及び溶接金属部に隣接する幅13mmの範囲内の母材を含めた部分における磁粉探傷試験（磁粉探傷試験が不適当な場合は、浸透探傷試験）</p>	—
	<p>4 第4種継手の完全溶込み溶接による溶接部（1(4)及び3に掲げるものを除く。）及び部分溶込み溶接による溶接部</p>	<p>溶接深さの1/2（溶接深さの1/2が13mmを超える場合は、13mm）ごとの磁粉探傷試験（磁粉探傷試験が不適当な場合は、浸透探傷試験）。ただし、最終層においては、溶接金属部に隣接する幅13mmの範囲内の母材の部分を含めて行わなければならない。</p>	<p>溶接完了後の超音波探傷試験及び溶接金属部に隣接する幅13mmの範囲内の母材を含めた部分における磁粉探傷試験（磁粉探傷試験が不適当な場合は、浸透探傷試験）</p>
	<p>5 穴の周辺及び管台の表面に肉盛り座を設ける場合の肉盛り溶接部</p>	<p>超音波探傷試験及び磁粉探傷試験（磁粉探傷試験が不適当な場合は、浸透探傷試験）。ただし、肉盛り座に管台を取り付ける場合は、当該管台を取り付ける前に行わなければならない。</p>	—
	<p>6 耐圧部の溶接部（1から5までに掲げるものを除く。）及びキャノピーシールの継手の溶接部</p>	<p>磁粉探傷試験（磁粉探傷試験が不適当な場合は、浸透探傷試験）</p>	<p>放射線透過試験又は超音波探傷試験</p>
	<p>7 管板に管を取り付ける継手の溶接部（耐圧部に係るものを除く。）</p>	<p>浸透探傷試験</p>	—
	<p>8 クラッド溶接による溶接部</p>		
	<p>9 ラグ、ブラケット、強め材、控え、強め輪等であって、重要なものを取り付ける溶接部</p>	<p>磁粉探傷試験又は浸透探傷試験</p>	<p>放射線透過試験又は超音波探傷試験</p>

第2種容器	1 次の(1)から(4)までのいずれかに掲げるもの (1) 第1種継手の溶接部 (2) 第2種継手の溶接部 (3) 第3種継手の突合せ溶接による溶接部 (4) 第4種継手の突合せ溶接による溶接部	放射線透過試験	超音波探傷試験
	2 第3種継手及び第4種継手の溶接部 (1 (3) 及び(4)に掲げるものを除く。)	磁粉探傷試験(磁粉探傷試験が不適当な場合は、浸透探傷試験)	放射線透過試験又は超音波探傷試験
	3 穴の周辺及び管台の表面に肉盛り座を設ける場合の肉盛り溶接部	超音波探傷試験(著しい配管反力を受けないものは除く。)及び磁粉探傷試験(磁粉探傷試験が不適当な場合は、浸透探傷試験)。ただし、肉盛り座に管台を取り付ける場合は、当該管台を取り付ける前に行わなければならない。	—
	4 耐圧部の溶接部(1から3までに掲げるものを除く。)及び漏止め溶接による溶接部	磁粉探傷試験(磁粉探傷試験が不適当な場合は、浸透探傷試験)	放射線透過試験又は超音波探傷試験
	5 ラグ、ブラケット、強め材、控え、強め輪等であって、重要なものを取り付ける溶接部(直径が22mm以下の円形スタッドを取り付ける溶接部を除く。)	磁粉探傷試験又は浸透探傷試験	放射線透過試験又は超音波探傷試験
第3種容器	1 次の(1)から(4)までのいずれかに掲げるもの(厚さが4.8mm以下の溶接部及び開放容器(開放部により内気と外気が通じている容器をいい、ガードベッセルを除く。)の溶接部を除く。) (1) 第1種継手の溶接部 (2) 第2種継手の溶接部(熱交換器用管の溶接部を除く。) (3) 第3種継手の突合せ溶接による溶接部 (4) 第4種継手の突合せ溶接による溶接部	放射線透過試験	ガードベッセルに限り、超音波探傷試験又は溶接深さの1/2(溶接深さの1/2が13mmを超える場合は、13mm)ごとの磁粉探傷試験(磁粉探傷試験が不適当な場合は、浸透探傷試験)
	2 第1種継手、第2種継手、第3種継手及び第4種継手の溶接部(1に掲げるものを除く。)	磁粉探傷試験(磁粉探傷試験が不適当な場合は、浸透探傷試験)	放射線透過試験又は超音波探傷試験
	3 穴の周辺及び管台の表面に肉盛り座を設ける場合の肉盛り溶接部	超音波探傷試験(著しい配管反力を受けないも	—

		のは除く。) 及び磁粉探傷試験(磁粉探傷試験が不適当な場合は、浸透探傷試験)。ただし、肉盛り座に管台を取り付ける場合は、当該管台を取り付ける前に行わなければならない。	
	4 耐圧部の溶接部(1から3までに掲げるものを除く。)及び漏止め溶接による溶接部	磁粉探傷試験(磁粉探傷試験が不適当な場合は、浸透探傷試験)	放射線透過試験又は超音波探傷試験
	5 管板に管を取り付ける継手の溶接部(耐圧部に係るものを除く。)	浸透探傷試験	—
	6 クラッド溶接による溶接部		—
	7 ラグ、ブラケット、強め材、控え、強め輪等であって、重要なものを取り付ける溶接部	磁粉探傷試験又は浸透探傷試験	放射線透過試験又は超音波探傷試験
第4種容器	1 第1種継手、第2種継手及び第3種継手の突合せ溶接による溶接部(熱交換器用管の第2種継手の溶接部及び開放容器(開放部により内気と外気が通じている容器をいう。以下同じ。)の溶接部を除く。)であって、次の(1)から(4)までのいずれかに掲げるもの (1) 次の①から⑦までのいずれかに掲げるもの ① 溶接規格「表 WP-302-1 母材の区分」に掲げるP-1に属する母材の溶接部であって、厚さが32mmを超えるもの ② 同表に掲げるP-3に属する母材の溶接部であって、厚さが19mmを超えるもの ③ 同表に掲げるP-4に属する母材の溶接部であって、厚さが16mmを超えるもの ④ 同表に掲げるP-5に属する母材の溶接部 ⑤ 同表に掲げるP-6又はP-7に属する母材の溶接部(炭素含有量が0.08%以下の母材の溶接部であって、その厚さが38mm以下であり、かつ、溶接金属がオーステナイト系ステンレス合金又はニッケルクロム鉄合金の場合を除く。) ⑥ 同表に掲げるP-8に属する母材の溶接部であって、厚さが38mmを超えるもの ⑦ 同表に掲げるP-9A、P-9B、P-11A又はP-11Bに属する	放射線透過試験	—

	母材の溶接部であって、厚さが16mmを超えるもの		
	(2) 内包する放射性物質の濃度が 37mBq/cm <sup>3</sup> (内包する放射性物質が液体中にある場合は、37kBq/cm <sup>3</sup> ) 以上の容器の溶接部 (①に掲げるものを除く。) であって、次の①又は②のいずれかに掲げるもの以外のもの ① 液体用の容器であって、最高使用温度が当該液体の大気圧における沸点未満であり、かつ、最高使用圧力が1,960kPa 未満のものの溶接部 ② 最高使用圧力が98kPa 未満のものの溶接部 (①に掲げるものを除く。)		
	(3) 第1種継手を有する母材相互又は第2種継手若しくは第3種継手を有する母材相互を取り付ける継手と第1種継手、第2種継手又は第3種継手とが接する箇所 (以下「継手接続箇所」という。) から100mm 以内にある第1種継手、第2種継手又は第3種継手の溶接部 (①及び②に掲げるもの並びに継手接続箇所と他の継手接続箇所との距離が厚い方の母材の厚さの5倍以上であるものを除く。)		
	2 耐圧部の溶接部 (1に掲げるもの及び開放容器の屋根の溶接部を除く。) 及び漏止め溶接による溶接部	磁粉探傷試験又は浸透探傷試験	放射線透過試験又は超音波探傷試験
	3 管板に管を取り付ける継手の溶接部 (耐圧部に係るものを除く。)	浸透探傷試験	—
	4 ラグ、ブラケット、強め材、控え、強め輪等であって、重要なものを取り付ける溶接部	磁粉探傷試験又は浸透探傷試験	放射線透過試験又は超音波探傷試験
第1種管	1 次の①から④のいずれかに掲げるもの (管の外径が61mmを超える場合に限る。) ① 第1種継手の溶接部 ② 第2種継手の溶接部 (ソケット継手の溶接部を除く。) ③ 第3種継手の溶接部 (2に掲げるものを除く。) ④ 第4種継手の完全溶込み溶接による溶接部 (管台に接続される管の外径が115mm 以下の場合を除く。)	放射線透過試験及び溶接金属部に隣接する幅13mm の範囲内の母材を含めた部分における磁粉探傷試験 (磁粉探傷試験が不適当な場合は、浸透探傷試験)	—
	2 第3種継手の溶接部であって、次の図1から図3までに示すもの (管の外径が61mmを超える場合に限る。) 	放射線透過試験、超音波探傷試験 (超音波探傷試験が不適当な場合は、溶接深さの1/2 (溶接深さの1/2 が13mmを超える場合は、13mm) ごとに、磁粉探傷試験 (磁粉探傷試験が不適当な場合は、浸透	—

		探傷試験) 及び溶接金属部に隣接する幅 13mm の範囲内の母材を含めた部分における磁粉探傷試験(磁粉探傷試験が不適当な場合は、浸透探傷試験)	
3	第1種継手、第2種継手及び第3種継手の溶接部(1(1)から(3)まで及び2に掲げるものを除く。)	溶接金属部に隣接する幅 13mm の範囲内の母材を含めた部分における磁粉探傷試験(磁粉探傷試験が不適当な場合は、浸透探傷試験)	放射線透過試験又は超音波探傷試験
4	第4種継手の完全溶込み溶接による溶接部(1(4)に掲げるものを除く。)及び部分溶込み溶接による溶接部	溶接深さの 1/2 (溶接深さの 1/2 が 13mm を超える場合は、13mm) ごとの磁粉探傷試験(磁粉探傷試験が不適当な場合は、浸透探傷試験)。ただし、最終層においては、溶接金属部に隣接する幅 13mm の範囲内の母材の部分を含めて行わなければならない。	溶接完了後に超音波探傷試験及び溶接金属部に隣接する幅 13mm の範囲内の母材を含めた部分における磁粉探傷試験(磁粉探傷試験が不適当な場合は、浸透探傷試験)
5	穴の周辺及び管台の表面に肉盛り座を設ける場合の肉盛り溶接部	超音波探傷試験(著しい配管反力を受けないものは除く。)及び磁粉探傷試験(磁粉探傷試験が不適当な場合は、浸透探傷試験)。ただし、肉盛り座に管台を取り付ける場合は、当該管台を取り付ける前に行わなければならない。	—
6	耐圧部の溶接部(1から5までに掲げるものを除く。)及び漏止め溶接による溶接部	磁粉探傷試験(磁粉探傷試験が不適当な場合は、浸透探傷試験)	放射線透過試験又は超音波探傷試験
7	クラッド溶接による溶接部	浸透探傷試験	—

	8 ラグ、ブラケット、強め材、控え、強め輪等であって、重要なものを取り付ける溶接部	磁粉探傷試験又は浸透探傷試験	放射線透過試験又は超音波探傷試験
第3種管	1 次の(1)から(4)までのいずれかに掲げるもの(外径が61mm以下の管及び開放容器に接続される管のうち当該容器に最も近い止め弁までの部分の溶接部を除く。) (1) 第1種継手の溶接部 (2) 第2種継手の溶接部(ソケット継手の溶接部を除く。) (3) 第3種継手の突合せ溶接による溶接部 (4) 第4種継手の突合せ溶接による溶接部(管台に接続される管の外径が115mm以下の場合を除く。)	放射線透過試験	—
	2 第1種継手、第2種継手、第3種継手及び第4種継手の溶接部(1に掲げるものを除く。)	磁粉探傷試験(磁粉探傷試験が不適当な場合は、浸透探傷試験)	放射線透過試験又は超音波探傷試験
	3 穴の周辺及び管台の表面に肉盛り座を設ける場合の肉盛り溶接部	超音波探傷試験(著しい配管反力を受けないものは除く。)及び磁粉探傷試験(磁粉探傷試験が不適当な場合は、浸透探傷試験)。ただし、肉盛り座に管台を取り付ける場合は、当該管台を取り付ける前に行わなければならない。	—
	4 耐圧部の溶接部(1から3までに掲げるものを除く。)及び漏止め溶接による溶接部	磁粉探傷試験(磁粉探傷試験が不適当な場合は、浸透探傷試験)	放射線透過試験又は超音波探傷試験
	5 クラッド溶接による溶接部	浸透探傷試験	—
	6 ラグ、ブラケット、強め材、控え、強め輪等であって、重要なものを取り付ける溶接部	磁粉探傷試験又は浸透探傷試験	放射線透過試験又は超音波探傷試験
第4種管	1 突合せ溶接による溶接部であって、次の(1)から(4)までのいずれかに掲げるもの(外径が61mm以下の管及び開放容器に接続される管のうち当該容器に最も近い止め弁までの部分の溶接部を除く。) (1) 第1種継手の溶接部であって、厚さが19mmを超えるもの (2) 第2種継手又は第3種継手の溶接部であって、次の①又は②のいずれかに掲げるもの ① 外径が410mm(水用のものにあつては、275mm)を超え、かつ、厚さが19mmを超える管の溶接部	放射線透過試験	—



	<p>② 厚さが41mm(水用のものにあつては29mm)を超える管の溶接部(①に掲げるものを除く。)</p> <p>(3) 内包する放射性物質の濃度が37mBq/cm<sup>3</sup>(内包する放射性物質が液体中にある場合は、37kBq/cm<sup>3</sup>)以上の管の溶接部(①及び②に掲げるものを除く。)であつて、次の①又は②のいずれかに掲げるもの以外のもの</p> <p>① 液体用の管であつて、最高使用温度が当該液体の大気圧における沸点未満であり、かつ、最高使用圧力が1,960kPa未満のもの溶接部</p> <p>② 最高使用圧力が980kPa(第1種継手の溶接部にあつては、490kPa)未満のもの溶接部(①に掲げるものを除く。)</p> <p>(4) 継手接続箇所から100mm以内にある第1種継手、第2種継手又は第3種継手の溶接部(①から③までに掲げるもの及び継手接続箇所と他の継手接続箇所との距離が厚い方の母材の厚さの5倍以上である場合を除く。)</p>		
	2 耐圧部の溶接部(1に掲げるものを除く。)及び漏止め溶接による溶接部	磁粉探傷試験又は浸透探傷試験	放射線透過試験又は超音波探傷試験
	3 ラグ、ブラケット、強め材、控え、強め輪等であつて、重要なものを取り付ける溶接部		
第5種管	1 耐圧部の溶接部		
	2 ラグ、ブラケット、強め材、控え、強め輪等であつて、重要なものを取り付ける溶接部		

#### 6. 突合せ溶接による継手面の食い違い

第1種機器、第2種容器、第3種機器及び第4種機器の突合せ溶接による継手面の食い違いは、溶接規格「N-4060 突合せ溶接による継手面の食い違い」に、次の要件を付したものであること。

- 1) 「継手区分A」は「第1種継手」に、「継手区分B、継手区分C、継手区分D」は「第2種継手、第3種継手及び第4種継手」に読み替える。

#### 7. 厚さの異なる母材の突合せ

第1種機器、第2種容器、第3種機器及び第4種機器の厚さの異なる母材を突合せ溶接する場合は、溶接規格「N-4070 厚さの異なる母材の突合せ溶接」に、次の要件を付したものであること。

- 1) 「継手区分C又は継手区分D」は「第3種継手又は第4種継手」に読み替える。

## 8. 継手の仕上げ

第1種機器、第2種容器、第3種機器及び第4種機器の容器又は管の溶接部であって非破壊検査を行うこととされているものの表面は、溶接規格「N-4080 継手の仕上げ」に、次の要件を付したものによること。

- 1) 「N-4050及びN-4100」は「**5. 溶接部の非破壊試験及び機械試験**」及び「**10. 非破壊試験の方法と判定基準**」に読み替える。

## 9. 溶接後熱処理

溶接後熱処理は、溶接規格「N-4090 溶接後熱処理」(別記-5 1. ⑨及び⑩参照)に、次の要件を付したものによること。

- 1) 「表N-X090-3 **溶接後熱処理を用紙ないもの**」の「クラス1機器」は「第1種機器」、「クラス1機器以外」は「第2種容器、第3種機器及び第4種機器」に、「継手区分B」及び「継手区分C」は**それぞれ**「第2種継手」及び「第3種継手」に読み替える。

## 10. 非破壊試験の方法と判定基準

溶接部の非破壊試験は、溶接規格「N-4100 非破壊試験」に、次の要件を付したものによること。

- 1) 「表N-X100-1 **放射線透過試験**」については、次の①～⑤のとおりとする。
  - ① 増感紙を使用する場合の**項**の「クラス1容器及びクラス1配管」は「第1種容器及び第1種管」に読み替える。
  - ② 撮影原則の**項**の「継手区分B, 継手区分C **又は**継手区分D」は「第2種継手、第3種継手、第4種継手」に読み替える。
  - ③ 「**放射線源と溶接部の線源側との距離(全周を同時に撮影する場合を除く。)**」の**項**の「クラス1容器、クラス1配管」は「第1種容器、第1種管」に、「クラスMC容器・クラス2容器・クラス3容器・クラス3相当容器・クラス2配管・クラス3配管・クラス3相当管・クラス4配管」は「第2種容器、第3種容器、第4種容器、第3種管、第4種管及び第5種管」に、「**クラスMC容器・クラス2容器・クラス3容器・クラス3相当容器・クラス2配管・クラス3配管・クラス3相当管・クラス4配管**」の欄の「**ただし、機器等の構造これによることが著しく困難である場合は、この限りでない。**」は「**ただし、試験研究炉用アルミ系母材の場合は、JIS Z3105「アルミニウム溶接部の放射線透過試験方法及び透過写真の等級分類方法」の「3. 8 撮影配置」によることができる。なお、機器等の構造上これによることが著しく困難である場合は、この限りでない。**」に読み替える。
  - ④ 同表において規定のない針金形透過度計を使用する場合**及び判定基準**については、「**表1-3 放射線透過試験**」によること。
  - ⑤ 「表N-X100-1 **放射線透過試験(4/4)**」の判定基準は適用除外し、「**表1-3 放射線透過試験**」の判定基準を適用する。

表1-3 放射線透過試験



透過度計の使用 方法	設置方法	針金形透過度計 を使用する 場合	JIS Z3104の「2.7 撮影配置」によること。この場合において、透過度計を溶接部の線源側に置くことが困難な場合は、記号「F」を付してフィルム側に置くことができる。また、全周を同時に撮影する場合は、透過度計を等間隔に3個以上写るように置くこと。ただし、試験研究用アルミ系母材の場合は、JIS Z3105の「3.8 撮影配置」によることができる。
使用するべき透過度計		針金形透過度計	次の1又は2のいずれかに適合すること。 1 JIS Z3104の「2.5 透過度計の構造」によるものであること。ただし、透過度計の材質が当該溶接部の材質と同等でないものを使用する場合にあっては、相互の吸収係数により補正を行うことができる。 2 試験研究炉用アルミ系母材の場合は、JIS Z3105の「3.5 透過度計の構造」によるものであること。ただし、管の周継手にあつては、JIS Z3108の「3.3 帯状透過度計の構造」、T形溶接部にあつては、JIS Z3109の「3.3 透過度計及び階調計の使用」によることができる。
判定基準			次の1から3まで又は4に適合すること。 1 JIS Z3104の「3 透過写真の等級分類方法」の1級であること。この場合において、タングステン巻込みは、第1種の欠陥とみなし、その欠陥点数を2分の1として判定するものとする。ただし、第2種容器、第3種容器、第4種容器、第3種管、第4種管及び第5種管の場合にあつては、第1種の欠陥については、試験視野を3倍に拡大して欠陥点数を求め、その3分の1の値を欠陥点数とすることができる。 2 第1種の欠陥がある場合には、その長径は、それぞれの欠陥の隣接する他の第1種の欠陥との間の距離が25mm未満の場合にあつては母材の厚さの0.2倍(3.2mmを超える場合は、3.2mm)、隣接する他の第1種の欠陥との間の距離が25mm以上の場合にあつては母材の厚さの0.3倍(6.4mmを超える場合は、6.4mm)の値を超えないこと。この場合において、1において欠陥点数として算定しない欠陥については、欠陥とみなさない。 3 母材の厚さの12倍の長さの範囲内で、隣接する第2種の欠陥の間の距離が長い方の第2種の欠陥の長さの6倍未満であり、かつ、これらが連続して直線上に並んでいるときにおけるこれらの長さの合計が母材の厚さを超えないこと。 4 試験研究炉用アルミ系母材の場合は、JIS Z3105の「4 透過写真の等級分類方法」の1級又は2級であること。

2) 「表N-X100-2 超音波探傷試験」については、次のとおりとする。

① 同表に「表1-4 超音波探傷試験 (アルミニウムの場合)」を追加する。

表1-4 超音波探傷試験 (アルミニウムの場合)

試験の方法	装置	基準感度	斜角法	その他の場合	試験研究用原子炉用アルミニウム系母材にあつては、平板の場合、JIS Z 3080「アルミニウム溶接部の超音波探傷試験方法及び試験結果の等級分類方法」の「7. 1 基準レベル」及び評価レベルと欠陥の分類」、管溶接部の場合、JIS Z3081「アルミニウム管溶接部の超音波斜角探傷試験方法及び試験結果の等級分類方法」の「6. 1. 4 基準レベル」、管長手継手の場合、JIS Z3081の「6. 2. 4 基準レベル」によること。
	試験片	形状・寸法	肉盛溶接の場合		試験研究用原子炉用アルミ系母材にあつては、平板の場合、JIS Z 3080「5. 4. 2 対比試験片」、管円周溶接部及び管長手継手の場合、JIS Z3081「5. 2. 2 対比試験片」によること。

判定基準	試験研究用原子炉用アルミ系母材にあつては、平板の場合、JIS Z 3080 の「9 等級分類方法」、管溶接部の場合、JIS Z3081「附属書 試験結果の等級分類方法」の 1 級であること。
------	---

## 1 1. 機械試験

機械試験は、溶接規格「N-4110 機械試験」（別記-5 1. ⑪参照）に、次の要件を付したものによること。

- 1) 「表N-X110-1 機械試験」において、機器の区分の欄の「クラス1容器、クラスMC容器」は「第1種容器、第2種容器」に、「クラス2容器」は「第3種容器」に、「クラス3容器 クラス3相当容器」は「第4種容器」に、「クラス1配管」は「第1種管」に、「クラス2配管」は「第3種管」に、「クラス3配管 クラス3相当管」は「第4種管」に、溶接部の区分の欄の「継手区分A」は「第1種継手」に、「継手区分B、継手区分C、継手区分D」はそれぞれ「第2種継手、第3種継手、第4種継手」に読み替える。
- 2) (注) 5において、「発電用原子力機器に関する容器又は管の破壊靱性試験であって、」は「試験研究の用に供する試験研究用等原子炉に関する容器又は管の破壊靱性試験であって」と読み替える。
- 3) 「表N-X110-3 破壊靱性試験」は「表1-5 破壊靱性試験」に読み替える。ただし、(注) は「表N-X110-3 **破壊靱性試験**」を適用する。

表 1-5 破壊靱性試験

機器		試験の方法	判定基準								
第1種容器	母材が、溶接規格表 WP-302-1 に掲げる P-6 に属し、かつ、溶接金属がマルテンサイト系ステンレス合金の場合であるもの以外のもの	次の1から3までに掲げる方法により関連温度を求めること。次の1から3までに掲げる方法により関連温度を求めること。 1 次の(1)から(3)までのいずれかの温度を無延性遷移温度とする。 (1) 落重試験を行つたとき、1組の試験片が非破断である場合の温度より5度低い温度 (2) 落重試験を行つたとき、1組の試験片の1個が非破断であり他の2個が破断である場合は、落重試験を新たな2組の試験片について再度行つたときに、当該2組の試験片が非破断である場合の温度より5度低い温度 (3) 落重試験を行わない溶接部は、次の①から③までのいずれかに掲げる温度 ① 第1種容器にあつては、次の不等式を満足する「R」で示される温度 $94.89 + 4.334 e^{0.0261(T - R + 88.9)} > K$ Tは、運転状態における当該容器の母材の温度（度を単位とする。） Kは、運転状態における当該容器の母材の応力と応力係数との積 ② 第1種管にあつては、当該管の最低使用温度より56度低い温度 ③ 第3種容器、第4種容器、第3種管及び第4種管にあつては、当該容器又は管の最低使用温度より17度低い温度 2 次の(1)又は(2)のいずれかに適合する場合は、無延性遷移温度を関連温度とする。 (1) 無延性遷移温度より33度高い温度以下の温度で衝撃試験を行つたとき、それぞれの試験片の吸収エネルギーが68J以上及び	関連温度が、次の表の左欄に掲げる機器の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる温度以下であるとき。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器</th> <th>温度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種容器</td> <td>当該容器について、次の不等式を満足する「R」で示される温度、 <math>94.89 + 4.334 e^{0.0261(T - R + 88.9)} &gt; K</math> Tは、運転状態における容器の母材の温度（度を単位とする。） Kは、運転状態における容器の母材の応力と応力係数との積</td> </tr> <tr> <td>第1種管</td> <td>当該管の最低使用温度より56℃低い温度</td> </tr> <tr> <td>第3種機器・第4種機器</td> <td>当該容器又は管の最低使用温度より17℃低い温度</td> </tr> </tbody> </table>	機器	温度	第1種容器	当該容器について、次の不等式を満足する「R」で示される温度、 $94.89 + 4.334 e^{0.0261(T - R + 88.9)} > K$ Tは、運転状態における容器の母材の温度（度を単位とする。） Kは、運転状態における容器の母材の応力と応力係数との積	第1種管	当該管の最低使用温度より56℃低い温度	第3種機器・第4種機器	当該容器又は管の最低使用温度より17℃低い温度
機器	温度										
第1種容器	当該容器について、次の不等式を満足する「R」で示される温度、 $94.89 + 4.334 e^{0.0261(T - R + 88.9)} > K$ Tは、運転状態における容器の母材の温度（度を単位とする。） Kは、運転状態における容器の母材の応力と応力係数との積										
第1種管	当該管の最低使用温度より56℃低い温度										
第3種機器・第4種機器	当該容器又は管の最低使用温度より17℃低い温度										
第1種管・第3種機器・第4種機器	次の1又は2のいずれかに掲げるもの以外のもの 1 厚さが63mm以下のもの 2 母材が別表第1に掲げるP-6に属し、かつ、溶接金属がマルテンサイト系ステンレス合金の場合であるもの										

		<p>横膨出量が 0.90mm 以上であること。</p> <p>(2) (1)に適合しない場合であって、次の①及び②に適合するときは、衝撃試験を新たな1組の試験片について再度行った場合に当該1組の試験片が(1)に適合すること。</p> <p>① 1組の試験片の吸収エネルギーの平均値及び横膨出量の平均値が(1)に定める値以上であること。</p> <p>② (1)に適合しない試験片が1組について1個あり、かつ、当該試験片の吸収エネルギーが 54 J 以上及び横膨出量が 0.75mm 以上であること。</p> <p>3 2に適合しない場合は、無延性遷移温度より33度高い温度を超える温度で衝撃試験を行い、<b>全ての</b>試験片が2(1)又は(2)に適合するときは、その温度より33度低い温度を関連温度とする。</p>									
第1種容器	母材が <b>溶接規格表 WP-302-1</b> に掲げるP-6に属し、かつ、溶接金属がマルテンサイト系ステンレス合金の場合であるもの	最低使用温度以下の温度で衝撃試験を行うこと。	それぞれの試験片の横膨出量が、次の表の左欄に掲げる厚さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値以上であるとき。								
第1種管・第3種機器・第4種機器	次の1又は2のいずれかに掲げるもの 1 厚さが63mm以下のもの 2 母材が <b>溶接規格表 WP-302-1</b> に掲げるP-6に属し、かつ、溶接金属がマルテンサイト系ステンレス合金の場合であるもの		<table border="1"> <thead> <tr> <th>厚さ(mm)</th> <th>横膨出量(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16以上19以下</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td>19を超え、38以下</td> <td>0.65</td> </tr> <tr> <td>38を超えるもの</td> <td>1.00</td> </tr> </tbody> </table>	厚さ(mm)	横膨出量(mm)	16以上19以下	0.50	19を超え、38以下	0.65	38を超えるもの	1.00
厚さ(mm)	横膨出量(mm)										
16以上19以下	0.50										
19を超え、38以下	0.65										
38を超えるもの	1.00										

第2種容器	最低使用温度より17度低い温度以下で、落重試験又は衝撃試験のいずれかを行うこと。	次の1又は2のいずれかに適合するとき。 1 落重試験にあつては、 <b>全ての試験片が非破断</b> であるとき。 2 衝撃試験にあつては、それぞれの試験片の吸収エネルギーが表1-7の母材の種類に掲げる母材の種類に応じ、それぞれ同表の吸収エネルギーの欄に掲げる値以上であるとき。
-------	--	---

1.2. 再試験

再試験は、溶接規格「N-4120 再試験」(別記-5 1.⑫参照)に、次の要件を付したものであること。

- 1) 「表N-X120-1 **再試験**」における破壊靱性試験は「表1-6 破壊靱性試験の再試験」に読み替える。

表1-6 破壊靱性試験の再試験

再試験が行えるとき		再試験片の数								
第1種機器・第3種機器・第4種機器	厚さが63mm以下のもの(第1種容器を除く。)又は母材が <b>溶接規格表 WP-302-1</b> に掲げるP-6に属し、かつ、溶接金属がマルテンサイト系ステンレス合金の場合の衝撃試験であつて、次の1及び2に適合しているとき。 1 1組の試験片の横膨出量の平均値が表1-5の機器の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の合格基準の欄に掲げる合格基準(以下この表において「衝撃試験の合格基準」という。)に、それぞれ適合するとき。 2 衝撃試験の合格基準に適合しない試験片が1個であり、かつ、当該試験片の横膨出量が、次の表の左欄に掲げる厚さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値以上であるとき。	1組の試験片について1組								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>厚さ (mm)</th> <th>横膨出量 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16以上19以下</td> <td>0.35</td> </tr> <tr> <td>19を超え38以下</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td>38を超えるもの</td> <td>0.85</td> </tr> </tbody> </table>	厚さ (mm)	横膨出量 (mm)	16以上19以下	0.35	19を超え38以下	0.50	38を超えるもの	0.85	
	厚さ (mm)	横膨出量 (mm)								
	16以上19以下	0.35								
19を超え38以下	0.50									
38を超えるもの	0.85									
落重試験にあつては、1個の試験片が非破断であるとき。	1組の試験片について2組									
衝撃試験にあつては、1組の試験片の平均値及び当該1組の試験片のうち2個以上の試験片の最小値がそれぞれ表1-7に掲げる吸収エネルギーの値以上であるとき。	1組の試験片について1組									

表1-7 溶接部の最小引張強さと吸収エネルギー

母材の種類	種別	記号	吸収エネルギー(J)	
			3個の平均値	最小値

溶接構造用圧延鋼材 JIS G3106	1種 A	SM400A	—	
	1種 B	SM400B	27	21
	1種 C	SM400C	27	21
	2種 A	SM490A	—	
	2種 B	SM490B	40	33
	2種 C	SM490C	40	33
	3種 A	SM490YA	—	
	3種 B	SM490YB	40	33
	4種 B	SM520B	40	33
	4種 C	SM520C	40	33
圧力容器用鋼板 JIS G3115	5種	SM570	40	33
	1種	SPV235	21	14
	2種	SPV315	40	33
	3種	SPV355	40	33
	4種	SPV450	40	33
中・常温圧力容器用炭素鋼鋼板 JIS G3118	5種	SPV490	40	33
	1種	SGV410	21	14
	2種	SGV450	27	21
ボイラ及び圧力容器用マンガンモリブデン鋼及びマンガンモリブデンニッケル鋼鋼板 JIS G3119	3種	SGV480	27	21
	1種 A	SBV1A	40	33
	1種 B	SBV1B	40	33
圧力容器用調質型マンガンモリブデン鋼及びマンガンモリブデンニッケル鋼 JIS G3120	2種	SBV2	40	33
	3種	SBV3	40	33
	1種 A	SQV1A	40	33
	1種 B	SQV1B	40	33
	2種 A	SQV2A	40	33
	2種 B	SQV2B	40	33
低温圧力容器用炭素鋼鋼板 JIS G3126	3種 A	SQV3A	40	33
	3種 B	SQV3B	40	33
	1種 A	SLA235A	21	14
	1種 B	SLA235B	21	14
	2種 A	SLA325A	27	21
ボイラ・熱交換器用炭素鋼鋼管 JIS G3461	2種 B	SLA325B	27	21
	3種	SLA370	40	33
ボイラ・熱交換器用合金鋼鋼管 JIS G3462	3種	STB340	21	14
	4種	STB410	27	21
	12種	STBA12	21	14
	13種	STBA13	21	14
	20種	STBA20	21	14
	22種	STBA22	21	14
	23種	STBA23	21	14
	24種	STBA24	21	14
高圧配管用炭素鋼鋼管 JIS G3455	25種	STBA25	21	14
	26種	STBA26	21	14
	2種	STS370	21	14
	3種	STS410	27	21
	4種	STS480	27	21

高温配管用炭素鋼鋼管 JIS G3456	2種	STPT370	21	14
	3種	STPT410	27	21
	4種	STPT480	27	21
配管用合金鋼鋼管 JIS G3458	12種	STPA12	21	14
	20種	STPA20	—	—
	22種	STPA22	21	14
	23種	STPA23	21	14
	24種	STPA24	21	14
	25種	STPA25	21	14
	26種	STPA26	21	14
低温配管用炭素鋼鋼管 原子力発電用規格		GSTPL	27	21
圧力容器用炭素鋼鍛鋼品 JIS G3202		SFVC2B	27	21
圧力容器用調質型合金鋼鍛鋼品 JIS G3204		SFVQ1A	40	33
		SFVQ1B	—	—
		SFVQ2A	40	33
		SFVQ2B	—	—
		SFVQ3	—	—
高温高圧用鋳鋼品 JIS G5151	1種	SCPH1	21	14
	2種	SCPH2	27	21
	11種	SCPH11	27	21
	21種	SCPH21	27	21
	32種	SCPH32	27	21
	61種	SCPH61	27	21
炭素鋼鋳鋼品 原子力発電用規格	1種	GSC1	21	14
	2種	GSC2	27	21
	3種	GSC3	27	21
機械構造用炭素鋼鋼材 JIS G4051		S10C	21	14
		S12C	21	14
		S15C	21	14
		S17C	27	21
		S20C	27	21
		S22C	27	21
		S25C	27	21
		S28C	27	21
		S30C	27	21
		S33C	—	—
		S35C	—	—
ニッケルクロム鋼鋼材 JIS G4102		SNC236	47	40
		SNC631	47	40
		SNC836	47	40
ニッケルクロムモリブデン鋼鋼材 JIS G4103		SNCM431	47	40
		SNCM625	47	40
		SNCM630	47	40
クロムモリブデン鋼鋼材 JIS G4105		SCM430	47	40
		SCM432	47	40



		SCM435	47	40
--	--	--------	----	----

## 1.3. 溶接部の耐圧試験等

「表1-8 耐圧試験」の「機器」の欄に掲げる機器の溶接部は、同欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の試験圧力の欄に掲げる圧力で耐圧試験を行い、これに耐え、かつ、漏えいがないものでなければならない。ただし、容器又は管の構造上当該圧力で試験を行うことが著しく困難である場合であって、可能な限り高い圧力で試験を行い、これに耐え、かつ、漏えいがなく、放射線透過試験、超音波探傷試験、磁粉探傷試験又は浸透探傷試験のうちいずれか適当な非破壊試験を行い、これに合格するときは、この限りでない。なお、耐圧試験の保持時間は10分間とする。

表1-8 耐圧試験

		機器	試験圧力
第1種容器	内圧を受けるもの	原子炉容器（原子炉冷却材圧力バウンダリに属するものに限る。）	当該容器の最初の据付け後燃料を装入するまでの間においては最高使用圧力の1.25倍、その後においては通常運転時における圧力の1.1倍の水圧（水圧で試験を行うことが困難である場合は、気圧）
		原子炉容器（原子炉冷却材圧力バウンダリに属するものに限る。）と一体で試験を行う必要があるもの	原子炉容器（原子炉冷却材圧力バウンダリに属するものに限る。）の最初の据付け後燃料を装入するまでの間においては当該容器の最高使用圧力の1.25倍、その後においては当該容器の通常運転時における圧力の1.1倍の水圧（水圧で試験を行うことが困難である場合は、気圧）
		その他のもの	最高使用圧力の1.25倍の水圧（水圧で試験を行うことが困難である場合は、気圧）
	外圧を受けるもの	内部が大気圧未満になることにより、大気圧により外圧を受けるもの以外のもの	外圧と内面に受ける圧力との最高の差の1.25倍の水圧（水圧で試験を行うことが困難である場合は、気圧）
第2種容器	内圧を受けるもの		最高使用圧力の1.125倍の気圧（気圧で試験を行うことが困難である場合は、最高使用圧力の1.35倍の水圧）
	外圧を受けるもの	内圧が大気圧未満になることにより、大気圧により外圧を受けるもの	大気圧と内面に受ける圧力との最高の差の1.5倍の気圧又は水圧
		その他のもの	外圧と内面に受ける圧力との最高の差の1.125倍の気圧（気圧で試験を行うことが困難である場合は、最高使用圧力の1.35倍の水圧）
3 第		原子炉容器（原子炉冷却材圧力バウンダリに属するものを除	原子炉容器の最初の据付け後燃料を装入するまでの間においては当該容器の

	内圧を受けるもの	く。)及び原子炉容器と一体で試験を行う必要があるもの	最高使用圧力の1.25倍、その後においては当該容器の通常運転時における圧力の1.1倍の水圧(水圧で試験を行うことが困難である場合は、気圧)
		開放容器	胴板の頂部(屋根がない場合は、頂部の山形鋼の下部)より50mm下部(いつ出口がある場合は、いつ出口の下部)まで水を満たしたときの圧力
		その他のもの	最高使用圧力の1.5倍の水圧(水圧で試験を行うことが困難である場合は、最高使用圧力の1.25倍の気圧)
	外圧を受けるもの	内部が大気圧未満になることにより、大気圧により外圧を受けるもの(開放容器を除く。)	大気圧と内面に受ける圧力との最高の差の1.5倍の気圧又は水圧
		その他のもの	外圧と内面に受ける圧力との最高の差の1.5倍の水圧(水圧で試験を行うことが困難である場合は、当該差の1.25倍の気圧)
第1種管	内圧を受けるもの	原子炉容器(原子炉冷却材圧力バウンダリに属するものに限る。)と一体で試験を行う必要があるもの	原子炉容器(原子炉冷却材圧力バウンダリに属するものに限る。)の最初の据付け後燃料を装入するまでの間においては当該容器の最高使用圧力の1.25倍、その後においては当該容器の通常運転時における圧力の1.1倍の水圧(水圧で試験を行うことが困難である場合は、気圧)
		その他のもの	最高使用圧力の1.25倍の水圧(水圧で試験を行うことが困難である場合は、気圧)
	外圧を受けるもの	内部が大気圧未満になることにより、大気圧により外圧を受けるもの以外のもの	外圧と内面に受ける圧力との最高の差の1.25倍の水圧(水圧で試験を行うことが困難である場合は、気圧)
第3種管・第4種管	内圧を受けるもの	原子炉容器と一体で試験を行う必要があるもの	原子炉容器の最初の据付け後燃料を装入するまでの間においては当該容器の最高使用圧力の1.25倍、その後においては当該容器の通常運転時における圧力の1.1倍の水圧(水圧で試験を行うことが困難である場合は、気圧)
		試験圧力の異なる容器又は管と一体で試験を行う必要があるもの(上欄に掲げるものを除き、当該容器又は管と直接接続される継手の溶接部に限る。)	低い方の圧力による水圧(水圧で試験を行うことが困難である場合は、気圧)
		開放容器に接続されるもの(当該容器に最も近い止め弁までの部分に限る。)	当該容器の胴板の頂部(当該容器に屋根がない場合は、頂部の山形部の下部)より50mm下部(いつ出口がある場合は、いつ出口の下部)まで水を満たしたときの圧力

		その他のもの	最高使用圧力の 1.5 倍の水圧（水圧で試験を行うことが困難である場合は、最高使用圧力の 1.25 倍の気圧）
	外圧を受けるもの	内部が大気圧未満になることにより、大気圧により外圧を受けるもの（開放容器に接続されるものであって、当該容器に最も近い止め弁までの部分を除く。）	大気圧と内面に受ける圧力との最高の差の 1.5 倍の水圧又は気圧
		その他のもの	外圧と内面に受ける圧力との最高の差の 1.5 倍の水圧（水圧で試験を行うことが困難である場合は、当該差の 1.25 倍の気圧）
第5種管	内圧を受けるもの		最高使用圧力の 1.25 倍の気圧又は水圧
	外圧を受けるもの	内部が大気圧未満になることにより、大気圧により外圧を受けるもの（開放部により内部と外部が通じている管を除く。）	大気圧と内面に受ける圧力との最高の差の 1.5 倍の気圧又は水圧
		その他のもの	外圧と内面に受ける圧力との最高の差の 1.25 倍の気圧又は水圧

(備考)

- 1 外圧を受けるものの試験圧力については、容器又は管の内部から加える圧力とすることができる。

制定 令和 2 年 月 日 原規規発第 号 原子力規制委員会決定

令和 2 年 月 日

原子力規制委員会

使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則の解釈の制定について

使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則の解釈を別添のとおり定める。

附 則

- 1 この規程は、使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則の施行の日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規程は、以後用いない。
  - (1) 使用済燃料貯蔵施設の溶接に関する技術基準を定める省令の解釈（内規（平成21・02・26原院第1号（平成21年3月27日原子力安全・保安院制定））
  - (2) 使用済燃料貯蔵施設の溶接の方法の認可について（平成21・02・26原院第9号（平成21年3月27日原子力安全・保安院制定））
  - (3) 使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則の解釈（原規技発第1602151号）

○使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則の解釈

使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則に定める技術的要件を満足する技術的内容は、この解釈に限定されるものではなく、同規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、同規則に適合するものと判断する。

使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則	使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則の解釈
<p>(材料及び構造)</p> <p>第十四条 使用済燃料貯蔵施設に属する容器、管及びこれらの支持構造物のうち、使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能を確保する上で必要なもの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号及び第三号の規定については、法第四十三条の九第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。</p> <p>一 容器等に使用する材料は、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>イ 容器等が、その使用される圧力、温度、水質、放射線、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分（使用中の応力その他の使用条件に対する適切な耐食性を含む。）を有すること。</p> <p>ロ 使用済燃料等を閉じ込めるための容器（以下この項において「密封容器」という。）に使用する材料にあつては、当該密封容器が使用される圧力、温度、放射線、荷重その他の使用条件に対して適切な破壊じん性を有することを機械試験その他の評価方法により確認したものであること。</p> <p>ハ 管及び支持構造物に使用する材料にあつては、当該管及び支持構造物の最低使用温度に対して適切な破壊じん性を有することを機</p>	<p>第14条 (材料及び構造)</p> <p>1 第1項第1号ロ及びハの適切な破壊じん性を有することの確認において、板厚の薄い材料や脆性破壊が問題とならないことが明白な材料については機械試験による確認に代えて寸法や材質により確認することができる。</p>

使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則	使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則の解釈
<p>械試験その他の評価方法により確認したものであること。</p> <p>ニ 有害な欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。</p> <p>二 容器等の構造及び強度は、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>イ 取扱い時及び貯蔵時において、全体的な変形を弾性域に抑えること。</p> <p>ロ 密封容器にあつては、破断延性限界に十分な余裕を有し、<b>金属</b>キャスクに要求される機能に影響を及ぼさないこと。また、閉じ込め機能（<b>事業許可基準規則第2条第2項第3号ハに規定する閉じ込め機能をいう。</b>）を担保する部位（<b>ハにおいて「密封シール部」という。</b>）については、変形を弾性域に抑えること。</p> <p>ハ 密封容器にあつては、試験状態において、全体的な塑性変形が生じないこと。<b>また</b>、密封シール部については、変形を弾性域に抑えること。</p> <p>ニ 密封容器及び支持構造物にあつては、取扱い時及び貯蔵時において、疲労破壊が生じないこと。</p> <p>ホ 取扱い時及び貯蔵時において、座屈が生じないこと。</p> <p>三 密封容器の<b>主要な耐圧部の溶接部</b>（溶接金属部及び熱影響部をいう。<b>以下この号において同じ。</b>）は、次に掲げるところによるものであること。</p>	<p>2 第1項第2号イに規定する「全体的な変形を弾性域に抑えること」とは、構造上の全体的な変形を弾性域に抑えることに加え、材料の引張り強さに対しても十分な構造強度を有することをいう。</p> <p>3 第1項第2号イ及びロの適用に当たっては、解析により以下を確認すること。</p> <p>(1) イの「全体的な変形を弾性域に抑える」とは、一般部に加え、構造不連続部にあつても塑性変形を許容しないこと。</p> <p>(2) ロの「破断延性限界に十分な余裕を有し」とは、箇所の限定なしに塑性変形が<b>生ずる</b>ことを許容するが、構造体の著しい機能喪失に至るような塑性変形は許容しないこと。</p> <p>4 第1項第3号に規定する「<b>主要な耐圧部の溶接部</b>」とは、次の各号に掲げる容器又は管の溶接部をいう。</p> <p>(1) 使用済燃料貯蔵設備本体、廃棄施設、放射線管理施設若しくは使用済燃料貯蔵設備の附属施設に属する容器又はこれらの施設に属する外径61mm（最高使用圧力が98kPa未満の管にあつては、100mm）を超え</p>

使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則	使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則の解釈
<p>イ 不連続で特異な形状でないものであること。</p> <p>ロ 溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを、非破壊試験により確認したものであること。</p> <p>ハ 適切な強度を有するものであること。</p> <p>ニ 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備</p>	<p>る管であって、その内包する放射性物質の濃度が <math>37\text{mBq}/\text{cm}^3</math>（その内包する放射性物質が液体中にある場合は、<math>37\text{kBq}/\text{cm}^3</math>）以上のもの</p> <p>(2) 使用済燃料貯蔵設備本体、廃棄施設、放射線管理施設若しくは使用済燃料貯蔵設備の附属施設に属する容器又はこれらの施設に属する外径 150mm 以上の管であって、その内包する放射性物質の濃度が <math>37\text{mBq}/\text{cm}^3</math>（その内包する放射性物質が液体中にある場合は、<math>37\text{kBq}/\text{cm}^3</math>）未満のものうち、次に定める圧力以上の圧力を加えられる部分（以下「耐圧部分」という。）について溶接をするもの</p> <p>イ 水用の容器又は管であって、最高使用温度が <math>100^\circ\text{C}</math> 未満のものについては、最高使用圧力 <math>1,960\text{kPa}</math></p> <p>ロ イに掲げる容器以外の容器については、最高使用圧力 <math>98\text{kPa}</math> 以上</p> <p>ハ イに掲げる管以外の管については、最高使用圧力 <math>980\text{kPa}</math>（長手継手の部分にあつては、<math>490\text{kPa}</math>）</p> <p>5 第1項第3号イに規定する「不連続で特異な形状でないもの」とは、溶接部の設計において、溶接部の開先等の形状に配慮し、鋭い切欠き等の不連続で特異な形状でないものをいう。</p> <p>6 第1項第3号ロに規定する「溶接による割れが生ずるおそれがなく」とは、溶接後の非破壊試験において割れないことに加え、溶接時の有害な欠陥により割れが生ずるおそれがないことをいう。</p> <p>7 第1項第3号ロに規定する「非破壊試験」とは、放射線透過試験、超音波探傷試験、磁粉探傷試験、浸透探傷試験、目視試験等をいう。</p> <p>8 第1項第3号ハに規定する「適切な強度を有する」とは、母材と同等以上の機械的強度を有するものであることをいう。</p>

使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則	使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則の解釈
<p data-bbox="264 247 1104 327">並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認した ものにより溶接したものであること。</p> <p data-bbox="168 343 1104 518">2 使用済燃料貯蔵施設に属する容器及び管のうち、使用済燃料貯蔵施設の 基本的安全機能を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい 試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように設置さ れたものでなければならない。</p>	<p data-bbox="1146 247 2074 375">9 第1項第1号から第3号までの規定に適合する材料及び構造並びに第 2項の規定に適合する耐圧試験及び漏えい試験は、次に掲げる規定のい ずれかに適合したものをいう。</p> <p data-bbox="1169 391 2074 805">(1) 日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格(2012年版) (JSME S NC1-2012)(以下「設計・建設規格」という。)、日本機械学会 「発電用原子力設備規格 材料規格(2012年版)(JSME S NJ1-2012)」 (以下「材料規格」という。)、日本機械学会「発電用原子力設備規格 溶接規格(2012年版(2013年版を含む。))(JSME S NB1-2012/2013) (以下「溶接規格」という。)及び日本機械学会「使用済燃料貯蔵施設 規格金属キャスク構造規格(2007年版)(JSME S FA1-2007)」(以下「金 属キャスク構造規格」という。)の規定に、「金属キャスクの材料及び構 造について(別記)」の要件を付したもの</p> <p data-bbox="1169 821 2074 901">(2) 金属キャスク構造規格の規定に、「金属キャスクの材料及び構造につ いて(別記)」の要件を付したもの</p>



## 金属キャスクの材料及び構造について

使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則（令和 年原子力規制委員会規則第 号。以下「技術基準規則」という。）第14条第1項第1号から第3号までの規定に適合する材料及び構造並びに第2項の規定に適合する耐圧試験及び漏えい試験は、以下の（1）又は（2）のとおりとする。

## （1）設計・建設規格、材料規格及び溶接規格並びに金属キャスク構造規格による場合

- 1）密封容器の材料及び構造並びに耐圧試験及び漏えい試験は、設計・建設規格、材料規格及び溶接規格のクラス1容器の規定に、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（平成25年6月19日原規技発第1306194号原子力規制委員会決定）の「日本機械学会「設計・建設規格」及び「材料規格」の適用に当たって（別記-2）」及び「日本機械学会「溶接規格」等の適用に当たって（別記-5）」（以下総称して「実用炉技術基準規則解釈別記」という。）の要件を付したものであること。ただし、次の①及び②については、金属キャスク構造規格（次表「金属キャスク構造規格正誤表一覧」に示す正誤表を含む。）によること。

表 金属キャスク構造規格正誤表一覧

発行年月日	名称
平成28年2月17日	JSME 使用済燃料貯蔵施設規格 金属キャスク構造規格（2007年版）（JSME S FA1-2007）正誤表
平成24年3月1日	JSME 使用済燃料貯蔵施設規格 金属キャスク構造規格（2007年版）（JSME S FA1-2007）正誤表
平成21年3月1日	使用済燃料貯蔵施設規格 金属キャスク構造規格（2007年版）「MCN-2000 溶接」一部改訂

（「日本機械学会 設計・建設規格（JSME S NC1）正誤表（令和元年7月12日付け）等及び日本電気協会 原子炉格納容器の漏えい率試験規程（JEAC4203-2008）正誤表（平成28年12月13日付け）等に関する技術評価書」（原規技発第 号（令和元年 月 日原子力規制委員会決定））

- ① 球状黒鉛鋳鉄品及び低温用合金鋼鍛鋼品の材料の規格及び機械特性については、(a)から(f)までに掲げる金属キャスク構造規格の規定によること。
- (a) 別表1-1 使用する材料の規格
- (b) 別表5-1 材料（ボルトを除く）の各温度における設計応力強さ  $S_m$  (MPa) 【追加分】
- (c) 別表5-8 材料の各温度における設計降伏点  $S_y$  (MPa) 【追加分】
- (d) 別表5-9 材料の各温度における設計引張強さ  $S_u$  (MPa) 【追加分】
- (e) 別表6-1 材料の各温度における縦弾性係数 (MPa) 【追加分】
- (f) 別表6-2 材料の各温度における熱膨張係数 ( $\times 10^{-6}$ mm/mm $^{\circ}$ C) 【追加分】
- ② 破壊靱性要求及び密封シール部の設計については、金属キャスク構造規格によ

ること。

- 2) バスケットの材料及び構造は、設計・建設規格及び材料規格の炉心支持構造物の規定に、実用炉技術基準規則解釈別記の要件を付したものによること。
- 3) トラニオン及び中間胴の材料及び構造は、設計・建設規格及び材料規格のクラス1支持構造物の規定に、実用炉技術基準規則解釈別記の要件を付したものによること。
- 4) 溶接規格「N-0030溶接施工法」(1)及び「N-0050 溶接士」(1)の「又はこれと同等と認められるもの」とは、技術基準規則の施行前に認可を受けたもの又は溶接安全管理審査等で確認を受けたもの等をいう。なお、技術基準規則の施行前に認可を受けたもので、有効期限の制約が無い自動溶接機を用いる溶接士の有効期限は、10年とする。
- 5) 溶接規格「N-0030溶接施工法」(2)の「クラス1機器」とあるのは「密封容器」に読み替える。

(2) 金属キャスク構造規格による場合

密封容器、バスケット、トラニオン及び中間胴の材料及び構造並びに密封容器の耐圧試験及び漏えい試験については、金属キャスク構造規格(前表「金属キャスク構造規格正誤表一覧」に示す正誤表を含む。)に、次の1)から4)までの要件を付したものによること。なお、技術基準規則の施行前に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「法」という。)により認可を受けた仕様は、次の1)から4)までの要件を付した金属キャスク構造規格と同等とみなすことができる。

- 1) 溶接検査の開先検査において、密封容器に係る継手区分Aから継手区分Dまでの溶接部又はクラッド溶接による溶接部の開先面は、磁粉探傷試験又は浸透探傷試験を行い、これに適合するものでなければならない。ただし、圧延又は鍛造によって作られた母材であって、厚さが50mm以下のものは、この限りでない。
- 2) 溶接規格「N-0030溶接施工法」(1)及び「N-0050 溶接士」(1)の「又はこれと同等と認められるもの」とは、技術基準規則の施行前に法において適用する他の規則により認可を受けたもの又は溶接安全管理審査等で確認を受けたもの等をいう。なお、技術基準規則の施行前に法において適用する他の規則により認可を受けたもので、有効期限の制約が無い自動溶接機を用いる溶接士の有効期限は、技術基準規則の施行日から10年とする。
- 3) 溶接規格「N-0030溶接施工法」(2)の「クラス1機器」とあるのは「密封容器」に読み替える。
- 4) 溶接設備は、溶接規格「N-0040溶接設備」によること。
- 5) 次の①及び②の規定は、適用除外とする。
  - ① 添付3-3 バスケット材としてアルミニウム合金およびボロン添加アルミニウム合金を使用する場合の規定
  - ② 添付3-4 バスケット材としてボロン添加ステンレス鋼を使用する場合の規定

制定 令和 2 年 月 日 原規規発第 号 原子力規制委員会決定

令和 2 年 月 日

原子力規制委員会

再処理施設の技術基準に関する規則の解釈の制定について

再処理施設の技術基準に関する規則の解釈を別添のとおり定める。

附 則

- 1 この規程は、再処理施設の技術基準に関する規則の施行の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 1 5 号）第 3 条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号）第 1 6 条の 4 第 2 項、第 2 8 条の 2 第 2 項又は第 4 6 条の 2 第 2 項の規定に基づき認可を受けた溶接の方法において、溶接をする者として確認を受けた者は、別紙一 3（溶接士技能認証標準）2. 又は 3. の溶接士の技能の確認を受けた者とみなす。
- 3 加工施設及び再処理施設の溶接の方法の認可について（1 2 安局第 2 1 2 号（平成 1 2 年 1 2 月 2 7 日科学技術庁原子力安全局長通知））は、以後用いない。

○再処理施設の技術基準に関する規則の解釈

再処理施設の技術基準に関する規則に定める技術的要件を満足する技術的内容は、この解釈に限定されるものではなく、同規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、同規則に適合するものと判断する。

再処理施設の技術基準に関する規則	再処理施設の技術基準に関する規則の解釈
<p>(材料及び構造)</p> <p>第十七条 安全機能を有する施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なもの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。<b>この場合において、第一号及び第三号の規定については、法第四十六条第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。</b></p> <p>一 容器等に使用する材料は、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。</p> <p>二 容器等の構造及び強度は、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>イ 設計上定める条件において、全体的な変形を弾性域に抑えること。</p> <p>ロ 容器等に属する伸縮継手にあつては、設計上定める条件で応力が繰り返し加わる場合において、疲労破壊が生じないこと。</p> <p>ハ 設計上定める条件<b>において</b>、座屈が生じないこと。</p> <p>三 容器等の<b>主要な溶接部</b>（溶接金属部及び熱影響部をいう。<b>以下同じ。</b>）は、次に掲げるところによるものであること。</p>	<p>第17条 (材料及び構造)</p> <p>1 第1項第2号イの「全体的な変形を弾性域に抑えること」とは、構造上の全体的な変形を弾性域に抑えることに加え、材料の引張り強さに対しても十分な構造強度を有することをいう。</p> <p>2 第1項第3号に規定する「<b>容器等の主要な溶接部</b>」とは、次に掲げる容器又は管の溶接部をいう。</p> <p>(1) プルトニウム又はプルトニウム化合物を含む液体状又は気体状の物質を内包する容器又は管であつて、次のいずれかに該当するもの</p>

再処理施設の技術基準に関する規則	再処理施設の技術基準に関する規則の解釈
	<p>イ その内包するプルトニウムの放射能濃度が <math>37\text{mBq}/\text{cm}^3</math>（液体状の物質を内包する場合は、<math>37\text{kBq}/\text{cm}^3</math>）以上のもの</p> <p>ロ その内包するプルトニウムの放射能濃度が <math>37\mu\text{Bq}/\text{cm}^3</math>（液体状の物質を内包する場合は、<math>37\text{Bq}/\text{cm}^3</math>）以上の容器（イに規定するものを除く。）であって、最高使用圧力が <math>98\text{kPa}</math> 以上のもの又は内容積が <math>0.04\text{m}^3</math> を超えるもの</p> <p>ハ その内包するプルトニウムの放射能濃度が <math>37\mu\text{Bq}/\text{cm}^3</math>（液体状の物質を内包する場合は、<math>37\text{Bq}/\text{cm}^3</math>）以上の管（イに規定するものを除く。）であって、外径 <math>61\text{mm}</math>（最高使用圧力が <math>98\text{kPa}</math> 未満の管にあつては、<math>100\text{mm}</math>）を超えるもの（放射性物質の閉じ込め区域内にあつて内部の圧力が外部の圧力より低く維持されているダクトを除く。）</p> <p>(2) ウラン又はウランの化合物を含む液体状の物質を内包する容器（(1)に規定するものを除く。）であって、その内包するウランの量が <math>500\text{kg}</math> 以上のもの</p> <p>(3) 放射性物質を含む液体状又は気体状の物質を内包する容器又は管（(1)及び(2)に規定するものを除く。）であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ その内包する放射性物質の濃度が <math>37\text{Bq}/\text{cm}^3</math>（液体状の物質を内包する場合は、<math>37\text{MBq}/\text{cm}^3</math>）以上のもの</p> <p>ロ その内包する放射性物質の濃度が <math>37\text{mBq}/\text{cm}^3</math>（液体状の物質を内包する場合は、<math>37\text{kBq}/\text{cm}^3</math>）以上の容器（イに規定するものを除く。）であって、最高使用圧力が <math>98\text{kPa}</math> 以上のもの又は内容積が <math>0.04\text{m}^3</math> を超えるもの</p>

再処理施設の技術基準に関する規則	再処理施設の技術基準に関する規則の解釈
<p>イ 不連続で特異な形状でないものであること。</p>	<p>ハ その内包する放射性物質の濃度が <math>37\text{mBq}/\text{cm}^3</math>（液体状の物質を内包する場合は、<math>37\text{kBq}/\text{cm}^3</math>）以上の管（イに規定するものを除く。）であって、外径 <math>61\text{mm}</math>（最高使用圧力が <math>98\text{kPa}</math> 未満の管にあっては、<math>100\text{mm}</math>）を超えるもの（放射性物質の閉じ込め区域内にあって内部の圧力が外部の圧力より低く維持されているダクトを除く。）</p> <p>(4) 使用済燃料の溶解槽の非常用冷却水系統設備その他安全装置として使用される設備に属する容器又は管のうち、セル内に設置されるもの</p> <p>(5) プルトニウムの放射能濃度が <math>37\text{kBq}/\text{cm}^3</math> 以上の液体状の物質又は放射性物質の濃度が <math>37\text{MBq}/\text{cm}^3</math> 以上の液体状の物質を内包する容器又は管からの漏えいの拡大を防止するために設置されるドリフトレイその他の容器</p> <p>(6) 胴の外径が <math>150\text{mm}</math> 以上の容器又は外径 <math>150\text{mm}</math> 以上の管（(1) から(5)までに規定する容器又は管を除く。）であって、放射性物質を含む液体状若しくは気体状の物質を内包し、又は非常用電源設備その他の安全上重要な施設に属するもののうち、次に定める圧力以上の圧力を加えられる部分について溶接をするもの</p> <p>イ 液体用の容器又は管であって、最高使用温度がその液体の沸点未満のものについては、最高使用圧力 <math>1,960\text{kPa}</math></p> <p>ロ イに規定する容器以外の容器については、最高使用圧力 <math>98\text{kPa}</math></p> <p>ハ イに規定する管以外の管については、最高使用圧力 <math>980\text{kPa}</math>（長手継手の部分にあっては、<math>490\text{kPa}</math>）</p> <p>3 第1項第3号イに規定する「不連続で特異な形状でないもの」とは、溶接部の設計において、溶接部の開先等の形状に配慮し、鋭い切欠き等の不</p>

再処理施設の技術基準に関する規則	再処理施設の技術基準に関する規則の解釈
<p>ロ 溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。</p> <p>ハ 適切な強度を有するものであること。</p> <p>ニ 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものにより溶接したものであること。</p> <p>2 安全機能を有する施設に属する容器及び管のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように設置されたものでなければならない。</p> <p>(材料及び構造)</p> <p>第三十七条 重大事故等対処設備に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なもの(以下この項において「容器等」という。)の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号(容器等の材料に</p>	<p>連続で特異な形状でないものをいう。</p> <p>4 第1項第3号ロに規定する「溶接による割れが生ずるおそれがなく」とは、溶接後の非破壊試験において割れがないことに加え、溶接時の有害な欠陥により割れが生ずるおそれがないことをいい、「健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないこと」とは、溶接部の設計及び形状が溶込み不足を生じがたいものであり、溶接部の表面及び内部に有害な欠陥がないことをいう。</p> <p>5 第1項第3号ロに規定する「非破壊試験」とは、放射線透過試験、超音波探傷試験、磁粉探傷試験、浸透探傷試験、目視試験等をいう。</p> <p>6 第1項第3号ハに規定する「適切な強度を有する」とは、母材と同等以上の機械的強度を有するものであることをいう。</p> <p>7 第1項第3号の規定に適合する溶接部は、「再処理施設の溶接方法等について(別記)」に適合したものをいう。</p> <p>8 第2項に規定する「適切な耐圧試験及び漏えい試験」は、「再処理施設の溶接方法等について(別記)」によるほか、維持段階における各機器の状態に対応する漏えい等の確認を含む。</p> <p>第37条(材料及び構造)</p>

再処理施設の技術基準に関する規則	再処理施設の技術基準に関する規則の解釈
<p>係る部分に限る。)及び第二号の規定については、法第四十六条第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。</p> <p>一 容器等がその設計上要求される強度及び耐食性が確保できるものであること。</p> <p>二 容器等の主要な溶接部は、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>イ 不連続で特異な形状でないものであること。</p> <p>ロ 溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。</p> <p>ハ 適切な強度を有するものであること。</p> <p>ニ 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものにより溶接したものであること。</p> <p>2 重大事故等対処設備に属する容器及び管のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように設置されたものでなければならない。</p>	<p>1 第1項第2号に規定する「容器等の主要な溶接部」とは、本規程第17条2を準用するものをいう。</p> <p>2 第1項第2号イに規定する「不連続で特異な形状でないもの」とは、本規程第17条3を準用するものをいう。</p> <p>3 第1項第2号ロに規定する「溶接による割れが生ずるおそれがなく」とは、本規程第17条4を準用するものをいう。</p> <p>4 第1項第2号ロに規定する「非破壊試験」とは、本規程第17条5を準用するものをいう。</p> <p>5 第1項第2号ハに規定する「適切な強度を有する」とは、本規程第17条6を準用するものをいう。</p> <p>6 第1項第2号に適合する溶接部とは、本規程第17条7を準用するものをいう。</p> <p>7 第2項に規定する適切な耐圧試験及び漏えい試験とは、本規程第17条8を準用するものをいう。</p>



## 再処理施設の溶接の方法等について

再処理施設の技術基準に関する規則（令和 年原子力規制委員会規則第 号。以下「技術基準規則」という。）第 17 条第 1 項第 3 号及び第 2 項の規定に対応する主要な溶接部に関する要求事項については、以下のとおりとする。

### 1. 溶接の方法

溶接の方法は、別紙－1 に規定する方法によること。

### 2. 溶接施工法

溶接施工法は、別紙－2 に規定する溶接施工法認証標準により確認されたもの又はこれと同等と認められるものでなければならない。

同等と認められる溶接施工法とは、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 15 号。以下「改正法」という。）第 3 条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）の施行（令和 2 年 4 月 1 日）前に核燃料物質の再処理の事業に関する規則（昭和 46 年総理府令第 10 号）第 7 条の 6 の溶接の方法の認可を受けたもの、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和 41 年総理府令第 37 号）第 3 条の 1 2 の溶接の方法の認可を受けたもの等をいう。この場合において、再処理第 1 種機器及び腐食環境の厳しい再処理第 2 種機器の接液側の溶接施工法においては添付－2 に定める腐食試験に合格していること。

### 3. 溶接設備

溶接機の種類並びに溶接後熱処理設備及び試験設備の種類及び容量は、その溶接方法に適したものであること。

### 4. 溶接を行う者

溶接を行う者は、別紙－3 に規定する溶接士技能認証標準によって認証された者又はこれと同等と認められる者でなければならない。

同等と認められる者とは、溶接士技能の確認を受けた者、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定原規技発第 1306194 号）別記－5（以下単に「別記－5」という。） 3. 第 3 部溶接士技能認証標準（3）により溶接士技能認証標準と同等と認められた者をいう。

この場合において、再処理第 1 種機器及び腐食環境が厳しい再処理第 2 種機器の溶接を行う者の場合は、別紙－3 で定める腐食試験に合格していること。

また、再処理第 1 種機器の接液側の溶接を行う者は、別紙－3 で定める継手の仕上がり状態及び非破壊試験に合格していること。

### 5. 用語の定義

- (1) 「再処理第1種機器」とは、再処理施設の再処理設備本体又は放射性廃棄物の廃棄施設に属する容器又は管のうち、次に掲げるものをいう。
- イ 使用済燃料溶解槽
  - ロ プルトニウム溶液蒸発缶
  - ハ 高放射性廃液蒸発缶
  - ニ 高放射性廃液貯槽
  - ホ イからニまでに定める容器に附属する管
- (2) 「再処理第1種容器」とは、再処理第1種機器に属する容器をいう。
- (3) 「再処理第1種管」とは、再処理第1種機器に属する管をいう。
- (4) 「再処理第2種機器」とは、再処理施設に属する容器又は管のうち、次に掲げるものをいう。
- イ 使用済燃料を溶解した液体（以下「使用済燃料溶解液」という。）、プルトニウム溶液又は使用済燃料溶解液から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体であって放射性物質の濃度が  $37\text{MBq}/\text{cm}^3$  以上のもの（以下「使用済燃料溶解液等」という。）を内包する容器又は管（再処理第1種機器を除く。）
  - ロ 使用済燃料溶解液等を内包する容器の排気処理系統に属する容器又は管であって、プルトニウムの放射能濃度が  $37\text{mBq}/\text{cm}^3$  以上の気体又は放射性物質の濃度が  $37\text{Bq}/\text{cm}^3$  以上の気体を内包するもの
- (5) 「再処理第2種容器」とは、再処理第2種機器に属する容器をいう。
- (6) 「再処理第2種管」とは、再処理第2種機器に属する管をいう。
- (7) 「再処理第3種機器」とは、再処理施設の再処理設備本体、製品貯蔵施設又は放射性廃棄物の廃棄施設のうち次に掲げる設備に属する容器又は管であって、セル内に設置されるもの（再処理第1種機器及び再処理第2種機器を除く。）をいう。
- イ 崩壊熱又は化学反応による再処理第1種容器の内部の温度の過度の上昇を抑制するための冷却に必要な設備
  - ロ 放射線分解によって再処理第1種容器又は再処理第2種容器の内部で発生する水素の滞留の防止に必要な設備
- (8) 「再処理第3種容器」とは、再処理第3種機器に属する容器をいう。
- (9) 「再処理第3種管」とは、再処理第3種機器に属する管をいう。
- (10) 「再処理第4種機器」とは、再処理施設に属する容器又は管のうち、再処理第1種機器、再処理第2種機器、再処理第3種機器及び(13)に規定する再処理第5種機器以外のものをいう。
- (11) 「再処理第4種容器」とは、再処理第4種機器に属する容器をいう。
- (12) 「再処理第4種管」とは、再処理第4種機器に属する管をいう。
- (13) 「再処理第5種機器」とは、再処理施設に属する容器又は管のうち、次に掲げるものをいう。
- イ 使用済燃料溶解液等の漏えいの拡大防止のために設置されるドリフトレイその他の容器
  - ロ ダクト
- (14) 「再処理第5種容器」とは、再処理第5種機器に属する容器をいう。
- (15) 「再処理第5種管」とは、再処理第5種機器に属する管をいう。

- (16) 「プルトニウム溶液」とは、プルトニウムの放射能濃度が  $37\text{kBq}/\text{cm}^3$  以上の液体をいう。
- (17) 「耐圧部」とは、内面又は外面に  $0\text{Pa}$  を超える圧力を受ける部分をいう。
- (18) 「閉じ込め部」とは、内包する液体又は気体の閉じ込め障壁を構成する部分をいう。

## 再処理施設の溶接の方法

## 1. 溶接部の設計

溶接部の設計は、次に適合するものでなければならない。ただし、十分な強度及び耐食性を有することが確認された場合は、この限りではない。

継手の溶接は、「表1－1 溶接設計（突合せ溶接以外の場合）」及び「表1－2 溶接設計（裏あて金を使用する突合せ片側溶接（溶接後裏あて金を取り除かないもの）の場合）」の溶接区分の欄に掲げる区分に応じ、溶接設計の欄に掲げる方法によって行う場合を除き、突合せ両側溶接、裏あて金を使用する突合せ片側溶接（溶接後裏あて金を取り除くものに限る。）、初層イナートガスアーク溶接による突合せ片側溶接又はこれらと同等以上の効果が得られる方法によって行うこと。この場合において、「表1－3 溶接設計（突合せ溶接の場合）」の溶接区分の欄に掲げる区分に適合する場合は、同表の溶接設計の欄に掲げる方法によって行うこと。

表1－1 溶接設計（突合せ溶接以外の場合）

機器区分	溶接区分	溶接設計	備考
	継手区分		
再処理 第1種機器	管台を取り付ける継手の溶接	別図第4（4）、（5）、（6）、（7）	非接液部に限る。
	管に枝管を取り付ける継手の溶接	完全溶込み溶接	
再処理 第2種機器	管板に管を取り付ける継手の溶接	別図第6（1）、（2）	別図第6（2）は、再処理第2種機器に限る。
	閉じ込め部にジャケット等の耐圧部材を取り付ける継手の溶接	完全溶込み溶接	
	閉じ込め部に上記以外の非閉じ込め部材を取り付ける継手の溶接	連続すみ肉溶接又はこれと同等以上の効果が得られる方法。ただし、機器の外側の非接液面にあつては、この限りではない。	
	栓等を取り付ける継手の溶接	別図第7	非接液部であつて構造上やむを得ない場合に限る。
再処理 第3種機器	管台を取り付ける継手の溶接	別図第4（4）、（5）、（6）、（7）、（12）、（13）、（14）	
	フランジ、平板又は管板を取り付ける継手の溶接	別図第2（1）、（2）、（3）、（4）、（5）、（6） 別図第3（4）、（5）、（6）、（7）、（8）、（9）、（10）、（11）、	別図第2（6）は、外径が61mm以下に限る。

		(13)、(14)	
	管に枝管を取り付ける継手の溶接	別図第1又は完全溶込み溶接	別図第1は、外径が61mm以下に限る。
	管板に管を取り付ける継手の溶接	別図第6(1)、(2)	
	管と管又は管台を取り付ける継手の溶接	別図第1又は完全溶込み溶接	外径が61mm以下に限る。
	耐圧部に非耐圧部材を取り付ける継手の溶接	連続すみ肉溶接又はこれと同等以上の効果が得られる方法。ただし、機器の外側の非接液面にあつては、この限りではない。	
	耐圧部にジャケット等の耐圧部材を取り付ける継手の溶接	連続すみ肉溶接又はこれと同等以上の効果が得られる方法	
	栓等を取り付ける継手の溶接	別図第7	
再処理 第4種機器 再処理 第5種機器	管台を取り付ける継手の溶接	別図第4(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)、(12)、(13)、(14)、(15)、(16)、(17)、(18)、(19)、(20)、(21)、(22)、(23)、(24)	別図第4の(18)、(19)、(22)、(23)及び(24)にあつては腐食性の強い硝酸液を扱う機器の接液部を除き、再処理第5種機器にあつてはダクトに限る。
	管に枝管を取り付ける継手の溶接	別図第1又は完全溶込み溶接	別図第1は、外径が90mm以下の管(腐食性の強い硝酸液を扱う機器の接液部を除く。)に限る。
	フランジ、平板又は管板を取り付ける継手の溶接	別図第2(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11) 別図第3(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)、(12)、(13)、(14)、(15)	別図第2の(6)は外径が90mm以下のフランジ継手(腐食性の強い硝酸液を扱う機器の接液部を除く。)に限る。 別図第2(10)、(11)はダクトに限る。 別図第3(13)、(14)は腐食性の強い硝酸液を扱う機器の接液部を除く。
	管板に管を取り付ける継手の溶接	別図第6(1)、(2)、(3)	
	管と管又は管台を取り付ける継手の溶接	別図第1	外径が90mm以下の管(腐食性の強い硝酸液を扱う機器の接液部を除く。)に限る。
	閉じ込め部にジャケット等の耐圧部材を取り付ける継手の溶接	連続すみ肉溶接又はこれと同等以上の効果が得られる方法	
	閉じ込め部に上記以外の非閉じ込め部材を取り付ける継手の溶接	連続すみ肉溶接又はこれと同等以上の効果が得られる方法。ただし、	

		機器の外側の非接液面 にあつては、この限り ではない。	
	側板と底板との継手の 溶接	別図第5 (1)、(2)	大気に開放の容器に限 る。当該継手と側板相 互又は底板相互の継手 との交点の距離は、 300mm 以上とすること。
	側板相互又は底板相互 の継手の溶接	別図第5 (3)、(4)、 (5)又はこれと同等以 上の効果が得られる方 法	大気に開放の容器に限 る。当該継手と交点の 距離は、300mm 以上と すること。
	内張り相互の継手の溶 接	別図第5 (3)、(4)、 (5)、(6)、(7)、(8)、 (9)、(10)、(11)、 (12)又はこれらと同 等以上の効果が得られ る方法	大気に開放のライニン グ型貯槽に限る。内張 り材としてオーステナ イト系ステンレス鋼以 外の材料を使用する場 合は、当該継手と交点 の距離は、300mm 以上と すること。
	栓等を取り付ける継手 の溶接	別図第7	再処理第4種機器にあ つては、非接液部であ つて、構造上やむを得 ない場合に限る。

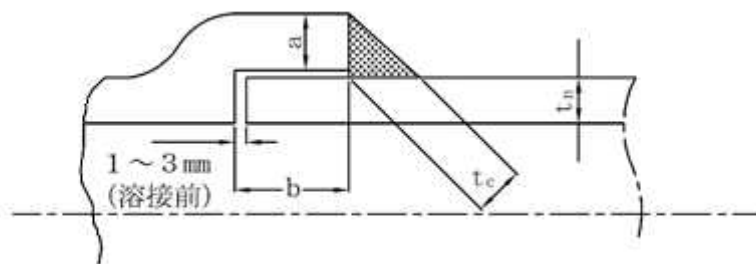
表1-2 溶接設計（裏あて金を使用する突合せ片側溶接  
（溶接後裏あて金を取り除かないもの）の場合）

溶接区分		溶接設計	備考
機器区分	継手区分		
再処理第4種機器 再処理第5種機器	内張り相互の継手 の溶接	別図第5 (12) 又は これと同等以上の効果 が得られる方法	大気に開放のライ ニング型貯槽に限 る。

表1-3 溶接設計（突合せ溶接の場合）

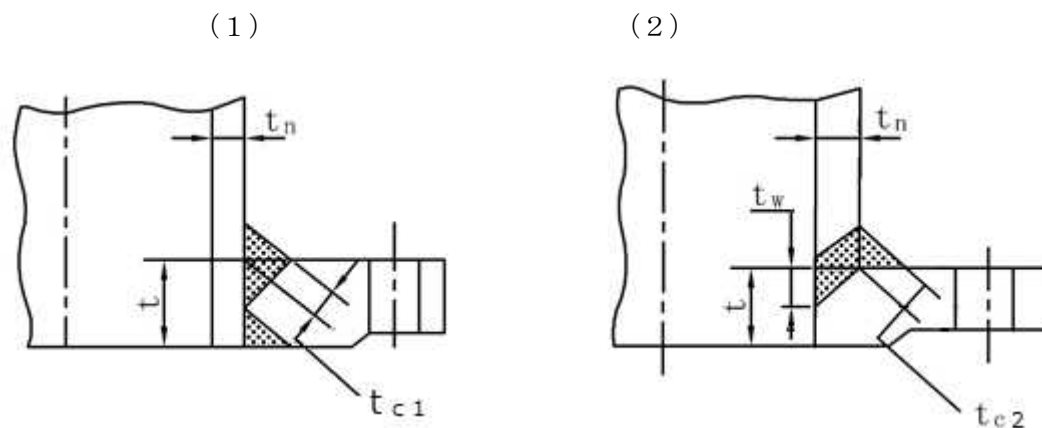
溶接区分		溶接設計	備考
機器区分	継手区分		
再処理第1種機器 再処理第2種機器	管台を取り付ける 継手の溶接	別図第4 (1)、(2)、 (3)	
再処理第3種機器 再処理第4種機器 再処理第5種機器	フランジ、平板又 は管板を取り付け る継手の溶接	別図第3 (1)、(2)、 (3)	

別図第 1



- (注)  $t_n$  は、容器又は管の厚さ (mm を単位とする。)  
 $t_c$  は、 $0.85t_n$  以上  
 $a$  は、 $1.25t_n$  以上  
 $b$  は、 $9.5 \text{ mm}$  以上

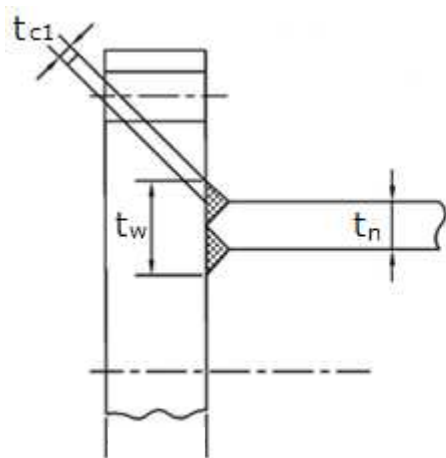
別図第2



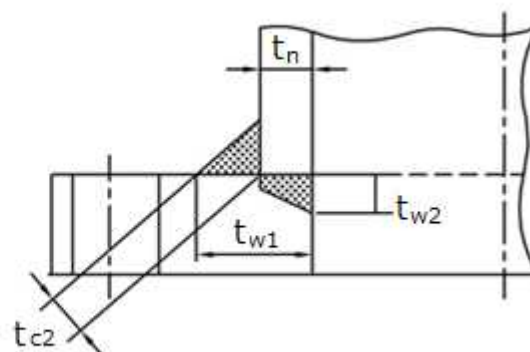
- (注)  $t$  は、フランジの厚さ (mm を単位とする。)  
 $t_n$  は、容器又は管の厚さ (mm を単位とする。)  
 $t_{c1}$  は、 $0.25t_n$  又は  $6\text{mm}$  のうちいずれか小さい方以上  
 $t_{c2}$  は、 $0.7t_n$  又は  $6\text{mm}$  のうちいずれか小さい方以上  
 $t_w$  は、フランジが鍛造品の場合にあつては、 $0.5t_n$  又は  $0.25t$  のうちいずれか小さい方以上  
 フランジが鍛造品以外の場合にあつては、 $t_n$  又は  $0.5t$  のうちいずれか小さい方以上



(3)

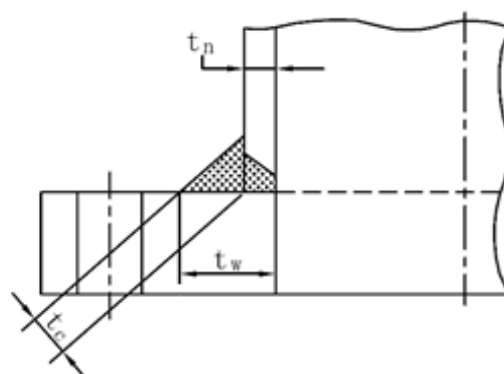


(4)



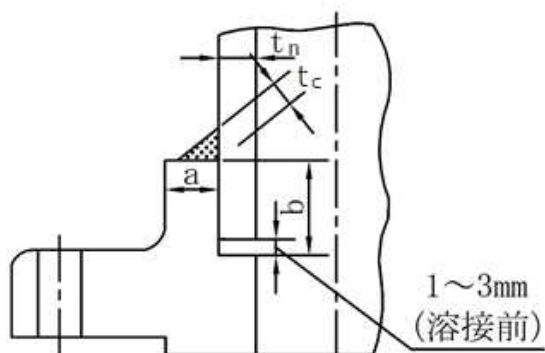
- (注)  $t_n$ は、容器又は管の厚さ (mmを単位とする。)  
 $t_{c1}$ は、 $t_n$ 又は $2t_r$  ( $t_r$ は、継目のない容器又は管の計算上必要な厚さ)のうちいずれか小さい方以上  
 $t_{c2}$ は、 $t_n$ 以上  
 $t_w$ は、 $3t_n$ 以上  
 $t_{w1} + t_{w2}$ は、 $3t_n$ 以上

(5)



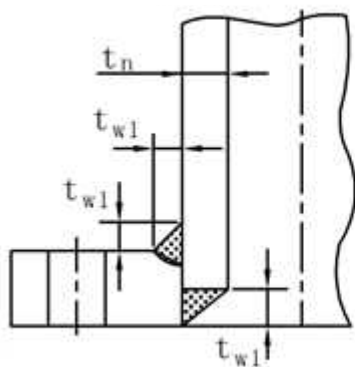
- (注)  $t_n$ は、容器又は管の厚さ (mmを単位とする。)  
 $t_c$ は、 $t_n$ 又は $2t_r$  ( $t_r$ は、継目のない容器又は管の計算上必要な厚さ)のうちいずれか小さい方以上  
 $t_w$ は、 $3t_n$ 以上

(6)

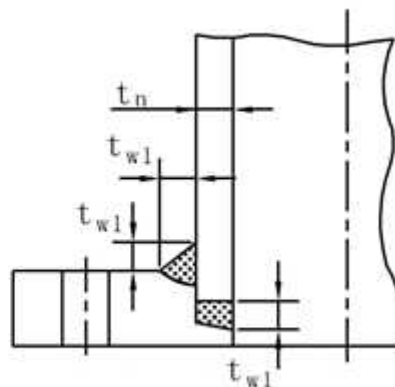


- (注)  $t_n$  は、容器又は管の厚さ (mm を単位とする。)  
 $t_c$  は、 $t_n$  以上  
 $a$  は、 $1.4t_r$  以上  
 $b$  は、10mm (外径が 61mm 以下の場合は 9.6mm) 以上

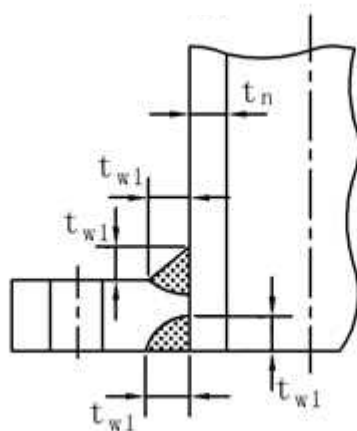
(7)



(8)



(9)

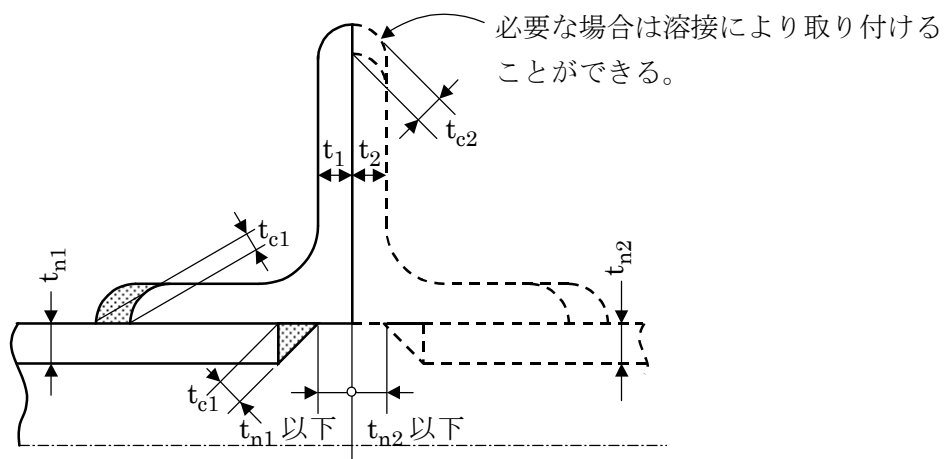


(注)  $t_n$  は、容器又は管の厚さ (mm を単位とする。)

$t_{w1}$  は、 $t_n$  以上

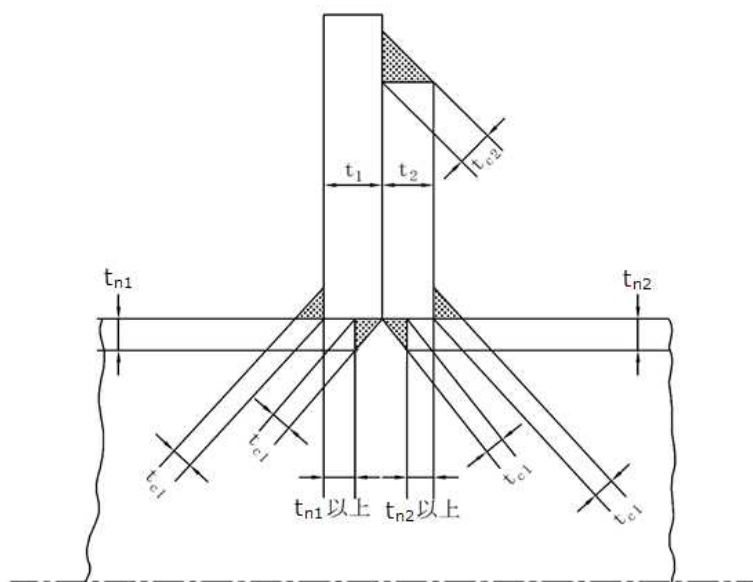
ただし、(7) にあつては最高使用圧力が 1,570kPa 以下で、かつ、最高使用温度が 350°C 以下のものに限る。(8) 及び(9) にあつては最高使用温度が 450°C 以下のものに限る。

(10)



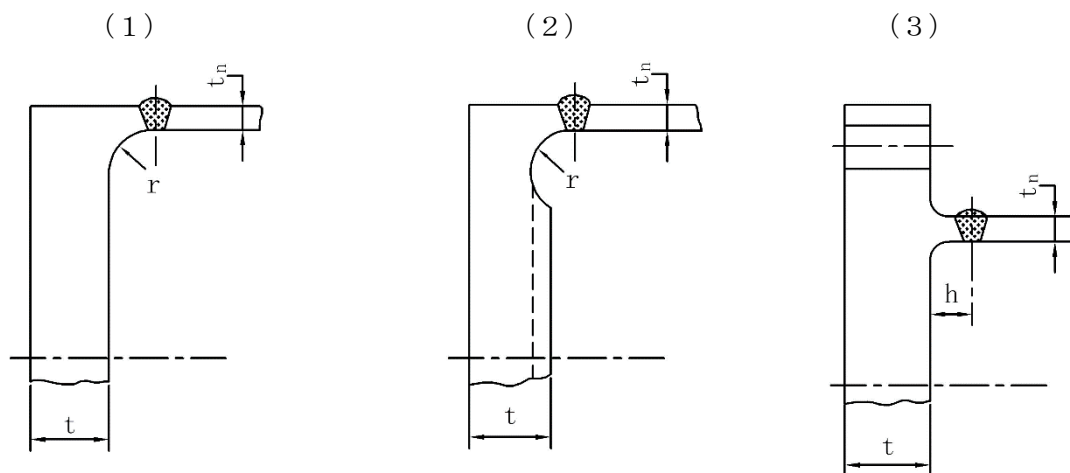
- (注)  $t_1$ 、 $t_2$ は、フランジの厚さ (mmを単位とする。)  
 $t_{n1}$ 、 $t_{n2}$ は、ダクトの厚さ (mmを単位とする。)  
 $t_{c1}$ は、 $t_1$ 又は $t_{n1}$ のうちいずれか小さい方の厚さの0.7倍以上  
 $t_{c2}$ は、 $t_1$ 又は $t_2$ のうちいずれか小さい方の厚さの0.7倍以上

(11)



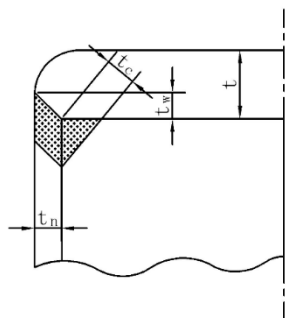
- (注)  $t_1$ 、 $t_2$ は、フランジの厚さ (mmを単位とする。)  
 $t_{n1}$ 、 $t_{n2}$ は、ダクトの厚さ (mmを単位とする。)  
 $t_{c1}$ は、 $t_1$ 若しくは $t_2$ 又は $t_{n1}$ 若しくは $t_{n2}$ のうちいずれか小さい方の厚さの0.7倍以上  
 $t_{c2}$ は、 $t_1$ 又は $t_2$ のうちいずれか小さい方の厚さの0.7倍以上

別図第 3

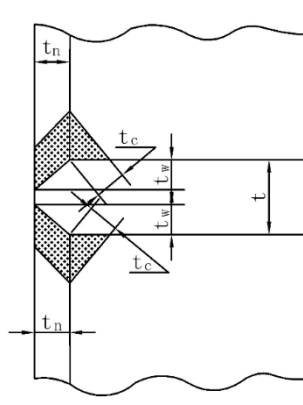


(注)  $t$  は、平板又は管板の厚さ (mm を単位とする。)  
 $t_n$  は、容器又は管の厚さ (mm を単位とする。)  
 $r$  は、 $t$  又は  $t_n$  のうちいずれか小さい方以上  
 $h$  は、 $1.5t_n$  以上

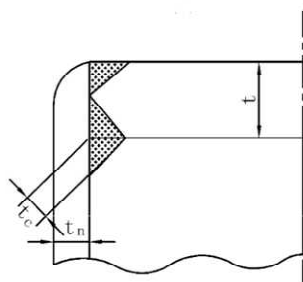
(4)



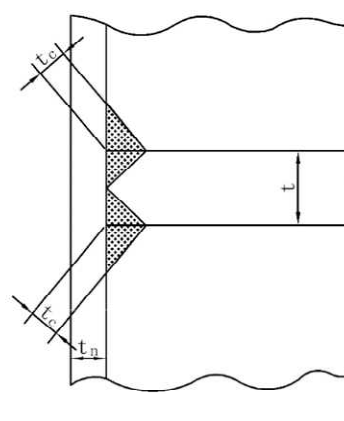
(5)



(6)

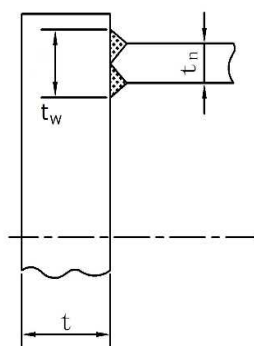


(7)

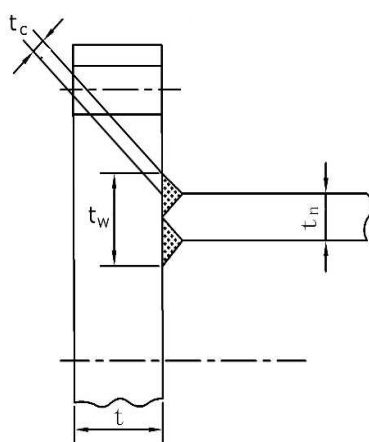


- (注)  $t$  は、平板又は管板の厚さ (mm を単位とする。)  
 $t_n$  は、容器又は管の厚さ (mm を単位とする。)  
 $t_c$  は、 $0.7t_n$  又は  $6\text{mm}$  のうちいずれか小さい方以上  
 $t_w$  は、平板又は管板が鍛造品の場合で、かつ、開先角度が  $45^\circ$  未満の場合にあっては、 $0.5t_n$  又は  $0.25t$  のうちいずれか小さい方以上  
 平板又は管板が鍛造品以外の場合又は開先角度が  $45^\circ$  以上の場合にあっては、 $t_n$  又は  $0.5t$  のうちいずれか小さい方以上

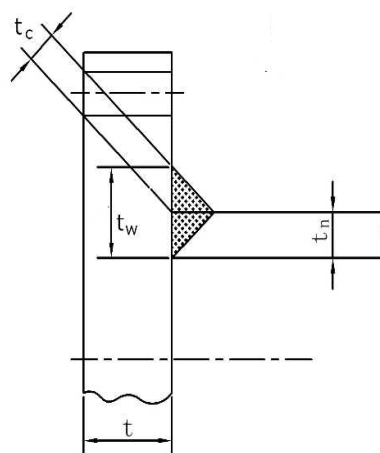
(8)



(9)

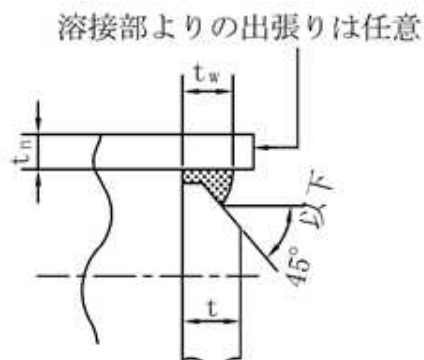


(10)



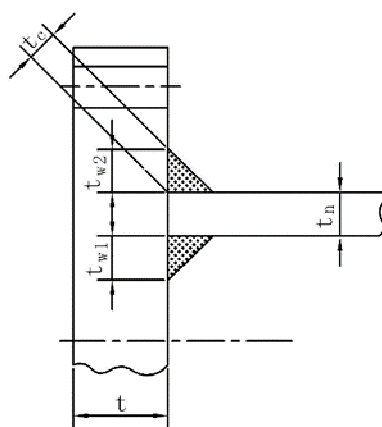
- (注)  $t$  は、平板又は管板の厚さ (mm を単位とする。)
- $t_n$  は、容器又は管の厚さ (mm を単位とする。)
- $t_c$  は、ステーで支えられる管板の場合にあつては、 $0.7t_r$  又は  $1.4t_r$   
 ( $t_r$  は、継目のない容器又は管の計算上必要な厚さ) のうちいずれか小さい方以上  
 平板又はステーで支えられない管板の場合にあつては、 $t_n$  又は  $2t_r$  ( $t_r$  は、継目のない容器又は管の計算上必要な厚さ) のうちいずれか小さい方以上
- $t_w$  は、(8) にあつては、 $2t_n$  以上  
 (9) 及び (10) のステーで支えられる管板にあつては、 $2t_n$  以上  
 (9) 及び (10) の平板又はステーで支えられない管板にあつては、 $3t_n$  以上

( 1 1 )



- (注)  $t$  は、平板又は管板の厚さ (mm を単位とする。)  
 $t_n$  は、容器又は管の厚さ (mm を単位とする。)  
 $t_w$  は、 $2t_r$  ( $t_r$  は、継目のない容器又は管の計算上必要な厚さ) 又は  $1.25t_n$  のうちいずれか大きい方以上。ただし、 $t$  より大きくする必要はない。

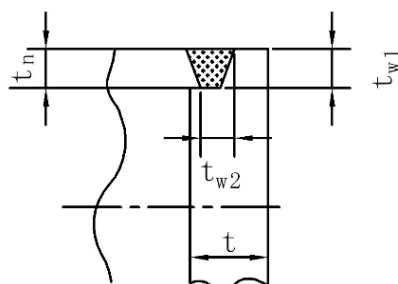
( 1 2 )



- (注)  $t$  は、平板又は管板の厚さ (mm を単位とする。)  
 $t_n$  は、容器又は管の厚さ (mm を単位とする。)  
 $t_c$  は、ステーで支えられる管板の場合にあっては、 $0.7t_n$  又は  $1.4t_r$  ( $t_r$  は、継目のない容器又は管の計算上必要な厚さ) のうちいずれか小さい方以上  
 平板又はステーで支えられない管板の場合にあっては、 $t_n$  又は  $2t_r$  ( $t_r$  は、継目のない容器又は管の計算上必要な厚さ) のうちいずれか小さい方以上  
 $t_{w1} + t_{w2}$  は、ステーで支えられる管板にあっては、 $2t_n$  以上  
 平板又はステーで支えられない管板にあっては、 $3t_n$  以上  
 $t_{w1}$  は、 $0.5t_{w2}$  以上

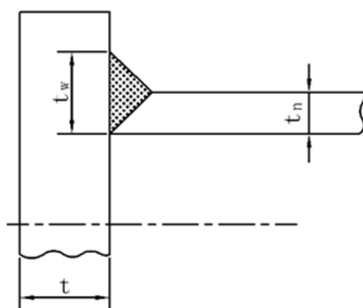


(13)



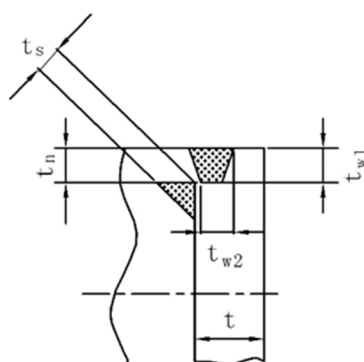
- (注)  $t$  は、平板又は管板の厚さ (mm を単位とする。)  
 $t_n$  は、容器又は管の厚さ (mm を単位とする。)  
 $t_{w1}$  は、 $t_n$  以上  
 $t_{w1} + t_{w2}$  は、 $2t_n$  以上

(14)



- (注)  $t$  は、平板又は管板の厚さ (mm を単位とする。)  
 $t_n$  は、容器又は管の厚さ (mm を単位とする。)  
 $t_w$  は、 $2t_n$  以上

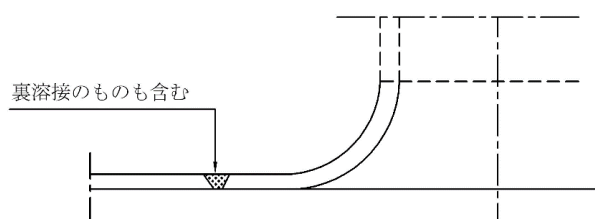
(15)



- (注)  $t$  は、平板又は管板の厚さ (mm を単位とする。)  
 $t_n$  は、容器又は管の厚さ (mm を単位とする。)  
 $t_{w1}$  は、 $t_n$  以上  
 $t_{w1} + t_{w2}$  は、 $2t_n$  以上  
 $t_s$  は、3mm 以上 (漏止め溶接)

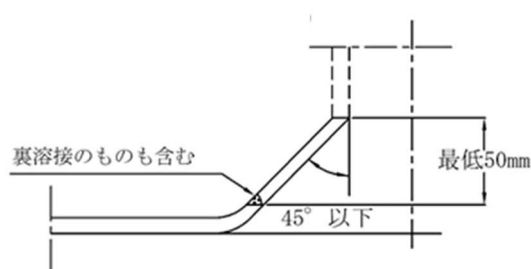
別図第 4

(1)



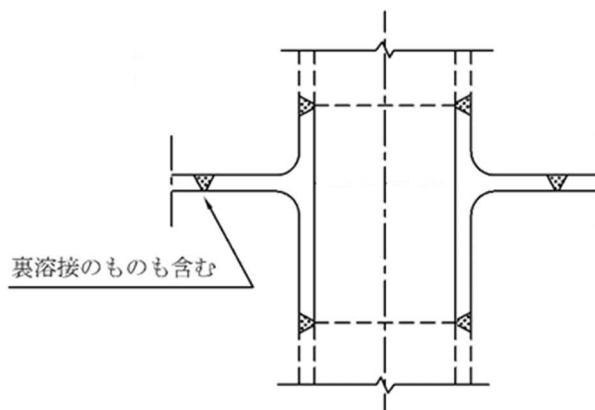
(注) 溶接作業が支障なく行え、かつ、本別記に定める検査が実施できるような溶接部の位置又は中心線及び溶接線の角度とし、溶接部の位置は管台から十分な距離を取らなければならない。

(2)

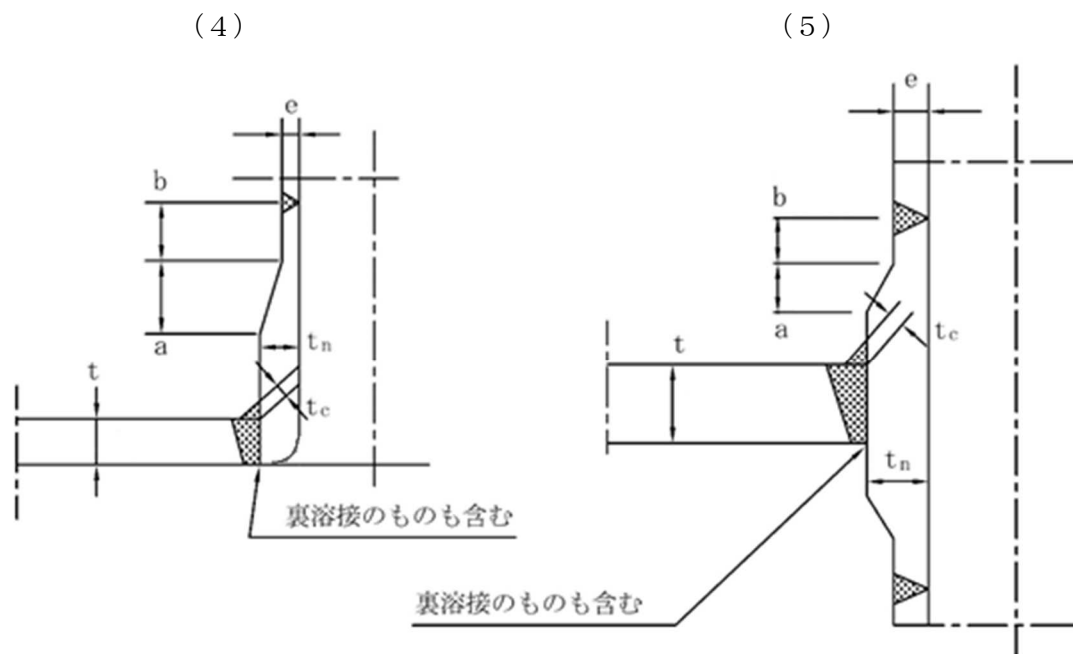


(注) 溶接作業が支障なく行え、かつ、本別記に定める検査が実施できるような溶接部の位置又は中心線及び溶接線の角度とし、溶接部の位置は管台から十分な距離を取らなければならない。  
(1)を優先するが、(1)の加工が適当でない場合に使用する。

(3)

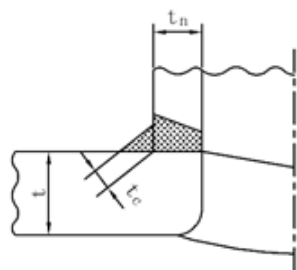


(注) 溶接作業が支障なく行え、かつ、本別記に定める検査が実施できるような溶接部の位置又は中心線及び溶接線の角度とし、溶接部の位置は管台から十分な距離を取らなければならない。

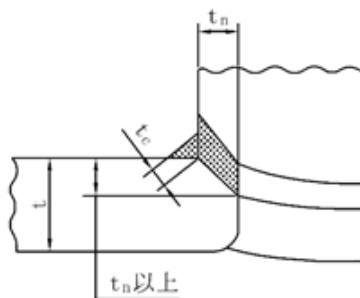


- (注) 溶接作業が支障なく行え、かつ、本別記に定める検査が実施できるような溶接部の位置並びに中心線及び溶接線の角度とし、管台の取付け角度はおおむね  $45^\circ$  以上としなければならない。
- $t$  は、容器又は管の厚さ (mm を単位とする。)
- $t_n$  は、管台の厚さ (mm を単位とする。)
- $e$  は、管の厚さ (mm を単位とする。)
- $t_c$  は、 $0.7t_n$  又は  $6\text{mm}$  のいずれか小さい方以上
- $t_n$  は、 $0.5t$  以上
- $b$  は、 $e$  以上
- $a$  は、 $(t_n - e)$  以上

(6)

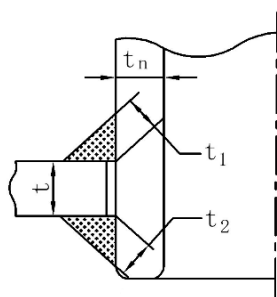


(7)

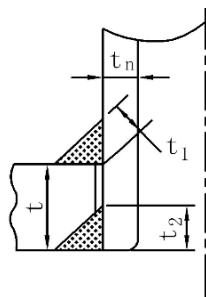


(注)  $t$  は、容器又は管の厚さ (mm を単位とする。)  
 $t_n$  は、管台の厚さ (mm を単位とする。)  
 $t_c$  は、 $0.7t_n$  又は  $6\text{mm}$  のうちいずれか小さい方以上

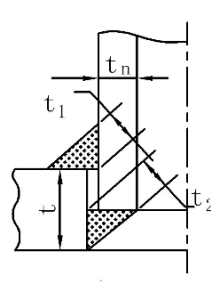
(8)



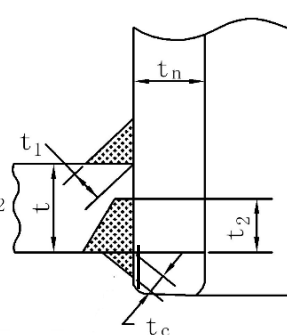
(9)



(10)

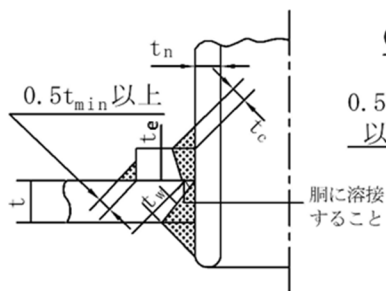


(11)

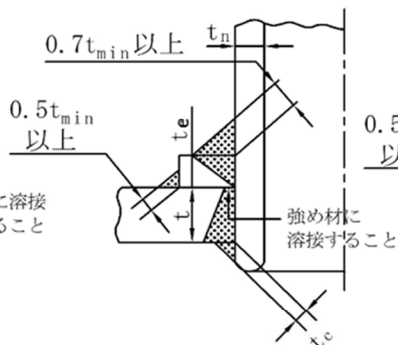


(注)  $t$  は、容器又は管の厚さ (mm を単位とする。)  
 $t_n$  は、管台の厚さ (mm を単位とする。)  
 $t_1+t_2$  は、 $1.25t_{\min}$  以上、 $t_1$  又は  $t_2$  は、 $0.7t_{\min}$  又は  $6\text{mm}$  のうちいずれか小さい方以上  
 $t_{\min}$  は、 $t$ 、 $t_n$  又は  $19\text{mm}$  のうちいずれか小さいもの。  
 $t_n$  は、 $2.2\text{mm}$  以上  
 $t_c$  は、 $0.7t_n$  又は  $6\text{mm}$  のうちいずれか小さい方以上。ただし、管台の胴内面への突出し量がこれ以下の場合、この限りでない。

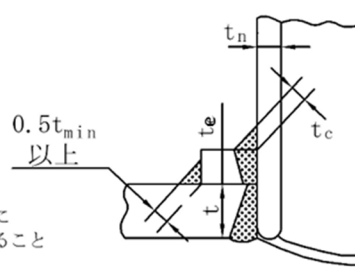
(12)



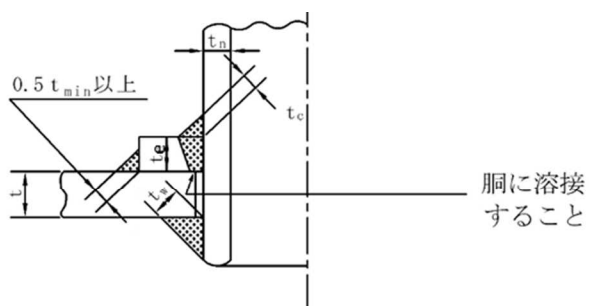
(13)



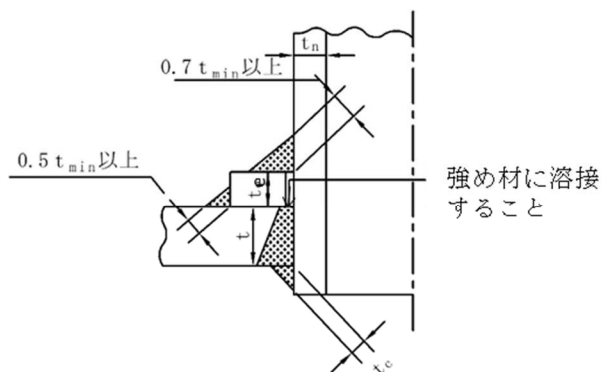
(14)



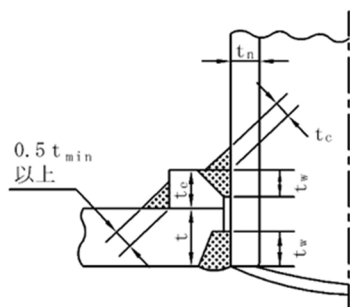
(15)



(16)



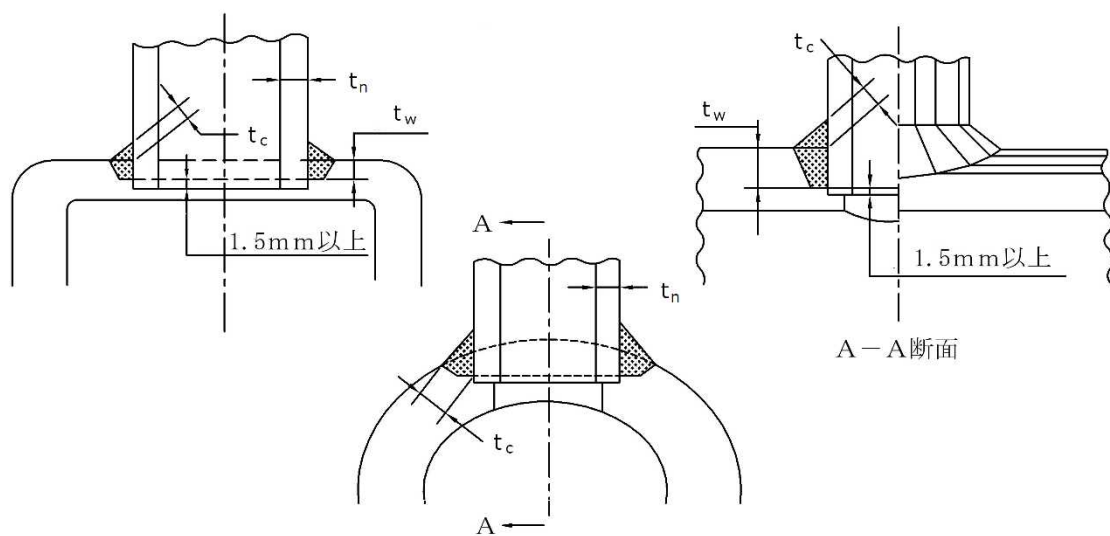
(17)



(注)  $t$  は、容器又は管の厚さ (mm を単位とする。)  
 $t_n$  は、管台の厚さ (mm を単位とする。)  
 $t_e$  は、強め材の厚さ (mm を単位とする。)  
 $t_c$  は、 $0.7t_n$  又は  $6\text{mm}$  のうちいずれか小さい方以上。ただし、管台の胴内面への突出し量がこれ以下の場合はこの限りでない。  
 $t_w$  は、部分溶接の場合における深さ (mm を単位とする。) で  $0.7t_{\min}$  以上  
 $t_{\min}$  は、 $t$ 、 $t_n$ 、 $t_e$  又は  $19\text{mm}$  のうちいずれか小さいもの。

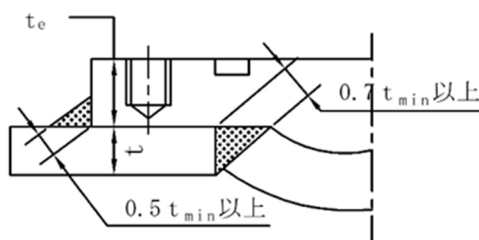
(18)

(19)



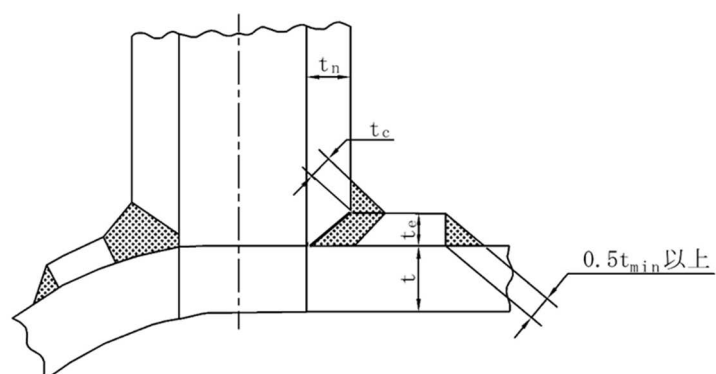
- (注)  $t_n$ は、管台の厚さ (mmを単位とする。)  
 $t_c$ は、 $0.7t_n$ 又は6mmのうちいずれか小さい方以上  
 $t_w$ は、 $t_n$ 又は6mmのうちいずれか大きい方以上

(20)



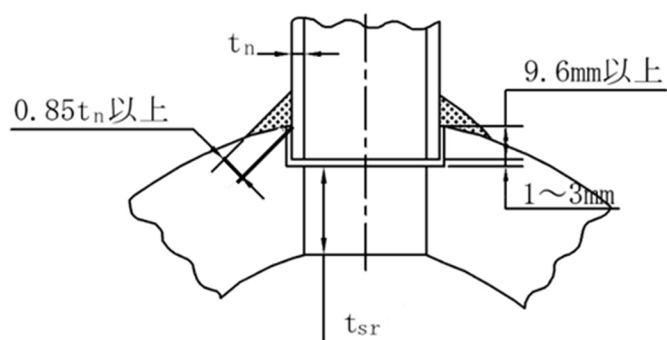
- (注)  $t$ は、容器又は管の厚さ (mmを単位とする。)  
 $t_e$ は、強め材の厚さ (mmを単位とする。)  
 $t_{min}$ は、 $t$ 、 $t_e$ 又は19mmのうちいずれか小さいもの。

(21)



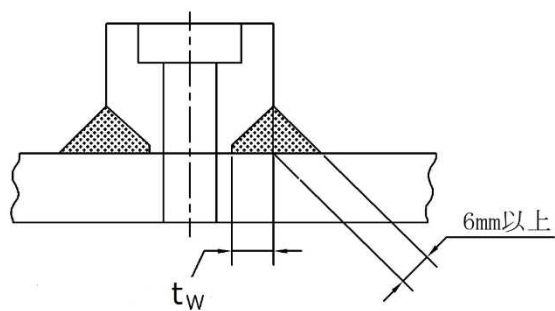
- (注)  $t$  は、容器又は管の厚さ (mm を単位とする。)  
 $t_n$  は、管台の厚さ (mm を単位とする。)  
 $t_e$  は、強め材の厚さ (mm を単位とする。)  
 $t_c$  は、 $0.7t_n$  又は  $6\text{mm}$  のうちいずれか小さい方以上  
 $t_{\min}$  は、 $t$ 、 $t_n$ 、 $t_e$  又は  $19\text{mm}$  のうちいずれか小さいもの。

(22)



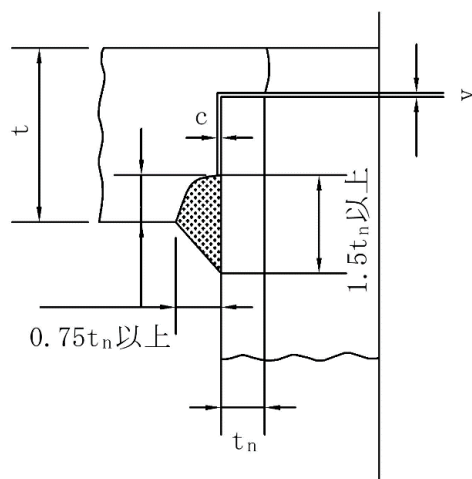
- (注)  $t_n$  は、管台の厚さ (mm を単位とする。)  
 $t_{sr}$  は、管台が取り付けられる部分の計算上必要な厚さ  
 ただし、取り付けられる管の外径が  $90\text{mm}$  以下のものに限る。

(23)



(注)  $t_w$ は、取り付けられる管の外径の Sch160 に対する厚さ以上  
ただし、取り付けられる管の外径が 61mm 以下のものに限る。

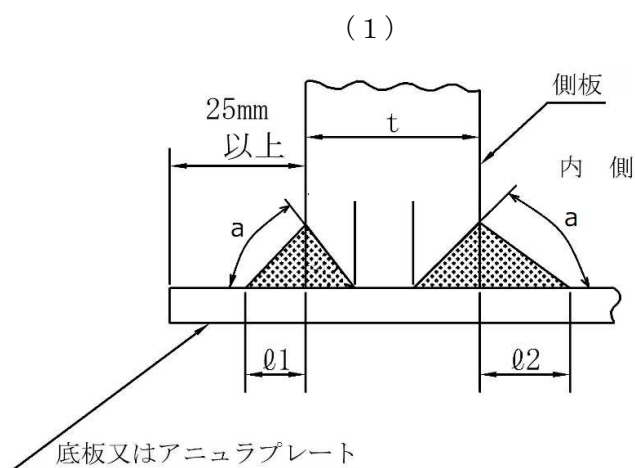
(24)



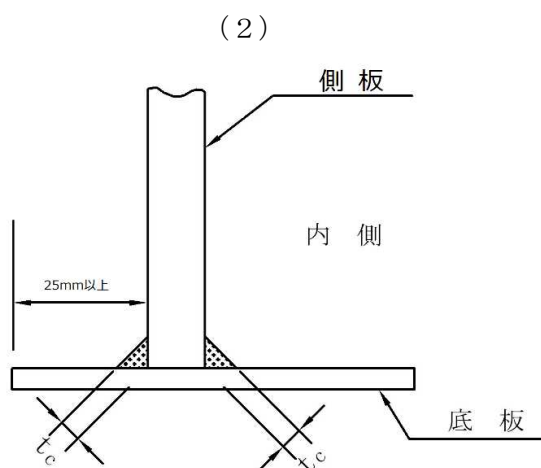
(注)  $t$ は、容器又は管の厚さ (mm を単位とする。)  
 $t_n$ は、管台の厚さ (mm を単位とする。)  
 $c$ は、管台の外径が 34mm 以下の場合 0.25mm 以下  
 $c$ は、管台の外径が 34mm を超え 115mm 以下の場合 0.5mm 以下  
 $c$ は、管台の外径が 115mm を超える場合は 0.8mm 以下  
 $y$ は、1.6mm 又は  $t_n$  のうちいずれか小さい方以上



別図第 5

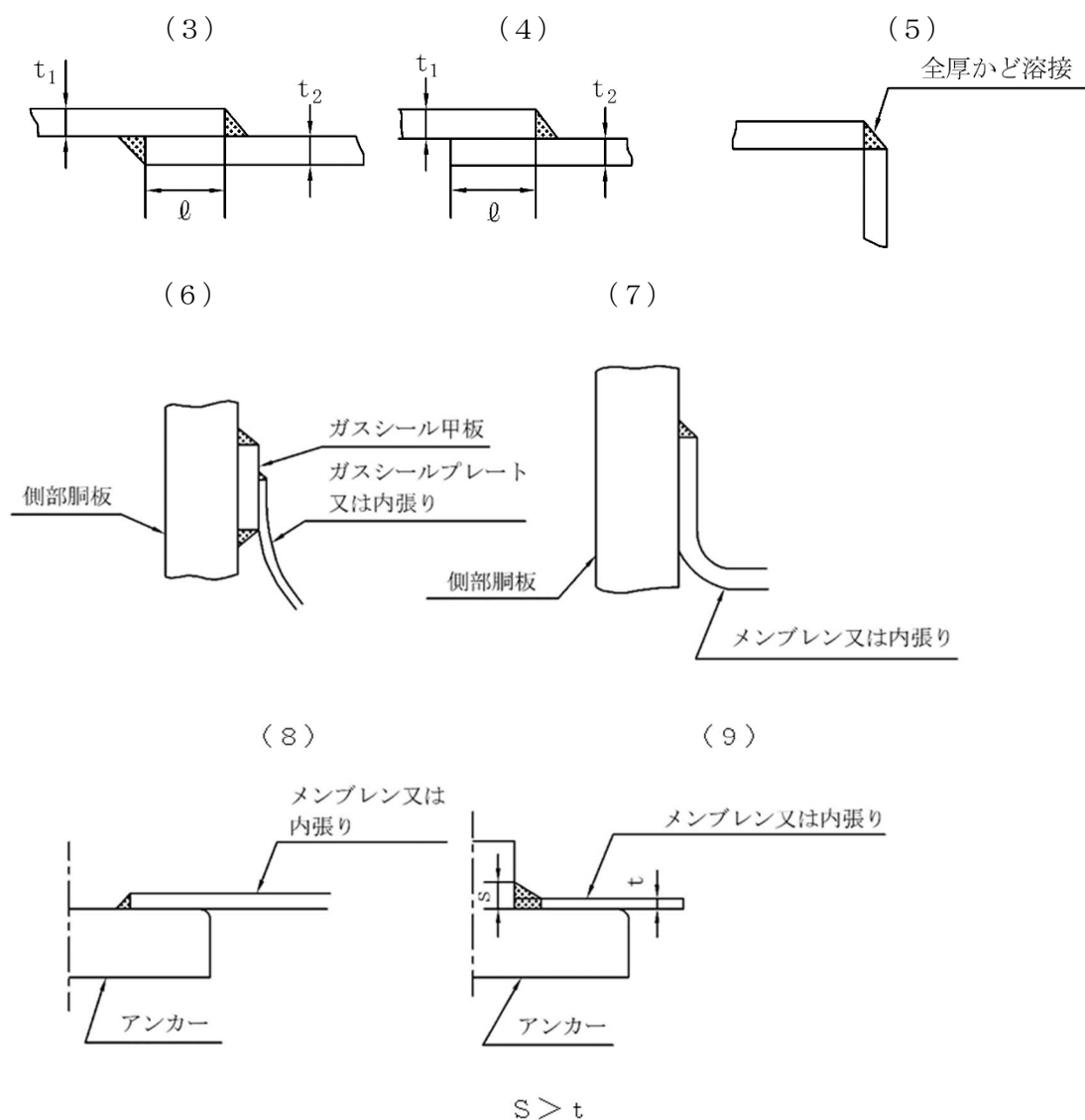


- (注)  $t_{w1} \geq 0.3t$   
 $t_{w2} \geq t_{w1}$   
 $a \geq 50^\circ$   
 $l_1 \geq t_{w1} \tan(a)$   
 $l_2 \geq 1.3 t_{w2} \tan(a)$



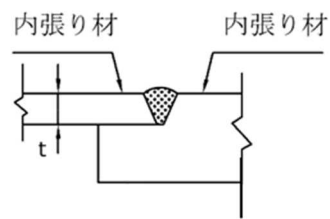
- (注)  $t_c$  は、側板若しくは底板のうちいずれか小さい方の値又は次の表に掲げる値のいずれか小さい方以上の値とする。(mm を単位とする。)

底板の厚さ (mm)	$t_c$ (mm)
4.5 未満	4.5
4.5 以上 19 未満	6
19 以上 32 未満	8
32 以上	10

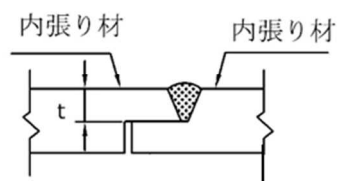


(注) 側板相互又は底板相互の場合、 $l$ は $5t$  ( $t_1$ 又は $t_2$ のうちいずれか小さい方)又は $25\text{mm}$ のうちいずれか大きい方以上  
 内張り相互の継手の場合、 $l$ は $2t$  ( $t_1$ 又は $t_2$ のうちいずれか小さい方)又は $13\text{mm}$ のうちいずれか小さい方以上  
 (3)、(4)、(6)、(7)及び(8)の場合は、全厚すみ肉溶接とする。

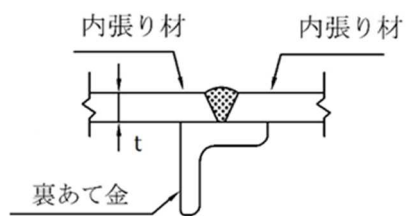
(10)



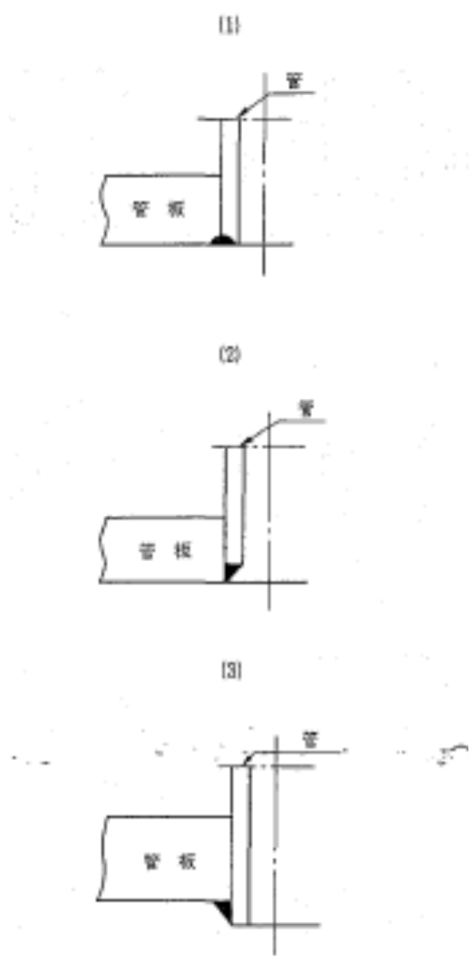
(11)



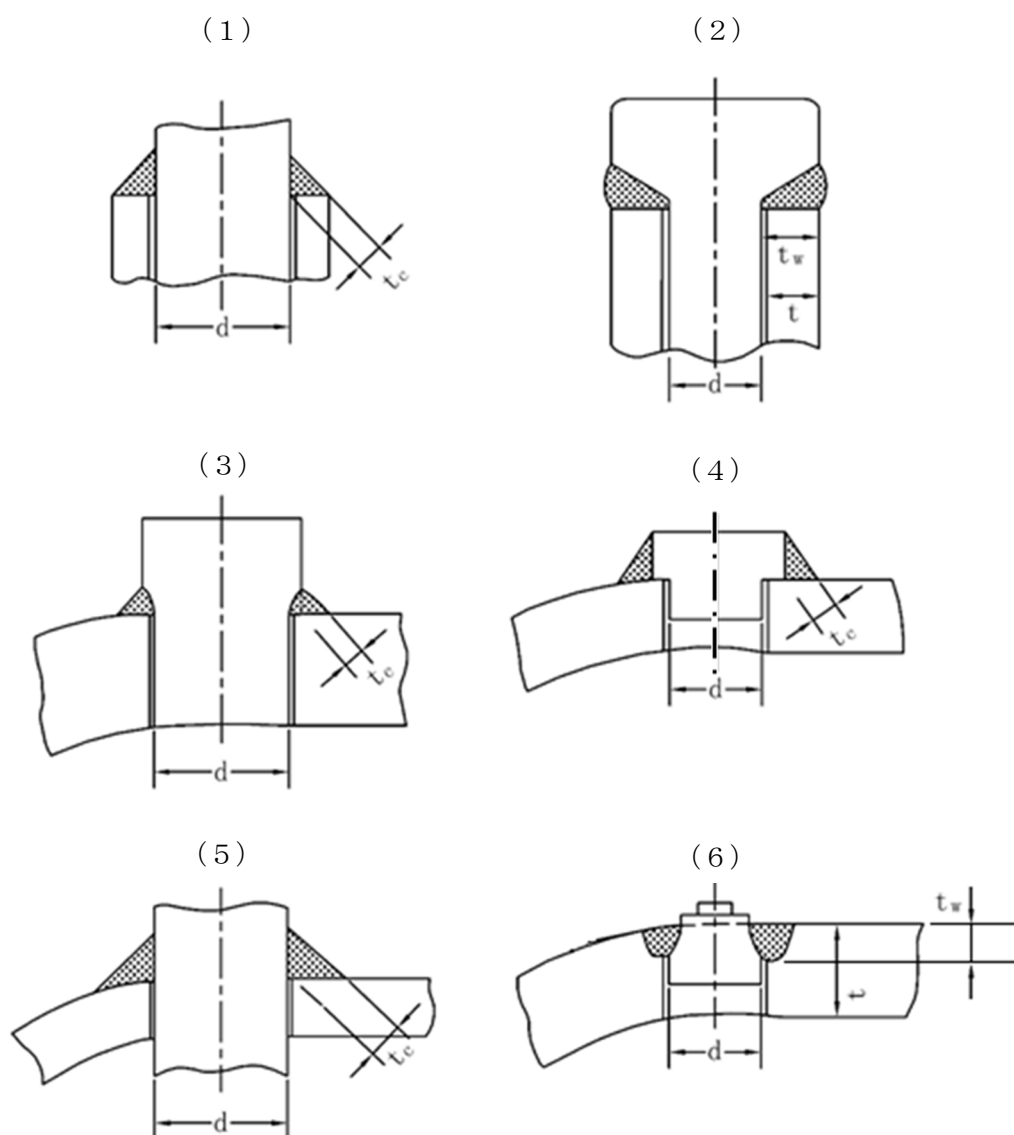
(12)



別図第6



別図第 7



(注)  $d$  は、栓等の径で 61mm 以下のものに限る。  
 $t_c$  は、 $0.85t_{r1}$  ( $t_{r1}$  は、 $d$  を外径とした継目のない容器又は管の計算上必要な厚さ) 以上  
 $t_w$  は、 $1.25t_{r2}$  ( $t_{r2}$  は、 $t$  の部分の計算上必要な厚さ) 以上

## 2. 材料の制限

材料の制限は、日本機械学会発電用原子力設備規格「溶接規格2012年版（2013年追補を含む。）」（以下「溶接規格」という。）「N-4020 溶接の制限」によること。

また、再処理第1種機器及び腐食環境の厳しい再処理第2種機器の接液側に使用する溶接材料は、母材の種類に応じて「表1-4 母材（オーステナイト系ステンレス鋼）と溶接材料の組合せ」、「表1-5 主なステンレス材料の化学成分及び機械的性質」、「表1-6 母材（チタン及びチタン合金）と溶接材料の組合せ」、「表1-7 母材（ジルコニウム）と溶接材料の組合せ」に規定する規格に適合したものであること。ただし、十分な強度及び耐食性を有することが確認された場合はこの限りではない。

さらに、再処理第1種機器及び腐食環境の厳しい再処理第2種機器の接液側に使用する溶接材料は、「添付-1 溶接材料の腐食試験要領」による腐食試験又はこれと同等の方法により、耐食性を確認されているものであること。

表 1－4 母材（オーステナイト系ステンレス鋼）と溶接材料の組合せ

母材	SUS304	SUS304L	R-SUS304 ULC	R-SUS304 ULC (SA)	SUS316	SUS316L	R-SUS316 ULC	R-SUS310 ULC	R-SUS310 Nb
SUS304	YS308	YS308L	RY308 ULC	RY308ULC (SA)	YS316	YS316L	RY316 ULC	YS308	YS308
SUS304L	-	YS308L	RY308ULC	RY308ULC (SA)	YS316L	YS316L	RY316ULC	YS308L	YS308L
R-SUS304 ULC	-	-	RY308ULC	RY308ULC (SA)	RY316 ULC	RY316 ULC	RY316 ULC	RY308 ULC	RY308 ULC
R-SUS304 ULC (SA)	-	-	-	RY308ULC (SA)	RY316 ULC	RY316 ULC	RY316 ULC	RY308ULC (SA)	RY308ULC (SA)
SUS316	-	-	-	-	YS316	YS316L	RY316ULC	YS316	YS316
SUS316L	-	-	-	-	-	YS316L	RY316ULC	YS316L	YS316L
R-SUS316 ULC	-	-	-	-	-	-	RY316ULC	RY316ULC	RY316ULC
R-SUS310 ULC	-	-	-	-	-	-	-	RY310ULC	RY310ULC
R-SUS310 Nb	-	-	-	-	-	-	-	-	RY310ULC

(注 1) 母材の区分に対応する日本産業規格の同等の鋼種は、下表のとおり

母材の区分	鍛造	鋼管	熱交換用管	板	鋳造
SUS304	SUSF304	SUS304TP	SUS304TB	SUS304	SCS13
SUS304L	SUSF304L	SUS304LTP	SUS304LTB	SUS304L	SCS19
R-SUS304ULC	R-SUSF304ULC	R-SUS304ULCTP	R-SUS304ULCTB	R-SUS304ULC	—
R-SUS304ULC (SA)	R-SUSF304ULC (SA)	R-SUS304ULC (SA) TP	R-SUS304ULC (SA) TB	R-SUS304ULC (SA)	—
SUS316	SUSF316	SUS316TP	SUS316TB	SUS316	SCS14
SUS316L	SUSF316L	SUS316LTP	SUS316LTB	SUS316L	SCS16
R-SUS316ULC	R-SUSF316ULC	R-SUS316ULCTP	R-SUS316ULCTB	R-SUS316ULC	—
R-SUS310ULC	R-SUSF310ULC	R-SUS310ULCTP	R-SUS310ULCTB	R-SUS310ULC	—
R-SUS310Nb	R-SUSF310Nb	R-SUS310NbTP	R-SUS310NbTB	R-SUS310Nb	—

(注 2) 母材の R-SUS304ULC、R-SUS304ULC (SA)、R-SUS316ULC、R-SUS310ULC 及び R-SUS310Nb の化学成分及び機械的性質は、表 1-5 (上表) による。

(注 3) RY308ULC、RY308ULC (SA)、RY316ULC 及び RY310ULC の溶加材の化学成分及び溶着金属の機械的性質は表 1-5 (下表続き) による。

表 1－5 主なステンレス材料の化学成分及び機械的性質（上表）

種類の記号	化学成分 (%)									機械的性質 (注 1)		
	C	Si	Mn	P	S	Ni	Cr	Mo	Nb	耐力 (MPa)	引張強さ (MPa)	伸び (%)
R-SUS304 ULC	0.020 以下	1.00 以下	2.00 以下	0.045 以下	0.030 以下	9.00～ 13.00	18.00～ 20.00	—	—	175 以上 175 以上	480 以上 450 以上	40 以上 29 以上
R-SUS304 ULC (SA)	0.020 以下	1.00 以下	2.00 以下	0.045 以下	0.030 以下	9.00～ 13.00	18.00～ 20.00	—	—	175 以上 175 以上	480 以上 450 以上	40 以上 29 以上
R-SUS316 ULC	0.020 以下	1.00 以下	2.00 以下	0.045 以下	0.030 以下	12.00～ 15.00	16.00～ 18.00	2.00～ 3.00	—	175 以上 175 以上	480 以上 450 以上	40 以上 29 以上
R-SUS310 ULC	0.020 以下	1.50 以下	2.00 以下	0.045 以下	0.030 以下	19.00～ 22.00	24.00～ 26.00	—	—	175 以上 175 以上	480 以上 450 以上	40 以上 29 以上
R-SUS310 Nb	0.020 以下	0.30 以下	1.00 以下	0.020 以下	0.020 以下	19.00～ 22.00	24.00～ 26.00	—	0.15～ 0.30	215 以上 195 以上	490 以上 490 以上	35 以上 30 以上

(注 1) 機械的性質の中で上欄に掲げる値は、板材、下欄に掲げる値は、鍛造材及び棒材の値である。

表 1－5 主なステンレス材料の化学成分及び機械的性質（下表）

種類の記号	鋼管における伸び (%)							腐食度 (g/m <sup>2</sup> h)
	ボイラー・熱交換器用ステンレス鋼鋼管			配管用ステンレス鋼鋼管				
	外径 20mm 以上	外径 20mm 未 満 10mm 以上	外径 10mm 未満	1 1 号及び 1 2 号試験片	5 号試験片	4 号試験片		
	1 1 号及び 1 2 号試験片	1 1 号試験 片	1 1 号試験片	縦方向	横方向	縦方向	横方向	
R-SUS304 ULC	35 以上	30 以上	27 以上	35 以上	25 以上	30 以上	22 以上	—
R-SUS304 ULC (SA)	35 以上	30 以上	27 以上	35 以上	25 以上	30 以上	22 以上	1.8×10 <sup>-1</sup> 以下
R-SUS316 ULC	35 以上	30 以上	27 以上	35 以上	25 以上	30 以上	22 以上	—
R-SUS310 ULC	35 以上	30 以上	27 以上	35 以上	25 以上	30 以上	22 以上	—
R-SUS310 Nb	35 以上	30 以上	27 以上	35 以上	25 以上	30 以上	22 以上	—



表1－5 主なステンレス材料の化学成分及び機械的性質(下表続き)

種類の記号	化学成分 (%) )								機械的性質	
	C	Si	Mn	P	S	Ni	Cr	Mo	引張強さ (MPa)	伸び (%)
RY308ULC	0.020 以下	0.65 以下 (注3)	1.0 ～2.5	0.03 以下	0.03 以下	9.0 ～11.0	19.5 ～22.0	—	480 以上	35 以上
RY308ULC (SA)	0.020 以下	0.65 以下 (注3)	1.0 ～2.5	0.03 以下	0.03 以下	9.0 ～11.0	19.5 ～22.0	—	480 以上	35 以上
RY316ULC	0.020 以下	0.65 以下 (注3)	1.0 ～2.5	0.03 以下	0.03 以下	11.0 ～14.0	18.0 ～20.0	2.0 ～3.0	480 以上	35 以上
RY310ULC (低 Mn)	0.020 以下	0.65 以下	1.0 ～2.5	0.020 以下	0.015 以下	20.0 ～22.5	25.0 ～28.0	—	480 以上	25 以上
RY310ULC (高 Mn)	0.015 以下	0.30 以下	6.0 ～8.0	0.020 以下	0.015 以下	19.0 ～21.0	24.0 ～27.0	—	480 以上	30 以上

(注3) Si は、0.65～1.00%にすることにより高 Si の規格とすることができる。この場合の表示は、標準の種類に Si を付加して表示する。(例：RY308ULCSi)

(注4) 試験要領は、JIS Z 3321 (2003) 「溶接用ステンレス鋼溶加棒及びソリッドワイヤ及び鋼帯」及び JIS Z 3221 (2008) 「ステンレス鋼被覆アーク溶接棒」に準ずる。

表1－6 母材(チタン及びチタン合金)と溶接材料の組合せ

母材	工業用純チタン (JIS H 4600 (2007) 「チタン及びチタン合金－板及び条」に規定されるもの)	R-Ti-5Ta
工業用純チタン (JIS H 4600 (2007) 「チタン及びチタン合金－板及び条」に規定されるもの)	母材と同等以上の強度及び純度を有するチタン (JIS H 4600 (2007) 「チタン及びチタン合金－板及び条」、JIS H 4670 (2007) 「チタン及びチタン合金－線及び線材」、JIS Z 3331 「チタン及びチタン合金溶接用の溶加棒及びソリッドワイヤ」に規定されるもの)	R-Ti-5Ta
R-Ti-5Ta (注1)	—	R-Ti-5Ta

(注1) R-Ti-5Ta の化学成分及び機械的性質は、次表による。

種類の記号	化学成分 (%)						機械的性質			
	Ta	Fe	O	N	H	Ti	引張強さ (MPa)	耐力 (MPa)	伸び (%)	絞り (%)
R-Ti-5Ta	4.0～6.0	0.15 以下	0.15 以下	0.03 以下	0.010 以下	残り	340～480	215～440	25 以上	40 以上

表 1－7 母材（ジルコニウム）と溶接材料の組合せ

	母材	R-Zr
母材	R-Zr	ERZr2

(注 1) R-Zr の化学成分及び機械的性質は、次表による。

種類の記号	化学成分 (%)							機械的性質		
	Zr+Hf	Hf	Fe+Cr	H	N	C	O	引張強さ (MPa)	耐力 (MPa)	伸び (%)
R-Zr	99.2 以上	4.5 以下	0.2 以下	0.005 以下	0.025 以下	0.05 以下	0.16 以下	380 以上	205 以上	16 以上

(注 2) ERZr2 の化学成分は、次表による。

種類の記号	化 学 成 分 (%)						
	Zr + Hf	Hf	Fe+Cr	H	N	C	O
ERZr2	99.2 以上	4.5 以下	0.20 以下	0.005 以下	0.025 以下	0.05 以下	0.16 以下

## 3. 開先面

開先面は、溶接規格「N－4030 開先面」によること。

## 4. 溶接部の強度等

溶接部の強度等は、溶接規格「N－4040 溶接部の強度等」(別記－5 1. ⑤参照)に、次の要件を付したのものによること。

- 1) (1)に「ただし、母材及び溶接材料に耐食性を向上させたオーステナイト系ステンレス鋼を使用する溶接部であって、最高使用圧力が98kPa未満のものにあつては、設計上要求される強度以上の強度を有するものとすることができる。」を加える。
- 2) 再処理第一種機器及び再処理第二種機器の溶接部であつて、設計上耐食性を要求されるものは、母材の耐食性(母材の耐食性が異なる場合は、低い方の耐食性)と同等以上の耐食性を有するものでなければならない。

## 5. 溶接部の非破壊試験及び機械試験

溶接部の非破壊試験及び機械試験は、溶接規格「N－4050 溶接部の非破壊試験及び機械試験」(別記－5 1. ⑥及び⑧参照)に、次の要件を付したのものによること。

- 1) 「表N－X050－1 溶接部の非破壊試験」は適用除外とし、「表1－8 溶接部の非破壊試験」を適用する。
- 2) 「表N－X050－2 溶接部の機械試験板」において、「機器の区分」の欄の「クラス1容器、クラスMC容器」は「再処理第1種容器、再処理第2種容器、再処理第3種容器及び再処理第4種容器」に、「クラス2容器、クラス3容器及びクラス3相当容器(安全設備以外の開放容器を除く。)、クラス1配管、クラス2配管、クラス3配管及びクラス3相当管(安全設備以外の開放容器に接続される当該容器に最も近い止め弁までのものを除く。)」は「再処理第1種管、再処理第2種管、再処理第3種管及び再処理第4種管」に、「溶接部の区分」の欄の「継手区分A」は「長手継手」に、「継手区分B、溶接継手C及び溶接継手D」は「周継手」に読み替える。この場合において、「再処理第1種管、再処理第2種管、再処理第3種管及び再処理第4種管」については、「継手区分B、溶接継手C及び溶接継手D」は「周継手(管台を取り付ける継手を除く。)」に読み替える。また、(注)4.及び5.は削る。この場合において、再処理第1種機器、再処理第2種機器、再処理第3種機器及び再処理第4種機器にあつては、最高使用圧力が次の①～③に定める値以上のものに限る。
  - ① 液体用の容器又は管であつて、最高使用温度がその液体の沸点未満のものについては、1,960kPa
  - ② ①に規定する容器以外の容器にあつては、98kPa
  - ③ ①に規定する管以外の管にあつては、980kPa(長手継手の部分にあつては、490kPa)

表1－8 溶接部の非破壊試験（1／5）

区分		規定試験	代替試験
機器	溶接部		
再処理第1種機器	1. 閉じ込め部の溶接部（突合せ溶接以外の管台を取り付ける溶接部、管板に管を取り付ける溶接部及び栓等を取り付ける溶接部を除く。）	放射線透過試験及び溶接金属部に隣接する幅13mmの範囲内の母材を含めた部分における浸透探傷試験	—
	2. 閉じ込め部の溶接部のうち突合せ溶接以外の管台を取り付ける溶接部	初層及び溶接深さの1/2（溶接深さの1/2が13mmを超える場合は13mm）ごとの浸透探傷試験。ただし、最終層は溶接金属部に隣接する幅13mmの範囲内の母材の部分を含むこと。	放射線透過試験又は超音波探傷試験及び溶接金属部に隣接する幅13mmの範囲内の母材を含めた部分における浸透探傷試験
	3. 閉じ込め部の溶接部のうち突合せ溶接以外の管板に管を取り付ける溶接部	浸透探傷試験	—
	4. 閉じ込め部の溶接部のうち突合せ溶接以外の栓等を取り付ける溶接部	浸透探傷試験	放射線透過試験又は超音波探傷試験
	5. クラッド溶接による溶接部	放射線透過試験及び溶接金属部に隣接する幅13mmの範囲内の母材を含めた部分における浸透探傷試験	—
	6. ラグ、ブラケット、強め材、控え、強め輪等であって、重要なものを取り付ける溶接部	浸透探傷試験	放射線透過試験又は超音波探傷試験

表1－8 溶接部の非破壊試験（2／5）

区分		規定試験	代替試験
機器	溶接部		
再処理第2種機器	1. 閉じ込め部の溶接部（突合せ溶接以外の管台を取り付ける溶接部、管板に管を取り付ける溶接部、栓等を取り付ける溶接部を除く。）	放射線透過試験及び溶接金属部に隣接する幅13mmの範囲内の母材を含めた部分における浸透探傷試験	溶接深さの1/2（溶接深さの1/2が13mmを超える場合は13mm）ごとの浸透探傷試験（ただし、最終層は溶接金属部に隣接する幅13mmの範囲内の母材の部分を含むこと。）又は超音波探傷試験及び溶接金属部に隣接する幅13mmの範囲内の母材を含めた部分における浸透探傷試験

2. 閉じ込め部の溶接部のうち突合せ溶接以外の管台を取り付ける溶接部	溶接深さの 1/2 (溶接深さの 1/2 が 13mm を超える場合は 13mm) ごとの浸透探傷試験。ただし、最終層は溶接金属部に隣接する幅 13mm の範囲内の母材の部分を含むこと。	放射線透過試験又は超音波探傷試験及び溶接金属部に隣接する幅 13mm の範囲内の母材を含めた部分における浸透探傷試験
3. 閉じ込め部の溶接部のうち突合せ溶接以外の管板に管を取り付ける溶接部	浸透探傷試験	—
4. 閉じ込め部の溶接部のうち突合せ溶接以外の栓等を取り付ける溶接部	浸透探傷試験	放射線透過試験又は超音波探傷試験
5. クラッド溶接による溶接部	浸透探傷試験	—
6. ラグ、ブラケット、強め材、控え、強め輪等であって、重要なものを取り付ける溶接部	浸透探傷試験	放射線透過試験又は超音波探傷試験

表 1 - 8 溶接部の非破壊試験 (3 / 5)

区分		規定試験	代替試験
機器	溶接部		
再処理第3種機器	1. 耐圧部 (内面又は外面に 0Pa を超える圧力を受ける部分をいう。以下同じ。) の溶接部のうち、突合せ溶接による溶接部	放射線透過試験	超音波探傷試験又は溶接深さの 1/2 (溶接深さの 1/2 が 13mm を超える場合は 13mm) ごとの浸透探傷試験
	2. 耐圧部の溶接部 (1. に掲げるものを除く。) 及び漏止め溶接による溶接部	浸透探傷試験又は磁粉探傷試験	放射線透過試験又は超音波探傷試験
	3. ラグ、ブラケット、強め材、控え、強め輪等であって、重要なものを取り付ける溶接部		

表 1 - 8 溶接部の非破壊試験 (4 / 5)

区分		規定試験	代替試験
機器	溶接部		
再処理第4種機器	1. 閉じ込め部の溶接部のうち、突合せ溶接による溶接部であって、次の (1) から (5) までのいずれかに掲げるもの (1) 次の a. 又は b. のいずれかに掲げるもの a. オーステナイト系ステンレス鋼で作られた容器であって、厚さが 38mm を超えるものの溶接部 b. 炭素鋼で作られた容器であって、厚さが 32mm を超えるものの溶接部 (2) 管の長手継手の溶接部であって、厚さが 19mm を超えるもの (3) 管の周継手 (管台を取り付ける継手を除	放射線透過試験	超音波探傷試験又は溶接深さの 1/2 (溶接深さの 1/2 が 13mm を超える場合は 13mm) ごとの浸透探傷試験

	<p>く。)の溶接部であって、次の a. 又は b. のいずれかに掲げるもの</p> <p>a. 外径が 410mm (液体用のものにあつては、275mm) を超え、かつ、厚さが 19mm を超える管の溶接部</p> <p>b. 厚さが 41mm (液体用のものにあつては、29mm) を超える管の溶接部 (a. に掲げるものを除く。)</p> <p>(4) 内包するプルトニウムの濃度が <math>37\mu\text{Bq}/\text{cm}^3</math> (内包するプルトニウムが液体中にある場合は、<math>37\text{Bq}/\text{cm}^3</math>) 以上の容器若しくは管又は内包する放射性物質の濃度が <math>37\text{mBq}/\text{cm}^3</math> (内包する放射性物質が液体中にある場合は <math>37\text{kBq}/\text{cm}^3</math>) 以上の容器若しくは管の溶接部 (1)から(3)までに掲げるものを除く。)であって、次の a. から c. までのいずれかに掲げるもの以外のもの</p> <p>a. 液体用の容器又は管であって、最高使用温度がその液体の沸点未満であり、かつ、最高使用圧力が 1,960kPa 未満のもの溶接部</p> <p>b. 最高使用圧力が 98kPa 未満の容器の溶接部 (a. に掲げるものを除く。)</p> <p>c. 最高使用圧力が 980kPa (長手継手の場合は 490kPa) 未満の管の溶接部 (a. に掲げるものを除く。)</p> <p>(5) 継手接続箇所から 100mm 以内の溶接部 ((1)から(4)までに掲げるもの及びライニング型貯槽の溶接部を除く。)</p>		
	2. 閉じ込め部の溶接部 (1. に掲げるものを除く。)	浸透探傷試験又は磁粉探傷試験	放射線透過試験又は超音波探傷試験
	3. ラグ、ブラケット、強め材、控え、強め輪等であって、重要なものを取り付ける溶接部		

表 1-8 溶接部の非破壊試験 (5/5)

区分		規定試験	代替試験
機器	溶接部	浸透探傷試験又は磁粉探傷試験	放射線透過試験又は超音波探傷試験
機第再器 5 処 種理	1. 閉じ込め部の溶接部 2. ラグ、ブラケット、強め材、控え、強め輪等であって、重要なものを取り付ける溶接部		

## 6. 突合せ溶接による継手面の食い違い

突合せ溶接による継手面の食い違いは、溶接規格「N-4060 突合せ溶接による継手面の食い違い」に、次の要件を付したものによること。

- 1) 「表 N-4060-1 継手面の食い違いの許容値」の「継手区分 A」は「長手継手」に、「継手区分 B、継手区分 C、継手区分 D」は「周継手」に読み替える。

## 7. 厚さの異なる母材の突合せ溶接

厚さの異なる母材の突合せ溶接は、溶接規格「N-4070 厚さの異なる母材の突合

せ溶接」に、次の要件を付したものによること。ただし、機器等の構造上これによることが困難な場合であって、十分な強度を有することが確認できる場合は、この限りではない。

1) 「継手区分C又は継手区分D」は、「別図第3 (1)、(2)、(3)」に読み替える。

#### 8. 溶接線の接近

再処理第1種機器及び腐食環境の厳しい再処理第2種機器であって、炭素含有量の規定値が0.020%を超えるオーステナイト系ステンレス鋼で作られた機器の接液部において、長手継手相互、周継手相互、長手継手を有する母材を相互に取り付ける箇所、長手継手相互、長手継手若しくは周継手とラグ、ブラケット等を取り付ける継手は、溶接後に固溶化熱処理を行う場合を除き、互いに50mm以上離すよう設計しなければならない。ただし、機器等の構造上これによることが困難な場合であって耐食性に支障がない場合はこの限りではない。

#### 9. 継手の仕上げ

溶接部の表面は、溶接規格「N-4080 継手の仕上げ」に、次の要件を付したものであること。

- 1) 再処理第1種機器及び腐食環境の厳しい再処理第2種機器の溶接部の接液面であって、耐食性を著しく損なうおそれがあるものは、表面の仕上げを行ってはならない。
- 2) 上記1)の溶接部の接液面は、「表1-9 溶接部の接液面の余盛高さ及び裏波高さ等の許容値」の左欄に掲げる項目について、それぞれ同表の右欄に掲げる判定基準に適合するものでなければならない。ただし、構造上当該判定基準によることが著しく困難である場合は、この限りでない。

表1-9 溶接部の接液面の余盛高さ、裏波高さ等の許容値

項目	判定基準
余盛の高さ	1 母材の厚さが3mm未満のとき 2mm以下
	2 母材の厚さが3mm以上のとき 2.5mm以下
裏波の高さ	1 母材の厚さが3mm未満のとき 1.5mm以下
	2 母材の厚さが3mm以上で7.5mm未満のとき 2mm以下
	3 母材の厚さが7.5mm以上のとき 3.5mm以下 ただし、部分的なたれ落ちについてはこの限りではない。
アンダーカット及びオーバーラップ	0.5mm以下
その他	溶込み不良、ピット、クレータ及び割れがないこと。

#### 10. 溶接後熱処理

溶接部は、次に規定するところにより溶接後熱処理を行うこと。ただし、十分な強度及び耐食性を有することが確認された場合は、この限りでない。

- 1) オーステナイト系ステンレス鋼で作られた機器の溶接部であって、溶接後に熱間加工を行うものは、加工後に日本産業規格等の適切な規格により固溶化熱処理を行うこと。
- 2) 溶接後熱処理は、溶接規格「N-4090 溶接後熱処理」によること(別記-5 1. ⑨及び⑩参照)。この場合において、「表N-X090-3 溶接後熱処理を要しないも



の(1/3)」及び同表(2/3)は適用除外とし、同表(3/3)「2. クラス1機器以外」を適用する。この場合において、「継手区分B」及び「継手区分C」は「周継手」に読み替える。

#### 1 1. 非破壊試験の方法と判定基準

溶接部の非破壊試験は、溶接規格「N-4100 非破壊試験」に、次の要件を付したものであること。

- 1) 「表N-X100-1 放射線透過試験」については、次の①～⑤のとおりとする。
  - ① 「増感紙を使用する場合」の項の「(クラス1容器及びクラス1配管以外のものにあつては、金属蛍光増感紙を除く。)」を削除する。
  - ② 「撮影原則」の項の「継手区分B, 継手区分C又は継手区分D」は「周継手」に読み替える。
  - ③ 「放射線源と溶接部の線源側との距離」の項の「クラス1容器、クラス1配管」は適用除外とし、「クラスMC容器、クラス2容器、クラス3容器、クラス3相当容器、クラス2配管、クラス3配管、クラス3相当管、クラス4配管」を適用する。
  - ④ 同表において規定のない針金形透過度計を使用する場合及び判定基準については、「表1-10 放射線透過試験」による。

表1-10 放射線透過試験

合 針金形透過度計を使用する場	透過度計の配置	JIS Z3104「鋼溶接継手の放射線透過試験方法」の「附属書1、2、又は3の撮影配置」、JIS Z3106「ステンレス鋼溶接継手の放射線透過試験方法」の「附属書1、2、又は3の撮影配置」又はJIS Z3107「チタン溶接部の放射線透過試験方法」の「5.4 撮影配置」によること。この場合において、透過度計を溶接部の線源側に置くことが困難な場合は、記号「F」を付してフィルム側に置くことができる。また、全周を同時に撮影する場合は、透過度計を等間隔に4個以上写るように置くこと。	
	の階調計	炭素鋼又はステンレス鋼等の撮影において、JIS Z3104又はJIS Z3106の規定により階調計を使用する場合には、当該JISに従い撮影すること。	
針金形透過度計	透使用透過度計すべき	透過度計の構造	JIS Z2306「放射線透過試験用透過度計」によるものであること。
		階調計の構造	JIS Z3104又はJIS Z3106に規定された階調計を使用すること。
	識透過度計	炭素鋼又はステンレス鋼等	JIS Z3104又はJIS Z3106の「附属書1、2、又は3の透過写真の必要条件」A級、P1級、P2級又はF級に適合すること。ただし、構造上やむを得ない場合であつて材厚16mm以下でγ線を用いた場合は、0.32mmの線が識別できること。
		チタン等	JIS Z3107の「透過写真の必要条件」に適合すること。
基準判定	次の1から4までに適合すること。 1 JIS Z3104-1995の附属書4「透過写真によるきずの像の分類方法」の1類、JIS Z3106-2001の附属書4「透過写真によるきずの像の分類方法」の1類又		



	<p>は JIS Z3107-1993 の附属書「透過写真によるのきずの像の分類方法」の 1 類であること。ただし、ステンレス鋼等における第 1 種及び第 4 種のきずのきず点数として算定しないきずの長径は、母材の厚さが 5mm 以下の場合にあっては、母材の厚さの 0.1 倍とする。再処理第 3 種機器、再処理第 4 種機器及び再処理第 5 種機器の場合にあっては、炭素鋼及びステンレス鋼等における第 1 種及び第 4 種のきず並びにチタン等におけるブローホール及びタングステン巻込み（以下この表において「第 1 種のきず等」という。）については、試験視野を 3 倍に拡大してきず点数を求め、その 3 分の 1 の値をきず点数とすることができる。</p> <p>2 再処理第 1 種機器の腐食代の部分（チタン等を除く。）にあっては、きずが認められないものであること。この場合において、1 においてきず点数として算定しないきずについては、きずとみなさない。</p> <p>3 第 1 種のきず等がある場合には、その長径は、それぞれのきずの隣接する他の第 1 種のきず等との間の距離が 25mm 未満の場合にあっては母材の厚さの 0.2 倍（3.2mm を超える場合は、3.2mm）、隣接する他の第 1 種のきず等との間の距離が 25mm 以上の場合にあっては母材の厚さの 0.3 倍（6.4mm を超える場合は 6.4mm）の値を超えないこと。この場合において、1 においてきず点数として算定しないきずについては、きずとみなさない。</p> <p>4 炭素鋼又はステンレス鋼等においては、母材の厚さの 12 倍の長さの範囲内に連続して直線的に並んでいる第 2 種のきずであって、隣接する第 2 種のきずの間の距離が長い方の第 2 種のきずの長さの 6 倍未満であるものの長さの合計が母材の厚さを超えないこと。</p>
--	--

## 1 2. 機械試験

機械試験は、溶接規格「N-4110 機械試験」（別記-5 1. ⑩参照）に、次の要件を付したものによること。この場合において、「継手区分 A」は「長手継手」に、「継手区分 B, 継手区分 C 及び継手区分 D」は「周継手」に読み替える。

- 1) 「表 N-X 1 1 0-1 機械試験」において、「機器の区分」の欄の「クラス 1 容器、クラス MC 容器」は「再処理第 1 種容器、再処理第 2 種容器及び再処理第 3 種容器」に、「クラス 1 配管」は「再処理第 1 種管、再処理第 2 種管及び再処理第 3 種管」に読み替え、「クラス 2 容器」、「クラス 3 容器、クラス 3 相当容器」、「クラス 2 配管」及び「クラス 3 配管、クラス 3 相当管」は適用除外とする。この場合において、「クラス 1 配管」の「継手区分 B, 継手区分 C 及び継手区分 D」は「周継手（管台を取り付ける継手を除く。）」に読み替える。また、（注）5. において、「発電用原子力機器に関する容器又は管の破壊靱性試験であって」は「再処理第 1 種機器、再処理第 2 種機器及び再処理第 3 種機器の破壊靱性試験であって」に読み替える。
- 2) 「表 N-X 1 1 0-1 機械試験」に「表 1-1 1 再処理第 4 種容器及び再処理第 4 種管の機械試験」を加える。
- 3) 「表 N-X 1 1 0-2 継手引張試験、型曲げ試験及びローラ曲げ試験」の「型曲げ試験」及び「ローラ曲げ試験」の項中の表の「母材の区分」欄の「P-5 2」は「P-5 2 又は P-6 1」に読み替える。
- 4) 「表 N-X 1 1 0-3 破壊靱性試験」において、「機器の区分」の欄の「クラス 1 容器」、「クラス 1 配管」及び「クラス MC 容器」は、適用除外とする。また、「クラス 2 容器、クラス 3 容器、クラス 3 相当容器、クラス 2 配管、クラス 3 配管及びクラス 3 相当管」は、「再処理第 1 種容器、再処理第 2 種容器、再処理第 3 種容器、再処理第 1 種管、再処理第 2 種管及び再処理第 3 種管」に読み替える。

表1－11 再処理第4種容器及び再処理第4種管の機械試験

区分			試験の種類
機器の区分		溶接部の区分	
再処理第4種容器	胴の内径が600mmを超えるもの	胴	継手引張試験、型曲げ試験
		管台及び管	
再処理第4種管		長手継手の溶接部	継手引張試験、型曲げ試験

## 1.3. 再試験

再試験は、溶接規格「N-4120 再試験」(別記-5 1. ⑫参照)に、次の要件を付したものであること。

- 1) 「表N-X120-1 再試験」における破壊靱性試験の項の「クラス1容器」、「クラス1配管」及び「クラスMC容器」は、適用除外とする。
- 2) 同表中「クラス2容器、クラス3容器、クラス3相当容器、クラス2配管、クラス3配管及びクラス3相当管」は「再処理第1種容器、再処理第2種容器、再処理第3種容器、再処理第4種容器、再処理第1種管、再処理第2種管、再処理第3種管及び再処理第4種管」に読み替える。

## 1.4. 溶接部の耐圧試験等

溶接部の耐圧試験等については、次によること。

- 1) 「表1-12 耐圧試験」の機器の欄に掲げる容器又は管の溶接部(ライニング型貯槽の溶接部を除く。)は、同欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の試験圧力の欄に掲げる圧力で耐圧試験を行い、これに耐え、かつ、漏えいがないものでなければならない。ただし、容器又は管の構造上当該圧力で試験を行うことが著しく困難である場合であって、可能な限り高い圧力で試験を行い、これに耐え、かつ、漏えいがなく、放射線透過試験、超音波探傷試験、磁粉探傷試験又は浸透探傷試験のうちいずれか適当な非破壊試験を行い、これに合格するときは、この限りでない。
- 2) 再処理第1種容器及びライニング型貯槽の溶接部は、「表1-13 機器と漏えい試験の種類」の左欄に掲げる機器の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる漏えい試験を行い、これに合格するものでなければならない。ただし、ライニング型貯槽にあつては、構造上漏えい試験を行うことが著しく困難である場合であつて、浸透探傷試験を行い、これに合格するときは、この限りでない。
- 3) 上記2)の漏えい試験は、「表1-14 漏えい試験の方法と判定基準」の試験の方法の欄に掲げる方法によって行うこととし、同表の判定基準の欄に掲げる基準に適合するときは、これを合格とする。

表1-12 耐圧試験

機器	試験圧力
----	------

再処理第5種容器 再処理第3種容器 再処理第1種容器 ・ 再処理第4種容器	内圧を受けるもの	開放容器	胴板の頂部（屋根がない場合は、頂部の山形鋼の下部）から50mm 下部（いっ出口がある場合は、いっ出口の下部）まで液体を満たしたときの圧力
		その他のもの	最高使用圧力の 1.5 倍以上の水圧（水圧で試験を行うことが困難である場合は、最高使用圧力の 1.25 倍以上の気圧）
	外圧を受けるもの	内部が大気圧未満になることにより大気圧により外圧を受けるもの（開放容器を除く。）	大気圧と内面に受ける圧力との最高の差の 1.5 倍以上の水圧又は気圧
		その他のもの	外圧と内面に受ける圧力との最高の差の 1.5 倍以上の水圧（水圧で試験を行うことが困難である場合は、当該差の 1.25 倍以上の気圧）
再処理第3種管 ・ 再処理第4種管	内圧を受けるもの	試験圧力の異なる容器又は管と一体で試験を行う必要のあるもの（当該容器又は管と直接接続される継手の溶接部に限る。）	低い方の試験圧力による水圧（水圧で試験を行うことが困難である場合は、気圧）
		開放容器に接続されるもの（当該容器の静水頭圧以外の圧力が加わらない部分に限る。）	当該容器の胴板の頂部（当該容器に屋根がない場合は、頂部の山形鋼の下部）から 50mm 下部（いっ出口がある場合は、いっ出口の下部）まで液体を満たしたときの圧力
		その他のもの	最高使用圧力の 1.5 倍以上の水圧（水圧で試験を行うことが困難である場合は、最高使用圧力の 1.25 倍以上の気圧）
	外圧を受けるもの	内部が大気圧未満になることにより、大気圧により外圧を受けるもの（開放容器に接続されるものであって、当該容器の静水頭圧以外の圧力が加わらない部分を除く。）	大気圧と内面に受ける圧力との最高の差の 1.5 倍以上の水圧又は気圧
その他のもの		外圧と内面に受ける圧力との最高の差の 1.5 倍以上の水圧（水圧で試験を行うことが困難である場合は、当該差の 1.25 倍以上の気圧）	
再処理第5種管	内圧を受けるもの		最高使用圧力の 1.25 倍以上の気圧又は水圧
	外圧を受けるもの	内部が大気圧未満になることにより、大気圧により外圧を受けるもの（開放部により内部と外部が通じている管を除く。）	大気圧と内面に受ける圧力との最高の差の 1.5 倍以上の気圧又は水圧
		その他のもの	外圧と内面に受ける圧力との最高の差の 1.25 倍以上の気圧又は水圧

(備考)

- 1 外圧を受けるものの試験圧力については、容器又は管の内部から加える圧力とすることができる。
- 2 最高使用圧力が 98kPa 未満の容器又は管にあっては、水圧による試験を気圧で行うことができる。この場合における試験圧力は、水圧による試験の場合と同じ圧力とする。

表1－13 機器と漏えい試験の種類

機器の種類	漏えい試験の種類
再処理第1種容器	ヘリウムリーク試験、アンモニアリーク試験又はハロゲンリーク試験
ライニング型貯槽	発泡試験（減圧法）

表1－14 漏えい試験の方法と判定基準

試験の種類	試験の方法	判定基準
アンモニアリーク試験	内圧を29kPa以上に加圧すること。 アンモニア濃度は10%以上とすること。	溶接部の欠陥からの漏えいによる青色像が認められないこと。
ヘリウムリーク試験（加圧法）	ヘリウム混合ガスの圧力は、最高使用圧力の15%又は410kPaの小さい方の値以上とすること。 ヘリウム濃度は10%以上とすること。	溶接部の欠陥からの漏えいが認められないこと。
ヘリウムリーク試験（真空法）	真空度は13.3Pa以上とすること。	溶接部の欠陥からの漏えいが認められないこと。
ハロゲンリーク試験	内圧を29kPa以上に加圧すること。 ハロゲン濃度は20%以上とすること。	溶接部の欠陥からの漏えいが認められないこと。
発泡試験（減圧法）	試験圧力は大気圧より-20kPa以上低い圧力とすること。	溶接部の欠陥からの漏えいによる発泡が認められないこと。

## 溶接材料の腐食試験要領

再処理第 1 種機器及び腐食環境の厳しい再処理第 2 種機器の接液部に用いる溶接材料の腐食試験は、この要領に定めるところによるものとする。ただし、この要領により難しい場合は、この限りではない。

## 1. 材料区分

材料Ⅰ：RY310ULC

材料Ⅱ：YS308L、YS316L、RY308ULC、RY308ULC (SA)、RY316ULC

材料Ⅲ：チタン、チタン合金

材料Ⅳ：ジルコニウム

## 2. 試験片の数

2 個

## 3. 試験装置

JIS G0573(1999)/追補 1 (2012)「ステンレス鋼の 65%硝酸腐食試験方法」(以下「JIS G 0573」という。)の「3. 試験装置」による。

## 4. 試験溶液及び試験温度

## (1) 試験溶液

材料Ⅰ：8 mol/l  $\pm$ 0.05 mol/l  $\text{HNO}_3$  + 1 g/l  $\text{Cr}^{6+}$

材料Ⅱ：JIS G 0573 の「4. 試験溶液」によること。

材料Ⅲ：8 mol/l  $\pm$ 0.05 mol/l  $\text{HNO}_3$

材料Ⅳ：8 mol/l  $\pm$ 0.05 mol/l  $\text{HNO}_3$  + 1 g/l  $\text{Cr}^{6+}$

## (2) 試験温度

各溶液の沸点とする

## 5. 試験片

試験片は、次によるほか JIS G 0573 の「5. 試験片」によること。

## 5. 1 試験体の溶接要領

(1) 溶接材料：各材料区分とも  $\phi$  1.2mm $\sim$  $\phi$  2.0mm 角状の棒材若しくは  $\phi$  1.2mm $\sim$  $\phi$  2.0mm ワイヤとする。

(2) 試験体：材料区分に相当する材料とし、裏当て金も同等とする。  
入手困難な場合は、開先面に 2 層以上の肉盛溶接することで同等とする。

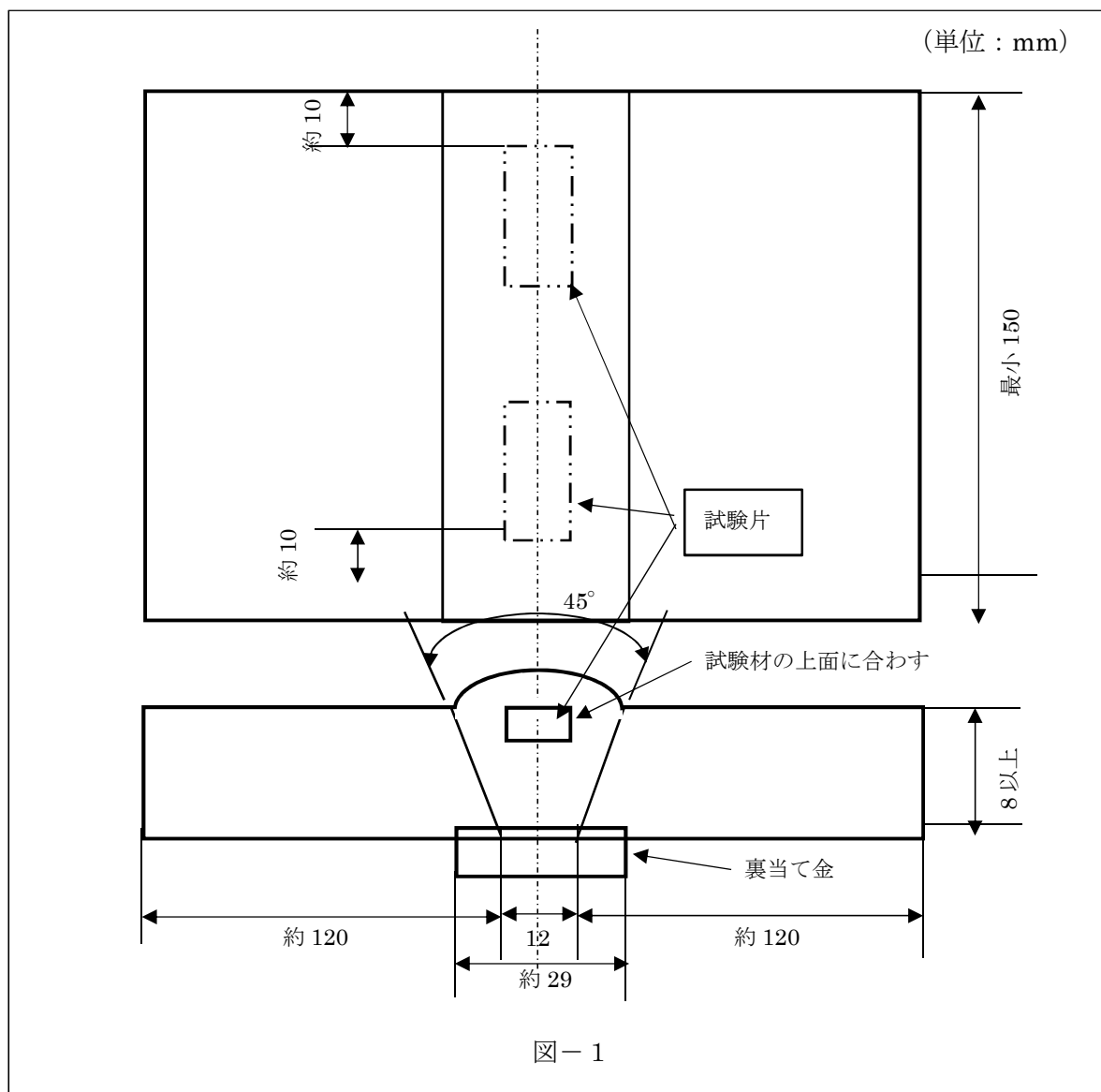
(3) 溶接試験体寸法：材料Ⅰ及びⅡは図－1、材料Ⅲ及びⅣは図－2 によること。

(4) 試験体の溶接方法及び溶接条件  
溶接方法：ティグ溶接

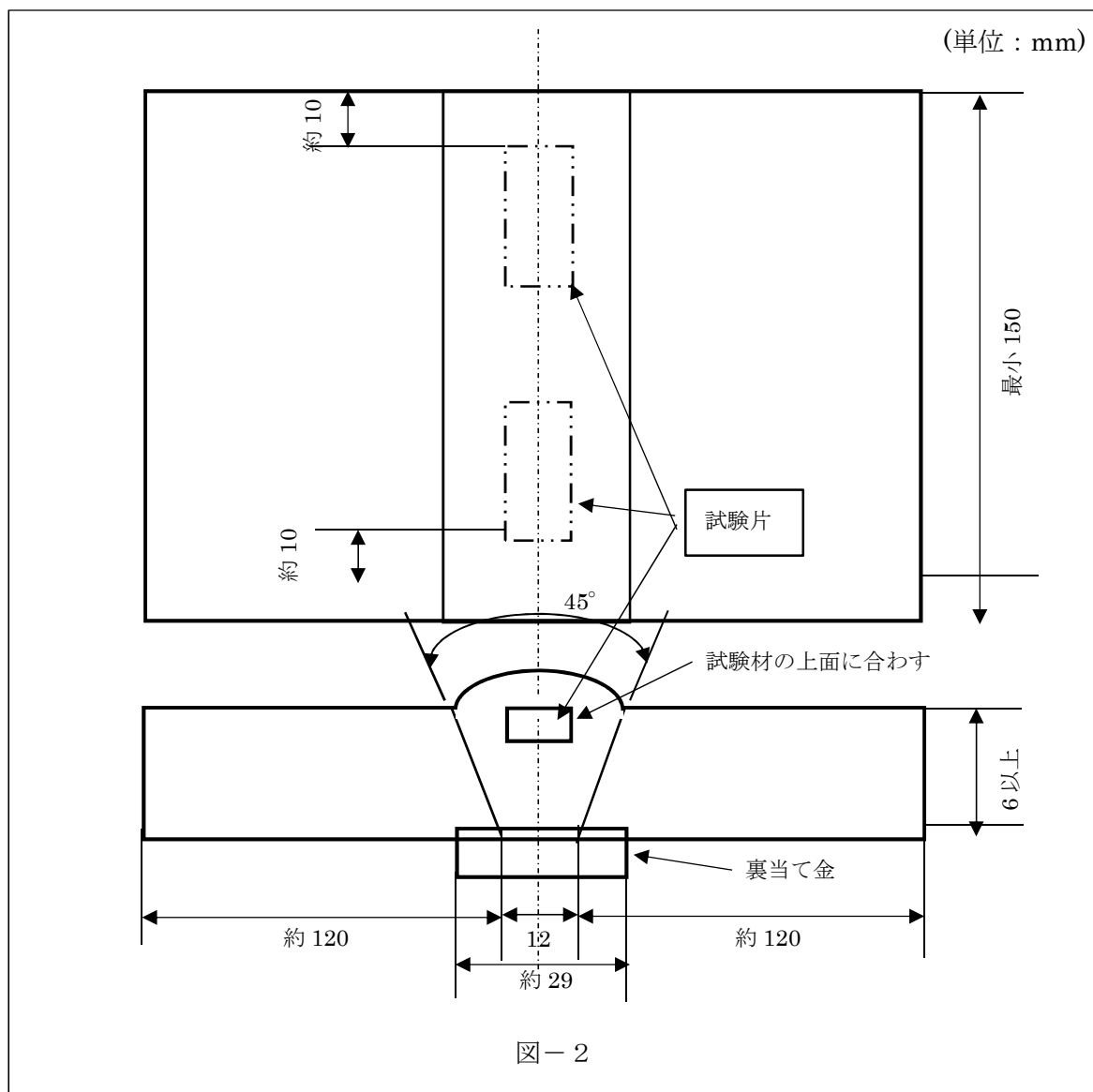
溶接電流：80～200A  
 高純度アルゴンガス流量：12～20ℓ/min  
 アーク電圧：12～13V  
 ティグ電極：φ2.4mm～φ3.2mm  
 溶接速度：7～15cm/min  
 層間温度：150℃以下

## 5. 2 試験片寸法

材料Ⅰ、材料Ⅱ：5mm $t$ ×10mm $W$ ×30mm $L$ （ $t$ :厚さ、 $W$ :幅、 $L$ :長さを示す。）



材料Ⅲ、材料Ⅳ：3mmt×10mmW×40mmL



#### 6. 試験片の鋭敏化熱処理

鋭敏化熱処理は行わない。

#### 7. 試験方法

試験方法は、JIS G 0573 の「7. 試験方法」による。ただし、試験時間及び試験溶液の更新は、次によること。

材料Ⅰ：試験時間： 96時間、試験溶液の更新：24時間ごと

材料Ⅱ：試験時間：240時間、試験溶液の更新：48時間ごと

材料Ⅲ：試験時間： 96時間、試験溶液の更新：24時間ごと

材料Ⅳ：試験時間：240時間、試験溶液の更新：なし

ただし、材料Ⅳについての試験溶液の量は、試験片の表面積  $1\text{cm}^2$  当たり  $40\text{m}\ell$  以上とする。

#### 8. 腐食度の計測

腐食試験前後及び液更新ごとに  $\text{mg}$  単位まで計測する。また、腐食度を  $\text{g}/\text{m}^2\cdot\text{h}$  で算出する。

#### 9. 判定基準

それぞれの試験片が、次の基準を満足すること。

- (1) 著しい局部腐食がないこと。
- (2) 下記に示す要領で算出した腐食度 ( $\text{g}/\text{m}^2\cdot\text{h}$ ) が、下表の左欄の材料の種類に応じて右欄の腐食度以下であること。
  - イ 材料Ⅰについては、最終液更新の 24 時間の腐食度を求める。
  - ロ 材料Ⅱ及び材Ⅲについては、全試験期間中の腐食度の平均値を求める。
  - ハ 材料Ⅳについては、全試験期間中の腐食度を求める。

	材料の種類	腐食度 ( $\text{g}/\text{m}^2\cdot\text{h}$ )
材料Ⅰ	RY310ULC	$1.1 \times 10^1$
材料Ⅱ	YS308L	$3.6 \times 10^{-1}$
	YS316L	$4.5 \times 10^{-1}$
	RY308ULC	$3.0 \times 10^{-1}$
	RY308ULC (SA)	$1.8 \times 10^{-1}$
	RY316ULC	$3.5 \times 10^{-1}$
材料Ⅲ	チタン、チタン合金	$4.1 \times 10^{-1}$
材料Ⅳ	ジルコニウム	$2.0 \times 10^{-3}$



## 溶接施工法認証標準

## 1. 溶接施工法の種類

溶接施工法の種類は、溶接規格「WP－200 溶接施工法の種類」（別記－5 2. ③及び④参照）によること。なお、再処理第1種機器及び腐食環境の厳しい再処理第2種機器の接液部の溶接において、同一箇所ですら3回以上補修溶接を行う場合は、同等の熱サイクルを付加した試験材を用いて、本標準に準じて腐食試験を行い、耐食性を確認すること。

## 2. 確認事項

溶接施工法における確認事項は、溶接規格「WP－300 確認事項」及び次の(1)～(2)によること。この場合において、再処理第1種機器及び腐食環境の厳しい再処理第2種機器の接液側に使用する溶接材料は、母材の種類に応じて「表1－4 母材（オーステナイト系ステンレス鋼）と溶接材料の組合せ」、「表1－5 主なステンレス材料の化学成分及び機械的性質」、「表1－6 母材（チタン及びチタン合金）と溶接材料の組合せ」、「表1－7 母材（ジルコニウム）と溶接材料の組合せ」に規定する規格に適合したものであること。

## (1) 溶接方法

溶接方法の区分は、溶接規格「WP－301 溶接方法」に、次の要件を付したものであること。

- 1) 「クラス1容器及びクラス2容器」とあるのは「再処理第1種機器及び再処理第2種機器」に読み替える。

## (2) 母材

母材は、溶接規格「WP－302 母材」によること。この場合において、「表WP－302－1 母材の区分」の「母材」欄に「P－61」を、「種類」欄に「ジルコニウム」を加える。

母材の区分	グループ	種類
P－61	－	ジルコニウム

## (3) 溶接棒

溶接棒は、溶接規格「WP－303 溶接棒」によること。

## (4) 溶接金属

溶接金属は、溶接規格「WP－304 溶接金属」によること。

## (５) 予熱

予熱は、溶接規格「WP－３０５ 予熱」によること。

## (６) 溶接後熱処理

溶接後熱処理は、溶接規格「WP－３０６ 溶接後熱処理」(別記－５ ２. ②参照)によること。

## (７) シールドガス

シールドガスは、溶接規格「WP－３０７ シールドガス」によること。

## (８) 裏面からのガス保護

裏面からのガス保護は、溶接規格「WP－３０８ 裏面からのガス保護」によること。

## (９) 溶加材

溶加材は、溶接規格「WP－３０９ 溶加材」によること。この場合において、「表WP－３０９－１ 溶加材もしくはウェルドインサート又は心線の区分」の「溶加材又はウェルドインサート」欄に「R－６１」を、「心線の区分」欄に「E－６１」を、「種類」の欄に「ジルコニウム」を加える。

溶加材又はウェルドインサート	心線の区分	種類
R－６１	E－６１	ジルコニウム

## (１０) ウェルドインサート

ウェルドインサートは、溶接規格「WP－３１０ ウェルドインサート」に、次の要件を付したのものによること。この場合において、「表WP－３０９－１ 溶加材もしくはウェルドインサート又は心線の区分」の「溶加材又はウェルドインサート」欄に「R－６１」を、「心線の区分」欄に「E－６１」を、「種類」の欄に「ジルコニウム」を加える。

溶加材又はウェルドインサート	心線の区分	種類
R－６１	E－６１	ジルコニウム

## (１１) 電極

電極は、溶接規格「WP－３１１ 電極」によること。

## (１２) フラックス

フラックスは、溶接規格「WP－３１２ フラックス」によること。

## (13) 心線

心線は、溶接規格「WP－３１３ 心線」によること。

この場合において、「表WP－３０９－１ 溶加材もしくはウェルドインサート又は心線の区分」の「溶加材又はウェルドインサート」欄に「R－６１」を、「心線の区分」欄に「E－６１」を、「種類」の欄に「ジルコニウム」を加える。

溶加材又はウェルドインサート	心線の区分	種類
R－６１	E－６１	ジルコニウム

## (14) 溶接機

溶接機は、溶接規格「WP－３１４ 溶接機」によること。

## (15) 層

層は、溶接規格「WP－３１５ 層」によること。

## (16) 母材の厚さ

母材の厚さは、溶接規格「WP－３１６ 母材の厚さ」によること。

## (17) ノズル

ノズルは、溶接規格「WP－３１７ ノズル」によること。

## (18) 電圧及び電流

電圧及び電流は、溶接規格「WP－３１８ 電圧及び電流」によること。

## (19) 揺動

揺動は、溶接規格「WP－３１９ 揺動」によること。

## (20) あて金

あて金は、溶接規格「WP－３２０ あて金」によること。

## (21) リガメントの幅

リガメントの幅は、溶接規格「WP－３２１ リガメントの幅」によること。

## (22) 衝撃試験

衝撃試験は、溶接規格「WP－３２２ 衝撃試験」によること。ただし、「各機器における衝撃試験温度は次の通りとする。」は適用除外とする。

### 3. 確認試験

#### 3. 1 試験材の厚さ及びその取付方法

##### (1) 試験材の厚さ

試験材の厚さの区分は、溶接規格「WP－４１１ 試験材の厚さ」によること。

##### (2) 試験材の取付方法

試験材の取付方法は、溶接規格「WP－４１２ 試験材の取付け方法」によること。

#### 3. 2 試験片の種類、数及び採取位置

試験片の種類、数及び採取位置は、溶接規格「WP－４２０ 試験片の種類、数及び採取位置」によること。ただし、腐食試験を実施する場合には、「図WP－４００－４ 管と管板の取付け溶接における試験片形状」は適用除外とし、「図２－１ 管と管板の取付溶接における試験片形状」を適用する。

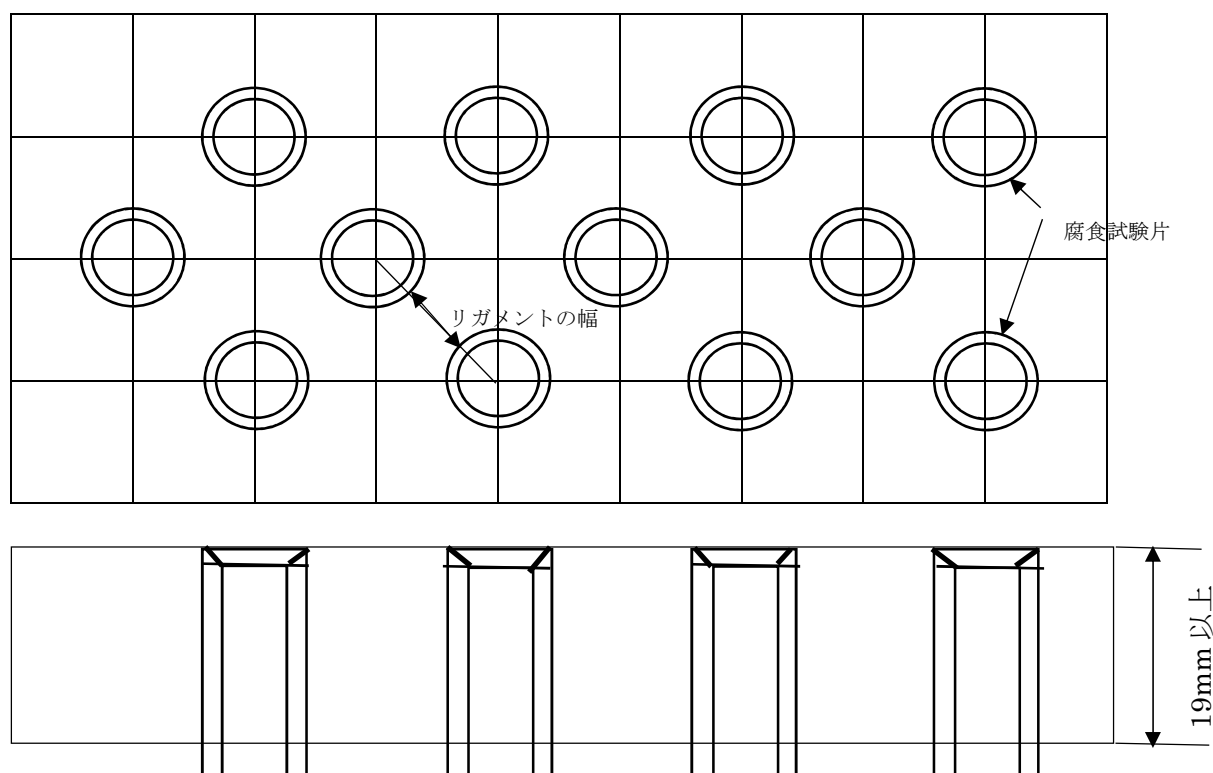


図2-1 管と管板の取付溶接における試験片形状

#### 4. 試験片の形状・寸法、試験方法及び試験結果の判定基準

##### 4. 1 試験片の形状・寸法及び試験方法

試験片の形状・寸法及び試験方法は、溶接規格「WP-510 試験片の形状・寸法及び試験方法」に、次の要件を付したのものによること。

- 1) 「表WP-400-1 継手引張試験、型曲げ試験、ローラ曲げ試験及び層激試験」の「試験の方法」の欄の表中の「P-52」は「P-52及びP-61」に読み替える。
- 2) チタン又はチタン合金及びジルコニウムについては、溶接終了後に溶接部の色調検査を行うこと。
- 3) 再処理第1種機器及び腐食環境の厳しい再処理第2種機器の接液側に使用する溶接施工法については、「添付-2 溶接施工法における腐食試験要領」により腐食試験を実施すること。腐食試験の試験片の種類と採取位置については、次の①～④によること。
  - ① 「図WP-400-1 試験片の種類、数及び採取位置(板の場合)」
    - A 試験材の厚さが19mm未満のもの：②裏曲げ試験片と③表曲げ試験片の間及び⑥継手引張試験片と⑦衝撃試験片の間

- B 試験材の厚さが 19mm 以上のもの：③裏曲げ試験片と④側曲げ試験片の間及び⑥裏曲げ試験片と⑦衝撃試験片の間
- C 縦曲げ試験を行うもの：③縦裏曲げ試験片と④縦表曲げ試験片の間及び⑥縦裏曲げ試験片と⑦衝撃試験片の間
- ② 「図WP-400-2 試験片の種類、数及び採取位置（管の場合）」  
 「⑦衝撃試験片」とあるのは「⑦衝撃試験片又は腐食試験片」に読み替える。
- ③ 「図WP-400-3 試験片の種類、数及び採取位置（クラッド溶接の場合）」  
 上図は適用除外とし「図2-2 試験片の種類、数及び採取位置」を適用する。
- ④ 腐食試験片の形状は「図2-3 腐食試験片」のとおりとする。

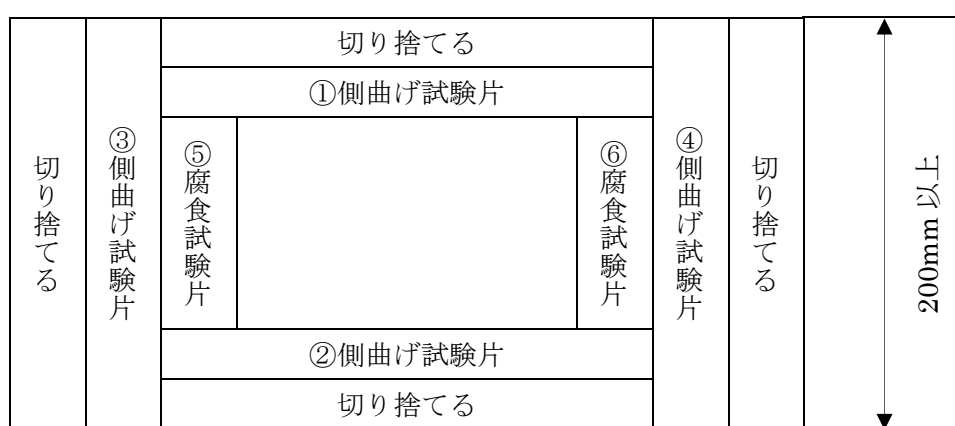
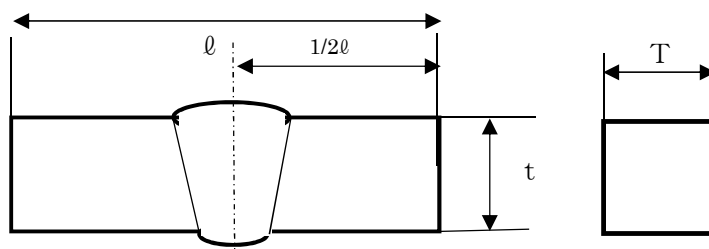
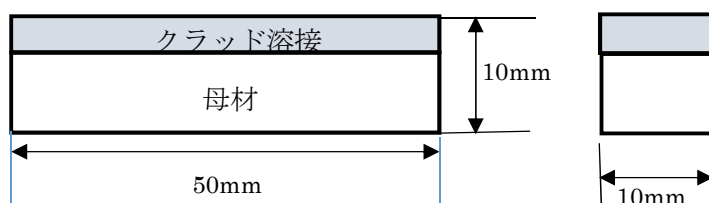


図2-2 試験片の種類、数及び採取位置

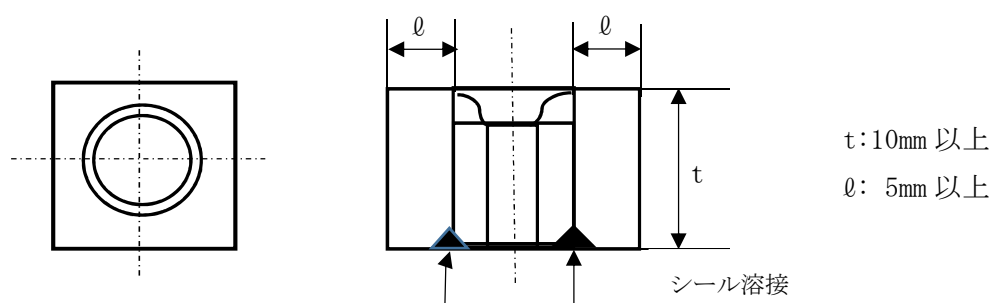


$\phi$  : 50mm T:10mm t:10mm 以上 (10mm 未満の場合は当該板厚)  
 ただし、腐食試験片の全表面積は 10~30cm<sup>2</sup> とする。

(1) 板及び管の場合



(2) クラッド溶接の場合



(3) 管と管板の取付溶接における腐食試験片

図 2-3 腐食試験片

4. 2 判定基準

判定基準は、溶接規格「WP-520 判定基準」に、次の要件を付したのものによること。

1) 「表WP-400-1 継手引張試験、型曲げ試験、ローラ曲げ試験方法及び衝撃試験(1/3)」の「継手引張試験」項の「判定基準」欄の「材料規格 Part 3 第1章表4又は表7」は「母材の規格」に読み替える。

2) 腐食試験及び色調検査の判定基準については以下のとおりとする。

① 腐食試験

試験片の表面の接液側に著しい局部腐食が認められないとき、これを合格とする。

② 色調検査

チタン、チタン合金及びジルコニウムについては、色調検査を行う。判定基準は、「表2-3 溶接部の変色程度と判定基準(チタン及びチタン合金の場合)」及び「表2-4 溶接部の変色程度と判定基準(ジルコニウムの場合)」による。ジルコニウムの場合には、紫又は青から青白又は灰色の間の色調については、明らかに紫又は青と同等の延性を有すると確認できた場合のみ、合格とする。

表 2-3 溶接部の変色程度と判定基準(チタン及びチタン合金の場合)

溶接部の変色程度	合否
銀色 金色又は麦色 紫又は青	合格
青白又は暗灰色 白又は黄白	不合格

表 2-4 溶接部の変色程度と判定基準(ジルコニウムの場合)

溶接部の変色程度	合否
銀色 金色又は麦色	合格

紫又は青	
青白又は灰色 白又は黄白	不合格



## 溶接施工法における腐食試験要領

再処理第1種機器及び腐食環境の厳しい再処理第2種機器の接液部に用いる溶接施工法試験で行う腐食試験は、この要領に定めるところによるものとする。ただし、この要領により難しい場合は、この限りではない。

## 1. 材料区分

材料Ⅰ：RY310ULC

材料Ⅱ：YS308L、YS316L、RY308ULC、RY308ULC (SA)、RY316ULC

材料Ⅲ：チタン、チタン合金

材料Ⅳ：ジルコニウム

## 2. 試験片の数

1種類の溶接施工法当たり2個

## 3. 試験装置

JIS G 0573(1999) / 追補1 (2012) 「ステンレス鋼の65%硝酸腐食試験方法」(以下「JIS G 0573」という。) の「3. 試験装置」による。

## 4. 試験溶液及び試験温度

## (1) 試験溶液

材料Ⅰ：8 mol/l  $\pm 0.05$  mol/l  $\text{HNO}_3$  + 1 g/l  $\text{Cr}^{6+}$

材料Ⅱ：JIS G 0573 の「4. 試験溶液」によること。

材料Ⅲ：8 mol/l  $\pm 0.05$  mol/l  $\text{HNO}_3$

材料Ⅳ：8 mol/l  $\pm 0.05$  mol/l  $\text{HNO}_3$  + 1 g/l  $\text{Cr}^{6+}$

## (2) 試験温度

各溶液の沸点とする。

## 5. 試験片

試験片は「別紙－2 溶接施工法認証標準」の「3. 確認試験」及び「4. 試験片の形状・寸法、試験方法及び試験結果の判定基準」によるほか、JIS G 0573 の「5. 試験片」によること。

## 6. 試験片の鋭敏化熱処理

鋭敏化熱処理は行わない。

## 7. 試験方法

試験方法は、JIS G 0573 の「7. 試験方法」によること。ただし、試験時間及び試験溶液の更新は、次によること。

材料Ⅰ：試験時間：96時間、試験溶液の更新：24時間ごと

材料Ⅱ：試験時間：240時間、試験溶液の更新：48時間ごと

材料Ⅲ：試験時間：96時間、試験溶液の更新：24時間ごと

材料Ⅳ：試験時間：240時間、試験溶液の更新：なし

ただし、材料Ⅳについての試験溶液の量は、試験片の表面積  $1\text{cm}^2$  当たり  $40\text{m}\ell$  以上とする。

## 溶接士技能認証標準

## 1. 溶接士の種類と有効期間

溶接士の種類は、自動溶接機を用いない溶接士（手溶接士及び半自動溶接士）と、自動溶接機を用いる溶接士（自動溶接士）とし、資格の有効期間は、「別記－5 3.（4）溶接士技能認証標準に適合する溶接士技能の有効期間」によること。

## 2. 自動溶接機を用いない溶接士

## 2. 1 確認事項

自動溶接機を用いない溶接士の技能の確認は、次に掲げる事項について、それぞれ定める事項の区分の組合せが異なるごとに行うものとする。

## (1) 溶接の方法

溶接方法は、溶接規格「WQ－3 1 1 溶接の方法」によること。

## (2) 試験材及び溶接姿勢

試験材及び溶接姿勢は、溶接規格「WQ－3 1 2 試験材及び溶接姿勢」（別記－5 3.（1）①参照）に、次の要件を付したのものによること。

1) 別記－5「別表第1 試験材及び溶接姿勢の区分」に「表3－1 試験材及び溶接姿勢の区分（自動溶接機を用いない溶接士）」を加える。

2) 別記－5「別表第1 試験材及び溶接姿勢の区分」において、「アルミニウム又はアルミニウム合金以外」の項の「W－3（外径150～170mmで厚さ10～12mmの管）」は「W－3（外径150～170mmで厚さ9～11mmの管）」に読み替え、「アルミニウム又はアルミニウム合金」の項を削る。

表3－1 試験材及び溶接姿勢の区分（自動溶接機を用いない溶接士）

試験材の区分	溶接姿勢	
W－3－0 0 (外径100～120mmで厚さ4～5.3mmの管及び 外径27.2～48.6mmで厚さ2.5～3.7mmの管)	r	有壁水平固定及び 有壁鉛直固定
	e	水平固定及び 鉛直固定

次表はジルコニウムに限る。

試験材の区分	溶接姿勢	
W－0 (厚さ3～3.2 mmの板)	f	下向
	v	立向
	h	横向
	o	上向
W－1 (厚さ9mmの板)	f	下向
	v	立向
	h	横向
	o	上向

W-2 (厚さ 25mm 以上の板)	f	下向
	v	立向
	h	横向
	o	上向
W-3-00 (外径 100~120mm で 厚さ 4~5.3mm の管及び外 径 27.2~48.6mm で厚さ 2.5~3.7mm の管)	r	有壁水平固定及び 有壁鉛直固定
	e	水平固定及び 鉛直固定
W-3-0 (外径 100~120mm で 厚さ 4~5.3mm の管)	r	有壁水平固定及び 有壁鉛直固定
	e	水平固定及び 鉛直固定
W-4 (外径 200~300mm で厚さ 20mm 以上の管)	r	有壁水平固定及び 有壁鉛直固定
	e	水平固定及び 鉛直固定
W-5 (管と管板の 取り付け溶接)	f	下向
	vh	立向及び横向
	o	上向

## (3) 溶接棒、溶加材（ウェルドインサートを含む。）又は心線

溶接棒、溶加材（ウェルドインサートを含む。）又は心線は、溶接規格「WQ-3 1 3 溶接棒、溶加材（ウェルドインサートを含む）又は心線」によること。この場合において、「表WQ-3 1 3-2 溶加材（ウェルドインサート含む）又は心線の区分」の「溶加材の区分」の欄に「R-6 1」を「心線の区分」の欄に「E-6 1」を「種類」の欄に「ジルコニウム」を加える。

溶加材の区分	心線の区分	種類
R-6 1	E-6 1	ジルコニウム

## (4) 母材

母材の区分は、溶接規格「WQ-3 1 4 母材」によること。この場合において、「表WQ-3 1 4-1 母材の区分」の「母材のグループ区分」の欄に「P-6 1（ジルコニウム）」を、「母材の区分」の欄に「P-6 1」を加える。

母材のグループ区分	母材の区分
P-6 1（ジルコニウム）	P-6 1

## (5) 溶接を行う者の資格区分

溶接を行う者の資格区分は、「表 3-4 溶接士の資格区分」のとおりとする。

表 3-4 溶接士の資格区分

溶接士の 資格区分	用途別区分
G 1	再処理第 1 種機器の接液側の溶接を行う溶接士

G2A	接液側を除く再処理第1種機器及び腐食環境の厳しい再処理第2種機器の溶接を行う溶接士
G2B	再処理第1種機器及び腐食環境の厳しい再処理第2種機器を除く機器の溶接を行う溶接士

## 2. 2 確認試験の方法及びその判定基準

確認試験の方法（要領や溶接上の注意事項など）及び判定基準は次によること。ただし、再処理第1種機器及び腐食環境の厳しい再処理第2種機器の溶接を行う者の技能の確認において腐食試験を行うときは、「別紙－2 溶接施工法認証標準」の「添付－2 溶接施工法における腐食試験要領」に従い実施し、判定基準は「4. 2 判定基準」によること。また、腐食試験片は、曲げ試験片の採取位置以外の部分から採取すること。

### 2. 2. 1 試験材の種類がアルミニウム、アルミニウム合金、チタン又はジルコニウム以外のものの場合

#### (1) 確認試験要領

確認試験要領は、溶接規格「WQ－3 2 1（1）確認試験要領」に、次の要件を付したものであること。

- 1) 「図WQ－3 2 1－4」の「W－3－0」は「W－3－0e」に読み替える。
- 2) 「図WQ－3 2 1－5」の「W－3」は「W－3e」に読み替える。
- 3) 「図WQ－3 2 1－6」の「W－4」は「W－4e」に読み替える。
- 4) W－3－0 0eは「W－3－0e」の試験材に加え、「図3－1 W－3－0 0」e試験材の試験材を追加して試験を行うこと。
- 5) W－3－0 0rは「図3－2 W-3-00rの溶接上の注意、試験材の寸法、取付方法及び試験片採取位置」によること。

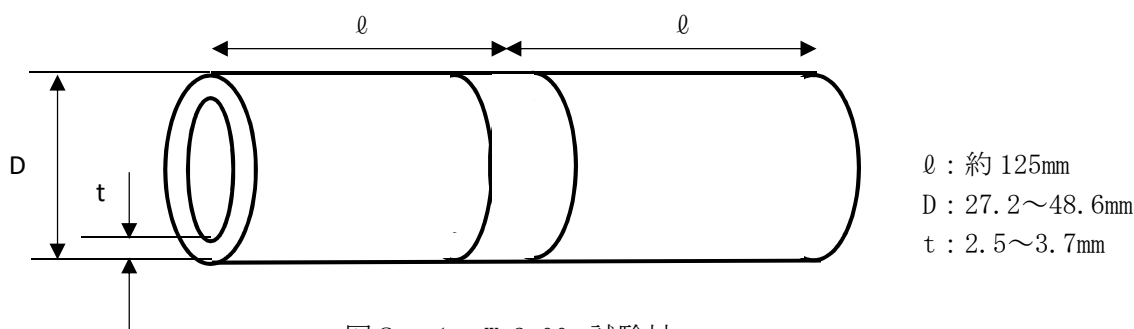


図3－1 W-3-00e 試験材

#### (2) 溶接上の注意

溶接上の注意は、溶接規格「WQ－3 2 1（2）溶接上の注意」によること。この場合において、次の6)及び7)を追加する。

##### 6) W－3－0 0eの場合

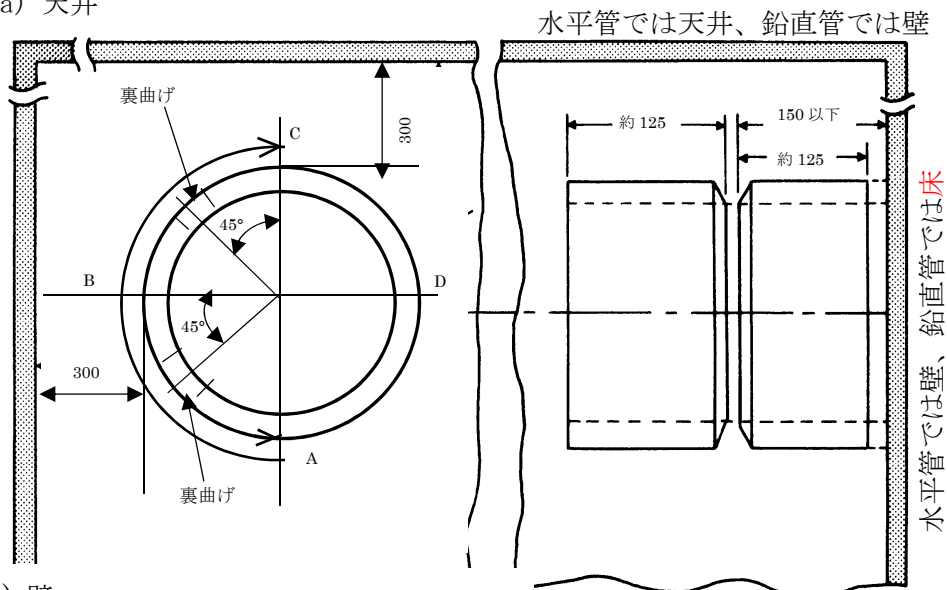
溶接材料を適切な方法を用いて、「図 WQ－3 1 2－2 管の溶接姿勢」のように水平に固定し水平固定全姿勢で溶接する。

##### 7) W－3－0 r、W－3 r及びW－4 rの場合

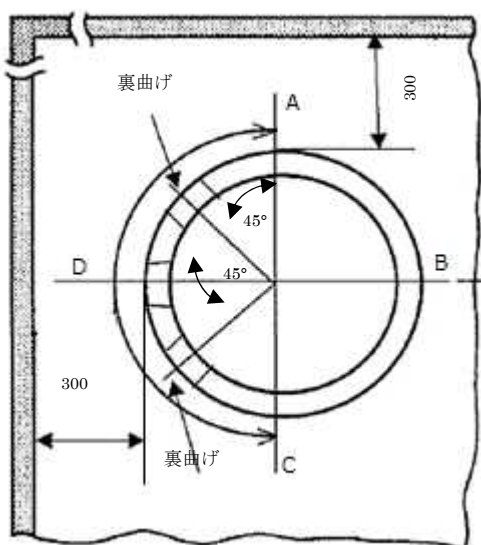
試験材の種類、溶接姿勢及び試験片採取位置は、「別記－5 別図」によること。

(1) 外径 100~120 (W-3-00r) の管

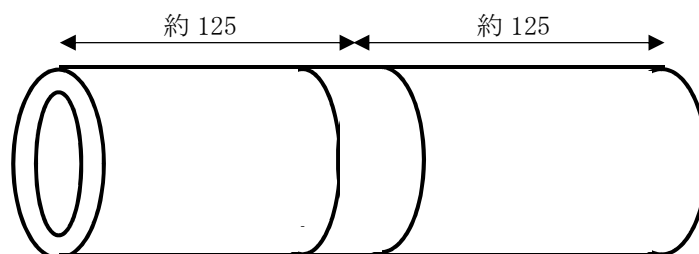
a) 天井



b) 壁



(2) 外径 27.2~48.6 (W-3-00r)



溶接姿勢は、水平固定全姿勢とする。

図 3-2 W-3-00r の溶接上の注意、試験材の寸法、取付方法及び試験片採取位置

1. 寸法の単位は、mmとする。
2. 試験材は、適当な方法を用いて図 a) のように水平に固定して BC 及び BA 間を溶接する。次に図 b) のように試験材を鉛直に固定して ADC 間を溶接する。

## (3) 試験片の準備

試験片の準備は、溶接規格「WQ-321 (3) 試験片の準備」に、次の要件を付したものであること。

- 1) 「1) 曲げ試験片」の「図 WQ-321-1, 図 WQ-321-2, WQ-321-3, 図 WQ-321-4, WQ-321-5又は図-WQ-321-6」とあるのは「図 WQ-321-1～図 WQ-321-6又は「図3-1 W-3-00e 試験材」」に読み替える。
- 2) 「2) 試験片の仕上げ」において「図 WQ-321-1～図 WQ-321-6」とあるのは「図 WQ-321-1～図 WQ-321-6又は「図3-1 W-3-00e 試験材」」に読み替える。

## (4) 試験方法

試験方法は、溶接規格「WQ-321 (4) 試験方法」によること。

## (5) 合否判定基準

合否判定基準は、溶接規格「WQ-321 (5) 合否判定基準」に次の要件を付したものであること。

- 1) 試験材の区分が、「表3-1 試験材及び溶接姿勢の区分 (自動溶接機を用いない溶接士)」に掲げるW-3-00 (小径管 27.2mm～48.6mm) にあつては、次の①及び②によること。
  - ① 外観検査において裏波ビードが正常であること。
  - ② 浸透探傷試験を行い、これに合格すること。浸透探傷試験の方法及び判定基準は管と管台の取付け溶接の場合の浸透探傷試験による。
- 2) 再処理第1種容器及び管の接液側の溶接を行うものの技能の確認にあつては、次の①～③によること。
  - ① 溶接後の表面状態 (表面及び裏面)
 

別紙-1の「9. 継手の仕上げ」によること。ただし、「1) 再処理第1種機器及び腐食環境の厳しい再処理第2種機器の溶接部」は「1) 再処理第1種機器の溶接部」に読み替える。
  - ② 溶接後の浸透探傷試験 (表面及び裏面)
 

溶接規格「表N-X100-4 浸透探傷試験」によること。
  - ③ 溶接後の放射線透過試験
 

別紙-1の「11. 非破壊試験の方法と判定基準」によること。ただし、ジルコニウムの判定基準はチタンと同等とする。

## 2. 2. 2 試験材の種類がチタンのものの場合

## (1) 確認試験要領

確認試験要領は、溶接規格「WQ-323 (1) 確認試験要領」に、次の要件を付したものであること。



- 1) 「図WQ－3 2 3－3」の「W－2 3」は「W－2 3e」に読み替える。
- 2) 「図WQ－3 2 3－4」の「W－2 4」は「W－2 4e」に読み替える。

(2) 溶接上の注意

溶接上の注意は、溶接規格「WQ－3 2 3 (2) 溶接上の注意」による。この場合において、W－2 3 r 及びW－2 4 r の場合は、試験材の種類、溶接姿勢及び試験材採取位置は、別記－5 別図のとおりとすること。

(3) 試験片の準備

試験片の準備は、溶接規格「WQ－3 2 3 (3) 試験片の準備」によること。

(4) 試験方法

試験方法は、溶接規格「WQ－3 2 3 (4) 試験方法」によること。

(5) 合否判定基準

合否判定基準は、溶接規格「WQ－3 2 3 (5) 合否判定基準」によること。

2. 2. 3 試験材の種類がジルコニウムである場合

(1) 確認試験要領

確認試験要領は、溶接規格「WQ－3 2 1 (1) 確認試験要領」又は適切な確認試験要領を参考にし、実施すること。

(2) 溶接上の注意

溶接上の注意、試験材の種類、溶接姿勢及び試験片採取位置は、溶接施工方法に適した要領で実施すること。

(3) 試験片の準備

試験片の準備は、溶接規格「WQ－3 2 1 (3) 試験片の準備」の1)～3)又は適切な方法を参考にし、実施すること。

(4) 試験方法

試験方法は、溶接規格「WQ－3 2 3 (4) 試験方法」又は適切な方法を参考にし、実施すること。

(5) 合否判定基準

合否判定基準は、溶接規格を参考とした場合は、溶接規格「WQ－3 2 3 (5) 合否判定基準」による。なお、ジルコニウムの色調検査については、「表2－4 溶接部の変色程度と判定基準（ジルコニウムの場合）」による。また、再処理第1種容器及び管の再処理第1種接液側の溶接を行うものの技能の確認における試験に

あつては、2. 2. 1 (5) 2) によること。

### 2. 3 作業範囲

自動溶接機を用いない溶接士の作業範囲は、別記－5「別表第2 試験材及び溶接姿勢の区分と作業範囲」によること。この場合において、同表(1/2)の「アルミニウム又はアルミニウム合金以外」は適用除外とし「表3-5 作業範囲」を適用する。

表3-5 作業範囲

試験材の区分		溶接姿勢の区分		作業範囲
アルミニウム、アルミニウム合金、チタン又はジルコニウム以外	W-0 (厚さ 3.0~3.2 mm の板)	f	下 向	下向き姿勢で母材の厚さが 7mm 未満
		v	立 向	板についての立向き姿勢で母材の厚さが 7mm 未満
		h	横 向	板についての横向き姿勢で母材の厚さが 7mm 未満
		o	上 向	板についての上向き姿勢で母材の厚さが 7mm 未満
	W-1 (厚さ 9mm の板)	f	下 向	下向き姿勢で母材の厚さが 4mm 以上 19mm 未満
		v	立 向	板についての立向き姿勢で母材の厚さが 4mm 以上 19mm 未満
		h	横 向	板についての横向き姿勢で母材の厚さが 4mm 以上 19mm 未満
		o	上 向	板についての上向き姿勢で母材の厚さが 4mm 以上 19mm 未満
	W-2 (厚さ 25mm 以上の板)	f	下 向	下向き姿勢で母材の厚さが 4mm 以上
		v	立 向	板についての立向き姿勢で母材の厚さが 4mm 以上
		h	横 向	板についての横向き姿勢で母材の厚さが 4mm 以上
		o	上 向	板についての上向き姿勢で母材の厚さが 4mm 以上
W-3-00 (外径 100 ~ 120mm で厚さ 4~ 5.3mm の管及び外径 27.2~48.6mm で厚さ 2.5 ~ 3.7mm の管)	r	有壁水平固定及び有壁鉛直固定	姿勢の制限がなく、母材の厚さが 11mm 未満	
	e	水平固定及び鉛直固定	姿勢の制限がなく、母材の厚さが 11mm 未満 (拘束のある場合を除く。)	
W-3-0 (外径 100 ~ 120mm で厚さ 4~ 5.3mm の管)	r	有壁水平固定及び有壁鉛直固定	姿勢の制限がなく、外径 50mm 未満の管 (再処理第1種機器及び再処理第2種機器に限る。)を除き、母材の厚さが 11mm 未満	
	e	水平固定及び鉛直固定	姿勢の制限がなく、外径 50mm 未満の管 (再処理第1種機器及び再処理第2種機器に限る。)を除き、母材の厚さが 11mm 未満 (拘束のある場合を除く。)	

W-3 (外径 150 ~ 170mm で厚さ 9 ~ 11mm の管)	r	有壁水平固定 及び有壁鉛直固定	姿勢の制限がなく、母材の厚さが 4mm 以上 19mm 未満
	e	水平固定 及び鉛直固定	姿勢の制限がなく、母材の厚さが 4mm 以上 19mm 未満 (拘束のある場合を除く。)
W-4 (外径 200 ~ 300mm で厚さ 20mm 以上の管)	r	有壁水平固定 及び有壁鉛直固定	姿勢の制限がなく、母材の厚さが 4mm 以上
	e	水平固定 及び鉛直固定	姿勢の制限がなく、母材の厚さが 4mm 以上 (拘束のある場合を除く。)
W-5 (管と管板の取り付け溶接)	f	下 向	下向き姿勢で母材の厚さに制限なし
	v	立向及び横向	管板を立てて溶接する姿勢で母材の厚さに制限なし
	h		
	o	上 向	上向き姿勢で母材の厚さに制限なし
W-6 (クラッド溶接)	f	下 向	下向き姿勢で母材の厚さに制限なし
	v	立 向	立向き姿勢で母材の厚さに制限なし
	h	横 向	横向き姿勢で母材の厚さに制限なし
	o	上 向	上向き姿勢で母材の厚さに制限なし

## 2. 4 資格表示

本試験に合格した溶接士技能の資格表示は、溶接規格「WQ-440 資格表示」によること。

## 3. 自動溶接機を用いる溶接士

自動溶接機を用いる溶接士の技能の確認は、溶接規格「WQ-400 自動溶接機」を用いる溶接士によること。

### 3. 1 確認事項

自動溶接機を用いる溶接士の技能の確認は、次に掲げる事項について、それぞれ定める事項の区分の組合せが異なるごとに行うものとする。

#### (1) 溶接の方法

溶接の方法は、溶接規格「WQ-411 溶接の方法」によること。

### 3. 2 確認試験の方法及びその判定基準

確認試験の方法 (要領や溶接上の注意事項など) 及び判定基準は溶接規格「WQ-420 確認試験の方法と判定基準」によること。

### 3. 3 作業範囲

自動溶接機を用いる溶接士の作業範囲は、溶接規格「WQ-430 作業範囲」に、別記-5の3.(1)④の要件を付したものによること。

### 3. 4 資格表示

本試験に合格した溶接士技能の資格表示は、溶接規格「WQ-440 資格表示」によること。

制定 令和 2 年 月 日 原規規発第 号 原子力規制委員会決定

令和 2 年 月 日

原子力規制委員会

特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する  
規則の解釈の制定について

特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則  
の解釈を別添のとおり定める。

附 則

- 1 この規程は、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則の施行の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 15 号）第 3 条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 51 条の 9 第 2 項の規定に基づき認可を受けた溶接の方法において、溶接をする者として確認を受けた者は、別記（特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の溶接の方法等について） 4. の要求事項に適合している者とみなす。

○特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則の解釈

特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則に定める技術的要件を満足する技術的内容は、この解釈に限定されるものではなく、同規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、同規則に適合するものと判断する。

特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則の解釈
<p>(材料及び構造)</p> <p>第十三条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する上で必要なもの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号（容器等の材料に係る部分に限る。）及び第二号の規定については、法第五十一条の八第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。</p> <p>一 容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものであること。</p> <p>二 容器等の主要な溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。以下この号において同じ。）は、次に掲げるところによるものであること。</p>	<p>第13条（材料及び構造）</p> <p>1 第1項第2号に規定する「容器等の主要な溶接部」とは、次に掲げる容器又は管の溶接部をいう。</p> <p>(1) プルトニウム又はプルトニウム化合物を含む液体状又は気体状の物質を内包する容器又は管であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ その内包するプルトニウムの放射能濃度が <math>37 \mu \text{Bq}/\text{cm}^3</math>（液体状の物質を内包する場合は、<math>37\text{Bq}/\text{cm}^3</math>）以上の容器であって、最高使用圧力が <math>98\text{kPa}</math> 以上のもの又は内容積が <math>0.04\text{m}^3</math> を超えるもの</p> <p>ロ その内包するプルトニウムの放射能濃度が <math>37 \mu \text{Bq}/\text{cm}^3</math>（液体状の物質を内包する場合は、<math>37\text{Bq}/\text{cm}^3</math>）以上の管であって、外径 <math>61\text{mm}</math>（最</p>

特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則	特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則の解釈
	<p>高使用圧力が 98kPa 未満の管にあつては、100mm) を超えるもの（放射性物質の閉じ込め区域内にあつて内部の圧力が外部の圧力より低く維持されているダクトを除く。）</p> <p>(2) 放射性物質を含む液体状又は気体状の物質を内包する容器又は管（(1)に規定するものを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ その内包する放射性物質の濃度が 37mBq/cm<sup>3</sup>（液体状の物質を内包する場合は、37kBq/cm<sup>3</sup>）以上の容器であつて、最高使用圧力が 98kPa 以上のもの又は内容積が 0.04m<sup>3</sup> を超えるもの</p> <p>ロ その内包する放射性物質の濃度が 37mBq/cm<sup>3</sup>（液体状の物質を内包する場合は、37kBq/cm<sup>3</sup>）以上の管であつて、外径 61mm（最高使用圧力が 98kPa 未満の管にあつては、100mm) を超えるもの（放射性物質の閉じ込め区域内にあつて内部の圧力が外部の圧力より低く維持されているダクトを除く。）</p> <p>(3) 胴の外径が 150mm 以上の容器又は外径 150mm 以上の管（(1)及び(2)に規定する容器又は管を除く。）であつて、放射性物質を含む液体状若しくは気体状の物質を内包し、又は非常用施設に属するもののうち、次に定める圧力以上の圧力を加えられる部分について溶接をするもの</p> <p>イ 液体用の容器又は管であつて、最高使用温度がその液体の沸点未満のものについては、最高使用圧力 1,960kPa</p> <p>ロ イに規定する容器以外の容器については、最高使用圧力 98kPa</p> <p>ハ イに規定する管以外の管については、最高使用圧力 980kPa（長手継手の部分にあつては、490kPa)</p>

<p>特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準 に関する規則</p>	<p>特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準 に関する規則の解釈</p>
<p>イ 不連続で特異な形状でないものであること。</p> <p>ロ 溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。</p> <p>ハ 適切な強度を有するものであること。</p> <p>ニ 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認した ものにより溶接したものであること。</p> <p>2 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に属する容器及び管のうち、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように設けなければならない。</p>	<p>2 第1項第二号イに規定する「不連続で特異な形状でないもの」とは、溶接部の設計において、溶接部の開先等の形状に配慮し、鋭い切欠き等の不連続で特異な形状でないものをいう。</p> <p>3 第1項第二号ロに規定する「溶接による割れが生ずるおそれがなく」とは、溶接後の非破壊試験において割れないことに加え、溶接時の有害な欠陥により割れが生じるおそれがないことをいい、「健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないこと」とは、溶接部の設計及び形状が溶込み不足を生じがたいものであり、溶接部の表面及び内部に有害な欠陥がないことをいう。</p> <p>4 第1項第二号ロに規定する「非破壊試験」は、放射線透過試験、超音波探傷試験、磁粉探傷試験、浸透探傷試験、目視試験等をいう。</p> <p>5 第1項第二号ハに規定する「適切な強度を有する」とは、母材と同等以上の機械的強度を有するものであることをいう。</p> <p>6 第1項第二号の規定に適合する溶接部は、「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の溶接方法等について（別記）」に適合したものをいう。</p> <p>7 第2項に規定する適切な耐圧試験及び漏えい試験は、「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の溶接方法等について（別記）」によること。</p>

特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の溶接の方法等について

特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則（令和 年原子力規制委員会規則第 号。以下「技術基準規則」という。）第 13 条第 1 項第 2 号及び第 2 項の規定に対応する溶接部に関する要求事項については、以下のとおりとする。

1. 溶接の方法

溶接の方法は、別紙に規定する方法によること。

2. 溶接施工法

溶接施工法は、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 6 号。以下「実用炉技術基準規則」という。）第 17 条第 15 号の規定により確認されたもの又はこれと同等と認められるものでなければならない。

同等と認められる溶接施工法とは、**原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 15 号。以下「改正法」という。）第 3 条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の施行（令和 2 年 4 月 1 日）前に核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成 20 年経済産業省令第 23 号）第 29 条又は核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和 63 年総理府令第 37 号）第 15 条の溶接の方法の認可を受けたもの等をいう。**

3. 溶接設備

溶接機の種類並びに溶接後熱処理設備及び試験設備の種類及び容量は、その溶接方法に適したものであること。

4. 溶接を行う者

溶接を行う者は、実用炉技術基準規則第 17 条第 15 号に規定する技能を有する溶接士であることを認証された者又はこれと同等と認められる者でなければならない。

同等と認められる者とは、溶接士技能の確認を受けた者又は実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（平成 25 年 6 月 19 日 原規技発第 1306194 号 原子力規制委員会決定）別記－5（以下単に「別記－5」という。） 3. 第 3 部溶接士技能認証標準(3)により同等と認められた者等をいう。

5. 用語の定義

- (1) 「**廃棄第一種機器**」とは、**特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に属する容器又は管であって、ダクト以外のものをいう。**



- (2) 「廃棄第一種容器」とは、廃棄第一種機器に属する容器をいう。
- (3) 「廃棄第一種管」とは、廃棄第一種機器に属する管をいう。
- (4) 「廃棄第二種管」とは、特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設に属する管のうち、ダクトをいう。

## 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の溶接の方法

## 1. 溶接部の設計

溶接部の設計は、日本機械学会発電用原子力設備規格「溶接規格2012年版（2013年追補を含む。）」（以下「溶接規格」という。）の「N-4010 溶接部の設計」によること。

## 2. 材料の制限

材料の制限は、溶接規格「N-4020 溶接の制限」によること。

## 3. 開先面

開先面は、溶接規格「N-4030 開先面」によること。

## 4. 溶接部の強度等

溶接部の強度は、溶接規格「N-4040 溶接部の強度等」（別記-5 1. ⑤参照）に、次の要件を付したのものによること。

- 1) 母材及び溶接材料に耐食性を向上させたオーステナイト系ステンレス鋼を使用する溶接部であって、最高使用圧力が98kPa未満のものにあつては、設計上要求される強度以上の強度を有するものとするができる。
- 2) 溶接部は、溶込みが十分であり、割れがなく、かつ、アンダーカット、オーバーラップ、クレータ、スラグ巻込み、ブローホール等で溶接部の強度及び耐食性を確保する上で有害なものがないものでなければならない。

## 5. 溶接部の非破壊試験及び機械試験

溶接部の非破壊試験及び機械試験は、溶接規格「N-4050 溶接部の非破壊試験及び機械試験」（別記-5 1. ⑥及び⑧参照）に次の要件を付したのものによること。

- 1) 「表N-X050-1 溶接部の非破壊試験」は適用除外とし、「表1-1 溶接部の非破壊試験」を適用する。
- 2) 「表N-X050-2 溶接部の機械試験板」において、「機器の区分」の欄の「クラス1容器、クラスMC容器」は「廃棄第1種容器」に、「クラス2容器、クラス3容器及びクラス3相当容器（安全設備以外の開放容器を除く。）」、クラス1配管、クラス2配管、クラス3配管及びクラス3相当管（安全設備以外の開放容器に接続される当該容器に最も近い止め弁までのものを除く。）は「廃棄第1種管」に、溶接部の区分の欄の「継手区分A」は「長手継手」に、「継手区分B、継手区分C、継手区分D」は「周継手（管台を取り付ける継手を除く。）」

に読み替える。また、(注) 4. 及び5. は削る。この場合において、廃棄第1種機器にあつては、最高使用圧力が次の①～③に定める値以上のものに限る。

- ① 液体用の容器又は管であつて、最高使用温度がその液体の沸点未満のものについては、1,960kPa
- ② ①に規定する容器以外の容器にあつては、98kPa
- ③ ①に規定する管以外の管にあつては、980kPa(長手継手の部分にあつては、490kPa)

表1-1 溶接部の非破壊試験

区分		規定試験	代替試験
機器	溶接部		
廃棄第1種機器	<p>1 閉じ込め部の溶接部のうち突合せ溶接による溶接部であつて、次のイからホまでのいずれかに掲げるもの(最高使用温度100℃未満の開放容器及びこれに接続される管のうち当該容器から最も近い止め弁までの部分並びに外径61mm以下の管の溶接部を除く。)</p> <p>イ 次の(1)又は(2)のいずれかに掲げるもの</p> <p>(1)オーステナイト系ステンレス鋼で作られた容器であつて、厚さが38mmを超えるものの溶接部</p> <p>(2)炭素鋼で作られた容器であつて、厚さが32mmを超えるものの溶接部</p> <p>ロ 管の長手継手の溶接部であつて厚さが19mmを超えるもの</p> <p>ハ 管の周継手(管台を取り付ける継手を除く。)の溶接部であつて、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げるもの</p> <p>1. (1)外径が410mm(液体用のものにあつては、275mm)を超え、かつ、厚さが19mmを超える管の溶接部</p> <p>(2)厚さが41mm(液体用のものにあつては29mm)を超える管の溶接部((1)に掲げるものを除く。)</p> <p>ニ 内包するプルトニウムの濃度が<math>37\mu\text{Bq}/\text{cm}^3</math>(内包するプルトニウムが液体中にある場合は、<math>37\text{Bq}/\text{cm}^3</math>)以上の容器若しくは管又は内包する放射性物質の濃度が<math>37\text{mBq}/\text{cm}^3</math>(内包する放射性物質が液体中にある場合は<math>37\text{kBq}/\text{cm}^3</math>)以上の容器若しくは管の溶接部(イからハまでに掲げるものを除く。)であつて次の(1)から(3)までのいずれかに掲げるもの以外のもの</p> <p>(1)液体用の容器又は管であつて、最高使用温度がその液体の沸点未満であり、かつ、最高使用圧力が1,960kPa未満のものの溶接部</p>	放射線透過試験	超音波探傷試験又は溶接深さの1/2(溶接深さの1/2が13mmを超える場合は13mm)ごとの浸透探傷試験

	(2)最高使用圧力が 98kPa 未満の容器の溶接部 (1)に掲げるものを除く。) (3)最高使用圧力が 980kPa (長手継手の場合は 490kPa) 未満の管の溶接部 (1)に掲げるものを除く。) ホ 継手接続箇所から 100mm 以内の溶接部 (イからニまでに掲げるもの及びライニング型貯槽の溶接部を除く。)		
	2 閉じ込め部の溶接部 (1 に掲げるものを除く。)	浸透探傷試験 又は磁粉探傷試験	放射線透過試験 又は超音波探傷試験
	3 ラグ、ブラケット、強め材、控え、強め輪等であって、重要なものを取り付ける溶接部		
2 廃棄管第	1 閉じ込め部の溶接部	浸透探傷試験 又は磁粉探傷試験	放射線透過試験 又は超音波探傷試験
	2 ラグ、ブラケット、強め材、控え、強め輪等であって、重要なものを取り付ける溶接部		

#### 6. 突合せ溶接による継手面の食違い

突合せ溶接による継手面の食違いは、溶接規格「N-4060 突合せ溶接による継手面の食違い」に次の要件を付したものによること。

- 1) 「表N-4060-1 継手面の食い違いの許容値」の「継手区分A」は「長手継手」に、「継手区分B、継手区分C、継手区分D」は「周継手」に読み替える。ただし、応力計算を行って構造上要求される強度を有することが明らかである場合は、この限りでない。

#### 7. 厚さの異なる母材の突合せ溶接

容器又は管の溶接部であって「10. 非破壊試験の方法と判定基準」の規定により非破壊検査を行うこととされているものの表面は、溶接規格「N-4070 厚さの異なる母材の突合せ溶接」に次の要件を付したものによること。ただし、機器等の構造上これによることが困難な場合であって、十分な強度を有することが確認できる場合は、この限りではない。

- 1) 「継手区分C又は継手区分D」は「フランジ、平板及び管板を取り付ける継手又は管台を取り付ける継手」に読み替える。

#### 8. 継手の仕上げ

溶接部の表面は、溶接規格「N-4080 継手の仕上げ」によること。

#### 9. 溶接後熱処理

溶接後熱処理を行う場合には、溶接規格「N-4090 溶接後熱処理」(別記-5

1. ⑨及び⑩参照) に、次の要件を付したものによること。

- 1) 「表N-X090-3 溶接後熱処理を要しないもの(1/3)」及び同表(2/3)は適用除外とし、同表(3/3)「2. クラス1機器以外」を適用する。この場合において、「継手区分B及び継手区分C」は「周継手」に読み替える。

## 10. 非破壊試験の方法と判定基準

溶接部の非破壊試験は、溶接規格「N-4100 非破壊試験」に、次の要件を付したものであること。

1) 「表N-X100-1 放射線透過試験」については、次の①～④のとおりとする。

- ① 「増感紙を使用する場合」の項の「(クラス1容器及びクラス1配管以外のものにあつては、**金属蛍光増感紙を除く。**)」を削る。
- ② 「撮影原則」の欄の「継手区分B，継手区分C又は継手区分D」は「周継手」に読み替える。
- ③ 放射線源と溶接部の線源側との距離欄の「クラス1容器 クラス1配管」は適用除外とし、「クラスMC容器 クラス2容器 クラス3容器 クラス3相当容器 クラス2配管 クラス3配管 クラス3相当管 クラス4配管」を適用する。
- ④ 同表において規定のない針金形透過度計を使用する場合及び判定基準については、「表1-2 放射線透過試験」を加え、「表N-X100-1 放射線透過試験」の判定基準は適用除外とする。

表1-2 放射線透過試験

場合 針金形透過度計を使用する	透過度計の配置	JIS Z3104「鋼溶接継手の放射線透過試験方法」の「附属書1、2又は3の撮影配置」、JIS Z3106「ステンレス鋼溶接継手の放射線透過試験方法」の「附属書1、2又は3の撮影配置」又はJIS Z3107「チタン溶接部の放射線透過試験方法」の「5.3 撮影配置」によること。この場合において、透過度計を溶接部の線源側に置くことが困難な場合は、記号「F」を付してフィルム側に置くことができる。また、全周を同時に撮影する場合は、透過度計を等間隔に4個以上写るように置くこと。	
	階調計の使用	炭素鋼、ステンレス鋼等の撮影において、JIS Z3104又はJIS Z3106の規定により階調計を使用する場合には、当該JISに従い撮影する	
針金形透過度計	透過度計の使用すべき	透過度計の構造	JIS Z2306「放射線透過試験用透過度計」によるものであること。
		階調計の構造	JIS Z3104又はJIS Z3106に規定された階調計を使用すること。
	透過度計識別	炭素鋼又はステンレス鋼等	JIS Z3104又はJIS Z3106の「附属書1、2又は3の透過写真の必要条件」A級、P1級、P2級又はF級に適合すること。 <b>ただし、構造上やむを得ない場合であつて、材厚1.6mm以下でγ線を用いた場合は、0.32mmの線が識別できること。</b>
		チタン等	JIS Z3107の「透過写真の必要条件」に適合すること。
判定基準	次の1から3までに適合すること。 1 JIS Z3104-1995の附属書4「透過写真によるきずの像の分類方法」の1類、JIS Z3106-2001の附属書4「透過写真によるきずの像の分類方法」の1類又はJIS Z3107-1993の附属書「透過写真によるきずの像の分類方法」の1類であること。ただし、ステンレス鋼等における第1種及び第4種の <b>きずのきず</b> 点数と		

	<p>して算定しないきずの長径は、母材の厚さが 5mm 以下の場合にあつては、母材の厚さの 0.1 倍とする。また、炭素鋼におけるタングステン巻込みは、第 1 種のきずとみなし、そのきず点数を 2 分の 1 として判定するものとする。再処理クラス 3 容器、クラス 4 容器と管の場合にあつては、炭素鋼における第 1 種のきず、ステンレス鋼等における第 1 種及び第 4 種のきず並びにチタン等におけるブローホール及びタングステン巻込み（以下この表において「第 1 種のきず等」という。）については、試験視野を 3 倍に拡大してきず点数を求め、その 3 分の 1 の値をきず点数とすることができる。</p> <p>2 第 1 種のきず等がある場合には、その長径は、それぞれのきずの隣接する他の第 1 種のきず等との間の距離が 25mm 未満の場合にあつては母材の厚さの 0.2 倍(3.2mm を超える場合は、3.2mm)、隣接する他の第 1 種のきず等との間の距離が 25mm 以上の場合にあつては母材の厚さの 0.3 倍(6.4mm を超える場合は 6.4mm)の値を超えないこと。この場合において、1 においてきず点数として算定しないきずについては、欠陥とみなさない。</p> <p>3 炭素鋼又はステンレス鋼等においては、母材の厚さの 12 倍の長さの範囲内に連続して直線的に並んでいる第 2 種のきずであつて、隣接する第 2 種のきずの間の距離が長い方の第 2 種のきずの長さの 6 倍未満であるものの長さの合計が母材の厚さを超えないこと。</p>
--	---

### 1 1. 機械試験

機械試験は、溶接規格「N-4110 機械試験」(別記-5 1. ⑪参照)に次の要件を付したものによること。この場合において、「継手区分 A」は「長手継手」に、「継手区分 B」、「継手区分 C」及び「継手区分 C」は「周継手」に読み替える。

- 1) 「表 N-X 1 1 0-1 機械試験」は適用除外とし、「表 1-3 廃棄第 1 種容器及び廃棄第 1 種管の機械試験」を適用する。
- 2) 「表 N-X 1 1 0-3 破壊靱性試験」は、適用除外とする。

表 1-3 廃棄第 1 種容器及び廃棄第 1 種管の機械試験

区分			試験の種類
機器の区分		溶接部の区分	
廃棄第 1 種容器	胴の内径 600mm を超えるもの	胴	長手継手及び周継手の溶接部
		管台及び管	
胴の内径が 600mm 以下のもの			
廃棄第 1 種管			長手継手の溶接部

### 1 2. 再試験

再試験は、溶接規格「N-4120 再試験」(別記-5 1. ⑫参照)に次の要件を付したものによること。

- 1) 「表 N-X 1 2 0-1 再試験」における破壊靱性試験は、適用除外とする。

### 1 3. 溶接部の耐圧試験等

溶接部の耐圧試験等については、次によること。



- 1) 「表1-4 耐圧試験」により耐圧試験を行い、これに耐え、かつ、漏えいがないものでなければならない。ただし、容器又は管の構造上当該圧力で試験を行うことが著しく困難である場合であって、可能な限り高い圧力で試験を行い、これに耐え、かつ、漏えいがなく、放射線透過試験、超音波探傷試験、磁粉探傷試験又は浸透探傷試験のうちいずれか適当な非破壊試験を行い、これに合格するときは、この限りでない。
- 2) ライニング型貯槽の溶接部は、「表1-5 漏えい試験の方法と判定基準」により発泡試験（真空法）による漏えい試験を行い、これに合格するものでなければならない。ただし、構造上漏えい試験を行うことが著しく困難である場合は、浸透探傷試験を行い、これに合格するときは、この限りでない。

表1-4 耐圧試験

		機器	試験圧力
廃棄第1種容器	内圧を受けるもの	開放容器	胴板の頂部（屋根がない場合は、頂部の山形鋼の下部）より50mm下部（いっ出口がある場合は、いっ出口の下部）まで液体を満したときの圧力
		その他のもの	最高使用圧力の1.5倍以上の水圧（水圧で試験を行うことが困難である場合は、最高使用圧力の1.25倍以上の気圧）
	外圧を受けるもの	内部が大気圧未満になることにより大気圧により外圧を受けるもの（開放容器を除く。）	大気圧と内面に受ける圧力との最高の差の1.5倍以上の水圧又は気圧
		その他のもの	外圧と内面に受ける圧力との最高の差の1.5倍以上の水圧（水圧で試験を行うことが困難である場合は、当該差の1.25倍以上の気圧）
廃棄第1種管	内圧を受けるもの	試験圧力の異なる容器又は管と一体で試験を行う必要のあるもの（当該容器又は管と直接接続される継手の溶接部に限る。）	低い方の試験圧力による水圧（水圧で試験を行うことが困難である場合は、気圧）
		開放容器に接続されるもの（当該容器の静水頭圧以外の圧力が加わらない部分に限る。）	当該容器の胴板の頂部（当該容器に屋根がない場合は、頂部の山形鋼の下部）より50mm下部（いっ出口がある場合は、いっ出口の下部）まで液体を満したときの圧力
		その他のもの	最高使用圧力の1.5倍以上の水圧（水圧で試験を行うことが困難である場合は、最高使用圧力の1.25倍以上の気圧）
	外圧を受けるもの	内部が大気圧未満になることにより、大気圧により外圧を受けるもの（開放容器に接続されるものであって、当該容器の静水頭圧以外の圧力が加わらない部分を除く。）	大気圧と内面に受ける圧力との最高の差の1.5倍以上の水圧又は気圧
		その他のもの	外圧と内面に受ける圧力との最高の差の1.5倍以上の水圧（水圧で試験を行うことが困難である場合は、当該差の1.25倍の気圧）

廃棄 第2 種管	内圧を受けるもの		最高使用圧力の1.25倍以上の気圧又は水圧
	外圧を受けるもの	内部が大気圧未満になることにより、大気圧により外圧を受けるもの（開放部により内部と外部が通じている管を除く。）	大気圧と内面に受ける圧力との最高の差の1.5倍以上の気圧又は水圧
		その他のもの	外圧と内面に受ける圧力との最高の差の1.25倍以上の気圧又は水圧

(備考)

- 1 外圧を受けるものの試験圧力については、容器又は管の内部から加える圧力とすることができる。
- 2 最高使用圧力が98kPa未満の容器又は管にあっては、水圧による試験を気圧で行うことができる。この場合における試験圧力は、水圧による試験の場合と同じ圧力とする。

表1-5 漏えい試験の方法と判定基準

試験の種類	試験の方法	判定基準
発泡試験（真空法）	減圧する圧力は-20kPa以下とすること。	溶接部の欠陥からの漏えいによる発泡が認められないこと。



制定 令和 2 年 月 日 原規規発第 号 原子力規制委員会決定

令和 2 年 月 日

原子力規制委員会

使用施設等の技術基準に関する規則の解釈の制定について

使用施設等の技術基準に関する規則の解釈を別添のとおり定める。

附 則

- 1 この規程は、使用施設等の技術基準に関する規則の施行の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 1 5 号）第 3 条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号）第 5 5 条の 3 第 1 項の検査において、使用施設等の技術基準に関する規則（令和 年原子力規制委員会規則第 号）附則第 2 条の規定による廃止前の使用施設等の溶接の技術基準に関する規則（昭和 6 1 年総理府令第 7 3 号）第 4 条第 3 号イ又はロに適合していると認められた者は、別記（使用施設等の溶接の方法等について） 4. の要求事項に適合している者とみなす。

## ○使用施設等の技術基準に関する規則の解釈

使用施設等の技術基準に関する規則に定める技術的要件を満足する技術的内容は、同規則の解釈に限定されるものではなく、同規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、同規則に適合するものと判断する。

使用施設等の技術基準に関する規則	使用施設等の技術基準に関する規則の解釈
<p>(材料及び構造)</p> <p>第十七条 使用施設等に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、使用施設等の安全性を確保する上で重要なもの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。</p> <p>一 容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものであること。</p> <p>二 容器等の<b>主要な溶接部</b>（溶接金属部及び熱影響部をいう。<b>以下この号において同じ。</b>）は、次に掲げるところによるものであること。</p>	<p>第17条 (材料及び構造)</p> <p>1 第1項第2号に規定する「容器等の<b>主要な溶接部</b>」とは、次に掲げる容器又は管の溶接部をいう。</p> <p>(1) プルトニウム又はプルトニウム化合物を含む液体状又は気体状の物質を内包する容器又は管であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ その内包するプルトニウムの放射能濃度が <math>37\text{mBq}/\text{cm}^3</math>（液体状の物質を内包する場合は、<math>37\text{kBq}/\text{cm}^3</math>）以上のもの</p> <p>ロ その内包するプルトニウムの放射能濃度が <math>37\mu\text{Bq}/\text{cm}^3</math>（液体状の物質を内包する場合は、<math>37\text{Bq}/\text{cm}^3</math>）以上の容器（イに規定するものを除く。）であって、最高使用圧力が <math>98\text{kPa}</math> 以上のもの又は内容積が <math>0.04\text{m}^3</math> を超えるもの</p> <p>ハ その内包するプルトニウムの放射能濃度が <math>37\mu\text{Bq}/\text{cm}^3</math>（液体状の物質を内包する場合は、<math>37\text{Bq}/\text{cm}^3</math>）以上の管（イに規定するものを</p>

使用施設等の技術基準に関する規則	使用施設等の技術基準に関する規則の解釈
	<p>除く。)であって、外径 61mm (最高使用圧力が 98kPa 未満の管にあつては、100mm) を超えるもの (放射性物質の閉じ込め区域内にあつて内部の圧力が外部の圧力より低く維持されているダクトを除く。)</p> <p>(2) 放射性物質を含む液体状又は気体状の物質を内包する容器又は管 ((1)に規定するものを除く。)であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ その内包する放射性物質の濃度が 37Bq/cm<sup>3</sup> (液体状の物質を内包する場合は、37MBq/cm<sup>3</sup>) 以上のもの</p> <p>ロ その内包する放射性物質の濃度が 37mBq/cm<sup>3</sup> (液体状の物質を内包する場合は、37kBq/cm<sup>3</sup>) 以上の容器 (イに規定するものを除く。)であつて、最高使用圧力が 98kPa 以上のもの又は内容積が 0.04m<sup>3</sup> を超えるもの</p> <p>ハ その内包する放射性物質の濃度が 37mBq/cm<sup>3</sup> (液体状の物質を内包する場合は、37kBq/cm<sup>3</sup>) 以上の管 (イに規定するものを除く。)であつて、外径 61mm (最高使用圧力が 98kPa 未満の管にあつては、100mm) を超えるもの (放射性物質の閉じ込め区域内にあつて内部の圧力が外部の圧力より低く維持されているダクトを除く。)</p> <p>(3) プルトニウムの放射能濃度が 37kBq/cm<sup>3</sup> 以上の液体状の物質又は放射性物質の濃度が 37MBq/cm<sup>3</sup> 以上の液体状の物質を内包する容器又は管からの漏えいの拡大を防止するために設置されるドリフトレイその他の容器</p>

使用施設等の技術基準に関する規則	使用施設等の技術基準に関する規則の解釈
	<p>(4) ウラン又はウランの化合物を含む気体状の物質を内包する容器又は管（その容器又は管の内部の圧力が外部の圧力より低く維持されているものを除く。）であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ その内包するウランの放射能濃度が <math>37\text{mBq}/\text{cm}^3</math> 以上の容器であって、最高使用圧力が <math>98\text{kPa}</math> 以上のもの又は内容積が <math>0.04\text{m}^3</math> を超えるもの</p> <p>ロ その内包するウランの放射能濃度が <math>37\text{mBq}/\text{cm}^3</math> 以上の管であって、外径 <math>61\text{mm}</math>（最高使用圧力が <math>98\text{kPa}</math> 未満の管にあつては、<math>100\text{mm}</math>）を超えるもの</p> <p>(5) ウラン又はウランの化合物を含む液体状の物質を内包する容器又は管であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ その内包するウランの放射能濃度が <math>37\text{kBq}/\text{cm}^3</math> 以上の容器（その内包するウランの量が <math>5\text{kg}</math> 未満のものを除く。）</p> <p>ロ その内包するウランの放射能濃度が <math>37\text{kBq}/\text{cm}^3</math> 以上の管（その内包するウランの量が <math>5\text{kg}</math> 未満の容器に附属する管を除く。）であって、液体状の六ふっ化ウランを内包するもの又は外径 <math>61\text{mm}</math>（最高使用圧力が <math>98\text{kPa}</math> 未満の管にあつては、<math>100\text{mm}</math>）を超えるもの</p> <p>(6) 六ふっ化ウランの加熱容器であって、液体状の六ふっ化ウラン又は大気圧を超える圧力の気体状の六ふっ化ウランを内包する容器からの漏えいの拡大を防止する機能を有するもの（加熱するウランの量が <math>5\text{kg}</math> 未満のものを除く。）</p> <p>(7) 胴の外径が <math>150\text{mm}</math> 以上の容器又は外径 <math>150\text{mm}</math> 以上の管（(1)～(6)に規定する容器又は管を除く。）であって、放射性物質を含む液体状若</p>

使用施設等の技術基準に関する規則	使用施設等の技術基準に関する規則の解釈
<p>イ 不連続で特異な形状でないものであること。</p> <p>ロ 溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。</p> <p>ハ 適切な強度を有するものであること。</p>	<p>しくは気体状の物質を内包し、又は非常用電源設備その他の安全上重要な施設に属するもののうち、次に定める圧力以上の圧力を加えられる部分について溶接をするもの</p> <p>イ 液体用の容器又は管であって、最高使用温度がその液体の沸点未満のものについては、最高使用圧力 1,960kPa</p> <p>ロ イに規定する容器以外の容器については、最高使用圧力 98kPa</p> <p>ハ イに規定する管以外の管については、最高使用圧力 980kPa（長手継手の部分にあつては、490kPa</p> <p>2 第1項第2号イに規定する「不連続で特異な形状でないもの」とは、溶接部の設計において、溶接部の開先等の形状に配慮し、鋭い切欠き等の不連続で特異な形状でないものをいう。</p> <p>3 第1項第2号ロに規定する「溶接による割れが生ずるおそれがなく」とは、溶接後の非破壊試験において割れないことに加え、溶接時の有害な欠陥により割れが生じるおそれがないことをいい、「健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないこと」とは、溶接部の設計及び形状が溶込み不足を生じがたいものであり、溶接部の表面及び内部に有害な欠陥がないことをいう。</p> <p>4 第1項第2号ロに規定する「非破壊試験」は、放射線透過試験、超音波探傷試験、磁粉探傷試験、浸透探傷試験、目視試験等をいう。</p> <p>5 第1項第2号ハに規定する「適切な強度を有する」とは、母材と同等以上の機械的強度を有するものであることをいう。</p> <p>6 第1項第2号の規定に適合する溶接部は、「使用施設等の溶接の方法等について（別記）」に適合したものをいう。</p>

使用施設等の技術基準に関する規則	使用施設等の技術基準に関する規則の解釈
<p>ニ 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したも          のにより溶接したものであること。</p> <p>2 使用施設等に属する容器及び管のうち、使用施設等の安全性を確保する          上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに          耐え、かつ、著しい漏えいがないように設置されたものでなければなら          ない。</p>	<p>7 第2項に規定する適切な耐圧試験及び漏えい試験は、「使用施設等の溶          接方法等について（別記）」によること。</p>

## 使用施設等の溶接の方法等について

使用施設等の技術基準に関する規則（令和 年原子力規制委員会規則第 号。以下「技術基準規則」という。）第 1 7 条第 1 項第 2 号及び第 2 項の規定に対応する溶接部に関する要求事項については、以下のとおりとする。

### 1. 溶接の方法

溶接の方法は、別紙に規定する方法によること。

### 2. 溶接施工法

溶接施工法は、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成 2 5 年原子力規制委員会規則第 6 号。以下「実用炉技術基準規則」という。）第 1 7 条第 1 5 号の規定により確認されたもの又はこれと同等と認められるものでなければならない。

同等の溶接施工法とは、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 1 5 号。以下「改正法」という。）第 3 条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の施行（令和 2 年 4 月 1 日）前に核燃料物質の再処理の事業に関する規則（昭和 4 6 年総理府令第 1 0 号）第 7 条の 6 の溶接の方法の認可を受けたもの、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和 4 1 年総理府令第 3 7 号）第 3 条の 1 2 の溶接の方法の認可を受けたもの等をいう。

### 3. 溶接設備

溶接機の種類並びに溶接後熱処理設備及び試験設備の種類及び容量は、その溶接方法に適したものであること。

### 4. 溶接を行う者

溶接を行う者は、実用炉技術基準規則第 1 7 条第 1 5 号に規定する技能を有する溶接士であることを認証された者又はこれと同等と認められる者でなければならない。

同等と認められる者とは、溶接士技能の確認を受けた者又は実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（平成 2 5 年 6 月 1 9 日 原規技発第 1306194 号 原子力規制委員会決定）別記－5（以下単に「別記－5」という。） 3. 第 3 部溶接士技能認証標準（3）により同等と認められた者等をいう。

### 5. 用語の定義

- (1) 「使用第 1 種機器」とは、使用施設等に属する容器又は管のうち、次に掲げるものをいう。

- イ 使用済燃料を溶解した液体（以下「使用済燃料溶解液」という。）、プルトニウムの放射能濃度が3.7キロベクレル毎立方センチメートル以上の液体又は使用済燃料溶解液から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体であって放射性物質の濃度が3.7メガベクレル毎立方センチメートル以上のもの（以下「使用済燃料溶解液等」という。）を内包する容器又は管
  - ロ 使用済燃料溶解液等を内包する容器の排気処理系統に属する容器又は管であって、プルトニウムの放射能濃度が3.7ミリベクレル毎立方センチメートル以上の気体又は放射性物質の濃度が3.7ベクレル毎立方センチメートル以上の気体を内包するもの
- (2) 「使用第1種容器」とは、使用第1種機器に属する容器をいう。
  - (3) 「使用第1種管」とは、使用第1種機器に属する管をいう。
  - (4) 「使用第2種機器」とは、使用施設等に属する容器又は管のうち、使用第1種機器及び第七号に規定する使用第3種機器以外のものをいう。
  - (5) 「使用第2種容器」とは、使用第2種機器に属する容器をいう。
  - (6) 「使用第2種管」とは、使用第2種機器に属する管をいう。
  - (7) 「使用第3種機器」とは、使用施設等に属する容器又は管のうち、次に掲げるものをいう。
    - イ 使用済燃料溶解液等の漏えいの拡大防止のために設置されるドリフトレイその他の容器
    - ロ 六ふつ化ウランの加熱容器
    - ハ ダクト
  - (8) 「使用第3種容器」とは、使用第3種機器に属する容器をいう。
  - (9) 「使用第3種管」とは、使用第3種機器に属する管をいう。



## 使用施設等の溶接の方法

## 1. 溶接部の設計

溶接部の設計は、突合せ両側溶接又はこれと同等以上の効果が得られる設計であること。ただし、平板、管台、管板等を取り付ける溶接を完全溶込み溶接で行う場合その他機器及び種類に応じて設計上要求される強度を有することが明らかな場合は、この限りではない。

## 2. 材料の制限

材料の制限は、日本機械学会発電用原子力設備規格「溶接規格2012年版(2013年追補を含む。)」(以下「溶接規格」という。)[N-4020 溶接の制限]によること。

## 3. 開先面

開先面は、溶接規格「N-4030 開先面」によること。

## 4. 溶接部の強度等

溶接部の強度は、溶接規格「N-4040 溶接部の強度等」(別記-5 1. ⑤参照)によること。この場合において、(1)に「ただし、母材及び溶接材料に耐食性を向上させたオーステナイト系ステンレス鋼を使用する溶接部であって、最高使用圧力が98kPa未満のものにあつては、設計上要求される強度以上の強度を有するものとする事ができる。」及び(2)の「ブローホール等で」の次に「溶接部の強度及び耐食性を確保する上で」を加える。

## 5. 溶接部の非破壊試験及び機械試験

溶接部の非破壊試験及び機械試験は、溶接規格「N-4050 溶接部の非破壊試験及び機械試験」(別記-5 1. ⑥及び⑧参照)に、次の要件を付したものによること。

- 1) 「表N-X050-1 溶接部の非破壊試験」は適用除外とし、「表1-1 溶接部の非破壊試験」を適用する。
- 2) 「表N-X050-2 溶接部の機械試験板」において、次のとおり読み替える。
  - ① 「機器の区分」の欄
    - a) 「クラス1容器、クラスMC容器」は「使用第1種容器及び使用第2種容器」
    - b) 「クラス2容器、クラス3容器及びクラス3相当容器(安全設備以外の開放容器を除く。)、クラス1配管、クラス2配管、クラス3配管及びクラス3相当管(安全設備以外の開放容器に接続される当該容器に最も近い止め弁までのものを除く。)」は「使用第1種管及び使用第2種管」
  - ② 「溶接部の区分」の欄
    - a) 「継手区分A」は「長手継手」

- b) 「継手区分B, 継手区分C及び継手区分D」は「周継手」。この場合において、「クラス2容器、クラス3容器及びクラス3相当容器（安全設備以外の開放容器を除く。）、クラス1配管、クラス2配管、クラス3配管及びクラス3相当管（安全設備以外の開放容器に接続される当該容器に最も近い止め弁までのものを除く。）」の「継手区分B, 継手区分C及び継手区分D」は「周継手（管台を取り付ける継手を除く。）」に読み替える。
- c) (注) 4. 及び5. は削る。

表 1 - 1 溶接部の非破壊試験 (1 / 3)

機器	区分	規定試験	代替試験	
	溶接部			
使用第1種機器	1. 閉じ込め部（内包する液体又は気体の閉じ込め障壁を構成する部分をいう。以下同じ。）の溶接部であって、次の（1）又は（2）のいずれかに掲げるもの以外のもの （1） 突合せ溶接以外の管台を取り付ける溶接部、管板に管を取り付ける溶接部及び栓等を取り付ける溶接部 （2） 最高使用温度 100℃未満の開放容器（開放部により内規と外気が通じている容器をいう。以下同じ。）及びこれに接続される管のうち当該容器から最も近い止め弁までの部分並びに外径 61mm 以下の管の溶接部	放射線透過試験及び溶接金属部に隣接する幅 13mm の範囲内の母材を含めた部分における浸透探傷試験	溶接深さの 1/2（溶接深さの 1/2 が 13mm を超える場合は 13mm）ごとの浸透探傷試験（最終層は溶接金属部に隣接する幅 13mm の範囲内の母材を含むこと。）又は超音波探傷試験及び溶接金属部に隣接する幅 13mm の範囲内の母材を含めた部分における浸透探傷試験	
	2. 閉じ込め部の溶接部のうち突合せ溶接による溶接部であって、長手継手を有する母材相互周継手を有する母材相互を取り付ける継手と長手継手又は周継手と接する箇所（以下「継手接続箇所」という。）から 100mm 以内の溶接部（1 に掲げるものを除く。）			
	3. 閉じ込め部の溶接部のうち突合せ溶接以外の管台を取り付ける溶接部（最高使用温度 100℃未満の開放容器及びこれに接続される管であって、当該容器から最も近い止め弁までの部分並びに外径 61mm 以下の管の溶接部を除く。）	溶接深さの 1/2（溶接深さの 1/2 が 13mm を超える場合は 13mm）ごとの浸透探傷試験。ただし、最終層は溶接金属部に隣接する幅 13mm の範囲内の母材の部分を含むこと。	放射線透過試験又は超音波探傷試験及び溶接金属部に隣接する幅 13mm の範囲内の母材を含めた部分における浸透探傷試験	
	4. 閉じ込め部の溶接部のうち突合せ溶接以外の管板に管を取り付ける溶接部	浸透探傷試験	—	

	5. 閉じ込め部の溶接部（1～4 までに掲げるものを除く。）	浸透探傷試験	放射線透過試験又は超音波探傷試験
	6. クラッド溶接による溶接部	浸透探傷試験	—
	7. ラグ、ブラケット、強め材、控え、強め輪等であって、重要なものを取り付ける溶接部	浸透探傷試験	放射線透過試験又は超音波探傷試験

表 1 - 1 溶接部の非破壊試験（2 / 3）

区分		規定試験	代替試験
機器	溶接部		
使用第 2 種機器	<p>1. 閉じ込め部の溶接部のうち、突合せ溶接による溶接部であって、次の(1)から(5)までのいずれかに掲げるもの（最高使用温度 100℃未満の開放容器及びこれに接続される管のうち当該容器から最も近い止め弁までの部分並びに外径 61mm 以下の管の溶接部を除く。）</p> <p>(1) 次の a. 又は b. のいずれかに掲げるもの</p> <p>a. オーステナイト系ステンレス鋼で作られた容器であって、厚さが 38mm を超えるものの溶接部</p> <p>b. 炭素鋼で作られた容器であって、厚さが 32mm を超えるものの溶接部</p> <p>(2) 管の長手継手の容器であって厚さが 19mm を超えるもの</p> <p>(3) 管の周継手（管台を取り付ける継手を除く。）の溶接部であって次の a. 又は b. のいずれかに掲げるもの</p> <p>a. 外径が 410mm（液体用のものにあつては、275mm）を超え、かつ、厚さが 19mm を超える管の溶接部</p> <p>b. 厚さが 41mm（液体用のものにあつては、29mm）を超える管の溶接部（a. に掲げるものを除く。）</p> <p>(4) 内包するプルトニウムの濃度が <math>37\mu\text{Bq}/\text{cm}^3</math>（内包するプルトニウムが液体中にある場合は、<math>37\text{Bq}/\text{cm}^3</math>）以上の容器若しくは管又は内包する放射性物質の濃度が <math>37\text{mBq}/\text{cm}^3</math>（内包する放射性物質が液体中にある場合は <math>37\text{kBq}/\text{cm}^3</math>）以上の容器若しくは管の溶接部（(1)から(3)までに掲げるものを除く。）</p>	放射線透過試験	超音波探傷試験又は溶接深さの 1/2（溶接深さの 1/2 が 13mm を超える場合は 13mm）ごとの浸透探傷試験

	a. 液体用の容器又は管であって、最高使用温度がその液体の沸点未満であり、かつ、最高使用圧力が1,960kPa未満のもの溶接部 b. 最高使用圧力98kPa未満の容器の溶接部（a.に掲げるものを除く。） c. 最高使用圧力が980kPa（長手継手の場合は490kPa）未満の管の溶接部（a.に掲げるものを除く。） (5) 継手接続箇所から100mm以内の溶接部（(1)から(4)までに掲げるもの及びライニング型貯槽の溶接部を除く。）		
	2. 閉じ込め部の溶接部（1.に掲げるものを除く。）	浸透探傷試験又は磁粉探傷試験	放射線透過試験又は超音波探傷試験
	3. ラグ、ブラケット、強め材、控え、強め輪等であって、重要なものを取り付ける溶接部		

表 1 - 1 溶接部の非破壊試験（3 / 3）

区分		規定試験	代替試験
機器	溶接部		
種 用 機 器 第 3	1. 閉じ込め部の溶接部 2. ラグ、ブラケット、強め材、控え、強め輪等であって、重要なものを取り付ける溶接部	浸透探傷試験又は磁粉探傷試験	放射線透過試験又は超音波探傷試験

## 6. 突合せ溶接による継手面の食い違い

突合せ溶接による継手面の食い違いは、溶接規格「N-4060 突合せ溶接による継手面の食い違い」に、次の要件を付したものであること。

- 1) 使用第1種機器及び使用第2種機器については、「継手区分A」は「長手継手」に、「継手区分B、継手区分C、継手区分D」は「周継手」に読み替える。
- 2) 使用第3種機器（六ふっ化ウランの加熱容器に限る。）については、「表1-2 使用第3種機器（六ふっ化ウランの加熱容器に限る。）の突合せ溶接による継手面の食い違い」による。

表 1 - 2 使用第3種機器（六ふっ化ウランの加熱容器に限る。）の突合せ溶接による継手面の食い違い

継手の種類	母材の厚さ	食い違いの値
長手継手	6 mm 以下	1.5 mm
	6 mm を超え 24mm 以下	母材の厚さの 25%
	24 mm を超えるもの	6 mm

周継手	6 mm 以下	1.5 mm
	6 mm を超え 48 mm 以下	母材の厚さの 25%
	48 mm を超えるもの	12 mm

#### 7. 厚さの異なる母材の突合せ溶接

厚さの異なる母材の突合せ溶接は、溶接規格「N-4070 厚さの異なる母材の突合せ溶接」に次の要件を付したものによること。

- 1) 「継手区分C又は継手区分D」は「フランジ、平板及び管板を取り付ける継手又は管台を取り付ける継手」に読み替える。

#### 8. 継手の仕上げ

容器又は管の溶接部であって「10. 非破壊試験の方法と判定基準」の規定により非破壊検査を行うこととされているものの表面は、溶接規格「N-4080 継手の仕上げ」によること。ただし、使用第1種機器の溶接部の接液面であって、耐食性を著しく損なうおそれがある場合は、表面の仕上げを行ってはならない。

さらに、当該溶接部の接液面は、「表1-3 溶接部の接液面の余盛高さ及び裏波高さの許容値」の左欄に掲げる項目について、それぞれ同表の右欄に掲げる判定基準に適合するものでなければならない。ただし、構造上当該判定基準によることが著しく困難である場合は、この限りでない。

表1-3 溶接部の接液面の余盛高さ及び裏波高さの許容値

項目	判定基準
余盛の高さ	1 母材の厚さが 3mm 未満のとき 2mm 以下 2 母材の厚さが 3mm 以上のとき 2.5mm 以下
裏波の高さ	1 母材の厚さが 3mm 未満のとき 1.5mm 以下 2 母材の厚さが 3mm 以上で 7.5mm 未満のとき 2mm 以下 3 母材の厚さが 7.5mm 以上のとき 3.5mm 以下 ただし、部分的なたれ落ちについてはこの限りではない。
アンダーカット及びオーバーラップ	0.5mm 以下
その他	溶込み不良、ピット、クレータ及び割れがないこと。

#### 9. 溶接後熱処理

溶接部は、次に規定するところにより溶接後熱処理を行うこと。ただし、十分な強度及び耐食性を有することが確認された場合は、この限りでない。

- (1) 溶接後熱処理は、溶接規格「N-4090 溶接後熱処理」によること（別記-5 1. ⑨及び⑩参照）。この場合であって、「表N-X090-3 溶接後熱処理を要しないもの(1/3)」及び同表(2/3)は適用除外とし、同表(3/3)「2. クラス1機器以外」を適用する。この場合において、「継手区分B」及び「継手区分C」は「周継手」に読み替える。

#### 10. 非破壊試験の方法と判定基準

溶接部の非破壊試験は、溶接規格「N-4100 非破壊試験」に、次の要件を付したものであること。

- 1) 「表N-X100-1 放射線透過試験」については、次の①～④のとおりとする。
  - ① 「増感紙を使用する場合」の欄の「(クラス1容器及びクラス1配管以外のものにあつては、**金属蛍光増感紙を除く。**)」を削る。
  - ② 「撮影原則」の欄の「継手区分B, 継手区分C又は継手区分D」は「周継手」に読み替える。
  - ③ 「放射線源と溶接部の線源側との距離」の欄の「クラス1容器 クラス1配管」は適用除外とし、「**クラスMC容器 クラス2容器 クラス3容器 クラス3相当容器 クラス2配管 クラス3配管 クラス3相当管 クラス4配管**」を適用する。
  - ④ 同表において規定のない針金形透過度計を使用する場合及び判定基準については、「**表1-4 放射線透過試験**」を加え、「**表N-X100-1 放射線透過試験**」の判定基準は適用除外とする。

表1-4 放射線透過試験

針金形透過度計を使用する場合	透過度計の配置	JIS Z3104「鋼溶接継手の放射線透過試験方法」の「附属書1、2又は3の撮影配置」、JIS Z3106「ステンレス鋼溶接継手の放射線透過試験方法」の「附属書1、2又は3の撮影配置」又はJIS Z3107「チタン溶接部の放射線透過試験方法」の「7. 撮影配置」によること。この場合において、透過度計を溶接部の線源側に置くことが困難な場合は、記号「F」を付してフィルム側に置くことができる。また、全周を同時に撮影する場合は、透過度計を等間隔に4個以上写るように置くこと。	
	階調計の使用	炭素鋼又はステンレス鋼等の撮影において、JIS Z3104又はJIS Z3106の規定により階調計を使用する場合には、当該JISに従い撮影すること。	
針金形透過度計	使用すべき透過度計	透過度計の構造	JIS Z2306「放射線透過試験用透過度計」によるものであること。
		階調計の構造	JIS Z3104又は、JIS Z3106に規定された階調計を使用すること。
	透過度計識別度	炭素鋼又はステンレス鋼等	JIS Z3104又はJIS Z3106の「附属書1、2、又は3の透過写真の必要条件」A級、P1級、P2級又はF級に適合すること。 <b>ただし、構造上やむを得ない場合であつて、材厚1.6mm以下でγ線を用いた場合は、0.32mmの線が識別できること。</b>
		チタン等	JIS Z3107の「透過写真の必要条件」に適合すること。
	透過写真の濃度範囲等	炭素鋼又はステンレス鋼等	JIS Z3104又はJIS Z3106附属書1又は2の「透過写真の必要条件」の「透過写真の濃度範囲」及び「階調計の値」のA級、並びに「試験部の有効長さ」に適合すること。
チタン等		JIS Z3107の「透過写真の必要条件」に適合すること。	
判定	次の1から4までに適合すること。		



	<p>1 JIS Z3104-1995 の附属書 4 「透過写真によるきずの像の分類方法」の 1 類、JIS Z3106-2001 の附属書 4 「透過写真によるきずの像の分類方法」の 1 類又は JIS Z3107-1993 の附属書 「透過写真によるきずの像の分類方法」の 1 類であること。ただし、ステンレス鋼等における第 1 種及び第 4 種のきずのきず点数として算定しないきずの長径は、母材の厚さが 5mm 以下の場合にあっては、母材の厚さの 0.1 倍とする。再処理クラス 3 容器と管、クラス 4 容器と管の場合にあっては、炭素鋼及びステンレス鋼等における第 1 種及び第 4 種のきず並びにチタン等におけるブローホール及びタングステン巻込み（以下この表において「第 1 種のきず等」という。）については、試験視野を 3 倍に拡大してきず点数を求め、その 3 分の 1 の値をきず点数とすることができる。</p> <p>2 第 1 種のきず等がある場合には、その長径は、それぞれのきずの隣接する他の第 1 種のきず等との間の距離が 25mm 未満の場合にあっては母材の厚さの 0.2 倍(3.2mm を超える場合は、3.2mm)、隣接する他の第 1 種のきず等との間の距離が 25mm 以上の場合にあっては母材の厚さの 0.3 倍(6.4mm を超える場合は 6.4mm)の値を超えないこと。この場合において、1 においてきず点数として算定しないきずについては、きずとみなさない。</p> <p>3 炭素鋼又はステンレス鋼等においては、母材の厚さの 12 倍の長さの範囲内に連続して直線的に並んでいる第 2 種のきずであって、隣接する第 2 種のきずの間の距離が長い方の第 2 種のきずの長さの 6 倍未満であるものの長さの合計が母材の厚さを超えないこと。</p>
--	---

### 1 1. 機械試験

機械試験は、溶接規格「N-4110 機械試験」（別記-5 1. ⑩参照）に、次の要件を付したものによること。

- 1) 「表N-X110-1 機械試験 (1/2)」において、「機器の区分」の欄の「クラス1容器、クラスMC容器」は「使用第1種容器」に、「溶接部の区分」の欄の「継手区分A」は「長手継手」に、「継手区分B, 継手区分C及び継手区分D」は「周継手」に読み替える。
- 2) 「表N-X110-1 機械試験 (2/2)」において、「クラス1配管」は「使用第1種管」に、「溶接部の区分」の欄の「継手区分A」は「長手継手」に、「継手区分B及び継手区分C」は「周継手(管台を取り付ける継手を除く。）」に読み替える。
- 3) 「表N-X110-1 機械試験」の「破壊靱性試験」は「衝撃試験」に読み替え、（注）5において、「発電用原子力機器に関する容器又は管の破壊靱性試験であって、」は削る。
- 2) 「表N-X110-1 機械試験」に表1-5を加える。
- 3) 「表N-X110-2 継手引張試験、型曲げ試験及びローラ曲げ試験」の型曲げ試験の表の母材の区分欄、同じくローラ曲げ試験の表の母材の区分欄の「P-52」は「P-52及びP-61」を追加する。
- 4) 「表N-X110-3 破壊靱性試験」において、機器の区分の欄の「クラス1容器」、「クラス1配管」、「クラスMC容器」は適用除外とする。また、「クラス2容器」、「クラス3容器」、「クラス3相当容器」、「クラス2配管」、「クラス3配管」及び「クラス3相当管」は「使用第1種容器及び使用第1種管」に読み替える。

表 1-5 使用第 2 種容器及び使用第 2 種管の機械試験

区分			試験の種類
機器の区分		溶接部の区分	
使用第 2 種 容器	胴の内径 600mm を 超えるもの	胴	継手引張試験、 型曲げ試験
		管台及び管	
	胴の内径が 600mm 以下のもの		長手継手の溶接部
使用第 2 種管			継手引張試験、 型曲げ試験

## 1 2. 再試験

再試験は、溶接規格「N-4120 再試験」(別記-5 1.⑫参照)に、次の要件を付したものであること。

- 1) 「表N-X120-1 再試験」における破壊靱性試験の「クラス1容器」、「クラス1配管」、「クラスMC容器」は適用除外とする。
- 2) 同表の「クラス2容器、クラス3容器、クラス3相当容器、クラス2配管、クラス3配管及びクラス3相当管」は、「使用第1種機器及び使用第1種管」に読み替える。

## 1 3. 溶接部の耐圧試験等

溶接部の耐圧試験等については、次によること。

- 1) 「表1-6 耐圧試験」の機器の欄に掲げる容器又は管の溶接部(ライニング型貯槽(コンクリート製の貯槽にステンレス鋼等の内張りを施した容器をいう。以下同じ。)の溶接部を除く。)は、同欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の試験圧力の欄に掲げる圧力で耐圧試験を行い、これに耐え、かつ、漏えいがないものでなければならない。ただし、容器又は管の構造上当該圧力で試験を行うことが著しく困難である場合であって、可能な限り高い圧力で試験を行い、これに耐え、かつ、漏えいがなく、放射線透過試験、超音波探傷試験、磁粉探傷試験又は浸透探傷試験のうちいずれか適当な非破壊試験を行い、これに合格するときは、この限りでない。
- 2) ライニング型貯槽の溶接部は、発泡試験(減圧法)による漏えい試験を行い、これに合格するものでなければならない。ただし、構造上漏えい試験を行うことが著しく困難である場合であって、浸透探傷試験を行い、これに合格するときは、この限りでない。
- 3) 上記2)の漏えい試験は、「表1-7 漏えい試験の方法と判定基準」の発泡試験(減圧法)の項の試験の方法の欄に掲げる方法によって行うこととし、同表の判定基準の欄に掲げる基準に適合するときは、これを合格とする。

表 1-6 耐圧試験

機器	試験圧力
----	------



使用第1種容器 使用第2種容器 使用第3種容器	内圧を受けるもの	開放容器	胴板の頂部（屋根がない場合は、頂部の山形鋼の下部）より50mm 下部（いっ出口がある場合は、いっ出口の下部）まで液体を満たしたときの圧力
		その他のもの	最高使用圧力の1.5倍以上の水圧（水圧で試験を行うことが困難である場合は、最高使用圧力の1.25倍以上の気圧）
	外圧を受けるもの	内部が大気圧未満になることにより大気圧により外圧を受けるもの（開放容器を除く。）	大気圧と内面に受ける圧力との最高の差の1.5倍以上の水圧又は気圧
		その他のもの	外圧と内面に受ける圧力との最高の差の1.5倍以上の水圧（水圧で試験を行うことが困難である場合は、当該差の1.25倍以上の気圧）
使用第1種管 使用第2種管	内圧を受けるもの	試験圧力の異なる容器又は管と一体で試験を行う必要のあるもの（当該容器又は管と直接接続される継手の溶接部に限る。）	低い方の試験圧力による水圧（水圧で試験を行うことが困難である場合は、気圧）
		開放容器に接続されるもの（当該容器の静水頭圧以外の圧力が加わらない部分に限る。）	当該容器の胴板の頂部（当該容器に屋根がない場合は、頂部の山形鋼の下部）より50mm 下部（いっ出口がある場合は、いっ出口の下部）まで液体を満たしたときの圧力
		その他のもの	最高使用圧力の1.5倍以上の水圧（水圧で試験を行うことが困難である場合は、最高使用圧力の1.25倍以上の気圧）
	外圧を受けるもの	内部が大気圧未満になることにより、大気圧により外圧を受けるもの（開放容器に接続されるものであって、当該容器の静水頭圧以外の圧力が加わらない部分を除く。）	大気圧と内面に受ける圧力との最高の差の1.5倍以上の水圧又は気圧
その他のもの		外圧と内面に受ける圧力との最高の差の1.5倍の水圧（水圧で試験を行うことが困難である場合は、当該差の1.25倍以上の気圧）	
使用第3種管	内圧を受けるもの		最高使用圧力の1.25倍以上の気圧又は水圧
	外圧を受けるもの	内部が大気圧未満になることにより、大気圧により外圧を受けるもの（開放部により内	大気圧と内面に受ける圧力との最高の差の1.5倍以上の気圧又は水圧

		部と外部が通じている管を除く。)	
		その他のもの	外圧と内面に受ける圧力との最高の差の1.25倍以上の気圧又は水圧

(備考)

- 1 外圧を受けるものの試験圧力については、容器又は管の内部から加える圧力とすることができる。
- 2 最高使用圧力が 98kPa 未満の容器又は管にあっては、水圧による試験を気圧で行うことができる。この場合における試験圧力は、水圧による試験を気圧で行うことができる。この場合における試験圧力は、水圧による試験の場合と同じ圧力とする。

表 1-7 漏えい試験の方法と判定基準

試験の種類	試験の方法	判定基準
アンモニアリーク試験	内圧を 29kPa 以上に加圧すること。 アンモニア濃度は 10%以上とすること。	溶接部の欠陥からの漏えいによる青色像が認められないこと。
ヘリウムリーク試験 (加圧法)	ヘリウム混合ガスの圧力は、最高使用圧力の 15%又は 410kPa の小さい方の値以上とすること。 ヘリウム濃度は 10%以上とすること。	溶接部の欠陥からの漏えいが認められないこと。
ヘリウムリーク試験 (真空法)	真空度は 13.3Pa 以上とすること。	溶接部の欠陥からの漏えいが認められないこと。
ハロゲンリーク試験	内圧を 29kPa 以上に加圧すること。 ハロゲン濃度は 20%以上とすること。	溶接部の欠陥からの漏えいが認められないこと。
発泡試験 (減圧法)	減圧する圧力は -20kPa 以下とすること。	溶接部の欠陥からの漏えいによる発泡が認められないこと。

## ○原子力規制委員会規則第 号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行に伴い、並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則

（改正の対象となる規則の一部改正）

第一条 次の各号に掲げる規則の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

一 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）

別表第一

二 核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号） 別表第二

三 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年<sup>総</sup>通商<sup>理</sup>産業省<sup>府</sup>令第一号） 別表第

三

四 国際規制物資の使用等に関する規則（昭和三十六年総理府令第五十号） 別表第四

五 核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号） 別表第五

六 核原料物質の使用に関する規則（昭和四十三年総理府令第四十六号） 別表第六

七 使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号） 別表第七

八 核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十六号）

別表第八

九 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）

別表第九

- 十 船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年運輸省令第七十号） 別表第十
- 十一 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号） 別表第十一
- 十二 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号） 別表第十二
- 十三 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第二百二十二号） 別表第十三
- 十四 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第一百十二号） 別表第十四
- 十五 試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則（平成十七年文部科学省令第四十九号） 別表第十五
- 十六 製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度に

についての確認等に関する規則（平成十七年経済産業省令第百十二号） 別表第十六

十七 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二

十年経済産業省令第二十三号） 別表第十七

十八 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成二十

四年 文部科学省  
経済産業省 令第二号） 別表第十八

十九 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第三十

四号） 別表第十九

第二条 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委

員会規則第十号）第三条の二中「第百十一条第一項第六号」を「第百十条の二第十一号」に改める。

第三条 第一条各号に定める表中の傍線、破線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改めること。

二 条項番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定を改正前欄及

び改正後欄に対応して掲げている場合であつて、標記部分が改正前欄及び改正後欄で同一のときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げるもののように改めること。

三 標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であつて、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。

四 標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄に掲げている場合であつて、改正後欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を削ること。

五 標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であつて、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十一条の二十四に規定する指定検査機関等を指定する省令等の廃止)

第二条 次に掲げる規則は、廃止する。

一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十一条の二十四に規定する指定検査機関等を指定する省令（平成十三年経済産業省令第二百二十四号）

二 研究開発段階発電用原子炉に使用する燃料体の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十一号）

(経過措置)

第三条 この規則の施行の際現に設置されている試験研究用等原子炉施設（旧法第四十三条の三の二第二項の廃止措置計画の認可を受けているもの及び旧法第二十九条の施設定期検査（以下この条において単に「施設定期検査」という。）を受けたことがないものを除く。）であつて、旧法第二十八条第一項の規定による使用前検査（原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十六号。附則第十三条において「平成二十五年整備等規則」という。）第十



三条の規定により改正された試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十一号）の規定に係るものに限る。）に合格しているもの（第三項において「新規制基準適合試験研究用等原子炉施設」という。）について、この規則の施行後最初に行うべき新法第二十九条第一項の検査は、直近の施設定期検査が終了した日以降十二月を超えない時期（施行日の前日において施設定期検査を受けている場合にあつては、施行日から十二月を超えない時期）に行うものとする。

2 この規則の施行の際現に設置されている試験研究用等原子炉施設であつて、旧法第四十三条の三の二第二項の廃止措置計画の認可を受けているものについて、この規則の施行後最初に行うべき新法第二十九条第一項の検査は、施行日から十二月を超えない時期に行うものとする。

3 施行日の前日において施設定期検査を受けている試験研究用等原子炉施設（新規制基準適合試験研究用等原子炉施設を除く。）については、この規則の施行後最初に行うべき新法第二十九条第一項の検査は、施行後直ちに行うものとする。

第四条 施行日の前日において旧法第十六条の五、第四十六条の二の三又は第五十一条の十の施設定期検査

を受けている加工施設、再処理施設又は廃棄物管理施設について、この規則の施行後最初に行うべき新法第十六条の五第一項、第四十六条の二の二第一項又は第五十一条の十第一項の検査は、施行後直ちに行うものとする。

第五条 この規則の施行の際現に設置されている発電用原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。第八条第四項において「令」という。）第一条に規定する研究開発段階発電用原子炉（以下単に「研究開発段階発電用原子炉」という。）に係るものに限る。）であつて、旧法第四十三条の三の三十四第二項の廃止措置計画の認可を受けているものについて、この規則の施行後最初に行うべき新法第四十三条の三の十六第一項の検査は、直近の施設定期検査（旧法第四十三条の三の十五の施設定期検査をいう。）が終了した日以降十三月を超えない時期に行うものとする。

第六条 施行日から令和二年四月三十日までの間に新法第二十九条第一項の検査を開始しようとする者に係る新試験炉規則第三条の十二第二項の規定の適用については、同項中「検査開始予定日の一月前まで（第三条の九第二項の一定の期間（以下この条において単に「一定の期間」という。）を定め、又は変更（一

定の期間を短縮する場合を除く。)をした場合は三月前まで)とあるのは、「この規則の施行の日まで」とする。

2 附則第三条第三項又は第四条の規定に基づき施行後直ちに行う検査については、新試験炉規則第三条の十二第二項の規定(同条第一項に規定するときに係るものに限る。)、新加工規則第三条の十三第二項の規定(同条第一項に規定するときに係るものに限る。)、新再処理規則第七条の十二の二第二項の規定(同条第一項に規定するときに係るものに限る。)、又は新廃棄物管理規則第十六条第二項の規定(同条第一項に規定するときに係るものに限る。))は、適用しない。

第七条 施行日前に旧法第二十一条、第三十四条、第四十三条の三の二十一、第四十七条、第五十一条の十五又は第五十六条の二の規定により記録した旧加工規則第七条第一項、旧試験炉規則第六条第一項、旧研開炉規則第六十二条第一項、旧再処理規則第八条第一項、旧二種埋設規則第十三条第一項、旧廃棄物管理規則第二十六条第一項又は旧核燃料物質使用規則第二条の十一第一項の表の上欄に掲げる事項の保存については、なお従前の例による。この場合において、旧加工規則第七条第一項の表第一号イ中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最初の使用前確認」と、同号ロ中「次の検査」とあるのは「この規則の施

行後最初の定期事業者検査」と、同号ハ中「検査終了後五年が経過するまでの期間」とあるのは「同一事項に関するこの規則の施行後最初の定期事業者検査のときまでの期間」と、旧試験炉規則第六条第一項の表第一号イ中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最初の使用前確認」と、同号ロ及びハ中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最初の定期事業者検査」と、同表第十一号中「次の改定の後三年間」とあるのは「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号）第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録の作成後三年が経過するまでの期間」と、旧研開炉規則第六十二条第一項の表第一号イ中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最初の使用前確認」と、同号ロ中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最初の定期事業者検査」と、旧再処理規則第八条第一項の表第一号イ中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最初の使用前確認」と、同号ロ中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最初の定期事業者検査」と、同号ハ中「検査終了後五年が経過するまでの期間」とあるのは「同一事項に関するこの規則の施行後最初の定期事業者検査のときまでの期間」と、旧廃棄物管理規則第二十六条第一項の表第一号イ中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最

初の使用前確認」と、同号口中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最初の定期事業者検査」と、同号ハ中「検査終了後五年が経過するまでの期間」とあるのは「同一事項に関するこの規則の施行後最初の定期事業者検査のときまでの期間」と、旧核燃料物質使用規則第二条の十一第一項の表第一号及び第三号ハ中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最初の使用前確認」と、同表第七号中「次の改定の後三年間」とあるのは「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号）第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録の作成後三年が経過するまでの期間」と読み替えるものとする。

第八条 この規則の施行の際現に加工施設若しくは使用済燃料貯蔵施設の設置の工事に着手している者又は旧法第二十二条第一項、第三十七条第一項、第四十三条の三の二十四第一項（研究開発段階発電用原子炉に係るものに限る。）、第五十条第一項、第五十一条の十八第一項若しくは第五十七条第一項の規定により保安規定の認可を受けている者は、令和二年九月三十日までに新法第二十二条第一項、第三十七条第一項、第四十三条の三の二十四第一項、第四十三条の二十第一項、第五十条第一項、第五十一条の十八第一

項又は第五十七条第一項に規定する保安規定の認可又は変更の認可を申請しなければならない。

2 前項の規定による保安規定の認可又は変更の認可を申請した者が講ずる保安のために必要な措置については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があった日までの間は、新加工規則第七条の二の二から第七条の八まで、新試験炉規則第六条の三から第十四条の二まで、新研開炉規則第六十四条から第八十五条まで、新貯蔵規則第二十八条から第三十五条の二まで、新再処理規則第八条の三から第十六条まで、新二種埋設規則第十三条の三から第十九条の二まで、新廃棄物管理規則第二十六条の三から第三十三条の二まで又は新核燃料物質使用規則第二条の十一の三から第二条の十一の十二までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 第一項又は原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う实用発電用原子炉に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第三号）附則第六条第一項の規定による保安規定の認可又は変更の認可を申請した者が講ずる工場又は事業所の外における核燃料物質等の廃棄及び運搬に係る保安のために必要な措置については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があった日までの間

は、新外廃棄規則第二条第一項第二号及び第四号並びに第三条第一項第九号並びに新外運搬規則第十七条の二及び第十九条第一項第八号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現に旧法第五十二条第一項の許可を受けている者（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものに限る。）が講ずる核燃料物質の使用等並びに工場又は事業所の外における核燃料物質等の廃棄及び運搬に係る保安のために必要な措置については、令和二年九月三十日までの間は、新核燃料物質使用規則第二条の十一の三から第二条の十一の十二まで並びに新外廃棄規則第二条第一項第二号及び第四号並びに第三条第一項第九号並びに新外運搬規則第十七条の二及び第十九条第一項第八号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 新法第五十九条第一項の規定により原子力事業者等から運搬を委託された者が講ずる工場又は事業所の外における核燃料物質等の運搬に係る保安のために必要な措置については、令和二年九月三十日までの間は、新外運搬規則第十七条の二及び第十九条第一項第八号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 前三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における新外廃棄規則第五条及び新外運搬規則第二十条の規定の適用については、新外廃棄規則第五条中「第二条第一項第三号から第八号まで及び第

二項」とあるのは「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（令和 年原子力規制委員会規則第 号）による改正前の第二条第一項第三号から第七号まで及び第二項」と、新外運搬規則第二十条中「第十七条の二」とあるのは「第十条七条」とする。

第九条 この規則の施行の際現に旧外運搬規則第二十一条第一項又は第二十三条第二項の規定によりされている申請は、それぞれ新外運搬規則第二十一条第一項又は第二十三条第二項の規定による申請とみなす。

第十条 施行日前に旧加工規則第七条の八の二第一項第一号、旧再処理規則第十六条の二第一項第一号又は旧廃棄物管理規則第三十三条の二第二項第一号の規定により行われた評価はそれぞれ新加工規則第七条の四の二第一項、新再処理規則第十一条の二第一項又は新廃棄物管理規則第二十九条の二第一項の規定により行われた評価と、旧加工規則第七条の八の二第一項第二号、旧再処理規則第十六条の二第一項第二号又は旧廃棄物管理規則第三十三条の二第二項第二号の規定により策定された計画はそれぞれ新加工規則第七条の四の二第一項、新再処理規則第十一条の二第一項又は新廃棄物管理規則第二十九条の二第一項の規定



により策定された方針と、旧加工規則第七条の八の二第二項の規定により行われた再評価及び当該再評価に基づき策定された計画はそれぞれ新加工規則第七条の四の二第二項の規定により行われた再評価及び当該再評価に基づき策定された方針と、旧試験炉規則第十四条の二第三項の規定により行われた評価及び当該評価に基づき策定された計画はそれぞれ新試験炉規則第九条の二第二項の規定により行われた再評価及び当該再評価に基づき策定された方針とみなす。

第十一条 この規則の施行の際現に旧法第二十二条の八第二項、第四十三条の三の二第二項、第四十三条の三の三十四第二項（研究開発段階発電用原子炉に係るものに限る。）、第五十条の五第二項又は第五十七条の五第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けている者は、令和二年九月三十日までに新法第二十条の八第三項、第四十三条の三の二第三項、第四十三条の三の三十四第三項、第五十条の五第三項又は第五十七条の五第三項において読み替えて準用する新法第十二条の六第三項に規定する廃止措置計画の変更の認可（新加工規則第九条の五第一項第五号、第六号及び第十一号並びに第二項第六号及び第九号、新試験炉規則第十六条の六第一項第六号、第七号及び第十二号並びに第二項第五号及び第八号、新研開炉規則第一百一十一条第一項第十二号及び第二項第九号、新再処理規則第十九条の五第一項第十一号及び第二項第

九号又は新核燃料物質使用規則第六条の三第一項第五号、第六号及び第十一号並びに第二項第五号及び第八号に掲げる事項に係るものに限る。)を申請しなければならない。

2 前項の規定による廃止措置計画の変更の認可を申請した者に係る廃止措置については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があった日までの間は、新加工規則第九条の五第一項第五号、第六号及び第十一号並びに第二項第六号及び第九号、新試験炉規則第十六条の六第一項第六号、第七号及び第十二号並びに第二項第五号及び第八号、新研開炉規則第一百十一条第一項第十二号及び第二項第九号、新再処理規則第十九条の五第一項第十一号及び第二項第九号又は新核燃料物質使用規則第六条の三第一項第五号、第六号及び第十一号並びに第二項第五号及び第八号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十二条 原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第四号)附則第十二条第二項中「新研開炉規則第七十八条から第八十一条まで、第八十七条第一項第二十号から第二十三号まで、同条第三項第十七号から第二十号まで」を「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則(

令和 年原子力規制委員会規則第 号)による改正後の研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第七十八条、第八十七条第一項第十六号及び第三項第十六号」に改める。

第十三条 平成二十五年整備等規則の一部を次のように改める。

附則第二条第二項中「新試験炉規則第十五条第一項第十五号」を「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則(令和 年原子力規制委員会規則第 号)による改正後の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十条並びに第十五条第一項第十五号及び第二項第十五号」に改める。

附則第四条第二項中「新核燃料物質使用規則第二条の十二第一項第十一号」を「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則(令和 年原子力規制委員会規則第 号)による改正後の核燃料物質の使用等に関する規則第二条の十一の八並びに第二条の十二第一項第十三号及び第二項第十五号」に改める。

附則第七条第二項中「新加工事業規則第七条の四の四、第七条の四の五、第八条第一項第十七号及び第十八号、同条第二項第十九号及び第二十号」を「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（令和 年原子力規制委員会規則第 号）による改正後の核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条の四の三、第八条第一項第十四号及び第二項第十六号」に改める。

附則第八条中「最初に行う施設定期検査の次の施設定期検査」を「最初に行う定期事業者検査の次の定期事業者検査」に改める。

附則第十一条第二項中「新再処理事業規則第十二条の四、第十二条の五、第十七条第一項第二十号及び第二十一号、同条第二項第二十一号及び第二十二号」を「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（令和 年原子力規制委員会規則第 号）による改正後の使用済燃料の再処理事業に関する規則第十二条、第十七条第一項第十五号

及び第二項第十七号」に改める。

第十四条 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十九年原子力規制委員会規則第五号。次項において「平成二十九年改正規則」という。）附則第二条第三項及び第四項並びに第三条を削る。

2 平成二十九年改正規則附則第二条第三項の規定によりなお従前の例によることとされていた発電用原子炉施設に係る附則第十一条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「新研開炉規則第百十一条第一項第十二号及び第二項第九号」とあるのは、「新研開炉規則第百十一条第一項第六号、第七号及び第十二号並びに第二項第六号及び第九号」とする。

第十五条 試験研究用等原子炉施設等に対する妨害破壊行為等への対策の強化等のための試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則（平成三十一年原子力規制委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の表中「第二条の十一の十第二項第一号」を「第二条の十一の十三第二項第一号」に改める

附則第三条第一項の表中「第二条の十一の十第二項第十七号ホ」を「第二条の十一の十三第二項第十七号ホ」に改め、同条第二項の表中「第二条の十一の十第二項第十八号」を「第二条の十一の十三第二項第十八号」に改める。

附則第四条の表中「第二条の十一の十第二項第二十三号」を「第二条の十一の十三第二項第二十三号」に改める。

(定義)

第十六条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 旧法 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律をいう。

二 新法 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律をいう。

三 旧試験炉規則 この規則による改正前の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則をいう。

四 新試験炉規則 この規則による改正後の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則をいう。

五 旧核燃料物質使用規則 この規則による改正前の核燃料物質の使用等に関する規則をいう。

六 新核燃料物質使用規則 この規則による改正後の核燃料物質の使用等に関する規則をいう。

七 旧加工規則 この規則による改正前の核燃料物質の加工の事業に関する規則をいう。

八 新加工規則 この規則による改正後の核燃料物質の加工の事業に関する規則をいう。

九 旧再処理規則 この規則による改正前の使用済燃料の再処理の事業に関する規則をいう。

十 新再処理規則 この規則による改正後の使用済燃料の再処理の事業に関する規則をいう。

十一 新外廃棄規則 この規則による改正後の核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則をいう。

十二 旧外運搬規則 この規則による改正前の核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する

規則をいう。

十三 新外運搬規則 この規則による改正後の核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則をいう。

十四 旧二種埋設規則 この規則による改正前の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則をいう。

十五 新二種埋設規則 この規則による改正後の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則をいう。

十六 旧廃棄物管理規則 この規則による改正前の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則をいう。

十七 新廃棄物管理規則 この規則による改正後の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則をいう。

十八 旧研開炉規則 この規則による改正前の研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則をいう。



一九 新研開炉規則 この規則による改正後の研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則をいう。

二十 新貯蔵規則 この規則による改正後の使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則をいう。

二十一 施行日 この規則の施行の日をいう。

※官報掲載時は【別表】の体裁による新旧対照表を挿入

別表第一 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>(定義)            第一条の二 「略」            2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〇七 略」            八 「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二<del>十</del>年原子力規制委員会規則第二<del>十</del>号。以下「品質管理基準規則」という。）            第二条第二項第一号に規定する保安活動をいう。            九 「品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。            十 「廃止措置対象施設」とは、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた廃止措置計画（同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による<del>変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの</del>）に係る廃止措置の対象となる試験研究用等原子炉施設をいう。            十一 「設計想定事象」とは、次に掲げる事象であつて、試験研究用等原子炉施設の設計において発生を想定しているものをいう。            イ 自然現象            ロ 試験研究用等原子炉施設を設置する工場若しくは事業所（<del>原子力船を含む。</del>）内又はその周辺における試験研究用等原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）            ハ 試験研究用等原子炉施設内における火災、溢水<del>（いんぱん）</del>その他の試験研究用等原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象</p>	<p>(定義)            第一条の二 「同上」            2 「同上」            「一〇七 同上」            「号を加える。」            「号を加える。」            「号を加える。」            「号を加える。」</p>

十二 「多量の放射性物質等を放出する事故」とは、発生頻度が設計基準事故（試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十一号。次条第一項第二号ロ及び第十一号第三号において「設置許可基準規則」という。）第二条第二項第十六号に規定する設計基準事故をいう。）より低い事故であつて、試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものをいう。

（試験研究用等原子炉の設置の許可の申請）

第一条の三 法第二十三条第二項の試験研究用等原子炉の設置の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

- 一 「略」
- 二 法第二十三条第二項第五号の試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。
  - イ 「略」
  - ロ 試験研究用等原子炉施設の一般構造
- (1) 「略」
- (2) 耐津波構造（設置許可基準規則第五条に規定する津波に對して試験研究用等原子炉施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。）

ハ 原子炉本体の構造及び設備

- (1) 試験研究用等原子炉の炉心（第六条第一項及び第十一條において単に「炉心」という。）
  - (i) 「略」
  - (ii) 燃料体の最高燃焼度及び最大挿入量
  - (iii) 「略」
  - (iv) 「略」

〔号を加える。〕

（試験研究用等原子炉の設置の許可の申請）

第一条の三 「同上」

- 一 「同上」
- 二 「同上」
- イ 「同上」
- ロ 「同上」
- (1) 「同上」
- (2) 耐津波構造（試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十一号。次項第十号において「設置許可基準規則」という。）第五条に規定する津波に對して試験研究用等原子炉施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。）

ハ 「同上」

- (1) 試験研究用等原子炉の炉心（以下「炉心」という。）
  - (i) 「同上」
  - (ii) 燃料体の最大挿入量
  - (iii) 「同上」
  - (iv) 「同上」

(2) 燃料体  
略

〔(i)〕  
〔(iv)〕  
略

〔削る。〕

〔(3)〕  
〔(6)〕  
略

〔二〕  
又  
略

〔三〕  
五  
略

六 法第二十三条第二項第九号の試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を~~は~~記載すること。

2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第十二条第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、第六号及び第七号の書類は、附帯陸上施設に係るものに限るものとする。

〔一〕  
九  
略

十 試験研究用等原子炉の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される試験研究用等原子炉の事故（多量の放射性物質等を放出する事故を含む。第二条第二項第十号において同じ。）の種類、程度、影響等に関する説明書

十一 試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

〔十二〕  
略

〔十三〕  
略

3 法第二十三条第一項の許可を受けようとする者が法人である場  
4

(2) 〔同上〕~~燃料体~~

〔(i)〕  
〔(iv)〕  
同上

〔v〕  
最高燃焼度

〔(3)〕  
〔(6)〕  
同上

〔二〕  
又  
同上

〔三〕  
五  
同上

〔号を加える。〕

2 〔同上〕

〔一〕  
九  
同上

十 試験研究用等原子炉の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される試験研究用等原子炉の事故（発生頻度が設計基準事故（設置許可基準規則第二条第二項第十六号に規定する設計基準事故をいう。以下同じ。）より低い事故であつて、試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものを含む。第二条第二項第十号において同じ。）の種類、程度、影響等に関する説明書  
〔号を加える。〕

〔十一〕  
同上

〔十二〕  
同上

3 〔同上〕

4 法第二十三条第一項の許可を受けようとする者が法人である場

合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めるときは、第二項第十三号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第二十五条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

(変更の許可の申請)

第二条 令第十四条の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一 令第十四条第三号の変更の内容については、法第二十三条第二項第三号の試験研究用等原子炉の熱出力の変更に係る場合にあつては連続最大熱出力(連続最大熱出力を超える熱出力で運転時間を限定して運転しようとするときは、その最大の熱出力及び連続最大熱出力)を記載し、同項第五号の試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては第一条の三第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第二十三条第二項第八号の使用済燃料の処分の方法の変更に係る場合にあつてはその売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載し、同項第九号の試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては第一条の三第一項第六号に規定する事項を記載すること。

二 「略」

2 法第二十三条第二項第二号から第五号まで又は第九号に掲げる事項の変更に係る令第十四条の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類(試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、第六号及び第七号の書類は、附帯陸上施設に係るものに限る。)を添付しなければならない。

「一」十 略

十一 変更後における試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に備へる説明書

3 「略」

合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めるときは、第二項第十二号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第二十五条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

(変更の許可の申請)

第二条 「同上」令第十四条の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一 令第十四条第三号の変更の内容については、法第二十三条第二項第三号の試験研究用等原子炉の熱出力の変更に係る場合にあつては、連続最大熱出力(連続最大熱出力を超える熱出力で運転時間を限定して運転しようとするときは、その最大の熱出力及び連続最大熱出力)を記載し、同項第五号の試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては、第一条の三第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第二十三条第二項第八号の使用済燃料の処分の方法の変更に係る場合にあつては、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載すること。

二 「同上」

2 法第二十三条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の変更に係る令第十四条の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類(試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、第六号及び第七号の書類は、附帯陸上施設に係るものに限る。)を添付しなければならない。

「一」十 同上

「号を加える。」

3 「同上」

(設計及び工事の計画の認可を要しない工事等)

第二条の二 法第二十七条第一項の原子力規制委員会規則で定める工事は、**変更の工事であつて**、次条第一項第三号又は第五号に掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事とする。

2 法第二十七条第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、同条第一項又は第二項の認可を受けたところによる放射線遮~~り~~蔽物の側壁における線量当量率の値を大きくしないものその他試験研究用等原子炉施設の保全上支障のない変更とする。

3 法第二十七条第五項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次条第一項第三号又は第五号に掲げる事項の変更を伴う場合以外の場合とする。

(設計及び工事の計画の認可の申請)

第三条 法第二十七条第一項の規定により、試験研究用等原子炉施設に関する設計及び工事の計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一 三 略」

四 工事工程表

五 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「条を加える。」

(設計及び工事の方法の認可の申請)

第三条 法第二十七条第一項の規定により、試験研究用等原子炉施設に関する設計及び工事の方法(第三条の七に規定する試験研究用等原子炉施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条及び次条において同じ。)について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一 三 同上」

「号を加える。」

四 設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織(以下「設計及び工事に係る品質管理の方法等」という。)

に關する次の事項

イ 品質保証の実施に係る組織

ロ 保安活動の計画

ハ 保安活動の実施

ニ 保安活動の評価

ホ 保安活動の改善

六 「略」

2 前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の計画が法第二十三条第一項若しくは第二十六条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事の計画が法第二十八条の二の技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

3 設計及び工事の計画の全部につき一時に法第二十七条第一項の規定による認可を申請することができないときは、分割して認可を申請することができる。この場合において、申請書に当該申請に係る部分以外の設計及び工事の計画の概要並びに設計及び工事の計画の全部につき一時に申請することができない理由を記載した書類を添付しなければならない。

4 「略」

（変更の認可の申請）

第三条の二 法第二十七条第二項の規定により、認可を受けた試験研究用等原子炉施設に関する設計及び工事の計画について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 三 略

四 変更に係る前条第一項第四号の工事工程表

五 変更に係る前条第一項第五号の設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

六 「略」

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

五 「同上」

2 前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の方法が法第二十七条第三項第二号の技術上の基準（以下この条及び次条において「設計及び工事の方法の技術上の基準」という。）に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が同項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

3 設計及び工事の方法の全部につき一時に法第二十七条第一項の規定による認可を申請することができないときは、その理由を付し、分割して認可を申請することができる。

4 「同上」

（変更の認可の申請）

第三条の二 法第二十七条第二項の規定により、認可を受けた試験研究用等原子炉施設に関する設計及び工事の方法について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 三 同上

四 号を加える。

五 変更に係る前条第一項第四号の設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する事項

五 「同上」

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に原子力規制委員会に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略することができる。



- 一 変更に係る設計及び工事の計画が法第二十三条第一項若しくは第二十六条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類
- 二 変更に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類
- 〔号を削る。〕

3 「略」

（設計及び工事の計画に係る軽微な変更の届出）

- 第三条の二の二 法第二十七条第五項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 変更に係る試験研究用等原子炉施設の概要
- 三 法第二十七条第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号
- 四 変更の内容
- 五 変更の理由
- 2 前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

（使用前事業者検査の実施）

第三条の二の三 使用前事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法
- 二 機能及び性能を確認するために十分な方法
- 三 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを確認するために十分な方法

〔号を加える。〕

- 一 変更に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類
- 二 変更に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が法第二十七条第三項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類
- 3 「同上」

（設計及び工事の方法に係る軽微な変更）

- 第三条の二の二 法第二十七条第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、同条第一項の認可又は同条第二項の変更の認可に係る申請書及びその添付書類に記載された放射線遮蔽物の側壁における線量当量率を大きくしないものその他試験研究用等原子炉施設の保全上支障のない変更とする。
- 2 前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

〔号を加える。〕



2 使用前事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

(使用前事業者検査の記録)

第三条の二の四 使用前事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 検査年月日
- 二 検査の対象
- 三 検査の方法
- 四 検査の結果
- 五 検査を行った者の氏名
- 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
- 七 検査の実施に係る組織
- 八 検査の実施に係る工程管理
- 九 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
- 十 検査記録の管理に関する事項
- 十一 検査に係る教育訓練に関する事項
- 2 使用前事業者検査の結果の記録は、当該使用前事業者検査に係る試験研究用等原子炉施設の存続する期間保存するものとする。

(溶接に係る使用前事業者検査を行った旨の表示)

第三条の二の五 試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則(令和 年原子力規制委員会規則第 号)第十二条第一項に規定する容器等試験研究用等原子炉施設に係る容器若しくは管(以下この条において単に「容器等」という。)であつて、同項第二号に規定する主要な耐圧部の溶接部を有する溶接をするもの又は溶接をした容器等であつて輸入したものを設置する試験研究用等原子炉設置者は、当該容器等であつて溶接をするもの又は溶

「条を加える。」

「条を加える。」

接をした容器等であつて輸入したものに係る使用前事業者検査を終了したときは、当該容器等であつて溶接をするもの又は溶接をした容器等であつて輸入したものに使用前事業者検査を行ったことを示す記号その他表示を付するものとする。

(使用前確認の申請)

第三条の三 法第二十八条第三項の確認(以下「使用前確認」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 「略」
- 二 試験研究用等原子炉施設の設置又は変更の工事に係る工場又は事業所の名称及び所在地(船舶にあつては、その船舶の名称)

「号を削る。」

三 申請に係る試験研究用等原子炉施設の概要

四 法第二十七条第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号

五 使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所

六 申請に係る試験研究用等原子炉施設の使用の開始の予定時期

七 法第二十三条第一項若しくは第二十六条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによる熱出力(使用しようとする熱出力がこれらの熱出力未満であるときは、その使用しようとする最大の熱出力。次号において「最大使用熱出力」という。)

八 「略」

九 「略」

十 原子炉本体を試験のために使用するとき又は試験研究用等原子炉施設の一部が完成した場合であつてその完成した部分を使用しなければならぬ特別の理由があるときにあつては、その

(使用前検査の申請)

第三条の三 法第二十八条第一項の検査(以下「使用前検査」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 「同上」
- 二 試験研究用等原子炉を設置する工場又は事業所(試験研究用等原子炉施設の変更の場合にあつては、当該変更に係る工場又は事業所)の名称及び所在地(船舶にあつては、その船舶の名称)

三 工事工程表

「号を加える。」

四 「号を加える。」

五 検査を受けようとする事項、期日及び場所

「号を加える。」

六 法第二十三条第一項又は法第二十六条第一項の設置又は変更の許可の申請書及びこれらの許可の際に付された条件を記載した書類(以下この条において「申請書等」という。)に記載した熱出力(使用しようとする熱出力が申請書等に記載した熱出力未満であるときは、その使用しようとする最大の熱出力。以下「最大使用熱出力」という。)

七 「同上」

八 「同上」

「号を加える。」

2|| 使用の期間及び方法  
前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならぬ。

一 工事の工程

二 前号の工程における放射線管理（改造又は修理の工事に関するものに限る。）

三 第九条第一項の施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器

四 前項第十号の特別の理由があるときにあつては、その理由を記載した書類

3|| 第一項の申請書又は前項各号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。

4|| 第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本一通とする。

（使用前確認を要しない場合）

第三条の四 法第二十八条第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

一 原子炉本体を試験のために使用する場合であつて、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用する。

二 前号に規定する場合以外の試験研究用等原子炉施設を試験のために使用する場合

三 試験研究用等原子炉施設の一部が完成した場合であつて、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由がある場合（前二号に掲げる場合を除く。）において、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用する。

四 試験研究用等原子炉施設の設置の状況又は工事の内容

「項を加える。」

2|| 前項の申請書に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

3|| 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

（使用前検査の実施）

第三条の四 使用前検査は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。

一 燃料体、制御材、減速材、反射材、放射線遮蔽材又は特に気密若しくは水密を要する材料若しくは部品に関する事項 質量分析試験、化学分析試験若しくは分光分析試験、非破壊試験、機械試験、耐圧試験又は漏えい試験を行うときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。

二 原子炉本体又は原子炉冷却系統施設の組立てに関する事項 それぞれの施設の主要な部分の寸法の測定ができるとき又は洗浄試験を行うとき。

三 核燃料物質の取扱施設若しくは貯蔵施設又は放射性廃棄物の廃棄施設の組立てに関する事項 それぞれの施設の主要な部分の寸法の測定ができるとき。

四 計測制御系統施設、放射線管理施設、原子炉格納施設又はその他の試験研究用等原子炉の附属施設の組立てに関する事項

により、原子力規制委員会が支障がないと認めて検査使用前確認を受けずに使用することができる旨を指示した場合

五 試験研究用等原子炉施設の変更の工事であつて、第三条第一項第三号又は第五号に掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事の場合

「条を削る。」

(使用前確認証)

第三条の六 原子力規制委員会は、原子力規制検査により、第三条の三の規定による申請に係る試験研究用等原子炉施設が法第二十八條第二項各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、使用前確認証を交付する。

(廃止措置中の試験研究用等原子炉施設の維持)

第三条の七 法第二十八條の二ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に第十六條の五の二第十一号第一項第一項第一項第一項の性能維持施設が存在する場合とする。この場合において、法第二十八條の二本文の規定は、同号の性能維持施設に限り、適用されるものとする。

それぞれの施設が完成したとき。

五 試験研究用等原子炉施設の性能に関する事項 試験研究用等原子炉が臨界に達するとき、熱出力が最大使用熱出力に達するときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。

(使用前検査実施要領書)

第三条の四の二 原子力規制委員会は、第三条の三第一項の申請書の提出を受けた場合には、前条各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

(使用前検査合格証)

第三条の六 原子力規制委員会は、使用前検査を行い、合格と認めるときは、使用前検査合格証を交付する。

(溶接検査を受ける試験研究用等原子炉施設)

第三条の七 法第二十八條の二第一項の原子力規制委員会規則で定める試験研究用等原子炉施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 原子炉本体又は原子炉格納施設に属する容器

二 原子炉冷却系統施設（蒸気タービン及びその附属設備を除く。以下この条において同じ。）、計測制御系統施設、放射線管理施設又は第一条の三第一項第二号又は規定する試験研究用等原子炉の附属施設（非常用電源設備を除く。以下「主要実験設備等」という。）に属する容器であつて非常時に安全装置として使用されるもの

三 原子炉本体に属する容器又は原子炉格納容器に取り付けられる管のうち、それが取り付けられる当該容器から最も近い止める管のうち、それが取り付けられる当該容器から最も近い止める

弁までの部分

四 原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射線管理施設又は主要実験設備等に属する管であつて、非常時に安全装置として使用されるもの（前号に規定するものを除く。）

五 核燃料物質の取扱施設若しくは貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設若しくは主要実験設備等に属する容器（第二号に規定するものを除く。）又はこれらの施設に属する外径六十一ミリメートル（最高使用圧力九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル）を超える管（前二号に規定するものを除く。）であつて、その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（その内包する放射性物質が液体中にある場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）以上のもの

六 核燃料物質の取扱施設若しくは貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設若しくは主要実験設備等に属する容器（第二号に規定するものを除く。）又はこれらの施設に属する外径百五十ミリメートル以上の管（第三号及び第四号に規定するものを除く。）であつて、その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（その内包する放射性物質が液体中にある場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）未満のもののうち、次に定める圧力以上の圧力を加えられる部分（以下「耐圧部分」という。）について溶接をするもの

イ 水用の容器又は管であつて、最高使用温度百度未満のものについて、最高使用圧力千九百六十キロパスカル

ロ イに規定する容器以外の容器については、最高使用圧力九十八キロパスカル

ハ イに規定する管以外の管については、最高使用圧力九百八十キロパスカル（長手継手の部分にあつては、四百九十キロパスカル）

(定期事業者検査の実施時期)

第三条の八 定期事業者検査は、試験研究用等原子炉施設について、定期事業者検査が終了した日以降十二月を超えない時期(判定期間が三月以上であるものとして原子力規制委員会が別に指定した場合は、その指定した時期)ごとに行うものとする。ただし、試験研究用等原子炉施設の設置の工事の後の初回の定期事業者検査については、その使用が開始された日以降十二月を超えない時期に行うものとする。

2 前項の判定期間は、原子力規制検査において、試験研究用等原子炉施設(当該試験研究用等原子炉施設を構成する機械又は器具であつて、第一号及び第二号のいずれにも該当し、かつ、第三号に該当しないものに限る。)が次条第二項の一定の期間を満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持することが確認された場合における当該期間(機械又は器具ごとにその期間が異なる場合には、そのうち最も短い期間)とする。

一 次条第一項各号第一号及び第二号並びに第二項に規定する方法による定期事業者検査を行うべきもの

二 定期事業者検査の都度、技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずる必要のあるもの

三 次のいずれかに掲げるもの

イ 計測装置であつてその台数について冗長性をもつて設置されているもの、ポンプ又はフィルターであつて予備のものが設置されているものその他機械又は器具であつて試験研究用等原子炉施設の使用時に技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずることが可能であるもの

ロ 試験研究用等原子炉施設の使用時にその機械又は器具を検

七 蒸気タービンに係る蒸気だめ若しくは熱交換器又は非常用電源設備に属する容器のうち、耐圧部分について溶接をするもの  
八 蒸気タービンに係る外径百五十ミリメートル以上の管のうち、耐圧部分について溶接をするもの

(溶接検査の申請)

第三条の八 法第二十八条の二第一項の規定により前条に規定する試験研究用等原子炉施設の溶接について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度

三 溶接施工工場の名称及び所在地

四 溶接工程表

五 検査を受けようとする事項、期日及び場所

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 溶接設備の種類及び容量、溶接部の設計及び溶接施行法(以下「溶接施行方法」という。)並びに溶接を行う者の氏名を記載した溶接明細書

二 検査を受けようとする容器又は管の構造図

三 溶接部の設計図

3 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。



- 
- 査することにより試験研究用等原子炉施設の保安の確保に支障を来さないもの
- 3 試験研究用等原子炉施設についての次条第一項各号第一号及び第二号並びに第二項に規定する方法による定期事業者検査であつて、当該定期事業者検査を行うことにより試験研究用等原子炉施設の使用時における試験研究用等原子炉施設の保安の確保に支障を来さないものにあつては、第一項の規定にかかわらず、同項に掲げる規定する時期よりも前の時期に行うことができる。
- 4 次に掲げる場合にあつては、第一項の規定にかかわらず、原子力規制委員会が定める時期に定期事業者検査を行うものとする。
- 一 使用の状況から第一項に規定する時期に定期事業者検査を行う必要がないと認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。
- 二 災害その他非常の場合において、第一項に規定する時期に定期事業者検査を行うことが著しく困難であると認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。
- 5 前項各号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所の名称及び所在地（船舶にあつては、その船舶の名称）
- 三 直近の定期事業者検査が終了した年月日
- 四 定期事業者検査開始希望年月日及びその理由
- 6 前項の申請書には、申請に係る試験研究用等原子炉施設の使用の状況を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が第四項第二号の承認に係る場合には、当該書類を添付することを要しない。
- 7 第五項の申請書の提出部数は、正本一通とする。
-

(定期事業者検査の実施)

第三条の九 定期事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法
- 二 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法
- 2 前項に規定するもののほか、定期事業者検査は、一定の期間を設定し、当該試験研究用等原子炉施設がその期間が満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。
- 3 前項の一定の期間は、次に掲げる事項を考慮して設定しなければならない。
  - 一 試験研究用等原子炉施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向
  - 二 試験研究用等原子炉施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果
  - 三 試験研究用等原子炉施設に類似する機械又は器具の使用実績(当該試験研究用等原子炉施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。)
- 4 第二項の一定の期間は、十二月以上としなければならない。
- 5 第二項の一定の期間は、定期事業者検査を開始する日の三月前までに設定しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、同項の一定の期間を短縮する場合については、この限りでない。
- 6 定期事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

(定期事業者検査の記録)

(溶接検査の実施)

第三条の九 法第二十八条の二第一項の検査は、次の各号に掲げる工程ごとに行う。

- 一 溶接作業を行うとき(第三条の七第一項第六号から第八号までに規定する容器又は管についての漏止め溶接に係る場合及び溶接作業の標準化、溶接に使用する材料の規格化等の状況により、原子力規制委員会が支障がないものとしてこの工程における検査を受けないで容器又は管を使用することを承認した場合を除く。)
- 二 法第二十八条の二第三項第二号に規定する技術上の基準(以下「溶接の技術基準」という。)により非破壊試験を必要とする溶接部については、非破壊試験を行うことができる状態になったとき。
- 三 突合せ溶接部については、溶接の技術基準による機械試験を行うことができる状態になったとき。
- 四 耐圧試験を行うことができる状態になったとき(第三条の七第一項第六号から第八号までに規定する容器又は管についての漏止め溶接に係る場合を除く。)

(溶接検査を要しない場合)



第三条の十 定期事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 検査年月日
- 二 検査の対象
- 三 検査の方法
- 四 検査の結果
- 五 検査を行った者の氏名
- 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
- 七 検査の実施に係る組織
- 八 検査の実施に係る工程管理
- 九 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
- 十 検査記録の管理に関する事項
- 十一 検査に係る教育訓練に関する事項
- 十二 定期事業者検査の結果の記録は、その試験研究用等原子炉施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

(廃止措置中において定期事業者検査を要する場合)

第三条の十一 法第二十九条第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に**第十六条の五の二第十一号第十本条第十項第十本条**の性能維持施設が存在する場合とする。

第三条の十 法第二十八条の二第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、漏止め溶接のみをした第三条の七第一項第六号から第八号までに規定する容器又は管(耐圧部分についてその溶接のみを新たにするものを含む。)を使用する場合とする。

(溶接の方法の認可)

第三条の十一 法第二十八条の二第二項の認可を受けようとする者は、溶接施工場ごとに(船舶に設置する試験研究用等原子炉施設に係る溶接の方法にあつては、溶接施工場ごとに、かつ、船舶ごとに)、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 溶接施工場の名称及び所在地
- 三 試験研究用等原子炉施設を船舶に設置する場合にあつては、その船舶の名称
- 四 溶接設備の種類及び容量
- 五 溶接施工方法の種類

(定期事業者検査の報告)

第三条の十二 法第二十九条第三項の原子力規制委員会規則で定めるときは、定期事業者検査(第三条の八第三項の規定を適用して行うものを除く。)を開始しようとするときとする。

2 法第二十九条第三項の報告を行おうとする者は、定期事業者検査が終了したときにあつては遅滞なく、前項に規定するときにあつては検査開始予定日の一月前まで(第三条の九第二項の一定の期間(以下この条において単に「一定の期間」という。)を定め、又は変更(一定の期間を短縮する場合を除く。)をした場合は三月前まで)に、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所の名称及

六 溶接を行う者の氏名及びその者が行う溶接施行方法の範囲  
2 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項について説明した書類を添付しなければならない。

一 溶接設備

二 溶接施行方法

三 溶接を行う者の知識及び技能

3 原子力規制委員会は、第一項の認可の申請に係る溶接の方法が次の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 溶接設備の種類及び容量が申請に係る溶接施行方法による溶接を行うのに適切であること。

二 溶接施行方法が溶接部の強度を確保するのに適切であること。

三 溶接を行う者がその行おうとする溶接施行方法による溶接について相当の知識及び技能を有すること。

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(輸入品の溶接検査)

第三条の十二 法第二十八条の二第四項の規定により溶接をした第三条の七に規定する試験研究用等原子炉施設であつて輸入したものの当該溶接について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度

三 溶接施行工場の名称及び所在地

四 検査を受けようとする事項、期日及び場所  
2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない

び所在地（船舶にあつては、その船舶の名称）

三 検査の対象及び方法並びに期日

四 検査の実績又は予定の概要

3 第一項に規定するときに於ける前項の報告書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

一 定期事業者検査の計画

二 試験研究用等原子炉施設及び第九条第一項の施設管理（以下「~~この項において単に「施設管理」という。~~」の重要度が高い系統について定量的に定める同項第三号の施設管理の目標

三 第九条第一項第四号の施設管理実施計画に係る次に掲げる事項

項

イ 施設管理実施計画の始期（定期事業者検査を開始する日をいう。第九条第一項第四号イにおいて同じ。）及び期間

ロ 試験研究用等原子炉施設の工事の方法及び時期

ハ 試験研究用等原子炉施設の点検、検査等（以下この号及び第九条第一項第四号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期

ニ 試験研究用等原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置

四 第三条の九第二項に規定する判定する方法に関すること（~~前項の一定の期間を含む。~~）。

五 前回の定期事業者検査において提出した前三号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合にあつては、その変更の内容を説明する書類

六 前回の定期事業者検査において提出した第二号又は第三号に掲げる事項を説明する書類に記載された事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類

七 前回の定期事業者検査において提出した第四号に掲げる事項を説明する書類に記載された事項の内容（一定の期間に係るものに限る。）~~に変更された~~があつた場合にあつては、第三条の

らない。

一 溶接の方法に関する説明書

二 検査を受けようとする容器又は管の構造図

三 溶接部の設計図

四 溶接（第三条の七第一項第六号から第八号までに規定する容器又は管についての漏止め溶接を除く。）についての材料試験

、開先面試験、開先試験、溶接作業試験、非破壊試験（第三条の九第二号に規定する溶接部に関するものに限る。）、機械試験（突合せ溶接部に関するものに限る。）及び耐圧試験の結果

に関する資料並びに溶接後熱処理の方法に関する説明書

3 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本

一通とする。

4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本

一通とする。

4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本

一通とする。

4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本

一通とする。

4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本

一通とする。

4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本

一通とする。

4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本

一通とする。

- 九第三項各号に掲げる事項について記載した書類
- 4 前項第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類を提出しなければならない。
- 5 第三項第四号に掲げる事項のうち一定の期間を変更した場合にあつては、第三条の九第三項各号に掲げる事項について記載した書類を提出しなければならない。
- 6 第二項の報告書及び前二項の書類の提出部数は、正本一通とする。

「条を削る。」

「条を削る。」

「条を削る。」

(溶接検査実施要領書)

第三条の十二の二 原子力規制委員会は、第三条の八第一項の申請書の提出を受けた場合には、第三条の九各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

2 原子力規制委員会は、前条第一項の申請書の提出を受けた場合には、法第二十八条の二第四項に規定する検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

(溶接検査合格証等)

第三条の十三 原子力規制委員会は、法第二十八条の二第一項又は第四項の検査を行い、合格と認めるときは、溶接検査合格証を交付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。

(施設定期検査を受ける試験研究用等原子炉の附属施設)

第三条の十四 令第十六条の原子力規制委員会規則で定める試験研究用等原子炉の附属施設は、非常用電源設備及びループ照射設備とする。

「条を削る。」

「条を削る。」

「条を削る。」

(合併及び分割の認可の申請)  
第五条 法第三十一条第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署(新設分割の場合にあつては、署名)をして、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。  
七 試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理  
「一〇六 略」

(施設定期検査の申請)

- 第三条の十五 法第二十九条第一項の検査(以下「施設定期検査」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 試験研究用等原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地(船舶にあつては、その船舶の名称)
  - 三 検査を受けようとする試験研究用等原子炉施設の名称
  - 四 検査を受けようとする事項及び期日
- 2 前項の申請書に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。
  - 3 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

(施設定期検査実施要領書)

第三条の十五の二 原子力規制委員会は、前条第一項の申請書の提出を受けた場合には、施設定期検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

(施設定期検査合格証)

第三条の十六 原子力規制委員会は、施設定期検査を行い、合格と認めたときは、施設定期検査合格証を交付する。

(合併及び分割の認可の申請)

第五条 法第三十一条第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署(新設分割の場合にあつては、署名)して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。  
「一〇六 同上」  
「号を加える。」

2 必要な体制の整備に関する事項  
前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

「一」五 略

六 試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

七 「略」

3 「略」

(記録)

第六条 法第三十四条の規定による記録は、試験研究用等原子炉ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一 試験研究用等原子炉施設の施設管理（第九条第一項に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録	確認の都度	同一事項に関する次の確認のときまでの期間
イ 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認のときまでの期間
ロ 第九条第一項第四号の規定による施設管理の実施状況	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した試験研

2 「同上」

「一」五 同上

「号を加える。」

六 「同上」

3 「同上」

(記録)

第六条 法第三十四条の規定による記録は、試験研究用等原子炉ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一 試験研究用等原子炉施設の検査記録	検査の都度	同一事項に関する次の検査のときまでの期間
イ 使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査のときまでの期間
ロ 施設定期検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査

況及びその担当者の氏名	ハ 第九条第一項第五号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実設計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	究用等原子炉施設の解体又は廃棄をした後五年が経過するまでの期間
二 <del>「略」</del> <del>「連転記録」</del> (法第四十 二条の三の二第二項の認可を 受け、燃料体が炉心から取り 出されている場合を除く。)	「略」	「略」	評価を実施した試験研究用等原子炉施設 の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間
三 燃料体の記録 (第十六条の五の二第十一号第十本条の第十項第十号の性能維持施設が存在しない場合を除く。)	「イ」と略」	「略」	「略」
ハ 第十条の規定による検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査のときまでの期間	
二 「同上」 <del>「連転記録」</del>	「同上」	「同上」	
三 燃料体の記録	「イ」と略」 同上」	「同上」	「同上」
「イ」と 同上」	「同上」	「同上」	

四 放射線管理記録

イ 原子炉本体（法第四十三  
条の三の二第二項の認可を  
受け、~~第十六条の五の二第  
十一号第十六条の木第十項~~  
~~本号~~の性能維持施設に該  
当する部分が存在しない場  
合を除く。）  
使用済燃料  
の貯蔵施設（法第四十三  
条の三の二第二項の認可を受  
け、~~第十六条の五の二第十  
一号第十六条の木第十項第  
本号~~の性能維持施設に該  
当する部分が存在しない場合  
を除く。）  
放射性廃棄物  
の廃棄施設等の放射線遮蔽  
物の側壁における線量当量  
率

「ロ」ル 略

五  
「削る。」  
廃止措置に係る工  
事の方法、時期及び対象とな  
る使用施設等の設備の名称

「略」

「略」

法第四十三  
条の三の二  
第二項の認  
可を受けた  
廃止措置計  
画に記載さ  
れた工事の  
各工程の終

「略」

「略」

第七項に定め  
る期間

四 「同上」

イ 原子炉本体、使用済燃料  
の貯蔵施設、放射性廃棄物  
の廃棄施設等の放射線遮蔽  
物の側壁における線量当量  
率

「同上」

「ロ」ル 同上

五 保守記録

イ 試験研究用等原子炉施設  
の巡視及び点検の状況並び  
にその担当者（法第  
四十三條の三の二第二項の  
認可を受けた試験研究用等  
原子炉にあつては点検の状

「同上」

毎日一回（  
法第四十三  
条の三の二  
第二項の認  
可を受けた  
試験研究用

「同上」

「同上」

一年間



<p>一の都度</p>	<p>木五 〔略〕</p>	<p>七六 試験研究用等原子炉施設等の事故記録</p>	<p>イ 事故の発生及び復旧の時</p>	<p>〔ロ〕ニ 略〕</p>	<p>七 〔略〕</p>	<p>八 〔略〕</p>	<p>九 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる試験研究用等原子炉施設の設備の名称</p>
<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>法第四十三條の三の二第二項の認可を受けた廃止措置計</p>
<p>況を除く。）</p>	<p>六 〔同上〕</p>	<p>ロ 試験研究用等原子炉施設 の修理の状況及びその担当者 の氏名</p>	<p>イ 事故の発生及び復旧の時</p>	<p>〔ロ〕ニ 同上〕</p>	<p>八 〔同上〕</p>	<p>九 〔同上〕</p>	<p>〔加える。〕</p>
<p>等原子炉及びその附属施設内に核燃料物質が存在しない場合は、毎週一回）</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>修理の都度</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔加える。〕</p>
<p>一年間</p>	<p>〔同上〕</p>		<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔加える。〕</p>



十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。  
「8・9 略」

(品質マネジメントシステム)

第六条の三 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、法第二十三条第一項又は第二十六条第一項の許可を受けたところにより、品質マネジメントシステムに基づき保安活動(次条から第十四条の二までに規定する措置を含む。)の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメントシステムの改善を継続して行わなければならない。

(試験研究用等原子炉施設の施設管理)

第九条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理(以下「施設管理」という。)に関し、試験研究用等原子炉ごとに、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 試験研究用等原子炉施設が法第二十三条第一項又は第二十六条第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針(以下この条において「施設管理方針」という。)を定めること。ただし、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二 前号ただし書の場合においては、法第四十三条の三の二第二項若しくは同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された~~第十六条の五の二第十一号第一項の木条第十項第十一号の性能維持施設に係る施設管理方針を定めること。~~

三 第一号又は前号の規定により定められた施設管理方針に従って達成すべき施設管理の目標(第一号の規定により定められた施設管理方針に係る施設管理の目標にあつては、試験研究用等

八項の確認を受けるまでの期間とする。  
「8・9 同上」

「条を加える。」

(試験研究用等原子炉施設の巡視及び点検)

第九条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、毎日一回以上、従業者に試験研究用等原子炉施設について巡視させ、次の各号に掲げる施設及び設備について点検を行わせなければならない。

一 原子炉冷却系統施設

二 制御材駆動設備

三 電源、給排水及び排気施設

2 前項の規定にかかわらず、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉については、試験研究用等原子炉設置者は、毎週一回以上(核燃料物質が試験研究用等原子炉施設内に存在する場合は毎日一回以上)、従業者に試験研究用等原子炉施設について巡視させなければならない。

原子炉施設及び施設管理の重要度が高い設備系統について定量的に定める目標を含む。以下この項において「施設管理目標」という。）を定めること。

四 施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下この項において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従って施設管理を実施すること。

イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。

ロ 試験研究用等原子炉施設の設計及び工事に関すること。

ハ 試験研究用等原子炉施設の巡視（試験研究用等原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。

ニ 試験研究用等原子炉施設の点検、検査等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期（試験研究用等原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む（法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものを除く。））に関すること。

ホ 試験研究用等原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。

ヘ 試験研究用等原子炉施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。

ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（品質管理基準規則第二条第二項第七号に規定する）未然防止処置を含む。）に関すること。

チ 試験研究用等原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。

五 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること（次条第一項及び第二項に規定する措置を除く。）。

イ 施設管理方針及び施設管理目標にあつては、一定期間

ロ 施設管理実施計画にあつては、前号イに規定する期間

六 前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を施設管理

方針、施設管理目標又は施設管理実施計画に反映すること。

七 試験研究用等原子炉の運転を相当期間停止する場合その他試験研究用等原子炉施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該試験研究用等原子炉施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。

2 試験研究用等原子炉設置者は、次条第一項若しくは第二項の規定により長期施設管理方針を策定したとき又は同条第三項の規定により長期施設管理方針を変更したときは、これを前項第一号の規定により定められた施設管理方針に反映させなければならない。

（試験研究用等原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価）

第九條の二 法第三十五條第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉施設の保全に関し、運転を開始した日以後三十年を経過する日までに、経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、十年間に実施すべき当該試験研究用等原子炉施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。ただし、動作する機能を有する機器及び構造物に関し、試験研究用等原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所については、この限りでない。

2 前項の評価は、十年を超えない期間ごとに再評価を行い、この再評価の結果に基づき、次の十年間に実施すべき当該試験研究用等原子炉施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。

3 試験研究用等原子炉設置者は、前二項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、前二項の施設管理に関する方針（**以下第十五條第一項第十七号において「長期施設管理方針」という。**）を変更しなければならない。

4 前三項の規定は、法第四十三條の三の二第二項の認可を受けた

「条を加える。」

試験研究用等原子炉については適用しない。

(設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る試験研究用等原子炉施設の保全に関する措置)

第十条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に

関して、法第二十三条第一項又は第二十六条第一項の許可を受けたところ(法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものにあつては、当該認可を受けたところ)により、次に掲げる試験研究用等原子炉施設の保全に関する措置を講じなければならない。

一 設計想定事象に係る又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画(試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所における火災に係る次に掲げる事項を含む。)を定めるとともに、当該計画の実行に必要な要員を配置し、当該計画に従つて必要な活動を行わせること。

イ 試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所における可燃物の管理に関すること。

ロ 消防吏員への通報に関すること。

ハ 消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。

二 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練を定期に(多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における措置に関する教育及び訓練にあつては、毎年一回以上定期に)実施すること。

三 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。

四 前三号に掲げるもののほか、設計想定事象又は多量の放射性

(試験研究用等原子炉施設の施設定期自主検査)

第十条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、次の各号に掲げる検査に関する措置を採らなければならない。

一 計測制御系統施設については、緊急遮断を起こすべき各条件について緊急遮断のための性能検査を一月ごとに、緊急遮断検査を施設定期検査を受ける時期ごとに行うこと。

二 試験研究用等原子炉施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器については、校正を施設定期検査を受ける時期ごとに行うこと。

三 法第三十七条第一項の規定による保安規定に定める保安上特に管理を必要とする設備の性能が維持されているかどうかについての検査(第一号に掲げるものを除く。)を施設定期検査を受ける時期ごとに行うこと。

2 前項の規定にかかわらず、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉については、試験研究用等原子炉設置者は、次の各号に掲げる検査に関する措置を採らなければならない。

一 試験研究用等原子炉施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器については、校正を廃止措置計画においてそれらの機能を維持すべきとした期間中、年一回行うこと。

二 法第三十七条第一項の規定による保安規定に定める保安上特に管理を必要とする設備の機能が維持されているかどうかについての検査を廃止措置計画においてそれらの機能を維持すべきとした期間中、年一回行うこと。

物質等を放出する事故の発生時における試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

(試験研究用等原子炉の運転)

第十一条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、次の各号に掲げる試験研究用等原子炉の運転に関する措置を講じなければならない。

一 ~~略~~ 「略」

二 試験研究用等原子炉の運転に必要な構成人員がそろっているときでなければ運転を行わないこと。

三 試験研究用等原子炉の通常運転(設置許可基準規則第二条第二項第十四号に規定する通常運転をいう。以下この号において同じ。)を行うために必要な次の事項を定め、これを運転員その他の従業者に守らせること。

イ 試験研究用等原子炉の通常運転に係る操作及び燃料体の取替えに係る操作に関し、その操作に先立って確認すべき事項(炉心の核的制限値及び熱的制限値の範囲内で運転するため必要な事項を含む。)、その操作に必要な事項及びその操作の後に確認すべき事項

ロ 運転員その他の従業者が試験研究用等原子炉施設の状態に応じて定期的に又は必要に応じて確認すべき事項並びにその確認の方法及び確認の時期又は頻度は実施頻度又は時期に関する事項

ハ 警報の発報その他の異状があつた場合 ~~第五号の場合を除く。~~ に運転員その他の従業者が講ずべき措置 (第五号の処置を除く。) に関する事項

四 緊急遮断が起こつた場合には、遮断の起こつた原因及び損傷の有無について点検し、再び運転を開始することに支障がないことを確認した後運転を行わせること。

五 非常の場合に講ずべき処置を定め、これを運転員その他の従

(試験研究用等原子炉の運転)

第十一条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、次の各号に掲げる試験研究用等原子炉の運転に関する措置を採らなければならない。

一 ~~同上~~ 「同上」

二 試験研究用等原子炉の運転に必要な構成人員がそろっているときでなければ運転を行わないこと。

三 運転開始に先立って確認すべき事項、運転の操作に必要な事項及び運転停止後に確認すべき事項を定め、これを運転員に守らせること。

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

四 緊急遮断が起こつた場合には、遮断の起こつた原因及び損傷の有無について検査し、再び運転を開始することに支障がないことを確認した後運転すること。

五 非常の場合に採るべき処置を定め、これを運転員に守らせる



業者に守らせること。

六 試験運転又は特殊実験を行う場合には、その目的、方法、異常の際に講ずべき処置等を確認の上これを行わせること。

〔木七 略〕

(工場又は事業所において行われる運搬)

第十二条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所(原子力船を含む。以下この条、第十四条及び第十六条の四において同じ。)において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならぬ。

〔一〇十 略〕

〔2・3 略〕

4 試験研究用等原子炉設置者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和五十三年総理府令第五十七号)第三条から第十七条の二まで及び核燃料物質等車両運搬規則(昭和五十三年運輸省令第七十二号)第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所において運搬することができる。

(工場又は事業所において行われる廃棄)

第十四条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならぬ。

〔一〇十四 略〕

こと。

六 試験運転又は特殊実験を行う場合には、その目的、方法、異常の際に採るべき処置等を確認の上これを行わせること。

〔木七 同上〕

(工場又は事業所内の運搬)

第十二条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所(原子力船を含む。以下この条、第十四条及び第十六条の四において同じ。)において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

〔一〇十 同上〕

〔2・3 同上〕

4 試験研究用等原子炉設置者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和五十三年総理府令第五十七号)第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則(昭和五十三年運輸省令第七十二号)第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所において運搬することができる。

(工場又は事業所内の廃棄)

第十四条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

〔一〇十四 同上〕



(試験研究用等原子炉施設の定期的な評価)

第十四条の二 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉（法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉を除く。以下この条において同じ。）ごと及び試験研究用等原子炉の運転を開始した日から起算して十年を超えない期間ごとに次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 試験研究用等原子炉施設における法第三十五条第一項の保安のために必要な措置保安活動の実施の状況の評価を行うこと。

二 試験研究用等原子炉施設における法第三十五条第一項の保安のために必要な措置対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況を評価すること。

「項を削る。」

「項を削る。」

(保安規定)

第十五条 法第三十七条第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所（船舶にあつては、その船舶。以下この条において同じ。）ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

(試験研究用等原子炉施設の定期的な評価)

第十四条の二 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉（法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉を除く。以下この条において同じ。）ごと及び試験研究用等原子炉の運転を開始した日から起算して十年を超えない期間ごとに次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一 試験研究用等原子炉施設における保安活動（法第三十五条第一項の保安のために必要な措置をいう。次号において同じ。）の実施の状況の評価を行うこと。

二 試験研究用等原子炉施設における保安活動への最新の技術的知見の反映状況を評価すること。

2

試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉の運転を開始した日から起算して三十年を経過する日までに次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一 経年変化に関する技術的な評価を行うこと。

二 前号の評価に基づき試験研究用等原子炉施設の保全のために実施すべき措置に関する十箇年間の計画を策定すること。

3

試験研究用等原子炉設置者は、前項の措置を採つた日から起算して十年を超えない期間ごとに、前項各号に掲げる措置を採らなければならない。

(保安規定)

第十五条 法第三十七条第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所（船舶にあつては、その船舶）ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「号を加える。」

二 品質マネジメントシステムに関すること（品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等（次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

三 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織に関すること（次号に掲げるものを除く。）。

四 試験研究用等原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに試験研究用等原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。

五 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者その他試験研究用等原子炉を利用する者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ 「略」

ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの

(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。

(2) (4) 略

(5) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。

ハ 「略」

六 試験研究用等原子炉施設の運転に関することであつて、次に掲げるもの

イ 試験研究用等原子炉の運転を行う体制の整備に関すること

ロ 試験研究用等原子炉の運転に当たつて確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項

ハ 異状があつた場合の措置に関すること（第十四号に掲げるものを除く。）。

ニ 試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査に関すること。

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を加える。」

一 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織に関すること。  
「号を加える。」

二 「同上」

イ 「同上」

ロ 「同上」

(1) 関係法令及び保安規定に関すること。

(2) (4) 同上

(5) 非常の場合に採るべき処置に関すること。

ハ 「同上」

三 試験研究用等原子炉施設の運転に関すること。

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

四 試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査に関すること。

五 試験研究用等原子炉（臨界実験装置に限る。）内における燃

- 七 〔略〕
- 八 〔略〕
- 九 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事  
 十 〔号を削る。〕
- 〔号を削る。〕
- 十一 〔略〕
- 十二 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外に行う場合を含む。）に関する事
- 十三 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外に行う場合を含む。）に関する事
- 十四 非常の場合に講ずべき処置に関する事
- 十五 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る試験研究用等原子炉施設の保全に関する措置に関する事
- 十六 試験研究用等原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第十六条の十四各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関する事
- 十七 試験研究用等原子炉施設の施設管理に関する事（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関する事並びに経年劣化に係る技術的な評価に関する事及び長期施設管理方針を含む。）
- 十八 〔略〕
- 〔号を削る。〕

- 料体、減速材、反射材等の配置及び配置替えの手續に関する事
- 七 〔同上〕
- 八 〔同上〕
- 九 放射線測定器の管理に関する事
- 十 試験研究用等原子炉施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関する事
- 十一 試験研究用等原子炉施設の施設定期自主検査に関する事（保安上特に管理を必要とする設備の特定を含む。）
- 十二 〔同上〕
- 十三 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱いに関する事
- 十四 放射性廃棄物の廃棄に関する事
- 十五 非常の場合に採るべき処置（発生頻度が設計基準事故より低い事故であつて、試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合に採るべき処置を含む。）に関する事
- 〔号を加える。〕
- 十六 試験研究用等原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する記録に関する事
- 〔号を加える。〕
- 十七 〔同上〕
- 十八 品質保証（保安のために必要な措置を体系的に実施するこ

十九 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の試験研究用等原子炉設置者との共有に関すること。

二十 不適合（品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第二十号において同じ。）が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。

二十一 「略」

2 法第四十三条の三の二第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第三十七条第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

二 品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

三 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

四 廃止措置を行う者の職務及び組織に関すること。

五 廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであつて次

とにより、原子力の安全を確保することをいう。）に関することであつて次に掲げるもの

イ 品質保証計画の策定に関すること。

ロ 品質保証活動を行う者の職務及び組織に関すること。

ハ 品質保証計画に基づく品質保証活動の実施（保安に関し必要な個々の事項の計画、実施、評価及び継続的な改善を含む。）、評価（監査を含む。）及び品質保証計画の継続的な改善に関すること。

ニ 品質保証活動に必要な文書及び記録に関すること。  
「号を加える。」

「号を加える。」

十九 「同上」

「項を加える。」

- に掲げるもの
- イ 保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関する  
こと。
- ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの
- (1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。
- (2) 試験研究用等原子炉施設の構造及び性能に関すること。
- (3) 試験研究用等原子炉施設の廃止措置に関すること。
- (4) 放射線管理に関すること。
- (5) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱  
いに関すること。
- (6) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。
- ハ その他試験研究用等原子炉施設に係る保安教育に関し必要  
な事項
- 六 試験研究用等原子炉の運転停止に関する恒久的な措置に関す  
ること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を  
除く。）。
- 七 試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査に関する  
こと。
- 八 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの  
区域に係る立入制限等に関すること。
- 九 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。
- 十 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によつて  
汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除  
去に関すること。
- 十一 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること
- 十二 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又  
は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること（廃止  
措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。
- 十三 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場  
合を含む。）に関すること。

- 十四 非常の場合に講ずべき処置に関する事。
- 十五 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る試験研究用等原子炉施設の保全に関する措置に関する事。
- 十六 試験研究用等原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第十六条の十四各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関する事。
- 十七 廃止措置に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第十六条の十四各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関する事。
- 十八 試験研究用等原子炉施設の施設管理に関する事（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関する事を含む。）
- 十九 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の試験研究用等原子炉設置者との共有に関する事。
- 二十 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関する事。
- 二十一 廃止措置の管理に関する事。
- 二十二 その他試験研究用等原子炉施設又は廃止措置に係る保安に関する必要な事項
- 3|| 前項の場合において第一項本文の規定を準用する。
- 4|| 第一項（前項において準用する場合を含む。）の申請書の提出部数は、正本一通とする。

第十五条の二 削除

- 2|| 「項を加える。」  
前項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

（保安規定の遵守状況の検査）  
第十五条の二 法第三十七条第五項の規定による検査は、毎年四回行うものとする。ただし、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉については、廃止措置の実施の状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

2 法第三十七条第六項において準用する法第十二条第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

- 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
- 二 帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査
- 三 従業者その他関係者に対する質問
- 四 核原料物質、核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物

その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

（試験研究用等原子炉の譲受けの許可の申請）

第十五条の三 令第十九条第一項の譲受けの許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

【一〇四 略】

五 令第十九条第一項第九号の試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を~~は~~記載すること。

2 令第十九条第一項の譲受けの許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

【一〇九 略】

十 試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

十一 【略】

3 【略】

【条を削る。】

2 法第三十七条第六項において準用する法第十二条第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

- 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
- 二 帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査
- 三 従業者その他関係者に対する質問
- 四 核原料物質、核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物

その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

（試験研究用等原子炉の譲受けの許可の申請）

第十五条の三 【同上】

【一〇四 同上】

【号を加える。】

2 【同上】

【一〇九 同上】

【号を加える。】

十一 【同上】

3 【同上】

（核物質防護規定の遵守状況の検査）

第十六条の二の二 法第四十三條の二第二項において準用する法第十二條の二第五項の検査は、毎年一回行うものとする。

2 法第四十三條の二第二項において準用する法第十二條の二第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。



(廃止措置実施方針に定める事項)  
第十六条の五の二 法第四十三条の三第一項の廃止措置実施方針は、試験研究用等原子炉ごとに、次に掲げる事項を定めなければならない。

「一〇十 略」

十一 廃止措置期間中に性能を維持すべき試験研究用等原子炉施設(第十六条の六及び第十六条の十三の二において「性能維持施設」という。) 第十本条の本第一項第本号の性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

「十二・十三 略」

十四 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

「十五・十六 略」

(廃止措置計画の認可の申請)

第十六条の六 法第四十三条の三の二第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けようとする者は、廃止しようとする試験研究用等原子炉ごとに、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一〇三 略」

四 廃止措置対象施設及びその敷地

五 「略」

六 性能維持施設(以下この条及び第十六条の十三の二において「等原子炉施設(以下この条及び第十六条の十三の二において

- 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
- 二 帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査
- 三 従業者その他関係者に対する質問
- 四 特定核燃料物質その他の必要な試料の提出(試験のため必要な最小限度の量に限る。)をさせること。

(廃止措置実施方針に定める事項)  
第十六条の五の二 「同上」

「一〇十 同上」

十一 廃止措置期間中に機能を維持すべき試験研究用等原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

「十二・十三 同上」

十四 廃止措置に係る品質保証計画

「十五・十六 同上」

(廃止措置計画の認可の申請)

第十六条の六 「同上」

「一〇三 同上」

四 廃止措置の対象となる試験研究用等原子炉施設(以下「廃止措置対象施設」という。)及びその敷地

五 「同上」

「号を加える。」



性能維持施設」という。）

七 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間

八 「略」

九 「略」

十 「略」

十一 「略」

十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

「一、四 略」

五 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

「六、七 略」

八 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

九 「略」

3 「略」

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第十六条の七 法第四十三条の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一、三 略」

四 変更に係る前条第一項第四号から第十二号までに掲げる事項

五 「略」

「2・3 略」

（廃止措置計画に係る軽微な変更）

第十六条の八 法第四十三条の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項ただし書の原子力規制委員会規則で

「号を加える。」

六 「同上」

七 「同上」

八 「同上」

九 「同上」

「号を加える。」

「同上」

「同上」

「一、四 同上」

五 廃止措置期間中に機能を維持すべき試験研究用等原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

「六、七 同上」

八 品質保証計画に関する説明書

九 「同上」

「同上」

「同上」

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第十六条の七 法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一、三 同上」

四 変更に係る前条第一項第四号から第九号までに掲げる事項

五 「同上」

「2・3 同上」

（廃止措置計画に係る軽微な変更）

第十六条の八 法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微

定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、法第四十三条の三の二第二項又は同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けたところによる放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の値を大きくしないものその他試験研究用等原子炉施設の保全上支障のない変更とする。

2 「略」

(廃止措置計画の認可の基準)

第十六条の九 法第四十三条の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第四項の原子力規制委員会規則で定める基準は、**廃止措置の実施**が核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上支障がないものであることとする。

(廃止措置終了確認証)

第十六条の十一の二 原子力規制委員会は、原子力規制検査により、廃止措置の結果が前条各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、廃止措置終了確認証を交付する。

(許可の取消し等に伴う措置)

第十六条の十二 「略」  
2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

「略」	
第十六条の七 第一項	法第四十三条の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項
	法第四十三条の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の七第四項

な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、法第四十三条の三の二第二項の認可又は同条第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書及びその添付書類に記載された放射線遮蔽物の側壁における線量当量率を大きくしないものその他試験研究用等原子炉施設の保全上支障のない変更とする。

2 「同上」

(廃止措置計画の認可の基準)

第十六条の九 法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第四項の原子力規制委員会規則で定める基準は、**廃止措置**が核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上支障がないものであることとする。

「条を加える。」

(許可の取消し等に伴う措置)

第十六条の十二 「同上」  
2 「同上」

「同上」	
「同上」	法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第三項
	法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の七第四項

<p>第十六条の九</p>	<p>法第四十三條の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二條の六第四項</p>	<p>法第四十三條の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二條の六第四項</p>	<p>法第四十三條の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二條の六第四項の認可</p>	<p>第十六条の八 第一項</p>	<p>〔略〕</p>	<p>前条第一項第四号から第十二号まで</p>
						<p>第十六条の十二第一項において準用する前条第一項第四号から第十二号まで</p>
<p>第十六条の十 第一項及び前条 第十六条の十 一及び前条</p>	<p>法第四十三條の三の二第三項において準用する法第十二條の六第八項</p>	<p>法第四十三條の三の二第四項において読み替えて準用する法第十二條の七第五項</p>	<p>法第四十三條の三の二第二項又は同条第四項において読み替えて準用する法第十二條の七第四項の認可</p>	<p>法第四十三條の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二條の七第四項ただし書〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>第十六条の十二第一項において準用する前条第一項第四号から第十二号まで</p>

<p>第十六条の十 第一項及び前条</p>	<p>法第四十三條の三の二第三項において準用する法第十二條の六第八項</p>	<p>法第四十三條の三の二第四項</p>	<p>法第四十三條の三の二第二項の認可又は同条第三項において準用する法第十二條の六第三項の変更の認可</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>前条第一項第四号から第九号まで</p>
						<p>第十六条の十二第一項において準用する前条第一項第四号から第九号まで</p>
<p>第十六条の十 第一項及び前条</p>	<p>法第四十三條の三の二第三項において準用する法第十二條の六第八項</p>	<p>法第四十三條の三の二第四項</p>	<p>法第四十三條の三の二第二項の認可又は同条第四項において準用する法第十二條の七第四項の変更の認可</p>	<p>法第四十三條の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二條の七第四項ただし書〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>第十六条の十二第一項において準用する前条第一項第四号から第九号まで</p>

前条

前条各号

次条第一項において準用する前条各号

~~(旧試験研究用等原子炉設置者等に係る廃止措置対象施設は、その定期事業者検査を要する場合の維持等)~~

第十六条の十三の二 法第四十三条の三の三第四項において読み替えて準用する法第二十二條の九第四項の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に性能維持施設が存在する場合とする。

2 前項の場合において、法第二十八條の二本文の規定は、性能維持施設に限り、適用されるものとする。

3 前項第一項の場合において、定期事業者検査は、性能維持施設について、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めて行うものとする。

(事故故障等の報告)

第十六条の十四 法第六十二條の三の規定により、試験研究用等原子炉設置者(旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

〔一・二 略〕

三 試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物(多量の放射性物質等を放出する事故の拡大を防止するために必要な機器及び構造物を含む。)の故障により、試験研究用等原子炉施設の安全を確保するため必要な機能を有していないと認められたとき(前号に掲げる場合を除く。)

四 火災により試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で重

〔条を加える。〕

(事故故障等の報告)

第十六条の十四 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物(発生頻度が設計基準事故より低い事故であつて、当該試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線が放出するおそれがあるものの拡大を防止するために必要な機器及び構造物を含む。)の故障により、試験研究用等原子炉施設の安全を確保するため必要な機能を有していないと認められたとき(前号に掲げる場合を除く。)

四 火災により試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で重

要な機器及び構造物（多量の放射性物質等を放出する事故の拡大を防止するために必要な機器及び構造物を含む。）の故障があつたとき。ただし、当該故障が消火又は延焼の防止の措置によるときを除く。

〔五十二 略〕

（届出書類の提出部数）

第十九条 法第二十六条第二項及び第三項、**第二十七条第四項**並びに第三十二条第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

〔条を削る。〕

（電磁的記録媒体による手続）

第二十条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。別記様式第三において同じ。）及び別記様式第三の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うこ

要な機器及び構造物（発生頻度が設計基準事故より低い事故であつて、当該試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものの拡大を防止するために必要な機器及び構造物を含む。）の故障があつたとき。ただし、当該故障が消火又は延焼の防止の措置によるときを除く。

〔五十二 同上〕

（届出書類の提出部数）

第十九条 法第二十六条第二項若しくは第三項又は法第三十二条第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

（身分を示す証明書）

第二十条 法第三十七条第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第二の二によるものとし、法第四十三条の二第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第二の三によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、別記様式第三によるものとする。

（人の出入り等の管理が行われている区域）

第二十一条 令別表第二の五の項の原子力規制委員会規則で定める区域は、第一条の二第四号に規定する管理区域とする。

（電磁的記録媒体による手続）

第二十条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び別記様式第四の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

とびだせる。

[ 一 ～ 三 略 ]

[ 様式を削る。 ]

[ 様式を削る。 ]

[ 様式を削る。 ]

**別記様式第3** (第20条関係)

[ 略 ]

[ 一 ～ 三 **同4** 略 ]

**別記様式第2の2** (第20条関係) [ 略 ]

**別記様式第2の3** (第20条関係) [ 略 ]

**別記様式第3** (第20条関係) [ 略 ]

**別記様式第4** (第22条関係) [ 同上 ]

別表第二 核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>(定義)            第一条 「略」            2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〇五 略」            六 「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二〇号。以下「品質管理基準規則」という。）第二条第二項第一号に規定する保安活動をいう。            七 「品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。            八 「廃止措置対象施設」とは、法第五十七条の五第二項の認可を受けた廃止措置計画（同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による<del>事業の</del>認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に係る廃止措置の対象となる使用施設等をいう。            九 「設計想定事象」とは、次に掲げる事象であつて、使用施設等の設計において発生を想定している<del>次に掲げるもの</del>をいう。            イ 自然現象            ロ 使用施設等を設置する工場若しくは事業所内又はその周辺における使用施設等の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）            ハ 使用施設等内における火災、化学薬品の漏えいその他の使用施設等の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象</p>	<p>(定義)            第一条 「同上」            2 「同上」            「一〇五 同上」            六 「設計評価事故」とは、操作上の過失、機械若しくは装置の故障又は地震、火災、爆発その他の災害により発生する事故であつて、公衆に放射性物質又は放射線による影響を及ぼすおそれがあるものとして安全設計上想定すべきものをいう。            七 「安全機能」とは、使用施設等の通常時又は設計評価事故時において、使用施設等の安全性を確保するために必要な機能等をいう。            八 「安全上重要な施設」とは、使用施設等のうち、安全機能の喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計評価事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が使用施設等を設置する工場又は事業所の外へ放出されることを抑制し、又は防止するものをいう。            九 「多様性」とは、同一の機能を有する二以上の系統又は機器が、想定される環境条件において、これらの構造、動作原理その他の性質が異なることにより、共通要因（二以上の系統又は機器に同時に影響を及ぼすことによりその機能を失わせる要因をいう。）又は従属要因（単一の原因によつて確実に系統又は機器に故障を発生させることとなる要因をいう。）によつて同時にその機能が損なわれないことをいう。</p>



十 Ⅱ 「多量の放射性物質等を放出する事故」とは、発生頻度が設計評価事故（使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第三十四号。第二条の十一 **第一項の表第三号**）において「使用許可基準規則」という。）第一条第二項第二号に規定する設計評価事故をいう。）より低い事故であつて、使用施設等から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものをいう。

（核燃料物質の使用の許可の申請）

第一条の二 法第五十二条第二項の核燃料物質の使用の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一・二 略

三 法第五十二条第二項第十号の使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を **は** **わ** **い** **ず** 記載すること。

2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第三十八条第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第二号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合に限り、添付するものとする。

一 「略」

二 使用施設等の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災、爆発等があつた場合に発生すると想定される事故（多量の放射性物質等を放出する事故を含む。第二条第二項第二号において同じ。）の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に應ずる災害防止の措置に関する説明書

三 「略」

Ⅱ 「号を加える。」

（核燃料物質の使用の許可の申請）

第一条の二 「同上」

一・二 同上

Ⅱ 「号を加える。」

2 「同上」

一 「同上」

二 使用施設等の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災、爆発等があつた場合に発生すると想定される事故（発生頻度が設計評価事故より低い事故であつて、多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものを含む。第二条第二項第二号において同じ。）の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に應ずる災害防止の措置に関する説明書

三 「同上」



四 使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

五 〔略〕

六 〔略〕

3 〔略〕

4 法第五十二条第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めるときは、第二項第六号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第五十四条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

(変更の許可の申請)

第二条 令第四十条の変更の許可の申請書に記載すべき事項中第三号の変更の内容については、法第五十二条第二項第六号の使用済燃料の処分の方法の変更に係る場合にあつてはその売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載し、同項第十号の使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては第一条の二前条第一項第三号に規定する事項を記載するものとする。

2 法第五十二条第二項第二号、第三号又は第七号から第十号までに掲げる事項の変更に係る令第四十条前項の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合に限り、添付するものとする。

一 三 略

四 変更後における使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

3 〔略〕

(使用前検査の実施)

第二条の二 使用前検査は、次に掲げる方法により行うものとする

〔号を加える。〕

四 〔同上〕

五 〔同上〕

3 〔同上〕

4 法第五十二条第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めるときは、第二項第五号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第五十四条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

(変更の許可の申請)

第二条 令第四十条の変更の許可の申請書に記載すべき事項中第三号の変更の内容については、法第五十二条第二項第六号の使用済燃料の処分の方法の変更に係る場合にあつては、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載するものとする。

2 法第五十二条第二項第二号、第三号又は第七号から第九号までに掲げる事項の変更に係る令第四十条の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合に限り、添付するものとする。

一 三 同上

〔号を加える。〕

3 〔同上〕

〔条を加える。〕

- 一 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法
  - 二 機能及び性能を確認するために十分な方法
  - 三 その他使用施設等が法第五十五条の二第二項各号のいずれにも適合していることを確認するために十分な方法
- 2 使用前検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

(使用前検査の記録)

第二条の三 使用前検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 検査年月日
  - 二 検査の対象
  - 三 検査の方法
  - 四 検査の結果
  - 五 検査を行った者の氏名
  - 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
  - 七 検査の実施に係る組織
  - 八 検査の実施に係る工程管理
  - 九 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
  - 十 検査記録の管理に関する事項
  - 十一 検査に係る教育訓練に関する事項
- 2 使用前検査の結果の記録は、当該使用前検査に係る使用施設等の存続する期間保存するものとする。

(溶接に係る使用前検査を行った旨の表示)

第二条の四 使用施設等の技術基準に関する規則(令和 年原子力規制委員会規則第 号)第十七条第一項に規定する容器等使用施設

「条を加える。」

「条を加える。」

設等に係る容器若しくは管（以下この条において単に「容器等」という。）であつて、同項第二号に規定する主要な溶接部を有する溶接をするもの又は溶接をした容器等であつて輸入したものを設置する使用者は、当該容器等であつて溶接をするもの又は溶接をした容器等であつて輸入したものに係る使用前検査を終了したときは、当該容器等であつて溶接をするもの又は溶接をした容器等であつて輸入したものに使用前検査を行ったことを示す記号その他表示を付するものとする。

（使用前確認の申請）

第二条の五 法第五十五条の二第三項の確認（以下「使用前確認」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

〔一・二 略〕

三 使用前確認を受けようとする使用施設等の範囲

四 使用施設に設けられるセル、グローブボックスその他の気密設備（第二条の十一の九第二号において「セル等」という。）の内部において使用し、又は貯蔵施設において貯蔵しようとする核燃料物質の最大の量（令第四十一条第一号に掲げるものにあつてはプルトニウムの質量、同条第二号に掲げるものにあつては放射性物質質量、同条第三号から第六号までに掲げるものにあつてはウランの質量。）〔略〕

五 使用前確認を受けようとする使用施設等の設計及び工事の法

六 使用前確認を受けようとする使用前検査に係る工事の工程、期日、場所及び種類

七 使用前確認を受けようとする使用前検査に係る工事の品質マネジメントシステム

八 使用施設等を核燃料物質等を用いた試験のために使用すると

（施設検査の申請）

第二条の二 法第五十五条の二第一項の規定により、使用施設等の工事（第二条の六に規定する使用施設等であつて溶接をするものの溶接を除く。次項及び第二条の五において同じ。）について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

〔一・二 同上〕

三 検査を受けようとする使用施設等の範囲

四 使用施設に設けられるセル、グローブボックスその他の気密設備（以下「セル等」という。）の内部において使用し、又は貯蔵施設において貯蔵しようとする核燃料物質の最大の量（令第四十一条第一号に掲げるものにあつてはプルトニウムの質量、同条第二号に掲げるものにあつては放射性物質質量、同条第三号から第六号までに掲げるものにあつてはウランの質量。次項及び第二条の五において同じ。）〔同上〕

〔号を加える。〕

五 受けようとする検査の期日、場所及び種類

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

き又は使用施設等の一部が完成した場合であつてその完成した部分を使用しなければならぬ特別の理由があるときにあつては、その使用の期間及び方法は、前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならぬ。

- 一 工事の工程
  - 二 前号の工程における放射線管理（改造又は修理の工事に関するものに限る。）
  - 三 第二条の十一の七の施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器
  - 四 前項第五号の内容が法第五十五条の二第二項各号のいずれにも適合していることを説明した書類
  - 五 使用前検査に係る工事の品質マネジメントシステムに関する説明書
  - 六 前項第八号の特別の理由があるときにあつては、その理由を記載した書類
- 3 第一項の申請書又は前項各号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。
- 4 第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

「条を削る。」

2 法第五十五条の二第一項の規定により、使用施設等を変更する場合における当該使用施設等の工事について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 検査を受けようとする変更に係る使用施設等の範囲
- 四 変更に係る使用施設に設けられるセル等の内部において使用し、又は貯蔵施設において貯蔵しようとする核燃料物質の最大  
の量
- 五 受けようとする検査の期日、場所及び種類

3 前二項の申請書に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

「項を加える。」

（施設検査の実施）  
第二条の三 法第五十五条の二第一項の検査（以下「施設検査」という。）は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。

- 一 気密、水密又は耐食を要する材料又は部品に関する事項  
化学分析試験、非破壊試験、機械試験、耐圧試験又は漏えい試験を行うときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。
- 二 使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設の組立てに関する事項  
それぞれの施設の主要な部分の寸法の測定ができるとき又は非破壊

「条を削る。」

(使用前確認を要しない場合)

第二条の六 法第五十五条の二第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

一 使用施設等を核燃料物質等を用いた試験のために使用する場合であつて、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

二 前号に規定する場合以外の使用施設等を試験のために使用する場合

三 使用施設等の一部が完成した場合であつて、その完成した部分を使用しなければならぬ特別の理由がある場合(前二号に掲げる場合を除く)において、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

四 使用施設等の設置の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前検査確認を受けないで使用することができる旨を指示した場合

五 使用施設等の設備又は機器の配置の変更であつて、当該機器の相互の間隔を法第五十二条第一項又は第五十五条第一項の許可を受けたところによる核的制限値である間隔より小さくしないものその他使用施設等の保全上支障のない変更の場合

(使用前確認証)

壊試験、機械試験、耐圧試験若しくは漏えい試験を行うとき。

(施設検査実施要領書)

第二条の三の二 原子力規制委員会は、第二条の二第一項及び第二項の申請書の提出を受けた場合には、前条各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

「条を加える。」

(合格証)

第二条の七 原子力規制委員会は、原子力規制検査により、第二条の五の規定による申請に係る使用施設等が法第五十五条の二第二項各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、使用前確認証を交付する。

「条を削る。」

第二条の四 原子力規制委員会は、施設検査を行い、合格と認めるときは、検査合格証を交付する。

(工事の技術上の基準)

第二条の五 法第五十五条の二第二項に規定する工事の技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 使用施設等は、次に掲げるところにより、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように施設すること。
- イ 流体状の核燃料物質等を内包する容器又は管に核燃料物質等を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の核燃料物質等が核燃料物質等を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であること。
- ロ 六ふつ化ウランを取り扱う設備であつて、六ふつ化ウランが著しく漏えいするおそれがあるものは、漏えいの拡大を適切に防止し得る構造であること。
- ハ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質(使用済燃料を除く。)を使用し、貯蔵し、又は廃棄(保管廃棄を除く。)するセル等又は再処理研究設備(再処理の研究の用に供する設備であつて、気密又は水密を要するものをいう。)をその内部に設置するセル等は、給気口及び排気口を除き、密閉することができる構造であること。
- ニ 液体状の核燃料物質等を使用し、貯蔵し、又は廃棄するセル等は、当該物質がセル等に漏えいするおそれがない構造であること。
- ホ 密封されていない核燃料物質等を取り扱うフードは、その開口部の風速を適切に維持し得るものであること。
- ヘ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は

- 
- 二 以上を含む物質（以下「プルトニウム等」という。）を使用し、貯蔵し、又は廃棄（保管廃棄を除く。）する室並びに核燃料物質による汚染の発生のおそれがある室は、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。
- ト セル等がその内部を負圧状態に保つ必要があるものであるときは、当該セル等は、その内部を常時負圧状態に維持し得るものであること。
- チ 液体状の核燃料物質等を使用し、貯蔵し、又は廃棄する設備が設置される施設（液体状の核燃料物質等の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、当該物質が当該施設内に漏えいした場合にも、これが施設外に漏えいするおそれがない構造であること。
- 二 使用施設等に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、使用施設等の安全性を確保する上で重要なもの（以下この号において「容器等」という。）の材料及び構造は、当該容器等の設計上要求される強度及び耐食性が確保できるものであること。
- 三 使用施設等に属する容器及び管のうち、使用施設等の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように施設すること。
- 四 使用施設等のうち人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であつて、核燃料物質等により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、核燃料物質等による汚染を除去しやすきものであること。
- 五 使用施設等は、放射線障害を防止するため、次に掲げる要件を備えていること。
- イ 通常時において使用施設等からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度以下となるように施設すること。
- ロ 工場又は事業所内における外部放射線による放射線障害を
-

防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備を施設すること。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であつて放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられているものであること。

六 使用施設等は、次に掲げるところにより、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するための措置が講じられているものであること。

イ 火災又は爆発の影響を受けることにより使用施設等の安全性に著しい支障が生じるおそれがある場合は、消火設備及び警報設備（警報設備にあつては自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災の発生を自動的に検知し、警報を発する設備に限る。）を施設すること。

ロ イの消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により安全上重要な施設の安全機能に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

ハ 火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものについては、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられているものであること。

ニ 水素を取り扱う設備（爆発の危険性がないものを除く。）は、適切に接地されているものであること。

ホ 水素その他の可燃性ガスを取り扱う設備（爆発の危険性がないものを除く。）を設置するセル等及び室は、当該設備から可燃性ガスが漏えいした場合においてもそれが滞留しない構造とすることその他の爆発を防止するための適切な措置が講じられているものであること。

七 使用施設等は、次に掲げるところにより、人がみだりに管理区域内及び周辺監視区域内に立ち入らないような措置が講じられているものであること。



イ 管理区域の境界には、壁、柵その他の区画物及び標識が設けられていること。

ロ 周辺監視区域には、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識が設けられていること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかなる場合は、この限りでない。

八 使用施設等は、核燃料物質の臨界を防止するため、次に掲げる要件を備えていること。

イ 核燃料物質の取扱い上の一つの単位（以下「単一ユニット」という。）において、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤作動が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、核燃料物質を収納する機器の形状寸法の管理、核燃料物質の濃度、質量若しくは同位体の組成の管理若しくは中性子吸収材の形状寸法、濃度若しくは材質の管理又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置その他の適切な措置が講じられているものであること。

ロ 単一ユニットが二つ以上存在する場合において、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤作動が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、単一ユニット相互間の適切な配置の維持若しくは単一ユニットの相互間における中性子の遮蔽材の使用又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置が講じられているものであること。

ハ 臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を施設すること。

九 使用施設等は、使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第三十四号。以下「使用許可基準規則」という。）第八条第一項の地震力が作用した場合においても当該使用施設等を十分に支持することができる地盤に施設すること。

- 
- 十 使用施設等は、これに作用する地震力（使用許可基準規則第九条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように施設すること。
- 十一 耐震重要施設（使用許可基準規則第八条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。）は、使用許可基準規則第九条第三項の地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがないように施設すること。
- 十二 耐震重要施設が使用許可基準規則第九条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられていること。
- 十三 使用施設等は、その供用中に当該使用施設等に大きな影響を及ぼすおそれがある津波によりその安全機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられているものであること。
- 十四 使用施設等が想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全機能を損なうおそれがある場合には、防護措置その他の適切な措置が講じられていること。
- 十五 使用施設等は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）により使用施設等の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられているものであること。
- 十六 工場又は事業所には、使用施設等への人の不法な侵入、使用施設等に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するため、適切な措置が講じられていること。
-

- 十七 工場又は事業所には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置が講じられていること。
- 十八 使用施設等がその施設内における溢水の発生によりその安全機能を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置が講じられていること。
- 十九 使用施設等がその施設内における化学薬品の漏えいによりその安全機能を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置が講じられていること。
- 二十 使用施設等に属する設備であつて、機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、使用施設等の安全機能を損なうことが想定されるものには、防護措置その他の適切な措置が講じられていること。
- 二十一 使用施設等は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう施設すること。
- 二十二 使用施設等は、当該使用施設等の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように施設すること。
- 二十三 使用施設等は、他の原子力施設又は同一の工場又は事業所内の他の使用施設等と共用する場合には、使用施設等の安全性を損なわないように施設すること。
- 二十四 使用施設等には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により使用施設等の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、第二十八号イの放射性物質の濃度が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備を施設すること。
- 二十五 使用施設等には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により使用施設等の安全性を著しく損なうおそれが生じ

たときに、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める能力の維持、熱的、化学的若しくは核的制限値の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備を速やかに作動させる必要がある場合には、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路を施設すること。

二十六 使用施設等には、次に掲げる設備を施設すること。

イ その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路

ロ 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明

ハ 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（ロの避難用の照明を除く。）及びその専用の電源

二十七 貯蔵施設は、次に掲げる要件を備えていること。

イ 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置が講じられているものであること。

ロ 標識が設けられていること。

ハ 必要に応じて核燃料物質の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱（以下「崩壊熱等」という。）により過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置が講じられているものであること。

二十八 廃棄施設は、次に掲げる要件を備えていること。

イ 管理区域内の人が常時立ち入る場所の空气中、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度以下になるように使用施設等において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。

ロ 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して施設すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を

- 
- 取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。
- ハ 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。
- ニ 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。
- ホ 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。
- ヘ 放射性廃棄物を保管廃棄する施設は、外部と区画されたものであること。
- ト 放射性廃棄物を保管廃棄する施設は、放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施設又は立入制限の措置が講じられているものであること。
- チ 放射性廃棄物を保管廃棄する施設であつて、放射性廃棄物の崩壊熱等により過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置が講じられているものであること。
- リ 標識が設けられていること。
- 二十九 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあつては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備が備えられていること。
- 三十 工場又は事業所には、次に掲げる事項を計測する設備が備えられていること。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもつて代えることができる。
- イ 放射性廃棄物の排気口又はそれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度
-

ロ 放射性廃棄物の排水口又はそれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度

ハ 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度

三十一 使用施設等には、次に掲げる非常用電源設備を施設すること。

イ 外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、使用施設等の安全性を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する設備を施設すること。

ロ 使用施設等の安全性を確保するために特に必要な設備には、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備を施設すること。

三十二 工場又は事業所には、設計評価事故が発生した場合において工場又は事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を施設すること。

三十三 工場又は事業所には、設計評価事故が発生した場合において使用施設等の外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を施設すること。

三十四 前号の専用通信回線は、必要に応じて多様性を有するものであること。

三十五 使用施設等は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であつて、当該使用施設等から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置が講じられているものであること。

三十六 使用施設等は、前各号に定めるもののほか、法第五十二条第一項又は法第五十五条第一項の使用又は変更の許可の申請書及びこれらの許可の際に付された条件を記載した書類に記載したところによるものであること。

「条を削る。」

(溶接検査を受ける使用施設等)

- 第二条の六 法第五十五条の三第一項の原子力規制委員会規則で定める使用施設等は、令第四十一条第一号又は第二号に掲げる核燃料物質に係る使用施設等にあつては第一号から第三号まで及び第七号に、同条第三号から第六号までに掲げる核燃料物質に係る使用施設等にあつては第四号から第七号までに掲げるとおりとする。
- 一 プルトニウム又はプルトニウム化合物を含む液体状又は気体状の物質を内包する容器又は管であつて、次のいずれかに該当するもの。
    - イ その内包するプルトニウムの放射能濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル(液体状の物質を内包する場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル)以上のもの
    - ロ その内包するプルトニウムの放射能濃度が三十七マイクロベクレル毎立方センチメートル(液体状の物質を内包する場合は、三十七ベクレル毎立方センチメートル)以上の容器(イに規定するものを除く。)であつて、最高使用圧力が九十キロパスカル以上のもの又は内容積が〇・〇四立方メートルを超えるもの
    - ハ その内包するプルトニウムの放射能濃度が三十七マイクロベクレル毎立方センチメートル(液体状の物質を内包する場合は、三十七ベクレル毎立方センチメートル)以上の管(イに規定するものを除く。)であつて、外径六十一ミリメートル(最高使用圧力が九十キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル)を超えるもの(放射性物質の閉じ込め区域内にあつて内部の圧力が外部の圧力より低く維持されているダクトを除く。)
  - 二 放射性物質を含む液体状又は気体状の物質を内包する容器又は管(前号に規定するものを除く。)であつて、次のいずれかに該当するもの

- 
- イ その内包する放射性物質の濃度が三十七ベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七メガベクレル毎立方センチメートル）以上のもの
- ロ その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）以上の容器（イに規定するものを除く。）であつて、最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のもの又は内容積が〇・〇四立方メートルを超えるもの
- ハ その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）以上の管（イに規定するものを除く。）であつて、外径六十一ミリメートル（最高使用圧力が九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル）を超えるもの（放射性物質の閉じ込め区域内にあつて内部の圧力が外部の圧力より低く維持されているダクトを除く。）
- 三 プルトニウムの放射能濃度が三十七キロベクレル毎立方センチメートル以上の液体状の物質又は放射性物質の濃度が三十七メガベクレル毎立方センチメートル以上の液体状の物質を内包する容器又は管からの漏えいの拡大を防止するために設置されるドリッブトレイその他の容器
- 四 ウラン又はウランの化合物を含む気体状の物質を内包する容器又は管（その容器又は管の内部の圧力が外部の圧力より低く維持されているものを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの
- イ その内包するウランの放射能濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル以上の容器であつて、最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のもの又は内容積が〇・〇四立方メートルを超えるもの
- ロ その内包するウランの放射能濃度が三十七ミリベクレル毎
-



- 
- 立方センチメートル以上の管であつて、外径六十一ミリメートル（最高使用圧力が九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル）を超えるもの
- 五 ウラン又はウランの化合物を含む液体状の物質を内包する容器又は管であつて、次のいずれかに該当するもの
- イ その内包するウランの放射能濃度が三十七キロベクレル毎立方センチメートル以上の容器（その内包するウランの量が五キログラム未満のものを除く。）
- ロ その内包するウランの放射能濃度が三十七キロベクレル毎立方センチメートル以上の管（その内包するウランの量が五キログラム未満の容器に附属する管を除く。）であつて、液体状の六ふつ化ウランを内包するもの又は外径六十一ミリメートル（最高使用圧力が九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル）を超えるもの
- 六 六ふつ化ウランの加熱容器であつて、液体状の六ふつ化ウラン又は大気圧を超える圧力の気体状の六ふつ化ウランを内包する容器からの漏えいの拡大を防止する機能を有するもの（加熱するウランの量が五キログラム未満のものを除く。）
- 七 胴の外径が百五十ミリメートル以上の容器又は外径百五十ミリメートル以上の管（前各号に規定する容器又は管を除く。）であつて、放射性物質を含む液体状若しくは気体状の物質を内包し、又は非常用電源設備その他の安全上重要な施設に属するものうち、次に定める圧力以上の圧力を加えられる部分（以下「耐圧部分」という。）について溶接をするもの
- イ 液体用の容器又は管であつて、最高使用温度がその液体の沸点未満のものについては、最高使用圧力千九百六十キロパスカル
- ロ イに規定する容器以外の容器については、最高使用圧力九十八キロパスカル
- ハ イに規定する管以外の管については、最高使用圧力九百八十キロパスカル（長手継手の部分にあつては、四百九十キロ
-

「条を削る。」

パスカル)

(溶接検査の申請)

第二条の七

法第五十五条の三第一項の規定により前条に規定する

使用施設等の溶接について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。ただし、第三項に定める場合は、この限りでない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度
  - 三 溶接施工工場の名称及び所在地
  - 四 溶接工程表
  - 五 検査を受けようとする事項、期日及び場所
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 溶接設備の種類及び容量、溶接部の設計及び溶接施行法並びに溶接を行う者の氏名を記載した溶接明細書
  - 二 溶接の方法に関する説明書
  - 三 検査を受けようとする容器又は管の構造図
  - 四 溶接部の設計図
- 3 法第五十五条の三第一項の規定により溶接をした使用施設等であつて輸入したものの当該溶接について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類

第二条の八及び第二条の九 削除

及び濃度

- 三 溶接施工工場の名称及び所在地
- 四 検査を受けようとする事項、期日及び場所
- 4 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
  - 一 溶接の方法に関する説明書
  - 二 検査を受けようとする容器又は管の構造図
  - 三 溶接部の設計図
  - 四 溶接（前条第七号に規定する容器又は管についての漏止め溶接を除く。）についての材料試験、開先試験、溶接作業試験、非破壊試験（次条第二号に規定する溶接部に関するものに限る。）、機械試験（同条第三号に規定する溶接部に関するものに限る。）及び耐圧試験又は漏えい試験の結果に関する資料並びに溶接後熱処理の方法に関する説明書
- 5 第一項若しくは第三項の申請書又は第二項若しくは前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。
- 6 第一項又は第三項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

（溶接検査の実施）

- 第二条の八 法第五十五条の三第一項の検査（溶接をした使用施設等であつて輸入したものの当該溶接についての検査を除く。）は、次の各号に掲げる工程ごとに行う。
- 一 溶接作業を行うとき（第二条の六第七号に規定する容器又は管についての漏止め溶接に係る場合及び溶接作業の標準化、溶接に使用する材料の規格化等の状況により、原子力規制委員会が支障がないものとしてこの工程における検査を受けないで使用することを承認した場合を除く。）。
  - 二 法第五十五条の三第二項に規定する技術上の基準（以下「溶接の技術基準」という。）により非破壊試験を必要とする

溶接部については、非破壊試験を行うことができる状態になつたとき。

三 溶接の技術基準により機械試験を必要とする突合せ溶接部については、機械試験を行うことができる状態になつたとき。

四 耐圧試験又は漏えい試験を行うことができる状態になつたとき（第二条の六第七号に規定する容器又は管についての漏止め溶接に係る場合を除く。）。

（溶接検査を要しない場合）

第二条の九 法第五十五条の三第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 使用施設に属する容器又は管であつて、セル等の内部に設置されるものについて、原子力規制委員会があらかじめ支障がないものとして法第五十五条の三第一項の検査を受けないで使用することを承認した場合

二 漏止め溶接のみをした第二条の六第七号に規定する容器又は管（耐圧部分についてその溶接のみを新たにするものを含む。）を使用する場合

三 使用施設に属する容器又は管であつて、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）第一条の三第一項第二号又は規定する試験研究用等原子炉の附属施設のうち的主要な実験設備として法第二十八条の二第一項又は第四項の検査に合格したものを使用する場合

（溶接検査実施要領書）

第二条の九の二 原子力規制委員会は、第二条の七第一項及び第三項の申請書の提出を受けた場合には、法第五十五条の三第一項に規定する検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

「条を削る。」

「条を削る。」

(合併及び分割の認可の申請)

第二条の十 法第五十五条の三第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、別記様式第一による申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 略

六 使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

七 略

2 「略」

(記録)

第二条の十一 法第五十六条の二の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存してお蔵かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一 使用施設等の施設管理(第二条の十一の七に規定するものをいう。以下この表において同じ。)に係る記録		

(溶接検査合格証等)

第二条の十 原子力規制委員会は、法第五十五条の三第一項の検査を行い、合格と認めたときは、溶接検査合格証を交付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるものとする。

(合併及び分割の認可の申請)

第二条の十の二 法第五十五条の四第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、別記様式第一による申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 略 同上

「号を加える。」

六 同上

2 「同上」

(記録)

第二条の十一 法第五十六条の二の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一 施設検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査のときまでの期間

イ 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に 関する次の 確認のとき までの期間
ロ 第二条の十一の七第四号の 規定による施設管理の実施状 況及びその担当者の氏名	施設管理の 実施の都度	施設管理を 実施した使 用施設等の 解体又は廃 棄をした後 五年(令第 <del>四十一</del> 条各 号に掲げる 核燃料物質 を使用しな い場合には、十 年)が経過 するまでの 期間
ハ 第二条の十一の七第五号の 規定による施設管理方針、施 設管理目標及び施設管理実施 計画の評価の結果及びその評 価の担当者の氏名	評価の都度	評価を実施 した使用施 設等の施設 管理方針、 施設管理目 標又は施設 管理実施計 画の改定ま で(令第四

二 放射線管理記録

イ 「略」

ロ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の濃度

「略」

排気又は排水の都度（連続して排気又は排水をする場合）は連続して「略」

ハ 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率（イに規定する場合のものを除く。）並びに管理区域における空気中の放射性物質の十月間（令第四十一条各号に掲げる核燃

「略」

料物質を使用しない場合）の期間

「略」 五年間（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない場合は、これの改定後十年が経過するまで）の期間

「略」

「略」 五年間（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない場合は、十年間）

五年間（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない場合は、十年間）

二 「同上」

イ 「同上」

ロ 「同上」

「同上」

排気又は排水の都度（連続して排気又は排水を場合）は連続して「同上」

ハ 「同上」

「同上」

五年間

五年間

<p>料物質を使用する場合にあつては(一週間)についての平均濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度</p>	<p>〔ハヅヌト 略〕</p>	<p>キ 工場又は事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路</p>	<p>〔略〕</p>	<p>リ・ヌ 略</p>	<p>〔削る。〕</p>
<p>あつては、(一週間)</p>	<p>〔略〕</p>	<p>一年間(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない場合は、あつては、(一週間))</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔削る。〕</p>
<p>三 保守記録 イ 令第四十一条各号に掲げる核燃料物質に係る使用施設等の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名(法第五十七条の五第二項の認可を受けた使用施設等内にある核燃料物質が存在しない場合は、毎週一回)</p>	<p>〔ハヅヌト 同上〕</p>	<p>キ 〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>リ・ヌ 同上</p>	<p>三 保守記録</p>
<p>毎日一回(法第五十七条の五第二項の認可を受けた使用施設等内にある核燃料物質が存在しない場合は、毎週一回)</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>一年間</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>一年間</p>



<p>ロ 使用施設等の操作開始及び操作停止の時刻</p>	<p>イ 使用施設における核燃料物質の種類別の使用量及び使用の日時</p>	<p>三 操作記録（安全上重要な施設（使用許可基準規則第一条第二項第四号に規定するものをいう。）に係るものに限る（ハ#を除く。）。（法第五十七条の五第二項の認可を受けた使用施設等に係るものを除く。）</p>	<p>「削る。」</p>	<p>「削る。」</p>
<p>開始及び停止の都度</p>	<p>使用挿入の都度（連続式にあつては、連続して）</p>	<p>一年間（各各号に掲げる核燃料物質を使用し、ない場合は、あつては、十年間）</p>	<p>一年間（各各号に掲げる核燃料物質を使用し、ない場合は、あつては、十年間）</p>	<p>一年間（各各号に掲げる核燃料物質を使用し、ない場合は、あつては、十年間）</p>
<p>「加える。」</p>	<p>「加える。」</p>	<p>「加える。」</p>	<p>「加える。」</p>	<p>「加える。」</p>
<p>「加える。」</p>	<p>「加える。」</p>	<p>「加える。」</p>	<p>「加える。」</p>	<p>「加える。」</p>
<p>「加える。」</p>	<p>「加える。」</p>	<p>「加える。」</p>	<p>「加える。」</p>	<p>「加える。」</p>
<p>「加える。」</p>	<p>「加える。」</p>	<p>「加える。」</p>	<p>「加える。」</p>	<p>「加える。」</p>

ハ 警報装置から発せられた警報の内容（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質に係るものに限る。）	その都度	<del>核燃料物質を使用しない場合には、</del> <del>あつては、</del> <del>十年間</del>
ニ 使用施設等の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	操作の開始及び交代の都度	<del>一年間</del> （令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない場合は、あつては、 <del>十年間</del> ）
四 使用施設等の事故記録	〔略〕	〔略〕
イ 事故の発生及び復旧の時刻 「ロ」ニ 略	〔略〕	〔略〕
五 保安教育の記録〔略〕 保安教育の実施計画	〔略〕	<del>五年間</del> （令第四十一条各号に掲げ
〔加える。〕	〔加える。〕	〔加える。〕
〔加える。〕	〔加える。〕	〔加える。〕
五 〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
イ 事故の発生及び復旧の時刻 「ロ」ニ 同上	〔同上〕	〔同上〕
六 〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
保安教育の実施計画	〔同上〕	<del>五年間</del>

<p>六 品質管理基準規則第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントに從つた計画、実施、評価及び改善状況の記録（令第四十条各号に掲げる核燃料物質を使用しない場合にあつては、品</p>	<p>小 保安教育を受けた者の氏名</p>	<p>中 保安教育の実施日時及び項目</p>	
<p>当該文書又は記録の作成又は変更の都度</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	
<p>当該文書又は記録の作成又は変更後三年が経過するまでの期間（令第四十一条</p>	<p>三年間（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない場合は、あつては、十年間）</p>	<p>三年間（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない場合は、あつては、十年間）</p>	<p>核燃料物質を使用しない場合は、あつては、十年間）</p>
<p>七 品質保証計画（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質に係るものに限る。）</p>	<p>小 〔同上〕</p>	<p>中 〔同上〕</p>	
<p>策定及び改定の都度</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	
<p>次の改定の後三年間</p>	<p>三年間</p>	<p>三年間</p>	

質管理基準規則第五十四条第一項第二号に規定する記録）（他の号に掲げるものを除く。）

七 第二条の十一の十三に規定する防護措置の記録

イ 「略」

ロ 第二条の十一の十三第二項

第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域へ立ち入る者への同項第五号イ及びロに規定する証明書等の発行の状況及びその担当者の氏名

ハ 第二条の十一の十三第二項

第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域の出入口における物品の持込み又は持出しの点検の状況及びその担当者の氏名

〔二〕リ 略〕

各号に掲げる核燃料物質を使用しない場合は、あつては、十年間）

〔略〕

〔略〕

〔略〕

〔略〕

八 第二条の十一の十に規定する防護措置の記録

イ 「同上」

ロ 第二条の十一の十第二項第

一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域へ立ち入る者への同項第五号イ及びロに規定する証明書等の発行の状況及びその担当者の氏名

ハ 第二条の十一の十第二項第

一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域の出入口における物品の持込み又は持出しの点検の状況及びその担当者の氏名

〔二〕リ 同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

<p>八 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる使用施設等の設備の名称</p>	<p>法第五十七 条の五第二 項の認可を 受けた廃止 措置計画に 記載された 工事の各工 程の終了の 都度</p>	<p>第七項に定 める期間</p>
<p>「加える。」</p>	<p>「加える。」</p>	<p>「加える。」</p>
<p>7 第一項の表第二号リ及びヌ、第四号イからニまで並びに第八号の記録の保存期間は、法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。</p> <p>8 「略」</p>	<p>7 第一項の表第二号リ及びヌ並びに第五号イからニまでの記録の保存期間は、法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。</p> <p>8 「同上」</p>	<p>「条を加える。」</p>
<p>(品質マネジメントシステム) 第二条の十一の三 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、法第五十二条第一項又は第五十五条第一項の許可を受けたところにより、品質マネジメントシステムに基づき保安活動（次条から第二条の十一の十二までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメントシステムの改善を継続して行わなければならない。ただし、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者にあつては、品質管理基準規則第五十四条第一項第一号に定める措置を講ずるものとする。</p> <p>(管理区域への立入制限等) 第二条の十一の四 「略」</p>	<p>(管理区域への立入制限等) 第二条の十一の三 「同上」</p>	<p>(管理区域への立入制限等) 第二条の十一の三 「同上」</p>

(線量等に関する措置)  
第二条の十一の五 「略」

(放射性物質による汚染の状況等の測定)

第二条の十一の六 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、放射性物質による汚染の状況等の測定に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

「一〇四 略」

(使用施設等の施設管理)

第二条の十一の七 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、使用施設等の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理(以下「施設管理」という。)に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 使用施設等が法第五十二条第一項又は第五十五条第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、法第五十五条の第二項第二号の技術上の基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針(以下この条において「施設管理方針」という。)を定めること。ただし、法第五十七条の五第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二 前号ただし書の場合においては、法第五十七条の五第二項若しくは同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された第六條の二第十号第本條の三第十項第五号の性能維持施設に係る施設管理方針を定めること。

三 第一号又は前号の規定により定められた施設管理方針に従つて達成すべき施設管理の目標(第一号の規定により定められた施設管理方針に係る施設管理の目標にあつては、使用施設等及び施設管理の重要度が高い設備系統について定量的に定める目

(線量等に関する措置)  
第二条の十一の四 「同上」

(放射性物質による汚染の状況等の測定)

第二条の十一の五 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、放射性物質による汚染の状況等の測定に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。ただし、原子力規制委員会の定める使用者については、この限りでない。

「一〇四 同上」

「条を加える。」

- 標を含む。以下この条において「施設管理目標」という。）を定めること。
- 四 施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下この条において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従って施設管理を実施すること。
- イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。
- ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。
- ハ 使用施設等の巡視（**使用施設等の保全のために実施するものに限る。**）に関すること。
- ニ 使用施設等の点検、検査等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む（法第五十七条の五第二項の認可を受けたものを除く。））に関すること。
- ホ 使用施設等の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。
- ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。
- ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（品質管理基準規則第二条第二項第七号**ホ**に規定する未然防止処置を含む。）に関すること。
- チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。
- 五 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること。
- イ 施設管理方針及び施設管理目標にあつては、一定期間
- ロ 施設管理実施計画にあつては、前号イに規定する期間
- 六 前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画に反映すること。
- 七 使用施設等の操作を相当期間行わない場合その他使用施設等がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該使用施設等の状態に応じて、前各号に掲げる措置につ

いて特別な措置を講ずること。

（設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る使用施設等の保全に関する措置）

第二条の十一の八

法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に関し、法第五十二条第一項又は第五十五条第一項の許可を受けたところ（法第五十七条の五第二項の認可を受けたものにあつては、当該認可を受けたところ）により、次に掲げる使用施設等の保全に関する措置を講じなければならない。

一 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る使用施設等の必要な機能を維持するための活動に関する計画（使用施設等を設置した工場又は事業所における火災に係る次に掲げる事項活動を含む。）に関する計画を定めるとともに、当該計画の実行に必要な要員を配置し、当該計画に従つて必要な活動を行わせること。

イ 使用施設等を設置した工場又は事業所における可燃物の管理に関すること。

ロ 消防吏員への通報に関すること。

ハ 消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。

二 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における使用施設等の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練を定期に（多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における措置に関する教育及び訓練にあつては、毎年一回以上定期に）実施すること。

三 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における使用施設等の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。

四 前三号に掲げるもののほか、設計想定事象又は多量の放射性

「条を加える。」



物質等を放出する事故の発生時における使用施設等の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

(核燃料物質の使用)

第二条の十一の九 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、次の各号に掲げる核燃料物質の使用に関する措置を講じなければならぬ。

一 ~~核燃料物質の使用は、使用施設において行うこと。~~ [略]

二 プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質(以下この号において「プルトニウム等」という。)を使用する場合は、次に掲げる場合を除き、セル等を用いること。

「イ・ロ 略」

「略」

「略」

「略」

七 使用施設の通常の操作(使用施設において計画的に行われる操作をいう。)を行うために必要な次の事項を定め、これを操作員その他の従業者に守らせること。

イ 操作の開始に先立って確認すべき事項、操作に必要な事項及び操作の停止後に確認すべき事項

ロ 操作員その他の従業者が使用施設等の状態に応じて定期的に又は必要に応じて確認すべき事項並びにその確認の方法及び確認の時期

ハ ~~警報の発報その他の異状があつた場合、次号の場合を除く。~~に操作員その他の従業者が講ずべき措置(次号の処置を除く。)に関する事項

八 非常の場合に構すべき処置を定め、これを操作員その他の従

(核燃料物質の使用)

第二条の十一の六 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、次の各号に掲げる核燃料物質の使用に関する措置を採らなければならない。ただし、原子力規制委員会の定める使用者については、第三号及び第六号の規定は、適用しない。

一 「同上」

二 プルトニウム等を使用する場合は、次に掲げる場合を除き、セル等を用いること。

「イ・ロ 同上」

「同上」

「同上」

「同上」

六 換気設備、放射線測定器及び非常用設備は、常にこれらの機能を発揮できる状態に維持しておくこと。

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号を加える。」

業者に守らせること。

(工場又は事業所において行われる運搬)

第二条の十一の十 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、使用施設等を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

〔一〇三三〕 略

四 核燃料物質等を封入した容器(第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によつて汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合には、当該核燃料物質によつて汚染された物。以下この条において「運搬物」という。)及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具(以下この条において「運搬機器」という。)の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第二条の十一の四第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

〔五〇十 略〕

〔二・三 略〕

4 使用者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和五十三年総理府令第五十七号)第三条から第十七条の二まで及び核燃料物質等車両運搬規則(昭和五十三年運輸省令第七十二号)第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を使用施設等を設置した工場又は事業所において運搬することができる。

(貯蔵)

(工場又は事業所内の運搬)

第二条の十一の七 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、使用施設等を設置した工場又は事業所内の核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

〔一〇三三〕 同上

四 核燃料物質等を封入した容器(第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によつて汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合には、当該核燃料物質によつて汚染された物。以下この条において「運搬物」という。)及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具(以下この条において「運搬機器」という。)の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第二条の十一の三第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

〔五〇十 同上〕

〔二・三 同上〕

4 使用者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和五十三年総理府令第五十七号)第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則(昭和五十三年運輸省令第七十二号)第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を使用施設等を設置した工場又は事業所内において運搬することができる。

(貯蔵)

第二条の十一の十一 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、核燃料物質の貯蔵に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

「一・二 略」

三 貯蔵施設には、核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講ずること。

四 核燃料物質を貯蔵する場合において、核燃料物質の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱（次条において「崩壊熱等」という。）により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。

「五〽八 略」

（工場又は事業所において行われる廃棄）

第二条の十一の十二 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、使用施設等を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

「一〽四 略」

五 第三号の方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。

「六・七 略」

八 第六号の方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。

「九・十 略」

十一 第六号の方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。

イ 「略」

第二条の十一の八 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、核燃料物質の貯蔵に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。ただし、原子力規制委員会の定める使用者については、第三号及び第八号の規定は、適用しない。

「一・二 同上」

三 貯蔵施設には、核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を採ること。

四 核燃料物質を貯蔵する場合において、核燃料物質の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。

「五〽八 同上」

（工場又は事業所内の廃棄）

第二条の十一の九 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、使用施設等を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

「一〽四 同上」

五 第三号の方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を採ること。

「六・七 同上」

八 第六号の方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を採ること。

「九・十 同上」

十一 「同上」

イ 「同上」

ロ 当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれのある場合は、冷却について必要な措置を講ずること。

「ハ・ニ 略」  
「十二〜十五 略」

(防護措置)

第二条の十一の十三 「略」

(保安規定)

第二条の十二 法第五十七条第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

二 品質マネジメントシステムに関すること（品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等（次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

三 「略」

四 使用施設等の操作及び管理を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ 「略」

ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの

（1）関係法令及び保安規定の遵守に関すること。  
「（2）（4） 略」

（5）非常の場合に講ずべき処置に関すること。

ハ 「略」

五 使用施設等の操作に関することであつて、次に掲げるもの

ロ 当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれのある場合は、冷却について必要な措置を採ること。

「ハ・ニ 同上」  
「十二〜十五 同上」

(防護措置)

第二条の十一の十 「同上」

(保安規定)

第二条の十二 「同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

「同上」

一 使用施設等の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ 「略 同上」

ロ 「同上」保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの

（1）関係法令及び保安規定に関すること。  
「（2）（4） 同上」

（5）非常の場合に採るべき処置に関すること。  
「略 同上」

ハ 災害の防止上特に管理を必要とする機器の操作に関すること

- イ 使用施設等の操作を行う体制の整備に関すること。
- ロ 使用施設等の操作に当たつて確認すべき事項及び操作に必要な事項及び異状があつた場合の措置に関すること。
- ハ 異状があつた場合の措置に関すること（~~第十三号第十二号~~に掲げるものを除く。）。
- 六 「略」
- 七 「略」
- 八 「略」
- 九 「略」
- 「号を削る。」
- 十 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。
- 十一 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。
- 十二 非常の場合に講ずべき処置に関すること。
- 十三 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る使用施設等の保全に関する措置に関すること。
- 十四 使用施設等に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第六条の十各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。
- 「号を削る。」

- 「号の細分を加える。」
- 「号の細分を加える。」
- 「号の細分を加える。」
- 四 「同上」
- 五 「同上」
- 六 「同上」
- 七 「同上」
- 八 使用施設等の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること。
- 九 核燃料物質の受渡し、運搬、貯蔵その他の取扱いに関すること。
- 十 放射性廃棄物の廃棄に関すること。
- 十一 非常の場合に採るべき処置（発生頻度が設計評価事故より低い事故であつて、多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合における処置を含む。）に関すること。
- 「号を加える。」
- 十二 使用施設等に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する記録に関すること。
- 十三 使用施設等の定期的な自主検査に関することであつて次に掲げるもの
  - イ 使用施設等の保安上特に管理を必要とする設備の性能が維持されているかどうかについての検査に関すること。
  - ロ 使用施設等の保安のために直接関連を有する計器及び放射

「号を削る。」

十五 使用施設等の施設管理に関すること（使用前検査の実施に関することを含む。）。

十六 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報に関する他の使用者との共有に関すること。

十七 不適合（品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第二十号において同じ。）が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。

十八 「略」

2 法第五十七条の五第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第五十七条第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

二 品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

三 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること（手

線測定器の校正に関すること。

十四 品質保証（保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいう。）に関することであつて次に掲げるもの

イ 品質保証計画の策定に関すること。

ロ 品質保証活動を行う者の職務及び組織に関すること。

ハ 品質保証計画に基づく品質保証活動の実施（保安に関し必要な個々の事項の計画、実施、評価及び継続的な改善を含む。）、評価（監査を含む。）及び品質保証計画の継続的な改善に関すること。

ニ 品質保証活動に必要な文書及び記録に関すること。

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

十五 「同上」

「項を加える。」

- 
- 順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。)
- 四 廃止措置を行う者の職務及び組織に関すること。
- 五 廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの
- イ 保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関すること。
- ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの
- (1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。
- (2) 使用施設等の構造及び性能に関すること。
- (3) 使用施設等の廃止措置に関すること。
- (4) 放射線管理に関すること。
- (5) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱  
いに関すること。
- (6) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。
- ハ その他使用施設等に係る保安教育に関し必要な事項
- 六 使用施設等の操作停止に関する恒久的な措置に関すること（  
廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）
- 七 保安上特に管理を必要とする設備の操作に関すること。
- 八 管理区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る  
立入制限等に関すること。
- 九 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。
- 十 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によつて  
汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除  
去に関すること。
- 十一 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること
- 十二 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又  
は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること（廃止  
措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。
- 十三 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場
-

合を含む。)に関する事

十四 非常の場合に講ずべき処置に関する事

十五 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る使用施設等の保全に関する措置に関する事

十六 使用施設等に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第六条の十各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関する事

十七 廃止措置に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第六条の十各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関する事

十八 使用施設等の施設管理に関する事(使用前検査の実施に関する事を含む。)

十九 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報に関する事

二十 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関する事

二十一 廃止措置の管理に関する事

二十二 その他使用施設等又は廃止措置に係る保安に関し必要な事項

4|| 3|| 前項の場合において第一項本文の規定を準用する。

第一項(前項において準用する場合を含む。)の申請書の提出部数は、正本一通とする。

「条を削る。」

2|| 「項を加える。」

2|| 前項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(保安規定の遵守状況の検査)

第二條の十三 法第五十七條第五項の規定による検査は、毎年四回行うものとする。ただし、法第五十七條の五第二項の認可を受けた使用施設等については、廃止措置の実施の状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

2 法第五十七條第六項において準用する法第十二條第六項の原子



(核物質防護規定)

第三条 法第五十七条の二第一項の規定による核物質防護規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について核物質防護規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一〇三 略」

四 防護区域(第二条の十一の十三第一項の表第一号又は第二号の特定核燃料物質を取り扱う工場又は事業所にあつては、防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域。同項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質を取り扱う工場又は事業所にあつては、防護区域及び立入制限区域。次号において同じ。)の設定並びに巡視及び監視に関すること。

「五〇十四 略」

十五 第二条の十一の十三第六項に規定する脅威に対する施設の防護措置の詳細に関すること。

「十六〇十八 略」

2 「略」

「条を削る。」

力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。  
一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り  
二 帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査  
三 従業者その他関係者に対する質問  
四 核原料物質、核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物  
その他の必要な試料の提出(試験のため必要な最小限度の量に限る。)をさせること。

(核物質防護規定)

第三条 「同上」

「一〇三 同上」

四 防護区域(第二条の十一の十第一項の表第一号又は第二号の特定核燃料物質を取り扱う工場又は事業所にあつては、防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域。同項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質を取り扱う工場又は事業所にあつては、防護区域及び立入制限区域。次号において同じ。)の設定並びに巡視及び監視に関すること。

「五〇十四 同上」

十五 第二条の十一の十第六項に規定する脅威に対する施設の防護措置の詳細に関すること。

「十六〇十八 同上」

2 「同上」

(核物質防護規定の遵守状況の検査)

第三条の二 法第五十七条の二第二項において準用する法第十二条の二第五項の検査は、毎年一回行うものとする。

2 法第五十七条の二第二項において準用する法第十二条の二第六

(廃止措置実施方針に定める事項)

第六条の二 法第五十七条の四第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

〔一〇九 略〕

十 廃止措置期間中に性能を維持すべき使用施設等(第六条の三において「性能維持施設」という。)第十条の三第一項第五号の性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

〔十一・十二 略〕

十三 廃止措置に係る品質マネジメントシステム(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者にあつては、品質管理基準規則第五十四条第一項第一号に定める措置)

〔十四・十五 略〕

(廃止措置計画の認可の申請)

第六条の三 法第五十七条の五第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

〔一・二 略〕

三 廃止措置対象施設及びその敷地

四 〔略〕

五 性能維持施設廃止措置期間中に性能を維持すべき使用施設等

項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとす。

- 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
- 二 帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査
- 三 従業者その他関係者に対する質問
- 四 特定核燃料物質その他の必要な試料の提出(試験のため必要な最小限度の量に限る。)をさせること。

(廃止措置実施方針に定める事項)

第六条の二 〔同上〕

〔一〇九 同上〕

十 廃止措置期間中に機能を維持すべき使用施設等及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

〔十一・十二 同上〕

十三 廃止措置に係る品質保証計画

〔十四・十五 同上〕

(廃止措置計画の認可の申請)

第六条の三 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 廃止措置の対象となる使用施設等(以下「廃止措置対象施設」という。)及びその敷地

四 〔同上〕

〔号を加える。〕

(以下)の条において「性能維持施設」という。

六 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間

七 「略」

八 「略」

九 「略」

十 「略」

十一 廃止措置に係る品質マネジメントシステム(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者にあつては、品質管理基準規則第五十四条第一項第一号に定める措置)

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならぬ。ただし、第二号、第三号及び第六号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の使用をしていた場合に限り、添付するものとする。

「一、四 略」

五 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

「六、七 略」

八 廃止措置に係る品質マネジメントシステム(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者にあつては、品質管理基準規則第五十四条第一項第一号に定める措置)に関する説明書

九 「略」

3 「略」

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

第六条の三の二 法第五十七条の五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一・二 略」

三 変更に係る前条第一項第三号から第十一号までに掲げる事項

「号を加える。」

五 「同上」

六 「同上」

七 「同上」

八 「同上」

「号を加える。」

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならぬ。ただし、第二号、第三号、第六号及び第八号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の使用をしていた場合に限り、添付するものとする。

「一、四 同上」

五 廃止措置期間中に機能を維持すべき使用施設等及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

「六、七 同上」

八 品質保証計画に関する説明書

九 「同上」

3 「同上」

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

第六条の三の二 法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一・二 同上」

三 変更に係る前条第一項第三号から第八号までに掲げる事項

四 「略」  
「2・3 略」

(廃止措置計画に係る軽微な変更)

第六条の四 法第五十七条の五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、法第五十七条の五第二項又は同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けたところによる放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の値を大きくしないものその他使用施設等の保全上支障のない変更とする。

2 「略」

(廃止措置計画の認可の基準)

第六条の五 法第五十七条の五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第四項の原子力規制委員会規則で定める基準は、**廃止措置の実施**が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上支障がないものであることとする。

(廃止措置終了確認証)

第六条の七の二 原子力規制委員会は、原子力規制検査により、廃止措置の結果が前条各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、廃止措置終了確認証を交付する。

(許可の取消し等に伴う措置)

第六条の八 「略」  
2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

「略」

四 「同上」  
「2・3 同上」

(廃止措置計画に係る軽微な変更)

第六条の四 法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、法第五十七条の五第二項の認可又は同条第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書及びその添付書類に記載された放射線遮蔽物の側壁における線量当量率を大きくしないものその他使用施設等の保全上支障のない変更とする。

2 「同上」

(廃止措置計画の認可の基準)

第六条の五 法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第四項の原子力規制委員会規則で定める基準は、**廃止措置**が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上支障がないものであることとする。

「条を加える。」

(許可の取消し等に伴う措置)

第六条の八 「同上」  
2 「同上」

「同上」

第六條の六	第六條の五		第六條の四 第一項	〔略〕	第六條の三 の二第一項	法第五十七條の五第三 項において読み替えて 準用する法第十二條の 六第三項	前条第一項第三号から 第十一号まで
	法第五十七條の五第三 項において読み替えて 準用する法第十二條の 六第四項	法第五十七條の五第二 項又は同条第三項にお いて読み替えて準用す る法第十二條の六第三 項の認可	法第五十七條の五第二 項又は同条第四項にお いて読み替えて準用す る法第十二條の七第四 項の認可		法第五十七條の五第三 項において読み替えて 準用する法第十二條の 六第三項ただし書〔略〕	法第五十七條の六第四 項において読み替えて 準用する法第十二條の 七第四項	第六條の八第一項にお いて準用する前条第一 項第三号から第十一号 まで

第六條の六	〔同上〕		〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	法第五十七條の五第三 項において準用する法 第十二條の六第三項	前条第一項第三号から 第八号まで
	法第五十七條の五第三 項において準用する法 第十二條の六第四項	法第五十七條の五第二 項の認可又は同条第三 項において準用する法 第十二條の六第三項の 変更の認可	法第五十七條の六第二 項の認可又は同条第四 項において準用する法 第十二條の七第四項の 変更の認可		法第五十七條の五第三 項において準用する法 第十二條の六第三項た だし書〔同上〕	法第五十七條の六第四 項において準用する法 第十二條の七第四項た だし書〔同上〕	法第五十七條の六第四 項において準用する法 第十二條の七第四項

前条	前条各号	次条第一項において準用する前条各号
第一項及び 第六条の七及び前条	項において準用する法第十二条の六第八項	項において読み替えて準用する法第十二条の七第九項

(事故故障等の報告)  
 第六条の十 法第六十二条の三の規定により、使用者（旧使用者等を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

〔一〇四 略〕

五 気体状の放射性廃棄物を排気施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外の大気中の放射性物質の濃度が第二条の十一の十二第四号の濃度限度を超えたとき。

六 液体状の放射性廃棄物を排水施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が第二条の十一の十二第七号の濃度限度を超えたとき。

〔七〇十一 略〕

十一 放射線業務従事者について第二条の十一の五第一項第一号の線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。

十二 〔略〕

(届出書類の提出部数)

第九条 法第五十五条第二項及び第五十五条の四第二項の規定に係る届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

前条	前条	項において準用する法第十二条の七第九項
第一項及び 前条	項において準用する法第十二条の六第八項	項において準用する法第十二条の七第九項

(事故故障等の報告)  
 第六条の十 〔同上〕

〔一〇四 同上〕

五 気体状の放射性廃棄物を排気施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外の大気中の放射性物質の濃度が第二条の十一の九第四号の濃度限度を超えたとき。

六 液体状の放射性廃棄物を排水施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が第二条の十一の九第七号の濃度限度を超えたとき。

〔七〇十一 同上〕

十一 放射線業務従事者について第二条の十一の四第一項第一号の線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。

十二 〔同上〕

(届出書類の提出部数)

第九条 法第五十五条第二項又は法第五十五条の五第二項の規定に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

(身分を示す証明書)

「条を削る。」

「条を削る。」

(電磁的記録媒体による手続)

**第十条** 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録)(電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。別記様式第二において同じ。)及び別記様式第二の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

【一・二 略】

**別記様式第 1 (第 2 条の 10 関係)**

**別記様式第 1 (第 2 条の 10 関係)**

合併(分割)認可申請書

【略】

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 55 条の 3 第 1 項の規定により、次のとおり法人の合併(分割)の認可を受けたいので申請します。

【略】

【略】

**第十条** 法第五十七条第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第一の四によるものとし、法第五十七条の二第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第一の五によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、別記様式第二によるものとする。

(人の出入り等の管理が行われている区域)

**第十一条** 令別表第二の五の項の原子力規制委員会規則で定める区域は、第一条第二項第二号に規定する管理区域とする。

(電磁的記録媒体による手続)

**第十二条** 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録)(電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。以下同じ。)及び別記様式第三の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

【一・二 同上】

**別記様式第 1 (第 2 条の 10 の 2 関係)**

**別記様式第 1 (第 2 条の 10 の 2 関係)**

合併(分割)認可申請書

【同上】

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 55 条の 4 第 1 項の規定により、次のとおり法人の合併(分割)の認可を受けたいので申請します。

【同上】

【同上】

合併又は分割の時期	年 月 日
使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事	

注 [略]

備考 [1・2 略]

3 この申請書には、核燃料物質の使用等に関する規則第2条の10第1項に規定する書類を、それらの書類の一覽とともに添えること。  
[4 ~~5~~ 略]

[様式を添付。]  
[様式を添付。]  
[様式を添付。]

**別記様式第2** (第10条関係) [略]

合併又は分割の時期	年 月 日

注 [同上]

備考 [1・2 同上]

3 この申請書には、核燃料物質の使用等に関する規則第2条の10の2第1項に規定する書類を、それらの書類の一覽とともに添えること。  
[4 ~~5~~ 同上]

**別記様式第1の4** (第10条関係) [略]  
**別記様式第1の5** (第10条関係) [略]  
**別記様式第2** (第10条関係) [略]  
**別記様式第3** (第12条関係) [同上]



別表第三 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条 「略」</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一、四 略」</p> <p>五 「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二〇号。以下「品質管理基準規則」という。）第二条第二項第一号に規定する保安活動をいう。</p> <p>六 「品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。</p> <p>七 「廃止措置対象施設」とは、法第十二条の六第二項の認可を受けた廃止措置計画（同条第三項又は第五項の規定による認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に係る廃止措置の対象となる製錬施設をいう。</p> <p>(製錬の事業の指定の申請)</p> <p>第一条の二 法第三条第二項の製錬の事業の指定の申請書の記載については、次の各号によるものとする。</p> <p>「一、三 略」</p> <p>四 法第三条第二項第五号の製錬施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を<del>はついで</del>記載すること。</p> <p>2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第四条第二項に規定する事業計画書その他</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一、四 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>(製錬の事業の指定の申請)</p> <p>第一条の二 「同上」</p> <p>「一、三 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>2 「同上」</p>

原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

「一」~~三~~ 略

~~三~~~~四~~ 製錬施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

~~五~~ 略

~~六~~ 略

~~七~~ 略

3 「略」

4 法第三条第一項の指定を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めるときは、第二項第七号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第五条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

(変更の許可の申請)

第二条 令第五条の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一 令第五条第三号の変更の内容については、法第三条第二項第三号の製錬施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては、第一条の二第一項第一号に掲げる施設の区分によつて記載し、法第三条第二項第三号の製錬の方法の変更に係る場合にあつては系統図によつて記載し、同項第五号の製錬施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては第一条の二第一項第四号に規定する事項を記載すること。

二 「略」

2 法第三条第二項第三号又は第五号に掲げる事項の変更に係る令第五条の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

「一」~~三~~ 略

「一」~~三~~ 同上  
「号を加える。」

~~四~~ 同上

~~五~~ 同上

~~六~~ 同上

3 「同上」

4 法第三条第一項の指定を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めるときは、第二項第六号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第五条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

(変更の許可の申請)

第二条 「同上」

一 令第五条第三号の変更の内容については、法第三条第二項第三号の製錬施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては、第一条の二第一項第一号に掲げる施設の区分によつて記載し、法第三条第二項第三号の製錬の方法の変更に係る場合にあつては、系統図によつて記載すること。

二 「同上」

2 法第三条第二項第三号に掲げる事項の変更に係る令第五条の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

「一」~~三~~ 同上

<p>四 変更後における製錬施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書</p> <p>3 「略」</p> <p>(合併及び分割の認可の申請)</p> <p>第三条 法第八条第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）をして、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>「一、六 略」</p> <p>七 製錬施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>「一、六 略」</p> <p>七 製錬施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書</p> <p>八 「略」</p> <p>3 「略」</p> <p>(記録)</p> <p>第六条 法第十一条の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。</p>	<p>記録事項</p>	<p>記録すべき場合</p>	<p>保存期間</p>	<p>「一・二 略」</p>	<p>「略」</p>	<p>「略」</p>
<p>「号を加える。」</p> <p>3 「同上」</p> <p>(合併及び分割の認可の申請)</p> <p>第三条 法第八条第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）をして、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>「一、六 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一、六 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>七 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>(記録)</p> <p>第六条 法第十一条の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。</p>	<p>記録事項</p>	<p>記録すべき場合</p>	<p>保存期間</p>	<p>「一・二 同上」</p>	<p>「同上」</p>	<p>「同上」</p>

<p>四 製錬施設の事故記録</p> <p>イ 事故の発生及び復旧の時</p> <p>〔ロ〕ニ 略</p>	<p>〔略〕</p> <p>〔略〕</p> <p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p> <p>〔略〕</p> <p>〔略〕</p>	<p>四 〔同上〕</p> <p>イ 事故の発生及び復旧の時</p> <p>〔ロ〕ニ 同上</p>	<p>〔同上〕</p> <p>〔同上〕</p> <p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p> <p>〔同上〕</p> <p>〔同上〕</p>	<p>三 製錬施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下この表並びに次条第一項第十五号及び第二項第十六号において「施設管理」という。）に係る記録</p> <p>イ 施設管理（保安規定に定める災害の防止上特に管理を必要とする機器に係るものに限る。）の実施状況及びその担当者の氏名</p> <p>ロ 施設管理（保安規定に定める災害の防止上特に管理を必要とする機器に係るものに限る。）の実施に関する計画の<b>評価の結果及びその評価の担当者</b>の氏名</p>	<p>施設管理の 実施の都度</p> <p>評価の都度</p>	<p>施設管理を 実施した製 錬施設の解 体又は廃棄 をした後五 年が経過す るまでの期 間</p> <p>評価を実施 した製錬施 設の施設管 理の<b>実施に 関する計画</b> の改定まで の期間</p>	<p>三 保守記録</p> <p>イ 保安規定に定める災害の防止上特に管理を必要とする機器の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名</p> <p>ロ 保安規定に定める災害の防止上特に管理を必要とする機器の検査の結果及びその担当者の氏名</p> <p>ハ 保安規定に定める災害の防止上特に管理を必要とする機器の修理の状況及びその担当者の氏名</p>	<p>毎日一回（ 法第十二条 の六第二項 の認可を受 けた場合は 毎週一回）</p> <p>検査の都度</p> <p>修理の都度</p>	<p>一年間</p> <p>同一事項に 関する次の 検査の時ま での期間</p> <p>一年間</p>
---	----------------------------------	----------------------------------	---	-------------------------------------	-------------------------------------	--	-------------------------------------	--	--	--	---

<p>〔五〕八 略</p> <p>九 品質管理基準規則第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）</p>	<p>〔略〕</p> <p>当該文書又は記録の作成又は変更の都度</p>	<p>〔略〕</p> <p>当該文書又は記録の作成又は変更後五年が経過するまでの期間</p>
--	--------------------------------------	--

〔2〕7 略

（保安規定）

第七条 法第十二条第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。
- 二 品質マネジメントシステムに関すること（品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等（次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。
- 三 〔略〕
- 四 製錬施設の操作及び管理を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの
  - イ 〔略〕
  - ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの
    - (1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。
    - (2) 〔4〕 略

<p>〔五〕八 同上</p> <p>〔加える。〕</p>	<p>〔同上〕</p> <p>〔加える。〕</p>	<p>〔同上〕</p> <p>〔加える。〕</p>
------------------------------	---------------------------	---------------------------

〔2〕7 同上

（保安規定）

第七条 〔同上〕

- 一 〔号を加える。〕
- 二 〔号を加える。〕
- 三 〔号を加える。〕
- 四 製錬施設の従業者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの
  - イ 〔同上〕
  - ロ ~~保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの~~ 〔同上〕
    - (1) ~~関係法令及び保安規定に関すること。~~
    - (2) 〔4〕 同上

(5) 非常の場合に講ずべき処置に関する事。

ハ 「略」

五 「略」

六 「略」

七 排気監視設備及び排水監視設備に関する事。

八 「略」

九 「略」

十 「略」

「号を削る。」

十一 核原料物質及び核燃料物質の受渡し、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関する事。

十二 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関する事。

十三 非常の場合に講ずべき処置に関する事。

十四 製錬施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第七条の七各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関する事。

十五 製錬施設の施設管理に関する事。

十六 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の製錬事業者との共有に関する事。

十七 不適合（品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第十八号において同じ。）が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関する事。

十八 「略」

2 法第十二条の六第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第十二条第一項の規定により

(5) 非常の場合に採るべき処置に関する事。

ハ 「同上」

三 「同上」

四 「同上」

「号を加える。」

五 「同上」

六 「同上」

七 「同上」

八 製錬施設の巡視、点検及び検査並びにこれらに伴う処置に関する事。

九 核原料物質及び核燃料物質の受渡し、運搬、貯蔵その他の取扱いに関する事。

十 放射性廃棄物の廃棄に関する事。

十一 非常の場合に採るべき処置に関する事。

十二 製錬施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する記録に関する事。

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

十三 「同上」

2 「同上」

認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

二 品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関するを含む。）。

三 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関するを含む。）。

四 廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ 「略」

ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの

(1) **関係法令及び保安規定の遵守に関すること。**

(2) (1) (5) 略

(6) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。

ハ 「略」

六 「略」

七 「略」

八 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。

九 「略」

十 「略」

十一 「号を削る。」

十二 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。

十三 非常の場合に講ずべき処置に関すること。

十四 製錬施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第七条の七各号に掲げる事故故障等

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「同上」

「同上」

「同上」

(1) **関係法令及び保安規定に関すること。**

(2) (1) (5) 同上

(6) 非常の場合に採るべき処置に関すること。

ハ 「同上」

三 「同上」

四 「同上」

五 「号を加える。」

六 「同上」

七 「同上」

八 製錬施設の巡視、点検及び検査並びにこれらに伴う処置に関すること。

九 放射性廃棄物の廃棄に関すること。

十 非常の場合に採るべき処置に関すること。

十一 製錬施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する記録に関すること。

の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関する事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関する事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関する事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)

十五 廃止措置に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第七条の七各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関する事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)

十六 製錬施設の施設管理に関する事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)

十七 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の製錬事業者との共有に関する事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)

十八 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関する事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)

十九 [略]

二十 [略]

三・四 略

## 第七条の二 削除

十二 廃止措置に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する記録に関する事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)

[号を加える。]

[号を加える。]

[号を加える。]

十三 [同上]

十四 [同上]

三・四 同上

(保安規定の遵守状況の検査)

第七条の二 法第十二条第五項の規定による検査は、毎年四回行うものとする。ただし、法第十二条の六第二項の認可を受けた場合にあつては、廃止措置の実施状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

2 法第十二条第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り

二 帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査

三 従業者その他関係者に対する質問

四 核原料物質、核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物

その他の必要な試料の提出(試験のため必要な最小限度の量に限る。)をさせること。

(核物質防護規定の遵守状況の検査)

第七条の三の二 法第十二条の二第五項の規定による検査は、毎年

「条を削る。」



(廃止措置実施方針に定める事項)  
第七条の五の三 法第十二条の五の二第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

「一〇九 略」

十 廃止措置期間中に性能を維持すべき製錬施設(第七条の五の六において「性能維持施設」という。)第七條の五の二第一項第五号の性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

「十一・十二 略」

十三 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

「十四 略」

「十五 略」

(廃止措置計画の認可の申請)

第七条の五の六 法第十二条の六第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一・二 略」

三 廃止措置対象施設及びその敷地

四 「略」

一回行うものとする。

2 法第十二条の二第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

- 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
- 二 帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査
- 三 従業者その他関係者に対する質問
- 四 特定核燃料物質その他の必要な試料の提出(試験のため必要な最小限度の量に限る。)をさせること。

(廃止措置実施方針に定める事項)

第七条の五の三 「同上」

「一〇九 同上」

十 廃止措置期間中に機能を維持すべき製錬施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

「十一・十二 同上略」

「号を加える。」

「十三 同上」

「十四 同上」

(廃止措置計画の認可の申請)

第七条の五の六 「同上」

「一・二 同上」

三 廃止措置の対象となる製錬施設(以下「廃止措置対象施設」という。)及びその敷地

四 「同上」

五 性能維持施設。廃止措置期間中に性能を維持すべき製錬施設

~~（以下この条において「性能維持施設」という。）~~

六 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間

七 「略」

八 「略」

九 「略」

十 「略」

十一 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

「一〇五 略」

六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

「七・八 略」

九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

十 「略」

3 「略」

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第七条の五の七 法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一・二 略」

三 変更に係る前条第一項第三号から第十一号までに掲げる事項

四 「略」

「2・3 略」

（廃止措置終了確認証）

第七条の五の十二 原子力規制委員会は、原子力規制検査により、廃止措置の結果が前条各号のいずれにも適合していることについて

「号を加える。」

「号を加える。」

五 「同上」

六 「同上」

七 「同上」

八 「同上」

「号を加える。」

2 「同上」

「一〇五 同上」

六 廃止措置期間中に機能を維持すべき製錬施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

「七・八 同上」

「号を加える。」

九 「同上」

3 「同上」

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第七条の五の七 「同上」

「一・二 同上」

三 変更に係る前条第一項第三号から第八号までに掲げる事項

四 「同上」

「2・3 略」

「条を加える。」

て確認をしたときは、廃止措置終了確認証を交付する。

(旧製錬事業者等の廃止措置計画の認可の申請)

第七条の五の十三 [略]

(旧製錬事業者等の廃止措置計画の提出期限)

第七条の五の十四 [略]

(旧製錬事業者等の廃止措置計画の変更の認可の申請)

第七条の五の十五 [略]

(旧製錬事業者等の廃止措置計画の軽微な変更)

第七条の五の十六 [略]

「条を削る。」

(電磁的記録媒体による手続)

第十三条 第七条の四第二項の届出に係る書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))に係る記録媒体をいう。別記様式第二において同じ。)及び別記様式第二の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

「様式を削る。」

(旧製錬事業者等の廃止措置計画の認可の申請)

第七条の五の十二 [同上]

(旧製錬事業者等の廃止措置計画の提出期限)

第七条の五の十三 [同上]

(旧製錬事業者等の廃止措置計画の変更の認可の申請)

第七条の五の十四 [同上]

(旧製錬事業者等の廃止措置計画の軽微な変更)

第七条の五の十五 [同上]

(身分を示す証明書)

第十三条 法第十二条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第一の二によるものとし、法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第一の三によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、別記様式第二によるものとする。

(電磁的記録媒体による手続)

第十四条 第七条の四第二項の届出に係る書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))に係る記録媒体をいう。以下同じ。)及び別記様式第三の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

別記様式第1の2 (第13条関係)

[略]

「様式を削る。」

「様式を削る。」

**別記様式第2** (第13条関係)

[略]

**別記様式第1の3** (第13条関係) [略]

**別記様式第2** (第13条関係) [略]

**別記様式第3** (第14条関係) [同上]

別表第四 国際規制物資の使用等に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>（合併及び分割の認可の申請）</p> <p>第三条 法第六十一条の五の二第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）をして、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>「一〇六 略」</p> <p>「二・三 略」</p> <p>（記録）</p> <p>第四条 国際規制物資を使用している者（国際規制物資を使用している製錬事業者（旧製錬事業者等を含む。以下同じ。）、加工事業者（旧加工事業者等を含む。以下同じ。）、試験研究用等原子炉設置者（旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。以下同じ。）、発電用原子炉設置者（旧発電用原子炉設置者等を含む。以下同じ。）、再処理事業者（旧再処理事業者等を含む。以下同じ。）、使用者（旧使用者等を含む。以下同じ。）並びに原子力利用国際規制物資使用者及び非原子力利用国際規制物資使用者（国際規制物資使用者のうち、原子力利用国際規制物資使用者以外の者をいう。以下同じ。）、国際規制物資を貯蔵している使用済燃料貯蔵事業者（旧使用済燃料貯蔵事業者等を含む。以下同じ。）並びに国際規制物資を廃棄している廃棄事業者（旧廃棄事業者等を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、法第六十一条の七の規定により、国際規制物資の使用（使用済燃料貯蔵事業者による国際規制物資の貯蔵及び廃棄事業者による国際規制物資の廃棄を含む。以下同じ。）に関し、工場又は事業所（試験研究用等原子炉設置者にあつては試験研究用等原子炉、発電用原子炉設置者にあつては発電用原子炉）ごとに、次の表の区分の欄に掲げる者の</p>	<p>（合併及び分割の認可の申請）</p> <p>第三条 法第六十一条の五の二第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>「一〇六 同上」</p> <p>「二・三 同上」</p> <p>（記録）</p> <p>第四条 国際規制物資を使用している者（国際規制物資を使用している製錬事業者（旧製錬事業者等を含む。以下同じ。）、加工事業者（旧加工事業者等を含む。以下同じ。）、試験研究用等原子炉設置者（旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。以下同じ。）、発電用原子炉設置者（旧発電用原子炉設置者等を含む。以下同じ。）、再処理事業者（旧再処理事業者等を含む。以下同じ。）、使用者（旧使用者等を含む。以下同じ。）並びに原子力利用国際規制物資使用者及び非原子力利用国際規制物資使用者（国際規制物資使用者のうち、原子力利用国際規制物資使用者以外の者をいう。以下同じ。）、国際規制物資を貯蔵している使用済燃料貯蔵事業者（旧使用済燃料貯蔵事業者等を含む。以下同じ。）並びに国際規制物資を廃棄している廃棄事業者（旧廃棄事業者等を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、法第六十一条の七の規定により、国際規制物資の使用（使用済燃料貯蔵事業者による国際規制物資の貯蔵及び廃棄事業者による国際規制物資の廃棄を含む。以下同じ。）に関し、工場又は事業所（試験研究用等原子炉設置者にあつては試験研究用等原子炉、発電用原子炉設置者にあつては発電用原子炉）ごとに、次表の区分の欄に掲げる者の区</p>

区分に応じ、同表の記録事項の欄に掲げる事項について、それぞれ、同表の記録すべき場合の欄に掲げるところに従って記録し、及び同表の保存期間の欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。

区分	記録事項	記録すべき場合	保存期間
製錬事業者	一 「略」 二 核原料物質又は核燃料物質の種類別の廃棄（工場又は事業所において行われる廃棄を除く。以下この条及び第四条の二の二第一項の表の下欄において同じ。）の数量又は損失（事故損失を除く。第七条第三項及び第十九項において同じ。）の数量及び理由	「略」	「略」
「略」	「三」六 「略」	「略」	「略」

〔2〕8 略

（計量管理規定）

第四条の二の二 法第六十一条の八第一項の規定により計量管理規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について、計量管理規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

〔表 略〕

第四条の二の八 次の表の第一欄に掲げる事業者は、原子力規制委員会が保障措置協定に基づく保障措置の適用上必要と認める場合には、第二欄に掲げる事業者の第三欄に掲げる施設の核燃料物質

分に応じ、同表の記録事項の欄に掲げる事項について、それぞれ、同表の記録すべき場合の欄に掲げるところに従って記録し、及び同表の保存期間の欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。

区分	記録事項	記録すべき場合	保存期間
「同上」	一 「同上」 二 核原料物質又は核燃料物質の種類別の廃棄（工場又は事業所において行われる廃棄を除く。以下この条及び第四条の二の二第一項の表の下欄において同じ。）の数量又は損失（事故損失を除く。第七条第三項及び第十九項において同じ。）の数量及び理由	「同上」	「同上」
「同上」	「三」六 「同上」	「同上」	「同上」

〔2〕8 同上

（計量管理規定）

第四条の二の二 法第六十一条の八第一項の規定により計量管理規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について、計量管理規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

〔表 同上〕

第四条の二の八 次表の第一欄に掲げる事業者は、原子力規制委員会が保障措置協定に基づく保障措置の適用上必要と認める場合には、第二欄に掲げる事業者の第三欄に掲げる施設の核燃料物質計

計量管理区域が中間在庫検査を受け得る期間に、第四欄に掲げる施設の原子力規制委員会が指定する核燃料物質計量管理区域において保障措置検査を受けなければならない。

〔表 略〕

〔2 略〕

3 第一項の表の第一欄に掲げる事業者が第四欄に掲げる施設の核燃料物質計量管理区域において、同項の保障措置検査を受けたとき、原子力規制委員会が適当と認める場合には、第二欄に掲げる事業者は第三欄に掲げる施設の核燃料物質計量管理区域において、当該期間に受けるべき中間在庫検査を受けたものとみなす。

（保障措置検査員の条件）

第四条の十 法第六十一条の二十三の四第一号の原子力規制委員会規則で定める条件は、次の各号の一に該当する者であることとする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学、短期大学若しくは高等専門学校（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。第三号において同じ。）において理科系統の学科を修めて卒業した者であつて、国際規制物資の計量及び管理の学科又は保障措置検査等（保障措置検査、法第六十八条第一項の規定による立入検査（保障措置協定又は追加議定書に基づく保障措置の実施のために行うものに限る。）及び同条第四項の規定による立入検査をいう。次号において同じ。）の実務に通算して二年以上従事した経験を有するもの

〔二〇四 略〕

（報告の徴収）

第七条 製錬事業者は、核原料物質又は核燃料物質を受け入れ、又は払い出したときは、それぞれ別記様式第一又は別記様式第二に

量管理区域が中間在庫検査を受け得る期間に、第四欄に掲げる施設の原子力規制委員会が指定する核燃料物質計量管理区域において保障措置検査を受けなければならない。

〔表 同上〕

〔2 同上〕

3 第一項の表中第一欄に掲げる事業者が第四欄に掲げる施設の核燃料物質計量管理区域において、同項の保障措置検査を受けたとき、原子力規制委員会が適当と認める場合には、第二欄に掲げる事業者は第三欄に掲げる施設の核燃料物質計量管理区域において、当該期間に受けるべき中間在庫検査を受けたものとみなす。

（保障措置検査員の条件）

第四条の十 法第六十一条の二十三の四第一号の原子力規制委員会規則で定める条件は、次の各号の一に該当する者であることとする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学、短期大学若しくは高等専門学校（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。第三号において同じ。）において理科系統の学科を修めて卒業した者であつて、国際規制物資の計量及び管理の学科又は保障措置検査等（保障措置検査、法第六十八条第一項の規定による立入検査（保障措置協定又は追加議定書に基づく保障措置の実施のために行うものに限る。）及び同条第五項の規定による立入検査をいう。次号において同じ。）の実務に通算して二年以上従事した経験を有するもの

〔二〇四 同上〕

（報告の徴収）

第七条 製錬事業者は、核原料物質又は核燃料物質を受け入れ、又は払い出したときは、それぞれ別記様式第一又は別記様式第二に

よる報告書を工場又は事業所ごとに作成し、その受入れ又は払出しが行われた日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならぬ。

〔23 12 略〕

13 加工事業者等（試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者及び使用済燃料貯蔵事業者を除く。）は、既に提出した第四項から第六項まで、第十一項又は前項の報告書について、核燃料物質の測定の精度の向上等により、より正確な数値が得られたときは、提出した報告書と同一の様式による報告書を作成し、速やかに原子力規制委員会に提出しなければならない。

〔14 23 略〕

24 試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、廃棄事業者又は国際規制物資使用者は、既に提出した第二十二項又は前項の報告書について、減速材物質の測定精度の向上等により、より正確な数値が得られたときは、国際規制物資計量管理区域ごとに、提出した報告書と同一の様式による報告書を作成し、速やかに原子力規制委員会に提出しなければならない。

〔25 37 略〕

（身分を示す証明書）

第八条 法第六十一条の八の二第三項又は法第六十八条第五項及び法第六十一条の二十三第二項（法第六十一条の二十三の二十の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の身分を示す証明書は、それぞれ別記様式第二十八及び別記様式第二十九とする。

（封印又は装置の取付けの通報）

第九条 原子力規制委員会は、法第六十八条第十項の規定により国際規制物資を使用している者の工場又は事業所内において封印をさせ、又は装置を取り付けさせようとするときは、あらかじめ、封印又は装置の取付けの予定時期、箇所等をその者に通報するものとする。

よる報告書を工場又は事業所ごとに作成し、その受入れ又は払出しが行われた日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならぬ。

〔23 12 同上〕

13 加工事業者等（試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者及び使用済燃料貯蔵事業者を除く。）は、既に提出した第四項から第六項まで、第十一項又は第十二項の報告書について、核燃料物質の測定精度の向上等により、より正確な数値が得られたときは、提出した報告書と同一の様式による報告書を作成し、速やかに原子力規制委員会に提出しなければならない。

〔14 23 同上〕

24 試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、廃棄事業者又は国際規制物資使用者は、既に提出した第二十二項又は第二十三項の報告書について、減速材物質の測定精度の向上等により、より正確な数値が得られたときは、国際規制物資計量管理区域ごとに、提出した報告書と同一の様式による報告書を作成し、速やかに原子力規制委員会に提出しなければならない。

〔25 37 同上〕

（身分を示す証明書）

第八条 法第六十一条の八の二第三項又は法第六十八条第六項及び法第六十一条の二十三第二項（法第六十一条の二十三の二十の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の身分を示す証明書は、それぞれ別記様式第二十八及び別記様式第二十九とする。

（封印又は装置の取付けの通報）

第九条 原子力規制委員会は、法第六十八条第十項の規定により国際規制物資を使用している者の工場又は事業所内において封印をさせ、又は装置を取り付けさせようとするときは、あらかじめ、封印又は装置の取付けの予定時期、箇所等をその者に通報するものとする。



別記様式第4 (第7条関係)

(その1)

[略]

(その2)

[略]

[注1～15 略]

16 次の表の左欄に掲げる原因又は事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

[表 略]

[17～20 略]

21 原子力の平和利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(昭和63年条約第5号。以下「第3次日米協定」という。)発行日前に発生した事実に関して報告した当該報告書について修正の必要が生じた場合は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

[表 略]

22 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

[表 略]

[23～25 略]

26 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

[表 略]

27 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

[表 略]

[28・29 略]

[備考1～4 略]

別記様式第4 (第7条関係)

(その1)

[同上]

(その2)

[同上]

[注1～15 同上]

16 次表の左欄に掲げる原因又は事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

[表 同上]

[17～20 同上]

21 原子力の平和利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(昭和63年条約第5号。以下「第3次日米協定」という。)発行日前に発生した事実に関して報告した当該報告書について修正の必要が生じた場合は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

[表 同上]

22 次表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

[表 同上]

[23～25 同上]

26 次表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

[表 同上]

27 次表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

[表 同上]

[28・29 同上]

[備考1～4 同上]

別記様式第 5 (第 7 条関係)

(その 1)

[略]

(その 2)

[略]

[注 1～16 略]

17 国外から移転された核燃料物質のうち二国間原子力協定の対象である核燃料物質、日本で製錬された日本原産の核燃料物質又はその他の核燃料物質について、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。ただし、供給当事国が複数ある場合には全ての符号を記載すること。

[表 略]

[18～33 略]

[備考 1～4 略]

別記様式第 6 (第 7 条関係)

(その 1)

[略]

(その 2)

[略]

[注 1～13 略]

14 次の表の左欄に掲げる原因又は事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

[表 略]

[15～32 略]

[備考 1～3 略]

別記様式第 8 (第 7 条関係)

(その 1)

[略]

別記様式第 5 (第 7 条関係)

(その 1)

[同上]

(その 2)

[同上]

[注 1～16 同上]

17 国外から移転された核燃料物質のうち二国間原子力協定の対象である核燃料物質、日本で製錬された日本原産の核燃料物質又はその他の核燃料物質について、次表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。ただし、供給当事国が複数ある場合には全ての符号を記載すること。

[表 同上]

[18～33 同上]

[備考 1～4 同上]

別記様式第 6 (第 7 条関係)

(その 1)

[同上]

(その 2)

[同上]

[注 1～13 同上]

14 次表の左欄に掲げる原因又は事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

[表 同上]

[15～32 同上]

[備考 1～3 同上]

別記様式第 8 (第 7 条関係)

(その 1)

[同上]

(その2)

[略]

[注 1～13 略]

14 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。ただし、在庫変動の端数調整については、該当する符号の後に別記様式第 4 の注 16 の表の左欄に掲げる原因又は事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

[表 略]

[15～22 略]

[備考 1～4 略]

**別記様式第12 (第7条関係)**

[略]

[注 1・2 略]

3 予定される施設の操作状態に応じて、次の表の左欄に掲げる状態の区分ごとに、記入欄を区切り、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

[表 略]

[4 略]

[備考 1・2 略]

**別記様式第13 (第7条関係)**

(その1)

[略]

(その2)

[略]

[注 1～12 略]

13 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。  
[表 略]

(その2)

[同上]

[注 1～13 同上]

14 次表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。ただし、在庫変動の端数調整については、該当する符号の後に別記様式第 4 の注 16 の表の左欄に掲げる原因又は事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

[表 同上]

[15～22 同上]

[備考 1～4 同上]

**別記様式第12 (第7条関係)**

[同上]

[注 1・2 同上]

3 予定される施設の操作状態に応じて、次表の左欄に掲げる状態の区分ごとに、記入欄を区切り、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

[表 同上]

[4 同上]

[備考 1・2 同上]

**別記様式第13 (第7条関係)**

(その1)

[同上]

(その2)

[同上]

[注 1～12 同上]

13 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。  
[表 同上]

[14～24 略]  
[備考 1～4 略]

**別記様式第17 (第7条関係)**

(その1)

[略]

(その2)

[略]

[注 1～15 略]

16 次の表の左欄に掲げる原因又は事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

[表 略]

17 次の表の左欄に掲げる減速材物質の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

[表 略]

[18～22 略]

[備考 1～3 略]

**別記様式第18 (第7条関係)**

(その1)

[略]

(その2)

[略]

[注 1～14 略]

15 試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者のみが記載することとし、次の表の左欄に掲げる事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

[表 略]

[16～20 略]

[備考 1～3 略]

[14～24 同上]  
[備考 1～4 同上]

**別記様式第17 (第7条関係)**

(その1)

[同上]

(その2)

[同上]

[注 1～15 同上]

16 次表の左欄に掲げる原因又は事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

[表 同上]

17 次表の左欄に掲げる減速材物質の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

[表 同上]

[18～22 同上]

[備考 1～3 同上]

**別記様式第18 (第7条関係)**

(その1)

[同上]

(その2)

[同上]

[注 1～14 同上]

15 試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者のみが記載することとし、次表の左欄に掲げる事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

[表 同上]

[16～20 同上]

[備考 1～3 同上]

別記様式第20 (第7条関係)

(その1)

[略]

(その2)

[略]

[注1～15 略]

16 次の表の左欄に掲げる原因又は事項に及び、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

[表 略]

[17・18 略]

19 次の表の左欄に掲げる設備の区分に及び、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

[表 略]

[20～24 略]

[備考1～3 略]

別記様式第21 (第7条関係)

(その1)

[略]

(その2)

[略]

[注1～16 略]

17 加工事業者(廃棄事業者を除く。)のみが記載することとし、次の表の左欄に掲げる事項に及び、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

[表 略]

[18～22 略]

[備考1～3 略]

別記様式第28 (第8条関係)

(表 面)

別記様式第20 (第7条関係)

(その1)

[同上]

(その2)

[同上]

[注1～15 同上]

16 次表の左欄に掲げる原因又は事項に及び、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

[表 同上]

[17・18 同上]

19 次表の左欄に掲げる設備の区分に及び、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

[表 同上]

[20～24 同上]

[備考1～3 同上]

別記様式第21 (第7条関係)

(その1)

[同上]

(その2)

[同上]

[注1～16 同上]

17 加工事業者(廃棄事業者を除く。)のみが記載することとし、次表の左欄に掲げる事項に及び、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

[表 同上]

[18～22 同上]

[備考1～3 同上]

別記様式第28 (第8条関係)

(表 面)

第 号  
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条  
の8の2第3項又は同法第68条第5項の規定による  
身分証明書書  
【略】

【略】  
(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

**第61条の8の2** 【略】

2 前項の検査(以下「保障措置検査」という。)に当たつては、原子力規制委員会の指定する当該職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。

【一～四 略】

【3・4 略】

5 (略)

**第68条** 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律(原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の区分(同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第九項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。))に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第6項の規定)の施行に必要な限度において、当該職員(都道府県公安委員会にあつては、警察職員)に、原子力事業者等(核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における

第 号  
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条  
の8の2第3項又は同法第68条第6項の規定による  
身分証明書書  
【同上】

【同上】  
(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

**第61条の8の2** 【同上】

2 前項の検査(以下「保障措置検査」という。)に当たつては、原子力規制委員会の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。

【一～四 同上】

【3・4 同上】

【加える。】

**第68条** 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律(原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の区分(同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第九項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。))に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第6項の規定)の施行に必要な限度において、その職員(都道府県公安委員会にあつては、警察職員)に、原子力事業者等(核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における

該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。)の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2・3 (略)

4 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、追加議定書の定めるところにより国際原子力機関に対して説明を行い、又は第8項の規定による立入検査の実施を確保するために必要な限度において、当該職員に、国際規制物資使用者等の事務所又は工場若しくは事業所その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

5 前各項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

6 第1項から第4項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

7～14 (略)

**第80条** 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

十一 第68条第1項(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。)、第2項から第4項まで又は第7項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。)の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2～4 (略)

5 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、追加議定書の定めるところにより国際原子力機関に対して説明を行い、又は第9項の規定による立入検査の実施を確保するために必要な限度において、その職員に、国際規制物資使用者等の事務所又は工場若しくは事業所その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

6 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

7 第1項から第5項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

[加える。]

**第80条** 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

十一 第68条第1項(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。)、第2項から第5項まで又は第8項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

別記様式第29（第8条関係）

（表 面）

〔略〕

（裏 面）

別記様式第29（第8条関係）

（表 面）

〔同上〕

（裏 面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

**第61条の23** 原子力規制委員会は、指定情報処理機関の情報処理業務の適確な遂行の確保に必要な限度において、指定情報処理機関に対し、その業務若しくは経理に関し報告をさせ、又は当該職員に、当該機関の事務所若しくは事業所に立ち入り、当該機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 〔略〕

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

**第61条の23** 原子力規制委員会は、指定情報処理機関の情報処理業務の適確な遂行の確保に必要な限度において、指定情報処理機関に対し、その業務若しくは経理に関し報告をさせ、又はその職員に、当該機関の事務所若しくは事業所に立ち入り、当該機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 〔同上〕

備考 表中の「」の記載は注記による。



別表第五 核燃料物質の加工の事業に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条 「略」</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 「保全区域」とは、加工施設の保全のために特に管理を必要とする場所であつて、管理区域以外のものをいう。</p> <p>四 「略」</p> <p>五 「略」</p> <p>六 「略」</p> <p>七 「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二〇号。以下「品質管理基準規則」という。）第二条第二項第一号に規定する保安活動をいう。</p> <p>八 「品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。</p> <p>九 「廃止措置対象施設」とは、法第二十二條の八第二項の認可を受けた廃止措置計画（同条第三項において読み替えて準用する法第十二條の六第三項又は第五項の規定による認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に係る廃止措置の対象となる加工施設をいう。</p> <p>十 「設計想定事象」とは、次に掲げる事象であつて、加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十七号。次条第一項第一号及び第五号イにおいて「事業許可基準規則」という。）第一条第二項第三号に規定する安全機能を有する施設又は同項第五号に規定する重大事故等対処施設の設計において発生を想定しているものをい</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一・二 同上</p> <p>「号を加える。」</p> <p>三 「同上」</p> <p>四 「同上」</p> <p>五 「同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p>

う。

イ 自然現象

ロ 加工施設を設置する工場若しくは事業所内又はその周辺における加工施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）

ハ 加工施設内における火災、溢水その他の加工施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象

十一 「大規模損壊」とは、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊をいう。

（加工の事業の許可の申請）

第二条 第十三条第二項の加工の事業の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一 第十三条第二項第三号の加工施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。

イ 「略」

ロ 加工施設の一般構造

〔イ〕〔ホ〕 略

〔イ〕〔ホ〕 耐津波構造（事業許可基準規則）第八条に規定する基準津波に対して加工施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。）

〔ト〕 「略」

〔ハ〕〔ト〕 略

〔二〕〔四〕 略

五 第十三条第二項第六号の加工施設において核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。以下同じ。）になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事

「号を加える。」

（加工の事業の許可の申請）

第二条 「同上」

一 「同上」

イ 「同上」

ロ 「同上」

〔イ〕〔ホ〕 同上

〔イ〕〔ホ〕 耐津波構造（加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十七号。以下「事業許可基準規則」という。））第八条に規定する基準津波に対して加工施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。）

〔ト〕 「同上」

〔ハ〕〔ト〕 同上

〔二〕〔四〕 同上

五 第十三条第二項第六号の加工施設において核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。以下同じ。）になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事

項については、次に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載すること。

〔イ・ロ 略〕

六 法第十三条第二項第七号の加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を併記記載すること。

2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第七条第二項に規定する事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

〔一〕 七 略

八 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

九 略

十 略

十一 略

3 略

4 法第十三条第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めるときは、第二項第十一号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第十五条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

（変更の許可の申請）

第三条 令第八条の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一 令第八条第三号の変更の内容については、法第十三条第二項第三号の加工施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては第二条第一項第一号に掲げる区分によつて記載し、法第

項については、次に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ次に定める事項について記載すること。

〔イ・ロ 同上〕

〔号を加える。〕

2 〔同上〕

〔一〕 七 同上

〔号を加える。〕

八 同上

九 同上

十 同上

3 〔同上〕

4 法第十三条第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めるときは、第二項第十号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第十五条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

（変更の許可の申請）

第三条 〔同上〕

一 令第八条第三号の変更の内容については、法第十三条第二項第三号の加工施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては第二条第一項第一号に掲げる区分によつて記載し、法第

十三条第二項第三号の加工の方法の変更に係る場合にあつては  
第二条第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第十三条  
第二項第五号の加工施設における放射線の管理に関する事項の  
変更に係る場合にあつては第二条第一項第四号に掲げる事項を  
記載し、法第十三条第二項第六号の加工施設において核燃料物  
質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における  
当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する  
事項の変更に係る場合にあつては第二条第一項第五号に掲げる  
事故の区分に応じそれぞれ同号イ及びロに掲げる事項を記載し  
、法第十三条第二項第七号の加工施設の保安のための業務に係  
る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の変更に係る場合  
にあつては第二条第一項第六号に規定する事項を記載すること

二 「略」

2 法第十三条第二項第三号又は第五号から第七号までに掲げる事  
項の変更に係る令第八条の許可の申請書には、次の各号に掲げる  
書類を添付しなければならない。

一 七 略

八 変更後における加工施設の保安のための業務に係る品質管理  
に必要な体制の整備に関する説明書

3 「略」

(設計及び工事の計画の認可を要しない工事等)

第三条の二 法第十六条の二第一項の原子力規制委員会規則で定め  
る工事は、**変更の工事であつて、次条第一項第三号又は第五号に**  
掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事とする。

2 法第十六条の二第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定め  
る軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、当該機器  
の相互の間隔を~~法第十三条第一項又は第十六条第一項の許可を~~  
受けたところによる核的制限値である間隔より小さくしないもの  
その他加工施設の保全上支障のない変更とする。

十三条第二項第三号の加工の方法の変更に係る場合にあつては  
第二条第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第十三条  
第二項第五号の加工施設における放射線の管理に関する事項の  
変更に係る場合にあつては第二条第一項第四号に掲げる事項を  
記載し、法第十三条第二項第六号の加工施設において核燃料物  
質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における  
当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する  
事項の変更に係る場合にあつては第二条第一項第五号に掲げる  
事故の区分に応じそれぞれ同号イ及びロに定める事項を記載す  
ること。

二 「同上」

2 法第十三条第二項第三号、第五号又は第六号に掲げる事項の変  
更に係る許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなけ  
ればならない。

一 七 同上

「号を加える。」

3 「同上」

「条を加える。」

3 法第十六条の二第五項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次条第一項第三号又は第五号に掲げる事項の変更を伴う場合以外の場合とする。

(設計及び工事の計画の認可の申請)

第三条の二の二 法第十六条の二第一項の規定により、加工施設に関する設計及び工事の計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一、三 略」

四 工事工程表

五 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

六 「略」

2 前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の計画が法第十三条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事の計画が法第十条の四の技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

3 設計及び工事の計画の全部につき一時に法第十六条の二第一項の規定による認可を申請することができないときは、その理由を

(設計及び工事の方法の認可の申請)

第三条の二 法第十六条の二第一項の規定により、加工施設に関する設計及び工事の方法（第三条の八に規定する加工施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条及び次条において同じ。）について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

「一、三 同上」

「号を加える。」

四 設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織（以下「設計及び工事に係る品質管理の方法等」という。）

に関する次の事項

イ 品質保証の実施に係る組織

ロ 保安活動の計画

ハ 保安活動の実施

ニ 保安活動の評価

ホ 保安活動の改善

五 「同上」

2 前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の方法が法第十六条の二第三項第二号の技術上の基準（以下この条及び次条において「設計及び工事の方法の技術上の基準」という。）に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が同項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

3 設計及び工事の方法の全部につき一時に法第十六条の二第一項の規定による認可を申請することができないときは、その理由を

付し、分割して認可を申請することができる。

4 「略」

(変更の認可の申請)

第三条の三 法第十六条の二第二項の規定により、認可を受けた加工施設に関する設計及び工事の計画について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一、三 略」

四 変更に係る前条第一項第四号に掲げる工事工程表

五 変更に係る前条第一項第五号に掲げる設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

六 「略」

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 変更に係る設計及び工事の計画が法第十三条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類

二 変更に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類

「号を削る。」

3 「略」

(設計及び工事の計画に係る軽微な変更の届出)

第三条の四 法第十六条の二第五項の規定による届出をしようとする

付し、分割して認可を申請することができる。

4 「同上」

(変更の認可の申請)

第三条の三 法第十六条の二第二項の規定により、認可を受けた加工施設に関する設計及び工事の計画について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一、三 同上」

「号を加える。」

四 変更に係る前条第一項第四号に掲げる設計及び工事に係る品質管理の方法等

五 「同上」

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に原子力規制委員会に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略することができる。

「号を加える。」

一 変更に係る設計及び工事の計画が設計及び工事の計画の技術上の基準に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が設計及び工事の計画の技術上の基準に適合していることを説明した書類

二 変更に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が法第十六条の二第三項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類

3 「同上」

(設計及び工事の計画に係る軽微な変更)

第三条の四 法第十六条の二第二項ただし書に規定する原子力規制

る者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更に係る加工施設の概要

三 法第十六条の二第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号

四 変更の内容

五 変更の理由

2 前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

（使用前事業者検査の実施）

第三条の四の二 使用前事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法

二 機能及び性能を確認するために十分な方法

三 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを確認するために十分な方法

2 使用前事業者検査を行うに当たつては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

（使用前事業者検査の記録）

第三条の四の三 使用前事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 検査年月日

二 検査の対象

三 検査の方法

四 検査の結果

五 検査を行った者の氏名

六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、当該機器の相互の間隔を、法第十三条第一項又は法第六十一条第一項の許可を受けた申請書及び法第六十二条の二第一項の規定により許可の際に附された条件を記載した書類に核的制限値として記載された間隔より小さくしないものその他加工施設の保全上支障のない変更とする。

「条を加える。」

「条を加える。」



- 七 検査の実施に係る組織
  - 八 検査の実施に係る工程管理
  - 九 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
  - 十 検査記録の管理に関する事項
  - 十一 検査に係る教育訓練に関する事項
- 2 使用前事業者検査の結果の記録は、当該使用前事業者検査に係る加工施設の存続する期間保存するものとする。

(溶接に係る使用前事業者検査を行った旨の表示)

**第三条の四の四 加工施設の技術基準に関する規則(令和 年原子力規制委員会規則第 号)第十五条第一項又は第三十一条第一項に規定する容器等加工施設に係る容器若しくは管(以下この条において単に「容器等」という。)であつて、同規則第十五条第一項第三号又は第三十一条第一項第二号に規定する主要な溶接部を有する溶接をするもの又は溶接をした容器等であつて輸入したものを設置する加工事業者は、当該容器等であつて溶接をするもの又は溶接をした容器等であつて輸入したものに係る使用前事業者検査を終了したときは、当該容器等であつて溶接をするもの又は溶接をした容器等であつて輸入したものに使用前事業者検査を行ったことを示す記号その他表示を付するものとする。**

(使用前確認の申請)

第三条の五 法第十六条の三第三項の確認(以下「使用前確認」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を**原子力規制委員会**に提出しなければならない。

- 一 「略」
- 二 加工施設の設置又は変更の工事に係る工場又は事業所の名称及び所在地

「号を削る。」

「条を加える。」

(使用前検査の申請)

第三条の五 法第十六条の三第一項の検査(以下「使用前検査」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 「同上」
- 二 加工施設を設置する**工場**又は事業所(加工施設の変更の場合にあつては、当該変更に係る工場又は事業所)の名称及び所在地

三 **工事工程表**



<p>三 申請に係る加工施設の概要</p> <p>四 法第十六条の二第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号</p> <p>五 使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所</p> <p>六 「略」</p> <p>七 加工施設を核燃料物質を用いた試験のために使用するとき又は加工施設の一部が完成した場合であつてその完成した部分を使用しなければならぬ特別の理由があるときにあつては、その使用の期間及び方法</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならぬ。</p> <p>一 工事の工程</p> <p>二 前号の工程における放射線管理（改造又は修理の工事に関するものに限る。）</p> <p>三 第七条の四第一項の施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器</p> <p>四 前項第七号の特別の理由があるときにあつては、その理由を記載した書類</p> <p>3 第一項の申請書又は前項各号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。</p> <p>4 第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本一通とする。</p> <p>（使用前確認を要しない場合）</p> <p>第三条の六 法第十六条の三第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一 加工施設を核燃料物質を用いた試験のために使用する場合であつて、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。</p>	<p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>四 検査を受けようとする事項、期日及び場所</p> <p>五 「同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「項を加える。」</p> <p>2 前項の申請書に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。</p> <p>3 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。</p> <p>（使用前検査の実施）</p> <p>第三条の六 使用前検査は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。</p> <p>一 気密又は水密を要する材料又は部品に関する事項 非破壊試験、機械試験、耐圧試験又は漏えい試験を行うときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。</p> <p>二 加工設備本体、核燃料物質の貯蔵施設又は放射性廃棄物の廃</p>
---	--

- 二 前号に規定する場合以外の加工施設を試験のために使用する場合
- 三 加工施設の一部が完成した場合であつて、その完成した部分を使用しなければならぬ特別の理由がある場合（前二号に掲げる場合を除く。）において、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。
- 四 加工施設の設置の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前確認を受けないで使用する事ができる旨を指示した場合
- 五 加工施設の変更の工事であつて、第三条の二の二第一項第三号又は第五号に掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事の場合

「条を削る。」

（使用前確認証）

第三条の七 原子力規制委員会は、原子力規制検査により、第三条の五の規定による申請に係る加工施設が法第十六条の三第二項各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、使用前確認証を交付する。

（廃止措置中の加工施設の維持）

第三条の八 法第十六条の四ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に第九條の四の二第十号第九條の五第十項第五号の性能維持施設が存在する場合とする。この場合において、法第十六条の四本文の規定は、同号の性能維持施設に限り、適用されるものとする。

- 棄施設の組立てに関する事項 それぞれの施設の主要な部分の寸法の測定ができるとき又は非破壊試験、機械試験、耐圧試験若しくは漏えい試験を行うとき。
- 三 放射線管理施設又はその他の加工施設の組立てに関する事項 それぞれの施設が完成したとき。
- 四 加工施設の性能に関する事項 加工施設の最大処理能力で試験運転を行うときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。

（使用前検査実施要領書）

第三条の六の四 原子力規制委員会は、第三条の五第一項の申請書の提出を受けた場合には、第三条の六各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

（使用前検査合格証）

第三条の七 原子力規制委員会は、使用前検査に合格したと認めるときは、使用前検査合格証を交付する。

（溶接検査を受ける加工施設）

第三条の八 法第十六条の四第一項の原子力規制委員会規則で定める加工施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 プルトニウム又はプルトニウム化合物を含む液体状又は気体状の物質を内包する容器又は管であつて、次のいずれかに該当するもの

- 
- イ その内包するプルトニウムの放射能濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）以上のもの
- ロ その内包するプルトニウムの放射能濃度が三十七マイクロベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七ベクレル毎立方センチメートル）以上の容器（イに規定するものを除く。）であつて、最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のもの又は内容積が〇・〇四立方メートルを超えるもの
- ハ その内包するプルトニウムの放射能濃度が三十七マイクロベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七ベクレル毎立方センチメートル）以上の管（イに規定するものを除く。）であつて、外径六十一ミリメートル（最高使用圧力が九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル）を超えるもの（放射性物質の閉じ込め区域内にあつて内部の圧力が外部の圧力より低く維持されているダクトを除く。）
- 二 ウラン又はウランの化合物を含む気体状の物質を内包する容器又は管（その容器又は管の内部の圧力が外部の圧力より低く維持されているもの及び前号に規定するものを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの
- イ その内包するウランの放射能濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル以上の容器であつて、最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のもの又は内容積が〇・〇四立方メートルを超えるもの
- ロ その内包するウランの放射能濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル以上の管であつて、外径六十一ミリメートル（最高使用圧力が九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル）を超えるもの
- 三 ウラン又はウランの化合物を含む液体状の物質を内包する容器又は管（第一号に規定するものを除く。）であつて、次のい
-

- 
- ずれかに該当するもの
- イ その内包するウランの量が五百キログラム以上の容器
- ロ その内包するウランの放射能濃度が三十七キロボケレル毎立方センチメートル以上の容器（イに規定するもの及びその内包するウランの量が五キログラム未満の容器を除く。）
- ハ その内包するウランの放射能濃度が三十七キロボケレル毎立方センチメートル以上の管（その内包するウランの量が五キログラム未満の容器に附属する管を除く。）であつて、液体状の六ふつ化ウランを内包するもの又は外径六十一ミリメートル（最高使用圧力が九十八キロボスカル未満の管にあつては、百ミリメートル）を超えるもの
- 四 六ふつ化ウランの加熱容器であつて、液体状の六ふつ化ウラン又は大気圧を超える圧力の気体状の六ふつ化ウランを内包する容器からの漏えいの拡大を防止する機能を有するもの（加熱するウランの量が五キログラム未満のものを除く。）
- 五 プルトニウムの放射能濃度が三十七キロボケレル毎立方センチメートル以上の液体状の物質を内包する容器又は管からの漏えいの拡大を防止するために設置されるドリフトレイその他の容器
- 六 胴の外径が百五十ミリメートル以上の容器又は外径百五十ミリメートル以上の管（前各号に規定する容器又は管を除く。）であつて、プルトニウム、ウラン若しくはそれらの化合物を含む液体状若しくは気体状の物質を内包し、又は非常用電源設備その他の安全上重要な施設に属するものうち、次に定める圧力以上の圧力を加えられる部分（以下「耐圧部分」という。）について溶接をするもの
- イ 液体用の容器又は管であつて、最高使用温度がその液体の沸点未満のものについては、最高使用圧力千九百六十キロボスカル
- ロ イに規定する容器以外の容器については、最高使用圧力九十八キロボスカル
-

（定期事業者検査の実施時期）

第三条の九

定期事業者検査は、加工施設について、定期事業者検査が終了した日以降十二月を超えない時期（判定期間が三月以上であるものとして原子力規制委員会が別に指定した場合は、その指定した時期）ごとに行うものとする。ただし、加工施設の設置に係る工事の後の初回の定期事業者検査については、その使用が開始された日以降十二月を超えない時期に行うものとする。

2 前項の判定期間は、原子力規制検査において、加工施設（当該加工施設を構成する機械又は器具であつて、第一号及び第二号のいずれにも該当し、かつ、第三号に該当しないものに限る。）が次条第二項の一定の期間を満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持することが確認された場合における当該期間（機械又は器具ごとにその期間が異なる場合には、そのうち最も短い期間）とする。

一 次条第一項各号第一号及び第二号並びに第二項に規定する方法による定期事業者検査を行うべきもの

二 定期事業者検査の都度、技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずる必要があるもの

三 次のいずれかに掲げるもの

イ 計測装置であつてその台数について冗長性をもつて設置されているもの、ポンプ又はフィルターであつて予備のものが設置されているものその他機械又は器具であつて加工施設の使用時において技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずることが可能であるもの

ロ 加工施設の使用時にその機械又は器具を検査することにより加工施設の保安の確保に支障を来さないもの

加工施設についての次条第一項各号第一号及び第二号並びに

ハ イに規定する管以外の管については、最高使用圧力九百八十キロパスカル（長手継手の部分にあつては、四百九十キロパスカル）

（溶接検査の申請）

第三条の九

法第十六条の四第一項の規定により加工施設の溶接について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度

三 溶接施工工場の名称及び所在地

四 溶接工程表

五 検査を受けようとする事項、期日及び場所

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 溶接設備の種類及び容量、溶接部の設計及び溶接施工法（以下「溶接施工方法」という。）並びに溶接を行う者の氏名を記載した溶接明細書

二 検査を受けようとする容器又は管の構造図

三 溶接部の設計図

3 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

註第二項に規定する方法による定期事業者検査であつて、当該定期事業者検査を行うことにより加工施設の使用時における加工施設の保安の確保を来さないものにあつては、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する掲げる時期よりも前の時期に行うことができる。

4 次に掲げる場合にあつては、第一項の規定にかかわらず、原子力規制委員会が定める時期に定期事業者検査を行うものとする。

一 使用の状況から第一項に規定する時期に定期事業者検査を行う必要がないと認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

二 災害その他非常の場合において、第一項に規定する時期に定期事業者検査を行うことが著しく困難であると認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

5 前項各号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 加工施設を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

三 直近の定期事業者検査が終了した年月日

四 定期事業者検査開始希望年月日及びその理由

6 前項の申請書には、申請に係る加工施設の使用の状況を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が第四項第二号の承認に係る場合には、当該書類を添付することを要しない。

7 第五項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(定期事業者検査の実施)

第三条の十 定期事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及

(溶接検査の実施)

第三条の十 法第十六条の四第一項の検査は、次の各号に掲げる工程ごとに行う。

一 溶接作業を行うとき(第三条の八第六号に規定する容器又は

び異常の発生状況を確認するために十分な方法

二 試験操作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法

2 前項に規定するもののほか、定期事業者検査は、一定の期間を設定し、当該加工施設がその期間が満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。

3 前項の一定の期間は、次に掲げる事項を考慮して設定しなければならない。

一 加工施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向

二 加工施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果

三 加工施設に類似する機械又は器具の使用実績（当該加工施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。）

4 第二項の一定の期間は、十二月以上としなければならない。

5 第二項の一定の期間は、定期事業者検査を開始する日の三月前までに設定しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、同項の一定の期間を短縮する場合については、この限りでない。

6 定期事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

（定期事業者検査の記録）

第三条の十一 定期事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 検査年月日

二 検査の対象

三 検査の方法

四 検査の結果

管についての漏止め溶接に係る場合及び溶接作業の標準化、溶

接に使用する材料の規格化等の状況により、原子力規制委員会が支障がないものとしてこの工程における検査を受けないで使用することを承認した場合を除く。）。

二 法第十六条の四第三項第二号に規定する技術上の基準（以下「溶接の技術基準」という。）により非破壊試験を必要とする溶接部については、非破壊試験を行うことができる状態になったとき。

三 溶接の技術基準により機械試験を必要とする突合せ溶接部に ついては、機械試験を行うことができる状態になったとき。

四 耐圧試験又は漏えい試験を行うことができる状態になったとき（第三条の八第六号に規定する容器又は管についての漏止め溶接に係る場合を除く。）。

（溶接検査を要しない場合）

第三条の十一 法第十六条の四第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 第二条第一項第一号トに規定する加工施設のうち的主要な実験設備に属する容器又は管であつて、セル、グローブボックスその他の気密設備の内部に設置されるものについて、原子力規制委員会があらかじめ支障がないものとして溶接検査を受けな

- 五 検査を行った者の氏名
- 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
- 七 検査の実施に係る組織
- 八 検査の実施に係る工程管理
- 九 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
- 十 検査記録の管理に関する事項
- 十一 検査に係る教育訓練に関する事項
- 2 定期事業者検査の結果の記録は、その加工施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

(廃止措置中において定期事業者検査を要する場合)

第三条の十二 法第十六条の五第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に第九条の四の二第十号の性能維持施設が存在する場合とする。〔条を削る。〕

いで使用することを承認した場合

二 漏止め溶接のみをした第三条の八第六号に規定する容器又は管（耐圧部分についてその溶接のみを新たにするものを含む。）を使用する場合

(溶接の方法の認可)

- 第三条の十二 法第十六条の四第二項の認可を受けようとする者は、溶接施工場ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 溶接施工場の名称及び所在地
  - 三 溶接設備の種類及び容量
  - 四 溶接施工方法の種類
  - 五 溶接を行う者の氏名及びその者の行う溶接施工方法の範囲
  - 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項について説明した書類を添付しなければならない。
    - 一 溶接設備
    - 二 溶接施工方法
    - 三 溶接を行う者の知識及び技能
  - 3 原子力規制委員会は、第一項の認可の申請に係る溶接の方法が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。
    - 一 溶接設備の種類及び容量が申請に係る溶接施工方法による溶



(定期事業者検査の報告)

第三条の十三 法第十六条の五第三項の原子力規制委員会規則で定めるときは、定期事業者検査(第三条の九第三項の規定を適用して行うものを除く。)を開始しようとするときとする。

2 法第十六条の五第三項の報告を行おうとする者は、定期事業者検査が終了したときにあつては遅滞なく、前項に規定するときにあつては検査開始予定日の一月前まで(第三条の十第二項の一定の期間(以下この条において単に「一定の期間」という。)を定め、又は変更(一定の期間を短縮する場合を除く。))をした場合は三月前まで)に、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 加工施設を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

三 検査の対象及び方法並びに期日

四 検査の実績又は予定の概要

3 第一項に規定するときにおける前項の報告書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

一 定期事業者検査の計画

二 加工施設及び第七条の四第一項の施設管理(以下「項において単に「施設管理」という。)の重要度が高い系統について定量的に定める同項第三号の施設管理目標

三 第七条の四第一項第四号の施設管理実施計画に係る次に掲げる事項

接を行うのに適切であること。

二 溶接施行方法が溶接部の強度を確保するのに適切であること。

三 溶接を行う者がその行おうとする溶接施行方法による溶接について相当の知識及び技能を有すること。

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(輸入品の溶接検査)

第三条の十三 法第十六条の四第四項の規定により溶接をした加工施設であつて輸入したものの当該溶接について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度

三 溶接施行工場の名称及び所在地

四 検査を受けようとする事項、期日及び場所

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 溶接の方法に関する説明書

二 検査を受けようとする容器又は管の構造図

三 溶接部の設計図

四 溶接(第三条の八第六号に規定する容器又は管についての漏止め溶接を除く。)についての材料試験、開先試験、溶接作業試験、非破壊試験(第三条の十第二号に規定する溶接部に関するものに限る。)、機械試験(同条第三号に規定する溶接部に関するものに限る。))及び耐圧試験又は漏えい試験の結果に関する資料並びに溶接後熱処理の方法に関する説明書

3 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したと

- イ 施設管理実施計画の始期（定期事業者検査を開始する日をいう。~~第七条の四第一項第四号イにおいて同じ。~~）及び期間
- ロ 加工施設の工事の方法及び時期
- ハ 加工施設の点検、検査等（以下この号及び~~第七条の四第一項第四号~~において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期
- ニ 加工施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置
- 四 ~~第三条の十第二項に規定する判定する方法に関すること（第四項の一定の期間を含む。）。~~
- 五 前回の定期事業者検査において提出した前三号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合にあつては、その変更の内容を説明する書類
- 六 前回の定期事業者検査において提出した第二号又は第三号に掲げる事項を説明する書類に記載された事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類
- 七 前回の定期事業者検査において提出した第四号に掲げる事項を説明する書類に記載された事項の内容（一定の期間に係るものに限る。）~~を変更した~~に変更があつた場合にあつては、第三条の十第三項各号に掲げる事項について記載した書類
- 四 前項第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類を提出しなければならない。
- 五 第三項第四号に掲げる事項のうち一定の期間を変更した場合にあつては、第三条の十第三項各号に掲げる事項について記載した書類を提出しなければならない。
- 六 第二項の報告書及び前二項の書類の提出部数は、正本一通とする。

~~第三条の十一から第三条の十六まで~~ 削除

- 4 きは、速やかに届け出なければならない。
- 4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

（溶接検査実施要領書）

「条を削る。」

第三条の十三の二 原子力規制委員会は、第三条の九第一項の申請書の提出を受けた場合には、第三条の十各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

2 原子力規制委員会は、前条第一項の申請書の提出を受けた場合には、法第十六条の四第四項に規定する検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

「条を削る。」

(溶接検査合格証等)

第三条の十四 原子力規制委員会は、法第十六条の四第一項又は第四項の検査を行い、合格と認めるときは、溶接検査合格証を交付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。

「条を削る。」

(施設定期検査を受ける加工施設)

第三条の十五 令第九条の原子力規制委員会規則で定める加工施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 非常用設備
- 二 核燃料物質の検査設備及び計量設備
- 三 主要な実験設備

「条を削る。」

(施設定期検査の申請)

第三条の十六 法第十六条の五第一項の検査(以下「施設定期検査」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 加工施設を設置した工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 検査を受けようとする事項及び期日

2 前項の申請書に記載された事項を変更したときは、速やかに届

〔廃止措置中において定期事業者検査を要する場合〕

第三條の十六の二 法第十六條の五第一項ただし書の原子力規制委員  
会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に第九條の五第一項  
第五号の性能維持施設が存在する場合とする。〔条を削る。〕

〔条を削る。〕

〔条を削る。〕

3 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本  
一通とする。

〔廃止措置計画に係る施設定期検査を要する場合〕

第三條の十六の二 法第十六條の五第一項ただし書の原子力規制委  
員会規則で定める場合は、法第二十二條の八第二項の認可を受け  
た廃止措置計画に係る廃止措置の対象となる加工施設（以下「廃  
止措置対象施設」という。）内に核燃料物質が存在する場合（加  
工設備本体を通常の方法により操作した後に核燃料物質が回収さ  
れることなく滞留している場合を除く。）とする。

2 前項の場合においては、施設定期検査は、次の各号に掲げる施  
設のうち、核燃料物質の取扱い又は貯蔵に係るものについて行  
うものとする。

- 一 貯蔵施設
- 二 廃棄施設
- 三 放射線管理施設
- 四 非常用設備

〔施設定期検査実施要領書〕

第三條の十六の三 原子力規制委員会は、第三條の十六第一項の申  
請書の提出を受けた場合には、令第九條に規定する加工施設の性  
能が法第十六條の四の二に規定する原子力規制委員会規則で定め  
る技術上の基準に適合しているかどうかについての検査に関し、  
その検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実  
施要領書を定めるものとする。

〔施設定期検査合格証〕

第三條の十七 原子力規制委員会は、施設定期検査に合格したと認  
めたときは、施設定期検査合格証を交付する。

<p>一 加工施設の施設管理（ 第七条の四第一項に規定</p>	<p>記 録 事 項</p>	<p>記録すべき場合</p>	<p>保 存 期 間</p>	<p>（合併及び分割の認可の申請）            第四条 法第十八条第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）をして、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。            「一、六 略」            七、加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項            2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。            「一、六 略」            七、加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書            八、略」            3 「略」</p> <p>（変更等の届出）            第五条 法第十六条第二項、第十六条の二第四項、第十七条及び第十九条第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本及び写し各一通とする。</p> <p>（記録）            第七条 法第二十一条の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておくなければならない。</p>
<p>一 加工施設の検査記録</p>	<p>記 録 事 項</p>	<p>記録すべき場合</p>	<p>保 存 期 間</p>	<p>（合併及び分割の認可の申請）            第四条 法第十八条第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。            「一、六 同上略」            「号を加える。」            2 「同上」            「一、六 同上」            「号を加える。」            七、同上」            3 「同上」</p> <p>（変更等の届出）            第五条 法第十六条第二項、法第十七条又は法第十九条第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本及び写し各一通とする。</p> <p>（記録）            第七条 法第二十一条の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておくなければならない。</p>

<p>するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録</p>	<p>イ 使用前確認の結果</p>	<p>確認の都度</p>	<p>同一事項に関する次の確認のときまでの期間</p>
<p>ロ   第七条の四第一項第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名</p>	<p>施設管理の実施の都度</p>	<p>施設管理を実施した加工施設の解体又は廃棄をした後五年が経過するまでの期間</p>	
<p>ハ   第七条の四第一項第五号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名</p>	<p>評価の都度</p>	<p>評価を実施した加工施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間</p>	
<p>【二・三】 略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	
<p>㊦ 操作記録（法第二十二條の八第二項の認可を受け、第九條の五第一項第五号の性能維持施設が存</p>	<p>イ 使用前検査の結果</p>	<p>検査の都度</p>	<p>同一事項に関する次の検査のときまでの期間</p>
<p>ハ   第七条の四の二の規定による検査の結果</p>	<p>ロ   施設定期検査の結果</p>	<p>検査の都度</p>	<p>同一事項に関する次の検査のときまでの期間</p>
<p>検査終了後五年が経過するまでの期間</p>	<p>【二・三】 同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>㊦ 操作記録（法第二十二條の八第二項の認可を受け、加工施設に係るものを除く。）</p>			

在しない加工施設に係るものを除く。）

「イ」略

「削る。」

四 加工施設の事故記録

イ 事故の発生及び復旧の時

「略」

「略」

「略」

「略」

四 保守記録

「イ」略

イ 加工施設の巡視及び点検の状況（法第二十条の八第二項の認可を受けた場合の廃止措置対象施設においては、巡視の状況に限る。）並びにその担当者の氏名

毎日一回。ただし、法第二十条の八第二項の認可を受けた廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合及び加工設備本体を通常の方法により操作した後、核燃料物質が回収されることなく滞留している場合は毎週一回とする。

「同上」

「同上」

ロ 加工施設の修理の状況及びその担当者の氏名

修理の都度

一年間

五 「同上」

イ 事故の発生及び復旧の時

「同上」

「同上」

九	八	七	六	五	四
略	略	品質管理基準規則第四 条第三項に規定する品質 マネジメント文書及び品 質マネジメントシステム に従った計画、実施、評 価及び改善状況の記録（ 他の号に掲げるものを除 く。）	略	略	略
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
十一	十	九	八	七	六
同上	同上	第七条の八の二の規 定による加工施設の定期 的な評価の結果	第七条の二の二の品質 保証計画に關しての文書 及び品質保証計画に従 つた計画、実施、評価及び 改善状況の記録（他の号 に掲げるものを除く。）	同上	同上
同上	同上	評価の都度	同上	同上	同上
同上	同上	第七項に定め る期間	同上	同上	同上
同上	同上	計画策定の都度	同上	同上	同上
同上	同上	第七項に定め る期間	同上	同上	同上



十	[略]	[略]	[略]
十一	[略]	[略]	[略]

〔2〕6 略

7 第一項の表第二号チ及びびり、第四号、第九号並びに第十号の記録の保存期間は、法第二十二号の八第三項において準用する法第十二号の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

(品質マネジメントシステム)

第七条の二の二 法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、法第十三号第一項又は第十六号第一項の許可を受けたところにより、品質マネジメントシステムに基づき保安活動（第七条の二の九から第七条の八までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメントシステムの改善を継続して行わなければならない。

第七条の二の三から第七条の二の八まで 削除

十二	[同上]	[同上]	[同上]
十三	[同上]	[同上]	[同上]

〔2〕6 同上

7 第一項の表第二号チ及びびり、第五号、第九号、第十一号並びに第十二号の記録の保存期間は、法第二十二号の八第三項において準用する法第十二号の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

(品質保証)

第七条の二の二 法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、保安規定に基づき品質保証計画を定め、これに基づき保安活動（第七条の二の九から第七条の八までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質保証計画の改善を継続して行わなければならない。

(品質保証計画)

第七条の二の三 品質保証計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 品質保証の実施に係る組織に関する事項
- 二 保安活動の計画に関する事項
- 三 保安活動の実施に関する事項
- 四 保安活動の評価に関する事項
- 五 保安活動の改善に関する事項

(品質保証の実施に係る組織)

- 第七条の二の四 品質保証の実施に係る組織は次のとおりとする。
- 一 加工事業者（法人にあつてはその代表者）によつて運営さ

れていること。

二 品質保証に関する責任及び権限並びに業務が明確であること。

三 品質保証計画の策定、実施、評価及びその改善を継続的に  
行う仕組みを有していること。

(保安活動の計画)

第七条の二の五 品質保証計画における保安活動の計画に関する  
事項は、次に掲げる事項とする。

一 保安活動において産業標準化法（昭和二十四年法律第百八  
十五号）に基づく日本産業規格Q9000のプロセス及びそ  
の相互関係が明確にされていること。

二 保安活動の計画、実施、評価及び改善の各段階を踏まえて  
実施し、保安活動の改善を継続して行う仕組みとすること。

三 外部から物品又は役務を調達する場合においては、その管  
理を適切に行う方法を定めること。

四 保安のための重要度に応じて、実施すべき内容を定めるこ  
と。

五 保安活動に関する文書及び記録の適切な管理に関する手順  
を定めること。

六 保安活動を実施する者に対する必要な教育及び訓練の体系  
を定めること。

(保安活動の実施)

第七条の二の六 品質保証計画における保安活動の実施に関する  
事項は、次に掲げる事項とする。

一 保安活動を構成する個別の業務（以下「個別業務」という  
。）ごとに、次により行うこと。

イ 個別業務の目標及び個別業務に関する要求事項を明確に  
し、個別業務の実施計画（以下この条において「実施計画  
」という。）を策定すること。

ロ 個別業務の実施は、実施計画に基づき行うこと。この場合において、当該計画が要求事項を満たしていることを適切な段階で確認すること。

ハ 実施計画を変更する場合は、変更内容を適切に管理すること。

二 外部から物品又は役務を調達する場合は、実施計画に適切な調達の実施に必要な事項（当該物品又は役務の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）を取得し、他の加工事業者と共有するために必要な措置に関することを含む。）及びこれが確実に守られるよう管理する方法を定めること。

三 個別業務が実施計画に定めた要求事項を満たしていることを確認するため、必要な検査及び試験を定めて行うこと。

四 保安のための重要度に応じて前号の検査及び試験を行う者を定めること。

五 要求事項に適合しない状態（以下「不適合」という。）が発生した場合は、これを適切に管理する方法を定めること。

#### （保安活動の評価）

第七条の二の七 品質保証計画における保安活動の評価に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一 保安活動の実施の状況について、必要な監視及び測定を計画的に行うこと。

二 保安活動が適切に行われていることを明確にするため、計画的に監査を行うこと。

三 前号の評価は、対象となる個別業務を実施した者以外の者により実施されること。

#### （保安活動の改善）

第七条の二の八 品質保証計画における保安活動の改善に関する事項は、次に掲げる事項とする。

「条を削る。」

(管理区域への立入制限等)

第七条の二の九 法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、管理区域、保全区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域において次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

- 一 「略」
- 二 保全区域については、標識を設ける等の方法によつて明らかに他の場所と区別し、かつ、管理の必要性に応じて人の立入制限、鍵の管理、物品の持出制限等の措置を講ずること。
- 三 「略」

(加工施設の施設管理)

第七条の四 法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は

- 一 不適合に対する再発防止のために行う是正に関する処置に関する手順(第九条の十六各号に掲げる事故故障等の事象その他が発生した根本的な原因を究明するために行う分析(以下「根本原因分析」という。)の手順を含む。)を確立して行うこと。
- 二 生じるおそれのある不適合を防止するための予防に関する処置に関する手順(根本原因分析の手順を含む。)を確立して行うこと。
- 三 予防に関する処置に当たつては、自らの加工施設における保安活動の実施によつて得られた知見のみならず他の施設から得られた知見を適切に反映すること。
- 四 前条の評価結果を適切に反映すること。

(作業手順書等の遵守)

第七条の二の八の二 法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書(以下「作業手順書等」という。)を定め、これらを遵守しなければならない。

(管理区域への立入制限等)

第七条の二の九 法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、管理区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域において次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

- 一 「同上」
- 二 「号を加える。」
- 三 「同上」

(加工施設の巡視及び点検)

第七条の四 法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は

、加工施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に関し、次の各書に掲げる措置を講じなければならない。

一 加工施設が法第十三条第一項又は第十六条第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、加工施設の施設管理に関する方針（以下この条において「施設管理方針」という。）を定めること。ただし、法第二十二條の八第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二 前号ただし書の場合においては、法第二十二條の八第二項の認可若しくは同条第三項において読み替えて準用する法第十二條の六第三項の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された~~第九條の四の二十號第九條の五第十項第五號の性能維持施設に係る施設管理方針を定めること。~~

三 第一号又は前号の規定により定められた施設管理方針に従つて達成すべき施設管理の目標（第一号の規定により定められた施設管理方針に係る施設管理の目標にあつては、加工施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める目標を含む。以下この項において「施設管理目標」という。）を定めること。

四 施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下この項において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従つて施設管理を実施すること。

イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。

ロ 加工施設の設計及び工事に関すること。

ハ 加工施設の巡視（加工施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。

ニ 加工施設の点検、検査等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期（加工施設の操作中及び操作停止中の区別を含む（法第二十二條の八第二項の認可

法第二十二條の八第二項の認可を受けた者を除く。）は、毎日一回以上、従業者に加工施設について巡視及び点検を行わせなければならない。

2 法第二十一條の二第一項の規定により、法第二十二條の八第二項の認可を受けた加工事業者は、毎週一回以上（核燃料物質が廃止措置対象施設に存在する場合（加工設備本体を通常の方法により操作した後に核燃料物質が回収されることなく滞留している場合を除く。）は毎日一回以上）、従業者に加工施設について巡視を行わせなければならない。

を受けたものを除く。）。）に関する事。

ホ 加工施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関する事。

ヘ 加工施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関する事。

ト ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（品質管理基準規則第二条第二項第七号に規定する未然防止処置を含む。）に関する事。

チ 加工施設の施設管理に関する記録に関する事。

五 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること（次条第一項及び第二項に規定する措置を除く。）。

イ 施設管理方針及び施設管理目標にあつては、一定期間

ロ 施設管理実施計画にあつては、前号イに規定する期間

六 前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画に反映すること。

七 加工施設の操作を相当期間停止する場合その他加工施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該加工施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。

2 加工事業者は、次条第一項若しくは第二項の規定により長期施設管理方針を策定したとき又は同条第三項の規定により長期施設管理方針を変更したときは、これを前項第一号の規定により定められた施設管理方針に反映させなければならない。

（加工施設の経年劣化に関する技術的な評価）

第七条の四の二 法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、加工施設の保全に関し、その事業を開始した日以後二十年を経過する日までに、経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、十年間に実施すべき当該加工施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。ただし、

（加工施設の施設定期自主検査）

第七条の四の二 法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、次の各号（法第二十二条の八第二項の認可を受けた場合は第一号を除く。）に掲げる検査に関する措置を採らなければならない。

一 令第九条に規定する加工施設（次号に規定するものを除く。）

動作する機能を有する機器及び構造物に関し、加工施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所については、この限りでない。

2 前項の評価は、十年を超えない期間ごとに再評価を行い、この再評価の結果に基づき、次の十年間に実施すべき当該加工施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。

3 加工事業者は、前二項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、前二項の施設管理に関する方針（第八条第一項第十六号において「長期施設管理方針」という。）を変更しなければならない。

4 前三項の規定は、法第二十二條の八第二項の認可を受けた場合は適用しない。

（設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置）

第七条の四の三 法第二十一條の二第一項の規定により、加工事業者は、設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に関して、法第十三條第一項又は第十六條第一項の許可を受けたところ（法第十二條の八第二項の認可を受けたものにあつては、当該認可を受けたところ）により、~~次の各号~~に掲げる加工施設の保全に関する措置を講じなければならない。

一 次に掲げる事象の区分に応じてそれぞれ次に定める事項を含む加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を定めるとともに、当該計画の実行に必要な要員を配置し、当該計画に従つて必要な活動を行わせること。

イ 加工施設を設置した工場又は事業所における火災

(1) 加工施設を設置した工場又は事業所における可燃物の管理に関すること。

(2) 消防吏員への通報に関すること。

（は、当該施設の性能が法第十六條の四の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査を一年ごとに行うこと。

二 警報装置、非常用動力装置その他の非常用装置については、当該装置の各部分ごとの当該作動のための性能検査を一月ごとに、当該装置全体の当該作動のための総合検査を一年ごとに行うこと。

三 加工施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器については、較正を一年ごとに行うこと。

2 法第二十二條の八第二項の認可を受けた加工事業者は、当該認可若しくは同条第三項において準用する法第十二條の六第三項の変更の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された加工施設の性能が維持されているかどうかについての検査を一年ごとに行わなければならない。

（初期消火活動のための体制の整備）

第七条の四の三 法第二十一條の二第一項の規定により、加工事業者は、加工施設を設置した工場又は事業所において火災が発生した場合における消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）のための体制の整備に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。ただし、法第二十二條の八第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

一 火災の発生を消防吏員に確実に通報するために必要な設備を設置すること。

二 初期消火活動を行うために必要な要員を配置すること。

三 初期消火活動を行うために必要な可搬消防ポンプ又は化学消防自動車、泡消火薬剤その他資機材を備え付けること。

四 前各号に掲げるもののほか、初期消火活動を行うために必要な体制を整備すること。

(3) 消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関する事。

ロ 重大事故等

(1) 臨界事故を防止するための対策に関する事。

(2) 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関する事。

ハ 大規模損壊

(1) ~~加工施設の保全のための活動を行うために必要~~ 大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する事。

(2) 臨界事故の影響を緩和するための対策に関する事。

(3) 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影響を緩和するための対策に関する事。

(4) 放射性物質の放出を低減するための対策に関する事。

二 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練を定期に（重大事故等又は大規模損壊の発生時における措置に関する教育及び訓練にあつては、それぞれ毎年一回以上定期に）実施すること。

三 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な搬消防ポンプ又は化学消防自動車、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。

四 前三号に掲げるもののほか、設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

「条を削る。」

五 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

（重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第七條の四の四 法第二十一條の二第一項の規定により、加工事業者は、加工施設を設置した工場又は事業所において、重大事故等が発生した場合における加工施設の保全のための活動を行う体制



「条を削る。」

- の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。
- 一 重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。
  - 二 重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）を配置すること。
  - 三 対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。
  - 四 重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な電源その他の資機材を備え付けること。
  - 五 重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを対策要員に守らせること。
    - イ 重大事故等発生時における臨界事故を防止するための対策に関すること。
    - ロ 重大事故等発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関すること。
  - 六 前各号に掲げるもののほか、重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。
  - 七 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。
- （大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備）
- 第七條の四の五 法第二十一條の二第一項の規定により、加工事業者は、加工施設を設置した工場又は事業所において、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）が発生した場合における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

(加工設備の操作)  
第七条の五 法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、次の各号に掲げる加工設備の操作に関する措置を講じなければ

一 大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。  
二 大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。  
三 大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。  
四 大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な電源その他の資機材を備え付けること。  
五 大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する事項を定め、これを要員に守らせること。  
六 プルトニウムを取り扱う加工施設にあつては、大規模損壊発生時における当該加工施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを要員に守らせること。  
イ 大規模損壊発生時における臨界事故の影響を緩和するための対策に関すること。  
ロ 大規模損壊発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影響を緩和するための対策に関すること。  
ハ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。  
七 前各号に掲げるもののほか、大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。  
八 前各号(プルトニウムを取り扱う加工施設以外の加工施設にあつては、第六号を除く。)の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

(加工設備の操作)  
第七条の五 法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、次の各号に掲げる加工設備の操作に関する措置を採らなければ

ならない。ただし、法第二十二條の八第二項の認可を受けた場合は、~~第五号及び第六号の規定を除き、この限りでない。~~

〔一〜三〕略

四 加工設備の操作に必要な構成人員がそろつているときでなければ操作を行わせないこと。

五 加工設備の通常の操作（加工施設において計画的に行われる操作をいう。）を行うために必要な次の事項を定め、これを操作員その他の従業者に守らせること。

イ 操作の開始に先立つて確認すべき事項、操作に必要な事項及び操作の停止後に確認すべき事項

ロ 操作員その他の従業者が加工設備の状態に応じて定期的に又は必要に応じて確認すべき事項並びにその確認の方法及び確認の時期実施頻度又は頻度時期に関する事項

ハ 警報の発報その他の異状があつた場合、~~次号の場合を除く。~~に操作員その他の従業者が講ずべき措置（次号の処置を除く。）に関する事項

六 非常の場合に講ずべき処置を定め、これを操作員その他の従業者に守らせること。

〔号を削る。〕

七 略

（工場又は事業所内における運搬）

第七條の六 法第二十一條の二第一項の規定により、加工事業者は、加工施設を設置した工場又は事業所内において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

〔一〜十 略〕

〔2・3 略〕

4 加工事業者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理

ならない。ただし、法第二十二條の八第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

〔一〜三〕同上

四 加工設備の操作に必要な構成人員がそろつているときでなければ操作を行わないこと。

五 操作開始に先立つて確認すべき事項、操作に必要な事項及び操作停止後に確認すべき事項を定め、これを操作員に守らせること。

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

六 非常の場合に採るべき処置を定め、これを操作員に守らせること。

七 換気設備、放射線測定器及び非常用設備は、常にこれらの機能を發揮できる状態に維持しておくこと。

八 同上

（工場又は事業所内の運搬）

第七條の六 法第二十一條の二第一項の規定により、加工事業者は、加工施設を設置した工場又は事業所内の核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

〔一〜十 同上〕

〔2・3 同上〕

4 加工事業者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理

府令第五十七号) 第三条から第十七条の二まで及び核燃料物質等車両運搬規則(昭和五十三年運輸省令第七十二号) 第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を加工施設を設置した工場又は事業所において運搬することができる。

(工場又は事業所において行われる廃棄)

第七条の八 法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、加工施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

「一〜四 略」

五 第三号の方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。

「六・七 略」

八 第六号の方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。

「九・十 略」

十一 第六号の方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。

イ 「略」

ロ 当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれのある場合は、冷却について必要な措置を講ずること。

「八・二 略」

「十二〜十四 略」

府令第五十七号) 第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則(昭和五十三年運輸省令第七十二号) 第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を加工施設を設置した工場又は事業所内において運搬することができる。

(工場又は事業所内の廃棄)

第七条の八 法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、加工施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

「一〜四 同上」

五 第三号の方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を採ること。

「六・七 同上」

八 第六号の方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を採ること。

「九・十 同上」

十一 「同上」

イ 「同上」

ロ 当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれのある場合は、冷却について必要な措置を採ること。

「八・二 同上」

「十二〜十四 同上」

「条を削る。」

(保安規定)

第八条 法第二十二條第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 「略」

「号を削る。」

二 品質マネジメントシステムに関する事(品質管理基準規則

第五條第四号に規定する手順書等(次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。)の保安規定上の位置付けに関する事を含む。)

三 「略」

四 「略」

五 加工施設の操作及び管理を行う者に対する保安教育に関する事であつて次に掲げるもの

イ 「略」

ロ 保安教育の内容に関する事であつて次に掲げるもの

(加工施設の定期的な評価)

第七條の八の二 法第二十一條の二第一項の規定により、加工事業者は、加工施設の保全に関し、その事業を開始した日以降二十年を経過する日までに次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 経年変化に関する技術的な評価を行うこと。

二 前号の技術的な評価に基づき加工施設の保全のために実施すべき措置に関する十年間の計画を策定すること。

2 前項の評価及び計画は、十年を超えない期間ごとに再評価を行わなければならない。

3 前二項の規定は法第二十二條の八第二項の認可を受けた場合は適用しない。

(保安規定)

第八条 「同上」

一 「同上」

二 安全文化を醸成するための体制(経営責任者の関与を含む。)に関する事。

三 加工施設の品質保証に関する事(根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関する事を含む。)

四 「同上」

五 「同上」

六 加工施設の放射線業務従事者に対する保安教育に関する事であつて次に掲げるもの

イ 「同上」

ロ 「同上」

〔1〕〔4〕略

(5) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。

ハ 「略」

六 加工施設の操作に関することであつて、次に掲げるもの

イ 加工施設の操作を行う体制の整備に関すること。

ロ 加工施設の操作に当たつて確認すべき事項及び操作に必要な事項

ハ 異状があつた場合の措置に関すること（第十三号に掲げるものを除く。）。

ニ 加工施設の操作の安全審査に関すること。

七 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。

八 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。

〔九・十 略〕

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

十一 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。

十二 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。

十三 非常の場合に講ずべき処置に関すること。

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

十四 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る加工施設の

保全に関する措置に関すること。

十五 「略」

〔号を削る。〕

〔1〕〔4〕同上

(5) 非常の場合に採るべき処置に関すること。

ハ 「同上」

七 保安上特に管理を必要とする設備の操作に関すること。

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

八 管理区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。

〔号を加える。〕

〔九・十 同上〕

十一 加工施設の巡視、点検及び検査並びにこれらに伴う処置に関すること。

十二 加工施設の施設定期自主検査に関すること。

十三 核燃料物質の受渡し、運搬、貯蔵その他の取扱いに関すること。

十四 放射性廃棄物の廃棄に関すること。

十五 非常の場合に採るべき処置に関すること。

十六 初期消火活動のための体制の整備に関すること。

十七 重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

十八 大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

〔号を加える。〕

十九 「同上」

二十 加工施設の定期的な評価に関すること。

十六 加工施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに経年劣化に係る技術的な評価に関すること及び長期施設管理方針を含む。）。

十七 「略」

十八 不適合（品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第二十一号において同じ。）が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。

十九 「略」

2 法第二十二條の八第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第二十二條第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一 「略」

「号を削る。」

二 品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

三 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

四 「略」

五 「略」

六 廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ 「略」

ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの

〔1〕〔5〕 略

「号を加える。」

二十一 「同上」

二十二 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。

二十三 「同上」

2 「同上」

一 「同上」

二 安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

三 加工施設の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

四 廃止措置の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

五 「同上」

六 「同上」

七 廃止措置の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ 「同上」

ロ 「同上」

〔1〕〔5〕 同上

(6) 非常の場合に講ずべき処置に関する事。

ハ 「略」

七 「略」

八 「略」

九 管理区域、保安区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関する事。

十 排気監視設備及び排水監視設備に関する事。

十一 「略」

十二 「略」

十三 「号を削る。」

十四 「号を削る。」

十五 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関する事（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合及び加工設備本体を通常の方法により操作した後核燃料物質が回収されることなく滞留している場合を除く。）。

十六 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関する事。

十七 非常の場合に講ずべき処置に関する事。

十八 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置に関する事。

十九 「略」

二十 「号を削る。」

二十一 「号を削る。」

(6) 非常の場合に採るべき処置に関する事。

ハ 「同上」

七 「同上」

八 「同上」

九 管理区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関する事。

十 「号を加える。」

十一 「同上」

十二 「同上」

十三 加工施設の巡視及び検査並びにこれらに伴う処置に関する事。

十四 加工施設の施設定期自主検査に関する事。

十五 核燃料物質の受渡し、運搬、貯蔵その他の取扱いに関する事（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合及び加工設備本体を通常の方法により操作した後核燃料物質が回収されることなく滞留している場合を除く。）。

十六 放射性廃棄物の廃棄に関する事。

十七 非常の場合に採るべき処置に関する事。

十八 「号を加える。」

十九 「同上」

二十 重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する事（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合及び加工設備本体を通常の方法により操作した後核燃料物質が回収されることなく滞留している場合を除く。）。

二十一 大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する事（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合及び加工設備本体を通常の方法により操作



十八 ~~〔本略〕~~

十九 加工施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関するを含む。）。

二十 ~~〔略〕~~

二十一 ~~〔略〕~~

二十二 ~~〔略〕~~

二十三 ~~〔略〕~~

三・四 ~~〔略〕~~

第八条の二及び第八条の三 削除

した後に核燃料物質が回収されることなく滞留している場合を除く。）。

二十一 ~~〔同上〕~~

〔号を加える。〕

二十二 ~~〔同上〕~~

二十三 ~~〔同上〕~~

二十四 ~~〔同上〕~~

二十五 ~~〔同上〕~~

三・四 ~~〔同上〕~~

（保安規定の遵守状況の検査）

第八条の二 法第二十二條第五項の規定による検査は、毎年四回行うものとする。ただし、法第二十二條の八第二項の認可を受けた場合にあつては、廃止措置の実施状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

2 法第二十二條第六項において準用する法第十二條第六項の原

子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り

二 帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査

三 従業者その他関係者に対する質問

四 核原料物質、核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

第八条の三 削除

（核物質防護規定の遵守状況の検査）

第九条の二 法第二十二條の六第二項において準用する法第十二條の二第五項の規定による検査は、毎年一回行うものとする。

2 法第二十二條の六第二項において準用する法第十二條の二第六

〔条を削る。〕

(核物質防護管理者の選任等)

第九条の二 「略」

(安全性の向上のための評価の実施時期)

第九条の三の二 法第二十二條の七の二第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、定期事業者検査が終了した日以降六月を超えない時期とする。ただし、加工施設の工事の後、定期事業者検査を行っていないものにあつては、その使用が開始された日以降六月を超えない時期とする。

(評価に係る調査及び分析並びに評定の方法)

第九条の三の五 法第二十二條の七の二第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 加工施設において予想される事故の発生及び拡大の防止(以下この号において「事故の発生防止等」という。)のための措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生防止等の効果に関する次に掲げる事項を確認すること。
  - イ 当該加工施設について、技術基準において設置すべきものと定められているものが設置されていること。

「ロ・ハ 略」

「二・三 略」

項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

- 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
- 二 帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査
- 三 従業者その他関係者に対する質問
- 四 特定核燃料物質その他の必要な試料の提出(試験のため必要な最小限度の量に限る。)をさせること。

(核物質防護管理者の選任等)

第九条の二の二 「同上」

(安全性の向上のための評価の実施時期)

第九条の三の二 法第二十二條の七の二第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、施設定期検査が終了した日以降六月を超えない時期とする。ただし、加工施設の工事の後、施設定期検査を受けていないものにあつては、その使用が開始された日以降六月を超えない時期とする。

(評価に係る調査及び分析並びに評定の方法)

第九条の三の五 「同上」

- 一 「同上」

イ 当該加工施設について、法第十六条の二第三項第二号の技術上の基準において設置すべきものと定められているものが設置されていること。

「ロ・ハ 同上」

「二・三 同上」

(廃止措置実施方針に定める事項)

第九条の四の二 法第二十二條の七の三第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

〔一〕九 略〕

十 廃止措置期間中に性能を維持すべき加工施設(第九条の五及び**第九条の十三**において「性能維持施設」という。) **第九条の五及び第十条第五号の性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間**

〔十一〕十二 略〕

十三 廃止措置に係る品質マネジメントシステム  
〔十四〕十五 略〕

(廃止措置計画の認可の申請)

第九条の五 法第二十二條の八第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

〔一〕四 略〕

五 ~~性能維持施設~~ ~~廃止措置期間中に性能を維持すべき加工施設~~ ~~以下この条及び第九条の十三において「性能維持施設」という。~~

六 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間

七 略〕

八 略〕

九 略〕

十 略〕

十一 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

(廃止措置実施方針に定める事項)

第九条の四の二 〔同上〕

〔一〕九 同上〕

十 廃止措置期間中に機能を維持すべき加工施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

〔十一〕十二 同上〕

十三 廃止措置に係る品質保証計画  
〔十四〕十五 同上〕

(廃止措置計画の認可の申請)

第九条の五 〔同上〕

〔一〕四 同上〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

五 〔同上〕

六 〔同上〕

七 〔同上〕

八 〔同上〕

〔号を加える。〕

〔同上〕

2 〔同上〕

〔一〇五 略〕

六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

〔七・八 略〕

九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

十 〔略〕

3 〔略〕

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第九条の六 法第二十二條の八第三項において読み替えて準用する法第十二條の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

〔一・二 略〕

三 変更に係る前条第一項第三号から第十一号までに掲げる事項

四 〔略〕

〔2・3 略〕

（廃止措置終了確認証）

第九条の十の二 原子力規制委員会は、原子力規制検査により、廃止措置の結果が前条各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、廃止措置終了確認証を交付する。

（旧加工事業者等に係る廃止措置対象施設についての定期事業者検査を要する場合の維持等）

第九条の十三 法第二十二條の九第四項の原子力規制委員会規則で定める場合（法第十六條の四及び第十六條の五の規定の適用に係る場合に限る。）は、廃止措置期間中対象施設に性能維持施設が存在する場合とする。

2 前項の場合において、法第十六條の四本文の規定は、性能維持

〔一〇五 同上〕

六 廃止措置期間中に機能を維持すべき加工施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

〔七・八 同上〕

九 品質保証計画に関する説明書

十 〔同上〕

3 〔同上〕

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第九条の六 法第二十二條の八第三項において準用する法第十二條の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

〔一・二 同上〕

三 変更に係る前条第一項第三号から第八号までに掲げる事項

四 〔同上〕

〔2・3 同上〕

〔条を加える。〕

（旧加工事業者等に係る廃止措置対象施設についての施設定期検査を要する場合）

第九条の十三 法第二十二條の九第四項の原子力規制委員会規則で定める場合は、同条第二項の認可を受けた廃止措置計画に係る廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在する場合（加工設備本体を通常の方法により操作した後核燃料物質が回収されることなく滞留している場合を除く。）とする。

〔項を加える。〕

施設に限り、適用されるものとする。

第3項 前項第一項の場合において、定期事業者検査は、性能維持施設について、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施領収書要領書を定めて行うものとする。「各号を削る。」

「条を削る。」

「条を削る。」

「条を削る。」

(電磁的記録媒体による手続)

第51条 次各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))に係る記録媒体をいう。別記様式第二において同じ。)及び別記様式第二の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

一 「略」

2 前項の場合においては、施設定期検査は、次各号に掲げる施設のうち、核燃料物質の取扱い又は貯蔵に係るものについて行うものとする。

- 一 貯蔵施設
- 二 廃棄施設
- 三 放射線管理施設
- 四 非常用設備

第11条から第14条まで 削除

(身分を示す証明書)

第15条 法第22条第六項において準用する法第12条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第二によるものとし、法第22条の六第二項において準用する法第12条の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第三によるものとし、法第68条第六項の身分を示す証明書は、別記様式第四によるものとする。

(人の出入り等の管理が行われている区域)

第16条 令別表第二の五の項の原子力規制委員会規則で定める区域は、第一条第二項第二号に規定する管理区域とする。

(電磁的記録媒体による手続)

第17条 次各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))に係る記録媒体をいう。以下同じ。)及び別記様式第五の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

一 「同上」

<p>二 第九条の二第二項の書類</p> <p>三 <del>「略」</del>前条第一項の報告書</p> <p>〔様式を削る。〕</p> <p>〔様式を削る。〕</p> <p>〔様式を削る。〕</p> <p><b>別記様式第2</b> (第11条関係) [略]</p>	<p>二 第九条の二の二第二項の書類</p> <p>三 <del>「同上」</del>第十条第一項の報告書</p> <p><b>別記様式第2</b> (第15条関係) [略]</p> <p><b>別記様式第3</b> (第15条関係) [略]</p> <p><b>別記様式第4</b> (第15条関係) [略]</p> <p><b>別記様式第5</b> (第17条関係) [同上]</p>
---	--

別表第六 核原料物質の使用に関する規則の一部改正に関する表

改正後		改正前	
<p>(記録)</p> <p>第三条 法第五十七条の七第六項の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、<u>次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して</u><u>お</u>置かなければならない。</p>			
<p>記録事項</p> <p>「一・二略」</p> <p>三 核原料物質の使用施設の事故記録</p> <p>イ 事故の発生及び復旧の時</p> <p>「ロ〜ニ略」</p> <p>四 [略]</p>	<p>記録すべき場合</p> <p>[略]</p>	<p>保存期間</p> <p>[略]</p>	<p>(記録)</p> <p>第三条 <del>「中上」</del>法第五十七条の七第六項の規定による記録は、<u>工場又は事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置</u>かなければならない。</p>
<p>〔2〜7 略〕</p> <p>(電磁的方法による保存)</p> <p>第三条の二 法第五十七条の七第六項に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。第九条に</p>			
<p>記録事項</p> <p>「一・二同上略」</p> <p>三 [同上]</p> <p>イ 事故の発生及び復旧の時</p> <p>「ロ〜ニ同上」</p> <p>四 [同上]</p>	<p>記録すべき場合</p> <p>[同上]</p>	<p>保存期間</p> <p>[同上]</p>	<p>〔2〜7 同上〕</p> <p>(電磁的方法による保存)</p> <p>第三条の二 法第五十七条の七第六項に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)により</p>

おいて同じ。)により記録することにより作成し、保存することができる。

〔2・3 略〕

〔条を削る。〕

(電磁的記録媒体による手続)

第九条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))に係る記録媒体をいう。以下同じ。)及び別記様式第二の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

〔一・二 略〕

〔様式を削る。〕

**別記様式第2** (第9条関係) [略]

記録することにより作成し、保存することができる。

〔2・3 同上〕

(身分を示す証明書)

第九条 法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、別記様式第二によるものとする。

(電磁的記録媒体による手続)

第十条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))に係る記録媒体をいう。以下同じ。)及び別記様式第三の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

〔一・二 同上〕

**別記様式第2** (第9条関係) [略]

**別記様式第3** (第10条関係) [同上]



別表第七 使用済燃料の再処理の事業に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条 「略」</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〇七 略」</p> <p>八 「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二〇号。以下「品質管理基準規則」という。）第二条第二項第一号に規定する保安活動をいう。</p> <p>九 「品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。</p> <p>十 「廃止措置対象施設」とは、法第五十条の五第二項の認可を受けた廃止措置計画（同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に係る廃止措置の対象となる再処理施設をいう。</p> <p>十一 「設計想定事象」とは、次に掲げる事象であつて、再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十七号。次条第一項第二号ロ並びに第七号イ及びロにおいて「事業指定基準規則」という。）第一条第二項第四号に規定する安全機能を有する施設又は同項第六号に規定する重大事故等対処施設の設計において発生を想定しているものをいう。</p> <p>イ 自然現象</p> <p>ロ 再処理施設を設置する工場若しくは事業所内又はその周辺における再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一〇七 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>八 「廃止措置対象施設」とは、法第五十条の五第二項の認可を受けた廃止措置計画（法第五十条の五第三項において準用する法第十二条の六第三項又は同条第五項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）に係る廃止措置の対象となる再処理施設をいう。</p> <p>「号を加える。」</p>

ハ 再処理施設内における火災、溢水、化学薬品の漏えいその他の再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象

十二 「大規模損壊」とは、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる再処理施設の大規模な損壊をいう。

(再処理の事業の指定の申請)

第一条の二 法第四十四条第二項の再処理の事業の指定の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一 「略」

二 法第四十四条第二項第四号の再処理施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。

イ 「略」

ロ 再処理施設の一般構造

「(1) (5) 略」

(6) 耐津波構造（事業指定基準規則第八条に規定する基準津波に対して再処理施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。）

(7) 「略」

「ハ」リ 略」

「三」六七 略」

七 法第四十四条第二項第八号の再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項については、次に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載すること。

「イ」ハ 略」

「号を加える。」

(再処理の事業の指定の申請)

第一条の二 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

イ 「同上」

ロ 「同上」

「(1) (5) 同上」

(6) 耐津波構造（再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十七号。以下「事業指定基準規則」という。）第八条に規定する基準津波に対して再処理施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。）

(7) 「同上」

「ハ」リ 同上」

「三」六七 同上」

七 法第四十四条第二項第八号の再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項については、次に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ次に定める事項について記載すること。

「イ」ハ 同上」

八 法第四十四条第二項第九号の再処理施設の保安のための業務

に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を~~は~~ついで記載すること。

2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第二十六條第二項に規定する事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

「一〇九八 略」

九 再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

「略」

十一 「略」

十二 「略」

3 「略」

4 法第四十四条第一項の指定を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第十二号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第四十四条の三第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

（変更の許可の申請）

第一条の四 令第二十七條の変更の~~指定許可~~の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一 令第二十七條第三号の変更の内容については、法第四十四条第二項第三号の再処理能力の変更に係る場合にあつては一日当たり及び年間の最大再処理能力を再処理する使用済燃料の種類ごとに記載し、同項第四号の再処理施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては第一条の二第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第四十四条第二項第四号の再処理の方

「号を加える。」

2 「同上」

「一〇九八 同上」

「号を加える。」

九 「同上」

十一 「同上」

十二 「同上」

3 「同上」

4 法第四十四条第一項の指定を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第十一号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第四十四条の三第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

（変更の許可の申請）

第一条の四 「同上」

一 令第二十七條第三号の変更の内容については、法第四十四条第二項第三号の再処理能力の変更に係る場合にあつては一日当たり及び年間の最大再処理能力を、再処理する使用済燃料の種類ごとに記載し、同項第四号の再処理施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては第一条の二第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第四十四条第二項第四号の再処理の方

法の変更に係る場合にあつては第一条の二第一項第三号に掲げる区分によつて記載し、法第四十四条第二項第六号の使用済燃料から分離された核燃料物質の処分の方法の変更に係る場合に於ては処分する核燃料物質の種類ごとの売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法を記載し、同項第七号の再処理施設における放射線の管理に関する事項の変更に係る場合にあつては第一条の二第一項第六号に掲げる事項を記載し、法第四十四条第二項第八号の再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては第一条の二第一項第七号に掲げる事故の区分に応じそれぞれ同号イからハまでに掲げる事項を記載し、法第四十四条第二項第九号の再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては第一条の二第一項第八号に規定する事項を記載すると。

二 「略」

2 法第四十四条第二項第二号から第四号まで又は第七号から第九号までに掲げる事項の変更に係る令第二十七条の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

「一〜八 略」

九 変更後における再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

3 「略」

(設計及び工事の計画の認可を要しない工事等)

第一条の五 法第四十五条第一項の原子力規制委員会規則で定める工事は、変更の工事であつて、次条第一項第三号又は第五号に掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事とする。

2 法第四十五条第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、当該機器の

方法の変更に係る場合にあつては第一条の二第一項第三号に掲げる区分によつて記載し、法第四十四条第二項第六号の使用済燃料から分離された核燃料物質の処分の方法の変更に係る場合に於ては処分する核燃料物質の種類ごとの売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法を記載し、同項第七号の再処理施設における放射線の管理に関する事項の変更に係る場合にあつては第一条の二第一項第六号に掲げる事項を記載し、法第四十四条第二項第八号の再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては第一条の二第一項第七号に掲げる事故の区分に応じそれぞれ同号イからハまでに定める事項を記載すると。

二 「同上」

2 法第四十四条第二項第二号から第四号まで、第七号又は第八号に掲げる事項の変更に係る前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

「一〜八 同上」

「号を加える。」

3 「同上」

「条を加える。」

相互の間隔を法第四十四条第一項の指定又は法第四十四条の四第一項の許可を受けたところによる核的制限値である間隔より小さくしないものその他再処理施設の保全上支障のない変更とする。  
3 法第四十五条第五項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次条第一項第三号又は第五号に掲げる事項の変更を伴う場合以外の場合とする。

(設計及び工事の計画の認可の申請)

第二条 法第四十五条第一項の規定により、再処理施設に関する設計及び工事の計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 四 一 三 略
- 四 工事工程表
- 五 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

- 「号の細分を削る。」
- 「号の細分を削る。」
- 「号の細分を削る。」
- 「号の細分を削る。」
- 「号の細分を削る。」
- 「号の細分を削る。」
- 六 「略」

2 前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の計画が法第四十四条第一項の指定若しくは法第四十四条の四第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事の計画が法第四十六条の二の技術上の基準(以下この項、次条第二項第二号、第七条の九第二項、第七条の十第二項、第十一条

(設計及び工事の方法の認可の申請)

第二条 法第四十五条第一項の規定により、再処理施設に関する設計及び工事の方法(第七条の二に規定する再処理施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条及び次条において同じ。)について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 「一 三 同上」
- 「号を加える。」
- 四 設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織(以下「設計及び工事に係る品質管理の方法等」という。)に関する次の事項
  - イ 品質保証の実施に係る組織
  - ロ 保安活動の計画
  - ハ 保安活動の実施
  - ニ 保安活動の評価
  - ホ 保安活動の改善
- 五 「同上」

2 前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の方法が法第四十五条第三項第二号の技術上の基準(以下この条及び次条において「設計及び工事の方法の技術上の基準」という。)に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事



第一項第一号及び第十九条の三の五第一号イにおいて「技術基準

「という。）に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

3 設計及び工事の計画の全部につき一時に法第四十五条第一項の規定による認可を申請することができないときは、その理由を付し、分割して認可を申請することができる。

4 「略」

(変更の認可の申請)

第三条 法第四十五条第二項の規定により、認可を受けた再処理施設に関する設計及び工事の計画について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一 三 略」

四 変更に係る前条第一項第四号に掲げる工事工程表

五 変更に係る前条第一項第五号に掲げる設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

六 「略」

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 変更に係る設計及び工事の計画が法第四十四条第一項の指定若しくは法第四十四条の四第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類

二 変更に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類

に係る品質管理の方法等が同項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

3 設計及び工事の方法の全部につき一時に法第四十五条第一項の規定による認可を申請することができないときは、その理由を付し、分割して認可を申請することができる。

4 「同上」

(変更の認可の申請)

第三条 法第四十五条第二項の規定により、認可を受けた再処理施設に関する設計及び工事の方法について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一 三 同上」

「号を加える。」

四 変更に係る前条第一項第四号に掲げる設計及び工事に係る品質管理の方法等

五 「同上」

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に原子力規制委員会に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略することができる。

「号を加える。」

一 変更に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類

「号を削る。」

3 「略」

(設計及び工事の計画に係る軽微な変更の届出)

第四条 法第四十五条第五項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 変更に係る再処理施設の概要
  - 三 法第四十五条第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号
  - 四 変更の内容
  - 五 変更の理由
- 2 前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

(使用前事業者検査の実施)

第四条の二 使用前事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法
  - 二 機能及び性能を確認するために十分な方法
  - 三 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを確認するために十分な方法
- 2 使用前事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

(使用前事業者検査の記録)

第四条の三 使用前事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 二 変更に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が法第四十五条第三項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類

3 「同上」

(設計及び工事の方法に係る軽微な変更)

第四条 法第四十五条第二項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、当該機器の相互の間隔を申請書等(法第四十四条第一項の指定又は法第四十四条の四第一項の変更の許可に係る申請書及び法第六十二条の二第一項の規定により指定又は許可の際に付された条件を記載した書類をいう。)に核的制限値として記載された間隔より小さくしないものその他再処理施設の保全上支障のない変更とする。

「条を加える。」

「条を加える。」

- 一 検査年月日
  - 二 検査の対象
  - 三 検査の方法
  - 四 検査の結果
  - 五 検査を行った者の氏名
  - 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
  - 七 検査の実施に係る組織
  - 八 検査の実施に係る工程管理
  - 九 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
  - 十 検査記録の管理に関する事項
  - 十一 検査に係る教育訓練に関する事項
- 2 使用前事業者検査の結果の記録は、当該使用前事業者検査に係る再処理施設の存続する期間保存するものとする。

(溶接に係る使用前事業者検査を行った旨の表示)

**第四条の四** 再処理施設の技術基準に関する規則(令和 年原子力規制委員会規則第 号。以下この条及び第十九条の五第一項第六号において「技術基準規則」という。)第十七条第一項又は第三十七条第一項に規定する容器等再処理施設に係る容器若しくは管(以下この条において単に「容器等」という。)であつて、技術基準規則第十七条第一項第三号又は第三十七条第一項第二号に規定する主要な溶接部を有する溶接をするもの又は溶接をした容器等であつて輸入したものを設置する再処理事業者は、当該容器等であつて溶接をするもの又は溶接をした容器等であつて輸入したものに係る使用前事業者検査を終了したときは、当該容器等であつて溶接をするもの又は溶接をした容器等であつて輸入したものに使用前事業者検査を行ったことを示す記号その他表示を付するものとする。

「条を加える。」



(使用前確認の申請)

第五条 法第四十六条第三項の確認(以下「使用前確認」という。)

〔を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。〕

一 「略」  
二 再処理施設の設置又は変更の工事に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三 「号を削る。」

四 申請に係る再処理施設の概要

五 法第四十五条第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号

六 使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所

七 「略」

再処理施設を核燃料物質等を用いた試験のために使用するとき又は再処理施設の一部が完成した場合であつてその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあつては、その使用の期間及び方法は、その使用の期間及び方法は、前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

一 工事の工程

二 前号の工程における放射線管理(改造又は修理の工事に関するものに限る。)

三 第十一条第一項の施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器

四 前項第七号の特別の理由があるときにあつては、その理由を記載した書類

3 第一項の申請書又は前項各号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。

4 第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本一通とする

(使用前検査の申請)

第五条 法第四十六条第一項の検査(以下「使用前検査」という。)

〔を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。〕

一 「同上」

二 再処理施設を設置する工場又は事業所(再処理施設の変更の場合にあつては、当該変更に係る工場又は事業所)の名称及び所在地

三 工事工程表

四 「号を加える。」

五 「号を加える。」

六 検査を受けようとする事項、期日及び場所

七 「同上」

八 「号を加える。」

九 「項を加える。」

2 前項の申請書に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

3 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本

。

〔使用前確認を要しない場合〕

第六條 法第四十六條第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 再処理施設を核燃料物質等を用いた試験のために使用する場合であつて、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。
- 二 前号に規定する場合以外の再処理施設を試験のために使用する場合
- 三 再処理施設の一部が完成した場合であつて、その完成した部分を使用しなければならぬ特別の理由がある場合（前二号に掲げる場合を除く。）において、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。
- 四 再処理施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前確認を受けないで使用する事ができる旨を指示した場合
- 五 再処理施設の変更の工事であつて、第二条第一項第三号~~又は~~第五号に掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事の場合

〔条を削る。〕

〔条を削る。〕

〔条を削る。〕

一通とする。

〔使用前検査の実施〕

第六條 使用前検査は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。

- 一 放射線遮蔽材又は特に気密、水密若しくは耐食を要する材料若しくは部品に関する事項 化学分析試験、非破壊試験、機械試験、耐圧試験又は漏えい試験を行うときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。
- 二 使用済燃料の受入施設若しくは貯蔵施設、再処理設備本体、製品貯蔵施設又は放射性廃棄物の廃棄施設の組立てに関する事項 それぞれの施設の主要な部分の寸法の測定ができるとき又は非破壊試験、機械試験、耐圧試験若しくは漏えい試験を行うとき。
- 三 計測制御系統施設、放射線管理施設又はその他の再処理施設の組立てに関する事項 それぞれの施設が完成したとき。
- 四 再処理施設の性能に関する事項 再処理施設の最大再処理能力で試験運転を行うときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。

第六條の二 削除

第六條の三 削除

〔使用前検査実施要領書〕

第六條の四 原子力規制委員会は、第五条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第六條各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

(使用前確認証)

第七条 原子力規制委員会は、原子力規制検査により、第五条の規定による申請に係る再処理施設が法第四十六条第二項各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、使用前確認証を交付する。

第七条の二から第七条の七の二まで 削除

(使用前検査合格証)

第七条 原子力規制委員会は、使用前検査に合格したと認めるときは、使用前検査合格証を交付する。

(溶接検査を受ける再処理施設)

第七条の二 法第四十六条の二第一項の原子力規制委員会規則で定める再処理施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 プルトニウム又はプルトニウム化合物を含む液体状又は気体状の物質を内包する容器又は管であつて、次のいずれかに該当するもの
- イ その内包するプルトニウムの放射能濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）以上のもの
- ロ その内包するプルトニウムの放射能濃度が三十七マイクロボケレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七ベケレル毎立方センチメートル）以上の容器（イに規定するものを除く。）であつて、最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のもの又は内容積が〇・〇四立方メートルを超えるもの
- ハ その内包するプルトニウムの放射能濃度が三十七マイクロボケレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七ベケレル毎立方センチメートル）以上の管（イに規定するものを除く。）であつて、外径六十一ミリメートル（最高使用圧力が九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル）を超えるもの（放射性物質の閉じ込め区域内にあつて内部の圧力が外部の圧力より低く維持されているダクトを除く。）

- 
- 二 ウラン又はウランの化合物を含む液体状の物質を内包する容器（前号に規定するものを除く。）であつて、その内包するウランの量が五百キログラム以上のもの
- 三 放射性物質を含む液体状又は気体状の物質を内包する容器又は管（前二号に規定するものを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの
- イ その内包する放射性物質の濃度が三十七ベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七メガベクレル毎立方センチメートル）以上のもの
- ロ その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）以上の容器（イに規定するものを除く。）であつて、最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のもの又は内容積が〇・〇四立方メートルを超えるもの
- ハ その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）以上の管（イに規定するものを除く。）であつて、外径六十一ミリメートル（最高使用圧力が九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル）を超えるもの（放射性物質の閉じ込め区域内にあつて内部の圧力が外部の圧力より低く維持されているダクトを除く。）
- 四 使用済燃料の溶解槽の非常用冷却水系統設備その他安全装置として使用される設備に属する容器又は管のうち、セル内に設置されるもの
- 五 プルトニウムの放射能濃度が三十七キロベクレル毎立方センチメートル以上の液体状の物質又は放射性物質の濃度が三十七メガベクレル毎立方センチメートル以上の液体状の物質を内包する容器又は管からの漏えいの拡大を防止するために設置されるドリフトレイその他の容器
-

- 六 胴の外径が百五十ミリメートル以上の容器又は外径百五十ミリメートル以上の管（前各号に規定する容器又は管を除く。）であつて、放射性物質を含む液体状若しくは気体状の物質を内包し、又は非常用電源設備その他の安全上重要な施設に属するものうち、次に定める圧力以上の圧力を加えられる部分（以下「耐圧部分」という。）について溶接をするもの
- イ 液体用の容器又は管であつて、最高使用温度がその液体の沸点未満のものについては、最高使用圧力千九百六十キロパスカル
- ロ イに規定する容器以外の容器については、最高使用圧力九十八キロパスカル
- ハ イに規定する管以外の管については、最高使用圧力九百八十キロパスカル（長手継手の部分にあつては、四百九十キロパスカル）

（溶接検査の申請）

第七条の三 法第四十六条の二第一項の規定により再処理施設の溶接について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度
  - 三 溶接施工場の名称及び所在地
  - 四 溶接工程表
  - 五 検査を受けようとする事項、期日及び場所
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 溶接設備の種類及び容量、溶接部の設計及び溶接施行法（以下「溶接施行方法」という。）並びに溶接を行う者の氏名を記載した溶接明細書
- 二 検査を受けようとする容器又は管の構造図
- 三 溶接部の設計図
- 3 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。
- 4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

（溶接検査の実施）

第七条の四 法第四十六条の二第一項の検査は、次の各号に掲げる工程ごとに行う。

- 一 溶接作業を行うとき（第七条の二第六号に規定する容器又は管についての漏止め溶接に係る場合及び溶接作業の標準化、溶接に使用する材料の規格化等の状況により、原子力規制委員会が支障がないものとしてこの工程における検査を受けないで使用することを承認した場合を除く。）。
- 二 法第四十六条の二第三項第二号に規定する技術上の基準（以下「溶接の技術基準」という。）により非破壊試験を必要とする溶接部については、非破壊試験を行うことができる状態になったとき。
- 三 溶接の技術基準により機械試験を必要とする突合せ溶接部については、機械試験を行うことができる状態になったとき。
- 四 耐圧試験又は漏えい試験を行うことができる状態になったとき（第七条の二第六号に規定する容器又は管についての漏止め溶接に係る場合を除く。）。

（溶接検査を要しない場合）

第七条の五 法第四十六条の二第一項ただし書の原子力規制委員

会規則で定める場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 第一条の二第一項第二号に規定する再処理設備の附属施設のうち的主要な試験施設に属する容器又は管であつて、セル、グローブボックスその他の気密設備の内部に設置されるものについて、原子力規制委員会があらかじめ支障がないものとして溶接検査を受けないで使用することを承認した場合
- 二 漏止め溶接のみをした第七条の二第六号に規定する容器又は管（耐圧部分についてその溶接のみを新たにするものを含む。）を使用する場合

（溶接の方法の認可）

第七条の六 法第四十六条の二第二項の認可を受けようとする者は、溶接施行工場ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 溶接施行工場の名称及び所在地
  - 三 溶接設備の種類及び容量
  - 四 溶接施行方法の種類
  - 五 溶接を行う者の氏名及びその者が行う溶接施行方法の範囲
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項について説明した書類を添付しなければならない。
- 一 溶接設備
  - 二 溶接施行方法
  - 三 溶接を行う者の知識及び技能
- 3 原子力規制委員会は、第一項の認可の申請に係る溶接の方法が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。
- 一 溶接設備の種類及び容量が申請に係る溶接施行方法による溶接を行うのに適切であること。
  - 二 溶接施行方法が溶接部の強度及び耐食性を確保するのに適

切であること。

三 溶接を行う者がその行おうとする溶接施行方法による溶接について相当の知識及び技能を有すること。

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(輸入品の溶接検査)

第七条の七 法第四十六条の二第四項の規定により溶接をした再処理施設であつて輸入したものの当該溶接について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原

子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度

三 溶接施行工場の名称及び所在地

四 検査を受けようとする事項、期日及び場所

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 溶接の方法に関する説明書

二 検査を受けようとする容器又は管の構造図

三 溶接部の設計図

四 溶接（第七条の二第六号に規定する容器又は管についての漏止め溶接を除く。）についての材料試験、開先試験、溶接作業試験、非破壊試験（第七条の四第二号に規定する溶接部に関するものに限る。）、機械試験（同条第三号に規定する溶接部に関するものに限る。）及び耐圧試験又は漏えい試験の結果に関する資料並びに溶接後熱処理の方法に関する説明書

3 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。



「条を削る。」

(廃止措置中の再処理施設の維持)

第七条の八 法第四十六条の二ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に第十九条の四の二第十号第一項第五号の性能維持施設が存在する場合とする。この場合において、法第四十六条の二本文の規定は、同号の性能維持施設に限り、適用されるものとする。

(定期事業者検査の実施時期)

第七条の九 定期事業者検査は、再処理施設について、定期事業者検査が終了した日以降十二月を超えない時期(判定期間が十三日以上であるものとして原子力規制委員会が別に指定した場合は、その指定した時期)ごとに行うものとする。ただし、再処理施設

4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

(溶接検査実施要領書)

第七条の七の二 原子力規制委員会は、第七条の三第一項の申請書の提出を受けた場合には、第七条の四各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

2 原子力規制委員会は、前条第一項の申請書の提出を受けた場合には、法第四十六条の二第四項に規定する検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

(溶接検査合格証等)

第七条の八 原子力規制委員会は、法第四十六条の二第一項又は第四項の検査を行い、合格と認めるときは、溶接検査合格証を交付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。

(廃止措置中の再処理施設の維持)

第七条の八の二 法第四十六条の二の二ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設であつて第十九条の五第一項第五号の性能維持施設が存在する場合とする。この場合において、法第四十六条の二の二本文の規定は、第十九条の五第一項第五号の性能維持施設に限り適用されるものとする。

(施設定期検査を受ける再処理施設)

第七条の九 令第二十八条の原子力規制委員会規則で定める再処理施設は、次の各号に掲げるとおりとする。  
一 動力装置及び非常用動力装置  
二 給水施設及び蒸気供給施設

の設置の工事の後の初回の定期事業者検査については、その使用が開始された日以降十二月を超えない時期に行うものとする。

2 前項の判定期間は、原子力規制検査において、再処理施設（当該再処理施設を構成する機械又は器具であつて、第一号及び第二号のいずれにも該当し、かつ、第三号に該当しないものに限る。）が次条第二項の一定の期間を満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持することが確認された場合における当該期間（機械又は器具ごとにその期間が異なる場合には、そのうち最も短い期間）とする。

一 次条第一項各号第一号及び第二号並びに第二項に規定する方法による定期事業者検査を行うべきもの  
二 定期事業者検査の都度、技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずる必要があるもの  
三 次のいずれかに掲げるもの

イ 計測装置であつてその台数について冗長性をもつて設置されているもの、ポンプ又はフィルターであつて予備のものが設置されているものその他機械又は器具であつて再処理施設の使用時において技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずることが可能であるもの

ロ 再処理施設の使用時にその機械又は器具を検査することにより再処理施設の保安の確保に支障を来さないもの

3 再処理施設についての次条第七条の第一項各号第一号及び第二号並びに第二項に規定する方法による定期事業者検査であつて、当該定期事業者検査を行うことにより再処理施設の使用時における再処理施設の保安の確保に支障を来さないものにあつては、第一項の規定にかかわらず、同項に掲げる規定する時期よりも前の時期に行うことができる。

4 次に掲げる場合にあつては、第一項の規定にかかわらず、原子力規制委員会が定める時期に定期事業者検査を行うものとする。  
一 使用の状況から第一項に規定する時期に定期事業者検査を行う必要があると認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を

三 主要な試験施設

行うべき時期を定めて承認したとき。

二 災害その他非常の場合において、第一項に規定する時期に定期事業者検査を行うことが著しく困難であると認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

5 前項各号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 再処理施設を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

三 直近の定期事業者検査が終了した年月日

四 定期事業者検査開始希望年月日及びその理由

6 前項の申請書には、申請に係る再処理施設の使用の状況を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が第四項第二号の承認に係る場合には、当該書類を添付することを要しない。

7 第五項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(定期事業者検査の実施)

第七条の十 定期事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法

二 試験操作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法

2 前項に規定するもののほか、定期事業者検査は、一定の期間を設定し、当該再処理施設がその期間が満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。

3 前項の一定の期間は、次に掲げる事項を考慮して設定しなければならない。

(施設定期検査の申請)

第七条の十 法第四十六条の二の三第一項の検査（以下「施設定期検査」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 再処理施設を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

三 検査を受けようとする事項及び期日

2 前項の申請書に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

3 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

- 一 再処理施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向
- 二 再処理施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果
- 三 再処理施設に類似する機械又は器具の使用実績（当該再処理施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。）
- 四 第二項の一定の期間は、十二月以上としなければならない。
- 五 第二項の一定の期間は、定期事業者検査を開始する日の三月前までに設定しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、同項の一定の期間を短縮する場合については、この限りでない。
- 六 定期事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

（定期事業者検査の記録）

第七条の十一 定期事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 検査年月日
- 二 検査の対象
- 三 検査の方法
- 四 検査の結果
- 五 検査を行った者の氏名
- 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
- 七 検査の実施に係る組織
- 八 検査の実施に係る工程管理
- 九 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
- 十 検査記録の管理に関する事項
- 十一 検査に係る教育訓練に関する事項

「条を加える。」

2 定期事業者検査の結果の記録は、その再処理施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

(廃止措置中において定期事業者検査を要する場合)

第七条の十二 法第四十六条の二の二第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に第十九条の四の二第十号第十九条の五第十項第五号の性能維持施設が存在する場合とする。

「項を削る。」

(定期事業者検査の報告)

第七条の十二の二 法第四十六条の二の二第三項の原子力規制委員会規則で定めるときは、定期事業者検査(第七条の九第三項の規定を適用して行うものを除く。)を開始しようとするときとする。

(廃止措置中の施設定期検査)

第七条の十の二 法第四十六条の二の三第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設であつて、第十九条の五第一項第五号の性能維持施設が存在する場合とする。

2|| 前項の場合においては、第十九条の五第一項第五号の性能維持施設について、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる時期に施設定期検査を行うものとする。

区分	施設定期検査を受けるべき時期
一 次号に掲げる以外のもの	直近の施設定期検査が終了した日以降一年を超えない時期(原子力規制委員会が別に指定した場合は、その指定した時期)
二 第十九条の五第一項第十一号の特定再処理施設に該当するもの	法第五十条の五第二項の認可を受けた廃止措置計画に定める時期(原子力規制委員会が別に指定した場合は、その指定した時期)

「条を加える。」

- 2 法第四十六条の二の二第三項の報告を行おうとする者は、定期事業者検査が終了したときにあつては遅滞なく、前項に規定するときにあつては検査開始予定日の一月前まで（第七条の十第二項の一定の期間（以下この条において単に「一定の期間」という。）を定め、又は変更（一定の期間を短縮する場合を除く。）をした場合は三月前まで）に、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 再処理施設を設置した工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 検査の対象及び方法並びに期日
- 四 検査の実績又は予定の概要
- 3 第一項に規定するときににおける前項の報告書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。
- 一 定期事業者検査の計画
- 二 再処理施設及び第十一条第一項の施設管理（以下この項において単に「施設管理」という。）の重要度が高い系統について定量的に定める同項第三号の施設管理目標
- 三 第十一条第一項第四号の施設管理実施計画に係る次に掲げる事項
- イ 施設管理実施計画の始期（定期事業者検査を開始する日をいう。第十一条第一項第四号イにおいて同じ。）及び期間
- ロ 再処理施設の工事の方法及び時期
- ハ 再処理施設の点検、検査等（以下この号及び第十一条第一項第四号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期
- ニ 再処理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置
- 四 第七条の十第二項に規定する判定する方法に関すること（前項の一定の期間を含む。）。
- 五 前回の定期事業者検査において提出した前三号に掲げる事項

を説明する書類の内容に変更があつた場合にあつては、その変更の内容を説明する書類

六 前回の定期事業者検査において提出した第二号又は第三号に掲げる事項を説明する書類に記載された事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類

七 前回の定期事業者検査において提出した第四号に掲げる事項を説明する書類に記載された事項の内容（一定の期間に係るものに限る。）を変更したに変更があつた場合にあつては、第七条の十第三項各号に掲げる事項について記載した書類

4 前項第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類を提出しなければならない。

5 第三項第四号に掲げる事項のうち一定の期間を変更した場合にあつては、第七条の十第三項各号に掲げる事項について記載した書類を提出しなければならない。

6 第二項の報告書及び前二項の書類の提出部数は、正本一通とする。

「条を削る。」

「条を削る。」

（施設定期検査実施要領書）

第七条の十の三 原子力規制委員会は、第七条の十第一項の申請書の提出を受けた場合には、令第二十八条に規定する再処理施設の性能が法第四十六条の二の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査に關し、その検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

（施設定期検査合格証）

第七条の十一 原子力規制委員会は、施設定期検査に合格したと認めるときは、施設定期検査合格証を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、施設定期検査中に法第五十条の五第

「条を削る。」

(合併及び分割の認可の申請)

第七条の十四 法第四十六条の五第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）をして、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一、六 略」

七 再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

「一、六 略」

七 再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

八 「略」

3 「略」

(記録)

第八条 法第四十七条の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
------	---------	------

二項の認可を受けた場合には、当該施設定期検査は、その認可を受けた日に終了したものとみなす。

第七条の十二 削除

(合併及び分割の認可の申請)

第七条の十四 法第四十六条の五第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一、六 同上」

「号を加える。」

2 「同上」

「一、六 同上」

「号を加える。」

七 「同上」

3 「同上」

(記録)

第八条 法第四十七条の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して非置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
------	---------	------



<p>一 再処理施設の施設管理（第十一条第一項に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録</p>	<p>イ 使用前確認の結果</p>	<p>確認の都度</p>	<p>同一事項に関する次の確認のときまでの期間</p>
<p>ロ 第十一条第一項第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名</p>	<p>施設管理の実施の都度</p>	<p>施設管理を実施した再処理施設の解体又は廃棄をした後五年が経過するまでの期間</p>	
<p>ハ 第十一条第一項第五号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名</p>	<p>評価の都度</p>	<p>評価を実施した再処理施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間</p>	
<p>二 放射線管理記録</p> <p>イ 再処理設備（法第五十条の五第二項の認可を受けた</p>	<p>〔略〕 毎日 操作 中 一 回</p>	<p>〔略〕</p>	
<p>一 再処理施設の検査記録</p>	<p>イ 使用前検査の結果</p>	<p>検査の都度</p>	<p>同一事項に関する次の検査のときまでの期間</p>
<p>ロ 施設定期検査の結果</p>	<p>検査の都度</p>	<p>同一事項に関する次の検査のときまでの期間</p>	
<p>ハ 第十二条の規定による検査の結果</p>	<p>検査の都度</p>	<p>検査終了後五年が経過するまでの期間</p>	
<p>二 〔同上〕</p> <p>イ 再処理設備（法第五十条の五第二項の認可を受けた</p>	<p>〔同上〕 毎日 操作 中 一 回</p>	<p>〔同上〕</p>	

場合であつて、第十九条の  
第五項第五号第十九条の  
四の二第十号の性能維持施  
設に該当する部分が存在し  
ない場合を除く。）、  
核燃料物質の貯蔵施設（法  
第五十条の五第二項の認可  
を受け、全ての核燃料物質  
及び使用済燃料を廃止措置  
対象施設から搬出した場合  
を除く。）、放射性廃棄物  
の廃棄施設（同項の認可を  
受け、全ての使用済燃料を  
溶解した液体から核燃料物  
質その他の有用物質を分離  
した残りの液体及び特定廃  
液（使用済燃料を溶解した  
液体から核燃料物質その他  
の有用物質を分離した残り  
の液体（その放射能が三・  
七テラベクレル以上のもの  
に限る。）をいう。第十九  
条の五及び第十九条の十五  
において同じ。）をガラス  
により容器に固型化した物  
（以下この条及び第十九条  
の十五において「ガラス固  
化体」という。）を廃止措  
置対象施設から搬出した場  
合を除く。）等の放射線遮  
蔽物の側壁における線量当

。ただし、  
法第五十  
条の五第  
二項の認  
可を受け  
た場合に  
あつては  
、第十九  
条の四の  
二第十号  
の性能維  
持施設に  
該当する  
部分が存  
在する時  
きは、毎  
日一回と  
し、同号  
の性能維  
持施設に  
該当する  
部分が存  
在しない  
ときは、  
毎週一回  
とする。

場合であつて、第十九条の  
第五項第五号の性能維持  
施設に該当する部分が存在  
しないときを除く。）、核  
燃料物質の貯蔵施設（法第  
五十條の五第二項の認可を  
受け、全ての核燃料物質及  
び使用済燃料を廃止措置対  
象施設から搬出したときを  
除く。）、放射性廃棄物の  
廃棄施設（同項の認可を受  
け、全ての使用済燃料を溶  
解した液体から核燃料物質  
その他の有用物質を分離し  
た残りの液体及び特定廃液  
（使用済燃料を溶解した液  
体から核燃料物質その他の  
有用物質を分離した残りの  
液体（その放射能が三・七  
テラベクレル以上のものに  
限る。）をいう。第十二条  
の四、第十七条、第十九条  
の五及び第十九条の十五に  
おいて同じ。）をガラスに  
より容器に固型化した物（  
以下この条及び第十九条の  
十五において「ガラス固  
化体」という。）を廃止措  
置対象施設から搬出した時  
を除く。）等の放射線遮蔽  
物の側壁における線量当量

回。ただし  
、法第五  
十條の五  
第二項の  
認可を受け  
た場合に  
あつては  
、第十九  
條の第五  
項の性能  
維持施設  
に該当す  
る部分が  
存在する  
ときは、  
毎日一回  
とし、同  
号の性能  
維持施設  
に該当す  
る部分が  
存在しない  
ときは、  
毎週一回  
とする。

量率	「ロ」ヲ 略	三 操作記録（法第五十条の五第二項の認可を受け、 <u>第十九条の四の二第十号第十九条の五第十項第五号</u> の性能維持施設が存在しない再処理施設に係るものを除く。）	「イ」ホ 略	「削る。」
	「略」		「略」	
	「略」		「略」	
率	「ロ」ヲ 同上	三 操作記録（法第五十条の五第二項の認可を受け、 <u>第十九条の五第一項第五号</u> の性能維持施設が存在しない場合を除く。）	「イ」ホ 同上	四 保守記録
	「同上」		「同上」	イ 第十一条の規定による再処理施設の巡視及び点検の状況（法第五十条の五第二項の認可を受け、第十九条の五第一項第五号の性能維持施設が存在しない場合において、巡視の状況に限る。）並びにその担当者の氏名
	「同上」		「同上」	ロ 再処理施設の修理の状況及びその担当者の氏名
				修理の都度
				週一回とする。
				毎日一回。
				ただし、法
				第五十条の
				第五第二項の
				認可を受け
				、第十九条
				の五第一項
				第五号の性
				能維持施設
				が存在しな
				い場合は毎
				週一回とす
				一年間
				一年間

四   再処理施設の事故記録	イ 事故の発生及び復旧の日時	「ロ」ニ 略	五   「略」	六   「略」	七   品質管理基準規則第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）	「削る。」	八   「略」	
			「略」	「略」	「略」		「略」	
			「略」	「略」	「略」		「略」	
五   「同上」	イ 事故の発生及び復旧の時	「ロ」ニ 同上	六   「同上」	七   「同上」	八   第八条の三の品質保証計画に關しての文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）	九   第十六条の二の規定による再処理施設の定期的な評価の結果	イ 第十六条の二第一項第一号に掲げる評価の結果 ロ 第十六条の二第一項第二号に掲げる計画	十   「同上」
			「同上」	「同上」	「同上」		計画策定の都度	「同上」
			「同上」	「同上」	「同上」		第七項に定める期間	「同上」

九	略	略	略
十	略	略	略
十一	略	略	略

〔256 略〕

7 第一項の表第二号ホ、ル及びヲ、第四号、第九号並びに第十号の記録の保存期間は、法第五十条の五第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

(品質マネジメントシステム)

第八条の三 法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、法第四十四条第一項の指定又は法第四十四条の四第一項の許可を受けたところにより、品質マネジメントシステムに基づき保安活動(次条から第十六条までに規定する措置を含む。)の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメントシステムの改善を継続して行わなければならない。

〔条を削る。〕

十一	同上	同上	同上
十二	同上	同上	同上
十三	同上	同上	同上

〔256 同上〕

7 第一項の表第二号ホ、ル及びヲ、第五号、第九号、第十一号並びに第十二号の記録の保存期間は、法第五十条の五第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

(品質保証)

第八条の三 法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、保安規定に基づき品質保証計画を定め、これに基づき保安活動(第九条から第十六条の二までに規定する措置を含む。)の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質保証計画の改善を継続して行わなければならない。

(品質保証計画)

第八条の四 品質保証計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 品質保証の実施に係る組織に関する事項
- 二 保安活動の計画に関する事項
- 三 保安活動の実施に関する事項
- 四 保安活動の評価に関する事項
- 五 保安活動の改善に関する事項

(品質保証の実施に係る組織)

「条を削る。」

「条を削る。」

「条を削る。」

第八条の五 品質保証の実施に係る組織は次のとおりとする。

- 一 再処理事業者（法人にあつてはその代表者）によつて運営されていること。
- 二 品質保証に関する責任及び権限並びに業務が明確であること。
- 三 品質保証計画の策定、実施、評価及びその改善を継続的に行う仕組みを有していること。

（保安活動の計画）

第八条の六 品質保証計画における保安活動の計画に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 保安活動において産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格Q9000のプロセス及びその相互関係が明確にされていること。
- 二 保安活動の計画、実施、評価及び改善の各段階を踏まえて実施し、保安活動の改善を継続して行う仕組みとすること。
- 三 外部から物品又は役務を調達する場合には、その管理を適切に行う方法を定めること。
- 四 保安のための重要度に応じて、実施すべき内容を定めること。
- 五 保安活動に関する文書及び記録の適切な管理に関する手順を定めること。
- 六 保安活動を実施する者に対する必要な教育及び訓練の体系を定めること。

（保安活動の実施）

第八条の七 品質保証計画における保安活動の実施に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 保安活動を構成する個別の業務（以下「個別業務」という。）ごとに、次により行うこと。
- イ 個別業務の目標及び個別業務に関する要求事項を明確にし

、個別業務の実施計画（以下この条において「実施計画」という。）を策定すること。  
ロ 個別業務の実施は、実施計画に基づき行うこと。この場合において、当該計画が要求事項を満たしていることを適切な段階で確認すること。  
ハ 実施計画を変更する場合は、変更内容を適切に管理すること。

二 外部から物品又は役務を調達する場合は、実施計画に適切な調達の実施に必要な事項（当該物品又は役務の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）を取得し、他の再処理事業者と共有するために必要な措置に関するを含む。）及びこれが確実に守られるよう管理する方法を定めること。

三 個別業務が実施計画に定めた要求事項を満たしていることを確認するため、必要な検査及び試験を定めて行うこと。

四 保安のための重要度に応じて前号の検査及び試験を行う者を定めること。

五 要求事項に適合しない状態（以下「不適合」という。）が発生した場合は、これを適切に管理する方法を定めること。

#### （保安活動の評価）

第八条の八 品質保証計画における保安活動の評価に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一 保安活動の実施の状況について、必要な監視及び測定を計画的に行うこと。

二 保安活動が適切に行われていることを明確にするため、計画的に監査を行うこと。

三 前号の評価は、対象となる個別業務を実施した者以外の者により実施されること。

#### （保安活動の改善）

「条を削る。」

「条を削る。」

「条を削る。」

(再処理施設の施設管理)

第十一條 法第四十八條第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 再処理施設が法第四十四條第一項の指定又は法第四十四條の四第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針（以下この条において「施設管理方針」という。）を定めること。ただし、法第五十條の五第

第八條の九 品質保証計画における保安活動の改善に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 不適合に対する再発防止のために行う是正に関する処置に関する手順（第十九條の十六各号に掲げる事故故障等の事象その他が発生した根本的な原因を究明するために行う分析（以下「根本原因分析」という。）の手順を含む。）を確立して行うこと。
- 二 生じるおそれのある不適合を防止するための予防に関する処置に関する手順（根本原因分析の手順を含む。）を確立して行うこと。
- 三 予防に関する処置に当たっては、自らの再処理施設における保安活動の実施によつて得られた知見のみならず他の施設から得られた知見を適切に反映すること。
- 四 前條の評価結果を適切に反映すること。

(作業手順書等の遵守)

第八條の十 法第四十八條第一項の規定により、再処理事業者は、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書（以下「作業手順書等」という。）を定め、これらを遵守しなければならない。

(再処理施設の巡視及び点検)

第十一條 法第四十八條第一項の規定により、再処理事業者（法第五十條の五第二項の認可を受けた者を除く。）は、毎日一回以上、従業者に再処理施設について、巡視及び点検を行わせなければならない。

- 2 法第四十八條第一項の規定により、法第五十條の五第二項の認可を受けた再処理事業者は、毎日一回以上（第十九條の五第一項第五号の性能維持施設が存在しない場合は毎週一回以上）、従業者に再処理施設について巡視させ、第十九條の五第一項第五号の性能維持施設について点検を行わせなければならない。



二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二 前号ただし書の場合においては、法第五十条の五第二項の認可若しくは同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された~~第十九条の四の二第十号第十九条の五第十項第五号~~の性能維持施設に係る施設管理方針を定めること。

三 第一号又は前号の規定により定められた施設管理方針に従って達成すべき施設管理の目標（第一号の規定により定められた施設管理方針に係る施設管理の目標にあつては、再処理施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める目標を含む。以下この項において「施設管理目標」という。）を定めること。

四 施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下この項において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従つて施設管理を実施すること。

イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。

ロ 再処理施設の設計及び工事に関すること。

ハ 再処理施設の巡視（再処理施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。

ニ ~~再処理施設の点検・検査等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期（再処理施設の操作中及び操作停止中の区別を含む（法第五十条の五第二項の認可を受けたものを除く。））に関すること。~~

ホ 再処理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。

ヘ 再処理施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。

ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（品質管理基準規則第二条第二項第七号~~ロ~~に規定する未然防止処置を含む。）に関すること。

チ 再処理施設の施設管理に関する記録に関すること。

五 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること（次条第一項及び第二項に規定する措置を除く。）。

イ 施設管理方針及び施設管理目標にあつては、一定期間

ロ 施設管理実施計画にあつては、前号イに規定する期間

六 前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画に反映すること。

七 再処理施設の操作を相当期間停止する場合その他再処理施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該再処理施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。

2 再処理事業者は、次条第一項若しくは第二項の規定により長期施設管理方針を策定したとき又は同条第三項の規定により長期施設管理方針を変更したときは、これを前項第一号の規定により定められた施設管理方針に反映させなければならない。

（再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価）

第十一条の二 法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設の保全に関し、その事業を開始した日以後二十年を経過する日までに、経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、十年間に実施すべき当該再処理施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。ただし、動作する機能を有する機器及び構造物に関し、再処理施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所については、この限りでない。

2 前項の評価は、十年を超えない期間ごとに再評価を行い、この再評価の結果に基づき、次の十年間に実施すべき当該再処理施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。

3 再処理事業者は、前二項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果

「条を加える。」

に基づき、前二項の施設管理に関する方針（第十七条第一項第十七号において「長期施設管理方針」という。）を変更しなければならない。

4 前三項の規定は、法第五十条の五第二項の認可を受けた場合は適用しない。

（設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る再処理施設の保全に関する措置）

第十二条 法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に関して、法第四十四条第一項の指定又は法第四十四条の四第一項の許可を受けたところ（法第五十条の五第二項の認可を受けたものにあつては、当該認可を受けたところ）により、~~次号~~に掲げる再処理施設の保全に関する措置を講じなければならない。

一 次に掲げる事象の区分に応じてそれぞれ次に定める事項を含む再処理施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を定めるとともに、当該計画の実行に必要な要員を配置し、当該計画に従つて必要な活動を行わせること。

イ 再処理施設を設置した工場又は事業所における火災

(1) 再処理施設を設置した工場又は事業所における可燃物の管理に関すること。

(2) 消防吏員への通報に関すること。

(3) 消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。

ロ 重大事故等

(1) セル内において発生する臨界事故を防止するための対策に関すること。

(2) 使用済燃料から分離された物であつて液体状のもの又は液体状の放射性廃棄物を冷却する機能が喪失した場合にセル内において発生する蒸発乾固を防止するための対策に関すること。

（再処理施設の施設定期自主検査）

第十二条 法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、次の各号（法第五十条の五第二項の認可を受けた場合は第一号を除く。）に掲げる検査に関する措置を採らなければならない。

一 令第二十八条に規定する再処理施設（次号に規定するものを除く。）は、当該施設の性能が法第四十六条の二の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査を一年ごとに行うこと。

二 警報装置、非常用動力装置その他の非常用装置については、当該装置の各部分ごとの当該作動のための性能検査を一月ごとに、当該装置全体の当該作動のための総合検査を一年ごとに行うこと。

三 再処理施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器については、校正を一年ごとに行うこと。

2 法第五十条の五第二項の認可を受けた再処理事業者は、第十九条の五第一項第五号の性能維持施設の性能が維持されているかどうかについての検査を第七条の十の二の規定により定める施設定期検査を受けるべき時期ごとに行わなければならない。

- 
- (3) 放射線分解によつて発生する水素が再処理設備の内部に滞留することを防止する機能が喪失した場合にセル内において発生する水素による爆発を防止するための対策に関すること。
  - (4) (3)に掲げるもののほか、セル内において発生する有機溶媒その他の物質による火災又は爆発を防止するための対策に関すること。
  - (5) 使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する使用済燃料の著しい損傷を防止するための対策に関すること。
  - (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、放射性物質の漏えいを防止するための対策に関すること。
- ハ 大規模損壊
- (1) 大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。
  - (2) 使用済燃料貯蔵設備の水位を確保するための対策及び使用済燃料の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。
  - (3) 放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。
- 二 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における再処理施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練を定期に（重大事故等又は大規模損壊の発生時における措置に関する教育及び訓練にあつては、それぞれ毎年一回以上定期に）実施すること。
- 三 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における再処理施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホースその他の資機材を備え付けること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における再処理施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。
-

「条を削る。」

「条を削る。」

「条を削る。」

第十二条の二 削除

(初期消火活動のための体制の整備)

第十二条の三 法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設を設置した工場又は事業所において火災が発生した場合における消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火活動」という。)のための体制の整備に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 火災の発生を消防吏員に確実に通報するために必要な設備を設置すること。
- 二 初期消火活動を行うために必要な要員を配置すること。
- 三 初期消火活動を行うために必要な化学消防自動車、泡消火薬剤その他資機材を備え付けること。
- 四 前各号に掲げるもののほか、初期消火活動を行うために必要な体制を整備すること。
- 五 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

(重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備)

第十二条の四 法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設を設置した工場又は事業所において、重大事故等が発生した場合における再処理施設(法第五十条の五第二項の認可を受けたものであつて、廃止措置対象施設内に使用済燃料、核燃料物質及び特定廃液が存在しないものを除く。以下この条及び次条において同じ。)の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。
- 二 重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行

- 
- 行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）を配置すること。
- 三 対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。
- 四 重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。
- 五 重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを対策要員に守らせること。
- イ 重大事故等発生時におけるセル内において発生する臨界事故を防止するための対策に関すること。
- ロ 重大事故等発生時における使用済燃料から分離された物であつて液体状のもの又は液体状の放射性廃棄物を冷却する機能が喪失した場合にセル内において発生する蒸発乾固を防止するための対策に関すること。
- ハ 重大事故等発生時における放射線分解によつて発生する水素が再処理設備の内部に滞留することを防止する機能が喪失した場合にセル内において発生する水素による爆発を防止するための対策に関すること。
- ニ 重大事故等発生時におけるセル内において発生する有機溶媒その他の物質による火災又は爆発を防止するための対策に関すること（前号に掲げるものを除く。）。
- ホ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する使用済燃料の著しい損傷を防止するための対策に関すること。
- ヘ 重大事故等発生時における放射性物質の漏えいを防止するための対策に関すること（前各号に掲げるものを除く。）。
- 六 前各号に掲げるもののほか、重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。
-

「条を削る。」

七 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

（大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第十二条の五

法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は

、再処理施設を設置した工場又は事業所において、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる再処理施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）が発生した場合における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

二 大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。

三 大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。

四 大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。

五 大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを要員に守らせること。

イ 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。

ロ 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵設備の水位を確保するための対策及び使用済燃料の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。

ハ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。

(再処理設備の操作)

第十三条 法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、次の各号に掲げる再処理設備の操作に関する措置を講じなければならない。

「一・二」略

三 再処理設備の操作に必要な構成人員がそろつていないときでなければ操作を行わないこと。

四 再処理設備の通常の操作(再処理施設において計画的に行われる操作をいう。)を行うために必要な次の事項を定め、これを操作員その他の従業者に守らせること。

イ 操作の開始に先立つて確認すべき事項、操作に必要な事項及び操作の停止後に確認すべき事項

ロ 操作員その他の従業者が再処理設備の状態に応じて定期的  
に又は必要に応じて確認すべき事項並びにその確認の方法及び確認の時期実施頻度又は頻度時期に関する事項

ハ 警報の発報その他の異状があつた場合(次号の場合を除く)に操作員その他の従業者が講ずべき措置(次号の処置を除く。)に関する事項

五 非常の場合に講ずべき処置を定め、これを操作員その他の従業者に守らせること。

「号を削る。」

六 試験操作を行う場合には、その目的、方法、異常の際に講ずべき処置等を確認の上これを行わせること。

七 「略」

六 前各号に掲げるもののほか、大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

七 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

(再処理設備の操作)

第十三条 法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、次の各号に掲げる再処理設備の操作に関する措置を採らなければならない。

「一・二」同上

三 再処理設備の操作に必要な構成人員がそろつていないときでなければ操作を行わないこと。

四 操作開始に先立つて確認すべき事項、操作に必要な事項及び操作停止後に確認すべき事項を定め、これを操作員に守らせること。

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

五 非常の場合に採るべき処置を定め、これを操作員に守らせること。

六 換気設備、放射線測定器及び非常用設備は、常にこれらの機能を發揮できる状態に維持しておくこと。

七 試験操作を行う場合には、その目的、方法、異常の際に採るべき処置等を確認の上これを行わせること。

八 「同上」



(工場又は事業所において行われる運搬)

第十四条 法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

「一〇十 略」

「二・三 略」

4 再処理事業者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条の二まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を再処理施設を設置した工場又は事業所において運搬することができる。

(貯蔵)

第十五条 法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、次の各号に掲げる核燃料物質の貯蔵に関する措置を講じなければならない。

「一〇三 略」

四 使用済燃料は、冷却について必要な措置を講ずること。

「五・六 略」

(工場又は事業所内における廃棄)

第十六条 法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

「一〇四 略」

(工場又は事業所内の運搬)

第十四条 法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設を設置した工場又は事業所内の核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

「一〇十 同上」

「二・三 同上」

4 再処理事業者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条の二まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を再処理施設を設置した工場又は事業所内において運搬することができる。

(貯蔵)

第十五条 法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、次の各号に掲げる核燃料物質の貯蔵に関する措置を採らなければならない。

「一〇三 同上」

四 使用済燃料は、冷却について必要な措置を採ること。

「五・六 同上」

(工場又は事業所内の廃棄)

第十六条 法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

「一〇四 同上」

五 第三号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。

〔六・七 略〕

八 第六号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。

〔九・十 略〕

十一 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。

イ 「略」

ロ 当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれのある場合は、冷却について必要な措置を講ずること。

〔ハ・ニ 略〕

〔十二〜十四 略〕

第十六条の二 削除

五 第三号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を採ること。

〔六・七 同上〕

八 第六号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を採ること。

〔九・十 同上〕

十一 「同上」

イ 「同上」

ロ 当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれのある場合は、冷却について必要な措置を採ること。

〔ハ・ニ 同上〕

〔十二〜十四 同上〕

(再処理施設の定期的な評価)

第十六条の二 法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設の保全に関し、その事業を開始した日以降二十年を経過する日までに次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 経年変化に関する技術的な評価を行うこと。

二 前号の技術的な評価に基づき再処理施設の保全のために実施すべき措置に関する十年間の計画を策定すること。

2 前項の評価及び計画は、十年を超えない期間ごとに再評価を行わなければならない。

3 前二項の規定は、法第五十条の五第二項の認可を受けた場合は適用しない。

(保安規定)

第十七条 法第五十条第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 「略」

二 品質マネジメントシステムに関する事(品質管理基準規則

第五条第四号に規定する手順書等(次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。)の保安規定上の位置付けに関する事を含む。)

三 「略」

四 「略」

五 再処理施設の操作及び管理を行う者に対する保安教育に関する事であつて次に掲げるもの

イ 「略」

ロ 保安教育の内容に関する事であつて次に掲げるもの

(1) (4) 略

(5) 非常の場合に講ずべき処置に関する事。

ハ 「略」

六 再処理施設の操作に関する事であつて、次に掲げるもの

イ 再処理施設の操作を行う体制の整備に関する事。

ロ 再処理施設の操作に当たつて確認すべき事項及び操作に必要な事項

ハ 異状があつた場合の措置に関する事(第十四号に掲げるものを除く。)

ニ 再処理施設の操作の安全審査に関する事。

七 「略」

八 「略」

(保安規定)

第十七条 「同上」

一 「同上」

二 安全文化を醸成するための体制(経営責任者の関与を含む。)に関する事。

三 再処理施設の品質保証に関する事(根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関する事を含む。)

四 「同上」

五 「同上」

六 再処理施設の放射線業務従事者に対する保安教育に関する事であつて次に掲げるもの

イ 「同上」

ロ 「同上」

(1) (4) 同上

(5) 非常の場合に採るべき処置に関する事。

ハ 「同上」

七 保安上特に管理を必要とする設備の操作に関する事。

イ 「号の細分を加える。」

ロ 「号の細分を加える。」

ハ 「号の細分を加える。」

ニ 「号の細分を加える。」

七 「号の細分を加える。」

八 「同上」

九 「同上」

十 「同上」

再処理施設の操作に関する安全審査に関する事。

再処理施設の操作に関する安全審査に関する事。

再処理施設の操作に関する安全審査に関する事。

再処理施設の操作に関する安全審査に関する事。

九 略  
十 略

「号を削る。」

「号を削る。」

十一 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外に行う場合を含む。）に関する事

十二 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外に行う場合を含む。）に関する事

十三 略

十四 非常の場合に講ずべき処置に関する事

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

十五 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る再処理施設の保全に関する措置に関する事

十六 略

「号を削る。」

十七 再処理施設の施設管理に関する事（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関する事並びに経年劣化に係る技術的な評価に関する事及び長期施設管理方針を含む。）

十八 略

十九 不適合（品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定する不適合をいう。以下この号及び次項第二十二号において同じ。）が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関する事

二十 略

2 法第五十条の五第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められ

十一 同上  
十二 同上

十三 再処理施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関する事

十四 再処理施設の施設定期自主検査に関する事

十五 核燃料物質の受渡し、運搬、貯蔵その他の取扱いに関する事

十六 放射性廃棄物の廃棄に関する事

十七 同上

十八 非常の場合に採るべき処置に関する事

十九 初期消火活動のための体制の整備に関する事

二十 重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する事

二十一 大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する事

「号を加える。」

二十二 同上

二十三 再処理施設の定期的な評価に関する事

「号を加える。」

二十四 同上

二十五 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関する事

二十六 同上

2 「同上」

ている廃止措置を実施するため、法第五十条第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一 「略」  
「号を削る。」

二 品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関するを含む。）。

三 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関するを含む。）。

四 「略」

五 「略」

六 廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ 「略」

ロ ~~「略」~~保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの

「(1)～(5) 略」

(6) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。

ハ 「略」

七 再処理設備本体（回収可能核燃料物質（使用済燃料及び核燃料物質（再処理設備本体を通常の方法により操作した後に回収されることなく滞留することとなる使用済燃料及び核燃料物質を除く。）をいう。以下同じ。）を再処理設備本体から取り出していない場合にあつては、せん断処理施設）の操作の停止に関する恒久的な措置に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合及び再処理設備本体を通常の方法により操作した後に核燃料物質が回収されることなく滞留している

一 「同上」

二 安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

三 再処理施設の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関するを含む。）。

四 廃止措置の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関するを含む。）。

五 「同上」

六 「同上」

七 廃止措置の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ 「同上」

ロ 「同上」

「(1)～(5) 同上」

(6) 非常の場合に採るべき処置に関すること。

ハ 「同上」

八 再処理設備本体（回収可能核燃料物質（使用済燃料及び核燃料物質（再処理設備本体を通常の方法により操作した後に回収されることなく滞留することとなる使用済燃料及び核燃料物質を除く。）をいう。以下同じ。）を再処理設備本体から取り出していない場合にあつては、せん断処理施設）の操作の停止に関する恒久的な措置に関すること。

八 場合を除く。)

「号を削る。」

九 「略」

十 「略」

十一 「略」

十二 「略」

「号を削る。」

「号を削る。」

十三 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関する事

十四 放射性廃棄物の廃棄(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関する事

十五 「略」

十六 非常の場合に講ずべき処置に関する事

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

九 「同上」

再処理施設の操作に関する安全審査に関する事

十 「同上」

十一 「同上」

十二 「同上」

十三 「同上」

十四 「同上」

十五 再処理施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関する事

十六 再処理施設の施設定期自主検査に関する事

十七 核燃料物質の受渡し、運搬、貯蔵その他の取扱いに関する事

十八 放射性廃棄物の廃棄に関する事

十九 「同上」

二十 非常の場合に採るべき処置に関する事

二十一 廃止措置期間中における初期消火活動のための体制の整備に関する事

二十二 重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する事(廃止措置対象施設内に使用済燃料、核燃料物質及び特定廃液が存在しない場合を除く。)

二十三 大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する事(廃止措置対象施設内に使用済燃料、核燃料物質及び特定廃液が存在しない場合を除く。)

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

二十 再処理施設の施設管理に關すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に關することを含む。）。

二十一 「略」

二十二 「略」

二十三 廃止措置の管理に關すること。

二十四 「略」

三・四 略

「条を削る。」

「号を加える。」

二十六 「同上」

二十七 「同上」

二十八 廃止措置の管理（保守管理（再処理施設の保全のために

行う点検、試験、検査、補修、取替え、改造その他の必要な措置をいう。）を含む。）に關すること。

二十九 「同上」

三・四 同上

（保安規定の遵守状況の検査）

第十七条の二 法第五十条第五項の規定による検査は、毎年四回行うものとする。ただし、法第五十条の五第二項の認可を受けた場合は、廃止措置の実施状況に應じ、毎年四回以内行うものとする。

2 法第五十条第六項において準用する法第十二条第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り

二 帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査

三 従業者その他関係者に対する質問

四 核原料物質、核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物  
その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

### 第十七条の三 削除

（核物質防護規定の遵守状況の検査）

第十九条の二 法第五十条の三第二項において準用する法第十二条の二第五項の規定による検査は、毎年一回行うものとする。

2 法第五十条の三第二項において準用する法第十二条の二第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする

「条を削る。」

「条を削る。」

(核物質防護管理者の選任等)

第十九条の二 「略」

(安全性の向上のための評価の実施時期)

第十九条の三の二 法第五十条の四の二第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、定期事業者検査が終了した日以降六月を超えない時期とする。ただし、再処理施設の工事の後、定期事業者検査を行っていないものにあつては、その使用が開始された日以降六月を超えない時期とする。

(評価に係る調査及び分析並びに評定の方法)

第十九条の三の五 法第五十条の四の二第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 再処理施設において予想される事故の発生及び拡大の防止(以下この号において「事故の発生防止等」という。)のための措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生の防止等の効果に関する次に掲げる事項を確認すること。
- イ 当該再処理施設について、技術基準において設置すべきものと定められているものが設置されていること。

「ロ・ハ 略」  
「二・三 略」

- 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
- 二 帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査
- 三 従業者その他関係者に対する質問
- 四 特定核燃料物質その他の必要な試料の提出(試験のため必要な最小限度の量に限る。)をさせること。

(核物質防護管理者の選任等)

第十九条の二の二 「同上」

(安全性の向上のための評価の実施時期)

第十九条の三の二 法第五十条の四の二第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、施設定期検査が終了した日以降六月を超えない時期とする。ただし、再処理施設の工事の後、施設定期検査を受けていないものにあつては、その使用が開始された日以降六月を超えない時期とする。

(評価に係る調査及び分析並びに評定の方法)

第十九条の三の五 「同上」

- 一 「同上」

- イ 当該再処理施設について、法第四十五条第三項第二号の技術上の基準において設置すべきものと定められているものが設置されていること。

「ロ・ハ 同上」  
「二・三 同上」



(廃止措置実施方針に定める事項)  
第十九条の四の二 法第五十条の四の三第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

〔一〇九〕 略

十 廃止措置期間中に性能を維持すべき再処理施設(第十九条の五及び第十九条の十五において「性能維持施設」という。)及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

〔一一・一二〕 略

十三 廃止措置に係る品質マネジメントシステム  
〔十四・十五〕 略

(廃止措置計画の認可の申請)

第十九条の五 法第五十条の五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

〔一〇四〕 略

五 性能維持施設(廃止措置期間中に性能を維持すべき再処理施設(以下この条及び第十九条の十五において「性能維持施設」という。))

六 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期間並びに再処理施設の技術基準に関する規則(令和元年原子力委員会規則第●号)第二章及び第三章に定めるところにより難い特別の事情がある場合はその内容

〔七〇十〕 略

〔号を削る。〕

十一 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

(廃止措置実施方針に定める事項)  
第十九条の四の二 「同上」

〔一〇九〕 同上

十 第十九条の五第一項第五号の性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

〔一一・一二〕 同上

十三 廃止措置に係る品質保証計画  
〔十四・十五〕 同上

(廃止措置計画の認可の申請)

第十九条の五 「同上」

〔一〇四〕 同上

五 廃止措置期間中に性能を維持すべき再処理施設(以下この条において「性能維持施設」という。)

六 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期間並びに再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則(平成二十五年原子力委員会規則第二十九号)第二章及び第三章に定めるところにより難い特別の事情がある場合はその内容

〔七〇十〕 同上

十一 特定再処理施設(回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していない再処理施設及び特定廃液を廃液槽に保管廃棄している再処理施設をいう。第三項及び第十九条の八第二項において同じ。)にあつては、施設定期検査を受けるべき時期〔号を加える。〕

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

〔一〇八 略〕

九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

十 「略」

3 特定再処理施設（回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していない再処理施設及び特定廃液を廃液槽に保管廃棄している再処理施設をいう。第十九条の八第二項において同じ。）について法第五十条の五第二項の認可の申請をする場合には、当該申請に係る廃止措置計画に、第一項に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事項を定めなければならない。

〔一・二 略〕

〔4・5 略〕

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第十九条の六 法第五十条の五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

〔一〇四 略〕

2 「略」

3 前条第三項及び第四項の規定は、法第五十条の五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可の申請をする場合について準用する。

4 「略」

（廃止措置終了確認証）

第十九条の十の二 原子力規制委員会は、原子力規制検査により、廃止措置の結果が前条各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、廃止措置終了確認証を交付する。

2 「同上」

〔一〇八 同上〕

九 品質保証計画に関する説明書

十 「同上」

3 特定再処理施設について法第五十条の五第二項の認可の申請をする場合には、当該申請に係る廃止措置計画に、第一項に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事項を定めなければならない。

〔一・二 同上〕

〔4・5 同上〕

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第十九条の六 法第五十条の五第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

〔一〇四 同上〕

2 「同上」

3 前条第三項及び第四項の規定は、法第五十条の五第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可の申請をする場合について準用する。

4 「同上」

〔条を加える。〕

(旧再処理事業者等に係る廃止措置対象施設についての定期事業  
者検査を要する場合の維持等)

第十九条の十五 法第五十一条第四項において読み替えて準用する  
法第二十二條の九第四項の原子力規制委員会規則で定める場合(法  
第四十六條の二及び第四十六條の二の二の規定の適用に係る場  
合に限る。)は、廃止措置対象施設に性能維持施設が存在する場  
合とする。

「各号を削る。」

2|| 前項の場合において、法第四十六條の二本文の規定は、性能維  
持施設に限り、適用されるものとする。

3|| 前項第一項の場合において、定期事業者検査は、性能維持  
施設について、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要  
な事項を定めた検査実施要領書を定めて行うものとする。

「各号を削る。」

(旧再処理事業者等に係る廃止措置対象施設についての施設定期  
検査を要する場合)

第十九条の十五 法第五十一条第四項の規定により準用される法第  
二十二條の九第四項の原子力規制委員会規則で定める場合は、次  
の各号のいずれかに該当する場合とする。

一|| 法第五十一条第二項の認可を受けた廃止措置計画に係る廃止  
措置対象施設内に使用済燃料が存在している場合(再処理設備  
本体を通常の方法により操作した後に使用済燃料が回収される  
ことなく滞留している場合を除く。)

二|| 廃止措置対象施設内に存在している核燃料物質が臨界に達し  
、又は達するおそれがある場合(再処理設備本体を通常の方法  
により操作した後に核燃料物質が回収されることなく滞留して  
いる場合を除く。)

三|| 廃止措置対象施設内に特定廃液又はガラス固化体が存在して  
いる場合

「項を加える。」

2|| 前項の場合においては、施設定期検査は、次の各号に掲げる施  
設のうち使用済燃料、核燃料物質、使用済燃料を溶解した液体か  
ら核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体及びガラス  
固化体の取扱い又は貯蔵に係るものについて行うものとする。

- 一|| 使用済燃料の受入施設
- 二|| 製品貯蔵施設
- 三|| 計測制御系統施設
- 四|| 廃棄施設
- 五|| 放射線管理施設
- 六|| 動力装置及び非常用動力装置
- 七||

(届出書類の提出部数)

第二十一条の二 法第四十四条の四第二項、第四十五条第四項、第四十六条の三及び第四十六条の六第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

「条を削る。」

(届出書類等の提出部数)

第二十一条の二 法第四十四条の四第二項、法第四十六条の三又は法第四十六条の六第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は正本一通とする。

(身分を示す証明書)

第二十二條 法第五十条第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第二の二によるものとし、法第五十条の三第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第二の三によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、別記様式第三によるものとする。

(人の出入り等の管理が行われている区域)

第二十三條 令別表第二の五の項の原子力規制委員会規則で定める区域は、第一条第二項第二号に規定する管理区域とする。

(電磁的記録媒体による手続)

第二十二條 次各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。別記様式第三において同じ。）及び別記様式第三の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

- 一 〔略〕
- 二 第十九条の二第二項の書類
- 三 〔略〕

「様式を削る。」

(電磁的記録媒体による手続)

第二十四條 次各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）以下同じ。）に係る記録媒体をいう。）及び別記様式第四の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

- 一 〔同上〕
- 二 第十九条の二の二第二項の書類
- 三 〔同上〕

別記様式第2の2（第22条関係） 〔略〕

「様式を削る。」

「様式を削る。」

**別記様式第3** (第22条関係)

[略]

**別記様式第2の3** (第22条関係) [略]

**別記様式第3** (第22条関係) [略]

**別記様式第4** (第24条関係) [同上]

別表第八 核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〜四 略」</p> <p>五 「品質マネジメントシステム」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二〇号）第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。</p> <p>（保安のために必要な措置等）</p> <p>第二条 法第五十八条第一項の規定により、同項に規定する原子力事業者等（<u>以下の項、第五条の二及び第六条において単に「原子力事業者等」という。</u>）は、製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設等を設置した工場又は事業所（原子力船を含む。以下同じ。）の外において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 <del>放射性廃棄物は、第三号に規定する場合を除き、放射線障害防止の効果を持つた廃棄施設に廃棄すること。</del>「略」</p> <p>二 前号の規定により放射性廃棄物を廃棄する場合には、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>イ 当該廃棄施設における廃棄が可能な放射性廃棄物とするよう必要な処理を行うことその他の廃棄に関する措置について、品質マネジメントシステムを整備し、及び記録を保存するとともに、廃棄前に当該措置の実施状況を確認すること。</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>「一〜四 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>（保安のために必要な措置等）</p> <p>第二条 <del>第一条</del> 法第五十八条第一項の規定により、同項に規定する原子力事業者等（<u>第五条の二及び第六条において単に「原子力事業者等」という。</u>）は、製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設等を設置した工場又は事業所（原子力船を含む。以下同じ。）の外において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。</p> <p>一 <del>放射性廃棄物は、第三号に規定する場合を除き、放射線障害防止の効果を持つた廃棄施設に廃棄すること。</del>「同上」</p> <p>二 前号の規定により放射性廃棄物を廃棄する場合には、当該廃棄施設を設置した使用者等に、当該放射性廃棄物に関する記録の写しを交付すること。</p> <p>「号の細分を加える。」</p>

ロ 当該廃棄施設を設置した原子力事業者等に、当該放射性廃棄物に関する記録の写しを交付すること。

三 〔略〕放射性廃棄物を輸入した製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者又は使用者（法第十二条の七第一項に規定する旧製錬事業者等、法第二十二條の九第一項に規定する旧加工事業者等、法第四十三條の三の三第一項に規定する旧試験研究用等原子炉設置者等、法第四十三條の三の三十五第一項に規定する旧発電用原子炉設置者等、法第四十三條の二十八第一項に規定する旧再処理事業者等及び法第五十一條第一項に規定する旧再処理事業者等及び法第五十七條の六第一項に規定する旧使用者等を含む。）が当該放射性廃棄物（第五号イに規定する容器を含む。以下「輸入廃棄物」という。）を廃棄する場合には、次号から第七号までに掲げる保安のために必要な措置を講じて廃棄物管理設備（法第五十一條の二第三項第二号の廃棄物管理設備であつて核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第三十二條第一号に規定する管理のためのものをいう。以下同じ。）に廃棄すること。

四 前号の規定により放射性廃棄物を廃棄する場合には、廃棄に関する措置について、品質マネジメントシステムを整備し、及び記録を保存するとともに、廃棄前に当該措置の実施状況を確認すること。

五 〔略〕

六 〔略〕

七 〔略〕

八 〔略〕

2 〔略〕前項第六号の規定により書類に記載しなければならぬ事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識できない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示される

〔号の細分を加える。〕

三 〔同上〕放射性廃棄物を輸入した製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者又は使用者（法第十二條の七第一項に規定する旧製錬事業者等、法第二十二條の九第一項に規定する旧加工事業者等、法第四十三條の三の三第一項に規定する旧試験研究用等原子炉設置者等、法第四十三條の三の三十五第一項に規定する旧発電用原子炉設置者等、法第四十三條の二十八第一項に規定する旧再処理事業者等及び法第五十一條第一項に規定する旧再処理事業者等及び法第五十七條の六第一項に規定する旧使用者等を含む。）が当該放射性廃棄物（次号イに規定する容器を含む。以下「輸入廃棄物」という。）を廃棄する場合には、次号から第六号までに掲げる保安のために必要な措置を講じて廃棄物管理設備（法第五十一條の二第三項第二号の廃棄物管理設備であつて核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第三十二條第一号に規定する管理のためのものをいう。以下同じ。）に廃棄すること。

〔号を加える。〕

四 〔同上〕

五 〔同上〕

六 〔同上〕

七 〔同上〕

2 〔同上〕前項第五号の規定により書類に記載しなければならぬ事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識できない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示され



ことができるようにして交付されるときは、当該記録の交付をもつて同号に規定する当該事項が記載された書類の交付に代えることができる。

(確認の申請)

第三条 法第五十八条第二項の規定により廃棄に関する確認を受けようとする者は、別記様式による確認申請書に、次に掲げる書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一〇八 略」

九 放射性廃棄物の廃棄に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

2

「略」

「条を削る。」

(事業所外廃棄確認証)

第五条 原子力規制委員会は、法第二十一条に規定する原子力規制検査(法第六十四条の二第一項に規定する特定原子力施設にあつては、法第六十四条の三第七項の検査)により、第三条第一項の規定による申請に係る廃棄に関する措置が第二条第一項第三号から第八号まで及び第二項に規定する事項に適合していることについて確認をしたときは、事業所外廃棄確認証を交付する。

(事故故障等の報告)

第五条の二 法第六十二条の三の規定により、原子力事業者等は、工場又は事業所の外において放射性廃棄物を廃棄する場合であつて次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その

ることができるようにして交付されるときは、当該記録の交付をもつて同号に規定する当該事項が記載された書類の交付に代えることができる。

(確認の申請)

第三条 法第五十八条第二項の規定により廃棄に関する確認を受けようとする者は、別記様式第一による確認申請書に、次に掲げる書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一〇八 同上」

「号を加える。」

2

「同上」

(廃棄に関する確認実施要領書)

第三条の二 原子力規制委員会は、前条第一項の確認申請書の提出を受けた場合には、第二条第一項第三号から第七号まで及び同条第二項に規定する事項の確認の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る確認実施要領書を定めるものとする。

(確認証の交付)

第五条 原子力規制委員会は、法第五十八条第二項に規定する確認証をしたときは、確認証を交付する。

(事故故障等の報告)

第五条の二 「同上」



状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

- 一 「略」
- 二 廃棄に従事する者について、第二条第一項第八号の線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。
- 三 「略」

「条を削る。」

「条を削る。」

別記様式（第3条関係） 「略」

「様式を削る。」

- 一 「同上」
- 二 廃棄に従事する者について、第二条第一項第七号の線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。
- 三 「同上」

第七条 削除

（身分を示す証明書）

第八条 法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、別記様式第二によるものとする。

別記様式第1（第3条関係） 「同上」

別記様式第2（第8条関係） 「略」

別表第九 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>(定義)            第一条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〇七 略」</p> <p>八 放射線業務従事者 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年総理府・通商産業省令第一号）第一条第四号、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）第一条第二項第五号、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）第一条の二第二項第七号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第二条第二項第七号、船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年運輸省令第七十号）第二条第二項第七号、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第二百二十二号）第二条第二項第七号、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第一百十二号）第一条第二項第四号、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）第一条第二項第五号、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）第二条第二項第六号、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）第一条の二第二項第十一号、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）第一条第二項第五号又は核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府</p>	<p>(定義)            第一条 「同上」</p> <p>「一〇七 同上」</p> <p>八 放射線業務従事者 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年総理府・通商産業省令第一号）第一条第四号、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）第一条第二項第四号、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）第一条の二第二項第七号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第二条第二項第七号、船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年運輸省令第七十号）第二条第二項第七号、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第二百二十二号）第二条第二項第七号、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第一百十二号）第一条第二項第四号、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）第一条第二項第五号、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）第二条第二項第六号、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）第一条の二第二項第十一号、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）第一条第二項第五号又は核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府</p>

令第八十四号) 第一条第二项第四号に規定する放射線業務従事者をいう。

九 「略」

(核燃料物質等の運搬に係る品質管理等の措置)

第十七条の二 第三条から前条までに基づき講ずる措置については、品質管理の方法及びその実施に係る組織(以下「品質管理の方法等」という。)を整備し、及び記録を保存するとともに、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

(運搬に関する確認の申請)

第十九条 法第五十九条第二項の規定により、運搬に関する確認を受けようとする者は、令第四十八条の表第一号に該当する場合にあっては別記様式第一(簡易運搬に係る確認を受けようとする場合にあっては、別記様式第二)による確認申請書に次の各号に掲げる書類、同表第二号に該当する場合にあっては別記様式第一による確認申請書に第一号から第六号まで及び第八号に掲げる書類並びに特定核燃料物質を収納する容器について講じられる当該特定核燃料物質の防護のための措置に関する説明書を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一七 略」

八 核燃料物質等の運搬に係る品質管理の方法等に関する説明書  
「2 4 略」

「条を削る。」

(運搬確認証)

令第八十四号) 第一条第二项第四号に規定する放射線業務従事者をいう。

九 「同上」

「条を加える。」

(運搬に関する確認の申請)

第十九条 法第五十九条第二項の規定により、運搬に関する確認を受けようとする者は、令第四十八条の表第一号に該当する場合にあっては別記様式第一(簡易運搬に係る確認を受けようとする場合にあっては、別記様式第二)による確認申請書に次の各号に掲げる書類、同表第二号に該当する場合にあっては別記様式第一による確認申請書に第一号から第六号までに掲げる書類及び特定核燃料物質を収納する容器について講じられる当該特定核燃料物質の防護のための措置に関する説明書を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一七 同上」

「号を加える。」  
「2 4 同上」

(運搬に関する確認実施要領書)

第十九条の二 原子力規制委員会は、前条第一項の確認申請書の提出を受けた場合には、第三条から第十七条までに定める技術上の基準に適合することについての確認の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る確認実施要領書を定めるものとする。

(運搬確認証の交付)

第二十条 原子力規制委員会は、法第二十条第十一項に規定する原子力規制検査（法第六十四条の二第一項に規定する特定原子力施設にあつては、法第六十四条の三第七項の検査）又は個別の確認により、前条第一項の規定による申請に係る運搬に関する措置が第三条から第十七条の二までに定める技術上の基準に適合していることについて確認をしたときは、運搬確認証を交付する。

（容器承認の申請）

第二十一条 法第五十九条第三項の規定により、輸送容器について承認を受けようとする者は、別記様式第三による容器承認申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一〇五 略」

六 当該輸送容器に係る品質管理の方法等に関する説明書

2 前項第二号に掲げる書類については、原子力規制委員会の定めるところにより、輸送容器の設計及び同項第一号の核燃料物質等を当該輸送容器に収納した場合の核燃料輸送物の安全性に関する事項について当該輸送物が第三条から第十二条まで及び第十四条に定める技術上の基準（設計に係るものに限る。）に適合すると原子力規制委員会が認める場合は、当該書類の提出を省略することができる。

3 「略」

（容器承認書）

第二十二条 原子力規制委員会は、前条第一項の規定による申請に係る輸送容器が第三条から第十二条まで及び第十四条に定める技術上の基準（容器に係るものに限る。）に適合していることについて確認をしたときは、次の各号に掲げる事項を記載した容器承認書を交付する。

「一〇八 略」

第二十条 原子力規制委員会は、法第五十九条第二項に規定する確認をしたときは、運搬確認証を交付する。

（容器承認の申請）

第二十一条 「同上」

「一〇五 同上」

「号を加える。」

2 前項第二号に掲げる書類については、原子力規制委員会の定めるところにより、輸送容器の設計及び同項第一号の核燃料物質等を当該輸送容器に収納した場合の核燃料輸送物の安全性に関する事項について当該輸送物が第三条から第十五条までに定める技術上の基準に適合すると原子力規制委員会が認める場合は、当該書類の提出を省略することができる。

3 「同上」

（容器承認書の交付）

第二十二条 原子力規制委員会は、法第五十九条第三項に規定する承認をしたときは、次の各号に掲げる事項を記載した容器承認書を交付する。

「一〇八 同上」

(事故故障等の報告)

第二十五条 法第六十二条の三の規定により、法第五十七条の八に規定する原子力事業者等(次条において単に「原子力事業者等」という。)は、核燃料物質等の運搬において、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

「一〜三 略」

「条を削る。」

(令別表第一の七十五及び七十七の項の原子力規制委員会規則で定める核燃料物質等)

第二十七条 令別表第一の七十五及び七十七の項の原子力規制委員会規則で定める核燃料物質等は、第十二条第二項に規定する六ふつ化ウランとする。

「様式を削る。」

(事故故障等の報告)

第二十五条 法第六十二条の三の規定により、法第五十七条の八に規定する原子力事業者等(以下単に「原子力事業者等」という。)は、核燃料物質等の運搬において、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

「一〜三 同上」

(身分を示す証明書)

第二十七条 法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、別記様式第八によるものとする。

(令別表第一の八十五及び八十七の項の原子力規制委員会規則で定める核燃料物質等)

第二十八条 令別表第一の八十五及び八十七の項の原子力規制委員会規則で定める核燃料物質等は、第十二条第二項に規定する六ふつ化ウランとする。

別記様式第8 (第27条関係) 「略」

別表第十 船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>(定義)            第二条 「略」            2 この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。            「一〇七七 略」            八〇 「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二〇年原子力規制委員会規則第二〇号。以下「品質管理基準規則」という。）            九五 「品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。            一〇〇 「略」            一〇一 「略」            一〇二 「略」            一〇三 「略」            一〇四 「廃止措置対象施設」とは、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた廃止措置計画（同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に係る廃止措置の対象となる試験研究用等原子炉施設をいう。            一〇五 「設計想定事象」とは、次に掲げる事象であつて、試験研究用等原子炉施設の設計において発生を想定しているものをいう。            イ 自然現象            ロ 原子力船若しくは附帯陸上施設を設置する事業所（以下「原子力船等」という。）内又はその周辺における試験研究用</p>	<p>(定義)            第二条 「同上」            2 「同上」            「一〇七七 同上」            「号を加える。」            「号を加える。」            「号を加える。」            「号を加える。」            「号を加える。」            「号を加える。」</p>

等原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある  
事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）  
ハ 試験研究用等原子炉施設内における火災、溢水その他の試  
験研究用等原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそ  
れがある事象

（試験研究用等原子炉の設置の許可の申請）

第三条 法第二十三条第二項の試験研究用等原子炉の設置の許可の  
申請書の記載については、次の各号によるものとする。

- 一 「略」
  - 二 法第二十三条第二項第五号の試験研究用等原子炉施設の位置  
、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。  
「イ・ロ 略」
  - ハ 原子炉本体の構造及び設備
  - （イ） 試験研究用等原子炉の炉心（**第十九条第一項第本条**にお  
いて単に「炉心」という。）
    - （1） 「略」
    - （2） 燃料体の最高燃焼度及び最大挿入量
    - 「（3）・（4） 略」
  - （ロ） 燃料体
    - 「（1）（4） 略」
    - 「削る。」
    - 「（ハ）（ヘ） 略」
    - 「（ニ）（ヌ） 略」
    - 「（三）（五） 略」
  - 六 法第二十三条第二項第九号の試験研究用等原子炉施設の保安  
のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項  
については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事  
項を~~は~~記載すること。
- 2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉  
の規制に関する法律施行令（**昭和三十一年政令第三百二十四号**）

（試験研究用等原子炉の設置の許可の申請）

第三条 「同上」

- 一 「同上」
  - 二 「同上」
  - 「イ・ロ 同上」
  - 「同上」
  - （イ） 炉心
    - （1） 「同上」
    - （2） 燃料体の最大挿入量
    - 「（3）・（4） 同上」
  - （ロ） 燃料体
    - 「（1）（4） 同上」
    - (5)** 最高燃焼度
    - 「（ハ）（ヘ） 同上」
    - 「（ニ）（ヌ） 同上」
    - 「（三）（五） 同上」
    - 「号を加える。」
- 2 「同上」



以下「令」という。）第十二条第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

〔一〕十 略〕

十一 試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

〔略〕

十三 〔略〕

3 〔略〕

4 法第二十三条第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めるときは、第二項第十三号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第二十五条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

（外国原子力船に設置した試験研究用等原子炉に係る許可の申請

第四条 法第二十三条の二第二項の外国原子力船に設置した試験研究用等原子炉に係る許可の申請書の記載事項のうち、同項第二号の試験研究用等原子炉の熱出力、試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備、使用済燃料の処分の方法並びに試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、それぞれ前条第一項第一号、第二号、第五号及び第六号の規定を準用する。

2 前項の申請書に添付すべき令第十三条第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

〔一・二 略〕

三 試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

四 〔略〕

3 〔略〕

4 法第二十三条の二第一項の許可を受けようとする者が法人であ

〔一〕十 同上〕  
〔号を加える。〕

〔同上〕

十二 〔同上〕

3 〔同上〕

4 法第二十三条第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めるときは、第二項第十二号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第二十五条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

（外国原子力船に設置した試験研究用等原子炉に係る許可の申請

第四条 法第二十三条の二第二項の外国原子力船に設置した試験研究用等原子炉に係る許可の申請書の記載事項のうち、同項第二号の試験研究用等原子炉の熱出力、試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備並びに使用済燃料の処分の方法については、それぞれ前条第一項第一号、第二号及び第五号の規定を準用する。

2 〔同上〕

〔一・二 同上〕

〔号を加える。〕

三 〔同上〕

3 〔同上〕

4 法第二十三条の二第一項の許可を受けようとする者が法人であ



る場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第四号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第二十五条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

(変更の許可の申請)

第五条 令第十四条の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一 令第十四条第三号の変更の内容については、法第二十三条第二項第三号の試験研究用等原子炉の熱出力の変更に係る場合にあつては連続最大熱出力(連続最大熱出力を超える熱出力で運転時間を限定して運転しようとするときは、その最大の熱出力及び連続最大熱出力)を記載し、同項第五号の試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては第三項第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第二十三条第二項第八号の使用済燃料の処分の方法の変更に係る場合にあつてはその売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載し、同項第九号の試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては第三項第一項第六号に規定する事項を記載すること。

二 「略」

2 法第二十三条第二項第二号から第五号まで又は第九号に掲げる事項の変更に係る令第十四条の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

「一」十 略

十一 変更後における試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

3 「略」

第六条 「略」

る場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第三号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第二十五条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

(変更の許可の申請)

第五条 「同上」

一 令第十四条第三号の変更の内容については、法第二十三条第二項第三号の試験研究用等原子炉の熱出力の変更に係る場合にあつては、連続最大熱出力(連続最大熱出力を超える熱出力で運転時間を限定して運転しようとするときは、その最大の熱出力及び連続最大熱出力)を記載し、同項第五号の試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては第三項第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第二十三条第二項第八号の使用済燃料の処分の方法の変更に係る場合にあつては、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載すること。

二 「同上」

2 法第二十三条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の変更に係る令第十四条の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

「一」十 同上

「号を加える。」

3 「同上」

第六条 「同上」

2 法第二十三条の二第二項第二号に掲げる事項のうち法第二十三条第二項第二号、第三号、第五号又は第九号に掲げるものの変更に係る令第十五条の許可の申請書には、変更に係る外国原子力船の名称、船舶番号及び船籍港を記載した書類、変更後における安全説明書又はこれに準ずる書類並びに変更後における試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書を添付しなければならない。

3 「略」

(設計及び工事の計画の認可を要しない工事等)

第六条の二 法第二十七条第一項の原子力規制委員会規則で定める工事は、変更の工事であつて、次条第一項第三号又は第五号に掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事とする。

2 法第二十七条第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、同条第一項又は第二項の認可を受けたところによる放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の値を大きくしないものその他試験研究用等原子炉施設のうち附帯陸上施設の保全上支障のない変更とする。

3 法第二十七条第五項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次条第一項第三号又は第五号に掲げる事項の変更を伴う場合以外の場合とする。

(設計及び工事の計画の認可の申請)

第七条 法第二十七条第一項の規定により、試験研究用等原子炉施設のうち附帯陸上施設に関する設計及び工事の計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一」三 略

四 工事工程表

五 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

六 「略」

2 法第二十三条の二第二項第二号に掲げる事項のうち法第二十三条第二項第二号、第三号又は第五号に掲げるものの変更に係る令第十五条の許可の申請書には、変更に係る外国原子力船の名称、船舶番号及び船籍港を記載した書類並びに変更後における安全説明書又はこれに準ずる書類を添付しなければならない。

3 「同上」

「条を加える。」

(設計及び工事の方法の認可の申請)

第七条 法第二十七条第一項の規定により、試験研究用等原子炉施設のうち附帯陸上施設に関する設計及び工事の方法について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一」三 同上

「号を加える。」

「号を加える。」

四 「同上」

2 前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の計画が法第二十三条第一項若しくは第二十六条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類並びに次の各号に掲げる事項（附帯陸上施設の変更の場合にあつては、当該変更に係るものに限る。）について計算によつて説明した書類を添付しなければならない。

十 放射線遮蔽

十一 主要な附帯陸上施設の耐震性

十二 核燃料物質貯蔵施設の核燃料物質の臨界防止

十三 略

四 前三号に掲げる事項のほか、原子力規制委員会が必要と認める事項

3 設計及び工事の計画の全部につき一時に法第二十七条第一項の規定による認可を申請することができないときは、分割して認可を申請することができる。この場合において、申請書に当該申請に係る部分以外の設計及び工事の計画の概要並びに設計及び工事の計画の全部につき一時に申請することができない理由を記載した書類を添付しなければならない。

4 「略」

（変更の認可の申請）

第八条 法第二十七条第二項の規定により、認可を受けた附帯陸上施設に関する設計及び工事の計画について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 三 略

四 変更に係る前条第一項第四号の工事工程表

五 変更に係る前条第一項第五号の設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

六 「略」

2 前項の申請書には、変更に係る設計及び工事の計画が法第二十

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項（附帯陸上施設の変更の場合にあつては、当該変更に係るものに限る。）について計算によつて説明した書類を添付しなければならない。

十 放射線遮蔽

十一 主要な附帯陸上施設の耐震性

十二 核燃料物質貯蔵施設の核燃料物質の臨界防止

十三 同上

四 前各号に掲げる事項のほか、原子力規制委員会が必要と認める事項

3 設計及び工事の方法の全部につき一時に法第二十七条第一項の規定による認可を申請することができないときは、その理由を付し、分割して認可を申請することができる。

4 「同上」

（変更の認可の申請）

第八条 法第二十七条第二項の規定により、認可を受けた附帯陸上施設に関する設計及び工事の方法について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 三 同上

四 「号を加える。」

「号を加える。」

四 「同上」

2 前項の申請書には、前条第二項各号に掲げる事項のうち変更

三条第一項若しくは第二十六条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類並びに前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて計算によつて説明した書類を添付しなければならぬ。本らない。ただし、同項第二号に掲げる書類については、既に原子力規制委員会に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略することができる。

3 「略」

(設計及び工事に係る軽微な変更の届出)

第八条の二 法第二十七条第五項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 変更に係る附帯陸上施設試験研究用等原子炉施設の概要
  - 三 法第二十七条第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号
  - 四 変更の内容
  - 五 変更の理由
- 2 前項の届出書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

(使用前事業者検査の実施)

第八条の三 使用前事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法
  - 二 機能及び性能を確認するために十分な方法
  - 三 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを確認するために十分な方法
- 2 使用前事業者検査を行うに当たつては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

係るものについて計算によつて説明した書類を添付しなければならぬ。

3 「同上」

(設計及び工事に係る軽微な変更)

第八条の二 法第二十七条第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、同条第一項の認可又は同条第二項の変更の認可に係る申請書及びその添付書類に記載された放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の値を大きくしないものその他試験研究用等原子炉施設のうち附帯陸上施設の保全上支障のない変更とする。

「条を加える。」

〔使用前事業者検査の記録〕

第八条の四 使用前事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 検査年月日
  - 二 検査の対象
  - 三 検査の方法
  - 四 検査の結果
  - 五 検査を行った者の氏名
  - 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
  - 七 検査の実施に係る組織
  - 八 検査の実施に係る工程管理
  - 九 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
  - 十 検査記録の管理に関する事項
  - 十一 検査に係る教育訓練に関する事項
- 2 使用前事業者検査の結果の記録は、当該使用前事業者検査に係る試験研究用等原子炉施設のうち附帯陸上施設が存続する期間保存するものとする。

〔溶接に係る使用前事業者検査を行った旨の表示〕

第八条の五 試験研究用等原子炉施設のうち附帯陸上施設に係る容器若しくは管（以下この条において「容器等」という。）であつて、別に原子力規制委員会規則で定める溶接をするもの又は溶接をした容器等であつて輸入したものを設置する試験研究用等原子炉設置者は、当該容器等であつて溶接をするもの又は溶接をした容器等であつて輸入したものに係る使用前事業者検査を終了したときは、当該容器等であつて溶接をするもの又は溶接をした容器等であつて輸入したものに使用前事業者検査を行ったことを示す記号その他表示を付するものとする。

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

(使用前確認の申請)

第九条 法第二十八条第三項の確認（以下「使用前確認」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 「略」
  - 二 附帯陸上施設の設置又は変更の工事に係る事業所の名称及び所在地
  - 三 申請に係る附帯陸上施設の概要
  - 四 法第二十七条第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号
  - 五 使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所
  - 六 「略」
  - 七 附帯陸上施設の一部が完成した場合であつてその完成した部分を使用しなければならぬ特別の理由があるときにあつては、その使用の期間及び方法
- 2|| 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。
- 一 工事の工程
  - 二 前号の工程における放射線管理（改造又は修理の工事に関するものに限る。）
  - 三 第二十二条の施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器
  - 四 前項第七号の特別の理由があるときにあつては、その理由を記載した書類
- 3|| 第一項の申請書又は前項各号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合には、速やかにその変更の~~書~~内容を説明する書類を提出しなければならない。
- 4|| 第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。

(使用前検査の申請)

第九条 法第二十八条第一項の規定により、試験研究用等原子炉施設のうち附帯陸上施設の工事及び性能について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 「同上」
  - 二 附帯陸上施設の設置又は変更に係る事業所の名称及び所在地
  - 三 工事工程表
  - 四 「号を加える。」
  - 五 「号を加える。」
- 「項を加える。」
- 2|| 前項の申請書に記載された事項を変更したときは、速やかに当該変更に係る事項を原子力規制委員会に届け出なければならない。
- 3|| 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。



(使用前確認を要しない場合)

第十條 法第二十八條第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 附帯陸上施設を試験のために使用する場合
- 二 附帯陸上施設の一部が完成した場合であつて、その完成した部分を使用しなければならぬ特別の理由がある場合（前号に掲げる場合を除く。）において、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。
- 三 附帯陸上施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前確認を受けないで使用する事ができる旨を指示した場合
- 四 附帯陸上施設の変更の工事であつて、第七條第一項第三号~~第四号~~に掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事の場合

(使用前確認証)

第十條の二 原子力規制委員会は、原子力規制検査により、第九條の規定による申請に係る試験研究用等原子炉施設が法第二十八條第二項各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、使用前確認証を交付する。

(試験研究用等原子炉施設の維持に係る技術上の基準)

第十一條 法第二十八條の二の**原子力規制委員会規則で定める技術上の基準**（附帯陸上施設に係るものに限る。**第十三條第二項、第十四條第二項及び第二十二條第一号**において「**技術基準**」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 非常用動力源その他の非常用安全装置が、法第二十三條第一項若しくは第二十六條第一項の許可を受けたところ又は同條第二項の規定により届け出たところ（以下この条において「許可を受けたところ等」という。）による条件において許可を受けたところ等による時間内に確実に動作すること。

(使用前検査の実施)

第十條 法第二十八條第一項の検査は、附帯陸上施設に関し、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。

- 一 放射線遮蔽材又はその他特に気密若しくは水密を要する材料若しくは部品に関する事項 化学分析試験若しくは分光分析試験、強度試験、非破壊試験又は気密試験若しくは水密試験を行うときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。
- 二 核燃料物質の取扱施設若しくは貯蔵施設又は放射性廃棄物の廃棄施設の組立てに関する事項 それぞれの施設の主要な部分の寸法の測定ができるとき。
- 三 放射線管理施設その他の附帯陸上施設の組立てに関する事項 それぞれの施設が完成したとき。
- 四 附帯陸上施設の性能に関する事項 当該附帯陸上施設が完成したときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。

〔条を加える。〕

(性能の技術上の基準)

第十一條 法第二十八條第二項第二号に規定する附帯陸上施設に係る性能の技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 非常用動力源その他の非常用安全装置が、法第二十三條第一項又は法第二十六條第一項の設置又は変更の申請書及びこれらの許可の際に付された条件を記載した書類（以下この条において「申請書等」という。）及びその添付書類に記載した条件において申請書等及びその添付書類に記載した時間内に確実に動

二 許可を受けたところ等による警報装置が、許可を受けたところ等による条件において確実に動作すること。

三 附帯陸上施設中人の常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所における線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度が、許可を受けたところ等による値以下であること。

四 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の核燃料物質の熔融及び破損を防ぐ能力並びに核燃料物質が臨界に達することを防ぐ能力が、許可を受けたところ等による能力以上であること。

五 放射性廃棄物の廃棄施設の処理能力が、許可を受けたところ等による能力以上であること。

(廃止措置中の試験研究用等原子炉施設の維持)

**第十二条** **第十一**条の二 法第二十八条の二ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に**第三十二条の五の二****第十一**号**第三十二条**の木**第十**項**第一**の性能維持施設が存在する場合とする。この場合において、法第二十八条の二本文の規定は、同号の性能維持施設に限り、適用されるものとする。

## **第十二条** 削除

(定期事業者検査の実施時期)

**第十三条** 定期事業者検査は、試験研究用等原子炉施設について、定期事業者検査が終了した日以降十二月を超えない時期(判定期間が三月以上であるものとして原子力規制委員会が別に指定した場合)、その指定した時期)ごとに行うものとする。ただし、

作すること。

二 申請書等及びその添付書類に記載した警報装置が、申請書等及びその添付書類に記載した条件において確実に動作すること。

三 附帯陸上施設中人の常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所における線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度が、申請書等及びその添付書類に記載した値以下であること。

四 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の核燃料物質の熔融及び破損を防ぐ能力並びに核燃料物質が臨界に達することを防ぐ能力が、申請書等及びその添付書類に記載した能力以上であること。

五 放射性廃棄物の廃棄施設の処理能力が、申請書等及びその添付書類に記載した能力以上であること。

(使用前検査合格証)

**第十二条** **第十一**条の二 法第二十八条の二ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に**第三十二条の五の二****第十一**号**第三十二条**の木**第十**項**第一**の性能維持施設が存在する場合とする。この場合において、法第二十八条の二本文の規定は、同号の性能維持施設に限り、適用されるものとする。

(使用前検査合格証)

**第十二条** **第十一**条の二 法第二十八条の二ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に**第三十二条の五の二****第十一**号**第三十二条**の木**第十**項**第一**の性能維持施設が存在する場合とする。この場合において、法第二十八条の二本文の規定は、同号の性能維持施設に限り、適用されるものとする。

(施設定期検査を受ける試験研究用等原子炉施設)

**第十三条** 令第十六条の原子力規制委員会規則で定める試験研究用等原子炉の附属施設は、第三条第一項第二号ヌ(イ)の非常用電源設備とする。



附帯陸上施設の設置の工事の後の初回の定期事業者検査については、その使用が開始された日以降十二月を超えない時期に行うものとする。

2 前項の判定期間は、原子力規制検査において、附帯陸上施設（当該附帯陸上施設を構成する機械又は器具であつて、第一号及び第二号のいずれにも該当し、かつ、第三号に該当しないものに限る。）が次条第二項の一定の期間を満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持することが確認された場合における当該期間（機械又は器具ごとにその期間が異なる場合には、そのうち最も短い期間）とする。

一 次条第一項各号第一号及び第二号並びに第二項に規定する方法による定期事業者検査を行うべきもの

二 定期事業者検査の都度、技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずる必要があるもの

三 次のいずれかに掲げるもの

イ 計測装置であつてその台数について冗長性をもつて設置されているもの、ポンプ又はフィルターであつて予備のものが設置されているものその他機械又は器具であつて附帯陸上施設の使用時において技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずることが可能であるもの

ロ 附帯陸上施設の使用時にその機械又は器具を検査することにより附帯陸上施設の保安の確保に支障を来さないもの

3 附帯陸上施設についての次条第一項各号第一号及び第二号並びに第二項に規定する方法による定期事業者検査であつて、当該定期事業者検査を行うことにより附帯陸上施設の使用時における試験研究用等原子炉施設の保安の確保に支障を来さないものにあつては、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する措置を時期よりも前の時期に行うことができる。

4 次に掲げる場合にあつては、第一項の規定にかかわらず、原子力規制委員会が定める時期に定期事業者検査を行うものとする。

一 使用の状況から第一項に規定する時期に定期事業者検査を行

う必要がないと認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

二 災害その他非常の場合において、第一項に規定する時期に定期事業者検査を行うことが著しく困難であると認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

5 前項各号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 附帯陸上施設を設置した事業所の名称及び所在地

三 直近の定期事業者検査が終了した年月日

四 定期事業者検査開始希望年月日及びその理由

6 前項の申請書には、申請に係る附帯陸上施設の使用の状況を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が第四項第二号の承認に係る場合には、当該書類を添付することを要しない。

7 第五項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

「条を削る。」

(廃止措置に係る施設定期検査を要する場合)

第十三条の二 法第二十九条第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、法第四十三条の三の第二項の認可を受けた廃止措置計画に係る廃止措置の対象となる試験研究用等原子炉施設（以下「廃止措置対象施設」という。）のうち附帯陸上施設に核燃料物質が存在する場合とする。

2 前項の場合においては、法第二十九条第一項の検査は、次に掲げる附帯陸上施設のうち、核燃料物質の取扱い又は貯蔵に係るものについて行うものとする。

- 一 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
- 二 放射性廃棄物の廃棄施設
- 三 放射線管理施設

#### 四 非常用電源設備

##### (施設定期検査合格証)

第十四条 原子力規制委員会は、法第二十九条第一項の検査を行い、合格と認めたときは、施設定期検査合格証を交付する。

##### (定期事業者検査の実施)

第十四条 定期事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法
- 二 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法
- 2 前項に規定するもののほか、定期事業者検査は、一定の期間を設定し、当該附帯陸上施設がその期間が満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。
- 3 前項の一定の期間は、次に掲げる事項を考慮して設定しなければならない。
  - 一 附帯陸上施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向
  - 二 附帯陸上施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果
  - 三 附帯陸上施設に類似する機械又は器具の使用実績（当該附帯陸上施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。）
- 4 第二項の一定の期間は、十二月以上としなければならない。
- 5 第二項の一定の期間は、定期事業者検査を開始する日の三月前までに設定しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、同項の一定の期間を短縮する場合については、この限りでない。
- 6 定期事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

(定期事業者検査の記録)

第十四条の二 定期事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 検査年月日
  - 二 検査の対象
  - 三 検査の方法
  - 四 検査の結果
  - 五 検査を行った者の氏名
  - 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
  - 七 検査の実施に係る組織
  - 八 検査の実施に係る工程管理
  - 九 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
  - 十 検査記録の管理に関する事項
  - 十一 検査に係る教育訓練に関する事項
- 2 定期事業者検査の結果の記録は、その試験研究用等原子炉施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

(廃止措置中において定期事業者検査を要する場合)

第十四条の三 法第二十九条第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に第三十二条の五の二第十号第三十一条の六第十項第一号の性能維持施設が存在する場合とする。

(定期事業者検査の報告)

第十四条の四 法第二十九条第三項の原子力規制委員会規則で定めるときは、定期事業者検査(第十三条第三項の規定を適用して行うものを除く。)を開始しようとするときとする。

2 法第二十九条第三項の報告を行うとする者は、定期事業者検査

「条を加える。」

「条を加える。」

「条を加える。」

査が終了したときにあつては遅滞なく、前項に規定するときにあつては検査開始予定日の一月前まで（第十四条第二項の一定の期間（以下この条において単に「一定の期間」という。）を定め、又は変更（一定の期間を短縮する場合を除く。）をした場合は三月前まで）に、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 **附帯陸上施設試験研究用等原子炉施設を設置した事業所の名称及び所在地**（船舶にあつては、**その船舶の名称**）

三 検査の対象及び方法並びに期日

四 検査の実績又は予定の概要

3 第一項に規定するときにおける前項の報告書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

一 定期事業者検査の計画

二 附帯陸上施設及び第二十二條の施設管理（以下この項において単に「施設管理」という。）の重要度が高い系統について定量的に定める同条項第三号の施設管理目標

三 第二十二條第四号の施設管理実施計画に係る次に掲げる事項イ 施設管理実施計画の始期（定期事業者検査を開始する日）をいう。第二十二條第四号イにおいて同じ。）及び期間

ロ 附帯陸上施設の工事の方法及び時期

ハ 附帯陸上施設の点検、検査等（以下この号及び第二十二條第四号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期

ニ 附帯陸上施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置

四 第十四條第二項に規定する判定するの方法に関すること（**前項の一定の期間を含む。**）。

五 前回の定期事業者検査において提出した前三号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合にあつては、その変

更の内容を説明する書類

六 前回の定期事業者検査において提出した第二号又は第三号に掲げる事項を説明する書類に記載された事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類

七 前回の定期事業者検査において提出した第四号に掲げる事項を説明する書類に記載された事項の内容（一定の期間に係るものに限る。）~~を~~に変更したがあつた場合にあつては、第十四条第三項各号に掲げる事項について記載した書類を提出しな

4 前項第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類を提出しな

5 第三項第四号に掲げる事項のうち一定の期間を変更した場合にあつては、第十四条第三項各号に掲げる事項について記載した書類を提出しな

6 第二項の報告書及び前二項の書類の提出部数は、正本一通とする。

#### 第十五条 削除

（合併及び分割の認可の申請）

第十七条 法第三十一条第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が

（施設定期検査の技術上の基準）

第十五条 法第二十九条第二項に規定する性能の技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 附帯陸上施設の放射線遮蔽その他の性能が、法第二十八条第一項の検査において原子力規制委員会が合格と認めた状態に維持されていること。
- 二 第十一条各号に掲げる性能の技術上の基準に適合していること。

（合併の認可の申請）

第十七条 法第三十一条第一項の合併の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署して

連署（新設分割の場合にあつては、署名）をして、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

〔一・二 略〕

三 合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される法人又は分割により試験研究用等原子炉施設並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名

四 合併又は分割の方法及び条件

五 合併又は分割の理由

六 合併又は分割の時期

七 試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 合併契約書又は分割契約書（新設分割の場合にあつては、分割計画書）の写し

二 合併後存続する法人又は吸収分割により試験研究用等原子炉施設を承継する法人が現に試験研究用等原子炉設置者でない場合にあつては、その法人の定款及び登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

三 「略」

四 合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される法人又は分割により試験研究用等原子炉施設並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物及び核燃料物質等を一体として承継する法人の定款

五 前号に規定する法人が法第二十五条第一号、第二号又は第四号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

六 試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

七 其他原子力規制委員会が必要と認める事項を記載した書類  
〔略〕

、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

〔一・二 同上略〕

三 合併後存続する法人又は合併によつて設立される法人の名称及び住所並びに代表者の氏名

四 合併の方法及び条件

五 合併の理由

六 合併の時期

〔号を加える。〕

2 〔同上〕

一 合併契約書の写し

二 合併の当事者の一方が試験研究用等原子炉設置者でない場合にあつては、その法人の定款及び登記簿の抄本並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

三 「同上」

四 合併後存続する法人又は合併によつて設立される法人の定款

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

3 〔同上〕

(記録)  
第十九条 法第三十四条の規定による記録は、試験研究用等原子炉ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。

記録事項	試験研究用等原子炉施設の施設管理(第二十二條に規定するものをいう。以下この表において同じ。)に係る記録	イ 使用前確認の結果	一 試験研究用等原子炉施設の施設管理(第二十二條に規定するものをいう。以下この表において同じ。)に係る記録	ロ 第二十二條第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	ハ 第二十二條第五号の規定	記録すべき場合	確認の都度	保存期間	同一事項に関する次の確認のときまでの期間	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した試験研究用等原子炉施設の解体又は廃棄をした後五年が経過するまでの期間	評価を実施し	評価の都度
------	---	------------	---	-------------------------------------	---------------	---------	-------	------	----------------------	------------	---	--------	-------

(記録)  
第十九条 法第三十四条の規定による記録は、試験研究用等原子炉ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	試験研究用等原子炉施設の検査記録	イ 法第二十八條第一項の規定による検査の結果	一 試験研究用等原子炉施設の検査記録	ロ 法第二十九條第一項の規定による検査の結果	ハ 第二十三條の規定による	記録すべき場合	検査の都度	保存期間	同一事項に関する次の検査のときまでの期間	検査の都度	同一事項に関する	検査の都度
------	------------------	------------------------	--------------------	------------------------	---------------	---------	-------	------	----------------------	-------	----------	-------



<p>定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名</p>	<p>二 連転記録（法第四十三條の三の二第二項の認可を受け、燃料体が炉心から取り出されている場合を除く。） 〔略〕</p>	<p>〔イ〕又 略</p>	<p>三 燃料体の記録（第三十二條の五の二第二十一号第十條の六第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合を除く。）</p>	<p>〔イ〕ト 略</p>	<p>四 放射線管理記録</p>	<p>イ 原子炉本体（法第四十三條の三の二第二項の認可を受け、第三十二條の五の二第二十一号第三十一</p>	<p>た試験研究用等原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>
<p>る検査の結果</p>	<p>二 連転記録 〔同上〕</p>	<p>〔イ〕又 同上</p>	<p>三 燃料体の記録</p>	<p>〔イ〕ト 同上</p>	<p>四 〔同上〕</p>	<p>イ 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における</p>	<p>する次の検査のときまでの期間</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>

<p>五] 「削る。」 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる使用施設等の設備の</p>	<p>「チヌ又 略」</p>	<p>ト 原子力船等の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路</p>	<p>「ロヘ 略」</p>	<p>条の木第一項第木母の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。）、使用済燃料の貯蔵施設（法第四十三條の三の二第二項の認可を受け、第三十二條の五の二第十一号第三十一條の木第一項第木母の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率</p>
<p>法第四十三條の五の二第</p>	<p>「略」</p>	<p>「略」</p>	<p>「略」</p>	
<p>第七項に定め</p>	<p>「略」</p>	<p>「略」</p>	<p>「略」</p>	
<p>五] 保守記録 イ 試験研究用等原子炉施設</p>	<p>「チヌ又 同上」</p>	<p>ト 原子力船又は附帯陸上施設を設置した事業所（以下「原子力船等」という。）の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路</p>	<p>「ロヘ 同上」</p>	<p>線量当量率</p>
<p>毎日一回（法</p>	<p>「同上」</p>	<p>「同上」</p>	<p>「同上」</p>	
<p>一年間</p>	<p>「同上」</p>	<p>「同上」</p>	<p>「同上」</p>	

名称	
<p>八) [略]</p>	<p>けた廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度</p>
<p>七) [略]</p>	
<p>六) [略]</p>	
<p>五) [略]</p>	
<p>四) [略]</p>	
<p>三) [略]</p>	
<p>二) [略]</p>	
<p>一) [略]</p>	
<p>九) [同上]</p>	<p>設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名（法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉にあつては点検の状況を除く。）</p>
<p>八) [同上]</p>	<p>第四十三条の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉であつて、廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しないときは毎週一回</p>
<p>七) [同上]</p>	<p>修理の都度</p>
<p>六) [同上]</p>	<p>一年間</p>
<p>五) [略]</p>	
<p>四) [略]</p>	
<p>三) [略]</p>	
<p>二) [略]</p>	
<p>一) [同上]</p>	

<p>九 廃止措置に係る工事の 法、時期及び対象となる試 験研究用等原子炉施設の設 備の名称</p>	<p>法第四十三 条の二第二 項の認可を受 けた廃止措置 計画に記載さ れた工事の各 工程の終了の 都度</p>	<p>第七項に定め る期間</p>
<p>十一 品質管理基準規則第四 条第三項に規定する品質 マネジメント文書及び品質 マネジメントシステムに従 った計画、実施、評価及び 改善状況の記録（他の号に 掲げるものを除く。）</p>	<p>当該文書又は 記録の作成又 は変更策定及 改定の都度</p>	<p>当該文書又は 記録の作成又 は変更後五年 が経過するま での期間</p>

〔2〕6 略〕

7 第一項の表第四号チ及びリ、第六号並びに第九号の記録の  
保存期間は、法第四十三条の三の二第三項において準用する法第  
十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

（品質マネジメントシステム）

第十九条の二 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原  
子炉設置者及び外国原子力船運航者（以下「試験研究用等原子炉  
設置者等」という。）は、法第二十三条第一項、第二十三条の二  
第一項、第二十六条第一項又は第二十六条の二第一項の許可を受  
けたところにより、品質マネジメントシステムに基づき保安活動

<p>〔加える。〕</p>	<p>〔加える。〕</p>	<p>〔加える。〕</p>
---------------	---------------	---------------

〔2〕6 同上〕

7 第一項の表第四号チ及びリ並びに第七号の記録の保存期間は、  
法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二條の六第  
八項の確認を受けるまでの期間とする。

〔条を加える。〕

(次条から第二十七条までに規定する措置を含む。)の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメントシステムの改善を継続して行わなければならない。

(管理区域への立入制限等)

第二十条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者等は、管理区域、保全区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域においてそれぞれ次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

「一〜三 略」

(試験研究用等原子炉施設の施設管理)

第二十二條 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者等は、試験研究用等原子炉施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理(以下「施設管理」という。)に関し、試験研究用等原子炉ごとに、次各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 試験研究用等原子炉施設が法第二十三条第一項又は第二十六条第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針(以下この条において「施設管理方針」という。)を定めること。ただし、法第四十三条の三の第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二 前号ただし書の場合においては、法第四十三条の三の第二項若しくは同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された第三十二条の五の第二十一号第三十一條の木第十項の木第の性能維持施設に係る施設管理方針を定めること。

三 第一号又は前号の規定により定められた施設管理方針に従つて達成すべき施設管理の目標(第一号の規定により定められた

(管理区域への立入制限等)

第二十条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者及び外国原子力船運航者(以下「試験研究用等原子炉設置者等」という。)は、管理区域、保全区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域においてそれぞれ次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

「一〜三 同上」

(試験研究用等原子炉施設の巡視及び点検)

第二十二條 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者等は、毎日一回以上、従業者に試験研究用等原子炉施設について巡視させ、次の各号に掲げる施設及び設備について点検を行わせなければならない。

一 原子炉冷却系統施設  
二 制御材駆動設備  
三 電源、給排水及び排気施設  
2 前項の規定にかかわらず、法第四十三条の三の第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉にあつては、試験研究用等原子炉設置者は、毎週一回以上(核燃料物質が廃止措置対象施設に存在する場合は毎日一回以上)、従業者に廃止措置対象施設について巡視させなければならない。

施設管理方針に係る施設管理の目標にあつては、試験研究用等原子炉施設及び施設管理の重要度が高い設備系統について定量的に定める目標を含む。以下この条項において「施設管理目標」という。）を定めること。

四 施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下この条項において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従つて施設管理を実施すること。

イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。

ロ 試験研究用等原子炉施設の設計及び工事に関すること。

ハ 試験研究用等原子炉施設の巡視（試験研究用等原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。

ニ 試験研究用等原子炉施設の点検、検査等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期（試験研究用等原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む（法第四十三條の三の二第二項の認可を受けたものを除く。））に関すること。

ホ 試験研究用等原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。

ヘ 試験研究用等原子炉施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。

ト ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（品質管理基準規則第二条第二項第七号に規定する~~の~~未然防止処置を含む。）に関すること。

チ 試験研究用等原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。

五 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること。

イ 施設管理方針及び施設管理目標にあつては、一定期間

ロ 施設管理実施計画にあつては、前号イに規定する期間

六 前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を施設管理

方針、施設管理目標又は施設管理実施計画に反映すること。

七 試験研究用等原子炉の運転を相当期間停止する場合その他試験研究用等原子炉施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該試験研究用等原子炉施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。

(設計想定事象に係る試験研究用等原子炉施設の保全に関する措置)

第二十三条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者等は、設計想定事象に関して、法第二十三条第一項又は第二十六条第一項の許可を受けたところ(法第四十三条の三の第二項の認可を受けたものにあつては、当該認可を受けたところ)により、次に掲げる試験研究用等原子炉施設の保全に関する措置を講じなければならない。

一 設計想定事象に係る試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画(原子力船等における火災に係る次に掲げる事項を含む。)を定めるとともに、当該計画の実行に必要な要員を配置し、当該計画に従つて必要な活動を行わせること。

イ 原子力船等における可燃物の管理に関すること。

ロ 消防吏員又は海上保安官への通報に関すること。

ハ 消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。

二 設計想定事象の発生時における試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練を定期に実施すること。

三 設計想定事象の発生時における試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。

四 前三号に掲げるもののほか、設計想定事象の発生時における

(試験研究用等原子炉施設の施設定期自主検査)

第二十三条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者等は、次の各号に掲げる検査に関する措置を講じなければならない。

一 計測制御系統施設については、緊急遮断を起こすべき各条件について緊急遮断のための性能検査を一月ごとに、緊急遮断検査を一年ごとに行うこと。

二 試験研究用等原子炉施設の保安に直接関連を有する計器及び放射線測定器については、校正を一年ごとに行うこと。

2 前項の規定にかかわらず、法第四十三条の三の第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉にあつては、試験研究用等原子炉設置者は、次に掲げる検査に関する措置を講じなければならない。

一 廃止措置対象施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器については、廃止措置計画においてそれらの性能を維持すべきとした期間中、校正を年一回行うこと。

二 法第三十七条第一項の規定による保安規定に定める保安上特に管理を必要とする設備については、廃止措置計画においてそれらの性能を維持すべきとした期間中、それらの性能が維持されているかどうかについての検査を年一回行うこと。



試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

(試験研究用等原子炉の運転)

第二十四条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者等は、次の各号に掲げる試験研究用等原子炉の運転に関する措置を講じなければならない。

一 略

二 試験研究用等原子炉の運転に必要な構成人員がそろっているときでなければ運転を行わないこと。

三 運転開始に先立って確認すべき事項、運転の操作に必要な事項及び運転停止後に確認すべき事項を定め、これを運転員その他の従業者に守らせること。

四 緊急遮断が起こった場合には、遮断の起こった原因及び損傷の有無について点検し、再び運転を開始することに支障がないことを確認した後運転を行わせること。

五 非常の場合に講ずべき処置を定め、これを運転員その他の従業者に守らせること。

六 試験運転又は特殊実験を行う場合には、その目的、方法、異常の際に講ずべき処置等を確認の上これを行わせること。

七 略

(原子力船等において行われる運搬)

第二十五条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者等は、原子力船等において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

一 略

二・三 略

4 試験研究用等原子炉設置者等は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(

(試験研究用等原子炉の運転)

第二十四条 「同上」

一 同上

二 試験研究用等原子炉の運転に必要な構成人員がそろっているときでなければ運転を行わないこと。

三 運転開始に先立って確認すべき事項、運転の操作に必要な事項及び運転停止後に確認すべき事項を定め、これを運転員に守らせること。

四 緊急遮断が起こった場合には、遮断の起こった原因及び損傷の有無について検査し、再び運転を開始することに支障がないことを確認した後運転すること。

五 非常の場合に講ずべき処置を定め、これを運転員に守らせること。

六 試験運転又は特殊実験を行う場合には、その目的、方法、異常の際に講ずべき処置等を確認の上これを行うこと。

七 同上

(原子力船等内の運搬)

第二十五条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者等は、原子力船等において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 同上

二・三 同上

4 試験研究用等原子炉設置者等は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(



昭和五十三年総理府令第五十七号) 第三条から第十七条の二まで及び核燃料物質等車両運搬規則(昭和五十三年運輸省令第七十二号) 第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を原子力船等において運搬することができ。

(原子力船等において行われる廃棄)

第二十七条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者等は、原子力船等において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

「一〇十四 略」

(保安規定)

第二十九条 法第三十七条第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする原子力船ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関すること。

二 品質マネジメントシステムに関すること(品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等(次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。)の保安規定上の位置付けに関することを含む。)

三 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織に関すること(次号に掲げるものを除く。)

四 試験研究用等原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに試験研究用等原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。

五 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者その他試

昭和五十三年総理府令第五十七号) 第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則(昭和五十三年運輸省令第七十二号) 第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、原子力船等において、当該核燃料物質等の運搬を行うことができる。

(原子力船等内の廃棄)

第二十七条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者等は、原子力船等において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

「一〇十四 同上」

(保安規定)

第二十九条 「同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

一 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織に関すること。

「号を加える。」

二 「同上」

試験研究用等原子炉を利用する者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ 「略」

ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの

(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。

〔2〕~~(4)~~(5) 略

~~(4)~~ ~~略~~

ハ 「略」

~~六~~~~五~~ 試験研究用等原子炉施設の運転に關することであつて、次に掲げるもの

イ 試験研究用等原子炉の運転を行う体制の整備に關すること

ロ 試験研究用等原子炉の運転に当たつて確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項

ハ 異状があつた場合の措置に關すること（第十四号に掲げるものを除く。）

ニ 試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査に關すること。

「号を削る。」

「号を削る。」 ~~六~~ ~~略~~

七 「略」

八 「略」

九 「略」

十 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に關すること。

「号を削る。」

「号を削る。」

イ 「同上」

ロ 「同上」

(1) 関係法令及び保安規定に關すること。

〔2〕~~(4)~~(5) 同上

~~(4)~~ ~~同上~~

ハ 「同上」

三 試験研究用等原子炉施設の運転に關すること。

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

四 試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査に關すること。

五 試験研究用等原子炉（臨界実験装置に限る。）内における燃料体、減速材、反射材等の配置替えの手續に關すること。 ~~六~~ ~~略~~

六 「同上」

七 「同上」

八 「同上」

九 放射線測定器の管理に關すること。

十 試験研究用等原子炉施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に關すること。

十一 試験研究用等原子炉施設の施設定期自主検査に關すること

十一 「略」

十二 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（原子力船等の外に行う場合を含む。）に関する事

十三 放射性廃棄物の廃棄（原子力船等の外に行う場合を含む。）に関する事

十四 「略」

十五 設計想定事象に係る試験研究用等原子炉施設の保全に関する措置に関する事

十六 試験研究用等原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。第二十号において同じ。）に関する適正な記録及び報告（第三十五条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関する事

十七 試験研究用等原子炉施設の施設管理に関する事（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関する事を含む。）

十八 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の試験研究用等原子炉設置者等との共有に関する事

十九 不適合（品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第二十号において同じ。）が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関する事

二十 「略」

2|| 法第四十三條の三の二第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第三十七條第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関

十二 「同上」

十三 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱いに関する事

十四 放射性廃棄物の廃棄に関する事

十五 「同上」

「号を加える。」

十六 試験研究用等原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。次号において同じ。）に関する記録に関する事

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

十七 「同上」

「項を加える。」

- 
- 与を含む。)に関する事。
- 二 品質マネジメントシステムに関する事(手順書等の保安規定上の位置付けに関する事を含む。)
  - 三 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する事(手順書等の保安規定上の位置付けに関する事を含む。)
  - 四 廃止措置を行う者の職務及び組織に関する事。
  - 五 廃止措置を行う者に対する保安教育に関する事であつて次に掲げるもの
  - イ 保安教育の実施方針(実施計画の策定を含む。)に関する事。
  - ロ 保安教育の内容に関する事であつて次に掲げるもの
    - (1) 関係法令及び保安規定の遵守に関する事。
    - (2) 試験研究用等原子炉施設の構造及び性能に関する事。
    - (3) 試験研究用等原子炉施設の廃止措置に関する事。
    - (4) 放射線管理に関する事。
    - (5) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱ひに関する事。
    - (6) 非常の場合に講ずべき処置に関する事。
  - ハ その他試験研究用等原子炉施設に係る保安教育に関し必要な事項
  - 六 試験研究用等原子炉の運転停止に関する恒久的な措置に関する事(廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。)
  - 七 試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査に関する事。
  - 八 管理区域、保安区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関する事。
  - 九 排気監視設備及び排水監視設備に関する事。
  - 十 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関する事。
-

4|| 3||

- 十一 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。
  - 十二 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（原子力船等の外において行う場合を含む。）に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。
  - 十三 放射性廃棄物の廃棄（原子力船等の外において行う場合を含む。）に関すること。
  - 十四 非常の場合に講ずべき処置に関すること。
  - 十五 設計想定事象に係る試験研究用等原子炉施設の保全に関する措置に関すること。
  - 十六 試験研究用等原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第三十五条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。
  - 十七 廃止措置に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第三十五条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。
  - 十八 試験研究用等原子炉施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することを含む。）。
  - 十九 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の試験研究用等原子炉設置者等との共有に関すること。
  - 二十 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。
  - 二十一 廃止措置の管理に関すること。
  - 二十二 その他試験研究用等原子炉施設又は廃止措置に係る保安に關し必要な事項
- 前項の場合において第一項本文の規定を準用する。
- 第一項（前項において準用する場合を含む。）の申請書の提出

2|| 「項を加える。」

前項の申請書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

部数は、正本及び副本各一通とする。

第三十条 削除

(試験研究用等原子炉の譲受けの許可の申請)  
第三十一条 令第十九条第一項又は第二項の譲受けの許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

- 一 略
- 二 略
- 三 略
- 四 略
- 五 令第十九条第一項第九号の試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を~~は~~記載すること。
- 六 令第十九条第一項又は第二項の譲受けの許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
  - 一 略
  - 二 略
  - 三 略
  - 四 略
  - 五 略
  - 六 略
  - 七 略
  - 八 略
  - 九 略
  - 十 試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書
  - 十一 略

(保安規定の遵守状況の検査)

第三十条 法第三十七条第五項の検査は、毎年四回行うものとする。

ただし、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉にあつては、廃止措置の実施の状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

2 法第三十七条第六項において準用する法第十二条第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 事務所又は原子力船等への立入り
  - 二 帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査
  - 三 従業者その他関係者に対する質問
  - 四 核原料物質、核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物
- その他の必要な試料の提出(試験のため必要な最小限度の量に限る。)をさせること。

(試験研究用等原子炉の譲受けの許可の申請)  
第三十一条 「同上」

- 一 同上
- 二 同上
- 三 同上
- 四 同上
- 五 同上
- 六 同上
- 七 同上
- 八 同上
- 九 同上
- 十 「号を加える。」
- 十一 「同上」

3 「略」

(核物質防護規定)

第三十二条の二 「略」

2 第二十九条第四項の規定は、前項の核物質防護規定の認可を受けようとする場合について準用する。

「条を削る。」

(廃止措置実施方針に定める事項)

第三十二条の五の二 法第四十三条の三第一項の廃止措置実施方針には、試験研究用等原子炉ごとに、次に掲げる事項を定めなければならない。

「一〇十 略」

十一 廃止措置期間中に性能を維持すべき試験研究用等原子炉施設(第三十二条の六及び第三十四条の二において「性能維持施設」という。)第三十一条の六第一項第一号の性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

「十二・十三 略」

十四 廃止措置に係る品質マネジメントシステム  
「十五・十六 略」

3 「同上」

(核物質防護規定)

第三十二条の二 「同上」

2 第二十九条第二項の規定は、前項の核物質防護規定の認可を受けようとする場合について準用する。

(核物質防護規定の遵守状況の検査)

第三十二条の二の二 法第四十三条の二第二項において準用する法第十二条の二第五項の検査は、毎年一回行うものとする。

2 法第四十三条の二第二項において準用する法第十二条の二第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 事務所又は原子力船等への立入り
- 二 帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査
- 三 従業者その他関係者に対する質問
- 四 特定核燃料物質その他の必要な試料の提出(試験のため必要な最小限度の量に限る。)をさせること。

(廃止措置実施方針に定める事項)

第三十二条の五の二 「同上」

「一〇十 同上」

十一 廃止措置期間中に機能を維持すべき試験研究用等原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

「十二・十三 同上」

十四 廃止措置に係る品質保証計画  
「十五・十六 同上」

(廃止措置計画の認可の申請)

第三十二条の六 法第四十三条の三の二第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けようとする者は、廃止しようとする試験研究用等原子炉ごとに、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一〜五 略」

六 ~~性能維持施設~~ 廃止措置期間中に性能を維持すべき試験研究用等原子炉施設(以下この条及び第三十四条の二において「性能維持施設」という。)

七 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間

「略」

「略」

「略」

「略」

十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

2 前項の申請書には、次に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

「一〜四 略」

五 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

「六・七 略」

八 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

「略」

3 「略」

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

第三十二条の七 法第四十三条の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次

(廃止措置計画の認可の申請)

第三十二条の六 「同上」

「一〜五 同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

六 「同上」

「同上」

「同上」

「同上」

「号を加える。」

「同上」

「一〜四 同上」

五 廃止措置期間中に機能を維持すべき試験研究用等原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

「六・七 同上」

八 品質保証計画に関する説明書

「同上」

3 「同上」

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

第三十二条の七 法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事



に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならぬ。

「一、三 略」

四 変更に係る前条第一項第四号から第十二号までに掲げる事項

五 「略」

「2・3 略」

(廃止措置計画に係る軽微な変更)

第三十二条の八 法第四十三条の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、法第四十三条の三の二第二項又は同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けたところによる放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の値を大きくしないものその他試験研究用等原子炉施設の保全上支障のない変更とする。

2 「略」

(廃止措置計画の認可の基準)

第三十二条の九 法第四十三条の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第四項の原子力規制委員会規則で定める基準は、廃止措置の実施が核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上支障がないものであることとする。

(廃止措置終了確認証)

第三十二条の十二 原子力規制委員会は、原子力規制検査により、廃止措置の結果が前条各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、廃止措置終了確認証を交付する。

(許可の取消し等に伴う措置)

項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならぬ。

「一、三 同上」

四 変更に係る前条第一項第四号から第九号までに掲げる事項

五 「同上」

「2・3 同上」

(廃止措置計画に係る軽微な変更)

第三十二条の八 法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、法第四十三条の三の二第二項の認可又は同条第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書及びその添付書類に記載された放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の値を大きくしないものその他試験研究用等原子炉施設の保全上支障のない変更とする。

2 「同上」

(廃止措置計画の認可の基準)

第三十二条の九 法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第四項の原子力規制委員会規則で定める基準は、廃止措置の実施が核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上支障がないものであることとする。

「条を加える。」

(許可の取消し等に伴う措置)

第三十三条 ~~〔略〕~~第三十二条の六から前条までの規定は、旧試験研究用等原子炉設置者等の廃止措置について準用する。

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十二条の	〔略〕	第三十二条の七第一項		第三十二条の六第一項	法第四十三条の三の二第二項	法第四十三条の三の二第二項
		前条第一項第四号から第十二号まで	第三十三條第一項において準用する前条第一項第四号から第十二号まで	法第四十三條の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二條の六第三項	法第四十三條の三の二第四項において読み替えて準用する法第十二條の七第四項	法第四十三條の三の二第二項
法第四十三條の三の	法第四十三條の三の					

第三十三条 ~~〔同上〕~~第十三条の二及び第三十二条の六から前条までの規定は、旧試験研究用等原子炉設置者等の廃止措置について準用する。

2 〔同上〕

〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕		第十三条の二第一項	法第二十九条第一項ただし書	法第四十三条の三の二第四項において準用する法第二十二條の九第四項
		前条第一項第四号から第九号まで	第三十三條第一項において準用する前条第一項第四号から第九号まで	法第四十三條の三の二第三項において準用する法第十二條の六第三項	法第四十三條の三の二第二項	法第四十三條の三の二第二項
法第四十三條の三の	法第四十三條の三の					

八第一項	<del>第三項において読み替えて準用する法第十二条の木第三項ただし書</del> 「略」	<del>第四項において読み替えて準用する法第十二条の七第四項ただし書</del> 「略」
	法第四十三條の三の二第二項又は同條第三項において読み替えて準用する法第十二條の六第三項の認可	法第四十三條の三の二第二項又は同條第四項において読み替えて準用する法第十二條の七第四項の認可
「略」	第三十二條の九	法第四十三條の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二條の六第四項
第三十二條の十第一項及び第三十二條の十一及び前條	法第四十三條の三の二第三項において準用する法第十二條の六第八項	法第四十三條の三の二第四項において読み替えて準用する法第十二條の七第九項
前條	前條各号	次條第一項において準用する前條各号

（旧試験研究用等原子炉設置者等に係る廃止措置対象施設について）

「同上」	<del>第三項において準用する法第十二條の木第三項ただし書</del> 「同上」	<del>第四項において準用する法第十二條の七第四項ただし書</del> 「同上」
	法第四十三條の三の二第二項の認可又は同條第三項において準用する法第十二條の六第三項の変更の認可	法第四十三條の三の二第二項の認可又は同條第四項において準用する法第十二條の七第四項の変更の認可
「同上」	第三十二條の十第一項及び前條	法第四十三條の三の二第三項において準用する法第十二條の六第八項
第三十二條の十第一項及び前條	法第四十三條の三の二第三項において準用する法第十二條の六第八項	法第四十三條の三の二第四項において準用する法第十二條の七第九項

七の定期事業者検査を要する場合の維持等)

第三十四条の二 法第四十三条の三の三第四項において読み替えて準用する法第二十二條の九第四項の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に性能維持施設が存在する場合とする。

2 前項の場合において、法第二十八條の二本文の規定は、性能維持施設に限り、適用されるものとする。

3 前項第一項の場合において、定期事業者検査は、性能維持施設について、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めて行うものとする。

(届出書類の提出部数)

第三十八條 法第二十六條第二項、第二十六條の二第二項、**第二十七條第四項、第三十二條第二項、法第四十三條の三の二第三項**において読み替えて準用する法第十二條の六第五項及び法第四十三條の三の三第四項において読み替えて準用する法第十二條の七第六項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

「条を加える。」

(届出書類の提出部数)

第三十八條 法第二十六條第二項、法第二十六條の二第二項、法第二十七條第四項、**法第三十二條第二項、法第四十三條の三の二第三項**において準用する法第十二條の六第五項又は法第四十三條の三の三第四項において準用する法第十二條の七第六項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

改正後	改正前
<p>(定義)                      第一条の二 「略」                      2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。                      「一〇十一 略」                      十二 「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二<del>十</del>二年原子力規制委員会規則第二<del>十</del>号。以下「品質管理基準規則」という。）                      十三 「品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第二章第二項第一号に規定する保安活動をいう。                      十四 「廃止措置対象附属施設」とは、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた廃止措置計画（同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に係る廃止措置の対象となる廃棄物埋設地の附属施設をいう。                      十五 「設計想定事象」とは、次に掲げる事象であつて、<b>第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第三十号。第二条第一項第二号ハにおいて「設置許可基準規則」という。）</b>第二<del>条第二項第二号</del><b>に規定する安全機能を有する施設</b>廃棄物埋設施設の設計において発生を想定しているものをいう。                      イ 自然現象                      ロ 廃棄物埋設施設を設置する事業所内又はその周辺における廃棄物埋設施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）</p>	<p>(定義)                      第一条の二 「同上」                      2 「同上」                      「一〇十一 同上」                      「号を加える。」                      「号を加える。」                      「号を加える。」                      「号を加える。」</p>

ハ 廃棄物埋設施設内における火災その他の廃棄物埋設施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象

(第二種廃棄物埋設の事業の許可の申請)

第二条 法第五十一条の二第三項の申請書(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)の記載については、次の各号によるものとする。

一 「略」

二 法第五十一条の二第三項第四号の廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。

「イ・ロ 略」

ハ 廃棄物埋設施設の一般構造

(1) 「略」

(2) 耐津波構造(設置許可基準規則第五条に規定する津波に對して廃棄物埋設施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。)

「(3) (7) 略」

「(2) (7) 略」

「(3) (5) 略」

六 法第五十一条の二第三項第七号の廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を「~~二~~」に記載すること。

2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(以下「令」という。)第三十条第二項に規定する事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

「一 (七) 略」

八 廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な

(第二種廃棄物埋設の事業の許可の申請)

第二条 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 「同上」

(1) 「同上」

(2) 耐津波構造(第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第三十号)第五条に規定する津波に對して廃棄物埋設施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。)

「(3) (7) 同上」

「(2) (7) 同上」

「(3) (5) 同上」

「号を加える。」

2 「同上」

「一 (七) 同上」

「号を加える。」

体制の整備に関する説明書

九〇  
「略」

九一  
「略」

九二  
「略」

三  
「略」

四 法第五十一条の二第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めるときは、第二項第十一号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第五十一条の四第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

(変更の許可の申請)

第三条 令第三十三条の変更の許可の申請書(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)の記載については、次の各号によるものとする。

一 令第三十三条第三号の変更の内容については、法第五十一条の二第三項第三号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量の変更に係る場合にあつては第二種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度及び、総放射能量及び區別放射能量を記載し、同項第四号の廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては第二條第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第三項第四号の廃棄の方法の変更に係る場合にあつては第二條第一項第三号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第三項第五号の変更予定時期の変更に係る場合にあつては放射能の減衰に依つて行う周辺監視区域又は第十七條第一項に規定する措置の変更又は廃止についてそれぞれその時期を記載し、法第五十一条の二第三項第七号の廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては第二條第一項第六号に規定する事項を記載すること。

八〇  
「同上」

八一  
「同上」

八二  
「同上」

三  
「同上」

四 法第五十一条の二第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めるときは、第二項第十号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第五十一条の四第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

(変更の許可の申請)

第三条 「同上」

一 令第三十三条第三号の変更の内容については、法第五十一条の二第三項第三号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量の変更に係る場合にあつては第二種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度及び、総放射能量及び區別放射能量を記載し、同項第四号の廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては第二條第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第三項第四号の廃棄の方法の変更に係る場合にあつては第二條第一項第三号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第三項第五号の変更予定時期の変更に係る場合にあつては放射能の減衰に依つて行う周辺監視区域又は第十七條第一項に規定する措置の変更又は廃止について、それぞれその時期を記載すること。



二 「略」

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

「一〜七 略」

八 変更後における廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

3 「略」

（廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の申請）

第四条 法第五十一条の六第一項の規定により、**廃棄物埋設施設及びこれに関する保安のための措置（以下「廃棄物埋設施設等」という。）に係る第二種廃棄物埋設に関する確認を受けようとする者は、別記様式第一による申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。**

「一〜五 略」

**四六** 廃棄物埋設施設等に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

**五** 「略」

「2・3 略」

（廃棄物埋設施設等の技術上の基準）

第六条 法第五十一条の六第一項に規定する**原子力規制委員会規則で定めるに規定する第二種廃棄物埋設の事業に係る技術上の基準（以下「廃棄物埋設施設等の技術上の基準」という。）**は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 埋設を行うことによつて、廃棄物埋設施設を設置した事業所に埋設された放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの**放射能の総量総放射能量及び区画別放射能量**が、法第五十一条の二第一項又は第五十一条の五第一項の許可を受けたところによる放射性物質の種類ごとの**総放射能量及び区画別放射能量**を

二 「同上」

2 「同上」

「一〜七 同上」

「号を加える。」

3 「同上」

（廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の申請）

第四条 **「同上」**法第五十一条の六第一項の規定により、**廃棄物埋設施設及びこれに関する保安のための措置に係る第二種廃棄物埋設に関する確認を受けようとする者は、別記様式第一による申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。**

「一〜五 同上」

「号を加える。」

**四** 「同上」

「2・3 同上」

（廃棄物埋設施設等の技術上の基準）

第六条 「同上」

一 埋設を行うことによつて、廃棄物埋設施設を設置した事業所に埋設された放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの**総放射能量及び区画別放射能量**が、法第五十一条の二第一項又は法第五十一条の五第一項の許可に係る申請書及び法第六十二条の二第一項の規定により許可の際に付された条件を記載した



それぞれ超えないこと。

〔二〕~~第七~~ 略〕

~~第七~~八 廃棄物埋設施設は、前各号に定めるもののほか、~~法第五十~~一条の二第一項又は第五十一条の五第一項の許可を受けたところによる構造及び設備を有すること。

〔~~二~~・~~三~~ 略〕

〔条を削る。〕

〔条を削る。〕

〔~~埋設しようとする放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の申請~~〕

第七条 「略」

2 前項各号の申請書には、廃棄体を埋設する場合にあつては次に掲げる書類、コンクリート等廃棄物を埋設する場合にあつては第一号、~~及び第四号から第本号まで~~、~~第七号及び第八号~~に掲げる書類を添付しなければならない。

〔一〕~~第七~~ 略〕

~~第七~~八 ~~埋設しようとする放射性廃棄物等に係る品質マネジメントシステムに関する説明書~~

〔3・4 略〕

〔~~埋設しようとする放射性廃棄物等の技術上の基準~~〕

書類（以下~~二~~の条及び~~第八~~条において「許可申請書等」という。）に記載した放射性物質の種類ごとの総放射エネルギー及び~~區別別放射エネルギーをそれぞれ超えないこと。~~

〔二〕~~第七~~ 同上〕

~~第七~~八 廃棄物埋設施設は、前各号に定めるもののほか、~~許可申請書等に記載した構造及び設備を有すること。~~

〔~~二~~・~~三~~ 同上〕

~~第六~~条の二 削除

（~~廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認実施要領書~~）

~~第六~~条の三 原子力規制委員会は、~~第四~~条第一項の申請書の提出を受けた場合には、~~第五~~条各号に掲げる事項の確認の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る確認実施要領書を定めるものとする。

〔~~埋設しようとする放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の申請~~〕

第七条 「同上」

2 前項各号の申請書には、廃棄体を埋設する場合にあつては次に掲げる書類、コンクリート等廃棄物を埋設する場合にあつては第一号、~~及び第四号及び第七号~~に掲げる書類を添付しなければならない。

〔一〕~~第七~~ 同上〕

〔号を加える。〕

〔3・4 同上〕

〔~~埋設しようとする放射性廃棄物等の技術上の基準~~〕

第八条 「略」

2 廃棄体に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

〔一・二 略〕

三 放射能濃度が法第五十一条の二第一項又は第五十一条の五第一項の許可を受けたところによる最大放射能濃度を超えないこと。

〔廿四く廿八 略〕

九 前各号に定めるもののほか、法第五十一条の二第一項又は第五十一条の五第一項の許可を受けたところによるものであること。

3 略 コンクリート等廃棄物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

〔一く三 略〕

四 前三号に定めるもののほか、法第五十一条の二第一項又は第五十一条の五第一項の許可を受けたところによるものであること。

「条を削る。」

(第二種廃棄物埋設確認証)

第九条 原子力規制委員会は、原子力規制検査により、第四条第一項又は第七条第一項の規定による申請に係る廃棄物埋設施設等及びこれに関する保安のための措置又は埋設しよとする放射性廃棄物等及びこれに関する保安のための措置が第六条又は前条の技

第八条 「同上」

2 「同上」

〔一・二 同上〕

三 放射能濃度が許可申請書等に記載した最大放射能濃度を超えないこと。

〔廿四く廿八 同上〕

九 前各号に定めるもののほか、許可申請書等に記載したものであること。

3 「同上」

〔一く三 同上〕

四 前三号に定めるもののほか、許可申請書等に記載したものであること。

(埋設しよとする放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の実施要領書)

第八条の二 原子力規制委員会は、第七条第一項の申請書の提出を受けた場合には、前条各号に掲げる事項の確認の埋設しよとする放射性廃棄物等が前条第一項の技術上の基準に適合することを確認する方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る確認実施要領書を定めるものとする。

(確認証の交付)

第九条 原子力規制委員会は、法第五十一条の六第一項又は第二項の確認(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)をしたときは、確認証を交付する。

術上の基準に適合していることについて確認（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）をしたときは、第二種廃棄物埋設確認を交付する。

（合併及び分割の認可の申請）

第十条 法第五十一条の十二第一項の合併又は分割の認可（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）をして、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一〇六 略」

七 廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

「一〇六 略」

七 廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

八 「略」

3 「略」

（記録）

第十三条 法第五十一条の十五の規定による記録（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存してお蔵しなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
------	---------	------

（合併及び分割の認可の申請）

第十条 法第五十一条の十二第一項の合併又は分割の認可（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一〇六 同上」

「号を加える。」

2 「同上」

「一〇六 同上」

「号を加える。」

七 「同上」

3 「同上」

（記録）

第十三条 法第五十一条の十五の規定による記録（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
------	---------	------

五 廃棄物埋設施設の事故記録	四 廃棄物埋設施設の施設管理（ 第十六条に規定するものをいう 。以下この表において同じ。） に係る記録	一、三 略	略
	二 第十六条第 <del>四</del> 三号の規定に よる施設管理の実施状況及び その担当者の氏名	略	略
	三 第十六条第 <del>四</del> 三号の規定に よる施設管理方針、施設管理 目標及び施設管理実施計画の 評価の結果及びその評価の担 当者の氏名	略	略
	四 保守記録	同上	同上
五 「同上」	一 廃棄物埋設施設の巡視及び 点検の状況並びにその担当者 の氏名	同上	同上
	二 廃棄物埋設施設の修理の状 況及びその担当者の氏名	同上	同上
	三 一年間（廃棄 物埋設地に係 る場合にあつ ては、第七項 に定める期間	同上	同上

イ 事故の発生及び復旧の時	[略]	[略]
「ロ」ニ 略	[略]	[略]
「六」九 略	[略]	[略]
十 品質管理基準規則第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）	[略]	[略]
「十一」十四 略	[略]	[略]

「2」6 略

7 第一項の表第一号、第二号ハ、リ及びヌ、第四号イ、第五号、第六号ロ、第七号、第八号、第十一号並びに第十三号の記録の保存期間は、法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

(品質マネジメントシステム)

第十三条の三 法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、法第五十一条の二第一項又は第五十一条の五第一項の許可を受けたところにより、品質マネジメントシステムに基づき保安活動（次条から第十九条の二までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメントシステムの改善を継続して行わなければならない。

「条を削る。」

イ 事故の発生及び復旧の時	[同上]	[同上]
「ロ」ニ 同上	[同上]	[同上]
「六」九 同上	[同上]	[同上]
十 第十三条の三の品質保証計画に関する文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）	[同上]	[同上]
「十一」十四 同上	[同上]	[同上]

「2」6 同上

7 第一項の表第一号、第二号ハ、リ及びヌ、第四号ロ、第五号、第六号ロ、第七号、第八号、第十一号並びに第十三号の記録の保存期間は、法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

(品質保証)

第十三条の三 法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、保安規定に基づき品質保証計画を定め、これに基づき保安活動（第十四条から第十九条の二までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質保証計画の改善を継続して行わなければならない。

(品質保証計画)

第十三条の四 品質保証計画においては、次に掲げる事項を定める

「条を削る。」

「条を削る。」

ものとする。

- 一 品質保証の実施に係る組織に関する事項
- 二 保安活動の計画に関する事項
- 三 保安活動の実施に関する事項
- 四 保安活動の評価に関する事項
- 五 保安活動の改善に関する事項

(品質保証の実施に係る組織)

第十三条の五 品質保証の実施に係る組織は次のとおりとする。

- 一 第二種廃棄物埋設事業者（法人にあつてはその代表者）によつて運営されていること。
- 二 品質保証に関する責任及び権限並びに業務が明確であること。
- 三 品質保証計画の策定、実施、評価及びその改善を継続的に行う仕組みを有していること。

(保安活動の計画)

第十三条の六 品質保証計画における保安活動の計画に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 保安活動において産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格Q九〇〇〇のプロセス及びその相互関係が明確にされていること。
- 二 保安活動の計画、実施、評価及び改善の各段階を踏まえて実施し、保安活動の改善を継続して行う仕組みとすること。
- 三 外部から物品又は役務を調達する場合には、その管理を適切に行う方法を定めること。
- 四 保安のための重要度に応じて、実施すべき内容を定めること。
- 五 保安活動に関する文書及び記録の適切な管理に関する手順を定めること。
- 六 保安活動を実施する者に対する必要な教育及び訓練の体系を

「条を削る。」

定めること。

(保安活動の実施)

第十三条の七 品質保証計画における保安活動の実施に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 保安活動を構成する個別の業務（以下「個別業務」という。）ごとに、次により行うこと。
- イ 個別業務の目標及び個別業務に関する要求事項を明確にし、個別業務の実施計画（以下この条において「実施計画」という。）を策定すること。
- ロ 個別業務の実施は、実施計画に基づき行うこと。この場合において、当該計画が要求事項を満たしていることを適切な段階で確認すること。
- ハ 実施計画を変更する場合は、変更内容を適切に管理すること。
- ニ 外部から物品又は役務を調達する場合は、実施計画に適切な調達の実施に必要な事項（当該物品又は役務の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）を取得し、他の第一種廃棄物埋設事業者及び他の第二種廃棄物埋設事業者と共有するために必要な措置に関することを含む。）及びこれが確実に守られるよう管理する方法を定めること。
- 三 個別業務が実施計画に定めた要求事項を満たしていることを確認するため、必要な検査及び試験を定めて行うこと。
- 四 保安のための重要度に応じて前号の検査及び試験を行う者を定めること。
- 五 要求事項に適合しない状態（以下「不適合」という。）が発生した場合は、これを適切に管理する方法を定めること。

(保安活動の評価)

第十三条の八 品質保証計画における保安活動の評価に関する事項

「条を削る。」

「条を削る。」

「条を削る。」

(廃棄物埋設施設の施設管理)

- は、次に掲げる事項とする。
- 一 保安活動の実施の状況について、必要な監視及び測定を計画的に行うこと。
  - 二 保安活動が適切に行われていることを明確にするため、計画的に監査を行うこと。
  - 三 前号の評価は、対象となる個別業務を実施した者以外の者により実施されること。

(保安活動の改善)

第十三条の九 品質保証計画における保安活動の改善に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 不適合に対する再発防止のために行う是正に関する処置に関する手順(第二十二条の十七各号に掲げる事故故障等の事象その他が発生した根本的な原因を究明するために行う分析(以下「根本原因分析」という。)の手順を含む。)を確立して行うこと。
- 二 生じるおそれのある不適合を防止するための予防に関する処置(以下「予防処置」という。)に関する手順(根本原因分析の手順を含む。)を確立して行うこと。
- 三 予防処置に当たっては、自らの廃棄物埋設施設における保安活動の実施によつて得られた知見のみならず他の施設から得られた知見を適切に反映すること。
- 四 前条の評価結果を適切に反映すること。

(作業手順書等の遵守)

第十三条の十 法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書(以下「作業手順書等」という。)を定め、これらを遵守しなければならない。

(廃棄物埋設施設の巡視及び点検)



第十六条 法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物

埋設事業者は、廃棄物埋設施設の保全のために行う設計、工事、  
巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」とい  
う。）に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 廃棄物埋設施設が法第五十一条の二第一項又は第五十一条の  
五第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、第六  
条の技術上の基準に適合する性能を有するよう、これを設置し  
、及び維持するため、~~廃棄物埋設施設の施設管理~~に關する方針  
（以下この条において「施設管理方針」という。）を定めるこ  
と。ただし、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合  
は、この限りでない。

~~二 前号ただし書の場合においては、法第五十一条の二十五第二  
項若しくは同条第三項において読み替えて準用する法第十二  
条の三第三項の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載さ  
れた第二十二條の七第一項第五号の性能維持施設の施設管理方  
針を定めること。~~

~~三 第十号又は前号の規定により定められた施設管理方針に従  
つて達成すべき施設管理の目標（~~廃棄物埋設施設について定  
量的に定める目標を含む。~~以下この条項において「施設管理目標  
」という。）を定めること。~~

~~四 前号に規定する施設管理目標を達成するため、次の事項を  
定めた施設管理の実施に關する計画（以下この条項において「  
施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従つて施  
設管理を実施すること。~~

イ 施設管理実施計画の始期及び期間に關すること。

ロ 廃棄物埋設施設の設計及び工事に關すること。

ハ 廃棄物埋設施設の巡視（廃棄物埋設施設の保全のために実  
施するものに限る。）に關すること。

ニ 廃棄物埋設施設の点検、検査等（以下この号において「点  
検等」という。）の方法、実施頻度及び時期（廃棄物埋設施  
設の操作中及び操作停止中の区別を含む（法第五十一条の二

第十六条 法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物

埋設事業者は、~~法第五十一条の十八第一項の認可又は変更の認可  
を受けた保安規定において、毎週一回以上、廃棄物埋設施設の保  
全に従事する者に廃棄物埋設施設について巡視及び点検を行わせ  
なければならない。~~

十五第二項の認可を受けたものを除く。）に關すること。

ホ 廃棄物埋設施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に關すること。

ヘ 廃棄物埋設施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に關すること。

ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（品質管理基準規則第二条第二項第七号に規定する~~の~~未然防止処置を含む。）に關すること。

チ 廃棄物埋設施設の施設管理に關する記録に關すること。

~~註四~~ 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること。

イ 施設管理方針及び施設管理目標にあつては、一定期間

ロ 施設管理実施計画にあつては、前号イに規定する期間

~~ホ五~~ 前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を~~埋設物~~埋設施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画に反映すること。

~~註六~~ 廃棄物埋設施設の操作を相当期間停止する場合その他廃棄物埋設施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該廃棄物埋設施設の状態に應じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。

（設計想定事象に係る廃棄物埋設施設の保全に關する措置）

~~第十七条の二~~ 法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃

棄物埋設事業者は、設計想定事象に關して、法第五十一条の二第一項又は第五十一条の五第一項の許可を受けたところ（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けたものにあつては、当該認可を受けたところ）~~は、~~に~~よ~~り、次に掲げる廃棄物埋設施設の保全に關する措置を講じなければならない。

一 設計想定事象に係る廃棄物埋設施設の必要な機能を維持するための活動に關する計画（廃棄物埋設施設を設置した事業所に

「条を加える。」

おける火災に係る次に掲げる事項を含む。)を定めるとともに、当該計画の実行に必要な要員を配置し、当該計画に従つて必要な活動を行わせること。

イ 廃棄物埋設施設を設置した事業所における可燃物の管理に  
関すること。

ロ 消防吏員への通報に関すること。

ハ 消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着する  
までに行う活動に関すること。

二 設計想定事象の発生時における廃棄物埋設施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練を定期  
に実施すること。

三 設計想定事象の発生時における廃棄物埋設施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器  
その他の資機材を備え付けること。

四 前三号に掲げるもののほか、設計想定事象の発生時における  
廃棄物埋設施設の必要な機能を維持するための活動を行うため  
に必要な体制を整備すること。

(事業所内)の運搬

第十八条 法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、廃棄物埋設施設を設置した事業所内における核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

〔一〇九 略〕

〔2・3 略〕

4 第二種廃棄物埋設事業者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和五十三年総理府令第五十七号)第三条から第十七条の二まで及び核燃料物質等車両運搬規則(昭和五十三年運輸省令第七十二号)第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にか

(事業所内)の運搬

第十八条 法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、廃棄物埋設施設を設置した事業所内の核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

〔一〇九 同上〕

〔2・3 同上〕

4 第二種廃棄物埋設事業者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和五十三年総理府令第五十七号)第三条から第十七条の二まで及び核燃料物質等車両運搬規則(昭和五十三年運輸省令第七十二号)第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にか

わらず、当該核燃料物質等を廃棄物埋設施設を設置した事業所において運搬することができる。

(事業所内において行われる廃棄)

第十九条 法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、廃棄物埋設施設を設置した事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

「一〇十四 略」

(保安規定)

第二十条 法第五十一条の十八第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者(第二種廃棄物埋設事業者に限る。)は、認可を受けようとする事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 「略」

「号を削る。」

二 品質マネジメントシステムに関すること(品質管理基準規則

第五条第四号に規定する手順書等(次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。)の保安規定上の位置付けに関することを含む。)

三 「略」

四 「略」

五 廃棄物埋設施設の操作及び管理を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ 「略」

ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの

「(1)〜(4) 略」

ず、当該核燃料物質等を廃棄物埋設施設を設置した事業所内において運搬することができる。

(事業所内の廃棄)

第十九条 法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、廃棄物埋設施設を設置した事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

「一〇十四 同上」

(保安規定)

第二十条 「同上」

一 「同上」

二 安全文化を醸成するための体制(経営責任者の関与を含む。)

三 廃棄物埋設施設の品質保証に関すること(根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。)

四 「同上」

五 「同上」

六 廃棄物埋設施設の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ 「同上」

ロ ~~保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの~~

「(1)〜(4) 同上」

(5) 非常の場合に講ずべき処置に関する事。

ハ 「略」

六 「略」

七 「略」

八 「略」

九 「略」

十 「略」

十一 「略」

「号を削る。」

十二 「略」

十三 放射性廃棄物の受入れ（前号に掲げるものを除く。）

、運搬、廃棄その他の取扱い（事業所の外において行う場合を含む。）に関する事。

十四 「略」

十五 非常の場合に講ずべき処置に関する事。

設計想定事象に係る廃棄物埋設施設の保全に関する措置に関する事。

十六 「略」

十七 廃棄物埋設施設の施設管理に関する事。

十八 「略」

十九 不適合（品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第二十号において同じ。）が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関する事。

二十 「略」

二十一 「略」

2 法第五十一条の二十五第二項の認可を受けようとする者（~~第~~種廃棄物埋設事業者に限る。）は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第五十一条の十八第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとする者

(5) 非常の場合に採るべき処置に関する事。

ハ 「同上」

六 「同上」

七 「同上」

八 「同上」

九 「同上」

十 「同上」

十一 「同上」

十二 廃棄物埋設施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関する事。

十三 「同上」

十四 放射性廃棄物の受入れ（前号に掲げるものを除く。）

、運搬、廃棄その他の取扱いに関する事。

十五 「同上」

十六 非常の場合に採るべき処置に関する事。

「号を加える。」

十七 「同上」

十八 「同上」

十九 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関する事。

二十 「同上」

二十一 「同上」

2 ~~同上~~ 法第五十一条の二十五第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第五十一条の十八第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けようとする者にあつては、第八号、第十二号及び第十九号を除く。）を追加し

きも同様とする。

一 「略」  
「号を削る。」

二 品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関するを含む。）。

三 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関するを含む。）。

四 「略」

五 「略」

六 廃止措置の管理を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

七 「イ〜ハ 略」

八 「イ〜ハ 略」

九 「号を削る。」

十 「号を削る。」

十一 「号を削る。」

十二 放射性廃棄物の運搬、廃棄その他の取扱い（事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。

十三 非常の場合に講ずべき処置に関すること。  
設計想定事象に係る廃棄物埋設施設の保全に関する措

、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを  
変更しようとするときも同様とする。

一 「同上」  
安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

二 廃棄物埋設施設の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関するを含む。）。

三 廃止措置の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関するを含む。）。

四 「同上」

五 「同上」  
廃止措置の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

六 「イ〜ハ 同上」

七 南上中放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置に関すること。

八 「同上」

九 「同上」  
第十九条の二の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等に必要な情報を把握するための廃棄物埋設地及びその周辺の状況の監視（前号に掲げるものを除く。）に関すること。

十 「同上」

十一 廃棄物埋設施設の巡視及び点検並びにこれに伴う処置に関すること。

十二 放射性廃棄物の運搬、廃棄その他の取扱いに関すること。

十三 非常の場合に採るべき処置に関すること。  
「号を加える。」



置に關すること。

十五十四 [略]

十五十五 [略]

十七十六 廃棄物埋設施設の施設管理に關すること。

十八二十一 [略] [号を削る。]

十七 [略]

十八 [略]

十九 [略]

二十 [略]

3 法第五十一条の十八第一項の規定により認可又は変更の認可を受けた保安規定について第一項第六号に掲げる事項の変更の認可を受けようとする者は、第一項の申請書に第十九条の二の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果に關する説明書を添えて提出しなければならない。

§ 4・5 略

[条を削る。]

十七十七 [同上]

十七十八 [同上]

[号を加える。]

十八二十一 同上 十九 廃棄物埋設施設の定期的な評価等に關すること。

二十 [同上]

二十一 [同上]

二十二 [同上]

二十三 [同上]

3 法第五十一条の十八第一項の規定により認可又は変更の認可を受けた保安規定について第一項第七号又は前項第八号に掲げる事項の変更の認可を受けようとする者は、第一項又は前項の申請書に第十九条の二の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果に關する説明書を添えて提出しなければならない。

§ 4・5 同上

(保安規定の遵守状況の検査)

第二十條の二 法第五十一条の十八第五項の規定による検査は、種々種々種々種々の事業に係るものに限る。は、毎年四回行うものとする。ただし、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は、廃止措置の実施状況に依り、毎年四回以内行うものとする。

2 前項の検査についての法第五十一条の十八第六項において準用する法第十二条第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

- 一 事務所又は事業所への立入り
  - 二 帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査
  - 三 従業者その他関係者に対する質問
  - 四 核原料物質、核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物
- その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に

限る。)をさせること。

第二十一条 (廃棄物埋設地の譲受けの許可の申請)  
第二十一条 「同上」

「一、三 同上」  
「号を加える。」

2 「同上」

「一、五 同上」  
「号を加える。」

六、七 「同上」  
七 「同上」  
三 「略 同上」

(核物質防護規定の遵守状況の検査)

第二十二條の三 法第五十一条の二十三第二項において準用する法第十二條の二第五項の規定による検査は、毎年一回行うものとする。

2 前項の検査についての法第五十一条の二十三第二項において準用する法第十二條の二第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 事務所又は事業所への立入り
- 二 帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査
- 三 従業員その他関係者に対する質問
- 四 特定核燃料物質その他の必要な試料の提出(試験のため必要

(廃棄物埋設地の譲受けの許可の申請)  
第二十一条 令第三十七条の譲受けの許可の申請書(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)の記載については、次の各号によるものとする。

「一、三 略」

四 令第三十七条第七号の廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を併せて記載すること。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

「一、五 略」

六 廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

七 「略」

八 「略」

3 「略」

第二十二條の三 削除



な最小限度の量に限る。)をさせること。

(廃止措置実施方針に定める事項)  
第二十二條の六の二 「同上」

「一〇八 同上」

九 廃止措置期間中に機能を維持すべき廃棄物埋設施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

十 「同上」 「同上」

十一 「同上」

十二 廃止措置に係る品質保証計画

十三 「同上」 「同上」

十四 「同上」

(廃止措置計画の認可の申請)  
第二十二條の七 「同上」

「一・二 同上」

三 廃止措置の対象となる廃棄物埋設地の附属施設(以下「廃止措置対象附属施設」という。)及びその敷地

四 「同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

七 「四〇七 同上」

八 「同上」

(廃止措置実施方針に定める事項)  
第二十二條の六の二 法第五十一條の二十四の三第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

「一〇八 略」

「号を削る。」 九 第二十二條の七第一項第五号の性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

十 「略」 「一・二 略」

十一 「略」

十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

十三 「略」 「十三・十四 略」

十四 「略」

(廃止措置計画の認可の申請)  
第二十二條の七 法第五十一條の二十五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一・二 略」

三 廃止措置対象附属施設及びその敷地

四 「略」

五 廃止措置期間中に性能を維持すべき廃棄物埋設施設(以下「性能維持施設」という。)の条及び第二十二條の十三において「性能維持施設」という。

六 「略」

七 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間

八 「四〇七 略」

九 「略」

七  
略

八 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

「一～五 略」

「号を削る。」  
六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

七 略

八 略

九 略

九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

十 略

十一 略

3 「略」

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

第二十二条の八 法第五十一条の二十五第三項において読み替えて

準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の

種廃棄物埋設事業者に限る。は、次の各号に掲げる事項を記載

した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一・二 略」

三 変更に係る前条第一項第三号から第八号第十号までに掲げる

事項

四 「略」

「2・3 略」

(廃止措置終了確認証)

第二十二条の十二の二 原子力規制委員会は、原子力規制検査によ

り、廃止措置の結果が前条各号のいずれにも適合していることに

ついて確認をしたときは、廃止措置終了確認証を交付する。

(旧廃棄事業者等の廃止措置計画の認可の申請)

七  
同上

「号を加える。」

2 「同上」

「一～五 同上」

六 廃止措置期間中に機能を維持すべき廃棄物埋設施設及びその

性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

七 「同上」

八 「同上」

九 品質保証計画に関する説明書

十 「同上」

十一 「同上」

3 「同上」

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

第二十二条の八 「同上」法第五十一条の二十五第三項において準

用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の

各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出し

なければならない。

「一・二 同上」

三 変更に係る前条第一項第三号から第七号までに掲げる事項

四 「同上」

「2・3 同上」

「条を加える。」

(旧廃棄事業者等の廃止措置計画の認可の申請)

第二十二條の十三 法第五十一條の二十六第二項の規定により廃止

措置計画について認可を受けようとする者(第一種廃棄物埋設事業者に係る者に限る。)は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一(四七) 略

二(四七) 略

三(四七) 略

四(四七) 略

五(四七) 略

六(四七) 略

七(四七) 略

八(四七) 略

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

一(四五) 略

「号を削る。」 六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

七(略)

八(略)

九(略) 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

十(略) 廃棄物埋設地の所在等を示す措置に関する説明書

3 「略」

「条を削る。」

第二十二條の十三 「同上」

一(四七) 同上

二(四七) 同上

三(四七) 同上

四(四七) 同上

五(四七) 同上

六(四七) 同上

七(四七) 同上

八(四七) 同上

2 「号を加える。」

一(四五) 同上

六 廃止措置期間中に機能を維持すべき廃棄物埋設施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

七(同上) 同上

八(同上) 同上

九 品質保証計画に関する説明書

十 「号を加える。」

3 「同上」

(身分を示す証明書)

第二十八條 第二種廃棄物埋設事業者に対する検査について、法第五十一條の十八第六項において準用する法第十二條第七項の身分を示す証明書は、別記様式第五の二によるものとし、法第五十一條の二十三第二項において準用する法第十二條の二第七項の身分

(電磁的記録媒体による手続)

第二十八条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))に係る記録媒体をいう。別記様式第六において同じ。)及び別記様式第六の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

【一・二 ~~三~~ 略】

三 前条第一項の報告書

〔様式を削る。〕

〔様式を削る。〕

〔様式を削る。〕

別記様式第6 (第28条関係)

〔略〕

を示す証明書は、別記様式第五の三によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、別記様式第六によるものとする。

(電磁的記録媒体による手続)

第二十九条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))に係る記録媒体をいう。以下同じ。)及び別記様式第七の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

【一・二 ~~三~~ 同上】

三 第二十七条第一項の報告書

別記様式第5の2 (第28条関係) [略]

別記様式第5の3 (第28条関係) [略]

別記様式第6 (第28条関係) [略]

別記様式第7 (第29条関係) [同上]

別表第十二 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>(定義)            第一条 「略」            2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。            「一〇五 略」            六 「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二〇号。以下「品質管理基準規則」という。）            第二条第二項第一号に規定する保安活動をいう。            七 「品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。            八 「廃止措置対象施設」とは、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた廃止措置計画（同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に係る廃止措置の対象となる廃棄物管理施設をいう。            九 「設計想定事象」とは、次に掲げる事象であつて、廃棄物管理施設的设计において発生を想定しているものをいう。            イ 自然現象            ロ 廃棄物管理施設を設置する事業所内又はその周辺における廃棄物管理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）            ハ 廃棄物管理施設内における火災その他の廃棄物管理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象</p> <p>(廃棄物管理の事業の許可の申請)            第二条 法第五十一条の二第三項の申請書（廃棄物管理の事業に係</p>	<p>(定義)            第一条 「同上」            2 「同上」            「一〇五 同上」            「号を加える。」            「号を加える。」            「号を加える。」            「号を加える。」            「号を加える。」</p> <p>(廃棄物管理の事業の許可の申請)            第二条 「同上」</p>

るものに限る。)の記載については、次の各号によるものとする。

「一〇四 略」

五 法第五十一条の二第三項第七号の廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を「~~一〇七~~」に記載すること。

2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(以下「令」という。)第三十条第二項に規定する事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

「一〇七 略」

「~~一〇八~~」 廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

「~~一〇九~~」 「略」

「~~一一〇~~」 「略」

「~~一一一~~」 「略」

3 「略」

4 法第五十一条の二第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めるときは、第二項第十号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第五十一条の四第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

(変更の許可の申請)

第三条 令第三十三条の変更の許可の申請書(廃棄物管理の事業に係るものに限る。)の記載については、次の各号によるものとする。

一 令第三十三条第三号の変更の内容については、法第五十一条の二第三項第三号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量の変更に係る場合にあつては廃棄物管理を行う放射性廃棄物の種類及

「一〇四 同上」  
「号を加える。」

2 「同上」

「~~一〇七~~ 同上」  
「号を加える。」

「~~一〇八~~」 「同上」

「~~一〇九~~」 「同上」

「~~一一〇~~」 「同上」

3 「同上」

4 法第五十一条の二第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めるときは、第二項第十号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第五十一条の四第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

(変更の許可の申請)

第三条 「同上」

一 令第三十三条第三号の変更の内容については、法第五十一条の二第三項第三号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量の変更に係る場合にあつては廃棄物管理を行う放射性廃棄物の種類及

び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度を記載し、同項第四号の廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては第二条第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第三項第四号の廃棄物の方法の変更に係る場合にあつては第二条第一項第三号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第三項第七号の廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては第二条第一項第五号に規定する事項を記載すること。

二 「略」

2 前項の申請書（~~廃棄物管理の事業に係るものに限る。~~）には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 一七 略

八 変更後における廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

3 「略」

（設計及び工事の計画の認可を要しない工事等）

第三條の二 法第五十一条の七第一項の原子力規制委員会規則で定める工事（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）は、変更の工事であつて、次条第一項第三号~~又は第五号~~に掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事とする。

2 法第五十一条の七第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）は、設備又は機器の配置の変更であつて、同条第一項又は第二項の認可を受けたところによる放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の値を大きくしないものその他特定廃棄物管理施設の保全上支障のない変更とする。

3 法第五十一条の七第五項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）は、次条第一項第三号~~又は第五号~~に掲げる事項の変更を伴う場合以外の場合

び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度を記載し、同項第四号の廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては第二条第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第三項第四号の廃棄物の方法の変更に係る場合にあつては第二条第一項第三号に掲げる区分によつて記載すること。

二 「同上」

2 「同上」

一 一七 同上

「号を加える。」

3 「同上」

「条を加える。」



とする。

(設計及び工事の計画の認可の申請)  
第四条 法第五十一条の七第一項の規定により、特定廃棄物管理施設に関する設計及び工事の計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 四 工事工程表
- 五 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

- 「号の細分を削る。」
- 「号の細分を削る。」
- 「号の細分を削る。」
- 「号の細分を削る。」
- 「号の細分を削る。」

六 「略」

2 前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の計画が法第五十一条の二第一項若しくは第五十一条の五第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事の計画が法第五十一条の九の技術上の基準(以下「技術基準」という。)に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

3 設計及び工事の計画の全部につき一時に法第五十一条の七第一項の規定による認可を申請することができないときは、その理由を付し、分割して認可を申請することができる。

(設計及び工事の方法の認可の申請)  
第四条 法第五十一条の七第一項の規定により、特定廃棄物管理施設に関する設計及び工事の方法(第十一条に規定する特定廃棄物管理施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条及び次条において同じ。)について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 「一 三 同上」
- 「号を加える。」
- 四 設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織(以下「設計及び工事に係る品質管理の方法等」という。)

- に關する次の事項
- イ 品質保証の実施に係る組織
- ロ 保安活動の計画
- ハ 保安活動の実施
- ニ 保安活動の評価
- ホ 保安活動の改善

五 「同上」

2 前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の方法が法第五十一条の七第三項第二号の技術上の基準(以下この条及び次条において「設計及び工事の方法の技術上の基準」という。)に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が同項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

3 設計及び工事の方法の全部につき一時に法第五十一条の七第一項の規定による認可を申請することができないときは、その理由を付し、分割して認可を申請することができる。



4 「略」

(変更の認可の申請)

第五条 法第五十一条の七第二項の規定により、認可を受けた特定廃棄物管理施設に関する設計及び工事の計画について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一〜三 略」

四 変更に係る前条第一項第四号に掲げる工事工程表

五 変更に係る前条第一項第五号に掲げる設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

六 「略」

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 変更に係る設計及び工事の計画が法第五十一条の二第一項若しくは第五十一条の五第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類

二 変更に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類

「号を削る。」

3 「略」

(設計及び工事の計画に係る軽微な変更の届出)

第六条 法第五十一条の七第五項の規定による届出をしようとする

4 「同上」

(変更の認可の申請)

第五条 法第五十一条の七第二項の規定により、認可を受けた特定廃棄物管理施設に関する設計及び工事の方法について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

「一〜三 同上」

四 「号を加える。」

五 変更に係る前条第一項第四号に掲げる設計及び工事に係る品質管理の方法等

「同上」

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に原子力規制委員会に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略することができる。「号を加える。」

一 変更に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類

二 変更に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が法第五十一条の七第三項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類

3 「同上」

(設計及び工事の方法に係る軽微な変更)

第六条 法第五十一条の七第二項ただし書に規定する原子力規制委

者（廃棄物管理事業者に限る。）は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更に係る特定廃棄物管理施設の概要

三 法第五十一条の七第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号

四 変更の内容

五 変更の理由

2 前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

（使用前事業者検査の実施）

第六条の二 使用前事業者検査（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。以下同じ。）は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法

二 機能及び性能を確認するために十分な方法

三 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを確認するために十分な方法

2 使用前事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

（使用前事業者検査の記録）

第六条の三 使用前事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 検査年月日

二 検査の対象

三 検査の方法

四 検査の結果

五 検査を行った者の氏名

六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内

員会規則で定める軽微な変更（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）は、設備又は機器の配置の変更であつて、同条第一項の認可又は同条第二項の変更の認可に係る申請書に記載された放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の値を大きくしないものその他廃棄物管理施設の保全上支障のない変更とする。

「条を加える。」

「条を加える。」

容

- 七 検査の実施に係る組織
- 八 検査の実施に係る工程管理
- 九 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
- 十 検査記録の管理に関する事項
- 十一 検査に係る教育訓練に関する事項
- 2 使用前事業者検査の結果の記録は、当該使用前事業者検査に係る特定廃棄物管理施設の存続する期間保存するものとする。

(溶接に係る使用前事業者検査を行った旨の表示)

第六条の四 特定第一種廃棄物物理施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則(令和 年原子力規制委員会規則第 号)第十三条第一項に規定する容器等特定廃棄物管理施設に係る容器若しくは管(以下この条において単に「容器等」という。)であつて、同項第二号に規定する主要な溶接部を有する溶接をするもの又は溶接をした容器等であつて輸入したものを設置する廃棄物管理事業者は、当該容器等であつて溶接をするもの又は溶接をした容器等であつて輸入したものに係る使用前事業者検査を終了したときは、当該容器等であつて溶接をするもの又は溶接をした容器等であつて輸入したものに使用前事業者検査を行ったことを示す記号その他表示を付するものとする。

(使用前確認の申請)

第七条 法第五十一条の八第三項の確認(特定廃棄物管理施設に係るものに限る。以下「使用前確認」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 「略」
- 二 特定廃棄物管理施設の設置又は変更の工事に係る事業所の名称及び所在地

「条を加える。」

(使用前検査の申請)

第七条 法第五十一条の八第一項の検査(特定廃棄物管理施設に係るものに限る。以下「使用前検査」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 「同上」
- 二 特定廃棄物管理施設を設置する事業所(特定廃棄物管理施設の変更の場合にあつては、当該変更に係る事業所)の名称及び

「号を削る。」	三 申請に係る特定廃棄物管理施設の概要	四 法第五十一条の七第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号	五 使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所	六 「略」	七 特定廃棄物管理施設を核燃料物質等を用いた試験のために使用する時又は特定廃棄物管理施設の一部が完成した場合であつてその完成した部分を使用しなければならぬ特別の理由があるときにあつては、その使用の期間及び方法	2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならぬ。	一 工事の工程 二 前号の工程における放射線管理（改造又は修理の工事に関するものに限る。） 三 第二十九条第一項の施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器 四 前項第七号の特別の理由があるときにあつては、その理由を記載した書類	3 第一項の申請書又は前項各号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。	4 第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本一通とする。	（使用前確認を要しない場合）	第八条 法第五十一条の八第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）は、次のとおりとする。
所在地	三 工事工程表	「号を加える。」	「号を加える。」	四 検査を受けようとする事項、期日及び場所	五 「同上」	「号を加える。」	「項を加える。」	2 前項の申請書に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。	3 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。	（使用前検査の実施）	第八条 使用前検査は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。 一 放射線遮蔽材又は特に気密若しくは水密を要する材料若しくは

- 一 特定廃棄物管理施設を核燃料物質等を用いた試験のために使用する場合であつて、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。
- 二 前号に規定する場合以外の特定廃棄物管理施設を試験のために使用する場合
- 三 特定廃棄物管理施設の一部が完成した場合であつて、その完成した部分を使用しなければならぬ特別の理由がある場合（前二号に掲げる場合を除く。）において、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。
- 四 特定廃棄物管理施設の設置の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前確認を受けないで使用する事ができる旨を指示した場合
- 五 特定廃棄物管理施設の変更の工事であつて、第四条第一項第三号又は第五号に掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事の場合

「条を削る。」

「条を削る。」

（使用前確認証）

第十条 原子力規制委員会は、原子力規制検査により、第七条の規定による申請に係る特定廃棄物管理施設が法第五十一条の八第二項各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、使用前確認証を交付する。

- は部品に関する事項 化学分析試験、非破壊試験、機械試験、耐圧試験又は漏えい試験を行うときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。
- 二 廃棄物管理設備本体、放射性廃棄物の受入施設その他の廃棄物管理設備の附属施設（廃棄施設に限る。）の組立てに関する事項 それぞれの施設の主要な部分の寸法が測定できるとき又は非破壊試験、機械試験、耐圧試験若しくは漏えい試験を行うとき。
- 三 計測制御系統施設、放射線管理施設その他の廃棄物管理設備の附属施設（廃棄施設を除く。）の組立てに関する事項 それぞれの施設が完成したとき。
- 四 廃棄物管理施設の性能に関する事項 廃棄物管理施設が完成したときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。

第九條の二 削除

（使用前検査実施要領書）

第九條の三 原子力規制委員会は、第七条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第八条各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

（使用前検査合格証）

第十条 原子力規制委員会は、使用前検査に合格したと認めるときは、使用前検査合格証を交付する。

(廃止措置中の特定廃棄物管理施設の維持)

【**第十一**条】法第五十一条の九ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）は、廃止措置対象施設に**第三十五条の五の二第九号第三十五条の六第一項第五号**の性能維持施設が存在する場合とする。この場合において、法第五十一条の九本文の規定は、同号の性能維持施設に限り、適用されるものとする。

(溶接検査を受ける特定廃棄物管理施設)

【**第十一**条】法第五十一条の九第一項の原子力規制委員会規則で定める特定廃棄物管理施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 プルトニウム又はプルトニウム化合物を含む液体状又は気体状の物質を内包する容器又は管であつて、次のいずれかに該当するもの
  - イ その内包するプルトニウムの放射能濃度が三十七マイクロベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七ベクレル毎立方センチメートル）以上の容器であつて、最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のもの又は内容積が〇・〇四立方メートルを超えるもの
  - ロ その内包するプルトニウムの放射能濃度が三十七マイクロベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七ベクレル毎立方センチメートル）以上の管であつて、外径六十一ミリメートル（最高使用圧力が九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル）を超えるもの（放射性物質の閉じ込め区域内にあつて内部の圧力が外部の圧力より低く維持されているダクトを除く。）
- 二 放射性物質を含む液体状又は気体状の物質を内包する容器又は管（前号に規定するものを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの
  - イ その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）以上の容器であつて、最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のもの又は内容積が〇・〇四立方メートルを超えるもの
  - ロ その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）以上の管であつて、外径六十一ミリメートル（最高使用圧力が九十八キロパスカル

(定期事業者検査の実施時期)

第十二条 定期事業者検査(特定廃棄物管理施設に係るものに限る。以下同じ。)は、特定廃棄物管理施設について、定期事業者検査が終了した日以降十二月を超えない時期(判定期間が三月以上であるものとして原子力規制委員会が別に指定した場合は、その指定した時期)ごとに行うものとする。ただし、特定廃棄物管理施設の設置の工事の後の初回の定期事業者検査については、その使用が開始された日以降十二月を超えない時期に行うものとする。

2 前項の判定期間は、原子力規制検査において、特定廃棄物管理施設(当該特定廃棄物管理施設を構成する機械又は器具であつて、第一号及び第二号のいずれにも該当し、かつ、第三号に該当しないものに限る。)が次条第二項の一定の期間を満了するまでの

(溶接検査の申請)

第十二条 法第五十一条の九第一項の規定により特定廃棄物管理施設の溶接について検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度
  - 三 溶接施工場の名称及び所在地
  - 四 溶接工程表
  - 五 検査を受けようとする事項、期日及び場所
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない

未満の管にあつては、百ミリメートル)を超えるもの(放射性物質の閉じ込め区域内にあつて内部の圧力が外部の圧力より低く維持されているダクトを除く。)

三 胴の外径が百五十ミリメートル以上の容器又は外径百五十ミリメートル以上の管(前各号に規定する容器又は管を除く。)であつて、放射性物質を含む液体状若しくは気体状の物質を内包し、又は非常用施設に属するもののうち、次に定める圧力以上の圧力を加えられる部分(以下「耐圧部分」という。)について溶接をするもの

イ 液体用の容器又は管であつて、最高使用温度がその液体の沸点未満のものについては、最高使用圧力千九百六十キロパスカル

ロ イに規定する容器以外の容器については、最高使用圧力九十八キロパスカル

ハ イに規定する管以外の管については、最高使用圧力九百八十キロパスカル(長手継手の部分にあつては、四百九十キロパスカル)



間技術基準に適合している状態を維持することが確認された場合における当該期間（機械又は器具ごとにその期間が異なる場合には、そのうち最も短い期間）とする。

一 ~~特定廃棄物管理施設を構成する機械又は器具であつて、次条第一項各号第一号及び第二号及び並びに第二項に規定する方法による定期事業者検査を行うべきもの~~

二 ~~特定廃棄物管理施設を構成する機械又は器具であつて、その定期事業者検査の都度、技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずる必要があるもの~~

三 ~~次のいずれかに掲げる特定廃棄物管理施設を構成する機械又は器具もの~~

イ 計測装置であつてその台数について冗長性をもつて設置されているもの、ポンプ又はフィルターであつて予備のものが設置されているものその他機械又は器具であつて特定廃棄物管理施設の使用時において技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずることが可能であるもの

ロ 特定廃棄物管理施設の使用時にその機械又は器具を検査することにより特定廃棄物管理施設の保安の確保に支障を来さないもの

3 特定廃棄物管理施設についての次条第一項各号第一号及び第二号及び並びに第二項に規定する方法による定期事業者検査であつて、当該定期事業者検査を行うことにより特定廃棄物管理施設の使用時における特定廃棄物管理施設の保安の確保に支障を来さないものにあつては、第一項の規定にかかわらず、同項に掲げる規定する時期よりも前の時期に行うことができる。

4 次に掲げる場合にあつては、第一項の規定にかかわらず、原子力規制委員会が定める時期に定期事業者検査を行うものとする。

一 使用の状況から第一項に規定する時期に定期事業者検査を行う必要がないと認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

二 災害その他非常の場合において、第一項に規定する時期に定

一 溶接設備の種類及び容量、溶接部の設計及び溶接施行法（以下「溶接施行方法」という。）並びに溶接を行う者の氏名を記載した溶接明細書

二 検査を受けようとする容器又は管の構造図

三 溶接部の設計図

3 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。



期事業者検査を行うことが著しく困難であると認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

5 前項各号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。  
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 特定廃棄物管理施設を設置した事業所の名称及び所在地

三 直近の定期事業者検査が終了した年月日

四 定期事業者検査開始希望年月日及びその理由

6 前項の申請書には、申請に係る特定廃棄物管理施設の使用の状況を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が第四項第二号の承認に係る場合には、当該書類を添付することを要しない。

7 **第五項の申請書の提出部数は、正本一通とする。**

(定期事業者検査の実施)

第十三条 定期事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法

二 試験操作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法

2 前項に規定するもののほか、定期事業者検査は、一定の期間を設定し、当該特定廃棄物管理施設がその期間が満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。

3 前項の一定の期間は、次に掲げる事項を考慮して設定しなければならない。

一 特定廃棄物管理施設におけるこれまでの点検、検査又は取替  
えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある

(溶接検査の実施)

第十三条 法第五十一条の九第一項の検査(特定廃棄物管理施設に係るものに限る。)は、次の各号に掲げるときごとに行う。

一 溶接作業を行うとき(第十一条第三号に規定する容器又は管についての漏止め溶接に係る場合及び溶接作業の標準化、溶接に使用する材料の規格化等の状況を勘案して、原子力規制委員会が支障がないものと認めて承認した場合を除く。)

二 法第五十一条の九第三項第二号に規定する技術上の基準(以下「溶接の技術基準」という。)により非破壊試験を必要とする溶接部については、非破壊試験を行うことができる状態になったとき。

三 溶接の技術基準により機械試験を必要とする突合せ溶接部については、機械試験を行うことができる状態になったとき。

四 耐圧試験又は漏えい試験を行うことができる状態になったとき(第十一条第三号に規定する容器又は管についての漏止め溶

場合にはその劣化の傾向

二 特定廃棄物管理施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果

三 特定廃棄物管理施設に類似する機械又は器具の使用実績（当該特定廃棄物管理施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。）

4 第二項の一定の期間は、十二月以上としなければならない。

5 第二項の一定の期間は、定期事業者検査を開始する日の三月前までに設定しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、同項の一定の期間を短縮する場合には、この限りでない。

6 定期事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

（定期事業者検査の記録）

第十四条 定期事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 検査年月日

二 検査の対象

三 検査の方法

四 検査の結果

五 検査を行った者の氏名

六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

七 検査の実施に係る組織

八 検査の実施に係る工程管理

九 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

十 検査記録の管理に関する事項

十一 検査に係る教育訓練に関する事項

接に係る場合を除く。）。

（溶接検査を要しない場合）

第十四条 法第五十一条の九第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 第二条第一項第二号トに規定する廃棄物管理設備の附属施設のうち的主要な実験設備に属する容器又は管であつて、セル、グローブボックスその他の気密設備の内部に設置されるものについて、原子力規制委員会があらかじめ支障がないものとして溶接検査を受けないで使用することを承認した場合

二 漏止め溶接のみをした第十一条第三号に規定する容器又は管（耐圧部分についてその溶接のみを新たにするものを含む。）を使用する場合

2 定期事業者検査の結果の記録は、その特定廃棄物管理施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

(廃止措置中において定期事業者検査を要する場合)

第十五条 法第五十一条の十第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）は、廃止措置対象施設に第三十五条の五の二第九号第三十五条の六条第十項第五号の性能維持施設が存在する場合とする。

(定期事業者検査の報告)

第十六条 法第五十一条の十第三項の原子力規制委員会規則で定め

(溶接の方法の認可)

第十五条 法第五十一条の九第二項の認可を受けようとする者（廃棄物管理事業者に限る。）は、溶接施行工場ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 溶接施行工場の名称及び所在地

三 溶接設備の種類及び容量

四 溶接施行方法の種類

五 溶接を行う者の氏名及びその者が行う溶接施行方法の範囲

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項について説明した書類を添付しなければならない。

一 溶接設備

二 溶接施行方法

三 溶接を行う者の知識及び技能

3 原子力規制委員会は、第一項の認可の申請に係る溶接の方法が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 溶接設備の種類及び容量が申請に係る溶接施行方法による溶接を行うのに適切であること。

二 溶接施行方法が溶接部の強度を確保するのに適切であること。

三 溶接を行う者がその行おうとする溶接施行方法による溶接について相当の知識及び技能を有すること。

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(輸入品の溶接検査)

第十六条 法第五十一条の九第四項の規定により溶接をした特定廃

るとき（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）は、定期事業  
者検査（第十二条第三項の規定を適用して行うものを除く。）を  
開始しようとするときとする。

2 法第五十一条の十第三項の報告を行おうとする者は、定期事業  
者検査が終了したときにあつては遅滞なく、前項に規定するとき  
にあつては検査開始予定日の一月前まで（第十三条第二項の一定  
の期間（以下この条において単に「一定の期間」という。）を定  
め、又は変更（一定の期間を短縮する場合を除く。）をした場合  
は三月前まで）に、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、  
原子力規制委員会に提出しなければならぬ。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の  
氏名

二 特定廃棄物管理施設を設置した事業所の名称及び所在地

三 検査の対象及び方法並びに期日

四 検査の実績又は予定の概要

3 第一項に規定するときにおける前項の報告書には、次に掲げる  
規定する事項を説明する書類を添付しなければならない。

一 定期事業者検査の計画

二 特定廃棄物管理施設及び第二十九条第一項の施設管理~~（以下  
この項において単に「施設管理」という。）~~の重要度が高い系  
統について定量的に定める同項第三号の施設管理目標

三 第二十九条第一項第四号の施設管理実施計画に係る次に掲げ  
る事項

イ 施設管理実施計画の始期（定期事業者検査を開始する日を  
いう。第二十九条第一項第四号イにおいて同じ。）及び期間

ロ 特定廃棄物管理施設の工事の方法及び時期

ハ 特定廃棄物管理施設の点検、検査等（以下この号及び第二  
十九条第一項第四号において「点検等」という。）の方法、

実施頻度及び時期

ニ 特定廃棄物管理施設の工事及び点検等を実施する際に行う  
保安の確保のための措置

棄物管理施設であつて輸入したものの当該溶接について検査を受  
けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規  
制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の  
氏名

二 検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、  
最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類  
及び濃度

三 溶接施行工場の名称及び所在地

四 検査を受けようとする事項、期日及び場所

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない  
。

一 溶接の方法に関する説明書

二 検査を受けようとする容器又は管の構造図

三 溶接部の設計図

四 溶接（第十一条第三号に掲げる容器又は管についての漏止め  
溶接を除く。）についての材料試験、開先試験、溶接作業試験  
、非破壊試験（第十三条第二号に掲げる溶接部に関するものに  
限る。）及び耐圧試験又は漏えい試験（同条第四号に規定す  
る溶接部に関するものに限る。）の結果に関する資料並びに溶  
接後熱処理の方法に関する説明書

3 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したと  
きは、速やかに届け出なければならない。

4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本  
一通とする。

- 四 第十三条第二項に規定する判定する方法に関すること（~~南~~項一定の期間を含む。）。
- 五 前回の定期事業者検査において提出した前三号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合にあつては、その変更の内容を説明する書類
- 六 前回の定期事業者検査において提出した第二号又は第三号に掲げる事項を説明する書類に記載された事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類
- 七 前回の定期事業者検査において提出した第四号に掲げる事項を説明する書類に記載された事項の内容（一定の期間に係るものに限る。）を~~変更した~~に変更があつた場合にあつては、第十三条第三項各号に掲げる事項について記載した書類
- 四 前項第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類を提出しなければならない。
- 五 第三項第四号に掲げる事項のうち一定の期間を変更した場合にあつては、第十三条第三項各号に掲げる事項について記載した書類を提出しなければならない。
- 六 第二項の報告書及び前二項の書類の提出部数は、正本一通とする。

第十六条の一から第二十一条まで 削除

（溶接検査実施要領書）

第十六条の二 原子力規制委員会は、第十二条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第十三条各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

2 原子力規制委員会は、前条第一項の申請書の提出を受けた場合には、法第五十一条の九第四項に規定する検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

(溶接検査合格証等)

第十七条 原子力規制委員会は、法第五十一条の九第一項又は第四項の検査(特定廃棄物管理施設に係るものに限る。)を行い、合格と認めたときは、溶接検査合格証を交付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。

(施設定期検査を受ける特定廃棄物管理施設)

第十八条 令第三十五条第二号の原子力規制委員会規則で定める廃棄物管理設備の附属施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 廃棄施設
- 二 非常用電源設備

(施設定期検査の申請)

第十九条 法第五十一条の十第一項の検査(特定廃棄物管理施設に係るものに限る。以下「施設定期検査」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 廃棄物管理施設を設置した事業所の名称及び所在地
- 三 検査を受けようとする事項及び期日
- 2 前項の申請書に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。
- 3 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

(施設定期検査の実施)

第二十条 法第五十一条の十第一項の原子力規制委員会規則で定

める期間（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）は、一年とする。

## 第二十条の二 削除

（施設定期検査実施要領書）

第二十条の三 原子力規制委員会は、第十九条第一項の申請書の提出を受けた場合には、令第三十五条第二号に規定する特定廃棄物管理施設の性能が法第五十一条の九の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査に関し、その検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

（施設定期検査合格証）

第二十一条 原子力規制委員会は、施設定期検査に合格したと認めるときは、施設定期検査合格証を交付する。

## 第二十二条 削除

（合併及び分割の認可の申請）

第二十三条 法第五十一条の十二第一項の合併又は分割の認可（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

〔一〕六 同上

〔号を加える。〕

2 〔同上〕

〔一〕六 同上

（合併及び分割の認可の申請）

第二十三条 法第五十一条の十二第一項の合併又は分割の認可（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）をして、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

〔一〕六 略

七 廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

〔一〕六 略



七II 廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

3 「略」

2 (変更等の届出)

第二十四条 法第五十一条の五第二項、第五十一条の七第四項及び第五十一条の十三第二項の規定による届出に係る書類（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

2 「略」

(記録)

第二十六条 法第五十一条の十五の規定による記録（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）は、事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存してお蔵かなければならない。

記 録 事 項	合 記 録 すべき 場	保 存 期 間
一 廃棄物管理施設の施設管理（第二十九条第一項に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録 イ 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認のと

「号を加える。」

七II 「同上」

3 「同上」

2 (変更等の届出)

第二十四条 法第五十一条の五第二項又は法第五十一条の十三第二項の規定による届出に係る書類（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

2 「同上」

(記録)

第二十六条 法第五十一条の十五の規定による記録（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）は、事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記 録 事 項	合 記 録 すべき 場	保 存 期 間
一 特定廃棄物管理施設の検査記録 イ 使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査のと



ロ 第二十九条第一項第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	きまでの期間
ハ 第二十九条第一項第五号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した廃棄物管理施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間
二・三 略 操作記録（法第五十一条の二十五第十項の認可を受け、第三十五条の第十項第五号の性能維持施設が存在しない廃棄物管理施設に係るものを除く。）	略	略
イ 略 削る。	略	削る。
ハ 第三十条の規定による検査の結果	検査の都度	検査終了後五年が経過するまでの期間
二・三 同上 操作記録（法第五十一条の二十五第十項の認可を受けた場合を除く。）	同上	同上
四 保守記録	同上	同上

<p>七   品質管理基準規則第四 条第三項に規定する品質 マネジメント文書及び品 質マネジメントシステム に従った計画、実施、評 価及び改善状況の記録（</p>	<p>六   〔略〕</p>	<p>五   〔略〕</p>	<p>〔ロ、ニ 略〕</p>	<p>イ 事故の発生及び復旧 の時</p>	<p>四   廃棄物管理施設の事故 記録 <del>〔略〕</del></p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p><del>〔略〕</del></p>
<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p><del>〔略〕</del></p>						
<p>八   第二十六条の三の品質 保証計画に關しての文書 及び品質保証計画に従つ た計画、実施、評価及び 改善状況の記録（他の号 に掲げるものを除く。）</p>	<p>七   〔同上〕</p>	<p>六   〔同上〕</p>	<p>〔ロ、ニ 同上〕</p>	<p>イ 事故の発生及び復旧 の時</p>	<p>五   〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p><del>〔同上〕</del></p>
<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>修理の都度</p>	<p>一年間</p>	<p>イ 廃棄物管理施設の巡 視及び点検の状況（法 第五十一条の二十五第 二項の認可を受けた場 合においては、巡視の 状況に限る。）並びに その担当者の氏名 毎日一回。た だし、法第五 十一条の二十 五第二項の認 可を受けた場 合にあつては 毎週一回とす る。</p>	<p>一年間</p>		

八	第三十三條の二第一項各号の規定による廃棄物管理施設の定期的な評価の結果	評価の都度	第七項に定める期間
	削る。〔	削る。〔	削る。〔
九	〔略〕	〔略〕	〔略〕
十	〔略〕	〔略〕	〔略〕
十一	〔略〕	〔略〕	〔略〕

〔2〕6 略

7 第一項の表第二号リ及びヌ、第四号、第八号並びに第十号の記録の保存期間は、法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

(品質マネジメントシステム)

九	第三十三條の二の規定による廃棄物管理施設の定期的な評価の結果	〔加える。〕	〔加える。〕
イ	第三十三條の二第一項各号に掲げる評価の結果	評価の都度	第七項に定める期間
ロ	第三十三條の二第二項第一号に掲げる評価の結果	評価の都度	第七項に定める期間
ハ	第三十三條の二第二項第二号に掲げる計画	計画策定の都度	第七項に定める期間
十	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
十一	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
十二	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

〔2〕6 同上

7 第一項の表第二号リ及びヌ、第五号、第九号並びに第十一号の記録の保存期間は、法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

(品質保証)

第二十六条の三 法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、法第五十一条の二第一項又は第五十一条の五第一項の許可を受けたところにより、品質マネジメントシステムに基づき保安活動（次条から第三十三条の二までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメントシステムの改善を継続して行わなければならない。

「条を削る。」

「条を削る。」

「条を削る。」

第二十六条の三 法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、保安規定に基づき品質保証計画を定め、これに基づき保安活動（第二十七条から第三十三条の二までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質保証計画の改善を継続して行わなければならない。

（品質保証計画）

第二十六条の四 品質保証計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 品質保証の実施に係る組織に関する事項
- 二 保安活動の計画に関する事項
- 三 保安活動の実施に関する事項
- 四 保安活動の評価に関する事項
- 五 保安活動の改善に関する事項

（品質保証の実施に係る組織）

第二十六条の五 品質保証の実施に係る組織は次のとおりとする。

- 一 廃棄物管理事業者（法人にあつてはその代表者）によつて運営されていること。
- 二 品質保証に関する責任及び権限並びに業務が明確であること。
- 三 品質保証計画の策定、実施、評価及びその改善を継続的に行う仕組みを有していること。

（保安活動の計画）

第二十六条の六 品質保証計画における保安活動の計画に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 保安活動において産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格Q九〇〇〇のプロセス及びその相互関係が明確にされていること。

「条を削る。」

- 二 保安活動の計画、実施、評価及び改善の各段階を踏まえて実施し、保安活動の改善を継続して行う仕組みとすること。
- 三 外部から物品又は役務を調達する場合には、その管理を適切に行う方法を定めること。
- 四 保安のための重要度に応じて、実施すべき内容を定めること。
- 五 保安活動に関する文書及び記録の適切な管理に関する手順を定めること。
- 六 保安活動を実施する者に対する必要な教育及び訓練の体系を定めること。

(保安活動の実施)

- 第二十六条の七 品質保証計画における保安活動の実施に関する事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 保安活動を構成する個別の業務（以下「個別業務」という。）ごとに、次により行うこと。
  - イ 個別業務の目標及び個別業務に関する要求事項を明確にし、個別業務の実施計画（以下この条において「実施計画」という。）を策定すること。
  - ロ 個別業務の実施は、実施計画に基づき行うこと。この場合において、当該計画が要求事項を満たしていることを適切な段階で確認すること。
  - ハ 実施計画を変更する場合は、変更内容を適切に管理すること。
  - ニ 外部から物品又は役務を調達する場合は、実施計画に適切な調達の実施に必要な事項（当該物品又は役務の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）を取得し、他の廃棄物管理事業者と共有するために必要な措置に関することを含む。）及びこれが確実に守られるよう管理する方法を定めること。
  - 三 個別業務が実施計画に定めた要求事項を満たしていることを

「条を削る。」

「条を削る。」

- 確認するため、必要な検査及び試験を定めて行うこと。
- 四 保安のための重要度に応じて前号の検査及び試験を行う者を定めること。
- 五 要求事項に適合しない状態（以下「不適合」という。）が発生した場合、これを適切に管理する方法を定めること。

（保安活動の評価）

第二十六条の八 品質保証計画における保安活動の評価に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 保安活動の実施の状況について、必要な監視及び測定を計画的に行うこと。
- 二 保安活動が適切に行われていることを明確にするため、計画的に監査を行うこと。
- 三 前号の評価は、対象となる個別業務を実施した者以外の者により実施されること。

（保安活動の改善）

第二十六条の九 品質保証計画における保安活動の改善に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 不適合に対する再発防止のために行う是正に関する処置に関する手順（第三十五条の十六各号に掲げる事故故障等の事象その他が発生した根本的な原因を究明するために行う分析（以下「根本原因分析」という。）の手順を含む。）を確立して行うこと。
- 二 生じるおそれのある不適合を防止するための予防に関する処置（以下「予防処置」という。）に関する手順（根本原因分析の手順を含む。）を確立して行うこと。
- 三 予防処置に当たっては、自らの廃棄物管理施設における保安活動の実施によつて得られた知見のみならず他の施設から得られた知見を適切に反映すること。
- 四 前条の評価結果を適切に反映すること。

「条を削る。」

(廃棄物管理施設の施設管理)

第二十九条 法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理

事業者は、廃棄物管理施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理(以下「施設管理」という。)に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 廃棄物管理施設が法第五十一条の二第一項又は第五十一条の五第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するよう、これを~~新~~設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針(以下この条において「施設管理方針」という。)を定めること。ただし、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二 前号ただし書の場合には、法第五十一条の二十五第二項若しくは同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された~~第三十五条の五の二第九号第三十五条の木第十項第五号~~の性能維持施設に係る施設管理方針を定めること。

三 第一号又は前号の規定により定められた施設管理方針に従って達成すべき施設管理の目標(第一号の規定により定められた施設管理方針に係る施設管理の目標にあつては、廃棄物管理施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める目標を含む。以下この項において「施設管理目標」という。)を定めること。

四 施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画(以下この項において「施設管理実施計画」

(作業手順書等の遵守)

第二十六条の十 法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書(以下「作業手順書等」という。)を定め、これらを遵守しなければならない。

(廃棄物管理施設の巡視及び点検)

第二十九条 法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理

事業者(法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた者を除く。)は、毎日一回以上、廃棄物管理施設の保全に従事する者に廃棄物管理施設について巡視及び点検を行わせなければならない。

2 法第五十一条の十六第三項の規定により、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた廃棄物管理事業者は、毎週一回以上、廃棄物管理施設の保全に従事する者に廃棄物管理施設について巡視を行わせなければならない。

- という。)を策定し、当該計画に従つて施設管理を実施すること。
- イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。
  - ロ 廃棄物管理施設の設計及び工事に関すること。
  - ハ 廃棄物管理施設の巡視(廃棄物管理施設の保全のために実施するものに限る。)に関すること。
  - ニ 廃棄物管理施設の点検、検査等(以下この号において「点検等」という。)点検等の方法、実施頻度及び時期(廃棄物管理施設の操作中及び操作停止中の区別を含む(法第五十一条の二十五第二項の認可を受けたものを除く。))に関すること。
  - ホ 廃棄物管理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。
  - ヘ 廃棄物管理施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。
  - ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(品質管理基準規則第二条第二項第七号に規定する)未然防止処置を含む。)に関すること。
  - チ 廃棄物管理施設の施設管理に関する記録に関すること。
  - 五 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること(次条第一項及び第二項に規定する措置を除く。)
  - イ 施設管理方針及び施設管理目標にあつては、一定期間
  - ロ 施設管理実施計画にあつては、前号イに規定する期間
  - 六 前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画に反映すること。
  - 七 廃棄物管理施設の操作を相当期間停止する場合その他廃棄物管理施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該廃棄物管理施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。
- 廃棄物管理事業者は、次条第一項若しくは第二項の規定により



長期施設管理方針を策定したとき又は同条第三項の規定により長期施設管理方針を変更したときは、これを前項第一号の規定により定められた施設管理方針に反映させなければならない。

(廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価)

第二十九条の二 法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、廃棄物管理施設の保全に関し、その事業を開始した日以後二十年を経過する日までに、経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、十年間に実施すべき当該廃棄物管理施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。ただし、動作する機能を有する機器及び構造物に関し、廃棄物管理施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所については、この限りでない。

2 前項の評価は、十年を超えない期間ごとに再評価を行い、この再評価の結果に基づき、次の十年間に実施すべき当該廃棄物管理施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。

3 廃棄物管理事業者は、前二項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、前二項の施設管理に関する方針(以下第三十四条第一項第十五号において「長期施設管理方針」という。)を変更しなければならない。

4 前三項の規定は、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は適用しない。

(設計想定事象に係る廃棄物管理施設の保全に関する措置)

第三十条 法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、設計想定事象に関して、法第五十一条の二第一項又は第五十一条の五第一項の許可を受けたところ(法第五十一条の二十五第二項の認可を受けたものにあつては、当該認可を受けたところ)により、次に掲げる廃棄物管理施設の保全に関する措置を講

「条を加える。」

(廃棄物管理施設の施設定期自主検査)

第三十条 法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、次の各号(法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は第一号を除く。)に掲げる検査に関する措置を採らなければならない。

一 令第三十五条第二号に規定する特定廃棄物管理施設(次号に

じなければならぬ。

一 設計想定事象に係る廃棄物管理施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画（廃棄物管理施設を設置した事業所における火災に係る次に掲げる事項を含む。）を定めるとともに、当該計画の実行に必要な要員を配置し、当該計画に従つて必要な活動を行わせること。

イ 廃棄物管理施設を設置した事業所における可燃物の管理に関すること。

ロ 消防吏員への通報に関すること。

ハ 消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。

二 設計想定事象の発生時における廃棄物管理施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年十回以上定期に実施すること。

三 設計想定事象の発生時における廃棄物管理施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。

四 前三号に掲げるもののほか、設計想定事象の発生時における廃棄物管理施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

#### （廃棄物管理設備の操作）

第三十一条 法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、次の各号に掲げる廃棄物管理設備の操作に関する措置を講じなければならない。ただし、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

一 廃棄物管理設備の操作に必要な知識を有する者に行わせること。

二 廃棄物管理設備の通常の操作（廃棄物管理施設において計画的に行われる操作をいう。）を行うために必要な次の事項を定め、これを操作員その他の従業者に守らせること。

規定するものを除く。）は、当該施設の性能が法第五十一条の

九の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査を一年ごとに行うこと

二 警報装置、非常用電源装置その他の非常用装置については、

当該装置の各部分ごとの作動のための性能検査を一月ごとに、当該装置全体の作動のための総合検査を一年ごとに行うこと。

三 廃棄物管理施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器については、較正を一年ごとに行うこと。

2 法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた廃棄物管理事業者は、当該認可若しくは同条第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された廃棄物管理施設の性能が維持されているかどうかについての検査を一年ごとに行われなければならない。

#### （廃棄物管理設備の操作）

第三十一条 法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、次の各号に掲げる廃棄物管理設備の操作に関する措置を採らなければならない。ただし、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

「号を加える。」

一 操作開始に先立って確認すべき事項、操作に必要な事項及び操作停止後に確認すべき事項を定め、これを操作員に守らせること。

- イ 操作の開始に先立つて確認すべき事項、操作に必要な事項及び操作の停止後に確認すべき事項
- ロ 操作員その他の従業者が廃棄物管理設備の状態に応じて定期的には必要に応じて確認すべき事項並びにその確認の方法及び確認の時期**実施頻度**又は**頻度時期**に関する事項
- ハ 警報の発報その他の異状があつた場合、~~次号の場合を除く。~~に操作員その他の従業者が講ずべき措置（**次号の処置を除く。**）に関する事項
- 三 非常の場合に講ずべき処置を定め、これを操作員その他の従業者に守らせること。
- 〔号を削る。〕
- 四 試験操作を行う場合には、その目的、方法、異常の際に講ずべき措置**処置**等を確認の上これを行わせること。
- 五 「略」
- 六 廃棄物の管理は、廃棄物管理設備本体で行うこと。
- 七 廃棄物管理施設の目に付きやすい場所に、管理上の注意事項を掲示すること。
- 八 廃棄物管理施設の管理に従事する者以外の者が廃棄物管理施設に立ち入る場合は、その廃棄物管理施設の管理に従事する者の指示に従わせること。
- 九 廃棄物は、その冷却について必要な措置を講ずること。
- （事業所内において行われる運搬）
- 第三十二条 法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、廃棄物管理施設を設置した事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの**措置**の実施状況を確認しなければならない。
- 〔一〜九 略〕
- 〔2・3 略〕
- 4 廃棄物管理事業者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質

- 〔号の細分を加える。〕
- 〔号の細分を加える。〕
- 〔号の細分を加える。〕
- 二 非常の場合に採るべき処置を定め、これを操作員に守らせること。
- 三 換気設備、放射線測定器及び非常用設備は、常にこれらの機能を発揮できる状態に維持しておくこと。
- 四 試験操作を行う場合には、その目的、方法、異常の際に採るべき処置等を確認の上これを行わせること。
- 五 「同上」
- 〔号を加える。〕
- 〔号を加える。〕
- 〔号を加える。〕
- 〔号を加える。〕
- （事業所内の運搬）
- 第三十二条 法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、廃棄物管理施設を設置した事業所内の核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。
- 〔一〜九 同上〕
- 〔2・3 同上〕
- 4 廃棄物管理事業者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質

等の事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条の二まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を廃棄物管理施設を設置した事業所において運搬することができる。

（事業所内における運搬）

第三十三条 法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、廃棄物管理施設を設置した事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

「一、十三 略」

（廃棄物管理施設の定期的な評価）

第三十三条の二 「略」

「項を削る。」

2|| 前項の規定は、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は適用しない。

（保安規定）

第三十四条 法第五十一条の十八第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者（廃棄物管理事業者に限る。）は、認可を受けようとする事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保

等の事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を廃棄物管理施設を設置した事業所内において運搬することができる。

（事業所内の廃棄）

第三十三条 法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、廃棄物管理施設を設置した事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

「一、十三 同上」

（廃棄物管理施設の定期的な評価）

第三十三条の二 「同上」

2|| 廃棄物管理事業者は、その事業を開始した日以降二十年を経過する日までに次に掲げる措置を講じなければならない。

一 経年変化に関する技術的な評価を行うこと。

二 前号の技術的な評価に基づき廃棄物管理施設の保全のために実施すべき措置に関する十年間の計画を策定すること。

3|| 前項の評価及び計画は、十年を超えない期間ごとに再評価を行わなければならない。

4|| 前三項の規定は、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は適用しない。

（保安規定）

第三十四条 「同上」

安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 「略」  
「号を削る。」

二 品質マネジメントシステムに関すること（品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等（次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

三 「略」  
四 「略」

五 廃棄物管理施設の操作及び管理を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ 「略」  
ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの

（1）（4） 略  
（5） 非常の場合に講ずべき処置に関すること。

ハ 「略」  
六 廃棄物管理施設の操作に関することであつて、次に掲げるもの

イ 廃棄物管理施設の操作を行う体制の整備に関すること。  
ロ 廃棄物管理施設の操作に当たつて確認すべき事項及び操作に必要な事項

ハ 異状があつた場合の措置に関すること（第十二号に掲げるものを除く。）。

七 「略」  
八 「略」  
九 「略」  
十 「略」

十一 「号を削る。」

一 「同上」  
二 安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

三 廃棄物管理施設の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

四 「同上」  
五 「同上」

六 廃棄物管理施設の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ 「同上」  
ロ 「同上」

（1）（4） 同上  
（5） 非常の場合に採るべき処置に関すること。

ハ 「同上」  
七 保安上特に管理を必要とする設備の操作に関すること。

「号の細分を加える。」  
「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

八 「同上」  
九 「同上」  
十 「同上」

十一 「同上」

十二 廃棄物管理施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること。

「号を削る。」

十一 放射性廃棄物の受払い、運搬、廃棄その他の取扱い（事業所の外において行う場合を含む。）に関する事

十二 非常の場合に講ずべき処置に関する事

十三 設計想定事象に係る廃棄物管理施設の保全に関する措置に関する事

十四 「略」

十五 廃棄物管理施設の施設管理に関する事（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関する事並びに経年劣化に係る技術的な評価に関する事及び長期施設管理方針を含む。）

十六 「略」

十七 「略」

十八 不適合（品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第十九号において同じ。）が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関する事

十九 「略」

2 法第五十一条の二十五第二項の認可を受けようとする者（廃棄物管理事業者に限る。）は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第五十一条の十八第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一 「略」

「号を削る。」

二 品質マネジメントシステムに関する事（手順書等の保安規定上の位置付けに関する事を含む。）

十三 廃棄物管理施設の施設定期自主検査に関する事

十四 放射性廃棄物の受入れ、運搬、廃棄その他の取扱いに関する事

十五 非常の場合に採るべき処置に関する事

「号を加える。」

十六 「同上」

「号を加える。」

十七 「同上」

十八 「同上」

十九 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関する事

二十 「同上」

「同上」

一 「同上」

二 安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関する事

三 廃棄物管理施設の品質保証に関する事（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関する事を含む。）

- 三 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関するを含む。）。
- 四 略
- 五 略
- 六 廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの  
「イ〜ハ 略」
- 七 略
- 八 略
- 九 略
- 十 略
- 十一 略
- 十二 「号を削る。」  
「号を削る。」
- 十三 放射性廃棄物の運搬、廃棄その他の取扱い（事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。
- 十四 設計想定事象に係る廃棄物管理施設の保全に関する措置に関すること。
- 十五 略
- 十六 略
- 十七 廃棄物管理施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関するを含む。）。
- 十八 略
- 十九 略
- 二十 略
- 二十一 略
- 三・四 略

- 四 廃止措置の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関するを含む。）。
- 五 同上
- 六 同上
- 七 廃止措置の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの  
「イ〜ハ 同上」
- 八 同上
- 九 同上
- 十 同上
- 十一 同上
- 十二 同上
- 十三 廃棄物管理施設の巡視及びこれに伴う処置に関すること。
- 十四 廃棄物管理施設の施設定期自主検査に関すること。
- 十五 放射性廃棄物の運搬、廃棄その他の取扱いに関すること。
- 十六 同上
- 十七 「号を加える。」
- 十八 同上
- 十九 同上
- 二十 同上
- 二十一 同上
- 二十二 同上
- 三・四 同上

（保安規定の遵守状況の検査）

「条を削る。」

「条を削る。」

第三十五条の五の二 法第五十一条の二十四の三第一項の廃止措置  
（廃止措置実施方針に定める事項）  
実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。  
「一 八 略」

第三十四条の二 法第五十一条の十八第五項の規定による検査（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）は、毎年四回行うものとする。ただし、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は、廃止措置の実施状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

2 前項の検査についての法第五十一条の十八第六項において準用する法第十二条第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

- 一 事務所又は事業所への立入り
- 二 帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査
- 三 従業者その他関係者に対する質問
- 四 核原料物質、核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物

その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

（核物質防護規定の遵守状況の検査）

第三十五条の二の二 法第五十一条の二十三第二項において準用する法第十二条の二第五項の規定による検査（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）は、毎年一回行うものとする。

2 前項の検査についての法第五十一条の二十三第二項において準用する法第十二条の二第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

- 一 事務所又は事業所への立入り
- 二 帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査
- 三 従業者その他関係者に対する質問
- 四 特定核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

第三十五条の五の二 「同上」  
（廃止措置実施方針に定める事項）  
「一 八 同上」



- 九 廃止措置期間中に性能を維持すべき特定廃棄物管理施設（第三十五条の六及び第三十五条の十五の二において「性能維持施設」という。）第三十五条の六第一項第五号の性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間  
 「十・十一 略」  
 十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム  
 「十三・十四 略」

（廃止措置計画の認可の申請）

第三十五条の六 法第五十一条の二十五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者（廃棄物管理事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 「一・二 略」  
 三 廃止措置対象施設及びその敷地  
 四 「略」  
 五 ~~性能維持施設~~ 廃止措置期間中に性能を維持すべき廃棄物管理施設（以下この条及び第三十五条の十五の二において「性能維持施設」という。）  
 六 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間  
 七 「略」  
 八 「略」  
 九 「略」  
 十 廃止措置に係る品質マネジメントシステム  
 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。  
 「一〇五 略」  
 六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

- 九 廃止措置期間中に機能を維持すべき廃棄物管理施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間  
 「十・十一 同上」  
 十二 廃止措置に係る品質保証計画  
 「十三・十四 同上」

（廃止措置計画の認可の申請）

第三十五条の六 「同上」

- 「一・二 同上」  
 三 廃止措置の対象となる廃棄物管理施設（以下「廃止措置対象施設」という。）及びその敷地  
 四 「同上」  
 「号を加える。」  
 「号を加える。」  
 五 ~~核燃料物質~~による汚染の除去 「同上」  
 六 ~~核燃料物質等の廃棄~~ 「同上」  
 七 ~~廃止措置の工程~~ 「同上」  
 「号を加える。」  
 「同上」  
 2 「同上」  
 「一〇五 同上」  
 六 廃止措置期間中に機能を維持すべき廃棄物管理施設及びその

に関する説明書

〔七・八 略〕

九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

十 〔略〕

3 〔略〕

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第三十五条の七 法第五十一条の二十五第三項において読み替えて

準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者（廃棄

物管理事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申

請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

〔一・二 略〕

三 変更に係る前条第一項第三号から第十号までに掲げる事項

四 〔略〕

〔2・3 略〕

（廃止措置終了確認証）

第三十五条の十一の二 原子力規制委員会は、原子力規制検査によ

り、廃止措置の結果が前条各号のいずれにも適合していることに

ついて確認をしたときは、廃止措置終了確認証を交付する。

（旧廃棄物管理事業者等に係る廃止措置対象施設についての定期  
事業者検査を要する場合の維持等）

第三十五条の十五の二 法第五十一条の二十六第四項において読み

替えて準用する法第二十二条の九第四項の原子力規制委員会規則

で定める場合（旧廃棄物管理の事業者等に係るものに限る。）は

、廃止措置対象施設に性能維持施設が存在する場合とする。

2 前項の場合において、法第五十一条の九本文の規定は、性能維

持施設に限り、適用されるものとする。

3 前項第一項の場合において、定期事業者検査は、性能維持

施設について、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要

性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

〔七・八 同上〕

九 品質保証計画に関する説明書

十 〔同上〕

3 〔同上〕

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第三十五条の七 法第五十一条の二十五第三項において準用する法

第十二条の六第三項の認可を受けようとする者（廃棄物管理事業

者に限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子

力規制委員会に提出しなければならない。

〔一・二 同上〕

三 変更に係る前条第一項第三号から第七号までに掲げる事項

四 〔同上〕

〔2・3 同上〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

な事項を定めた検査実施要領書を定めて行うものとする。

(指定に関する規定の準用)

第三十五条の十五の三 [略]

「条を削る。」

「条を削る。」

(電磁的記録媒体による手続)

第四十一条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))に係る記録媒体をいう。別記様式第二において同じ。)及び別記様式第二の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

【一・二】 [略]

三 前条第一項の報告書

「様式を削る。」

「様式を削る。」

「様式を削る。」

(指定に関する規定の準用)

第三十五条の十五の二 [同上]

(身分を示す証明書)

第四十一条 廃棄物管理事業者に対する検査について、法第五十一条の十八第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第一の二によるものとし、法第五十一条の二十三第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第一の三によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、別記様式第二によるものとする。

(人の出入り等の管理が行われている区域)

第四十二条 令別表第二の五の項の原子力規制委員会規則で定める区域は、第一条第二項第三号に規定する管理区域とする。

(電磁的記録媒体による手続)

第四十三条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))に係る記録媒体をいう。以下同じ。)及び別記様式第三の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

【一・二】 [同上]

三 第四十条第一項の報告書

別記様式第1の2 (第41条関係) [略]

別記様式第1の3 (第41条関係) [略]

別記様式第2 (第41条関係) [略]

**別記様式第2** (第41条関係) [略]

**別記様式第3** (第43条関係) [同上]

改正後	改正前
<p>(定義)            第二条 「略」            2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>八 「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二〇号。以下「品質管理基準規則」という。）            第二条第二項第一号に規定する保安活動をいう。</p> <p>九 「品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。</p> <p>十 「廃止措置対象施設」とは、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた廃止措置計画（同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による認可又は届出があったときは、その変更後のもの）に係る廃止措置の対象となる発電用原子炉施設をいう。</p> <p>十一 「設計想定事象」とは、次に掲げる事象であつて、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第九号。以下「研開炉設置許可基準規則」という。）第二条第二項第七号に規定する設計基準対象施設又は同項第十一号に規定する重大事故等対処施設の設計において発生を想定しているものをいう。</p> <p>イ 自然現象            ロ 発電用原子炉を設置する工場若しくは事業所内又はその周辺における発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるもの）</p>	<p>(定義)            第二条 「同上」            2 「同上」            「一〇七 同上」            「号を加える。」            「号を加える。」            「号を加える。」            「号を加える。」</p>

のを除く。)

ハ 発電用原子炉施設内における火災、溢水<sup>い</sup>その他の発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象  
十二 「大規模損壊」とは、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊をいう。

(発電用原子炉の設置の許可の申請)

第三条 法第四十三条の三の五第二項の発電用原子炉の設置の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

- 一 「略」
- 二 法第四十三条の三の五第二項第五号の発電用原子炉施設の位置、構造及び設備については、次の区分によって記載すること

イ 「略」

ロ 発電用原子炉施設の一般構造

(1) 「略」

(2) 耐津波構造 (研開炉設置許可基準規則第五条に規定する基準津波に対して発電用原子炉施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。)

(3) 「略」

ハ 原子炉本体の構造及び設備

(1) 発電用原子炉の炉心 (以下単に「炉心」という。)

(i) 「略」

(ii) 燃料体の最高燃焼度及び最大挿入量

(iii) 「略」

(iv) 燃料体

(i) 「略」

(iv) 「略」

「号を加える。」

(発電用原子炉の設置の許可の申請)

第三条 「同上」

- 一 「同上」
- 二 「同上」

イ 「同上」

ロ 「同上」

(1) 「同上」

(2) 耐津波構造 (研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第九号。以下「研開炉設置許可基準規則」という。))第五条に規定する基準津波に対して発電用原子炉施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。)

(3) 「同上」

ハ 「同上」

(1) 「同上」

(i) 「同上」

(ii) 燃料体の最大挿入量

(iii) 「同上」

(iv) 燃料体

(i) 「同上」

(iv) 「同上」

「削る。」

〔3〕〔6〕略

〔二〕〔三〕又略

〔三〕〔六〕略

七 法第四十三條の三の五第二項第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項については、次に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載すること。

〔イ〕ハ 略

八 法第四十三條の三の五第二項第十一号の発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を記載すること。

2 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第二十条の二第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

〔一〕十 略

十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

十二 略

十三 略

3 略

4 法第四十三條の三の五第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めるときは、第二項第十三号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第四十三條の三の七第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

（変更の許可の申請）

第五条 令第二十条の三の変更の許可の申請書の記載については、

（四） 最高燃焼度

〔3〕〔6〕 同上

〔二〕〔三〕又 同上

〔三〕〔六〕 同上

七 法第四十三條の三の五第二項第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項については、次に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ次に定める事項について記載すること。

〔イ〕ハ 同上

〔号を加える。〕

2 〔同上〕

〔一〕十 同上

〔号を加える。〕

十一 同上

十二 同上

3 〔同上〕

4 法第四十三條の三の五第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めるときは、第二項第十二号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第四十三條の三の七第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

（変更の許可の申請）

第五条 令第二十条の三の変更の許可の申請書の記載については、

次の各号によるものとする。

一 令第二十條の三第三号の変更の内容については、法第四十三條の三の五第二項第三号の発電用原子炉の熱出力の変更に係る場合にあっては、連続最大熱出力を記載し、同項第五号の発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあっては、法第四十三條の三の五第二項第八号の使用済燃料の処分の方法の変更に係る場合にあっては、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載し、同項第九号の発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項の変更に係る場合にあっては、第三條第一項第六号に掲げる事項を記載し、法第四十三條の三の五第二項第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するため必要な施設及び体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあっては、第三條第一項第七号に掲げる事故の区分に応じそれぞれ同号イからハまでに掲げる事項を記載し、法第四十三條の三の五第二項第十一号の発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあっては、第三條第一項第八号に規定する事項を記載すること。

二 「略」

2 法第四十三條の三の五第二項第二号から第五号まで又は第九号から第十一号までに掲げる事項の変更に係る令第二十條の三の許可の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

「一」十 略

十一 変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

3 「略」

(発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の変更の届出)

第七條 「1・2 略」

次の各号によるものとする。

一 令第二十條の三第三号の変更の内容については、法第四十三條の三の五第二項第三号の発電用原子炉の熱出力の変更に係る場合にあっては、連続最大熱出力を記載し、同項第五号の発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあっては、法第四十三條の三の五第二項第八号の使用済燃料の処分の方法の変更に係る場合にあっては、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載し、同項第九号の発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項の変更に係る場合にあっては、第三條第一項第六号に掲げる事項を記載し、法第四十三條の三の五第二項第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあっては、第三條第一項第七号に掲げる区分によって記載すること。

二 「同上」

2 法第四十三條の三の五第二項第二号から第五号まで、第九号又は第十号に掲げる事項の変更に係る令第二十條の三の許可の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

「一」十 同上

「号を加える。」

3 「同上」

(発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の変更の届出)

第七條 「1・2 同上」



<p>3 第一項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  「一〇十 略」  十一 変更後における発電力用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書  「略」</p>	<p>4 「略」</p> <p>2 法第四十三條の三の九第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、別表第一の中欄若しくは下欄に掲げる変更の工事若しくは急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事を伴う変更又は設計及び工事に係る品質マネジメントシステムの変更を伴う変更以外の変更とする。</p>	<p>3 「略」</p> <p>（設計及び工事の計画の認可等の申請）  第九條 法第四十三條の三の九第一項又は第二項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。  「一〇三 略」</p> <p>四 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム  五 変更の工事又は設計及び工事の計画の変更の場合にあつては、変更の理由</p> <p>2 前項第二号の工事計画には、申請に係る発電力用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に依りて、同表の中欄に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、その申請が変更の工事又は設計及び工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいうように記載しなければならない。</p>	<p>3 「同上」</p> <p>「一〇十 同上」  「号を加える。」</p> <p>4 「同上」</p>	<p>4 「同上」</p> <p>（工事の計画の認可を要しない工事等）  第八條 「同上」</p> <p>2 法第四十三條の三の九第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、別表第一の中欄若しくは下欄に掲げる変更の工事若しくは急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事を伴う変更又は設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織（以下「設計及び工事に係る品質管理の方法等」という。）の変更を伴う変更以外の変更とする。</p>	<p>3 「同上」</p> <p>（工事の計画の認可等の申請）  第九條 「同上」</p> <p>「一〇三 同上」  「号を加える。」</p> <p>四 変更の工事又は工事の計画の変更の場合にあつては、変更の理由</p> <p>2 前項第二号の工事計画には、申請に係る発電力用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に依りて、同表の中欄に掲げる事項（その申請が修理の工事に係る場合は、修理の方法）を記載しなければならない。この場合において、その申請が変更の工事又は工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいうように記載しなければならない。</p>
--	---	---	---	--	---

3 第一項の申請書には、当該申請に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に~~応じて~~同表の下欄に掲げる書類並びに当該申請に係る設計及び工事に係る品質マネジメントシステムが法第四十三条の三の五第一項若しくは第四十三条の三の八第一項の許可を受けたところ又は同条第三項若しくは第四項前段の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類を添付しなければならない。

4 設計及び工事の計画の全部につき一時に法第四十三条の三の九第一項又は第二項の認可を申請することができないときは、分割して認可を申請することができる。この場合において、申請書に当該申請に係る部分以外の設計及び工事の計画の概要並びに設計及び工事の計画の全部につき一時に申請することができない理由を記載した書類を添付しなければならない。

5 「略」

（設計及び工事の計画に係る軽微な変更の届出）  
第十条 「略」

（設計及び工事の計画の届出を要する工事等）  
第十一条 「略」

2 法第四十三条の三の十第一項の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、別表第一の下欄に掲げる変更の工事を伴う変更又は設計及び工事に係る品質マネジメントシステムの変更を伴う変更以外の変更とする。

（設計及び工事の計画の届出）  
第十二条 法第四十三条の三の十第一項の規定による設計及び工事の計画の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一 三 略」

3 第一項の申請書には、当該申請に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に~~応じて~~、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

4 工事の計画の全部につき一時に法第四十三条の三の九第一項の規定による認可又は同条第二項の規定による変更の認可を申請することができないときは、分割して認可又は変更の認可を申請することができる。この場合において、申請書に当該申請に係る部分以外の工事の計画の概要及び工事の計画の全部につき一時に申請することができない理由を記載した書類を添付しなければならない。

5 「同上」

（工事の計画に係る軽微な変更の届出）  
第十条 「同上」

（工事の計画の届出を要する工事等）  
第十一条 「同上」

2 法第四十三条の三の十第一項の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、別表第一の下欄に掲げる変更の工事を伴う変更又は設計及び工事に係る品質管理の方法等の変更を伴う変更以外の変更とする。

（工事の計画の届出）  
第十二条 法第四十三条の三の十第一項の規定による工事の計画の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一 三 同上」

四 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム  
五 変更の工事又は設計及び工事の計画の変更の場合にあっては、変更の理由

2 前項第二号の工事計画には、届出に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の中欄に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、その届出が変更の工事又は設計及び工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいうように記載しなければならない。

3 第一項の届出書には、当該届出に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に~~応じて~~同表の下欄に掲げる書類並びに当該申請届出に係る設計及び工事に係る品質マネジメントシステムが法第四十三条の三の五第一項若しくは第四十三条の三の八第一項の許可を受けたところ又は同条第三項若しくは第四項前段の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類を添付しなければならない。

4 設計及び工事の計画の全部につき一時に法第四十三条の三の十第一項の規定による届出をすることができないときは、分割して届出をすることができる。この場合において、届出書に当該届出に係る部分以外の設計及び工事の計画の概要並びに設計及び工事の計画の全部につき一時に届出をすることができない理由を記載した書類を添付しなければならない。

5 「略」

(使用前事業者検査の実施)

第十四条の二 使用前事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法
- 二 機能及び性能を確認するために十分な方法
- 三 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法

「号を加える。」

四 変更の工事又は工事の計画の変更の場合にあっては、変更の理由

2 前項第二号の工事計画には、届出に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に~~応じて~~、同表の中欄に掲げる事項(その届出が修理の工事に係る場合は、修理の方法)を記載しなければならない。この場合において、その届出が変更の工事又は工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいうように記載しなければならない。

3 第一項の届出書には、当該届出に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に~~応じて~~、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

4 工事の計画の全部につき一時に法第四十三条の三の十第一項の規定による届出をすることができないときは、分割して届出をすることができる。この場合において、届出書に当該届出に係る部分以外の工事の計画の概要及び工事の計画の全部につき一時に届出をすることができない理由を記載した書類を添付しなければならない。

5 「同上」

「条を加える。」

2 使用前事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

(使用前事業者検査の記録)

第十四条の三 使用前事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 検査年月日
- 二 検査の対象
- 三 検査の方法
- 四 検査の結果
- 五 検査を行った者の氏名
- 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
- 七 検査の実施に係る組織
- 八 検査の実施に係る工程管理
- 九 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
- 十 検査記録の管理に関する事項
- 十一 検査に係る教育訓練に関する事項
- 2 使用前事業者検査の結果の記録は、当該使用前事業者検査に係る発電用原子炉施設の存続する期間保存するものとする。

(溶接に係る使用前事業者検査を行った旨の表示)

第十四条の四 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第十号。

以下「研開炉技術基準規則」という。)第十七条第一項、第三十条又は第五十条第一項に規定する機器等、蒸気タービン又は補助ボイラー(以下この条において単に「機器等」という。)であつて、研開炉技術基準規則第十七条第二項(研開炉技術基準規則第三十条及び第五十条第一項において準用する場合を含む。)

「条を加える。」

「条を加える。」

に規定する主要な耐圧部の溶接部を有するものを設置する発電用原子炉設置者は、当該機器等に係る使用前事業者検査を終了したときは、当該機器等に使用前事業者検査を行ったことを示す記号その他表示を付するものとする。

(使用前確認の申請)

第十五条 法第四十三条の三の十一第三項の確認(以下「使用前確認」という。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一〇四 略」

五 使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所

六 「略」

七 原子炉本体に係る工事の場合であつて原子炉本体を試験のために使用するとき又は発電用原子炉施設の一部が完成した場合であつてその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあつては、その使用の期間及び方法

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

「一・二 略」

三 第七十六条第一項の施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器

四 前項第七号の特別の理由があるときにあつては、その理由を記載した書類

(使用前検査の申請)

第十五条 法第四十三条の三の十一第一項の検査(以下「使用前検査」という。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一〇四 同上」

五 検査を受けようとする工事の工程、期日及び場所

六 「同上」

「号を加える。」

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が発電用原子炉施設の変更の工事(発電用原子炉の基数の増加の工事を除く。)に係る場合には、第三号及び第四号に掲げる事項を説明する書類を添付することを要しない。

「一・二 同上」

三 発電用原子炉及び保守管理の重要度が高い系統について定量的に定める保守管理の目標

四 保守管理の実施に関する計画に係る次に掲げる事項

イ 保守管理の実施に関する計画の始期(発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加の工事に係る使用前検査の開始する日をいう。)及び期間

ロ 発電用原子炉施設の保安のための点検、検査及び補修等(以下この号において「点検等」という。)の方法、実施頻度

3 「略」  
「項を削る。」

4 第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本一通とする。

第十六条 削除

及び時期  
ハ 発電用原子炉施設の保安のための点検等を実施する際に行  
う保安の確保のための措置

4 3 「同上」

前項に規定するもののほか、第二項第三号又は第四号に掲げる  
事項について評価を行い、当該事項を変更した場合は、その評価  
の結果を記載した書類を提出しなければならない。

5 第一項の申請書及び第三項の書類の提出部数は、正本一通とす  
る。

第十六条 (使用前検査の実施)

使用前検査は、次の表の上欄に掲げる工事の工程におい  
て、原子力施設検査官が同表の下欄に掲げる検査事項（同表第一  
号の下欄に掲げる検査事項については、可搬型の機械又は器具に  
係る検査事項を除く。）について行うものとする。

工 事 の 工 程	検 査 事 項
一 原子炉本体、核燃料物質の 取扱施設及び貯蔵施設、原子 炉冷却系統施設（蒸気タービ ンを除く。）、計測制御系統 施設（発電用原子炉の運転を 管理するための制御装置を除 く。）、放射性廃棄物の廃棄 施設（排気筒を除く。）、放 射線管理施設又は原子炉格納 施設については、構造、強度 又は漏えいに係る試験をする ことができる状態になった時	原子炉本体、核燃料物質の 取扱施設及び貯蔵施設、原 子炉冷却系統施設（蒸気タ ービンを除く。）、計測制 御系統施設（発電用原子炉 の運転を管理するための制 御装置を除く。）、放射性 廃棄物の廃棄施設（排気筒 を除く。）、放射線管理施 設又は原子炉格納施設の構 造、機能又は性能を確認す る検査のうち次に掲げるも の

	<p>二 蒸気タービンの車室の下半部の据付けが完了した時及び補助ボイラーの本体の組立てが完了した時</p>
<p>一 材料検査 二 寸法検査 三 外観検査 四 組立て及び据付け状態を確認する検査 五 耐圧検査 六 漏えい検査 七 原子炉格納施設が直接設置される基盤の状態を確認する検査</p>	<p>一 蒸気タービンの構造、機能又は性能を確認する検査のうち次に掲げるもの イ 材料検査 ロ 寸法検査 ハ 外観検査 ニ 組立て及び据付け状態を確認する検査 二 補助ボイラーの構造、機能又は性能を確認する検査のうち次に掲げるもの イ の 材料検査 ロ 寸法検査 ハ 外観検査 ニ 組立て及び据付け状態を確認する検査 ホ 耐圧検査 ヘ 漏えい検査</p>

<p>五 工事の計画に係る全ての工事が完了した時</p>	<p>四 発電用原子炉の臨界反応操作を開始することができる状態になった時</p>	<p>三 発電用原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時</p>
<p>発電用原子炉の出力運転時における発電用原子炉施設の総合的な性能を確認する</p>	<p>原子炉本体、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）及び発電機の機能又は性能であって、発電用原子炉が臨界に達する時に必要なものを確認する検査</p>	<p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、原子炉格納施設、非常用電源設備、常用電源設備、火災防護設備、浸水防護施設、補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）、非常用取水設備、敷地内土木構造物及び緊急時対策所の機能又は性能であって、発電用原子炉に燃料体を挿入した状態において必要なものを確認する検査</p>



(使用前確認を要しない場合)

第十七条 法第四十三条の三の十一第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。ただし、廃止措置対象施設については、第五号から第七号までに掲げる場合とする。

「一、三 略」

四 発電用原子炉施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前確認を受けないで使用することができ旨を指示した場合

五 「略」

六 発電用原子炉施設の設置又は変更の工事であつて、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じてそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げるものに該当しないもの場合

七 「略」

2 「略」

第十八条から第二十条まで 削除

(使用前検査を要しない場合)

第十七条 法第四十三条の三の十一第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた廃止措置計画(同条第三項において準用する法第十二条の六第三項又は同条第五項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)に係る廃止措置の対象となる発電用原子炉施設(以下「廃止措置対象施設」という。)については、第五号及び第六号に掲げる場合とする。

「一、三 同上」

四 発電用原子炉施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前検査を受けないで使用することができ旨を指示した場合

五 「同上」

「号を加える。」

六 「同上」

2 「同上」

第十八条 削除

(使用前検査実施要領書)

第十九条 原子力規制委員会は、第十五条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第十六条の表の下欄に掲げる検査事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要

検査その他工事の完了を確認するために必要な検査

領書を定めるものとする。

第二十条 削除

(使用前確認証)

第二十一条 原子力規制委員会は、原子力規制検査により、第十五条の規定による申請に係る発電用原子炉施設が法第四十三条の三の十一第二項各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、使用前確認証を交付する。

第二十二条から第四十条まで 削除

(使用前検査合格証)

第二十一条 原子力規制委員会は、使用前検査に合格したと認めるときは、使用前検査合格証を交付する。

(試験使用の承認等の申請)

第二十二条 第十七条第一項第一号又は第三号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 申請に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三 申請に係る発電用原子炉施設の概要

四 法第四十三条の三の九第一項若しくは第二項の認可の年月日及び認可の番号又は法第四十三条の三の十第一項の規定による届出をした年月日

五 申請に係る発電用原子炉施設の使用開始の予定年月日及び使用期間

六 使用の方法

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が試験のための使用以外の使用に係る場合には、第二号に掲げる事項を説明する書類を添付することを要しない。

- 一 使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類
- 二 試験項目及び試験工程表

(燃料体検査の申請)

第二十三条 法第四十三条の三の十二第一項の検査(以下「燃料体検査」という。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を希望する検査開始日の一月前までに原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 燃料体の型式

三 法第四十三条の三の十二第二項の認可年月日及び認可番号

四 燃料体の数(燃料要素の集合体である燃料体にあつては、燃料要素の数を併せて記載すること。)

五 検査を受けようとする加工の工程、期日及び場所

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

一 加工の工程

二 燃料体の品質管理の状況、加工の内容等

3 第一項の申請書又は前項各号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。

4 第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本一通とする。

(燃料体検査の実施)

第二十四条 法第四十三条の三の十二第一項の原子力規制委員会規則で定める加工の工程は、次の表の上欄に掲げるものとし、当該加工の工程ごとに、原子力施設検査官が同表の下欄に掲げる検査事項について行うものとする。

加工の工程	検査事項
一 燃料材、燃料被覆材そ	燃料材、燃料被覆材その他

<p>他の部品については、組成、構造又は強度に係る試験をすることができ る状態になった時</p>	<p>二 燃料要素の集合体である燃料体については、燃料要素の加工が完了した時</p>	<p>の部品の化学成分の分析結果の確認その他これらの部品の組成、構造又は強度に係る検査</p>
<p>三 加工が完了した時</p>	<p>燃料要素の集合体である燃料体に係る次の検査  一 寸法検査  二 湾曲度を確認する検査  三 外観検査  四 表面汚染密度検査  五 溶接部の非破壊検査  六 ヘリウム漏えい検査（この表の第三号下欄第三号に掲げる検査が行われる場合を除く。）</p>	<p>組み立てられた燃料体に係る次の検査  一 寸法検査  二 外観検査  三 ヘリウム漏えい検査（この表の第二号下欄第六号に掲げる検査が行われる場合を除く。）</p>

（燃料体検査を要しない場合）  
第二十五条 法第四十三条の三の十二第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、燃料体の品質管理の状況、加工の内容等により、原子力規制委員会が支障がないと認めて前条

の表の上欄の加工の工程の全部又は一部について燃料体検査を受けないで使用するができる旨を指示した場合とする。

(燃料体の設計の認可)

第二十六条 法第四十三条の三の十二第二項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 核燃料物質の種類、初期濃縮度及び燃焼率

三 燃料材及び燃料被覆材の種類、組成及び組織並びに燃料材及び燃料被覆材以外の部品の種類及び組成

四 燃料体の構造及び重量

五 燃料体を使用する発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

六 燃料体を使用する発電用原子炉に係る発電用原子炉施設の概要(発電用原子炉の型式を含む。)

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

一 燃料体の耐熱性、耐放射線性、耐腐食性その他の性能に関する説明書

二 燃料体(燃料要素の集合体である燃料体にあつては、燃料要素)の強度計算書

三 燃料体の構造図

四 加工のフローシート

五 品質保証に関する説明書

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

第二十七条 削除

(燃料体検査実施要領書)

第二十八条 原子力規制委員会は、第二十三条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第二十四条の表の下欄に掲げる検査事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

第二十九条 削除

(燃料体検査合格証)

第三十条 原子力規制委員会は、燃料体検査に合格したと認めるときは、燃料体検査合格証を交付する。

(溶接事業者検査を行うべき発電用原子炉施設)

第三十一条 法第四十三条の三の十三第一項の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設は、次に掲げるとおりとする。

一 原子炉本体又は原子炉格納施設に属する容器

二 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。以下この条において同じ。）

計測制御系統施設又は放射線管理施設に属する容器であつて非常時に安全装置として使用されるもの

三 原子炉本体に属する容器又は原子炉格納容器に取り付けられる管のうち、それが取り付けられる当該容器から最も近い止め弁までの部分

四 原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射線管理施設又は原子炉格納施設のうち原子炉格納容器安全設備、放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備若しくは圧力逃がし装置に属する管であつて、非常時に安全装置として使用されるもの（前号に規定するものを除く。）

五 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設（排気筒を除く。以下この条において同じ。）若しくは放射線管理施設に属する容器（第二号に規定するものを除く。）又はこれらの

施設に属する外径六十一ミリメートル（最高使用圧力九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル）を超える管（前二号に規定するものを除く。）であつて、その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（その内包する放射性物質が液体中にある場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）以上のもの

- 六 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設若しくは放射線管理施設に属する容器（第二号に規定するものを除く。）又はこれらの施設に属する外径百五十ミリメートル以上の管（第三号及び第四号に規定するものを除く。）であつて、その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（その内包する放射性物質が液体中にある場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）未満のもののうち、次に定める圧力以上の圧力を加えられる部分（以下「耐圧部分」という。）について溶接を必要とするもの
- イ 水用の容器又は管であつて、最高使用温度百度未満のもの
- ロ 液化ガス（通常の使用状態での温度における飽和圧力が百九十六キロパスカル以上であつて現に液体の状態であるもの又は圧力が百九十六キロパスカルにおける飽和温度が三十五度以下であつて現に液体の状態であるものをいう。以下同じ。）用の容器又は管については、最高使用圧力零キロパスカル
- ハ イ又はロに規定する容器以外の容器については、最高使用圧力九十八キロパスカル
- ニ イ又はロに規定する管以外の管については、最高使用圧力九百八十キロパスカル（長手継手の部分にあつては、四百九十キロパスカル）
- 七 蒸気タービンに係る蒸気だめ若しくは熱交換器又は非常用電源設備、補助ボイラー若しくは補機駆動用燃料設備（非常

用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。)に属する容器のうち、耐圧部分について溶接を必要とするもの  
八 蒸気タービン、非常用電源設備、補助ボイラー、火災防護設備又は区画排水設備に係る外径百五十ミリメートル以上の管のうち、耐圧部分について溶接を必要とするもの

(溶接事業者検査の実施)

第三十二条 溶接事業者検査は、溶接の状況について、法第四十条の三の十四に規定する技術上の基準に適合するものであることを確認するために十分な方法で行うものとする。

(溶接事業者検査の記録)

第三十三条 溶接事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 検査年月日
  - 二 検査の対象
  - 三 検査の方法
  - 四 検査の結果
  - 五 検査を行った者の氏名
  - 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
  - 七 検査の実施に係る組織
  - 八 検査の実施に係る工程管理
  - 九 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
  - 十 検査記録の管理に関する事項
  - 十一 検査に係る教育訓練に関する事項
- 2 溶接事業者検査の結果の記録は、前項第一号から第六号までに掲げる事項については、当該溶接事業者検査に係る原子炉容器等の存続する期間保存するものとし、同項第七号から第十一号までに掲げる事項については、当該溶接事業者検査を行った



後最初の法第四十三条の三の十三第六項の通知を受けるまでの期間保存するものとする。

(溶接事業者検査を要しない場合)

第三十四条 法第四十三条の三の十三第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 溶接作業の標準化、溶接に使用する材料の規格化等の状況により、原子力規制委員会が支障がないと認めて溶接事業者検査を行わないで使用することができ旨の指示をした場合
- 二 次に掲げる設備を、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出て発電用原子炉施設に属する設備として使用する場合
- イ ボイラー及び压力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）第七条第一項若しくは第五十三条第一項の溶接検査に合格した設備又は同令第八十四条第一項若しくは第九十条の二において準用する同令第八十四条第一項の検査を受けた設備
- ロ 発電用原子炉施設（一般高压ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第二条第一号、第二号又は第四号に規定するガスを内包する液化ガス設備に係るものに限る。）であつて、高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十六条の三の特定設備検査に合格し、又は同法第五十六条の六の十四第二項の規定若しくは第五十六条の六の二十二第二項において準用する同法第五十六条の六の十四第二項の規定による特定設備基準適合証の交付を受けたもの
- 三 漏止め溶接のみをした第三十一条第六号から第八号までに規定する容器又は管（耐圧部分についてその溶接のみを新たにするものを含む。）を使用する場合

(溶接安全管理審査の申請)

第三十五条 法第四十三条の三の十三第三項の審査（以下「溶接

安全管理審査」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 審査を受けようとする組織の名称及び所在地

三 溶接事業者検査の実施場所

四 溶接事業者検査を行う原子炉容器等の概要

五 審査の実施方法及び実施時期

六 審査を受けようとする溶接事業者検査の項目

七 審査を受けようとする期日

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。ただし、第三十七条第一号に規定する組織であつて耐圧試験を行う時期に受ける審査及び溶接をした原子炉容器等であつて輸入したものについて受ける審査に係る場合には第一号に掲げる事項を説明する書類を、同条第一号に規定する組織であつて、通知を受けた日から三年を経過した日以降三月を超えない時期に受ける審査及び同条第二号に規定する組織として受ける審査に係る場合には第三号に掲げる事項を説明する書類を添付することを要しない。

一 溶接事業者検査に関する規程

二 溶接事業者検査の組織

三 溶接部の設計及び溶接施行法並びに溶接を行う者の知識及び技能

3 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

(溶接安全管理審査の実施方法)

第三十六条 溶接安全管理審査は、次に掲げるいずれかの方法に

より行うものとする。

一 溶接事業者検査の実施に係る体制について確認するとともに、継続的な品質保証の確保がなされているか否かを確認する方法

二 溶接事業者検査の実施に係る体制について確認する方法

(溶接安全管理審査の実施時期)

第三十七条 法第四十三条の三の十三第三項の原子力規制委員会規則で定める時期は、次のとおりとする。

一 直近の法第四十三条の三の十三第六項の通知（この号に規定する耐圧試験に係る通知であつて、溶接事業者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織に係るものを除く。以下この条において単に「通知」という。）において、溶接事業者検査の実施につき十分な体制がとられていないと評定された組織であつて、当該通知を受けた日から三年を超えない時期に溶接事業者検査を行ったものについては、耐圧試験を行う時期及び当該通知を受けた日から三年を経過した日以降三月を超えない時期

二 前号に規定する組織であつて、通知を受けた日から三年を超えない時期に溶接安全管理審査を受ける必要があるとして原子力規制委員会が定めるものについては、溶接安全管理審査を受ける必要が生じた時期

三 前二号に掲げる組織以外の組織については、溶接事業者検査を行う時期

(溶接安全管理審査の対象となる事項)

第三十八条 法第四十三条の三の十三第四項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

二 検査記録の管理に関する事項

三 検査に係る教育訓練に関する事項

第三十九条 削除

(溶接事業者検査を行った旨の表示)

第四十条 原子炉容器等であつて溶接をするもの又は溶接をした原子炉容器等であつて輸入したものを設置する発電用原子炉設置者は、当該原子炉容器等であつて溶接をするもの又は溶接をした原子炉容器等であつて輸入したものに係る溶接事業者検査を終了したときは、当該原子炉容器等であつて溶接をするもの又は溶接をした原子炉容器等であつて輸入したものに溶接事業者検査を行ったことを示す記号その他表示を付するものとする。

(廃止措置中の発電用原子炉施設の性能維持)

第四十条の二 法第四十三条の三の十四ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に**第百十条の二第十一号**。この場合において、法第四十三条の三の十四本文の規定は、同号の性能維持施設に限り、適用されるものとする。

第四十一条から第五十条まで 削除

(廃止措置中の発電用原子炉施設の性能維持)

第四十条の二 法第四十三条の三の十四ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設であつて**第百十一条第一項第六号**の性能維持施設が存在する場合とする。この場合において、法第四十三条の三の十四本文の規定は、**第百十一条第一項第六号**の性能維持施設に限り、適用されるものとする。

(施設定期検査を受ける発電用原子炉施設)

第四十一条 法第四十三条の三の十五の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設は、次に掲げるもの以外のものとする。

- 一 原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設(次号に掲げるものを除く。)、計測制御系統施設(発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。)、放射性廃棄物の廃棄施設(排気筒を除く。)、放射線管理施設、原子炉格納施設及び非常用電源設備
- 二 次の表の上欄に掲げる設備の種類に応じ、それぞれ同表の

下欄に掲げる機械又は器具であつて、最高使用圧力零キロパスカル以上の圧力を加えられる部分があるもの

設備の種類	機械又は器具
蒸気タービン本体	タービン本体、主要弁、復水器及び管
蒸気タービンの附属設備	熱交換器、冷却塔、給水ポンプ、管、蒸気だめ、安全弁及び逃がし弁

2 前項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設については、法第四十三条の三の十五の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設は、第百十一条第一項第六号の性能維持施設以外のものとする。

(施設定期検査の申請)

第四十二条 法第四十三条の三の十五の検査（以下「施設定期検査」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を希望する検査開始日の一月前までに原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地
  - 三 検査を受けようとする発電用原子炉施設の種類及び出力
  - 四 検査を受けようとする期日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。
- 一 施設定期検査の期間において行われる定期事業者検査の計画
  - 二 前号の定期事業者検査に関する放射線管理

- 三 発電用原子炉及び保守管理の重要度が高い系統について定量的に定める保守管理の目標
  - 四 保守管理の実施に関する計画に係る次に掲げる事項
    - イ 保守管理の実施に関する計画の始期（施設定期検査の開始する日をいう。）及び期間
    - ロ 発電用原子炉施設の保安のための点検、検査（定期事業者検査を含む。）及び補修等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期
    - ハ 発電用原子炉施設の保安のための点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置
  - 五 前回の施設定期検査において提出した前二号に掲げる事項を説明する書類（発電用原子炉施設の運転の開始後最初に行われる施設定期検査に係る申請の場合にあっては、第十五条第二項第三号及び第四号に掲げる事項を説明する書類）の内容に変更があった場合には、その変更の内容を説明する書類
  - 六 前回の施設定期検査において提出した第三号及び第四号に掲げる事項を説明する書類（発電用原子炉施設の運転の開始後最初に行われる施設定期検査に係る申請の場合にあっては、第十五条第二項第三号及び第四号に掲げる事項を説明する書類）に記載された事項について評価を行い、当該事項を変更した場合は、その評価の結果を記載した書類
- 3 第一項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設についての施設定期検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
    - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
    - 二 発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地
    - 三 検査を受けようとする発電用原子炉施設の種類
    - 四 検査を受けようとする期日
  - 4 第一項の申請書若しくは第二項第一号から第五号までの書類又は前項の申請書の内容に変更があった場合には、速やかにそ

- の変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。
- 5 前項に規定するもののほか、第二項第三号又は第四号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合は、その評価の結果を記載した書類を提出しなければならない。
- 6 第一項又は第三項の申請書及び第四項又は第五項の書類の提出部数は、正本一通とする。

(施設定期検査の実施)

- 第四十三条 施設定期検査は、次に掲げる事項のうち、前条第二項各号に掲げる事項を説明する書類において記載された定期事業者検査に係る事項について、施設定期検査を受ける者が行う定期事業者検査に原子力施設検査官が立ち会い、又はその定期事業者検査の記録を確認することにより行うものとする。
- 一 第四十一条第一項第二号の設備にあつては、次に掲げる定期事業者検査に係る事項
- イ タービン本体、主要弁、復水器、熱交換器及び主な配管の非破壊検査
- ロ タービン本体及び主要弁の組立て及び据付け状態を確認する検査並びに保安装置の作動検査
- 二 ナトリウム冷却型発電用原子炉施設にあつては、前号に掲げるもののほか、原子力規制委員会が必要と認める定期事業者検査に係る事項
- 三 ナトリウム冷却型発電用原子炉施設（非常用電源設備を除く。）にあつては、前各号に掲げるもののほか、通常運転時における総合的な性能に関する定期事業者検査に係る事項
- 2 前項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設に係る施設定期検査については、施設定期検査を受ける者が行う第一百一条第一項第六号の性能維持施設の機能及び作動の状況を確認するための検査に原子力施設検査官が立ち会い、又はその検査の記録を確認することにより行うものとする。

(施設定期検査の実施時期)

第四十四条 法第四十三条の三の十五の原子力規制委員会規則で定める時期は、直近の施設定期検査が終了した日以降三月を超えない時期とする。ただし、特定重要発電用原子炉施設のうち、発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加の工事後、施設定期検査を受けていないものにあつては、その運転が開始された日以降三月を超えない時期とする。

2 前項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設については、法第四十三条の三の十五の原子力規制委員会規則で定める時期は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる時期とする。

区 分	施設定期検査を受けるべき時期
一 廃止措置対象施設（次号に掲げるものを除く。）	直近の施設定期検査が終了した日以降九月を超えない時期（原子力規制委員会が別に指定した場合は、その指定した時期）
二 特定研究開発段階発電用原子炉（燃料体が炉心等（炉心及び炉外燃料貯蔵槽をいう。以下同じ。）から取り出されていない令第一条第一号に掲げる発電用原子炉をいう。以下同じ。）の廃止措置対象施設	法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた廃止措置計画に定める時期（原子力規制委員会が別に指定した場合は、その指定した時期）



(施設定期検査を要しない場合)

第四十五条 法第四十三条の三の十五ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

一 削除

二 使用の状況から前条に規定する時期に施設定期検査を行う必要がないと認めて原子力規制委員会が施設定期検査を受けべき時期を定めて承認したとき。

三 災害その他非常の場合において、前条に規定する時期に施設定期検査を受けることが著しく困難であると認めて原子力規制委員会が施設定期検査を受けべき時期を定めて承認したとき。

2 前項第二号又は第三号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地検査を受けようとする発電用原子炉施設の種類及び出力

三 直近の施設定期検査が終了した年月日

四 施設定期検査開始希望年月日及びその理由

3 前項の申請書には、申請に係る発電用原子炉施設の使用の状況を記載した書類を添付しなければならない。ただし、第一項第三号の承認を受けようとする場合には、当該書類を添付することを要しない。

第四十六条 削除

(施設定期検査実施要領書)

第四十七条 原子力規制委員会は、第四十二条第一項又は第三項の申請書の提出を受けた場合には、第四十三条第一項各号に掲げる事項について行うべき検査又は第二項の検査の方法その他

必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

第四十八条 削除

(施設定期検査終了証)

第四十九条 原子力規制委員会は、施設定期検査を終了したと認めるときは、施設定期検査終了証を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、施設定期検査中に法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合には、当該施設定期検査は、その認可を受けた日に終了したものとみなす。

(定期事業者検査を行うべき発電用原子炉施設)

第五十条 法第四十三条の三の十六第一項の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設は、次に掲げるものとする。

- 一 原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）、計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、原子炉格納施設、非常用電源設備、補助ボイラー、火災防護設備、浸水防護施設、補機駆動用燃料設備（非常用発電設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）及び非常用取水設備
- 二 次の表の上欄に掲げる設備の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる機械又は器具（非常用電源設備に属するものを除く。）

設備の種類	機械又は器具
蒸気タービン本体	タービン本体、主要弁、復水器及び管

(定期事業者検査の実施時期)

第五十一条 定期事業者検査は、発電用原子炉施設について、定期事業者検査が終了した日以降十三月を超えない時期(判定期間が十四月以上であるものとして原子力規制委員会が別に指定した場合は、その指定した時期)ごとに行うものとする。ただし、発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加に係る工事の後の初回の定期事業者検査については、その運転が開始された日以降十三月を超えない時期に行うものとする。  
「各号を削る。」

2||

前項の判定期間は、原子力規制検査において、発電用原子炉施設(当該発電用原子炉施設を構成する機械又は器具であつて、第一号及び第二号のいずれにも該当し、かつ、第三号に該当しないものに限る。)が次条第二項の一定の期間を満了するまでの間法第四十三条の三の十四の技術上の基準(以下この項、**次条第二項**、第七十六条第一項第一号及び第九十四条の六第一号において「技術基準」という。)に適合している状態を維持することが確認された場合における当該期間(機械又は器具ごとにその期間が異なる場合には、そのうち最も短い期間)とする。

一 次条第一項各号第一号及び第二号及び並びに第二項に規定す

(定期事業者検査の実施時期)

第五十一条 定期事業者検査は、次に掲げる時期に行うものとする。  
一 特定発電用原子炉施設についての次条第一号及び第二号に掲げる方法による定期事業者検査にあつては、第四十四条第一項又は第四十五条第一項第二号若しくは第三号の規定により定める当該発電用原子炉施設に係る特定重要発電用原子炉施設が施設定期検査を受けるべき時期  
二 特定発電用原子炉施設についての次条第三号に掲げる方法による定期事業者検査にあつては、運転が開始された日又は直近の施設定期検査が終了した日から次回の施設定期検査を開始する日までの期間において六月を超えない時期ごと  
「項を加える。」

蒸気タービンの  
附属設備

熱交換器、冷却塔、給水ポンプ、管、  
蒸気だめ、安全弁及び逃がし弁

る方法による定期事業者検査（炉心の性能に係るものを除く。）を行うべきもの

二 定期事業者検査の都度、技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずる必要のあるもの

三 次のいずれかに掲げるもの

イ 計測装置であつてその台数について冗長性をもつて設置されているもの、ポンプ又はフィルターであつて予備のものが設置されているものその他機械又は器具であつて発電用原子炉施設の使用時において技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずることが可能であるもの

ロ 発電用原子炉施設の使用時にその機械又は器具を検査することにより発電用原子炉施設の保安の確保に支障を来さないもの

3|| 発電用原子炉施設についての次条第一項各号第十号及び第十一号及び並びに第二項に規定する方法による定期事業者検査であつて、当該定期事業者検査を行うことにより発電用原子炉の運転時（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合にあつては、発電用原子炉施設の使用時）における発電用原子炉施設の保安の確保に支障を来さないものにあつては、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する時期よりも前の時期に行うことができる。

4|| 「略」

5|| 前項各号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一・二 略」

三 検査を行うべき発電用原子炉施設の種類及び施設番号（発電用原子炉施設に付されている発電用原子炉の識別のための番号をいう。第五十五条第二項第三号において同じ。）

「四・五 略」

6|| 前項の申請書には、申請に係る発電用原子炉施設の使用の状況を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が第四項第二号の承認に係る場合には、当該書類を添付することを

2|| 特定発電用原子炉施設についての次条第一号及び第二号に掲げる方法による定期事業者検査であつて、当該定期事業者検査を行うことにより発電用原子炉の運転時における発電用原子炉施設の保安の確保に支障を来さないもの（施設定期検査を受けるべきものを除く。）にあつては、前項第一号の規定にかかわらず、同号に掲げる時期よりも前の時期に行うことができる。

3|| 「同上」

4|| 「同上」

「一・二 同上」

三 検査を行うべき発電用原子炉施設の種類及び出力

「四・五 同上」

5|| 前項の申請書には、申請に係る発電用原子炉施設の使用の状況を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が第三項第二号の承認に係る場合には、当該書類を添付することを

要しない。

7|| 第五項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(定期事業者検査の実施)

第五十二条 定期事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

「一・二 略」

「号を削る。」

2|| 前項に規定するもののほか、定期事業者検査は、一定の期間を設定し、当該発電用原子炉施設がその期間が満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。

3|| 前項の一定の期間は、次に掲げる事項を考慮して設定しなければならぬ。

一 発電用原子炉施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向

二 発電用原子炉施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果

三 発電用原子炉施設に類似する機械又は器具の使用実績（当該発電用原子炉施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。）

4|| 第二項の一定の期間は、十三日以上としなければならない。

5|| 第二項の一定の期間は、定期事業者検査を開始する日の三月前までに設定しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、同項の一定の期間を短縮する場合については、この限りでない。

6|| 定期事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

要しない。

「項を加える。」

(定期事業者検査の実施)

第五十二条 定期事業者検査は、次に掲げる方法で行うものとする。

「一・二 同上」

三|| 各部の損傷、変形、摩耗等による異常の発生兆候を作動している状態で確認するために十分な方法

「項を加える。」

「項を加える。」

「項を加える。」

「項を加える。」

「項を加える。」

(定期事業者検査の記録)  
第五十三条 「略」

「一〇八 略」

九 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

「十・十一 略」

2 定期事業者検査の結果の記録は、その発電用原子炉施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

(廃止措置中において定期事業者検査を要する場合)

第五十四条 法第四十三条の三の十六第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に**第一百条の二****第十一号** ~~第百十一条~~ ~~第十項~~ ~~第本号~~の性能維持施設が存在する場合とする。

(定期事業者検査の記録)  
第五十三条 「同上」

「一〇八 同上」

九 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

「十・十一 同上」

2 定期事業者検査の結果の記録は、その特定発電用原子炉施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

(定期安全管理審査の申請)

第五十四条 法第四十三条の三の十六第四項の審査(以下「定期安全管理審査」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を審査を受けようとする期日の一月前までに原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 定期事業者検査を行う発電用原子炉施設の施設番号

三 審査を受けようとする定期事業者検査の範囲

四 定期事業者検査の主な実施場所

五 審査を受けようとする期日

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

一 定期事業者検査の計画

二 定期事業者検査に関する規程

三 定期事業者検査の要領書

3 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

(定期事業者検査の報告)

第五十五条 法第四十三条の三の十六第三項の原子力規制委員会規則で定めるときは、次に掲げるときとする。

一 定期事業者検査（第五十一条第三項の規定を適用して行うものを除く。）を開始しようとするとき。

二 原子炉を起動するために必要な検査を開始しようとするとき。

2 法第四十三条の三の十六第三項の報告を行おうとする者は、定期事業者検査が終了したときにあつては遅滞なく、前項第一号に掲げるときにあつては検査開始予定日の一月前まで（第五十二条第二項の一定の期間（以下この条において単に「一定の期間」という。）を定め、又は変更（一定の期間を短縮する場合を除く。）をした場合は三月前まで）に、前項第二号に掲げるときにあつては原子炉の起動予定日の三日前までに、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

三 検査に係る発電用原子炉施設の種類及び施設番号

四 検査の実績又は予定の概要

3 第一項第一号に掲げるときにおける前項の報告書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

一 定期事業者検査の計画

二 発電用原子炉及び第七十六条第一項の施設管理（以下この項において単に「施設管理」という。）の重要度が高い系統について定量的に定める同項第三号の施設管理目標

三 第七十六条第一項第四号の施設管理実施計画に係る次に掲げる事項

イ 施設管理実施計画の始期（定期事業者検査を開始する日をいう。第七十六条第一項第四号イにおいて同じ。）及び期間

(定期安全管理審査の実施時期)

第五十五条 法第四十三条の三の十六第四項の原子力規制委員会規則で定める時期は、定期事業者検査を行う時期とする。

- ロ 発電用原子炉施設の工事の方法及び時期
- ハ 発電用原子炉施設の点検及び検査（以下この号及び第七十六条第一項第四号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期
- ニ 発電用原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置
- 四 第五十二条第二項に規定する判定する方法に関すること（~~前項~~の一定の期間を含む。）。
- 五 前回の定期事業者検査において提出した前三号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があった場合にあつては、その変更の内容を説明する書類
- 六 前回の定期事業者検査において提出した第二号又は第三号に掲げる事項を説明する書類に記載された事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類
- 七 前回の定期事業者検査において提出した第四号に掲げる事項を説明する書類に記載された事項の内容（一定の期間に係るものに限る。）~~が~~に変更されたがあつた場合にあつては、第五十二条第三項各号に掲げる事項について記載した書類
- 四 前項第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類を提出しなければならない。
- 五 第三項第四号に掲げる事項のうち一定の期間を変更した場合にあつては、第五十二条第三項各号に掲げる事項について記載した書類を提出しなければならない。
- 六 第二項の報告書及び前二項の書類の提出部数は、正本一通とする。

第五十六条及び第五十七条 削除

（定期安全管理審査の対象となる事項）  
第五十六条 法第四十三条の三の十六第五項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。



(電磁的方法による保存)

第五十八條 第十四條の三第一項各号及び第五十三條第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。第六十三條第一項及び第百三十三條において同じ。)により記録され、当該記録が必要に應じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第四十三條の三の十一第一項及び第四十三條の三の十六第一項に規定する当該事項が記載された記録の保存に代えることができる。

2 「略」

(合併及び分割の認可の申請)

第六十條 法第四十三條の三の十八第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署(新設分割の場合にあっては、署名)をして、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一六 略」

七 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な

- 一 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
  - 二 検査記録の管理に関する事項
  - 三 検査に係る教育訓練に関する事項
- 2 直近の法第四十三條の三の十六第六項において準用する法第四十三條の三の十三第六項の通知において定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織については、前項の規定にかかわらず、同項第二号及び第三号の規定を適用しない。

第五十七條 削除

(電磁的方法による保存)

第五十八條 第三十三條第一項各号及び第五十三條第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に應じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第四十三條の三の十三第一項並びに第四十三條の三の十六第一項及び第三項に規定する当該事項が記載された記録の保存に代えることができる。

2 「同上」

(合併及び分割の認可の申請)

第六十條 法第四十三條の三の十八第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署(新設分割の場合にあっては、署名)して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一六 同上」

「号を加える。」

な体制の整備に関する事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

「一」五 略

六 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

七 「略」

3 「略」

(記録)

第六十二条 法第四十三条の三の二十一の規定による記録は、発電用原子炉ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一 発電用原子炉施設の施設管理(第七十六条第一項に規定するものをいう。以下この表において同じ。)に係る記録 イ 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間
	「削る。」	「削る。」

2 「同上」

「一」五 同上

「号を加える。」

六 「同上」

3 「同上」

(記録)

第六十二条 法第四十三条の三の二十一の規定による記録は、発電用原子炉ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一 発電用原子炉施設の保守管理記録 イ 使用前検査の結果 ロ 施設定期検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間
	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間

ハ   第七十六条第一項第五号 の規定による施設管理方針	「略」	評価を実施した発電用原子	ロ   第七十六条第一項第四号 の規定による施設管理の実 施状況及びその担当者の氏 名	施設管理の 実施の都度	施設管理を 実施した発電 用原子炉施設 の解体又は廃 棄をした後五 年を経過する までの期間	「削る。」	「削る。」	「削る。」
ホ   第七十六条第一項第五号 の規定による保守管理に関	「同上」	評価を実施した発電用原子	ニ   第七十六条第一項第四号 の規定による保守管理の実 施状況及びその担当者の氏 名	保守管理の 実施の都度	保守管理を 実施した発電 用原子炉施設 を解体又は廃 棄した後五年 間を経過する までの期間	ハ   第七十五条の規定による 巡視又は点検の状況（法第 四十三条の三の三十四第二 項の認可を受け、第十一 条第一項第六号の性能維持 施設が存在しない場合の廃 止措置対象施設においては 、巡視の状況に限る。）並 びにその担当者の氏名	毎日一回。 ただし、法 第四十三 条の三の 三十四第 二項の三 の三十四 第二項の 認可を受け 、第十一 条第一項 第六号の 性能維持 施設が存 在しない 場合にお ける当該 廃止措置 対象施設 に係る巡 視にあつ ては毎週 一回とす る。	間

、施設管理目標及び施設管理  
実施計画の評価の結果及び  
その評価の担当者の氏名

二 運転記録（法第四十三條の  
三の三十四第二項の認可を受  
け、燃料体が炉心（リ及びび  
にあつては、炉心及び炉外燃  
料貯蔵槽（以下「炉心等」と  
いう。））から取り出されて  
いる場合を除く。）

「イヌヌ 略」

ル 第八十二條第三号口の運  
転上の制限に関する点検及  
び運転上の制限からの逸脱  
があつた場合に講じた措置

三 燃料体の記録（イからトま  
でに掲げる事項については、  
第百十條の二第二十一号第百十  
十條第一項第六号の性能維持

「略」  
その都度

炉施設の施設  
管理方針、施  
設管理目標又  
は施設管理実  
施計画の改定  
までの期間

「略」  
一年間。ただ  
し、運転上の  
制限からの逸  
脱があつた場  
合は、当該記  
録について五  
年間とする。

する方針、保守管理の目標  
及び保守管理の実施に關す  
る計画の評価の結果及びそ  
の評価の担当者の氏名

二 運転記録（法第四十三條の  
三の三十四第二項の認可を受  
け、燃料体が炉心（リ及びび  
にあつては、炉心等）から取  
り出されている場合を除く。）

「イヌヌ 同上」

「加える。」

三 燃料体の記録（イからトま  
でに掲げる事項については第  
百十一條第一項第六号の性能  
維持施設が存在しないと

「同上」  
「加える。」

炉施設の保守  
管理に關する  
方針、保守管  
理の目標又は  
保守管理の実  
施に關する計  
画の改定まで  
の期間

「同上」  
「加える。」

施設が存在しない場合を除く。	「イ」チ 略	四 「略」	五 放射線管理記録	イ 原子炉本体（法第四十三 条の三の三十四第二項の認 可を受け、第一百十條の二第 十一号の性能維持施設に該 当する部分が存在しない場 合を除く。）、「使用済燃料 の貯蔵施設（法第四十三條 の三の三十四第二項の認可 を受け、第一百十條の二第 十一号の性能維持施設に該 当する部分が存在しない場 合を除く。）、「放射性廃棄物 の廃棄施設等の放射線遮蔽 物の側壁における線量当量 率	「ロ」ル 略	「六」九 略	十 品質管理基準規則第四條第 三項に規定する品質マネジメ	「略」	「略」	毎日一回。 ただし、法 第四十三條 の三の三十 四第二項の 認可を受け 、第一百十 條の二第十 一號の性能 維持施設が 存在しない ときは、毎 週一回とす る。	「略」	「略」	十年間	「略」	「略」	「略」
除く。）	「イ」チ 同上	四 「同上」	五 「同上」	イ 原子炉本体（法第四十三 条の三の三十四第二項の認 可を受け、第一百十一條第一 項第六号の性能維持施設に 該当する部分が存在しない 場合を除く。）、「放射性廃 棄物の廃棄施設等の放射線 遮蔽物の側壁における線量 当量率	「ロ」ル 同上	「六」九 同上	十 第六十五條の品質保証計画 に關しての文書及び品質保証	「同上」	「同上」	毎日一回。 ただし、法 第四十三條 の三の三十 四第二項の 認可を受け 、第一百十 條第一項第 六號の性能 維持施設が 存在しない ときは、毎 週一回とす る。	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」

<p>「十一～十三 略」</p> <p>ント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）</p>	<p>「略」</p>	<p>「略」</p>
--	------------	------------

「2～7 略」

（電磁的方法による保存）

第六十三条 法第四十三条の三の二十一に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って、電磁的方法により記録することにより作成し、保存することができる。

「2・3 略」

（品質マネジメントシステム）

第六十四条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、法第四十三条の三の五第一項又は第四十三条の三の八第一項の許可を受けたところにより、品質マネジメントシステムに基づき保安活動（第七十三条から第八十五条までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメントシステムの改善を継続して行わなければならない。

第六十五条から第七十二条まで 削除

<p>「十一～十三 同上」</p> <p>計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）</p>	<p>「同上」</p>	<p>「同上」</p>
---	-------------	-------------

「2～7 同上」

（電磁的方法による保存）

第六十三条 法第四十三条の三の二十一に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録することにより作成し、保存することができる。

「2・3 同上」

（品質保証）

第六十四条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、保安規定に基づき品質保証計画を定め、これに基づき保安活動（第七十三条から第八十五条までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質保証計画の改善を継続して行わなければならない。

（品質保証計画）

第六十五条 品質保証計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 品質保証の実施に係る組織に関する事項

- 二 保安活動の計画に関する事項
- 三 保安活動の実施に関する事項
- 四 保安活動の評価に関する事項
- 五 保安活動の改善に関する事項

(品質保証の実施に係る組織)

第六十六条 品質保証の実施に係る組織は次のとおりとする。

- 一 発電用原子炉設置者（法人にあつてはその代表者）によつて運営されていること。
- 二 品質保証に関する責任及び権限並びに業務が明確であること。
- 三 品質保証計画の策定、実施、評価及びその改善を継続的に行う仕組みを有していること。

(保安活動の計画)

第六十七条 品質保証計画における保安活動の計画に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 保安活動において産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格Q9000のプロセス及びその相互関係が明確にされていること。
- 二 保安活動の計画、実施、評価及び改善の各段階を踏まえて実施し、保安活動の改善を継続して行う仕組みとすること。
- 三 外部から物品又は役務を調達する場合には、その管理を適切に行う方法を定めること。
- 四 保安のための重要度に応じて、実施すべき内容を定めること。
- 五 保安活動に関する文書及び記録の適切な管理に関する手順を定めること。
- 六 保安活動を実施する者に対する必要な教育及び訓練の体系を定めること。

(保安活動の実施)

第六十八条 品質保証計画における保安活動の実施に関する事項

は、次に掲げる事項とする。

- 一 保安活動を構成する個別の業務（以下「個別業務」という。）ごとに、次により行うこと。
  - イ 個別業務の目標及び個別業務に関する要求事項を明確にし、個別業務の実施計画（以下この条において「実施計画」という。）を策定すること。
  - ロ 個別業務の実施は、実施計画に基づき行うこと。この場合において、当該計画が要求事項を満たしていることを適切な段階で確認すること。
  - ハ 実施計画を変更する場合は、変更内容を適切に管理すること。
  - ニ 外部から物品又は役務を調達する場合は、実施計画に適切な調達の実施に必要な事項（当該物品又は役務の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）を取得し、他の発電用原子炉設置者と共有するために必要な措置に関することを含む。）及びこれが確実に守られるよう管理する方法を定めること。
  - 三 個別業務が実施計画に定めた要求事項を満たしていることを確認するため、必要な検査及び試験を定め行うこと。
  - 四 保安のための重要度に応じて前号の検査及び試験を行う者を定めること。
  - 五 要求事項に適合しない状態（以下「不適合」という。）が発生した場合は、これを適切に管理する方法を定めること。

(保安活動の評価)

第六十九条 品質保証計画における保安活動の評価に関する事項

は、次に掲げる事項とする。

- 一 保安活動の実施の状況について、必要な監視及び測定を計画的に行うこと。



- 二 保安活動が適切に行われていることを明確にするため、計画的に監査を行うこと。
- 三 前号の評価は、対象となる個別業務を実施した者以外の者により実施されること。

(保安活動の改善)

- 第七十条 品質保証計画における保安活動の改善に関する事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 不適合に対する再発防止のために行う是正に関する処置（以下「是正処置」という。）に関する手順（第二百二十九条各号に掲げる事故故障等の事象その他が発生した根本的な原因を究明するために行う分析（以下「根本原因分析」という。）の手順を含む。）を確立して行うこと。
  - 二 生じるおそれのある不適合を防止するための予防に関する処置（以下「予防処置」という。）に関する手順（根本原因分析の手順を含む。）を確立して行うこと。
  - 三 予防処置に当たっては、自らの発電用原子炉施設における保安活動の実施によって得られた知見のみならず他の施設から得られた知見を適切に反映すること。
  - 四 前条の評価結果を適切に反映すること。

(作業手順書等の遵守)

- 第七十一条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書（以下「作業手順書等」という。）を定め、これらを遵守しなければならない。

第七十二条 削除

(発電用原子炉施設の巡視及び点検)

- 第七十五条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電

(発電用原子炉施設の施設管理)

第七十六条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に関し、発電用原子炉ごとに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 発電用原子炉施設が法第四十三条の三の五第一項又は第四十四条の三の八第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針（以下この条及び第百八条第二項第三号において「施設管理方針」という。）を定めること。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二 前号ただし書の場合においては、法第四十三条の三の三十四第二項の認可若しくは同条第三項において読み替えて準用する

用原子炉設置者（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた者を除く。）は、毎日一回以上、発電用原子炉施設の保全に從事する者に発電用原子炉施設について巡視させ、次に掲げる施設及び設備について点検を行わせなければならない。

一 原子炉冷却系統施設

二 制御材駆動設備

三 電源、給排水及び排気施設

2 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉設置者は、毎日一回以上（第百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合は毎週一回以上）、発電用原子炉施設の保全に従事する者に廃止措置対象施設について巡視させ、第百十一条第一項第六号の性能維持施設について点検を行わせなければならない。

(発電用原子炉施設の保守管理)

第七十六条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉の運転中及び運転停止中における発電用原子炉施設の保全のために行う点検、試験、検査、補修、取替え、改造その他の必要な措置（以下「保守管理」という。）に関し、発電用原子炉ごとに、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 法第四十三条の三の五第一項の許可若しくは法第四十三条の三の八第一項の変更の許可に係る申請書若しくは法第六十二条の二第一項の規定により許可の際に付された条件を記載した書類又はそれらの添付書類に記載された発電用原子炉施設の性能が維持されるよう発電用原子炉施設の保守管理に関する方針（以下「保守管理方針」という。）を定めること。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二 前号ただし書の場合においては、法第四十三条の三の三十四第二項の認可若しくは同条第三項において準用する法第十二条

法第十二条の六第三項の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された**第一百十条の二第十一号**、**第一百十条第十一号**、**第一百十条第十二号**の性能維持施設**に**係る施設管理方針を定めること。

三 第一号又は前号の規定により定められた施設管理方針に従って達成すべき施設管理の目標（第一号の規定により定められた施設管理方針に係る施設管理の目標にあつては、発電用原子炉及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める目標を含む。以下この項において「施設管理目標」という。）を定めること。

四 施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下この項において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従って施設管理を実施すること。

イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。

ロ 発電用原子炉施設の設計及び工事に関すること。

ハ 発電用原子炉施設の巡視（発電用原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）**に**関すること。

ニ 発電用原子炉施設の点検、**検査等**（以下この号において「**点検等**」という。）の方法、実施頻度及び時期（発電用原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものを除く。）。）に関すること。

ホ 発電用原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。

ヘ 発電用原子炉施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。

ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（品質管理基準規則第二条第二項第七号に規定する未然防止処置を含む。）に関すること。

の六第三項の変更の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された**第一百十一条第一項第六号**の性能維持施設の保守管理方針を定めること。

三 第一号又は前号に規定する保守管理方針に従って達成すべき保守管理の目標（第一号に規定する保守管理方針に係る保守管理の目標にあつては、発電用原子炉及び保守管理の重要度が高い系統について定量的に定める保守管理の目標を含む。以下同じ。）を定めること。

四 前号に規定する保守管理の目標を達成するため、次の事項を定めた保守管理の実施に関する計画を策定し、当該計画に従って保守管理を実施すること。

イ 保守管理の実施に関する計画の始期及び期間に関すること

ロ 「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

ロ 発電用原子炉施設の点検、試験、検査、補修、取替え及び改造等（以下この号において「**点検等**」という。）の方法、実施頻度並びに時期（発電用原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものを除く。）。）に関すること。

ハ 発電用原子炉施設の点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。

ニ 発電用原子炉施設の点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。

ホ への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき発電用原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期の是正処置並びに予防処置に関すること。

升) 発電用原子炉施設の施設管理に関する記録にすること。  
五 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること（次条第一項から第三項までに規定する措置を除く。）。

イ 施設管理方針及び施設管理目標にあつては、一定期間  
ロ 施設管理実施計画にあつては、前号イに規定する期間

六 前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画に反映すること。

七 発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合その他発電用原子炉施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該発電用原子炉施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。

2 発電用原子炉設置者は、次条第一項、第二項若しくは第三項までの規定により長期施設管理方針を策定したとき又は同条第四項の規定により長期施設管理方針を変更したときは、これを前項第一号の規定により定められた施設管理方針に反映させなければならない。

（発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価）

第七十七条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過していない発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後三十年を経過する日までに、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 「略」

二 前号の技術的な評価に基づき、十年間に実施すべき当該発電用原子炉施設についての施設管理に関する方針を策定すること。

へ) 発電用原子炉施設の保守管理に関する記録にすること。  
五 発電用原子炉施設の保守管理方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること（次条第一項から第三項に規定する措置を除く。）。

イ 保守管理方針及び保守管理の目標にあつては、一定期間  
ロ 保守管理の実施に関する計画にあつては、前号イに規定する期間

六 前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を発電用原子炉施設の保守管理方針、保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画に反映すること。

七 発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合その他発電用原子炉施設がその保守管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該発電用原子炉施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。

2 発電用原子炉設置者は、次条第一項、第二項若しくは第三項の規定により長期保守管理方針を策定したとき又は同条第四項の規定により長期保守管理方針を変更したときは、これを前項第一号の保守管理方針に反映させなければならない。

（発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価）

第七十七条 「同上」

一 「同上」

二 前号の技術的な評価に基づき、十年間に実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針を策定すること。

2 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過した発電用原子炉（法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けたものに限る。）に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後四十年を経過する日までに、安全機器等及び常設重大事故等対処設備に属する機器等の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けた延長する期間が満了する日までの期間において実施すべき当該発電用原子炉施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。

3 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後四十年を経過した発電用原子炉（法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けたもの（当該認可を受けた延長する期間が十年を超える場合に限る。）に限る。）に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後五十年を経過する日までに、安全機器等及び常設重大事故等対処設備に属する機器等の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けた延長する期間が満了する日までの期間において実施すべき当該発電用原子炉施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。

4 発電用原子炉設置者は、第八十七条第一項第八号ニの発電用原子炉の運転期間を変更する場合その他前三項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、前三項の施設管理に関する方針（第八十七条第一項第十八号及び第二項において「長期施設管理方針」という。）を変更しなければならない。

5 「略」

（設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置）

2 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過した発電用原子炉（法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けたものに限る。）に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後四十年を経過する日までに、安全機器等及び常設重大事故等対処設備に属する機器等の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けた延長する期間が満了する日までの期間において実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針を策定しなければならない。

3 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後四十年を経過した発電用原子炉（法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けたもの（当該認可を受けた延長する期間が十年を超える場合に限る。）に限る。）に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後五十年を経過する日までに、安全機器等及び常設重大事故等対処設備に属する機器等の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けた延長する期間が満了する日までの期間において実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針を策定しなければならない。

4 発電用原子炉設置者は、第八十七条第一項第十号の発電用原子炉の運転期間を変更する場合その他前三項の評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、前三項の保守管理に関する方針（以下「長期保守管理方針」という。）を変更しなければならない。

5 「同上」

（火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）



第七十八條 法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、発電

用原子炉設置者は、設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に  
関して、法第四十三條の三の五第一項若しくは第四十三條の三の  
八第一項の許可を受けたところ又は同條第三項若しくは第四項前  
段の規定により届け出たところ（法第四十三條の三の三十四第二  
項の認可を受けたものにあつては、当該認可を受けたところ）に  
より、次に掲げる発電用原子炉施設の保全に関する措置を講じな  
ければならない。

一 次に掲げる事象の区分に応じてそれぞれ次に定める事項を含  
む発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関す  
る計画を定めるとともに、当該計画の実行に必要な要員を配置  
し、当該計画に従つて必要な活動を行わせること。

イ 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所における火災  
燃物の管理に關すること。

(1) 消防吏員への通報に關すること。

(2) 消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着す  
るまでに行う活動に關すること。

中 火山現象による影響

(1) 火山現象による影響が発生し、又は発生するおそれがあ  
る場合（以下この号において「火山影響等発生時」という  
。）における非常用交流動力電源設備の機能を維持するた  
めの対策に關すること。

(2) (1)に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替  
電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能  
を維持するための対策に關すること。

(3) (2)に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電  
源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するた  
めの対策に關すること。

小口 重大事故等

(1) 炉心の著しい損傷を防止するための対策に關すること。

第七十八條 法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、発電

用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所  
において火災が発生した場合における発電用原子炉施設（法第四  
十三條の三の三十四第二項の認可を受けたものであつて、第一百  
一條第一項第六号の性能維持施設が存在しないものを除く。以下  
この条から第八十一條までにおいて同じ。）の保全のための活動  
（消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の  
現場に到着するまでに行う活動を含む。以下同じ。）を行う体制  
の整備に關し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を  
行うために必要な計画を策定すること。

二 火災の発生を消防吏員に確実に通報するために必要な設備を  
設置すること。

三 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を  
行うために必要な要員を配置すること。

四 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を  
行う要員に対する訓練に關する措置を講ずること。

五 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を  
行うために必要な化学消防自動車、泡消火薬剤その他資機材を  
備え付けること。

六 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所における可燃物  
を適切に管理すること。

七 前各号に掲げるもののほか、火災発生時における発電用原子  
炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備する  
こと。

八 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の  
結果に基づき必要な措置を講ずること。

- (2) 原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。
  - (3) 使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。
  - (4) 原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。
- ##** 大規模損壊
- (1) 大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。
  - (2) 炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。
  - (3) 原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。
  - (4) 使用済燃料貯蔵槽の水位（ナトリウム冷却型高速炉に係るものにあつては、液位）を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。
  - (5) 放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。
- 二 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練を定期に（重大事故等又は大規模損壊の発生時における措置に関する教育及び訓練にあつては、それぞれ毎年一回以上定期に）実施すること。
  - 三 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。
  - 四 前三号に掲げるもののほか、設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

第七十九条から第八十一条まで 削除

（内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活

動を行う体制の整備)

第七十九条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設内における溢水（以下「内部溢水」という。）が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。
- 二 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。
- 三 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関する措置を講ずること。
- 四 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。
- 六 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

（重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第八十条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において、重大事故等が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。
- 二 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のため



- の活動を行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）を配置すること。
- 三 対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。
  - 四 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。
  - 五 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これに対策要員に守らせること。
    - イ 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。
    - ロ 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。
    - ハ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。
    - ニ 重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。
  - 六 前各号に掲げるもののほか、重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。
  - 七 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

（大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第八十一条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損

- 
- 
- 一 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のため次の掲げる措置を講じなければならない。
    - 二 大規模損壊発生時に必要な計画を策定すること。
    - 三 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。
    - 四 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。
    - 五 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを要員に守らせること。
      - イ 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。
      - ロ 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。
      - ハ 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。
      - ニ トリウム冷却型高速炉に係るものにあつては、液位とする。を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。
      - ホ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。
  - 六 前各号に掲げるもののほか、大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。
- 
-

(発電用原子炉の運転)

第八十二条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次に掲げる発電用原子炉の運転に関する措置を講じなければ~~ならない。~~ならない。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

「一・二 略」

三 発電用原子炉の通常運転（研開炉設置許可基準規則第二条第二項第二号に規定する通常運転をいう。以下この号において同じ。）を行うために必要な次の事項を定め、これを運転員その他の従業者に守らせること。

イ 発電用原子炉の通常運転に係る操作に関し、その操作に先立って確認すべき事項（炉心の核的制限値及び熱的制限値の範囲内で運転するために必要な事項を含む。）、その操作に必要な事項及びその操作の後に確認すべき事項

ロ 運転員その他の従業者が発電用原子炉施設の状態に応じて定期的に又は必要に応じて確認すべき事項（運転上の制限（保安規定で定める発電用原子炉施設の運転に関する条件であつて、当該条件を逸脱した場合に発電用原子炉設置者が講ずべき措置が保安規定で定められているものをいう。以下この条及び~~第二百二十九条において同じ。~~第二百二十九条において同じ。）を逸脱していないことを確認するためのものを含む。）並びにその確認の方法及び確認の時期~~実施頻度又は頻度時期~~実施頻度に関する事項

ハ 警報の発報、運転上の制限の逸脱その他の異状があつた場合~~（第五号の場合を除く。）~~（第五号の場合を除く。）に運転員その他の従業者が講ずべき措置（~~第五号の処置を除く。~~第五号の処置を除く。）に関する事項

四 緊急遮断が起つた場合には、遮断の起つた原因及び損傷の有無について点検し、再び運転を開始することに支障がないことを確認した後~~運転を行わせること。~~運転を行わせること。

七 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

(発電用原子炉の運転)

第八十二条 「同上」~~法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次に掲げる発電用原子炉の運転に関する措置を講じなければならない。~~法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

「一・二 同上」

三 運転開始に先立って確認すべき事項、運転の操作に必要な事項及び運転停止後に確認すべき事項を定め、これを運転員に守らせること。

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

四 緊急遮断が起つた場合には、遮断の起つた原因及び損傷の有無について検査し、再び運転を開始することに支障がないことを確認した後~~運転すること。~~運転すること。

五 非常の場合に講ずべき処置を定め、これを運転員その他の従業者に守らせること。

六 運転上の制限を逸脱したときは、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告すること。ただし、第二百二十九条第五号に掲げるときを除く。

七 試験運転を行う場合には、その目的、方法、異常の際に講ずべき処置等を確認の上これを行わせること。

八 「略」

（工場又は事業所において行われる運搬）

第八十三条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下この条において「核燃料物質等」という。）の運搬に關し、次に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

「一〇十 略」

4 第一項の規定は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に關する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条の二まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じて工場又は事業所において行われる運搬については、適用しない。

（貯蔵）

第八十四条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所

五 非常の場合に採るべき処置を定め、これを運転員に守らせること。

六 運転上の制限（保安規定で定める発電用原子炉施設の運転に關する条件であつて、当該条件を逸脱した場合に発電用原子炉設置者が講ずべき措置が保安規定で定められているものをいう。第二百二十九条において同じ。）を逸脱したときは、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告すること。ただし、同条第五号に掲げるときを除く。

七 試験運転を行う場合には、その目的、方法、異常の際に採るべき処置等を確認の上これを行わせること。

八 「同上」

（工場又は事業所において行われる運搬）

第八十三条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下この条において「核燃料物質等」という。）の運搬に關し、次に掲げる措置を講じなければならない。

「一〇十 同上」

4 第一項の規定は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に關する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じて工場又は事業所において行われる運搬については、適用しない。

（貯蔵）

第八十四条 「同上」

において行われる核燃料物質の貯蔵に関し、次に掲げる措置を講じなければならぬ。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときは、この限りでない。

「一〇三 略」

四 使用済燃料は、冷却について必要な措置を講ずること。

五 「略」

2 「略」

(工場又は事業所において行われる廃棄)

第八十五条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次に掲げる措置を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

「一〇四 略」

五 第三号口の方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。

「六〇十五 略」

(保安規定)

第八十七条 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 「略」

「号を削る。」

二 品質マネジメントシステムに関すること(品質管理基準規則

第五条第四号に規定する手順書等(第三項第二号及び第三号に

「一〇三 同上」

四 使用済燃料は、冷却について必要な措置を採ること。

五 「同上」

2 「同上」

(工場又は事業所において行われる廃棄)

第八十五条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

「一〇四 同上」

五 第三号口の方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を採ること。

「六〇十五 同上」

(保安規定)

第八十七条 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。

一 「同上」

二 安全文化を醸成するための体制(経営責任者の関与を含む。

三 発電用原子炉施設の品質保証に関すること(根本原因分析の

方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安

において単に「手順書等」という。)の保安規定上の位置付けに  
関することを含む。)

三 〔略〕

四 〔略〕

五 〔略〕

六 〔略〕

七 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者に対する保安教育  
に関することであつて次に掲げるもの

イ 〔略〕

ロ **保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの**〔略〕

〔1〕(4) 略

(5) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。

ハ 〔略〕

八 発電用原子炉施設の運転に関することであつて、次に掲げる  
もの

イ 発電用原子炉の運転を行う体制の整備に関すること。

ロ 発電用原子炉の運転に当たつて確認すべき事項及び運転の  
操作に必要な事項

ハ 異状があつた場合の措置に関すること(第十五号に掲げる  
ものを除く。)

ニ 発電用原子炉の運転期間に関すること。

ホ 発電用原子炉施設の運転の安全審査に関すること。

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

九 〔略〕

十 〔略〕

十一 〔略〕

十二 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること  
。〔号を削る。〕

規定上の位置付けに関することを含む。)

四 〔同上〕

五 〔同上〕

六 〔同上〕

七 〔同上〕

八 〔同上〕

イ 〔同上〕

ロ 〔同上〕

〔1〕(4) 同上

(5) 非常の場合に採るべき処置に関すること。

ハ 〔同上〕

九 発電用原子炉施設の運転に関すること(次の二号に掲げるも  
のを除く。)

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

十 発電用原子炉の運転期間に関すること。

十一 発電用原子炉施設の運転の安全審査に関すること。

十二 〔同上〕

十三 〔同上〕

十四 〔同上〕

十五 放射線測定器の管理に関すること。

十六 発電用原子炉施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置

十三 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外に行う場合を含む。）に関すること。

十四 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外に行う場合を含む。）に関すること。

十五 非常の場合に講ずべき処置に関すること。

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

十六 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置に関すること。

十七 〔略〕

十八 発電用原子炉施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに経年劣化に係る技術的な評価に関すること及び長期施設管理方針を含む。）。

十九 〔略〕

二十 不適合（品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び第三項第二十一号において同じ。）が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。

二十一 〔略〕

2 法第四十三條の三の二十四第一項の規定により保安規定の認可又はその変更の認可を受けようとする者は、前項第十八号に掲げる発電用原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合（第七十七條第一項から第三項までの規定により長期施設管

）に関すること。

十七 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱いに関すること。

十八 放射性廃棄物の廃棄に関すること。

十九 非常の場合に採るべき処置に関すること。

二十 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

二十一 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

二十二 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

二十三 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

〔号を加える。〕

二十四 〔同上〕

二十五 発電用原子炉施設の保守管理に関すること（溶接事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに経年劣化に係る技術的な評価に関すること及び長期保守管理方針を含む。）。

二十六 〔同上〕

二十七 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。

二十八 〔同上〕

2 法第四十三條の三の二十四第一項の規定により保安規定の認可又はその変更の認可を受けようとする者は、前項第二十五号に掲げる発電用原子炉施設の保守管理に関することを変更しようとする場合（第七十七條第一項、第二項若しくは第三項の規定により

理方針を策定し、又は同条第四項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。)にあつては、第七十七条第一項から第三項までの評価の結果又は同条第四項の見直しの結果を記載した書類を添えて、申請しなければならない。

3 法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三条の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一 「略」  
「号を削る。」

二 品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

三 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

四 「略」

五 「略」

「六〇十一 略」

十二 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。  
「号を削る。」

十三 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。

十四 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場

長期保守管理方針を策定し、又は同条第四項の規定により長期保守管理方針を変更しようとする場合に限る。)にあつては、第七十七条第一項、第二項若しくは第三項の評価の結果又は同条第四項の見直しの結果を記載した書類を添えて、申請しなければならない。

3 「同上」

一 「同上」

二 安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

三 発電用原子炉施設の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

四 廃止措置の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

五 「同上」

五の二 「同上」

「六〇十一 同上」

十二 放射線測定器の管理に関すること。  
十三 発電用原子炉施設の巡視及び点検並びにこれに伴う処置に関すること。

十四 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱いに関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。

十五 放射性廃棄物の廃棄に関すること。



合を含む。)に関すること。

十五 「略」

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

十六 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置に関すること。

十七 「略」

十八 「略」

十九 発電用原子炉施設の施設管理に関すること(使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することを含む)。

二十 「略」

二十一 「略」

二十二 「略」

二十三 「略」

四・五 略

十六 「同上」

十七 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること(廃止措置対象施設内に第一百一条第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合を除く。)

十八 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること(廃止措置対象施設内に第一百一条第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合を除く。)

十九 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること(廃止措置対象施設内に第一百一条第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合を除く。)

二十 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること(廃止措置対象施設内に第一百一条第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合を除く。)

「号を加える。」

二十一 「同上」

二十二 「同上」

二十三 発電用原子炉施設の保守管理に関すること(溶接事業者検査の実施に関することを含む)。

二十四 「同上」

二十五 「同上」

二十六 「同上」

二十七 「同上」

四・五 同上

(保安規定の遵守状況の検査)

第八十八条 削除

(発電用原子炉の譲受けの許可の申請)  
第八十九条 令第二十條の五の譲受けの許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

七 〔一〇六 略〕  
令第二十條の五第十一号の発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を~~は~~は

第八十八条 法第四十三條の三の二十四第五項の規定による検査は、毎年四回行うものとする。ただし、法第四十三條の三の三十四

第二項の認可を受けた発電用原子炉施設に係る検査にあつては、廃止措置の実施状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

2 前項に掲げるもののほか、法第四十三條の三の二十四第五項の規定による検査は、次に掲げる場合に行うものとする。

一 発電用原子炉の起動又は停止に係る操作（運転開始又は運転停止のための発電用原子炉の操作をいう。）

二 燃料の取替えに係る操作（炉心からの燃料の取り出し及び装荷のための操作をいう。）

三 第八十條第三号又は第八十一條第三号の規定による訓練のうち、原子力規制委員会が発電用原子炉施設の保全のために法第四十三條の三の二十四第五項に規定する検査を行うことが必要

であると認めるものを実施する場合

3 法第四十三條の三の二十四第六項において準用する法第十二條第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り

二 帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査

三 従業者その他関係者に対する質問

四 核原料物質、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物  
その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

(発電用原子炉の譲受けの許可の申請)  
第八十九条 〔同上〕

〔一〇六 同上〕

〔号を加える。〕

記載すること。

2 令第二十条の五の譲受けの許可の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

「一〇九 略」

十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

十一 「略」

3 「略」

第九十条 「略」

2 法第四十三条の三の二十六第一項の原子力規制委員会規則で定める実務の経験は、第一号から第四号までに掲げる期間が通算して三年以上であることとする。

一 発電用原子炉施設の施設管理に関する業務に従事した期間

「二〇四 略」

3 「略」

第九十二条 削除

2 「同上」

「一〇九 同上」

「号を加える。」

十一 「同上」

3 「同上」

第九十条 「同上」

2 「同上」

一 発電用原子炉施設の工事又は保守管理に関する業務に従事した期間

「二〇四 同上」

3 「同上」

（核物質防護規定の遵守状況の検査）

第九十二条 法第四十三条の三の二十七第二項において準用する法

第十二条の二第五項の規定による検査は、毎年一回行うものとする。

2 法第四十三条の三の二十七第二項において準用する法第十二条の二第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り

二 帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査

三 従業者その他関係者に対する質問

四 特定核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

(安全性の向上のための評価の実施時期)

第九十四条の三 法第四十三条の三の二十九第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、定期事業者検査が終了した日以降六月を超えない時期とする。ただし、発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加の工事の後、定期事業者検査を行っていないものにあつては、その運転が開始された日以降六月を超えない時期とする。

(評価に係る調査及び分析並びに評定の方法)

第九十四条の六 法第四十三条の三の二十九第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 発電用原子炉施設において予想される事故の発生及び拡大の防止(以下この号において「事故の発生の防止等」という。)のための措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生の防止等の効果に関する次に掲げる事項を確認すること。

イ 当該発電用原子炉施設について、技術基準において設置すべきものと定められているものが設置されていること。

「ロ・ハ 略」

「二・三 略」

(型式証明の申請)

第九十六条 法第四十三条の三の三十第一項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一・四 略」

五 申請に係る特定機器の設計に係る品質管理の方法及びその実施に係る組織に関する次の事項

(安全性の向上のための評価の実施時期)

第九十四条の三 法第四十三条の三の二十九第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、施設定期検査が終了した日以降六月を超えない時期とする。ただし、発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加の工事の後、施設定期検査を受けていないものにあつては、その運転が開始された日以降六月を超えない時期とする。

(評価に係る調査及び分析並びに評定の方法)

第九十四条の六 「同上」

一 「同上」

イ 当該発電用原子炉施設について、法第四十三条の三の十四の技術上の基準において設置すべきものと定められているものが設置されていること。

「ロ・ハ 同上略」

「二・三 同上略」

(型式証明の申請)

第九十六条 「同上」

「一・四 同上」

「五 号を加える。」

イ 品質管理の実施に係る組織

ロ 品質管理活動の計画

ハ 品質管理活動の実施

ニ 品質管理活動の評価

ホ 品質管理活動の改善

〔略〕

② 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

〔一〕ニ 略〕

③ 当該申請に係る特定機器の設計に係る品質管理の方法及びその実施に係る組織に関する説明書

〔三〕④ 略〕

（型式証明の変更）

第九十七条 法第四十三条の三の三十第三項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明を受けた型式の特定機器の設計の変更（前条第十項第四号から第十六号までに掲げる事項の変更に係るものに限る。）について承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

〔一〕ニ 略〕

② 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

〔一〕ニ 略〕

③ 変更後における当該申請に係る特定機器の設計に係る品質管理の方法及びその実施に係る組織に関する説明書

〔三〕④ 略〕

（型式指定の申請）

第一百二条 型式指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

① 〔同上〕

② 〔同上〕

〔一〕ニ 〔同上〕

〔号を加える。〕

〔三〕④ 〔同上〕

（型式証明の変更）

第九十七条 法第四十三条の三の三十第三項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明を受けた型式の特定機器の設計の変更（前条第十項第四号又は第五号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）について承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

〔一〕ニ 〔同上〕

② 〔同上〕

〔一〕ニ 〔同上〕

〔号を加える。〕

〔三〕④ 〔同上〕

（型式指定の申請）

第一百二条 〔同上〕

「一〇五 略」

六 型式設計特定機器の設計及び製作の方法の概要

七 申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する次の事項

イ 品質管理の実施に係る組織

ロ 品質管理活動の計画

ハ 品質管理活動の実施

ニ 品質管理活動の評価

ホ 品質管理活動の改善

八 「略」

2 「略」

3 第一項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類並びに及び当該申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する説明書を添付しなければならない。

4 「略」

(型式指定の変更の承認)

第百三条 「略」

2 前項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類並びに及び当該申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する説明書を添付しなければならない。

「3・4 略」

(品質管理の実施の記録の保存)

第百六条 指定製造者等は、当該型式設計特定機器が指定を受けた型式としての設計の内容を有するようになければならない。この場合において、指定製造者等は、当該型式設計特定機器が均一

「一〇五 同上」

六 型式設計特定機器の設計の概要

七 申請に係る型式設計特定機器の製作等に係る品質管理の方法等に関する次の事項

イ 品質保証の実施に係る組織

ロ 品質保証活動の計画

ハ 品質保証活動の実施

ニ 品質保証活動の評価

ホ 品質保証活動の改善

八 「同上」

2 「同上」

3 第一項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類及び当該申請に係る型式設計特定機器の製作等に係る品質管理の方法及びその検査のための組織に関する説明書を添付しなければならない。

4 「同上」

(型式指定の変更の承認)

第百三条 「同上」

2 前項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類及び当該申請に係る型式設計特定機器の製作等に係る品質管理の方法及びその検査のための組織に関する説明書を添付しなければならない。

「3・4 同上」

(品質保証の実施の記録の保存)

第百六条 指定製造者等は、当該型式設計特定機器が指定を受けた型式としての設計の内容を有するようになければならない。この場合において、指定製造者等は、当該型式設計特定機器が均一

性を有するようにするために行う検査の結果その他品質管理の実施の記録を五年間保存しなければならない。

（発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の申請）  
第百八条 「略」

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

「一・二 略」

3 延長しようとする期間における原子炉その他の設備に係る施設管理方針を記載した書類

（発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の基準）

第百九条 法第四十三條の三の三十二第五項の原子力規制委員会規則で定める基準は、延長しようとする期間において、原子炉その他の設備が延長しようとする期間の運転に伴う劣化を考慮した上で研開炉技術基準規則に定める基準に適合するものとする。

（廃止措置実施方針に定める事項）

第百十條の二 法第四十三條の三の三十三第一項の廃止措置実施方針には、発電用原子炉ごとに、次に掲げる事項を定めなければならない。

「一 略」

11 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設（第百十一條及び第百二十一條において「性能維持施設」という。）及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

「十二・十三 略」

14 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

性を有するようにするために行う検査の結果その他品質保証の実施の記録を五年間保存しなければならない。

（発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の申請）  
第百八条 「同上」

2 「同上」

「一・二 同上」

3 延長しようとする期間における原子炉その他の設備についての保守管理に関する方針を記載した書類

（発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の基準）

第百九条 法第四十三條の三の三十二第五項の原子力規制委員会規則で定める基準は、延長しようとする期間において、原子炉その他の設備が延長しようとする期間の運転に伴う劣化を考慮した上で研開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十号。以下「研開炉技術基準規則」という。）に定める基準に適合するものとする。

（廃止措置実施方針に定める事項）

第百十條の二 「同上」

「一 同上」

11 第百十一條第一項第六号の性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

「十二・十三 同上」

14 廃止措置に係る品質保証計画



〔十五・十六 略〕

（廃止措置計画の認可の申請）

第百十一条 法第四十三条の三の三十四第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、廃止しようとする発電用原子炉ごとに、次に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

〔一〇五 略〕

六 性能維持施設 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設（以下この条及び第百十一条において「性能維持施設」という。）

〔七〇十一 略〕

十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

2 前項の申請書には、次に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

〔一〇八 略〕

九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

十 〔略〕

3 特定研究開発段階発電用原子炉（燃料体が炉心等から取り出されていない令第一条第一号に掲げる発電用原子炉をいう。第百十四條第二項において同じ。）について法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けようとする者は、第一項の申請書に記載する廃止措置計画に、同項各号に掲げる事項のほか、燃料体を炉心等から取り出す方法及び時期について定めなければならない。

〔4・5 略〕

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第百十二条 法第四十三条の三の三十四第三項において読み替えて準用する法第十二條の六第三項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しな

〔十五・十六 同上〕

（廃止措置計画の認可の申請）

第百十一条 〔同上〕

〔一〇五 同上〕

六 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設（以下この条において「性能維持施設」という。）

〔七〇十一 同上〕

〔号を加える。〕

2 〔同上〕

〔一〇八 同上〕

九 品質保証計画に関する説明書

十 〔同上〕

3 特定研究開発段階発電用原子炉について法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けようとする者は、第一項の申請書に記載する廃止措置計画に、同項各号に掲げる事項のほか、燃料体を炉心等から取り出す方法及び時期並びに施設定期検査を受けるべき時期について定めなければならない。

〔4・5 同上〕

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第百十二条 法第四十三条の三の三十四第三項において準用する法第十二條の六第三項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない



ればならない。

「一〇三 略」

四 変更に係る前条第一項第四号から第十二号までに掲げる事項

五 「略」

「2〇4 略」

（廃止措置終了確認証）

第百十六條の二 原子力規制委員会は、原子力規制検査により、廃止措置の結果が前条各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、廃止措置終了確認証を交付する。

（旧発電用原子炉設置者等に係る廃止措置対象施設についての定期事業者検査を要する場合の維持等）

第百二十一條 法第四十三條の三の三十五第四項において読み替えて準用する法第二十二條の九第四項の原子力規制委員会規則で定める場合（法第四十三條の三の十四及び第四十三條の三の十六の規定の適用に係る場合に限る。）は、廃止措置対象施設に性能維持施設が存在する場合とする。

2 前項の場合において、法第四十三條の三の十四本文の規定は、性能維持施設に限り、適用されるものとする。

3 前第一項の場合において、定期事業者検査は、性能維持施設について、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めて行うものとする。

「各号を削る。」

（事故故障等の報告）

第百二十九條 法第六十二條の三の規定により、発電用原子炉設置者（旧発電用原子炉設置者等を含む。次条及び第百三十一條にお

い。

「一〇三 同上」

四 変更に係る前条第一項第四号から第十一号までに掲げる事項

五 「同上」

「2〇4 同上」

「条を加える。」

（旧発電用原子炉設置者等に係る廃止措置対象施設についての施設定期検査を要する場合）

第百二十一條 法第四十三條の三の三十五第四項において準用する法第二十二條の九第四項の原子力規制委員会規則で定める場合（法第四十三條の三の十五の規定の適用に係る場合に限る。）は、廃止措置計画に係る廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在する場合とする。

「項を加える。」

2 前項の場合においては、施設定期検査は、次に掲げる施設のうち、核燃料物質の取扱い又は貯蔵に係るものについて行うものとする。

一 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

二 放射性廃棄物の廃棄施設

三 放射線管理施設

四 非常用電源設備

（事故故障等の報告）

第百二十九條 「同上」

いて同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

一 「略」

二 発電用原子炉の運転中において、発電用原子炉施設の故障により、発電用原子炉の運転が停止したとき若しくは発電用原子炉の運転を停止することが必要となったとき又は五パーセントを超える発電用原子炉の出力変化が生じたとき若しくは発電用原子炉の出力変化が必要となったとき。ただし、次のいずれかに該当するときであつて、当該故障の状況について、発電用原子炉設置者の公表があつたときを除く。

イ 定期事業者検査(第五十一条第三項の規定を適用して行うものを除く。)の期間であるとき(当該故障に係る設備が発電用原子炉の運転停止中において機能及び作動の状況を確認することができないものである場合に限る。)

「ロ・ハ 略」

「三〇三四 略」

(届出書の提出部数)

第一百三十二条 法第四十三条の三の八第三項、第四十三条の三の九第五項及び第四十三条の三の十九第二項の規定による届出書の提出部数は、正本一通とする。

「条を削る。」

一 「同上」  
二 「同上」

イ 施設定期検査の期間であるとき(当該故障に係る設備が発電用原子炉の運転停止中において、機能及び作動の状況を確認することができないものに限る。)

「ロ・ハ 同上」

「三〇三四 同上」

(届出書等の提出部数)

第一百三十二条 法第四十三条の三の八第三項又は法第四十三条の三の十九第二項の規定による届出書の提出部数は、正本一通とする。

(身分を示す証明書)

第一百三十三条 法第四十三条の三の二十四第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、様式第三によるものとし、法第四十三条の三の二十七第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、様式第四によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、様式第五によるものとする。

(電磁的記録媒体による手続)

第百三十三条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))に係る記録媒体をいう。様式第三~~三~~において同じ。及び様式第三~~三~~の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

「一〇六 略」

別表第一(第八条、第十一条、第十七条関係)

工事の種類	認可を要するもの	事前届出を要するもの
「略」 二 変更の工 事 (一) 「略」 (二) 発電用 原子炉の 基数の増 加の工事 以外の変 更の工事 であつて 、次の発 電用原子 炉施設に 係るもの 1 原子	「略」 「略」	1 ナトリウム冷却 1 ナトリウム冷却型

(電磁的記録媒体による手続)

第百三十四条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))に係る記録媒体をいう。以下同じ。及び様式第六の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

「一〇六 同上」

別表第一(第八条、第十一条関係)

工事の種類	認可を要するもの	事前届出を要するもの
「同上」 二 「同上」 (一) 「同上」 (二) 「同上」	「同上」 「同上」	1 「同上」 1 「同上」 1 「同上」

<p>3 原子炉冷却系統施設</p>	<p>2 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p>	<p>炉本体</p>
<p>1 ナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るもの改造（蒸気タービンに係るものを除く</p>	<p>1 改造であつて、次に掲げるもの 〔1〕(6) 略 (7) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る工事の方法の変更を伴うもの</p>	<p>型発電用原子炉施設に係るもの改造であつて、次に掲げるもの 〔1〕(2) 略 (3) 燃料体 〔4〕略 (5) 炉心支持構造物に係るもの (6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) 略 (11) 原子炉本体に係る工事の方法の変更を伴うもの</p>
<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>発電用原子炉施設に係るものの修理であつて、次に掲げるもの 〔1〕略 (2) 反射材、炉心支持構造物、原子炉容器本体（監視試験片を除く。）、原子炉容器支持構造物、原子炉容器付属構造物又は原子炉容器内部構造物に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの</p>
<p>3 上 〔同上〕</p>	<p>2 上 〔同上〕</p>	<p>上</p>
<p>1 〔同上〕</p>	<p>1 〔同上〕 〔1〕(6) 同上 〔加える。〕</p>	<p>〔1〕(2) 同上 〔加える。〕 〔同上〕 〔同上〕 〔同上〕 〔同上〕 〔同上〕 〔同上〕 〔同上〕 〔加える。〕</p>
<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕 (1) 炉心（炉心支持構造物に限る。） (2) 反射材、原子炉容器本体（監視試験片を除く。）、原子炉容器支持構造物、原子炉容器付属構造物又は原子炉容器内部構造物に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの</p>

5 放射性 廃棄 物の 廃棄	4 計測 制御系 統施設	<p>。であつて、次に掲げるもの 〔1〕(17)略 〔18〕原子炉冷却系 統施設に係る工 事の方法の変更 を伴うもの 2 重水減速沸騰軽 水冷却型原子炉施 設に係るものの改 造（蒸気タービン を除く。）であつ て、次に掲げるもの 〔1〕(4)略 〔5〕原子炉冷却系 統施設に係る工 事の方法の変更 を伴うもの 5 計測制御系統施 設（発電用原子炉 の運転を管理する ための制御装置に 係るものを除く。 ）に係る工事の方 法の変更を伴うもの 改造であつて、次に 掲げるもの 〔1〕(2)略</p>
〔略〕	〔略〕	

5 上 〔同〕	4 上 〔同〕	<p>〔1〕(17)同上 〔加える。〕 2 〔同上〕 〔1〕(4)同上 〔加える。〕 〔同上〕 〔同上〕</p>
〔同上〕	〔同上〕	

(2) 用電常	設電備源常	(1) 属施の附	炉の	用原子	他発電	8 その	7 炉格納	6 線管理	放射	棄施設
8  「1 〜7 略」 改造であって、	10  「(1)〜(9) 略」 備に係る工事の 方法の変更を伴 うもの	掲げるもの	改造であって、次に				ナトリウム冷却型発 電用原子炉施設に係 るもの改造であつ て、次に掲げるもの	4  「1 〜3 略」 放射線管理施設 に係る工事の方法 の変更を伴うもの		(3)   放射性廃棄物 の廃棄施設に係 る工事の方法の 変更を伴うもの
[略]		[略]					[略]	[略]		

(2) 同上	「(1) 同上」		8 上 「同				7 上 「同	6 上 「同		
8  「1 〜7 同上」 改造であって、	「(1)〜(9) 同上」 「加える。」	「同上」					「(1)〜(5) 同上」 「加える。」	「1〜3 同上」 「加える。」		「加える。」
[同上]		[同上]					[同上]	[同上]		

(5) 設 護 水 施 防 浸	(4) 備 護 災 設 防 火	(3)   イ 助 ラ ボ 補	備 源 設
(4) 掲げらるもの 改造であつて、次に掲げらるもの 〔1〕〔3〕略 〔4〕浸水防護施設に係る工事の方法の変更を伴う	(4) 掲げらるもの 改造であつて、次に掲げらるもの 〔1〕〔3〕略 〔4〕火災防護設備に係る工事の方法の変更を伴う	(2) 常用電源設備に係る工事の方法の変更を伴うもの	(1) 次に掲げらるもの 常用電源設備の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの
〔略〕	〔略〕	1 〔略〕 2 改造であつて、次に掲げらるもの 〔1〕〔5〕略 〔6〕補助ボイラーに係る工事の方法の変更を伴うもの 〔3〕〔5〕略	
(5) 〔同上〕	(4) 〔同上〕	(3) 〔同上〕	〔 〕
〔同上〕 〔1〕〔3〕同上 〔加える。〕	〔同上〕 〔1〕〔3〕同上 〔加える。〕	常用電源設備の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの 〔加える。〕	
〔同上〕	〔同上〕 〔3〕〔5〕同上	1 〔同上〕 2 〔同上〕 〔1〕〔5〕同上 〔加える。〕	

<p>(9) 緊急時 対策所</p>	<p>(8) 略</p>	<p>(6) 機駆補 燃料 設備 （非常用） 電源 補助 及 設置 ボイラー に係る もの を除く。 （に係る 工事の 方法の 変更を 伴うもの）</p>
<p>改造であって、次に掲げるもの （1） （2） （3）緊急時対策所に係る工事の方法の変更を伴うもの</p>	<p>〔略〕</p>	<p>改造であって、次に掲げるもの （1） （2） （3）補機駆動用燃料設備（非常用）電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。 （に係る工事の方法の変更を伴うもの）</p>
<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>

<p>(9) 同上</p>	<p>(8) 同上</p>	<p>(6) 同上</p>
<p>〔(1)・(2)を加える。〕 同上</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔(1)・(2)を加える。〕 同上</p>
<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>



別表第二（第九条、第十二条関係）

発電用 原子炉 施設の 種類	一般 記載 事項  記載すべき事項  設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に 関係あるものに限る。）	添付書類（認可の申請又は届出に係る工事の内容に 関係あるものに限る。）
「略」 原子炉 本体	「略」  ナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るものにあつては、次の事項 1 「略」 2 炉心に係る次の事項 (1) 「略」 (2) 燃料体最高燃焼度（初装荷及び取替えの別並びに燃料材、燃料要素及び燃料集合体の別に記載すること。）及び核燃料物質の最大装荷量（初装荷及び取替えの別に記載すること。） (3) 「略」 (4) 「削る。」	「略」 「略」 構造図 燃料体の耐熱性、耐放射線性、耐腐食性、その他の性能に関する説明書 「略」 原子炉容器の脆性破壊防止に関する説明書

別表第二（第九条、第十二条関係）

発電用 原子炉 施設の 種類	一般 記載 事項  記載すべき事項  設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に 関係あるものに限る。）	添付書類（認可の申請又は届出に係る工事の内容に 関係あるものに限る。）
「同上」 「同上」	「同上」  1 「同上」 2 「同上」 (1) 「同上」 (2) 燃料材の種類、燃料の濃縮度又は富化度（初装荷及び取替えの別に記載すること。）、燃料集合体最高燃焼度（初装荷及び取替えの別に記載すること。）及び核燃料物質の最大装荷量（初装荷及び取替えの別に記載すること。） (3) 「同上」 (4) 炉心支持構造物に係る次の事項	「同上」 「同上」 構造図 「同上」 原子炉容器の脆性破壊防止に関する説明書 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書



3|| 燃料体の名称、種類、主要寸法及び材料（初装荷及び取替えの別に記載すること。）

5|| 4|| 「略」

の事項

(1) 炉心槽の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

(2) 上部炉心支持板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

(3) 支持柱の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

(4) 下部炉心支持板の名称、種類、最高使用圧力、

力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

リ、連結管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

又、連結柱の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

「加える。」

3|| 「同上」

「加える。」

- 8|| 7|| 6||
- 方法 原子炉本体に係る工事の
- (5) 最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
  - (5) 炉内構造支持構造物の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
  - (6) 据付ボルトの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
  - (7) 上部炉心支持枠の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
  - (8) 下部炉心支持枠の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
  - (9) 連結管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
  - (10) 連結柱の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

- 6|| 5|| 4||
- 事項 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の
- 〔同上〕
  - 〔同上〕
  - 〔同上〕

原子炉 冷却系 統施設	核燃料 物質の 取扱施 設及び 貯蔵施 設	<p>「削る。」</p> <p>「削る。」</p> <p>「削る。」</p> <p>「削る。」</p> <p>「削る。」</p> <p>7   「1 6 略」 核燃料物質の取扱施設及 び貯蔵施設に係る工事の方 法</p> <p>20   「1 19 略」 原子炉冷却系統施設（蒸 気タービンに係るものを除 く。）に係る工事の方法</p>
「略」 緊急ドレンに 関する説明書	「略」 使用済燃料運 搬用容器の放 射線遮蔽材及 び使用済燃料 貯蔵用容器の 放射線遮蔽材 の放射線の遮 蔽及び熱除去 についての計 算書	「略」
「同上」	「同上」	「同上」
<p>「同上」</p> <p>20   「1 19 同上」 設計及び工事に係る品質 管理の方法等に関する次の 事項</p> <p>(1) 品質保証の実施に係る 組織</p>	<p>(1) 品質保証の実施に係る 組織</p> <p>(2) 保安活動の計画</p> <p>(3) 保安活動の実施</p> <p>(4) 保安活動の評価</p> <p>(5) 保安活動の改善</p> <p>7   「1 6 同上」 設計及び工事に係る品質 管理の方法等に関する次の 事項</p> <p>(1) 品質保証の実施に係る 組織</p>	<p>(1) 品質保証の実施に係る 組織</p> <p>(2) 保安活動の計画</p> <p>(3) 保安活動の実施</p> <p>(4) 保安活動の評価</p> <p>(5) 保安活動の改善</p>
「同上」 緊急ドレンに 関する説明書	「同上」 使用済燃料運 搬用容器の放 射線遮蔽材及 び使用済燃料 貯蔵用容器の 放射線遮蔽材 の放射線の遮 蔽及び熱除去 についての計 算書	「同上」

計測制  
御系統  
施設

「略」  
蒸気タービンに係るものにあ  
っては、次の事項  
「1～3 略」  
4 蒸気タービンに係る工事  
の方法

重水減速沸騰軽水冷却型発電  
用原子炉施設の運転を管理す  
るための制御装置に係るもの  
(発電用原子炉の運転を管理  
するための制御装置に係るも  
のを除く。)にあつては、次  
の事項  
「1・2 略」  
3 計測制御系統施設(発電  
用原子炉の運転を管理する  
ための制御装置を除く。  
)に係る工事の方法

「略」  
安全弁の吹出  
量計算書(パ  
ネ式のものに  
限る。)

「同上」

(2) 保安活動の計画  
(3) 保安活動の実施  
(4) 保安活動の評価  
(5) 保安活動の改善  
「同上」  
「同上」  
「1～3 同上」  
4 設計及び工事に係る品質  
管理の方法等に関する次の  
事項  
(1) 品質保証の実施に係る  
組織  
(2) 保安活動の計画  
(3) 保安活動の実施  
(4) 保安活動の評価  
(5) 保安活動の改善  
「同上」  
「同上」  
重水減速沸騰軽水冷  
却型発電用原子炉の運転を管  
理するための制御装置に係る  
もの(発電用原子炉の運転を  
管理するための制御装置に係  
るものを除く。)にあつては  
、次の事項  
「1・2 同上」  
3 設計及び工事に係る品質  
管理の方法及びその検査の  
ための組織に関する次の事  
項  
(1) 品質保証の実施に係る  
組織

「同上」  
安全弁の吹出  
量計算書(パ  
ネ式のものに  
限る。)  
設計及び工事  
に係る品質管  
理の方法等に  
関する説明書

放射  
性  
廃棄  
物の  
施設

ナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るもの（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。）  
）にあつては、次の事項  
11||「1～10 略」  
計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）  
に係る工事の方法

発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るもの  
にあつては、次の事項

4||「1～3 略」  
発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る工事の方法

6||「1～5 略」  
放射性廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法

「略」  
流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装  
置及び自動警

「同上」

(2) 保安活動の計画  
(3) 保安活動の実施  
(4) 保安活動の評価  
(5) 保安活動の改善  
「同上」

11||「1～10 同上」  
設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項

(1) 品質保証の実施に係る組織  
(2) 保安活動の計画  
(3) 保安活動の実施  
(4) 保安活動の評価  
(5) 保安活動の改善  
「同上」

「1～3 同上」  
「加える。」

6||「1～5 同上」  
設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項  
(1) 品質保証の実施に係る

「同上」  
流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装  
置及び自動警

放射線  
管理施  
設

- 4||「1～3 略」  
放射線管理施設に係る工  
事の方法
- ナトリウム冷却型発電用原子  
炉施設に係るものにあつては  
、次の事項
- 4||「1～3 略」  
放射線管理施設に係る工  
事の方法

報装置の構成  
に関する説明  
書、検出器の  
取付箇所を明  
示した図面並  
びに計測範囲  
及び警報動作  
範囲に関する  
説明書

「略」  
中央制御室及  
び緊急時制御  
室の居住性に  
関する説明書

「同上」

- 4||「1～3 同上」  
設計及び工事に係る品質  
管理の方法等に関する次の  
事項
- 組織
- (1) 品質保証の実施に係る  
事項
- (2) 保安活動の計画
- (3) 保安活動の実施
- (4) 保安活動の評価
- (5) 保安活動の改善
- 「同上」
- 4||「1～3 同上」  
設計及び工事に係る品質  
管理の方法等に関する次の  
事項
- 組織
- (1) 品質保証の実施に係る  
事項
- (2) 保安活動の計画
- (3) 保安活動の実施
- (4) 保安活動の評価
- (5) 保安活動の改善
- 「同上」

報装置の構成  
に関する説明  
書、検出器の  
取付箇所を明  
示した図面並  
びに計測範囲  
及び警報動作  
範囲に関する  
説明書

「同上」  
中央制御室及  
び緊急時制御  
室の居住性に  
関する説明書

設計及び工  
事に係る品質  
管理の方法等  
に関する説明  
書



その 他 発 電 用 原 子 炉 の 附 属 施 設 1 非 常 用 電 源 設 備	原 子 炉 格 納 施 設
5  「1 〜 4 略」 事 の 方 法 非 常 用 電 源 設 備 に 係 る 工	6  「1 〜 5 略」 事 の 方 法 ナ ト リ ウ ム 冷 却 型 発 電 用 原 子 炉 設 に 係 る も の に あ つ て は 、 次 の 事 項
「略」 安全弁の吹出 量計算書（パ ネ式のものに 限る。）	「略」 安全弁及び逃 がし弁の吹出 量計算書（パ ネ式のものに 限る。）
1 「同上」	「同上」
5  「1 〜 4 同上」 設 計 及 び 工 事 に 係 る 品 質 管 理 の 方 法 等 に 関 す る 次 の 事 項 (1) 品質保証の実施に係る 組織 (2) 保安活動の計画 (3) 保安活動の実施	6  「1 〜 5 同上」 設 計 及 び 工 事 に 係 る 品 質 管 理 の 方 法 等 に 関 す る 次 の 事 項 組 織 (1) 品質保証の実施に係る (2) 保安活動の計画 (3) 保安活動の実施 (4) 保安活動の評価 (5) 保安活動の改善 組 織 (2) 保安活動の計画 (3) 保安活動の実施 (4) 保安活動の評価 (5) 保安活動の改善
「同上」 安全弁の吹出 量計算書（パ ネ式のものに 限る。） 設計及び工 事に係る品質管 理の方法等に	「同上」 安全弁及び逃 がし弁の吹出 量計算書（パ ネ式のものに 限る。） 設計及び工 事に係る品質管 理の方法等に 関する説明書

3	2
補助ボイラー	常用電源設備

<p>15 補助ボイラーの基本設計 〔11〕〔14〕略</p> <p>10 補助ボイラーに附属する管等に係る次の事項 〔1〕〔3〕略</p> <p>9 補助ボイラーに附属する空気圧縮設備及びガス圧縮設備に係る次の事項 〔1〕〔3〕略</p> <p>8 補助ボイラーに附属する通風設備の通風機の種類及び個数</p> <p>7 補助ボイラーに附属する熱交換器に係る次の事項 〔1〕〔2〕略</p> <p>6 補助ボイラーに附属する給水設備に係る次の事項 〔1〕〔2〕略</p>	<p>5 常用電源設備に係る工事の方法 〔1〕〔4〕略</p>	<p>〔略〕</p> <p>三相短絡容量 計算書</p>	<p>〔略〕</p> <p>安全弁の吹出量計算書（バネ式のものに限る。）</p>
--	-------------------------------------	----------------------------------	--

3	2
〔同上〕	〔同上〕

<p>15 ボイラーの基本設計方針 〔11〕〔14〕同上</p> <p>10 ボイラーに附属する管等に係る次の事項 〔1〕〔3〕同上</p> <p>9 ボイラーに附属する空気圧縮設備及びガス圧縮設備に係る次の事項 〔1〕〔3〕同上</p> <p>8 ボイラーに附属する通風設備の通風機の種類及び個数</p> <p>7 ボイラーに附属する熱交換器に係る次の事項 〔1〕〔2〕同上</p> <p>6 ボイラーに附属する給水設備に係る次の事項 〔1〕〔2〕同上</p>	<p>5 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項 〔1〕〔4〕同上</p> <p>(1) 品質保証の実施に係る組織 (2) 保安活動の計画 (3) 保安活動の実施 (4) 保安活動の評価 (5) 保安活動の改善</p>	<p>〔同上〕</p> <p>三相短絡容量 計算書 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書</p>	<p>〔同上〕</p> <p>安全弁の吹出量計算書（バネ式のものに限る。） 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書</p>
---	---	--	--

5	4
設 護 水 浸 施 防 防	備 護 災 設 防 火

4   1 3 の 浸 水 防 護 施 設 に 係 る 工 事 方 法	4   1 3 の 火 災 防 護 設 備 に 係 る 工 事 方 法	16   補 助 ボ イ ラ ー に 係 る 工 事 の 方 法	方 針、 適 用 基 準 及 び 適 用 規 格
--	--	--	--------------------------

「略」 構造図	火災区域構造 物及び火災防 護設備に係る 機器の配置を 明示した図面 及び系統図
------------	---

5 「 同 上 」	4 「 同 上 」
--------------	--------------

4   1 3 の 設 計 及 び 工 事 に 係 る 品 質 管 理 の 方 法 等 に 関 す る 次 の 事 項	4   1 3 の 設 計 及 び 工 事 に 係 る 品 質 管 理 の 方 法 等 に 関 す る 次 の 事 項	16   設 計 及 び 工 事 に 係 る 品 質 管 理 の 方 法 等 に 関 す る 次 の 事 項	、 適 用 基 準 及 び 適 用 規 格
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 品質保証の実施に係る</li> <li>(2) 品質保証の実施に係る</li> <li>(3) 品質保証の実施に係る</li> <li>(4) 品質保証の実施に係る</li> <li>(5) 品質保証の実施に係る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 品質保証の実施に係る</li> <li>(2) 品質保証の実施に係る</li> <li>(3) 品質保証の実施に係る</li> <li>(4) 品質保証の実施に係る</li> <li>(5) 品質保証の実施に係る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 品質保証の実施に係る</li> <li>(2) 品質保証の実施に係る</li> <li>(3) 品質保証の実施に係る</li> <li>(4) 品質保証の実施に係る</li> <li>(5) 品質保証の実施に係る</li> </ul>	

「同上」 構造図	火災区域構造 物及び火災防 護設備に係る 機器の配置を 明示した図面 及び系統図 設計及び工事 に係る品質管 理の方法等に 関する説明書
-------------	---

8	7	6
土地敷 木内敷	設備 取水 常用 非	機補 動用 燃料 設備 （非 常用 電源 設備 及 補助 設備 ラボ イ に 係 る も の を 除 く ）

3  「1・2 略」 敷地内土木構造物に係る 工事の方法	3  「1・2 略」 非常用取水設備に係る工 事の方法	3  「1・2 略」 補機駆動用燃料設備（非 常用電源設備及び補助ボイ ラーに係るものを除く。） に係る工事の方法
斜面安定性に 関する説明書 （地震による	構造図 「略」	構造図 「略」

8	7	6
「同上」	「同上」	「同上」

3  「1・2 同上」 設計及び工事に係る品質 管理の方法等に関する次の 事項	3  「1・2 同上」 設計及び工事に係る品質 管理の方法等に関する次の 事項 組織 (1) 品質保証の実施に係る (2) 保安活動の計画 (3) 保安活動の実施 (4) 保安活動の評価 (5) 保安活動の改善	3  「1・2 同上」 設計及び工事に係る品質 管理の方法等に関する次の 事項 組織 (1) 品質保証の実施に係る (2) 保安活動の計画 (3) 保安活動の実施 (4) 保安活動の評価 (5) 保安活動の改善
斜面安定性に 関する説明書 （地震による	構造図 「同上」 設計及び工 事に係る品質管 理の方法等に 関する説明書	構造図 「同上」 設計及び工 事に係る品質管 理の方法等に 関する説明書

再結合	型式設計特定機器の種類	記載事項（型式指定の申請に係る型式設計及び製作の方法に関するものに限る。）	緊急時対策所	9	物構造
	「1・2 略」	「1・2 略」	3  「1・2 略」 の緊急時対策所 の方法	「1・2 略」	
新技術の内容を十分に説明し	型式設計特定機器の種類	添付書類（型式指定の申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作の方法に関するものに限る。）	緊急時対策所の居住性に関する説明書	「略」	斜面の崩壊の防止措置を実施する場合のものに限る。）
	「1・2 略」	「1・2 略」	「略」	「略」	

別表第三（第百二条、第百三条関係）

「同上」	型式設計特定機器の種類	記載事項（型式指定の申請に係る型式設計に関するものに限る。）	事項	9	「同上」
	「1・2 同上」	「1・2 同上」	3  「1・2 同上」 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項 (1) 品質保証の実施に係る組織 (2) 保安活動の計画 (3) 保安活動の実施 (4) 保安活動の評価 (5) 保安活動の改善	「1・2 同上」	(1) 品質保証の実施に係る組織 (2) 保安活動の計画 (3) 保安活動の実施 (4) 保安活動の評価 (5) 保安活動の改善
「1・2 同上」	型式設計特定機器の種類	添付書類（型式指定の申請に係る型式設計特定機器の設計に関するものに限る。）	緊急時対策所の居住性に関する説明書	「同上」	斜面の崩壊の防止措置を実施する場合のものに限る。）
	「1・2 同上」	「1・2 同上」	「同上」	「同上」	

別表第三（第百二条、第百三十一条関係）

電力貯	無停電電源装置	内燃機関を原動力とする発電設備	ガスタービン発電設備	圧力逃がし装置	装置
〔1・2略〕	3〔1・2略〕 無停電電源装置に係る製作の方法	5〔1・4略〕 内燃機関を原動力とする発電設備に係る製作の方法	5〔1・4略〕 ガスタービンを原動力とする発電設備に係る製作の方法	8〔1・7略〕 圧力逃がし装置に係る製作の方法	3〔再結合装置に係る製作の方法〕
新技术の内容を十分に説明し	新技术の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 〔略〕	新技术の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 〔略〕	新技术の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 〔略〕	新技术の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 〔略〕	型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 〔略〕

〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔1・2同上〕	〔1・2同上〕 〔加える。〕	〔1・4同上〕 〔加える。〕	〔1・4同上〕 〔加える。〕	〔1・7同上〕 〔加える。〕	〔加える。〕
〔同上〕	型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 〔同上〕	型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 〔同上〕	型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 〔同上〕	型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 〔同上〕	型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 〔同上〕

蔵装置	3   電力貯蔵装置に係る製作の方法	た書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 〔略〕	〕	〔加える。〕	型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 〔同上〕
〔様式を削る。〕 〔様式を削る。〕 〔様式を削る。〕	<del>様式第3-2</del> (第133条関係) 〔略〕		<del>様式第3</del> (第133条関係) <del>様式第4</del> (第133条関係) <del>様式第5</del> (第133条関係) <del>様式第6</del> (第134条関係)	〔略〕 〔略〕 〔略〕 〔同上〕	

別表第十四 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>(定義)            第一条 「略」            2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〇五 略」            六 「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二〇号。以下「品質管理基準規則」という。）            第二条第二項第一号に規定する保安活動をいう。            七 「品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。            八 「廃止措置対象施設」とは、法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた廃止措置計画（同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による<del>表東の</del>認可又は届出があったときは、その変更後のもの）に係る廃止措置の対象となる使用済燃料貯蔵施設をいう。            九 「設計想定事象」とは、次に掲げる事象であつて、使用済燃料貯蔵施設的设计において発生を想定しているものをいう。            イ 自然現象            ロ 使用済燃料貯蔵施設を設置する事業所内又はその周辺における使用済燃料貯蔵施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）            ハ 使用済燃料貯蔵施設内における火災その他の使用済燃料貯蔵施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象</p> <p>(使用済燃料の貯蔵の事業の許可の申請)</p>	<p>(定義)            第一条 「同上」            2 「同上」            「一〇五 同上」            「号を加える。」            「号を加える。」            「号を加える。」            「号を加える。」</p> <p>(使用済燃料の貯蔵の事業の許可の申請)</p>



第二条 法第四十三条の四第二項の使用済燃料の貯蔵の事業の許可の申請書の記載については、次に掲げるところによるものとする。

「一五 略」

六 法第四十三条の四第二項第七号の使用済燃料貯蔵施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を併せて記載すること。

2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第二十二條第二項に規定する事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類は、次に掲げるところとする。

「一八 略」

九 使用済燃料貯蔵施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

「略」

「略」

「略」

3 「略」

4 法第四十三条の四第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めるときは、第二項第十二号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第四十三条の六第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

（変更の許可の申請）

第三条 令第二十三条の変更の許可の申請書の記載については、次に掲げるところによるものとする。

一 令第二十三条第三号の変更の内容については、法第四十三条の四第二項第三号の貯蔵能力の変更に係る場合にあつては貯蔵する使用済燃料の種類ごとの最大貯蔵能力を記載し、同項第四

第二条 「同上」

「一五 略 同上」

「号を加える。」

2 「同上」

「一八 同上」

「号を加える。」

九 「同上」

「同上」

「同上」

3 「同上」

4 法第四十三条の四第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めるときは、第二項第十一号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第四十三条の六第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

（変更の許可の申請）

第三条 「同上」

一 令第二十三条第三号の変更の内容については、法第四十三条の四第二項第三号の貯蔵能力の変更に係る場合にあつては貯蔵する使用済燃料の種類ごとの最大貯蔵能力を記載し、同項第四

号の使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあっては第二条第一項第二号に掲げる区分によって記載し、法第四十三条の四第二項第四号の貯蔵の方法の変更に係る場合にあっては第二条第一項第三号に掲げる区分によって記載し、法第四十三条の四第二項第六号の貯蔵の終了後における使用済燃料の搬出の方法の変更に係る場合にあってはその返還等の相手方及びその方法を記載し、~~法第四十三条の四第二項~~第七号の使用済燃料貯蔵施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあっては第二条第一項第六号に規定する事項を記載すること。

二 「略」

2 法第四十三条の四第二項第二号から第四号まで又は第七号に掲げる事項の変更に係る令第二十三条の許可の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

「一」八 略」

九 変更後における使用済燃料貯蔵施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

3 「略」

(設計及び工事の計画の認可を要しない工事等)

第三条の二 法第四十三条の八第一項の原子力規制委員会規則で定める工事は、変更の工事であつて、次条第一項第三号~~又は第五号~~に掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事とする。

2 法第四十三条の八第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、同条第一項又は第二項の認可を受けたところによる放射線~~遮へい物~~遮蔽物の側壁における線量~~当量~~率の値を大きくしないものその他使用済燃料貯蔵施設の保全上支障のない変更とする。

3 法第四十三条の八第六項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次条第一項第三号~~又は第五号~~に掲げる事項の変更を伴う場合以外の場合とする。

号の使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあっては第二条第一項第二号に掲げる区分によって記載し、法第四十三条の四第二項第四号の貯蔵の方法の変更に係る場合にあっては第二条第一項第三号に掲げる区分によって記載し、法第四十三条の四第二項第六号の貯蔵の終了後における使用済燃料の搬出の方法の変更に係る場合にあってはその返還等の相手方及びその方法を記載すること。

二 「同上」

2 法第四十三条の四第二項第二号から第四号までに掲げる事項の変更に係る前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

「一」八 同上」

「号を加える。」

3 「同上」

「条を加える。」

(設計及び工事の計画の認可の申請)

第四条 法第四十三条の八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の計画について認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一 三 略」

四 工事工程表

五 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

六 「略」

2 前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の計画が法第四十三条の四第一項若しくは第四十三条の七第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事の計画が法第四十三条の十の技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合していることを計算によって説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

3 設計及び工事の計画の全部につき一時に法第四十三条の八第一項の規定による認可を申請することができないときは、その理由を付し、分割して認可を申請することができる。

(設計及び工事の計画の認可の申請)

第四条 法第四十三条の八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の計画（第十一条に規定する使用済燃料貯蔵施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条及び次条において同じ。）について認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

「一 三 同上」

「号を加える。」

四 設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織（以下「設計及び工事に係る品質管理の方法等」という。）に関する次の事項

イ 品質保証の実施に係る組織

ロ 保安活動の計画

ハ 保安活動の実施

ニ 保安活動の評価

ホ 保安活動の改善

五 「同上」

2 前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の計画が法第四十三条の八第三項第二号の設計及び工事の計画の技術上の基準（以下この条及び次条において「設計及び工事の計画の技術上の基準」という。）に適合していることを計算によって説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が設計及び工事の計画の技術上の基準に適合していることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が同項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

3 設計及び工事の計画の全部につき一時に法第四十三条の八第一項の規定による認可を申請することができないときは、その理由を付し、分割して認可を申請することができる。

4 「略」

(変更の認可の申請)

第五条 法第四十三条の八第二項の規定により、認可を受けた使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の計画について変更の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一〜三 略」

四 変更に係る前条第一項第四号に掲げる工事工程表

五 変更に係る前条第一項第五号に掲げる設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

六 「略」

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 変更に係る設計及び工事の計画が法第四十三条の四第一項若しくは第四十三条の七第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類

二 変更に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを計算によって説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類

「号を削る。」

3 「略」

(設計及び工事の計画に係る軽微な変更の届出)

第六条 法第四十三条の八第六項の規定による届出をしようとする

4 「同上」

(変更の認可の申請)

第五条 法第四十三条の八第二項の規定により、認可を受けた使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法について変更の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

「一〜三 同上」

四 「号を加える。」

四 変更に係る前条第一項第四号に掲げる設計及び工事に係る品質管理の方法等

五 「同上」

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に原子力規制委員会に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略することができる。「号を加える。」

一 変更に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを計算によって説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類

二 変更に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が法第四十三条の八第三項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類

3 「同上」

(設計及び工事の方法に係る軽微な変更)

第六条 法第四十三条の八第二項ただし書に規定する原子力規制委

者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更に係る使用済燃料貯蔵施設の概要

三 法第四十三条の八第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号

四 変更の内容

五 変更の理由

2 前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

(使用前事業者検査の実施)

第六条の二 使用前事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法

二 機能及び性能を確認するために十分な方法

三 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを確認するために十分な方法

2 使用前事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

(使用前事業者検査の記録)

第六条の三 使用前事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 検査年月日

二 検査の対象

三 検査の方法

四 検査の結果

五 検査を行った者の氏名

六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内

員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、同条第一項の認可又は同条第二項の変更の認可に係る申請書に記載された放射線遮蔽物の側壁における線量の値を大きくしないものその他使用済燃料貯蔵施設の保全上支障のない変更とする。

「条を加える。」

「条を加える。」

容

- 七 検査の実施に係る組織
- 八 検査の実施に係る工程管理
- 九 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
- 十 検査記録の管理に関する事項
- 十一 検査に係る教育訓練に関する事項
- 2 使用前事業者検査の結果の記録は、当該使用前事業者検査に係る使用済燃料貯蔵施設の存続する期間保存するものとする。

(溶接に係る使用前事業者検査を行った旨の表示)

第六条の四 使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則（令和元年原子力規制委員会規則第 号）第十四条第一項第一号に規定する密封容器使用済燃料貯蔵施設に係る容器若しくは管（以下この条において単に「密封容器等」という。）であつて、同項第三号に規定する主要な耐圧部の溶接部を有する溶接をするもの又は溶接をした容器等であつて輸入したものを設置する使用済燃料貯蔵事業者は、当該密封容器等であつて溶接をするもの又は溶接をした容器等であつて輸入したものに係る使用前事業者検査を終了したときは、当該密封容器等であつて溶接をするもの又は溶接をした容器等であつて輸入したものに使用前事業者検査を行ったことを示す記号その他表示を付するものとする。

(使用前確認の申請)

第七条 法第四十三条の九第三項の確認（以下「使用前確認」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 「略」
- 二 使用済燃料貯蔵施設の設置又は変更の工事に係る事業所の名称及び所在地

「条を加える。」

(使用前検査の申請)

第七条 法第四十三条の九第一項の検査（以下「使用前検査」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 「同上」
- 二 使用済燃料貯蔵施設を設置する事業所（使用済燃料貯蔵施設の変更の場合にあつては、当該変更に係る事業所）の名称及び所在地

「号を削る。」	三 申請に係る使用済燃料貯蔵施設の概要	四 法第四十三条の八第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号	号	五 使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所	六 「略」	七 使用済燃料貯蔵施設を核燃料物質を用いた試験のために使用する時又は使用済燃料貯蔵施設の一部が完成した場合であつてその完成した部分を使用しなければならぬ特別の理由があるときにあつては、その使用の期間及び方法	2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならぬ。	一 工事の工程	二 前号の工程における放射線管理（改造又は修理の工事に関するものに限る。）	三 第三十一条第一項の施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器	四 前項第七号の特別の理由があるときにあつては、その理由を記載した書類	3 第一項の申請書又は前項各号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。	4 第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本一通とする。	（使用前確認を要しない場合）	第八 法第四十三条の九第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。	一 使用済燃料貯蔵施設を核燃料物質を用いた試験のために使用する場合であつて、その使用の期間及び方法について原子力規
三 工事工程表	「号を加える。」	「号を加える。」	号	四 検査を受けようとする事項、期日及び場所	五 「同上」	「号を加える。」	「項を加える。」	「項を加える。」	2 前項の申請書に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。	3 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。	（使用前検査の実施）	第八 使用前検査は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。	一 使用済燃料の臨界防止、放射線の遮蔽、使用済燃料等の閉じ込め及び使用済燃料等の除熱に係る材料又は部品に関する事項			



制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

二 前号に規定する場合以外の使用済燃料貯蔵施設を試験のために使用する場合

三 使用済燃料貯蔵施設の一部が完成した場合であつて、その完成した部分を使用しなければならぬ特別の理由がある場合（前二号に掲げる場合を除く。）において、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

四 使用済燃料貯蔵施設の設置の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前確認を受けないで使用することができる旨を指示した場合

五 使用済燃料貯蔵施設の変更の工事であつて、第四条第一項第三号又は第五号に掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事の場合

第九条から第九条の三まで 削除

（使用前確認証）

第十条 原子力規制委員会は、原子力規制検査により、第七条の規定による申請に係る使用済燃料貯蔵施設が法第四十三条の九第二項各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、使用前確認証を交付する。

化学分析試験、非破壊試験、機械試験、耐圧試験又は漏えい試験を行うときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。

二 使用済燃料貯蔵設備本体、使用済燃料の受入施設又は放射性廃棄物の廃棄施設の組立てに関する事項 それぞれの施設の主要な部分の寸法が測定できるとき又は非破壊試験、機械試験、耐圧試験若しくは漏えい試験を行うときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。

三 計測制御系統施設、放射線管理施設その他の使用済燃料貯蔵設備の附属施設の組立てに関する事項 それぞれの施設が完成したとき。

四 使用済燃料貯蔵施設の性能に関する事項 使用済燃料を封入した容器を搬入して据付けたとき又は使用済燃料貯蔵施設が完成したときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。

第九条 削除

第九条の二 削除

（使用前検査実施要領書）

第九条の三 原子力規制委員会は、第七条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第八条各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

（使用前検査合格証）

第十条 原子力規制委員会は、使用前検査に合格したと認めるときは、使用前検査合格証を交付する。



(廃止措置中の使用済燃料貯蔵施設の維持)

第十一条 法第四十三条の十ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に第四十三条の三の二第九号第四十三条の三の五第一項第五号の性能維持施設が存在する場合とする。この場合において、法第四十三条の十本文の規定は、同号の性能維持施設に限り、適用されるものとする。

(定期事業者検査の実施時期)

第十二条 定期事業者検査は、使用済燃料貯蔵施設について、定期事業者検査が終了した日以降十二月を超えない時期(判定期間が

(溶接検査を受ける使用済燃料貯蔵施設)

第十一条 法第四十三条の十第一項の原子力規制委員会規則で定める使用済燃料貯蔵施設は、次に掲げるとおりとする。

一 使用済燃料貯蔵設備本体、廃棄施設、放射線管理施設若しくは使用済燃料貯蔵設備の附属施設に属する容器又はこれらの施設に属する外径六十一ミリメートル(最高使用圧力が九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル)を超える管であつて、その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル(その内包する放射性物質が液体中にある場合は、三十七ミリベクレル毎立方センチメートル)以上のも

二 使用済燃料貯蔵設備本体、廃棄施設、放射線管理施設若しくは使用済燃料貯蔵設備の附属施設に属する容器又はこれらの施設に属する外径百五十ミリメートル以上の管であつて、その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル(その内包する放射性物質が液体中にある場合は、三十七ミリベクレル毎立方センチメートル)未満のものうち、次に定める圧力以上の圧力を加えられる部分(以下「耐圧部分」という。)について溶接をするもの

イ 水用の容器又は管であつて、最高使用温度が百度未満のものについては、最高使用圧力千九百六十キロパスカル  
ロ イに掲げる容器以外の容器については、最高使用圧力九十八キロパスカル以上  
ハ イに掲げる管以外の管については、最高使用圧力九百八十キロパスカル(長手継手の部分にあつては、四百九十キロパスカル)

(溶接検査の申請)

第十二条 法第四十三条の十第一項の規定により使用済燃料貯蔵施設の溶接について検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を

十三月以上であるものとして原子力規制委員会が別に指定した場合は、その指定した時期）ごとに行うものとする。ただし、使用済燃料貯蔵施設の設置の工事の後の初回の定期事業者検査については、その使用が開始された日以降十二月を超えない時期に行うものとする。

2 前項の判定期間は、原子力規制検査において、使用済燃料貯蔵施設（当該使用済燃料貯蔵施設を構成する機械又は器具であつて、第一号及び第二号のいずれにも該当し、かつ、第三号に該当しないものに限る。）が次条第二項の一定の期間を満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持することが確認された場合における当該期間（機械又は器具ごとにその期間が異なる場合には、そのうち最も短い期間）とする。

一 次条第一項各号第一号及び第二号並びに第二項に規定する方法による定期事業者検査を行うべきもの

二 定期事業者検査の都度、技術基準に適合するように補修、替え等の措置を講ずる必要があるもの

三 次のいずれかに掲げるもの

イ 計測装置であつてその台数について冗長性をもつて設置されているもの、ポンプ又はフィルターであつて予備のものが設置されているものその他機械又は器具であつて使用済燃料貯蔵施設の使用時において技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずることが可能であるもの

ロ 使用済燃料貯蔵施設の使用時にその機械又は器具を検査することにより使用済燃料貯蔵施設の保安の確保に支障を来さないもの

3 使用済燃料貯蔵施設についての次条第一項各号第一号及び第二号並びに第二項に規定する方法による定期事業者検査であつて、当該定期事業者検査を行うことにより使用済燃料貯蔵施設の使用時における使用済燃料貯蔵施設の保安の確保に支障を来さないものにあつては、第一項中の規定にかかわらず、同項に規定する時期よりも前の時期に行うことができる。

記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度

三 溶接施工工場の名称及び所在地

四 溶接工程表

五 検査を受けようとする事項、期日及び場所

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 溶接設備の種類及び容量、溶接部の設計及び溶接施工法（以下「溶接施工方法」という。）並びに溶接を行う者の氏名を記載した溶接明細書

二 検査を受けようとする容器又は管の構造図

三 溶接部の設計図

3 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

4 次に掲げる場合にあつては、第一項の規定にかかわらず、原子力規制委員会が定める時期に定期事業者検査を行うものとする。

一 使用の状況から第一項に規定する時期に定期事業者検査を行う必要がないと認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

二 災害その他非常の場合において、第一項に規定する時期に定期事業者検査を行うことが著しく困難であると認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

5 前項各号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所の名称及び所在地

三 直近の定期事業者検査が終了した年月日

四 定期事業者検査開始希望年月日及びその理由

6 前項の申請書には、申請に係る使用済燃料貯蔵施設の使用の状況を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が第四項第二号の承認に係る場合には、当該書類を添付することを要しない。

7 **第五項の申請書の提出部数は、正本一通とする。**

(定期事業者検査の実施)

第十三条 定期事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法

二 試験操作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法

2 前項に規定するもののほか、定期事業者検査は、一定の期間を設定し、当該使用済燃料貯蔵施設がその期間が満了するまでの間

(溶接検査の実施)

第十三条 法第四十三条の十一項の検査は、次に掲げる工程ごとに行う。

一 溶接作業を行うとき(第十一条第二号に掲げる容器又は管についての漏止め溶接に係る場合及び溶接作業の標準化、溶接に使用する材料の規格化等の状況により、原子力規制委員会が支障がないものとしてこの工程における検査を受けないで使用することを承認した場合を除く。)

二 法第四十三条の十第三項第二号に規定する技術上の基準(以

技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。

3 前項の一定の期間は、次に掲げる事項を考慮して設定しなければならない。

一 使用済燃料貯蔵施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向

二 使用済燃料貯蔵施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果

三 使用済燃料貯蔵施設に類似する機械又は器具の使用実績（当該使用済燃料貯蔵施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。）

4 第二項の一定の期間は、十二月以上としなければならない。

5 第二項の一定の期間は、定期事業者検査を開始する日の三月前までに設定しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、同項の一定の期間を短縮する場合については、この限りでない。

6 定期事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

（定期事業者検査の記録）

第十四条 定期事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 検査年月日
- 二 検査の対象
- 三 検査の方法
- 四 検査の結果
- 五 検査を行った者の氏名
- 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

下「溶接の技術基準」という。）に適合していることを確認するために非破壊試験を必要とする溶接部については、非破壊試験を行うことができる状態になったとき。

三 溶接の技術基準に適合していることを確認するために機械試験を必要とする溶接部については、機械試験を行うことができる状態になったとき。

四 溶接の技術基準に適合していることを確認するために耐圧試験又は漏えい試験を行うことができる状態になったとき（第十条第二号に掲げる容器又は管についての漏止め溶接に係る場合を除く。）。

（溶接検査を要しない場合）

第十四条 法第四十三条の十第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、漏止め溶接のみをした第十一条第二号に規定する容器又は管（耐圧部分についてその溶接のみを新たにすることを含む。）を使用する場合とする。

- 七 検査の実施に係る組織
- 八 検査の実施に係る工程管理
- 九 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
- 十 検査記録の管理に関する事項
- 十一 検査に係る教育訓練に関する事項
- 2 定期事業者検査の結果の記録は、その使用済燃料貯蔵施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

(廃止措置中において定期事業者検査を要する場合)

第十五条 法第四十三条の十一第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に第四十三条の三の二第九号第四十三条の三の五第十項第五号の性能維持施設が存在する場合とする。

(溶接の方法の認可)

第十五条 法第四十三条の十第二項の認可を受けようとする者は、溶接施工場ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 溶接施工場の名称及び所在地
- 三 溶接設備の種類及び容量
- 四 溶接施工方法の種類
- 五 溶接を行う者の氏名及びその者が行う溶接施工方法の範囲
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項について説明した書類を添付しなければならない。
  - 一 溶接設備
  - 二 溶接施工方法
  - 三 溶接を行う者の知識及び技能
- 3 原子力規制委員会は、第一項の認可の申請に係る溶接の方法が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。
  - 一 溶接設備の種類及び容量が申請に係る溶接施工方法による溶接を行うのに適切であること。
  - 二 溶接施工方法が溶接部の強度及び耐食性を確保するのに適切であること。

(定期事業者検査の報告)

第十六条 法第四十三条の十一第三項の原子力規制委員会規則で定めるときは、定期事業者検査(第十二条第三項の規定を適用して行うものを除く。)を開始しようとするときとする。

2 法第四十三条の十一第三項の報告を行おうとする者は、定期事業者検査が終了したときにあつては遅滞なく、前項に規定するときにあつては検査開始予定日の一月前まで(第十三条第二項の一定の期間(以下この条において単に「一定の期間」という。))を定め、又は変更(一定の期間を短縮する場合を除く。))をした場合は三月前まで)に、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所の名称及び所在地

三 検査の対象及び方法並びに期日

四 検査の実績又は予定の概要

3 第一項に規定するときにおける前項の報告書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

一 定期事業者検査の計画

二 使用済燃料貯蔵施設及び第三十一条第一項の施設管理(以下「~~この項において単に「施設管理」という。~~」)の重要度が高い系統について定量的に定める同項第三号の施設管理目標

三 第三十一条第一項第四号の施設管理実施計画に係る次に掲げる事項

イ 施設管理実施計画の始期(定期事業者検査を開始する日をいう。~~第三十一条第一項第四号イにおいて同じ。~~)及び期間

ロ 使用済燃料貯蔵施設の工事の方法及び時期

三 溶接を行う者がその行おうとする溶接施行方法による溶接について相当の知識及び技能を有すること。

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(輸入品の溶接検査)

第十六条 法第四十三条の十第四項の規定により溶接をした使用済燃料貯蔵施設であつて輸入したものの当該溶接について検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度

三 溶接施行工場の名称及び所在地

四 検査を受けようとする事項、期日及び場所

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 溶接の方法に関する説明書

二 検査を受けようとする容器又は管の構造図

三 溶接部の設計図

四 溶接(第十一条第二号に掲げる容器又は管についての漏止め溶接を除く。))についての材料試験、開先面試験、開先試験、溶接作業試験、非破壊試験(第十三条第二号に掲げる溶接部に

関するものに限る。))、機械試験(同条第三号に掲げる溶接部に

関するものに限る。))及び耐圧試験又は漏えい試験(第十一条第二号に掲げる容器又は管についての漏止め溶接を除く。))の結果に関する資料並びに溶接後熱処理の方法に関する説明書

3 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本



- ハ 使用済燃料貯蔵施設の点検、検査等（以下この号及び第三十一条第一項第四号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期
- ニ 使用済燃料貯蔵施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置
- 四 第十三条第二項に規定する判定する方法に関すること（~~南項~~一定の期間を含む。）。
- 五 前回の定期事業者検査において提出した前三号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があった場合にあつては、その変更の内容を説明する書類
- 六 前回の定期事業者検査において提出した第二号又は第三号に掲げる事項を説明する書類に記載された事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類
- 七 前回の定期事業者検査において提出した第四号に掲げる事項を説明する書類に記載された事項の内容（一定の期間に係るものに限る。）を~~変更した~~に変更があった場合にあつては、第十三条第三項各号に掲げる事項について記載した書類
- 四 前項第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類を提出しなければならない。
- 五 第三項第四号に掲げる事項のうち一定の期間を変更した場合にあつては、第十三条第三項各号に掲げる事項について記載した書類を提出しなければならない。
- 六 第二項の報告書及び前二項の書類の提出部数は、正本一通とする。

一通とする。

「条を削る。」

（溶接検査実施要領書）  
 第十六条の二 原子力規制委員会は、第十二条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第十三条各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定める

ものとする。

2 原子力規制委員会は、前条第一項の申請書の提出を受けた場合には、法第四十三条の十第四項に規定する検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

(溶接検査合格証等)

第十七条 原子力規制委員会は、法第四十三条の十第一項又は第四項の検査を行い、合格と認めたときは、溶接検査合格証を交付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。

第十八条 削除

(施設定期検査の申請)

第十九条 法第四十三条の十一第一項の検査（以下「施設定期検査」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所の名称及び所在地
- 三 検査を受けようとする事項及び期日
- 2 前項の申請書に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。
- 3 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

(施設定期検査の実施)

第二十条 法第四十三条の十一第一項の原子力規制委員会規則で定める期間は、一年とする。



第二十条の二 削除

(施設定期検査実施要領書)

第二十条の三 原子力規制委員会は、第十九条第一項の申請書の提出を受けた場合には、令第二十四条に規定する使用済燃料貯蔵施設の性能が法第四十三条の十の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査に関し、その検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

(施設定期検査合格証)

第二十一条 原子力規制委員会は、施設定期検査に合格したと認めるときは、施設定期検査合格証を交付する。

第二十一条 削除

(合併及び分割の認可の申請)

第二十四条 法第四十三条の十四第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）をして、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

〔一〕六 略

七 使用済燃料貯蔵施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない

〔一〕六 略

七 使用済燃料貯蔵施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

八 略

3 略

第二十条の二 削除

(施設定期検査実施要領書)

第二十条の三 原子力規制委員会は、第十九条第一項の申請書の提出を受けた場合には、令第二十四条に規定する使用済燃料貯蔵施設の性能が法第四十三条の十の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査に関し、その検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

(施設定期検査合格証)

第二十一条 原子力規制委員会は、施設定期検査に合格したと認めるときは、施設定期検査合格証を交付する。

第二十一条 削除

(合併及び分割の認可の申請)

第二十四条 法第四十三条の十四第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

〔一〕六 同上

〔号を加える。〕

2 〔同上〕

〔一〕六 同上

〔号を加える。〕

七 〔同上〕

3 〔同上〕

(変更等の届出)

第二十五条 法第四十三条の七第二項、第四十三条の八第五項及び第四十三条の十五第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

2 「略」

(記録)

第二十七条 法第四十三条の十七の規定による記録は、事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表の下欄に掲げる期間これを保存してお蔵かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一 使用済燃料貯蔵施設の施設管理(第三十一条第一項に規定するものをいう。以下この表において同じ。)に係る記録	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時 <del>と</del> までの期間
ロ 第三十一条第一項第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した使用済燃料貯蔵施設の解体又は廃棄をした後五年が経過する時

(変更等の届出)

第二十五条 法第四十三条の七第二項又は法第四十三条の十五第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

2 「同上」

(記録)

第二十七条 法第四十三条の十七の規定による記録は、事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表の下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一 使用済燃料貯蔵施設の検査記録	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時 <del>と</del> までの期間
ロ 施設定期検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間

ハ 第三十一条第一項第五号の規定による施設管理方針、施設管理目標並びに及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	るまでの期間 評価を実施した使用済燃料貯蔵施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間
二 操作記録（法第四十条の二十七第二項の認可を受けた場合並びに第四十三条の五第十項第五号の性能維持施設が存在しない使用済燃料貯蔵施設に係るものを除く。）	[略]	[略]
三 [略]	[略]	[略]
[削る。]		
ハ 第三十二条の規定による検査の結果	検査の都度	検査終了後五年が経過するまでの期間
二 貯蔵記録（法第四十条の二十七第二項の認可を受けた場合を除く。）	[同上]	[同上]
三 [同上]	[同上]	[同上]
四 保守記録		
イ 使用済燃料貯蔵施設の巡視及び点検の状況（法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合においては、巡視の状況	毎日一回。ただし、法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合には毎週一回とす	一年間

四   使用済燃料貯蔵施設等の事故記録	イ 事故の発生及び復旧の時	「ロ」ニ 略	五   「略」	六   「略」	七   品質管理基準規則第 四條第三項に規定する 品質マネジメント文 書及び品質マネジメント システムに従った計 画、実施、評価及び改 善状況の記録（他の号			
	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」			
	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」			
に限る。）並びにその 担当者の氏名	ロ 使用済燃料貯蔵施設 の修理の状況及び その担当者の氏名	修理の都度	五   「同上」	イ 事故の発生及び復旧の時	「ロ」ニ 同上	六   「同上」	七   「同上」	八   第二十八條の品質保 証計画に關しての文書 及び品質保証計画に従 った計画、実施、評価 及び改善状況の記録（ 他の号に掲げるものを 除く。）
			「同上」	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」
	使用済燃料を封 入した容器の修 理については、 当該容器の払出 しまでの期間。 その他の施設の 修理については 一年間		「同上」	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」	

に掲げるものを除く。	八   第三十五条の二第一項各号の規定による使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価の結果	評価の都度	第七項に定める期間
「削る。」	「削る。」	「削る。」	「削る。」
「削る。」	九   「略」	「削る。」	「略」
十   「略」	十一   「略」	「略」	「略」

7 「2く6 略」 第一項の表第三号リ及びヌ、第四号、第五号ハ、第八号並びに第十号の記録の保存期間は、法第四十三条の二十七第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

九   第三十五条の二の規定による使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価の結果	「加える。」	「加える。」
イ   第三十五条の二第一項各号に掲げる評価の結果	評価の都度	第七項に定める期間
ロ   第三十五条の二第二項第一号に掲げる評価の結果	評価の都度	第七項に定める期間
ハ   第三十五条の二第二項第二号に掲げる計画	計画策定の都度	第七項に定める期間
十   「同上」	「同上」	「同上」
十一   「同上」	「同上」	「同上」
十二   「同上」	「同上」	「同上」

7 「2く6 同上」 第一項の表第三号リ及びヌ、第五号、第六号ハ、第九号並びに第十一号の記録の保存期間は、法第四十三条の二十七第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

(品質マネジメントシステム)

第二十八条 法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、法第四十三条の四第一項又は第四十三条の七第一項の許可を受けたところにより、品質マネジメントシステムに基づき保安活動（次条から第三十五条の二までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメントシステムの改善を継続して行わなければならない。

「条を削る。」

「条を削る。」

「条を削る。」

(品質保証)

第二十八条 法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、保安規定に基づき品質保証計画を定め、これに基づき保安活動（第二十九条から第三十五条の二までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質保証計画の改善を継続して行わなければならない。

(品質保証計画)

第二十八条の二 品質保証計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 品質保証の実施に係る組織に関する事項
- 二 保安活動の計画に関する事項
- 三 保安活動の実施に関する事項
- 四 保安活動の評価に関する事項
- 五 保安活動の改善に関する事項

(品質保証の実施に係る組織)

第二十八条の三 品質保証の実施に係る組織は次のとおりとする。

- 一 使用済燃料貯蔵事業者（法人にあつてはその代表者）によって運営されていること。
- 二 品質保証に関する責任及び権限並びに業務が明確であること。
- 三 品質保証計画の策定、実施、評価及びその改善を継続的に行う仕組みを有していること。

(保安活動の計画)

第二十八条の四 品質保証計画における保安活動の計画に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 保安活動において産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十

「条を削る。」

- 五号)に基づく日本産業規格Q9000のプロセス及びその相互関係が明確にされていること。
- 二 保安活動の計画、実施、評価及び改善の各段階を踏まえて実施し、保安活動の改善を継続して行う仕組みとすること。
- 三 外部から物品又は役務を調達する場合には、その管理を適切に行う方法を定めること。
- 四 保安のための重要度に応じて、実施すべき内容を定めること。
- 五 保安活動に関する文書及び記録の適切な管理に関する手順を定めること。
- 六 保安活動を実施する者に対する必要な教育及び訓練の体系を定めること。

(保安活動の実施)

- 第二十八条の五 品質保証計画における保安活動の実施に関する事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 保安活動を構成する個別の業務（以下「個別業務」という。）ごとに、次により行うこと。
  - イ 個別業務の目標及び個別業務に関する要求事項を明確にし、個別業務の実施計画（以下この条において「実施計画」という。）を策定すること。
  - ロ 個別業務の実施は、実施計画に基づき行うこと。この場合において、当該計画が要求事項を満たしていることを適切な段階で確認すること。
  - ハ 実施計画を変更する場合は、変更内容を適切に管理すること。
  - 二 外部から物品又は役務を調達する場合は、実施計画に適切な調達の実施に必要な事項（当該物品又は役務の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）を取得し、他の使用済燃料を貯蔵する者と共有するため必要な措置に関するを含む。）及びこれが確実に守られ

「条を削る。」

「条を削る。」

- るよう管理する方法を定めること。
- 三 個別業務が実施計画に定めた要求事項を満たしていることを確認するため、必要な検査及び試験を定めて行うこと。
  - 四 保安のための重要度に応じて前号の検査及び試験を行う者を定めること。
  - 五 要求事項に適合しない状態（以下「不適合」という。）が発生した場合は、これを適切に管理する方法を定めること。

（保安活動の評価）

- 第二十八条の六 品質保証計画における保安活動の評価に関する事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 保安活動の実施の状況について、必要な監視及び測定を計画的に行うこと。
  - 二 保安活動が適切に行われていることを明確にするため、計画的に監査を行うこと。
  - 三 前号の評価は、対象となる個別業務を実施した者以外の者により実施されること。

（保安活動の改善）

- 第二十八条の七 品質保証計画における保安活動の改善に関する事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 不適合に対する再発防止のために行う是正に関する処置に関する手順（第四十三条の十三各号に掲げる事故故障等の事象その他が発生した根本的な原因を究明するために行う分析（以下「根本原因分析」という。）の手順を含む。）を確立して行うこと。
  - 二 生じるおそれのある不適合を防止するための予防に関する処置に関する手順（根本原因分析の手順を含む。）を確立して行うこと。
  - 三 予防に関する処置に当たっては、自らの使用済燃料貯蔵施設における保安活動の実施によって得られた知見のみならず他の



「条を削る。」

(使用済燃料貯蔵施設の施設管理)

**第三十一条** 法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 使用済燃料貯蔵施設が法第四十三条の四第一項又は第四十三条の七第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針（以下この条において「施設管理方針」という。）を定めること。ただし、法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二 前号ただし書の場合においては、法第四十三条の二十七第二項若しくは同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された**第四十三条の三の二第九号第四十三條の三の五第一項第五**の性能維持施設に係る施設管理方針を定めること。

三 第一号又は前号の規定により定められた施設管理方針に従って達成すべき施設管理の目標（第一号の規定により定められた施設管理方針に係る施設管理の目標にあつては、使用済燃料貯蔵施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める目標を含む。以下この項において「施設管理目標」という。

施設から得られた知見を適切に反映すること。

四 前条の評価結果を適切に反映すること。

(作業手順書等の遵守)

**第二十八条の八** 法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書（以下「作業手順書等」という。）を定め、これらを遵守しなければならない。

(使用済燃料貯蔵施設の巡視及び点検)

**第三十一条** 法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者（法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた者を除く。）は、毎日一回以上、使用済燃料貯蔵施設の保全に従事する者に使用済燃料貯蔵施設について巡視及び点検を行わせなければならない。

2 法第四十三条の十八第一項の規定により、法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた使用済燃料貯蔵事業者は、毎週一回以上、放射線業務従事者であつて管理区域に常時立ち入るものを使用済燃料貯蔵施設について巡視させなければならない。

- ）を定めること。
- 四 施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下この項において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従って施設管理を実施すること。
- イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。
- ロ 使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事に関すること。
- ハ 使用済燃料貯蔵施設の巡視（使用済燃料貯蔵施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。
- ニ ~~使用済燃料貯蔵施設の点検、検査等（以下この号において「点検等」という。）等の方法、実施頻度及び時期（使用済燃料貯蔵施設の操作中及び操作停止中の区別を含む（法第四十三條の二十七第二項の認可を受けたものを除く。））~~に関すること。
- ホ 使用済燃料貯蔵施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。
- ヘ 使用済燃料貯蔵施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認並びに及び評価の方法に関すること。
- ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（品質管理基準規則第二条第二項第七号に規定する未燃防止処置を含む。）に関すること。
- チ 使用済燃料貯蔵施設の施設管理に関する記録に関すること。
- 五 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること（次条第一項及び第二項に規定する措置を除く。）。
- イ 施設管理方針及び施設管理目標にあつては、一定期間
- ロ 施設管理実施計画にあつては、前号イに規定する期間
- 六 前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画に反映すること。
- 七 使用済燃料貯蔵施設の操作を相当期間停止する場合その他使

用済燃料貯蔵施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該使用済燃料貯蔵施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。

2 使用済燃料貯蔵事業者は、次条第一項若しくは第二項の規定により長期施設管理方針を策定したとき又は同条第三項の規定により長期施設管理方針を変更したときは、これを前項第一号の規定により定められた施設管理方針に反映させなければならない。

(使用済燃料貯蔵施設の経年劣化に関する技術的な評価)

第三十一条の二 法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設の保全に関し、その事業を開始した日以後二十年を経過する日までに、経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、十年間に実施すべき当該使用済燃料貯蔵施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。ただし、動作する機能を有する機器及び構造物に関し、使用済燃料貯蔵施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所については、この限りでない。

2 前項の評価は、十年を超えない期間ごとに再評価を行い、この再評価の結果に基づき、次の十年間に実施すべき当該使用済燃料貯蔵施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。

3 使用済燃料貯蔵事業者は、前二項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、前二項の施設管理に関する方針(以下「**第三十七条第一項第十六号**において「長期施設管理方針」という。)を変更しなければならない。

4 前三項の規定は、法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合は適用しない。

(設計想定事象に係る使用済燃料貯蔵施設の保全に関する措置)

第三十二条 法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料

「条を加える。」

(使用済燃料貯蔵施設の施設定期自主検査)

第三十二条 法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料

貯蔵事業者は、設計想定事象に関して、法第四十三條の四第一項又は第四十三條の七第一項の許可を受けたところ（法第四十三條の二十七第二項の認可を受けたものにあつては、当該認可を受けたところ）により、次の各号に掲げる使用済燃料貯蔵施設の保全に関する措置を講じなければならない。

一 設計想定事象に係る使用済燃料貯蔵施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画（使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所における火災に係る次に掲げる事項を含む。）を定めるとともに、当該計画の実行に必要な要員を配置し、当該計画に従つて必要な活動を行わせること。

イ 使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所における可燃物の管理に関すること。

ロ 消防吏員への通報に関すること。

ハ 消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。

二 設計想定事象の発生時における使用済燃料貯蔵施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期に実施すること。

三 設計想定事象の発生時における使用済燃料貯蔵施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。

四 前三号に掲げるもののほか、設計想定事象の発生時における使用済燃料貯蔵施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

（使用済燃料貯蔵設備の操作）

第三十三條 法第四十三條の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、次に掲げる使用済燃料貯蔵設備の操作に関する措置を講じなければならない。ただし、法第四十三條の二十七第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

一 略

貯蔵事業者は、次の各号（法第四十三條の二十七第二項の認可を受けた場合は第一号を除く。）に掲げる検査に関する措置を講じなければならない。

一 使用済燃料貯蔵施設の性能が法第四十三條の十の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査を一年ごとに行うこと。

二 警報装置その他の非常用装置については、当該装置の各部分ごとの当該作動のための性能検査を一月ごとに、当該装置全体の当該作動のための総合検査を一年ごとに行うこと。

三 使用済燃料貯蔵施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器については、校正を一年ごとに行うこと。

2 法第四十三條の二十七第二項の認可を受けた使用済燃料貯蔵事業者は、当該認可若しくは同条第三項において準用する法第十二條の六第三項の変更の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された使用済燃料貯蔵施設の性能が維持されているかどうかについての検査を一年ごとに行わなければならない。

（使用済燃料貯蔵設備の操作）

第三十三條 「同上」

一 同上

二 使用済燃料貯蔵設備の操作に必要な構成人員がそろっているときでなければ操作を行わないこと。

三 使用済燃料貯蔵設備の通常の操作（使用済燃料貯蔵施設において計画的に行われる操作をいう。）を行うために必要な次の事項を定め、これを操作員その他の従業者に守らせること。

イ 操作の開始に先立って確認すべき事項、操作に必要な事項及び操作の停止後に確認すべき事項

ロ 操作員その他の従業者が使用済燃料貯蔵設備の状態に応じて定期的に又は必要に応じて確認すべき事項並びにその確認の方法及び確認の時期実施頻度又は頻度時期に関する事項

ハ 警報の発報その他の異状があつた場合（次号の場合を除く。）に操作員その他の従業者が講ずべき措置（次号の処置を除く。）に関する事項

四 非常の場合に講ずべき処置を定め、これを操作員その他の従業者に守らせること。

五 試験操作を行う場合には、その目的、方法、異常の際に講ずべき処置等を確認の上これを行わせること。

六 「略」

七 「略」

八 「略」

九 「略」

十 「略」

十一 「略」

（事業所内で行われる運搬）

第三十四条 法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所内において行われる使用済燃料等の運搬に関し、次に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

二 使用済燃料貯蔵設備の操作に必要な構成人員がそろっているときでなければ操作を行わないこと。

三 操作開始に先立って確認すべき事項、操作に必要な事項及び操作停止後に確認すべき事項を定め、これを操作員に守らせること。

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

四 非常の場合に採るべき処置を定め、これを操作員に守らせること。

五 換気設備、放射線測定器及び非常用設備は、常にこれらの機能を発揮できる状態に維持しておくこと。

六 試験操作を行う場合には、その目的、方法、異常の際に採るべき処置等を確認の上これを行わせること。

七 「同上」

八 「同上」

九 「同上」

十 「同上」

十一 「同上」

十二 「同上」

（事業所内の運搬）

第三十四条 法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所内の使用済燃料等の運搬に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。



〔一〇三〕略

四 使用済燃料等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する使用済燃料によって汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合には、当該使用済燃料によって汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の使用済燃料等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第二十九条第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

〔五〇十 略〕

〔二・三 略〕

4 使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条の二まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該使用済燃料等を使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所において運搬することができる。

（事業所内において行われる廃棄）

第三十五条 法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次に掲げる措置を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならぬ。

〔一〇十二 略〕

（使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価）

〔一〇三〕同上

四 使用済燃料等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によって汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合には、当該使用済燃料によって汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の使用済燃料等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第二十九条第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

〔五〇十 同上〕

〔二・三 同上〕

4 使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該使用済燃料等を使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所内において運搬することができる。

（事業所内の廃棄）

第三十五条 法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次に掲げる措置を講じなければならぬ。

〔一〇十二 同上〕

（使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価）

第三十五条の二 「略」

「項を削る。」

2|| 前項の規定は、法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合は適用しない。

(保安規定)

第三十七条 法第四十三条の二十第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 「略」  
「号を削る。」

二|| 品質マネジメントシステムに関すること（品質管理基準規則第五号第四号に規定する手順書等（次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

三|| 「略」  
四|| 「略」

五|| 使用済燃料貯蔵施設の操作及び管理を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ 「略」  
ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの

第三十五条の二 「同上」

2|| 使用済燃料貯蔵事業者は、その事業を開始した日以降二十年を経過する日までに次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 経年変化に関する技術的な評価を行うこと。

二 前号の技術的な評価に基づき使用済燃料貯蔵施設の保全のために実施すべき措置に関する十年間の計画を策定すること。

3|| 前項の評価及び計画は、十年を超えない期間ごとに再評価を行わなければならない。

4|| 前三項の規定は、法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合は適用しない。

(保安規定)

第三十七条 「同上」

一|| 「同上」  
二|| 安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

三|| 使用済燃料貯蔵施設の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

四|| 「同上」  
五|| 「同上」

六|| 使用済燃料貯蔵施設の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ 「同上」  
ロ 「同上」

~~保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの~~

- (1) 「略」
- (2) 使用済燃料貯蔵施設の構造、性能及び操作に関すること
- 〔(3)～(5) 略〕
- ハ 「略」
- 六 使用済燃料貯蔵施設の操作に関することであつて、次に掲げるもの
- イ 使用済燃料貯蔵施設の操作を行う体制の整備に関すること
- ロ 使用済燃料貯蔵施設の操作に当たつて確認すべき事項及び操作に必要な事項
- ハ 異状があつた場合の措置に関すること（第十三号に掲げるものを除く。）
- 七 「略」
- 八 「略」
- 九 「略」
- 十 「略」
- 「号を削る。」
- 「号を削る。」
- 十一 使用済燃料の受払い、運搬その他の取扱い（事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。
- 十二 放射性廃棄物の廃棄（事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。
- 十三 非常の場合に講ずべき処置に関すること。
- 十四 設計想定事象に係る使用済燃料貯蔵施設の保全に関する措置に関すること。
- 十五 「略」
- 十六 使用済燃料貯蔵施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに経年劣化に係る技術的な評価に関すること及び長期施設管理方針を含む

- (1) 「同上」
- (2) 使用済燃料貯蔵施設の構造、性能及び運転に関すること
- 〔(3)～(5) 同上〕
- ハ 「同上」
- 七 保安上特に管理を必要とする設備の操作に関すること。
- 「号の細分を加える。」
- 「号の細分を加える。」
- 「号の細分を加える。」
- 八 「同上」
- 九 「同上」
- 十 「同上」
- 十一 「同上」
- 十二 使用済燃料貯蔵施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること。
- 十三 使用済燃料貯蔵施設の施設定期自主検査に関すること。
- 十四 使用済燃料の受払い、運搬その他の取扱いに関すること。
- 十五 放射性廃棄物の廃棄に関すること。
- 十六 非常の場合に採るべき処置に関すること。
- 「号を加える。」
- 十七 「同上」
- 「号を加える。」



。)

十七 〔略〕

十八 〔略〕

十九 不適合（品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第十八号において同じ。）が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。

二十 〔略〕

2 法第四十三条の第二十七第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三条の二十第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一 〔略〕

〔号を削る。〕

二 品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

三 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

四 〔略〕

五 〔略〕〔号を削る。〕

六 廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

「イ〜ハ 略」

七 〔略〕

八 〔略〕

九 〔略〕

十八 〔同上〕

十九 〔同上〕

二十 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。

二十一 〔同上〕

2 〔同上〕

一 〔同上〕

二 安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

三 使用済燃料貯蔵施設の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

四 廃止措置の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

五 〔同上〕

六 〔同上〕

七 廃止措置の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

「イ〜ハ 同上」

八 〔同上〕

九 〔同上〕

十 〔同上〕

十九 [略]  
二十 [略]  
二十一 [略]  
二十二 [略]  
二十三 [略]  
二十四 [略]  
二十五 [略]  
二十六 [略]  
二十七 [略]  
二十八 [略]  
二十九 [略]  
三十 [略]  
三十一 [略]  
三十二 [略]  
三十三 [略]  
三十四 [略]  
三十五 [略]  
三十六 [略]  
三十七 [略]  
三十八 [略]  
三十九 [略]  
四十 [略]  
四十一 [略]  
四十二 [略]  
四十三 [略]  
四十四 [略]  
四十五 [略]  
四十六 [略]  
四十七 [略]  
四十八 [略]  
四十九 [略]  
五十 [略]

放射性廃棄物の廃棄（事業所の外において行う場合を含む。）に関する事  
非常の場合に講ずべき処置に関する事  
設計想定事象に係る使用済燃料貯蔵施設の保全に関する措置に関する事  
使用済燃料貯蔵施設の施設管理に関する事（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関する事を含む。）

三・四 略

第三十八条及び第三十九条 削除

十一 [同上]  
十二 [同上]  
十三 使用済燃料貯蔵施設の施設定期自主検査に関する事  
十四 使用済燃料貯蔵施設の巡視及びこれに伴う処置に関する事  
十五 放射性廃棄物の廃棄に関する事  
十六 非常の場合に採るべき処置に関する事  
十七 [同上]  
十八 [同上]  
十九 [同上]  
二十 [同上]  
二十一 [同上]  
二十二 [同上]  
二十三 [同上]  
二十四 [同上]  
二十五 [同上]  
二十六 [同上]  
二十七 [同上]  
二十八 [同上]  
二十九 [同上]  
三十 [同上]  
三十一 [同上]  
三十二 [同上]  
三十三 [同上]  
三十四 [同上]  
三十五 [同上]  
三十六 [同上]  
三十七 [同上]  
三十八 [同上]  
三十九 [同上]  
四十 [同上]  
四十一 [同上]  
四十二 [同上]  
四十三 [同上]  
四十四 [同上]  
四十五 [同上]  
四十六 [同上]  
四十七 [同上]  
四十八 [同上]  
四十九 [同上]  
五十 [同上]

非常の場合に採るべき処置に関する事  
「号を加える。」

十一 [同上]  
十二 [同上]  
十三 [同上]  
十四 [同上]  
十五 [同上]  
十六 [同上]  
十七 [同上]  
十八 [同上]  
十九 [同上]  
二十 [同上]  
二十一 [同上]  
二十二 [同上]  
二十三 [同上]  
二十四 [同上]  
二十五 [同上]  
二十六 [同上]  
二十七 [同上]  
二十八 [同上]  
二十九 [同上]  
三十 [同上]  
三十一 [同上]  
三十二 [同上]  
三十三 [同上]  
三十四 [同上]  
三十五 [同上]  
三十六 [同上]  
三十七 [同上]  
三十八 [同上]  
三十九 [同上]  
四十 [同上]  
四十一 [同上]  
四十二 [同上]  
四十三 [同上]  
四十四 [同上]  
四十五 [同上]  
四十六 [同上]  
四十七 [同上]  
四十八 [同上]  
四十九 [同上]  
五十 [同上]

（保安規定の遵守状況の検査）

第三十八条 法第四十三条の二十第五項の規定による検査は、毎年四回行うものとする。ただし、法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合にあつては、廃止措置の実施状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

2 法第四十三条の二十第六項において準用する法第十二条第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

- 一 事務所又は事業所への立入り
- 二 帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査

「条を削る。」

（型式証明の申請）

第四十三條の二の二 法第四十三條の二十の二第十項の規定により特定容器等の型式の設計について型式証明を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「十一」四 略」

五 申請に係る特定容器等の設計に係る品質管理の方法及びその実施に係る組織に関する次の事項

イ 品質管理の実施に係る組織

ロ 品質管理活動の計画

ハ 品質管理活動の実施

ニ 品質管理活動の評価

第三十九條 削除

- 三 従業者その他関係者に対する質問
- 四 使用済燃料等その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

（核物質防護規定の遵守状況の検査）

第四十一條の二 法第四十三條の二十五第二項において準用する法第十二條の二第五項の規定による検査は、毎年一回行うものとする。

2 法第四十三條の二十五第二項において準用する法第十二條の二第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

- 一 事務所又は事業所への立入り
- 二 帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査
- 三 従業者その他関係者に対する質問
- 四 特定核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

（型式証明の申請）

第四十三條の二の二 「四」七

「十一」四 南七」

「号を加える。」

ホ 品質管理活動の改善

【略】

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

【一】 略

当該申請に係る特定容器等の設計に係る品質管理の方法及びその実施に係る組織に関する説明書

【三】 略

（型式証明の変更）

第四十三条の二の三 法第四十三条の二十六の二第三項の規定により特定容器等の型式の設計について型式証明を受けた型式の特定容器等の設計の変更（前条第一項第四号から第五号までに掲げる事項の変更に係るものに限る。）について承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

【一】 略

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

【一】 略

【二】 略

変更後における当該申請に係る特定容器等の設計に係る品質管理の方法及びその実施に係る組織に関する説明書

【三】 略

（型式指定の申請）

第四十三条の二の八 型式指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

【一】 略

型式設計特定容器等の設計及び製作の方法の概要

申請に係る型式設計特定容器等の設計及び製作に係る品質管

【同上】

【同上】

【一】 同上

【二】 同上

【三】 同上

（型式証明の変更）

第四十三条の二の三 法第四十三条の二十六の二第三項の規定により特定容器等の型式の設計について型式証明を受けた型式の特定容器等の設計の変更（前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）について承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

【一】 同上

【二】 同上

【三】 同上

【四】 同上

【五】 同上

（型式指定の申請）

第四十三条の二の八 【同上】

【一】 同上

型式設計特定容器等の設計の概要

申請に係る型式設計特定容器等の製作等に係る品質管理の方

<p>理の方法並びにその実施に係る組織に関する次の事項</p> <p>イ 品質管理の実施に係る組織</p> <p>ロ 品質管理活動の計画</p> <p>ハ 品質管理活動の実施</p> <p>ニ 品質管理活動の評価</p> <p>ホ 品質管理活動の改善</p> <p>八 「略」</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>九 「一〇八 略」</p> <p>「十・十一 略」</p>	<p>3 「略」</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>九 「一〇八 略」</p> <p>「十・十一 略」</p>	<p>（型式指定の変更の承認）</p> <p>第四十三条の二の九 「略」</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>「一〇八 略」</p> <p>九 当該申請に係る型式設計特定容器等の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する説明書</p> <p>「十・十一 略」</p> <p>「3・4 略」</p>	<p>（品質管理の実施の記録の保存）</p> <p>第四十三条の二の十二 指定製造者等は、当該型式設計特定容器等が指定を受けた型式としての設計の内容を有するようになければならない。この場合において、指定製造者等は、当該型式設計特定容器等が均一性を有するようにするために行う検査の結果その他品質管理の実施の記録を五年間保存しなければならない。</p>
--	--	---	--

<p>法等に関する次の事項</p> <p>イ 品質保証の実施に係る組織</p> <p>ロ 品質保証活動の計画</p> <p>ハ 品質保証活動の実施</p> <p>ニ 品質保証活動の評価</p> <p>ホ 品質保証活動の改善</p> <p>八 「同上」</p> <p>2 「同上」</p>	<p>3 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>九 「一〇八 同上」</p> <p>「十・十一 同上」</p>	<p>（型式指定の変更の承認）</p> <p>第四十三条の二の九 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一〇八 同上」</p> <p>九 当該申請に係る品質管理の方法及びその検査のための組織に関する説明書</p> <p>「十・十一 同上」</p> <p>「3・4 同上」</p>	<p>（品質保証の実施の記録の保存）</p> <p>第四十三条の二の十二 指定製造者等は、当該型式設計特定容器等が指定を受けた型式としての設計の内容を有するようになければならない。この場合において、指定製造者等は、当該型式設計特定容器等が均一性を有するようにするために行う検査の結果その他品質保証の実施の記録を五年間保存しなければならない。</p>
---	--	---	--

(廃止措置実施方針に定める事項)

第四十三条の三の二 法第四十三条の二十六の四第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

〔一〕八 略

九 廃止措置期間中に性能を維持すべき使用済燃料貯蔵施設(第四十三条の三の五及び第四十三条の十二の二において「性能維持施設」という。)第四十三条の五第十項第五号の性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

〔十〕十一 略

十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム  
〔十三〕十四 略

(廃止措置計画の認可の申請)

第四十三条の三の五 法第四十三条の二十七第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

〔一〕二 略

三 廃止措置対象施設及びその敷地

四 〔略〕

五 性能維持施設(以下この条及び第四十三条の十二の二において「性能維持施設」という。)

六 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間

七 〔略〕

八 〔略〕

九 〔略〕

十 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

(廃止措置実施方針に定める事項)

第四十三条の三の二 〔同上〕

〔一〕八 同上

九 廃止措置期間中に機能を維持すべき使用済燃料貯蔵施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

〔十〕十一 同上

十二 廃止措置に係る品質保証計画  
〔十三〕十四 同上

(廃止措置計画の認可の申請)

第四十三条の三の五 〔同上〕

〔一〕二 同上

三 廃止措置の対象となる使用済燃料貯蔵施設(以下「廃止措置対象施設」という。)及びその敷地

四 〔同上〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

五 〔同上〕

六 〔同上〕

七 〔同上〕

〔号を加える。〕

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

〔一〕五 略〕

六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

〔七・八 略〕

九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

十 〔略〕

3 〔略〕

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第四十三条の四 法第四十三条の二十七第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

〔一・二 略〕

三 変更に係る前条第一項第三号から第十号までに掲げる事項

四 〔略〕

〔2・3 略〕

（廃止措置終了確認証）

第四十三条の八の二 原子力規制委員会は、原子力規制検査により、廃止措置の結果が前条各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、廃止措置終了確認証を交付する。

（旧使用済燃料貯蔵事業者等に係る廃止措置対象施設は、~~以下の~~  
~~定期事業者検査を要する場合の維持等~~）

第四十三条の十二の二 法第四十三条の二十八第四項において読み替えて準用する法第二十二条の九第四項の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に性能維持施設が存在する場合とする。

2 〔同上〕

〔一〕五 同上〕

六 廃止措置期間中に機能を維持すべき使用済燃料貯蔵施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

〔七・八 同上〕

九 品質保証計画に関する説明書

十 〔同上〕

3 〔同上〕

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第四十三条の四 法第四十三条の二十七第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

〔一・二 同上〕

三 変更に係る前条第一項第三号から第七号までに掲げる事項

四 〔同上〕

〔2・3 同上〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

2 前項の場合において、法第四十三条の十本文の規定は、性能維持施設に限り、適用されるものとする。

3 前項第一項の場合において、定期事業者検査は、性能維持施設について、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めて行うものとする。

(指定に関する規定の準用)

第四十三条の十二の三 「略」

「条を削る。」

(電磁的記録媒体による手続)

第四十九条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。様式第三において同じ。）及び様式第三の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

「一〇五条 略」

六 前条第一項の報告書

(指定に関する規定の準用)

第四十三条の十二の二 「同上」

(身分を示す証明書)

第四十九条 法第四十三条の二十第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、様式第三によるものとし、法第四十三条の二十五第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、様式第三の二によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、様式第四によるものとする。

(人の出入り等の管理が行われている区域)

第五十条 令別表第二の五の項の原子力規制委員会規則で定める区域は、第一条第二項第二号に規定する管理区域とする。

(電磁的記録媒体による手続)

第五十一条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び様式第五の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

「一〇五条 同上」

六 第四十八条第一項の報告書



「様式を削る。」	「略」
「様式を削る。」	「略」
「様式を削る。」	「略」
<b>様式第3</b> (第49条関係)	「略」
<b>様式第3</b> (第49条関係)	「略」
<b>様式第3の2</b> (第49条関係)	「略」
<b>様式第4</b> (第49条関係)	「略」
<b>様式第5</b> (第51条関係)	「同上」

改正後	改正前
<p>(定義)                      第一条の二 「1、4 略」                      5 此の規則において「品質マネジメントシステム」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号）第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。</p> <p>「条を削る。」</p> <p>(放射能濃度確認証)                      第四条 原子力規制委員会は、前条第一項の規定による申請に係る放射能濃度に関し、原子力規制検査により次に掲げる事項について確認をしたときは、放射能濃度確認証を交付する。                      一 法第六十一条の二第二項の認可を受けた方法に従って放射能濃度の測定及び評価が行われていること。                      二 放射能濃度確認対象物が第二条に規定する基準を満たしていること。</p> <p>(測定及び評価の方法の認可の申請)                      第五条 放射能濃度の測定及び評価の方法の認可を受けようとする者は、法第六十一条の二第二項の規定により、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p>	<p>(定義)                      第一条の二 「1、4 同上」                      「項を加える。」</p> <p>(放射能濃度に関する確認実施要領書)                      第三条の二 原子力規制委員会は、前条の申請書の提出を受けた場合には、第二条各号に掲げる事項の確認の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る確認実施要領書を定めるものとする。</p> <p>(放射能濃度の確認等)                      第四条 原子力規制委員会は、法第六十一条の二第一項の規定により、次に掲げる事項の確認をしたときは、確認証を交付する。                      一 放射能濃度確認対象物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価が、法第六十一条の二第二項の認可を受けた方法に基づき行われたこと。                      二 放射能濃度確認対象物に含まれる放射性物質についての放射能濃度が、第二条に規定する放射能濃度の基準を超えていないこと。</p> <p>(測定及び評価の方法の認可の申請)                      第五条 「同上」</p>

<p>3 〔略〕</p> <p>廿九 放射能濃度の測定及び評価に係る品質マネジメントシステムに関すること。</p> <p>廿八 放射能濃度の測定及び評価に係る品質マネジメントシステムに関すること。</p> <p>一 放射能濃度の測定及び評価に係る施設に関すること。</p> <p>二 放射能濃度確認対象物の発生状況、材質、汚染の状況及び推定量に関すること。</p> <p>三 評価単位に関すること。</p> <p>四 評価対象放射性物質の選択に関すること。</p> <p>五 放射能濃度を決定する方法に関すること。</p> <p>六 放射線測定装置の選択及び測定条件の設定に関すること。</p> <p>七 放射能濃度確認対象物の保管場所及び保管方法に関すること。</p>	<p>2 〔同上〕</p> <p>〔一〇九 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔同上〕</p> <p>一 放射能濃度の測定及び評価に係る施設に関すること。</p> <p>二 放射能濃度確認対象物の発生状況、材質、汚染の状況及び推定量に関すること。</p> <p>三 評価単位に関すること。</p> <p>四 評価対象放射性物質の選択に関すること。</p> <p>五 放射能濃度を決定する方法に関すること。</p> <p>六 放射線測定装置の選択及び測定条件の設定に関すること。</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>七 放射能濃度の測定及び評価のための品質保証に関すること。</p> <p>八 〔同上〕</p> <p>〔同上〕</p>
---	---

別表第十六 製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>(定義)            第一条 「1、3 略」            4  この規則において「品質マネジメントシステム」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二〇号）第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。</p> <p>「条を削る。」</p> <p>(放射能濃度確認証)            第四条 原子力規制委員会は、前条第一項の規定による申請に係る放射能濃度に関し、原子力規制検査（特定原子力施設にあつては、法第六十四条の三第七項の検査）により次に掲げる事項について確認をしたときは、放射能濃度確認証を交付する。</p> <p>一 法第六十一条の二第二項の認可を受けた方法に従つて放射能濃度の測定及び評価が行われていること。</p> <p>二 放射能濃度確認対象物が第二条に規定する基準を満たしていること。</p> <p>(放射能濃度の測定及び評価の方法の認可の申請)            第五条 法第六十一条の二第二項の規定により、放射能濃度の測定</p>	<p>(定義)            第一条 「1、3 同上」            「項を加える。」</p> <p>(放射能濃度に関する確認実施要領書)            第三条の二 原子力規制委員会は、前条の申請書の提出を受けた場合には、第二条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項の確認の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る確認実施要領書を定めるものとする。</p> <p>(確認証の交付)            第四条 原子力規制委員会は、法第六十一条の二第一項の規定により次に掲げる事項を確認したときは、当該確認に係る確認証を交付する。</p> <p>一 評価に用いる放射性物質の放射能濃度の値が第二条に規定する基準を満たしていること。</p> <p>二 放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定及び評価が法第六十一条の二第二項の認可を受けた方法に従つて行われていること。</p> <p>(放射能濃度の測定及び評価の方法の認可の申請)            第五条 「同上」</p>

<p>及び評価の方法の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>「一〇九 略」</p> <p>「一〇九 略」</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる事項について説明した書類を添付しなければならない。</p> <p>「一〇六 略」</p> <p>七 放射能濃度確認対象物の管理方法に関すること。</p> <p>八 放射能濃度の測定及び評価に係る品質マネジメントシステムに関すること。</p> <p>九 「略」</p> <p>3 「略」</p>	<p>「一〇九 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「同上」</p> <p>「一〇六 同上」</p> <p>七 「号を加える。」</p> <p>放射能濃度の測定及び評価のための品質保証に関すること。</p> <p>八 「同上」</p> <p>3 「同上」</p>
---	--

別表第十七 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>(定義)            第二条 「略」            2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。            「一・二 略」            三 「管理区域」とは、第一種廃棄物埋設施設を設置した場所であつて、その場所における外部放射線に係る線量が原子力規制委員会の定める線量を超え、空气中の放射性物質（空気又は水のうちに自然に含まれている放射性物質を除く。以下同じ。）の濃度が原子力規制委員会の定める濃度を超え、又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める密度を超えるおそれのあるものをいう。            「四く六 略」            七 「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二〇号。以下「品質管理基準規則」という。）            第二条第二項第一号に規定する保安活動をいう。            八 「品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。            九 「略」            十 「廃止措置対象附属施設」とは、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた廃止措置計画（同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に係る廃止措置の対象となる廃棄物埋設地の附属施設をいう。            十一 「設計想定事象」とは、次に掲げる事象であつて、<b>第一種</b></p>	<p>(定義)            第二条 「同上」            2 「同上」            「一・二 同上」            三 「管理区域」とは、<u>廃棄物埋設施設（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。以下同じ。）</u>を設置した場所であつて、その場所における外部放射線に係る線量が原子力規制委員会の定める線量を超え、空气中の放射性物質（空気又は水のうちに自然に含まれている放射性物質を除く。以下同じ。）の濃度が原子力規制委員会の定める濃度を超え、又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める密度を超えるおそれのあるものをいう。            「四く六 同上」            「号を加える。」            「号を加える。」            「号を加える。」            七 「同上」            「号を加える。」            「号を加える。」</p>

廃棄物埋設施設の設計において発生を想定しているものをいう。

イ 自然現象

ロ 第一種廃棄物埋設施設を設置する事業所内又はその周辺における第一種廃棄物埋設施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）

ハ 第一種廃棄物埋設施設内における火災その他の第一種廃棄物埋設施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象

（第一種廃棄物埋設の事業の許可の申請）

第三条 法第五十一条の二第三項の申請書（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の記載については、次の各号によるものとする。

「一〇四 略」

五 法第五十一条の二第三項第七号の廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を ~~はついで~~ 記載すること。

2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第三十条第二項に規定する事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

「一〇七 略」

八 廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

「九 略」

「一〇 略」

「一一 略」

3

「略」

（第一種廃棄物埋設の事業の許可の申請）

第三条 「同上」

「一〇四 同上」

「号を加える。」

2 「同上」

「一〇七 同上」

「号を加える。」

「八 同上」

「九 同上」

「一〇 同上」

3

「同上」

4 法第五十一条の二第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第十一号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第五十一条の四第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

(変更の許可の申請)

第四条 令第三十三条の変更の許可の申請書(第一種廃棄物施設の事業に係るものに限る。)の記載については、次の各号によるものとする。

一 令第三十三条第三号の変更の内容については、法第五十一条の二第三項第三号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量の変更に係る場合にあつては第一種廃棄物施設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度及び総放射能量を記載し、同項第四号の廃棄物施設設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては第三条第一項第二号に掲げる区分によって記載し、法第五十一条の二第三項第四号の廃棄の方法の変更に係る場合にあつては第三条第一項第三号に掲げる区分によって記載し、法第五十一条の二第三項第七号の廃棄物施設設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては第三条第一項第五号に規定する事項を記載すること。

二 「略」

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

「一〇七 略」

八 変更後における廃棄物施設設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

3 「略」

4 法第五十一条の二第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第十号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第五十一条の四第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

(変更の許可の申請)

第四条 「同上」

一 令第三十三条第三号の変更の内容については、法第五十一条の二第三項第三号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量の変更に係る場合にあつては第一種廃棄物施設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度及び総放射能量を記載し、同項第四号の廃棄物施設設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては第三条第一項第二号に掲げる区分によって記載し、法第五十一条の二第三項第四号の廃棄の方法の変更に係る場合にあつては第三条第一項第三号に掲げる区分によって記載すること。

二 「同上」

2 「同上」

「一〇七 同上」

「号を加える。」

3 「同上」



(第一種廃棄物埋設施設等に係る第一種廃棄物埋設に関する確認の申請)

第五条 法第五十一条の六第一項の規定により、**第一種廃棄物埋設施設及びこれに関する保安のための措置(以下「第一種廃棄物埋設施設等」という。)**に係る第一種廃棄物埋設に関する確認を受けようとする者は、別記様式第一による申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一〇四 略」

五 **第一種廃棄物埋設施設等**に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

2 「略」

(第一種廃棄物埋設施設等の技術上の基準)

第七条 法第五十一条の六第一項に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 廃棄物埋設地は、**法第五十一条の二第一項又は第五十一条の五第一項の許可を受けたところ**によるものであること。

二 坑道は、**法第五十一条の二第一項又は第五十一条の五第一項の許可を受けたところ**によるものであること。

三 埋設を行うことによつて、第一種廃棄物埋設施設を設置した事業所に埋設された放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの放射能の総量が、**法第五十一条の二第一項又は第五十一条の五第一項の許可を受けたところによる放射性物質の種類ごとの総放射エネルギーを超えないこと。**

四 「略」

五 廃棄物埋設地は、**法第五十一条の二第一項又は第五十一条の五第一項の許可を受けたところ**による方法に従つて埋め戻すこと。

(第一種廃棄物埋設施設等に係る第一種廃棄物埋設に関する確認の申請)

第五条 ~~「同上」~~ **法第五十一条の六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設に関する確認を受けようとする者は、別記様式第一による申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。**

「一〇四 同上」

「号を加える。」

2 「同上」

(第一種廃棄物埋設施設等の技術上の基準)

第七条 「同上」

一 廃棄物埋設地は、**法第五十一条の二第一項又は法第五十一条の五第一項の許可に係る申請書及び法第六十二条の二第一項の規定により許可の際に付された条件を記載した書類(以下「許可申請書等」という。)**に記載したところによるものであること。

二 坑道は、**許可申請書等に記載したところ**によるものであること。

三 埋設を行うことによつて、第一種廃棄物埋設施設を設置した事業所に埋設された放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの放射能の総量が、**許可申請書等に記載した放射性物質の種類ごとの総放射エネルギーを超えないこと。**

四 「同上」

五 廃棄物埋設地は、**許可申請書等に記載した方法**に従つて埋め戻すこと。

と。

第八条から第十条まで 削除

第八条 削除

(第一種廃棄物埋設施設等に係る第一種廃棄物埋設に関する確認実施要領書)

第九条 原子力規制委員会は、第五条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第六条各号に掲げる事項の確認の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る確認実施要領書を定めるものとする。

第十条 削除

(埋設しようとする放射性廃棄物等に係る第一種廃棄物埋設に関する確認の申請)

(埋設しようとする放射性廃棄物等に係る第一種廃棄物埋設に関する確認の申請)

第十一条 法第五十一条の六第二項の規定により、埋設しようとする放射性廃棄物及びこれに関する保安のための措置(以下「放射性廃棄物等」という。)に係る第一種廃棄物埋設に関する確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

第十一条 ~~同上~~ 法第五十一条の六第二項の規定により、埋設しようとする放射性廃棄物及びこれに関する保安のための措置に係る第一種廃棄物埋設に関する確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 一三 略

一 一三 同上

四 埋設しようとする放射性廃棄物等に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

〔号を加える。〕

〔2・3 略〕

〔2・3 同上〕

(埋設しようとする放射性廃棄物等の技術上の基準)

(埋設しようとする放射性廃棄物等の技術上の基準)

第十二条 法第五十一条の六第二項に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準(第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 略
- 二 当該廃棄体が次に定めるとおりであること。

- 一 同上
- 二 同上

イ 「略」

ロ 放射能濃度が法第五十一条の二第一項又は第五十一条の五第一項の許可を受けたところによる最大放射能濃度を超えないこと。

「ハ」へ 略」

「条を削る。」

(第一種廃棄物埋設確認証)

第十三条 原子力規制委員会は、原子力規制検査により、第五条第一項又は第十一条第一項の規定による申請に係る第一種廃棄物埋設施設等及びこれに関する保安のための措置又は埋設しよりとす~~る~~放射性廃棄物等及びこれに関する保安のための措置が第七条又は前条の技術上の基準に適合していることについて確認(第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)をしたときは、第一種廃棄物埋設確認証を交付する。

(設計及び工事の計画の認可を要しない工事等)

第十四条の二 法第五十一条の七第一項の原子力規制委員会規則で定める工事(特定第一種廃棄物埋設施設に係るものに限る。)は、変更の工事であつて、次条第一項第三号又は第五号に掲げる事項の変更を伴う工事以外の場合工事とする。

2 法第五十一条の七第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更(特定第一種廃棄物埋設施設に係るものに限る。)は、設備又は機器の配置の変更であつて、同条第一項又は第二項の認可を受けたところによる放射線遮蔽物の側壁における線量

イ 「同上」

ロ 放射能濃度が許可申請書等に記載した最大放射能濃度を超えないこと。

「ハ」へ 同上」

(埋設しようとする放射性廃棄物等に係る第一種廃棄物埋設に関する確認実施要領書)

第十二条の二 原子力規制委員会は、第十一条第一項の申請書の提出を受けた場合には、前条各号に掲げる事項の確認の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る確認実施要領書を定めるものとする。

(確認証の交付)

第十三条 原子力規制委員会は、法第五十一条の六第一項又は第二項の確認(第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)をしたときは、確認証を交付する。

「条を加える。」

当量率の値を大きくしないものその他特定第一種廃棄物埋設施設の保全上支障のない変更とする。

3 法第五十一条の七第五項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合（特定第一種廃棄物埋設施設に係るものに限る。）は、次条第一項第三号又は第五号に掲げる事項の変更を伴う場合以外の場合とする。

（設計及び工事の計画の認可の申請）

第十五条 法第五十一条の七第一項の規定により、特定第一種廃棄物埋設施設に関する設計及び工事の計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 四|| 「一〜三 略」
- 四|| 工事工程表
- 五|| 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

- 「号の細分を削る。」
- 「号の細分を削る。」
- 「号の細分を削る。」
- 「号の細分を削る。」
- 「号の細分を削る。」

六|| 「略」

2 前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の計画が法第五十一条の二第一項若しくは第五十一条の五第一項の許可を受けるところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事の計画が法第五十一条の九の技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合していることを計算によって説明した書類その他の

（設計及び工事の方法の認可の申請）

第十五条 法第五十一条の七第一項の規定により、特定第一種廃棄物埋設施設に関する設計及び工事の方法（第二十五条に規定する特定第一種廃棄物埋設施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条及び次条において同じ。）について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 「一〜三 同上」
- 「号を加える」
- 四|| 設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織（以下「設計及び工事に係る品質管理の方法等」という。）に関する次の事項

- イ|| 品質保証の実施に係る組織
- ロ|| 保安活動の計画
- ハ|| 保安活動の実施
- ニ|| 保安活動の評価
- ホ|| 保安活動の改善

五|| 「同上」

2 前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の方法が法第五十一条の七第三項第二号の技術上の基準（以下この条及び次条において「設計及び工事の方法の技術上の基準」という。）に適合していることを計算によって説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び

当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

3 設計及び工事の計画の全部につき一時に法第五十一条の七第一項の規定による認可を申請することができないときは、その理由を付し、分割して認可を申請することができる。

4 「略」

(変更の認可の申請)

第十六条 法第五十一条の七第二項の規定により、認可を受けた特定第一種廃棄物埋設施設に関する設計及び工事の計画について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一」三 略」

四 変更に係る前条第一項第四号に掲げる工事工程表

五 変更に係る前条第一項第五号に掲げる設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

六 「略」

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 変更に係る設計及び工事の計画が法第五十一条の二第一項若しくは第五十一条の五第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類

二 変更に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを計算によって説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類

「号を削る。」

工事に係る品質管理の方法等が同項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

3 設計及び工事の方法の全部につき一時に法第五十一条の七第一項の規定による認可を申請することができないときは、その理由を付し、分割して認可を申請することができる。

4 「同上」

(変更の認可の申請)

第十六条 法第五十一条の七第二項の規定により、認可を受けた特定第一種廃棄物埋設施設に関する設計及び工事の方法について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

「一」三 同上」

四 「号を加える。」

五 変更に係る前条第一項第四号に掲げる設計及び工事に係る品質管理の方法等

「同上」

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、**第十号第二号**に掲げる書類については、既に原子力規制委員会に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略することができる。

「号を加える。」

一 変更に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを計算によって説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類

二 変更に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が法第五十一条の七第三項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類

3 「略」

(設計及び工事の計画に係る軽微な変更の届出)

第十七条 法第五十一条の七第五項の規定による届出をしようとする者(第一種廃棄物施設事業者に限る。)は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。  
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 変更に係る特定第一種廃棄物施設施設の概要

三 法第五十一条の七第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号

四 変更の内容

五 変更の理由

2 前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

(使用前事業者検査の実施)

第十七条の二 使用前事業者検査(特定第一種廃棄物施設施設に係るものに限る。以下同じ。)は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法

二 機能及び性能を確認するために十分な方法

三 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法

2 使用前事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

(使用前事業者検査の記録)

第十七条の三 使用前事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

3 「同上」

明した書類

(設計及び工事の方法に係る軽微な変更)

第十七条 法第五十一条の七第二項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更(特定廃棄物施設施設に係るものに限る。)は、設備又は機器の配置の変更であつて、同条第一項の認可又は同条第二項の変更の認可に係る申請書に記載された放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の値を大きくしないものその他第一種廃棄物施設施設の保全上支障のない変更とする。

「条を加える。」

「条を加える。」



- 一 検査年月日
  - 二 検査の対象
  - 三 検査の方法
  - 四 検査の結果
  - 五 検査を行った者の氏名
  - 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
  - 七 検査の実施に係る組織
  - 八 検査の実施に係る工程管理
  - 九 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
  - 十 検査記録の管理に関する事項
  - 十一 検査に係る教育訓練に関する事項
- 2 使用前事業者検査の結果の記録は、当該使用前事業者検査に係る特定第一種廃棄物埋設施設の存続する期間保存するものとする。

(溶接に係る使用前事業者検査を行った旨の表示)

第十七条の四 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則(令和 年原子力規制委員会規則第 号)第十三条第一項に規定する容器等特定第一種廃棄物埋設施設に係る容器若しくは管(以下、本この条において単に「容器等」という。)であつて、同項第二号に規定する主要な溶接部を有する溶接をするもの又は溶接をした容器等であつて輸入したものを設置する第一種廃棄物埋設事業者は、当該容器等であつて溶接をするもの又は溶接をした容器等であつて輸入したものに係る使用前事業者検査を終了したときは、当該容器等であつて溶接をするもの又は溶接をした容器等であつて輸入したものに使用前事業者検査を行ったことを示す記号その他表示を付するものとする。

(使用前確認の申請)

「条を加える。」

(使用前検査の申請)

第十八条 法第五十一条の八第三項の確認（特定第一種廃棄物埋設施設に係るものに限る。以下「使用前確認」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 「略」  
二 特定第一種廃棄物埋設施設の設置又は変更の工事に係る事業所の名称及び所在地

三 「号を削る。」

四 申請に係る特定第一種廃棄物埋設施設の概要

五 法第五十一条の七第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号

六 使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所

七 「略」

2|| 特定第一種廃棄物埋設施設を核燃料物質等を用いた試験のために使用するとき又は特定第一種廃棄物埋設施設の一部が完成した場合であつてその完成した部分を使用しなければならぬ特別の理由があるときにあつては、その使用の期間及び方法

前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

一 工事の工程

二 前号の工程における放射線管理（改造又は修理の工事に關するものに限る。）

三 第五十五条の施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器

四 前項第七号の特別の理由があるときにあつては、その理由を記載した書類

3|| 第一項の申請書又は前項各号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。

4|| 第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本一通とする

第十八条 法第五十一条の八第一項の検査（特定第一種廃棄物埋設施設に係るものに限る。以下「使用前検査」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 「同上」

二 特定第一種廃棄物埋設施設を設置する事業所（特定第一種廃棄物埋設施設の変更の場合にあつては、当該変更に係る事業所）の名称及び所在地

三 工事工程表

四 「号を加える。」

五 「号を加える。」

六 検査を受けようとする事項、期日及び場所

七 「同上」

八 「号を加える。」

「項を加える。」

2|| 前項の申請書に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

3|| 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本



（使用前確認を要しない場合）

第十九条 法第五十一条の八第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合（特定第一種廃棄物埋設施設に係るものに限る。）は、次のとおりとする。

- 一 特定第一種廃棄物埋設施設を核燃料物質等を用いた試験のために使用する場合であつて、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。
- 二 前号に規定する場合以外の特定第一種廃棄物埋設施設を試験のために使用する場合
- 三 特定第一種廃棄物埋設施設の一部が完成した場合であつて、その完成した部分を使用しなければならぬ特別の理由がある場合（前二号に掲げる場合を除く。）において、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。
- 四 特定第一種廃棄物埋設施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前確認を受けないで使用する事ができる旨を指示した場合
- 五 特定第一種廃棄物埋設施設の変更の工事であつて、第十五条第一項第三号又は第五号に掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事の場合

第二十号から第二十三号まで 削除

一通とする。

（使用前検査の実施）

第十九条 使用前検査は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。

- 一 放射線遮蔽材又は特に気密若しくは水密を要する材料若しくは部品に関する事項 化学分析試験、非破壊試験、機械試験、耐圧試験又は漏えい試験を行うときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。
- 二 廃棄物受入施設、廃棄物取扱施設その他の廃棄物埋設地の附属施設（廃棄施設に限る。）の組立てに関する事項 それぞれの施設の主要な部分の寸法が測定できるとき又は非破壊試験、機械試験、耐圧試験若しくは漏えい試験を行うとき。
- 三 計測制御系統施設、放射線管理施設その他の廃棄物埋設地の附属施設（廃棄施設を除く。）の組立てに関する事項 それぞれの施設が完成したとき。
- 四 特定第一種廃棄物埋設施設の性能に関する事項 特定第一種廃棄物埋設施設が完成したときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。

第二十号及び第二十一条 削除

（使用前検査実施要領書）

第二十二号 原子力規制委員会は、第十八条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第十九条各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定

めるものとする。

第二十三条 削除

(使用前検査合格証)

第二十四条 原子力規制委員会は、使用前検査に合格したと認めるときは、使用前検査合格証を交付する。

(使用前確認証)  
第二十四条 原子力規制委員会は、原子力規制検査により、第十八条の規定による申請に係る特定第一種廃棄物埋設施設が法第五十一条の八第二項各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、使用前確認証を交付する。

(閉鎖措置中又は廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設の維持

第二十五条 法第五十一条の九ただし書の原子力規制委員会規則で

定める場合(特定第一種廃棄物埋設施設に係るものに限る。)は、特定第一種廃棄物埋設施設に第七十三条第一項第五号の閉鎖措置期間性能維持施設又は第七十八条の二第九号第七十九条第一項第五号の閉鎖措置期間性能維持施設が存在する場合とする。この場合において、法第五十一条の九本文の規定は、第七十三条第一項第五号の閉鎖措置期間性能維持施設又は第七十八条の二第九号第七十九条第一項第五号の閉鎖措置期間性能維持施設に限り、適用されるものとする。

(溶接検査を受ける特定第一種廃棄物埋設施設)

第二十五条 法第五十一条の九第一項の原子力規制委員会規則で定

める特定第一種廃棄物埋設施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 プルトニウム又はプルトニウム化合物を含む液体状又は気体状の物質を内包する容器又は管であつて、次のいずれかに該当するもの  
イ その内包するプルトニウムの放射能濃度が三十七マイクロベクレル毎立方センチメートル(液体状の物質を内包する場合は、三十七ベクレル毎立方センチメートル)以上の容器であつて、最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のもの又は内容積が〇・〇四立方メートルを超えるもの  
ロ その内包するプルトニウムの放射能濃度が三十七マイクロベクレル毎立方センチメートル(液体状の物質を内包する場合は、三十七ベクレル毎立方センチメートル)以上の管であつて、外径六十一ミリメートル(最高使用圧力が九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル)を超えるもの(放射性物質の閉じ込め区域内にあつて内部の圧力が外部の圧力より低く維持されているダクトを除く。)
- 二 放射性物質を含む液体状又は気体状の物質を内包する容器又

第二十六条 (定期事業者検査の実施時期)  
定期事業者検査 (特定第一種廃棄物埋設施設に係るも

第二十六条 (溶接検査の申請)  
法第五十一条の九第一項の規定により特定第一種廃棄

は管 (前号に規定するものを除く。) であつて、次のいずれかに該当するもの

イ その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル (液体状の物質を内包する場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル) 以上の容器であつて、最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のもの又は内容積が〇・〇四立方メートルを超えるもの

ロ その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル (液体状の物質を内包する場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル) 以上の管であつて、外径六十一ミリメートル (最高使用圧力が九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル) を超えるもの (放射性物質の閉じ込め区域内にあつて内部の圧力が外部の圧力より低く維持されているダクトを除く。)

三 胴の外径が百五十ミリメートル以上の容器又は外径百五十ミリメートル以上の管 (前各号に規定する容器又は管を除く。) であつて、放射性物質を含む液体状若しくは気体状の物質を内包し、又は非常用施設に属するもののうち、次に定める圧力以上の圧力を加えられる部分 (以下「耐圧部分」という。) について溶接をするもの

イ 液体用の容器又は管であつて、最高使用温度がその液体の沸点未満のものについては、最高使用圧力千九百六十キロパスカル

ロ イに規定する容器以外の容器については、最高使用圧力九十八キロパスカル

ハ イに規定する管以外の管については、最高使用圧力九百八十キロパスカル (長手継手の部分にあつては、四百九十キロパスカル)

のに限る。以下同じ。）は、特定第一種廃棄物埋設施設について、定期事業者検査が終了した日以降十二月を超えない時期（判定期間が十三月以上であるものとして原子力規制委員会が別に指定した場合は、その指定した時期）ごとに行うものとする。ただし、特定第一種廃棄物埋設施設の設置の工事の後の初回の定期事業者検査については、その使用が開始された日以降十二月を超えない時期に行うものとする。

2 前項の判定期間は、原子力規制検査において、**特定第一種廃棄物埋設施設（当該特定第一種廃棄物埋設施設を構成する機械又は器具であつて、第一号及び第二号のいずれにも該当し、かつ、第三号に該当しないものに限る。）**が次条第二項の一定の期間を満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持することが確認された**特定第一種廃棄物埋設施設（次の第十号及び第十二号のいずれにも該当し、かつ、次の第十三号に該当しないものに限る。）**が次条第二項の一定の期間を満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持することが確認された**特定第一種廃棄物埋設施設**（次の第十号及び第十二号のいずれにも該当し、かつ、次の第十三号に該当しないものに限る。）に係る場合における当該期間をいう。（**機械又は器具ごとにその期間が異なる場合には、そのうち最も短い期間**）とする。

一 特定第一種廃棄物埋設施設を構成する**機械又は器具**であつて、**次条第一項各号第一号及び第二号及び並びに第二項に規定する方法による定期事業者検査を行うべきもの**

二 **特定第一種廃棄物埋設施設を構成する機械又は器具**であつて、**その定期事業者検査の都度、技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずる必要があるもの**

三 次のいずれかに掲げる**特定第一種廃棄物埋設施設を構成する機械又は器具**のもの

イ 計測装置であつてその台数について冗長性をもつて設置されているもの、ポンプ又はフィルターであつて予備のものが設置されているものその他**機械又は器具**であつて**特定第一種廃棄物埋設施設の使用時に**において**技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずることが可能であるもの**

ロ 特定第一種廃棄物埋設施設の使用時にその**機械又は器具**を検査することにより**特定第一種廃棄物埋設施設の保安の確保**

物埋設施設の溶接について検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度

三 溶接施行工場の名称及び所在地

四 溶接工程表

五 検査を受けようとする事項、期日及び場所

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 溶接設備の種類及び容量、溶接部の設計及び溶接施行法（以下「溶接施行方法」という。）並びに溶接を行う者の氏名を記載した溶接明細書

二 検査を受けようとする容器又は管の構造図

三 溶接部の設計図

3 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

- に支障を来さないもの
- 3 特定第一種廃棄物埋設施設についての次条第一項各号第一号及び第二号及び並びに第二項に規定する方法による定期事業者検査であつて、当該定期事業者検査を行うことにより特定第一種廃棄物埋設施設の使用時における特定第一種廃棄物埋設施設の保安の確保に支障を来さないものにあつては、第一項の規定にかかわらず、同項に掲げる規定する時期よりも前の時期に行うことができる。
- 4 次に掲げる場合にあつては、第一項の規定にかかわらず、原子力規制委員会が定める時期に定期事業者検査を行うものとする。
- 一 使用の状況から第一項に規定する時期に定期事業者検査を行う必要がないと認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。
- 二 災害その他非常の場合において、第一項に規定する時期に定期事業者検査を行うことが著しく困難であると認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。
- 5 前項各号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 特定第一種廃棄物埋設施設を設置した事業所の名称及び所在地
- 三 直近の定期事業者検査が終了した年月日
- 四 定期事業者検査開始希望年月日及びその理由
- 6 前項の申請書には、申請に係る特定第一種廃棄物埋設施設の使用の状況を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が第四項第二号の承認に係る場合には、当該書類を添付することを要しない。
- 7 第五項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(定期事業者検査の実施)

第二十七条 定期事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法
- 二 試験操作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法
- 2 前項に規定するもののほか、定期事業者検査は、一定の期間を設定し、当該特定第一種廃棄物埋設施設がその期間が満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。
- 3 前項の一定の期間は、次に掲げる事項を考慮して設定しなければならない。
  - 一 特定第一種廃棄物埋設施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向
  - 二 特定第一種廃棄物埋設施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果
  - 三 特定第一種廃棄物埋設施設に類似する機械又は器具の使用実績(当該特定第一種廃棄物埋設施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。)
- 4 第二項の一定の期間は、十二月以上としなければならない。
- 5 第二項の一定の期間は、定期事業者検査を開始する日の三月前までに設定しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、同項の一定の期間を短縮する場合については、この限りでない。
- 6 定期事業者検査の実施を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

(定期事業者検査の記録)

(溶接検査の実施)

第二十七条 法第五十一条の九第一項の検査(特定第一種廃棄物埋設施設に係るものに限る。)は、次の各号に掲げるときごとに行う。

- 一 溶接作業を行うとき(第二十五条第三号に規定する容器又は管についての漏止め溶接に係る場合及び溶接作業の標準化、溶接に使用する材料の規格化等の状況を勘案して、原子力規制委員会が支障がないものと認めて承認した場合を除く。)
- 二 法第五十一条の九第三項第二号に規定する技術上の基準(次号において「溶接の技術基準」という。)により非破壊試験を必要とする溶接部については、非破壊試験を行うことができる状態になったとき。
- 三 溶接の技術基準により機械試験を必要とする突合せ溶接部については、機械試験を行うことができる状態になったとき。
- 四 耐圧試験又は漏えい試験を行うことができる状態になったとき(第二十五条第三号に規定する容器又は管についての漏止め溶接に係る場合を除く。)

(溶接検査を要しない場合)



第二十八条 定期事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 検査年月日
- 二 検査の対象
- 三 検査の方法
- 四 検査の結果
- 五 検査を行った者の氏名
- 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
- 七 検査の実施に係る組織
- 八 検査の実施に係る工程管理
- 九 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
- 十 検査記録の管理に関する事項
- 十一 検査に係る教育訓練に関する事項
- 2 定期事業者検査の結果の記録は、その特定第一種廃棄物埋設施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

(閉鎖措置中又は廃止措置中において定期事業者検査を要する場合)

第二十九条 法第五十一条の十第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合(特定第一種廃棄物埋設施設に係るものに限る。)は、特定第一種廃棄物埋設施設に第七十三条第一項第五号の閉鎖措置期間性能維持施設又は第七十八条の二第九号第七十九条第十項第五号の廃止措置期間性能維持施設が存在する場合とする。

第二十八条 法第五十一条の九第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合(特定第一種廃棄物埋設施設に係るものに限る。)は、漏止め溶接のみをした第二十五条第三号に規定する容器又は管(耐圧部分についてその溶接のみを新たにするものを含む。)を使用する場合とする。

(溶接の方法の認可)

第二十九条 法第五十一条の九第二項の認可を受けようとする者(第一種廃棄物埋設事業者に限る。)は、溶接施行工場ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - 二 溶接施行工場の名称及び所在地
  - 三 溶接設備の種類及び容量
  - 四 溶接施行方法の種類
  - 五 溶接を行う者の氏名及びその者が行う溶接施行方法の範囲
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項について説明した書

(定期事業者検査の報告)

第三十条 法第五十一条の十第三項の原子力規制委員会規則で定めるとき(特定第一種廃棄物埋設施設に係るものに限る。)は、定期事業者検査(第二十六条第三項の規定を適用して行うものを除く。)を開始しようとするときとする。

2 法第五十一条の十第三項の報告を行おうとする者は、定期事業者検査が終了したときにあつては遅滞なく、前項に規定するときにあつては検査開始予定日の一月前まで(第二十七条第二項の一定の期間(以下この条において単に「一定の期間」という。))を定め、又は変更(一定の期間を短縮する場合を除く。))をした場合は三月前まで)に、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 特定第一種廃棄物埋設施設を設置した事業所の名称及び所在地

類を添付しなければならない。

一 溶接設備

二 溶接施行方法

三 溶接を行う者の知識及び技能

3 原子力規制委員会は、第一項の認可の申請に係る溶接の方法が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 溶接設備の種類及び容量が申請に係る溶接施行方法による溶接を行うのに適切であること。

二 溶接施行方法が溶接部の強度を確保するのに適切であること。

三 溶接を行う者がその行おうとする溶接施行方法による溶接について相当の知識及び技能を有すること。

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(輸入品の溶接検査)

第三十条 法第五十一条の九第四項の規定により溶接をした特定第一種廃棄物埋設施設であつて輸入したものの当該溶接について検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度

三 溶接施行工場の名称及び所在地

四 検査を受けようとする事項、期日及び場所

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 溶接の方法に関する説明書

二 検査を受けようとする容器又は管の構造図



- 三 検査の対象及び方法並びに期日
- 四 検査の実績又は予定の概要
- 3 第一項に規定するときにおける前項の報告書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。
- 一 定期事業者検査の計画
- 二 特定第一種廃棄物埋設施設及び第五十五条の施設管理~~（以下~~  
~~の項において単に「施設管理」という。）~~の重要度が高い系統について定量的に定める~~南東同条~~第三号の施設管理目標
- 三 第五十五条第四号の施設管理実施計画に係る次に掲げる事項
- イ 施設管理実施計画の始期（定期事業者検査を開始する日をいう。~~第五十五条第四号イにおいて同じ。~~）及び期間
- ロ 特定第一種廃棄物埋設施設の工事の方法及び時期
- ハ 特定第一種廃棄物埋設施設の点検、検査等（以下この号及び~~第五十五条第四号~~において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期
- ニ 特定第一種廃棄物埋設施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置
- 四 第二十七条第二項に規定する判定する方法に関すること（~~南東~~の一定の期間を含む。）
- 五 前回の定期事業者検査において提出した前三号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があった場合にあつては、その変更の内容を説明する書類
- 六 前回の定期事業者検査において提出した第二号又は第三号に掲げる事項を説明する書類に記載された事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類
- 七 前回の定期事業者検査において提出した第四号に掲げる事項を説明する書類に記載された事項の内容（一定の期間に係るものに限る。）を~~変更した~~に変更があった場合にあつては、第二十七条第三項各号に掲げる事項について記載した書類
- 前項第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該

- 三 溶接部の設計図
- 四 溶接（第二十五条第二号に掲げる容器又は管についての漏止め溶接を除く。）についての材料試験、非破壊試験（第二十七条第二号に掲げる溶接部に関するものに限る。）、機械試験（同条第三号に掲げる溶接部に関するものに限る。）及び耐圧試験又は漏えい試験（同条第四号に規定する溶接部に関するものに限る。）の結果に関する資料並びに溶接後熱処理の方法に関する説明書
- 3 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。
- 4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

- 「事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類を提出しなければならない。」
- 5 第三項第四号に掲げる事項のうち一定の期間を変更した場合にあつては、第二十七条第三項各号に掲げる事項について記載した書類を提出しなければならない。
- 6 第二項の報告書及び前二項の書類の提出部数は、正本一通とする。

第三十条の二から第三十一条第四十条まで 削除

(溶接検査実施要領書)

第三十条の二 原子力規制委員会は、第二十六条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第二十七条各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

2 原子力規制委員会は、前条第一項の申請書の提出を受けた場合には、法第五十一条の九第四項に規定する検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

(溶接検査合格証等)

第三十一条 原子力規制委員会は、法第五十一条の九第一項又は第四項の検査(特定第一種廃棄物埋設施設に係るものに限る。)を行い、合格と認めるときは、溶接検査合格証を交付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。

(施設定期検査を受ける特定第一種廃棄物埋設施設)

第三十二条 令第三十五条第一号の原子力規制委員会規則で定める廃棄物埋設地の附属施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 廃棄施設
- 二 非常用電源設備

(施設定期検査の申請)

第三十三条 法第五十一条の十第一項の検査(特定第一種廃棄物埋設施設に係るものに限る。以下「施設定期検査」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 第一種廃棄物埋設施設を設置した事業所の名称及び所在地
- 三 検査を受けようとする事項及び期日
- 2 前項の申請書に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。
- 3 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

(閉鎖措置計画又は廃止措置計画に係る施設定期検査を要する場合)

第三十四条 法第五十一条の十第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合(特定第一種廃棄物埋設施設に係るものに限る。)は、法第五十一条の二十四の二第一項の認可を受けた閉鎖措置計画に係る閉鎖措置の対象となる特定第一種廃棄物埋設施設又は法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた廃止措置計画に係る廃止措置の対象となる特定第一種廃棄物埋設施設内に放射性廃棄物が存在する場合とする。

2 前項の場合においては、施設定期検査は、次の各号に掲げる施設について行うものとする。

- 一 廃棄物受入施設
- 二 廃棄物取扱施設
- 三 放射線管理施設
- 四 廃棄施設
- 五 非常用電源設備

(施設定期検査の実施)  
第三十五条 法第五十一条の十第一項の原子力規制委員会規則で定める期間(第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)は、一年とする。

#### 第三十六条 削除

(施設定期検査実施要領書)

第三十七条 原子力規制委員会は、第三十三条第一項の申請書の提出を受けた場合には、令第三十五条第一号に規定する特定第一種廃棄物埋設施設の性能が法第五十一条の九の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査に関し、その検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

#### 第三十八条 削除

(施設定期検査合格証)

第三十九条 原子力規制委員会は、施設定期検査に合格したと認めるときは、施設定期検査合格証を交付する。

#### 第四十条 削除

(合併及び分割の認可の申請)

第四十一条 法第五十一条の十二第一項の合併又は分割の認可(第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署(新設分割の場合にあつては、署名)して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

(合併及び分割の認可の申請)

第四十一条 法第五十一条の十二第一項の合併又は分割の認可(第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署(新設分割の場合にあつては、署名)をして、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一〇六 略」

七 第一種廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

「一〇六 略」

七 第一種廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

八 「略」

3 「略」

(変更等の届出)

第四十二条 法第五十一条の五第二項、第五十一条の七第四項及び

第五十一条の十三第二項の規定による届出に係る書類(第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

2 「略」

(記録)

第四十四条 法第五十一条の十五の規定による記録(第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)は、事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一 「略」	「略」	「略」
二 第一種廃棄物埋設施設の施設		

「一〇六 同上」

「号を加える。」

2 「同上」

「一〇六 略 同上」

「号を加える。」

七 「同上」

3 「同上」

(変更等の届出)

第四十二条 法第五十一条の五第二項又は法第五十一条の十三第二項の規定による届出に係る書類(第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

2 「同上」

(記録)

第四十四条 法第五十一条の十五の規定による記録(第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)は、事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一 「同上」	「同上」	「同上」
二 特定第一種廃棄物埋設施設の		

管理（第五十五条に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録	イ 使用前確認の結果 確認の都	ロ 第五十五条第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 施設管理の実施の都	ハ 第五十五条第五号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 評価の都
	同一事項に関する次の確認のときまでの期間	施設管理を実施した第一種廃棄物埋設施設の解体又は廃棄をした後五年が経過するまでの期間（廃棄物埋設地に係る場合） <del>も</del> にあっては、第七項に定める期間）	評価を実施した第一種廃棄物埋設施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間
検査記録	イ 使用前検査の結果 検査の都	ロ 施設定期検査の結果 検査の都	ハ 第五十七条の規定による検査の結果 検査の都
	同一事項に関する次の検査のときまでの期間	同一事項に関する次の検査のときまでの期間	検査終了後五年が経過するまでの期間

イ 事故の発生及び復旧の日時	五 第一種廃棄物埋設施設の事故記録	「削る。」	「イ」を略	四 操作記録（法第五十一条の十五第二項の認可を受け、第七十九条第十項第五号の廃止措置期間性能維持施設が存在しない第一種廃棄物埋設施設に係るものを除く。）	「三・四」を略
「略」		「削る。」	「略」		「略」
「略」		「削る。」	「略」		「略」
イ 事故の発生及び復旧の時	六 「同上」	五 保守記録	「イ」を同上	四 捜査記録（法第五十一条の十五第二項の認可を受けた場合を除く。）	「三・四」を同上
「同上」		イ 第一種廃棄物埋設施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名	「同上」		「同上」
「同上」		ロ 第一種廃棄物埋設施設の修理の状況及びその担当者の氏名	「同上」	一年間（廃棄物埋設地に係る場合にあつては、第七項に定める期間）	「同上」

十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一	ロ	ニ	略
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	品質管理基準規則第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメント文書及び品質マネジメントに從つた計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

7 第一項の表第一号、第二号ロ、第三号ニ、又及びル、第五号、第六号ハ、第七号、第十号、第十二号並びに第十三号の記録の保存期間は、法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一	ロ	ニ	同上
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	第四十六条の品質保証計画に關しての文書及び品質保証計画に從つた計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]

7 第一項の表第一号、第三号ニ、又及びル、第五号ロ、第六号、第七号ハ、第八号、第十一号、第十三号並びに第十四号の記録の保存期間は、法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。



(品質マネジメントシステム)

第四十六条 法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、法第五十一条の二第一項又は第五十一条の五に基づき保安活動（第五十三条から第六十一条までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメントシステムの改善を継続して行わなければならない。

第四十七条から第五十二条まで 削除

(品質保証)

第四十六条 法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、保安規定に基づき品質保証計画を定め、これに基づき保安活動（第五十三条から第六十一条までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質保証計画の改善を継続して行わなければならない。

(品質保証計画)

第四十七条 品質保証計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 品質保証の実施に係る組織に関する事項
- 二 保安活動の計画に関する事項
- 三 保安活動の実施に関する事項
- 四 保安活動の評価に関する事項
- 五 保安活動の改善に関する事項

(品質保証の実施に係る組織)

第四十八条 品質保証の実施に係る組織は次のとおりとする。

- 一 第一種廃棄物埋設事業者（法人にあつてはその代表者）によって運営されていること。
- 二 品質保証に関する責任及び権限並びに業務が明確であること。
- 三 品質保証計画の策定、実施、評価及びその改善を継続的に行う仕組みを有していること。

(保安活動の計画)

第四十九条 品質保証計画における保安活動の計画に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 保安活動において産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格Q9000のプロセス及びそ

- の相互関係が明確にされていること。
- 二 保安活動の計画、実施、評価及び改善の各段階を踏まえて実施し、保安活動の改善を継続して行う仕組みとすること。
  - 三 外部から物品又は役務を調達する場合においては、その管理を適切に行う方法を定めること。
  - 四 保安のための重要度に応じて、実施すべき内容を定めること。
  - 五 保安活動に関する文書及び記録の適切な管理に関する手順を定めること。
  - 六 保安活動を実施する者に対する必要な教育及び訓練の体系を定めること。

(保安活動の実施)

第五十条 品質保証計画における保安活動の実施に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 保安活動を構成する個別の業務（以下「個別業務」という。）ごとに、次により行うこと。
- イ 個別業務の目標及び個別業務に関する要求事項を明確にし、個別業務の実施計画（以下この条において「実施計画」という。）を策定すること。
- ロ 個別業務の実施は、実施計画に基づき行うこと。この場合において、当該計画が要求事項を満たしていることを適切な段階で確認すること。
- ハ 実施計画を変更する場合は、変更内容を適切に管理すること。
- 二 外部から物品又は役務を調達する場合は、実施計画に適切な調達の実施に必要な事項（当該物品又は役務の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）を取得し、他の第一種廃棄物埋設事業者及び他の第二種廃棄物埋設事業者と共有するために必要な措置に関することを含む。）及びこれが確実に守られるよう管理する

方法を定めること。

三 個別業務が実施計画に定めた要求事項を満たしていることを確認するため、必要な検査及び試験を定めて行うこと。

四 保安のための重要度に応じて前号の検査及び試験を行う者を定めること。

五 要求事項に適合しない状態（以下「不適合」という。）が発生した場合は、これを適切に管理する方法を定めること。

（保安活動の評価）

第五十一条 品質保証計画における保安活動の評価に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一 保安活動の実施の状況について、必要な監視及び測定を計画的に行うこと。

二 保安活動が適切に行われていることを明確にするため、計画的に監査を行うこと。

三 前号の評価は、対象となる個別業務を実施した者以外の者により実施されること。

（保安活動の改善）

第五十二条 品質保証計画における保安活動の改善に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一 不適合に対する再発防止のために行う是正に関する処置に関する手順（第八十九条各号に掲げる事故故障等の事象その他が発生した根本的な原因を究明するために行う分析（以下「根本原因分析」という。）の手順を含む。）を確立して行うこと。

二 生じるおそれのある不適合を防止するための予防に関する処置（以下「予防処置」という。）に関する手順（根本原因分析の手順を含む。）を確立して行うこと。

三 予防処置に当たっては、自らの第一種廃棄物埋設施設における保安活動の実施によって得られた知見のみならず他の施

「条を削る。」

(第一種廃棄物埋設施設の施設管理)

**第五十五条** 法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、第一種廃棄物埋設施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理(以下「施設管理」という。)に関し、~~次の各号に掲げる措置を講じなければならない。~~

- 一 第一種廃棄物埋設施設が法第五十一条の二第一項又は第五十一条の五第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針(以下この条において「施設管理方針」という。)を定めること。ただし、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。
- 二 前号ただし書の場合においては、法第五十一条の二十五第二項若しくは同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された**第七十八条の二第九号第七十九条第十項第五号の廃止措置**期間性能維持施設に係る施設管理方針を定めること。
- 三 第一号又は前号の規定により定められた施設管理方針に従って達成すべき施設管理の目標(第一号の規定により定められた施設管理方針に係る施設管理の目標にあつては、第一種廃棄物埋設施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める目標を含む。以下この条項において「施設管理目標」とい

設から得られた知見を適切に反映すること。

四 前条の評価結果を適切に反映すること。

(作業手順書等の遵守)

**第五十二条の二** 法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書(以下「作業手順書等」という。)を定め、これらを遵守しなければならない。

(第一種廃棄物埋設施設の巡視及び点検)

**第五十五条** 法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、毎週一回以上、第一種廃棄物埋設施設の保全に従事する者に第一種廃棄物埋設施設について巡視及び点検を行わせなければならない。

- う。)を定めること。
- 四 施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画(以下この条項において「施設管理実施計画」という。)を策定し、当該計画に従って施設管理を実施すること。
- イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。
- ロ 第一種廃棄物埋設施設の設計及び工事に関すること。
- ハ 第一種廃棄物埋設施設の巡視(第一種廃棄物埋設施設の保全のために実施するものに限る。)に関すること。
- ニ ~~第一種廃棄物埋設施設の点検、検査等(以下この号において「点検等」という。)~~等の方法、実施頻度及び時期(第一種廃棄物埋設施設の操作中及び操作停止中の区別を含む(法第五十一条の二十五第二項の認可を受けたものを除く。))に関すること。
- ホ 第一種廃棄物埋設施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。
- ヘ 第一種廃棄物埋設施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。
- ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(品質管理基準規則第二条第二項第七号に規定する~~の~~未然防止処置を含む。)に関すること。
- チ 第一種廃棄物埋設施設の施設管理に関する記録に関すること。
- 五 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること。
- イ 施設管理方針及び施設管理目標にあつては、一定期間
- ロ 施設管理実施計画にあつては、前号イに規定する期間
- 六 前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画に反映すること。
- 七 第一種廃棄物埋設施設の操作を相当期間停止する場合その他第一種廃棄物埋設施設がその施設管理を行う観点から特別な状

態にある場合においては、当該第一種廃棄物埋設施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること

第五十七条 削除

（設計想定事象に係る第一種廃棄物埋設施設の保全に関する措置）  
第五十八条の二 法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、設計想定事象に関して、法第五十一条の二

（第一種廃棄物埋設施設の施設定期自主検査）

第五十七条

法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、次の各号（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は第一号を除く。）に掲げる検査に関する措置を採らなければならない。

一 令第三十五条第一号に規定する特定第一種廃棄物埋設施設（次号に規定するものを除く。）は、当該施設の性能が法第五十一条の九の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査を一年ごとに行うこと。

二 警報装置、非常用電源装置その他の非常用装置については、当該装置の各部分ごとの作動のための性能検査を一月ごとに、当該装置全体の作動のための総合検査を一年ごとに行うこと。

三 第一種廃棄物埋設施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器については、較正を一年ごとに行うこと。

2 法第五十一条の二十四の二第一項の認可を受けた第一種廃棄物埋設事業者は、当該認可若しくは同条第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された第一種廃棄物埋設施設の性能が維持されているかどうかについての検査を一年ごとに行われなければならない。

3 前項の規定は、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた第一種廃棄物埋設事業者について準用する。

「条を加える。」

第一項又は第五十一条の五第一項の許可を受けたところ（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けたものにあつては、当該認可を受けたところ）により、次に掲げる第一種廃棄物埋設施設の保全に関する措置を講じなければならない。

一 設計想定事象に係る第一種廃棄物埋設施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画（第一種廃棄物埋設施設を設置した事業所における火災に係る次に掲げる事項を含む。）を定めるとともに、当該計画の実行に必要な要員を配置し、当該計画に従つて必要な活動を行わせること。

イ 第一種廃棄物埋設施設を設置した事業所における可燃物の管理に関すること。

ロ 消防吏員への通報に関すること。

ハ 消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。

二 設計想定事象の発生時における第一種廃棄物埋設施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期に実施すること。

三 設計想定事象の発生時における第一種廃棄物埋設施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。

四 前三号に掲げるもののほか、設計想定事象の発生時における第一種廃棄物埋設施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

（廃棄物埋設地の附属施設に係る設備の操作）

第五十九条 法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、次の各号に掲げる廃棄物埋設地の附属施設に係る設備の操作に関する措置を講じなければならない。ただし、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

一 廃棄物埋設地の附属施設に係る設備の操作に必要な知識を有

（廃棄物埋設地の附属施設に係る設備の操作）

第五十九条 法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、次の各号に掲げる廃棄物埋設地の附属施設に係る設備の操作に関する措置を採らなければならない。ただし、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

「号を加える。」

する者に行わせること。

二 廃棄物埋設地の附属施設に係る設備の通常操作（廃棄物埋設地の附属施設に係る設備において計画的に行われる操作を行う。）を行うために必要な次の事項を定め、これを操作員その他の従業者に守らせること。

イ 操作の開始に先立って確認すべき事項、操作に必要な事項及び操作の停止後に確認すべき事項

ロ 操作員その他の従業者が廃棄物埋設地の附属施設に係る設備の状態に応じて定期的に又は必要に応じて確認すべき事項並びにその確認の方法及び確認の時期実施頻度又は頻度時期に関する事項

ハ 警報の発報その他の異状があった場合、次号の場合を除く。に操作員その他の従業者が講ずべき措置（次号の処置を除く。）に関する事項

三 非常の場合に講ずべき処置を定め、これを操作員その他の従業者に守らせること。

四 試験操作を行う場合には、その目的、方法、異常の際に講ずべき処置等を確認の上これを行わせること。

五 「略」

（事業所内における運搬）

第六十条 法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、第一種廃棄物埋設施設を設置した事業所内において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

「一〇九 略」

「二〇三 略」

4 第一種廃棄物埋設事業者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃

一 操作開始に先立って確認すべき事項、操作に必要な事項及び操作停止後に確認すべき事項を定め、これを操作員に守らせること。

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

二 非常の場合に採るべき処置を定め、これを操作員に守らせること。

三 換気設備、放射線測定器及び非常用設備は、常にこれらの機能を発揮できる状態に維持しておくこと。

四 試験操作を行う場合には、その目的、方法、異常の際に採るべき処置等を確認の上これを行わせること。

五 「同上」

（事業所内の運搬）

第六十条 法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、第一種廃棄物埋設施設を設置した事業所内の核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

「一〇九 同上」

「二〇三 同上」

4 第一種廃棄物埋設事業者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃



料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条の二まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を第一種廃棄物埋設施設を設置した~~場又は事業所~~において運搬することができる。

（事業所内）の廃棄

第六十一条 法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、第一種廃棄物埋設施設を設置した事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならぬ。

一 一〇四 略

（保安規定）

第六十三条 法第五十一条の十八第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者（第一種廃棄物埋設事業者に限る。）は、認可を受けようとする事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 「略」

二 品質マネジメントシステムに関する事（品質管理基準規則

第五号第四号に規定する手順書等（次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

三 「略」

四 「略」

料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を第一種廃棄物埋設施設を設置した事業所内において運搬することができる。

（事業所内の廃棄）

第六十一条 法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、第一種廃棄物埋設施設を設置した事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一 一〇四 同上

（保安規定）

第六十三条 「同上」

一 「同上」

二 安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関する事。

三 第一種廃棄物埋設施設の品質保証に関する事（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

四 「同上」

五 「同上」

- 五 第一種廃棄物埋設施設の操作及び管理を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの
- イ 「略」
- ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの
- 「(1)～(4) 略」
- (5) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。
- ハ 「略」
- 六 第一種廃棄物埋設地の附属施設の操作に関することであつて次に掲げるもの
- イ 第一種廃棄物埋設地の附属施設の操作を行う体制の整備に関すること。
- ロ 第一種廃棄物埋設地の附属施設の操作に当たつて確認すべき事項及び操作に必要な事項
- ハ 異状があつた場合の措置に関すること（第十二号に掲げるものを除く。）
- 七 「略」
- 八 「略」
- 九 「略」
- 十 「略」
- 「号を削る。」
- 十一 「号を削る。」
- 十二 放射性廃棄物の受入れ、運搬、廃棄その他の取扱い（事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。
- 十三 非常の場合に講ずべき処置に関すること。
- 十四 設計想定事象に係る第一種廃棄物埋設施設の保全に関する措置に関すること。
- 十五 「略」
- 十六 第一種廃棄物埋設施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することを含む。）。

- 六 第一種廃棄物埋設施設の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの
- イ 「同上」
- ロ 「同上」
- 「保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの」
- 「(1)～(4) 同上」
- (5) 非常の場合に採るべき処置に関すること。
- ハ 「同上」
- 七 保安上特に管理を必要とする設備の操作に関すること。
- 「号の細分を加える。」
- 「号の細分を加える。」
- 「号の細分を加える。」
- 「号の細分を加える。」
- 八 「同上」
- 九 「同上」
- 十 「同上」
- 十一 「同上」
- 十二 第一種廃棄物埋設施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること。
- 十三 第一種廃棄物埋設施設の施設定期自主検査に関すること。
- 十四 放射性廃棄物の受入れ、運搬、廃棄その他の取扱いに関すること。
- 十五 非常の場合に採るべき処置に関すること。
- 「号を加える。」
- 十六 「同上」
- 「号を加える。」

十六 〔略〕

十七 〔略〕

十八 不適合（品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第二十号において同じ。）が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。

十九 〔略〕

2 法第五十一条の二十四の二第一項又は第五十一条の二十五第二項の認可を受けようとする者（第一種廃棄物埋設事業者に限る。）は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする閉鎖措置計画に定められている閉鎖措置又は廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第五十一条の十八第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一 〔略〕

〔号を削る。〕

二 品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

三 閉鎖措置又は廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

四 〔略〕

五 〔略〕

六 閉鎖措置又は廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであって次に掲げるもの

〔イ〕ハ 略

七 〔略〕

八 〔略〕

十七 〔同上〕

十八 〔同上〕

十九 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。

二十 〔同上〕

2 法第五十一条の二十四の二第一項又は法第五十一条の二十五第二項の認可を受けようとする者（第一種廃棄物埋設事業者に限る。）は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする閉鎖措置計画に定められている閉鎖措置又は廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第五十一条の十八第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一 〔同上〕

二 安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

三 第一種廃棄物埋設施設の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

四 閉鎖措置又は廃止措置の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

五 〔同上〕

六 〔同上〕

七 閉鎖措置又は廃止措置の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであって次に掲げるもの

〔イ〕ハ 同上

八 〔同上〕

九 〔同上〕

- 九 〔略〕
- 十 〔略〕
- 十一 〔略〕
- 〔号を削る。〕
- 〔号を削る。〕

十二 放射性廃棄物の運搬、廃棄その他の取扱い（事業所の外において行う場合を含む。）に関する事

十三 非常の場合に講ずべき処置に関する事

十四 設計想定事象に係る第一種廃棄物埋設施設の保全に関する措置に関する事

十五 〔略〕

十六 〔略〕

十七 第一種廃棄物埋設施設の施設管理に関する事（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関する事を含む。）

十八 〔略〕

十九 〔略〕

二十 〔略〕

二十一 〔略〕

二十二 〔略〕

二十三 〔略〕

三・四 略

第六十四条 削除

十 〔同上〕

十一 〔同上〕

十二 〔同上〕

十三 第一種廃棄物埋設施設の施設定期自主検査に関する事

十四 第一種廃棄物埋設施設の巡視及び点検並びにこれに伴う処置に関する事

十五 放射性廃棄物の運搬、廃棄その他の取扱いに関する事

十六 非常の場合に採るべき処置に関する事

〔号を加える。〕

十七 〔同上〕

十八 〔同上〕

〔号を加える。〕

十九 〔同上〕

二十 〔同上〕

二十一 〔同上〕

二十二 〔同上〕

二十三 〔同上〕

三・四 同上

（保安規定の遵守状況の検査）

第六十四条 法第五十一条の第十八第五項の規定による検査（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、毎年四回行うものとする。ただし、法第五十一条の第二十五第二項の認可を受けた場合は、廃止措置の実施状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

2 前項の検査についての法第五十一条の第十八第六項において準用する法第十二条第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

一 事務所又は事業所への立入り

(廃棄物埋設地の譲受けの許可の申請)  
第六十五条 令第三十七条の譲受けの許可の申請書(第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)の記載については、次の各号によるものとする。

一・二 略

三 令第三十七条第七号の廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を~~は~~ついで記載すること。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一・五 略

六 廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

七 略

八 略

3 略

第六十八条 削除

二 帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査  
三 従業者その他関係者に対する質問  
四 核原料物質、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物  
その他の必要な試料の提出(試験のため必要な最小限度の量に限る。)をさせること。

(廃棄物埋設地の譲受けの許可の申請)  
第六十五条 「同上」

一・二 同上

「号を加える。」

2 「同上」

一・五 同上

「号を加える。」

六 同上

七 同上

3 略 同上

(核物質防護規定の遵守状況の検査)

第六十八条 法第五十一条の二十三第二項において準用する法第十二条の二第五項の規定による検査(第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)は、毎年一回行うものとする。

2 前項の検査についての法第五十一条の二十三第二項において準用する法第十二条の二第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

- 一 事務所又は事業所への立入り
- 二 帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査
- 三 従業員その他関係者に対する質問
- 四 特定核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

（閉鎖措置計画の認可の申請）  
第七十三条 「同上」

（閉鎖措置計画の認可の申請）  
第七十三条 法第五十一条の二十四の二第一項の規定により閉鎖措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について閉鎖措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

【一～四 略】

五 閉鎖措置期間中に性能を維持すべき特定第一種廃棄物埋設施設（以下この条において「閉鎖措置期間性能維持施設」という。）

六 閉鎖措置期間性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間

【七 略】

八 閉鎖措置に係る品質マネジメントシステム

九 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

【一～五 略】

六 閉鎖措置期間性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

【七・八 略】

九 閉鎖措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

【十 略】

三 「略」

（閉鎖措置計画の変更の認可の申請）

第七十四条 法第五十一条の二十四の二第三項において読み替えて

- 一 事務所又は事業所への立入り
- 二 帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査
- 三 従業員その他関係者に対する質問
- 四 特定核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

（閉鎖措置計画の認可の申請）  
第七十三条 「同上」

【一～四 同上】

【号を加える。】

【号を加える。】

【号を加える。】

【号を加える。】

【号を加える。】

【号を加える。】

【号を加える。】

【号を加える。】

【号を加える。】

【号を加える。】

【号を加える。】

【号を加える。】

【号を加える。】

【号を加える。】

【号を加える。】

【号を加える。】

【号を加える。】

【号を加える。】

【号を加える。】

【号を加える。】

【号を加える。】

（閉鎖措置計画の変更の認可の申請）  
第七十四条 「同上」法第五十一条の二十四の二第三項において準

準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一・二 略」

三 変更に係る前条第一項第三号から第八号までに掲げる事項

四 「略」

「2・3 略」

（閉鎖措置確認証）

第七十六条の二 原子力規制委員会は、原子力規制検査により、前条第一項の規定による申請に係る閉鎖措置が法第五十一条の二十四の二第一項の認可を受けた閉鎖措置計画（同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの）に従って行われていることについて確認をしたときは、閉鎖措置確認証を交付する。

（閉鎖措置計画の認可の基準）

第七十七条 法第五十一条の二十四の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 閉鎖措置の実施がは、法第五十一条の二第一項若しくは第五十一条の五第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであること。

二 「略」

（廃止措置の実施方針に定める事項）

第七十八条の二 法第五十一条の二十四の三第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

「一・八 略」

九 廃止措置期間中に性能を維持すべき特定第一種廃棄物埋設施設

用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一・二 同上」

三 変更に係る前条第一項第三号から第五号までに掲げる事項

四 「同上」

「2・3 同上」

「条を加える。」

（閉鎖措置計画の認可の基準）

第七十七条 法第五十一条の二十四の二第三項において準用する法第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 閉鎖措置の実施がは、許可申請書等に記載したところによるものであること。

二 「同上」

（廃止措置の実施方針に定める事項）

第七十八条の二 「同上」

「一・八 同上」

九 廃止措置期間中に機能を維持すべき第一種廃棄物埋設施設



設（第七十九条、第八十五条及び第八十八条の二において「廃止措置期間性能維持施設」という。）第七十九条第十項第五号の廃止措置期間性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

〔十・十一 略〕

十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

〔十三・十四 略〕

（廃止措置計画の認可の申請）

第七十九条 法第五十一条の二十五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者（第一種廃棄物埋設事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

〔一・二 略〕

三 廃止措置対象附属施設及びその敷地

四 〔略〕

五 廃止措置期間性能維持施設（以下この条、第八十五条及び第八十八条の二において「廃止措置期間性能維持施設」という。）

※特定第一種廃棄物埋設施設（以下この条、第八十五条及び第八十八条の二において「廃止措置期間性能維持施設」という。）

六 廃止措置期間性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間

七 〔略〕

八 〔略〕

九 〔略〕

十 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

〔一～五 略〕

びその性能並びにその性能を維持すべき期間

〔十・十一 同上〕

十二 廃止措置に係る品質保証計画

〔十三・十四 同上〕

（廃止措置計画の認可の申請）

第七十九条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 廃止措置の対象となる廃棄物埋設地の附属施設（以下「廃止措置対象附属施設」という。）及びその敷地

四 〔同上〕

五 〔号を加える。〕

六 〔号を加える。〕

七 〔同上〕

八 〔同上〕

九 〔同上〕

十 〔号を加える。〕

〔同上〕

〔一～五 同上〕



六 廃止措置期間性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

〔七・八 略〕

九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

十 〔略〕

3 〔略〕

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第八十条 法第五十一条の二十五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者（第一種廃棄物埋設事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

〔一・二 略〕

三 変更に係る前条第一項第三号から第十号までに掲げる事項

四 〔略〕

〔2・3 略〕

（廃止措置終了確認証）

第八十四条の二 原子力規制委員会は、原子力規制検査により、廃止措置の結果が前条各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、廃止措置終了確認証を交付する。

（旧廃棄事業者等の廃止措置計画の認可の申請）

第八十五条 法第五十一条の二十六第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者（第一種廃棄物埋設事業者に係る者に限る。）は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

〔一〜四 略〕

五 廃止措置期間性能維持施設

六 廃止措置期間性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその

六 廃止措置期間中に機能を維持すべき第一種廃棄物埋設施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

〔七・八 同上〕

九 品質保証計画に関する説明書

十 〔同上〕

3 〔同上〕

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第八十条 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者（第一種廃棄物埋設事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

〔一・二 同上〕

三 変更に係る前条第一項第三号から第七号までに掲げる事項

四 〔同上〕

〔2・3 同上〕

〔条を加える。〕

（旧廃棄事業者等の廃止措置計画の認可の申請）

第八十五条 〔同上〕

〔一〜四 同上〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

性能並びにその性能を維持すべき期間

七 〔略〕

八 〔略〕

九 〔略〕

十 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

一 一六 略

七 廃止措置期間性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

八・九 略

十 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

十一 略

3 〔略〕

（旧第一種廃棄物埋設廃棄事業者等に係る廃止措置対象附属施設についての定期事業者検査を要する場合の維持等）

第八十八条の二 法第五十一条の二十六第四項において読み替えて準用する法第二十二條の九第四項の原子力規制委員会規則で定める場合（第一種廃棄物埋設の事業者等に係るものに限る。）は、廃止措置対象附属施設に廃止措置期間性能維持施設が存在する場合とする。

2 前項の場合において、法第五十一条の九本文の規定は、廃止措置期間性能維持施設に限り、適用されるものとする。

3 前項第一項の場合において、定期事業者検査は、廃止措置期間性能維持施設について、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めて行うものとする。

（指定廃棄物埋設区域に関し記録すべき事項）

第八十八条の三 〔略〕

五 〔同上〕

六 〔同上〕

七 〔同上〕

〔号を加える。〕

2 〔同上〕

一 一六 同上

七 廃止措置期間中に機能を維持すべき第一種廃棄物埋設施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

八・九 同上

十 品質保証計画に関する説明書

十一 〔同上〕

3 〔同上〕

〔条を加える。〕

（指定廃棄物埋設区域に関し記録すべき事項）

第八十八条の二 〔同上〕

(指定に関する規定の準用)  
第八十八条の四 「略」

「条を削る。」

「条を削る。」

(電磁的記録媒体による手続)

第九十二条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。別記様式第三において同じ。）及び別記様式第三の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

〔一・二 略〕

### 三 前条第一項の報告書

〔様式を削る。〕

〔様式を削る。〕

〔様式を削る。〕

別記様式第3 (第92条関係)

〔略〕

(指定に関する規定の準用)  
第八十八条の三 「同上」

(身分を示す証明書)

第九十二条 第一種廃棄物施設事業者に対する検査について、法第五十一条の十八第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第三によるものとし、法第五十一条の二十三第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第四によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、別記様式第五によるものとする。

(人の出入り等の管理が行われている区域)

第九十三条 令別表第二の五の項の原子力規制委員会規則で定める区域は、第二条第二項第三号に規定する管理区域とする。

(電磁的記録媒体による手続)

第九十四条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び別記様式第六の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

〔一・二 同上〕

### 三 第九十一条第一項の報告書

別記様式第3 (第92条関係)

〔略〕

別記様式第4 (第92条関係)

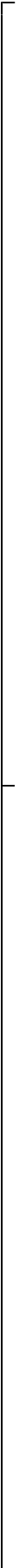
〔略〕

別記様式第5 (第92条関係)

〔略〕

別記様式第6 (第94条関係)

〔同上〕



別表第十八 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>(定義)            第一条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〇六 略」</p> <p>七 空气中濃度限度 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）第十四条第四号、核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）第二条の十一の十二第四号、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）第七条の八第四号、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）第十六条第四号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第九十条第四号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）第十九条第四号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）第三十三条第四号、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十二号）第三十五条第四号、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）第八十五条第四号及び核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）第六十一条第四号の原子力規制委員会が定める濃度限度をいう。</p> <p>八 水中濃度限度 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十四条第七号、核燃料物質の使用等に関する</p>	<p>(定義)            第一条 <b>【同上】</b></p> <p>「一〇六 同上」</p> <p>七 空气中濃度限度 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）第十四条第四号、核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）第二条の五第二十八号イ及び第二条の十一の九第四号、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）第七条の八第四号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第九十条第四号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）第十九条第四号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）第三十三条第四号、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十二号）第三十五条第四号、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）第八十五条第四号並びに核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）第六十一条第四号の原子力規制委員会が定める濃度限度に係るものをいう。</p> <p>八 水中濃度限度 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十四条第七号、核燃料物質の使用等に関する</p>

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>2 「略」</p> <p>九 原子炉制御室 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号）第三十八条第一項、試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則（令和〇年原子力規制委員会規則第〇号）第三十条第一項（第五十二条、第五十九条及び第七十条において準用する場合を含む。）及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十号）第三十七条第一項に規定する原子炉制御室をいう。</p> <p>十 制御室 再処理施設の技術基準に関する規則（令和〇年原子力規制委員会規則第〇号）第二十三条第一項に規定する制御室をいう。</p>
	<p>2 「同上」</p> <p>九 原子炉制御室 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号）第三十八条第一項、試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十一号）第二十四条第一項（第四十一条、第四十一条の八及び第五十一条において準用する場合を含む。）及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十号）第三十七条第一項に規定する原子炉制御室をいう。</p> <p>十 制御室 再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十二号）第十五条第一項に規定する制御室をいう。</p>



別表第十九 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）及び核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）において使用する用語の例による。</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一   「使用前検査対象施設」とは、使用施設等のうち、法第五十条の二第一項の規定により使用者が検査を行わなければならないものをいう。</p> <p>二   「設計評価事故」とは、操作上の過失、機械若しくは装置の故障又は地震、火災、爆発その他の災害により発生する事故であつて、公衆に放射性物質又は放射線による影響を及ぼすおそれがあるものとして安全設計上想定すべきものをいう。</p> <p>三   「安全機能」とは、使用施設等の通常時又は設計評価事故時において、使用施設等の安全性を確保するために必要な機能を含む。</p> <p>四   「安全上重要な施設」とは、使用施設等のうち、安全機能の喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計評価事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が使用施設等を設置する工場又は事業所（以下「工場等」という。）の外へ放出されることを抑制し、又は防止するものをいう。</p> <p>五   「多様性」とは、同一の機能を有する二以上の系統又は機器が、想定される環境条件において、これらの構造、動作原理その他の性質が異なることにより、共通要因（二以上の系統又は</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 <del>「南上」</del>この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）及び核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）において使用する用語の例による。</p> <p>2 この規則において「施設検査対象施設」とは、使用施設等のうち、法第五十条の二第一項の規定により検査を受けなければならないものをいう。</p> <p>「各号を加える。」</p>

機器に同時に影響を及ぼすことによりその機能を失わせる要因をいう。)又は従属要因(単一の原因によつて確実に系統又は機器に故障を発生させることとなる要因をいう。第十六条第二項において同じ。)によつて同時にその機能が損なわれな

いことをいう。

(火災等による損傷の防止)

第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれな

いよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならな

い。〔略〕  
2 使用前検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損な

なれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備(以下「消火設備」という。)及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければなら

ない。  
3 〔略〕

(自然現象による影響の考慮)  
第六条 使用施設等(使用前検査対象施設を除く。)は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければなら

ない。

(核燃料物質の臨界防止)

第七条 使用前検査対象施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう

にするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければなら

ない。  
2 使用前検査対象施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければなら

ない。

(使用前検査対象施設の地盤)  
第八条 使用前検査対象施設は、次条第二項の規定により算定する

(火災等による損傷の防止)

第四条 〔同上〕

2 施設検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損な

われないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備(以下「消火設備」という。)及び早期に火災発生を感知する設備を設

けなければなら

ない。  
3 〔同上〕

(自然現象による影響の考慮)

第六条 使用施設等(施設検査対象施設を除く。)は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければなら

ない。

(核燃料物質の臨界防止)

第七条 施設検査対象施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう

にするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければなら

ない。  
2 施設検査対象施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければなら

ない。

(施設検査対象施設の地盤)  
第八条 施設検査対象施設は、次条第二項の規定により算定する地



地震力（安全機能を有する使用前検査対象施設使用施設等のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下この条及び次条において「耐震重要施設」という。）にあっては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該使用前検査対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。

〔2・3 略〕

（地震による損傷の防止）

第九条 使用前検査対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。

2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある使用前検査対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。

〔3・4 略〕

（津波による損傷の防止）

第十条 使用前検査対象施設は、その供用中に当該使用前検査対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

（外部からの衝撃による損傷の防止）

第十一条 使用前検査対象施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。

2 「略」

3 使用前検査対象施設は、工場等内又はその周辺において想定される当該使用前検査対象施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。

地震力（安全機能を有する施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下「耐震重要施設」という。）にあっては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該施設検査対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。

〔2・3 同上〕

（地震による損傷の防止）

第九条 施設検査対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。

2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある施設検査対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。

〔3・4 同上〕

（津波による損傷の防止）

第十条 施設検査対象施設は、その供用中に当該施設検査対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

（外部からの衝撃による損傷の防止）

第十一条 施設検査対象施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。

2 「同上」

3 施設検査対象施設は、工場若しくは事業所（以下「工場等」という。）内又はその周辺において想定される当該施設検査対象施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損

なわなないものでなければならぬ。

(使用前検査対象施設への人の不法な侵入等の防止)

第十二条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、使用前検査対象施設への人の不法な侵入、使用前検査対象施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。

2 使用前検査対象施設が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するための設備を設けなければならない。

(溢水による損傷の防止)

第十三条 使用前検査対象施設は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわなないものでなければならぬ。

(化学薬品の漏えいによる損傷の防止)

第十四条 使用前検査対象施設は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわなないものでなければならぬ。

(飛散物による損傷の防止)

第十五条 使用前検査対象施設は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわなないものでなければならぬ。

(重要度に応じた安全機能の確保)

第十六条 使用前検査対象施設は、その安全機能の重要度に応じて

(施設検査対象施設への人の不法な侵入等の防止)

第十二条 施設検査対象施設が設置される工場等には、施設検査対象施設への人の不法な侵入、施設検査対象施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。

2 施設検査対象施設が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するための設備を設けなければならない。

(溢水による損傷の防止)

第十三条 施設検査対象施設は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわなないものでなければならぬ。

(化学薬品の漏えいによる損傷の防止)

第十四条 施設検査対象施設は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわなないものでなければならぬ。

(飛散物による損傷の防止)

第十五条 施設検査対象施設は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわなないものでなければならぬ。

(重要度に応じた安全機能の確保)

第十六条 施設検査対象施設は、その安全機能の重要度に応じて、

、その機能が確保されたものでなければならない。

2 「略」

(環境条件を考慮した設計)

第十七条 使用前検査対象施設は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。

(検査等を考慮した設計)

第十八条 使用前検査対象施設は、当該使用前検査対象施設の安全機能を確保するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。

(使用前検査対象施設の共用)

第十九条 使用前検査対象施設は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、使用前検査対象施設の安全性を損なわないものでなければならない。

(誤操作の防止)

第二十条 使用前検査対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。

2 「略」

(安全避難通路等)

第二十一条 使用前検査対象施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

「一」三 略」

(設計評価事故時の放射線障害の防止)

第二十二条 使用前検査対象施設は、設計評価事故時において、周辺監視区域の外の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければ

その機能が確保されたものでなければならない。

2 「略同上」

(環境条件を考慮した設計)

第十七条 施設検査対象施設は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。

(検査等を考慮した設計)

第十八条 施設検査対象施設は、当該施設検査対象施設の安全機能を確保するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。

(施設検査対象施設の共用)

第十九条 施設検査対象施設は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、施設検査対象施設の安全性を損なわないものでなければならない。

(誤操作の防止)

第二十条 施設検査対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。

2 「同上」

(安全避難通路等)

第二十一条 施設検査対象施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

「一」三 同上」

(設計評価事故時の放射線障害の防止)

第二十二条 施設検査対象施設は、設計評価事故時において、周辺監視区域の外の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければ

ならない。

(監視設備)

第二十六条 使用前検査対象施設には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、当該使用前検査対象施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。

(非常用電源設備)

第二十七条 使用前検査対象施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他当該使用前検査対象施設の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。

(通信連絡設備等)

第二十八条 使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。

2 施設検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。

3 「略」

(多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止)

第二十九条 使用前検査対象施設は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、当該使用前検査対象施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、

らない。

(監視設備)

第二十六条 施設検査対象施設には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、当該施設検査対象施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。

(非常用電源設備)

第二十七条 施設検査対象施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他当該施設検査対象施設の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。

(通信連絡設備等)

第二十八条 施設検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。

2 施設検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。

3 「同上」

(多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止)

第二十九条 施設検査対象施設は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、当該施設検査対象施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、

て、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならぬ。

当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならぬ。

○内閣府令  
原子力規制委員会規則 第 号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行に伴い、及び原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第七条第一項の規定に基づき、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する

命令の一部を改正する命令

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令

（平成二十四年 文部科学省 経済産業省 令第四号）の一部を別表により改正する。この場合において、改正前欄に掲げる

規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めるものとする。

## 附 則

この命令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

※官報掲載時は【別表】の体裁による新旧対照表を挿入

別表 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>(原子力事業者防災業務計画)            第二条 「1、4 略」</p> <p>5 原子力事業者防災業務計画は、核燃料物質(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第百六十六号)第二条第二項に規定する核燃料物質をいい、同条第十項に規定する使用済燃料を含む。以下同じ。)又は核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含む。以下同じ。)の取扱いを開始する日の六月前までに作成しなければならない。</p> <p>6 「略」</p> <p>(原子力防災資機材)            第四条 「1、3 略」</p> <p>4 第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣及び原子力規制委員会は、法第二条第三号の規定による指定を令第一条第四項第二号の規定により取り消された者(法第二条第三号ロ及びへに掲げる者に限る。)が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を運搬する場合において、原子力災害が発生する蓋然性が低いと認められるときは、当該者の申請に基づき、第一項の表の三の項口中「四台」とあるのは「二台」と、同項ハ中「二台」とあるのは「一台」と、同項ヘ中「四台」とあるのは「二台」と、同項ト中「二台」とあるのは「一台」と、同項チ中「原子力防災要員の数」とあるのは「原子力防災要員の数の半数(当該原子力防災要員の数が奇数である場合には、その二分の一の数に生じた端数を切り捨てた数)」とすることができる。</p>	<p>(原子力事業者防災業務計画)            第二条 「1、4 同上」</p> <p>5 原子力事業者防災業務計画は、当該原子力事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第百六十六号)第二条第一項、第三十七条第一項、第四十三条の三の二十四第一項、第四十三条の二十第一項、第五十条第一項、第五十一条の十八第一項又は第五十七条第一項の規定に基づく保安規定の認可の申請書を提出する日までに作成しなければならない。</p> <p>6 「同上」</p> <p>(原子力防災資機材)            第四条 「1、3 同上」</p> <p>4 第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣及び原子力規制委員会は、法第二条第三号の規定による指定を令第一条第四項第二号の規定により取り消された者(法第二条第三号ロ及びへに掲げる者に限る。)が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含む。以下同じ。)を運搬する場合において、原子力災害が発生する蓋然性が低いと認められるときは、当該者の申請に基づき、第一項の表の三の項口中「四台」とあるのは「二台」と、同項ハ中「二台」とあるのは「一台」と、同項ヘ中「四台」とあるのは「二台」と、同項ト中「二台」とあるのは「一台」と、同項チ中「原子力防災要員の数」とあるのは「原子力防災要員の数の半数(当該原子力防災要員の数が奇数である場合には、その二分の一の数に生じた端数を切り捨てた数)」とすることができる。</p>



[5・6 略]

別記様式第3 (第5条関係)

放射線測定設備現況届出書

[略]

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
2 [略]

別記様式第5 (第6条関係)

(表面)

[略]

(裏面)

原子力災害対策特別措置法 (抄)  
第32条 [略]  
第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の  
罰金 に処する。  
六 [略]

備考 [1・2 略]

別記様式第6 (第7条関係)

電磁的記録媒体提出票

[5・6 同左]

別記様式第3 (第5条関係)

放射線測定設備現況届出書

[同左]

備考1 この用紙の大きさは日本産業規格A4とする。  
2 [同左]

別記様式第5 (第6条関係)

(表面)

[同左]

(裏面)

原子力災害対策特別措置法 (抄)  
第32条 [同左]  
第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の  
罰金 に処する。  
六 [同左]

備考 [1・2 同左]

別記様式第6 (第7条関係)

電磁的記録媒体提出票

【略】

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。  
【2～4 略】

【同左】

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。  
【2～4 同左】

備考 表中の「」の記載は注記である。

(案)

改正 令和 年 月 日 原規規発第 号 原子力規制委員会決定

令和 年 月 日

原子力規制委員会

研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈等の一部改正について

次の各号に掲げる規程の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

- (1) 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（原管P発第1306193号） 別表第1
- (2) 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準（原管P発第1306196号） 別表第2
- (3) 試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準（原規研発第1311273号） 別表第3
- (4) 加工施設における保安規定の審査基準（原管研発第1311274号） 別表第4
- (5) 使用済燃料貯蔵施設における保安規定の審査基準（原管廃発第1311274号） 別表第5
- (6) 使用施設等における保安規定の審査基準（原規研発第1311275号） 別表第6
- (7) 再処理施設における保安規定の審査基準（原管研発第1311278号） 別表第7
- (8) 第二種廃棄物埋設事業に係る廃棄物埋設施設における保安規定の審査基準（原管廃発第1311278号） 別表第8
- (9) 廃棄物管理施設における保安規定の審査基準（原管廃発第13112712号） 別表第9
- (10) 廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準（原管廃発第13112714号） 別表第10

附 則

この規程は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）第3条の規定の施行の日（令和2年4月1日）から施行する。

別表第1 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第23条 (炉心等)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第2項に規定する「その他の燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物に加わる負荷」には、燃料体における核分裂生成物質の蓄積による燃料被覆管の内圧上昇及び熱応力等の荷重を含む。</p> <p>3 第1項から第3項の燃料体の物理的性質、化学的性質及び強度等については「燃料体に関する要求事項 (別記-2)」によること。</p>	<p>第22条 (炉心等)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第2項における「その他の燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物に加わる負荷」には、燃料体における核分裂生成物質の蓄積による燃料被覆管の内圧上昇、熱応力等の荷重を含むものとする。</p> <p>(新設)</p>
<p>(別記-2として、別添の内容を加える。)</p>	

## 燃料体に関する要求事項

技術基準規則第22条第1項の規定に対応する燃料体に関する要求事項については、以下のとおりとする。この場合において、以下の規定は、法第43条の3の11第2項に定める使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。

## 1. 二酸化ウラン燃料材

二酸化ウラン燃料材は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

- (1) 高速増殖炉以外の発電用原子炉に用いる場合にあっては、次の表の上欄に掲げる元素を含有する場合における当該元素の含有量のウランの含有量に対する百分率の値は、それぞれ同表の下欄に掲げる値であること。

炭素	0.010 以下
ふっ素	0.0015 以下
水素	0.0002 以下
窒素	0.0075 以下

- (2) 高速増殖炉に用いる場合にあっては、当該燃料体に含まれる不純物の含有量の全重量に対する百分率の値は、実用上差し支えないものであること。
- (3) ウラン 235 の含有量のウランの含有量に対する百分率の値の偏差は、著しく大きくないこと。
- (4) ペレット型燃料多剤にあっては、ペレットが次に適合すること。
- ① 各部分の寸法の偏差は、著しく大きくないこと。
  - ② 密度の偏差は、著しく大きくないこと。
  - ③ 表面に割れ、傷等で有害なものがないこと。
  - ④ 表面に油脂、酸化物等で有害な付着物がないこと。
- (5) ガドリニウムを添加していないものにあつては次に適合すること
- ① ウランの含有量の全重量に対する百分率の値は、87.7 以上であること。
  - ② 酸素の原子数のウランの原子数に対する比率の値は、1.99 以上 2.02 以下であること。
- (6) ガドリニウムを添加したものにあつては、次に適合すること。
- ① ウランの含有量の全重量に対する百分率の値は、実用上差し支えないものであること。
  - ② 酸素の原子数のウランの原子数に対する比率の値は、実用上差し支えないものであること。
  - ③ ガドリニウムの含有量の全重量に対する百分率の値の偏差は、著しく大きくないこと。
  - ④ ガドリニウムの均一度は、実用上差し支えないものであること。

## 2. ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料材

ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料材は、次のいずれにも適合するものでなければならない。

- (1) 各元素の含有量の全重量に対する百分率の値の偏差は、著しく大きくないこと。
- (2) 酸素の原子数のウラン及びプルトニウムの原子数の合計に対する比率の値は、実用上差し支えないものであること。
- (3) ウラン 235、プルトニウム 239 及びプルトニウム 241 の含有量の合計のウラン及びプルトニウ

ムの含有量の合計に対する百分率の値の偏差は、著しく大きくないこと。

- (4) プルトニウムの均一度は、実用上差し支えがないものであること。
- (5) ペレット型燃料材にあつては、ペレットが次に適合すること。
  - ① 各部分の寸法の偏差は、著しく大きくないこと。
  - ② 密度の偏差は、著しく大きくないこと。
  - ③ 表面に割れ、傷等で有害なものがないこと。
  - ④ 表面に油脂、酸化物等で有害な付着物がないこと。

### 3. ジルコニウム合金燃料被覆材

ジルコニウム合金燃料被覆材は、次のいずれにも適合するものでなければならない。

- (1) 各部分の寸法の偏差は、著しく大きくないこと。
- (2) 被覆材の軸は、著しく湾曲していないこと。
- (3) 各元素の含有量の全重量に対する百分率の値は、日本産業規格 H4751 (2016)「ジルコニウム合金管」の「4 品質」の表 2 及び表 3 に規定する値であること。
- (4) 日本産業規格 H4751 (2016)「ジルコニウム合金管」の「附属書 3 水素化物方位試験方法」又はこれと同等の方法によって水素化物方位試験を行ったとき、水素化物方向性係数が 0.45 を超えないこと。
- (5) 日本産業規格 H4751 (2016)「ジルコニウム合金管」の「附属書 4 超音波探傷試験方法」又はこれと同等の方法によって超音波探傷試験を行ったとき、対比試験片の人工傷からの欠陥信号と同等以上の欠陥信号がないこと。
- (6) 表面に割れ、傷等で有害なものがないこと。
- (7) 表面に油脂、酸化物等で有害な付着物がないこと。
- (8) 表面の粗さの程度は、実用上差し支えがないものであること。
- (9) 日本産業規格 H4751 (2016)「ジルコニウム合金管」の「附属書 2 腐食試験方法」又はこれと同等の方法によって腐食試験を行ったとき、表面に著しい白色又は褐色の酸化物が付着せず、かつ、腐食質量増加が 3 日間で 22mg/dm 以下又は 14 日間で 38mg/dm<sup>2</sup> 以下であること。
- (10) 再結晶焼きなましを行ったものにあつては、次に適合すること。
  - ① 日本産業規格 H4751 (2016)「ジルコニウム合金管」の「附属書 1 結晶粒度試験方法」又はこれと同等の方法によって結晶粒度試験を行ったとき、結晶粒度が結晶粒度番号 7 同等又はそれより細かいこと。
  - ② 日本産業規格 Z2241 (2011)「金属材料引張試験方法」又はこれと同等の方法によって引張試験を行ったとき、引張強さ、耐力及び伸びが日本産業規格 H4751 (2016)「ジルコニウム合金管」の「4 品質」の表 4 に規定する値であること。
- (11) 応力除去焼きなましを行ったものにあつては、日本産業規格 Z2241 (2011)「金属材料引張試験方法」又はこれと同等の方法によって引張試験を行ったとき、引張強さ、耐力及び伸びが必要な値であること。

### 4. ステンレス鋼燃料被覆材

ステンレス鋼燃料被覆材は、次のいずれにも適合するものでなければならない。

- (1) 各部分の寸法の偏差は、著しく大きくないこと。
- (2) 被覆材の軸は、著しく湾曲していないこと。
- (3) 次の表の上欄に掲げる元素を含有する場合における当該元素の含有量の全重量に対する百分率の値は、それぞれ同表の下欄に掲げる値であること。

炭素	0.08 以下
けい素	1.00 以下
マンガン	2.00 以下
リン	0.040 以下
硫黄	0.030 以下
ニッケル	10.00 以上 14.00 以下
クロム	16.00 以上 18.00 以下
モリブデン	2.00 以上 3.00 以下

- (4) ニオブ、チタン及びホウ素の含有量の全重量に対する百分率の値は、それぞれ実用上差し支えないものであること。
- (5) 日本産業規格 Z2344 (1993)「金属材料のパルス反射法による超音波探傷試験方法通則」又はこれと同等の方法によって超音波探傷試験を行ったとき、対比試験片の人工傷からの欠陥信号と同等以上の欠陥信号がないこと。
- (6) 表面に割れ、傷等で有害なものがないこと。
- (7) 表面に油脂、酸化物等で有害な付着物がないこと。
- (8) 表面の粗さの程度は、実用上差し支えないものであること。
- (9) 結晶粒度は、実用上差し支えないものであること。
- (10) 日本産業規格 Z2241 (2011)「金属材料引張試験方法」又はこれと同等の方法によって引張試験を行ったとき、引張強さ、耐力及び伸びが必要な値であること。

#### 5. ジルコニウム合金端栓

- (1) 再結晶焼きなましを行ったジルコニウム合金端栓は、日本産業規格 Z2241 (2011)「金属材料引張試験方法」又はこれと同等の方法によって次の表の上欄に掲げるいずれかの試験温度において引張試験を行ったとき、引張強さ、耐力及び伸びが同欄に掲げる試験温度の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値であるものでなければならない。

温度	引張試験		
	引張強さ (N/mm <sup>2</sup> )	耐力 (N/mm <sup>2</sup> )	伸び (%)
10℃以上 35℃以下	415 以上	240 以上	14 以上
316℃	215 以上	105 以上	24 以上

- (2) 応力除去焼き鈍しを行ったジルコニウム合金端栓は、日本産業規格 Z2241 (2011)「金属材料引張試験方法」又はこれと同等の方法によって引張試験を行ったとき、引張強さ、耐力及び伸びが必要な値であること。
- (3) 前記 2. の規定はジルコニウム合金端栓に準用する。ただし、第六条第三号の日本産業規格 H4751(2016)「ジルコニウム合金管」の「4 品質」の表 3 に掲げるニオブ及びカルシウムを除く。

#### 6. ステンレス鋼端栓

前記 4. (2)、(5)、(8)及び(9)を除く。) の規定は、ステンレス鋼端栓に準用する。

#### 7. その他の部品

燃料材、燃料被覆材、端栓以外の燃料体の部品は、次のいずれにも適合するものでなければならない。

- (1) 各部分の寸法の偏差は、著しく大きくないこと。
- (2) 表面に割れ、傷等で有害なものがないこと。
- (3) 表面に油脂、酸化物等で有害な付着物がないこと。
- (4) 支持格子、上部支持板、下部支持板、ワイヤスペーサ、ラップ管、ハンドリングヘッド及びエントランスノズルにあつては、次に適合すること
  - ① 各元素の含有量の全重量に対する百分率の値の偏差は、著しく大きくないこと。
  - ② 日本産業規格 Z2241 (2011)「金属材料引張試験方法」又はこれと同等の方法によって引張試験を行ったとき、引張強さ、耐力及び伸びが必要な値であること。

#### 8. 燃料要素

燃料要素は、次のいずれにも適合するものでなければならない。

- (1) 各部分の寸法の偏差は、著しく大きくないこと。
- (2) 燃料要素の軸は、著しく湾曲していないこと。
- (3) 表面に割れ、傷等で有害なものがないこと。
- (4) 表面に油脂、酸化物等で有害な付着物がないこと。
- (5) 日本産業規格 Z4504(2008)「放射線表面汚染の測定方法－β線放出核種（最大エネルギー 0.15MeV 以上）及びα線放出核種」における間接測定法又はこれと同等の方法によって測定したとき、表面に付着している核燃料物質の量が  $0.00004\text{Bq}/\text{mm}^2$  を超えないこと。
- (6) ヘリウム漏えい試験を行ったとき、漏えい量が 1 億分の  $304\text{MPa}\cdot\text{mm}^3/\text{s}$  を超えないこと。
- (7) 溶接部にブローホール、アンダーカット等で有害なものがないこと。
- (8) 部品の欠如がないこと。

#### 9. 燃料体

燃料要素の集合体である燃料体は、次のいずれにも適合するものでなければならない。

- (1) 各部分の寸法の偏差は、著しく大きくないこと。
- (2) 表面に割れ、傷等で有害なものがないこと。
- (3) 表面に油脂、酸化物等で有害な付着物がないこと。
- (4) 部品の欠如がないこと。



別表第2 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準 新旧対照表 (案)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>発電用原子炉設置者は、核原料物質、核燃料物質及び<u>原子炉</u>の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき、<u>工場又は事業所</u>ごとに保安規定を定め、<u>発電用原子炉施設の設置の工事に着手する前に原子力規制委員会</u>の認可を受けることが義務付けられている。</p> <p>これを受け、認可を受けようとする発電用原子炉設置者は、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成12年総理府令第122号。以下「研開炉規則」という。）第87条第1項各号において規定されている<u>事項</u>について定め、申請書を提出することが求められている。</p> <p>申請書を受理した原子力規制委員会は、発電用原子炉設置者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第43条の3の24第2項に定める認可要件である</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>原子炉等規制法第43条の3の5第1項若しくは第43条の3の8第1項の許可を受けたところ又は同条第3項若しくは第4項前段の規定により届け出たところによるものでないと認められないこと</u></li> <li>・<u>核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものと認められないこと</u></li> </ul>	<p>発電用原子炉設置者は、核原料物質、核燃料物質及び<u>発電用原子炉</u>の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき、<u>事業所</u>ごとに保安規定を定め、<u>原子力規制委員会</u>の認可を受けることが義務付けられている。</p> <p>これを受け、認可を受けようとする発電用原子炉設置者は、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号。以下「研開炉規則」という。）第87条第1項において規定されている<u>各項目</u>について定め、申請書を提出することが求められている。</p> <p>申請書を受理した原子力規制委員会は、発電用原子炉設置者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第43条の3の24第2項に定める認可要件である「<u>核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないと認められない</u>」ことを確認するための審査を行うこととしている。</p>

を確認するための審査を行うこととしている。

したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。

ただし、研開炉規則第87条第1項各号において定められている事項の中には、設置の工事に着手する段階で定めることが困難であり、かつ、これらをその段階で定めていなくても災害の防止上支障がない事項が存在することから、核燃料物質を初めて工場若しくは事業所に搬入又は原子炉に装荷するまでの間において適用される保安規定の審査に当たっては、これらの事項を定める時期が設定されていること及びその時期までにこれらの事項を定めることにより、災害の防止上支障がないものと認められることを審査において確認することとする。

研開炉規則第87条第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制

1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。

2. (略)

したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。

(新設)

研開炉規則第87条第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制

○ 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守し、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。

○ (略)

<p>(削る)</p>	<p><u>研開炉規則第 8 7 条第 1 項第 2 号</u> <u>安全文化醸成のための体制</u></p> <p>○ <u>安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</u></p> <p>○ <u>保安の確保を最優先する価値観を組織の中で形成し、維持し、強化していく当該組織としての文化を継続的に醸成するための体制を確実に構築することが明確となっていること。</u></p>
<p><u>研開炉規則第 8 7 条第 1 項第 2 号</u> <u>品質マネジメントシステム</u></p> <p>1. <u>品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 5 第 1 項又は第 4 3 条の 3 の 8 第 1 項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和 2 年原子力規制委員会規則第 2 号）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第 1 9 1 2 2 5 7 号－2（令和元年 1 2 月 2 5 日））を踏まえて定められていること。</u></p> <p>2. <u>具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位</u></p>	<p><u>研開炉規則第 8 7 条第 1 項第 3 号</u> <u>発電用原子炉施設の品質保証</u></p> <p>○ <u>「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 7 条の 3 から第 7 条の 3 の 7 及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第 2 6 条の 2 から第 2 6 条の 2 の 7 の要求事項に対する社団法人日本電気協会電気技術規程「原子力発電所における安全のための品質保証規程（J E A C 4 1 1 1 - 2 0 0 9）」の取扱いについて（内規）」（平成 2 1 ・ 0 9 ・ 1 4 原院第 1 号（平成 2 1 年 1 0 月 1 6 日原子力安全・保安院制定（N I S A - 1 6 5 c - 0 9 - 1、N I S A - 1 9 6 c - 0 9 - 3）））において認められた J E A C 4 1 1 1 - 2 0 0 9 又はそれと同等の規格に基づく品質保証計画が定められていること。</u></p> <p>○ <u>品質保証に関する記載内容については、「原子力発電所の保安規定における品質保証に関する記載について」（平成 1 6 ・ 0 3 ・ 0</u></p>

置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。

3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。

4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。

(削る)

(削る)

4原院第3号(平成16年3月22日原子力安全・保安院制定(NISA-165a-04-3))を参考として記載していること。

(新設)

○ 作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、研開炉規則第71条に規定された要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といった品質保証に係る文書の階層的な体系の中で、その位置付けが明確にされていること。

○ 発電用原子炉施設の定期的な評価に関することについては、「実用発電用原子炉施設における定期安全レビューの実施について」(平成20・08・28原院第8号(平成20年8月29日原子力安全・保安院制定(NISA-167a-08-1)))を参考に、研開炉規則第72条に規定された発電用原子炉施設の定期的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。

○ 発電用原子炉施設の定期的な評価に関することについては、研開

	<p><u>炉規則第72条第1項の規定に基づく措置を講じたときは、同項各号に掲げる評価の結果を踏まえて、発電用原子炉設置者及びその従業員が遵守すべき必要な措置（以下「保安活動」という。）の計画、実施、評価及び改善並びに品質保証計画の改善を行うことが定められていること。</u></p>
<p><u>研開炉規則第87条第1項第3号</u> 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織</p> <p>1. <u>発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</u> (削る)</p>	<p><u>研開炉規則第87条第1項第4号</u> 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織</p> <p>○ <u>本店における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</u></p> <p>○ <u>事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</u></p>
<p><u>研開炉規則第87条第1項第4号、第5号、第6号</u> 発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等</p> <p>1. (略)</p> <p>2. <u>発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第43条の3の26第2項において準用する第42条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（<u>発電用原子炉</u>の運転に従事する者は、発電用原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うことを含む。）について適切に定められていること。また、発電用原子炉</u></p>	<p><u>研開炉規則第87条第1項第5号、6号、7号</u> 発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等</p> <p>○ (略)</p> <p>○ <u>発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十全に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第43条の3の26第2項において準用する第42条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（<u>原子炉</u>の運転に従事する者は、発電用原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うことを含む。）について適切に定められていること。また、発電用原子炉</u></p>

主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。

3. 特に、発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないように、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも工場又は事業所の保安組織から発電用原子炉主任技術者が独立していることが求められるものではない。

4. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、電気事業法第43条第4項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められていること。また、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。

5. 発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が相互の職務について情報を共有し、意思疎通を図ることが定められていること。

研開炉規則第87条第1項第7号 保安教育

1. 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。

2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。

主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。

○ 特に、発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障をきたすことがないように、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも事業所の保安組織から発電用原子炉主任技術者が、独立していることが当然に求められるものではない。

○ 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督の責務を十全に果たすことができるようにするため、電気事業法第43条第4項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められていること。また、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が監督を適切に行う上で必要な権限及び組織上の位置付けに関することが定められていること。

○ 発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が相互の職務について情報を共有し、意思疎通が図られることが定められていること。

研開炉規則第87条第1項第8号 保安教育

○ 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針が定められていること。

○ 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施すること

<p>3. <u>従業員</u>について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p> <p>4. <u>燃料取替</u>に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う<u>従業員</u>については、<u>当該業務に係る</u>保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>5. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起さないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、<u>その見直しの頻度等</u>について明確に定められていること。</p>	<p>が定められていること。</p> <p>○ <u>従業員及び協力企業の従業員</u>について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p> <p>○ <u>協力企業の従業員のうち、燃料取替</u>に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う<u>協力企業従業員</u>については、<u>従業員に準じて</u>保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>○ 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起さないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容と<u>その見直しの頻度等</u>について明確に定められていること。</p>
<p><u>研開炉規則第87条第1項第8号イからハまで</u> 発電用原子炉施設の<u>運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等</u></p> <p>1. (略)</p> <p>2. 発電用原子炉施設の運転管理に係る<u>組織内</u>規程類を作成することが定められていること。</p> <p>3. (略)</p> <p>4. 発電用原子炉の起動その他の発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項について定められていること。</p> <p>5. <u>地震、火災、有毒ガス</u>（予期せず発生するものを含む。）等の発生</p>	<p><u>研開炉規則第87条第1項第9号</u> 発電用原子炉施設の<u>運転</u></p> <p>○ (略)</p> <p>○ 発電用原子炉施設の運転管理に係る<u>社内</u>規程類を作成することが定められていること。</p> <p>○ (略)</p> <p>○ <u>原子炉起動前に確認すべき事項</u>について定められていること。</p> <p>○ <u>地震・火災・有毒ガス</u>（予期せず発生するものを含む。）<u>等発生</u></p>

時に講ずべき措置について定められていること。

6. (略)

7. 発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統及び機器、重大事故等対処設備等について、運転状態に対応した運転上の制限 (Limiting Conditions for Operation. 以下「LCO」という。)、LCOを逸脱していないことの確認 (以下「サーベイランス」という。) の実施方法及び頻度、LCOを逸脱した場合に要求される措置 (以下単に「要求される措置」という。) 並びに要求される措置の完了時間 (Allowed Outage Time. 以下「AOT」という。) が定められていること。

なお、LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。

8. サーベイランスの実施方法については、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認 (以下「実条件性能確認」という。) するために十分な方法 (事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。) が定められていること。また、サーベイランス及び要求される措置を実施する時期の延長に関する考え方、サーベイランスの際のLCOの取扱い等が定められていること。

9. LCOを逸脱した場合について、事象発見からLCOに係る判断

時に講ずべき措置について定められていること。

○ (略)

○ 発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統、機器及び重大事故等対処設備等について、運転状態に対応した運転上の制限 (以下「LCO」という。) を満足していることの確認の内容 (以下「サーベランス」という。) 、LCOを満足していない場合に要求される措置 (以下「要求される措置」という。) 及び要求される措置の完了時間 (以下「AOT」という。) が定められていること。

なお、LCO等は、原子炉等規制法第43条の3の5による発電用原子炉施設設置許可及び同法第43条の3の8による発電用原子炉施設設置変更許可において行った安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。

○ LCOの確認について、サーベランス実施方法、サーベランス及び要求される措置を実施する間隔の延長に関する考え方、確認の際のLCOの取扱い等が定められていること。

○ LCOを満足しない場合について、事象発見からLCOに係る判



までの対応目安時間等を組織内規程類に定めること及び要求される措置等の取扱方法が定められていること。

10. (略)

11. LCOを逸脱した場合のほか、緊急遮断等の異常発生時や監視項目が警報設定値を超過するなどの異状があった場合の基本的対応事項及び講ずべき措置並びに異常収束後の措置について定められていること。

12. LCOが設定されている設備等について、予防保全を目的とした保全作業をその機能が要求されている発電用原子炉の状態においてやむを得ず行う場合には、当該保全作業が限定され、原則としてAOT内に完了することとし、必要な安全措置を定め、確率論的リスク評価(PRA: Probabilistic Risk Assessment)等を用いて措置の有効性を検証することが定められていること。

(削る)

研開炉規則第87条第1項第8号三 発電用原子炉の運転期間

1. (略)

2. (略)

3. 発電用原子炉ごとに、説明書に記載された①発電用原子炉を停止

断までの対応目安時間等を社内規程類に定めること及び要求される措置等の扱い方法が定められていること。

○ (略)

○ 異常発生時の基本的対応事項及び採るべき措置並びに異常収束後の措置について定められていること。

○ 予防保全を目的とした保全作業について、やむを得ず保全作業を行う場合には、法令に基づく点検及び補修、事故又は故障の再発防止対策の水平展開として実施する点検及び補修等に限定することが定められていること。

○ 予防保全を目的とした保全作業の実施について、AOT内に完了することが定められていること。

なお、AOT内で完了しないことが予め想定される場合には、当該保全作業が限定され、必要な安全措置を定めて実施することが定められていること。

研開炉規則第87条第1項第10号 発電用原子炉の運転期間

○ (略)

○ (略)

(新設)

<p>して行う必要のある点検及び検査の間隔から定まる期間、②燃料交換の間隔から定まる期間（発電用原子炉起動から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間）、のうちいずれか短い期間の範囲内で、研開炉規則第5.1条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、発電用原子炉の運転期間（定期事業者検査が終了した日から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間）が記載されていること。なお、<u>発電用原子炉の運転期間の設定に当たっては、発電用原子炉を起動してから定期事業者検査が終了するまでの期間も考慮していること。</u></p> <p>研開炉規則第7.7条第4項の見直しの結果の内容は、「<u>実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド</u>」（原管P発第1306198号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））を参考として記載していること。</p> <p>4. 特に、同結果において、<u>発電用原子炉の運転期間の変更に伴う長期施設管理方針の変更の有無及びその理由が明らかとなっていること。</u></p> <p>5. <u>発電用原子炉の運転期間を延長する場合には、研開炉規則第5.1条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、段階的に延長することとなっていること。</u></p> <p>6. <u>運転期間が13月を超える延長の場合には、当該延長に伴う許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した影響評価の結果が説明書に記載されていること。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	-------------------------------------

<p>7. 説明書に記載された燃料交換の間隔から定まる期間については、  <u>期間を変更した後においても発電用原子炉の安全性について許可  を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針を満たして  いること。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>研開炉規則第87条第1項第8号ホ</u> 発電用原子炉施設の運転の安全審査</p> <p>1. (略)</p>	<p><u>研開炉規則第87条第1項第12号</u> 発電用原子炉施設の運転の安全審査</p> <p>○ (略)</p>
<p><u>研開炉規則第87条第1項第9号</u> 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. <u>管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置</u>を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、<u>壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。</u></p> <p>4. (略)</p> <p>5. (略)</p> <p>6. <u>管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。</u></p> <p>7. <u>管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。</u></p>	<p><u>研開炉規則第87条第1項第12号</u> 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ <u>管理区域内において特別措置が必要な区域について採るべき措置</u>を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、<u>壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。</u></p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ <u>管理区域へ出入りする所に遵守させるべき事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。</u></p> <p>○ <u>管理区域から物品又は核燃料物質等を搬出及び運搬する際に講ずべき事項が定められていること。</u></p>

<p>8. (略)</p> <p>9. (略)</p> <p>10. <u>役務を供給する事業者</u>に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。</p>	<p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ <u>請負会社</u>に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。</p>
<p><u>研開炉規則第87条第1項第10号</u> 排気監視設備及び排水監視設備</p> <p>1. <u>放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。</u> (削る)</p> <p>2. <u>これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第12号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p>	<p><u>研開炉規則第87条第1項第13号</u> 排気監視設備及び排水監視設備</p> <p>○ <u>放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</u></p> <p>○ <u>放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法、並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</u> (新設)</p>
<p><u>研開炉規則第87条第1項第11号</u> 線量、線量当量、汚染の除去等</p> <p>1. <u>放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置(個人線量計の管理の方法を含む。)</u>が定められていること。</p>	<p><u>研開炉規則第87条第1項第14号</u> 線量、線量当量、汚染の除去等</p> <p>○ <u>放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置が定められていること。</u></p>

<p>と。</p> <p>2. <u>国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（<u>as low as reasonably achievable</u>。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。</u></p> <p>3. <u>研開炉規則第73条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</u></p> <p>4. (略)</p> <p>5. (略)</p> <p>6. <u>核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第13号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p> <p>7. <u>原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p> <p>(削る)</p>	<p>(新設)</p> <p>○ 研開炉規則第73条に基づく、床・壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の事業所外への運搬に関する事業所内の行為が定められていること。</p> <p>○ 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、同法第61条の2第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行うことが定められていること。</p> <p>○ 原子炉等規制法第61条の2第1項の確認を受けようとする物の</p>
---	--

<p>8. <u>放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物の仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p> <p>9. （略）</p>	<p><u>取扱いに関することについては、「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について（内規）」（平成17・11・30原院第6号（平成18年1月30日原子力安全・保安院制定）及び平成23・06・20原院第4号（平成23年7月1日同院改正））を参考として記載していること。</u></p> <p><u>なお、原子炉等規制法第61条の2第2項による放射能濃度の測定及び評価方法の認可において記載された内容を満足するように定められていること。</u></p> <p>○ <u>放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として記載していること。</u></p> <p>○ （略）</p>
<p><u>研開炉規則第87条第1項第12号</u> 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法</p> <p>1. <u>放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。</u> (削る)</p>	<p><u>研開炉規則第87条第1項第15号</u> 放射線測定器の管理</p> <p>○ <u>放出管理用計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。</u></p> <p>○ <u>放射線計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定め</u></p>

<p><u>2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p> <p>(削る)</p>	<p><u>られていること。</u></p> <p>(新設)</p>
<p><u>研開炉規則第87条第1項第13号</u> 核燃料物質の<u>受払い、運搬、貯蔵等</u></p> <p><u>1. 工場又は事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。</u></p> <p><u>2. 新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に関することが定められていること。なお、この事項は、第11号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p> <p>(削る)</p>	<p><u>研開炉規則第87条第1項第16号</u> 発電用原子炉施設の<u>巡視及び点検</u></p> <p>○ <u>日常の保安活動の評価を踏まえ、発電用原子炉施設の点検対象施設並びに設備の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること(巡視及び点検の頻度を含む。)</u>について、<u>適切な内容が定められていること。</u></p> <p><u>研開炉規則第87条第1項第17号</u> 核燃料物質の<u>受払、運搬、貯蔵等</u></p> <p>○ <u>事業所構内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して保安のために講ずべき措置として、運搬する場合に臨界に達しない措置を講ずること及び貯蔵施設等が定められていること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>○ <u>燃料検査の際に保安のために講ずべき措置として、装荷予定の照</u></p>

<p>3. <u>燃料取替に際して、炉心の核的制限値及び熱的制限値の範囲内で運転するために取替炉心の安全性評価を許可を受けたところによる安全評価と同様に行った上で燃料装荷実施計画を定めること及び燃料移動手順に従うこと等が定められていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書において取替炉心ごとに管理するとして項目が、取替炉心の安全性評価項目等として定められていること。</u></p>	<p><u>射された燃料のうちから選定した燃料の健全性に異常のないことを確認すること及び燃料使用の可否を判断すること等が定められていること。</u></p> <p>○ <u>燃料取替に際して保安のために講ずべき措置として、燃料装荷実施計画（取替炉心の安全性評価を含む。）を定めること及び燃料移動手順に従うこと等が定められていること。</u></p> <p><u>なお、発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書において取替炉心ごとに管理するとして項目が、取替炉心の安全性評価項目等として定められていること。</u></p>
<p><u>研開炉規則第87条第1項第14号</u> 放射性廃棄物の廃棄</p> <p>1. (略)</p> <p>2. <u>放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。</u></p> <p>3. <u>放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第11号及び第13号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p> <p>4. <u>放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄</u></p>	<p><u>研開炉規則第87条第1項第18号</u> 放射性廃棄物の廃棄</p> <p>○ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>○ <u>放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の</u></p>



<p>物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>5. (略)</p> <p>6. <u>平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。</u></p> <p>7. <u>ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p><u>研開炉規則第87条第1項第15号</u> 非常の場合に講ずべき処置</p> <p>1. (略)</p>	<p>放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>○ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>○ <u>原子炉等規制法第61条の2第1項の確認を受けようとする物の取扱いに関することについては、「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について（内規）」（平成17・11・30原院第6号（平成18年1月30日原子力安全・保安院制定）及び平成23・06・20原院第4号（平成23年7月1日同院改正））を参考として記載していること。</u></p> <p><u>なお、原子炉等規制法第61条の2第2項による放射能濃度の測定及び評価方法の認可において記載された内容を満足するように定められていること。</u></p> <p>○ <u>放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として記載していること。</u></p> <p><u>研開炉規則第87条第1項第19号</u> 非常の場合に講ずべき処置</p> <p>○ (略)</p>
--	---

<p>2. 緊急時における<u>運転</u>に関する<u>組織内規程類</u>を作成することが定められていること。</p> <p>3. (略)</p> <p>4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、<u>原子力災害対策特別措置法</u>（平成11年法律第156号）第7条第1項の<u>原子力事業者防災業務計画</u>によることが定められていること。</p> <p>5. (略)</p> <p>6. <u>次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</u></p> <p><u>(1)・(2)</u> (略)</p> <p><u>(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</u></p> <p>7. <u>放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）</u>、<u>緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。</u></p> <p>8. <u>事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。</u></p>	<p>○ 緊急時における<u>運転操作</u>に関する<u>社内規程類</u>を作成することが定められていること。</p> <p>○ (略)</p> <p>○ 緊急事態の発生をもってその後の措置は<u>防災業務計画</u>によることが定められていること。</p> <p>○ (略)</p> <p>○ <u>次の各号に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</u></p> <p><u>1.・2.</u> (略)</p> <p><u>3. 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員及び協力企業の従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</u></p> <p>○ <u>放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）及び緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。</u></p> <p>○ <u>事象が収束した場合は、緊急時体制を解除することが定められていること。</u></p>
--	--

9. (略)

研開炉規則第87条第1項第16号 設計想定事象等に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置

1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。

(1) 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。

イ 火災

可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。

ロ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。）

① 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

② 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。

○ (略)

研開炉規則第87条第1項第20号 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備

○ 火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための活動（消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。以下同じ。）を含む火災防護対策を行う体制の整備に関し、次の各号に掲げる措置を講ずることが定められていること。

1. 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

2. 火災の発生を消防官吏に確実に通報するために必要な設備を設置すること。

3. 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。

4. 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。

5. 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な化学消防自動車、泡消火薬剤その他の資機材を備え付けること。

6. 持込物（可燃物）の管理に関すること。

7. その他、火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための

③ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

④ 重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

⑤ 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。

ハ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）

① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。

② 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。

③ 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。

④ 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。

⑤ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。

(2) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年

活動を行うために必要な体制を整備すること。

8. 火災発生時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価するとともにその結果を踏まえて必要な措置を講じること。

1回以上定期に実施すること。

(3) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。

(4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

(削る)

研開炉規則第87条第1項第21号

内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備

○ 発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合（以下「内部溢水発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。

1. 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うための必要な計画を策定すること。

2. 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。

3. 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。

4. 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備

(削る)	<p style="text-align: center;"><u>え付けること</u></p> <p><u>5. その他、内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u></p> <p><u>6. 内部溢水発生時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。</u></p> <p><u>研開炉規則第87条第1項第22号</u> <u>重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備</u></p> <p>○ <u>重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関しては、次に掲げる措置を講じることが定められていること。</u></p> <p><u>1. 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。</u></p> <p><u>2. 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）を配置すること。</u></p> <p><u>3. 対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。</u></p> <p><u>4. 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための</u></p>
------	--

	<p><u>活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。</u></p> <p>5. <u>重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する社内規程類を定め、これを対策要員に守らせること。</u></p> <p>一 <u>重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</u></p> <p>二 <u>重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。</u></p> <p>三 <u>重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</u></p> <p>四 <u>重大事故等発生時における原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</u></p> <p>五 <u>発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。</u></p> <p>6. <u>その他、重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u></p> <p>7. <u>前各号の措置の内容について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。</u></p> <p>○ <u>重大事故等発生時におけるそれぞれの措置について、法第43条の3の5第1項に基づく設置許可申請書及び同添付書類又は法第43条の3の6第1項に基づく原子炉設置変更許可申請書及び同添付書類に記載された有効性評価の前提条件その他の措置に関する基本的内容を満足するよう定められていること。</u></p>
--	---

(削る)

研開炉規則第 8 7 条第 1 項第 2 3 号 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備

○ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合（以下「大規模損壊時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。

1. 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。
2. 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。
3. 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。
4. 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。
5. 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する社内規程類を定め、これを要員に守らせること。
  - 一 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合に



	<p><u>おける消火活動に関すること。</u></p> <p><u>二 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</u></p> <p><u>三 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。</u></p> <p><u>四 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</u></p> <p><u>五 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</u></p> <p><u>6. その他、大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u></p> <p><u>7. 前各号の措置の内容について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。</u></p> <p><u>○ 大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置について、法第43条の3の5第1項に基づく設置許可申請書及び同添付書類又は法第43条の3の6第1項に基づく原子炉設置変更許可申請書及び同添付書類に記載された措置に関する内容を満足するよう定められていること。</u></p>
<p><u>研開炉規則第87条第1項第17号</u> 記録及び報告</p> <p><u>1. 発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下</u></p>	<p><u>研開炉規則第87条第1項第24号</u> 記録及び報告</p> <p><u>○ 発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその</u></p>

<p>位文書において、必要な記録を<u>適正</u>に作成し、管理するための措置が定められている<u>こと</u>。</p> <p>2. 研開炉規則第6 2条に定める記録について、その記録の<u>管理</u>に関する<u>こと</u>（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められている<u>こと</u>。</p> <p>3. (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. (略)</p>	<p>下位文書において、必要な記録を<u>適切</u>に作成し、管理するための措置が定められている<u>こと</u>が求められる。</p> <p>○ 研開炉規則第6 2条に定める記録について、その記録の<u>管理</u>が定められている<u>こと</u>。（計量管理規定で定めるものを除く。）</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p>
<p><u>研開炉規則第8 7条第1項第1 8号</u> 発電用原子炉施設の<u>施設管理</u></p> <p>1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「<u>原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド</u>」（原規規発第1 9 1 2 2 5 7号-7（令和元年1 2月2 5日原子力規制委員会決定））を参考として定めている<u>こと</u>。</p> <p>2. 発電用原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関する<u>こと</u>については、「<u>実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド</u>」を参考とし、研開炉規則第7 7条に規定された発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められている<u>こと</u>。</p> <p>3. 運転を開始した日以後3 0年を経過した発電用原子炉については、長期施設管理方針が定められている<u>こと</u>。</p>	<p><u>研開炉規則第8 7条第1項第2 5号</u> 発電用原子炉施設の<u>保守管理</u></p> <p>○ <u>日常の保安活動の評価を踏まえ、発電用原子炉施設の保守管理に関すること</u>について、適切な内容が定められている<u>こと</u>。</p> <p>○ <u>予防保全を目的とした保全作業</u>について、やむを得ず保全作業を行う場合には、法令に基づく点検及び補修、事故又は故障の再発防止対策の水平展開として実施する点検及び補修等に<u>限ることが定められていること</u>。</p> <p>○ <u>予防保全を目的とした保全作業の実施</u>について、AOT内に完了することが定められている<u>こと</u>。</p>

<p>4. 研開炉規則第87条第1項第18号に掲げる発電用原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合（研開炉規則第77条第1項から第3項までの規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第4項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。）は、申請書に研開炉規則第77条第1項、第2項若しくは第3項の評価の結果又は第4項の見直しの結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されていること。</p> <p>5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「<b>实用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド</b>」を参考として記載されていること。</p> <p>6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。</p> <p>7. 燃料体に関する<b>定期事業者検査</b>として、装荷予定の照射された燃料のうちから選定したものの健全性に異常のないことを確認すること、燃料使用の可否を判断すること等が定められていること。</p> <p><b>研開炉規則</b>第87条第1項第19号 技術情報の共有</p>	<p>なお、AOT内で完了しないことがあらかじめ想定される場合には、当該保全作業が限定され、必要な安全措置を定めて実施することが定められていること。</p> <p>○ 「<b>实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則</b>第11条第1項及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第30条第1項に掲げる保守管理について（内規）」（平成20・12・22原院第3号（平成20年12月26日原子力安全・保安院制定））において認められたJEA C4209-2007又はそれと同等の規格に基づく保守管理計画が定められていること。</p> <p>○ 保全計画は、施設定期検査申請書又は使用前検査申請書の添付資料と同一のものであり、「<b>発電用原子炉施設の使用前検査、施設定期検査及び定期事業者検査に係る实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則のガイド</b>」（原規技発第13061923号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））を参考として記載していること。</p> <p>○ <b>溶接事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。</b> （新設）</p> <p><b>研開炉規則</b>第87条第1項第26号 技術情報の共有</p>
---	---

1. プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を他の事業者の情報共有の場を活用し、他の発電用原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。

研開炉規則第87条第1項第20号 不適合発生時の情報の公開

1. (略)  
2. 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要な事項が定められていること。

研開炉規則第87条第1項第21号 その他必要な事項

1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。  
2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。

(削る)

○ プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を他の事業者の情報共有の場を活用し、他の発電用原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。

研開炉規則第87条第1項第27号 不適合発生時の情報の公開

○ (略)  
(新設)

研開炉規則第87条第1項第28号 その他必要な事項

○ 日常の品質保証活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。  
○ 発電用原子炉設置者が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するため、保安活動を原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定に基づき保安規定として定めることが「目的」として定められていること。  
○ 安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA: as low as reasonably achievable)の精神にのっとり、原子炉による災害防止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施することを「基本方針」として定められていること。

別表第3 試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準 新旧対照表 (案)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>はじめに</p> <p>試験研究用等原子炉設置者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第37条第1項の規定に基づき、<u>工場又は事業所（船舶にあっては、その船舶。以下「事業所」という。）</u>ごとに保安規定を定め、<u>試験研究用等原子炉施設の設置の工事に着手する前に原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</u></p> <p>これを受け、認可を受けようとする試験研究用等原子炉設置者は、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号。以下「試験炉規則」という。）第15条第1項各号において規定されている<u>事項</u>について定め、申請書を提出することが求められている。</p> <p>申請書を受理した原子力規制委員会は、試験研究用等原子炉設置者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第37条第2項に定める認可要件である</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>原子炉等規制法第23条第1項若しくは第26条第1項の許可を受けたところ又は同条第2項の規定により届け出たところによるものでないと認められないこと</u></li> <li>・<u>核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は試</u></li> </ul>	<p>はじめに</p> <p>試験研究用等原子炉設置者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第37条第1項の規定に基づき、<u>事業所</u>ごとに保安規定を定め、<u>原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</u></p> <p>これを受け、認可を受けようとする試験研究用等原子炉設置者は、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号。以下「試験炉規則」という。）第15条第1項において規定されている<u>各項目</u>について定め、申請書を提出することが求められている。</p> <p>申請書を受理した原子力規制委員会は、試験研究用等原子炉設置者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第37条第2項に定める認可要件である<u>「核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上十分でない」と認められない</u>ことを確認するための審査を行うこととしている。</p>

験研究用等原子炉による災害の防止上十分でないものであると認められないこと

を確認するための審査を行うこととしている。

したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。

ただし、試験炉規則第15条第1項各号において定められている事項の中には、設置の工事に着手する段階で定めることが困難であり、かつ、これらをその段階で定めていなくても災害の防止上支障がない事項が存在することから、核燃料物質を初めて事業所に搬入又は原子炉に装荷するまでの間において適用される保安規定の審査に当たっては、これらの事項を定める時期が設定されていること及びその時期までにこれらの事項を定めることにより、災害の防止上支障がないものと認められることを審査において確認することとする。

(削る)

したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。

(新設)

各号共通事項

- 試験炉規則第15条第1項第1号(試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織に関すること。)に定められたところにより、保安規定に明記された職務及び組織に従ってそれぞれの事項に関する責任者が明記されていること。
- 試験炉規則第15条第1項第18号(品質保証(保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確

	<p><u>保することをいう。) に関すること。) に定められたところにより、保安規定に明記された品質保証を行う者の職務及び組織に従ってそれぞれの事項に関する責任者が明記されていること及び品質保証計画に基づき品質保証活動を実施することが明記されていること。</u></p>
<p><u>試験炉規則第15条第1項第1号</u> <u>関係法令及び保安規定の遵守のための体制</u></p> <p>1. <u>関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</u></p> <p>2. <u>保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>試験炉規則第15条第1項第2号</u> <u>品質マネジメントシステム</u></p> <p>1. <u>品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第23条第1項又は第26条第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体</u></p>	<p>(新設)</p>

制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。)及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈(原規規発第1912257号-2(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を踏まえて定められていること。

2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、試験研究用等原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。

3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。

4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。

5. 内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査



の対象に關与していない要員に実施させることとしてもよい。

試験炉規則第15条第1項第3号 試験研究用等原子炉施設の運  
転及び管理を行う者の職務及  
び組織

(削る)

1. 試験研究用等原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必  
要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。

試験炉規則第15条第1項第1号 試験研究用等原子炉施設の運  
転及び管理を行う者の職務及  
び組織

○ 本事項の記載においては、試験研究用等原子炉施設の運転及び  
管理は、設置許可申請書又は設置変更許可申請書（以下、申請  
書等という。）の記載内容及び試験炉規則に定める措置義務を  
確実に履行することはもとより、核燃料物質若しくは核燃料物  
質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害  
を防止するため、保安規定を定め、自らの保安活動を確実に実  
施する旨が明記された上で、以下について明記されているこ  
と。

1. 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理に係る保安のため  
の職務（工場又は事業所内の保安の監督に関する責任者及び  
各職務）及び責任範囲並びに組織に関すること。

ここで、本項において明記された各職務等については、試験  
炉規則第15条第1項第2号から第19号に掲げる各事項に  
おいて、その関わりが明記されていること。

また、試験炉規則第15条第1項第18号（品質保証（保安  
のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力  
の安全を確保することをいう。）に関すること。）に定められた  
ところにより、保安規定に明記された品質保証を行う者の職

<p>(削る)</p>	<p><u>務及び組織に従って本事項に関する責任者が明記されていること及び品質保証計画に基づき品質保証活動を実施することが明記されていること。</u></p>
<p>(削る)</p>	<p>2. <u>会議体に関すること。</u>  <u>会議体を設ける場合は、その役割、位置付け、審議事項及び構成員に関すること。</u></p> <p>3. <u>原子炉主任技術者の選任に関すること。</u>  <u>ここで、法第40条第1項に定められたところにより、試験研究用等原子炉の運転に関して保安の監督を行わせるため、法第41条第1項に定められた原子炉主任技術者免状を有する者のうちから、原子炉主任技術者を選任すること。</u>  <u>また、法第40条第2項に定められたところにより、原子炉主任技術者を選任又は解任したときは、その日から30日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出ること。</u></p>
<p><u>試験炉規則第15条第1項第4号</u> <u>試験研究用等原子炉主任技術者の職務の範囲等</u></p> <p>1. <u>試験研究用等原子炉の運転に関し、保安の監督を行う試験研究用等原子炉主任技術者の選任について定められていること。</u></p> <p>2. <u>試験研究用等原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第42条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（試験研究用等原子炉の運転に従事する者は、試験研究用等原子</u></p>	<p>(新設)</p>

炉主任技術者が保安のために行う指示に従うことを含む。) について適切に定められていること。また、試験研究用等原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。

3. 特に、試験研究用等原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないように、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも事業所の保安組織から試験研究用等原子炉主任技術者が独立していることが求められるものではない。

試験炉規則第15条第1項第5号 保安教育

(削る)

1. 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者その他試験研究用等原子炉施設を利用する者(役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員等」という。)について、保安教育実施方針が定められていること。

2. 保安教育の内容に関して、以下の事項が定められていること。

(削る)

(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。

試験炉規則第15条第1項第2号 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者その他の試験研究用等原子炉を利用する者に対する保安教育

○ 本事項については、以下の事項が明記されていること。

(新設)

1. 保安教育の内容に関すること。

ここで、保安教育の内容については、以下の事項が明記されていること。

(1) 関係法令及び保安規定に関すること。

<p><u>(2) 試験研究用等原子炉施設の<u>構造、性能及び運転</u>に関するこ</u> と。</p> <p><u>(3)・(4)</u> (略)</p> <p><u>(5) 非常時の場合に<u>講ずべき処置</u>に関すること。</u></p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p><u>(2) 試験研究用等原子炉施設の<u>位置、構造及び設備並びに</u></u> <u>操作</u>に関すること。</p> <p><u>(3)・(4)</u> (略)</p> <p><u>(5) 非常時の場合に<u>採るべき処置</u>に関すること。</u></p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>2. 保安教育の教育時間に関すること。</u></p> <p><u>ここで、教育時間の設定に関しては、核燃料物質等取扱業務</u> <u>特別教育規程（平成12年1月20日労働省告示第1号）の時</u> <u>間数が参考の一つとなる。</u></p> <p><u>3. 試験研究用等原子炉設置者の従業者以外の者（協力企業の</u> <u>従業者等）に対する保安教育に関すること。</u></p> <p><u>ここで、保安教育は、原則として、試験研究用等原子炉設置</u> <u>者自らが実施することが明記されていること。また、協力企業</u> <u>に保安教育を実施させる場合は、協力企業に必要な教育内容を</u> <u>提示するとともに、その実施検査の報告、評価を行うことが明</u> <u>記されていること。</u></p> <p><u>4. 放射線業務従事者以外の従業者（工場又は事業所に勤務す</u> <u>る役員、事務職員を含む。）に対する保安教育に関すること。</u></p> <p><u>ここで、役員への保安教育は、従業者から役員に直接行うも</u> <u>のでも良いが、他産業分野における事故・トラブル等の分析等</u> <u>を教材として、安全文化の啓蒙活動や役員自身の安全に係る自</u> <u>己啓発的なものが望ましい。</u></p> <p><u>5. 非常時の訓練に関すること。</u></p>
---	---

<p>(削る)</p> <p>3. <u>従業員等について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</u></p> <p>4. <u>従業員等について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</u></p> <p>5. <u>保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起ささないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。</u></p>	<p><u>ここで、非常時の訓練は年1回以上行うことが明記されていること。</u></p> <p>6. <u>教育実施計画及び実施結果の記録の作成に関すること。</u>  <u>ここで、教育実施計画の策定に当たっては、保安の監督に関する責任者が、その内容を精査することが明記されていること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p><u>試験炉規則第15条第1項第6号イからハまで</u> 試験研究用等原子炉施設の<u>運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等</u></p> <p>1. <u>試験研究用等原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められていること。</u></p>	<p><u>試験炉規則第15条第1項第3号</u> 試験研究用等原子炉施設の<u>運転</u></p> <p>(新設)</p>

<p>2. <u>試験研究用等原子炉施設の運転管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。</u></p> <p>3. <u>運転員の引継時に実施すべき事項について定められていること。</u></p> <p>4. <u>試験研究用等原子炉の起動その他の試験研究用等原子炉の運転に当たって確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項として、以下の事項が定められていること。</u>  <u>(1) ~ (3) (略)</u>  <u>(4) 試験研究用等原子炉の運転上の制限に関すること。</u>  <u>(5) 試験研究用等原子炉の運転上の条件に関すること。</u></p> <p>5. <u>臨界実験装置については、以下の事項が定められていること。</u>  <u>・燃料体、減速材、反射材等の配置及び配置替えに伴う炉心特性の算定及びその結果の承認に関すること。</u></p> <p>6. <u>地震、火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>○ <u>本事項については、以下の事項が明記されていること。</u></p> <p><u>1. ~ 3. (略)</u></p> <p><u>4. 試験研究用等原子炉運転上の制限に関すること。</u></p> <p><u>5. 試験研究用等原子炉運転上の条件に関すること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p><u>試験炉規則第15条第1項第6号二</u> 試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査</p> <p>1. <u>試験研究用等原子炉施設の保安に関する重要事項及び試験研究用等原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。</u></p>	<p><u>試験炉規則第15条第1項第4号</u> 試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査</p> <p>○ <u>本事項については、以下の事項が明記されていること。</u></p> <p><u>1. 試験研究用等原子炉施設の運転及び利用に係る会議体に関すること。</u>  <u>ここで、会議体に関することとは、会議体の審議事項、構成員をいう。</u></p>

<p>(削る)</p>	<p><u>2. 会議体の審議結果の尊重に関すること。</u></p> <p><u>試験炉規則第15条第1項第5号</u> <u>試験研究用等原子炉（臨界実験装置に限る。）内における燃料体、減速材、反射材等の配置及び配置替えの手続き</u></p> <p>○ <u>本事項については、以下の事項が明記されていること。</u></p> <p><u>1. 燃料体、減速材、反射材等（以下「燃料体等」という。）の配置及び配置替えに伴う炉心特性の算定及びその結果の承認に関すること。</u></p> <p><u>2. 燃料体等の運搬及び仮置きに関すること。</u></p> <p><u>3. 燃料体等の受け払い及び検査に関すること。</u></p>
<p><u>試験炉規則第15条第1項第7号</u> <u>管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等</u></p> <p><u>1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。</u></p> <p><u>2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びこれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。</u></p> <p><u>3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措</u></p>	<p><u>試験炉規則第15条第1項第6号</u> <u>管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限</u></p> <p>○ <u>本事項については、以下の事項が明記されていること。</u></p> <p><u>1. 管理区域の設定及び措置並びに立入制限等に関すること。</u> <u>ここで、措置とは、試験炉規則第7条第1号に掲げられた措置をいう。</u></p> <p><u>2. 保全区域の設定及び措置並びに立入制限等に関すること。</u> <u>ここで、措置とは、試験炉規則第7条第2号に掲げられた措置をいう。</u></p>

置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空气中の放射性物質濃度及び床、壁その他の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。

4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。

5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。

6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。

7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。

8. 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。

9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。

10. **役務を供給する事業者**に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。

試験炉規則第15条第1項第8号 排気監視設備及び排水監視設備

1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。

3. 周辺監視区域の設定及び措置並びに立入制限等に関すること。

ここで、措置とは、試験炉規則第7条第3号に掲げられた措置をいう。

試験炉規則第15条第1項第7号 排気監視設備及び排水監視設備

○ 本事項については、以下の事項が明記されていること。

1. 排気監視設備及び排水監視設備の管理に関すること。

ここで、排気監視設備及び排水監視設備とは、申請書等に



<p>2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第17号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第10号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>記載されたものをいう。また、管理とは、点検内容及び点検頻度をいう。</p> <p>2. 排気監視設備及び排水監視設備の点検により異常を認めした場合の処置に関すること。</p>
<p><u>試験炉規則第15条第1項第9号</u> 線量、線量当量、<u>汚染の除去等</u></p> <p>1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。</p> <p>2. 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（<u>as low as reasonably achievable</u>。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。</p> <p>3. 試験炉規則第7条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</p> <p>4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測</p>	<p><u>試験炉規則第15条第1項第8号</u> 線量、線量当量、<u>放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去</u></p> <p>○ 本事項については、以下の事項が明記されていること。</p> <p>1. 放射線業務従事者の線量及び放射線業務従事者が呼吸する空気中の放射性物質の濃度の監視に関すること。</p> <p>2. 管理区域内の放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度、管理区域からの人の退去、又は持ち出し物品等の表面の放射性物質の密度の監視に関すること。</p> <p>3. 管理区域内の床、壁、その他人の触れるおそれのある物であって放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定めた密度を超えた場合等の措置に関すること。</p>

定に関する事項が定められていること。

5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。

6. 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第12号又は第13号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。

7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第13号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。

8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第13号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。

9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。

試験炉規則第15条第1項第10号 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法

1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。

2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第17号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。

(削る)

試験炉規則第15条第1項第9号 放射線測定器の管理

○ 本事項については、以下の事項が明記されていること。

1. 放射線測定機器の管理に関すること。  
ここで、管理とは、点検内容及び点検頻度をいう。
2. 測定器の種類、測定頻度、測定箇所等に関すること。

試験炉規則第15条第1項第10号 試験研究用等原子炉施設の巡視及び点検

○ 本事項については、以下の事項が明記されていること。

1. 巡視及び点検の頻度並びに対象とする試験研究用等原子炉施設に関すること。
2. 試験研究用等原子炉施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名の記録に関すること。
3. 巡視及び点検の結果の記録並びに異常を認めた場合の処置に関すること。

(削る)

試験炉規則第15条第1項第11号 放射線利用に係る保安

1. 試験研究用等原子炉施設における放射線の利用に係る保安に関して、利用の目的、方法等の事項が定められていること。

試験炉規則第15条第1項第12号 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等

1. 事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。

2. 新燃料及び使用済燃料の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に関することが定められていること。なお、この事項は、第9号又は第13号におけ

試験炉規則第15条第1項第11号

試験研究用等原子炉施設の  
施設定期自主検査（保安上  
特に管理を必要とする設備  
の特定を含む。）

○ 本事項については、以下の事項が明記されていること。

1. 施設定期自主検査の対象及び検査の頻度に関すること。
2. 施設定期自主検査の実施計画に関すること。
3. 保安上特に管理を必要とする設備の特定に関すること。

試験炉規則第15条第1項第12号

放射線利用に係る保安

○ 本事項については、以下の事項が明記されていること。

1. 記録事項、記録すべき場合及び記録の保存期間に関すること。
2. 記録に当たっての留意事項

試験炉規則第15条第1項第13号

核燃料物質の受払い、運搬、  
貯蔵その他の取扱い

○ 本事項については、以下の事項が明記されていること。

1. 核燃料物質の受払い及びその措置に関すること。
2. 核燃料物質の工場又は事業所内及び工場又は事業所の外における運搬に関すること。
3. 貯蔵する核燃料物質の種類及び数量並びに貯蔵施設の管理その他の取扱いに関すること。

ここで、貯蔵する核燃料物質の種類及び数量については、許

る運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。

**試験炉規則第15条第1項第13号** 放射性廃棄物の廃棄

1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。
2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること。
3. 放射性固体廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為(事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第9号又は第12号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。
4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。
5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。
6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画、実施、評価等)について定められていること。

可された量を超えないようにすることが明記されていること。

**試験炉規則第15条第1項第14号** 放射性廃棄物の廃棄

- 本事項については、以下の事項が明記されていること。
1. 放射性気体廃棄物を廃棄する場合の排気中の放射性物質の濃度の監視に関すること。
  2. 放射性液体廃棄物を廃棄する場合の排水中の放射性物質の濃度の監視に関すること。
  3. 放射性固体廃棄物を廃棄する場合の放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量等に関すること。

<p>7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</p>	
<p><u>試験炉規則第15条第1項第14号</u> 非常の場合に講ずべき処置 (削る)</p> <p>1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</p> <p>2. 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。</p> <p>3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報すること(工場等内の見学者、外部研究者等に対する避難指示等を含む。)が定められていること。</p> <p>4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。</p> <p>5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</p> <p>6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</p> <p><u>(1)・(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業</p>	<p><u>試験炉規則第15条第1項第15号</u> 非常の場合に採るべき処置</p> <p>○ <u>本事項については、以下の事項が明記されていること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>1. <u>非常時の組織及び要員に関すること。なお、緊急作業に係る要員については、次の各号に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定すること。</u></p> <p><u>(1)・(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作</p>

<p>に従事する従業員等は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。</p> <p>(削る)</p> <p>8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。</p> <p>9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。</p> <p><u>試験炉規則第15条第1項第15号</u> 設計想定事象等に<b>係る試験研究用等原子炉施設の保全</b>に関する措置</p>	<p>業に従事する従業員及び協力企業の従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>2. <u>非常時対応資機材の整備及び管理に関すること。</u></p> <p>3. <u>非常時の通報連絡系統に関すること（工場等内の見学者、外部研究者等に対する避難指示等を含む。）。</u></p> <p>4. <u>非常時の措置（発令、活動及び解除を含む。）に関すること。</u></p> <p>5. <u>放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）及び緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に採るべき処置に関すること。</u></p> <p>6. <u>発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合に採るべき処置に関すること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	--

1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。

(1) 試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。

イ 火災

可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。

ロ 発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるもの（以下「多量の放射性物質等を放出する事故」という。）

当該事故の拡大を防止するために必要な措置に関すること。

(2) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、毎年1回以上定期に実施すること。

(3) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明



器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。

(4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

試験炉規則第15条第1項第16号 記録及び報告

(削る)

1. 試験研究用等原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。
2. 試験炉規則第6条に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。
3. 事業所長及び試験研究用等原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていること。
4. 特に、試験炉規則第16条の14各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が定められていること。
5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に

試験炉規則第15条第1項第16号 試験研究用等原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する記録

○ 本事項については、以下の事項が明記されていること。

1. 試験研究用等原子炉施設の保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが明確に記載されていること。記録事項とは、主として試験研究用等原子炉施設の検査記録、燃料体の記録、放射線管理記録、保守記録等試験炉規則第6条に掲げる記録をいう。

(新設)

2. 事故故障等の報告に関すること。

(新設)

(新設)

明記されていること。

試験炉規則第15条第1項第17号 試験研究用等原子炉施設の  
施設管理

(新設)

1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号-7(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること。
2. 試験研究用等原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関する運用ガイド」(原規規発第1911131号(令和元年11月13日原子力規制委員会決定))を参考とし、試験炉規則第9条の2に規定された試験研究用等原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。
3. 運転を開始した日以後30年を経過した試験研究用等原子炉については、長期施設管理方針が定められていること。
4. 試験炉規則第15条第1項第17号に掲げる試験研究用等原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合(試験炉規則第9条の2第1項若しくは第2項の規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第3項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。)は、申請書に試験炉規則第9

条の2第1項若しくは第2項の評価の結果又は第3項の見直しの結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されていること。

5. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。

なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に検査を実施させることとしてもよい。

試験炉規則第15条第1項第18号 試験研究用等原子炉施設の定期的な評価

（削る）

1. 試験研究用等原子炉施設の定期的な評価について、「試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関する運用ガイド」を参考に、試験炉規則第14条の2に規定された試験研究用等原子炉施設の定期的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。
2. 試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関することについては、試験炉規則第14条の2の規定に基づく措置を講じたときは、同条に掲げる評価の結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価及び改善並びにQMSの改善を行うことが定められていること。

試験炉規則第15条第1項第17号 試験研究用等原子炉施設の定期的な評価

○ 本事項については、以下の事項が明記されていること。

1. 「試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関する運用ガイド」（原規規発第1911131号（令和元年11月13日原子力規制委員会決定））を参考に、試験炉規則第14条の2に規定された試験研究用等原子炉施設の定期的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施すること。
2. 試験炉規則第14条の2の規定に基づく措置を講じたときは、同条各項に掲げる評価の結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価及び改善並びに品質保証計画の改善を行うこと。

試験炉規則第15条第1項第19号 技術情報の共有

1. メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の試験研究用等原子炉設置者と共有し、自らの試験研究用等原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。

試験炉規則第15条第1項第20号 不適合発生時の情報の公開

1. 試験研究用等原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。
2. 情報の公開に関し、自ら管理するウェブサイトへの登録等に必要事項が定められていること。

(削る)

(新設)

(新設)

試験炉規則第15条第1項第18号

品質保証（保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいう。）

○ 本事項については、品質保証を導入して保安のために必要な措置を体系的に実施する旨を明記した上で、以下の事項が明記されていること。

1. 品質保証計画の策定に関すること。

- (1) 品質保証を行うため、トップマネジメントが、品質保証計画を策定すること。

	<p><u>(2) 品質保証計画は、品質保証活動を実施するために必要な文書の発行、レビュー等に関して定める手続きに従って管理を行うこと。</u></p> <p><u>2. 品質保証を行う者の組織及び職務に関すること。</u></p> <p><u>(1) 組織の範囲</u>  <u>保安管理組織のうち、品質保証に係る組織（品質保証を行う者（監査に係る組織を含む。））に関すること。なお、品質保証に係る組織は、保安管理組織の組織図中において、その範囲が明記されていること。</u></p> <p><u>(2) トップマネジメント</u>  <u>試験研究用等原子炉設置者、工場又は事業所の長が、品質保証に係る組織のトップマネジメントとして、品質保証計画の策定、品質保証活動の実施、評価及び継続的な改善を総括することが明記されていること。ここで、総括とは、自ら又は品質保証の総括を行う者を通じて、品質保証に係る事項の全体を見渡し、まとめること等をいう。</u></p> <p><u>(3) 品質保証責任者の選任</u>  <u>品質保証計画の策定、品質保証活動の実施、評価及び品質保証計画の継続的な改善に関し、以下に例示する事項を実施する責任者（以下「品質保証責任者」という。）を、管理層の中から選任すること。</u></p> <p><u>① 品質保証に必要なプロセスを確立すること。</u></p> <p><u>② 実施及び維持を確実に実施すること。</u></p>
--	--

	<p>③ <u>品質保証活動の実施状況及び改善の必要性の有無について、トップマネジメントに報告すること。</u></p> <p>④ <u>組織全体にわたって原子力の安全確保に対する認識を高めることを確実にすること。</u></p> <p>(4) <u>品質保証に係る組織の職務</u>  <u>品質保証に係る組織については、以下に例示する職務が明記されていること。なお、保安に関する組織において明記されているものは除く。</u></p> <p>① <u>保安教育の責任者</u></p> <p>② <u>監査の責任者</u></p> <p>③ <u>不適合管理の責任者</u></p> <p>④ <u>是正処置、予防処置の責任者</u></p> <p>⑤ <u>マネジメントレビューの責任者</u></p> <p>⑥ <u>文書管理、記録管理の責任者</u></p> <p>3. <u>品質保証計画に基づく品質保証活動の実施（保安に関し必要な個々の事項の計画、実施、評価及び継続的な改善を含む。）、評価（監査を含む。）及び品質保証計画の継続的な改善に関する事項</u></p> <p>(1) <u>品質保証活動に係る教育</u>  <u>品質保証活動を実施するに当たっては、以下の事項を含む取り決め及び手順の概略を明確にして教育を実施すること。</u></p> <p>① <u>品質保証責任者及び監査員が職務遂行のために必要な教育、品質保証に係る組織に属する者が保安に関し必要な</u></p>
--	---

	<p><u>個々の事項の職務遂行のために必要な教育及び継続的な改善の結果必要とされた教育を実施すること。</u></p> <p>② <u>教育・訓練その他の処理の有効性を評価すること。</u></p> <p>③ <u>教育、訓練、技能及び経験に関する記録を維持すること。</u></p> <p>(2) <u>保安に関し必要な個々の事項の計画、実施、評価及び継続的な改善</u></p> <p><u>保安に関し必要な以下の事項の計画、実施、評価及び継続的な改善を実施するに当たり、以下の事項の取り決め及び手順を定め管理を行うこと。</u></p> <p>① <u>保安教育に関すること。</u></p> <p>② <u>試験研究用等原子炉施設の運転に関すること。</u></p> <p>③ <u>試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査に関すること。</u></p> <p>④ <u>試験研究用等原子炉（臨界実験装置に限る。）内の燃料体等の配置等の手続きに関すること。</u></p> <p>⑤ <u>管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</u></p> <p>⑥ <u>排気監視設備及び排水監視設備に関すること。</u></p> <p>⑦ <u>線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</u></p> <p>⑧ <u>放射線測定器の管理に関すること。</u></p> <p>⑨ <u>試験研究用等原子炉施設の巡視及び点検並びにこれら</u></p>
--	---

	<p><u>に伴う処置に関すること。</u></p> <p>⑩ <u>試験研究用等原子炉施設の施設定期自主検査に関する こと（保安上特に管理を必要とする設備の特定を含む。）。</u></p> <p>⑪ <u>放射線の利用に係る保安に関すること。</u></p> <p>⑫ <u>核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱いに関する こと。</u></p> <p>⑬ <u>放射性廃棄物の廃棄に関すること。</u></p> <p>⑭ <u>非常の場合に採るべき処置に関すること。</u></p> <p>⑮ <u>試験研究用等原子炉施設に係る保安に関する記録に関 すること。</u></p> <p>⑯ <u>試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関すること。</u></p> <p>⑰ <u>その他試験研究用等原子炉施設に係る保安に関し必要 な事項に関すること。</u></p> <p>(3) <u>品質保証活動の評価</u></p> <p>① <u>監査</u> 以下の事項を含む取り決め及び手順に関すること。</p> <p>ア) <u>監査は、原則、定期的を実施すること。</u></p> <p>イ) <u>監査に先立ち、必要な計画（年度計画、実施計画等） を定めること。</u></p> <p>ウ) <u>監査の結果、明らかになった事項については、不適合 管理、是正処置予防処置へ展開すること。</u></p> <p>② <u>不適合管理</u> 以下の事項を含む取り決め及び手順に関すること。</p>
--	--



	<p> <u>ア) 不適合が放置されることを防ぐための管理に関する</u>  <u>こと。</u> </p> <p> <u>イ) 不適合の性質の記録、不適合に対してとられた特別</u>  <u>採用を含む処置の記録の維持に関すること。</u> </p> <p> <u>ウ) 不適合の修正を施した場合に、要求事項への適合性</u>  <u>を実証するための再検証に関すること。</u> </p> <p> <u>(4) 品質保証計画の継続的な改善</u> </p> <p> <u>① 是正処置</u> </p> <p> <u>以下の事項を含む取り決め及び手順に関すること。</u> </p> <p> <u>ア) 不適合の内容確認に関すること。</u> </p> <p> <u>イ) 不適合の原因特定に関すること。</u> </p> <p> <u>ウ) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性</u>  <u>の評価に関すること。</u> </p> <p> <u>エ) 必要な処置の決定及び実施に関すること。</u> </p> <p> <u>オ) 採った処置の結果の記録に関すること。</u> </p> <p> <u>カ) 是正処置において実施した活動のレビューに関する</u>  <u>こと。</u> </p> <p> <u>② 予防処置</u> </p> <p> <u>以下の事項を含む取り決め及び手順に関すること。</u> </p> <p> <u>ア) 起こり得る不適合及びその原因の特定に関するこ</u>  <u>と。</u> </p> <p> <u>イ) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</u>  <u>に関すること。</u> </p>
--	--

	<p> <u>ウ) 必要な処置の決定及び実施に関すること。</u>  <u>エ) 採った処置の結果の記録に関すること。</u>  <u>カ) 予防処置において実施した活動のレビューに関する</u>  <u>こと。</u> </p> <p> <u>③ マネジメントレビュー</u>  <u>以下の事項を含む取り決め及び手順に関すること。</u> </p> <p> <u>ア) トップマネジメントによるマネジメントレビューに</u>  <u>関すること。</u> </p> <p> <u>イ) マネジメントレビューは、原則、定期的に実施する</u>  <u>こと。</u> </p> <p> <u>ウ) マネジメントレビューの結果、明らかになった事項</u>  <u>については、不適合の管理、是正処置、予防処置へと</u>  <u>展開すること。</u> </p> <p> <u>4. 品質保証活動に関する文書及び記録に関すること。</u> </p> <p> <u>(1) 品質保証活動に関する文書の管理</u> </p> <p> <u>① 品質保証活動を実施するために必要な文書の発行、レビ</u>  <u>ュー、改定、識別、配布（提供）及び外部文書、廃止文書</u>  <u>に関して必要な管理に関すること。</u> </p> <p> <u>② 品質保証活動を実施するために必要な文書の明確化に</u>  <u>関すること。</u> </p> <p> <u>(2) 品質保証活動に関する記録の管理</u> </p> <p> <u>① 品質保証活動を実施するために必要な記録の識別、保</u>  <u>管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理に</u> </p>
--	--

<p><u>試験炉規則第15条第1項第21号</u> その他必要な事項</p> <p>1. <u>日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、試験研究用等原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</u></p> <p>2. <u>保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。</u></p> <p>(削る)</p>	<p><u>関すること。</u></p> <p>② <u>品質保証計画における品質保証活動を実施するために必要な記録の明確化に関すること。</u></p> <p><u>試験炉規則第15条第1項第19号</u> その他必要な事項</p> <p>○ <u>日常の品質保証活動の結果を踏まえ、必要に応じ、試験研究用等原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</u></p> <p>○ <u>試験研究用等原子炉設置者が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害を防止するため、保安活動を原子炉等規制法第37条第1項の規定に基づき保安規定として定めることが「目的」として定められていること。</u></p> <p>○ <u>安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA：as low as reasonably achievable）の精神にのっとり、試験研究用等原子炉による災害防止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施することが「基本方針」として定められていること。</u></p>
---	---

別表第4 加工施設における保安規定の審査基準 新旧対照表 (案)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>加工事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第22条第1項の規定に基づき、<u>工場又は事業所ごとに保安規定を定め、加工施設の設置の工事に着手する前に原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</u></p> <p>これを受け、認可を受けようとする加工事業者は、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年総理府令第37号。以下「加工規則」という。）第8条第1項各号において規定されている<u>事項</u>について定め、申請書を提出することが求められている。</p> <p>申請書を受理した原子力規制委員会は、加工事業者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第22条第2項に定める<u>認可要件である</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>原子炉等規制法第13条第1項若しくは第16条第1項の許可を受けたところ又は同条第2項の規定により届け出たところによるものでないと認められないこと</u></li> <li>・<u>核燃料物質による災害の防止上十分でないことと認められないこと</u></li> </ul> <p>を確認するための審査を行うこととしている。</p> <p>したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。</p>	<p>加工事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第22条第1項の規定に基づき、<u>事業所ごとに保安規定を定め、原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</u></p> <p>これを受け、認可を受けようとする加工事業者は、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年総理府令第37号。以下「加工規則」という。）第8条第1項において規定されている<u>各項目</u>について定め、申請書を提出することが求められている。</p> <p>申請書を受理した原子力規制委員会は、加工事業者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第22条第2項に定める<u>認可要件「核燃料物質による災害の防止上十分でないことと認められない」</u>ことを確認するための審査を行うこととしている。</p> <p>したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。</p>

ただし、加工規則第8条第1項各号において定められている事項の中には、設置の工事に着手する段階で定めることが困難であり、かつ、これらをその段階で定めていなくても災害の防止上支障がない事項が存在することから、核燃料物質を初めて工場又は事業所に搬入するまでの間において適用される保安規定の審査に当たっては、これらの事項を定める時期が設定されていること及びその時期までにこれらの事項を定めることにより、災害の防止上支障がないものと認められることを審査において確認することとする。

加工規則第8条第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制

1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。

2. (略)

(削る)

(新設)

加工規則第8条第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制

○ 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守し、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。

○ (略)

加工規則第8条第1項第2号 安全文化醸成のための体制

○ 安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、そ

加工規則第8条第1項第2号 品質マネジメントシステム

1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第13条第1項又は第16条第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定）。以下「品質管理基準規則解釈」という。）を踏まえて定められていること。

2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、加工施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現

の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。

○ 保安の確保を最優先する価値観を組織の中で形成し、維持し、強化していく当該組織としての文化を継続的に醸成するための体制を確実に構築することが明確となっていること。

加工規則第8条第1項第3号 加工施設の品質保証

○ 「核燃料物質の加工の事業に関する規則第7条の2の2から第7条の2の8、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第8条の3から第8条の9等の要求事項に対する社団法人日本電気協会電気技術規程「原子力発電所における安全のための品質保証規程（J E A C 4 1 1 1 - 2 0 0 9）」の取扱いについて（内規）」（平成22・03・03原院第1号（平成22年3月17日原子力安全・保安院制定（N I S A - 1 8 1 c - 1 0 - 1、N I S A - 1 9 1 c - 1 0 - 1、N I S A - 3 1 4 c - 1 0 - 1））において認められたJ E A C 4 1 1 1 - 2 0 0 9又はそれと同等の規格に基づく品質保証計画が定められていること。

○ 品質保証に関する記載内容については、「原子力発電所の保安規定における品質保証に関する記載について」（平成16・03・04原院第3号（平成16年3月22日原子力安全・保安院制定（N I S A - 1 6 5 a - 0 4 - 3））を参考として記載していること。

<p><u>可能なものであること。</u></p> <p>3. <u>その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</u></p> <p>4. <u>手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書</u>その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p> <p><u>5. 内部監査の仕組みについては、許可を受けたところにより、重大事故に至るおそれのある事故（設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）が発生しないと評価された場合においては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることとしてもよい。</u></p> <p><u>加工規則第8条第1項第3号</u> 加工施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織</p> <p>1. <u>加工施設</u>に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>	<p>(新設)</p> <p>○ <u>作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、加工規則第7条の2の8の2に規定された要領書、作業手順書</u>その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といった品質保証に係る文書の階層的な体系の中で、その位置付けが明確にされていること。</p> <p>(新設)</p> <p><u>加工規則第8条第1項第4号</u> 加工施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織</p> <p>○ <u>事業所における加工施設</u>に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>
---	---

**加工規則第8条第1項第4号** 核燃料取扱主任者の職務の範囲等

1. 加工施設の核燃料物質の取扱いに関し、保安の監督を行う核燃料取扱主任者の選任について定められていること。
2. 核燃料取扱主任者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第22条の4第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（加工設備の操作に従事する者は、核燃料取扱主任者が保安のために行う指示に従うことを含む。）について適切に定められていること。また、核燃料取扱主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。
3. 特に、核燃料取扱主任者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも加工施設の保安組織から核燃料取扱主任者が独立していることが求められるものではない。

**加工規則第8条第1項第5号** 保安教育

1. 加工施設の操作及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。
2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。

**加工規則第8条第1項第5号** 核燃料取扱主任者の職務の範囲等

- 加工施設の核燃料物質の取扱いに関し、保安の監督を行う核燃料取扱主任者の選任について定められていること。なお、核燃料物質の取扱いに関し、実務の経験が3年以上であること。
- 核燃料取扱主任者が保安の監督の責務を十全に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第22条の4第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（加工施設の操作に従事する者は、核燃料取扱主任者が保安のために行う指示に従うことを含む。）について適切に定められていること。また、核燃料取扱主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。
- 特に、核燃料取扱主任者が保安の監督に支障をきたすことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも加工施設の保安組織から核燃料取扱主任者が、独立していることが当然に求められるものではない。

**加工規則第8条第1項第6号** 放射線業務従事者に対する保安教育

- 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針が定められていること。
- 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。



<p>3. <u>従業員</u>について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p> <p>4. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、<u>その見直し</u>の頻度等について明確に定められていること。</p>	<p>○ <u>従業員及び協力企業の従業員</u>について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p> <p>○ 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容と<u>その見直し</u>の頻度等について明確に定められていること。</p>
<p><u>加工規則第8条第1項第6号</u> <u>加工施設の操作を行う体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等</u></p> <p>1. (略)</p> <p>2. 加工施設の操作及び管理に係る<u>組織内</u>規程類を作成することが定められていること。</p> <p>3. <u>核燃料物質の臨界管理</u>について定められていること。</p> <p>4. <u>操作員の引継時に実施すべき事項</u>について定められていること。</p> <p>5. <u>加工設備の操作前及び操作後に確認すべき事項並びに操作に必要な事項</u>について定められていること。</p> <p>6. <u>地震、火災等の発生時に講ずべき措置</u>について定められていること。</p> <p>7. (略)</p>	<p><u>加工規則第8条第1項第7号</u> <u>保安上特に管理を必要とする設備の操作</u></p> <p>○ (略)</p> <p>○ 加工施設の操作及び管理に係る<u>社内</u>規程類を作成することが定められていること。 (新設)</p> <p>○ <u>操作員の引継時に実施すべき事項、設備操作前に確認すべき事項及び地震・火災等発生時に講ずべき措置</u>について定められていること (手順等への記載を含む)。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>○ (略)</p>
<p><u>加工規則第8条第1項第7号</u> <u>管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等</u></p>	<p><u>加工規則第8条第1項第8号</u> <u>管理区域及び周辺監視区域の設定等</u></p>

<p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について<u>講ずべき措置</u>を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁、<u>その他人</u>の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>4. (略)</p> <p>5. (略)</p> <p>6. 管理区域へ出入りする<u>者</u>に遵守させるべき事項及び<u>これ</u>を遵守させる措置が定められていること。</p> <p>7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に<u>講ずべき事項</u>が定められていること。</p> <p>8. 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。</p> <p>9. (略)</p> <p>10. <u>役務を供給する事業者</u>に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及び<u>これ</u>を遵守させる措置が定められていること。</p>	<p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ 管理区域内において特別措置が必要な区域について<u>採るべき措置</u>を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁、<u>その他人</u>の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ 管理区域へ出入りする<u>所員</u>に遵守させるべき事項及び<u>それ</u>を遵守させる措置が定められていること。</p> <p>○ 管理区域から物品又は核燃料物質等を搬出及び運搬する際に<u>講ずべき事項</u>が定められていること。</p>
<p><u>加工規則第8条第1項第8号</u> 排気監視設備及び排水監視設備</p> <p>1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。</p> <p>2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体<u>の</u>管理方</p>	<p>(新設)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ <u>協力企業</u>に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及び<u>それ</u>を遵守させる措置が定められていること。</p> <p>(新設)</p>

法の一部として、第16号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第10号における放射線測定器の管理及び放射線測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。

加工規則第8条第1項第9号 線量、線量当量、汚染の除去等

1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。
2. 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。
3. 加工規則第7条の2の9に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。
4. (略)
5. (略)
6. 核燃料物質等（新燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第11号又は第12号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。

加工規則第8条第1項第9号 線量、線量当量、汚染の除去等

- 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置が定められていること。

(新設)

- 加工規則第7条の2の9に基づく、床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。
- (略)
- (略)
- 核燃料物質等の事業所外への運搬に関する事業所内の行為が定められていること。

7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第12号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。

(削る)

8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」(平成20・04・21原院第1号(平成20年5月27日原子力安全・保安院制定(NISA-111a-08-1)))を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第12号における放射性廃棄物の管

○ 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、同法第61条の2第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行うことが定められていること。

○ 原子炉等規制法第61条の2第1項の確認を受けようとする物の取扱いに関することについては、「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について(内規)」(平成17・11・30原院第6号(平成18年1月30日原子力安全・保安院制定)及び平成23・06・20原院第4号(平成23年7月1日同院改正))を参考として記載していること。

なお、原子炉等規制法第61条の2第2項による放射能濃度の測定及び評価方法の認可において記載された内容を満足するように定められていること。

○ 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」(平成20・04・21原院第1号(平成20年5月27日原子力安全・保安院制定(NISA-111a-08-1)))を参考として記載していること。

理に関する事項と併せて定められていてもよい。

9. (略)

加工規則第8条第1項第10号 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法

1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。

(削る)

2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第16号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。

(削る)

(削る)

○ (略)

加工規則第8条第1項第10号 放射線測定器の管理等

○ 放出管理用計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。

○ 放射線計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。

(新設)

加工規則第8条第1項第11号 加工施設の巡視及び点検

○ 日常の保安活動の評価を踏まえ、加工施設の点検対象施設並びに設備の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること（巡視及び点検の頻度を含む。）について、適切な内容が定められていること。

加工規則第8条第1項第12号 加工施設の施設定期自主検査

○ 実施計画を定めて施設定期自主検査を行うことを定めていること。

加工規則第8条第1項第11号 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等

1. 工場又は事業所内における核燃料物質の運搬及び貯蔵に際して、  
臨界に達しないようにする措置その他保安のために講ずべき措置  
を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められている  
こと。
2. 核燃料物質の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又  
は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に関することが定  
められていること。なお、この事項は、第9号又は第12号におけ  
る運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。

加工規則第8条第1項第12号 放射性廃棄物の廃棄

1. (略)
2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は  
事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の  
実施体制が定められていること。
3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為  
（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体  
制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、  
第9号及び第11号における運搬に関する事項と併せて定められ  
ていてもよい。
4. (略)
5. (略)

加工規則第8条第1項第13号 核燃料物質の受渡し、運搬、貯蔵等

- 事業所構内における核燃料物質の運搬及び貯蔵に際して保安の  
ために講ずべき措置として、運搬する場合に臨界に達しない措置  
を講ずること及び貯蔵施設等が定められていること。

(新設)

加工規則第8条第1項第14号 放射性廃棄物の廃棄

- (略)

(新設)

(新設)

- (略)

- (略)

<p>6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。</p>	<p>（新設）</p>
<p>7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</p>	<p>（新設）</p>
<p>（削る）</p>	<p>○ <u>原子炉等規制法第61条の2第1項の確認を受けようとする物の取扱いに関する</u>ことについては、「<u>放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について（内規）</u>」（平成17・11・30原院第6号（平成18年1月30日原子力安全・保安院制定）及び平成23・06・20原院第4号（平成23年7月1日同院改正））を参考として記載していること。</p> <p>なお、<u>原子炉等規制法第61条の2第2項による放射能濃度の測定及び評価方法の認可</u>において記載された内容を満足するように定められていること。</p>
<p>（削る）</p>	<p>○ <u>放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関する</u>ことについては、「<u>原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）</u>」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として記載していること。</p>
<p><u>加工規則第8条第1項第13号</u> 非常の場合に<u>講ずべき</u>処置</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 緊急時における<u>操作</u>に関する<u>組織内</u>規程類を作成することが定められていること。</p>	<p><u>加工規則第8条第1項第15号</u> 非常の場合に<u>採るべき</u>処置</p> <p>○ （略）</p> <p>○ 緊急時における<u>運転操作</u>に関する<u>社内</u>規程類を作成することが定められていること。</p>

<p>3. (略)</p> <p>4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、<u>原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画</u>による<u>ことが定められていること。</u></p> <p>5. <u>緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</u></p> <p>6. <u>次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</u></p> <p>(1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を<u>加工事業者</u>に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する<u>従業員</u>は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は<u>同条第3項に規定する副原子力防災管理者</u>であること。</p> <p>7. <u>放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）</u>、<u>緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置</u>に関し、適切な内容が定められていること。</p>	<p>○ (略)</p> <p>○ 緊急事態の発生をもってその後の措置は<u>防災業務計画</u>による<u>ことが定められていること。</u>緊急事態が発生した場合は、<u>緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>○ <u>次の各号</u>に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</p> <p>1. 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を加工業者に書面で申し出た者であること。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する<u>従業員及び協力企業の従業員</u>は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は<u>同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者</u>であること。</p> <p>○ <u>放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）</u>及び<u>緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に採るべき処置</u>に関し、適切な内容が定められているこ</p>
--	--



8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。

9. (略)

加工規則第8条第1項第14号 設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置

1. 許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。

(1) 加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。

イ 火災

可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。

ロ 重大事故等

① 重大事故等発生時における臨界事故を防止するための対策に関すること。

② 重大事故等発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関すること。

ハ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他

と。

○ 事象が収束した場合は、緊急時体制を解除することが定められていること。

○ (略)

加工規則第8条第1項第16号 初期消火活動のための体制の整備

○ 火災の発生を消防吏員に確実に通報するために必要な設備、初期消火活動を行うために必要な可搬消防ポンプ又は化学消防自動車、泡消火薬剤その他資機材の備え付け、初期消火活動のための体制の整備及びこれらの定期的な評価並びに評価結果に基づく必要な措置について、適切な内容が定められていること。

○ 初期消火活動のための体制の整備に関する記載内容については、「原子炉施設等を設置した工場又は事業所における初期消火活動のための体制の整備に関する規定の解釈(内規)」(平成20・06・11原院第2号(平成20年6月20日原子力安全・保安院制定(NISA-131c-08-28)))のうち、加工規則第7条の4の3及び第8条第1項第16号に係る事項に基づいていること。

のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）

① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。

② 大規模損壊発生時における臨界事故の影響を緩和するための対策に関すること。

③ 大規模損壊発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影響を緩和するための対策に関すること。

④ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。

(2) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること。

(3) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ又は化学消防自動車、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。

(4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

(削る)

加工規則第8条第1項第17号

重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制

の整備

○ 重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に関しては、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。

1. 重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

2. 重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）を配置すること。

3. 対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。

4. 重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な電源その他の資機材を備え付けること。

5. 重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する社内規程類を定め、これを対策要員に守らせること。

一 重大事故等発生時における臨界事故を防止するための対策に関すること。

二 重大事故等発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関すること。

6. 前各号に掲げるもののほか、重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

7. 前各号の措置の内容について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

(削る)	<p>○ <u>重大事故等発生時におけるそれぞれの措置について、法第13条第1項に基づく事業許可申請書及び同添付書類又は法第16条第1項に基づく事業変更許可申請書及び同添付書類に記載された有効性評価の前提条件その他の措置に関する基本的内容を満足するよう定められていること。</u></p> <p><u>加工規則第8条第1項第18号</u> <u>大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備</u></p> <p>○ <u>大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊が発生した場合（以下「大規模損壊発生時」という。）における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>1. 大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。</u></li> <li><u>2. 大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。</u></li> <li><u>3. 大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。</u></li> <li><u>4. 大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な電源その他の資機材を備え付けること。</u></li> </ol>
------	--

	<p><u>5. 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する社内規程類を定め、これを要員に守らせること。</u></p> <p><u>6. プルトニウムを取り扱う加工施設にあっては、大規模損壊発生時における当該加工施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する社内規程類を定め、これを要員に守らせること。</u></p> <p>一 <u>大規模損壊発生時における臨界事故の影響を緩和するための対策に関すること。</u></p> <p>二 <u>大規模損壊発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影響を緩和するための対策に関すること。</u></p> <p>三 <u>大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</u></p> <p><u>7. 前各号に掲げるもののほか、大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u></p> <p><u>8. 前各号（プルトニウムを取り扱う加工施設以外の加工施設にあっては、6.を除く。）の措置の内容について、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。</u></p> <p>○ <u>大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置について、法第13条第1項に基づく事業許可申請書及び同添付書類又は法第16条第1項に基づく事業変更許可申請書及び同添付書類に記載された有効性評価の前提条件その他の措置に関する基本的内容を満足するよう定められていること。</u></p>
--	--

加工規則第8条第1項第15号 記録及び報告

1. 加工施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。

2. 加工規則第7条に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。

3. (略)

4. (略)

5. (略)

(削る)

加工規則第8条第1項第19号 記録及び報告

○ 加工施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適切に作成し、管理するための措置が定められていることが求められる。

○ 加工規則第7条に定める記録について、その記録の管理が定められていること（計量管理規定で定めるものを除く。）。

○ (略)

○ (略)

○ (略)

加工規則第8条第1項第20号 加工施設の定期的な評価

○ 加工施設の定期的な評価（経年劣化に係る技術的な評価）に関しては、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方について」（平成20・05・14原院第2号（平成20年5月19日原子力安全・保安院制定（NISA-181a-08-1）））及び「加工施設及び再処理施設における高経年化対策の評価の手引き（内規）」（平成20・05・14原院第3号（平成20年5月19日原子力安全・保安院制定））を参考とし、加工規則第7条の8の2第1項に規定された加工施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施する

加工規則第8条第1項第16号 加工施設の施設管理

1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号-7(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること。
2. 加工施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方」(平成20・05・14原院第2号(平成20年5月19日原子力安全・保安院制定))等を参考とし、加工規則第7条の4の2に規定された加工施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。
3. 事業を開始した日以後20年を経過した加工施設については、長期施設管理方針が定められていること。
4. 加工規則第8条第1項第16号に掲げる加工施設の施設管理に関することを変更しようとする場合(加工規則第7条の4の2第1項若しくは第2項の規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第3項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。)は、申請書に加工規則第7条の4の2第1項若しくは第2項の評価の結果又は第3項の見直しの結果を記載した書類(以下「技

ことが定められていること。

(新設)

術評価書」という。)が添付されていること。

5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方」等を参考として記載されていること。

6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。

なお、許可を受けたところにより、重大事故等が発生しないと評価された場合においては、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に検査を実施させる体制でもよい。

加工規則第8条第1項第17号 技術情報の共有

1. (略)

加工規則第8条第1項第18号 不適合発生時の情報の公開

1. (略)

2. 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要な事項が定められていること。

加工規則第8条第1項第19号 その他必要な事項

1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、加工施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。

加工規則第8条第1項第21号 技術情報の共有

(略)

加工規則第8条第1項第22号 不適合発生時の情報の公開

(略)

情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録などに必要な事項が定められていること。

加工規則第8条第1項第23号 その他必要な事項

日常の品質保証活動の結果を踏まえ、必要に応じ、加工施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。



<p>2. 保安規定を定める「目的」が、<u>核燃料物質</u>による災害の防止を図るものとして定められていること。</p> <p>(削る)</p>	<p>○ <u>加工事業者が、核燃料物質による災害を防止するため、保安活動を原子炉等規制法第22条第1項の規定に基づき保安規定として定めることが「目的」として定められていること。</u></p> <p>○ <u>安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA: as low as reasonably achievable）の精神にのっとり、核燃料物質の加工による災害防止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施することが「基本方針」として定められていること。</u></p>
--	--

別表第5 使用済燃料貯蔵施設における保安規定の審査基準 新旧対照表 (案)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>使用済燃料貯蔵事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）<u>第43条の20第1項の規定に基づき、事業所ごとに保安規定を定め、使用済燃料貯蔵施設の設置の工事に着手する前に原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</u></p> <p>これを受け、認可を受けようとする使用済燃料貯蔵事業者は、<u>使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成12年通商産業省令第112号。以下「貯蔵規則」という。）第37条第1項各号において規定されている事項</u>について定め、申請書を提出することが求められている。</p> <p>申請書を受理した原子力規制委員会は、使用済燃料貯蔵事業者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第43条の20第2項に定める認可要件である</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>原子炉等規制法第43条の4第1項若しくは第43条の7第1項の許可を受けたところ又は同条第2項の規定により届け出たところによるものでないと認められないこと</u></li> <li>・<u>使用済燃料又は使用済燃料によって汚染された物による災害の防止上十分でないと認められないこと</u></li> </ul> <p>を確認するための審査を行うこととしている。</p>	<p>使用済燃料貯蔵事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）<u>第43条の20第1項及び使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成12年通商産業省令第112号。以下「貯蔵規則」という。）第37条第1項の規定に基づき、事業所ごとに保安規定を定め、原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</u></p> <p>これを受け、認可を受けようとする使用済燃料貯蔵事業者は、<u>貯蔵規則第37条第1項において規定されている各項目</u>について定め、申請書を提出することが求められている。</p> <p>申請書を受理した原子力規制委員会は、使用済燃料貯蔵事業者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第43条の20第2項に定める認可要件である「<u>使用済燃料又は使用済燃料によって汚染された物による災害の防止上十分でないと認められない</u>」ことを確認するための審査を行うこととしている。</p>

したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。

ただし、貯蔵規則第37条第1項各号において定められている事項の中には、設置の工事に着手する段階で定めることが困難であり、かつ、これらをその段階で定めていなくても災害の防止上支障がない事項が存在することから、使用済燃料を初めて事業所に搬入するまでの間において適用される保安規定の審査に当たっては、これらの事項を定める時期が設定されていること及びその時期までにこれらの事項を定めることにより、災害の防止上支障がないものと認められることを審査において確認することとする。

貯蔵規則第37条第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制

1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。

2. （略）

（削る）

したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。

（新設）

貯蔵規則第37条第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制

○ 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守し、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。

○ （略）

貯蔵規則第37条第1項第2号 安全文化醸成のための体制

貯蔵規則第37条第1項第2号 品質マネジメントシステム

1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第43条の4第1項又は第43条の7第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定）を踏まえて定められていること。

2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、使用済燃料貯蔵施設の保安活動に関する管理の程

○ 安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。

○ 保安の確保を最優先する価値観を組織の中で形成し、維持し、強化していく当該組織としての文化を継続的に醸成するための体制を確実に構築することが明確となっていること。

貯蔵規則第37条第1項第3号 使用済燃料貯蔵施設の品質保証

○ 「核燃料物質の加工の事業に関する規則第7条の2の2から第7条の2の8、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第8条の3から第8条の9等の要求事項に対する社団法人日本電気協会電気技術規程「原子力発電所における安全のための品質保証規程（J E A C 4 1 1 1 - 2 0 0 9）」の取扱いについて（内規）」（平成22・03・03原院第1号（平成22年3月17日原子力安全・保安院制定（N I S A - 1 8 1 c - 1 0 - 1、N I S A - 1 9 1 c - 1 0 - 1、N I S A - 3 1 4 c - 1 0 - 1））において認められた J E A C 4 1 1 1 - 2 0 0 9 又はそれと同等の規格に基づく品質保証計画が定められていること。

○ 品質保証に関する記載内容については、「廃棄物管理施設の保安規定における品質保証に関する記載について」（平成21・02・12原院第7号（平成21年3月2日原子力安全・保安院制定（N

度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。

3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。

4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。

5. 内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に参与していない要員に実施させることとしてもよい。

貯蔵規則第37条第1項第3号 使用済燃料貯蔵施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織

1. (略)

貯蔵規則第37条第1項第4号 使用済燃料取扱主任者の職務の範

ISA-193a-09-1))を参考として記載していること。

(新設)

○ 作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、貯蔵規則第28条の8に規定された要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といった品質保証に係る文書の階層的な体系の中で、その位置付けが明確にされていること。

(新設)

貯蔵規則第37条第1項第4号 使用済燃料貯蔵施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織

○ (略)

貯蔵規則第37条第1項第5号 使用済燃料取扱主任者の職務の範

<p style="text-align: center;">囲等</p> <p>1. 使用済燃料の取扱いに<u>関し</u>、保安の監督を行う使用済燃料取扱主任者の選任について定められていること。</p> <p>2. 使用済燃料取扱主任者が保安の監督の責務を<u>十分に</u>果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第43条の23第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（<u>使用済燃料貯蔵設備の操作</u>に従事する者は、使用済燃料取扱主任者が保安のために行う指示に従うことを含む。）について適切に定められていること。また、使用済燃料取扱主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p> <p>3. 特に、使用済燃料取扱主任者が保安の監督に支障を<u>来す</u>ことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも使用済燃料貯蔵施設の保安組織から使用済燃料取扱主任者が<u>独立</u>していることが<u>求められる</u>ものではない。</p>	<p style="text-align: center;">囲等</p> <p>○ 使用済燃料の取扱いに<u>関して</u>、保安の監督を行う使用済燃料取扱主任者の選任について定められていること。</p> <p>○ 使用済燃料取扱主任者が保安の監督の責務を<u>十全</u>に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第43条の23第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（<u>使用済燃料の取扱い</u>に従事する者は、使用済燃料取扱主任者が保安のために行う指示に従うことを含む。）について適切に定められていること。また、使用済燃料取扱主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p> <p>○ 特に、使用済燃料取扱主任者が保安の監督に支障を<u>きたす</u>ことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも使用済燃料貯蔵施設の保安組織から使用済燃料取扱主任者が<u>独立</u>していることが<u>当然に求められる</u>ものではない。</p>
<p><u>貯蔵規則第37条第1項第5号</u> 保安教育</p> <p>1. 使用済燃料貯蔵施設の操作及び管理を行う者（<u>役務を供給する事業者</u>に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。</p> <p>2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p>	<p><u>貯蔵規則第37条第1項第6号</u> 保安教育</p> <p>○ <u>従業員（従業者のうち、放射線業務従事者をいう。以下同じ。）及び協力企業の従業員</u>について、保安教育実施方針が定められていること。</p> <p>○ <u>従業員及び協力企業の従業員</u>について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施すること</p>

3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。

4. 使用済燃料の取扱いに関する業務を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。

5. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。

貯蔵規則第37条第1項第6号 使用済燃料貯蔵施設の操作

1. 使用済燃料貯蔵施設の操作及び管理に必要な操作員の確保について定められていること。

2. 使用済燃料貯蔵施設の操作及び管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。

3. (略)

4. 使用済燃料貯蔵設備の操作前及び操作後に確認すべき事項並びに操作に必要な事項について定められていること。

5. 地震、火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。

貯蔵規則第37条第1項第7号 管理区域及び周辺監視区域の設定等

が定められていること。

○ 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。

○ 協力企業の従業員のうち、使用済燃料の取扱いに関する業務の補助を行う協力企業従業員については、従業員に準じて保安教育を実施することが定められていること。

○ 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容とその見直しの頻度等について明確に定められていること。

貯蔵規則第37条第1項第7号 使用済燃料貯蔵施設の操作

○ 使用済燃料貯蔵施設の操作に必要な操作員の確保について定められていること。

○ 使用済燃料貯蔵施設の操作管理に係る社内規程類を作成することが定められていること。

○ (略)

○ 設備操作前に確認すべき事項について定められていること。

○ 地震・火災等発生時に講ずべき措置について定められていること。

貯蔵規則第37条第1項第8号 管理区域及び周辺監視区域の設定等



- 1. (略)
- 2. (略)
- 3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。
- 4. (略)
- 5. (略)
- 6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。
- 7. 管理区域から物品又は使用済燃料等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。
- 8. (略)
- 9. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。

貯蔵規則第37条第1項第8号 排気監視設備及び排水監視設備

1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。

2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第16号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係

- (略)
- (略)
- 管理区域内において特別措置が必要な区域について採るべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。
- (略)
- (略)
- 管理区域へ出入りする従業員に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。
- 管理区域から物品又は核燃料物質等を搬出及び運搬する際に講ずべき事項が定められていること。
- (略)
- 協力企業に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。

貯蔵規則第37条第1項第9号 排気監視設備及び排水監視設備

放射性気体廃棄物が発生する場合には、その放出箇所、放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。

(新設)



るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第10号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。

(削る)

貯蔵規則第37条第1項第9号 線量、線量当量、汚染の除去等

1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。

2. 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。

3. 貯蔵規則第29条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。

4. (略)

5. (略)

6. 使用済燃料等（使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第11号又は第12号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよ

○ 放射性液体廃棄物が発生する場合には、その放出箇所、放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。

貯蔵規則第37条第1項第10号 線量、線量当量、汚染の除去等

○ 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置が定められていること。

(新設)

○ 貯蔵規則第29条に基づく、床・壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。

○ (略)

○ (略)

(新設)

い。  
7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第12号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。

8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第12号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。

9. (略)

貯蔵規則第37条第1項第10号 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法

1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。

(新設)

○ 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として記載していること。

○ (略)

貯蔵規則第37条第1項第11号 放射線測定器の管理等

○ 放出管理用計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。

2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第16号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。

(削る)

(削る)

(削る)

**貯蔵規則第37条第1項第11号** 使用済燃料の受払い、運搬等

1. 受入れの際の使用済燃料及び金属キャスクに関する条件、その適合性確認の内容、適合性確認の結果が不適合であった場合の措置その他保安のために講ずべき措置が定められていること。

2. (略)

(新設)

○ 放射線計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。

**貯蔵規則第37条第1項第12号** 使用済燃料貯蔵施設の巡視及び点検

○ 日常の保安活動の評価を踏まえ、使用済燃料貯蔵施設の点検対象施設並びに設備の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること(巡視及び点検の頻度を含む。)について、適切な内容が定められていること。

**貯蔵規則第37条第1項第13号** 使用済燃料貯蔵施設の施設定期自主検査

○ 実施計画を定めて施設定期自主検査を行うことを定めていること。

**貯蔵規則第37条第1項第14号** 使用済燃料の受払い、運搬等

○ 受入れの際の使用済燃料及び金属キャスクに関する条件、その適合性確認の内容、適合性確認の結果が不適合であった場合の措置が定められていること。

○ (略)

3. (略)

4. 使用済燃料を収納した金属キャスクの事業所の外への運搬に関する事業所内の措置が定められていること。

貯蔵規則第37条第1項第12号 放射性廃棄物の廃棄

1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。
2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること。
3. 放射性固体廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為(事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第9号及び第11号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。
4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。
5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。

○ (略)

○ 使用済燃料を収納した金属キャスクの事業所外への運搬に関する事業所内の措置が定められていること。

貯蔵規則第37条第1項第15号 放射性廃棄物の廃棄

- 放射性固体廃棄物が発生する場合には、その貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。
- 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」(平成20・04・21原院第1号(平成20年5月27日原子力安全・保安院制定(NISA-111a-08-1)))を参考として記載していること。

(新設)

(新設)

(新設)

<p>6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。</p>	<p>（新設）</p>
<p>7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</p>	<p>（新設）</p>
<p><u>貯蔵規則第37条第1項第13号</u> 非常の場合に講ずべき処置</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 緊急時における操作に関する<u>組織内</u>規程類を作成することが定められていること。</p> <p>3. (略)</p> <p>4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、<u>原子力災害対策特別措置法</u>（平成11年法律第156号）第7条第1項の<u>原子力事業者防災業務計画</u>によることが定められていること。</p> <p>5. (略)</p> <p>6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する<u>従業員</u>は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p>	<p><u>貯蔵規則第37条第1項第16号</u> 非常の場合に採るべき処置</p> <p>○ (略)</p> <p>○ 緊急時における操作に関する<u>社内</u>規程類を作成することが定められていること。</p> <p>○ (略)</p> <p>○ 緊急事態の発生をもってその後の措置は<u>防災業務計画</u>によることが定められていること。</p> <p>○ (略)</p> <p>○ <u>次の各号</u>に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</p> <p>1.・2. (略)</p> <p>3. 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する<u>従業員及び協力企業の従業員</u>は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p>

7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。

8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。

9. （略）

貯蔵規則第37条第1項第14号 設計想定事象に係る使用済燃料貯蔵施設の保全に関する措置

1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。

(1) 使用済燃料貯蔵施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、火災が発生した場合に対しては、可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含めて計画していること。

(2) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。

(3) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器

○ 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）及び緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に採るべき処置に関し、適切な内容が定められていること。

○ 事象が収束した場合は、緊急時体制を解除することが定められていること。

○ （略）

（新設）

具、無線機器その他の資機材を備え付けること。

(4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

**貯蔵規則第37条第1項第15号** 記録及び報告

1. 使用済燃料貯蔵施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。

2. 貯蔵規則第27条に定める記録について、その記録の管理に関すること(計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。)が定められていること。

3. (略)

4. 特に、貯蔵規則第43条の13各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。

5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。

**貯蔵規則第37条第1項第16号** 使用済燃料貯蔵施設の施設管理

1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前

**貯蔵規則第37条第1項第17号** 記録及び報告

○ 使用済燃料貯蔵施設に係る保安に関し、必要な記録を適切に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適切に作成し、管理するための措置が定められていることが求められる。

○ 貯蔵規則第27条に定める記録について、その記録の管理が定められていること。

○ (略)

○ 特に、貯蔵規則第43条の13各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること

(新設)

(新設)

事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号-7(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること。

2. 使用済燃料貯蔵施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価に関する運用ガイド」(原管廃発第1311275号(平成25年11月27日原子力規制委員会決定))を参考とし、貯蔵規則第31条の2に規定された使用済燃料貯蔵施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。

3. 事業を開始した日以後20年を経過した使用済燃料貯蔵施設については、長期施設管理方針が定められていること。

4. 貯蔵規則第37条第1項第16号に掲げる使用済燃料貯蔵施設の施設管理に関することを変更しようとする場合(貯蔵規則第31条の2第1項若しくは第2項の規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第3項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。)は、申請書に貯蔵規則第31条の2第1項若しくは第2項の評価の結果又は第3項の見直しの結果を記載した書類(以下「技術評価書」という。)が添付されていること。

5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価に関する運用ガイド」を参考として記載されていること。

6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定め



られていること。

なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解  
積第48条2の規定に基づき、当該使用前事業者検査等の対象とな  
る機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していな  
い要員に検査を実施させる体制でもよい。

**貯蔵規則第37条第1項第17号** 使用済燃料貯蔵施設の定期的な  
評価

1. 使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価に関することについては、「使  
用済燃料貯蔵施設の定期的な評価に関する運用ガイド」を参考に、  
貯蔵規則第35条の2に規定された使用済燃料貯蔵施設の定期的  
な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に  
実施することが定められていること。

2. 使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価に関することについては、貯  
蔵規則第35条の2の規定に基づく措置を講じたときは、同条各項  
に掲げる評価の結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価及び  
改善並びにQMSの改善を行うことが定められていること。

**貯蔵規則第37条第1項第18号** 技術情報の共有

1. (略)

**貯蔵規則第37条第1項第18号** 使用済燃料貯蔵施設の定期的な  
評価

○ 使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価に関することについては、  
「使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価に関する運用ガイド」(原  
管廃発第1311275号(平成25年11月27日原子力規制  
委員会決定))を参考に、貯蔵規則第35条の2に規定された使用  
済燃料貯蔵施設の定期的な評価を実施するための手順及び体制  
を定め、当該評価を定期的に実施することが定められているこ  
と。

○ 使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価に関することについては、貯  
蔵規則第35条の2の規定に基づく措置を講じたときは、同条各  
項に掲げる評価の結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価  
及び改善並びに品質保証計画の改善を行うことが定められてい  
ること。

**貯蔵規則第37条第1項第19号** 技術情報の共有

○ (略)

貯蔵規則第37条第1項第19号 不適合発生時の情報の公開

1. (略)
2. 情報の公開に関し、自ら管理するウェブサイトへの登録等に必要な事項が定められていること。

貯蔵規則第37条第1項第20号 その他必要な事項

1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、使用済燃料貯蔵施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。
2. 保安規定を定める「目的」が、使用済燃料又は使用済燃料によって汚染された物による災害の防止を図るものとして定められていること。

(削る)

貯蔵規則第37条第1項第20号 不適合発生時の情報の公開

- (略)
- 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録などに必要な事項が定められていること。

貯蔵規則第37条第1項第21号 その他必要な事項

- 日常の品質保証活動の結果を踏まえ、必要に応じ、使用済燃料貯蔵施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。
- 使用済燃料貯蔵事業者が、使用済燃料又は使用済燃料によって汚染された物による災害を防止するため、保安活動を原子炉等規制法第43条の20第1項の規定に基づき保安規定として定めることが「目的」として定められていること。
- 安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA：as low as reasonably achievable）の精神にのっとり、使用済燃料又は使用済燃料によって汚染された物による災害防止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施することが「基本方針」として定められていること。

別表第6 使用施設等における保安規定の審査基準 新旧対照表 (案)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>核燃料物質の使用者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）<u>第57条第1項</u>の規定に基づき、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号。以下「令」という。）第41条に規定する核燃料物質を使用しようとする<u>場合は</u>、工場又は事業所ごとに保安規定を定め、<u>核燃料物質の使用施設等の設置の工事に着手する前に原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</u></p> <p>これを受け、認可を受けようとする核燃料物質の使用者は、核燃料物質の使用等に関する規則（昭和32年総理府令第84号。以下「使用規則」という。）第2条の12<u>第1項各号</u>において規定されている<u>事項</u>について定め、<u>申請書を提出することが求められている。</u></p> <p><u>申請書</u>を受理した原子力規制委員会は、核燃料物質の使用者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第57条第2項に定める認可要件である</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>原子炉等規制法第52条第1項若しくは第55条第1項の許可を受けたところ又は同条第2項の規定により届け出たところによるものでないと認められないこと</u></li> <li>・<u>核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防</u></li> </ul>	<p>核燃料物質の使用者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）<u>57条第1項</u>の規定に基づき、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号。以下「令」という。）第41条に規定する核燃料物質を使用しようとする<u>場合</u>、工場又は事業所ごとに保安規定を定め、<u>原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</u></p> <p>これを受け、認可を受けようとする核燃料物質の使用者は、核燃料物質の使用等に関する規則（昭和32年総理府令第84号。以下「使用規則」という。）第2条の12<u>第1項</u>において規定されている<u>各項目</u>について<u>保安規定に定め、認可申請書を提出することが求められている。</u></p> <p><u>保安規定の認可申請書</u>を受理した原子力規制委員会は、核燃料物質の使用者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第57条第2項に定める認可要件である<u>「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でない」と認められない</u>ことを確認するための審査を行うこととしている。</p>

止上十分でないものであると認められないこと

を確認するための審査を行うこととしている。

したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。

ただし、使用規則第2条の12第1項各号において定められている事項の中には、設置の工事に着手する段階で定めることが困難であり、かつ、**これら**をその段階で定めていなくても災害の防止上支障がない事項が存在することから、核燃料物質を初めて工場又は事業所に搬入するまでの間において適用される保安規定の審査に当たっては、**これら**の事項を定める時期が設定されていること及びその時期までに**これら**の事項を定めることにより、災害の防止上支障がないものと認められることを審査において確認することとする。

(削る)

したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。

(新設)

各号共通事項

○ 使用規則第2条の12第1項第1号（使用施設等の管理を行う者の職務及び組織に関すること。）に定められたところにより、保安規定に明記された職務及び組織に従ってそれぞれの事項に関する責任者が明記されていること。

○ 使用規則第2条の12第1項第14号（品質保証（保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいう。）に関すること。）に定められたところにより、保安規定に明記された品質保証を行う者の職務及び組織に従ってそれ

	<p><u>それぞれの事項に関する責任者が明記されていること及び品質保証計画に基づき品質保証活動を実施することが明記されていること。</u></p>
<p><u>使用規則第2条の12第1項第1号</u> <u>関係法令及び保安規定の遵守のための体制</u></p> <p>1. <u>関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</u></p> <p>2. <u>保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>使用規則第2条の12第1項第2号</u> <u>品質マネジメントシステム</u></p> <p>1. <u>品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、<u>原子炉等規制法第52条第1項又は第55条第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第191</u></u></p>	<p>(新設)</p>

2257号-2(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を踏まえて定められていること。

2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、使用施設等の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。

3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。

4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。

5. 内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に参与していない要員に実施させることとしてもよい。

使用規則第2条の12第1項第3号 使用施設等の管理を行う者の

使用規則第2条の12第1項第1号 使用施設等の管理を行う者の

職務及び組織	職務及び組織
<p>1. <u>使用施設等に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</u></p>	<p>○ <u>本事項については、核燃料物質の使用等は、核燃料物質の使用許可申請書若しくは核燃料物質の使用変更許可申請書（以下「申請書等」という。）の記載内容及び使用、貯蔵及び廃棄の技術上の基準等の関係法令を遵守することはもとより、核燃料物質の使用等に係る災害を防止するため、保安規定を定め、自らの保安活動を確実に実施する旨が明記された上で、以下について明記されていること。</u></p> <p><u>1. 使用に係る保安のための職務（工場又は事業所内の保安の監督に関する責任者及び各職務）及び責任範囲並びに組織に関すること。</u></p> <p><u>ここで、本項において明記された各職務等については、使用規則第2条の1 2 第1項第2号から第1 5号に掲げる各事項において、その関わりが明記されていること。</u></p> <p><u>また、使用規則第2条の1 2 第1項第1 4号（品質保証（保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいう。）に関することをいう。）に定められたところにより、保安規定に明記された品質保証を行う者の職務及び組織に従って本事項に関する責任者が明記されていること及び品質保証計画に基づき品質保証活動を実施することが明記されていること。</u></p> <p><u>2. 会議体に関すること。</u></p> <p><u>会議体を設ける場合、その役割、位置付け、審議事項及び構成員に関すること。</u></p>

ここで、使用者においては、加工事業者や再処理事業者のように、核燃料物質の取扱いに関して保安の監督を行わせる責任者として、核燃料取扱主任者免状を有する者を選任する義務は課せられていない。

しかしながら、令第41条が、周辺監視区域外における一般公衆の放射線被ばくの観点から核燃料物質の数量及び組成を規定したものであることに鑑みれば、同条に定める核燃料物質の使用者においては、自らの保安活動をより確実に遂行していくため、核燃料物質の取扱いに関して指導・助言を行うに足りる知識及び経験等を有する者を保安の監督に関する責任者に選任すること並びにその職務及び責任範囲が保安規定に明記されていることが望ましい。これを踏まえ、以下の事項が明記されていること。

(1) (略)

(2) (略)

ここで、職務については、以下の事項が明記されていること。

①～⑦ (略)

(削る)

### 3. 保安の監督に関する責任者の配置に関すること。

ここで、使用者については、加工事業者や再処理事業者のように、核燃料物質の取扱いに関して保安の監督を行わせるための責任者として、国家試験により十分な知識を有すると認められ核燃料取扱主任者免状を交付され同免状を有する者を核燃料取扱主任者として選任する義務は課せられていない。

しかしながら、令第41条が、周辺監視区域外における一般公衆の放射線被ばくの観点から一定の潜在的危険性及び使用する核燃料物質が臨界に達する可能性を、使用する核燃料物質の数量として規定されたものであることに鑑みれば、同条に該当する核燃料物質の使用者については、自らの保安活動をより確実に遂行していく観点から、核燃料物質の取扱いに関する指導・助言を行い得る相当な知識及び経験等を有する者を保安の監督に関する責任者として配置することが、その職務及び責任範囲と併せて保安規定に明記されていることが望ましいことから、以下の事項が明記されていること。

(1) (略)

(2) (略)

ここで、職務については、以下の事項が明記されていること。

①～⑦ (略)

⑧ 国の実施する検査(施設検査、保安検査)に立ち会う



(3) ~ (5) (略)

使用規則第2条の12第1項第4号 保安教育

1. 使用施設等の管理を行う者（**役務を供給する事業者**に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。
2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。
3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。
4. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起さないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。

こと。

(3) ~ (5) (略)

使用規則第2条の12第1項第2号 放射線業務従事者の保安教育

○ 本事項については、以下の事項が明記されていること。

1. 保安教育の内容に関すること。

ここで、保安教育の内容については、以下の事項が明記されていること。

- (1) 関係法令及び保安規定に関すること。
- (2) 使用施設等の構造、性能及び操作に関すること。
- (3) 放射線管理に関すること。
- (4) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。
- (5) 非常時の場合に採るべき処置に関すること。
- (6) その他使用施設等に係る保安教育に関し必要な事項

2. 臨界に関すること。

ただし、臨界量以上の核燃料物質の使用者のみに適用される。

(1) 保安教育の教育時間に関すること。

ここで、教育時間の設定に関しては、核燃料物質等取扱業務特別教育規程（平成12年1月20日労働省告示第1号）の時間数が参考の一つとなる。

(2) 使用者の従業者以外の者（協力企業の従業者等）に対する保安教育に関すること。

<p><u>使用規則第2条の12第1項第5号</u> 使用施設等の操作</p> <p>1. <u>核燃料物質の使用等に必要な従業員の確保について定められていること。</u></p> <p>2. <u>使用施設等の管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。</u></p>	<p><u>ここで、保安教育は、原則として、使用者自らが実施することが明記されていること。また、協力企業に保安教育を実施させる場合は、協力企業に必要な教育内容を提示するとともに、その実施検査の報告、評価を行うことが明記されていること。</u></p> <p>(3) <u>放射線業務従事者以外の従業者（工場又は事業所に勤務する役員、事務職員を含む。）に対する保安教育に関すること。</u></p> <p><u>ここで、役員への保安教育は、他産業分野における事故・トラブル等の分析等を教材として、安全文化の啓蒙活動や役員自身の安全に係る自己啓発的なものが望ましい。</u></p> <p>(4) <u>非常時の訓練に関すること。</u></p> <p><u>ここで、非常時の訓練は年1回以上行うことが明記されていること。</u></p> <p>(5) <u>教育実施計画及び実施結果の記録の作成に関すること。</u></p> <p><u>ここで、教育実施計画の策定に当たっては、保安の監督に関する責任者が、その内容を精査することが明記されていること。</u></p> <p><u>使用規則第2条の12第1項第3号</u> 災害の防止上特に管理を必要とする機器の操作</p> <p>○ <u>本事項については、以下の事項が明記されていること。</u></p> <p>1. <u>災害の防止上特に管理を必要とする機器</u></p> <p><u>ここで、災害の防止上特に管理を必要とする機器とは、申請書等に記載されたところにより、核的制限値又は熱的制限値等を担</u></p>
---	---

- 3. 核燃料物質の臨界管理について定められていること。
- 4. 従業員の引継時に実施すべき事項について定められていること。
- 5. 核燃料物質等の使用前及び使用後に確認すべき取扱いに必要な事項について定められていること。
- 6. 地震、火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。

使用規則第2条の12第1項第6号 管理区域及び周辺監視区域の設定等

- 1. 管理区域の設定及び措置並びに立入制限等に関すること。
- 2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びこれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。
- 3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他の人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。
- 4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。
- 5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。
- 6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びこれを遵守さ

保する必要がある機器、閉じ込め機能を担保する必要がある機器、非常用装置、施設の保安のための計器及び放射線測定器等をいう。

- 2. 災害の防止上特に管理を必要とする機器の操作に関すること。

ここで、災害の防止上特に管理を必要とする機器の操作は、代表者又は工場若しくは事業所の長が、当該機器を安全に操作する技術的能力を有すると認めた放射線業務従事者の中から指定された者が行うことが明記されていること。

使用規則第2条の12第1項第4号 管理区域及び周辺監視区域の設定等

○ 本事項については、以下の事項が明記されていること。

- 1. 管理区域の設定及び措置並びに立入制限等に関すること。

ここで、措置とは、使用規則第2条の11の3第1号及び第2条の11の5第1号に掲げられた措置をいう。

- 2. 周辺監視区域の設定及び措置並びに立入制限等に関すること。

ここで、措置とは、使用規則第2条の11の3第2号及び第2条の11の5第1号に掲げられた措置をいう。

- せる措置が定められていること。
7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。
8. 周辺監視区域の設定及び措置並びに立入制限等に関すること。
9. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。

使用規則第2条の12第1項第7号 排気監視設備及び排水監視設備

1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。
2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第15号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第9号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。

使用規則第2条の12第1項第8号 線量、線量当量、汚染の除去等

1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。

使用規則第2条の12第1項第6号 排気監視設備及び排水監視設備

- 本事項については、以下の事項が明記されていること。
1. 排気監視設備及び排水監視設備の管理に関すること。  
ここで、排気監視設備及び排水監視設備とは、申請書等に記載されたものをいう。また、管理とは、点検内容及び点検頻度をいう。
2. 排気監視設備及び排水監視設備の点検により異常を認めた場合の処置に関すること。

使用規則第2条の12第1項第5号 線量、線量当量、汚染の除去等

- 本事項については、以下の事項が明記されていること。
1. 放射線業務従事者の線量及び放射線業務従事者が呼吸する空気中の放射性物質の濃度の監視に関すること。

2. 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。

3. 使用規則第2条の11の4第1号ハに基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。

4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。

5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。

6. 核燃料物質等（核燃料物質及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第10号又は第11号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。

7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第11号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。

2. 管理区域内の放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度、管理区域からの人の退去、又は持ち出し物品等の表面の放射性物質の密度の監視に関すること。

3. 管理区域内の床、壁、その他人の触れるおそれのある物であって放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定めた密度を超えた場合等の措置に関すること。

8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物の仕分け等を明確にするため、第11号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。

9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。

使用規則第2条の12第1項第9号 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法

1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。
2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第15号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。

（削る）

使用規則第2条の12第1項第7号 放射線測定器の管理

- 本事項については、以下の事項が明記されていること。
1. 放射線測定機器の管理に関すること。  
ここで、管理とは、点検内容及び点検頻度をいう。
  2. 測定器の種類、測定頻度、測定箇所等に関すること。

使用規則第2条の12第1項第8号 使用施設等の巡視及び点検

- 本事項については、以下の事項が明記されていること。
1. 巡視及び点検の頻度並びに対象とする使用施設等に関すること。

<p><u>使用規則第2条の12第1項第10号</u> 核燃料物質の<u>受払い</u>、<u>運搬</u>、<u>貯蔵等</u></p> <p>1. <u>工場又は事業所内における核燃料物質の運搬及び貯蔵に際して、</u> <u>臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措</u> <u>置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められてい</u> <u>ること。</u></p> <p>2. <u>核燃料物質の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又</u> <u>は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に関することが定</u> <u>められていること。なお、この事項は、第8号又は第11号におけ</u> <u>る運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p>	<p>2. <u>使用施設等の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名の記</u> <u>録に関すること。</u></p> <p>3. <u>巡視及び点検の結果の記録並びに異常を認めた場合の処置に関</u> <u>すること。</u></p> <p><u>使用規則第2条の12第1項第9号</u> 核燃料物質の<u>受渡し</u>、<u>運搬</u>、<u>貯</u> <u>蔵等</u></p> <p>○ <u>本事項については、以下の事項が明記されていること。</u></p> <p>1. <u>核燃料物質の受渡し及びその措置に関すること。</u></p> <p>2. <u>核燃料物質の工場又は事業所内及び工場又は事業所の外におけ</u> <u>る運搬に関すること。</u></p> <p>3. <u>貯蔵する核燃料物質の種類及び数量並びに貯蔵施設の管理その</u> <u>他の取扱いに関すること。</u></p> <p><u>ここで、貯蔵する核燃料物質の種類及び数量については、許可</u> <u>又は届出された年間予定使用量を超えないようにすることが明</u> <u>記されていること。</u></p>
<p><u>使用規則第2条の12第1項第11号</u> 放射性廃棄物の<u>廃棄</u></p> <p>1. <u>放射性固体廃棄物の保管廃棄に係る具体的な管理措置及び運搬に</u> <u>関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。</u></p> <p>2. <u>放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の<u>工場又は</u></u> <u>事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の<u>輸入</u>を含む。）に関する行為の</u> <u>実施体制が定められていること。</u></p>	<p><u>使用規則第2条の12第1項第10号</u> 放射性廃棄物の<u>廃棄</u></p> <p>○ <u>本事項については、以下の事項が明記されていること。</u></p> <p>1. <u>放射性気体廃棄物を廃棄する場合の排気中の放射性物質の濃度</u> <u>の監視に関すること。</u></p> <p>2. <u>放射性液体廃棄物を廃棄する場合の排水中の放射性物質の濃度</u> <u>の監視に関すること。</u></p>

<p>3. <u>放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第8号又は第10号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p> <p>4. <u>放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</u></p> <p>5. <u>放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</u></p> <p>6. <u>平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。</u></p> <p>7. <u>ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</u></p>	<p>3. <u>放射性固体廃棄物を廃棄する場合の放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量等に関すること。</u></p>
<p><u>使用規則第2条の12第1項第12号</u> 非常の場合に<u>講ずべき</u>処置</p> <p>1. <u>緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</u></p> <p>2. <u>緊急時における核燃料物質の使用に関する組織内規程類を作成することが定められていること。</u></p> <p>3. <u>緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報すること（工場等内の見学者、外部研究者等に対する避難指示等を含むこと）</u></p>	<p><u>使用規則第2条の12第1項第11号</u> 非常の場合に<u>採るべき</u>処置</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>



む。)が定められていること。

4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。

5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。

6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。  
 (削る)

(1)・(2) (略)

(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。  
 (削る)  
 (削る)  
 (削る)

7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射

(新設)

(新設)

(新設)

○ 本事項については、以下の事項が明記されていること。

1. 非常時の組織及び要員に関すること。なお、緊急作業に係る要員については、次の各号に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定すること。  
(1)・(2) (略)

(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員及び協力企業の従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。

2. 非常時対応資機材の整備及び管理に関すること。

3. 非常時の通報連絡システムに関すること（工場等内の見学者、外部研究者等に対する避難指示等を含む。）。

4. 非常時の措置（発令、活動及び解除を含む。）に関すること。

5. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放

線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。) 緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。  
(削る)

8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。

9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。

使用規則第2条の12第1項第13号 設計想定事象等に係る使用施設等の保全に関する措置

1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。

(1) 使用施設等の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。

イ 火災  
可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。

射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。) 及び緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に採るべき処置に関すること。

6. 発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合における処置に関すること。

(新設)

(新設)

(新設)

ロ 発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、使用施設等から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるもの(以下「多量の放射性物質等を放出する事故」という。)当該事故の拡大を防止するために必要な措置に関すること。

(2) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における使用施設等の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、毎年1回以上定期に実施すること。

(3) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。

(4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

使用規則第2条の12第1項第14号 記録及び報告

1. 使用施設等に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。

2. 使用規則第2条の11に定める記録について、その記録の管理に

使用規則第2条の12第1項第12号 使用施設等に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する記録

○ 本事項については、以下の事項が明記されていること。

1. 記録事項、記録すべき場合及び記録の保存期間に関すること。
2. 記録に当たっての留意事項

- 関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。
3. 工場又は事業所の長及び保安の監督に関する責任者に報告すべき事項が定められていること。
4. 特に、使用規則第6条の10各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。
5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。

使用規則第2条の12第1項第15号 使用施設等の施設管理

1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。
2. 使用前検査の実施に関することが定められていること。
- なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に検査を実施させることとしてもよい。

(新設)

使用規則第2条の12第1項第16号 技術情報の共有  
1. メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の使用者等と共有し、自らの使用施設等の保安を向上させるための措置が記載されていること。

使用規則第2条の12第1項第17号 不適合発生時の情報の公開  
1. 使用施設等の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。  
2. 情報の公開に関し、自ら管理するウェブサイトへの登録等に必要な事項が定められていること。

(削る)

(新設)

(新設)

使用規則第2条の12第1項第13号 使用施設等の定期的な自主  
検査

- 本事項については、以下の事項が明記されていること。
1. 使用施設等の保安上特に管理を必要とする設備の性能が維持されているかどうかについての検査に関すること。  
ここで、検査とは、検査内容及び検査頻度を含む。
  2. 使用施設等の保安のために直接関連する計器及び放射線測定器の校正に関すること。
  3. 1. の検査及び2. の校正の結果、異常を認めた場合の処理に関すること。

(削る)

使用規則第2条の12第1項第14号

品質保証（保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいう。）

○ 本事項については、品質保証を導入して保安のために必要な措置を体系的に実施する旨を明記した上で、以下の事項が明記されていること。

1. 品質保証計画の策定に関すること。

(1) 品質保証を行うため、トップマネジメントが、品質保証計画（品質保証計画に定める事項を含む。）を策定すること。

(2) 品質保証計画は、品質保証活動を実施するために必要な文書の発行、レビュー等に関して定める手続きに従って管理を行うこと。

2. 品質保証を行う者の組織及び職務に関すること。

品質保証に係る組織及び職務に関することについては、使用規則第2条の12第1項第1号（使用施設等の管理を行う者の職務及び組織に関すること。）と関連づけて明記されていること。

(1) 組織の範囲

保安管理組織のうち、品質保証に係る組織（品質保証を行う者（監査に係る組織を含む。））に関すること。なお、品質保証に係る組織は、保安管理組織の組織図中において、その範囲が明記されていること。

(2) トップマネジメント

	<p><u>使用者又は工場若しくは事業所の長が、品質保証に係る組織のトップマネジメントとして、品質保証計画の策定、品質保証活動の実施、評価及び継続的な改善を総括することが明記されていること。ここで、総括とは、自ら又は品質保証の総括を行う者を通じて、品質保証に係る事項の全体を見渡し、まとめること等をいう。</u></p> <p>(3) <u>品質保証責任者の選任</u></p> <p><u>品質保証計画の策定、品質保証活動の実施、評価及び品質保証計画の継続的な改善に関し、以下に例示する事項を実施する責任者（以下「品質保証責任者」という。）を、管理層の中から選任すること。</u></p> <p>① <u>品質保証に必要なプロセスを確立すること。</u></p> <p>② <u>実施及び維持を確実に実施すること。</u></p> <p>③ <u>品質保証活動の実施状況及び改善の必要性の有無について、トップマネジメントに報告すること。</u></p> <p>④ <u>組織全体にわたって原子力の安全確保に対する認識を高めることを確実にすること。</u></p> <p>(4) <u>品質保証に係る組織の職務</u></p> <p><u>品質保証に係る組織については、以下に例示する職務が明記されていること。なお、保安に関する組織において明記されているものは除く。</u></p> <p>① <u>保安教育の責任者</u></p> <p>② <u>監査の責任者</u></p>
--	---

	<p>③ <u>不適合管理の責任者</u></p> <p>④ <u>是正処置、予防処置の責任者</u></p> <p>⑤ <u>マネジメントレビューの責任者</u></p> <p>⑥ <u>文書管理、記録管理の責任者</u></p> <p>3. <u>品質保証計画に基づく品質保証活動の実施（保安に関し必要な個々の事項の計画、実施、評価及び継続的な改善を含む。）、評価（監査を含む。）及び品質保証計画の継続的な改善に関すること。</u></p> <p>(1) <u>品質保証活動に係る教育</u></p> <p><u>品質保証活動を実施するに当たっては、以下の事項を含む取り決め、手順の概略を明確にして教育を実施すること。なお、本事項については、使用規則第2条の12第1項第2号（放射線業務従事者に対する保安教育に関すること。）と関連づけて明記されていること。</u></p> <p>① <u>品質保証責任者及び監査員が職務遂行のために必要な教育、品質保証に係る組織に属する者が保安に関し必要な個々の事項の職務遂行のために必要な教育及び継続的な改善の結果必要とされた教育を実施すること。</u></p> <p>② <u>教育・訓練その他の処理の有効性を評価すること。</u></p> <p>③ <u>教育、訓練、技能及び経験に関する記録を維持すること。</u></p> <p>(2) <u>保安に関し必要な個々の事項の計画、実施、評価及び継続的な改善</u></p> <p><u>保安に関し必要な以下の事項の計画、実施、評価及び継続的な改善を実施するに当たり、以下の事項の取り決め及び手順を</u></p>
--	---



	<p><u>定め管理を行うこと。なお、本事項については、各レベル（部課室等）における計画、実施、評価及び継続的な改善並びに組織全体としての品質保証計画の策定、品質保証活動の実施、評価及び継続的な改善とのつながりが明記されていること。</u></p> <p>① <u>保安教育に関すること。</u></p> <p>② <u>災害の防止上特に管理を必要とする機器の操作に関すること。</u></p> <p>③ <u>管理区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</u></p> <p>④ <u>線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</u></p> <p>⑤ <u>排気監視設備及び排水監視設備に関すること。</u></p> <p>⑥ <u>放射線管理測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。</u></p> <p>⑦ <u>使用施設等の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること。</u></p> <p>⑧ <u>核燃料物質の受渡し、運搬、貯蔵その他の取扱いに関すること。</u></p> <p>⑨ <u>放射性廃棄物の廃棄に関すること。</u></p> <p>⑩ <u>非常の場合に採るべき処置に関すること。</u></p> <p>⑪ <u>使用施設等に係る保安に関する記録に関すること。</u></p> <p>⑫ <u>使用施設等の定期的な自主検査に関すること。</u></p>
--	---

	<p>⑬ <u>その他使用施設等に係る保安に関し必要な事項に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(3) <u>品質保証活動の評価</u></p> <p>① <u>監査</u> <u>以下の事項を含む取り決め及び手順に関すること。</u></p> <p>ア) <u>監査は、原則、定期的を実施すること。</u></p> <p>イ) <u>監査に先立ち、必要な計画（年度計画、実施計画等）を</u> <u>定めること。</u></p> <p>ウ) <u>監査の結果、明らかになった事項については、不適合管</u> <u>理、是正処置予防処置へ展開すること。</u></p> <p>② <u>不適合管理</u> <u>以下の事項を含む取り決め及び手順に関すること。</u></p> <p>ア) <u>不適合が放置されることを防ぐための管理に関するこ</u> <u>と。</u></p> <p>イ) <u>不適合の性質の記録、不適合に対して採られた特別採用</u> <u>を含む処置の記録の維持に関すること。</u></p> <p>ウ) <u>不適合の修正を施した場合に、要求事項への適合性を実</u> <u>証するための再検証に関すること。</u></p> <p>(4) <u>品質保証計画の継続的な改善</u></p> <p>① <u>是正処置</u> <u>以下の事項を含む取り決め及び手順に関すること。</u></p> <p>ア) <u>不適合の内容確認に関すること。</u></p> <p>イ) <u>不適合の原因特定に関すること。</u></p>
--	---

	<p> <u>ウ) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価に関すること。</u>  <u>エ) 必要な処置の決定及び実施に関すること。</u>  <u>カ) 採った処置の結果の記録に関すること。</u>  <u>キ) 是正処置において実施した活動のレビューに関すること。</u> </p> <p> <b>② 予防処置</b>  <u>以下の事項を含む取り決め及び手順に関すること。</u>  <u>ア) 起こり得る不適合及びその原因の特定に関すること。</u>  <u>イ) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価に関すること。</u>  <u>ウ) 必要な処置の決定及び実施に関すること。</u>  <u>エ) 採った処置の結果の記録に関すること。</u>  <u>カ) 予防処置において実施した活動のレビューに関すること。</u>  <u>キ) 他の組織から得られた核燃料物質の使用等に係る技術情報について、自らの使用施設等の保安の向上にいかすための措置が定められていること。</u> </p> <p> <b>③ マネジメントレビュー</b>  <u>以下の事項を含む取り決め及び手順に関すること。</u>  <u>ア) トップマネジメントによるマネジメントレビューに関すること。</u>  <u>イ) マネジメントレビューは、原則、定期的実施すること。</u> </p>
--	---

	<p>り) <u>マネジメントレビューの結果、明らかになった事項については、不適合の管理、是正処置、予防処置へと展開すること。</u></p> <p>4. <u>品質保証活動に関する文書及び記録に関すること。</u></p> <p>(1) <u>品質保証活動に関する文書の管理</u></p> <p>① <u>品質保証活動を実施するために必要な文書の発行、レビュー、改定、識別、配布（提供）及び外部文書、廃止文書に関して必要な管理に関すること。</u></p> <p>② <u>品質保証活動を実施するために必要な文書の明確化に関すること。</u></p> <p>(2) <u>品質保証活動に関する記録の管理</u></p> <p>① <u>品質保証活動を実施するために必要な記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理に関すること。</u></p> <p>② <u>品質保証計画における品質保証活動を実施するために必要な記録の明確化に関すること。</u></p>
<p><u>使用規則第2条の12第1項第18号</u> その他必要な事項</p> <p>1. <u>日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、使用施設等に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</u></p> <p>2. <u>保安規定を定める「目的」が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止を図るものとして定められていること。</u></p>	<p><u>使用規則第2条の12第1項第15号</u> その他必要な事項</p> <p>○ <u>施設の特徴及び日常の品質保証活動の結果を踏まえ、必要に応じ、使用施設等に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</u></p> <p>○ <u>核燃料物質の利用者が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物による災害を防止するため、保安活動を原子炉等規制法第57条第1項の規定に基づき保安規定として定めることが「目的」と</u></p>

<p>(削る)</p>	<p>して定められていること。</p> <p>○ <u>安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA：as low as reasonably achievable）の精神にのっとり、核燃料物質の使用等による災害防止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施することが「基本方針」として定められていること。</u></p>
-------------	--

別表第7 再処理施設における保安規定の審査基準 新旧対照表 (案)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>再処理事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第50条第1項の規定に基づき、<u>工場又は事業所ごとに保安規定を定め、再処理施設の設置の工事に着手する前に原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</u></p> <p>これを受け、認可を受けようとする再処理事業者は、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和46年総理府令第10号。以下「再処理規則」という。）第17条第1項各号において規定されている<u>事項</u>について定め、申請書を提出することが求められている。</p> <p>申請書を受理した原子力規制委員会は、再処理事業者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第50条第2項に定める認可要件である</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>原子炉等規制法第44条第1項の指定を受けたところ、第44条の4第1項の許可を受けたところ又は同条第2項の規定により届け出たところによるものでないと認められないこと</u></li> <li>・<u>使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止上十分でないことと認められないこと</u></li> </ul> <p>を確認するための審査を行うこととしている。</p> <p>したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定め</p>	<p>再処理事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第50条第1項の規定に基づき、<u>事業所ごとに保安規定を定め、原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</u></p> <p>これを受け、認可を受けようとする再処理事業者は、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和46年総理府令第10号。以下「再処理規則」という。）第17条第1項において規定されている<u>各項目</u>について定め、申請書を提出することが求められている。</p> <p>申請書を受理した原子力規制委員会は、再処理事業者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第50条第2項に定める認可要件である「<u>使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止上十分でないことと認められない</u>」ことを確認するための審査を行うこととしている。</p> <p>したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定め</p>

る。

ただし、再処理規則第17条第1項各号において定められている事項の中には、設置の工事に着手する段階で定めることが困難であり、かつ、これらをその段階で定めていなくても災害の防止上支障がない事項が存在することから、核燃料物質を初めて工場又は事業所に搬入するまでの間において適用される保安規定の審査に当たっては、これらの事項を定める時期が設定されていること及びその時期までにこれらの事項を定めることにより、災害の防止上支障がないものと認められることを審査において確認することとする。

再処理規則第17条第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制

1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。

2. (略)

(削る)

る。

(新設)

再処理規則第17号第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制

○ 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守し、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。

○ (略)

再処理規則第17条第1項第2号 安全文化醸成のための体制

○ 安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他

再処理規則第17条第1項第2号 品質マネジメントシステム

1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第44条第1項の指定（以下単に「指定」という。）を受けたところ又は第44条の4第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。

2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、再処理施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模

保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。

○ 保安の確保を最優先する価値観を組織の中で形成し、維持し、強化していく当該組織としての文化を継続的に醸成するための体制を確実に構築することが明確となっていること。

再処理規則第17条第1項第3号 再処理施設の品質保証

○ 「核燃料物質の加工の事業に関する規則第7条の2の2から第7条の2の8、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第8条の3から第8条の9等の要求事項に対する社団法人日本電気協会電気技術規程「原子力発電所における安全のための品質保証規程（J E A C 4 1 1 1 - 2 0 0 9）」の取扱いについて（内規）」（平成22・03・03原院第1号（平成22年3月17日原子力安全・保安院制定（N I S A - 1 8 1 c - 1 0 - 1、N I S A - 1 9 1 c - 1 0 - 1、N I S A - 3 1 4 c - 1 0 - 1））において認められた J E A C 4 1 1 1 - 2 0 0 9 又はそれと同等の規格に基づく品質保証計画が定められていること。

○ 品質保証に関する記載内容については、「原子力発電所の保安規定における品質保証に関する記載について」（平成16・03・04原院第3号（平成16年3月22日原子力安全・保安院制定（N I S A - 1 6 5 a - 0 4 - 3）））を参考として記載していること。



に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。

3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。

4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。

再処理規則第17条第1項第3号 再処理施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織

1. 再処理施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。

再処理規則第17条第1項第4号 核燃料取扱主任者の職務の範囲等

1. 再処理施設における核燃料物質の取扱いに関し、保安の監督を行う核燃料取扱主任者の選任について定められていること。

(新設)

○ 作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、再処理規則第8条の10に規定された要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といった品質保証に係る文書の階層的な体系の中で、その位置付けが明確にされていること。

再処理規則第17条第1項第4号 再処理施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織

○ 事業所における再処理施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。

再処理規則第17条第1号第5号 核燃料取扱主任者の職務の範囲等

○ 再処理施設における核燃料物質の取扱いに関し、保安の監督を行う核燃料取扱主任者の選任について定められていること。なお、核燃料物質の取扱いに関し、実務の経験が3年以上であること。

2. 核燃料取扱主任者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第50条の2第2項において準用する第22条の4第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（再処理設備の操作に従事する者は、核燃料取扱主任者が核燃料物質の取扱いに関して保安のために行う指示に従うことを含む。）について適切に定められていること。また、核燃料取扱主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。

3. 特に、核燃料取扱主任者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも再処理施設の保安組織から核燃料取扱主任者が独立していることが求められるものではない。

再処理規則第17条第1項第5号 保安教育

1. 再処理施設の操作及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。

2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。

3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。

○ 核燃料取扱主任者が保安の監督の責務を十全に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第50条の2第2項において準用する第22条の4第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（再処理の事業において核燃料物質の取扱いに従事する者は、核燃料取扱主任者がその取扱いに関して保安のために行う指示に従うことを含む。）について適切に定められていること。また、核燃料取扱主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。

○ 特に、核燃料取扱主任者が保安の監督に支障をきたすことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも再処理施設の保安組織から核燃料取扱主任者が独立していることが当然に求められるものではない。

再処理規則第17条第1項第6号 放射線業務従事者に対する保安教育

○ 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針が定められていること。

○ 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。

○ 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。

<p>4. <u>保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起さないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。</u></p>	<p>○ <u>保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起さないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容とその見直しの頻度等について明確に定められていること。</u></p>
<p><u>再処理規則第17条第1項第6号</u> <u>再処理施設の操作</u></p>	<p><u>再処理規則第17条第1項第7号</u> <u>保安上特に管理を必要とする設備の操作</u></p>
<p>1. <u>再処理施設の操作に必要な操作員の確保について定められていること。</u></p>	<p>○ <u>再処理施設の操作及び管理に必要な操作員の確保について定められていること。</u></p>
<p>2. <u>再処理施設の操作及び管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。</u></p>	<p>○ <u>再処理施設の操作及び管理に係る社内規程類を作成することが定められていること。</u></p>
<p>3. <u>核燃料物質の臨界管理について定められていること。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>4. <u>操作員の引継時に実施すべき事項について定められていること。</u></p>	<p>○ <u>操作員の引継時に実施すべき事項、設備操作前に確認すべき事項及び地震・火災・有毒ガス（予期せず発生するものを含む。）等発生時に講ずべき措置について定められていること（手順等への記載を含む）。</u></p>
<p>5. <u>再処理設備の操作前及び操作後に確認すべき事項並びに操作に必要な事項について定められていること。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>6. <u>地震、火災、有毒ガス（予期せず発生するものを含む。）等の発生時に講ずべき措置について定められていること。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>7. <u>再処理施設の保安に関する重要事項及び再処理施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。</u></p>	<p>(新設)</p>

<p>(削る)</p> <p><u>再処理規則第17条第1項第7号</u> 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. <u>管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置</u>を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、<u>壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準</u>が定められていること。</p> <p>4. (略)</p> <p>5. (略)</p> <p>6. <u>管理区域へ出入りする者</u>に遵守させるべき事項及び<u>これを</u>遵守させる措置が定められていること。</p> <p>7. <u>管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項</u>が定められていること。</p> <p>8. (略)</p> <p>9. (略)</p> <p>10. <u>役務を供給する事業者</u>に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及び<u>これを</u>遵守させる措置が定められていること。</p>	<p><u>再処理規則第17条第1項第8号</u> <u>再処理施設の操作の安全審査</u></p> <p><u>○ 再処理施設の保安に関する重要事項及び再処理施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。</u></p> <p><u>再処理規則第17条第1項第9号</u> 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ <u>管理区域内において特別措置が必要な区域について採るべき措置</u>を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、<u>壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準</u>が定められていること。</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ <u>管理区域へ出入りする所員</u>に遵守させるべき事項及び<u>それを</u>遵守させる措置が定められていること。</p> <p>○ <u>管理区域から物品又は核燃料物質等を搬出及び運搬する際に講ずべき事項</u>が定められていること。</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ <u>協力企業</u>に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及び<u>それを</u>遵守させる措置が定められていること。</p>
---	---

再処理規則第17条第1項第8号 排気監視設備及び海洋放出監視設備

1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。
2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第17号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第10号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。

(削る)

再処理規則第17条第1項第9号 線量、線量当量、汚染の除去等

1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置(個人線量計の管理の方法を含む。)が定められていること。
2. 国際放射線防護委員会(ICRP)が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念(as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。)の精神にのっとり、放射

再処理規則第17条第1項第10号 排気監視設備及び海洋放出監視設備

- 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための設備の保守管理、放出量管理方法並びに排気中の放射性物質の濃度の測定項目及び頻度が定められていること。

(新設)

- 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値を満たすための設備の保守管理、放出管理方法並びに海洋放出水中の放射性物質の量、濃度の測定項目及び頻度が定められていること。

再処理規則第17条第1項第11号 線量、線量当量、汚染の除去等

- 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置が定められていること。

(新設)

線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。

3. 再処理規則第9条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。

4. (略)

5. (略)

6. 核燃料物質等(核燃料物質及び放射性固体廃棄物を除く。)の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)が定められていること。なお、この事項は、第11号又は第12号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。

7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第12号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。

(削る)

○ 再処理規則第9条に基づく、床・壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。

○ (略)

○ (略)

○ 核燃料物質等の事業所外への運搬に関する事業所内の行為が定められていること。

○ 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、同法第61条の2第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行うことが定められていること。

○ 原子炉等規制法第61条の2第1項の確認を受けようとする物の取扱いに関することについては、「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について(内規)」(平成17・11・30原院第6号(平成18年1月30日原子力安全・保安院制定))及び平成23・06・20原院第4号(平成23年7月1日同院改正))を参考として記載

<p>8. <u>放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関する</u>ことについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第12号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>9. （略）</p> <p><u>再処理規則第17条第1項第10号</u> 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法</p> <p>1. <u>放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）</u>が定められていること。</p> <p>2. <u>放射線測定器の機能の維持の方法</u>については、施設全体の管理方法の一部等として、第17号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>（削る）</p>	<p><u>していること。なお、原子炉等規制法第61条の2第2項による放射能濃度の測定及び評価方法の認可において記載された内容を満足するように定められていること。</u></p> <p>○ <u>放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関する</u>ことについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として記載していること。</p> <p>○ （略）</p> <p><u>再処理規則第17条第1項第12号</u> 放射線測定器の管理等</p> <p>○ <u>放出管理用計測器について、計測器の種類、所管箇所、数量及び点検頻度が定められていること。</u></p> <p>（新設）</p> <p>○ <u>放射線計測器について、計測器の種類、所管箇所、数量及び点検頻度が定められていること。</u></p>
---	---

<p>(削る)</p>	<p><u>再処理規則第17条第1項第13号</u> 再処理施設の巡視及び点検</p> <p>○ <u>日常の保安活動の評価を踏まえ、再処理施設の点検対象施設並びに設備の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること（巡視及び点検の頻度を含む。）について、適切な内容が定められていること。</u></p>
<p>(削る)</p>	<p><u>再処理規則第17条第1項第14号</u> 再処理施設の施設定期自主検査</p> <p>○ <u>実施計画を定めて施設定期自主検査を行うことを定めていること。</u></p>
<p><u>再処理規則第17条第1項第11号</u> 核燃料物質の<u>受払い</u>、運搬、貯蔵等</p> <p>1. <u>工場又は事業所内における核燃料物質の運搬及び貯蔵（使用済燃料に係るものを含む。以下同じ。）に際して臨界に達しないようにする措置その他保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。</u></p> <p>2. <u>核燃料物質の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に関することが定められていること。なお、この事項は、第9号又は第12号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p>	<p><u>再処理規則第17条第1項第15号</u> 核燃料物質の<u>受渡し</u>、運搬、貯蔵等</p> <p>○ <u>事業所構内における核燃料物質の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して保安のために講ずべき措置として、運搬する場合に臨界に達しない措置を講ずること及び貯蔵施設等が定められていること。</u></p> <p>(新設)</p>
<p><u>再処理規則第17条第1項第12号</u> 放射性廃棄物の廃棄</p>	<p><u>再処理規則第17条第1項第16号</u> 放射性廃棄物の廃棄</p>



<p>1. (略)</p> <p>2. <u>放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること。</u></p> <p>3. <u>放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第9号及び第11号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p> <p>4. (略) (削る)</p> <p>5. <u>平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画、実施、評価等。ただし、海洋放出口周辺海域等に係るものを除く。)について定められていること。なお、第13号における環境放射線モニタリングに関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p> <p>6. <u>ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</u> (削る)</p>	<p>○ (略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ <u>放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出管理方法並びに海洋放出水中の放射性物質の量、濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>○ <u>原子炉等規制法第61条の2第1項の確認を受けようとする物の取扱いに関することについては、「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について(内規)」(平成17・11・30原院第6号(平成18年1月30日原子力安全・保安院制定)及び平成23・06・</u></p>
---	---

<p>(削る)</p>	<p><u>20原院第4号(平成23年7月1日同院改正))を参考として記載していること。</u>  <u>なお、原子炉等規制法第61条の2第2項による放射能濃度の測定及び評価方法の認可において記載された内容を満足するように定められていること。</u></p> <p>○ <u>放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」(平成20・04・21原院第1号(平成20年5月27日原子力安全・保安院制定(NISA-111a-08-1)))を参考として記載していること。</u></p>
<p><u>再処理規則第17条第1項第13号</u> 海洋放出口周辺海域等の放射線管理</p> <p>1. (略)</p> <p>2. <u>海洋放出口周辺海域等に係る平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画、実施、評価等)について定められていること。なお、第12号における環境放射線モニタリングに関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p>	<p><u>再処理規則第17条第1項第17号</u> 海洋放出口周辺海域等の放射線管理</p> <p>○ (略) (新設)</p>
<p><u>再処理規則第17条第1項第14号</u> 非常の場合に講ずべき処置</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 緊急時における<u>操作</u>に関する<u>組織内</u>規程類を作成することが定められていること。</p>	<p><u>再処理規則第17条第1項第18号</u> 非常の場合に採るべき処置</p> <p>○ (略)</p> <p>○ 緊急時における<u>運転操作</u>に関する<u>社内</u>規程類を作成することが定められていること。</p>

<p>3. (略)</p> <p>4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、<u>原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画</u>による<u>ことが定められていること。</u></p> <p>5. 緊急事態が発生した場合は、<u>緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</u></p> <p>6. <u>次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</u></p> <p><u>(1)・(2)</u> (略)</p> <p><u>(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</u></p> <p>7. <u>放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）</u>、<u>緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。</u></p> <p>8. <u>事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。</u></p>	<p>○ (略)</p> <p>○ 緊急事態の発生をもってその後の措置は<u>防災業務計画</u>による<u>ことが定められていること。</u><u>緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>○ <u>次の各号に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</u></p> <p><u>1.・2.</u> (略)</p> <p><u>3. 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員及び協力企業の従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</u></p> <p>○ <u>放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）及び緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に採るべき処置に関し、適切な内容が定められていること。</u></p> <p>○ <u>事象が収束した場合は、緊急時体制を解除することが定められていること。</u></p>
--	---

9. (略)

再処理規則第17条第1項第15号 設計想定事象等に係る再処理施設の保全に関する措置

1. 指定又は許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。

(1) 再処理施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。

イ 火災

可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。

ロ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。）

① 重大事故等発生時におけるセル内において発生する臨界事故を防止するための対策に関すること。

② 重大事故等発生時における使用済燃料から分離された物であって液体状のもの又は液体状の放射性廃棄物を冷却する機能が喪失した場合にセル内において発生する蒸

○ (略)

再処理規則第17条第1項第19号 初期消火活動のための体制の整備

○ 火災の発生を消防吏員に確実に通報するために必要な設備、初期消火活動を行うために必要な化学消防自動車、泡消火薬剤その他資機材の備え付け、初期消火活動のための体制の整備及びこれらの定期的な評価並びに評価結果に基づく必要な措置について、適切な内容が定められていること。

○ 初期消火活動のための体制の整備に関する記載内容については、「原子炉施設等を設置した工場又は事業所における初期消火活動のための体制の整備に関する規定の解釈（内規）」（平成20・06・11原院第2号（平成20年6月20日原子力安全・保安院制定（NISA-131c-08-28））のうち、再処理規則第12条の3及び第17条第1項第19号に係る事項に基づいていること。

発乾固を防止するための対策に関すること。

③ 重大事故等発生時における放射線分解によって発生する水素が再処理設備の内部に滞留することを防止する機能が喪失した場合にセル内において発生する水素による爆発を防止するための対策に関すること。

④ ③に掲げるもののほか、重大事故等発生時におけるセル内において発生する有機溶媒その他の物質による火災又は爆発を防止するための対策に関すること。

⑤ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する使用済燃料の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

⑥ ①から⑤までに掲げるもののほか、重大事故等発生時における放射性物質の漏えいを防止するための対策に関すること。

⑦ 発生する有毒ガスからの操作員等の防護に関すること。

ハ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる再処理施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）

① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。

② 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵設備の水位を確保するための対策及び使用済燃料の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。

③ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。

(2) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における再処理施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期的に実施すること。

(3) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホースその他の資機材を備え付けること。

(4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

(削る)

再処理規則第17条第1項第20号 重大事故発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備

○ 重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関しては、次に掲げる措置を講じることが定められていること。

1. 重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

2. 重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）を配置すること。

	<p><u>3. 対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。</u></p> <p><u>4. 重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。</u></p> <p><u>5. 重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する社内規程類を定め、これを対策要員に守らせること。</u></p> <p>二 <u>重大事故等発生時におけるセル内において発生する臨界事故を防止するための対策に関すること。</u></p> <p>二 <u>重大事故等発生時における使用済燃料から分離された物であって液体状のもの又は液体状の放射性廃棄物を冷却する機能が喪失した場合にセル内において発生する蒸発乾固を防止するための対策に関すること。</u></p> <p>三 <u>重大事故等発生時における放射線分解によって発生する水素が再処理設備の内部に滞留することを防止する機能が喪失した場合にセル内において発生する水素による爆発を防止するための対策に関すること。</u></p> <p>四 <u>重大事故等発生時におけるセル内において発生する有機溶媒その他の物質による火災又は爆発を防止するための対策に関すること（前号に掲げるものを除く。）。</u></p> <p>五 <u>重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する使用済燃料の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</u></p>
--	--

(削る)	<p>六 <u>重大事故等発生時における放射性物質の漏えいを防止するための対策に関すること（前各号に掲げるものを除く。）。</u></p> <p>七 <u>発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。</u></p> <p>6. <u>前各号に掲げるもののほか、重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u></p> <p>7. <u>前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。</u></p> <p>○ <u>重大事故等発生時におけるそれぞれの措置について、法第44条第1項に基づく事業指定申請書及び同添付書類又は法第44条の4第1項に基づく事業指定変更許可申請書及び同添付書類に記載された有効性評価の前提条件その他の措置に関する基本的内容を満足するよう定められていること。</u></p> <p><u>再処理規則第17条第1項第21号</u> <u>大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備</u></p> <p>○ <u>大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる再処理施設の大規模な損壊が発生した場合（以下「大規模損壊発生時」という。）における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。</u></p> <p>1. <u>大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行</u></p>
------	---



	<p><u>うために必要な計画を策定すること。</u></p> <p>2. <u>大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。</u></p> <p>3. <u>大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的実施すること。</u></p> <p>4. <u>大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。</u></p> <p>5. <u>大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する社内規程類を定め、これを要員に守らせること。</u></p> <p>二 <u>大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</u></p> <p>二 <u>大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵設備の水位を確保するための対策及び使用済燃料の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</u></p> <p>三 <u>大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</u></p> <p>6. <u>前各号に掲げるもののほか、大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u></p> <p>7. <u>前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結</u></p>
--	--

<p><u>再処理規則第17条第1項第16号</u> 記録及び報告</p> <p>1. <u>再処理施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。</u></p> <p>2. <u>再処理規則第8条に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。</u></p> <p>3. (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. (略)</p> <p><u>再処理規則第17条第1項第17号</u> 再処理施設の施設管理</p> <p>1. <u>施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力</u></p>	<p><u>果に基づき必要な措置を講ずること。</u></p> <p>○ <u>大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置について、法第44条第1項に基づく事業指定申請書及び同添付書類又は法第44条の4第1項に基づく事業指定変更許可申請書及び同添付書類に記載された措置に関する内容を満足するよう定められていること。</u></p> <p><u>再処理規則第17条第1項第22号</u> 記録及び報告</p> <p>○ <u>再処理施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適切に作成し、管理するための措置が定められていることが求められる。</u></p> <p>○ <u>再処理規則第8条に定める記録について、その記録の管理が定められていること。（計量管理規定で定めるものを除く。）</u></p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>(新設)</p>
--	---

規制委員会決定) )を参考として定められていること。

2. 再処理施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方について」(平成20・05・14 原院第2号(平成20年5月19日原子力安全・保安院制定))等を参考とし、再処理規則第11条の2に規定された再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に行うことが定められていること。

3. 事業を開始した日以後20年を経過した再処理施設については、長期施設管理方針が定められていること。

4. 再処理規則第17条第1項第17号に掲げる再処理施設の施設管理に関することを変更しようとする場合(再処理規則第11条の2第1項若しくは第2項の規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第3項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。)は、申請書に再処理規則第11条の2第1項若しくは第2項の評価の結果又は第3項の見直しの結果を記載した書類(以下「技術評価書」という。)が添付されていること。

5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方について」等を参考として記載されていること。

6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。

<p>(削る)</p>	<p><u>再処理規則第17条第1項第23号</u> 再処理施設の定期的な評価</p> <p>○ <u>再処理施設の定期的な評価（経年劣化に係る技術的な評価）</u> に関しては、「<u>加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方について</u>」（平成20・05・14原院第2号（平成20年5月19日原子力安全・保安院制定（NISA-181a-08-1）））及び「<u>加工施設及び再処理施設における高経年化対策の評価の手引き（内規）</u>」（平成20・05・14原院第3号（平成20年5月19日原子力安全・保安院制定））を参考とし、再処理規則第16条の2第1項に規定された再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。</p>
<p><u>再処理規則第17条第1項第18号</u> 技術情報の共有</p> <p>1. (略)</p>	<p><u>再処理規則第17条第1項第24号</u> 技術情報の共有</p> <p>○ (略)</p>
<p><u>再処理規則第17条第1項第19号</u> 不適合発生時の情報の公開</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に<u>必要な事項が定められていること。</u></p>	<p><u>再処理規則第17条第1項第25号</u> 不適合発生時の情報の公開</p> <p>○ (略)</p> <p>○ 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録などに<u>必要な事項が定められていること。</u></p>
<p><u>再処理規則第17条第1項第20号</u> その他必要な事項</p> <p>1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、再処理施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</p>	<p><u>再処理規則第17条第1項第26号</u> その他必要な事項</p> <p>○ 日常の品質保証活動の結果を踏まえ、必要に応じ、再処理施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</p>

<p>2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止を図るものとして定められていること。</p> <p>(削る)</p>	<p>○ <u>再処理事業者が、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物による災害を防止するため、保安活動を原子炉等規制法第50条第1項の規定に基づき保安規定として定めることが「目的」として定められていること。</u></p> <p>○ <u>安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA：as low as reasonably achievable）の精神にのっとり、使用済燃料の再処理による災害防止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施することが「基本方針」として定められていること。</u></p>
--	--

別表第8 第二種廃棄物埋設事業に係る廃棄物埋設施設における保安規定の審査基準 新旧対照表 (案)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第二種廃棄物埋設事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）<u>第51条の18第1項の規定に基づき、事業所ごとに保安規定を定め、第二種廃棄物埋設事業に係る廃棄物埋設施設（以下単に「廃棄物埋設施設」という。）の設置の工事に着手する前に原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</u></p> <p>これを受け、認可を受けようとする第二種廃棄物埋設事業者は、<u>核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和63年総理府令第1号。以下「第二種埋設規則」という。）第20条第1項各号において規定されている事項について定め、申請書を提出することが求められている。</u></p> <p>申請書を受理した原子力規制委員会は、第二種廃棄物埋設事業者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第51条の18第2項に定める認可要件である</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>原子炉等規制法第51条の2第1項若しくは第51条の5第1項の許可を受けたところ又は同条第2項の規定により届け出たところによるものでないと認められないこと</u></li> <li>・<u>核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でないものであると認められないこと</u></li> </ul>	<p>第二種廃棄物埋設事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）<u>第51条の18第1項及び核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和63年総理府令第1号。以下「第二種埋設規則」という。）第20条第1項の規定に基づき、事業所ごとに保安規定を定め、原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</u></p> <p>これを受け、認可を受けようとする第二種廃棄物埋設事業者は、<u>第二種埋設規則第20条第1項において規定されている各項目について定め、申請書を提出することが求められている。</u></p> <p>申請書を受理した原子力規制委員会は、第二種廃棄物埋設事業者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第51条の18第2項に定める認可要件である「<u>核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でないと認められない</u>」ことを確認するための審査を行うこととしている。</p>

を確認するための審査を行うこととしている。

したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。

ただし、第二種埋設規則第20条第1項各号において定められている事項の中には、設置の工事に着手する段階で定めることが困難であり、かつ、これらをその段階で定めていなくても災害の防止上支障がない事項が存在することから、放射性廃棄物を初めて事業所に搬入するまでの間において適用される保安規定の審査に当たっては、これらの事項を定める時期が設定されていること及びその時期までにこれらの事項を定めることにより、災害の防止上支障がないものと認められることを審査において確認することとする。

第二種埋設規則第20条第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制

1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。

2. (略)

したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。

(新設)

第二種埋設規則第20条第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制

○関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守し、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。

○ (略)

(削る)

第二種埋設規則第20条第1項第2号 品質マネジメントシステム

1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第51条の2第1項又は第51条の5第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定）を踏まえて定められていること。

2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位

第二種埋設規則第20条第1項第2号 安全文化醸成のための体制

○安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。

○保安の確保を最優先する価値観を組織の中で形成し、維持し、強化していく当該組織としての文化を継続的に醸成するための体制を確実に構築することが明確となっていること。

第二種埋設規則第20条第1項第3号 廃棄物埋設施設の品質保証

○「核燃料物質の加工の事業に関する規則第7条の2の2から第7条の2の8、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第8条の3から第8条の9等の要求事項に対する社団法人日本電気協会電気技術規程「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111-2009）」の取扱いについて（内規）」（平成22・03・03原院第1号（平成22年3月17日原子力安全・保安院制定（NISA-181c-10-1、NISA-191c-10-1、NISA-314c-10-1））において認められたJEAC4111-2009又はそれと同等の規格に基づく品質保証計画が定められていること。

○品質保証に関する記載内容については、「第二種廃棄物埋設事業に係る廃棄物埋設施設の保安規定における品質保証に関する記載に



置付けを含めて、廃棄物埋設施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。

3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。

4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。

5. 内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることとしてもよい。

**第二種埋設規則第20条第1項第3号** 廃棄物埋設施設の管理を行う者の職務及び組織

1. (略)

について」(平成21・02・12原院第6号(平成21年3月2日原子力安全・保安院制定(NISA-192a-09-1)))を参考として記載していること。

(新設)

○作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、第二種埋設規則第13条の10に規定された要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といった品質保証に係る文書の階層的な体系の中で、その位置付けが明確にされていること。

(新設)

**第二種埋設規則第20条第1項第4号** 廃棄物埋設施設の管理を行う者の職務及び組織

○ (略)

第二種埋設規則第20条第1項第4号 廃棄物取扱主任者の職務の範囲等

1. 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の取扱いに関し、保安の監督を行う廃棄物取扱主任者の選任について定められていること。
2. 廃棄物取扱主任者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第51条の21第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められていること。また、廃棄物取扱主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。
3. 特に、廃棄物取扱主任者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも廃棄物埋設施設の保安組織から廃棄物取扱主任者が独立していることが求められるものではない。

第二種埋設規則第20条第1項第5号 保安教育

1. 廃棄物埋設施設の管理を行う者（役務を供給する事業者）に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。
2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。
3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況

第二種埋設規則第20条第1項第5号 廃棄物取扱主任者の職務の範囲等

- 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の取扱いに関して、保安の監督を行う廃棄物取扱主任者の選任について定められていること。
- 廃棄物取扱主任者が保安の監督の責務を十全に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第51条の21に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められていること。また、廃棄物取扱主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。
- 特に、廃棄物取扱主任者が保安の監督に支障をきたすことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも廃棄物埋設施設の保安組織から廃棄物取扱主任者が、独立していることが当然に求められるものではない。

第二種埋設規則第20条第1項第6号 保安教育

- 放射線業務従事者（協力企業に属する者を含む。以下「従事者」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。
- 従事者について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。
- 従事者について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を

を確認することが定められていること。  
4. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起さないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。

**第二種埋設規則第20条第1項第6号** 放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置

1. 周辺監視区域及び埋設保全区域の設定及び廃止を含め、放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置の内容が、許可を受けたところによるもの又は廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果に基づくものとして定められていること。

**第二種埋設規則第20条第1項第7号** 管理区域、周辺監視区域及び埋設保全区域の設定等

- 1. (略)
- 2. (略)
- 3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。
- 4. (略)
- 5. (略)

を確認することが定められていること。  
○保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起さないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容とその見直しの頻度等について明確に定められていること。

**第二種埋設規則第20条第1項第7号** 放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置

○周辺監視区域及び埋設保全区域の設定及び廃止を含め、放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置の内容が、許可申請書又は廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果に基づき定められていること。

**第二種埋設規則第20条第1項第8号** 管理区域、周辺監視区域及び埋設保全区域の設定等

- (略)
- (略)
- 管理区域内において特別措置が必要な区域について採るべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁、その他の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。
- (略)
- (略)

6. (略)

7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。

8. (略)

9. (略)

10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。

**第二種埋設規則第20条第1項第8号** 排気監視設備及び排水監視設備

1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。  
(削る)

2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第17号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第11号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。

○ (略)

○ 管理区域から物品又は核燃料物質等を搬出及び運搬する際に講ずべき事項が定められていること。

○ (略)

○ (略)

○ 協力企業に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。

**第二種埋設規則第20条第1項第9号** 排気監視設備及び排水監視設備

○ 放射性気体廃棄物が発生する場合は、その放出箇所、放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。

○ 放射性液体廃棄物が発生する場合は、その放出箇所、放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。  
(新設)

<p><u>第二種埋設規則第20条第1項第9号</u> 線量、線量当量、汚染の除去等</p> <p>1. <u>放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。</u></p> <p>2. <u>国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（<u>as low as reasonably achievable</u>。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。</u></p> <p>3. <u>第二種埋設規則第14条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</u></p> <p>4. (略)</p> <p>5. (略)</p> <p>6. (略)</p> <p>7. <u>核燃料物質等の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第13号における運搬に関する事項と併せて定められていること。</u></p> <p>8. <u>原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが</u></p>	<p><u>第二種埋設規則第20条第1項第10号</u> 線量、線量当量、汚染の除去等</p> <p><input type="checkbox"/> <u>放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置が定められていること。</u></p> <p>(新設)</p> <p><input type="checkbox"/> <u>第二種埋設規則第14条に基づく、床・壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</u></p> <p><input type="checkbox"/> (略)</p> <p><input type="checkbox"/> (略)</p> <p><input type="checkbox"/> (略)</p> <p><input type="checkbox"/> <u>核燃料物質等の事業所外への運搬に関する事業所内の措置が定められていること。</u></p> <p>(新設)</p>
---	--

定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第13号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。

9. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第13号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。

10. (略)

第二種埋設規則第20条第1項第10号 廃棄物埋設地及びその周辺の状況の監視

1. (略)

第二種埋設規則第20条第1項第11号 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法

1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。  
(削る)

○放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として記載していること。

○ (略)

第二種埋設規則第20条第1項第11号 廃棄物埋設地及びその周辺の状況の監視

○ (略)

第二種埋設規則第20条第1項第12号 放射線測定器の管理等

○放出管理用計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。

○放射線計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。

2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第17号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。

(削る)

**第二種埋設規則第20条第1項第12号** 放射性廃棄物の受入れの基準

1. 廃棄物埋設施設に受け入れる放射性廃棄物が、第二種埋設規則第8条に規定する埋設しようとする放射性廃棄物等の技術上の基準に適合していることについて確認するための受入れの基準（以下「廃棄物受入基準」という。）に関する事項が定められていること。

2. 廃棄体に係る廃棄物受入基準は、少なくとも以下の事項を含むこと。

(1) 放射性廃棄物を封入し、又は固型化した容器に関すること

(2) 第二種埋設規則第8条第2項第1号に定める放射性廃棄物にあつては、容器に固型化した方法

(3) 第二種埋設規則第8条第2項第2号に定める放射性廃棄物にあ

(新設)

**第二種埋設規則第20条第1項第13号** 廃棄物埋設施設の巡視及び点検

○日常の保安活動の評価を踏まえ、廃棄物埋設施設の点検対象施設及び設備並びに廃棄物埋設地の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること（巡視及び点検の頻度を含む。）について、適切な内容が定められていること。

**第二種埋設規則第20条第1項第14号** 放射性廃棄物の受入れの基準

○廃棄物埋設施設に受け入れる放射性廃棄物が、第二種埋設規則第8条に規定する埋設しようとする放射性廃棄物等の技術上の基準に適合していることについて確認するための受入れの基準（以下「廃棄物受入基準」という。）に関する事項が定められていること。

○廃棄体に係る廃棄物受入基準は、少なくとも以下の事項を含むこと。

1. 放射性廃棄物を封入し、又は固型化した容器に関すること

2. 第二種埋設規則第8条第2項第1号に定める放射性廃棄物にあつては、容器に固型化した方法

3. 第二種埋設規則第8条第2項第2号に定める放射性廃棄物にあ

<p>あつては、容器に封入し、又は固型化した方法</p> <p><u>(4)</u> 容器に固型化した放射性廃棄物にあつては、固型化材料に関すること</p> <p><u>(5)</u> 廃棄物の種類に関すること</p> <p><u>(6)</u> 放射能濃度</p> <p><u>(7)</u> 表面の放射性物質の密度</p> <p><u>(8)</u> 廃棄体の健全性又は廃棄物埋設地の安全機能を損なうおそれのある物質の性質及び量に関すること</p> <p><u>(9)</u> 廃棄体の耐荷重強度に関すること</p> <p><u>(10)</u> 廃棄物埋設地に定置するまでの間に想定される最大の高さからの落下による衝撃により飛散又は漏えいする放射性物質の量</p> <p><u>(11)</u> 放射性廃棄物を示す標識を付ける方法</p> <p><u>(12)</u> 第二種埋設規則第7条第1項の申請書に記載された事項と照合できるような整理番号の表示その他の措置の方法</p> <p><u>(13)</u> (1) から (12) までに定めるもののほか、許可申請書等に記載した廃棄体に係る事項を満足するものであること</p> <p><u>3.</u> コンクリート等廃棄物に係る廃棄物受入基準は、少なくとも以下の事項を含むこと。</p> <p><u>(1)</u> 放射性廃棄物の種類に関すること</p> <p><u>(2)</u> 放射能濃度</p> <p><u>(3)</u> 廃棄物埋設地の安全機能を損なうおそれのある物質の性質及び量に関すること</p>	<p>つては、容器に封入し、又は固型化した方法</p> <p><u>4.</u> 容器に固型化した放射性廃棄物にあつては、固型化材料に関すること</p> <p><u>5.</u> 廃棄物の種類に関すること</p> <p><u>6.</u> 放射能濃度</p> <p><u>7.</u> 表面の放射性物質の密度</p> <p><u>8.</u> 廃棄体の健全性又は廃棄物埋設地の安全機能を損なうおそれのある物質の性質及び量に関すること</p> <p><u>9.</u> 廃棄体の耐荷重強度に関すること</p> <p><u>10.</u> 廃棄物埋設地に定置するまでの間に想定される最大の高さからの落下による衝撃により飛散又は漏えいする放射性物質の量</p> <p><u>11.</u> 放射性廃棄物を示す標識を付ける方法</p> <p><u>12.</u> 第二種埋設規則第7条第1項の申請書に記載された事項と照合できるような整理番号の表示その他の措置の方法</p> <p><u>13.</u> 1. から12. までに定めるもののほか、許可申請書等に記載した廃棄体に係る事項を満足するものであること</p> <p><u>Q</u>コンクリート等廃棄物に係る廃棄物受入基準は、少なくとも以下の事項を含むこと。</p> <p><u>1.</u> 放射性廃棄物の種類に関すること</p> <p><u>2.</u> 放射能濃度</p> <p><u>3.</u> 廃棄物埋設地の安全機能を損なうおそれのある物質の性質及び量に関すること</p>
---	--



(4) 第二種埋設規則第7条第1項の申請書に記載された事項と照合できるような整理番号の表示その他の措置の方法  
(5) (1) から (4) までに定めるもののほか、許可申請書等に記載したコンクリート等廃棄物に係る事項を満足するものであること

**第二種埋設規則第20条第1項第13号** 放射性廃棄物の受入れ、運搬、**廃棄等**

1. 事業所内における放射性廃棄物の受入れ、運搬及び廃棄に際して、保安のために講ずべき措置を講ずること及び廃棄施設における廃棄の条件等が定められていること。
2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること。
3. 放射性廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為(事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、第9号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。
4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。
5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出

4. 第二種埋設規則第7条第1項の申請書に記載された事項と照合できるような整理番号の表示その他の措置の方法  
5. 1. から 4. までに定めるもののほか、許可申請書等に記載したコンクリート等廃棄物に係る事項を満足するものであること

**第二種埋設規則第20条第1項第15号** 放射性廃棄物の**受入れ**、運搬、**廃棄等**

- 事業所内における放射性廃棄物の運搬、廃棄等に際して保安のために講ずべき措置として、放射性物質の飛散又は漏えいを防止する措置を講ずることが定められていること。
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)

<p><u>物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</u></p> <p>6. <u>平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。</u></p> <p>7. <u>ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p><u>第二種埋設規則第20条第1項第14号</u> 非常の場合に<u>講ずべき処置</u></p> <p>1. (略)</p> <p>2. 緊急時における操作に関する<u>組織内</u>規程類を作成することが定められていること。</p> <p>3. (略)</p> <p>4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、<u>原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画</u>によることが定められていること。</p> <p>5. (略)</p> <p>6. <u>次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</u></p> <p><u>(1)・(2)</u> (略)</p> <p><u>(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者で</u></p>	<p><u>第二種埋設規則第20条第1項第16号</u> 非常の場合に<u>採るべき処置</u></p> <p>○ (略)</p> <p>○緊急時における操作に関する<u>社内</u>規程類を作成することが定められていること。</p> <p>○ (略)</p> <p>○緊急事態の発生をもってその後の措置は<u>防災業務計画</u>によることが定められていること。</p> <p>○ (略)</p> <p>○<u>次の各号に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</u></p> <p><u>1.・2.</u> (略)</p> <p><u>3. 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員及び協力企業の従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定す</u></p>

<p>あること。</p> <p>7. <u>放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）</u>、<u>緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に<u>講ずべき</u>処置</u>に関し、適切な内容が定められていること。</p> <p>8. <u>事象が収束した場合</u>には、緊急時体制を解除することが定められていること。</p> <p>9. （略）</p> <p><u>第二種埋設規則第20条第1項第15号</u> <u>設計想定事象に係る廃棄物</u> <u>物理施設の保全に関する措置</u></p> <p>1. <u>許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</u></p> <p><u>（1）廃棄物物理施設の必要な機能を維持するための活動に関する</u> <u>計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に火災が発生した場合に対しては、可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含めて計画していること。</u></p> <p><u>（2）必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及</u></p>	<p>る副原子力防災管理者であること。</p> <p><u>○放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）及び緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に<u>採るべき</u>処置</u>に関し、適切な内容が定められていること。</p> <p><u>○事象が収束した場合は、緊急時体制を解除することが定められていること。</u></p> <p><u>○（略）</u></p> <p>（新設）</p>
---	--

び訓練に関すること。

(3) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。

(4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

**第二種埋設規則第20条第1項第16号** 記録及び報告

1. 廃棄物埋設施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。

2. 第二種埋設規則第13条に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。

3. (略)

4. (略)

5. (略)

**第二種埋設規則第20条第1項第17号** 廃棄物埋設施設の施設管理

1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイ

**第二種埋設規則第20条第1項第17号** 記録及び報告

○廃棄物埋設施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていることが求められる。

○第二種埋設規則第13条に定める記録について、その記録の管理が定められていること。

○ (略)

○ (略)

○ (略)

(新設)

ド」(原規規発第1912257号-7(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること。

第二種埋設規則第20条第1項第18号 廃棄物埋設施設の定期的な評価等

1. 廃棄物埋設施設の定期的な評価等に関することについては、「第二種廃棄物埋設施設の定期的な評価等に関する運用ガイド」(原管発第1311279号(平成25年11月27日原子力規制委員会決定))を参考に、第二種埋設規則第19条の2に規定された廃棄物埋設施設の定期的な評価等を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的及び放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置を変更しようとするときに実施することが定められていること。

2. 廃棄物埋設施設の定期的な評価等に関することについては、第二種埋設規則第19条の2第1項又は第2項の規定に基づく措置を講じたときは、これらの項の各号に掲げる評価の結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価及び改善並びにQMSの改善を行うことが定められていること。

3. (略)

第二種埋設規則第20条第1項第19号 技術情報の共有

1. (略)

第二種埋設規則第20条第1項第18号 廃棄物埋設施設の定期的な評価等

○廃棄物埋設施設の定期的な評価等に関することについては、「第二種廃棄物埋設施設の定期的な評価等に関する運用ガイド」(原管発第1311279号(平成25年11月27日原子力規制委員会決定))を参考に、第二種埋設規則第19条の2に規定された廃棄物埋設施設の定期的な評価等を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的及び放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置を変更しようとするときに実施することが定められていること。

○廃棄物埋設施設の定期的な評価等に関することについては、第二種埋設規則第19条の2第1項又は第2項の規定に基づく措置を講じたときは、これらの項の各号に掲げる評価の結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価及び改善並びに品質保証計画の改善を行うことが定められていること。

○ (略)

第二種埋設規則第20条第1項第19号 技術情報の共有

○ (略)

<p>第二種埋設規則第20条第1項第20号 不適合発生時の情報の公開</p> <p>1. (略)</p> <p>2. <u>情報の公開に関し、自ら管理するウェブサイトへの登録等に必要な事項が定められていること。</u></p>	<p>第二種埋設規則第20条第1項第20号 不適合発生時の情報の公開</p> <p>○ (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>第二種埋設規則第20条第1項第21号 その他必要な事項</p> <p>1. <u>日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、廃棄物埋設施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</u></p> <p>2. <u>保安規定を定める「目的」が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止を図るものとして定められていること。</u></p> <p>(削る)</p>	<p>第二種埋設規則第20条第1項第21号 その他必要な事項</p> <p>○<u>日常の品質保証活動の結果を踏まえ、必要に応じ、廃棄物埋設施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</u></p> <p>○<u>廃棄物埋設事業者が、核燃料物質等による災害を防止するため、保安活動を原子炉等規制法第51条の18第1項の規定に基づき保安規定として定めることが「目的」として定められていること。</u></p> <p>○<u>安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA：as low as reasonably achievable）の精神にのっとり、核燃料物質等による災害防止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施することが「基本方針」として定められていること。</u></p>

別表第9 廃棄物管理施設における保安規定の審査基準 新旧対照表 (案)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>廃棄物管理事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）<u>第51条の18第1項の規定に基づき、事業所ごとに保安規定を定め、廃棄物管理施設の設置の工事に着手する前に原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</u></p> <p>これを受け、認可を受けようとする廃棄物管理事業者は、<u>核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和63年総理府令第47号。以下「廃棄物管理規則」という。）第34条第1項各号において規定されている事項について定め、申請書を提出することが求められている。</u></p> <p>申請書を受理した原子力規制委員会は、廃棄物管理事業者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第51条の18第2項に定める認可要件である</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>原子炉等規制法第51条の2第1項若しくは第51条の5第1項の許可を受けたところ又は同条第2項の規定により届け出たところによるものでないと認められないこと</u></li> <li>・<u>核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でないものであると認められないこと</u></li> </ul>	<p>廃棄物管理事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）<u>第51条の18第1項及び核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和63年総理府令第47号。以下「廃棄物管理規則」という。）第34条第1項の規定に基づき、事業所ごとに保安規定を定め、原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</u></p> <p>これを受け、認可を受けようとする廃棄物管理事業者は、<u>廃棄物管理規則第34条第1項において規定されている各項目について定め、申請書を提出することが求められている。</u></p> <p>申請書を受理した原子力規制委員会は、廃棄物管理事業者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第51条の18第2項に定める認可要件である「<u>核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染されたものによる災害の防止上十分でないと認められない</u>」ことを確認するための審査を行うこととしている。</p>

を確認するための審査を行うこととしている。

したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。

ただし、廃棄物管理規則第34条第1項各号において定められている事項の中には、設置の工事に着手する段階で定めることが困難であり、かつ、これらをその段階で定めていなくても災害の防止上支障がない事項が存在することから、放射性廃棄物を初めて事業所に搬入するまでの間において適用される保安規定の審査に当たっては、これらの事項を定める時期が設定されていること及びその時期までにこれらの事項を定めることにより、災害の防止上支障がないものと認められることを審査において確認することとする。

廃棄物管理規則第34条第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制

1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。

2. (略)

したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。

(新設)

廃棄物管理規則第34条第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制

○ 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守し、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。

○ (略)



<p>(削る)</p>	<p><u>廃棄物管理規則第34条第1項第2号</u> <u>安全文化醸成のための体制</u></p> <p>○ <u>安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</u></p> <p>○ <u>保安の確保を最優先する価値観を組織の中で形成し、維持し、強化していく当該組織としての文化を継続的に醸成するための体制を確実に構築することが明確となっていること。</u></p>
<p><u>廃棄物管理規則第34条第1項第2号</u> <u>品質マネジメントシステム</u></p> <p>1. <u>品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第51条の2第1項又は第51条の5第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。</u></p> <p>2. <u>具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位</u></p>	<p><u>廃棄物管理規則第37条第1項第3号</u> <u>廃棄物管理施設の品質保証</u></p> <p>○ <u>「核燃料物質の加工の事業に関する規則第7条の2の2から第7条の2の8、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第8条の3から第8条の9等の要求事項に対する社団法人日本電気協会電気技術規格「原子力発電所における安全のための品質保証規格（JEAC4111-2009）」の取扱いについて（内規）」（平成22・03・03原院第1号（平成22年3月17日原子力安全・保安院制定（NISA-181c-10-1、NISA-191c-10-1、NISA-314c-10-1））において認められたJEAC4111-2009又はそれと同等の規格に基づく品質保証計画が定められていること。</u></p> <p>○ <u>品質保証に関する記載内容については、「廃棄物管理施設の保安規定における品質保証に関する記載について」（平成21・02・1</u></p>

位置付けを含めて、廃棄物管理施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。

3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。

4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。

5. 内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に關与していない要員に実施させることとしてもよい。

廃棄物管理規則第34条第1項第3号 操作及び管理を行う者の職務及び組織

1. (略)

2原院第7号(平成21年3月2日原子力安全・保安院制定(NISA-193a-09-1))を参考として記載していること。

(新設)

○ 作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、廃棄物管理規則第26条の10に規定された要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といった品質保証に係る文書の階層的な体系の中で、その位置付けが明確にされていること。

(新設)

廃棄物管理規則第34条第1項第4号 廃棄物管理施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織

○ (略)

**廃棄物管理規則第34条第1項第4号** 廃棄物取扱主任者の職務の範囲等

1. 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の取扱いに関し、保安の監督を行う廃棄物取扱主任者の選任について定められていること。
2. 廃棄物取扱主任者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第51条の21に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（廃棄物管理設備の操作に従事する者は、廃棄物取扱主任者が保安のために行う指示に従うことを含む。）について適切に定められていること。また、廃棄物取扱主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。
3. 特に、廃棄物取扱主任者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも廃棄物管理施設の保安組織から廃棄物取扱主任者が独立していることが求められるものではない。

**廃棄物管理規則第34条第1項第5号** 保安教育

1. 廃棄物管理施設の操作及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。
2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画

**廃棄物管理規則第34条第1項第5号** 廃棄物取扱主任者の職務の範囲等

- 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の取扱いに関して、保安の監督を行う廃棄物取扱主任者の選任について定められていること。
- 廃棄物取扱主任者が保安の監督の責務を十全に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第51条の21に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められていること。また、廃棄物取扱主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。
- 特に、廃棄物取扱主任者が保安の監督に支障をきたすことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも廃棄物管理施設の保安組織から廃棄物取扱主任者が、独立していることが当然に求められるものではない。

**廃棄物管理規則第34条第1項第6号** 保安教育

- 放射線業務従事者（協力企業に属する者を含む。以下「従業者」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。
- 従業者について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画

<p>を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>3. <u>従業員</u>について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p> <p>4. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起さないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、<u>その見直しの頻度等</u>について明確に定められていること。</p>	<p>を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>○ <u>従業員</u>について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p> <p>○ 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起さないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容と<u>その見直しの頻度等</u>について明確に定められていること。</p>
<p><u>廃棄物管理規則第34条第1項第6号</u> <u>廃棄物管理施設の操作</u></p> <p>1. <u>廃棄物管理施設の操作に必要な操作員の確保について定められていること。</u></p> <p>2. <u>廃棄物管理施設の操作及び管理に係る組織内</u>規程類を作成することが定められていること。</p> <p>3. <u>操作員の引継時に実施すべき事項</u>について定められていること。</p> <p>4. <u>廃棄物管理設備の操作に当たって確認すべき事項</u>について定められていること。</p> <p>5. <u>地震、火災等の発生時等に講ずべき措置</u>について定められていること。</p>	<p><u>廃棄物管理規則第34条第1項第7号</u> <u>保安上特に管理を必要とする設備の操作</u></p> <p>(新設)</p> <p>○ <u>廃棄物管理施設の操作管理</u>に係る社内規程類を作成することが定められていること。</p> <p>○ <u>操作員の引継時に実施すべき事項、設備操作前に確認すべき事項、地震・火災等発生時に講ずべき措置</u>について定められていること。 (手順書等への記載を含む。)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p><u>廃棄物管理規則第34条第1項第7号</u> <u>管理区域及び周辺監視区域の設定等</u></p>	<p><u>廃棄物管理規則第34条第1項第8号</u> <u>管理区域及び周辺監視区域の設定等</u></p>

<p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について<u>講ずべき措置</u>を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、<u>壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。</u></p> <p>4. (略)</p> <p>5. (略)</p> <p>6. (略)</p> <p>7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に<u>講ずべき事項が定められていること。</u></p> <p>8. (略)</p> <p>9. <u>役務を供給する事業者</u>に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及び<u>これ</u>を遵守させる措置が定められていること。</p>	<p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ 管理区域内において特別措置が必要な区域について<u>採るべき措置</u>を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、<u>壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。</u></p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ 管理区域から物品又は核燃料物質等を搬出及び運搬する際に<u>講ずべき事項が定められていること。</u></p> <p>○ (略)</p> <p>○ <u>協力企業</u>に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及び<u>それ</u>を遵守させる措置が定められていること。</p>
<p><u>廃棄物管理規則第34条第1項第8号</u> 排気監視設備及び排水監視設備</p> <p>1. <u>放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。</u></p> <p>2. <u>これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第15号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係</u></p>	<p><u>廃棄物管理規則第34条第1項第9号</u> 排気監視設備及び排水監視設備</p> <p>○ <u>放射性気体廃棄物が発生する場合は、その放出箇所、放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</u></p> <p>(新設)</p>

るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第10号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。

(削る)

廃棄物管理規則第34条第1項第9号 線量、線量当量、汚染の除去等

1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置(個人線量計の管理の方法を含む。)が定められていること。
2. 国際放射線防護委員会 (ICRP) が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念 (as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。)の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。
3. 廃棄物管理規則第27条第1号ハに基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。
4. (略)
5. (略)
6. 核燃料物質等(放射性固体廃棄物を除く。)の事業所の外への運搬に関する行為(事業所の外での運搬中に関するものを除く。)が定められていること。なお、この事項は、第11号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。

- 放射性液体廃棄物が発生する場合は、その放出箇所、放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。

廃棄物管理規則第20条第1項第10号 線量、線量当量、汚染の除去等

- 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置が定められていること。  
(新設)
- 廃棄物管理規則第27条に基づく、床・壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。
- (略)
- (略)
- 核燃料物質等の事業所外への運搬に関する事業所内の措置が定められていること。

7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第11号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。

8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第11号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。

9. (略)

廃棄物管理規則第34条第1項第10号 放射線測定器の管理及び  
放射線測定の方法

1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。

2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方

(新設)

○ 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として記載していること。

○ (略)

廃棄物管理規則第34条第1項第11号 放射線測定器の管理等

○ 放出管理用計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。

(新設)



<p>法の一部等として、第15号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	
<p>(削る)</p>	<p>○ <u>放射線計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。</u></p>
<p>(削る)</p>	<p><u>廃棄物管理規則第34条第1項第12号</u> <u>廃棄物管理施設の巡視及び点検</u></p>
<p>(削る)</p>	<p>○ <u>日常の保安活動の評価を踏まえ、廃棄物管理施設の点検対象施設並びに設備の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること(巡視及び点検の頻度を含む。)について、適切な内容が定められていること。</u></p>
<p>(削る)</p>	<p><u>廃棄物管理規則第34条第1項第13号</u> <u>廃棄物管理施設の施設定期自主検査</u></p>
<p>(削る)</p>	<p>○ <u>実施計画を定めて施設定期自主検査を行うことを定めていること。</u></p>
<p><u>廃棄物管理規則第34条第1項第11号</u> <u>放射性廃棄物の受払い、運搬、廃棄等</u></p>	<p><u>廃棄物管理規則第34条第1項第14号</u> <u>放射性廃棄物の受入れ、運搬、廃棄等</u></p>
<p>1. <u>事業所内における放射性廃棄物の運搬に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること及び廃棄施設における廃棄の条件等が定められていること。</u></p>	<p>○ <u>事業所内における放射性廃棄物の受入れ、運搬、廃棄等に際して保安のために講ずべき措置として、放射性物質の飛散又は漏えいを防止する措置を講ずることが定められていること。</u></p>
<p>2. <u>放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の事業所の</u></p>	<p>○ <u>核燃料物質が臨界に達するおそれがある場合は、臨界防止のため</u></p>



<p>外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。</p> <p>3. 放射性廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第9号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。</p> <p>7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</p>	<p>の措置が定められていること。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
<p><u>廃棄物管理規則第34条第1項第12号</u> 非常の場合に講ずべき処置</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 緊急時における操作に関する組織内規程類を作成することが定められていること。</p> <p>3. (略)</p>	<p><u>廃棄物管理規則第34条第1項第15号</u> 非常の場合に採るべき処置</p> <p>○ (略)</p> <p>○ 緊急時における操作に関する社内規程類を作成することが定められていること。</p> <p>○ (略)</p>

<p>4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、<u>原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画</u>によることが定められていること。</p> <p>5. （略）</p> <p>6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3）<u>実効線量</u>について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する<u>従業員</u>は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は<u>同条第3項</u>に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>7. <u>放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）</u>、<u>緊急作業</u>を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に<u>講ずべき</u>処置に関し、適切な内容が定められていること。</p> <p>8. 事象が収束した<u>場合には</u>、緊急時体制を解除することが定められていること。</p> <p>9. （略）</p> <p><u>廃棄物管理規則第34条第1項第13号</u> <u>設計想定事象に係る廃棄</u></p>	<p>○ 緊急事態の発生をもってその後の措置は<u>防災業務計画</u>によることが定められていること。</p> <p>○ （略）</p> <p>○ <u>次の各号</u>に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</p> <p><u>1.・2.</u> （略）</p> <p>3. <u>実効線量</u>について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する<u>従業員及び協力企業の従業員</u>は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は<u>同法同条第3項</u>に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>○ <u>放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）及び緊急作業</u>を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に<u>採るべき</u>処置に関し、適切な内容が定められていること。</p> <p>○ 事象が収束した<u>場合は</u>、緊急時体制を解除することが定められていること。</p> <p>○ （略）</p> <p>（新設）</p>
---	---

物管理施設の保全に関する措置

1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。

(1) 廃棄物管理施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、火災が発生した場合には、可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含めて計画していること。

(2) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。

(3) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。

(4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

廃棄物管理規則第34条第1項第14号 記録及び報告

1. 廃棄物管理施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。

廃棄物管理規則第34条第1項第16号 記録及び報告

○ 廃棄物管理施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていることが求められる。

<p>2. 廃棄物管理規則第26条に定める記録について、その記録の<u>管理</u>に関すること（<u>計量管理規定及び核物質防護規定</u>で定めるものを除く。）が定められていること。</p> <p>3. (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. (略)</p>	<p><input type="radio"/> 廃棄物管理規則第26条に定める記録について、その記録の<u>管理</u>が定められていること。</p> <p><input type="radio"/> (略)</p> <p><input type="radio"/> (略)</p> <p><input type="radio"/> (略)</p>
<p><u>廃棄物管理規則第34条第1項第15号</u> <u>廃棄物管理施設の施設管理</u></p> <p>1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「<u>原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド</u>」(原規規発第1912257号-7(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること。</p> <p>2. 廃棄物管理施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「<u>廃棄物管理施設の定期的な評価に関する運用ガイド</u>」(原管廃発第13112713号(平成25年11月27日原子力規制委員会決定))等を参考とし、<u>廃棄物管理規則第29条の2</u>に規定された廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。</p> <p>3. 事業を開始した日以後20年を経過した廃棄物管理施設については、長期施設管理方針が定められていること。</p>	<p>(新設)</p>

4. 廃棄物管理規則第34条第1項第15号に掲げる廃棄物管理施設の施設管理に関することを変更しようとする場合（廃棄物管理規則第29条の2第1項若しくは第2項の規定により長期施設管理方針を策定し、又は第3項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。）は、申請書に廃棄物管理規則第29条の2第1項若しくは第2項の評価の結果又は第3項の見直しの結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されていること。
5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「廃棄物管理施設の定期的な評価に関するガイド」を参考として記載されていること。
6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。

なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に検査を実施させる体制でもよい。

廃棄物管理規則第34条第1項第16号 廃棄物管理施設の定期的な評価

1. 廃棄物管理施設の定期的な評価に関することについては、「廃棄物管理施設の定期的な評価に関するガイド」を参考に、廃棄物管理規則第33条の2に規定された廃棄物管理施設の定期的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に行うことが定められていること。

廃棄物管理規則第34条第1項第17号 廃棄物管理施設の定期的な評価

- 廃棄物管理施設の定期的な評価に関することについては、「廃棄物管理施設の定期的な評価に関するガイド」(原管廃発第13112713号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定）)を参考に、廃棄物管理規則第33条の3に規定された廃棄物管理施設の定期的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価

2. 廃棄物管理施設の定期的な評価に関することについては、廃棄物管理規則第33条の2の規定に基づく措置を講じたときは、同条各項に掲げる評価の結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価及び改善並びにQMSの改善を行うことが定められていること。

廃棄物管理規則第34条第1項第17号 技術情報の共有

1. (略)

廃棄物管理規則第34条第1項第18号 不適合発生時の情報の公開

1. (略)

2. 情報の公開に関し、自ら管理するウェブサイトへの登録等に必要な事項が定められていること。

廃棄物管理規則第34条第1項第19号 その他必要な事項

1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、廃棄物管理施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。

2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止を図るものとして定められていること。

(削る)

を定期的実施することが定められていること。

廃棄物管理施設の定期的な評価に関することについては、廃棄物管理規則第33条の3の規定に基づく措置を講じたときは、同条各項に掲げる評価の結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価及び改善並びに品質保証計画の改善を行うことが定められていること。

廃棄物管理規則第34条第1項第18号 技術情報の共有

(略)

廃棄物管理規則第34条第1項第19号 不適合発生時の情報の公開

(略)

(新設)

廃棄物管理規則第34条第1項第20号 その他必要な事項

日常の品質保証活動の結果を踏まえ、必要に応じ、廃棄物管理施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。

廃棄物管理事業者が、核燃料物質等による災害を防止するため、保安活動を原子炉等規制法第51条の18第1項の規定に基づき保安規定として定めることが「目的」として定められていること。

安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会（ICRP）が19

	<p><u>77年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA：as low as reasonably achievable）の精神にのっとり、核燃料物質等による災害防止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施することが「基本方針」として定められていること。</u></p>
--	--

別表第10 廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 新旧対照表（案）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>本審査基準は、廃止措置計画の認可を受けようとする試験研究用等原子炉設置者及び廃止措置計画の認可を受けた試験研究用等原子炉設置者（以下「原子炉設置者」という。）から申請された<u>廃止措置計画</u>に係る保安規定認可申請書又は保安規定変更認可申請書（以下「申請書」という。）の審査に適用する。</p> <p>原子炉設置者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づき、<u>工場又は事業所（船舶にあっては、その船舶。以下「事業所」という。）ごとに保安規定</u>を定め、原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</p> <p>これを受け、原子炉設置者は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法第43条の3の2第2項</li> <li>・試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号。以下「試験炉規則」という。）第15条第2項</li> </ul> <p>において規定されている各項目について、<u>追加</u>又は変更した保安規定の認可を受けるため、申請書を提出することが求められている。</p>	<p>本審査基準は、廃止措置計画の認可を受けようとする試験研究用等原子炉設置者及び廃止措置計画の認可を受けた試験研究用等原子炉設置者（以下「原子炉設置者」という。）から申請された<u>廃止措置計画の認可を受けようとする試験研究用等原子炉施設及び廃止措置計画の認可を受けた試験研究用等原子炉施設</u>（以下「原子炉施設」という。）に係る保安規定認可申請書又は保安規定変更認可申請書（以下「申請書」という。）の審査に適用する。</p> <p>原子炉設置者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づき、<u>保安規定</u>を定め、原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</p> <p>これを受け、原子炉設置者は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法第43条の3の2第2項</li> <li>・試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号。以下「試験炉規則」という。）第15条第1項</li> </ul> <p>において規定されている各項目について<u>追加</u>又は変更した保安規定の認可を受けるため、申請書を提出することが求められている。</p>



申請書を受理した原子力規制委員会は、原子炉設置者から申請された保安規定について、法第37条第2項に定める認可要件である

・法第23条第1項若しくは第26条第1項の許可を受けたところ又は同条第2項の規定により届け出たところによるものでないと認められないこと

・核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上十分でないものであると認められないこと

を確認するための審査を行う。

(削る)

したがって、原子炉設置者から申請された廃止措置段階の保安規定の審査における基準を明確にする観点から、廃止措置段階の保安規定の審査に当たって確認すべき事項等を次のとおり定める。

注) 試験炉規則第15条第2項柱書きに「法第43条の3の2第2項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第37条第1項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。」と規定していることから、廃止措置計画(変更)の

申請書を受理した原子力規制委員会は、原子炉設置者から申請された保安規定について、法第37条第2項に定める認可要件である「核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上十分でない」と認められないことを確認するための審査を行う。

試験炉規則第15条では、廃止措置中の要求事項を特に設けていないが、廃止措置の進捗に伴い、安全に対する要求事項が変化してゆくことが想定されることから、廃止措置の段階に応じて各項目の要求の程度を勘案する。

したがって、原子炉設置者から申請された保安規定の審査における基準を明確にする観点から、当該保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項等を下記のとおり定める。

(新設)

認可の日までに認可を受ける必要がある。

2. 個々の事項に対する審査

個々の記載事項に対する審査における基準は、以下のとおりとする。

(削る)

(1) 関係法令及び保安規定の遵守のための体制

- ・ 試験炉規則第15条第2項第1号

1) 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領

2. 個々の事項に対する審査

個々の記載事項に対する審査における基準は以下のとおりとする。

○各号共通事項

- ・ 試験炉規則第15条第1項第1号（原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織に関すること。）に定められたところにより、保安規定に明記された職務及び組織にしたがって本事項に関する責任者が明記されていること。
- ・ 試験炉規則第15条第1項第18号（品質保証（保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいう。）に関すること。）に定められたところにより、保安規定に明記された品質保証を行う者の職務及び組織にしたがって本事項に関する責任者が明記されていること及び品質保証計画に基づき品質保証活動を実施することが明記されていること。

(新設)

書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。

特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。

2) 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。

## (2) 品質マネジメントシステム

### ・試験炉規則第15条第2項第2号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

1) 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、法第23条第1項若しくは第26条第1項の許可（以下単に「許可」という。）又は法第43条の3の2第2項の認可を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。

具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順

(新設)

書等の位置付けを含めて、試験研究用等原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように記載されていること。

また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。

その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。

2) 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。

3) 内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることとしてもよい。

(3) 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

・試験炉規則第15条第2項第3号

(2) に加え、廃止措置の実施に係る組織、文書規定等を定める

(新設)

こと。廃止措置の段階に応じて、保安の方法等が明確に示されていること。

(4) 廃止措置を行う者の職務及び組織

- ・ 試験炉規則第15条第2項第4号

(削る)

(削る)

- 1) 廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。

(1) 廃止措置を行う者の職務及び組織

- ・ 試験炉規則第15条第1項第1号

原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。

本事項の記載においては、原子炉施設の管理は、申請書等の記載内容及び試験炉規則に定める措置義務を確実に履行することはもとより、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害を防止するため、保安規定を定め、自らの保安活動を確実に実施する旨が明記された上で、以下について明記されていること。

- 1) 原子炉施設の管理に係る保安のための職務（発電所又は事業所内の保安の監督に関する責任者及び各職務）及び責任範囲並びに組織に関すること

ここで、本項において明記された各職務等については、試験炉規則第15条第1項第1号から第19号に掲げる各事項において、その関わりが明記されていること。

また、試験炉規則第15条第1項第18号に定められたところにより、保安規定に明記された品質保証を行う者の職務及び組織に従って本事項に関する責任者が明記されていること及び品質保証計画に基づき品質保証活動を実施することが明記されてい

(削る)

2) 廃止措置主任者の選任に関すること

廃止措置に係る保安の監督に関する責任者（以下「廃止措置主任者」という。）として、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い及び管理に関する専門的知識及び実務経験を有する者を廃止措置の段階に応じて配置することが、その職務及び責任範囲と併せて定められていること。また、廃止措置主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。

なお、法第43条の3の2の廃止措置計画の認可を受けるとともに、試験研究用等原子炉の機能停止措置を行った場合は、法第40条第1項の「試験研究用等原子炉の運転」を行うものではないことから、その旨の保安規定の変更認可を受けた原子炉設置者については、同項の規定による**当該試験研究用等原子炉に係る**試験研究用等原子炉主任技術者の選任を要しない。

ただし、原子炉設置者は、廃止措置を行うに当たっては、一般公衆や放射線業務従事者の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないよう、その進捗に応じて、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い等に関し、適切に措置を講じる責任がある。

ること。

2) 会議体に関すること

会議体を設ける場合は、その役割、位置付け、審議事項及び構成員に関すること。

3) 廃止措置主任技術者の選任に関すること

(新設)

法第43条の3の2の廃止措置計画の認可を受けるとともに、かつ、試験研究用等原子炉の機能停止措置を行った場合は、法第40条第1項の「試験研究用等原子炉の運転」を行うものではないことから、原子炉設置者については、その旨の保安規定の変更認可を受けた後は同項の規定による試験研究用等原子炉主任技術者の選任を要しないものとする。

ただし、原子炉設置者は、廃止措置を行うに当たっては、一般公衆や放射線業務従事者の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないよう、その進捗に応じて、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い等に関し、適切に措置を講じる責任がある。

すなわち、原子炉設置者は、施設内に核燃料物質が存在する場合には、核燃料物質の取扱い、放射性廃棄物の取扱い及び解体作業に係る被ばく管理に関する措置を、施設内から全ての核燃料物質を搬出した場合には放射性廃棄物の取扱い及び解体作業に係る被ばく管理に関する措置を講じる責任がある。

(削る)

表1 (略)

(5) 廃止措置を行う者に対する保安教育

- ・試験炉規則第15条第2項第5号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

- 1) 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者(役務を供給する事業者)に属する者を含む。以下「従業員」という。)について、保安教育実施方針が定められていること。
- 2) 保安教育の内容に関して、以下の事項が定められていること。

(削る)

すなわち、原子炉設置者は、施設内に核燃料物質が存在する場合には、核燃料物質の取扱い、放射性廃棄物の取扱い及び解体作業に係る被ばく管理に関する措置を、施設内から全ての核燃料物質を搬出した場合には放射性廃棄物の取扱い及び解体作業に係る被ばく管理に関する措置を講じる責任がある。

こうしたことから、法第43条の3の2の廃止措置計画の認可を受けた原子炉施設に係る保安規定においては、廃止措置に係る保安の監督に関する責任者(以下「廃止措置主任者」という。)として、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い及び管理に関する専門的知識及び実務経験を有する者を廃止措置の段階に応じて配置することが、その職務及び責任範囲と併せて明記されていることが望ましい。

表1 (略)

(2) 廃止措置を行う者に対する保安教育

- ・試験炉規則第15条第1項第2号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

(新設)

- 1) 保安教育の内容に関すること

ここで、保安教育の内容については、以下のような事項が明記されていること。

<p>a) 関係法令及び保安規定の<u>遵守</u>に関すること。</p> <p>b) <u>試験研究用等</u>原子炉施設の構造及び性能に関すること。</p> <p>c) <u>試験研究用等</u>原子炉施設の廃止措置に関すること。</p> <p>d)・e) (略)</p> <p>f) 非常時の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>g) その他<u>試験研究用等</u>原子炉施設に係る保安教育に関し必要な事項</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>a) 関係法令及び保安規定に関すること。</p> <p>b) <u>原子炉施設の位置、構造及び設備並びに操作</u>に関すること。 (新設)</p> <p>c)・d) (略)</p> <p>e) 非常時の場合に採るべき処置に関すること。</p> <p>f) その他<u>原子炉施設</u>に係る保安教育に関し必要な事項</p> <p>2) <u>保安教育の教育時間</u>に関すること  <u>ここで、教育時間の設定に関しては、核燃料物質等取扱業務特別教育規程（平成12年1月20日労働省告示第1号）の時間数が参考の一つとなる。</u></p> <p>3) <u>原子炉設置者の従業者以外の者（協力企業の従業者等）に対する保安教育</u>に関すること  <u>ここで、保安教育は、原則として、原子炉設置者自らが実施することが明記されていること。また、協力企業に保安教育を実施させる場合は、協力企業に必要な教育内容を提示するとともに、その実施検査の報告、評価を行うことが明記されていること。</u></p> <p>4) <u>放射線業務従事者以外の従業者（工場又は事業所に勤務する役員、事務職員を含む。）に対する保安教育</u>に関すること  <u>ここで、役員への保安教育は、従業者から役員に直接行うものでも良いが、他産業分野における事故・トラブル等の分析等を教材として、安全文化の啓蒙活動や役員自身の安全に係る自</u></p>
--	--



<p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p><u>3) 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</u></p> <p><u>4) 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</u></p> <p><u>5) 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起ささないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。</u></p> <p>(6) <u>試験研究用等原子炉の運転停止に関する恒久的な措置</u>  ・試験炉規則第15条第2項第6号  (略)  1)・2) (略)</p> <p>(7) <u>試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査</u></p>	<p><u>己啓発的なものが望ましい。</u></p> <p><u>5) 非常時の訓練に関すること</u>  <u>ここで、非常時の訓練は年1回以上行うことが明記されていること。</u></p> <p><u>6) 教育実施計画及び実施結果の記録の作成に関すること</u>  <u>ここで、教育実施計画の策定に当たっては、保安の監督に関する責任者が、その内容を精査することが明記されていること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) <u>原子炉施設の運転に関すること</u>  ・試験炉規則第15条第1項第3号  (略)  1)・2) (略)</p> <p>(4) <u>原子炉施設の運転及び利用の安全審査</u></p>
--	---

<p>・試験炉規則第15条第2項第7号</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) <u>試験研究用等原子炉施設の保安に関する重要事項及び試験研究用等原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(8) 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びに立入制限</u></p> <p>・試験炉規則第15条第2項第8号</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) <u>管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。</u></p> <p>2) <u>管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びこれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中</u></p>	<p>・試験炉規則第15条第1項第4号</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) <u>原子炉施設の保安に関する重要事項及び原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する会議体に関すること。ここで、会議体に関することとは、会議体の審議事項、構成員をいう。</u></p> <p>2) <u>会議体の審議結果の尊重に関すること。</u></p> <p><u>(5) 試験研究用等原子炉(臨界実験装置に限る。)内における燃料体、減速材、反射材等の配置及び配置替えの手続き</u></p> <p>・試験炉規則第15条第1項第5号</p> <p>本事項については、<u>運転に伴う配置替え等はないと考えられるが、以下のような事項が明記されていること。</u></p> <p>1) <u>燃料体等の運搬及び仮置きに関すること。</u></p> <p>2) <u>燃料体等の受払い及び検査に関すること。</u></p> <p><u>(6) 管理区域、保全区域及び周辺監視区域</u></p> <p>・試験炉規則第15条第1項第6号</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) <u>管理区域の設定及び措置並びに立入制限等に関すること</u></p> <p><u>ここで、措置とは、試験炉規則第7条第1号に掲げられた措置をいう。</u></p> <p>(新設)</p>
---	--

<p><u>の放射性物質濃度の基準値が定められていること。</u></p> <p>3) <u>管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。</u></p> <p>4) <u>管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。</u></p> <p>5) <u>管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。</u></p> <p>6) <u>管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。</u></p> <p>7) <u>管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。</u></p> <p>8) <u>保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。</u></p> <p>9) <u>周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。</u></p> <p>10) <u>役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。</u></p> <p><u>(9) 排気監視設備及び排水監視設備</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2) <u>保全区域の設定及び措置並びに立入制限等に関すること</u> <u>ここで、措置とは、試験炉規則第7条第2号に掲げられた措置をいう。</u></p> <p>3) <u>周辺監視区域の設定及び措置並びに立入制限等に関すること</u> <u>ここで、措置とは、試験炉規則第7条第3号に掲げられた措置をいう。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>(7) 排気監視設備及び排水監視設備</u></p>
--	--

・試験炉規則第15条第2項第9号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

- 1) 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。

これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、(17)における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、(11)における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。

(削る)

(10) 線量、線量当量、汚染の除去等

・試験炉規則第15条第2項第10号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

- 1) 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置(個人線量計の管理の方法を含む。)が定められていること。

- 2) 国際放射線防護委員会(ICRP)が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念(as low as

・試験炉規則第15条第1項第7号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

- 1) 排気監視設備及び排水監視設備の管理に関すること。

排気監視設備及び排水監視設備とは、申請書等に記載された設備をいい、管理とは、点検内容及び点検頻度をいう。

- 2) 排気監視設備及び排水監視設備の点検及び点検により異常を認めた場合の処置に関すること。

(8) 汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視及び汚染の除去

・試験炉規則第15条第1項第8号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

- 1) 放射線業務従事者の線量及び放射線業務従事者が呼吸する空気中の放射性物質の濃度に関すること。放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置が定められていること。

(新設)

<p><u>reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。</u></p> <p>(削る)</p> <p>3) <u>試験炉規則第7条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</u></p> <p>4) <u>管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。</u></p> <p>5) <u>管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。</u></p> <p>6) <u>核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、(12)又は(13)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p> <p>7) <u>法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に</u></p>	<p>2) <u>管理区域内の放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度、管理区域からの人の退去、又は持ち出し物品等の表面の放射性物質の密度の監視に関すること。</u></p> <p>3) <u>管理区域内の床、壁、その他人の触れるおそれのある物であって放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定めた密度を超えた場合等の措置に関することとして、試験炉規則第7条に基づく、床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	--

に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、(13)における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。

8) 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として記載していること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、(13)における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。

9) 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。

(11) 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法

・試験炉規則第15条第2項第11号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

- 1) 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められてい

(新設)

(新設)

(9) 放射線測定器の管理

・試験炉規則第15条第1項第9号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

- 1) 放射線測定機器の管理に関すること。  
管理とは、点検内容及び点検頻度をいう。

ること。

2) 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、(17)における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。

(削る)

(削る)

2) 測定器の種類、測定頻度、測定箇所等に関すること。

(10) 原子炉施設の巡視及び点検

・ 試験炉規則第15条第1項第10号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

1) 巡視及び点検の頻度並びに対象とする原子炉施設に関すること。

2) 原子炉施設の巡視、点検の状況、これらに伴う処置に関すること(巡視の頻度を含む。)及びその担当者の氏名の記録に関すること。

3) 巡視及び点検の結果の記録並びに異常を認めた場合の処置に関すること。

(11) 原子炉施設の施設定期自主検査に関すること(保安上特に管理を必要とする設備の特定を含む。)

・ 試験炉規則第15条第1項第11号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

1) 施設定期自主検査の対象及び検査の頻度に関すること。

2) 施設定期自主検査の実施計画に関すること。

3) 保安上特に管理を必要とする設備の特定に関すること。

<p>(削る)</p> <p><u>(12) 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>試験炉規則第15条第2項第12号</u> 本事項については、以下のような事項が明記されていること。</li> </ul> <p>(削る)</p> <p>1) <u>事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること及び貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。</u></p> <p>2) <u>新燃料及び使用済燃料の事業所の外への運搬に関する行為(事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に関することが定められていること。なお、この事項は、(10)及び(13)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p> <p><u>(13) 放射性廃棄物の廃棄</u></p>	<p><u>(12) 放射線利用に係る保安に関すること</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>試験炉規則第15条第1項第13号</u> <u>本事項については、記録の保存期間に関することが明記されていること。</u></li> </ul> <p><u>(13) 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>試験炉規則第15条第1項第13号</u> 本事項については、以下のような事項が明記されていること。</li> </ul> <p>1) <u>核燃料物質の受払い及びその措置に関すること。</u></p> <p>2) <u>核燃料物質の工場又は事業所内及び工場又は事業所の外における運搬に関すること。</u> <u>ここでは、工場又は事業所内において行われる新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して講ずべき保安管理措置として、運搬する場合に臨界に達しない措置を講ずること及び貯蔵施設等が定められていること。</u></p> <p>3) <u>貯蔵する核燃料物質の種類及び数量並びに貯蔵施設の管理その他の取扱いに関すること。</u> <u>ここでは、貯蔵する核燃料物質の種類及び数量については、許可された廃止措置計画に記載する種類及び数量を超えないようにすることが明記されていること。</u></p> <p><u>(14) 放射性廃棄物の廃棄</u></p>
---	--



<p>・試験炉規則第15条第2項第13号</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) <u>放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。</u></p> <p>2) <u>放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。</u></p> <p>3) <u>放射性固体廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、(10)及び(12)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p> <p>4) <u>放射性液体廃棄物の放出箇所、放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</u></p> <p>5) <u>放射性気体廃棄物の放出箇所及び放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</u></p> <p>6) <u>平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。</u></p> <p>7) <u>ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</u></p>	<p>・試験炉規則第15条第1項第14号</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>1) <u>放射性気体廃棄物を廃棄する場合の排気中の放射性物質の濃度の監視に関すること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	--

<p>(削る)</p>	<p><u>2) 放射性液体廃棄物を廃棄する場合の排水中の放射性物質の濃度の監視に関すること。</u></p>
<p>(削る)</p>	<p><u>3) 放射性固体廃棄物を廃棄する場合の放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量等に関すること。</u></p>
<p><u>(14) 非常の場合に講ずべき処置</u></p> <p>・試験炉規則第15条第2項第14号</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p><u>1) 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</u></p> <p><u>2) 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。</u></p> <p><u>3) 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報すること（事業所内の見学者、外部研究者等に対する避難指示等を含む。）が定められていること。</u></p> <p><u>4) 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。</u></p> <p><u>5) 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急処置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</u></p> <p><u>6) 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</u></p>	<p><u>(15) 非常の場合に採るべき処置</u></p> <p>・試験炉規則第15条第1項第15号</p> <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>1) 非常時の組織及び要員に関すること。なお、緊急作業に係る要員については、次の各号に掲げる要件に該当する放射線</u></p>

と。

- a) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を試験研究用等原子炉設置者に書面で申し出た者であること。
- b) (略)
- c) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。

(削る)

(削る)

(削る)

7) 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。

業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定すること。

- a) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を試験研究用等原子炉設置者に書面で申し出た者であること。
- b) (略)
- c) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員及び協力企業の従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。

2) 非常時対応資機材の整備及び管理に関すること。

3) 非常時の通報連絡系統に関すること（工場等内の見学者、外部研究者等に対する避難指示等を含む）。

4) 非常時の措置（発令、活動及び解除を含む。）に関すること。

5) 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）及び緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に採るべき処置に関すること。

<p>(削る)</p> <p>8) <u>事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。</u></p> <p>9) <u>防災訓練の実施頻度について定められていること。</u></p> <p>(15) <u>設計想定事象等に係る試験研究用等原子炉施設の保全に関する措置</u></p> <p>・<u>試験炉規則第15条第2項第15号</u></p> <p><u>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</u></p> <p>1) <u>許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針又は法第43条の3の2第2項の認可を受けた廃止措置計画に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</u></p> <p>a) <u>試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。</u></p> <p>イ <u>火災</u></p> <p><u>可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関する</u></p>	<p><u>6) 発生頻度が設計基準事故より低く、かつ、多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがある事故の発生が予測される場合において、当該事故の発生及び拡大を防止するために必要な措置に関すること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	---

ること。

ロ 発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるもの（以下「多量の放射性物質等を放出する事故」という。）

当該事故の拡大を防止するために必要な措置に関すること。

b) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、毎年1回以上定期に実施すること。

c) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。

d) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

(16) 試験研究用等原子炉施設及び廃止措置に係る保安に関する適正な記録及び報告

・試験炉規則第15条第2項第16号及び第17号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

1) 試験研究用等原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが明確に記載されていること。その

(16) 原子炉施設に係る保安に関する記録

・試験炉規則第15条第1項第16号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

1) 原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが明確に記載されていること。記録事項とは、主

<p><u>際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。</u></p> <p>2) <u>試験炉規則第6条に定める記録について、その記録の<u>管理に関すること</u>（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。</u></p> <p>3) <u>事業所長及び廃止措置主任者に報告すべき事項が定められていること。</u></p> <p>4) <u>特に、試験炉規則第16条の14各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が定められていること。</u></p> <p>5) <u>当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。</u></p>	<p><u>として原子炉施設の検査記録、燃料体の記録、放射線管理記録、保守記録等試験炉規則第6条に掲げる記録をいう。</u></p> <p>(新設)</p> <p>2) <u>事故故障等の報告に関すること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>(17) <u>試験研究用等原子炉施設の施設管理</u></p> <p>・ <u>試験炉規則第15条第2項第18号</u></p> <p><u>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</u></p> <p>1) <u>施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定めら</u></p>	<p>(新設)</p>

<p><u>れていること（廃止措置計画の認可後に安全機能を維持する必要のある施設の施設管理を含む。）。</u></p> <p><u>2) 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。</u></p> <p><u>なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に検査を実施させることとしてもよい。</u></p>	
<p><u>(18) 保安に関する技術情報についての他の試験研究用等原子炉設置者との共有</u></p> <p><u>・試験炉規則第15条第2項第19号</u></p> <p><u>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</u></p> <p><u>1) メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の試験研究用等原子炉設置者と共有し、自らの試験研究用等原子炉施設の保安を向上させるための措置が記載されていること。</u></p>	(新設)
<p><u>(19) 不適合発生時の情報の公開</u></p> <p><u>・試験炉規則第15条第2項第20号</u></p> <p><u>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</u></p> <p><u>1) 試験研究用等原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。</u></p>	(新設)





行う者の職務及び組織に関すること。)に定められたところにより、保安規定に明記された職務及び組織に従って本事項に関する責任者が明記されていること。

また、本事項については、品質保証を導入して保安のために必要な措置を体系的に実施する旨を明記した上で、以下の事項が明記されていること。

1) 品質保証計画の策定に関すること

① 品質保証を行うため、トップマネジメントが、品質保証計画を策定すること。

② 品質保証計画は、品質保証活動を実施するために必要な文書の発行、レビュー等に関して定める手続きに従って管理を行うこと。

2) 品質保証を行う者の組織及び職務に関すること。

① 組織の範囲

保安管理組織のうち、品質保証に係る組織（品質保証を行う者（監査に係る組織を含む。））に関すること。なお、品質保証に係る組織は、保安管理組織の組織図中において、その範囲が明記されていること。

② トップマネジメント

原子炉設置者（法人においてはその代表者）、工場又は事業所の長（以下「組織の長」という。）が、品質保証に係る組織のトップマネジメントとして、品質保証計画の策定、品質保証活動の実施、評価及び継続的な改善を総括することが明記

	<p><u>されていること。ここで、総括とは、自ら又は品質保証の総括を行う者を通じて、品質保証に係る事項の全体を見渡し、まとめること等をいう。</u></p> <p>③ <u>品質保証責任者の選任</u>  <u>品質保証計画の策定、品質保証活動の実施、評価及び品質保証計画の継続的な改善に関し、以下に例示する事項を実施する責任者（以下「品質保証責任者」という。）を、管理層の中から選任すること。</u></p> <p>①<u>品質保証に必要なプロセスを確立すること。</u>  ②<u>実施及び維持を確実に実施すること。</u>  ③<u>品質保証活動の実施状況及び改善の必要性の有無について、トップマネジメントに報告すること。</u>  ④<u>組織全体にわたって原子力の安全確保に対する認識を高めることを確実にすること。</u></p> <p>④ <u>品質保証に係る組織の職務</u>  <u>品質保証に係る組織については、以下に例示する職務が明記されていること。なお、保安に関する組織において明記されているものは除く。</u></p> <p>①<u>保安教育の責任者</u>  ②<u>監査の責任者</u>  ③<u>不適合管理の責任者</u>  ④<u>是正処置、予防処置の責任者</u>  ⑤<u>マネジメントレビューの責任者</u></p>
--	--

	<p>⑥文書管理、記録管理の責任者</p> <p>3) <u>品質保証計画に基づく品質保証活動の実施（保安に関し必要な個々の事項の計画、実施、評価及び継続的な改善を含む。）</u>、<u>評価（監査を含む。）及び品質保証計画の継続的な改善に関する事項</u></p> <p>④ <u>品質保証活動に係る教育</u>  <u>品質保証活動を実施するに当たっては、以下のような事項を含む取り決め及び手順の概略を明確にして教育を実施すること。</u></p> <p>①<u>品質保証責任者及び監査員が職務遂行のために必要な教育、品質保証に係る組織に属する者が保安に関し必要な個々の事項の職務遂行のために必要な教育及び継続的な改善の結果が必要とされた教育を実施すること。</u></p> <p>②<u>教育・訓練その他の処理の有効性を評価すること。</u></p> <p>③<u>教育、訓練、技能及び経験に関する記録を維持すること。</u></p> <p>⑤ <u>保安に関し必要な個々の事項の計画、実施、評価及び継続的な改善</u>  <u>保安に関し必要な以下の事項の計画、実施、評価及び継続的な改善を実施するに当たり、以下のような事項の取り決め及び手順を定め管理を行うこと。</u></p> <p>①<u>保安教育に関すること。</u></p> <p>②<u>原子炉施設の運転に関すること。</u></p> <p>③<u>原子炉施設の運転の安全審査に関すること。</u></p>
--	--

	<p>④試験研究用等原子炉（臨界実験装置に限る。）内の燃料体等の配置等の手続きに関する<u>こと。</u></p> <p>⑤管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関する<u>こと。</u></p> <p>⑥排気監視設備及び排水監視設備に関する<u>こと。</u></p> <p>⑦線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関する<u>こと。</u></p> <p>⑧放射線測定器の管理に関する<u>こと。</u></p> <p>⑨原子炉施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関する<u>こと。</u></p> <p>⑩原子炉施設の施設定期自主検査に関する<u>こと</u>（保安上特に管理を必要とする設備の特定を含む。）。</p> <p>⑪核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱いに関する<u>こと。</u></p> <p>⑫放射性廃棄物の廃棄に関する<u>こと。</u></p> <p>⑬非常の場合に採るべき処置に関する<u>こと。</u></p> <p>⑭原子炉施設に係る保安に関する記録に関する<u>こと。</u></p> <p>⑮原子炉施設の定期的な評価に関する<u>こと。</u></p> <p>⑯その他原子炉施設に係る保安に関し必要な事項に関する<u>こと。</u></p> <p>◎ 品質保証活動の評価</p> <p>①監査</p>
--	--

	<p><u>以下のような事項を含む取り決め及び手順に関すること。</u></p> <p>ア) <u>監査は、原則、定期的を実施すること。</u></p> <p>イ) <u>監査に先立ち、必要な計画（年度計画、実施計画等）を定めること。</u></p> <p>ウ) <u>監査の結果、明らかになった事項については、不適合管理、是正処置及び予防処置へ展開すること。</u></p> <p>②不適合管理</p> <p><u>以下のような事項を含む取り決め及び手順に関すること。</u></p> <p>ア) <u>不適合が放置されることを防ぐための管理に関すること。</u></p> <p>イ) <u>不適合の性質の記録、不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録の維持に関すること。</u></p> <p>ハ) <u>不適合の修正を施した場合に、要求事項への適合性を実証するための再検証に関すること。</u></p> <p>④ 品質保証計画の継続的な改善</p> <p>①是正処置</p> <p><u>以下のような事項を含む取り決め及び手順に関すること。</u></p> <p>ア) <u>不適合の内容確認に関すること。</u></p> <p>イ) <u>不適合の原因特定に関すること。</u></p> <p>ウ) <u>不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の</u></p>
--	--

	<p><u>評価に関すること。</u></p> <p>エ) <u>必要な処置の決定及び実施に関すること。</u></p> <p>カ) <u>採った処置の結果の記録に関すること。</u></p> <p>キ) <u>是正処置において実施した活動のレビューに関すること。</u></p> <p>②<u>予防処置</u></p> <p><u>以下のような事項を含む取り決め及び手順に関すること。</u></p> <p>ア) <u>起こり得る不適合及びその原因の特定に関すること。</u></p> <p>イ) <u>不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価に関すること。</u></p> <p>ウ) <u>必要な処置の決定及び実施に関すること。</u></p> <p>エ) <u>採った処置の結果の記録に関すること。</u></p> <p>カ) <u>予防処置において実施した活動のレビューに関すること。</u></p> <p>③<u>マネジメントレビュー</u></p> <p><u>以下のような事項を含む取り決め及び手順に関すること。</u></p> <p>ア) <u>トップマネジメントによるマネジメントレビューに関すること。</u></p> <p>イ) <u>マネジメントレビューは、原則、定期的実施すること。</u></p> <p>ウ) <u>マネジメントレビューの結果、明らかになった事項に</u></p>
--	---

<p>(21) <u>その他</u>必要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・試験炉規則第15条第2項第2号 前各項に加えて、以下の内容を定めていること。</li> <li>1) 日常の<u>QMSに係る活動</u>の結果を踏まえ、必要に応じ、<u>試験研究用等</u>原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。 (削る)</li> </ul>	<p>については、<u>不適合の管理、是正処置、予防処置へと展開すること。</u></p> <p>4) <u>品質保証活動に関する文書及び記録に関すること。</u></p> <p>④ <u>品質保証活動に関する文書の管理</u></p> <p>①<u>品質保証活動を実施するために必要な文書の発行、レビュー、改定、識別、配布（提供）及び外部文書、廃止文書に関して必要な管理に関すること。</u></p> <p>②<u>品質保証活動を実施するために必要な文書の明確化に関すること。</u></p> <p>⑤ <u>品質保証活動に関する記録の管理</u></p> <p>①<u>品質保証活動を実施するために必要な記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理に関すること。</u></p> <p>②<u>品質保証計画における品質保証活動を実施するために必要な記録の明確化に関すること。</u></p> <p>(19) <u>その他原子炉施設に係る保安に関し必要な事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・試験炉規則第15条第1項第19号 (新設)</li> <li>1) 日常の<u>品質保証活動</u>の結果を踏まえ、必要に応じ、<u>原子炉施設</u>に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</li> <li>2) <u>廃止措置計画の認可後に安全機能を維持する必要のある施設</u></li> </ul>
---	---

<p>(削る)</p> <p>2) <u>保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。</u></p>	<p><u>の保守管理については、保安規定に必要事項を記載すること。</u></p> <p>3) <u>安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA：as low as reasonably achievable）の精神にのっとり、原子力施設の災害防止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施することが「基本方針」として定められていること。</u></p> <p>4) <u>原子炉設置者が、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害を防止するため、保安活動を法第43条の3の24第3項の規定に基づき保安規定として定めることが「目的」として定められていること。</u></p>
---	---